

## 【表紙】

|               |   |
|---------------|---|
| 【提出書類】        | 有価証券報告書   |
| 【根拠条文】        | 金融商品取引法第24条第1項  |
| 【提出先】         | 関東財務局長  |
| 【提出日】         | 平成28年6月29日  |
| 【事業年度】        | 2015年度（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）  |
| 【会社名】         | ドイツ銀行<br>（Deutsche Bank Aktiengesellschaft）   |
| 【代表者の役職氏名】    | 取締役会会長 ジョン・クライアン<br>（John Cryan, Chairman of the Management Board）<br>取締役 マルクス・シェンク<br>（Marcus Schenck, Member of the Management Board） |
| 【本店の所在の場所】    | ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン タウヌス<br>アンラーゲ12<br>（Tausanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of<br>Germany）               |
| 【代理人の氏名又は名称】  | 弁護士 箱田 英子   |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング<br>森・濱田松本法律事務所   |
| 【電話番号】        | 03（6212）8316  |
| 【事務連絡者氏名】     | 弁護士 箱田 英子<br>同 飯村 尚久<br>同 尾登 亮介   |
| 【連絡場所】        | 東京都千代田区丸の内2丁目6番1号 丸の内パークビルディング<br>森・濱田松本法律事務所   |
| 【電話番号】        | 03（6212）8316  |
| 【縦覧に供する場所】    | 該当なし  |

（注1）本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」または「当行」とはドイツ銀行を指し、「グループ」とはドイツ銀行とその連結子会社を指す。

（注2）原則として、本書において便宜上記載されている日本円金額は、2016年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.65円）により計算されている。

（注3）本書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しないことがある。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

#### 1【会社制度等の概要】

##### (1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

###### 概 説

ドイツ法は、各種の企業形態について規定している。

- 合名会社 (Offene Handelsgesellschaft - 「OHG」)

商法第105条乃至第160条の適用を受け、組合員全員が組合の負債につき無限責任を負う。

- 合資会社 (Kommanditgesellschaft - 「KG」)

商法第161条乃至第177条aの適用を受け、最低1名の社員(無限責任社員)が無限責任を負うのに対し、他の(有限責任)社員はその出資額を限度とする責任を負う。

- GmbH & Co.KG (合資会社の特殊形態)

有限会社とその唯一の無限責任社員となる。

この種の会社は、合資会社に適用ある規定の適用を受ける。

- 有限会社 (Gesellschaft mit beschränkter Haftung - 「GmbH」)

有限会社法の適用を受け、法人格を有する。

会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した持分の払込みをなした社員は責任を負わない。

最低25,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は持分に分割される。ただし、持分は公正証書によってのみ譲渡可能である。

- 株式会社 (Aktiengesellschaft - 「AG」)

株式会社法の適用を受け、有限会社と同様法人格を有する。会社債権者に対する債務は、会社の資産のみをもって弁済され、出資した株式の払込みをなした株主は責任を負わない。最低50,000ユーロの固定資本を有し、かかる資本は株式に分割される。株式は、公証人の認証がなくても譲渡可能であるが、一般に、株式会社法上認められた会社の構造は、有限会社法上のそれと比べると柔軟性に乏しい。

株式会社(以下単に「会社」という。)としての当行に適用される法律は、1965年9月6日付株式会社法(改正済)である。当行に適用される同法の主要な規定の概要は以下のとおりである。

###### 設 立

会社を設立するには、1人以上の者(「発起人」)が、取得する株式の額面金額に等しいかまたは額面金額以上の出資により当該会社の株式を取得し、かつ当該会社の定款を作成しなければならない。定款の記載事項は以下のとおりである。

- 会社の名称および所在地

- 会社の目的

- 資本の額

- 株式の額面金額(もしあれば)および各額面金額毎の株式数、株式が複数の種類の株式の場合は、各種類株式の名称および株式数

- 株式の記名式・無記名式の別。保険会社および新事情としてダイムラー、シーメンスおよびドイツ銀行等の国際的に事業を行っている大企業を除き、ドイツの証券取引所に上場されている会社の場合は、通常、無記名式株式である。

- 取締役の員数または員数決定の根拠となる規則

- 会社の公告に関する規定

会社は、管轄裁判所から認証を受けた後その所在地において商業登記簿に登録されなければならない。会社の定款も、当該管轄裁判所に提出しなければならない。登記事項には、以下の事項が含まれている。

- 名称および所在地

- 目的

- 資本の額

- 定款作成日

- 取締役の氏名およびその代表権の範囲

定款の変更は、商業登記簿に登録されたときに有効となる。

###### 株 式 資 本

会社の資本は、株式に分割される。当該資本はユーロ建て、1株当たりの最低額面金額、または場合により、各無額面株式の株式資本組入最低部分を1ユーロとし、かつ最低資本金の額は、50,000ユーロである。株式を、額面以下で発行してはならない。株式には種々の権利、特に、利益および会社資産の分配に関する権利を付与できる。同一の権利を付与された株式は、すべて同一種類の株式とする。

会社は、株式会社法第71条および71条a)乃至d)に定めるところに従い、一定の例外的な場合に限り自己株式を取得することができる。会社は、自己株式によっては権利または利益を享受することができない。

資本増加は、準備金の転換による一定の増加を除き、新株の発行のみによりなされる。取締役会は、株主総会から適法に委任された場合に限り、現金による払込みまたは現物出資による資本増加を決議することができる。株主は、株式会社法第186条第3項および第4項の場合を除き、当該新株式につき新株引受権を付与されなければならない。資本増加は、商業登記簿に登録されたときに法律上有効となる。

株主総会は、会社が発行を認めた転換権または新株引受権を担保するため条件付資本増加をすることができる。かかる資本増加は当該株式が発行されたときに法律上有効となる。

#### 株主総会

定時株主総会は、会社の各営業年度の開始後8か月以内に開催される。定時株主総会以外の株主総会は、会社のために必要な場合に随時これを開催することができる。

株主総会は、取締役会または監査役会が招集することができる。株主総会は、また、資本金の5%を有する株主が取締役会に書面で招集を請求した場合にも招集することができる。(定款により、当該株主総会招集権をより低い比率の資本金を有する株主に付与する旨定めることができる。)株主総会の招集通知は、総会の会日、または、会社の定款により株主による事前の通知が要求される場合、総会に出席しようとする株主が出席の意思を通知しなければならない日の最終日、または無記名式株式を発行している上場会社の場合、基準日における株式保有の証明が会社に対して提供されなければならない日(いずれも当該日を含まない)の30日以上前に、会社が公告掲載のために選択した新聞(もしあれば)および電子連邦官報に公告する。すべての株主の氏名が判明している場合は、書留郵便により株主総会を招集することもできる。総会招集通知または書留郵便には、総会の日時、場所および上記の出席のための一切の条件ならびに各議案に関する取締役会および監査役会(一定の場合、後者のみ)の提案事項を含む議事日程を掲載する。株主(ただし、資本金の内5%以上または50万ユーロ以上を有する者)は、議案を提案することができる。

下記事項の決定権は、株主総会に保留される。

- (1) 監査役会における株主代表の選任
- (2) 貸借対照表に記載された配当可能利益の処分
- (3) 取締役および監査役の責任解除
- (4) 決算監査人の選任
- (5) 定款変更
- (6) 資本増加および資本減少
- (7) 特別監査人の選任
- (8) 会社の解散

株主総会は、取締役会から請求された場合に限り会社の業務執行に関する事項につき決議する。

株主総会において、各株主は、株式会社法第131条第3項に規定された場合を除き、請求する情報が当該議案を客観的に判断するのに必要な場合に限り、取締役会から回答を得る権利を有する。

議決権は、所有株式の額面金額に比例する。非上場会社に限り、1名の株主が行使しうる議決権の数を、定款により制限することができる。本人または所定の様式もしくは定款により規定された他の方式により適法に授權された代理人が議決権を行使することができる。

株主総会の決議は、原則として、行使された議決権の過半数により行われる。定款変更、資本増加もしくは資本減少または会社解散の場合には、出席株式総数の4分の3以上の多数の賛成によらない限り決議することができない旨の規定が、株式会社法にある。定款により、多数決の要件を加重し、また一定の場合には緩和することができる。

上場会社の株主総会の議事録は、公証人が作成する。議事録は、一定の書類を添付して株主総会后不当に遅滞することなく商業登記所に提出する。

#### 経営陣の構成

株式会社法は、取締役会および監査役会について規定している。いかなる個人も取締役会および監査役会の構成員を兼務することはできない。

#### 取締役会

取締役会は、1名以上の法律上完全な行為能力を有する自然人により構成される。各取締役は、監査役会により選任され、その任期は5年以内とする。各取締役は、最高5年を任期として、監査役会の決議により再任されまたは任期の延長が許される。取締役会が複数の取締役で構成される場合、監査役会は、取締役会会長を選任することができる。

取締役会は、第三者に対して裁判上および裁判外において会社を代表する。取締役会が複数の取締役で構成される場合、定款により、取締役は単独もしくは共同して、または会社の適法に授權された他の代理人1名と共同して会社を代表することができる旨定めることができる。取締役会およびかかる代表権を付与された取締役は、1名の取締役または取締役以外の者に対し、一定の商取引または一定の種類の業務を執行する権限を委任することができる。取締役会全体としての会社を代表する権限を、制限することはできない。

取締役または会社を代表するその他の者の変更については、商業登記簿に登記しなければならない。

取締役会は、その責任において会社の業務を執行する。取締役会は、監査役会が取締役会規則を定めることを決定した場合、または定款により監査役会が取締役会規則を定める権限が付与されている場合を除き、取締役会規則を定めることができる。

取締役会は、監査役会に対し、営業方針、会社の収益性、業務の展開、会社の現況、会社の収益性もしくは流動性に重大な影響を及ぼす取引および会社にとって非常に重要なその他の一切の事項について報告しなければならない。

取締役会は、株主総会の決議事項のうちその権限の範囲内にあるものを執行する。

監査役会は、取締役全員の報酬を決定する。上場会社の報酬体系は会社の持続可能な発展を図るものでなければならない。

監査役会の明示の承認がある場合に限り、取締役に対し貸付を行うことができる。かかる貸付は、従業員が一般的に利用できる条件または通常の取引条件の下でのみ認められる。米国2003年サーベインズ・オクスリー法に基づき、ある一定の貸付はいかなる場合も取締役に対して実行してはならない。

#### 監査役会

一般に従業員が20,000名以上の会社の監査役会は、株主により選任される10名の監査役およびドイツの従業員により選任される10名の監査役で構成される。後者の10名のうち、7名は会社の従業員とし、3名は労働組合の代表とするが、この3名が会社の従業員である場合もある。

法律上完全な行為能力を有する自然人のみが会社の監査役となることのできる。下記の者は、会社の監査役となることのできない。

- 監査役会の設置が義務付けられている10の企業の監査役にすでに就任している者(注1)

(注1) 会長職は2社と数え、最高5社までの、当該企業の子会社もしくは当該者が取締役となっている会社に支配されている会社の監査役職は、上記の計算に含めない。

- 当該会社の被支配会社の取締役会(もしくは同等の機関)の構成員である者
- 当該会社の取締役が監査役に就任している会社の取締役会(もしくは同等の機関)の構成員である者
- 当該会社の取締役もしくは副取締役である者または当該会社を代表する権限を付与されているその他の者
- 直近の2年間に当該会社において取締役会の構成員であった者。ただし、その選任が当該会社の株主の総議決権の25%超を保有する株主の提案によるものである場合を除く。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz - KWG)第25d条第3項は、銀行および金融持株会社の監査役会の構成員に関していくつかの追加的制限を規定している。2015年、株式会社法により、完全な共同決定に服する上場会社の監査役会においては、原則としてそのメンバーの男性および女性の構成比をそれぞれ30%以上とすることを内容とする追加的な制限が規定された。

ただし、監査役会は、欠員または出席不能の取締役に代わる1名以上の者を、その構成員の中から1年以下の期間を任期として取締役に選任することができる。取締役に選任された者は、その任期中監査役としての職務を行うことはできない。

株主を代表する監査役10名は、株主総会で選任される。従業員を代表する監査役選任については、共同決定法第9条乃至第24条および2004年5月28日に同法に基づき公布された3つの規則により定められた細則が適用される。選任手続は複雑で、多くの子会社を有する親会社の場合には少なくとも31週間を要する。

監査役の任期は、就任後4営業年度目に係る同監査役の責任解除につき決議する株主総会をもって終了する期間、すなわち約5年を超えることができない。

監査役に変更が生じた場合は、取締役会は監査役全員を記載したリストを商業登記所に提出しなければならない。

監査役会は、会社経営の監査を職務とする。監査役は、会社の会計帳簿および資産を自ら監査するか、または、他の監査役、また、特定の範囲につき適切な専門家に、かかる監査を委任することができる。監査役会は、会社の利益のために必要な場合は株主総会を招集しなければならない。監査役会は、業務執行をすることはできない。ただし、監査役会または定款は、一定の種類の取引については、監査役会の承諾ある場合に限り、これを行うことができる旨定めることができる。

監査役の報酬は、定款または株主総会により決定することができる。当該報酬には、会社の年間利益からの分配が含まれることがある。

監査役に対し、取締役に對する場合と同様の基準により貸付を行うことができる。

#### 財務書類

会社は、商法および株式会社法の規定に従い取引、資産および負債に関し適正な記帳をする。取締役会は、当営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度についての貸借対照表、損益計算書およびそれらの注記(併せて「財務書類」と総称する。)ならびに経営報告書を作成する。財務書類の形式および内容については、株式会社法、商法および信用機関および金融サービ

ス機関による会計規則（RechKred）に規定されている。かかる商法および会計規則には、1990年11月30日の銀行会計の内容を指示する法律により制定され、1993年1月1日以降の会計年度に適用しなければならない銀行の財務書類に関する特別規則（下記にその一部を記載する。）が含まれる。

財務書類およびその基礎となる会計帳簿については、株主総会で選任された決算監査人または決算監査法人が監査する。決算監査人はまた、監査意見書に監査結果の要約を記載しなければならない。かかる監査意見には、監査範囲、採用した会計・監査原則および監査結果を記載するものとする。決算監査人は、特に、当該監査意見の留保事項の有無につき記載しなければならない。

決算監査人は、財務書類に上記の意見を記載することができない場合は、その旨を明示した報告書を発行しなければならない。

取締役会は、財務書類を監査役会に提出し、決算監査人は、監査報告書を提出し、その監査結果を報告し、次いで監査役会がこれらの書類を監査し、監査結果を書面で株主総会に報告する。監査役会は、決算監査人の報告書について意見を述べ、異議を申立てるか否か、および財務書類を承認するか否かを記載しなければならない。年次決算書は、監査役会が承認すれば、最終財務書類となる。取締役会および監査役会は、財務書類の承認を株主総会に委ねる旨決定することができるが、通常は委ねない。いずれの場合にも、財務書類は次に株主総会に提出される。

2007年以降、会社の法律上の代表者は、当該財務書類を、株主に提示された後遅滞なく、かつ貸借対照表の日付の後12か月以内（上場会社の場合は4か月以内）に、決算監査人の監査報告書もしくは監査意見の範囲限定報告書、経営報告書、監査役会報告書を付して電子化の上、連邦官報（Bundesanzeiger）に提出しなければならない。当該事業年度の純利益または純損失の明細を決定した利益処分案および利益処分決議も、同時にもしくはそれらの決定後不当に遅滞することなく提出しなければならない。会社の代表者は、これらの書類が、提出後不当に遅滞することなく連邦官報に公告され、会社の登記所（Unternehmensregister）に送付されるよう手配しなければならない。所有株式表は、連邦官報に公告されることを要しない。

#### 利益処分

配当可能利益の処分は、株主総会で決定される。株主は、法律および会社の定款により、株主総会で別段の処分を決議しない限り配当可能利益の配当を請求する権利を有する。

会社が清算されない限り、配当可能利益だけを株主に配当することになる。

#### 企業契約

企業契約は、会社がその経営を他の会社に委任する契約、または他の会社に自己の利益および損失の全部を移転する契約ならびにその他の同種類の契約をいう。企業契約は、法律および定款に規定された多数決による株主総会の承認がある場合に限り、締結および改定することができる。各株主は、請求すれば株主総会前に当該契約の写しを受領する権利を有する。当該契約は、契約中の一定の重要な規定が会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。当該商業登記簿を管轄する裁判所は、電子的方法により新しく登記された事項を公告する。

#### 定款変更

会社の定款は、株主総会の決議のない限り変更することができない。法律および定款は各種の定款変更決議に必要な多数を規定する。定款の変更は、会社所在地の商業登記簿に登記されたときに有効となる。一定の定款変更はまた、裁判所により電子的方法により公告されなければならない。

#### 連結財務諸表

統一的な経営に服する会社グループについては、親会社は連結財務諸表も作成しなければならない。

商法第315条aおよび国際財務報告基準（IFRS）の適用に関する欧州議会および欧州連合理事会2002年7月19日規則第1606/2002号は、欧州連合内で上場しているドイツの会社は2005年以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成すべきことを要請している。この規則は、U.S.GAAPに準拠していた会社については2007年から適用されており、ドイツ銀行は2007会計年度以降、IFRSに基づいて連結財務諸表を作成している。

#### （2）【提出会社の定款等に規定する制度】

##### A．株 式

当行の株式はすべて記名式である。無記名式株式も発行することができる。

##### B．株 主 総 会

取締役会および監査役会のその営業年度における行為についての責任解除、利益処分、決算監査人の選任、および場合により年次決算書の承認（定時株主総会）につき決議することを目的として招集される株主総会は、各営業年度の開始後8か月以内に開催される。

株主総会の招集通知は、総会への出席を希望する株主が出席意思を登録しなければならない最終日の遅くとも30日前（公告日および最終日を日数の計算に算入しない。）までに電子連邦官報に公告する。登録要件および株主総会の出席票発行に関する詳細は、招集通知に記載されなければならない。

1株1議決権とする。

法律または定款の強行規定に別段の定めのない限り、株主総会の決議は、議決権の単純過半数により採択される。発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される。

#### C. 取締役会

取締役会は、3名以上の取締役により構成される。当行の取締役会は、現在、8名の取締役で構成されている。

監査役会は、取締役を選任し、かつ取締役の員数を決定する。

当行は、取締役2名により、または取締役1名および委任状(Prokurist)を有する代理人により適法に代表される。

取締役会は、実業界との近密な関係を維持し、かつ業務上の諮問を受けるため、諮問委員会および地方諮問委員会を設置することができる。

#### D. 監査役会

監査役会は、20名の監査役で構成される。

監査役会の決議は、法律に別段の定めのない限り、議決権の単純過半数により採択される。可否同数の場合は、共同決定法第29条第(2)項および第31条第(4)項により会長が決する。

以下の場合には、監査役会の承認が要求される。

- a) 事項を特定しない一般的な代理権の授与
- b) ドイツ銀行法に基づく当行の資本金および準備金の1%超に相当する不動産の取得および処分
- c) 他の会社の持分の取得を含め、ドイツの銀行法により金融機関の監査機関の承認を要する信用の供与
- d) ドイツ銀行法に従った当行の資本金および準備金の2%超に相当する他の持分の取得および処分

当行の資本金および準備金の1%超にかかる持分の取得または処分は、監査役会に遅滞なく報告されなければならない。

(1) b) および d) についての承認は、当該取引が従属法人においてなされた場合にも必要とされる。

(2) 監査役会は、監査役会の承認を要する取引を追加的に定めることができる。

#### E. 年次決算書および利益処分

当行の営業年度は暦年である。

取締役会は、各営業年度の開始後3か月以内に、前営業年度に関する年次財務諸表(貸借対照表、損益計算書および注記)ならびに経営報告書を作成し、これを当該年度の決算監査人に提出する。取締役会は、年次決算書を、決算監査人は、監査報告書を、監査役会に提出する。

監査役会は、当該書類の提出を受けた日から1か月以内に取締役会に監査役会の報告書を提出する。

配当可能利益は、株主総会が別段の決議をしない限り、株主に分配される。

当行が利益分配証書を発行し、当該利益分配証書の条項により、利益分配証書の保有者に配当可能利益の分配請求権が付与されている場合、配当可能利益の該当部分に対する株主の請求権は排除される(株式会社法58条4項)。

株主に対する配当は、常に、株式資本に対する持分株式の出資の比率および出資期日から経過した期間に比例して行われる。

新株式発行の場合、当該株式について異なる配当を決定することができる。

## 2【外国為替管理制度】

欧州連合の他の加盟国におけると同様に、国際連合決議を遵守するための欧州連合の管轄当局の規制により、当該規制の指定する一定の法人および自然人に対する資産凍結命令が発効した。また、対イラン制裁措置に関する2012年3月23日付のEU規則第267/2012号(改正済)により、イランの個人、主体もしくは機関からのまたはこれらに対する10,000ユーロ(またはその外貨相当額)を超える一定の資金の移転については、ドイツ連邦銀行に対して事前の書面通知が求められる。移転金額が40,000ユーロ(またはその外貨相当額)を超えた場合は、ドイツ連邦銀行の事前の承認が求められた。かかるイラン関連の措置は2016年1月16日に廃止された。

若干の例外を除き、ドイツの居住者である法人または個人は、非居住たる法人または個人から受領またはこれらに対してもしくはこれらの勘定で行われる12,500ユーロ(または外国通貨による相当額)を超える支払について、ドイツ連邦銀行への報告が求められる。この報告要件は、統計上の目的によるものである。

上記の例外を除いて、現在、ドイツの居住者またはドイツ市民以外の当行株主に対する資金の移管または配当その他の支払の送金を妨げるドイツの法律、判決または規制は存在しない。

また、ドイツの非居住株主または外国人株主の当行株式の保有または適用ある議決権行使の権利は、ドイツの法律または当行の定款に基づき制限を受けることはない。ただし、投資額が一定の基準に達したまたはこれを上回った場合には、一定の報告義務が適用され、また当該投資がBaFin、欧州中央銀行およびその他の管轄当局による審査対象になることがある。

## 3【課税上の取扱い】

### ドイツの課税上の取扱い

当行によって日本国居住者に支払われる配当金（日本において無制限の納税義務に服する。）は、25%のドイツの源泉課税の対象となる。源泉税には5.5%の追加税が課せられ、その結果、税率は合計26.375%となる。

所得に対する租税およびある種の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツとの間の協定に従い、ドイツの源泉税は配当の15%を超えることはできない。15%と実際に源泉徴収される税額（26.375%）の差額の救済は、還付を申請することにより、又は（支払が行われる前に）源泉課税の免除を申請することにより、受けることができる。後者は、事前に、特定の要件（例：居住国での居住の証明、10%以上の株式保有など）を充足する場合に所定の様式による申請書に基づきドイツの税務当局により付与される免除証明書が必要となる。

還付を受けるためには、特別の申請書がドイツ、D - 53221 ボン、レフェラートSt 3の連邦中央税務署（Bundeszentralamt für Steuern）に提出されなければならない。申請書は、源泉課税年度以後4年以内に提出されなければならない。

日本国居住者が得る当行の株式の売却益（日本において無制限の納税義務に服する。）は、その株式が日本企業のドイツ国内に有する恒久的施設の営業用資産の一部となっている場合、またはその株式が業務上のサービスを実施する目的をもって日本国居住者がドイツ国内において利用しうる恒久的施設に属する場合を除き、ドイツの所得税の対象とならない。

自然人である日本国居住者が所有する当行の株式は、当該日本国居住者が個人またはその関係者と共に当行の株式資本の10%以上を所有する場合にのみドイツの相続税（Erbchaftsteuer）が課される。

#### 日本の課税上の取扱い

所得税法、法人税法、相続税法およびその他の関連法令に従いかつその制限のもとで、日本国の個人または法人は、適用ある租税条約に従い、上記で述べたところに従って個人または法人の各所得について（また個人については相続についても）支払ったドイツ税額につき日本の税務当局に税額控除を請求することができる。第8 2 . (4) 「配当等に関する課税上の取扱い」参照。

#### 4 【法律意見】

当行グループの法務部は、共同首席法律顧問であるマティアス・オットーおよび上級法律顧問であるフォルカー・ブツケによる次の趣旨の法律意見書を提出している。

(1) 当行は、ドイツ連邦共和国法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。

(2) 当該法律顧問が知りかつ信ずる限りにおいて、本書中のドイツ連邦共和国法に関する記述は、真実かつ正確である。

## 第2【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

| 年 度                                      | 2011年                    | 2012年                    | 2013年                    | 2014年                    | 2015年                    |
|--|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益                     | 15,606<br>(19,297)       | 14,254<br>(17,625)       | 12,769<br>(15,789)       | 13,138<br>(16,245)       | 14,925<br>(18,455)       |
| 利息以外の収益合計                                | 15,783<br>(19,516)       | 17,761<br>(21,961)       | 17,082<br>(21,122)       | 17,677<br>(21,858)       | 17,644<br>(21,817)       |
| 純収益合計（注2）                                | 31,389<br>(38,812)       | 32,015<br>(39,587)       | 29,850<br>(36,910)       | 30,815<br>(38,103)       | 32,569<br>(40,272)       |
| 税引前利益（損失）                                | 5,390<br>(6,665)         | 814<br>(1,007)           | 1,457<br>(1,802)         | 3,116<br>(3,853)         | -6,097<br>(-7,539)       |
| 当期純利益（損失）（注3）                            | 4,326<br>(5,349)         | 316<br>(391)             | 681<br>(842)             | 1,691<br>(2,091)         | -6,772<br>(-8,374)       |
| 包括利益（損失）合計（税引後）                          | 5,573<br>(6,891)         | 612<br>(757)             | -1,144<br>(-1,415)       | 6,102<br>(7,545)         | -4,278<br>(-5,290)       |
| 普通株式                                     | 2,380<br>(2,943)         | 2,380<br>(2,943)         | 2,610<br>(3,227)         | 3,531<br>(4,366)         | 3,531<br>(4,366)         |
| 株主持分合計                                   | 53,390<br>(66,017)       | 54,001<br>(66,772)       | 54,719<br>(67,660)       | 68,351<br>(84,516)       | 62,678<br>(77,501)       |
| 資産合計                                     | 2,164,103<br>(2,675,913) | 2,022,275<br>(2,500,543) | 1,611,400<br>(1,992,496) | 1,708,703<br>(2,112,811) | 1,629,130<br>(2,014,419) |
| 普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）   | 9.5                      | 11.4                     | 12.8                     | 15.2                     | 13.2                     |
| 普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5） | -                        | -                        | -                        | 11.7                     | 11.1                     |
| Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）       | 12.9                     | 15.1                     | 16.9                     | 16.1                     | 14.7                     |
| Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）     | -                        | -                        | -                        | 12.9                     | 12.3                     |
| 基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））                  | 58.11<br>(7,185)         | 57.37<br>(7,094)         | 50.80<br>(6,281)         | 49.32<br>(6,098)         | 45.16<br>(5,584)         |
| 基本的1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））               | 4.25<br>(526)            | 0.27<br>(33)             | 0.64<br>(79)             | 1.34<br>(166)            | -5.06（注7）<br>(-626)      |
| 希薄化後1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））              | 4.11<br>(508)            | 0.26<br>(32)             | 0.62<br>(77)             | 1.31<br>(162)            | -5.06（注7）<br>(-626)      |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                         | 7,802<br>(9,647)         | -23,954<br>(-29,619)     | 7,184<br>(8,883)         | 2,052<br>(2,537)         | 67,252<br>(83,157)       |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー                         | 11,915<br>(14,733)       | -2,647<br>(-3,273)       | -3,015<br>(-3,728)       | -12,824<br>(-15,857)     | -8,242<br>(-10,191)      |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー                         | -3,160<br>(-3,907)       | -2,152<br>(-2,661)       | -544<br>(-673)           | 5,795<br>(7,166)         | -5,583<br>(-6,903)       |
| 現金および現金同等物の期末残高                          | 81,946<br>(101,326)      | 53,321<br>(65,931)       | 56,041<br>(69,295)       | 51,960<br>(64,249)       | 105,478<br>(130,424)     |
| 従業員数（常勤相当）（人）                            | 100,996                  | 98,219                   | 98,254                   | 98,138                   | 101,104                  |

（注1）当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）信用リスク引当金繰入額控除後

（注3）当期純利益のうち、21百万ユーロ、28百万ユーロ、15百万ユーロ、53百万ユーロおよび194百万ユーロは、それぞれ2015年度、2014年度、2013年度、2012年度および2011年度の非支配持分に帰属する純利益である。

（注4）2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年、2012年および2011年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

（注5）2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

（注6）基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。



(注7) 利益は、2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとして支払われた2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ(億円))

| 年 度                       | 2011年                    | 2012年                    | 2013年                    | 2014年                    | 2015年                    |
|---------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 収益合計                      | 36,529<br>(45,168)       | 32,711<br>(40,447)       | 30,317<br>(37,487)       | 29,384<br>(36,333)       | 33,212<br>(41,067)       |
| 営業利益                      | 4,269<br>(5,279)         | 3,090<br>(3,821)         | 3,481<br>(4,304)         | 2,284<br>(2,824)         | 2,824<br>(3,492)         |
| 当期純利益                     | 1,426<br>(1,763)         | 729<br>(901)             | 893<br>(1,104)           | 1,263<br>(1,562)         | 30<br>(37)               |
| 資本金                       | 2,380<br>(2,943)         | 2,380<br>(2,943)         | 2,610<br>(3,227)         | 3,531<br>(4,366)         | 3,531<br>(4,366)         |
| 資産合計                      | 1,869,074<br>(2,311,110) | 1,723,459<br>(2,131,057) | 1,385,430<br>(1,713,084) | 1,520,459<br>(1,880,048) | 1,436,029<br>(1,775,650) |
| 純資産額                      | 33,990<br>(42,029)       | 34,752<br>(42,971)       | 37,839<br>(46,788)       | 46,816<br>(57,888)       | 45,828<br>(56,666)       |
| 1株当たり純資産額(注1)<br>(ユーロ(円)) | 35.65<br>(4,408)         | 36.54<br>(4,518)         | 36.21<br>(4,477)         | 33.10<br>(4,093)         | 33.11<br>(4,094)         |
| 1株当たり利益<br>(ユーロ(円))       | 1.53<br>(189)            | 0.78<br>(96)             | 0.88<br>(109)            | 0.92<br>(114)            | 0.02<br>(2)              |
| 1株当たり配当<br>(ユーロ(円))       | 0.75<br>(93)             | 0.75<br>(93)             | 0.75<br>(93)             | 0.75<br>(93)             | 0.00<br>(0)              |
| 配当性向(%)                   | 48.9                     | 95.6                     | 85.6                     | 81.9                     | 0.0                      |
| 従業員数(人)(注2)               | 27,634                   | 27,727                   | 27,440                   | 27,286                   | 28,151                   |

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

## 2【沿革】

当行の法律上および商業上の名称は、ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)という。当行は、ドイツの法律に基づき組成された株式会社である。ドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフトは、ハンブルグのノルトドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Norddeutsche Bank Aktiengesellschaft)、デュッセルドルフのライニッシュ・ヴェストファリッシュ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Rheinisch-Westfälische Bank Aktiengesellschaft)およびミュンヘンのズートドイツ・バンク・アクチエンゲゼルシャフト(Süddeutsche Bank Aktiengesellschaft)の統合により設立された。金融機関の業務地域に関する法律(Law on the Regional Scope of Credit Institutions)に基づき、これらの銀行は、1870年に設立されたドイツ銀行から1952年に分割された。当該合併およびドイツ銀行の名称は、1957年5月2日、フランクフルト・アム・マインの地方裁判所の商業登記簿に登録された。

当行は、登録番号HRB第30000号で登記されている。当行の登記上の住所は、ドイツ、60325フランクフルト・アム・メイン、タウヌスアンラーゲ12であり、当行の電話番号は、+49-69-910-00である。

重要な資本的支出および資産の処分に関する情報については、「第6 経理の状況、1財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、重要な資本的支出および資産の処分」の項に記載されている。

### 3【事業の内容】（2015年12月31日現在）

#### (1) 会社の目的

ドイツ銀行は、定款に記載されたとおり、一切の銀行取引業務、金融その他のサービス提供および国際的経済関係の推進を目的とする。当行は、本目的を当行自身により、または子会社および関連会社を通じて、達成することができる。当行は、法律により許容されている範囲内で、不動産の取得および処分、ドイツ国内外の支店の設置、他の企業への参加権の取得、管理および処分、ならびに企業の利益参加に関する契約の締結を含む、当行の目的を促進するとみなされる一切の取引を行いまた一切の手段を講じることができる。

#### (2) 事業の内容

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2015年12月31日現在1兆6,290億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2015年12月31日現在で、当行は、常勤相当で101,104名の従業員を雇用し、世界70か国で2,790支店（そのうち65%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2015年12月31日現在、当行は、以下の5つのコーポレート部門で構成されている。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）
- 非中核事業部門（NCOU）

これらの5つのコーポレート部門は管理（インフラストラクチャー）部門により支えられている。さらに、当行は、世界の各地域を統括するリージョナル・マネジメント部門を有している。2016年以降、当行のストラテジー2020に従い、当行の事業運営は、グローバル・マーケッツ（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツ（PW&CC）、ポストバンク、ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）および非中核事業部門（NCOU）の区分による新体制の下で行われることになっている。

当行は、世界の多くの国の既存もしくは潜在顧客と取引を行う体制を整えている。こうした体制には下記の拠点が含まれる。

- 多数の国における子会社および支店
- 上記以外の多数の国における駐在員事務所
- 上記以外の国々の顧客に対応する1名以上の営業担当者

当行グループの関係会社のそれぞれの名称および所在地は、ドイツ銀行グループの資本持分とともに第6 経理の状況に記載されている。

#### (3) 日本における業務活動

1962年 - 東京に駐在員事務所を開設

1971年 - 東京に支店を設立する。（当行の子会社であったドイツ・ユーパーゼーイッシュ・バンク（Deutsche Überseeische Bank）の支店であったが、1976年に当行は同行を吸収合併した。）と同時に駐在員事務所を閉鎖

1977年 - 西日本地域の業務を促進するための事務所として大阪に駐在員事務所を開設

1979年 - 東京に駐在員事務所を再開設

1982年 - 中部日本地域における業務を促進するための事務所として名古屋に駐在員事務所を開設

- 大阪の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更

1986年 - 香港の投資銀行であるDBキャピタル・マーケッツ（アジア）リミテッド（DB Capital Markets (Asia) Ltd.）（当行が議決権付株式資本の50%を保有する。）の東京支店の開設

- ドイツ企業および多国籍企業に対し、日本市場への参入および通商に関し助言を行うコンサルティング会社であるファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッド（Vaubel & Partners Ltd.）の持分を取得
- DBキャピタル・マネジメント・インターナショナル・ゲーエムペーハー（DB Capital Management International GmbH）の全額出資子会社であるドイツ銀証券会社を日本における投資顧問およびポートフォリオの運営管理を行うため設立

1988年 - ドイツ銀証券会社が、東京証券取引所の会員権を取得

1989年 - 香港のDBアジア・ファイナンス（HK）リミテッド（DB Asia Finance (HK) Ltd.）の駐在員事務所を東京に開設

- 名古屋の駐在員事務所をあらゆる領域のサービスを提供する支店に組織変更
- ドイツ銀行株式を東京証券取引所に上場

- 1990年 - ドイツ銀投資顧問およびモルガン・グレンフェル・インターナショナル・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Morgan Grenfell International Asset Management Co., Ltd.) を合併し、D Bモルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント・リミテッド (DB Morgan Grenfell Asset Management Ltd.) を東京に設立
- 1991年 - ドイツ銀証券会社が、大阪証券取引所の会員権を取得
- 1993年 - ファウベル・アンド・パートナーズ・リミテッドの全持分を取得し、社名をローランド・バーガー・アンド・パートナー・リミテッド (Roland Berger & Partner Ltd.) に変更
- 1994年 - ドイツ銀証券会社が東京国際金融先物取引所の会員権を取得  
- ドイツ銀証券会社がドイツ銀行の全額出資子会社となる。
- 1996年 - ドイツ銀証券会社が「ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社」に名称変更  
- 信託銀行であるチェース・マンハッタン信託銀行を買収し、ドイチェ・モルガン・グレンフェル信託銀行に名称変更
- 1998年 - ナットウェスト・デリバティブス (NatWest Derivatives) の営業拠点の獲得完了  
ドイチェ・モルガン・グレンフェル証券会社が「ドイツ証券会社」に名称変更
- 1999年 - バンカース・トラストの日本における営業所の獲得完了
- 2000年 - ドイツ銀行名古屋支店閉鎖  
- バンカース・トラスト東京支店閉鎖  
- DMG信託銀行の持分の大半を売却
- 2001年 - ドイツ銀行大阪支店閉鎖
- 2004年 - ドイツ証券会社が、ジャスダック証券取引所の取引参加者証を取得
- 2005年 - ドイツ証券会社東京支店が、すべての営業を、日本法人として設立されたドイツ証券株式会社に譲渡  
- ドイチェ・アセット・マネジメントとドイチェ信託銀行の資産運用サービス業務をドイチェ・アセット・マネジメントに統合  
- ドイチェ信託銀行が法人信託サービス業務をDB信託株式会社に移管し、信託銀行免許を返上
- 2006年 - ドイツ銀行株式の東京証券取引所上場廃止
- 2007年 - ドイツ証券株式会社が第一種金融商品取引業者として、またドイツ銀行東京支店が登録金融機関として、それぞれ金融商品取引法に基づき登録
- 2014年 - DB信託株式会社が「ドイチェ信託株式会社」に名称変更

#### 4【関係会社の状況】

(1) 親会社

当行には親会社はない。

(2) 子会社および関連会社等（2015年12月31日現在）

当行は、子会社671社、連結ストラクチャード・エンティティ404事業体および持分法により会計処理されている会社106社を有している。

下記は当行の主要な連結子会社である。

| 名称   | 住所      | 資本金                             | ドイツ銀行グループの所有割合 (%) | 主要な事業の内容                               | ドイツ銀行との関係内容 |
|--|---------|---------------------------------|--------------------|--|-------------|
| DBOIグローバル・サービス・プライベート・リミテッド                | ムンバイ    | 554,554,550<br>インド・ルピー          | 100.0              | その他サービス業                               | -           |
| ドイチェ・バンク(チャイナ)Co., Ltd.                    | 北京      | 4,426,000,000<br>人民元            | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・ルクセンブルクS.A.                       | ルクセンブルク | 3,959,500,000<br>ユーロ            | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・ネダーランドN.V.                        | アムステルダム | 45,002ユーロ                       | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト | フランクフルト | 550,000,000<br>ユーロ              | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国内)                           | -           |
| ドイチェ・バンクS.A. - バンコ・アレミャオ                   | サンパウロ   | 996,550,988<br>ブラジル・リアル         | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・セキュリティーズ Inc.                     | ウィルミントン | 2,000米ドル                        | 100.0              | 証券業                                    | -           |
| ドイチェ・バンク・ソシエダド・アノニマ・エスパニョーラ                | マドリッド   | 101,526,918<br>ユーロ              | 99.8               | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・ソチエータ・ペル・アツィオーニ                   | ミラノ     | 412,153,993.8<br>ユーロ            | 99.9               | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク(スイス)SA                            | ジュネーブ   | 100,000,000<br>スイス・フラン          | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ                  | ニューヨーク  | 2,127,308,670<br>米ドル            | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・CIB センター・プライベート・リミテッド                 | ムンバイ    | 10,020,160<br>インド・ルピー           | 100.0              | その他サービス業                               | -           |
| ドイチェ・ポストバンクAG                              | ボン      | 547,000,000<br>ユーロ              | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国内)                           | -           |
| ドイチェ・アセット アンド ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH     | フランクフルト | 115,000,000<br>ユーロ              | 100.0              | ファンドマネジメント会社                           | -           |
| サル・オッペンハイムjr. & Cie. AG & Co. KGaA         | ケルン     | 700,000,000<br>ユーロ              | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国内)                           | -           |
| 000ドイチェ・バンク                                | モスクワ    | 1,237,450,000<br>ロシア・ルーブル       | 100.0              | 商業銀行業(ドイツ国外)                           | -           |
| ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングスPte Ltd            | シンガポール  | 1,166,687,663<br>シンガポール・ドル      | 100.0              | 投資持株会社                                 | -           |
| ドイチェ・ナレッジ・サービス Pte. Ltd.                   | シンガポール  | 17,800,979<br>米ドル<br>2シンガポール・ドル | 100.0              | その他の投資持株会社、及びドイツ銀行グループ会社のシェアードサービスセンター | -           |
| ドイツ証券株式会社                                  | 東京      | 72,728,000,000円                 | 100.0              | 金融商品取引業                                | -           |

5 【従業員の状況】（2015年12月31日現在）

(1) ドイツ銀行グループ（連結）

|                                     |          |
|-------------------------------------|----------|
| 従業員数（常勤相当）                          | 101,104人 |
| 個人顧客および中堅企業（PBC）                    | 37,799   |
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）     | 7,958    |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM） | 6,154    |
| グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）           | 4,290    |
| 非中核事業部門（NCOU）                       | 196      |
| 管理部門/リージョナル・マネジメント                  | 44,706   |

（注）四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。

(2) ドイツ銀行AG

|            |            |
|------------|------------|
| 従業員数（常勤相当） | 29,435人    |
| 平均年齢       | 41.1歳      |
| 平均勤続年数     | 11.7年      |
| 平均年間給与     | 205,000ユーロ |

(3) ドイツ銀行グループの総従業員数は、2015年に以下の要因により2,966人（前年比3.0%）増加した。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の従業員数は、主に市場の動向に合わせた調整により、245人減少した。
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の従業員数は、金融機関向けキャッシュ・証券サービスの好調を主な要因として、143人増加した。
- ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の従業員数は、157人増加した。これは特に、英国および米国における増加によるものであった。
- 個人顧客および中堅企業（PBC）の従業員数は、主にドイツおよびイタリアにおける減少により、265人減少した。
- 非中核事業部門（NCOU）の従業員数は、主にCB&S関連の非中核事業により、58人減少した。
- 管理部門の従業員数は、3,234人増加した。これは主に、当行独自の事業基盤のさらなる進展と内部管理部門（コンプライアンス、リスクおよび監査等）の強化によるものであった。

## 第3【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### ドイツ銀行の株式および債券

- 時価総額の減少
- 大株主は3社となる
- 補完的資本証券の追加発行

2015年の当行株式の値動きは満足のいくものではなかったが、滑り出しは好調であった。2014年末に好転した株式市場は、2015年の最初の数か月においても上昇基調を維持した。欧州中央銀行（ECB）が拡張的な金融政策を維持したことから、欧州の株式市場は過去最高を記録した。第1四半期のDAX指数は22%上昇し、2015年4月に12,375ポイントにまで達した。欧州の銀行セクターもまた堅調に推移し、STOXX欧州600銀行株指数は14%上昇した。2015年第1四半期の当行株式は、良好な市場環境にけん引されて30%上昇してDAX指数を上回る値動きをみせ、4月には2015年の最高値となる33.42ユーロに達した。しかし第2四半期に入るとこのような上昇基調にややブレーキがかかり、2015年上半期の当行株式は、DAX指数（12%上昇）を若干下回る8%の上昇にとどまり、取引を終えた。

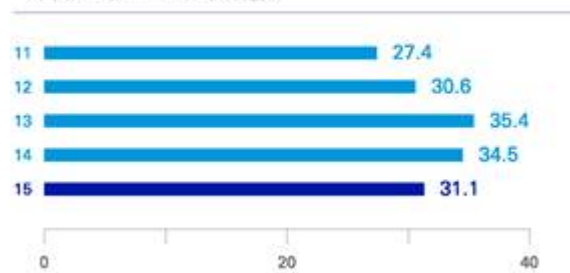
第3四半期、それまで高騰する株価に陶醉するユーフォリア状態にあった世界の株式市場が、一転して大きく冷え込んだ。低下の要因となったのは、中央銀行による金利引き上げが行われるかもしれないという憶測や世界経済の動向への懸念であった。市場を驚かせた中国の通貨切り下げの後、DAX指数は9月、2015年の最安値となる9,428ポイントにまで下落した。STOXX欧州600銀行株指数はそれまでの上昇分よりさらに下落し、9月末時点で2014年末から2%の下落となった。

第4四半期、米国連邦準備制度理事会が以前から予想されていた利上げを開始し、かかる利上げが緩やかなペースで実施されることが判明すると、市場には一定の安心感が広がった。DAX指数は、12月において値動きが低調であったものの、2015年末現在では2014年末から10%上昇して取引を終えた。しかしSTOXX欧州600銀行株指数は、3%下落して取引を終えた。

当行株式も、2015年末の市場の下落傾向に逆らうことはできず、当行の収益力を疑問視する動きと相まって、当行株式は12月、2015年の最安値となる20.69ユーロまで下落した。2015年末、当行株式は2014年末から10%下落し、22.53ユーロで取引を終えた。

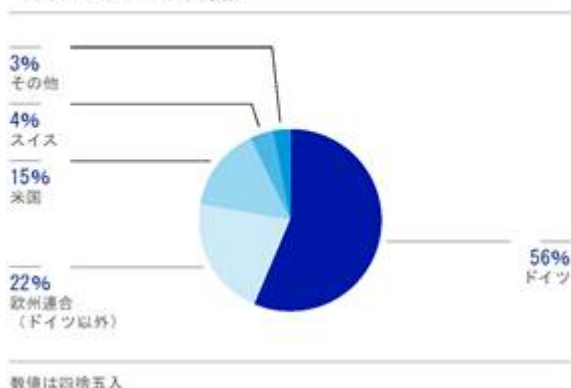
1-1  
時価総額

（単位：十億ユーロ、年末現在）



1-2  
株主資本の地域分布

（単位：%、2015年末現在）



## ストラテジー2020 価値の創出に注力

2015年、当行は、今後5年間の戦略的重点項目を抜本的に設定し直し、価値の創出に注力するという当行の今後の方向性を明確に示した。目標は、2020年までによりシンプルで効率的な、よりリスクが少なく自己資本が強化された銀行になることである。このような銀行となることで、株主に対してより大きな価値を提供し、システムの強化や管理の厳格化によってより良い経営を実施する所存である。

当行には数多くの強みがある一方、コストの高騰、刷新が必要な情報技術（IT）システムや最適化を要する諸々のプロセスといった課題も抱えている。この数年と同様、2015年においても市場リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに対する自己資本要件の厳格化が一層求められることになった。よって、ストラテジー2020における優先事項の一つは、当行の運営上の強みを強化して資本基盤を組織的に改善することである。そのため、当行の取締役会および監査役会は、2015年および2016年においては無配当とする旨を株主総会で提案する予定である。2017年については、競争力のある配当性向を目指す。

## 時価総額の減少

2015年末現在の当行株式の時価総額は、前年末から約34億ユーロ減少し、311億ユーロとなった（図表1-1）。2015年のXetraにおける当行株式の一日当たりの平均売買株数は、前年より30万株減少して780万株となり、売買高（個々の売買の集計）は、2014年から48億ユーロ減少し、合計で538億ユーロであった。当行株式のXetraの売買高に占める割合は、昨年の9.3%に対して2015年は8.0%であった。これにより当行株式は、2014年と同様にXetraにおける売買高でDAX指数構成銘柄中の第4位となった。当行株式のDAX指数に占める比率はやや減少して3.5%となった（2014年は3.6%）。当行が2001年から上場しているニューヨーク証券取引所においては、当行株式の平均売買株数は前年から17.0%増加した。

2015年に当行株価が大幅に下落したことで、長期投資収益は減少した。当行株式を2011年年初に1万ユーロ購入し、現金配当をすべて株式購入に充て、無償増資に応じたと想定した場合、2015年末には、6,783ユーロ相当の株式を保有している計算となる。これは、年間平均で7.5%の投資損失に相当する。同期間のSTOXX欧州600銀行株指数は1.6%の年間平均収益率で、DAX指数では9.2%の年間平均収益率であった。（図表1-3）

## 株主の微減

当行株式は、引き続きほぼすべてが浮動株式であり、2015年の当行株主のうち約99%が個人投資家であった。2015年末時点で、引受済の株主資本35億3,093万9,215.36ユーロに対する個人投資家の保有比率は19%（2014年：20%）であり、機関投資家の保有比率は81%（2014年：80%）となった。

当行は、保有比率が報告基準の3%を上回る3社の大株主を有している。保有比率はブラックロック・インク（ニューヨーク）が最も大きく、6.76%、パラマウント・サービシズ・ホールディングス・リミテッド（イギリス領ヴァージン諸島）およびスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド（ケイマン諸島）の保有比率がそれぞれ3.05%である。

2015年は、全体的に株主数が減少して56万1,559人（2014年：59万9,320人）となった。これは2015年に個人株主数が減少したことを反映している。株主資本の地域分布もシフトし、株主名簿によると、2015年末現在のドイツ国内における保有比率は56%（2014年：57%）に低下した。ドイツ以外の欧州連合における保有比率は22%（2014年：21%）に増加したのに対し、スイスにおける保有比率は4%（2014年：7%）に大きく低下した。米国における保有比率は15%（2014年：13%）に増加したが、その他地域における保有比率は3%（2014年：4%）に低下した。（図表1-2）なお、株主資本の地域分布は、株式のカストディ（証券保管）の所在に基づいており、株主の居住地とは必ずしも一致しない。

## 報酬支払いのための自社株買戻し

当行は、株主資本の最大10%に相当する自社株（1億3,790万株）を2020年4月末までに買い戻すことに関し、2015年の年次株主総会において当行取締役会に対する承認を得た。デリバティブの利用による買戻しは、株主資本の最大5%（6,900万株まで）可能である。これにより、2014年の年次株主総会の承認が更新された。2015年の年次株主総会から2015年12月31日までの期間において、コールオプションの行使による470万株を含む2,070万株が買い戻され、これらの株式は、株式報酬のために使用された。2015年9月30日現在、買戻しによる保有株式数は30万株であった。



## ドイツ銀行債券の強い需要

ドイツ銀行は、当行の債券投資家からの強い支持を得ており、有利なスプレッドでの借換えが可能となった。当行は2015年に、関連する変動指標（LIBOR等）に対して57ベースポイントの平均スプレッドで合計391億ユーロの債券を発行し、満期までの平均年限は6.3年であった。発行総額のうち110億ユーロは、発行額について一定の要件を満たしたベンチマーク債であり、残りの280億ユーロは機関投資家向け私募および個人投資家向けの発行により調達された。（信用格付けについては取締役会報告書に記載されている。）

2015年の最も重要な調達として、2015年2月および3月の2回にわたり発行されたTier 2証券があった。2月に行った1回目の発行では、スワップレート（仲値）+210ベースポイントで15億ユーロの10年満期債が発行された。3月の2回目には、スワップレート（仲値）+260ベースポイントで12.5億米ドルの10年満期債が発行された。これ以外の重要な取引としては、2015年11月、DB S.A.E.が10億ユーロの5年満期セデュラス債（スペインのカバード・ボンド）の第1回発行をスワップレート（仲値）+43ベースポイントで行った。

当行の起債活動は、全体として市場、商品、通貨、投資家層などの面で十分に多様化している。2015年12月末現在で、当行全体の資金調達額の74%は、リテール預金およびトランザクション・バンキング預金、資本市場での発行ならびに株式を含む、最も安定的な調達源からのものである。

### 1-3 長期投資収益指数

2011年年額を100とした投資収益指数  
 ■ STOXX欧州600銀行株指数  
 ■ 当行



出所：ブルームバーグ

## ドイツ銀行株式に関する情報

## 基幹データ

|                                  |               | 2015           | 2014    | 2013    |
|----------------------------------|---------------|----------------|---------|---------|
| <b>株主数</b>                       |               | <b>561,559</b> | 599,230 | 566,979 |
| 株主の種類別の株主資本保有比率 <sup>1</sup> (%) | 機関投資家 (銀行を含む) | <b>81</b>      | 80      | 79      |
|                                  | 個人投資家         | <b>19</b>      | 20      | 21      |
| 株主資本の地域分布 <sup>1</sup> (%)       | ドイツ           | <b>56</b>      | 57      | 50      |
|                                  | 欧州連合 (ドイツ以外)  | <b>22</b>      | 21      | 26      |
|                                  | スイス           | <b>4</b>       | 7       | 6       |
|                                  | 米国            | <b>15</b>      | 13      | 15      |
|                                  | その他           | <b>3</b>       | 4       | 4       |

## 主要数値

|                                    |  | 2015          | 2014     | 2013  |
|------------------------------------|--|---------------|----------|-------|
| 当行株式の年間投資収益率の推移 <sup>2</sup>       |  | <b>(7.5%)</b> | (22.46%) | 7.47% |
| Xetraの売買高に占める比率                    |  | <b>7.96%</b>  | 9.27%    | 5.86% |
| 1日当たりの平均売買高 (単位: 百万株) <sup>3</sup> |  | <b>7.8</b>    | 8.1      | 6.2   |
| 株価 高値 (単位: ユーロ)                    |  | <b>33.42</b>  | 38.15    | 38.73 |
| 株価 安値 (単位: ユーロ)                    |  | <b>20.69</b>  | 22.66    | 29.41 |
| 当該年度の1株当たり配当額 (単位: ユーロ)            |  | <b>- 4</b>    | 0.75     | 0.75  |

|                           | 2015年12月31日      |
|---------------------------|------------------|
| 発行済株式数                    | 1,379,273,131    |
| 流通株式数 (社外株式数)             | 1,378,898,267    |
| 株主資本 (単位: ユーロ)            | 3,530,939,215.36 |
| 時価総額 (単位: 十億ユーロ)          | 31.07            |
| 株価 <sup>5</sup> (単位: ユーロ) | 22.53            |
| DAX指数に占める比率               | 3.48%            |
| EURO STOXX 50指数に占める比率     | 1.46%            |

## 有価証券識別コード

| ドイツ取引所 |              | ニューヨーク証券取引所 |                  |
|--------|--------------|-------------|------------------|
| 種類     | 記名株式         | 種類          | グローバル・レジスタード・シェア |
| 記号     | DBK          | 通貨          | 米ドル              |
| WKN    | 514000       | 記号          | DB               |
| ISIN   | DE0005140008 | CINS        | D 18190898       |
| ロイター   | DBKGn.DE     | ブルームバーグ     | DBK GR           |

<sup>1</sup> 数値は四捨五入

<sup>2</sup> Xetraにおける株価に基づく

<sup>3</sup> オーダーブック統計 (Xetra)

<sup>4</sup> 2016年5月19日開催の年次株主総会への提案

<sup>5</sup> Xetraの終値

下記は、取締役会報告書（後述）からの抜粋である。

## 概要

### 世界経済

| 経済成長（％）                | 2015年 | 2014年 | 主要な要因   |
|------------------------|-------|-------|---|
| 世界経済 <sup>1</sup>      | 3.1   | 3.4   | 構造的な脆弱性および原油価格の低迷を主な要因として新興市場の成長が減速したため、2015年度における世界経済の成長は鈍化した。一方、先進国は原油安や拡張的金融政策による恩恵を受け、経済成長率が僅かに好転した。しかし債務水準の高さと、国際貿易が概ね活発ではなかったことが、成長の重荷となった。 |
| このうち：先進国 <sup>1</sup>  | 1.8   | 1.7   |   |
| このうち：新興市場 <sup>1</sup> | 4.1   | 4.7   |   |
| ユーロ圏経済                 | 1.5   | 0.9   | 原油安および極端な拡張的金融政策のおかげで消費は力強い成長を見せたが、圏外からの逆風により投資の成長は阻害された。   |
| このうち：ドイツ経済             | 1.7   | 1.6   |   |
| 米国経済                   | 2.4   | 2.4   | 米ドル高が輸出関連部門に悪影響を及ぼし、在庫循環も良好ではなかったが、国内経済は堅調であった。   |
| 日本経済                   | 0.5   | -0.1  | 在庫増しおよび輸出により成長が促進された。   |
| アジア経済 <sup>1</sup>     | 6.2   | 6.4   | 中国および先進国の需要が低迷した。輸出および投資の成長が減速したが、消費の増加により一部相殺された。  |
| このうち：中国経済              | 6.9   | 7.3   |   |

出典：各国の当局

<sup>1</sup> 2015年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。

### 銀行業界

ユーロ圏では、2015年度において民間部門に対する貸出がやや増加し、2011年度以来初めての増加となった（プラス1.1％）。家計への貸出は2014年度より2％増加したが、事業への貸出は横ばいであった。負債に関しては、低金利環境にもかかわらず、家計および企業の預金残高が3.3％増加し、これは過去2年間における増加と同様であった。ユーロ圏の銀行の総資産は、第1四半期に急激に増加したものの、その後僅かに減少し、年間を通じては1.3％の減少となった。欧州銀行の信用リスク引当金繰入額は恐らく減少し続けており、収益状況は更に正常化していると考えられる。ドイツでは、家計および企業に対する貸出が引き続き増加し、2015年度もユーロ圏の平均を上回る増加であった。これは消費者貸出金が1.9％増加したことが一因である。

米国では、特に企業に対する貸出および商業用モーゲージが2桁の成長率を維持したことで、信用拡大が継続した。リテール区分では、住宅用モーゲージが2.5％増加した。民間部門の預金の増加は2014年度と比べると緩やかであったが、引き続き、4.9％と高い成長率を維持した。

日本では、貸出の増加率がやや鈍化し2.3％であった。中国では、中国経済が僅かに鈍化したものの、民間部門に対する貸出に大きな変化はなく、どうにか2桁に届く成長率を維持できた。

### ドイツ銀行の業績

2015年度には、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇といった特別項目に係る費用が税引後の合計で124億ユーロ発生しており、ドイツ銀行にとって厳しい年であった。しかし収益は2014年度と比較して増加しており、ドイツ銀行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、当行をより規律に沿った運営を行う組織へと変革することを目的としたストラテジー2020の実現にむけて大きく前進した。

当行グループの主要な業績評価指標は以下のとおりである。

| 当行グループの主要な業績評価指標                            | 2015年度末の状況 | 2014年度末の状況 |
|---|------------|------------|
| 純収益   | 335億ユーロ    | 319億ユーロ    |
| 税引前利益（損失）                                   | -61億ユーロ    | 31億ユーロ     |
| 純利益（損失）                                     | -68億ユーロ    | 17億ユーロ     |
| 税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>                 | -12.3%     | 3.5%       |
| 税引後平均アクティブ資本利益率 <sup>1</sup>                | -9.9%      | 2.7%       |
| 調整後費用 <sup>2</sup>                          | 265億ユーロ    | 250億ユーロ    |
| 費用収益比率 <sup>3</sup>                         | 115.3%     | 86.7%      |
| 費用削減 <sup>4</sup>                           | 45億ユーロ     | 33億ユーロ     |
| 削減を達成するための費用 <sup>5</sup>                   | 36億ユーロ     | 29億ユーロ     |
| リスク・ウェイトド・アセット                              | 3,967億ユーロ  | 3,940億ユーロ  |
| CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 <sup>6</sup> | 11.1%      | 11.7%      |
| CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 <sup>7</sup>       | 3.5%       | 3.5%       |

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算は、2015年12月31日終了年度はマイナス11%、2014年12月31日終了年度は46%の実効税率に基づいている。詳細は、英文Annual Report 2015のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。
- 2 再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用。詳細は、英文Annual Report 2015のSupplementary Information、Non-GAAP Financial Measuresに記載されている。
- 3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 4 OpExプログラムの実施により達成された費用削減である。
- 5 削減を達成する（CtA）ための費用とは、OpExプログラムにおいて削減実現のために直接要した費用のことである。
- 6 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。
- 7 この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

2015年度の純収益は、2014年度と比較して16億ユーロ増の335億ユーロであった。厳しい市場環境にもかかわらず、PBCを除くすべての事業セグメントにおいて2015年度に純収益が増加したのは、為替が有利に変動したことが一因であった。PBCの収益は、主に華夏銀行に対するPBCの持分の評価および取引に関連する影響を受けて減少した。

2015年度の利息以外の費用が2014年度と比較して40%増加して387億ユーロとなったのは、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用の大幅な増加、ならびに再構築および解雇費用が主因となっている。給与手当が2014年度より増加したのは、主に為替レートの影響である。

2014年度は税引前利益31億ユーロであったのに対し、2015年度は税引前損失61億ユーロであった。これは、2015年度第3四半期に減損が計上されたことと、訴訟費用ならびに再構築および解雇費用が増加したことが主因となっている。特に影響を及ぼしたのは65億ユーロの減損と52億ユーロの訴訟費用であり、両方とも税額控除の対象となっていない。ここにさらに10億ユーロの再構築および解雇費用が純損失68億ユーロに加えられた。

OpExプログラムにより削減された累積費用は45億ユーロであり、これは外部に公表した2015年度の目標を完全に上回っている。削減を達成するための累積費用は36億ユーロであり、計画より4億ユーロ少ない。

2015年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.1%で、2014年度末の11.7%から減少している。これは訴訟費用ならびに再構築および解雇費用の増加により純損失が発生したためである。2015年度末における当行のCRR/CRD 4の段階的導入による普通株式等Tier 1比率は13.2%で、2014年度末の15.2%から減少している。

監督上の検証・評価プロセス（SREP）の新要件に従い、当行はCET 1比率を段階的導入ペースで10.25%以上に維持するよう欧州中央銀行により通達された。2016年度にはこれが10.75%に引き上げられ、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバッファを今後4年間にわたってドイツ銀行で段階的に導入する第一段階ともなる。当行は現時点では段階的導入ペースの最低要件を上回る十分なバッファを維持している。これは、すべてのバッファが段階的に導入されると、当行のCET 1資本の最低要件が2019年1月までに12.25%となることを意味している。これは、2018年度までに完全適用による比率を12.5%超とする当行の目標と整合している。

## コーポレート部門

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&amp;S)

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)          | 2015年度    | 2014年度    | 2014年度から2015年度の<br>増加(減少) |        |
|-----------------------------------|-----------|-----------|---------------------------|--------|
|                                   |           |           | 金額                        | 比率(%)  |
| 純収益：                              |           |           |                           |        |
| セールス・アンド・トレーディング<br>(債券およびその他の商品) | 7,391     | 6,747     | 644                       | 10     |
| セールス・アンド・トレーディング<br>(エクイティ)       | 3,091     | 2,917     | 174                       | 6      |
| 発行業務(債券)                          | 1,449     | 1,522     | -73                       | -5     |
| 発行業務(エクイティ)                       | 658       | 761       | -103                      | -14    |
| アドバイザー                            | 586       | 578       | 8                         | 1      |
| 貸出金商品                             | 1,094     | 1,189     | -96                       | -8     |
| その他の商品                            | -50       | -84       | 34                        | -41    |
| 純収益合計                             | 14,219    | 13,629    | 589                       | 4      |
| 信用リスク引当金繰入額                       | 265       | 103       | 162                       | 158    |
| 給与手当                              | 3,739     | 3,712     | 28                        | 1      |
| 一般管理費                             | 9,932     | 6,769     | 3,163                     | 47     |
| 保険業務に係る費用                         | 0         | 0         | 0                         | N/M    |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                 | 2,168     | 0         | 2,168                     | N/M    |
| 再構築費用                             | 124       | 112       | 12                        | 11     |
| 利息以外の費用合計                         | 15,963    | 10,593    | 5,371                     | 51     |
| 非支配持分                             | 26        | 25        | 0                         | 1      |
| 税引前利益(損失)                         | -2,035    | 2,909     | -4,944                    | N/M    |
| 費用収益比率                            | 112%      | 78%       | N/M                       | 35ppt  |
| 資産 <sup>1</sup>                   | 1,145,004 | 1,213,612 | -68,608                   | -6     |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>       | 195,096   | 175,575   | 19,521                    | 11     |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>            | 30,948    | 25,445    | 5,503                     | 22     |
| 税引前平均アクティブ資本利益率                   | -7%       | 11%       | N/M                       | -18ppt |

N/M - 表記するに値しない

- セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

為替レートが有利に変動したことと上半期が好調であったことにより、CB&Sは2015年度全体で堅調な収益を計上した。下半期の収益は、顧客活動の減少と厳しい市場環境による影響を受けた。

2015年度全体の純収益は、2014年度の136億ユーロから5億8,900万ユーロ(4%)増の142億ユーロであった。

セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は、6億4,400万ユーロ(10%)増の74億ユーロであった。外国為替の収益は、市場ボラティリティの上昇と顧客活動の増加により大幅に増加した。コア金利の収益は、ヨーロッパおよび北米における力強い業績により大幅に増加した。フロー・クレジットの収益は、北米およびヨーロッパにおける市況の改善を反映して大幅に増加した。新興市場の収益は、厳しい市場および当行のロシアからの撤退にもかかわらず、ラテン・アメリカでの好調な業績を反映して増加した。RMBSの収益は、厳しい市況を反映して大幅に減少した。クレジット・ソリューションの収益は、顧客活動の減少と特にAPAC地域における市場環境の悪化により減少した。グローバル・リクイディティ・マネジメントおよびディストレスト・プロダクツの収益は、前年並みであった。セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は、合計1億8,700万ユーロの損失となる3つの評価調整項目を含んでいた。第1に、RWAの削減努力に関連して信用評価調整(CVA)に生じた1億200万ユーロの時価評価による利得(2014年度全体：700万ユーロの利得)である。第2に、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した1億4,600万ユーロの損失(2014年度全体：5,800万ユーロの損

失)である。第3に、計算の精緻化による2,600万ユーロのマイナスの影響を含む1億4,300万ユーロの調達評価調整(FVA)の損失(2014年度全体:1億2,200万ユーロの損失)である。

セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)の純収益は、1億7,400万ユーロ(6%)増の31億ユーロであった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加により大幅に増加した。エクイティ・デリバティブの収益は、下半期において顧客活動が減少したこと、リスク管理環境が厳しかったことを反映して大幅に減少した。エクイティ・トレーディングの収益は前年並みであった。

2015年度全体の発行業務およびアドバザリーによる純収益は、市場シェアの縮小とリスク選好の低下を反映して、1億6,800万ユーロ(6%)減の27億ユーロであった。株式発行業務の収益は、下半期におけるフィー・プールの縮小を反映して減少した。債券発行業務およびアドバイザリーの収益は、前年並みであった。

2015年度全体の貸出金商品による純収益は11億ユーロで、前年度(12億ユーロ)から減少している。

その他の商品による純収益は、5,000万ユーロの損失であった(2014年度:8,400万ユーロの損失)。その他の商品による純収益は、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整(DVA)の影響に関連する4,800万ユーロの利得(2014年度全体:1億2,600万ユーロの損失)を含んでいた。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&SIは、船舶ポートフォリオおよびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオにおける引当金繰入額の増加により、2億6,500万ユーロの繰入額(純額)(2014年度:1億300万ユーロの繰入額(純額))を計上した。

利息以外の費用は、2014年度全体と比較して54億ユーロ(51%)増加した。この増加は、のれんの減損費用、訴訟費用の増加、為替レートの不利な変動、および規制上要求される支出によるものであった。

税引前利益は、前年度が29億ユーロの利益であったのに対し、20億ユーロの損失であった。これは、のれんの減損22億ユーロおよび増加した訴訟費用28億ユーロによるものであったが、収益の増加により一部相殺された。

個人顧客および中堅企業（PBC）

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)    | 2015年度  | 2014年度  | 2014年度から2015年度の<br>増加(減少) |        |
|-----------------------------|---------|---------|---------------------------|--------|
|                             |         |         | 金額                        | 比率(%)  |
| 純収益：                        |         |         |                           |        |
| クレジット商品                     | 3,715   | 3,423   | 292                       | 9      |
| 預金商品                        | 2,696   | 2,975   | -279                      | -9     |
| 支払、カードおよび口座商品               | 952     | 982     | -30                       | -3     |
| 投資および保険商品                   | 1,392   | 1,305   | 87                        | 7      |
| ポータルおよび付随的なポストバンク・サービス      | 247     | 416     | -169                      | -41    |
| その他の商品                      | -91     | 463     | -554                      | N/M    |
| 純収益合計                       | 8,911   | 9,565   | -654                      | -7     |
| 信用リスク引当金繰入額                 | 501     | 622     | -121                      | -20    |
| 給与手当                        | 2,847   | 2,863   | -16                       | -1     |
| 一般管理費                       | 4,664   | 4,880   | -216                      | -4     |
| 保険業務に係る費用                   | 0       | 0       | 0                         | N/M    |
| のれんおよびその他の無形資産の減損           | 3,603   | 0       | 3,603                     | N/M    |
| 再構築費用                       | 587     | 9       | 578                       | N/M    |
| 利息以外の費用合計                   | 11,700  | 7,753   | 3,948                     | 51     |
| 非支配持分                       | 1       | 1       | -0                        | -17    |
| 税引前利益(損失)                   | -3,291  | 1,189   | -4,480                    | N/M    |
| 費用収益比率                      | 131%    | 81%     | N/M                       | 50ppt  |
| 資産 <sup>1</sup>             | 257,121 | 258,381 | -1,260                    | -0     |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup> | 80,016  | 79,571  | 445                       | 1      |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>      | 15,099  | 14,853  | 246                       | 2      |
| 税引前平均アクティブ資本利益率             | -22%    | 8%      | N/M                       | -30ppt |

PBCの業務別内訳<sup>4</sup>

| プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング： |       |       |        |     |
|--------------------------|-------|-------|--------|-----|
| 純収益                      | 3,794 | 3,845 | -51    | -1  |
| 信用リスク引当金繰入額              | 53    | 79    | -26    | -33 |
| 利息以外の費用                  | 4,514 | 3,520 | 994    | 28  |
| 税引前利益                    | -774  | 245   | -1,019 | N/M |

アドバイザー・バンキング  
(インターナショナル)：

|             |       |       |      |     |
|-------------|-------|-------|------|-----|
| 純収益         | 1,556 | 2,100 | -545 | -26 |
| 信用リスク引当金繰入額 | 229   | 272   | -42  | -16 |
| 利息以外の費用     | 1,505 | 1,250 | 255  | 20  |
| 税引前利益       | -179  | 579   | -757 | N/M |

ポストバンク：<sup>5</sup>

|             |        |       |        |     |
|-------------|--------|-------|--------|-----|
| 純収益         | 3,562  | 3,620 | -58    | -2  |
| 信用リスク引当金繰入額 | 218    | 271   | -54    | -20 |
| 利息以外の費用     | 5,682  | 2,982 | 2,699  | 90  |
| 非支配持分       | 1      | 1     | -0     | -13 |
| 税引前利益       | -2,338 | 365   | -2,704 | N/M |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 4 2015年1月1日付けで、PBCはプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングおよびアドバイザー・バンキング（インターナショナル）のビジネス部門間の内部費用配分を精緻化した。
- 5 ポストバンクAGならびにBHWおよびnorisbankの主要な中核事業活動を含んでいる。

## 追加情報

| 単位：十億ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度 | 2014年度 | 2014年度から2015年度の<br>増加(減少) |       |
|--------------------------|--------|--------|---------------------------|-------|
|                          |        |        | 金額                        | 比率(%) |
| 運用資産 <sup>1</sup>        | 288    | 291    | -3                        | -1    |
| 正味新規資金                   | -4     | 6      | -10                       | N/M   |

N/M - 表記するに値しない

- 1 当行は、運用資産を(a)当行が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

## 2015年度

PBCの事業環境は、2015年度も引き続き厳しかった。さらに、PBCの2015年度の業績は3つの重大な悪影響を受けており、その影響額の合計は50億ユーロであった。第1の影響は、ポストバンクの売却に関する現在の予想および所要規制自己資本の増加に関する予想により、28億ユーロのPBCののれん全額および8億3,700万ユーロのポストバンク関連のその他の無形資産（主としてポストバンクの商標権および顧客関連無形資産）の減損を認識したことである。第2の影響は、華夏銀行に対する持分の売却契約後の株価の動きにより、評価効果およびその他の取引関連の影響が生じたことで、その合計は6億9,700万ユーロであった。第3の影響は、主にPBCの本社および支店ネットワークの再構築に関連して、再構築および解雇に関する引当金繰入額6億7,000万ユーロが利息以外の費用に含まれたことである。これらの影響を除けば、PBCの2015年度の業績は安定的なものであった。

PBCの純収益は、2014年度と比較して6億5,400万ユーロ（7%）減少した。これは上記の華夏銀行に対するPBCの持分に関連する評価効果および取引関連の影響による6億9,700万ユーロがその他の商品による収益に対して計上されたことによるものであった。しかしその一方で、その他の商品による収益には、華夏銀行の株価の上昇ならびに投資先の売却取引後に受領した特別配当金による1億1,500万ユーロのプラスの影響も含まれている。2014年度のその他の商品による収益には、非経常利得およびDB Bausparの有価証券売却による利得が含まれていた。預金商品による純収益は2014年度と比較して2億7,900万ユーロ（9%）減少したが、これはヨーロッパにおける低金利環境の継続が主な要因である。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、1億6,900万ユーロ（41%）減少したが、これはDeutsche Post DHLとの契約条項を変更したことによるものであり、同じ契約上の変更に関する費用の減少により一部相殺された。支払、カードおよび口座商品からの純収益は、主にカード手数料に関する規制の強化により、2014年度と比較して3,000万ユーロ（3%）減少した。これらの減少は、クレジット商品による収益の増加2億9,200万ユーロ（9%）により一部相殺されている。この増加は、特にモーゲージおよび消費者金融における融資残高の増加ならびにポートフォリオの利鞘が全体的に緩やかに増加したことによるものであり、ポストバンクからの取引先との契約条項を変更できたことによる特定の影響およびプライベート・アンド・コマーシャル・バンキング内の内部資金調達モデルの変更に係る影響もこれに寄与している。投資および保険商品による純収益は8,700万ユーロ（7%）増加しており、これは、PBCの全ビジネス部門において投資業務の業績が引き続き高く、市場の勢いを生かしたことを反映している。

信用リスク引当金繰入額は、選択的なポートフォリオの売却による恩恵、PBCの全ビジネス部門におけるPBCの貸出金勘定の質およびドイツにおいて継続している良好な経済環境を反映して、2015年度に1億2,100万ユーロ（20%）減少した。

利息以外の費用は、PBCののれん全額およびポストバンク関連のその他の無形資産に合計36億ユーロの上記の減損が生じた影響を大きく受けて、39億ユーロ増加した。さらに、2015年度には、主にPBCの本社および支店ネットワークの再構築に関連する再構築引当金繰入額5億8,700万ユーロおよび退職金8,300万ユーロ、ならびにポストバンクとの共通のITプラットフォームの利用に関する戦略的決定に関連するソフトウェアの一部償却額1億3,100万ユーロが含まれている。これに対して2014年度の利息以外の費用には、ドイツの法律実務の変更により発生した貸出手数料に係る費用4億ユーロ、ならびに解雇および再構築に関する引当金繰入額1億5,600万ユーロが含まれていた。しかし、2014年度には、ヨーロッパにおける不動産の売却によるプラスの影響も含まれていた。上記の影響の他に、PBCは2015年度においても効率的な施策による削減の増加を引き続き達成したが、これは規制要件に係る費用の増加およびインフレに起因する費用の増加（料金、年金、賃借料等の増加）により相殺された。



税引前損失は2015年度において33億ユーロであり、これには2015年度における上記費用50億ユーロが含まれていた。これに対して2014年度は税引前利益12億ユーロであり、これは上記の貸出手数料に係る費用4億ユーロならびに再構築および解雇に関する引当金繰入額1億5,600万ユーロによる影響を受けていた。

運用資産は、預金における資金流出80億ユーロにより、2014年12月31日現在と比較して30億ユーロ減の2,880億ユーロであった。これは30億ユーロの証券における資金流入および10億ユーロの市場評価の上昇により一部相殺された。

#### グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)             | 2015年度 | 2014年度  | 2014年度から2015年度の増加(減少) |       |
|--------------------------------------|--------|---------|-----------------------|-------|
|                                      |        |         | 金額                    | 比率(%) |
| 純収益：                                 |        |         |                       |       |
| トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート    | 2,750  | 2,537   | 213                   | 8     |
| インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス | 1,870  | 1,587   | 284                   | 18    |
| その他の商品                               | -4     | -5      | 1                     | -20   |
| 純収益合計                                | 4,616  | 4,119   | 497                   | 12    |
| 信用リスク引当金繰入額                          | 127    | 156     | -29                   | -18   |
| 給与手当                                 | 679    | 634     | 45                    | 7     |
| 一般管理費                                | 2,368  | 2,166   | 201                   | 9     |
| 保険業務に係る費用                            | 0      | 0       | 0                     | N/M   |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                    | 0      | 0       | 0                     | N/M   |
| 再構築費用                                | 3      | 10      | -7                    | -68   |
| 利息以外の費用合計                            | 3,050  | 2,811   | 239                   | 9     |
| 非支配持分                                | 0      | 0       | 0                     | N/M   |
| 税引前利益(損失)                            | 1,439  | 1,152   | 287                   | 25    |
| 費用収益比率                               | 66%    | 68%     | N/M                   | -2ppt |
| 資産 <sup>1</sup>                      | 99,953 | 106,252 | -6,299                | -6    |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>          | 52,062 | 43,265  | 8,797                 | 20    |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>               | 7,607  | 6,033   | 1,574                 | 26    |
| 税引前平均アクティブ資本利益率                      | 19%    | 19%     | N/M                   | -0ppt |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

2015年度

2015年度においても、厳しい市況は継続しており、低金利が続ぎ、地政学的リスクはさらに高まった。事業環境は引き続き非常に厳しく、特定のGTB市場において市場ボラティリティが上昇したことによる影響を受けた。この環境にもかかわらず、GTBは税引前利益を大幅に増加させることができた。これは、2015年度における為替レートの変動が外貨建ての活動からの収益に有利な影響を及ぼしたためであるが、利息以外の費用は不利な影響を受けた。

全地域において収益が増加しており、純収益が4億9,700万ユーロ（12%）増加した。トレード・ファイナンスにおいては、特にストラクチャー商品およびフロー・トレード・ビジネスによる恩恵を受けた。法人向けキャッシュ・マネジメントの収益は、為替レートの有利な変動および取引高の増加に支えられた。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、好調な事業活動および取引高の増加により増加した。2014年度にはregistrar services GmbHの売却による利得が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、主にオランダにおける商業銀行業務に関連する貸倒引当金繰入額が減少したことにより、2,900万ユーロ（18%）減少した。

利息以外の費用は、為替レートの変動、訴訟引当金の増加および規制要件関連費用の増加による影響を受けて、2億3,900万ユーロ（9%）増加した。計画通りに2015年度に完了したOpExプログラムに主に関連する達成費用は、前年度が9,700万ユーロであったのに対し、6,200万ユーロであった。

このため、GTBは、2001年度に部門が設立されて以来最高額の税引前利益を計上した。2億8,700万ユーロ（25%）の増加は、主に収益の大幅な増加および信用リスク引当金繰入額の減少によるものである。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）

| 単位：百万ユーロ<br>（別途記載のものを除く）          | 2015年度 | 2014年度 | 2014年度から2015年度の<br>増加（減少） |       |
|-----------------------------------|--------|--------|---------------------------|-------|
|                                   |        |        | 金額                        | 比率（%） |
| 純収益：                              |        |        |                           |       |
| 運用フィーおよびその他の経常収益                  | 3,083  | 2,551  | 532                       | 21    |
| 業績および取引フィーならびにその他の非<br>経常収益       | 777    | 826    | -50                       | -6    |
| 純利息収益                             | 745    | 607    | 138                       | 23    |
| その他の商品による収益                       | 546    | 429    | 116                       | 27    |
| Abbey Lifeの保険契約のポジションに係る<br>時価の変動 | 258    | 291    | -34                       | -12   |
| 純収益合計                             | 5,408  | 4,704  | 705                       | 15    |
| 信用リスク引当金繰入額                       | 9      | -7     | 16                        | N/M   |
| 給与手当                              | 1,605  | 1,398  | 206                       | 15    |
| 一般管理費                             | 2,286  | 2,090  | 197                       | 9     |
| 保険業務に係る費用                         | 256    | 289    | -32                       | -11   |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                 | 6      | -83    | 89                        | N/M   |
| 再構築費用                             | -4     | -3     | -0                        | 13    |
| 利息以外の費用合計                         | 4,149  | 3,691  | 459                       | 12    |
| 非支配持分                             | -0     | 4      | -4                        | N/M   |
| 税引前利益（損失）                         | 1,250  | 1,016  | 234                       | 23    |
| 費用収益比率                            | 77%    | 78%    | N/M                       | -2ppt |
| 資産 <sup>1</sup>                   | 89,001 | 81,132 | 7,869                     | 10    |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>       | 23,795 | 16,597 | 7,198                     | 43    |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>            | 8,023  | 6,532  | 1,492                     | 23    |
| 税引前平均アクティブ資本利益率                   | 16%    | 16%    | N/M                       | 0ppt  |

N/M - 表記するに値しない

- セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

2015年度にも、Deutsche AWMは、すべての商品および地域において成長を続けており、前年度と比較した市場水準の上昇、正味新規資金の増加、それに伴う運用資産の増加、および為替レートの有利な変動による恩恵を受けて、経常収益の増加傾向が高まった。業績は、規制に係る費用の増加および預金収益の利鞘を悪化させる低金利環境の継続の影響を引き続き受けた。

2015年度全体の純収益は、7億500万ユーロ（15%）増の54億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、正味流入、平均市場水準の上昇および為替レートの有利な変動に起因する平均運用資産の増加により、5億3,200万ユーロ（21%）増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、EMEA地域におけるオルタナティブ商品からの業績フィーの減少、ならびにEMEAおよびAPAC地域全体におけるオルタナティブ商品の取引量の減少に伴うウェルス・マネジメントからの取引収益の減少により、5,000万ユーロ（6%）減少した。純利息収益は、為替レートの有利な変動、資金調達費用の減少および融資残高の増加により、1億3,800万ユーロ（23%）増加した。その他の商品による収益は、1億1,600万ユーロ（27%）増加した。これは主にオルタナティブ商品からの収益の増加によるものであったが、この増加はアクティブ商品におけるHETAエクスポージャーに係る8,600万ユーロの評価減により一部相殺された。Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、3,400万ユーロ（12%）減少したが、大部分は利息以外の費用において相殺された。

信用リスク引当金繰入額は引き続き極めて低い水準を維持したが、前年度には、米国の償却されたエクスポージャーに係る回収が含まれていた。

利息以外の費用は、4億5,900万ユーロ（12%）増加した。これは主に為替レートの不利な変動、Scudderに関する無形資産の評価減の戻入が前年度にはあったこと、運用資産に係る費用の増加および報酬費用の増加によるものであるが、OpExプログラムに関連する費用の減少および保険業務に係る費用の減少により一部相殺された。

税引前利益は、上記の純収益の増加により2億3,400万ユーロ（23%）増加し、2015年度には12.5億ユーロであった。

2015年12月31日現在のDeutsche AWMの運用資産は1.1兆ユーロであり、750億ユーロ（7%）増加した。これは主に、為替の変動による530億ユーロ、資金流入による240億ユーロおよび相場上昇による40億ユーロによるものであったが、資産売却およびその他の変動による50億ユーロにより一部相殺された。

以下の表は2015年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

| 単位：十億ユーロ        | WMアドバイザリー | オルタナティブ | キャッシュ | エクイティ | 債券   | マルチ・アセット | 運用資産合計 |
|-----------------|-----------|---------|-------|-------|------|----------|--------|
| 2014年12月31日現在残高 | 263       | 97      | 73    | 162   | 315  | 130      | 1,039  |
| 流入              | 54        | 18      | 11    | 85    | 95   | 40       | 301    |
| 流出              | -49       | -22     | -12   | -60   | -109 | -26      | -278   |
| 正味流入            | 4         | -4      | -1    | 25    | -15  | 14       | 24     |
| 為替の影響           | 13        | 5       | 5     | 7     | 19   | 4        | 53     |
| 市場の動き           | -2        | -1      | 2     | 6     | -2   | 1        | 4      |
| その他             | 0         | -4      | -1    | -1    | 2    | 0        | -5     |
| 2015年12月31日現在残高 | 279       | 93      | 77    | 199   | 319  | 148      | 1,114  |
| 平均手数料率 (bps)    | 43        | 52      | 7     | 49    | 14   | 48       |        |

## 非中核事業部門 (NCOU)

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)                          | 2015年度 | 2014年度 | 2014年度から2015年度の<br>増加(減少) |       |
|---|--------|--------|---------------------------|-------|
|   |        |        | 金額                        | 比率(%) |
| 純収益   | 401    | 172    | 229                       | 133   |
| このうち：   |        |        |                           |       |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融<br>資産/負債に係る純利息収益および純利<br>得(損失) | -631   | -612   | -19                       | 3     |
| 信用リスク引当金繰入額                                       | 54     | 259    | -206                      | -79   |
| 給与手当  | 94     | 107    | -13                       | -12   |
| 一般管理費   | 2,986  | 2,508  | 478                       | 19    |
| 保険業務に係る費用   | 0      | 0      | 0                         | N/M   |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                                 | 0      | 194    | -194                      | N/M   |
| 再構築費用   | -1     | 4      | -6                        | N/M   |
| 利息以外の費用合計   | 3,079  | 2,813  | 265                       | 9     |
| 非支配持分   | 1      | -2     | 3                         | N/M   |
| 税引前利益(損失)   | -2,732 | -2,899 | 167                       | -6    |
| 費用収益比率  | N/M    | N/M    | N/M                       | N/M   |
| 資産 <sup>1</sup>                                   | 27,172 | 38,853 | -11,681                   | -30   |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>                       | 34,463 | 58,524 | -24,062                   | -41   |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>                            | 6,674  | 7,762  | -1,088                    | -14   |
| 税引前平均アクティブ資本利益率                                   | -41%   | -37%   | N/M                       | -4ppt |

N/M - 表記するに値しない

- セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

2015年度に、NCOUは引き続きリスク圧縮戦略を実施しており、自己資本比率の向上およびレバレッジ解消の取り組みに特に重点を置いた。リスク圧縮活動には、Maher Prince Rupertおよび従前の銀行資産からの様々なエクスポージャーの売却が含まれていた。税引前利益は全体的に改善したが、特に訴訟関連引当金に関連した利息以外の費用の増加による影響を受けた。2015年度における資産のリスク圧縮により、純利得4億1,500万ユーロが生じた。

純収益は、2億2,900万ユーロ(133%)増加しており、これは主に特定の訴訟に関する2億1,900万ユーロの組み戻しおよびMaher Prince Rupertの1億9,500万ユーロの売却益を含む特定の影響によるものであった。The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却に伴うポートフォリオ収益の減少は、評価調整の減少および時価評価の影響により一部相殺された。2014年度の純収益には、Maher Terminalsの債券による資金調達に関連した3億1,400万ユーロの時価評価損、および米国の電力セクターにおける取引商品に対する当行のエクスポージャーによるスペシャル・コモディティーズ・グループに関連した1億5,100万ユーロの損失が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2014年度と比較して2億600万ユーロ(79%)減少した。この減少は、主にIAS第39号に基づき分類変更された資産の信用損失が減少したことによるものであり、これには不動産エクスポージャーに関連する戻入も含まれていた。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の増加により、2億6,500万ユーロ(9%)増加した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却、およびMaher Terminalsに関連して前年度には計上されていた減損が発生しなかったことにより、前年度比40%減少した。

税引前損失は、2014年度と比較して1億6,700万ユーロ改善し27億ユーロであった。収益の増加および信用損失の減少が収益を押し上げる一方で、訴訟関連の利息以外の費用が増加した。

## 連結および調整 (C&amp;A)

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)    | 2015年度 | 2014年度 | 2014年度から2015年度の<br>増加(減少) |       |
|-----------------------------|--------|--------|---------------------------|-------|
|                             |        |        | 金額                        | 比率(%) |
| 純収益 <sup>1</sup>            | -30    | -240   | 210                       | -87   |
| 信用リスク引当金繰入額                 | 1      | 1      | 0                         | 18    |
| 給与手当                        | 4,329  | 3,798  | 531                       | 14    |
| 一般管理費                       | -3,604 | -3,759 | 155                       | -4    |
| 保険業務に係る費用                   | 0      | 0      | 0                         | N/M   |
| のれんおよびその他の無形資産の減損           | 0      | 0      | 0                         | N/M   |
| 再構築費用                       | 0      | -0     | 0                         | N/M   |
| 利息以外の費用合計                   | 724    | 39     | 686                       | N/M   |
| 非支配持分                       | -27    | -28    | 1                         | -4    |
| 税引前利益(損失)                   | -729   | -251   | -478                      | 190   |
| 資産 <sup>2</sup>             | 10,880 | 10,474 | 407                       | 4     |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>3</sup> | 11,283 | 20,437 | -9,154                    | -45   |
| 平均アクティブ資本 <sup>4</sup>      | 7      | 0      | 7                         | N/M   |

N/M - 表記するに値しない

- 純利息収益および利息以外の収益。
- C&Aの資産には、繰延税金資産や集中決済勘定といった、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されている。
- リスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの年金制度に関連する全社的資産である。2013年度のリスク・ウェイトド・アセットの減少は、主に当行の年金資産に関するリスク圧縮の取り組みによるものであった。
- C&Aに割り当てられた平均アクティブ資本は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。

## 2015年度

2015年度のC&Aの純収益マイナス3,000万ユーロには、当行のクレジット・スプレッドの縮小、ユーロ/米ドル間のベース・スプレッドの縮小および公正価値で計上される債務の評価手法の変更による影響を受けて生じた1億4,600万ユーロの評価および期間差異によるマイナスの影響が含まれている。また収益には、ポストバンクのスクイズアウトによるマイナス1億3,000万ユーロが含まれていた。このマイナスの影響は、無担保の内部デリバティブ取引に対する調達評価調整(FVA)からの利益7,200万ユーロにより一部相殺されている。

利息以外の費用は7億2,400万ユーロであり、主に管理部門に関連する訴訟費用3億5,800万ユーロおよびポストバンクの非連結に関連する不動産譲渡税を含む費用6,800万ユーロによるものであった。また利息以外の費用には、5,400万ユーロの報酬関連費用引当金繰入額も含まれていた。

2015年度の税引前損失は、2014年度には損失2億5,100万ユーロであったのに対し、7億2,900万ユーロであった。これは主に、管理部門に関連する訴訟費用によるものであった。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし

## 3【対処すべき課題】

### ストラテジー2020

- 4つの戦略的目標
- 業績目標の更新
- 各コーポレート部門の優先事項

2015年4月、当行グループの戦略の全体的な見直しを経て、当行は新たな戦略計画（ストラテジー2020）を発表した。さらに2015年10月には、当行の戦略的目標、各事業部門・管理部門・地域における経営上の施策ならびに2018年および2020年の更新された業績目標に関する詳細を発表した。

当行は、各事業部門・管理部門・地域の調査を行い、それぞれが将来の顧客のニーズに応えることのできる能力を評価した。かかる評価に基づき、当行の経営陣は、当行の4つの事業、すなわちコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)、グローバル・トランザクション・バンキング(GTB)、アセット・アンド・ウェルス・マネジメント(AWM)ならびに個人顧客および中堅企業(PBC)が中核を担っているグローバル・プラットフォームおよびユニバーサル・バンキング商品の提供へのコミットメントを強化した。ストラテジー2020の明確な目的は、よりシンプルで効率的であり、リスクが低減され、かつ自己資本が強化された銀行となるべく、商品およびサービスのユニバーサルな提供に注力することである。

当行の4つの戦略的目標の詳細は、以下のとおりである。

- 第1に、現在成功している市場、商品、顧客を対象を絞り、よりシンプルで効率的になることで、顧客満足度の向上とコスト削減につなげる。当行は、拠点、商品および顧客の数を大幅に削減し、かつ法人数を減らして組織をシンプルにすることにより、これを達成したいと考えている。また当行は、より効率的なインフラに基づいた競争力のあるコスト構造へと移行することを企図している。当行の実施計画には、10カ国の拠点の閉鎖、トレーディング業務のグローバルあるいは地域の拠点への移管およびグローバルあるいは地域の拠点へのブックイングの集約化が含まれる。当行は、グローバル・マーケットの一部の事業分野から撤退し、CB&Sの顧客数を削減する予定である。さらに、当行は、約90の法人を廃止する予定である。
- 第2に、技術の刷新とリスクの高い顧客関係からの撤退により、リスクを低減すること。当行は、(a)リスクが高いと当行が考える顧客関係から撤退し、(b)当行の管理の枠組みを改善し、かつ(c)手動調整を自動調整に切り替えるべく、自動化を実施する予定である。当行は、オペレーティングシステムの削減と耐用年数を経たハードウェアおよびソフトウェアの更新等により、情報技術(IT)の刷新を目指す。手動プロセスの自動化は、効率性の向上と内部管理の改善を目的とするものである。当行は、顧客確認およびマネーロンダリング対策に優先的に投資する予定である。
- 第3に、自己資本を強化すること。当行は、リスク・ウェイトド・アセット(RWA)を約900億ユーロ削減し、2018年までに約3,200億ユーロ、2020年までに約3,100億ユーロ（2019年/2020年までに少なくとも1,000億ユーロは発生すると想定される規制変更によるRWAの増加分を除く。）としたいと考えている。さらに当行は、CRD 4（所要自己資本指令第4次改正）レバレッジ・エクスポージャーを2018年までに純額で約1,700億ユーロ削減することを目指している。当行の実施計画の主な項目には、ポストバンクの連結対象からの分離、華夏銀行に対して当行が保有する19.99%の非支配持分の予定されている売却、非中核事業部門(NCOU)の大幅な縮小ならびにグローバル・マーケットの一部の事業分野からの撤退が含まれている。当行は、グローバル・トランザクション・バンキング部門およびアセット・アンド・ウェルス・マネジメント部門における事業の成長を追求するため、資本の一部を再投資する予定である。
- 第4に、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくこと。当行は、すべての事業および職務を代表し全責任を担うマネジメント・チームの設置を通じて、当行の主要目標をより確固とした規律をもって実施するよう努める。さらに当行は、可能な限り、委員会ではなく個人が責任を負う体制作りを努める。当行は、これを優れた業績や行動により良く沿った報酬体系と組み合わせる予定である。

当行はまた、主要分野について明確な財務目標を設定した。当行は、規制自己資本比率をはじめとした資本基盤の強化を目指しており、2018年末以降の普通株式等Tier 1資本比率の目標を12.5%以上とし、2018年末時点のレバレッジ比率の目標を4.5%以上、2020年末時点のレバレッジ比率の目標を5%以上とすることを目指している。さらに当行は、2018年までに、約30～35億ユーロの事業再編および退職関連費用に対し、調整済コスト（事業再編および退職関連費用、訴訟費用、のれんおよびその他の無形資産の減損ならびに保険加入者からの保険金請求を除く、利息以外の費用の合計）を純額で約10～15億ユーロ削減することにより、調整済コスト総額を220億ユーロ未満とすることを目指している。当行は、現在のコストベースの総額が約40億ユーロとなっている資産を2017年末までに処分することを計画している。また当行は、2018年までに約70%、2020年までに約65%の費用収益率を達成することを目指している。株主還元については、2018年までに10%超の有形株主資本利益率（税引後）を達成することを目指している。財務目標の詳細については、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務諸表、取締役会報告書、見通し、ドイツ銀行グループ」に記載されている。

ストラテジー2020は、既に実行に移されている。2015年10月、当行は2016年1月1日をもって主要な顧客向け部門において組織再編を行うことを発表した。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズは、2つの事業部門に分割された。CB&Sのセールスおよびトレーディング業務は、新設のグローバル・マーケッツ（GM）部門に統合され、機関投資家に焦点を置くこととなる。CB&Sの一部であるコーポレート・ファイナンスとグローバル・トランザクション・バンキングが統合され、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）が新たなコーポレート部門として新設された。CIBは、主に法人顧客サービスに注力する。さらに、ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメントも分割された。ウェルス・マネジメント（WM）は、独立したビジネス部門として個人顧客および中堅企業（PBC）とともに新たなコーポレート部門であるプライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアンツ（PW&CC）を構成する。PW&CCは、個人、商業顧客および富裕層顧客に焦点を置く。ドイチェ・アセット・マネジメントは独立したコーポレート部門として、機関投資家およびファンドビジネスに特化する。当行は、これらの組織再編により、ストラテジー2020を実施するよりよい体制ができるものと確信しており、2018年末までにコスト削減および資本対策の大部分を完了することを目指している。

## ストラテジー2020：当行の新たな主要コーポレート部門

各コーポレート部門のストラテジー2020の達成に向けた施策の詳細は、以下のとおりである。

- グローバル・マーケッツ（GM）のストラテジー2020の達成に向けた施策は、リスク・ウェイトド・アセットおよびCRD 4レバレッジ・エクスポージャーの削減、収益性の改善ならびに複雑さの低減を目指すことである。当行は、既に発表している未清算のクレジット・デフォルト・スワップからの撤退に加え、レガシー金利商品、エージェンシー住宅ローン証券化商品（RMBS）トレーディングおよび高リスク・ウェイト証券化トレーディングからも撤退する予定である。当行は、引き続き業務基盤全体でレバレッジおよびリスク・ウェイトド・アセットを最適化しつつ、エマーGING・マーケット・デット、金利およびクレジットOTC決済ならびにリターンが低い顧客に対する貸出しにおける業務を合理化し、債券および為替（FIC）ビジネスのレバレッジ・エクスポージャーの低減を行う。当行は、特定された成長機会を実現するため、他の事業から撤退またはこれを最適化することで得られた資産を利用することにより、プライム・ブローカレッジおよびクレジット・ソリューションに投資を行う。同時に当行は、顧客および拠点所在国を削減し、事業基盤インフラを合理化し、管理体制を強化する。
- 当行は、2016年1月1日をもって、CB&Sの一部であり法人顧客に焦点を当てるコーポレート・ファイナンスとグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）を統合し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）部門を新設した。CIB部門の新設により、当行は、法人顧客に対し、銀行分野の商品を揃えたより良いサービスを提供することが可能となる。当行は、債券資本市場における強みを維持しつつ、アドバイザーおよび株式資本市場における市場シェアの拡大に注力する。新設のCIB部門において、GTBは引き続き、重要顧客との関係の強化および深化、特にアジアおよび米国における新たな重要顧客の獲得、ドイツにおける中堅企業顧客サービスの向上、オペレーショナル・エクセレンスへの投資の継続ならびに厳格なコスト、リスクおよび資本の管理を維持した上での事業ポートフォリオの最適化を戦略上の優先事項としてその実施に努める。

- 当行は、2016年1月1日をもって、個人顧客および中堅企業（PBC）とウェルス・マネジメント（WM）を統合し、プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント（PW&CC）部門を新設した。PW&CCは、プライベート・バンキング、コマーシャル・バンキングおよびウェルス・マネジメントにおける成長に注力し、デジタル対応可能な有数のアドバイザー銀行となる戦略を追求する。PW&CCの目的には、ドイツにおける独自のプライベート・バンキングおよびウェルス・マネジメントアプローチによる一貫した顧客対応の実現、欧州でのプレゼンスの強化、アジア、米州および中東における超富裕層顧客向けのサービスの拡大ならびにドイツおよび欧州全体における起業家の重視が含まれる。またPW&CCには、商品の提供、デジタル分野への投資、オペレーション、諸経費およびバックオフィス機能における効率性を向上するための大きなシナジー効果の実現が期待されている。さらに、PW&CCは、アドバイザー能力の強化および資本賦課の高い商品の削減により、資本効率の向上を目指す。当行は、顧客行動の変化に即して、デジタル・オフリングへのさらなる投資による複数チャネルを利用した業務の向上や、ドイツ国内における200を超える支店の閉鎖により、販売モデルを強化する。
- ドイツ・アセット・マネジメント（Deutsche AM）では、ファンド商品および投資商品全般において堅調で持続可能な投資実績を上げることに注力し、ホームマーケットであるドイツにおいて主導的地位を維持しつつ、グローバルな市場シェアの獲得を追求する。当行は、個人顧客や機関投資家に対するソリューションの提供において、アセット・マネジメントとウェルス・マネジメントの間だけでなく当行全体においても、引き続き適切な協力および連携を行う。



#### 4【事業等のリスク】

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、有価証券報告書提出日現在において当行が判断したものである。

近年の鈍い経済成長および成長見通しに関する不確実性の継続は、当行の一部の事業における業績および財務状態に引き続き悪影響を及ぼしている。また一方で、継続的な低金利環境と金融業界における競争は、当行の多くの事業のマージンを圧縮している。こうした状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略計画は、悪影響を受ける可能性がある。

2015年前半は多くの国々において経済指標が安定または改善したように見え、マクロ経済シナリオの悪化リスクおよび世界経済の成長の減速リスクが後退したように見えたものの、2015年後半および2016年初め以降の情勢によりこれらの懸念が再び表面化し、市場（特に株式市場）は急速に落ち込んだ。ユーロ圏のデータによると、2015年の経済は、原油価格の下落による実質所得増加を背景に、概ね趨勢に沿った成長率を維持したことが明らかとなった。経済成長が回復しているように見えていたにもかかわらず、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、2015年12月に中銀預金金利をマイナス0.30%に引き下げ、かつ、インフレ基調およびインフレ見通しが大幅に改善されない場合は金融資産の大量購入プログラムを2017年3月以降まで延長することを発表した。しかしながら、経済見通しは、主に政治的懸念材料および世界経済の見通しに関する懸念により2016年初め以降いくぶん陰りが見え始めたため、ECBは、2016年中に金融緩和政策をさらに推し進めることが予想される。同様に、イングランド銀行は、より緩和的な政策に方向転換し世界を驚かせた。一方、米国では、労働市場データが堅調であったことを受け、連邦準備制度理事会は、ついに7年間続いたゼロ金利政策を解除し、2015年12月にFF金利の誘導目標を0.25パーセント・ポイント引き上げた。しかしながら、それ以降、米国の経済指標は堅調さを欠き、2016年初めはいくぶん低迷したため、連邦準備制度理事会は、短期間に更に金利引き上げを進めることには再び慎重な態度を示した。さらに、今後数年間における米国の経済成長率は予想された趨勢よりも下回ると当行は予測している。これまでは原油価格の下落が米国経済にとり極めてプラスに働いていたが、「水圧破砕法（フラッキング）」ブームによる米国の天然ガス生産水準および同ビジネスの経済波及効果により、このような関係性は大幅に崩れた。新興国市場では成長力の弱さが続いている。一部の国々の経済は底入れしたように見えるものの、その他の国々（特に石油輸出が経済に不可欠である国）の経済は未だ底入れしていない可能性がある。政情不安もまた、新興国市場においては多大な損失をもたらしている。中国では、依然として見通しは不透明であり、予測は困難である。一部の主要指標は引き続き短期的成長の緩やかな改善を示している一方、その他の指標はそれほど楽観的ではなく、中国の中期的成長率に関し認識されているリスクは、世界のコモディティ市場に著しい影響を及ぼしている。中国はより緩和的な金融政策や財政政策により経済を支えているが、緩和政策は通貨に影響を及ぼし、社会構造上の問題は内需による成長への転換を減速させる傾向にあり、金融業界の健全性には疑問が残っている。中国の金融政策は、経済成長を支える目的でより緩和的となることが予想される。日本では、外需の減少によりマイナスの影響を受けたものの、財政措置や大胆な金融緩和政策（以下「アベノミクス」という。）により経済成長が支えられている。

様々なリスクにより、当行の世界経済予測は通常より一段と不透明感を増している。世界の金融市場は米国の金融政策の正常化に対し予想を大幅に上回るネガティブな反応を示す可能性があるものの、経済成長の低迷による引締め強化の遅れもまた、市場を不安定にする可能性がある。このことは、世界の家計や企業の設備投資に悪影響を及ぼす可能性があり、投資家は長引く不透明感やボラティリティの上昇に鑑みより高リスクの資産を手放すため、新興国市場からの資本流出を著しく増加させるおそれがある。いずれにせよ、多くの先進諸国の金融政策立案者が経済の停滞や縮小に対処するために残されたツールには限りがある。原油価格の下落により産油国における問題は悪化し、エネルギー関連投資のファイナンスは複雑化している。さらに、地政学的リスク、とりわけ中東での紛争から発生するリスクは増大するおそれがある。また、中国経済のハードランディングは、世界的な混乱を引き起こすおそれがある。欧州では、今後の金融政策やユーロ圏の将来に関する議論の再燃、民間企業や公的機関によるレバレッジ解消が進まないこと、構造改革の停滞、さらには政情不安の高まりが当行の予測に重大な影響を及ぼすおそれがある。

こうした経済環境や不透明感のもと、当行では、引き続き多くの事業で顧客取引が低迷した。ユーロ圏における金融緩和策と米国における金融引締め策が同時に行われることは、当行の多くの事業に悪影響を与える可能性がある。当行のクレジットフロービジネスは、特にユーロ圏において超低金利環境が維持されたとしても、今後予想される米国における金融引

締政策により引き続き影響を受けるとともに、地政学的な不確実性は当行のいくつかの伝統的な銀行セクターにおいてマージン低下の要因となっている。現在その兆しが見えているように、米国およびユーロ圏における金融政策のネットの影響により、ユーロの対米ドルでの下落が継続した場合、当行はさらに不透明な状況に直面する可能性がある。当行の業績はユーロ建てで報告されるが、当行の収益の大部分は米国からのものであるため、米ドル高は当行の収益に好影響を与えうる。しかしながら、米ドル高により、当行の米ドル建ての費用および債務（米国での訴訟や執行案件に関連して発生した費用および債務を含む。）のユーロ換算額の増加も見込まれ、当行の米ドル建てのリスク・ウェイトド・アセット（非中核事業部門（NCOU）におけるリスク・ウェイトド・アセットを含む。）も大幅に増加する可能性がある。当行の資本は主にユーロ建てであるため、これにより当行の自己資本比率が大きく低下するおそれがある。

投資銀行業界の大方と同様、当行は引き続きトレーディング・アンド・マーケッツビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかる「フロー」ビジネス（特に債券部門）は、低金利環境における景気変動の不確実性、中央銀行の市場介入およびその段階的停止、そして経済の全般的な低成長により、引き続き非常に困難な状況に直面した。当行は、フロービジネスの業績に大きく依存しており、その依存度は、多くの競合他社よりも大きい。当行の事業の一部は市場ボラティリティから利益を得ているものの、顧客フローに依存している多くの事業は、不透明感が続く中でより困難な状況に直面しており、当行は、ストラテジー2020に基づき、より高リスクの資産や戦略に焦点を当てている多くの事業（これらの事業は、初期の段階では、超低金利環境において低リスクかつ低マージンのフローに依存している事業と比べより高い収益性を有する可能性も有していた。）から撤退する予定である。これらの事業に関する当行の戦略的決断は、2015年にコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）部門で減損を計上する一因となったものの、これらの事業の中期的な収益性に関する当行の新たな見解を反映したものである。こうしたマイナスの影響は、グループ全体の継続的なリスク低減や、規制（特に規制自己資本およびレバレッジ要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争（これが当行の多くの事業のマージンをさらに圧縮している）による長期にわたる構造的傾向による当行の収益性の低下によって増大している。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケッツビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行はストラテジー2020に含まれている事業モデルの一部の変更をさらに拡大することを検討する必要がある。

マクロ経済環境または金融業界に関する不確実性が継続または増大した場合、当行はこうした傾向を食い止めることが引き続き難しくなる可能性がある。より一般的には、ユーロ圏の経済状況が現在の低迷した水準に留まりまたは悪化する場合、米国の経済成長が低迷した場合、あるいは中国またはその他の地域の経済成長が停滞した場合、当行の業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。こうした問題に対応するためECBが量的緩和政策を継続した場合は、現在の低金利とマージン圧縮の環境を持続させる可能性があり、これらは当行の事業および財務状態に既に影響を及ぼしているとも言える。その一方で、経済が徐々に回復し、連邦準備制度理事会もしくはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた政策を決定したような場合には、金融システムにおける流動性の見通しや、より一般的には世界経済全般に重大な悪影響を与え、当行の事業および財務状態に悪影響を及ぼす可能性がある。特に、当行は将来、当該時点のマクロ経済状況および市場環境が当行の収益性に及ぼす潜在的な悪影響を、その他の事業の業績によって相殺することができない可能性がある。

こうした困難な状況は、当行が継続する規制強化により引き続き逆風を受けることによって増大している。多くの訴訟や執行案件の継続は当行のレピュテーションに悪影響を及ぼし、当行の収益性やリターンにも更なる圧力となり、また係争中の案件の解決時期について当行はほとんど管理できないため、当行の業績の期間毎の変動が大きくなる。これらの要因は、他の金融機関に関する同様の懸念と相まって、当行の証券の取引市場および当行が直面している多くの逆風を克服する当行の能力に関する懸念に影響を及ぼしている。

多くの欧州連合加盟国において政情不安の高まりや選挙民にとってポピュリスト政党を支持することへの魅力が増したことは、欧州の統合を部分的に妨げるおそれがある。さらに、一部のユーロ圏諸国における反緊縮派の運動は、当該国が引き続きユーロ圏に留まる可能性に対する信頼を揺るがすおそれがある。政治的リスクの増大は、政治ならびに金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

欧州のソブリン債務危機に対する規制上および政治上の措置は、ユーロ危機の再燃を防ぐのに十分ではない可能性がある。ECBによる措置、支援策および2013年半ば以降の経済回復により欧州の経済状況は安定しているように見えるため、欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見える。しかしながら、政情不安は2016年も高まるように見え、当行の事業が恩恵を受けてきた欧州の統合は、政情不安により部分的に妨げられるおそれがある。政治的リスクの増大は、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。

欧州債務危機、2016年半ばに実施される可能性が高い英国における欧州連合離脱（以下「ブレグジット」という。）の是非を問う国民投票および移民／難民危機といった欧州の統合を弱める力により、欧州の政治は著しく困難な状況に直面している。欧州連合加盟国、とりわけ欧州連合の地理的境界線上にある国々は、欧州連合の施策よりも自国の施策を望んでいる。一部の国々におけるポピュリストや反緊縮派の政党や運動は、国民のより大きな支持を得て政治的地位を固めてきた。ドイツでは、自国の施策よりも欧州全体の施策に焦点を当てるメルケル首相の政策により、同氏の国内支持率は低下し始め、ドイツの政策とその他多くの欧州連合加盟国の政策との齟齬が顕在化してきている。このような背景の下、重要な国内構造改革およびユーロ圏のさらなる統合（いずれもユーロ危機に対する脆弱性を長期的に低減するための重要な要素であると考えられている。）が行われる目は立っていない。

いずれかの加盟国がユーロ圏離脱の政治的決定を行った場合、そして離脱が当該国に予想したほどの壊滅的な影響を及ぼさなかった場合は特に、ユーロ圏に残留しているその他の債務国に対して同様の行動をとることを求める非常に大きな圧力となるおそれがあり、またソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。英国が「ブレグジット」の実施を選択した場合、当行は同様の悪影響を受けるおそれがある。英国はユーロ圏には含まれないものの、英国の経済とユーロ圏諸国の経済は、ユーロ通貨を除く欧州連合の統合プロジェクトにより極めて密接な結びつきを持っており、英国における当行の事業規模、とりわけ当行が大きなエクスポージャーを有しており、ブレグジットが実施された場合は著しく悪化する可能性が高いロンドンのシティーにおける取引水準に左右される事業の規模は、たとえパーセンテージの点ではさほど大きくなくとも、当行の事業に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを意味している。

欧州債務危機が再燃した場合、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機が継続する場合の影響は、特に金融業界において顕著である。2015年12月31日現在、当行は、イタリアに対して40億ユーロ、スペインに対して7億2,500万ユーロ、ポルトガルに対して1億1,200万ユーロ、アイルランドに対して5,500万ユーロおよびギリシャに対して0ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は明らかに緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。これらの国々の多くにおける反緊縮派の政党やポピュリスト感情の台頭により、ユーロ圏諸国間の著しく異なる経済状況に起因する緊張を緩和させる目的でこれらの国々に推奨されている中長期的な政策は危機に直面している。今

後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステムック・リスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には損害を被る可能性があり、たとえ対象事業が好調を維持している場合であっても、流動性資金を利用することができなくなる可能性がある。

当行は、流動性リスク、すなわち期限が到来した支払義務を完全に履行することができなくなる可能性、または過大な費用をかけない限り支払義務を履行することができない状態に陥ることにより生じるリスクに晒されている。当行の資金流動性は、当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性または経済状況や市場環境の悪化への対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えることにより、損なわれる可能性がある。かかる流動性の低下は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱等によっても生じる可能性がある。例えば、当行は、（過去にもあったものの）最近当行株価の急落や当行の負債に係るCDSを購入する際に投資家が支払わなければならないプレミアムの上昇に直面した。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州債務危機や世界経済全般の低迷による資金難の結果、過去数年間にわたり、多数の中央銀行、特にECBおよび連邦準備制度理事会による介入が増加している（7年間続いた金融緩和政策の後、連邦準備制度理事会は2015年12月に方向転換し、FF金利の誘導目標を0.25パーセント・ポイント引き上げた。）。2012年9月、ECBは、債務を抱えるユーロ圏諸国の債券を購入することにより、その借入費用を低水準に維持することを目的とした、無制限の国債購入プログラム（以下「OMTプログラム」という。）を発表した。2014年1月14日付けの裁判所命令において、ドイツ憲法裁判所（Bundesverfassungsgericht）は、OMTプログラムが欧州法に適合するかについて欧州連合司法裁判所の指針を求めた。欧州連合司法裁判所は、2015年6月16日付けの先決裁定において、OMTプログラムは一定の制限に従い欧州法に適合しているとの決定を下した。ドイツ憲法裁判所の最終決定は未だ下されていないものの、OMTプログラムがドイツ憲法に適合しないと決定された場合、ユーロ圏の安定性に悪影響を及ぼす可能性がある。ECBは、2015年を通して主要な借換金利を0.05%に据え置き、銀行が長期的な借換計画を通じて流動性資金を利用できるようにした。上記に加え、ECBは、民間金融機関からの長期金融資産の大量購入を通じて長期金利を低水準に保つことを目的とした、一般に「量的緩和政策」と呼ばれるプログラムを実施した。連邦準備制度理事会はまた、ECBに対する米ドル建て流動性資金の提供を拡大しており、ECBは欧州の金融機関がこれを利用できるようにした。

かかる資金提供は、その大部分が金融機関、より一般的にはユーロ圏の金融市場に利用可能な追加の流動性資金をもたらしたため、当該資金提供が縮小または停止した場合、当行を含む金融機関の資金調達市場に悪影響が及ぶおそれがある。そしてこれにより資金調達コストが増大しまたは資金供給が減少し、その結果、事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、連邦準備制度理事会が金融引締政策をさらに推し進めたり、またはより一

一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた措置を講じたような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。また、巨額の損失、信用格付けの変更、金融業界における事業活動水準の全般的な低下、規制上の措置、従業員による重大な不正行為もしくは違法な活動、その他当行の支配の及ばない予測不能な様々な原因により、当行の事業および見通しに関する否定的な見方が形成される可能性がある。

世界規模の金融危機が始まって以降、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくは格付ウォッチに指定してきた。2014年7月29日、ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、当行の長期債格付けおよび長期預金格付けをA2からA3に引き下げた。2016年1月25日、ムーディーズは、破綻処理手続または破産手続において特定のシニア債は預金およびその他の債務に劣後して支払われる旨を規定するドイツの銀行の破綻処理に係るメカニズムに関する法律（以下「破綻処理法」という。）に基づき、（当行の長期預金格付けをA3からA2に引き上げた一方で）当行の長期債格付けをA3からBaa1にさらに引き下げた。当行の長期債格付けおよび長期預金格付けに関するムーディーズの見直しは、いずれも「ネガティブ」である。2015年6月9日、スタンダード・アンド・プアーズは、当行の長期カウンターパーティー信用格付けをAからBBB+に引き下げた。フィッチ・レーティングスは、当行の長期発行体デフォルト格付けおよび長期シニア債格付けを2015年5月19日にA+からAに、2015年12月8日にAからA-に引き下げた。2015年9月29日、DBRSレーティングスは、当行のシニア無担保債格付けおよび預金格付けをA+からAに引き下げた。近時の信用格付けの低下は、当行の借入費用に重大な影響を及ぼしていない。しかしながら、将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはできないものの、当行の資金調達のコストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行が規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払いや規制上適格な資本性金融商品に関する支払いを禁じる可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の多くは立法化され、または規制として発効している。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ新たな法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税および金融取引税
- 金融危機に対応するための債権者の「ペイルイン」を含む再建・破綻処理権限
- 多額のエクスポージャー制限
- ユーロ圏内およびその他の加盟国における一元化した銀行監督当局および銀行破綻処理当局の創設
- 一定の業務の預金受入業務からの分離
- ストレス・テストおよび資金計画制度
- 報告要件の強化
- デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

また、規制当局の既存の法律および規制に基づく検査は、より強化されている。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばでありその具体的な影響は明らかではない。そのような影響には、例えば、パーゼル銀行監督委員会の施策に基づくより厳しいリスク評価基準の導入の可能性もある。より厳しい基準により、当行のリスク・

ウェイトド・アセットは著しく増加する可能性があり、その結果、資本需要の増加、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに財務リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクを補償するための自己資本の追加的賦課などが行われる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、あるいは当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、当行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、一元化した銀行監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づきストレス・テストを実施することができ、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイトド・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスクに対応するため、金融機関に自己資本の上積みや課税裁量およびその他の措置（当行の事業の制限または変更等）を講じるか、または要求する裁量を有する。管轄規制当局はまた、当行が規制要件（特に最低自己資本水準（バッファ要件を含む。）および流動性資金要件）を遵守しなかった場合、または当行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合、当行に対し、株主に対する配当支払いや規制上適格な資本性金融商品の保有者に対する分配を禁じることができる。一般的に、新たな定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いまたは規制上適格な資本性金融商品に関する分配を行う当行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合、または当行に破綻処理措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

2015年1月1日、ドイツ再建・破綻処理法が発効し、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを確立する欧州連合指令（以下「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」という。）がドイツ法に採り入れられた。また、2016年1月1日、信用機関および特定の投資会社の破綻処理に関する統一された規則および手続きを確立する欧州連合規則（以下「SRM規則」という。）に基づく単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）が稼働し、これにより、ユーロ圏内およびその他の加盟国の銀行（当行等）の破綻を処理するための主要な権限およびリソースが欧州レベルで一元化された。ドイツでは、破綻処理法（Abwicklungsmechanismusgesetz）により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRMの下で、SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであり、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、ECB、欧州委員会および各国の管轄破綻処理機関と密に協力してSRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。SRMに参加する欧州連合加盟国の各国の管轄破綻処理機関は、BRRDを施行する国内法により自らに付与された権限に基づき、かかる破綻処理の決定を実施しなければならない。SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法に基づき破綻銀行に課せられる破綻処理措置には、破綻銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、破綻銀行の株主利益の希薄化または株式の消却等の幅広い措置や、破綻銀行の発行済み債券の条件の変更（例えば償還延期や適用金利の引下げなど）が含まれる。さらに、一定の適格無担保負債（特に破綻処理法に明記される特定のシニア無担保債券）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「バイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

ドイツにおいては2015年1月1日から実施可能となった破綻処理機関のバイルイン権限の行使を容易にするため、金融機関は、EU法以外の法律に基づき発行した自己の適格負債に、こうした債務の償却や転換に係る規制当局の権限およびその他の破綻処理権限を認める条件を含めることが要請される。SRM規則、BRRDおよび再建・破綻処理法は、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにすることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、バイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行の業務に重大な影響を及ぼし、当行の株主利益の著しい希薄化、さらには当行の株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請しており、当行の現地事業（米国を含む。）に自己資本規制が適用される場合もある。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制の要件を十分なバッファを持って達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであるとの市場の認識は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

2010年12月に、パーゼル銀行監督委員会は、パーゼル3として知られる自己資本規制に関する枠組みに一連の包括的な変更を行うことを発表した。かかる変更は、「CRR/CRD 4」と呼ばれる一連の法令としてEU法によって実施されている。CRR/CRD 4は、2014年1月1日に発効し、一部の規制上の調整は2019年1月1日までに段階的に導入される。CRR/CRD 4は、とりわけ、金融機関の自己資本規制、自己資本規制の拡大、追加的な自己資本バッファ（毎年強化される。）の導入ならびにより厳格化された新たな流動性基準およびリスク・ウェイト・ベースでないレバレッジ比率の導入に関する、詳細な規則を含んでいる。当行は、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFI）に指定されたこともあり、追加的な自己資本バッファの適用を受ける。2013年7月、米国連邦銀行規制当局は、米国でパーゼル3自己資本規制のフレームワークにおける多くの要請を実施する最終規則を発表した。パーゼル3自己資本規制のフレームワークの影響および実施状況は、規制当局が定期的に評価し、監視する。リスク測定に関する規則の厳格化などのパーゼル銀行監督委員会が提案する追加の修正により、リスク・ウェイト・アセットおよびこれに対応する銀行の資本需要がさらに増加する可能性がある。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法に基づき、欧州連合内の銀行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）を常に満たしていなければならない。また2015年11月9日、金融安定理事会は、法律として施行された場合には、当行のようなグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対し各行毎に定められる総損失吸収力（TLAC）に係る新たな最低要件を2019年1月1日から満たすよう要請する新たな基準を公表した。またドイツの銀行による総損失吸収力（TLAC）要件の充足を容易にするため、当行のようなドイツの銀行が発行した特に定義された一定のシニア無担保債券は、破綻処理法に基づき、2017年以降、劣後債とはされないが他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務の下位に位置づけられることとなる。総損失吸収力（TLAC）ならびに自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）の要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。2015年10月30日、連邦準備制度理事会は、金融安定理事会の総損失吸収力（TLAC）基準を米国において実施するための規則案を公表した。かかる規則案は特に、米国外のグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の米国中間持株会社（当行の米国中間持株会社を含む。）が内部総損失吸収力（TLAC）の最低基準額を維持することを要請し、また別途、かかる米国中間持株会社が最低基準額の長期債を維持するよう要請している。自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）ならびに総損失吸収力（TLAC）要件の最終的な影響は、これらの最終的な実施状況に左右されるが、かかる要件を遵守しなければならないことおよび当行が発行した債務証券の一部の弁済順位の変更により、当行の事業、財務状況および業績に影響が及ぶ可能性があり、特に当行の資金調達費用が増加する可能性がある。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、適格あるその他Tier 1（AT1）資本としての当行のハイブリッド資本証券の段階的な解消や、新基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での継続的な下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。

規制当局が設定し、かつ市場が期待する最低自己資本およびバッファ要件を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、配当の支払、自社株の買戻しおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRR/CRD 4の一連の法令に基づき要求される水準まで自己資本比率が回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなった場合には、管轄当局は、SRM規制、ドイツ再建・破綻処理法およびその他の適用ある法令に基づく破綻処

理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

さらに当行は、異なる法域における当行の業務に関して、個別に自己資本を保有・計算することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を採択している。2014年2月、連邦準備制度理事会は、外国銀行（FBO）に適用される米国健全性基準の見直し（以下「FBO規則」という。）を採択した。当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある外国銀行は、2016年7月1日までに、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかかると中間持株会社に保有させることを義務付けられる。2016年7月1日より、当行の米国中間持株会社は、米国のバーゼル3自己資本規制フレームワークに基づくリスク・ベースの自己資本規制、資本計画およびストレス・テストの要件（段階的導入ベース）、米国流動性バッファ要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものに相当するその他の高度健全性基準に、連結ベースで服することとなる。連邦準備制度理事会は、米国中間持株会社およびその子会社を検査する権限を有する。米国中間持株会社に適用される米国レバレッジ要件は、2018年1月より適用される。また、米国外のグローバルにシステム上重要な銀行（G-SIBs）の中間持株会社の子会社に最低内部損失吸収力（TLAC）および長期債要件を満たすよう要請する連邦準備制度理事会の提案は、当行の中間持株会社に対しても2019年以降段階的に適用されることが予想される。連邦準備制度理事会はまた、今後の規則制定を通じて、大手外国銀行の一部または全部の米国事業に対して、バーゼル3流動性カバレッジ比率および安定調達比率を適用する予定であると述べている。2014年9月、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、一定の米国銀行持株会社および預託機関を対象として、バーゼル委員会による修正後のバーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カバレッジ比率（LCR）要件を実施する最終規則を承認した。連邦準備制度理事会は、米国内に500億米ドル以上の資産を有する外国銀行の一部または全部の米国事業に対する流動性カバレッジ比率要件の適用を定める規則制定を追加して行うことを再確認した。かかる規則制定は、当行の中間持株会社に適用される流動性カバレッジ比率要件にも影響する可能性がある。当行のニューヨーク支店を含む米国事業全般も、流動性資金およびリスク管理に関する追加の定量的要件に服することになる。

当行の既存の子会社で米国における銀行持株会社であるドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2015年1月1日より、米国の大手銀行持株会社に適用されるリスク・ベース資本要件、レバレッジ資本要件、流動性資金要件およびその他の高度健全性基準に服している。またドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2014年6月30日より、資本計画およびストレス・テストの要件にも服している。同社は、適用ある同様の要件が米国中間持株会社について発効するまで、引き続き当該資本計画およびストレス・テストの要件ならびに一定の高度健全性基準に服することになる。2015年3月5日、連邦準備制度理事会は、監督当局による2015年ストレス・テストの結果を発表したが、その中で、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションの自己資本比率が、ストレス・テストの厳しい経済シナリオ下においても、必要とされる最低基準を大幅に上回るであろうことが確認された。しかしながら、2015年3月11日、連邦準備制度理事会は、ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションが2015年の包括的資本分析検査（CCAR）プロセスの一環として提出した資本計画案について、同社のリスク識別手続、リスク測定手続およびリスク集約手続、損益計画に対するアプローチならびに内部管理に多くの重要な点で不足があるとして、定性的理由により反対したと発表した。当該資本計画案には、配当または自社株買いの計画が含まれていなかった。ドイチェ・バンク・トラスト・コーポレーションは、2016年4月5日までに手続改善強化を含む2016年資本計画案を提出する予定である。

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（「ドッド・フランク法」）第I編およびその施行規則は、資産が500億米ドル以上である銀行持株会社（ドイツ銀行AGを含む。）に対し、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「第I編米国破綻処理計画」という。）を毎年作成し、提出することを義務付けている。ドイツ銀行AGのような外国に拠点を置く対象会社の場合は、第I編米国破綻処理計画は、その営業のすべてまたは重要な部分が米国に所在する子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。2014年、米国における当行の預金保険対象機関（IDI）の一つであるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（以下「DBTCA」という。）は、第I編米国破綻処理計画に加えて、資産合計500億米ドル以上の預金保険対象機関に破綻時の処理計画を米国連邦預金保険公社（FDIC）に定期的に提出することを義務付ける、FDICの最終規則（以下「IDI規則」という。）に服することとなった。2014年、当行は、IDI規則の要件にも対応するよう当行の2014年第I編米国破綻処理計画を拡充し、2015年、DBTCAはIDI規則に基づく破綻処理計画を別途提出した。

かかる米国の新たな規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本投入、その他当行の米国事業の構造の変更を求められる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。



上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件その他の要件の強化および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも影響が及ぶ可能性がある。

これらを背景に、当行の業績および財務状態は、近時の四半期を通じて、多くの請求、紛争、法的手続および当局による調査により悪影響を受けてきた。これらの事象等に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は引き続き大きくなる可能性があり、当行がかかると訴訟関連、規制関連および類似の事象について計上した引当金の水準を大幅に超える可能性がある。このような状況の中、当行のコンプライアンス費用も大幅に増加している。

当行の所要自己資本および訴訟や執行案件に関する今後の資金流出の算定については不確実な部分が多い結果、当行は自己資本を、規制当局が要求する水準や国際的にビジネスを展開する競合他社と比較して市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要になるとこれまで認識してきており、また今後もかかる調達を行うことが必要または望ましいと認識する可能性がある。

当行の規制自己資本比率および当行の株式または規制上の資本性金融商品に関する分配に利用可能な当行の資金は、当行の事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、当行の株式または規制上の資本性金融商品に関して全く支払いが行われないうち、あるいは支払額が減少する可能性がある。

当行の規制自己資本比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイトド・アセットおよび貸借対照表全般の管理、そして当行の資産への配分が認められているリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行および当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびに当行の株主および債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強のための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は資本管理に関する決定において、その他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する当行発行の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制上の資本性金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、いかなる措置も行わないことを決定する可能性がある。当行の決定が規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制上の資本性金融商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定によりたとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、当行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、当行の株式に関する配当の支払いおよびその他の規制上の資本性金融商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、当行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性または当行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。例えば、当行は、ストラテジー2020を実行するにあたり、2015年に多額の減損を計上し、この減損が、非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす場合もあった。当行は、2015年の業績を参照して計算される支払いにつき、株式を除くすべての規制上の資本性金融商品について予定どおりの金額を支払うこととしているが、当行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、年度の利益ならびに当行の株主または規制上の資本性金融商品（その他Tier 1資本商品等）の保有者に分配されるその他の分配可能な準備金（非連結ベースで計算される。）の分配に制限を設けている。当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や規制上の資本性金融商品の条件に基づくその他の支払いを行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

ストラテジー2020の実行に関連して既に発表したとおり、当行は、2015年および2016年の両会計年度において、株式配当の支払いを行わない予定である。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国およびドイツの法律ならびに欧州連合の提案は、当行のビジネスモデルに重大な影響を及ぼす可能性がある。

2013年12月10日、米国規制当局は、ドッド・フランク法の要求に従い「ボルカー・ルール」を実施する最終規則案を公表した。この最終規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの短期自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を制限し、銀行およびその関連法主体（affiliate）が、かかるファンドのうち自らまたはその関連法主体が一定の関係を持つファンドと一定の取引を行うことを制限する。ボルカー・ルールにより、銀行は、ボルカー・ルール上の制限遵守の確保および監視を支援するための包括的なコンプライアンス・プログラムの策定を義務付けられる。2013年12月、連邦準備制度理事会は、ボルカー・ルール遵守のための移行期間の最終日を、原則として2015年7月21日まで延期した。2014年12月、連邦準備制度理事会は、2013年12月31日以前に設定された対象ファンドおよび一定の外国ファンド（以下「従来の対象ファンド」という。）への投資ならびにかかるファンドとの関係に関して、ボルカー・ルールの遵守のための移行期間を原則として2016年7月21日まで延期する旨の命令を發布し、また銀行の従来の対象ファンドに対する持分および当該ファンドとの関係に係る要件の遵守に関しては、遵守のための移行期間を原則として2017年7月21日まで、最終的に1年間の延長を認める用意がある旨を表明した。この遵守のための移行期間の延長は、自己勘定取引に関するボルカー・ルールの禁止規定や、2013年12月31日の後に設定された対象ファンドへの投資およびかかるファンドとの関係には適用されない。

ドイツでは、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律（Trennbankengesetz）（以下「分離法」という。）が、一般公衆から預金その他の払戻し可能な資金を自己勘定で受け入れ、貸付けを行う銀行（以下「CRR銀行」という。）の業務を規制する。CRR銀行は、高リスクとみなされる一定の業務を停止し、または別の金融トレーディング機関に譲渡することを義務付けられているが、当該機関は、一定の独立性要件が充足される場合には同一のバンキング・グループ内に設立することができる。当行など関係する銀行は、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）が期限を延長する場合を除き、一般に2016年7月1日までに関連する事業活動を停止または譲渡しなければならない。当行グループについては、関連業務の停止または譲渡の期限がBaFinにより2017年6月30日まで延期された。

2014年1月29日、欧州委員会は、EU圏の銀行の対応力および金融業界の透明性を向上させる構造的措置に関する規制案（以下「本規制案」という。）を公表した。本規制案が提案どおり施行された場合、一定の大手銀行は、自己勘定において収益を上げることを唯一の目的として、金融商品およびコモディティの自己勘定取引に従事することや、ヘッジファンドまたは自己勘定取引に従事するその他の事業体に投資することを禁止されることになる。本規制案はまた、規制当局に対して、高リスクとみなされる一定の業務を他の業務（預金受入れおよび貸付けなど）から分離することを、対象となる銀行に

要求する広範な権限を与えている。本規制案が施行されると、分離法が国家レベルで定める一定の規制の上位規制としてこれを修正する可能性がある。当行への最終的な影響は、本規制案の最終版の内容に依拠する。

ボルカー・ルール、分離法および本規制案は、当行グループの将来の構造および戦略に重大な影響を及ぼし、また当行グループの資金調達コストを増加させる可能性がある。このことは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されまたは提案されるその他の規制の見直し（例えば、当行のデリバティブ業務に関する広範な新規制、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税など）は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

2012年8月16日、EUの店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制（以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。）が発効した。欧州市場基盤規制により導入された多くのコンプライアンス要件が既に適用されている一方、欧州証券市場監督局は、EMIRにより義務付けられたいくつかの実施規則を最終にする作業を現在も進めているところである。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ完全には予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト（コンプライアンス費用を含む。）を増大させる変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。新たな金融商品市場指令（金融商品市場規則（以下「MiFIR」という。）および金融商品市場指令（以下「MiFID II」という。）により構成される。）は、とりわけ、集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務を導入する。当初、MiFID II/MiFIRにより導入された大半の要件は、2017年1月3日から当行に適用されるものと見込まれていた。しかしながら、2016年2月10日、欧州委員会は、MiFID II/MiFIRの適用を1年延期して2018年1月3日からとする提案を発表した。これにより、欧州連合の各機関の共同決定手続による承認が必要となっている。MiFID IIはこれから国内法化される必要があり、欧州証券市場監督局および欧州委員会は、今後いくつかの関連施行規則を確定させなければならない。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IO스코により最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授權法規（EMIRがこれにあたる。）は存在するが、その影響の大半は、これらの要件がどのように実施されるかに拠っている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）にスワップ・ディーラーとして登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針ならびに米国の銀行規制当局およびCFTCが最近採択した証拠金規制により、当行は、EMIRおよびMiFIDを遵守することにより、代替的に米国規制要件の一部（全部ではない。）を遵守することができる可能性がある。ドッド・フランク法に基づく新たな要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会（以下「SEC」という。）の管轄下にある独立した規制制度の対象となる。SECは、その証券派生スワップに関する規則を確定させる初期段階にあるが、同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられる可能性がある。

また、CRD 4は、経営陣の報酬の見直し（CRD 4、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制（Institutsvergütungsverordnung）を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスクテイカー」およびその他の従業員に付与される賞与の上限を含む。）についても規定する。CRD 4による報酬の見直し（かかる見直しを進めるためにEBAが公表した指針を含む。）により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

ドイツ、英国およびその他の国を含む複数の国には銀行税も導入されている。当行は銀行税として、2013年は1億9,700万ユーロ、2014年は3億4,200万ユーロ、2015年は6億5,300万ユーロを計上した。当行はまた、SRMに基づく単一破綻処理基金（2024年1月1日までに目標規模である約550億ユーロを達成する予定であり、そのうち約150億ユーロはドイツの銀行が拠出する予定である。）および改正欧州連合預金保証制度指令に基づく法定の預金保証制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。しかしながら、一般的に、現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできず、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11カ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続きに基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。以来、金融取引税の導入は、まだ欧州連合レベルでの議論の最中であり、そのため、金融取引税の最終的な範囲、内容および実施については不確定な状況である。エストニアは離脱するものと考えられている。最終案の内容によっては、金融取引税は当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。様々な形態の各国の金融取引税は、フランスおよびイタリアを含む多くの欧州法域で既に実施されており、これらの税金によるコンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、これらは当行の収益に影響を与える可能性がある。

低迷する市場環境、歴史的な低価格、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値と共に減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該顧客の損失を填補する必要性のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。

る。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、近年ボラティリティが高まっている市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門のより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資家を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2015年4月に経営戦略の次の段階であるストラテジー2020を発表し、同年10月に、そのさらなる詳細を明らかにした。当行がその戦略計画を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2015年4月、当行は、経営戦略の次の段階であるストラテジー2020を発表し、同年10月に、そのさらなる詳細を明らかにした。ストラテジー2020において、現在成功している市場、商品、顧客を対象を絞り、よりシンプルで効率的になること、技術の刷新とリスクの高い顧客関係や地域からの撤退により、リスクを低減すること、自己資本を強化すること、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくことが企図されている。当行はまた、各事業部門の個別の実施策を発表し、ストラテジー2020の財務上の目的を明確にするため、いくつかの財務目標を更新した。

ストラテジー2020の目標達成は、様々な内部的および外部的要因（市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安を含む。）ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受け、または阻止される可能性がある。特に欧州における、市場の極端な混乱の再燃などの経済に対する不透明感、世界、地域および国家の経済状況の低迷、低金利環境の継続、事業における競争の増加ならびに政治の不安定性が、戦略目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。また、戦略目標を達成する当行の能力は、規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに関与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、多くの重要な法的手続きを終結させまた進展させているが、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のペースおよび規模で発生する場合、当行は、ストラテジー2020の目標を達成することができない可能性がある。

とりわけ、マクロ経済的リスクならびに規制の変更および法的手続に係るリスクは、ストラテジー2020の一部として明確に示される財務目標および自己資本目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。財務上の目的として、当行は、費用収益比率を2018年までに約70%、2020年までに約65%とし、税引後有形株主資本利益率を2018年までに10%超とすることを目指している。当行の自己資本目標には、普通株式等Tier 1資本比率を2018年末以降最低でも12.5%とし、レバレッジ比率を2018年末時点で最低でも4.5%、2020年末時点で最低でも5%とすることが含まれる。ストラテジー2020は、ダウンサイド・シナリオおよび偶発事象へのある程度のバッファを加えたと当行が考える、意欲的な財務計画に基づいている。但し、当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、ストラテジー2020のこれらの財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、当行が戦略計画に沿って収益を伸ばすことができた場合でも、規制の変更や上記の訴訟・規制関連事項に関して（その結果当行の事業に要求される変更において）当行が要するコスト、またはその他予測不能なリスクが現実のものとなった場合には、当行の純利益に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当行がストラテジー2020の財務目標および資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の自己資本目標は、ストラテジー2020に沿って貸借対照表の規模を縮小する当行の能力にも依拠している。当行は、リスク・ウェイトド・アセット（RWA）を、2018年までに約900億ユーロ削減して約3,200億ユーロとし、そして2020年までに3,100億ユーロとすることを目指している（但し、2019/2020年までに最低でも1,000億ユーロとなると予想される規制要件の厳格化によるRWAの増加分を除く）。この計画は主に、ポストバンクの処分、華夏銀行に当行が保有する19.99%の非支配持分の売却と非中核事業部門（NCOU）の実質的な縮小、およびグローバル・マーケットの主要ビジネスからの撤退により、実行される。厳しい市場環境や規制の不確実性により、当行は、資産の処分自体が不可能となるか、あるいは当行が合理的と考える価格での資産の処分が不可能となる可能性があり、その結果、資産売却により損失（または予想以上の損失）を被るか、あるいは希望または予定の期間より長い期間にわたり資産を保有することになる可能性がある。計画に沿ったRWAの削減ができない場合、当行は、ストラテジー2020に基づき定めた自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

ストラテジー2020の財務計画には大幅なコスト削減目標も含まれており、当行は、諸施策の実施による効率性の向上により、これを達成する予定である。当行は、2018年までに、調整済コスト（事業再編および退職関連費用、訴訟費用、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険加入者からの保険金請求を除いた利息以外の費用の合計、と定義される。）の合計額が220億ユーロ未満となるよう、関連する事業再編および退職費用約30～35億ユーロに対して、調整済コストを純額で約10～15億ユーロ節減することを目指している。当行が予定している一定のビジネスおよび顧客からの撤退には、想定より多くの費用または時間がかかる可能性があり、それにより、当行は目標としていたコスト削減の達成が阻害される可能性がある。さらに、追加的規制要件の遵守に係る費用や規制上の費用の増加等、予想されたまたは予想外の展開により、追加費用が生じる可能性がある。当行が見積もる事業再編および退職費用は、最終的に想定よりも高額となる可能性があり、その場合には当行は調整済コストの目標を達成することができなくなる。コスト削減目標が達成されない場合、費用収益比率を2018年までに約70%、2020年までに約65%にするという目標を達成する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

ストラテジー2020を実行し、そこに記載された目標を達成する当行の能力は、当行のビジネスモデルおよび経営モデルに関連するいくつかの主要な追加の前提に基づいている。

当行は、当行のビジネスモデルから生じる大きな課題を克服することができるものと想定している。当行は引き続きトレーディングビジネスおよびマーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかる「フロー」ビジネス（特に債券部門）は、低金利環境における景気変動の不確実性、中央銀行の市場介入およびその段階的停止、そして経済の全般的な低成長により、引き続き非常に困難な状況に直面している。当行は、フロービジネスの業績に大きく依存しており、この依存度が、競合他社の多くよりも高い。当行の一部の事業は市場ボラティリティから利益を得ることができるが、顧客フローに依拠する多くの事業は、不透明な状況の中で、一層厳しいものとなっている。当行は、ストラテジー2020の下、より高リスクな資産クラスまたは戦略に注力していた多くのビジネスから撤退する予定である。また、当行の一部の事業は、変更を受け入れられない可能性があり、これは当行のビジネスモデルの変更を行うにあたりリスクとなる可能性がある。当行がこの新しいビジネスモデルを成功裡に実施できなかった場合、または新しいビジネスモデルが収益をもたらさなかった場合、当行は、ストラテジー2020の目標の一部または全部を達成できなくなる可能性がある。

当行は、当行のインフラの大幅な更新および簡素化を行うことができるものと想定している。当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、ITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。さらに、資本計画

および実施計画には、正確な、適時の、かつ関連を有するデータに依拠する堅牢なモニタリングおよびトラッキングが必要となる。当行は、当行のIT技術およびデータ技術ならびにデータ収集力における既存の課題に対処するべく策定されたイニシャティブに取り組んでいる。これらのイニシャティブを実施するにあたり遅れや課題が生じた場合、効率性の向上および管理体制の強化を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性があり、その結果、ストラテジー2020を成功裡に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の内部管理体制を改善することができるものと想定している。ストラテジー2020の目標の達成には、堅固な内部管理の枠組みが必要である。当行は、特に、多くの訴訟が生じる原因となった状況や当行が最近受けた規制上の調査に対する対応として、管理強化、予防対策の有効性の向上および非財務リスクの管理を行う複数のイニシャティブに取り組んでいる。但し、管理体制の改善によって将来的に訴訟や調査が減少するとの保証はできない。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性があり、その結果、ストラテジー2020を成功裡に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

当行は、ストラテジー2020の目標に含めたバッファが、妥当と思われる範囲のダウンサイド・シナリオを反映するのに十分であり、これを上回る大きな混乱がなければ当該目標を達成できるものと想定している。但し、これらの目標達成のために当行が設定したバッファは、ダウンサイド・シナリオにおいて結果的に不十分となる可能性がある。上記のマクロ経済、規制、訴訟に係る要因またはその他の要因により、このリスクが顕在化した場合、当行はストラテジー2020の目標を達成できなくなる可能性がある。

当行がかかる戦略的イニシャティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシャティブが期待された利益を生み出さなかった場合、かかるイニシャティブを実施するために当行が負担する費用が、当行が想定する金額を超えた場合、あるいは当行が2016年にこれらのイニシャティブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、ストラテジー2020の一環として、ドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）を処分する旨を発表した。ポストバンクの有利な価格または条件での処分あるいは処分自体が困難となる可能性があり、当行はポストバンクの保有または処分により重大な損失を被る可能性がある。当行は、処分後も引き続き、ポストバンクに係るリスクに晒され、またはポストバンクに関連するその他の義務を負う可能性がある。

当行は、ストラテジー2020の一環として、ポストバンクを処分する旨を発表した。かかる処分は、当行が保有するポストバンク株式の全部または一部を、公募で売り出すか、または非公開取引で一もしくは複数の購入者に売却することにより行われる可能性がある。ドイツ・ポストバンクAGは、当行による公開買付けの後、2010年12月に当行がその持分の過半数を保有する連結子会社となった。2012年、ドイツ・ポストバンクAGと当行の完全子会社の一つは、経営支配および損益移転契約を締結した。処分計画の準備段階として、2015年12月、ドイツ・ポストバンクAGは、少数株主からの株式買い取りの後、当行の完全子会社の一つとなった。

当行は、ポストバンクの有利な価格、条件または時期での処分、あるいは処分自体が困難となる可能性がある。ポストバンクの処分を行う当行の能力は、とりわけ、経済状況および市況（特にドイツ国内の銀行業に関連するもの）に依拠し、また、ポストバンクの財務状態、業績および事業見通しにも依拠する。経済状況もしくは市況またはポストバンクの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、当行は、ポストバンク株式の全部または一部の有利な価格、条件または時期での処分、あるいは処分自体ができなくなる可能性がある。ポストバンクを処分するには、欧州連合およびその他の地域の関連する規制当局の承認が必要となる可能性があり、かかる承認が有利な条件で取得されず、あるいは取得自体がなされない可能性があり、またはかかる承認に不利な条件が付される可能性がある。ポストバンクが当行の子会社であった期間に、当行は、ポストバンクの業務の一部を当行の業務へ統合し、また当行の業務の一部をポストバンクの業務へ統合するなど、相互の業務の連関を深める努力をしてきた。当行は、ポストバンクの処分（契約上の関係の解消や、ビジネス、ITシステムおよびその他の部門の分離を含む。）に備えて、現在および将来において、ポストバンクへの支出またはその他の支出を行う必要がある。当行は、ポストバンクとの分離を確実にし、一定のシステムおよびその他の部門を再構築するため、当行への支出が必要となる可能性がある。当行は、ポストバンクの処分に向けた準備として、ポストバンクの各ビジネスおよび部門（特に当行からの支援に依存しているもの）の単独での運営を可能にしつつ、効率性、サービスの質および関連規制の遵守を維持する必要がある。また、当行は、ポストバンクの処分前に、ポストバンクとの一定の金融取引の終了、一定の法人のポストバンクへの譲渡および一定の契約関係の終了を行う可能性がある。これらの準備措置は、処分が行

われる前に実施する必要がある、適切に実施されない場合、処分が妨げられ、または財務上の損失が発生する可能性がある。

ポストバンクを処分するまで、当行は引き続きポストバンクに係るリスクに晒されており、またポストバンクが被る損失または債務により悪影響を受ける可能性があり、かかる損失または債務もまた、処分を実行する当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。ポストバンクに対する当行持分の一部のみを処分する場合、当行は引き続き、処分を行わない当行持分に係る経済的リスクに晒される可能性がある。また、当行は、売却条件、当行とポストバンクの従前の関係または適用ある法律により一時的または継続的な債務を負う場合、ポストバンクに対する当行持分の全部または一部の処分の後も、引き続きポストバンクに係る一定のリスクに晒される可能性がある。

ポストバンクの処分を有利な条件で行えなかった場合またはポストバンクの償却（売却に伴うものか否かを問わない。）が行われた場合、当行の純資産、財務状態および業績は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、ストラテジー2020の一環として、当行の資産（特に当行の非中核事業部門の資産を含むが、グローバル・マーケティング部門の資産も含む。）の削減を進めている。かかる資産の売却は、当行のビジネスの簡素化および集中を行い、リスク・ウェイトド・アセットを減らして自己資本比率を上げることにより、新たな自己資本規制が要請する水準またはこれを超える水準を達成しようとする、当行の戦略の一環として行われる。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率を上げるため同様に資産を売却しようとしているため、現在および将来の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、非中核資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。

また、当行は、個々の事業体に相当額の投資を行っており、マヘル・ターミナルズの持分など、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有している。当行は引き続き、これらのエクスポージャーの金額およびリスクを、売却またはその他の方法で削減していく予定ではあるものの、現在の市場環境が続いた場合、かかる売却は困難となり、延期される可能性がある。また、当行は、上記の投資においてパッシブ投資家となっている場合があり、その場合、当行は第三者の行為に依拠することとなる。このことはまた、かかる投資に関して、売却またはその他のリスク低減取引を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行は、規制が厳しくかつ強化され訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額かつ見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機および欧州債務危機により著しく加速した。金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近時の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行は、引き続き多数の訴訟、行政手続および調査に服するものと予想している。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといったさまざまな理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大である



と考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

当行または当行の現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響をもたらす可能性がある。かかる手続きにより生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。例えば、当行は、旧キルヒ・グループに係る訴訟に関連してミュンヘン市の検察官が行った、元取締役および現取締役の供述に対する調査により生じうる、当行のレピュテーションへの悪影響を数量化することはできない。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、米国司法省(DOJ)は、ある会社が不正行為にかかる民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額を生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、昨年には上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験(和解条件を含む。)は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開により、結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多額なものである。異なる法域の規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回り、かつ、2016年度における全体的な財務上の影響が2015年度の水準を下回るという当行が公表した予想に反する財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

各国(地域)の規制当局および法執行当局が、現在、外国為替相場の操作に関する不正行為について当行の調査を行っている。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、その結果、当行のレピュテーションが大きな悪影響を受ける可能性がある。

当行は、外国為替市場におけるトレーディングおよびその他様々な側面を調査する各国(地域)のいくつかの規制当局および法執行当局より、情報の請求を受けている。当行は、これらの調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。これに関連して、当行は、外国為替トレーディングや外国為替ビジネスのその他の側面に関する独自の内部調査をグローバルに行っている。

当行はまた、外国為替相場の操作があったとして反トラスト法および米国商品取引所法上の請求を主張する、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に提起された複数の推定集団訴訟の被告のうちの一つとなっている。現在、3件の集団訴訟が係争中である。1件目の集団訴訟では、店頭市場のトレーダーおよび中央取引所のトレーダーの推定集団を代理して提起されており、基準金利および直物為替相場の両方、特に直物為替相場について提示されるスプレッドに関して、競争を抑制し、これらを操作するための違法な合意があったと主張されている。訴状はさらに、これらの共同した違法行為により、中央取引所において外国為替先物およびオプションの人為的な相場が形成されたと主張している。2件目の訴訟では、上記の集団訴訟におけるのと同様の主張に基づき、かかる行為は1974年米国従業員退職所得保障法(ERISA)に基づく被告の信託義務を発生させるとともにその違反を生じたと主張されている。3件目の推定集団訴訟では、当行が電子取引プラットフォーム上のFX注文を一旦拒否したが、その後推定集団のメンバーにとって不利な価格により注文を履行したと主張されている。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州の制定法に基づく請求を主張している。当行は、これらの訴訟の棄却を主張しており、今後も主張していく予定である。

当行はまた、カナダのオンタリオ州およびケベック州において提起された2件の集団訴訟の被告のうちの一つとなっている。2015年9月10日に提起されたこれらの集団訴訟は、米国での集団訴訟におけるのと同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴訟原因に基づく損害賠償を請求している。

これらの案件の多くは、かかる案件の結果を予測することや、当局により課せられる可能性のある罰金または民事訴訟により支払義務を負う可能性のある損害賠償について見積もることができるほど十分に進展していない。多くの他の金融機関もまた、現在調査を受けている。これらの金融機関が和解をした場合は、当行など他の金融機関の類似の訴訟の帰結にも悪影響を与える可能性があり、特に高額な和解金は、他の和解における基準またはテンプレートとして使用される可能性がある。したがって、これらの案件により、当行は、刑事上および民事上の制裁に加えて、多額の金銭的損害および防御費用を被るリスクに晒され、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制上および刑事上の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、欧州、北米およびアジア太平洋諸国における様々な規制当局および法執行当局（米国の複数の州検事長を含む。）より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、召喚状および情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。

進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、当行は2013年12月4日、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間で和解に達した。和解条件に基づき、当行は、総額7億2,500万ユーロを支払うことに合意した。

また、既に公表したとおり、当行は2015年4月23日、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為の調査を決着させるため、米国の司法省（DOJ）、商品先物取引委員会（CFTC）、英国の金融行動監督機構（FCA）およびニューヨーク州金融監督局（NYDFS）との間で個別の和解に達した。和解条件に基づき、当行は、DOJ、CFTCおよびNYDFSに対して21億7,500万米ドル、またFCAに対し2億2,680万英ポンドの制裁金を支払うことに合意した。和解には、将来における当行の金利指標の提示に関するさまざまな約束を要求する規定や、独立した企業監視人（corporate monitor）の任命を要求する規定なども含まれていた。当行はまた、和解時に当行に勤務していた一定の従業員に対して追加の懲戒処分を実施することを要求された。

DOJとの合意解決の一環として、当行は、3年を期限とする訴追延期合意を行った。これに基づき、（とりわけ）当行による電子通信詐欺の訴因およびシャーマン法に違反する価格協定の訴因の2つの訴因からなる略式起訴状の米国コネティカット地区連邦地方裁判所への提出が合意された。また当該合意の一環として、DBグループ・サービスズ（UK）リミテッド（ドイツ銀行AGの間接所有全額出資子会社）は、DOJとの司法取引に応じた。これに基づき、同社は、同裁判所に提出された電子通信詐欺を訴因とする略式起訴状において有罪を認めた。上記に関する総額21億7,500万米ドルの制裁金に含まれる1億5,000万米ドルの罰金は、裁判所の承認を条件として、2016年10月に予定されているDBグループ・サービスズ（UK）リミテッドの判決後に当行により支払われる予定である。

上記の和解に関連して当行が行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。

各種の銀行間取引金利の設定に関する当行への規制上の調査はそのほかにもまだ続いており、当行は引き続きさらなる規制上の措置に晒される可能性がある。

また、当行は、各種の銀行間取引金利の設定に関する操作について、47件の民事訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むこれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の金融機関に対して係属している。これらの民事訴訟のうち6件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被ったと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する6件の民事訴訟もまた、SDNYに係属しており、これらは円LIBORおよびユーロ円TIBORに関する2件、EURIBORに関する1件、英ポンドLIBORに関する2件ならびにスイスフランLIBORに関する1件の訴訟からなる。

当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

かかる不確実性は、本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など、当行の支配の及ばない複数の要因によりさらに増している。また、規制当局および法執行当局が、金融業界を構成する金融機関の行為を全体として評価することにより、当該当局の当行に対する措置に影響する可能性がある。罰金、損害賠償、法律上および規制上の制裁ならびにその他の措置のいずれも、設定された引当金を超えて、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、カウプシング銀行の支払不能に係る払戻請求を主張する民事訴訟の被告となっている。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

2012年6月、アイスランドの株式会社であるカウプシング銀行は、その清算委員会を通じて、アイスランドおよび英国の二か国において、アイスランド法に基づき約5億900万ユーロ（およびこれに損害賠償の料率および制裁金の料率を基準として計算される利息を加えた額）の払戻しを請求する訴訟を当行に対して提起した。当該請求は、2008年に英領ヴァージン諸島の2つの特別目的ヴィークル（以下「SPV」という。）に対して当行が発行した、カウプシング銀行を参照先とするレバレジッド・クレジット・リンク債（以下「CLN」という。）に関連するものである。当該SPVの究極の所有者は、個人富裕層であった。カウプシング銀行は、当該SPVに対して出資していたと主張し、カウプシング銀行が当該取引によって経済的な影響を受けることを当行が認識していたかまたは認識していたはずであったと主張している。カウプシング銀行は、いくつもの選択的な理由により、当該取引はカウプシングにより無効にできると主張しており、その理由の一つとして、取引の目的の一つがカウプシング自身にそのCDS（クレジット・デフォルト・スワップ）のスプレッドやその上場債券市場に影響を及ぼさせることであったため、当該取引は不適切なものであることを挙げている。また当行は、英国においても、カウプシング銀行、当該SPVおよびそれらの共同清算人により同様の請求訴訟を起こされている。当行は、これらの手続きにおいて抗弁を行っており、引き続き防御活動を行っていく予定である。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は、貴金属トレーディングおよび関連行為の調査に関して、規制当局および法執行当局より、情報および文書の請求を含む問い合わせを受けている。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。当行はまた、貴金属トレーディングおよび関連行為に係る複数の推定集団訴訟においても被告のうちの一つとなっている。

当行は、貴金属トレーディングおよび関連行為の調査に関して、一部の規制当局および法執行当局より、情報および文書の請求を含む問い合わせを受けている。当行は適宜これらの調査に協力し、関連当局と連携している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。これに関連して、当行は、貴金属の指標への当行の過去の関与や当行の貴金属トレーディングおよび貴金属ビジネスのその他の側面に関する独自の内部調査を行っている。

当行はまた、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において係争中の2件の訴訟に併合された複数の推定集団訴訟においても被告のうちの一つとなっている。これらの訴訟では、金と銀の値決めへの関与を通じて金と銀の価格を操作したとして米国の連邦反トラスト法、連邦商品取引所法および関連州法の違反が主張されているが、請求する損害賠償の額は特定されていない。米国の集団訴訟はまだ初期の段階にある。当行はまた、金に関してオンタリオ州上位裁判所におけるカナダの集団訴訟手続の被告のうちの一つとなっており、原告は、カナダの競争法違反およびその他の訴訟原因について損害賠償を請求している。これらの訴訟は、当行に重大な責任を生じる可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により実行された株式取引の状況を調査しており、当該取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により当行との間で実行された、互いに相殺する関係にある株式取引の状況を調査している。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連

する内部統制環境についての当行による内部調査は継続中である。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行は、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また本件に関与した一部の個人に対して懲戒処分を実行し、その他の者についても令状が発せられれば処分を実行していく。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

米国の規制当局および法執行当局は、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために行った特定の米ドル建て支払指図の処理が、米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。当行は、本件の一部については和解に至っているが、その他の調査はまだ進行中である。本件の最終的な帰結は予測不能であり、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、特定の規制当局および法執行当局から、当行が過去に米国の通商禁止法の対象国の当事者のために米国金融機関を通じて処理した米ドル建て支払指図に関する情報の請求を受けている。これらの当局は、かかる処理が米国の連邦および州の法律を遵守していたか否かを調査している。2015年11月3日、当行は、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間で、当行調査を決着させるための合意に至った。当行は、これら二者に対してそれぞれ2億米ドルおよび5,800万米ドルを支払い、一定の従業員を解雇し、一定の過去の従業員を再雇用せず、一年間独立した監視人を設置することに同意した。また、ニューヨーク連邦準備銀行は、一定の是正措置を命じ、具体的には、効果的なOFAC遵守プログラムを策定し、同連邦準備銀行がその有効性について満足するまで独立当事者による当該プログラムの評価を毎年行うことを要請した。当行は、その他の調査当局に対しても引き続き情報を提供するなどの協力を行っている。未だ予測できる時期ではないが、当行が対象となっている調査の最終的な帰結は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン事業に関する契約上の請求、訴訟および当局による調査に晒されており、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に約840億米ドルのローンを販売し、ホールローンとして710億米ドルのローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反により引き起こされたと主張される損失につき、購入者、投資家または金融保険会社からのローンの買戻しや当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利および適用ある出訴期限に従って行われた有効な買戻請求にのみ応じている。2015年12月31日現在、無効の合意がなされたものを除く当行に対する住宅ローン買戻請求残高は、約24億米ドル（ローンの当初元本残高に基づく。）である。かかる請求残高に対して、当行は2015年12月31日付けで、4億4,500万米ドル（4億900万ユーロ）の引当金を計上している（当行は、その一部について補償される。）。しかしながら、一般の引当金と同様、当行が計上した引当金は、既に行われまたは今後行われる可能性のある特定の請求または請求全体につき、最終的に十分ではないこととなる可能性がある。当行はその他の潜在的な住宅ローン買戻請求の発生も予想しているが、その時期または金額を確実に見積もることはできない。2015年12月31日現在、当行は、当初元本残高にして約72億米ドルの住宅ローンにつき、買戻しを完了し、無効の合意を取得しまたはその他の方法により解決に至っている。これらの買戻し、合意および解決により、当行は、当行が販売した上記の住宅ローンのうち約930億米ドルについて潜在的な請求から免責された。

2005年から2008年までの間、当行または当行の関連会社は、第三者オリジネーターのため、約1,050億米ドルの米国住宅ローン担保証券（以下「RMBS」という。）の引受会社としても行為した。

住宅ローン証券化市場における他の多くの参加者と同様、連結財務諸表の注記29「引当金」の項にも記載のとおり、当行はRMBS事業に関していくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、かかる召喚状および情報提供の要請に対してできる限りの協力を行っている。これらの調査の一部は、他の金融機関が米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券作業部会のメンバーとの間で和解を締結し、多額の制裁金を支払うに至ったものと性質が類似している。また、RMBSの発行会社、引受会社ないし受託会社として、当行や当行の関連会社には多くの訴訟が提起され現在も係争中である。RMBSに関するかかる訴訟は係争の様々な段階にあり、当行は、法廷外での賢明な解決を実現する機会を追求しつつ、引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。法律上および規制上の手続きには多くの不確実性が伴い、個々の手続きの結果を予想することは不可能である。

刑事当局および規制当局が、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、当行の調査を行いまたは当行に情報を請求している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年2月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（以下「MPS」という。）は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ（Santorini）」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレボ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ財団もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。2013年12月、当行はMPSとの間で、上記取引に関して、MPSによる民事訴訟を終結させる合意に至った。モンテ・デイ・パスキ財団による民事訴訟は、未だ係争中である。

シエナ検察官により、上記取引および他の多くのグローバルな銀行がMPSとの間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年9月、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管された。2016年2月16日、ミラノ検察官は、当行ならびに当行の現在および過去の従業員6名に対して、正式審理への付託請求を行った。予備審問段階としての裁判官による予審（当該裁判官は、正式審理付託請求に応じるか否かを決定しなければならない。）は、2016年3月に実施される予定である。これとは別に、当行は特定の規制当局から、当該取引（当行の当該取引に関する会計処理や、当行の経営陣が当該案件に関与した個人を適切に監督しなかったとされる事項に関するものを含む。）に関しても、情報の請求を受けている。当行は、これらの規制当局に協力している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

*刑事上の手続きにおける当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、当行の事業の一部に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。*

当行および当行の関連会社は、これまで刑事上の手続きまたは調査の対象となったことがあり、現在もその対象となっている。特に、銀行間取引金利に関する不正行為についての米国司法省（DOJ）による調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービス（UK）リミテッドは、DOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認めた。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーは、その従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。当行および当行の子会社はまた、その他の刑事上の手続きまたは調査の対象となっている。

当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、1974年米国従業員退職所得保障法（ERISA）に基づく重要な取引上の適用除外を利用する当行の資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である「適格専門資産運用業者」（QPAM）禁止取引適用除外の規定に基づく、当行関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客（顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、あるいは当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。）に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメントおよびウェルス・マネジメントの事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行は、ERISAの管轄当局である米国労働省（DOL）に対し、DBグループ・サービス（UK）リミテッドの有罪答弁およびドイチェ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決にもかかわらず当行がQPAMとしての資格を維持することができるよう、免責的救済の申請を行った。DOLは、当行のQPAMの申請を暫定的に拒否したが、2016年10月25日まで一時的にQPAM適用除外の適用を認めた。当行は、QPAMの申請の裏付けとしてDOLに対して追加の情報を提供しており、DOLが暫定的な拒否通知で示した懸念を解消するよう努めている。QPAMの申請が承認されるかどうかは明らかではないが、当行は申請が拒否されてQPAMの資格を喪失する可能性があり、その場合上記のような悪影響を受ける可能性がある。

*銀行業務以外の非伝統的な与信業務は、伝統的な銀行業務の信用リスクに加え、信用リスクを著しく増大させる。*

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズおよび非中核事業部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- 第三者の証券の保有
- 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マーギニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機以降に直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャー・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行が保有する金融商品の公正価格が変動した結果、当行は損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間に大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはならず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多くの前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な情勢

の展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

*オペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられる可能性がある。*

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。



当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー攻撃またはインターネット犯罪による、当行のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに取り組むため、当行は現在、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、追加的に多大な資源を投入している。しかしながら、かかる措置があらゆる脅威に対して有効であるとは限らず、残存リスクが依然として存在する。当行のグローバルなネットワークや当行が処理する取引量に鑑みると、その発見または是正前に一定の過誤や行為が繰り返され事態を悪化させる可能性がある。

当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大なデータの損失を被ったことはないが、新しい技術の使用やインターネットへの依存の高まり、ならびにこうした攻撃の多様性や精緻化を考慮すると、当行はそのすべての攻撃を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、追加コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいため、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しかつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社、事業、資産、負債または契約を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表または完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行ってきたり、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。そのため、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも適用される場合がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域内で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置を課せられる可能性がある。2007年までに、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。このうち、イラン、スーダンおよびシリアは現在、米国国務省によりテロ支援国家に指定されている。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および/またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2015年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2015年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、2010年イラン包括制裁法、2012年度国防授權法、2012年イラン脅威削減およびシリア人権法、2012年イラン自由および拡散防止法ならびに多数の行政命令の制定など、特にイランの金融、エネルギー、海運または軍事部門における活動や特定のイランの取引相手方を支援することとなる業務を提供する会社に対する制裁の可能性を規定する方法により、かかる取引が米国内で発生するか否かにかかわらず、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。こうした間接的なまたは「二次的な」米国経済制裁の対象には、イランの広範な主体、個人および金融機関との重要な取引を促進しまたはこれに重要な金融サービスを提供する、外国の金融機関が含まれる。当行は、かかる法律による制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対する制裁の賦課が重大なものとなる可能性もある。「P5+1」諸国とイランの間の包括的共同行動計画（これに基づきイランはその核開発プログラムを制限することに同意し、P5+1諸国は一定の制裁措置を軽減することに同意した。）の「実施日」が2016年1月16日に到来したことを受けて、イランを対象とする二次的制裁は縮小されているが、解除されてはいない。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および信用状により発生する請求で構成されており、その残高は2015年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引は、機械や電気設備などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランおよびスーダンと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める現在のもしくは提案されている法律、規制もしくは方針またはその他の施策を主導していることを、当行は認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

## 5【経営上の重要な契約等】

当行は、以下の会社と経営支配および損益移転契約を締結している。

- A．D Bフィナンツ - ホールディングGmbH
- B．ドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン・アクチエンゲゼルシャフト
- C．D Bキャピタル・マーケッツ(ドイチェランド) GmbH
- D．サル・オッペンハイム jr. & Cie. AG & Co. KGaA
- E．P B Cバンキング・サービズGmbH
- F．ノーリスバンクGmbH
- G．D W Sホールディング&サービスGmbH
- H．ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・インベストメントGmbH
- I．ベトリープス - センター・フュア・バンケンAG
- J．R R E E FマネジメントGmbH
- K．サル・オッペンハイム・オルタナティブ・インベストメンツGmbH
- L．ノルトヴェストドイチャー・ヴォーヌングスバウトレーガー・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクター・ハフトウ  
ンク
- M．ドイチェ・ポストバンクAG

上記会社は、当該契約に基づき、当行により支配され、各会社の利益を当行に移転するかまたは当行がその損失を填補するものとされている。

## 6【研究開発活動】

該当事項なし

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 財政状態及び経営成績の分析

「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、 取締役会報告書」参照

### キャッシュ・フローの状況の分析

連結キャッシュ・フロー計算書においては、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している(「マネジメント・アプローチ」)。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期債務の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入れが主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券(CB&Sの事業ラインにより設計および実行され、収益創出活動である。)、ならびに財務(トレジャリー)が発行する債務(他の資金源と交換可能であるとみなされている。)である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に規制上の資本要件を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結対象会社グループの変更による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿価額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動や資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は、通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

2015年度および2014年度

以下の表は、2015年度のドイツ銀行の連結キャッシュ・フロー計算書（監査済）からの抜粋である。

| 単位：百万ユーロ（億円）              | 2014年                | 2015年                |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー*         | 2,052<br>(2,537)     | 67,252<br>(83,157)   |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー          | -12,824<br>(-15,857) | -8,242<br>(-10,191)  |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー          | 5,795<br>(7,166)     | -5,583<br>(-6,903)   |
| 現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響 | 897<br>(1,109)       | 94<br>(116)          |
| 現金および現金同等物、期首残高           | 56,041<br>(69,295)   | 51,960<br>(64,249)   |
| 現金および現金同等物、期末残高           | 51,960<br>(64,249)   | 105,478<br>(130,424) |

\* 2015年において、比較数値は修正再表示されている。

当行グループの現金および現金同等物は、2014年12月31日現在の520億ユーロから増加して、2015年12月31日現在では1,055億ユーロとなった。この増加は、現金残高が減少した一方で、中央銀行への非利付預け金、中央銀行への利付当座預金および決済勘定、中央銀行への翌日物預金および一日前通知預金、ならびに中央銀行以外の銀行への利付当座預金および決済勘定が増加したことによるものであった。

2015年度は67億7,200万ユーロの当期純損失を計上し、非現金項目に関する収益調整を考慮した結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、2015年末にプラス673億ユーロ（2014年末はプラス20億ユーロ）となり、かかる金額が2015年度の現金および現金同等物の535億ユーロの増加に含まれている。現金および現金同等物への影響の残りの部分は、投資活動に使用された現金および財務活動から供給された現金によるものであった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2015年度はマイナス82億ユーロ（2014年はマイナス128億ユーロ）となった。これは、主に売却可能金融資産によるものであった。投資活動によるマイナスのキャッシュ・フローは、売却可能金融資産の取得によるマイナスのキャッシュ・フローが売却可能金融資産の売却および満期償還によるプラスのキャッシュ・フローにより一部しか相殺されなかったことによるものであった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、2014年末はプラス58億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在ではマイナス56億ユーロとなったが、これは普通株式およびその他資本商品が発行されなかったことによるものであった。

上記の営業活動、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローの増減の結果、現金および現金同等物は増加した。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

ドイツ銀行グループは、2015年度における土地・建物および備品・器具への設備投資に約4億3,200万ユーロを費やした。2015年度に、4億6,100万ユーロ（簿価）の土地・建物および備品・器具の原価処分が行われた。

### 2【主要な設備の状況】

（単位：百万ユーロ（百万円））

|             | 2014年12月31日 | 2015年12月31日 |
|-------------|-------------|-------------|
| （ドイツ銀行）     |             |             |
| 土地・建物       | 78          | 75          |
|             | (9,645)     | (9,274)     |
| 備品・器具       | 887         | 848         |
|             | (109,678)   | (104,855)   |
| （ドイツ銀行グループ） |             |             |
| 土地・建物       | 1,203       | 1,098       |
|             | (148,751)   | (135,768)   |
| 備品・器具       | 1,706       | 1,748       |
|             | (210,947)   | (216,140)   |

### 3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし

## 第5【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

(2015年12月31日現在)

| 授權株数(株)(注)    | 発行済株式総数(株)    | 未発行株式(数)(注) |
|---------------|---------------|-------------|
| 1,379,273,131 | 1,379,273,131 | -           |

(注)ドイツ銀行AGは、上記日付現在有効な定款に、下記のような授權資本および条件付資本の増加の定めを置いている。

授權資本(2015年12月31日現在)

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額352,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。取締役会はまた、新株の発行価格が、発行価格の最終決定時において上場されている当該株式の相場価格を著しく下回らない場合は、ドイツ株式会社法第186条第(3)項第4文に基づく授權以降に発行される株式総数がかかる授權の発効時点における株式資本の10%を超えないとき、また新株の発行価格が当該相場価格を下回る場合は、かかる授權以降に発行される株式総数がかかる授權を利用する時点における株式資本の10%を超えないときには、新株引受権の付与を一切排除することができる。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

取締役会は、2020年4月30日またはそれ以前に、一回または数回にわたり、総額1,408,000,000ユーロを限度として現金払込により新株を発行することにより増資を行う権限を授与される。株主は、新株引受権を与えられる。ただし、取締役会は、株主の新株引受権から端株を除外し、また当行またはその関連会社により発行されたオプション権、転換社債および転換権付利益分配権の保有者に対し新株引受権を付与することが必要とされる場合、引受権または転換権の行使後に当該権利の付与を受けられる限りにおいて、新株引受権を排除する権限を有する。授權資本を利用する旨、および新株引受権を排除する旨の取締役会決議は、監査役会の承認を要する。新株式はまた、取締役会の指定する銀行が、当行株主に対して募集を行う義務を負って引き受けることもできる(間接的新株引受権)。

条件付資本

株式資本は、100,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて256,000,000ユーロを上限に条件付で増加する。

条件付資本は、

- 2014年5月22日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
  - 上記の権限に基づき2019年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権もしくはオプション権の行使および/または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

株式資本は、90,000,000株以下の記名式無額面株式の新規発行を通じて230,400,000ユーロを上限に条件付で増加する。条件付資本は、

- 2012年5月31日の株主総会の決議により取締役会に授与された権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される利益分配債、転換社債またはワラント付社債に関連する転換権もしくはオプション権の保有者がその転換権もしくはオプション権を行使する場合、または、
  - 上記の権限に基づき2017年4月30日以前に当行またはその関連会社により発行される転換権付利益分配債または転換義務を負う転換社債の保有者がその転換義務を履行する場合
- に限り増加できる。

新株式は、転換権および/もしくはオプション権の行使または転換義務の履行により当該株式が発行された営業年度の開始時より、分配を受領する権利を有する。取締役会は、条件付資本増加の実施に関する詳細を決定する権限を授与される。

【発行済株式】

2015年12月31日現在、ドイツ銀行の発行済株式資本は、3,530,939,215.36ユーロであり、無額面普通株式1,379,273,131株により構成される。株式は全額払込済みであり、記名式である。各株式につき一議決権が付与される。

当行の株式は、ドイツ国内各証券取引所およびニューヨーク証券取引所に上場されている。

2015年末現在、当行が保有する自己株式は374,864株であり、当行の株式資本の0.03%に相当する。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債等の行使状況等】

該当事項なし



( 3 ) 【発行済株式総数及び資本金の推移】( 2015年12月31日現在 )

| 年月日            | 発行済株式総数<br>増減数(株) | 発行済株式総数<br>残高(株) | 資本金増減額                           | 資本金残高                               | 摘 要   |
|----------------|-------------------|------------------|----------------------------------|-------------------------------------|---|
| 2013年<br>5月2日  | 90,000,000        | 1,019,499,640    | 230,400,000.00ユーロ<br>(28,489百万円) | 2,609,919,078.40ユーロ<br>(322,716百万円) | 記名式無額面普通株式の発行による増資(アクセレレーテッド・ブックビルディング・オフリングにより機関投資家に対して発行された)  |
| 2014年<br>6月5日  | 59,931,506        | 1,079,431,146    | 153,424,655.36ユーロ<br>(18,971百万円) | 2,763,343,733.76ユーロ<br>(341,687百万円) | カタールのシェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が所有・管理する投資会社であるパラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドに対する1株当たり29.20ユーロの株式発行による増資 |
| 2014年<br>6月20日 | 299,841,985       | 1,379,273,131    | 767,595,481.60ユーロ<br>(94,913百万円) | 3,530,939,215.36ユーロ<br>(436,601百万円) | 当行の株主に対する18対5(所有する既存の18株に対して5株)の比率のライツ・オフリング(1株当たり行使価格22.50ユーロ)による増資                                      |

( 4 ) 【所有者別状況】

2015年12月31日現在の株主数は、561,559人であった。

|       | 株式資本中所有割合(%) <u>(推定)</u> |
|-------|--------------------------|
| 個人投資家 | 19                       |
| 機関投資家 | 81                       |
|       | <u>100</u>               |

( 5 ) 【大株主の状況】

当行株式は、引き続きほぼ100%浮動株式である。ドイツ証券取引法に規定する所有株式割合3%以上の報告義務に基づいて、当行が認識している大株主は下記の3社である。

| 名称                              | 所在地           | 発行済株式総数に対する<br>所有株式数の割合 |
|---------------------------------|---------------|-------------------------|
| ブラックロック・インク                     | アメリカ合衆国ニューヨーク | 6.79%(注1)               |
| パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッド(注2)  | 英領ヴァージン諸島     | 3.05%(注3)(注6)           |
| スプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッド(注4) | ケイマン諸島        | 3.05%(注5)(注6)           |

(注1) 2016年2月19日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年2月26日現在まで変更の通知は受けていない。

(注2) シェイク・ハマド・ビン・ジャシム・ビン・ジャボール・アルサーニ氏が実質的に所有・管理する投資ピークル。

(注3) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年2月26日現在まで変更の通知は受けていない。なお、同社は2014年6月25日、当行株式の5.83%を所有している旨の通知を行っていた。

(注4) シェイク・ハマド・ビン・カリファ・アルサーニ氏が実質的に所有・管理する投資ピーグル。

(注5) 2015年8月20日付の当行宛の通知に基づく。その後、2016年2月26日現在まで変更の通知は受けていない。

(注6) 当行は、これらの所有割合は、パラマウント・サービス・ホールディングス・リミテッドからスプリーム・ユニバーサル・ホールディングス・リミテッドへの株式譲渡を反映しているものと理解している。

## 2【配当政策】

### (1) 配当方針

2014年度について、取締役会および監査役会は、配当可能利益1,169,250,260.02ユーロから、配当支払適格のある最大1,379,273,131株の無額面株式につき1株当たり0.75ユーロの配当金を支払い、残高の少なくとも134,795,411.77ユーロを翌年度に繰り越すことを提案した。(当行は自己株式を保有していることから、翌年度への実際の繰越額は上記を上回る金額に修正される。)

2015年5月21日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

2015年度について、取締役会および監査役会は、配当可能利益165,256,667.68ユーロを翌年度に繰り越し、配当金は支払わないことを提案した。

2016年5月19日開催の当行株主総会は、この提案を採択した。

### (2) 1株当たりの配当等の推移

下記の表は、2011年から2015年までの、当行の株式1株当たりの配当等を示したものである。

#### ドイツ銀行(非連結)

(単位：ユーロ(円))

|                     | 2011年            | 2012年            | 2013年            | 2014年            | 2015年            |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 1株当たり配当金            | 0.75<br>(93)     | 0.75<br>(93)     | 0.75<br>(93)     | 0.75<br>(93)     | 0.00<br>(0)      |
| 1株当たり当期純利益          | 1.53<br>(189)    | 0.78<br>(96)     | 0.88<br>(109)    | 0.92<br>(114)    | 0.02<br>(2)      |
| 1株当たり株主資本および準備金(注1) | 35.65<br>(4,408) | 36.54<br>(4,518) | 36.21<br>(4,477) | 33.10<br>(4,093) | 33.11<br>(4,094) |
| 配当性向(%)             | 48.9             | 95.6             | 85.6             | 81.9             | 0.0              |

(注1) 配当可能利益を除く。

#### ドイツ銀行グループ(連結)(注1)

(単位：ユーロ(円))

|                | 2011年            | 2012年            | 2013年            | 2014年            | 2015年            |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 基本的1株当たり利益(注2) | 4.25<br>(526)    | 0.27<br>(33)     | 0.64<br>(79)     | 1.34<br>(166)    | -5.06<br>(-626)  |
| 1株当たり株主持分      | 58.11<br>(7,185) | 57.37<br>(7,094) | 50.80<br>(6,281) | 49.32<br>(6,098) | 45.16<br>(5,584) |

(注1) 各年度の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。従って、上記の表の各年度の数値もIFRSに基づき表示されている。

(注2) 基本的および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。

### 3【株価の推移】

下記の表は、各期間のドイツ取引所Xetra System（電子現金市場取引システム）における当行株式の最高・最低株価を示したものである。なお、当行株式は東京証券取引所に1989年11月9日に上場され、2006年9月29日に上場が廃止された。

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近5年間の事業年度別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

| 年度 | 2011年            | 2012年            | 2013年            | 2014年            | 2015年            |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 最高 | 46.45<br>(5,744) | 37.68<br>(4,659) | 36.94<br>(4,568) | 38.15<br>(4,717) | 33.42<br>(4,132) |
| 最低 | 19.82<br>(2,451) | 21.09<br>(2,608) | 28.05<br>(3,468) | 22.66<br>(2,802) | 20.69<br>(2,558) |

(注) 2014年の増資を反映するため、2014年6月5日(権利付最終日)まで(同日を含む)の株価には逆次的に調整がなされている(調整係数0.9538(R-Factor)を乗じている)。

#### (2)【当該事業年度中最近6月間の月別最高・最低株価】

2006年9月29日付で、ドイツ銀行は東京証券取引所における株式の上場を廃止した。従って東京証券取引所における最近6ヶ月の月別最高・最低株価はない。

ドイツ取引所 Xetra System

(単位：ユーロ(円))

| 月別 | 2015年7月          | 2015年8月          | 2015年9月          | 2015年10月         | 2015年11月         | 2015年12月         |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 最高 | 32.05<br>(3,963) | 32.31<br>(3,995) | 27.03<br>(3,342) | 27.98<br>(3,460) | 26.20<br>(3,240) | 24.67<br>(3,050) |
| 最低 | 26.54<br>(3,282) | 23.80<br>(2,943) | 22.95<br>(2,838) | 23.52<br>(2,908) | 23.37<br>(2,890) | 20.69<br>(2,558) |

4【役員の状況】（提出日現在）

男性19名、女性8名（役員のうち女性の比率29.6％）

取締役会構成員および監査役会構成員の略歴

（取締役会）

| 氏名<br>(生年月日)   | 役職(担当)                           | 略歴<br>初回就任年<br>任期満了年                 | 所有株式数<br>(株)(注) |
|--|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------|
| ジョン・クライアン<br>(John Cryan)<br>(1960年12月16日)           | 取締役会会長(CEO)                      | 2013年入行<br>2015年取締役就任<br>任期満了年:2020年 | 0               |
| スチュアート・ルイス<br>(Stuart Lewis)<br>(1965年10月10日)        | チーフ・リスク・オフィサー(CRO)               | 1996年入行<br>2012年取締役就任<br>任期満了年:2020年 | 51,347          |
| シルヴィー・マテラ<br>(Sylvie Matherat)<br>(1962年5月6日)        | チーフ・レギュラトリー・オフィサー(CRegO)         | 2014年入行<br>2015年取締役就任<br>任期満了年:2018年 | 0               |
| ガース・リッチー<br>(Garth Ritchie)<br>(1968年7月5日)           | グローバル・マーケティング責任者                 | 1996年入行<br>2016年取締役就任<br>任期満了年:2018年 | 28,778          |
| カール・フォン・ローア<br>(Karl von Rohr)<br>(1965年10月16日)      | チーフ・アドミニストラティブ・オフィサー(CAO)        | 1998年入行<br>2015年取締役就任<br>任期満了年:2018年 | 2,747           |
| マルクス・シェンク<br>(Dr. Marcus Schenck)<br>(1965年10月31日)   | チーフ・ファイナンシャル・オフィサー(CFO)          | 2015年入行<br>2015年取締役就任<br>任期満了年:2018年 | 26,445          |
| クリスティアン・ゼーヴィング<br>(Christian Sewing)<br>(1970年4月24日) | プライベート・ウェルス&コマーシャル・クライアント<br>責任者 | 1989年入行<br>2015年取締役就任<br>任期満了年:2017年 | 36,249          |
| ジェフリー・アーウィン<br>(Jeffrey Urwin)<br>(1956年1月18日)       | コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング<br>責任者 | 2015年入行<br>2016年取締役就任<br>任期満了年:2018年 | 120,690         |

(注)平成28年2月19日現在の所有株式数を記載している。

取締役全員の業務上の住所は、ドイツ、60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ12である。

取締役は、当行の事業遂行について共同で責任を負っている。取締役会は、法律、定款または取締役会の業務指示書により取締役会の決議によることが要請されているすべての事項について決議する。取締役会は、その構成員の過半数をもって決議の定足数を構成する。取締役会の決議は、決議に加わった取締役の過半数によって決せられる。賛否同数の場合は、取締役会議長の投票により決せられる。

取締役は、法律および取締役会の業務指示書の許容する範囲内で、他の会社の監査役を兼任することができる。

( 監査役会 )

| 氏名<br>( 生年月日 )   | 役職/担当   | 略歴/初回就任年/任期満了年  | 所有株式数<br>( 株 ) ( 注 1 ) |
|--|---------|---|------------------------|
| パウル・アッハライトナー<br>(Dr. Paul Achleitner)<br>(1956年9月28日)        | 監査役会会長  | 初回就任年：2012年<br>任期満了年：2017年  | 0                      |
| アルフレッド・ヘーリンク(*)<br>(Alfred Herling)<br>(1952年5月11日)          | 監査役会副会長 | ドイツ銀行ヴァッパータル/ザウアーラント・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー<br>初回就任年：2008年<br>任期満了年：2018年  | 1,561                  |
| ヴォルフガング・ベア(*) (注2)<br>(Wolfgang Böhr)<br>(1963年1月3日)         | -       | ドイツ銀行デュッセルドルフ・スタッフ・カウンシル会長<br>ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、<br>ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー<br>初回就任年：2015年<br>任期満了年：2018年  | 0                      |
| フランク・ビジルスケ(*)<br>(Frank Bsirske)<br>(1952年2月10日)             | -       | フェル・デイ(フェラインテ・デーンストライストウンクス・ゲヴェルクシャフト)労働組合会長<br>初回就任年：2013年<br>任期満了年：2018年  | 0                      |
| ディナ・ダブロン<br>(Dina Dublon)<br>(1953年8月6日)                     | -       | 初回就任年：2013年<br>任期満了年：2018年  | 0                      |
| キャサリン・ギャレット・コックス<br>(Katherine Garrett-Cox)<br>(1967年11月15日) | -       | 初回就任年：2011年<br>任期満了年：2021年  | 0                      |
| ティモ・ハイダー(*)<br>(Timo Heider)<br>(1975年5月9日)                  | -       | 独ポストバンクAGグループ・スタッフ・カウンシル会長、<br>BHWクレジット・ゼルヴィスGmbHジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、<br>BHWパウスパーカッセAG、BHWクレジット・ゼルヴィスGmbH、ポストバンク・フィナンツベラトונクAGおよびBHWホールディングAG<br>スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー、<br>ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー<br>初回就任年：2013年<br>任期満了年：2018年 | 0                      |
| ザビーネ・イルガング(*)<br>(Sabine Irrgang)<br>(1962年10月30日)           | -       | ドイツ銀行AGヒューマン・リソース・マネージメント(ヴェルテンベルク)責任者<br>初回就任年：2013年<br>任期満了年：2018年  | 735                    |
| ヘニング・カーゲルマン<br>(Prof. Dr. Henning Kagermann)<br>(1947年7月12日) | -       | ドイツ科学技術アカデミー会長<br>初回就任年：2000年<br>任期満了年：2018年  | 0                      |
| マルティーナ・クレー(*)<br>(Martina Klee)<br>(1962年5月1日)               | -       | ドイツ銀行エシュボルン/フランクフルトCOO統括部門スタッフ・カウンシル会長<br>初回就任年：2008年<br>任期満了年：2018年  | 1,367                  |
| ペーター・レスチャー<br>(Peter Löscher)<br>(1957年9月17日)                | -       | OMV AG監査役会会長<br>初回就任年：2012年<br>任期満了年：2017年  | 0                      |
| ヘンリエッテ・マルク(*)<br>(Henriette Mark)<br>(1957年4月9日)             | -       | ドイツ銀行ミュンヘンおよび南バイエルン・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、<br>ドイツ銀行グループ・スタッフ・カウンシル・メンバー<br>初回就任年：2003年<br>任期満了年：2018年  | 1,006                  |
| リチャード・メディングス<br>(Richard Meddings)<br>(1958年3月12日)           | -       | 初回就任年：2015年<br>任期満了年：2021年  | 0                      |
| ルイーゼ・M・ベアレント<br>(Louise M. Parent)<br>(1950年8月28日)           | -       | クリアリー・ゴットリーブ・スティーン・アンド・ハミルトンLLP<br>オブ・カウンセル<br>初回就任年：2014年<br>任期満了年：2018年   | 0                      |
| ガブリエル・プラッチャー(*)<br>(Gabriele Platscher)<br>(1957年10月7日)      | -       | ドイツ銀行ブラウンシュヴァイク/ヒルデスハイム・コンバインド・スタッフ・カウンシル会長<br>初回就任年：2003年<br>任期満了年：2018年   | 1,060                  |

|   |   |   |       |
|---|---|---|-------|
| ベルント・ローゼ(*)<br>(Bernd Rose)<br>(1967年5月27日)                                   | - | ポストバンク・フィリアルフェアトリープAGおよびポストバンク・フィリアルGmbH合同ジェネラル・スタッフ・カウンシル会長、<br>ドイツ・ポストバンク・ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、<br>ドイツ銀行ジェネラル・スタッフ・カウンシル・メンバー、<br>ドイツ銀行欧州スタッフ・カウンシル・メンバー<br>初回就任年：2013年<br>任期満了年：2018年 | 0     |
| ルドルフ・ストックム(*)<br>(Rudolf Stockem)<br>(1956年8月27日)                             | - | フェル・デイ(フェラインテ・ディーンストライストウンクス・ゲヴェルクシャフト)労働組合書記、<br>フリーランスの組織およびコミュニケーション・アドバイザー<br>初回就任年：2012年<br>任期満了年：2018年  | 0     |
| ヨハネス・テイゼン<br>(Dr. Johannes Teyssen)<br>(1959年10月9日)                           | - | E.ON SE取締役会会長<br>初回就任年：2008年<br>任期満了年：2018年   | 0     |
| クラウス・リュディガー・トルツシュラー<br>(Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler)<br>(1948年12月11日) | - | 初回就任年：2012年<br>任期満了年：2017年  | 2,950 |

(\*) ドイツの従業員により選任された。

(注1) 平成28年2月19日現在の所有株式数を記載している。

(注2) ヴォルフガング・ペーアは、2015年に後任監査役(alternate member)として現職に昇格した。同氏は、2008年から2013年まで当行の監査役会メンバーであった。

## 5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンス（企業統治）の改善は、特に金融危機以来、金融機関にとって優先事項となっている。当行は、コーポレート・ガバナンス重視の姿勢を強化することが非常に重要であることを強く認識している。国際的に高い基準に従った効果的なコーポレート・ガバナンスの実践は、当行の経営にとって不可欠である。当行は常に、ガバナンス体制の向上に取り組んでいる。

近年、金融業界に対しては多くの新たな法律上および規制上の要件や国際基準が導入され、当行はこれまでこれらを実施に移し、また実施に取り組んでいる。

国際基準および最善の慣行に従った効果的なコーポレート・ガバナンスを維持することは、当行にとって非常に重要である。当行のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の5つの要素に基づいている。

- 適正な情報と効率的な組織に基づいた効率的な意思決定
- 取締役会と監査役会の効果的な協力関係
- 株主およびその他のステークホルダーとの良好な関係
- 持続性と長期的視点を重視した業績に基づく報酬制度
- 透明性の高い適時報告

当行は、ドイツ、欧州および国際的な法律上および規制上の要件や金融業界の標準を考慮した上で、これらの要素を最適な形で実施できるよう努力している。

### 当行のトップ・ガバナンス

ドイツ銀行AGの取締役会は当行の経営に責任を負っており、監査役会は取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行う。監査役会はまた、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。取締役会および監査役会はいずれも、強行法規の規定に加え、当行の枠組みにおける各自の権利および責任を明記した正式な参照事項に準拠する。

### 取締役会

取締役会は当行の経営に責任を負っており、そのメンバーは、当行の経営について共同で説明責任を負っている。当行の取締役会の職務、責任および手続きは、その参照事項に明記されており、その最新版は当行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）から入手可能である。

### 監査役会

監査役会は、取締役会メンバーを任命し、これを監督し、これに助言を行い、また、当行の根幹に関わる重要な決定に直接関与する。取締役会は、監査役会に対し、意図する事業方針ならびに当行の資産、負債、財務および収益状況に関するその他の基本的事項に加え、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制について定期的に報告する。監査役会に対する経営計画に関する報告は、少なくとも年に一度行われ、その他の報告は、法律の規定に従いまたは監査役会の要求に応じて、監査役会、監査役会会長および/または監査役会委員会に対して行われる。監査役会は、指名委員会の推奨を考慮した会長統括委員会の推奨に基づき、取締役会の長期的な承継計画を含め、取締役会メンバーの任命および解任を決定する。監査役会はまた、報酬管理委員会の推奨に基づき、取締役会の個々のメンバーの報酬の総額を決定し、取締役会の報酬制度について決議し、これを定期的に見直す。監査役会会長は、監査役会における職務を調整する。監査役会会長は、取締役会、特に取締役会共同会長と定期的に連絡を取り、戦略、事業の状況およびリスク管理について協議する。監査役会会長は、現状や動向、およびその経営にとって重要性の高い事象について、取締役会共同会長から遅滞なく連絡を受ける。処理のために監査役会の承認を必要とする事項は、当行の定款第13条に明記されている。監査役会は、必要ある場合、取締役会メンバーの参加なしで会議を行う。監査役会は、その職務の遂行のため、その職務上の裁量において、監査人、法律アドバイザーその他の内部および外部のコンサルタントの助力を得ることができる。

2015年には、合計で73回の監査役会および監査役会委員会の会議が開催された。委員会が共同で行った会議の数は、前年から増加した。

監査役会の職務、手続きおよび委員会は、その参照事項に明記されている。最新版は、当行のウェブサイト ([www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)) から入手可能である。

< 監査役会の構成に関わる目的および実施状況 >

ドイツ銀行法に従い、監査役会メンバーは、信頼できる人材であり、監査役としての職務を遂行するためおよび当行が行う事業を評価および監督するために必要な専門知識を有し、かつ、その職務の遂行に十分な時間を充たなければならない。監査役会は、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.1条に基づく要件を考慮した上で、2010年10月にその構成に関わる以下の目的を策定した。これは直近では2015年10月に改訂され、2016年1月に承認された。

ドイツ銀行AGの監査役会は、そのメンバーが全体として、その職務を適切に完遂するための知識、能力および専門家としての経験を有するように構成されなければならない。特に、監査役会メンバーは、その職務の遂行に十分な時間を使えることを要する。監査役会の構成は、国際的に事業を行い、広く各国に拠点を置く銀行の取締役会に対して監査役会による適切な監督および助言ができることを確保するべきであり、また当行グループに対する一般公衆の評判を保つものであるべきである。したがって、選任提案される個人の清廉、人格、職務遂行の意欲、専門性および独立性には特に注意が払われるべきである。この目的は、当行グループの活動を考慮した上で不可欠と考えられるすべての知識および経験を、監査役会が全体として有するためのものである。

さらに、監査役会は、適切な数の独立性のあるメンバーを置くものとし、ドイツ銀行AGの取締役会メンバーの経験者を3名以上置いてはならない。監査役会の職務が従業員代表により遂行される場合には、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.2条による独立性基準を満たしていることに疑う余地はないという前提に基づき、監査役会は、当該規則に定める意味における独立性のあるメンバーを合計16名以上置くものとする。また、監査役会はいかなる場合も、第5.4.2条の意味における独立性のあるメンバーを株主代表中に6名以上置いて構成されるものとする。監査役会メンバーは、同時に主要な競合他社の経営陣として職務を執行し、またはこれに対する監督義務のある職務に就いてはならない。当行と監査役会メンバーとの間の重要かつ一時的ではない利益相反は、任期の終了をもたらす。2014年7月1日より、監査役会のメンバーは、ドイツ銀行法(KWVG)第25d条により認められる数を超える数の監査役会メンバーまたは同様の要件を有する会社の監督機関のメンバーの職に就いてはならないこととなった。監査役会メンバーの通常の定年は70歳である。正当な理由がある個別の場合においては、監査役会メンバーは、最長で70歳を迎えた後4回目に開催される年次株主総会の終了時まで定年を延長することができる。この定年制は、近年の株主総会への選任提案において考慮されており、また次回の監査役会メンバーの選任または今後欠員となる監査役会メンバーの後任の任命についても考慮されるものとする。2015年10月、監査役会は、今後選任または任命される監査役会メンバーについて、その任期は15年を超えてはならない旨を決議した。

監査役会は、監査役会メンバーの候補者の提案にあたって多様性を重視する。当行が海外事業を展開していることに照らして、監査役会メンバーには、適切な数の長年にわたる海外経験者が置かれるよう留意するべきである。現在、監査役会メンバーのうち4名は、その専門的職務および生活の本拠をドイツ国外に置いている。さらに、監査役会の株主代表は全員、現在または過去の職務において、海外事業を行う会社の取締役会メンバーもしくはCEOまたはこれと同等の執行職として数年の海外経験を有している。これら二つの点から、監査役会は、当行の海外事業に十分考慮が払われていると確信している。その目的は、当行の現在の国際的な特性を維持することにある。

株主総会への選任提案について、監査役会は、指名委員会の推奨や、監査役会の女性比率および男性比率がいずれも30%以上であることを求める法律上の要件を考慮する。既に2008年および2013年に行われた監査役会メンバーの選任において、候補者選定プロセスに女性を含めることを適切に考慮することの重要性が認識されていた。すなわち、新たな監査役会メンバーの選任または今後欠員となるメンバーの後任の任命のための候補者を検討する際には、資格のある女性は候補者選定プロセスに含めるものとし、選任提案において適切に考慮されるものとする。この目的に従い、2011年の株主総会によりギャレット・コックス氏が選任され、2013年の株主総会によりダブロン氏が選任されたが、これらはいずれも監査役会の提案に基づいている。ペアレント氏は、2014年7月1日に裁判所により任命され、2015年5月21日開催の株主総会により監査役会のメンバーに選任された。2003年以来、選任された監査役会メンバーの25%から40%が女性である。監査役会は(2016年3月11日)現在、そのメンバーのうち7名が女性であり、これは35%に相当し、そのうち3名は株主代表である。監査役会はこの数を維持するよう努力する。監査役会は、株主総会への選任提案を通じてのみ監査役会の構成に影響を及ぼすことができることが考慮されるべきである。監査役会は、その構成に関して定められた具体的な目的を遵守していると確信している。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則第5.4.2条に基づき、監査役会は、独立性のある監査役会メンバーの数が適切であると判断した。



監査役会の一部のメンバーは、当行が取引関係を有する他の会社において高い地位に就いているかまたは前年においてこれに就いていた。これらの会社との取引は、無関係の第三者との取引と同一の条件で実行されている。当行の意見では、これらの取引は当該相手方に関係を有する監査役会メンバーの独立性に影響を及ぼすものではない。

2015年には、監査役会の下に、会長統括委員会、監査委員会、リスク委員会、指名委員会、報酬管理委員会、仲裁委員会、インテグリティ（健全性）委員会の7つの委員会が設置されていた。

## 監査および統制

### 監査委員会における財務専門家

監査役会は、その監査委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナー、リチャード・メディングスおよびクラウス・リュディガー・トルツツシュラーが、2002年サーベンス・オクスレー法第407条に基づき米国証券取引委員会が制定している規則に定義される「監査委員会における財務専門家」とであると判断した。これらの監査委員会における財務専門家は、1934年米国証券取引所法のルール10A-3およびドイツ株式会社法（AktG）第100条(5)の定義に基づき、当行から「独立」しており、またドイツ株式会社法（AktG）第107条(4)および第100条(5)ならびにドイツ銀行法（KWG）第25d条(9)の規定に基づき、財務会計および監査において必要な専門家としての知識を有している。

### 報酬管理委員会における報酬専門家

2014年1月1日以降、ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)に基づき、報酬管理委員会のメンバーのうち少なくとも1名は、リスク管理およびリスク統制の分野において、とりわけ、報酬制度を当行の全体的なリスク選好およびリスク戦略ならびに資本基盤に対応させるメカニズムに関して、十分な専門知識および専門家としての経験を有していなければならない。監査役会は、報酬管理委員会のメンバーであるパウル・アッハライトナーおよびヘニング・カーゲルマンが、ドイツ銀行法（KWG）第25d条(12)の要件を満たしており、よってリスク管理およびリスク統制において必要な専門知識および専門家としての経験を有していると判断した。

## 価値観およびリーダーシップの原則

### 倫理行動規範

当行の倫理行動規範は、当行の従業員全員が従うことが期待される倫理行動に関する価値観および最低基準を定めたものである。これらの価値観および基準は、従業員と当行の顧客、競合他社、ビジネス・パートナー、政府当局、規制当局および株主ならびに他の従業員とのやり取りを規律する。当該規範は、取締役会からの自主的なコミットメントを含んでいる。当該規範は、当行の価値観および信念を反映している。また当該規範は、適用法令の遵守に関する指針を定める当行の方針の基礎を形成する。

2002年サーベンス・オクスレー法第406条に基づき、当行は、「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」に適用される特別な義務を伴う倫理規範を採択した。現在、当行の「シニア・ファイナンシャル・オフィサー」は、取締役会共同会長、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ・コントローラーおよびその他のシニア・ファイナンシャル・オフィサーにより構成されている。2015年において、当該倫理規範の変更や適用除外はなかった。今後変更や適用除外があった場合、その情報は下記の当行の倫理規範のウェブサイトにおいて公表される。

倫理規範の最新版は、当行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）から入手可能である。

## <ハウス・オブ・ガバナンスの施策>

ドイツ銀行AGのハウス・オブ・ガバナンスの施策は、2015年6月末に成功裡に完了した。この施策の目的は、ドイツ銀行AGのコーポレート・ガバナンス体制を改善することであった。この施策のため、責任の割当てに関する目標モデルが作成され、一貫した委任および報告ラインを定めた明確かつ透明性の高い説明責任が、委員会の機能および情報の流れとともに策定された。この施策の一環として、ガバナンス・プロセスの文書化および管理を可能にするために「ガバナンス・オーナー・アプリ」（GO App）が開発された。

## <コーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズ>

「コーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズ ドイツ銀行グループ」の方針が2015年9月に導入された。当該方針は、当行の内部組織と意思決定者とのやり取りを規制する基本的なコーポレート・ガバナンスの原則を定めたものである。コーポレート・ガバナンス・ファンダメンタルズは、当行の目的が実施される内部構造について規定する。これはさらに、当行が準拠する法的枠組みにおける役割、能力および所有を制度化し、任務および責任を明確にしている。取締役会および上級管理職は、このファンダメンタルズを支持しており、その完全実施に向けて取り組むことを約束している。

## 関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する情報は、連結財務諸表の注記38「関連当事者間取引」の項に記載されている。

## ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の遵守

当行は、ドイツ法に基づき、毎年適合宣言を公表することにより、ドイツ・コーポレート・ガバナンス規則の勧告の遵守および遵守しない場合の理由について宣言している。これには、当行のコーポレート・ガバナンス組織についてのさらなる詳細を規定するコーポレート・ガバナンス・レポートの発行が含まれる。適合宣言は、当行のウェブサイトから入手可能である。

## ( 2 ) 【役員の報酬】

### 取締役の報酬

2015年および2014年12月31日に終了した年度において、(ドイツ会計基準第17号に従った)取締役の報酬の総額は、それぞれ23,913,876ユーロおよび31,709,671ユーロであった。そのうち変動報酬はそれぞれ0ユーロおよび10,322,666ユーロであった。

### 監査役の報酬

監査役の報酬原則は、当行の定款に定められる。報酬規定に関する直近の修正は、2014年5月22日に開催された当行の年次株主総会の決議において、2014年7月17日を発効日として行われた。監査役は、固定年次報酬を受領する。年次の基本報酬は、各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、上記金額の2倍、監査役会副会長は、上記金額の1.5倍を受領する。監査役会の各委員会構成員及び委員会会長には、追加の固定年次報酬が支払われる。決定された報酬の75%は、翌年2月に、請求書を提出した各監査役に支払われる。残りの25%は、定款の規定に従い、当行により、当該支払時に当行株式に転換されたものとみなされる。定款の規定に従い、当該株式の数に相当する株式の価額が、各監査役に対してその退任または任期満了の年の翌年2月に支払われる。ただし、かかる支払いは、当該監査役が、解任に相当する重大な事由により監査役会を退いたものでないことを条件とする。期中に監査役の変更が生じた場合、当該年度の報酬は、退任月の在任日数により月単位に切り上げ又は切り捨てた上、按分比例にて支払われる。退任した年度に関しては、全ての報酬が現金で支払われるが、当該年度の報酬の25%に対して失効に係る規制が適用される。2015年度、監査役は、総額4,850,000ユーロ(2014年度は4,588,710ユーロ)の報酬を受領した。定款の規定に従い、このうち3,710,417ユーロが2016年2月に(前年度は3,466,532ユーロが2015年2月に)支払われた。

( 3 ) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

( 単位：百万ユーロ ( 百万円 ) )

| 区分    | 前連結会計年度          |                 | 当連結会計年度          |                 |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
|       | 監査証明業務に<br>基づく報酬 | 非監査業務に<br>基づく報酬 | 監査証明業務に<br>基づく報酬 | 非監査業務に<br>基づく報酬 |
| 提出会社  | 21<br>(2,597)    | 1<br>(124)      | 36<br>(4,451)    | 2<br>(247)      |
| 連結子会社 | 47<br>(5,812)    | 9<br>(1,113)    | 34<br>(4,204)    | 4<br>(495)      |
| 計     | 68<br>(8,408)    | 10<br>(1,237)   | 70<br>(8,656)    | 6<br>(742)      |

【その他重要な報酬の内容】

当行の連結子会社の大多数は、監査証明業務に基づく報酬および非監査業務に基づく報酬を、KPMG AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft ( KPMG AG経済監査会社 ) と同じ会計事務所グループに所属する会計士に支払っている。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務には、納税申告書の作成および検討ならびにこれに関連するコンプライアンスに係る支援および助言、当行グループのタックスプランニング戦略および施策に関する税務相談および助言、ならびに税法および規制に係るコンプライアンス評価の支援などの業務が含まれる。

【監査報酬の決定方針】

当行の主要な会計士への業務委託は、当行の監査委員会により事前に承認されるかもしくは監査委員会が採用する方針および手続に従う必要がある。

## 第6【経理の状況】

- a. 本書記載のドイツ銀行（以下「当行」という。）の邦文の財務書類ならびに当行および連結子会社（以下、合わせて「当行グループ」という。）の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」という。）は、ドイツ連邦共和国において開示された本書記載の原文の財務書類（以下「原文の財務書類」という。）の翻訳に、下記の円換算額を併記したものである。当行グループは、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表し、欧州連合（以下「EU」という。）が承認した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して連結財務書類を作成している。当行の個別財務書類はドイツ商法に準拠して作成されている。当行および当行グループの財務書類の日本における開示については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

邦文の財務書類には、財務諸表等規則に基づき、原文の財務書類中のユーロ表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には、2016年5月31日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売相場場の仲値、1ユーロ＝123.65円の為替レートが使用されている。

なお、財務諸表等規則に基づき、日本とドイツ連邦共和国との会計処理の原則および手続ならびに表示方法の主要な相違については、第6の「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」に記載されている。

円換算額および第6の「2 主な資産・負債及び収支の内容」から「4 日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違」までの事項は原文の財務書類には記載されておらず、当該事項における原文の財務書類への参照事項を除き、下記bの監査証明に相当すると認められる証明の対象になっていない。

- b. 原文の財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト（KPMG AG）経済監査会社（ドイツ連邦共和国における独立監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文および訳文は、本書に掲載されている。

## 1【財務書類】

### (1) 連結財務諸表

#### 取締役会報告書

### 経営および財務の概況

以下の説明および分析は、連結財務諸表および連結財務諸表に対する関連の注記と併せて読むべきものである。当行の経営および財務の概況には、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)第8号「事業セグメント」で要求される純収益の構成単位に係るセグメント別の経営成績および企業全体の開示に関する定量的および定性的開示が含まれている。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる当該情報には、本経営および財務の概況を通して、余白に角括弧(訳者注:本書では『 』で表示されている。)で印が付けられている。IFRS第8号に基づく追加的な事業セグメントの開示は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

#### 概要

#### 世界経済

| 経済成長(%)                | 2015年 | 2014年 | 主要な要因   |
|------------------------|-------|-------|---|
| 世界経済 <sup>1</sup>      | 3.1   | 3.4   | 構造的な脆弱性および原油価格の低迷を主な要因として新興市場の成長が減速したため、2015年度における世界経済の成長は鈍化した。一方、先進国は原油安や拡張的金融政策による恩恵を受け、経済成長率が僅かに好転した。しかし債務水準の高さと、国際貿易が概ね活発ではなかったことが、成長の重荷となった。 |
| このうち:先進国 <sup>1</sup>  | 1.8   | 1.7   |   |
| このうち:新興市場 <sup>1</sup> | 4.1   | 4.7   |   |
| ユーロ圏経済                 | 1.5   | 0.9   | 原油安および極端な拡張的金融政策のおかげで消費は力強い成長を見せたが、圏外からの逆風により投資の成長は阻害された。   |
| このうち:ドイツ経済             | 1.7   | 1.6   |   |
| 米国経済                   | 2.4   | 2.4   | 米ドル高が輸出関連部門に悪影響を及ぼし、在庫循環も良好ではなかったが、国内経済は堅調であった。   |
| 日本経済                   | 0.5   | -0.1  | 在庫増しおよび輸出により成長が促進された。   |
| アジア経済 <sup>1</sup>     | 6.2   | 6.4   | 中国および先進国の需要が低迷した。輸出および投資の成長が減速したが、消費の増加により一部相殺された。  |
| このうち:中国経済              | 6.9   | 7.3   |   |

出典:各国の当局

1 2015年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。

#### 銀行業界

ユーロ圏では、2015年度において民間部門に対する貸出がやや増加し、2011年度以来初めての増加となった(プラス1.1%)。家計への貸出は2014年度より2%増加したが、事業への貸出は横ばいであった。負債に関しては、低金利環境にもかかわらず、家計および企業の預金残高が3.3%増加し、これは過去2年間における増加と同様であった。ユーロ圏の銀行の総資産は、第1四半期に急激に増加したものの、その後僅かに減少し、年間を通じては1.3%の減少となった。欧州銀行の信用リスク引当金繰入額は恐らく減少し続けており、収益状況は更に正常化していると考えられる。ドイツでは、家計および企業に対する貸出が引き続き増加し、2015年度もユーロ圏の平均を上回る増加であった。これは消費者貸出金が1.9%増加したことが一因である。

米国では、特に企業に対する貸出および商業用モーゲージが2桁の成長率を維持したことで、信用拡大が継続した。リテール区分では、住宅用モーゲージが2.5%増加した。民間部門の預金の増加は2014年度と比べると緩やかであったが、引き続き、4.9%と高い成長率を維持した。

日本では、貸出の増加率がやや鈍化し2.3%であった。中国では、中国経済が僅かに鈍化したものの、民間部門に対する貸出に大きな変化はなく、どうにか2桁に届く成長率を維持できた。

## ドイツ銀行の業績

2015年度には、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇といった特別項目に係る費用が税引後の合計で124億ユーロ発生しており、ドイツ銀行にとって厳しい年であった。しかし収益は2014年度と比較して増加しており、ドイツ銀行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、当行をより規律に沿った運営を行う組織へと変革することを目的としたストラテジー2020の実現にむけて大きく前進した。

当行グループの重要業績評価指標は以下のとおりである。

| 当行グループの重要業績評価指標                             | 2015年度末の状況 | 2014年度末の状況 |
|---|------------|------------|
| 純収益   | 335億ユーロ    | 319億ユーロ    |
| 税引前利益（損失）                                   | -61億ユーロ    | 31億ユーロ     |
| 純利益（損失）                                     | -68億ユーロ    | 17億ユーロ     |
| 税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>                 | -12.3%     | 3.5%       |
| 税引後平均アクティブ資本利益率 <sup>1</sup>                | -9.9%      | 2.7%       |
| 調整後費用 <sup>2</sup>                          | 265億ユーロ    | 250億ユーロ    |
| 費用収益比率 <sup>3</sup>                         | 115.3%     | 86.7%      |
| 費用削減 <sup>4</sup>                           | 45億ユーロ     | 33億ユーロ     |
| 削減を達成するための費用 <sup>5</sup>                   | 36億ユーロ     | 29億ユーロ     |
| リスク・ウェイトド・アセット                              | 3,967億ユーロ  | 3,940億ユーロ  |
| CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 <sup>6</sup> | 11.1%      | 11.7%      |
| CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 <sup>7</sup>       | 3.5%       | 3.5%       |

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算は、2015年12月31日終了年度はマイナス11%、2014年12月31日終了年度は46%の実効税率に基づいている。詳細については、本報告書の「補足情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 2 再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用。詳細については、本報告書の「補足情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 4 OpExプログラムの実施により達成された費用削減である。
- 5 削減を達成する（CtA）ための費用とは、OpExプログラムにおいて削減実現のために直接要した費用のことである。
- 6 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。
- 7 この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

2015年度の純収益は、2014年度と比較して16億ユーロ増の335億ユーロであった。厳しい市場環境にもかかわらず、PBCを除くすべての事業セグメントにおいて2015年度に純収益が増加したのは、為替が有利に変動したことが一因であった。PBCの収益は、主に華夏銀行に対するPBCの持分の評価および取引に関連する影響を受けて減少した。

2015年度の利息以外の費用が2014年度と比較して40%増加して387億ユーロとなったのは、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用の大幅な増加、ならびに再構築および解雇費用が主因となっている。給与手当が2014年度より増加したのは、主に為替レートの影響である。

2014年度は税引前利益31億ユーロであったのに対し、2015年度は税引前損失61億ユーロであった。これは、2015年度第3四半期に減損が計上されたことと、訴訟費用ならびに再構築および解雇費用が増加したことが主因となっている。特に影響を及ぼしたのは65億ユーロの減損と52億ユーロの訴訟費用であり、両方とも税額控除の対象となっていない。ここにさらに10億ユーロの再構築および解雇費用が純損失68億ユーロに加えられた。

OpExプログラムにより削減された累積費用は45億ユーロであり、これは外部に公表した2015年度の目標を完全に上回っている。削減を達成するための累積費用は36億ユーロであり、計画より4億ユーロ少ない。

2015年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.1%で、2014年度末の11.7%から減少している。これは訴訟費用ならびに再構築および解雇費用の増加により純損失が発生したためである。2015年度末における当行のCRR/CRD 4の段階的導入による普通株式等Tier 1比率は13.2%で、2014年度末の15.2%から減少している。

監督上の検証・評価プロセス（SREP）の新要件に従い、当行はCET 1比率を段階的導入ベースで10.25%以上に維持するよう欧州中央銀行により通達された。2016年度にはこれが10.75%に引き上げられ、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバッファを今後4年間にわたってドイツ銀行で段階的に導入する第一段階ともなる。当行は現時点では段階的導入ベースの最低要件を上回る十分なバッファを維持している。これは、すべてのバッファが段階的に導入されると、当行

のCET 1資本の最低要件が2019年1月までに12.25%となることを意味している。これは、2018年度までに完全適用による比率を12.5%超とする当行の目標と整合している。

## ドイツ銀行グループ

### ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2015年12月31日現在16,290億ユーロの総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界最大の金融機関の一つである。2015年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で101,104名であり、世界70か国の2,790機関（このうち65%がドイツ）において勤務していた。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2015年12月31日現在、当行は以下の5つのコーポレート部門で組織されていた。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）
- 非中核事業部門（NCOU）

5つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。2016年度以降、ストラテジー2020に従い、当行の営業活動は新構造に基づき組織され、事業セグメントはグローバル・マーケッツ（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）、ポストバンク、ドイツ・アセット・マネジメント（AM）および非中核事業部門（NCOU）となる予定である。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

### 経営構造

取締役会は、当行グループを、( )コーポレート部門、( )管理部門および( )地域管理機能を包含したマトリックス組織として構築した。この構造を支援するための、主要な統治機関の機能は以下のとおりである。

ドイツの株式会社法に規定されているように、取締役会がドイツ銀行の全体的な経営責任を負っている。取締役会のメンバーは独立した機関である監査役会によって任命および解任される。当行の取締役会は、機能委員会に支援され、戦略的経営、コーポレート・ガバナンス、経営資源の配分、リスク管理および統制に重点を置いている。

グループ執行委員会は2002年度に設置された。組織の複雑性の緩和といったストラテジー2020の目的に従い、当該委員会は2015年10月に解散した。グループ執行委員会は、取締役会のメンバーおよび取締役会によって任命された地域、コーポレート部門および一定の管理部門の上級代表者で構成されていた。グループ執行委員会は、株式会社法によって要求されている機関ではない。執行委員会は、当行の事業および地域を調整し、当行の戦略を議論し、取締役会の意思決定のために提案を提供するための手段としての役割を果たしていた。執行委員会は意思決定権限を有していなかった。各コーポレート部門および地域において、調整および管理機能は運営委員会および執行委員会によって行われる。このことは、各事業の戦略を実行し、インフラ分野の開発計画が世界的な事業目的で統合されることを確保する手助けになっている。

### コーポレート部門

#### コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門

#### コーポレート部門の概要

最近発表された2015年10月の再編成前は、CB&Sは、グローバル・マーケッツ業務およびコーポレート・ファイナンス業務で構成されていた。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。

### 商品およびサービス

グローバル・マーケッツは、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネーマーケット商品ならびに証券化商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび構築などの組み合わせで業務を



行っている。機関投資家顧客はインスティテューショナル・クライアント・グループがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。

コーポレート・ファイナンスは、合併および買収（M&A）サービスの提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。各地域の業界別チームが当行の法人顧客に対する全金融商品およびサービスの提供に責任を負っている。

当行のすべてのトレーディング業務は、リスク・レポートに詳細が記載されている当行のリスク管理手続および統制の対象となっている。

#### 販売チャネルおよびマーケティング

ストラテジー2020の一環として、当行は当行の業務の中核部分に顧客を維持できるよう、当行の顧客カバレッジ・モデルに再度焦点を置き、当該モデルを合理化している。当行は、リターンが低すぎるまたはリスクが高すぎる顧客との関係を終了させる一方で、新規顧客の獲得およびKYC（顧客確認）手続を強化している。

当行は2013年1月1日以降、以下の重要な資金的支出または資産の処分を行っている。

2015年6月、金融情報サービス提供会社であるMarkit Ltd.は、第二次売出しを行った。この売出しの一環として、Markitは、ドイツ銀行を含む複数の株主から自己株式の買戻しも行った。当行は保有していたMarkitの5.8百万株（2.7%）のうち約4百万株を提供および売却した。

2014年12月、当行は、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金のポートフォリオ25億米ドルの75%をTexas Pacific Groupの運用するファンドに売却完了した。ドイツ銀行はそのポートフォリオの25%を保持しており、米国の特別な状況にある商業用不動産貸出金市場において引き続き新たな貸出金の組成または購入を行った。

2014年6月、Markit Ltd.は、既存株主の株売却を通して、ナスダック株式市場への上場を果たした。この上場の一環として、当行は保有していたMarkitの11.6百万株のうち5.8百万株を提供および売却した。

#### 個人顧客および中堅企業コーポレート部門

##### コーポレート部門の概要

PBCはヨーロッパおよび厳選されたアジア市場全体で単一のリテール・バンキング・ビジネス・モデルに基づき運営されている。PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。

PBCコーポレート部門は、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務ユニットで組織されている。

- プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。
- アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業（華夏銀行に対する当行の持分および同社とのパートナーシップを含む。）を対象としている。
- ポストバンクは、特にDeutsche Postbank AGの主要な中核業務、BHWおよびnorisbankで構成されている。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンキング業務ユニットは、ドイツにおける個人顧客および商業顧客に重点を置いており、中小企業顧客向けの統合されたコマーシャル・バンキング・カバレッジ・モデルを提供している。これにより、PBCの顧客との関係強化および部門間の協力を改善し、ドイツ銀行グループの専門知識を活用することで、中小企業の顧客から更なる機会を捉えることができるようになる。

アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）では、当行は、ヨーロッパにおける5つの主要銀行市場であるイタリア、スペイン、ポーランド、ベルギーおよびポルトガルにおいて業務を行っている。アジアにおいては、インドが当行の中核市場である。インドでは、PBCは流動的な販売員に支援された17の支店から成る支店ネットワークを有している。さらに、アジアでは、当行は華夏銀行に対する19.99%の持分を現在保有しているが、既に売却に合意している。

ポストバンクは引き続き自社のブランドを使用して市場で業務を行っており、主にドイツにおいてリテールおよび法人顧客向けの金融サービスを提供している。

当行は2013年1月1日以降、以下の重要な資金的支出または資産の処分を行っている。

2015年12月28日、当行は華夏銀行に対する19.99%の持分のすべてをPICC Property and Casualty Company Limitedに売却する契約を発表した。取引完了時に最終的な価格調整が行われる条件で対価は230億人民元から257億人民元の間とされている（2015年12月の為替レートによると約32億ユーロから37億ユーロ）。取引を完了するには、慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要がある。

2015年4月22日、当行はポストバンク株式を追加で5.9百万株（2.7%）購入する契約に署名し、これによりドイツ銀行の保有持分は94.1%から96.8%に増加することとなった。2015年4月27日、ドイツ銀行は、ドイツ株式会社法第327a条以下に従い少数株主スクイーズアウトの準備を整えるようポストバンクに要求した。2015年7月7日のポストバンクに対するスクイーズアウト要求では、現金対価はポストバンク株式1株当たり35.05ユーロとされていた。ケルン高等裁判所での認可手続を経て、2015年12月21日にスクイーズアウトが商業登記された。2015年12月30日に決済が行われ、当行は残りの3.2%を合計245百万ユーロで

取得し、現在では直接および間接的に100%の株式を保有している。ポストバンク株式は、2015年12月21日から2016年1月13日の間にすべての証券取引所から上場廃止となった。

2014年10月、当行は、イタリアにある90のリテール・バンクの支店の不動産所有権を、Hines Italy SGRが運用する機関投資家向けクローズド・エンド型の不動産ファンド「Italian Banking Fund (IBF)」に拠出した。拠出した不動産の総額は134百万ユーロで、その大部分を少なくとも12年間リースバックする。

2014年5月、当行は、Deutsche Herold AGに対する20.2%の持分の、Zurich Insurance Group AGの子会社であるZürich Beteiligungs AGへの売却を完了した。当行は、Zürichへの売却直前に、その20.2%の持分を第三者機関を通して取得した。Zürichへの売却分15.2%は、2001年にドイツ銀行とZürichの間で締結された株式譲渡契約にもとづくもので、残り5.0%はZürichのコール・オプションの権利行使によるものであった。

## 商品およびサービス

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。

当行は、ドイツ銀行において投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合弁事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供しており、ポストバンクにおいて郵便サービスおよびノンバンク商品を提供している。

当行の投資商品は仲介業務の商品（株式、債券）、ミューチュアル・ファンド/クローズド・エンド型ファンド（シングル・アセット型およびマルチ・アセット型）、仕組み商品ならびに一任ポートフォリオ運用管理および有価証券保管サービスのすべての領域を対象としている。さらに、当行は生命保険および損害保険の商品ならびに企業年金制度を当行の顧客に提供している。

当行は標準的なものから複雑なものまでモーゲージのソリューションを提供しており、当行のモーゲージ商品群は、公的助成金を利用したモーゲージ、モーゲージ仲介業務およびモーゲージ関連保険によって補完されている。当行のビジネス商品は、当行の顧客の取引、リスクおよび流動性の管理に重点を置いている。コマーシャル・バンキング・アンド・インターナショナル・サービスにおいては、当行はキャッシュ・フローおよび市場のボラティリティを顧客のために最適化し、顧客の事業拡大を支援している。さらに、当行の貸出金商品の提供は、個人分割払貸出金、与信枠および当座貸越ならびに販売時点情報管理(POS)事業で構成されている。

当行の支払、カードおよび口座商品は国内、国際およびSEPAの決済、デビット、クレジットおよびプリペイドカードならびに個人顧客および法人顧客の当座預金を含んでいる。当行の預金ポートフォリオは、要求払預金、定期預金および貯蓄預金で構成されている。

当行の貸出業務は、当行の信用リスク管理プロセスの対象となっている。リスク・レポートの「信用リスク管理」および「信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

## 販売チャネルおよびマーケティング

顧客中心の銀行業務のアプローチに従って、当行は顧客との対話ならびに当行のサービスの入手および利用可能性を最適化するよう努めている。PBCは、現地の戦略的ポジショニングおよび事業モデルに応じて、顧客にサービスを提供し金融ソリューションを販売するため、広範囲の多様なチャネル・アプローチを使用している。

- 支店：当行の支店内においては通常、全範囲の商品および助言を提供している。
- 金融代理業者：大部分の国々において、当行はさらに、個人事業者である金融代理業者を通じてリテール・バンキング商品およびサービスを販売している。
- 顧客コンタクト・センター：当行の顧客コンタクト・センターは、自動システムにより支えられている遠隔サービス（例えば口座情報、有価証券の仲介）を顧客に提供している。
- オンラインおよびモバイル・バンキング：当行のウェブサイト上で、当行は顧客に、幅広い関連商品の情報および対話ツール、チュートリアルおよび豊富なメディアのコンテンツを含むサービスを提供している。当行は、スマートフォンおよびタブレットのための高頻度のマルチ・モバイルの提供と組み合わせ、バンキング、ブローカー業務およびセルフ・サービスに関してパフォーマンスの高い取引プラットフォームを提供している。それに加えて、当行は、選定したデジタル機能の改善のためにさらなる投資を行う。このデジタル化プログラムは当行のすべての業務において進行中である。
- セルフサービス・ターミナル：これらのターミナルは当行の支店ネットワークを支援し、顧客が資金の引出および振替、保管口座明細書の受領、当行の金融アドバイザーを予約することを可能にしている。

さらに、当行は各国ごとの販売および協力契約を大切にしている。ドイツでは、当行はDP DHL（ポストバンクとの協力）およびDeutsche Vermögensberatung AG (DVAG)のような会社と協力パートナーシップを維持している。DVAGとは、当行はDVAGの独立した販売ネットワークを通じて当行の投資信託およびその他のバンキング商品を販売している。当行の商品範囲を補うため

に、当行は販売契約を締結し、PBCは商品供給者の商品を販売している。これらには、保険商品に関するZurich Financial Servicesとの契約および12社の望ましいファンド会社との厳選した投資商品の積極的な販売に関する商品パートナーシップが含まれている。

国際的に強力なブランドの地位を達成するために、当行は戦略的に重点を置く国々全体で一貫して、当行のサービスを販売している。

#### グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

##### コーポレート部門の概要

GTBIは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資、貸出ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

- トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート
- インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス

当行は2013年1月1日以降、以下の重要な資本的支出または事業売却を行っている。

2014年2月28日、registrar services GmbHはLink Market Servicesに売却された。

2013年6月1日、Deutsche Card ServicesのEVO Payments Internationalに対する売却が完了した。

##### 商品およびサービス

トレード・ファイナンスは、当行の顧客が国際貿易および国内貿易に関連するリスクおよびその他の問題をより適切に管理できるように、地域の専門知識、一連の国際貿易商品およびサービス（融資を含む。）、仕組取引に関するカスタマイズのソリューションおよび当行の国際ネットワークを通じた最新技術を提供している。

キャッシュ・マネジメントは、法人および金融機関の様々な顧客基盤のニーズに応えている。顧客のアクセス、支払および回収サービス、流動性管理、情報および口座サービス、電子手形の提示および支払のソリューションを含む包括的範囲での革新的で強固なソリューションの提供により、当行は世界および地域の財務機能の複雑性を処理している。

セキュリティーズ・サービスは、厳選された有価証券および金融取引に関する一連の信託、支払、管理および関連サービスならびに30以上の市場における国内有価証券の保管を提供している。

##### 販売チャネルおよびマーケティング

GTBIはヨーロッパ、中東、アジアおよびアメリカにおいて自社商品およびサービスを開発し販売している。マーケティングは当部門、CB&SおよびPBCのカバレッジ機能と連携して行われる。当行は、中小企業顧客向けの統合されたコマース・バンキング・カバレッジ・モデルを活用することにより、この顧客グループから新たな機会を捉えることが可能になる。

顧客は以下の2つの主要なグループに分けることができる。(i)銀行、投資信託および退職基金、ブローカー・ディーラー、ファンド・マネージャーおよび保険会社などの金融機関。(ii)多国籍企業、主にドイツおよびオランダにおける地域の大企業および中堅企業。

#### ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント・コーポレート部門 (Deutsche AWM)

##### コーポレート部門の概要

2015年12月31日現在の運用資産1.1兆ユーロのDeutsche AWMは世界の主要な投資機関の1つである。Deutsche AWMは、世界中の個人および機関投資家の財産の保護および成長を手助けし、すべての主要資産クラスにわたる伝統的なアクティブ、パッシブ投資およびオルタナティブ投資を提供している。また、Deutsche AWMは富裕層および超高額個人資産家（以下「UHNW」という。）およびファミリー・オフィスに対し、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

##### 商品およびサービス

Deutsche AWMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

##### 販売チャネルおよびマーケティング

グローバル・カバレッジ/アドバイザー・チームは顧客関係を管理し、助言を提供し、顧客がDeutsche AWMの商品およびサービスにアクセスするのを支援している。また、Deutsche AWMは、ドイツ銀行グループの他の業務部門を通じて（特に個人

顧客向けにPBCを通じて、厳選した機関投資家および法人顧客向けにCB&Sを通じて)ならびに第三者の販売業者を通じて、その提供商品およびサービスの販売および流通を行う。総合的なサービスおよび助言を確実にを行うため、すべての顧客は、特定の顧客グループにサービス提供を行う専任チームと、Deutsche AWMにアクセスする一括窓口を有している。

2013年度にDeutsche AWMは、部門間の壁を越えた投資銀行業務、コーポレート・バンキングおよび資産運用業務の機能を提供するため、主要顧客パートナーズ(KCP)というアドバイザリー・センターを設置した。このグローバル・センターは、CB&Sと協力して、プロフェッショナルな投資家に複数の資産クラスおよび国際間の投資機会および金融ソリューションを提供している。

#### 非中核事業部門・コーポレート部門

2012年度下半期に、当行の事業構造の第五の柱として、非中核事業部門(NCOU)が設置された。その目的は、当行が戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

最近発表された当行のストラテジー2020では、NCOUの目的は、レバレッジおよびリスク・ウェイト・アセットを減少させることとなっており、2016年12月末までに残りのポジションの大部分を解消し、リスク・ウェイト・アセットを総額100億ユーロ未満とすることを目標としている。これを達成するために、NCOUは資本利益率やリスク・リターン・プロファイルの低い残りのポジションを解消しようとしており、これにより当行は完全適用による普通株式等Tier 1比率を強化することができる。

NCOUは、2015年12月31日現在、約270億ユーロの価値の資産および完全適用によるRWA同等物340億ユーロを管理している。

NCOUのポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、事業、環境、法律または規制の変動に著しく影響を受ける資産、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。さらに、資産の選別に使用されている基準と類似する基準に従って、一定の負債もNCOUに割り当てられていた。例えば、割り当てられた資産に関連する、ランオフ状態または売出中の業務の負債、レガシー債発行フォーマットおよびその他の様々な短期負債である。

RWAに関しては、大部分のNCOU資産は現在CB&Sのレガシー資産に関連し、信用相関トレーディング・ポジション、証券化資産、モノライン保険業者に対するエクスポージャーおよびIAS第39号に基づき分類変更された資産が含まれている。また、NCOUのポートフォリオには、選択されたヨーロッパの住宅用モーゲージ、消費者資産およびポストバンクにとってもはや戦略的とみなされないその他の金融投資等のPBCのレガシー資産が含まれている。旧コーポレート・インベストメント・グループ部門で管理されていた資産は、主に港湾管理会社であるMaher Terminalsに対する当行の持分からなる当行の世界における自己勘定投資活動に関連している。

当行は2013年1月1日以降、以下の重要な資産の処分を行っている。

2015年4月に、当行は、規制当局の承認を条件に、カナダのプリンスルパート港のFairview Container Terminal (Maher Terminalsの1つのセグメント)をDP World (ドバイを拠点とする海上ターミナル運営会社)に580百万カナダ・ドルで売却する契約を締結した。その後すべての規制当局による承認が下り、売却は無事に完了した。

2014年12月19日、当行は、The Cosmopolitan of Las Vegasの所有者であるNevada Property 1 LLCをBlackstone Real Estate Partners に17.3億米ドルで売却完了した。これは最終的な購入価格調整の対象となっていた。

2014年3月、当行は、BHF-BANKをKleinwort Benson GroupとRHJ Internationalに売却完了し、対価合計347百万ユーロを主に現金で(316百万ユーロ)受け取り、残りをRHJ Internationalの額面発行される新株の形で受け取った。これらの株式はその後売却された。

2013年12月、当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGは、英国の商業用不動産貸出金ポートフォリオ約14億英ポンドをGE Capital Real Estateに売却完了した。

2013年6月、当社の子会社であるPB Capital Corporationは、商業用不動産貸出金ポートフォリオ約37億米ドルを株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの間接子会社であるサンフランシスコを拠点とするUnion Bank, N.A.に売却完了した。

2013年5月、Sicherungseinrichtungsgesellschaft deutscher Banken mbH (以下「SdB」という。)は、SOFFin (Sonderfonds Finanzmarktstabilisierung、金融危機に対応してドイツ政府によって2008年10月に設置された。)によって保証されたECB適格債の残りのエクスポージャー(このうち8億ユーロは、現在はNCOUの一部である旧コーポレート・インベストメントに配分された。)をすべて返済した。

2013年1月、当行はDedalus GmbH & Co. KGaAに対する持分15%を約250百万ユーロの対価で売却完了した。当行は、同社を通じてEADS N.V.の持分約1.1%を間接的に保有していた。

#### インフラストラクチャーおよび地域管理

管理部門は、管理およびサービス機能としての役割を果たし、特に、グループ全体、部門を超えたリソース計画、運営および管理、ならびにリスク、流動性および資本の管理に係る役割を果たしている。

管理部門は、以下の責任領域で組織されている。

- 共同会長：コミュニケーション、CSR、グループ監査、コーポレート戦略、リサーチ、ならびにグループのインシデントおよび調査管理
- 最高財務責任者：グループ資金調達、グループ税務、グループ財務、インベスター・リレーションズおよびグループM&A
- 最高リスク責任者：信用リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、流動性リスク、戦略リスク、全社的リスクおよびコーポレート・インシュアランスを管理する機能
- 最高規制責任者：グループの規制関連業務、グループのストラクチャリング業務、広報、コンプライアンス、金融犯罪対策
- 最高総務責任者：法務、グローバル・コーポレート・ガバナンスおよび人事
- 最高執行および情報責任者：グループの技術および運用、企業向けサービス、デジタル変換、ならびに最高情報室およびグループ・データ管理の責任者

地域管理は、当行グループの健全性および評判を保護し、当行グループのすべての事業、インフラストラクチャーおよび法人における事業活動および戦略的活動を地域間で調整する役割を果たしている。

インフラストラクチャーおよび地域管理の分野で発生したすべての費用および収益は、当行の5つのコーポレート部門に全額配分される。

#### 重要な資本的支出および資産の処分

各コーポレート部門の直近3事業年度における重要な資本的支出および資産の処分に関する情報は、上記のコーポレート部門の記述に含まれている。

2015年1月1日以降、第三者による当行株式に対する公開買付はなく、当行は他社の株式に対する公開買付を行っていない。

## 経営成績

## 連結経営成績

以下の説明および分析は、連結財務諸表と併せて読むべきである。

## 要約連結損益計算書

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)                               | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|--|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|  |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純利息収益  | 15,881 | 14,272 | 14,834 | 1,610                     | 11        | -562                      | -4        |
| 信用リスク引当金繰入額  | 956    | 1,134  | 2,065  | -178                      | -16       | -931                      | -45       |
| 信用リスク引当金繰入額控除後の<br>純利息収益                               | 14,925 | 13,138 | 12,769 | 1,788                     | 14        | 369                       | 3         |
| 手数料およびフィー収益 <sup>1</sup>                               | 12,765 | 12,409 | 12,308 | 356                       | 3         | 101                       | 1         |
| 純損益を通じて公正価値で測定す<br>る金融資産/負債に係る純利得<br>(損失) <sup>1</sup> | 3,842  | 4,299  | 3,817  | -457                      | -11       | 481                       | 13        |
| 売却可能金融資産に係る純利得<br>(損失)                                 | 203    | 242    | 394    | -39                       | -16       | -152                      | -39       |
| 持分法適用投資による純利益(損<br>失)                                  | 164    | 619    | 369    | -455                      | -73       | 251                       | 68        |
| その他の収益(損失)   | 669    | 108    | 193    | 561                       | N/M       | -85                       | -44       |
| 利息以外の収益合計  | 17,644 | 17,677 | 17,082 | -33                       | -0        | 596                       | 3         |
| 純収益合計 <sup>2</sup>                                     | 32,569 | 30,815 | 29,850 | 1,754                     | 6         | 965                       | 3         |
| 給与手当   | 13,293 | 12,512 | 12,329 | 781                       | 6         | 183                       | 1         |
| 一般管理費  | 18,632 | 14,654 | 15,126 | 3,977                     | 27        | -472                      | -3        |
| 保険業務に係る費用  | 256    | 289    | 460    | -32                       | -11       | -172                      | -37       |
| のれんおよびその他の無形資産の<br>減損                                  | 5,776  | 111    | 79     | 5,665                     | N/M       | 33                        | 42        |
| 再構築費用  | 710    | 133    | 399    | 577                       | N/M       | -267                      | -67       |
| 利息以外の費用合計  | 38,667 | 27,699 | 28,394 | 10,968                    | 40        | -695                      | -2        |
| 税引前利益(損失)  | -6,097 | 3,116  | 1,457  | -9,213                    | N/M       | 1,660                     | 114       |
| 法人所得税費用  | 675    | 1,425  | 775    | -750                      | -53       | 650                       | 84        |
| 当期純利益(損失)  | -6,772 | 1,691  | 681    | -8,463                    | N/M       | 1,010                     | 148       |
| 非支配持分に帰属する純利益  | 21     | 28     | 15     | -6                        | -23       | 13                        | 83        |
| ドイツ銀行株主およびその他の資<br>本構成要素に帰属する純利益(損<br>失)               | -6,794 | 1,663  | 666    | -8,457                    | N/M       | 997                       | 150       |

注：過去の期間は修正再表示されている。

N/M - 表記するに値しない

- 1 詳細は当報告書の注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。
- 2 信用リスク引当金繰入後。

## 純利息収益

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度    | 2014年度    | 2013年度    | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                          |           |           |           | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 利息および類似収益合計              | 25,967    | 25,001    | 25,601    | 966                       | 4         | -600                      | -2        |
| 利息費用合計                   | 10,086    | 10,729    | 10,768    | -643                      | -6        | -39                       | -0        |
| 純利息収益                    | 15,881    | 14,272    | 14,834    | 1,610                     | 11        | -562                      | -4        |
| 平均利付資産 <sup>1</sup>      | 1,031,827 | 1,040,908 | 1,136,662 | -9,080                    | -1        | -95,754                   | -8        |
| 平均利付負債 <sup>1</sup>      | 814,541   | 851,714   | 979,245   | -37,172                   | -4        | -127,531                  | -13       |
| 総利回り <sup>2</sup>        | 2.52%     | 2.40%     | 2.25%     | 0.12 ppt                  | 5         | 0.15 ppt                  | 7         |
| 総支払金利 <sup>3</sup>       | 1.24%     | 1.26%     | 1.10%     | -0.02ppt                  | -2        | 0.16 ppt                  | 15        |
| 純金利差 <sup>4</sup>        | 1.28%     | 1.14%     | 1.15%     | 0.14 ppt                  | 12        | -0.01ppt                  | -1        |
| 純金利差益 <sup>5</sup>       | 1.54%     | 1.37%     | 1.31%     | 0.17 ppt                  | 12        | 0.06 ppt                  | 5         |

ppt - パーセンテージ・ポイント

1 各年度の平均残高は、一般に月末残高に基づいて計算される。

2 総利回りは、平均利付資産について稼得された平均金利である。

3 総支払金利は、平均利付負債について支払った平均金利である。

4 純金利差は、平均利付資産について稼得された平均金利と平均利付負債について支払った平均金利の差である。

5 純金利差益は、純利息収益の平均利付資産に対する割合を表したものである。

## 2015年度

2015年度の純利息収益は、2014年度の143億ユーロから16億ユーロ(11%)増の159億ユーロであった。これは、主に活発な顧客活動および顧客残高の増加によりCB&Sのトレーディング資産に係る利息収益が増加したことが要因であった。また、為替の有利な変動およびDeutsche AWMの有機的成長も増加の要因となった。全体として、純金利差は14ベース・ポイント拡大し、純金利差益は、2015年度には前年度と比較して利息関連取引量が減少し、利息収益が増加し、利息費用が減少したことによって17ベース・ポイント改善した。

## 2014年度

2014年度の純利息収益は、2013年度の148億ユーロから562百万ユーロ(4%)減の143億ユーロであった。これは主に、リスク圧縮の継続に伴う資産の減少によるNCOUにおける利息収益の減少によるものであった。総利回りの伸びが総支払金利に比べわずかに低かったことによって、全体として純金利差は1ベース・ポイント縮小した。純金利差益は主に前述の資産の減少の効果によって6ベース・ポイント改善した。

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)                     | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|--|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|  |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| CB&S - セールス・アンド・ト<br>レーディング(エクイティ)           | 870    | 1,066  | 1,120  | -196                      | -18       | -54                       | -5        |
| CB&S - セールス・アンド・ト<br>レーディング(債券およびその<br>他の商品) | 3,654  | 2,487  | 2,548  | 1,167                     | 47        | -61                       | -2        |
| 非中核事業部門                                      | -552   | -663   | -374   | 111                       | -17       | -289                      | 77        |
| その他  | -130   | 1,408  | 523    | -1,538                    | N/M       | 886                       | 169       |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>する金融資産/負債に係る純利<br>得(損失)合計  | 3,842  | 4,299  | 3,817  | -457                      | -11       | 482                       | 13        |

注：過去の期間は修正再表示されている。

## 2015年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2015年度全体で457百万ユーロ減少し38億ユーロであった。この主な要因は、「その他」の区分の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損失が15億ユーロ増加したことであった。この増加の要因となったのは、金利および為替レートの不利な変動に起因したCB&Sにおけるロング・スワップ・エクスポージャーに係る損失であるが、これは主に2015年度第1四半期において市場ボラティリティが上昇したことで新規顧客およびディーラーフローが増加したことを反映した、セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）における12億ユーロの増加により一部相殺された。

## 2014年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得は2014年度全体で482百万ユーロ増加し43億ユーロであった。この変動の主な要因は、その他の886百万ユーロの増加によるものであった。これは主に、CB&Sにおける金利変動による時価評価益を反映したものであるが、NCOUにおける純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純損失の増加289百万ユーロによって一部相殺された。このNCOUにおける損失は、2014年度に米国の電力セクターにおいて取引された商品に対するエクスポージャーから生じたスペシャル・コモディティーズ・グループに関連する損失を含んでいた。

### 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

トレーディングおよびリスク管理業務は、金利商品およびそれに関連するデリバティブの重要な取引を含んでいる。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品から得た利息および類似収益（例えば、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金コストは、純利息収益の一部とされる。トレーディング業務による収益は、リスク管理戦略を含む様々な要因によって、期ごとに純利息収益と純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）の間を移動することがある。

事業に焦点を置いて説明するために、以下の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を、コーポレート部門別、およびCB&Sの商品別に表示している。



| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)                        | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|---|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|   |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純利息収益   | 15,881 | 14,272 | 14,834 | 1,610                     | 11        | -562                      | -4        |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>する金融資産/負債に係る純利<br>得(損失)合計     | 3,842  | 4,299  | 3,817  | -457                      | -11       | 481                       | 13        |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>する金融資産/負債に係る純利<br>息収益および純損益合計 | 19,723 | 18,570 | 18,651 | 1,153                     | 6         | -81                       | -0        |
| コーポレート部門別/商品別内<br>訳： <sup>1</sup>               |        |        |        |                           |           |                           |           |
| セールス・アンド・トレー<br>ディング(エクイティ)                     | 2,502  | 2,302  | 2,111  | 200                       | 9         | 191                       | 9         |
| セールス・アンド・トレー<br>ディング(債券およびその<br>他の商品)           | 7,909  | 6,591  | 5,976  | 1,318                     | 20        | 615                       | 10        |
| セールス・アンド・トレー<br>ディング合計                          | 10,411 | 8,893  | 8,087  | 1,518                     | 17        | 806                       | 10        |
| 貸出金商品 <sup>2</sup>                              | 623    | 688    | 587    | -65                       | -9        | 101                       | 17        |
| その他の商品 <sup>3</sup>                             | -440   | -62    | 69     | -378                      | N/M       | -131                      | N/M       |
| コーポレート・バンキング・ア<br>ンド・セキュリティーズ                   | 10,594 | 9,519  | 8,743  | 1,074                     | 11        | 776                       | 9         |
| 個人顧客および中堅企業                                     | 5,837  | 5,893  | 5,817  | -56                       | -1        | 75                        | 1         |
| グローバル・トランザクショ<br>ン・バンキング                        | 2,133  | 2,205  | 1,940  | -73                       | -3        | 265                       | 14        |
| ドイチェ・アセット&ウェル<br>ス・マネジメント                       | 1,615  | 1,500  | 1,550  | 115                       | 8         | -50                       | -3        |
| 非中核事業部門   | -631   | -612   | 176    | -19                       | 3         | -788                      | N/M       |
| 連結および調整   | 176    | 65     | 423    | 112                       | 174       | -359                      | -85       |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>する金融資産/負債に係る純利<br>息収益および純損益合計 | 19,723 | 18,570 | 18,651 | 1,153                     | 6         | -81                       | -0        |

注：過去の期間は修正再表示されている。

N/M - 表記するに値しない

- この内訳は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益のみを反映している。各コーポレート部門の商品別の収益合計に関する説明は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。
- 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品による純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益を含む。

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ (CB&amp;S)

## 2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2014年度と比較して11億ユーロ（11%）増の106億ユーロであった。セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の収益は、為替レートの有利な変動および好調な上半期の業績により大幅に増加した。セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）の収益の増加は、3つの評価調整項目による合計187百万ユーロの損失により一部相殺された。これには、IFRSの信用評価調整（CVA）の計算の精緻化に関連した146百万ユーロの損失、143百万ユーロの調達評価調整（FVA）の損失（計算の精緻化に関連した26百万ユーロの損失を含む）、およびRWAの削減努力に関連してCVAに生じた102百万ユーロの時価評価による利得が含まれる。セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）の純収益の増加は主に、プライム・ファイナンスの顧客残高の増加によるものである。エクイティ・デリバティブの収益は、下半期における顧客活動の減少および厳しいリスク管理環境により大幅に減少した。

## 2014年度

2014年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益の合計は、2013年度と比較して776百万ユーロ（9%）増の95億ユーロであった。セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）における増加の主な要因は、2013年度のリスク圧縮活動および厳しい市場環境を経てRMBSの収益が増加したこと、2013年度が時価評価損だったのに対しCVAに関して発生したRWAの削減努力に関連して時価評価益になったこと、ならびに資金調達の増加によりクレジット・ソリューションズの収益が増加したことである。2014年度のセールス・アンド・トレーディング（エクイティ）の増加は主に、プライム・ファイナンスの顧客資金調達高が増加したことおよびエクイティ・デリバティブのトレーディング環境が良好であったことによるものであった。2014年度の貸出金商品からの収益も、商業用不動産業務に対する投資を反映して増加した。これらの収益の増加は、その他の商品の減少により一部相殺された。これは主に、債務評価調整（DVA）による損失126百万ユーロ（2013年度全体：21百万ユーロの損失）によるものであった。

## 個人顧客および中堅企業 (PBC)

## 2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して56百万ユーロ減の58億ユーロであった。この減少は、主に華夏銀行に対するPBCの持分に関係する取引関連の影響によるものであるが、投資先の売却取引後に受領した特別配当金により一部相殺された。また、2015年度においても厳しい金利環境が継続していることも減少の要因となった。

## 2014年度

2014年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2013年度と比較して75百万ユーロ増の59億ユーロであった。これには、前期に完了した事業売却に関連したその後の利得によるプラスの影響が含まれているが、純利息収益はヨーロッパの引き続き厳しい金利環境によるマイナスの影響も受けた。

## グローバル・トランザクション・バンキング (GTB)

## 2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して73百万ユーロ（3%）減の21億ユーロであった。これは主に、低金利の継続、地政学的な逆風の強まりおよび市場競争の激化によるものである。

## 2014年度

2014年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2013年度と比較して265百万ユーロ（14%）増の22億ユーロであった。この増加は主に、金利リスクを管理するためのヘッジ手段の変更によるものであり、純損益を通じて公正価値で測定する収益が増加したが、その他の収益において相殺された。全体として、純利息収益は、依然として低金利環境による圧力にさらされている。

## ドイチェ・アセット&amp;ウェルス・マネジメント (Deutsche AWM)

## 2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度と比較して115百万ユーロ（8%）増の16億ユーロであった。純利息収益の増加は、為替レートの有利な変動、貸出残高の増加、および資金調達費用の減少によるものである。これは、保証の公正価値の不利な変動により一部相殺された。

2014年度

2014年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2013年度と比較して50百万ユーロ（3%）減の15億ユーロであった。貸出、預金およびオルタナティブ商品の純利息収益は増加したが、保証の公正価値の不利な変動ならびにAbbey Lifeの保険契約のポジションに係る時価の変動のマイナスの影響がそれを相殺して余りあるものとなった。

非中核事業部門(NCOU)

2015年度

2015年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、631百万ユーロの純損失であり、これは2014年度の純損失と比較して19百万ユーロ増加している。この主な要因は、当行のリスク圧縮戦略の結果、NCOUにおける資産が減少したことにより、純利息収益が減少したことによるものであるが、これは、2014年度においてはスペシャル・コモディティーズ・グループが保有する米国で取引された商品に対する当行のエクスポージャーに関連する一時的な損失があったことにより一部相殺されている。

2014年度

2014年度の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2013年度と比較して788百万ユーロ減の612百万ユーロの純損失であった。この減少の主な要因は、当行のリスク圧縮戦略の結果、NCOUにおける資産が減少したことにより、純利息収益が減少したことによるものであった。公正価値損失は引き続き収益に悪影響を及ぼしており、これには2014年度第1四半期中の、米国の電力セクターにおいて取引された商品に対する当行のエクスポージャーによるスペシャル・コモディティーズ・グループに関連する一時的な損失も含まれている。

連結および調整 (C&A)

2015年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2014年度の65百万ユーロに対し、2015年度は176百万ユーロであり、112百万ユーロ増加している。この増加は主に内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAからのプラスの影響によるものである。

2014年度

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計は、2013年度の423百万ユーロの利得に対し、2014年度は65百万ユーロの利得であった。この減少は、主に経営管理報告目的およびIFRS目的で使用される異なる会計処理方法による一時差異から生じるマイナスの影響によるものであった。この減少は、主に2014年度における増資による資本勘定からの収益の増加により一部相殺された。

信用リスク引当金繰入額

2015年度

2015年度の信用リスク引当金繰入額は、2014年度から178百万ユーロ(16%)減の956百万ユーロであった。これは、NCOUにおいて、IAS第39号に基づき分類変更された資産および不動産エクスポージャーに関連した大幅な減少、PBCにおいて、不良債権を売却したこと、また、ドイツにおける有利な信用環境および南欧における経済状況の安定化に起因するリスクの減少によるものである。これらの減少は、船舶ファイナンス・ポートフォリオおよびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオに起因するCB&Sにおける増加により一部相殺された。

2014年度

2014年度の信用リスク引当金繰入額は、すべての業務で大幅に減少したことを反映し、2013年度から931百万ユーロ(45%)減の11億ユーロであった。NCOUにおける減少は主に、IAS第39号に基づき分類変更された資産および商業用不動産に対する信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。当行のコア・バンクは、戻入の増加および大規模な単独の顧客による計上額が発生しなかったことによる恩恵を受けた。

その他の利息以外の収益

| 2014年度から2015<br>年度の増加（減<br>少） | 2013年度から2014<br>年度の増加（減<br>少） |
|-------------------------------|-------------------------------|
|-------------------------------|-------------------------------|

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 金額   | 比率<br>(%) | 金額   | 比率<br>(%) |
|--------------------------|--------|--------|--------|------|-----------|------|-----------|
| 手数料およびフィー収益 <sup>1</sup> | 12,765 | 12,409 | 12,308 | 356  | 3         | 101  | 1         |
| 売却可能金融資産に係る純利得<br>(損失)   | 203    | 242    | 394    | -39  | -16       | -152 | -39       |
| 持分法適用投資による純利益<br>(損失)    | 164    | 619    | 369    | -455 | -73       | 251  | 68        |
| その他の収益(損失)               | 669    | 108    | 193    | 561  | N/M       | -85  | -44       |
| その他の利息以外の収益合計            | 13,802 | 13,379 | 13,264 | 423  | 3         | 115  | 1         |
| 1 内訳：                    |        |        |        |      |           |      |           |
| 信託業務による手数料およびフィー：        |        |        |        |      |           |      |           |
| 管理手数料                    | 432    | 404    | 435    | 28   | 7         | -31  | -7        |
| 資産運用手数料                  | 3,666  | 3,057  | 2,963  | 609  | 20        | 94   | 3         |
| その他の有価証券業務からの手数料         | 382    | 283    | 247    | 99   | 35        | 36   | 14        |
| 合計                       | 4,480  | 3,745  | 3,645  | 735  | 20        | 100  | 3         |
| 有価証券業務による手数料/フィー：        |        |        |        |      |           |      |           |
| 引受およびアドバイザー・フィー          | 2,388  | 2,545  | 2,378  | -157 | -6        | 167  | 7         |
| ブローカー・フィー                | 1,746  | 1,488  | 1,542  | 258  | 17        | -54  | -3        |
| 合計                       | 4,134  | 4,033  | 3,920  | 101  | 3         | 113  | 3         |
| その他の顧客サービスによるフィー         | 4,151  | 4,632  | 4,742  | -480 | -10       | -111 | -2        |
| 手数料およびフィー収益合計            | 12,765 | 12,409 | 12,308 | 356  | 3         | 101  | 1         |

N/M - 表記するに値しない

## 手数料およびフィー収益

## 2015年度

2015年度の手数料およびフィー収益合計は、2014年度の124億ユーロから356百万ユーロ増の128億ユーロであった。資産運用フィーは、好ましい市場環境、純資産流入による影響およびアクティブ・アセット・マネジメントにおける業績フィーを反映して、当行の事業の業績が好調だったため増加した。これは、PBCにおいて発生したDeutsche Post DHLとの新契約による減少ならびに引受およびアドバイザー・フィーの減少を含むその他の顧客サービスによるフィーの減少により一部相殺された。

## 2014年度

2014年度の手数料およびフィー収益合計は、2013年度の123億ユーロから101百万ユーロ増の124億ユーロであった。アドバイザー収益は、フィー・プールの増加および市場シェアの獲得を反映し、前年度に比べて増加した。資産運用フィーは、ヨーロッパと米国の上場投資信託の好調な推移により増加した。この増加は、支払およびカードについてのフィーに関する規制要件の変更ならびに郵便サービスからの収益の減少に主に起因するその他の顧客サービスによるフィーの減少により相殺された。それに加えて、特定の商品に関連する費用の報告の分類が変更となり、さらなる減少となった。

## 売却可能金融資産に係る純利得(損失)

## 2015年度

2015年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2014年度の242百万ユーロに対して203百万ユーロであった。2015年度の減少は、前年度には事業の売却に関連する利得およびDB Bausparの有価証券売却による利得があったことによるものであった。

## 2014年度

2014年度の売却可能金融資産に係る純利得は、2013年度の394百万ユーロに対して242百万ユーロであった。2014年度の減少は、主にNCOUに関連するリスク圧縮活動によるものであった。

## 持分法適用投資による純利益(損失)

## 2015年度

2015年度の持分法適用投資による純利得は、主に華夏銀行に関連する2015年度の評価の影響を受けて、2014年度の619百万ユーロから164百万ユーロに減少した。

#### 2014年度

2014年度の持分法適用投資による純利得は、2013年度の369百万ユーロから619百万ユーロに増加した。このプラスの影響の要因は、前年度のNCOUにおける減損および華夏銀行に対する当行の投資に関連する持分の増加であった。

#### その他の収益（損失）

##### 2015年度

2015年度のその他の収益は、2014年度の108百万ユーロから669百万ユーロに増加した。2015年度の増加は、主にNCOUにおけるリスク圧縮活動が加速化したことに関する資産の売却によるものである。

##### 2014年度

2014年度のその他の収益は、2013年度の193百万ユーロから108百万ユーロに減少した。2014年度の減少は、主にMaher Terminalsの債券による資金調達の再構築に関連したものであった。これにより、NCOUにおいて累積時価評価損をその他の包括利益からその他の収益に再分類した。

## 利息以外の費用

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|--------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                          |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 給与手当                     | 13,293 | 12,512 | 12,329 | 781                       | 6         | 183                       | 1         |
| 一般管理費 <sup>1</sup>       | 18,632 | 14,654 | 15,126 | 3,977                     | 27        | -472                      | -3        |
| 保険業務に係る費用                | 256    | 289    | 460    | -32                       | -11       | -172                      | -37       |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損    | 5,776  | 111    | 79     | 5,665                     | N/M       | 33                        | 42        |
| 再構築費用                    | 710    | 133    | 399    | 577                       | N/M       | -266                      | -67       |
| 利息以外の費用合計                | 38,667 | 27,699 | 28,394 | 10,968                    | 40        | -695                      | -2        |

N/M - 表記するに値しない

1 内訳：

|                                     | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 金額    | 比率<br>(%) | 金額   | 比率<br>(%) |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|-------|-----------|------|-----------|
| IT関連費用                              | 3,664  | 3,333  | 3,074  | 331   | 10        | 259  | 8         |
| 不動産関連費および設備費                        | 1,944  | 1,978  | 2,073  | -34   | -2        | -95  | -5        |
| 専門的サービス報酬 <sup>2</sup>              | 2,283  | 2,029  | 1,772  | 255   | 13        | 256  | 14        |
| 通信およびデータ・サービス <sup>2</sup>          | 807    | 725    | 706    | 82    | 11        | 18   | 3         |
| 旅費および交際費 <sup>2</sup>               | 505    | 521    | 516    | -16   | -3        | 5    | 1         |
| バンキングおよびトランザク<br>ション費用 <sup>2</sup> | 598    | 660    | 743    | -62   | -9        | -83  | -11       |
| マーケティング費用 <sup>2</sup>              | 294    | 293    | 294    | 2     | 1         | -1   | -0        |
| 連結対象の投資                             | 406    | 811    | 797    | -405  | -50       | 14   | 2         |
| その他の費用 <sup>2,3</sup>               | 8,129  | 4,305  | 5,151  | 3,824 | 89        | -847 | -16       |
| 一般管理費合計                             | 18,632 | 14,654 | 15,126 | 3,977 | 27        | -472 | -3        |

2 グループの費用報告における変更を反映するために、2015年度に過去の期間の比較情報は修正再表示された。

3 2015年度に52億ユーロの訴訟関連費用、2014年度に16億ユーロの訴訟費用および4億ユーロのPBCの貸出手数料、2013年度に30億ユーロの訴訟費用が含まれている。

## 給与手当

## 2015年度

2015年度の給与手当は2014年度の125億ユーロと比較して781百万ユーロ(6%)増の133億ユーロであった。この増加は主に、為替の不利な変動を反映したものであった。

## 2014年度

2014年度の給与手当は2013年度の123億ユーロと比較して183百万ユーロ(1%)増の125億ユーロであった。この増加は主に、規制要件を遵守するための固定報酬の費用が特にCB&Sにおいて増加したことならびに事業および管理機能における戦略的な人材確保を反映したものであった。この増加は、中核業務全般にわたるOpExプログラムの継続的な実施によるプラスの影響の一部相殺された。

## 一般管理費

## 2015年度

2015年度の一般管理費は、2014年度の147億ユーロから40億ユーロ(27%)増の186億ユーロであった。この増加は、主に2014年度には当行グループの訴訟費用が16億ユーロおよびPBCの貸出手数料が4億ユーロであったのに対し2015年度には訴訟費用が52億ユーロへと増加したこと、為替レート不利な変動による影響、ソフトウェアの償却および減損の増加、ならびに銀行税の大幅な増加によるものであった。この影響は、2014年度におけるNCOUの資産処分に伴う費用の減少およびその他の費用の減少により一部相殺された。

#### 2014年度

2014年度の一般管理費は、2013年度の151億ユーロから472百万ユーロ(3%)減の147億ユーロであった。この減少は、主に2013年度には訴訟費用が30億ユーロであったの対し2014年度には訴訟費用16億ユーロおよびPBCの貸出手数料4億ユーロへと減少したこと、ならびにOpExプログラムによる削減によるものであった。この減少は、規制要件に係る費用の増加および中核業務への投資により一部相殺された。

#### 保険業務に係る費用

##### 2015年度

2015年度の保険業務に係る費用は、2014年度の289百万ユーロから32百万ユーロ減の256百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

##### 2014年度

2014年度の保険業務に係る費用は、2013年度の460百万ユーロから172百万ユーロ減の289百万ユーロであり、Abbey Life事業に関する保険関連費用のみによるものであった。これらの費用は、保険業務に係る費用に関する純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得によって相殺されている。

#### のれんおよびその他の無形資産の減損

##### 2015年度

のれんおよびその他の無形資産の減損損失58億ユーロのうち、36億ユーロはPBCに（このうち28億ユーロはのれん、8億ユーロはその他の無形資産の減損）22億ユーロはCB&Sに帰属するものである。当該減損損失は、CB&SおよびPBCにおけるのれん全額の減損ならびにPBCにおけるその他の無形資産の一部減損を反映したものである。減損の大部分は、所要規制自己資本の引き上げ予想およびPBCにおける処分によるものであり、その詳細は以下のそれぞれのコーポレート部門の項において記載されている。

##### 2014年度

2014年度のはのれんおよびその他の無形資産の減損損失は111百万ユーロであり、主にMaher Terminalに対する投資に対する194百万ユーロの減損に起因するものであるが、Scudderに係る評価増84百万ユーロと一部相殺された。

#### 再構築費用

##### 2015年度

再構築費用は、2014年度は133百万ユーロであったのに対し、2015年度は710百万ユーロであった。この増加は、2015年度に導入された当行のストラテジー2020の実施に係る616百万ユーロによるものであったが、計画通りに2015年度に完了したOpExプログラムに係る支出の減少により一部相殺された。

##### 2014年度

2014年度の当行のOpExプログラムから生じた再構築費用は、2013年度の399百万ユーロから266百万ユーロ（67%）減の133百万ユーロであった。

#### 法人所得税費用

##### 2015年度

法人所得税費用は、675百万ユーロであった（2014年度：14億ユーロ）。実効税率はマイナス11%（2014年度：46%）であり、主に、税額控除の対象外のはのれんの減損および訴訟費用が多額であったことによる影響を受けた。

##### 2014年度

法人所得税費用は、14億ユーロであった（2013年度：775百万ユーロ）。実効税率は46%（2013年度：53%）であり、主に、税額控除の対象外の訴訟費用および繰延税金の認識および測定に関する変更により一部相殺された過去の期間の法人所得税の影響を受けた。

セグメント別の経営成績

以下は、事業セグメント別の業績の説明である。下記の事項に関する情報は、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

- セグメント別開示の形式の変更
- 経営管理報告システムのフレームワーク
- 各セグメントに関して用いられているGAAP以外の財務的測定尺度の定義

各部門へのセグメント区分の基準は、2015年12月31日現在の当行の組織体制である。セグメントの業績は当行の経営管理報告システムを基礎として作成された。

| 2015<br>年度<br>単<br>位：<br>百万<br>ユー<br>ロ<br>(別<br>途記<br>載の<br>ものを除<br>く) |                         |   |  |        |        | 非中核<br>事業部<br>門 | 経 営 管<br>理 報 告<br>合 計 | 連 結 お<br>よ び 調<br>整 | 連 結 合 計 |
|--|-------------------------|---|--|--------|--------|-----------------|-----------------------|---------------------|---------|
|  | 個人顧<br>客およ<br>び中堅<br>企業 | グロ<br>バル・<br>トラ<br>ンザ<br>クシ<br>ョ<br>ン・バ<br>ンキ<br>ン<br>グ | ド イ<br>チ<br>エ<br>セ<br>ッ<br>ト<br>&<br>ウ<br>ェ<br>ル<br>ス<br>・マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト |        |        |                 |                       |                     |         |
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ  |                         |   |  |        |        |                 |                       |                     |         |
| 純収<br>益 <sup>1</sup>   | 14,219                  | 8,911   | 4,616  | 5,408  | 401    | 33,556          | -30                   | 33,525              |         |
| 信用<br>リス<br>ク引<br>当金<br>繰入<br>額  | 265                     | 501   | 127  | 9      | 54     | 955             | 1                     | 956                 |         |
| 給与<br>手当   | 3,739                   | 2,847   | 679  | 1,605  | 94     | 8,964           | 4,329                 | 13,293              |         |
| 一般<br>管理<br>費  | 9,932                   | 4,664   | 2,368  | 2,286  | 2,986  | 22,236          | -3,604                | 18,632              |         |
| 保険<br>業務<br>に係<br>る費<br>用  | 0                       | 0   | 0  | 256    | 0      | 256             | 0                     | 256                 |         |
| のれ<br>んお<br>よび<br>その<br>他の<br>無形<br>資産<br>の減<br>損                      | 2,168                   | 3,603   | 0  | 6      | 0      | 5,776           | 0                     | 5,776               |         |
| 再構<br>築費<br>用  | 124                     | 587   | 3  | -4     | -1     | 710             | 0                     | 710                 |         |
| 利息<br>以外<br>の費<br>用合<br>計  | 15,963                  | 11,700  | 3,050  | 4,149  | 3,079  | 37,942          | 724                   | 38,667              |         |
| 非支<br>配持<br>分  | 26                      | 1   | 0  | -0     | 1      | 27              | -27                   | 0                   |         |
| 税引<br>前利<br>益<br>(損<br>失)  | -2,035                  | -3,291  | 1,439  | 1,250  | -2,732 | -5,368          | -729                  | -6,097              |         |
| 費用<br>収益<br>比率   | 112%                    | 131%  | 66%  | 77%    | N/M    | 113%            | N/M                   | 115%                |         |
| 資産 <sup>2</sup>  | 1,145,004               | 257,121   | 99,953   | 89,001 | 27,172 | 0               | 10,880                | 1,629,130           |         |



|  |         |        |        |        |        |         |        |         |
|--|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| 長期<br>性資<br>産の<br>取得<br>に係<br>る資<br>本的<br>支出         | 1       | 113    | 1      | 2      | -0     | 116     | 643    | 758     |
| リス<br>ク・<br>ウェ<br>イト<br>・<br>アセ<br>ット <sup>3</sup>   | 195,096 | 80,016 | 52,062 | 23,795 | 34,463 | 385,431 | 11,283 | 396,714 |
| 平均<br>アク<br>ティ<br>ブ資<br>本                            | 30,948  | 15,099 | 7,607  | 8,023  | 6,674  | 68,351  | 7      | 68,359  |
| 税引<br>後平<br>均形<br>株主<br>資本<br>利益<br>率                | -5%     | -18%   | 14%    | 30%    | N/M    | -6%     | N/M    | -12%    |
| 税引<br>前平<br>均アク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率              | -7%     | -22%   | 19%    | 16%    | N/M    | -8%     | N/M    | -9%     |
| 税引<br>後平<br>均アク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率 <sup>4</sup> | -4%     | -14%   | 12%    | 10%    | N/M    | -5%     | N/M    | -10%    |
| 1 以<br>下を<br>含む:                                     |         |        |        |        |        |         |        |         |
| 純<br>利息<br>収益  | 6,382   | 5,968  | 2,038  | 1,288  | -79    | 15,597  | 285    | 15,881  |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資<br>による<br>純利<br>益(損<br>失)        | 64      | 40     | 4      | 34     | 20     | 162     | 3      | 164     |
| 2 以<br>下を<br>含む:                                     |         |        |        |        |        |         |        |         |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資                                  | 524     | 21     | 53     | 182    | 166    | 945     | 68     | 1,013   |

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率は、2014年1月1日以降、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2015年12月31日終了年度：11%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2015年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

| 2014<br>年度<br>単<br>位：<br>百万<br>ユー<br>ロ<br>(別<br>途記<br>載の<br>ものを除<br>く) | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ |  |   |                 |        |           | 経営管理報<br>告合計 | 連結お<br>よび調<br>整 | 連結合計 |
|--|---------------------------|--|---|-----------------|--------|-----------|--------------|-----------------|------|
|  | 個人顧<br>客およ<br>び中堅<br>企業   | グロー<br>バル・<br>トラ<br>ンザク<br>ション<br>・バン<br>キング | ド<br>イ<br>チ<br>エ<br>ッ<br>セ<br>ツ<br>&<br>ウ<br>ェ<br>ル<br>ス<br>・マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト | 非中核<br>事業部<br>門 |        |           |              |                 |      |
| 純収<br>益 <sup>1</sup>   | 13,629                    | 9,565  | 4,119   | 4,704           | 172    | 32,189    | -240         | 31,949          |      |
| 信用<br>リス<br>ク引<br>当金<br>繰入<br>額  | 103                       | 622  | 156   | -7              | 259    | 1,133     | 1            | 1,134           |      |
| 給与<br>手当   | 3,712                     | 2,863  | 634   | 1,398           | 107    | 8,714     | 3,798        | 12,512          |      |
| 一般<br>管理<br>費  | 6,769                     | 4,880  | 2,166   | 2,090           | 2,508  | 18,413    | -3,759       | 14,654          |      |
| 保険<br>業務<br>に係<br>る費<br>用  | 0                         | 0  | 0   | 289             | 0      | 289       | 0            | 289             |      |
| のれ<br>んお<br>よび<br>その<br>他の<br>無形<br>資産<br>の減<br>損                      | 0                         | 0  | 0   | -83             | 194    | 111       | 0            | 111             |      |
| 再構<br>築費<br>用  | 112                       | 9  | 10  | -3              | 4      | 133       | 0            | 133             |      |
| 利息<br>以外<br>の費<br>用合<br>計  | 10,593                    | 7,753  | 2,811   | 3,691           | 2,813  | 27,660    | 39           | 27,699          |      |
| 非支<br>配持<br>分  | 25                        | 1  | 0   | 4               | -2     | 28        | -28          | 0               |      |
| 税引<br>前利<br>益<br>(損<br>失)  | 2,909                     | 1,189  | 1,152   | 1,016           | -2,899 | 3,367     | -251         | 3,116           |      |
| 費用<br>収益<br>比率   | 78%                       | 81%  | 68%   | 78%             | N/M    | 86%       | N/M          | 87%             |      |
| 資産 <sup>2</sup>  | 1,213,612                 | 258,381                                      | 106,252   | 81,132          | 38,853 | 1,698,230 | 10,474       | 1,708,703       |      |
| 長期<br>性資<br>産の<br>取得<br>に係<br>る資<br>本的<br>支出                           | 0                         | 108  | 0   | 1               | 0      | 109       | 517          | 626             |      |
| リス<br>ク・<br>ウェ<br>ィ<br>テッ<br>ド・<br>ア<br>セッ<br>ト <sup>3</sup>           | 175,575                   | 79,571                                       | 43,265  | 16,597          | 58,524 | 373,532   | 20,437       | 393,969         |      |

|  |        |        |       |       |       |        |     |        |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|--------|-----|--------|
| 平均<br>アク<br>ティ<br>ブ資<br>本                                | 25,445 | 14,853 | 6,033 | 6,532 | 7,762 | 60,624 | 0   | 60,624 |
| 税引<br>後平<br>均形<br>株主<br>資本<br>利益<br>率                    | 9%     | 7%     | 15%   | 36%   | N/M   | 5%     | N/M | 4%     |
| 税引<br>前平<br>均ア<br>ク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率              | 11%    | 8%     | 19%   | 16%   | N/M   | 6%     | N/M | 5%     |
| 税引<br>後平<br>均ア<br>ク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率 <sup>4</sup> | 7%     | 5%     | 12%   | 10%   | N/M   | 4%     | N/M | 3%     |
| 1 以<br>下を<br>含<br>む：                                     |        |        |       |       |       |        |     |        |
| 純<br>利息<br>収益  | 5,338  | 5,818  | 1,849 | 1,047 | 51    | 14,103 | 168 | 14,272 |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資<br>による<br>純利益<br>(損失)                | 128    | 431    | 3     | 22    | 34    | 617    | 2   | 619    |
| 2 以<br>下を<br>含<br>む：                                     |        |        |       |       |       |        |     |        |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資                                      | 521    | 3,154  | 50    | 163   | 170   | 4,058  | 85  | 4,143  |

注：過去の期間は修正再表示されている。

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2014年1月1日以降、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2014年12月31日終了年度：46%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2014年12月31日終了年度のセグメントの税率は35%となった。』

| 2013<br>年度<br>単<br>位：<br>百万<br>ユー<br>ロ<br>(別<br>途記<br>載の<br>ものを除<br>く) |                           |         |        |        |        | 個人顧<br>客およ<br>び中堅<br>企業 | グロ<br>ー<br>バル・<br>トラ<br>ン<br>ザク<br>ショ<br>ン・バ<br>ンキ<br>ング | ド<br>イ<br>チ<br>エ<br>ッ<br>ト<br>ウ<br>エ<br>ル<br>ス<br>・マ<br>ネ<br>ジ<br>メ<br>ン<br>ト | 非中核<br>事業部<br>門 | 核<br>理<br>部<br>門 | 経<br>営<br>報<br>告<br>合<br>計 | 管<br>理<br>報<br>告 | 連<br>結<br>お<br>よ<br>び<br>調<br>整 | 連<br>結<br>合<br>計 |
|--|---------------------------|---------|--------|--------|--------|-------------------------|--|---|-----------------|------------------|----------------------------|------------------|---------------------------------|------------------|
|  | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ |         |        |        |        |                         |  |   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 純収<br>益 <sup>1</sup>   | 13,400                    | 9,395   | 4,025  | 4,718  | 896    | 32,434                  | -519   | 31,915  |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 信用<br>リス<br>ク引<br>当金<br>繰入<br>額  | 189                       | 719     | 315    | 23     | 818    | 2,064                   | 0  | 2,065   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 給与<br>手当   | 3,591                     | 2,955   | 614    | 1,291  | 234    | 8,685                   | 3,644  | 12,329  |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 一般<br>管理<br>費  | 6,583                     | 4,329   | 1,932  | 1,997  | 3,299  | 18,139                  | -3,013   | 15,126  |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 保険<br>業務<br>に係<br>る費<br>用  | 0                         | 0       | 0      | 460    | 0      | 460                     | 0  | 460   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| のれ<br>んお<br>よび<br>その<br>他の<br>無形<br>資産<br>の減<br>損                      | 0                         | 7       | 57     | 14     | 0      | 79                      | 0  | 79  |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 再構<br>築費<br>用  | 130                       | 22      | 54     | 170    | 25     | 399                     | 0  | 399   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 利息<br>以外<br>の費<br>用合<br>計  | 10,303                    | 7,312   | 2,657  | 3,932  | 3,558  | 27,763                  | 631  | 28,394  |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 非支<br>配持<br>分  | 16                        | 0       | 0      | 1      | -3     | 15                      | -15  | 0   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 税引<br>前利<br>益<br>(損<br>失)  | 2,891                     | 1,363   | 1,053  | 762    | -3,478 | 2,592                   | -1,136   | 1,457   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 費用<br>収益<br>比率   | 77%                       | 78%     | 66%    | 83%    | N/M    | 86%                     | N/M  | 89%   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 資産 <sup>2</sup>  | 1,102,007                 | 265,360 | 97,240 | 72,613 | 63,810 | 0                       | 10,371   | 1,611,400   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| 長期<br>性資<br>産の<br>取得<br>に係<br>る資<br>本的<br>支出                           | 12                        | 176     | 9      | 7      | 0      | 203                     | 539  | 742   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |
| リス<br>ク・<br>ウェ<br>ィ<br>テッ<br>ト・<br>ア<br>セッ<br>ト <sup>3</sup>           | 114,729                   | 73,001  | 36,811 | 12,553 | 52,443 | 289,537                 | 10,832   | 300,369   |                 |                  |                            |                  |                                 |                  |

|  |        |        |       |       |        |        |     |        |
|--|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-----|--------|
| 平均<br>アク<br>ティ<br>ブ資<br>本                                | 20,161 | 13,976 | 5,136 | 5,864 | 10,296 | 55,434 | 0   | 55,434 |
| 税引<br>後平<br>均形<br>株主<br>資本<br>利益<br>率                    | 13%    | 9%     | 17%   | 43%   | N/M    | 4%     | N/M | 2%     |
| 税引<br>前平<br>均ア<br>ク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率              | 14%    | 10%    | 21%   | 13%   | N/M    | 5%     | N/M | 3%     |
| 税引<br>後平<br>均ア<br>ク<br>ティ<br>ブ資<br>本利<br>益率 <sup>4</sup> | 10%    | 7%     | 14%   | 9%    | N/M    | 3%     | N/M | 1%     |
| 1 以<br>下を<br>含<br>む：                                     |        |        |       |       |        |        |     |        |
| 純<br>利息<br>収益  | 5,284  | 5,814  | 1,886 | 971   | 550    | 14,505 | 328 | 14,834 |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資<br>による<br>純利<br>益（損<br>失）            | 78     | 375    | 3     | 18    | -106   | 368    | 1   | 369    |
| 2 以<br>下を<br>含<br>む：                                     |        |        |       |       |        |        |     |        |
| 持<br>分法<br>適用<br>投資                                      | 628    | 2,563  | 48    | 143   | 171    | 3,554  | 28  | 3,581  |

注：過去の期間は修正再表示されている。

N/M - 表記するに値しない

3 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、バーゼル2.5に基づいている。

4 当行グループ全体の税引後平均アクティブ資本利益率は、当行グループの報告実効税率（2013年12月31日終了年度：53%）を反映している。セグメントの税引後平均アクティブ資本利益率に関しては、セグメントに起因しない永久差異の影響を除外するよう当行グループの実効税率が調整されたため、2013年12月31日終了年度のセグメントの税率は32%となった。』

## コーポレート部門

『

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ・コーポレート部門

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)      | 2015年度    | 2014年度    | 2013年度    | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|-------------------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                               |           |           |           | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純収益：                          |           |           |           |                           |           |                           |           |
| セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品) | 7,391     | 6,747     | 6,709     | 644                       | 10        | 37                        | 1         |
| セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)       | 3,091     | 2,917     | 2,719     | 174                       | 6         | 197                       | 7         |
| 発行業務(債券)                      | 1,449     | 1,522     | 1,557     | -73                       | -5        | -36                       | -2        |
| 発行業務(エクイティ)                   | 658       | 761       | 732       | -103                      | -14       | 29                        | 4         |
| アドバイザー                        | 586       | 578       | 478       | 8                         | 1         | 100                       | 21        |
| 貸出金商品                         | 1,094     | 1,189     | 1,222     | -96                       | -8        | -33                       | -3        |
| その他の商品                        | -50       | -84       | -18       | 34                        | -41       | -66                       | N/M       |
| 純収益合計                         | 14,219    | 13,629    | 13,400    | 589                       | 4         | 229                       | 2         |
| 信用リスク引当金繰入額                   | 265       | 103       | 189       | 162                       | 158       | -87                       | -46       |
| 給与手当                          | 3,739     | 3,712     | 3,591     | 28                        | 1         | 121                       | 3         |
| 一般管理費                         | 9,932     | 6,769     | 6,583     | 3,163                     | 47        | 186                       | 3         |
| 保険業務に係る費用                     | 0         | 0         | 0         | 0                         | N/M       | 0                         | N/M       |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損         | 2,168     | 0         | 0         | 2,168                     | N/M       | 0                         | N/M       |
| 再構築費用                         | 124       | 112       | 130       | 12                        | 11        | -17                       | -13       |
| 利息以外の費用合計                     | 15,963    | 10,593    | 10,303    | 5,371                     | 51        | 289                       | 3         |
| 非支配持分                         | 26        | 25        | 16        | 0                         | 1         | 9                         | 57        |
| 税引前利益(損失)                     | -2,035    | 2,909     | 2,891     | -4,944                    | N/M       | 17                        | 1         |
| 費用収益比率                        | 112%      | 78%       | 77%       | N/M                       | 35ppt     | N/M                       | 1ppt      |
| 資産 <sup>1</sup>               | 1,145,004 | 1,213,612 | 1,102,007 | -68,608                   | -6        | 111,605                   | 10        |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>   | 195,096   | 175,575   | 114,729   | 19,521                    | 11        | 60,846                    | 53        |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>        | 30,948    | 25,445    | 20,161    | 5,503                     | 22        | 5,284                     | 26        |
| 税引前平均アクティブ資本利益<br>率           | -7%       | 11%       | 14%       | N/M                       | -18ppt    | N/M                       | -3ppt     |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

為替レートが有利に変動したことと上半期が好調であったことにより、CB&Sは2015年度全体で堅調な収益を計上した。下半期の収益は、顧客活動の減少と厳しい市場環境による影響を受けた。

2015年度全体の純収益は、2014年度の136億ユーロから589百万ユーロ(4%)増の142億ユーロであった。

セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は、644百万ユーロ(10%)増の74億ユーロであった。外国為替の収益は、市場ボラティリティの上昇と顧客活動の増加により大幅に増加した。コア金利の収益は、ヨーロッパおよび北米における力強い業績により大幅に増加した。フロー・クレジットの収益は、北米およびヨーロッパにおける市況の改善を反映して大幅に増加した。新興市場の収益は、厳しい市場および当行のロシアからの撤退にもかかわらず、ラテン・アメリカでの好調な業績を反映して増加した。RMBSの収益は、厳しい市況を反映して大幅に減少した。クレジット・ソリューションの収益は、顧客活動の減少と特にAPACにおける市場環境の悪化により減少した。グローバル・リクイディティ・マネジメントおよびディストレスト・プロダクツの収益は、前年並みであった。セールス・アンド・トレーディング(債券およびそ

他の商品)の純収益は、合計187百万ユーロの損失となる3つの評価調整項目を含んでいた。第1に、RWAの削減努力に関連して信用評価調整(CVA)に生じた102百万ユーロの時価評価による利得(2014年度全体:7百万ユーロの利得)である。第2に、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した146百万ユーロの損失(2014年度全体:58百万ユーロの損失)である。第3に、計算の精緻化による26百万ユーロのマイナスの影響を含む143百万ユーロの調達評価調整(FVA)の損失(2014年度全体:122百万ユーロの損失)である。

セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)の純収益は、174百万ユーロ(6%)増の31億ユーロであった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加により大幅に増加した。エクイティ・デリバティブの収益は、下半期において顧客活動が減少したこと、リスク管理環境が厳しかったことを反映して大幅に減少した。エクイティ・トレーディングの収益は前年並みであった。

2015年度全体の発行業務およびアドバイザーによる純収益は、市場シェアの縮小とリスク選好の低下を反映して、168百万ユーロ(6%)減の27億ユーロであった。株式発行業務の収益は、下半期におけるフィー・プールの縮小を反映して減少した。債券発行業務およびアドバイザーの収益は、前年並みであった。

2015年度全体の貸出金商品による純収益は11億ユーロで、前年度(12億ユーロ)から減少している。

その他の商品による純収益は、50百万ユーロの損失であった(2014年度:84百万ユーロの損失)。その他の商品による純収益は、一定のデリバティブ負債に関する債務評価調整(DVA)の影響に関連する48百万ユーロの利得(2014年度全体:126百万ユーロの損失)を含んでいた。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&Sは、船舶ポートフォリオおよびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオにおける引当金繰入額の増加により、265百万ユーロの繰入額(純額)(2014年度:103百万ユーロの繰入額(純額))を計上した。

利息以外の費用は、2014年度全体と比較して54億ユーロ(51%)増加した。この増加は、のれんの減損費用、訴訟費用の増加、為替レートの不利な変動、および規制上要求される支出によるものであった。

税引前利益は、前年度が29億ユーロの利益であったのに対し、20億ユーロの損失であった。これは、のれんの減損22億ユーロおよび増加した訴訟費用28億ユーロによるものであったが、収益の増加により一部相殺された。

## 2014年度

上半期に市場ボラティリティと顧客活動の低下により厳しい市場環境であったにもかかわらず、CB&Sは2014年度全体で堅調な収益を計上した。2014年度下半期にはボラティリティが上昇し、CB&Sはフランチャイズ全体にわたって収益の伸びにより一層の勢いがみられた。

2014年度全体の純収益は、2013年度の134億ユーロから229百万ユーロ(2%)増の136億ユーロであった。

セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は67億ユーロで、前年並みであった。RMBSの収益は、リスク圧縮活動および2013年度が厳しい市場環境であったことを反映して大幅に増加した。ディストレスト・プロダクツの収益は、ヨーロッパにおける力強い業績により前年度から増加した。フロー・クレジットの収益は、北米の業績低迷により前年度から大幅に減少した。コア金利の収益は、アジア/太平洋およびヨーロッパにおける業績低迷と相まって市場の変動および計算の精緻化によりFVAが損失となったことに起因して、前年度から大幅に減少した。外国為替、グローバル・リクイディティ・マネジメントおよびクレジット・ソリューションの収益は、前年並みであった。セールス・アンド・トレーディング(債券およびその他の商品)の純収益は、合計173百万ユーロの損失となる3つの評価調整項目を含んでいた。第1に、RWAの削減努力に関連して信用評価調整(CVA)に生じた7百万ユーロの時価評価による利得(2013年度全体:240百万ユーロの損失)である。第2に、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した58百万ユーロの損失(2013年度全体:ゼロ)である。第3に、計算の精緻化による51百万ユーロのマイナスの影響を含む122百万ユーロの調達評価調整(FVA)の損失(2013年度全体:67百万ユーロの利得)である。

セールス・アンド・トレーディング(エクイティ)の純収益は、197百万ユーロ(7%)増の29億ユーロであった。プライム・ファイナンスの収益は、顧客残高の増加により増加した。エクイティ・トレーディングおよびエクイティ・デリバティブの収益はいずれも前年並みであった。

2014年度全体の発行業務およびアドバイザーによる純収益は、93百万ユーロ(3%)増の29億ユーロであった。アドバイザー収益は、フィー・プールおよび市場シェアの拡大により大幅に増加した。株式発行業務および債券発行業務の収益はいずれも前年並みであった。

2014年度全体の貸出金商品による純収益は12億ユーロで、前年並みであった(2013年度:12億ユーロ)。

その他の商品による純収益は、84百万ユーロの損失であり、2013年度は18百万ユーロの損失であった。その他の商品による純収益は、IFRSのCVAの計算の精緻化に関連した37百万ユーロの利得および126百万ユーロの債務評価調整(DVA)損失(2013年度全体では21百万ユーロの損失)を含んでいた。

信用リスク引当金繰入額に関して、CB&Sは、運送ポートフォリオに関する引当金の減少およびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオにおける引当金の戻入(純額)により、87百万ユーロ(46%)減の103百万ユーロの繰入額(純額)を計上した。

利息以外の費用は、289百万ユーロ（3%）増加した。この増加は、規制上要求される支出、プラットフォーム強化および為替レートの不利な変動によるものであった。これらは、OpExによるコスト削減の取り組みの進展および訴訟費用の減少を上回るものとなった。

税引前利益は、29億ユーロと前年並みであった。これは、収益の堅調な業績および訴訟費用の減少によるものであり、規制関連コストおよび達成費用（CtA）の支出の増加により一部相殺された。



『

個人顧客および中堅企業コーポレート部門

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)        | 2015年度  | 2014年度  | 2013年度  | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|---------------------------------|---------|---------|---------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                                 |         |         |         | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純収益：                            |         |         |         |                           |           |                           |           |
| クレジット商品                         | 3,715   | 3,423   | 3,345   | 292                       | 9         | 78                        | 2         |
| 預金商品                            | 2,696   | 2,975   | 3,009   | -279                      | -9        | -34                       | -1        |
| 支払、カードおよび口座商品                   | 952     | 982     | 1,017   | -30                       | -3        | -35                       | -3        |
| 投資および保険商品                       | 1,392   | 1,305   | 1,220   | 87                        | 7         | 85                        | 7         |
| ポスタルおよび付随的なポスト<br>バンク・サービス      | 247     | 416     | 433     | -169                      | -41       | -17                       | -4        |
| その他の商品                          | -91     | 463     | 371     | -554                      | N/M       | 92                        | 25        |
| 純収益合計                           | 8,911   | 9,565   | 9,395   | -654                      | -7        | 170                       | 2         |
| 信用リスク引当金繰入額                     | 501     | 622     | 719     | -121                      | -20       | -97                       | -13       |
| 給与手当                            | 2,847   | 2,863   | 2,955   | -16                       | -1        | -92                       | -3        |
| 一般管理費                           | 4,664   | 4,880   | 4,329   | -216                      | -4        | 551                       | 13        |
| 保険業務に係る費用                       | 0       | 0       | 0       | 0                         | N/M       | 0                         | N/M       |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損           | 3,603   | 0       | 7       | 3,603                     | N/M       | -7                        | N/M       |
| 再構築費用                           | 587     | 9       | 22      | 578                       | N/M       | -12                       | -57       |
| 利息以外の費用合計                       | 11,700  | 7,753   | 7,312   | 3,948                     | 51        | 440                       | 6         |
| 非支配持分                           | 1       | 1       | 0       | -0                        | -17       | 0                         | 46        |
| 税引前利益(損失)                       | -3,291  | 1,189   | 1,363   | -4,480                    | N/M       | -174                      | -13       |
| 費用収益比率                          | 131%    | 81%     | 78%     | N/M                       | 50ppt     | N/M                       | 3ppt      |
| 資産 <sup>1</sup>                 | 257,121 | 258,381 | 265,360 | -1,260                    | -0        | -6,978                    | -3        |
| リスク・ウェイトド・アセッ<br>ト <sup>2</sup> | 80,016  | 79,571  | 73,001  | 445                       | 1         | 6,570                     | 9         |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>          | 15,099  | 14,853  | 13,976  | 246                       | 2         | 876                       | 6         |
| 税引前平均アクティブ資本利益<br>率             | -22%    | 8%      | 10%     | N/M                       | -30ppt    | N/M                       | -2ppt     |

PBCの業務別内訳<sup>4</sup>

プライベート・アンド・コマー  
シャル・バンキング：

|             |       |       |       |        |     |     |     |
|-------------|-------|-------|-------|--------|-----|-----|-----|
| 純収益         | 3,794 | 3,845 | 3,685 | -51    | -1  | 159 | 4   |
| 信用リスク引当金繰入額 | 53    | 79    | 128   | -26    | -33 | -49 | -38 |
| 利息以外の費用     | 4,514 | 3,520 | 3,234 | 994    | 28  | 287 | 9   |
| 税引前利益       | -774  | 245   | 323   | -1,019 | N/M | -78 | -24 |

アドバイザー・バンキング  
(インターナショナル)：

|             |       |       |       |      |     |     |    |
|-------------|-------|-------|-------|------|-----|-----|----|
| 純収益         | 1,556 | 2,100 | 1,966 | -545 | -26 | 134 | 7  |
| 信用リスク引当金繰入額 | 229   | 272   | 248   | -42  | -16 | 24  | 10 |
| 利息以外の費用     | 1,505 | 1,250 | 1,181 | 255  | 20  | 69  | 6  |
| 税引前利益       | -179  | 579   | 538   | -757 | N/M | 41  | 8  |

ポストバンク：<sup>5</sup>

|     |       |       |       |     |    |      |    |
|-----|-------|-------|-------|-----|----|------|----|
| 純収益 | 3,562 | 3,620 | 3,744 | -58 | -2 | -124 | -3 |
|-----|-------|-------|-------|-----|----|------|----|

|             |        |       |       |        |     |      |     |
|-------------|--------|-------|-------|--------|-----|------|-----|
| 信用リスク引当金繰入額 | 218    | 271   | 343   | -54    | -20 | -71  | -21 |
| 利息以外の費用     | 5,682  | 2,982 | 2,898 | 2,699  | 90  | 85   | 3   |
| 非支配持分       | 1      | 1     | 0     | -0     | -13 | 0    | 69  |
| 税引前利益       | -2,338 | 365   | 502   | -2,704 | N/M | -137 | -27 |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。
- 4 2015年1月1日付けで、PBCはプライベート・アンド・コマーシャル・バンキング業務部門およびアドバイザー・バンキング（インターナショナル）業務部門の内部費用配分を精緻化した。
- 5 ポストバンクAGならびにBHWおよびnorisbankの主要な中核事業活動を含んでいる。

## 追加情報

| 単位：十億ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加（減<br>少） |           | 2013年度から2014<br>年度の増加（減<br>少） |           |
|--------------------------|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
|                          |        |        |        | 金額                            | 比率<br>(%) | 金額                            | 比率<br>(%) |
| 運用資産 <sup>1</sup>        | 288    | 291    | 282    | -3                            | -1        | 9                             | 3         |
| 正味新規資金                   | -4     | 6      | -15    | -10                           | N/M       | 21                            | N/M       |

N/M - 表記するに値しない

- 1 当行は、運用資産を(a)当行が顧客に代わって投資目的で保有する資産および/または(b)当行が運用管理する顧客資産と定義する。当行は、運用資産を一任もしくはアドバイザー・ベースで運用管理するか、または預金として預かる。

## 2015年度

PBCの事業環境は、2015年度も引き続き厳しかった。さらに、PBCの2015年度の業績は3つの重大な悪影響を受けており、その影響額の合計は50億ユーロであった。第1の影響は、ポストバンクの売却に関する現在の予想および所要規制自己資本の増加に関する予想により、28億ユーロのPBCののれん全額および837百万ユーロのポストバンク関連のその他の無形資産（主としてポストバンクの商標権および顧客関連無形資産）の減損を認識したことである。第2の影響は、華夏銀行に対する持分の売却契約後の株価の動きにより、評価効果およびその他の取引関連の影響が生じたことで、その合計は697百万ユーロであった。第3の影響は、主にPBCの本社および支店ネットワークの再構築に関連して、再構築および解雇に関する引当金繰入額670百万ユーロが利息以外の費用に含まれたことである。これらの影響を除けば、PBCの2015年度の業績は安定的なものであった。

PBCの純収益は、2014年度と比較して654百万ユーロ（7%）減少した。これは上記の華夏銀行に対するPBCの持分に関連する評価効果および取引関連の影響による697百万ユーロがその他の商品による収益に対して計上されたことによるものであった。しかしその一方で、その他の商品による収益には、華夏銀行の株価の上昇ならびに投資先の売却取引後に受領した特別配当金による115百万ユーロのプラスの影響も含まれている。2014年度のその他の商品による収益には、非経常利得およびDB Bausparの有価証券売却による利得が含まれていた。預金商品による純収益は2014年度と比較して279百万ユーロ（9%）減少したが、これはヨーロッパにおける低金利環境の継続が主な要因である。ポスタルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、169百万ユーロ（41%）減少したが、これはDeutsche Post DHLとの契約条項を変更したことによるものであり、同じ契約上の変更に関係する費用の減少により一部相殺された。支払、カードおよび口座商品からの純収益は、主にカード手数料に関する規制の強化により、2014年度と比較して30百万ユーロ（3%）減少した。これらの減少は、クレジット商品による収益の増加292百万ユーロ（9%）により一部相殺されている。この増加は、特にモーゲージおよび消費者金融における融資残高の増加ならびにポートフォリオの利鞘が全体的に緩やかに増加したことによるものであり、ポストバンクからの取引先との契約条項を変更できたことによる特定の影響およびプライベート・アンド・コマーシャル・バンキング内の内部資金調達モデルの変更に係る影響もこれに寄与している。投資および保険商品による純収益は87百万ユーロ（7%）増加しており、これは、PBCの全業務部門において投資業務の業績が引き続き高く、市場の勢いを生かしたことを反映している。

信用リスク引当金繰入額は、選択的なポートフォリオの売却による恩恵、PBCの全業務部門におけるPBCの貸出金勘定の質およびドイツにおいて継続している良好な経済環境を反映して、2015年度に121百万ユーロ（20%）減少した。

利息以外の費用は、PBCののれん全額およびポストバンク関連のその他の無形資産に合計36億ユーロの上記の減損が生じた影響を大きく受けて、39億ユーロ増加した。さらに、2015年度には、主にPBCの本社および支店ネットワークの再構築に関連する再構築引当金繰入額587百万ユーロおよび退職金83百万ユーロ、ならびにポストバンクとのITプラットフォームの共同利用に関する戦略的決定に関連するソフトウェアの一部償却額131百万ユーロが含まれている。これに対して2014年度の利息以外の費用

には、ドイツの法律実務の変更により発生した貸出手数料に係る費用400百万ユーロ、ならびに解雇および再構築に関する引当金繰入額156百万ユーロが含まれていた。しかし、2014年度には、ヨーロッパにおける不動産の売却によるプラスの影響も含まれていた。上記の影響の他に、PBCは2015年度においても効率的な施策による削減の増加を引き続き達成したが、これは規制要件に係る費用の増加およびインフレに起因する費用の増加（賃金、年金、賃借料等の増加）により相殺された。

税引前損失は2015年度において33億ユーロであり、これには2015年度における上記費用50億ユーロが含まれていた。これに対して2014年度は税引前利益12億ユーロであり、これは上記の貸出手数料に係る費用400百万ユーロならびに再構築および解雇に関する引当金繰入額156百万ユーロによる影響を受けている。

運用資産は、預金の流出80億ユーロにより、2014年12月31日現在と比較して30億ユーロ減の2,880億ユーロであった。これは30億ユーロの有価証券の流入および10億ユーロの市場評価の上昇により一部相殺された。

## 2014年度

PBCの事業環境は、さらなる金利低下、規制の強化およびドイツ連邦裁判所（Bundesgerichtshof）が2014年5月と10月に下した2つの判決による貸出手数料に係る多額の非経常費用を含む逆風があり、2014年度も引き続き厳しかった。困難な環境にもかかわらず、PBCの収益は、主にドイツにおいて投資および保険商品の顧客取引が好転したことおよび特定のクレジット商品が増加したことを反映して、前年度比で増加した。当期の信用リスク引当金繰入額も、貸出金ポートフォリオの質を反映して改善した。

PBCの報告された年度全体の業績は、上記の貸出手数料の払戻し400百万ユーロの影響により、2013年度を下回った。

PBCの純収益は、2013年度と比較して170百万ユーロ（2%）増加した。投資および保険商品の収益は、主に有価証券において純資産が流入および取引量が増加したことを反映して、85百万ユーロ（7%）増加した。クレジット商品の収益は、特にドイツのモーゲージにおける融資残高の増加により、78百万ユーロ（2%）増加した。その他の商品の純収益は、92百万ユーロ（25%）増加した。この増加は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・バンキングにおいて、過去の会計期間に完了した事業の売却に関連した利得が事後的に発生したこと、DB Bausparの有価証券売却による利得、および華夏銀行に対する持分投資の業績が伸びたことの影響を反映したものであった。これは、ポストバンクの営業関連以外の活動からの収益の減少と一部相殺された。なお2013年度は、ポストバンクの貸倒引当金の一部戻入によるプラスの影響を受けていた。当該引当金はポストバンク統合前に引き当てられたものであるため、その他の商品の収益に計上された。支払、カードおよび口座からの純収益は、主に支払およびカード手数料に関する規制要件の変更により、35百万ユーロ（3%）減少した。預金の純収益は、ヨーロッパにおける引き続き厳しい金利環境および主にポストバンクにおけるレバレッジ解消により、34百万ユーロ（1%）減少した。ポータルおよび付随的なポストバンク・サービスの純収益は、過去にその他の収益に計上された特定の商品に関連する費用を報告するための分類が変更になったことにより、17百万ユーロ（4%）減少した。

信用リスク引当金繰入額は、ドイツにおける有利な環境の恩恵を受け、前年度から97百万ユーロ（13%）減少した。前年度においては、その他の利息収益にさらに86百万ユーロが貸方計上された。これは、ポストバンクの貸倒引当金の一部が戻入れられたこと、および当行グループが最初に連結した時に公正価値で計上したポストバンクの貸出金の信用の質が改善したことを表していた。

利息以外の費用は、2013年度から440百万ユーロ（6%）増加した。2014年度は、最近ドイツで下された法的判決による上記の変更を受けた貸出手数料に関連する400百万ユーロの費用が大きく影響した。さらに、主に規制要件により生じたインフラストラクチャー費用の増加によって費用が増加した。2014年度において、ヨーロッパにおける不動産の売却利得によりこれらの費用の増加は一部相殺された。また、2013年度の利息以外の費用は、華夏銀行とのクレジットカード事業での提携に関する引当金の戻入れに関連する同程度の規模の項目を含んでいた。当行のOpExおよびポストバンクの統合プログラムに関する費用は、これらのプログラムの進展に伴い42百万ユーロ（8%）減少した。また、PBCはOpExプログラムに基づく効率的な施策の導入により引き続き削減の増加を達成した。

税引前利益は、主に上記の貸出手数料に係る費用により、2013年度と比較して174百万ユーロ（13%）減少した。

運用資産は、60億ユーロの正味流入（主に有価証券）およびさらなる市場評価の上昇により、2013年12月31日現在と比較して90億ユーロ増加した。

□

## グローバル・トランザクション・バンキング・コーポレート部門

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加（減<br>少） |           | 2013年度から2014<br>年度の増加（減<br>少） |           |
|--------------------------|--------|--------|--------|-------------------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
|                          |        |        |        | 金額                            | 比率<br>(%) | 金額                            | 比率<br>(%) |
| 純収益：                     |        |        |        |                               |           |                               |           |

|  |        |         |        |        |       |       |       |
|--|--------|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| トレード・ファイナンスおよび<br>キャッシュ・マネジメント・<br>コーポレート    | 2,750  | 2,537   | 2,547  | 213    | 8     | -10   | -0    |
| インスティテューショナル・<br>キャッシュ・アンド・セキュリ<br>ティーズ・サービス | 1,870  | 1,587   | 1,481  | 284    | 18    | 106   | 7     |
| その他の商品                                       | -4     | -5      | -2     | 1      | -20   | -2    | 91    |
| 純収益合計  | 4,616  | 4,119   | 4,025  | 497    | 12    | 94    | 2     |
| 信用リスク引当金繰入額                                  | 127    | 156     | 315    | -29    | -18   | -159  | -50   |
| 給与手当   | 679    | 634     | 614    | 45     | 7     | 20    | 3     |
| 一般管理費  | 2,368  | 2,166   | 1,932  | 201    | 9     | 235   | 12    |
| 保険業務に係る費用                                    | 0      | 0       | 0      | 0      | N/M   | 0     | N/M   |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損                        | 0      | 0       | 57     | 0      | N/M   | -57   | N/M   |
| 再構築費用  | 3      | 10      | 54     | -7     | -68   | -44   | -81   |
| 利息以外の費用合計                                    | 3,050  | 2,811   | 2,657  | 239    | 9     | 154   | 6     |
| 非支配持分  | 0      | 0       | 0      | 0      | N/M   | 0     | N/M   |
| 税引前利益（損失）                                    | 1,439  | 1,152   | 1,053  | 287    | 25    | 99    | 9     |
| 費用収益比率                                       | 66%    | 68%     | 66%    | N/M    | -2ppt | N/M   | 2ppt  |
| 資産 <sup>1</sup>                              | 99,953 | 106,252 | 97,240 | -6,299 | -6    | 9,012 | 9     |
| リスク・ウェイトド・アセッ<br>ト <sup>2</sup>              | 52,062 | 43,265  | 36,811 | 8,797  | 20    | 6,454 | 18    |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>                       | 7,607  | 6,033   | 5,136  | 1,574  | 26    | 897   | 17    |
| 税引前平均アクティブ資本利益<br>率                          | 19%    | 19%     | 21%    | N/M    | -0ppt | N/M   | -1ppt |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

2015年度においても、厳しい市況は継続しており、低金利が続き、地政学的リスクはさらに高まった。事業環境は引き続き非常に厳しく、特定のGTB市場において市場ボラティリティが上昇したことによる影響を受けた。この環境にもかかわらず、GTBは税引前利益を大幅に増加させることができた。これは、2015年度における為替レートの変動が外貨建ての活動からの収益に有利な影響を及ぼしたためであるが、利息以外の費用は不利な影響を受けた。

全地域において収益が増加しており、純収益が497百万ユーロ（12%）増加した。トレード・ファイナンスにおいては、特にストラクチャー商品およびフロー・トレード・ビジネスによる恩恵を受けた。法人向けキャッシュ・マネジメントの収益は、為替レートの変動および取引高の増加に支えられた。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、好調な事業活動および取引高の増加により増加した。2014年度にはregistrar services GmbHの売却による利得が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、主にオランダにおける商業銀行業務に関連する貸倒引当金繰入額が減少したことにより、29百万ユーロ（18%）減少した。

利息以外の費用は、為替レートの変動、訴訟引当金の増加および規制要件関連費用の増加による影響を受けて、239百万ユーロ（9%）増加した。計画通りに2015年度に完了したOpExプログラムに主に関連する達成費用は、前年度が97百万ユーロであったのに対し、62百万ユーロであった。

このため、GTBは、2001年度に部門が設立されて以来最高額の税引前利益を計上した。287百万ユーロ（25%）の増加は、主に収益の大幅な増加および信用リスク引当金繰入額の減少によるものである。

## 2014年度

2014年度の純収益および税引前利益は、すでに低下した金利のさらなる引き下げ、地政学的リスクが高まったことおよび厳しい事業環境を反映し、厳しい市場環境が続いたにもかかわらず、堅調に推移した。2014年度および2013年度の利息以外の費

用は特定項目の影響を受けた。2013年度の業績が、オランダにおける商業銀行業務の再建のための費用の増加および無形資産の減損を含んでいたのに対して、2014年度は訴訟関連費用を含んでいた。

純収益は、2014年度のregistrar services GmbHの売却および2013年度のDeutsche Card Servicesの売却による利得を含め、94百万ユーロ（2%）増加した。トレード・ファイナンスにおいては、特にアジア太平洋およびヨーロッパでの堅調な取引高の増加および安定した利鞘により、収益が増加したが、法人顧客向けキャッシュ・マネジメントの収益は、継続する低金利環境による圧力を引き続き受けた。インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービスの収益は、取引高の増加により全地域において増加した。

信用リスク引当金繰入額は、主に、2013年度に発生したトレード・ファイナンスにおける単独の顧客に係る信用事象が発生しなかったことにより、159百万ユーロ（50%）減少した。

利息以外の費用は、154百万ユーロ（6%）増加した。上記のように、2014年度には訴訟関連費用が含まれていたが、前年度は戦略的イニシアチブの実施に関連した費用の増加の影響を受けた。これには、オランダにおける再建のためのOpExプログラムに関連した達成費用の増加および無形資産の減損が含まれていた。これらの項目を除くと、利息以外の費用は、収益に関連する費用の増加および規制要件を遵守するための費用の増加により増加した。さらに、事業成長を可能にするための投資が費用増加の一因となった。

税引前利益は、主に2013年度に発生した単独の顧客に係る信用事象を受けて信用リスク引当金繰入額が減少したことおよび収益が増加したことにより、99百万ユーロ（9%）増加した。これは、コスト・ベースの増加により一部相殺された。

F

## ドイチェ・アセット&amp;ウェルス・マネジメント・コーポレート部門

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)          | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|-----------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                                   |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純収益：                              |        |        |        |                           |           |                           |           |
| 運用フィーおよびその他の経常<br>収益              | 3,083  | 2,551  | 2,380  | 532                       | 21        | 171                       | 7         |
| 業績および取引フィーならびに<br>その他の非経常収益       | 777    | 826    | 924    | -50                       | -6        | -97                       | -11       |
| 純利息収益                             | 745    | 607    | 560    | 138                       | 23        | 47                        | 8         |
| その他の商品による収益                       | 546    | 429    | 360    | 116                       | 27        | 69                        | 19        |
| Abbey Lifeの保険契約のポジ<br>ションに係る時価の変動 | 258    | 291    | 494    | -34                       | -12       | -202                      | -41       |
| 純収益合計                             | 5,408  | 4,704  | 4,718  | 705                       | 15        | -14                       | -0        |
| 信用リスク引当金繰入額                       | 9      | -7     | 23     | 16                        | N/M       | -30                       | N/M       |
| 給与手当                              | 1,605  | 1,398  | 1,291  | 206                       | 15        | 107                       | 8         |
| 一般管理費                             | 2,286  | 2,090  | 1,997  | 197                       | 9         | 93                        | 5         |
| 保険業務に係る費用                         | 256    | 289    | 460    | -32                       | -11       | -172                      | -37       |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損             | 6      | -83    | 14     | 89                        | N/M       | -97                       | N/M       |
| 再構築費用                             | -4     | -3     | 170    | -0                        | 13        | -173                      | N/M       |
| 利息以外の費用合計                         | 4,149  | 3,691  | 3,932  | 459                       | 12        | -241                      | -6        |
| 非支配持分                             | -0     | 4      | 1      | -4                        | N/M       | 2                         | N/M       |
| 税引前利益(損失)                         | 1,250  | 1,016  | 762    | 234                       | 23        | 254                       | 33        |
| 費用収益比率                            | 77%    | 78%    | 83%    | N/M                       | -2ppt     | N/M                       | -5ppt     |
| 資産 <sup>1</sup>                   | 89,001 | 81,132 | 72,613 | 7,869                     | 10        | 8,519                     | 12        |
| リスク・ウェイトド・アセッ<br>ト <sup>2</sup>   | 23,795 | 16,597 | 12,553 | 7,198                     | 43        | 4,045                     | 32        |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>            | 8,023  | 6,532  | 5,864  | 1,492                     | 23        | 667                       | 11        |
| 税引前平均アクティブ資本利益<br>率               | 16%    | 16%    | 13%    | N/M                       | 0ppt      | N/M                       | 3ppt      |

N/M - 表記するに値しない

- セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

2015年度にも、Deutsche AWMは、すべての商品および地域において成長を続けており、前年度と比較した市場水準の上昇、正味新規資金の増加、それに伴う運用資産の増加、および為替レートの有利な変動による恩恵を受けて、経常収益の増加傾向が高まった。業績は、規制に係る費用の増加および預金収益の利鞘を悪化させる低金利環境の継続の影響を引き続き受けた。

2015年度全体の純収益は、705百万ユーロ(15%)増の54億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、正味流入、平均市場水準の上昇および為替レートの有利な変動に起因する平均運用資産の増加により、532百万ユーロ(21%)増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、EMEA地域におけるオルタナティブ商品からの業績フィーの減少、ならびにEMEAおよびAPAC地域全体におけるオルタナティブ商品の取引量の減少に伴うウェルス・マネジメントからの取引収益の減少により、50百万ユーロ(6%)減少した。純利息収益は、為替レートの有利な変動、資金調達費用の減少および融資残高の増加により、138百万ユーロ(23%)増加した。その他の商品による収益は、116百万ユーロ(27%)増加した。これは主にオルタナティブ商品からの収益の増加によるものであったが、この増加はアクティブ商品におけるHETAエクスポージャーに係る86百万ユーロの評価減により一部相殺された。Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、34百万ユーロ(12%)減少したが、大部分は利息以外の費用において相殺された。

信用リスク引当金繰入額は引き続き極めて低い水準を維持したが、前年度には、米国の償却されたエクスポージャーに係る回収が含まれていた。

利息以外の費用は、459百万ユーロ（12%）増加した。これは主に為替レートの不利な変動、Scudderに関する無形資産の評価減の戻入が前年度にはあったこと、運用資産に係る費用の増加および報酬費用の増加によるものであるが、OpExに関連する費用の減少および保険業に係る費用の減少により一部相殺された。

税引前利益は、上記の純収益の増加により234百万ユーロ（23%）増加し、2015年度には12.5億ユーロであった。

2015年12月31日現在のDeutsche AWMの運用資産は1.1兆ユーロであり、750億ユーロ（7%）増加した。これは主に、為替の変動による530億ユーロ、流入による240億ユーロおよび相場上昇による40億ユーロによるものであったが、処分およびその他の変動による50億ユーロに一部相殺された。

以下の表は2015年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

| 単位：十億ユーロ        | WMアドバ<br>イザリー | オルタナ<br>ティブ | キャッシュ<br>エクイティ | 債券  | マルチ・ア<br>セット | 運用資産<br>合計 |
|-----------------|---------------|-------------|----------------|-----|--------------|------------|
| 2014年12月31日現在残高 | 263           | 97          | 73             | 162 | 315          | 1,039      |
| 流入              | 54            | 18          | 11             | 85  | 95           | 301        |
| 流出              | -49           | -22         | -12            | -60 | -109         | -278       |
| 正味流入            | 4             | -4          | -1             | 25  | -15          | 24         |
| 為替の影響           | 13            | 5           | 5              | 7   | 19           | 53         |
| 市場の動き           | -2            | -1          | 2              | 6   | -2           | 4          |
| その他             | 0             | -4          | -1             | -1  | 2            | -5         |
| 2015年12月31日現在残高 | 279           | 93          | 77             | 199 | 319          | 1,114      |
| 平均手数料率（bps）     | 43            | 52          | 7              | 49  | 14           | 48         |

#### 2014年度

2014年度において、Deutsche AWMは運用資産の増加から恩恵を受けた。これは、市場水準の上昇、正味新規資金の増加、および為替レートの有利な変動によるものであり、これらの要因により経常収益の増加傾向が高まった。業績は、規制に係る費用の増加および預金収益の利鞘を悪化させる低金利環境の継続の影響を引き続き受けた。純収益は、Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動により減少し、利息以外の費用の中の保険業務に係る費用の減少と相殺されたが、全体として減少した。

Deutsche AWMの2014年度全体の純収益は、14百万ユーロ減の47億ユーロであった。

運用フィーおよびその他の経常収益は、顧客からの正味新規資金の増加、為替レートの有利な変動および相場上昇に起因する平均運用資産の増加により、171百万ユーロ（7%）増加した。業績および取引フィーならびにその他の非経常収益は、資産運用における業績フィーの減少、ならびに個人顧客向けの債券および外国為替商品からの取引収益の減少により、97百万ユーロ（11%）減少した。純利息収益は、融資残高の増加、前期の利息の戻入および貸出の利鞘の改善により、47百万ユーロ（8%）増加した。その他の商品による収益は、69百万ユーロ（19%）増加した。これは、オルタナティブからの収益の増加が一因であったが、この増加は長期金利の低下の影響を受けた保証の公正価値の不利な変動により一部相殺された。Abbey Lifeの保険加入者のポジションに係る時価評価の変動は、202百万ユーロ（41%）減少したが、大部分は利息以外の費用において相殺された。

信用リスク引当金繰入額は、主に特定の顧客への貸出金に対する引当金繰入額が減少したことおよび2014年度に過去の繰入額を戻入れたことにより30百万ユーロ減少した。

利息以外の費用は、主に保険給付の減少、Scudderに関する無形資産の評価減の戻入、OpExプログラムに関連する達成費用の減少および継続的なOpExプログラムの施策によるプラスの影響ならびに訴訟費用の減少により、241百万ユーロ（6%）減少した。この減少は、戦略的人材採用、報酬についての規制要件の遵守および年金変更に伴う一時的な影響と一部相殺された。

2014年度の税引前利益は10億ユーロであり、2013年度と比較して254百万ユーロ増加した。収益はわずかに低下したが、信用リスク引当金繰入額および利息以外の費用がそれ以上に減少した。

2014年12月31日現在のDeutsche AWMの運用資産は1.0兆ユーロであり、1,160億ユーロ（13%）増加した。これは主に、為替の変動による500億ユーロ、相場上昇による430億ユーロおよび流入による400億ユーロによるものであった。

以下の表は2014年度における商品タイプ別の運用資産の増減およびそれぞれの平均手数料率を示している。

| 単位：十億ユーロ | WMアドバ<br>イザリー | オルタナ<br>ティブ | キャッシュ<br>エクイティ | 債券 | マルチ・ア<br>セット | 運用資産<br>合計 |
|----------|---------------|-------------|----------------|----|--------------|------------|
|----------|---------------|-------------|----------------|----|--------------|------------|

|                 |     |     |    |     |     |     |       |
|-----------------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-------|
| 2013年12月31日現在残高 | 231 | 79  | 63 | 145 | 294 | 111 | 923   |
| 流入              | 55  | 26  | 11 | 50  | 102 | 34  | 278   |
| 流出              | -45 | -18 | -7 | -48 | -96 | -23 | -238  |
| 正味流入            | 10  | 9   | 4  | 2   | 6   | 11  | 40    |
| 為替の影響           | 15  | 4   | 5  | 6   | 17  | 3   | 50    |
| 市場の動き           | 5   | 5   | 2  | 10  | 14  | 7   | 43    |
| その他             | 2   | -0  | 0  | -0  | -16 | -3  | -18   |
| 2014年12月31日現在残高 | 263 | 97  | 73 | 163 | 314 | 130 | 1,039 |
| 平均手数料率 (bps)    | 42  | 56  | 8  | 50  | 16  | 49  |       |



F

## 非中核事業部門・コーポレート部門

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)              | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|---------------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                                       |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純収益                                   | 401    | 172    | 896    | 229                       | 133       | -724                      | -81       |
| このうち：                                 |        |        |        |                           |           |                           |           |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益 | -631   | -612   | 176    | -19                       | 3         | -788                      | N/M       |
| 信用リスク引当金繰入額                           | 54     | 259    | 818    | -206                      | -79       | -559                      | -68       |
| 給与手当                                  | 94     | 107    | 234    | -13                       | -12       | -128                      | -54       |
| 一般管理費                                 | 2,986  | 2,508  | 3,299  | 478                       | 19        | -791                      | -24       |
| 保険業務に係る費用                             | 0      | 0      | 0      | 0                         | N/M       | 0                         | N/M       |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                     | 0      | 194    | 0      | -194                      | N/M       | 194                       | N/M       |
| 再構築費用                                 | -1     | 4      | 25     | -6                        | N/M       | -20                       | -83       |
| 利息以外の費用合計                             | 3,079  | 2,813  | 3,558  | 265                       | 9         | -745                      | -21       |
| 非支配持分                                 | 1      | -2     | -3     | 3                         | N/M       | 1                         | -24       |
| 税引前利益(損失)                             | -2,732 | -2,899 | -3,478 | 167                       | -6        | 579                       | -17       |
| 費用収益比率                                | N/M    | N/M    | N/M    | N/M                       | N/M       | N/M                       | N/M       |
| 資産 <sup>1</sup>                       | 27,172 | 38,853 | 63,810 | -11,681                   | -30       | -24,957                   | -39       |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup>           | 34,463 | 58,524 | 52,443 | -24,062                   | -41       | 6,081                     | 12        |
| 平均アクティブ資本 <sup>3</sup>                | 6,674  | 7,762  | 10,296 | -1,088                    | -14       | -2,535                    | -25       |
| 税引前平均アクティブ資本利益率                       | -41%   | -37%   | -34%   | N/M                       | -4ppt     | N/M                       | -4ppt     |

N/M - 表記するに値しない

- 1 セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間取引残高が含まれていない。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、2013年12月31日まではパーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。
- 3 平均アクティブ資本の各部門への配分方法については、連結財務諸表に対する注記4「事業セグメントおよび関連情報」を参照のこと。

## 2015年度

2015年度に、NCOUは引き続きリスク圧縮戦略を実施しており、資本拠出およびレバレッジ解消の取り組みに特に重点を置いた。リスク圧縮活動には、Maher Prince Rupertおよび従前の銀行資産からの様々なエクスポージャーの売却が含まれていた。IBITプロファイルは全体的に改善したが、特に訴訟関連引当金に関連した利息以外の費用の増加による影響を受けた。2015年度における資産のリスク圧縮により、純利得415百万ユーロが生じた。

純収益は、229百万ユーロ(133%)増加しており、これは主に特定の訴訟により回収した219百万ユーロおよびMaher Prince Rupert売却益195百万ユーロを含む特定の影響によるものであった。The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却に伴うポートフォリオ収益の減少は、評価調整の減少および時価評価の影響により一部相殺された。2014年度の純収益には、Maher Terminalsの債券による資金調達に関連した314百万ユーロの時価評価損、および米国の電力セクターにおける取引商品に対する当行のエクスポージャーによるスペシャル・コモディティーズ・グループに関連した151百万ユーロの損失が含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2014年度と比較して206百万ユーロ(79%)減少した。この減少は、主にIAS第39号に基づき分類変更された資産の信用損失が減少したことによるものであり、これには不動産エクスポージャーに関連する戻入も含まれていた。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の増加により、265百万ユーロ(9%)増加した。訴訟費用を除いた利息以外の費用は、The Cosmopolitan of Las Vegasを含む資産の売却、およびMaher Terminalsに関連して前年度には減損が計上されたことにより、前年度比40%減少した。

税引前損失は、2014年度と比較して167百万ユーロ改善し27億ユーロであった。収益の増加および信用損失の減少が収益を押し上げる一方で、訴訟関連の利息以外の費用が増加した。

## 2014年度

2014年度におけるNCOUのリスク圧縮活動は、特に旧コーポレート・インベストメンツ部門が以前保有していた事業用資産の売却に重点を置いた。BHF-BANKおよびThe Cosmopolitan of Las Vegasを含む売却を2014年度に完了した。これらに追加して、モノライン・ポートフォリオ内の一部のクレジット・デリバティブのプロテクションをその参照債券の売却と共に期限前解約して、信用相関ポートフォリオからのCRD 4エクスポージャーを大幅に削減するなど、さらに従前の銀行資産が縮小された。2014年度における資産のリスク圧縮により、純利得181百万ユーロが生じた。

NCOUの当報告期間における純収益は、724百万ユーロ（81%）減の172百万ユーロであった。これは、ポートフォリオの収益水準が資産削減の達成に伴い低下したことおよび資産圧縮に係る利得の減少を反映したものであり、当期間における評価調整の減少により一部相殺された。2014年度の特定期間には、Maher Terminalsの債券による資金調達の再編に関連したスワップ取引に係る累積の時価評価損が、その他の包括利益からその他の収益に組替えられたことによる314百万ユーロの損失および米国の電力セクターにおける取引商品に対する当行のエクスポージャーに関連したスペシャル・コモディティーズ・グループの151百万ユーロの損失が含まれていた。2013年度の純収益には、BHF-BANKの売却に関連した損失183百万ユーロ、調達評価調整（FVA）の初回適用によるマイナスの影響171百万ユーロおよびモーゲージの買戻費用122百万ユーロが含まれていた。

信用リスク引当金繰入額は、2013年度と比較して559百万ユーロ（68%）減少した。これは、IAS第39号に基づき分類変更された資産および商業用不動産に対する信用リスク引当金繰入額の減少によるものであった。

利息以外の費用は、主に訴訟関連費用の減少により、2013年度と比較して745百万ユーロ（21%）減少した。また、直接費は、2014年度におけるBHF-BANKの売却およびその他のリスク圧縮手法により、327百万ユーロ（21%）減少した。これは、2014年度においてMaher Terminalsに対する投資に関して計上された特定の減損損失194百万ユーロにより相殺された。

税引前損失は、前年度と比較して579百万ユーロ改善し29億ユーロであった。収益および信用損失が、リスク圧縮の進展を反映して減少する一方で、利息以外の費用も減少したが、特定期間の時期および性質の影響を引き続き受けた。

F

## 連結および調整

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)        | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2014年度から2015<br>年度の増加(減少) |           | 2013年度から2014<br>年度の増加(減少) |           |
|---------------------------------|--------|--------|--------|---------------------------|-----------|---------------------------|-----------|
|                                 |        |        |        | 金額                        | 比率<br>(%) | 金額                        | 比率<br>(%) |
| 純収益 <sup>1</sup>                | -30    | -240   | -519   | 210                       | -87       | 279                       | -54       |
| 信用リスク引当金繰入額                     | 1      | 1      | 0      | 0                         | 18        | 0                         | 38        |
| 給与手当                            | 4,329  | 3,798  | 3,644  | 531                       | 14        | 154                       | 4         |
| 一般管理費                           | -3,604 | -3,759 | -3,013 | 155                       | -4        | -746                      | 25        |
| 保険業務に係る費用                       | 0      | 0      | 0      | 0                         | N/M       | 0                         | N/M       |
| のれんおよびその他の無形資産<br>の減損           | 0      | 0      | 0      | 0                         | N/M       | 0                         | N/M       |
| 再構築費用                           | 0      | -0     | 0      | 0                         | N/M       | -0                        | N/M       |
| 利息以外の費用合計                       | 724    | 39     | 631    | 686                       | N/M       | -593                      | -94       |
| 非支配持分                           | -27    | -28    | -15    | 1                         | -4        | -13                       | 82        |
| 税引前利益(損失)                       | -729   | -251   | -1,136 | -478                      | 190       | 884                       | -78       |
| 資産 <sup>2</sup>                 | 10,880 | 10,474 | 10,371 | 407                       | 4         | 102                       | 1         |
| リスク・ウェイトド・アセッ<br>ト <sup>3</sup> | 11,283 | 20,437 | 10,832 | -9,154                    | -45       | 9,606                     | 89        |
| 平均アクティブ資本 <sup>4</sup>          | 7      | 0      | 0      | 7                         | N/M       | 0                         | N/M       |

N/M - 表記するに値しない

- 純利息収益および利息以外の収益。
- C&Aの資産には、繰延税金資産や部門横断的な清算勘定といった、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されている。
- リスク・ウェイトド・アセットは、2013年12月31日まではバーゼル2.5に、2014年1月1日以降はCRR/CRD 4の完全適用に基づいている。C&Aのリスク・ウェイトド・アセットには、事業セグメントの管理責任範囲外の全社的資産が反映されており、その主な内容は、当行グループの年金制度に関連する全社的資産である。2013年度のリスク・ウェイトド・アセットの減少は、主に当行の年金資産に関するリスク圧縮の取り組みによるものであった。
- C&Aに割り当てられた平均アクティブ資本は、注記4「事業セグメントおよび関連情報」に記載の通り、各セグメントに配分されなかった資本の残額を反映している。

## 2015年度

2015年度のC&Aの純収益マイナス30百万ユーロには、当行のクレジット・スプレッドの縮小、ユーロ/米ドル間のベースス・スプレッドの縮小および公正価値で計上される債務の評価手法の変更による影響を受けて生じた146百万ユーロの評価および期間差異によるマイナスの影響が含まれている。また収益には、ポストバンクのスクイズアウトによるマイナス130百万ユーロが含まれていた。このマイナスの影響は、内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAからの利益72百万ユーロに一部相殺されている。

利息以外の費用は724百万ユーロであり、主に管理部門に関連する訴訟費用358百万ユーロおよびポストバンクの非連結に関連する不動産譲渡税を含む費用68百万ユーロによるものであった。また利息以外の費用には、54百万ユーロの報酬関連費用引当金繰入額も含まれていた。

税引前損失は、2014年度には損失251百万ユーロであったのに対し、2015年度は729百万ユーロであった。これは主に、管理部門に関連する訴訟費用によるものであった。

## 2014年度

2014年度のC&Aの純収益マイナス240百万ユーロには、ユーロ/米ドル間のベースス・スプレッドのボラティリティの減少および当行の信用スプレッドの影響の低下を受けて、2013年度のマイナス249百万ユーロからマイナス172百万ユーロになった評価および期間差異による影響が含まれている。また収益には、内部の無担保デリバティブ取引に対するFVAからの損失66百万ユーロが含まれていた。

利息以外の費用は、前年度と比較して94%減の39百万ユーロであった。これは、主に2013年度において非経常の多額の訴訟費用528百万ユーロが発生したことによるものであった。

税引前損失は、2013年度には損失11億ユーロであったのに対し、251百万ユーロであった。これは主に、上記の大規模な訴訟項目が発生しなかったことによるものであった。

## 財政状態

| 単位：百万ユーロ                         | 2015年12月31日<br>現在 | 2014年12月31日<br>現在 | 2014年度から2015年度の増加（減少） |       |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|-------|
|                                  |                   |                   | 金額                    | 比率（％） |
| 現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>        | 96,940            | 74,482            | 22,458                | 30    |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） <sup>1</sup>  | 12,842            | 9,090             | 3,752                 | 41    |
| 中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券 | 56,013            | 43,630            | 12,383                | 28    |
| トレーディング資産                        | 196,035           | 195,681           | 354                   | 0     |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                | 515,594           | 629,958           | -114,364              | -18   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産   | 109,253           | 117,285           | -8,033                | -7    |
| このうち：売戻条件付買入有価証券                 | 51,073            | 60,473            | -9,400                | -16   |
| このうち：借入有価証券                      | 21,489            | 20,404            | 1,085                 | 5     |
| 貸出金                              | 427,749           | 405,612           | 22,137                | 5     |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債権            | 94,939            | 115,054           | -20,115               | -17   |
| その他の資産                           | 119,765           | 117,911           | 1,854                 | 2     |
| 資産合計                             | 1,629,130         | 1,708,703         | -79,573               | -5    |
| 預金                               | 566,974           | 532,931           | 34,043                | 6     |
| 中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券 | 13,073            | 13,226            | -153                  | -1    |
| トレーディング負債                        | 52,304            | 41,843            | 10,461                | 25    |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価               | 494,076           | 610,202           | -116,126              | -19   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債   | 44,852            | 37,131            | 7,721                 | 21    |
| このうち：買戻条件付売却有価証券                 | 31,637            | 21,053            | 10,585                | 50    |
| このうち：貸付有価証券                      | 554               | 1,189             | -635                  | -53   |
| その他の短期借入金                        | 28,010            | 42,931            | -14,921               | -35   |
| 長期債務                             | 160,016           | 144,837           | 15,179                | 10    |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債務            | 134,637           | 143,210           | -8,574                | -6    |
| その他の負債                           | 67,564            | 69,170            | -1,605                | -2    |
| 負債合計                             | 1,561,506         | 1,635,481         | -73,975               | -5    |
| 資本合計                             | 67,624            | 73,223            | -5,599                | -8    |

1 2015年度において比較数値が修正再表示されている。詳細は注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。

## 資産の変動

資産合計は2014年12月31日現在と比較して800億ユーロ（5%）減少した。この変動には、当期においてユーロが他のすべての主要通貨に対して下落したことを主因とした為替レートの変動による860億ユーロの増加が含まれており、このうち710億ユーロは、米ドルのユーロに対する大幅な高騰に関連していた。為替レートの変動によるこれらの影響は、本項に記載している貸借対照表勘定科目の変動にも反映されている。期末におけるユーロの為替レートに変動がないと仮定した場合、当期の貸借対照表計上額は1,650億ユーロ低くなっていたであろう。

当期の正味減少額の主な要因は、デリバティブ金融商品のプラスの時価が1,140億ユーロ減少したことであった（為替レートの変動を除外すると1,420億ユーロ）。特に金利商品に関して、この減少は、主にスワップ・スプレッドの拡大等の市場の変動、ならびに当行がレバレッジ解消プログラムに重点を置いたことに関係している。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権は、主にトレーディング活動が期末に向けて減少したことに伴い未決済残高による債権が記録的な低水準にまで減少したことにより、200億ユーロ減少した。

当行の財務報告を規制上の報告要件に合わせるために、「現金および銀行預け金」の表示を変更し、「現金および中央銀行預け金」と「インターバンク預け金」を別個に報告するようにした。過去の期間の内訳は、これに従って修正再表示されている。詳細は注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。2015年度に、現金および中央銀行預け金は、主に厳選した管轄区域の中央銀行に対する預け金が増加したことにより、220億ユーロ増加した。この増加は、当行のグループ全体の流動性ストレス・テストのポジションを引き上げており、これにより当行は、EU流動性カバレッジ比率の導入後の、特定のEU内企業に対する各国の流動性要件を満たすことができている。

貸出金は220億ユーロ増加しており、増加額の半分以上が為替レートの変動に関係している。CB&Sストラクチャード・ファイナンス、Deutsche AWMおよびPBCにおいてエクスポージャーが増加したが、NCOUにおける管理された減少により一部相殺されている。

売却可能金融資産（その他の資産の一部として報告された）は、主に当行グループの戦略的な流動性準備金における流動性の高い有価証券の増加により、90億ユーロ増加した。この増加は、当行の進行中の流動性準備金の最適化の結果である。

## 負債の変動

2015年12月31日現在の負債合計は、2014年度末と比較して740億ユーロ（5%）減少した。資産合計と同様に、当期の為替レートの変動が大きな相殺効果を及ぼしており、これは既に本項に記載の負債の全体としての変動に組み込まれている。

デリバティブ金融商品のマイナスの時価およびブローカー業務および有価証券に関連する債務は、それぞれ1,160億ユーロ（為替レートの変動を除外すると1,430億ユーロ）および90億ユーロ減少した。これは主に、前述のデリバティブ金融商品のプラスの時価ならびにブローカー業務および有価証券に関連する債権の変動と同じ要因によるものである。

その他の短期借入金は、主に資金調達ピークルを通じた当行の資金調達の減少およびGTBにおける減少（やや規模は小さい）により、150億ユーロ減少した。

この減少は、以下の変動により一部相殺されている。

預金は、主にトランザクション・バンキングを通じた資金調達（主に決済による当座預金の増加に関係している）、ならびにリテールおよび無担保ホールセール資金調達において、340億ユーロ増加した。増加額のほぼ半分が為替レートの変動に関係していた。

長期債務は、主に当期における資金調達が満期到来の債務額を上回ったこと、および為替レートの変動により、150億ユーロ増加した。

トレーディング負債は100億ユーロ増加した。増加額の半分超が、主にプライム・ファイナンス業務における持分証券に関係しており、残りは負債証券に関係している。

償却原価および公正価値の両方に基づき評価されている、中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券は、主に流動性の高い保有資産に関する担保付資金調達の増加による影響を受けて、合計100億ユーロ増加した。

## 流動性

2015年12月31日現在の流動性準備金は、合計2,150億ユーロ（2014年12月31日現在：1,840億ユーロ）であった。当行は2015年12月31日現在のストレス下（複合的シナリオに基づく）での正の流動性ポジションを維持した。

## 資本

2015年12月31日現在の資本合計は、56億ユーロ減少した。この減少に寄与した主な要因には、ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純損失68億ユーロ、ドイツ銀行株主に支払われた現金配当10億ユーロ、主にヨーロッパの発行体の負債証券の市場価格の低下により生じた売却可能金融資産に係る未実現純損失291百万ユーロ、ならびにその他の資本構成要素に支払われたクーポン228百万ユーロ（税引後）があった。これらは、為替レートの変動（特に米ドル）によるプラスの影響20億ユーロによって一部相殺された。

## 規制自己資本

当行のCRR/CRD 4に従ったCET 1資本は、2014年12月31日現在では601億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在では524億ユーロであった。主にCET 1資本の減少に起因して、2015年12月31日現在のCRR/CRD 4によるCET 1資本比率は、2014年12月31日現在の15.2%から13.2%に低下した。CRR/CRD 4に従ったリスク・ウェイトド・アセットは、2014年12月31日現在では3,966億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在では3,974億ユーロと僅かに変動した。

2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は441億ユーロで、CRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本比率は11.1%であり、これに対応する2014年度の数値は461億ユーロおよび11.7%であった。CRR/CRD 4の完全適用によるRWAは、2014年12月31日現在では3,940億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在では3,967億ユーロであった。増減の詳細は「取締役会報告書：リスクおよびキャピタル・パフォーマンス：資本およびレバレッジ比率」を参照のこと。

#### IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2015年12月31日および2014年12月31日現在、分類変更された資産の帳簿価額はそれぞれ44億ユーロおよび74億ユーロであり、2015年12月31日および2014年12月31日現在の公正価値はそれぞれ43億ユーロおよび74億ユーロであった。これらの資産はNCOUにおいて保有されている。

これらの資産およびその分類変更の影響に関する追加情報については、注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正 - 金融資産の分類変更」を参照のこと。

#### モノライン保険会社に対するエクスポージャー

CDOおよびその他の市場流通証券が基準とする担保プールの価値を付保または保証してきた、モノライン保険会社などの金融保証会社にとって、米国サブプライム・モーゲージ市場および関連市場の悪化は大きなエクスポージャーを生んでいる。基礎となる資産（または担保）に実際の債務不履行が起こった場合にのみ、モノライン保険会社に対する実際の請求について支払が行われる。いくつかのモノライン保険会社が、銀行またはその他のプロテクションの買手に対するそのすべての債務に対応できるかどうかに関しては継続的な不確実性がある。一定の状況下（清算等）においては、当行は基礎となる資産に係る実際の損失にかかわらず請求を前倒しすることができる。

下表は、米国の住宅用モーゲージ関連業務およびその他の業務に関してそれぞれ、モノライン保険会社に対する相手先エクスポージャーの公正価値を、モノライン保険会社が保証または引き受けた名目価値と比較した資産の公正価値に基づいてそれぞれ要約したものである。二番目の表に記載されているその他のエクスポージャーは、ローン担保証券（CLO）、商業用モーゲージ担保証券（CMBS）、信託優先証券（TPS）、学生ローン、および公共部門債または地方債を含む一連の顧客およびトレーディング活動から生じる。この表は、当行がエクスポージャーに対して計上した関連する信用評価調整（以下「CVA」という。）を示している。活発に取引されるCDSを伴うモノラインについては、CVAは、全面的にCDSを基礎とした評価モデルを用いて計算される。活発に取引されるCDSを伴わないモノラインについては、多様な入力要因を伴うモデル・ベースのアプローチが使用される。入力要因には、市場由来の債務不履行発生確率、（条件変更または支払不能のいずれかの）事象が発生する可能性、条件変更発生時における潜在的決済の評価、および条件変更または支払不能発生時における回収率が含まれる。

下表の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズまたは当行自体の内部信用格付のうち最も低いものである。下表は、2015年度においてRadian Asset Assurance IncがAssured Guaranty Corpにより買収されたことに伴い投資不適格から投資適格へ変更された残高を反映している。

| 米国の住宅用モーゲージに関連する<br>モノライン・エクスポージャー | 2015年12月31日現在 |         |     |               | 2014年12月31日現在 |         |     |               |
|------------------------------------|---------------|---------|-----|---------------|---------------|---------|-----|---------------|
|                                    | 名目金額          | CVA前の価値 | CVA | CVA後の<br>公正価値 | 名目金額          | CVA前の価値 | CVA | CVA後の<br>公正価値 |
| 単位：百万ユーロ                           |               |         |     |               |               |         |     |               |
| AA モノライン：                          |               |         |     |               |               |         |     |               |
| その他のサブプライム                         | 97            | 24      | -5  | 19            | 95            | 30      | -7  | 23            |
| Alt-A                              | 400           | 97      | -12 | 85            | 1,405         | 423     | -61 | 361           |
| AA モノライン合計                         | 497           | 121     | -17 | 104           | 1,500         | 452     | -68 | 384           |

| その他のモノライン・エクスポージャー        | 2015年12月31日現在 |         |      |               | 2014年12月31日現在 |         |     |               |
|---------------------------|---------------|---------|------|---------------|---------------|---------|-----|---------------|
|                           | 名目金額          | CVA前の価値 | CVA  | CVA後の<br>公正価値 | 名目金額          | CVA前の価値 | CVA | CVA後の<br>公正価値 |
| 単位：百万ユーロ                  |               |         |      |               |               |         |     |               |
| AA モノライン：                 |               |         |      |               |               |         |     |               |
| TPS-CLO                   | 1,288         | 332     | -64  | 268           | 1,269         | 254     | -43 | 210           |
| CMBS                      | 378           | 0       | 0    | 0             | 712           | -2      | 0   | -2            |
| 企業向けシングル・ネーム<br>/ 企業向けCDO | 0             | 0       | 0    | 0             | 0             | 0       | 0   | 0             |
| 学生ローン                     | 360           | 52      | -14  | 38            | 322           | 44      | -9  | 35            |
| その他                       | 749           | 84      | -29  | 55            | 506           | 72      | -14 | 59            |
| AA モノライン合計                | 2,775         | 468     | -107 | 361           | 2,810         | 368     | -66 | 302           |

|                           |       |     |      |     |       |     |      |     |
|---------------------------|-------|-----|------|-----|-------|-----|------|-----|
| 投資不適格モノライン：               |       |     |      |     |       |     |      |     |
| TPS-CLO                   | 23    | 5   | -2   | 3   | 329   | 77  | -16  | 61  |
| CMBS                      | 1,443 | -1  | 0    | -1  | 1,476 | -2  | 0    | -2  |
| 企業向けシングル・ネーム<br>/ 企業向けCDO | 24    | 4   | -1   | 3   | 28    | 5   | 0    | 5   |
| 学生ローン                     | 746   | 84  | -14  | 70  | 679   | 66  | -9   | 57  |
| その他                       | 502   | 97  | -31  | 66  | 774   | 136 | -50  | 86  |
| 投資不適格モノライン合計              | 2,738 | 189 | -48  | 141 | 3,285 | 282 | -75  | 207 |
| 合計                        | 5,513 | 657 | -155 | 502 | 6,095 | 650 | -141 | 509 |

上記の表は、ラップ債券に関連するモノライン保険会社に対する相手先のエクスポージャーを除外している。ラップ債券は、第三者によって付保または保証されている債券である。2015年12月31日および2014年12月31日現在、米国住宅用モーゲージに関連するラップ債券に係るエクスポージャーはなく、米国住宅用モーゲージに関連するもの以外のラップ債券に係るエクスポージャーはそれぞれ23百万ユーロおよび22百万ユーロであった。それぞれのエクスポージャーは、モノラインの債務不履行の場合のラップ資産の潜在的な評価減の見積りを表している。

この時価評価モノライン・エクスポージャーの一部は、その他の市場の相手先と結んだCDSプロテクションおよびその他の経済的ヘッジ活動によって軽減されている。

2015年12月31日現在、モノライン保険会社に対して保有する信用評価調整の総額は172百万ユーロであった。2014年12月31日現在と比較してモノラインに対するCVAの総額が減少したのは、当期に完了したリスク圧縮活動によりエクスポージャーが減少したためである。

## 流動性および資本資源

流動性リスク管理の詳細については、当行のリスク・レポートを参照のこと。

## 信用格付の推移

2015年度通年および2016年度初頭にかけて、主要格付機関は、業界全体の格付手法の変更および政府支援のレビューを完了しており、これによりドイツ銀行の格付は変更された。

2016年1月、ムーディーズは銀行業界の格付手法の変更を完了し、2017年1月1日以降、ドイツにおいて預金がシニア無担保債より法的に優先されることを反映させた。これにより、ムーディーズはドイツ銀行の預金格付を1段階引き上げA2とし、当行のシニア無担保債の格付をBaa1に引き下げた。預金およびシニア無担保債の見通しは、両方とも「ネガティブ」である。格付手法の変更に伴い、ムーディーズはドイツ銀行の短期の預金およびシニア無担保債の格付もP-1へと引き上げた。2015年3月、ムーディーズは、カバード・ボンド、デリバティブ、信用状および第三者保証による支払債務、回収サービスおよび信託義務、ならびにその他同様の債務を含む特定のシニア銀行営業債務およびその他の契約上のコミットメントに係る保険会社の債務不履行回避能力を評価するための相手先リスク（CR）評価を導入した。ムーディーズによるドイツ銀行のCR評価格付はA2（cr）である。

2015年12月、フィッチ・レーティングスは、改訂後の戦略に伴う実行リスクを反映して、ドイツ銀行の長期発行体デフォルト格付および長期シニア債の格付をA-に引き下げた。長期発行体デフォルト格付の見通しは「安定的」である。

2016年2月、DBRSは、ドイツ銀行を含むヨーロッパのいくつかの銀行グループを対象とした決定的に重要な債務格付（COR）を導入した。CORは、特定の債務（デリバティブ、支払および回収サービス、カバード・ボンドおよび特定の流動性と信枠および偶発負債等）の不履行リスクに対応するよう設計されている。DBRSは、これらの債務は他のシニア無担保債と比較してペイルインの対象外となる可能性が高いと考えている。このため、これらの債務は銀行の解散時に損失を吸収する可能性が低い。DBRSは、ドイツ銀行のCORをAA（低）とした。2015年9月、ヨーロッパの全銀行に対する体系的支援の見直しの一環として、DBRSはドイツ銀行のシニア債および預金の格付を引き下げた。

2015年6月、ドイツの銀行に対する政府支援の見直しの一環として、スタンダード・アンド・プアーズは、ドイツ銀行の長期格付をBBB+に、短期格付をA-2に引き下げた。見通しは「安定的」である。

## 選択された格付カテゴリー

|  | 相手先リスク  | シニア無担保 | 預金 | 短期格付    |
|--|---------|--------|----|---------|
| ムーディーズ・インベスターズ・サービス<br>(ニューヨーク) <sup>1</sup> | A2 (cr) | Baa1   | A2 | P-1     |
| スタンダード・アンド・プアーズ<br>(ニューヨーク) <sup>2</sup>     | -       | BBB+   | -  | A-2     |
| フィッチ・レーティングス<br>(ニューヨーク) <sup>3</sup>        | -       | A-     | -  | F1      |
| DBRS (トロント) <sup>4</sup>                     | AA (低)  | A      | -  | R-1 (低) |

1 ムーディーズの格付は2016年1月25日現在で表示されている。ムーディーズは、A-格付を、中級の上位で信用リスクが低い債務と定義しており、Baa格付の債務を中級で信用リスクは高くないが投機的側面を有する可能性がある債務としている。数字付加記号の1はカテゴリー中の最高位の格付を示しており、数字付加記号の2はカテゴリー中の中位の格付を示しており、数字付加記号の3はカテゴリー中の最下位の格付を示している。

2 スタンダード・アンド・プアーズは、Aの格付を、それより上位のカテゴリーの格付の債務に比べ、環境および経済状況の変動から悪影響を受けやすいと定義している。しかし、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力は、依然として高い。BBBは十分な保護パラメータを示している。しかし、経済状況および環境の悪化により、債務に係る財務的コミットメントに対応する債務者としての能力が低くなる可能性が高い。プラスはBBBカテゴリー中の最高位の格付を示している。

3 フィッチ・レーティングスは、Aの格付を、高い信用の質として定義している。フィッチ・レーティングスは、債務不履行リスクが低いことを示す場合にA格付を使用する。フィッチ・レーティングスによれば、A格付は、財務的コミットメントの支払能力が高いことを示している。しかし、この能力は、それより上位の格付の場合よりも、事業環境または経済状況の悪化に対してより脆弱な場合がある。マイナスはAカテゴリー中の最下位の格付を示している。

4 DBRSは、AA-格付を、強固で持続可能なフランチャイズ、底堅い利益、バランスのとれたリスク・プロファイルを伴った強固な財源および健全な流動性、非常に効果的なリスク管理ならびに強固な資本基盤と定義している。DBRSは、A-格付を、信用の質は十分に元本および利息の保護も相当程度であると定義しているが、このカテゴリーの発行体はAAAやAAカテゴリーの発行体よりも経済環境の悪化による悪影響を受けやすく、シクリカルな傾向が高いとしている。

各格付は、その格付を付与した時点のみにおける格付機関の見解を反映している。各格付は別個に評価する必要があり、また格付の意味の解釈については格付機関によるべきである。格付機関は、状況がこれを正当化すると判断した場合には、いつ



でも格付を変更することができる。長期信用格付は、当行の有価証券の購入、保有または売却を推奨するものと見るべきではない。

#### 契約上の債務の表形式による開示

2015年12月31日現在の要現金支払額

#### 契約上の債務

| 単位：百万ユーロ                                      | 期間別要支払額 |        |        |        |        |
|---|---------|--------|--------|--------|--------|
|   | 合計      | 1年未満   | 1 - 3年 | 3 - 5年 | 5年超    |
| 長期債務 <sup>1</sup>                             | 177,953 | 29,250 | 58,927 | 34,190 | 55,585 |
| 信託優先証券 <sup>1</sup>                           | 8,516   | 1,459  | 5,148  | 624    | 1,285  |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期金融負債 <sup>2</sup> | 9,071   | 2,084  | 2,721  | 740    | 3,526  |
| ファイナンス・リース債務                                  | 97      | 6      | 13     | 8      | 70     |
| オペレーティング・リース債務                                | 5,170   | 773    | 1,325  | 1,073  | 1,999  |
| 購入債務  | 2,012   | 502    | 866    | 487    | 157    |
| 長期預金 <sup>1</sup>                             | 28,139  | 0      | 10,842 | 4,537  | 12,761 |
| その他の長期負債                                      | 6,365   | 1,473  | 821    | 1,087  | 2,983  |
| 合計  | 237,322 | 35,548 | 80,662 | 42,746 | 78,366 |

1 利息の支払いが含まれている。

2 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された長期債務および長期預金である。

上記の金額は、オペレーティング・リースについて91百万ユーロの取消不能転貸に係る収益を含まない。財およびサービスの購入債務には将来の、特に情報技術サービスおよび与信枠管理に関する支払が含まれる。購入債務に関する上記の金額は一部、契約上の最低支払額を表しており、将来の実際支払額はこれより高くなる可能性がある。長期預金からは期日までの残存期間が1年未満の契約は除かれている。一定の条件下では、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一部の長期金融負債の将来の支払は、早期に発生する可能性がある。詳細な情報については連結財務諸表に対する以下の注記を参照のこと。すなわち、注記5「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益」、注記24「リース」、注記28「預金」および注記32「長期債務および信託優先証券」である。

#### 後発事象

2016年2月23日、当行は、5つのユーロ建てのシニア無担保負債証券を、30億ユーロを上限に買い戻す公開買付けが無事に完了したことを発表した。これによる合計買付額は12.7億ユーロであった。また、2016年2月29日に、当行は、8つの米ドル建てのシニア無担保負債証券を、20億米ドルを上限に買い戻す公開買付けの初回結果を発表した。これによる合計買付額は740百万米ドルであった。当行は、2016年度第1四半期に、これらの取引に関連して約55百万ユーロのプラスの収益を計上する予定である。

## 見通し

### 世界経済

2016年の世界経済の成長率は、ほぼ横ばいの3.0%となり5年連続で趨勢成長率を下回る見込みである。グローバル・インフレ率に関しては、コモディティ価格が全般的な価格に及ぼすマイナスの影響が前年度より小さいため、3.7%まで回復するものと予想している。当行は、先進国における消費者物価は僅かに0.8%上昇するものの、成長率は1.3%に低下すると予想している。一方で、新興市場に関しては、成長率は4.3%まで持ち直すと予想しており、インフレ率は5.7%と見込んでいる。

ユーロ圏のGDPは、2016年において、低い原油価格と労働市場の緩やかな回復に支えられて、1.4%上昇するものと予想している。欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、より拡張的な金融政策を打ち出すものと考えられており、ユーロ圏経済は、引き続きこの拡張的な金融政策に支えられるであろう。しかし地政学的リスク、進まない構造改革、ならびに民間および公的な債務水準の高さが、足を引っ張っている。消費者価格は0.2%上昇するものと予想している。ドイツ経済は、国内需要のみに支えられて、2016年には1.7%成長するものと予想している。

米国では、2016年において1.2%の経済成長を見込んでいる。米ドル高、世界的需要の低迷および原油価格がエネルギー・セクターに及ぼす悪影響もあり外的環境は良くないが、労働市場の動向および住宅市場は好調であり、プラスの刺激をもたらしている。消費者価格は1.2%上昇すると予想している。連邦準備制度理事会の金融政策によって、米国経済全体がさらに刺激されるであろう。当行の予想では、連邦準備制度理事会の政策金利は、2016年末までに0.6%になる。

日本経済は、2016年において0.3%縮小する可能性が高い。国内および国外の需要は減少すると見込まれている。非常に拡張的な金融政策は継続するであろう。インフレ率の予想は0.2%である。新興市場諸国に関しては、2016年において成長が見込まれている。アジア（日本を除く）の経済成長率はほぼ横ばいの6.1%、インフレ率は2.7%と予想している。中国経済は、主に第二次産業および投資の冷え込みにより、2016年における成長は小さい可能性が高く、成長率は6.7%、インフレ率は1.8%と予想している。景気のでこ入れをするために、金融政策はより拡張的なものとなるであろう。

多数のリスクが存在しているため、世界経済に関する予測は通常よりかなり不確実なものになっている。米国の金融政策の正常化に対して、世界の金融市場は予想を上回る負の反応を示す可能性もある。これが世界中の家計および企業の支出にマイナスの影響を及ぼし、新興市場からの資本流出が大幅に増加することになる可能性もある。原油価格の下落は、原油産出国の問題を深刻にしており、エネルギー関連投資の資金調達を困難にしている。さらに、特に中東における摩擦により生じているリスクを含む地理的リスクが高まる可能性がある。また中国のハードランディングが世界的な大混乱を引き起こす可能性もある。ヨーロッパにおいては、今後の金融政策やユーロ圏の将来についての議論の激化、不十分な民間および公的部門のレバレッジ解消、構造改革の実施の中断、またポピュリスト党に対する支持の上昇が、当行の予測に相当な影響を及ぼす可能性がある。英国には、国民投票、地域の分離派の動向および進行中のギリシャとの困難な交渉による更なるリスクが存在している。また、難民危機が欧州連合内の政治的不和を更に深刻なものにしている。

### 銀行業界

欧州の銀行は、今後12ヶ月において事業見通しおよび利益性の更なる改善を期待できる。民間部門に対する貸出は引き続き緩やかに増加する一方で不履行の貸出金の残高は更に減少するものと予想している。預金受入業務は、中期的には、引き続き厳しい金利環境の下で業務を展開することになるであろう。ドイツ内のトレンドは、ユーロ地域全体と比べれば若干良好な可能性がある。法人貸出金およびリテール・モーゲージは引き続き増加する可能性が高い。

米国においては、経済見通しが良好で失業率も低いいため、企業および家計に対する貸出は増加するものと考えている。2015年12月には、連邦準備制度理事会の極端な金融緩和策からの脱却が始まっており、これにより米国の銀行の純金利差益は中期的に安定し利益性が高まるものと考えている。

日本では、貸出は2016年における国内経済の上昇による恩恵を受ける可能性があるが、中国では、経済の減速が貸出および預金の増加を妨げる可能性がある。

規制上の観点からは、銀行業界は、2016年に様々な困難に直面する。国際的には、バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）により所要自己資本を更に増加させる新測定尺度が導入されており、今後も導入される予定である。これには、リスク・ウェイト・アセットを計算する改訂後の標準的アプローチが含まれている。また、BCBSは、当行のようなグローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、より高いレバレッジ比率要件を課すものと予想されている。ユーロ圏においては、単一破綻処理メカニズム（SRM）、単一破綻処理委員会（SRB）および単一破綻処理基金が2016年1月1日より完全に機能し始めた（しかし単一破綻処理基金については2024年までに徐々に積み増す必要がある）。SRBは、自己資本およびバیلイン適格債務の最低基準（MREL）もそれぞれ定める予定であり、当該委員会が所轄する当行のような大手銀行に影響を及ぼすことになる。さらに、SRBは、MRELを決定する際に、提案されている総損失吸収能力の最低基準を考慮する予定である。また、ECBおよびEBAは、2016年において、欧州の銀行約100行を対象に新たなストレス・テストを実施する予定である。ドイツにおいては、ドイツの銀行破綻処理法をSRMに適合させた破綻処理メカニズム法が2015年11月に発布された。新しい法律の下では、2017年1月1日以降に開始される支払不能に関する手続において、シニア債は、劣後債務の構成要素でなくても、その他のシニア負債に劣後することになる。

## ドイツ銀行グループ

2015年10月に、「ストラテジー2020」と呼ばれる当行の次の段階の戦略が導入され、その4つの目的は以下のとおりである。第1に、ドイツ銀行をより簡素で効率的な銀行とすること、第2に、リスクを軽減すること、第3に、資本基盤を強化すること、第4に、より規律に沿った運営を行うことである。2016年度以降、当行の中核部門は、サービス対象とする顧客によって、インスタティューションズ、コーポレーツ、フィデューシャリーズおよびプライベート・クライアントに再構築される。これは複雑性を緩和し、当行がより顧客の需要に応えられるようになることを目的としている。

ストラテジー2020の財務目的を強調するために、ドイツ銀行は2セットの財務目標を発表した。第1の財務目標は、2018年度までの達成を見込んでおり、処分、従業員数、費用削減およびリスク・ウェイトド・アセットに関するものである。第2の財務目標は、レバレッジ比率、費用削減、配当性向およびCET 1資本比率に関するものであり、2020年度までの達成を見込んでいる。当行グループの最も重要な財務指標である主要な業績指標（KPI）については、以下の表に詳細を示している。

## 主要な業績指標

| 当行グループの主要な業績指標                                | 2015年度末の状況 | 2018年度の目標   | 2020年度の目標   |
|---|------------|-------------|-------------|
| CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 <sup>1</sup> | 11.1%      | 12.5%以上     | 12.5%以上     |
| CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 <sup>2</sup>         | 3.5%       | 4.5%以上      | 5.0%以上      |
| 税引後平均有形株主資本利益率 <sup>3</sup>                   | -12.3%     | 10.0%超      | 10.0%超      |
| 調整後費用 <sup>4</sup>                            | 265億ユーロ    | 年間220億ユーロ未満 | 年間220億ユーロ未満 |
| 費用収益比率 <sup>5</sup>                           | 115.3%     | ~70.0%      | ~65.0%      |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>6</sup>                   | 3,970億ユーロ  | 3,200億ユーロ   | 3,100億ユーロ   |

注：2015年度に新戦略が策定されたため、過年度の計画 / 予測とのKPIの比較には意味がない。

- 1 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 2 CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- 3 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算は、2015年12月31日終了年度における実効税率マイナス11%に基づいている。詳細については、本報告書の「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 4 再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用合計。詳細については、本報告書の「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 5 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 6 規制に係るインフレ予想は考慮していない。

当行は、戦略上の計画における2018年度および2020年度の財務目標を設定する際に、ユーロ / 米ドルは1.07およびユーロ / 英ポンドは0.72の為替レートを使用した。

2016年度の当行の収益は、低金利環境および厳しいトレーディング環境による影響を受けるであろう。また、全国的な再構築活動による影響や、顧客および商品ポートフォリオの縮小も当行の収益確保能力に影響を及ぼす可能性が高いが、当行はその一方でトランザクション・バンキング、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメントおよびエクイティズといった成長領域に投資していく予定である。当行は再構築費用の大半は2016年度末までに発生し、2017年度には再構築は完了するものと予想している。当行の費用合計には、2016年度にも引き続き訴訟および再構築費用が含まれる。

資本管理の重点は、引き続き、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率が、2018年度までに12.5%以上というストラテジー2020の目標水準に達するようにすることである。2016年度には、当行は完全適用によるCET 1比率はほぼ横ばいになると見込んでおり、当行の資本は規制上の最低要件およびSREP要件を十分に上回るものと予想している。当行のCET 1資本は、再構築費用、訴訟およびNCOUにおけるリスク圧縮活動による影響で増加が見込めないため、ほぼ横ばいになるものと予想している。

当行は、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率を、ストラテジー2020に従って2018年度には4.5%以上、2020年度には5%以上とするよう努力を続けている。レバレッジ・エクスポージャーを厳しく管理することで、2015年度末までにレバレッジ比率を3.5%に保つことができた。2016年度にも、当行は引き続きCRD 4エクスポージャーを積極的に管理する予定である。2016年度のCRR/CRD 4のレバレッジ比率は、ほぼ横ばいとなる見込みである。

2016年度は、ストラテジー2020の実施に重点を置く年となるであろう。約10億ユーロの再構築および解雇費用が新たに発生し、訴訟費用や規制に係る費用も引き続き負担となり、銀行税も発生し、また市況も厳しいものと予想している。当行は、ストラテジー2020完全実施時における税引後平均有形株主資本利益率10%という目標に向かって努力している。2016年度には費

用負担が見込まれているが、実施が予定されている施策が、目標に向かって前進するための主要な要素となるであろう。全体として、当行は、税引後平均有形株主資本利益率は2016年度に若干改善するものと予想している。

当行は、構造的に無理のないコスト・ベースの達成が最優先事項の1つだと考えている。ストラテジー2020の目標である年間220億ユーロ未満の調整後費用、および約70%の費用収益比率を2018年度までに達成できるよう努力を続けている。しかし、当行の再構築プログラムがコスト・ベースで目に見える成果を出すには、ある程度の時間が必要であり、2016年度は引き続き厳しい年になるものと予想している。当行は費用削減および効率性を追求し続けるつもりであるが、同時に技術および規制コンプライアンス・プログラムへの投資も予定しており、またソフトウェア償却費の増加も見込んでいる。このため、当行は、2016年度の調整後費用は2015年度と概ね変わらないと予想している。さらに、当行の費用合計には、2016年度も引き続き訴訟および再構築費用が含まれる。このため、低金利環境および市場ボラティリティの継続により収益の面でも厳しい状況が見込まれることから、2016年度において当行の費用収益比率は改善するものの、高い水準が維持されるものと予想している。

リスク・ウェイトド・アセットは、2016年度において、主にオペレーショナル・リスク関連のリスク・ウェイトド・アセットの増加および予定されている事業の成長により、僅かに増加する見込みである。これは、NCOUにおけるリスク圧縮プログラムの加速化に伴うリスク・ウェイトド・アセットの減少により一部相殺される見込みである。

当行の全体的な資本基盤を支えるために、取締役会は監査役会に対し、2015年度および2016年度には普通株式の配当を行わないよう提案した。ストラテジー2020における発表では、当行は中期的には普通株式の配当性向が他社に劣らぬものとなることを目指していることが明記されている。

当行の事業の性質上、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の管轄区域（特に米国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性が伴うものである。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟および規制環境は引き続き困難になると予想している。

## 当行の事業セグメント

2016年度以降、ストラテジー2020に従い、当行の営業活動は新構造に基づき組織され、事業セグメントはグローバル・マーケット（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ（PW&CC）、ポストバンク、ドイチェ・アセット・マネジメント（AM）および非中核事業部門（NCOU）となる予定である。以下の事業セグメントの概要は、現在の組織構造に従って記載されている。新構造の詳細についても、以下の各事業セグメントに関する記載に含まれている。

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の2016年度の業務環境は非常に厳しい。既に2016年度の初めから、金融市場は、様々な懸念を反映して下降している。継続的なリスクや不確実性には、イベント・リスクに対する世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、中央銀行の政策の転換、原油価格の低迷がエネルギー・セクターに及ぼす影響、継続的な規制の強化、貸借対照表のさらなるレバレッジ解消の影響、訴訟費用、ならびにプラットフォームの増強や規制により要求される支出が含まれる。

2016年度には、投資銀行業界の収益が逆風による影響を受ける可能性がある。金融市場の混乱、顧客活動の減速、継続的な規制の圧力、資源に関する継続的な圧力および地政学的事象の潜在的な影響といった課題が引き続き存在するであろう。当行は、各地域の成長率の相違により金融政策は更に多様化するものの、世界経済の成長は2016年度にも続くものと予想している。

当行は、2016年度におけるセールス・アンド・トレーディング（インダストリー債券）の収益は僅かに減少するものの、金融政策の多様化によるマクロ収益の増加がクレジットの収益を相殺して余りあるものになると予想している。2016年度におけるセールス・アンド・トレーディング（インダストリー・エクイティ）の収益も僅かに減少する見込みである。当行は、コーポレート・ファイナンス業界の2016年度のフィー・プールは、アドバイザー・ディール・フローの減少により減少するものと予想している。

事業環境が厳しく、またバランスシートおよび資本に対する圧力が増加していることを踏まえ、当行はストラテジー2020の一環として、効率性を高め継続的に収益を生み出すことを目的とした銀行全体の詳細な再編計画を打ち出した。この一環として、2016年度より、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズは2つの業務部門に再編される。新設されるグローバル・マーケットという名称の部門には、セールス・アンド・トレーディング業務が組み込まれ、新設されるコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングという名称の部門には、CB&Sおよびグローバル・トランザクション・バンキングのコーポレート・ファイナンス業務が組み込まれる。

グローバル・マーケットにおいては、ストラテジー2020の実施によりCRD 4レバレッジ・エクスポージャーが減少し、RWA消費も減少するが、これはオペレーショナル・リスクおよびバーゼル4による規制上の変更に伴う増加により一部相殺されるであろう。これに伴い、当行は、商品、国および顧客の縮小といった観点から業務ポートフォリオを再形成する必要が出てくる。また、当行は、費用の削減およびプラットフォームの効率性に重点を置くとともに、規制のコンプライアンス、管理および行為にも重点を置いている。今後2年間において、当行の収益は引き続きRWAの増加（主因はオペレーショナル・リスクRWA）による圧力を受けることになり、業務の縮小や未解決の問題への対応を継続することになると考えている。

コーポレート・ファイナンスでは、当行の主要な法人顧客にとってトップ3に入る銀行となれるよう、引き続き顧客関係の強化に重点を置く。当行はリターンの高い商品および関係への投資を継続する一方で、リターンが低くリスクが高い顧客との関係を整理する。

近年の市場環境は厳しく不確実な見通しが続いているにもかかわらず、当行は、発表した戦略の優先事項に従うことで、潜在的な困難に立ち向かい将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

#### 個人顧客および中堅企業

当行のストラテジー2020は、個人顧客および中堅企業（以下、「PBC」という。）の変革のための施策をいくつか予見しており、これには当行組織の合理化、ドイツ国内の支店ネットワークの最適化およびデジタル化への投資が含まれている。PBCの変革には、華夏銀行に対する持分の売却およびポストバンクの分離化といったポートフォリオ施策も含まれる。

華夏銀行に対する当行の19.99%の持分について、当行は2015年12月28日に、すべての持分をPICC Property and Casualty Company Limitedに、対価230億人民元から257億人民元（2015年12月31日現在の為替レートによると約32億ユーロから37億ユーロ）の間で売却することに合意したことを発表した。取引完了時に最終的な価格調整が行われる。取引の完了は本年中旬になると考えており、慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要がある。

2016年度第1四半期に、ポストバンクは個別のセグメントとなり、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（PCC）と呼ばれることになる残りのPBCは、ウェルス・マネジメント（WM）とともに、新設セグメントのプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）に組み込まれる。

PCCは、プライベート・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの成長に主眼を置き、一流の、デジタル処理に強いアドバイザー・バンクとなることを目標としている。当行の目的には、ドイツにおいてシームレスなプライベート顧客カバレッジ・アプローチを提供し、ヨーロッパにおいて存在感を高め、またドイツおよびヨーロッパ全体において企業家に重点を置くことが含まれている。さらに、当行は、デジタル化に投資し、提供する商品、業務運営ならびに間接費やサポート機能の最適化および合理化によるシナジーを生み出そうとしている。また、当行は、アドバイザー能力の強化および資本集約度が低い商品の強化を通じて、資本効率性を改善しようとしている。

2016年度においては、預金商品による収益は引き続き低金利環境による悪影響を受けるものの、クレジット商品による収益は、顧客需要の継続および貸出金勘定の選択的拡大戦略を反映して増加すると予想している。また、当行は投資および保険商品に引き続き重点を置く予定であるが、この業務の収益の動向は、現在の厳しいマクロ経済環境が顧客マインドに及ぼす影響に大きく左右される。2015年度の貸倒引当金繰入額は非常に低い水準であり、更に低い水準になることは現時点では考えていない。当行の収益および利息以外の費用は、両方とも更なる規制要件による影響を受ける可能性があり、2016年度の利息以外の費用には、上記の変革のための施策の実施に関連する費用および投資支出が含まれる。PCCに関する上記の予想は、ポストバンクにも当てはまる。特に、収益は低金利環境による影響を受けることが予想される。

#### グローバル・トランザクション・バンキング

主要な市場におけるマイナス金利を含む現在の低金利水準、不安定な株式市場、競争の激しい環境および地政学的事象による課題は、2016年度においても、引き続きグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の業務に下向き圧力をかけるものと予想している。

特に、キャッシュ・マネジメント業務が悪影響を受けると予想している。2015年度の業績は好調であり、またストラテジー2020に従ってトランザクション・バンキング業務への投資が計画されているため、全体的には2016年度も安定的な取引量で推移するものと考えている。当行は顧客関係の構築および深化に引き続き重点を置いており、包括的な商品群を備え、サービスにも定評があるため、厳しい環境に対処できる有利な地位にあると考えている。当行は事業への投資、特にプロセスおよびITプラットフォームへの投資を継続する一方で、当行の事業モデルの弾力性を更に強化するために、リスク、費用および資本の厳しい管理も継続する。2016年度も引き続き規制のコンプライアンス、管理および行為ならびにシステムの安定性に重点を置く。これによりGTBが将来成長するための協力的な基盤ができるであろう。2016年1月1日付で、GTBは、コーポレート・ファイナンスとともに、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングと呼ばれる業務部門に組み込まれる。

#### ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント

資産およびウェルス・マネージャーは、2016年度において、不確実な経済見通し、不安定なエクイティおよびクレジット市場、継続する低金利、激しい競争、ならびに規制関連費用の増加といった多くの課題に直面する。ほとんどの先進国の成長率は横ばいとなる可能性が高いが、新興諸国においては、成長率が下がり、ボラティリティが上昇する可能性があり、投資家のリスク選好に影響を及ぼし、資産フローにも影響を及ぼす可能性がある。混乱した状況は、従来型資産およびオルタナティブ資産のアクティブ投資運用機会を生み出し、また金融に関する信頼のあるアドバイスや助言が必要とされる機会も生み出す。このため、当行は、顧客をサポートするために規模と知的資本を活用することができる、多角的な、ソリューションを重視する資産およびウェルス・マネージャーは、他より有利な立場となるものと考えている。

2016年度に、ドイツ銀行は、アセット&ウェルス・マネジメントを再構築する予定である。富裕層顧客に対しては、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント部門内の独立した業務であるドイツ銀行ウェルス・マネジメントがサービスを提供するようになる。ドイチェ・アセット・マネジメントは、個人顧客にサービスを提供する金融機関および仲介業者に対して投資ソリューションを提供することに重点を置いた独立した部門となる。

アセット・マネジメントにおいては、オルタナティブ商品（ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、不動産およびインフラストラクチャー等）およびパッシブ型商品（インデックスおよび取引所取引の商品等）への投資選好のシフトがさらに進むであろう。このため2016年度は、オルタナティブ商品やパッシブ型商品への資産の流入がその他の資産クラスを上回ると当行は予測している。また、退職ソリューションおよび成果重視のソリューションに対する需要が、特に高齢化が進む先進国において引き続き伸びるであろう。これらのトレンドはすべて、商品、チャネルおよび地域にわたった能力を強化するための当行の投資に合致している。既存の商品と新たに計画されているローンチにより、ドイチェ・アセット・マネジメントは、市場シェアを拡大しようとしている。構造を変化させながら、当行は、顧客の役に立てるようフロント・オフィスからバック・オフィスまでの投資プロセスを合理化している。

ウェルス・マネジメントにおいては、超高額個人資産家(以下「UHNW」という。)が、引き続きウェルス業界において最も成長が見込まれる顧客区分になると予想している。当行は、的を絞った地域力バレッジ・モデルを通じて、また複数の資産クラス、国際間の投資機会およびソリューションの提供ならびにドイツ銀行の広範な能力へのアクセスの提供を通じて、成長を促進させようとしている。当行は、UHNWに選ばれるアドバイザーとなり、世界のウェルス・マネージャーのトップ5に入るという目標を達成できるよう、セグメント特有の戦略を策定し、顧客分析を改善し、顧客関係を深化させた。当行の様々な商品ならびにマネージド・ソリューション、貸出および資本市場に関する専門知識が、この野望の実現を支えることになるであろう。

世界的な資産および収益プールは拡大が見込まれているものの、業績は、経常的なフィー収益の水準に依拠する部分が多いため、引き続き市場の水準に左右される。様々な戦略的成長イニシアチブにもかかわらず、現在の市場水準は、収益を押し下げる圧力が強い。フィーの圧縮および競争の激化により、ダイナミックで費用効率の高いオペレーティング・モデルが必要となる。2016年度には、技術および業務運営の更なる改善が継続され、アセット・マネジメントおよびウェルス・マネジメントに顧客にサービス提供するための適切なITインフラが備えられるであろう。当行グループの簡素化努力を後押しするために、地理的および営業上の拠点を整理する更なる取り組みが開始される。

#### 非中核事業部門

非中核事業部門（NCOU）は、レバレッジおよびリスク・ウェイト・アセットの縮小に重点を置く予定であり、2016年度末までに残りのポジションの大部分を解消し、リスク・ウェイト・アセットを総額100億ユーロ未満とすることを目標としている。全体的な市場環境にある課題が、特に関連するスケジュールおよび財務的影響といった点から、NCOUの戦略実施に影響を及ぼす可能性がある。リスク圧縮活動に影響を及ぼし得る複数の要素が、この不確実性を伴うものであるが、この解消の加速化が当行グループの資本比率を上昇させるものと予想している。また、高金利の付された負債の返済費用は、現在はNCOUの収益に対して計上されているが、2016年度には新たなポストバンク・セグメントに配分されることになる。当行は、予見可能な将来においては、訴訟および規制環境が引き続き厳しくなると予想している。

## リスクおよび機会

当行が発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項における当行の予想を下回るリスクおよび上回る可能性につながる将来のトレンドまたは事象に着目している。

### リスク

#### マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行の業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

欧州連合内の複数の国々において政治的な不確実性の水準が上昇し、ポピュリスト党に対する支持が上昇することで、ヨーロッパの統合は部分的に解消される可能性がある。さらにユーロ圏のいくつかの国々において緊縮財政に反対する動きがあり、これらの国々によるユーロ参加の継続に対する信頼が損なわれている可能性がある。政治的リスクの増加は、予測不能な政治的結果を生み出す可能性があり、さらに金融システムおよび経済全体にまで影響を及ぼし、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行の業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行の能力には限界がある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行は減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行が締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を想定通りには相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行の収益および利益は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

HGB（ドイツ商法）に基づく単体報告によるドイツ銀行AGの分配可能な資金(ADI)が十分でなくAT1クーポンを償還できない場合には、資金調達費用が更に増加する可能性がある。

#### 規制改革

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行は重大な費用負担が必要となる。これも当行にとって重要な不確実性を生み出し、当行の業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、一般的に厳しい環境と同様に、当行の事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行の営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行の株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

#### 法律上および規制上の手続

当行は、複数の法律上の手続および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、特に極端な市況または発生しつつあるリスクへの対応において、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

#### ストラテジー2020

ストラテジー2020の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行が戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

## 機会

### マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行の収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

### ストラテジー2020

ストラテジー2020の目的は、当行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、運営を改善することである。ストラテジー2020の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行の仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。



## リスク・レポート

### 概要

#### IFRS第7号、IAS第1号およびIFRS第4号に従った開示

以下のリスク・レポートは、国際財務報告基準第7号（IFRS第7号）「金融商品：開示」の要求に従った信用リスク、マーケット・リスクおよびその他のリスクに関する定量的および定性的開示、および国際会計基準第1号（IAS第1号）「財務諸表の表示」によって要求される資本の開示、ならびに国際財務報告基準第4号（IFRS第4号）「保険契約」の要求に従った保険リスクに関する定性的および定量的開示を提供している。財務諸表の一部を成し、本報告書の財務諸表に参照により組み込まれる情報は、本リスク・レポートを通して、余白の角括弧（本書では『 』で表示されている。）で印付けされている。

#### バーゼル3自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示

バーゼル3自己資本フレームワークの第三の柱に従った開示の大部分は、欧州連合においてCRRにより実施され、EBA実施技術基準によりサポートされており、当行ホームページにある再設定された追加的な第三の柱の報告書において公表されている。本リスク・レポート内の開示が第三の柱の開示要件をサポートしている場合には、第三の柱の報告書から本リスク・レポートに参照により強調されている。

#### 開示強化タスクフォース（EDTF）の原則および推奨に従った開示

2012年度において、財政安定化委員会の支援に基づく民間の取り組みとして、リスク開示強化のための基本原則を作成し、既存のリスク開示の改善を推奨することを主要な目的として、開示強化タスクフォース（以下「EDTF」という。）が設立された。EDTFのメンバーとして、当行は推奨された開示を本リスク・レポートにおいて導入しており、再設定された追加的な第三の柱の報告書においても部分的に導入している。

[次へ](#)

## リスクおよび資本の概要

### 主要なリスク指標

下記に記載されているものは、個別のリスク種類にわたって実施される当行の総括的なリスク管理から選ばれた主要なリスク比率や対応する指標である。普通株式等Tier 1比率（CET 1）、内部適正自己資本比率（ICA）、レバレッジ比率（LR）、流動性カバレッジ比率（LCR）、ストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）は、ハイレベルな指標として戦略的な計画や、リスク選好のフレームワーク、ストレス・テスト、再建および破綻処理計画の実務に完全に組み込まれている。これらは少なくとも年に1回は当行の取締役会によりレビューされ、承認されている。内部適正自己資本比率および経済的資本合計の他には、下記の比率や指標が完全適用のCRR/CRD 4規定に基づいている。

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 普通株式等Tier 1比率 | リスク・ウェイトド・アセット合計   |
| 2015年度:11.1%  | 2015年度:3,967億ユーロ   |
| 2014年度:11.7%  | 2014年度:3,940億ユーロ   |
| 内部適正自己資本比率    | 経済的資本合計            |
| 2015年度:146%   | 2015年度:384億ユーロ     |
| 2014年度:174%   | 2014年度:319億ユーロ     |
| レバレッジ比率       | レバレッジ・エクスポージャー     |
| 2015年度:3.5%   | 2015年度:1兆3,950億ユーロ |
| 2014年度:3.5%   | 2014年度:1兆4,450億ユーロ |

### 流動性カバレッジ比率

2015年度:119%  
2014年度<sup>1</sup>:119%

### ストレスのかかった正味流動性ポジション

2015年度:460億ユーロ  
2014年度:240億ユーロ

1 パーゼル3の規定に基づいて算定されている。

詳細については、「リスク選好およびリスク能力、再建および破綻処理計画、ストレス・テスト、リスク・プロファイル、内部適正自己資本評価プロセス、資本性金融商品、規制自己資本の変動、リスク・ウェイトド・アセットの変動、レバレッジ比率、流動性カバレッジ比率、流動性バッファー、ストレス・テストおよびシナリオ分析、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産」の項を参照のこと。

### 総合的なリスク評価

当行の主要なリスク区分には、1)財務リスク、例えば、信用リスク（相手先リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスク）、マーケット・リスク（トレーディング・マーケット・リスク、トレーディング以外のマーケット・リスク、取引債務不履行リスク）、流動性リスク、ビジネス・リスク（税務リスクおよび戦略的リスクを含む。）および2)非財務リスク（NFR）、例えば風評リスクやオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスク、情報セキュリティ・リスク、不正リスクおよびマネーロンダリング・リスクなどの重要なサブ・カテゴリーを含む。）が含まれている。当行は、内部的なガバナンスのプロセスならびにリスク管理手法およびプロセスの利用を通じて、最大のリスクおよび新たに発生しつつあるリスクの識別、評価および軽減を管理している。識別および影響の評価に対する当行の積極的なアプローチは、当行の経営成績、長期戦略目標および風評に係るこれらのリスクの影響を確実に軽減することを目的としている。主要なリスクの管理の詳細な情報については、「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。

当行の通常のリスクおよびクロス・リスク分析の一環として、ボトム・アップのリスク評価およびトップ・ダウンのマクロ経済および政治シナリオ分析を利用して、主要なポートフォリオ・リスクの感応度がレビューされる。この二方面からのアプローチにより、当行のリスク一覧および業務部門全体に影響を与えるリスクだけでなく特定のポートフォリオのみに関連するリスクを把握することが可能になる。

当行が引き続き焦点を置いている現在のポートフォリオの幅広いリスクには、中国経済の減速および中国金融市場の不安定さや他の経済に対する潜在的影響、主要石油生産国や関連産業に対する石油価格の継続的な落ち込みの影響、また、新興市場からさらなる資金流出を引き起こすおそれがある米国連邦準備銀行による金利上昇の可能性が含まれている。世界規模での地政学的リスクは上昇したままで、さらにここ数ヶ月の間には緊張が増した。

当行の石油・ガス・セクター勘定からの信用エクスポージャーは約160億ユーロであり、全体の2%未満を占めるに過ぎない。そのうち貸出金総額は50億ユーロ、取消不能貸出コミットメントは80億ユーロである。また、新興市場諸国に対して過剰な集中はないものと考えている。当行の中国の信用ポートフォリオは、主にシステム上重要な地方の金融機関、財政基盤が強力な国有または民間の企業および多国籍企業の子会社で構成されている。さらなる情報は、「信用リスク・エクスポージャー」の項に含まれている。

これらのリスクの潜在的影響の評価は、これらの事象が生じた場合に当行が吸収する能力を評価する当行のグループ全体のストレス・テストへの統合を通じて行われる。これらのテストの結果は、これらのリスクがテストのパラメータに沿って実現した場合にその影響を吸収するために十分な資本および流動性準備を当行が現在有していることを示していた。当行のポートフォリオによるリスクおよび資本ポジションに関する詳細は、「リスクおよび資本のパフォーマンス」の項に記載されている。

過年度と同様に、2015年度は金融サービス業における国際的な規制を増やすトレンドが引き続き見られた。これは今後数年継続する可能性が高いと当行は考えている。当行は、政治的および規制上の変更の可能性を識別し、当行のビジネス・モデルプロセスに起こりうる影響を評価することに焦点を置いている。

2015年度を通じたリスクおよび資本管理の全体的な焦点は、当行のリスク戦略に従って当行のリスク・プロファイルを維持すること、当行の資本基盤を増加させることおよび貸借対照表の最適化に焦点を当てた当行の戦略的経営の取り組みを支援することであった。このアプローチは、以下に要約する異なるリスク指標全体で反映されている。

#### リスク・プロファイル

以下の表は、表示されている日付ごとに信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて算出された経済的資本使用額により測定された当行の総合的リスク・ポジションを示している。当行は通常、総合的（経済的資本）リスク・ポジションを算定するために、リスク種類間の分散効果を考慮している。

#### リスク種類ごとの経済的資本使用額により測定された総合的リスク・ポジション

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 | 2014年度から<br>2015年度の増加(減少) |       |
|--------------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|-------|
|                          |                   |                   | 金額                        | 比率(%) |
| 信用リスク                    | 13,685            | 12,885            | 799                       | 6     |
| マーケット・リスク                | 17,436            | 14,852            | 2,583                     | 17    |
| トレーディング・マーケット・リスク        | 4,557             | 4,955             | -397                      | -8    |
| トレーディング以外のマーケット・リスク      | 12,878            | 9,898             | 2,981                     | 30    |
| オペレーショナル・リスク             | 10,243            | 7,598             | 2,644                     | 35    |
| ビジネス・リスク                 | 5,931             | 3,084             | 2,846                     | 92    |
| 分散効果 <sup>1</sup>        | -8,852            | -6,554            | -2,297                    | 35    |
| 経済的資本使用額合計               | 38,442            | 31,866            | 6,576                     | 21    |

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果

2015年12月31日現在、当行の経済的資本使用額合計は、2014年12月31日現在の経済的資本使用額319億ユーロに対し、66億ユーロ（21%）増の384億ユーロとなった。この総合的リスク・ポジションの増加は、主に戦略リスクおよびオペレーショナル・リスクの損失プロファイルが増加したことや、トレーディング以外のマーケット・リスクの手法の強化ならびに信用リスクの内部モデルの再調整などに起因する。

2015年12月31日現在の信用リスクの経済的資本使用額は、2014年度末から799百万ユーロ（6%）増加して、137億ユーロとなった。この増加は、内部モデルの再調整による増加を反映している。

トレーディング・マーケット・リスクの経済的資本使用額は、主にクレジット・スプレッドの縮小および外国為替要素により397百万ユーロ減少した。2015年12月31日現在のトレーディング以外のマーケット・リスクの経済的資本使用額は、30億ユーロ（30%）増加し、129億ユーロとなった。この増加は主に、流動性準備金として保有する有価証券のクレジット・スプレッド・リスクを把握するための手法の強化、パーティシペーションおよび株式報酬リスク、また、米ドルのユーロに対する高騰が主要因である構造的外国為替リスク・エクスポージャーの増加によるものである。

2015年12月31日現在のオペレーショナル・リスクの経済的資本使用額は、2014年度末よりも26億ユーロ（35%）増加し、合計102億ユーロとなった。この増加は主に、リーガル引当を含むリーガル・オペレーショナル・リスク損失や、業界全体のオペレーショナル・リスク損失プロファイルが増加したことによるものである。これは経済的資本使用額の増加を招いたオペレーショナル・リスク損失のデータに反映され、それらは主に訴訟、調査および規制執行措置に関連するアウトフローによるものである。

当行のビジネス・リスクに関する経済的資本に係る手法は、借換および風評リスクなどの標準的ではないリスク要素も暗に含む戦略リスクならびに税務リスクの要素を把握する。2015年12月31日現在のビジネス・リスクは、28億ユーロ増加し、59億ユーロとなった。この増加は主に、計画された再構築費用と2016年度の収益に関する保守的な予想の組み合わせに起因して、戦略リスク要素に関する経済的資本使用額が増加したことによるものであった。

2015年12月31日現在の信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略リスクの間の経済的資本使用額の分散効果は、23億ユーロ（35%）増加した。この増加は主に、2015年度第1四半期において、分散および手法のアップデートの前に経済的資本使用額が増加したことによるものであった。

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

#### 経済的資本によって測定された当行の事業部門のリスク・プロファイルおよびリスク・ウェイト・アセット

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)   | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 個人顧客および中堅企業  | グローバル・トラザクシオン・バンキング | ドイチェ・アセット&ウエルスマネジメント | 非中核事業部門      | 連結および調整      | 合計<br>(百万ユーロ) | 合計<br>(%)  |
|----------------------------|---------------------------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| 信用リスク                      | 6,634                     | 3,724        | 2,076               | 456                  | 777          | 18           | 13,685        | 36         |
| マーケット・リスク                  | 5,722                     | 4,264        | 203                 | 2,248                | 695          | 4,303        | 17,436        | 45         |
| オペレーショナル・リスク               | 6,778                     | 871          | 1,077               | 1,054                | 463          | 0            | 10,243        | 27         |
| ビジネス・リスク                   | 5,662                     | 0            | 7                   | 1                    | 261          | 0            | 5,931         | 15         |
| 分散効果 <sup>1</sup>          | -5,691                    | -1,314       | -622                | -714                 | -377         | -133         | -8,852        | -23        |
| <b>EC合計（百万ユーロ）</b>         | <b>19,105</b>             | <b>7,544</b> | <b>2,741</b>        | <b>3,045</b>         | <b>1,819</b> | <b>4,188</b> | <b>38,442</b> | <b>100</b> |
| (%)                        | 50                        | 20           | 7                   | 8                    | 5            | 11           | 100           | N/M        |
| リスク・ウェイト・アセット <sup>2</sup> | 195,096                   | 80,016       | 52,062              | 23,795               | 34,463       | 11,283       | 396,714       | N/M        |

N/M - 表記するに値しない

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（最も大きなビジネス・リスク）間の分散効果。

2 リスク・ウェイト・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)    | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 個人顧客および中堅企業  | グローバル・トラザクション・バンキング | ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント | 非中核事業部門      | 連結および調整      | 合計<br>(百万ユーロ) | 合計<br>(%)  |
|-----------------------------|---------------------------|--------------|---------------------|-----------------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| 信用リスク                       | 5,799                     | 3,547        | 2,302               | 323                   | 868          | 46           | 12,885        | 40         |
| マーケット・リスク                   | 5,153                     | 3,200        | 185                 | 1,987                 | 1,308        | 3,020        | 14,852        | 47         |
| オペレーショナル・リスク                | 3,569                     | 1,088        | 150                 | 722                   | 2,070        | 0            | 7,598         | 24         |
| ビジネス・リスク                    | 2,581                     | 0            | 4                   | 1                     | 499          | 0            | 3,084         | 10         |
| 分散効果 <sup>1</sup>           | -3,441                    | -1,095       | -262                | -611                  | -1,087       | -59          | -6,554        | -21        |
| <b>EC合計(百万ユーロ)</b>          | <b>13,661</b>             | <b>6,740</b> | <b>2,379</b>        | <b>2,420</b>          | <b>3,658</b> | <b>3,008</b> | <b>31,866</b> | <b>100</b> |
| (%)                         | 43                        | 21           | 7                   | 8                     | 11           | 9            | 100           | N/M        |
| リスク・ウェイトド・アセット <sup>2</sup> | 175,575                   | 79,571       | 43,265              | 16,597                | 58,524       | 20,437       | 393,969       | N/M        |

N/M - 表記するに値しない

- 1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク(最も大きなビジネス・リスク)間の分散効果。
- 2 リスク・ウェイトド・アセットおよび自己資本比率は、CRR/CRD 4の完全適用に基づいている。事業セグメントに配分される金額は、2015年12月31日現在の構造に従った比較数値を反映するよう修正再表示されている。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ(CB&S)のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メーカー業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。業界のリスク・プロファイルの上昇や、内部損失だけでなく、当行グループ内の配分方法の変更を反映したことで、CB&Sのリスク・プロファイルの中のオペレーショナル・リスクが占める割合はこの1年で顕著に増加した。CB&Sのリスク・プロファイルの残りは、楽観的ではない2016年度の収益予測を考慮したビジネス・リスクの戦略リスク要素から生じている。

個人顧客および中堅企業(PBC)のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業(SME)貸出からの信用リスクと投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。2015年度のPBCの全体的なリスク・プロファイルの増加は、上昇したクレジット・スプレッド・リスクのみならず、(主に華夏銀行と関連する)投資リスクの手法のアップデートにも起因する。

グローバル・トラザクション・バンキング(GTB)の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業における信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関連している。比較的低いマーケット・リスクは、顧客預金のモデリングから生じる。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント(Deutsche AWM)の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、Deutsche AWMのアドバイザーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。2015年度において経済的資本使用額が増加したのは、主に保証型ファンドのポートフォリオ構成のクレジット・スプレッドおよび債務不履行リスクの増加に起因してトレーディング以外のマーケット・リスクが増加したこと、およびAMAモデル内の部門間の配分手法の変更に基づきグループのオペレーショナル・リスク資本の割合が増加したことによるものであった。

非中核事業部門(NCOU)のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、主にリスク圧縮の加速の対象となる可能性がある信用リスクおよびマーケット・リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクを対象としている。グループ内の配分手法の変更の影響を受け、NCOUのリスク・プロファイルに占めるオペレーショナル・リスクの割合はこの1年で著しく減少した。

連結および調整は主に、構造的な為替リスクおよび年金リスク、株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2014年度に比べてトレーディング以外のマーケット・リスクが増加しているが、これは構造的な為替リスクの上昇や株式報酬リスクの手法の変更によるものである。

## リスクおよび資本のフレームワーク

### リスク管理原則およびガバナンス

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

『

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。
- 当行は、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用している。第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、すべての業務部門およびサービスを提供しているインフラ部門（グループ・テクノロジー・オペレーションおよびコーポレート・サービス）であり、これらはリスク保有者である。第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、すべての独立したリスクおよび統制機能である。第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、当行の統制の有効性を保証している。この3LoDモデルおよびその基本的方針は、グループ・レベル、地域、国、支店および法人等、組織のあらゆるレベルに適用される。どの3LoDも互いに独立しており、すべてのレベルにおいて、策定された基本的方針の順守を確保するための仕組みを維持することに責任を負っている。
- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、戦略および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 重要なリスク種類はすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスクが含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、重要なリスク種類全体にわたり横断的に実施される。標準以外のリスク（風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク内で暗黙のうちにカバーされている。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は当行の破綻処理当局である単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）によって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者救済措置の必要性がないようにすること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として設計されている。

### リスク・ガバナンス

当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。』

欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、本報告書の「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの管理階層により団結したリスク統治を行っている。

『

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスク、オペレーショナル・リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用リスク戦略、信用ポートフォリオ、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源

の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略実施を監視するための支援をする。

- 公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析しその回避を提言している。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。監査役会との合意により、リソースおよびリスクの効果的なガバナンスを確実にすることを目的として、取締役会は資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）、リスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）、非財務リスク執行委員会（以下「NFR ExCo」という。）、およびグループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）を設定している。これらの役割については以下に詳述されている。2015年度第4四半期に、取締役会は直接設置委員会の数を合理化した。これにより委員会ガバナンス構造の改変が進められており、2016年4月1日より、リスク管理に関連する問題を一つの委員会に集約することとなる。』

『

#### ドイツ銀行グループのリスク管理ガバナンス構造



以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- CaRは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達/流動性ニーズと、当行グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク部、政府および規制関連業務部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRは措置に着手および/または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申すべきかまたはその他の措置が取られる必要があるかを判断する責任を有している。CaRは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび/または措置の実施を提言する。
- リスクExCoは、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、評価およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。

- 非財務リスク執行委員会（NFR Exco）は、ドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好のフレームワークを定義づけ、3つの防衛線の方針および、業務部門とコントロール機能の間、またはコントロール機能間の相互依存を含む非財務リスクのオペレーティング・モデルを監視およびコントロールすることを課されている。
- グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）は風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各ユニットが不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有している。
- ポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）は、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、主要な集中リスクのレビューや統治を含むグループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。
- リビング・ウィル委員会（以下「LWC」という。）は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画ならびに当行グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。
- 規制自己資本委員会（以下「RCC」という。）は、当行の資本およびリスク委員会のさらなる小委員会である。これは、当行のリスク定量化モデルに関する監督の任務を負っている。RCCは、当行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）の監視および統制に関しても責任を負っている。PRCとともに当行のグループ全体のストレス・テストを監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善の推進を目標としている。

複数の上級メンバーはCaRのメンバーであり、リスクExCo、NFR ExCoおよび/またはGRRCのメンバーでもあることから、これらの委員会間での情報の流れが促進される。』

当行は、前述の委員会構造を継続的に強化し、今後最終的にはリスク問題を監督するグループ・リスク委員会という、取締役会により設置された単一の委員会にしていく。

『

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール（流動性リスクを含む。）およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、最高リスク責任者は、資産と負債のギャップ、資本、流動性、法務、コンプライアンス、規制上のリスクおよびその他の非財務リスクを含む包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROは、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

- 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手続および手法を決定し導入する。
- 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

専属の部門最高リスク責任者や、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては地域最高リスク責任者が、総体的リスク管理カバレッジを設定するよう指名されている。2016年1月以降は、ドイツ銀行の業務部門と合わせて部門最高リスク責任者の責任も整理されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに報告する系統を有している。

当行の3LoDプログラムは2015年度に完了し、3LoDフレームワークの策定および維持管理はORMに移転した。3LoDプログラムにより、部門統制責任者（以下「DCO」という。）が設置され、これによりリスク保有者として第1のLoDにおける機能を強化するとともに、第2のLoDの統制機能における責任範囲を明確にし基準を強化した。第1および第2のLoDによる統制環境の有効性を管理するための新しい非財務リスクおよび統制管理のフレームワークならびにITプラットフォームが構築され、現在展開、さらに強化されているところである。

リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行（規制の遵守を含む。）間のより強い結びつきを確立する。



- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

2016年1月より、これらのタスクは新設されたエンタープライズ・リスク・マネジメント（以下「ERM」という。）機能に統合されている。ERMは、合意されたリスク選好の枠内で、銀行全体のリスクを識別し管理することを目的とした銀行全体のリスク管理のフレームワークも定めている。

また、2016年1月より、グループ・データ・マネジメント・オフィス（GDMO）およびチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィス（CISO）の監視をしている第2の防衛線は、コーポレート・セキュリティ・アンド・ビジネス・コンティニュイティ（CSBC）と同様に、リスク・オーガニゼーションに移転し、当行が非財務リスクの全体管理により重点的に取り組んでいることを示している。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、当行の第3の防衛線として独立の立場から、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手続ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- ポストバンクにおける主要なグループのリスク方針の導入。

そのすべてにおいてポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーが投票メンバーであるポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

2014年度において、大規模顧客の完全な統合が完了していた。これらは現在、当行の信用プラットフォームにおいて中央管理されており、規制当局は、大規模法人顧客および金融機関の共同モデルのパラメータの利用に関する規制上の承認を延長した。

ポストバンクおよびその子会社を連結から除外し売却しようとする意図を示した2015年4月末におけるストラテジー2020の発表後は、さらなるシステム統合は中止されている。しかしながら、上述の統合および共同リスク管理の達成レベルについては、ポストバンクがドイツ銀行グループから外れるまでは維持され、変更されない予定である。』

平行して、ポストバンクのサブグループを完全に分離する準備が開始している。分離するためのあらゆる準備の基本的な前提条件は、ポストバンクが継続的なオペレーション能力を維持し、常に規制要件を順守しつづけることである。

## リスク文化

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。当行の目標は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することである。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻繁に強靱なリスク文化の重要性を伝えている。加えて、リスク文化について従業員の理解や知識を醸成するために、ドイツ銀行のソーシャルメディア・プラットフォームに、産業レポートや記事が掲載される専用のリスク文化ライブラリーを設けている。

2015年度通年および2016年度にかけて、研修の有効性に対する注目が高まった。追加で新しい研修を導入するより、可能な限り既存の研修コースに新しいメッセージを組み込むことによって最新のものに更新し、受講者の過度な負担とならないようにしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化に関連する行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスはCB&SおよびGTBにおいて2010年度に初めて試験的に導入され、その後すべての部門に広げられ、2015年7月にPBCインターナショナルが最後にこのプロセスを導入している。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するように設計されている。

リスク文化の相対的評価に資するべく、2015年度はリスク文化フレームワークが発展した年であった。このフレームワークは、強固なリスク文化の発展に貢献するような方策や、当行グループおよび部門レベルで満たすべき最低限の基準を明確にするものである。2016年度には、このフレームワークが業務全体に導入され適用されることになる。

新しく策定されたリスク文化フレームワークに基づき、リスク文化年次報告書が作成され、2015年度末に取締役会および監査役会のリスク委員会に提示された。これは、当行のリスク文化に関して上級管理職が認知していることを確実にするためのドイツ銀行のコミットメントの一部を構成する。

#### リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、リスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的基準の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行は、当計画の遵守をテストし、ストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップ・ダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトム・アップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行は、リスク選好およびリスク能力を決定するため、将来を考慮した基準で異なるグループ・レベルのトリガーおよび限界値を設定し、追加措置のための上申要件を定めている。当行は、当行がさらされている重要なリスクに対し感応的で、財務健全性の重要な指標として機能することが可能なリスク指標を指定している。これに加えて、当行はリスクおよび再建管理ガバナンス・フレームワークをリスク選好フレームワークと結び付けている。具体的には、当行はストレス下における一連の測定基準（CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1（以下「CET 1」という。）比率、内部適正自己資本（以下「ICA」という。）比率およびストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「SNLP」という。）を、定期的を実施されるベンチマークの範囲内およびより厳格なグループ全体のストレス・テストの範囲内で評価し、これらを以下の表で定義するRed-Amber-Green（以下「RAG」という。）の水準と比較している。

#### 主要な測定基準に関するリスク選好基準

| LAGの水準 | CRR/CRD 4の完全適用による<br>CET 1資本比率 | 内部適正自己資本    | ストレス下における<br>正味流動性ポジション |
|--------|--------------------------------|-------------|-------------------------|
| 正常     | 8.5%超                          | 140%超       | 50億ユーロ超                 |
| 警告     | 8.5% - 5.5%                    | 140% - 120% | 50億ユーロ - 0+10億ユーロ       |
| 危機的状況  | 5.5%未満                         | 120%未満      | 0+10億ユーロ未満              |

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。2015年度を通じて、当行の実際のリスク・プロファイルは、上表で定義された正常レベルを維持していた。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。2015年11月に、当行の年次リスク選好基準の調整実行の一環として、当行は正常レベルおよび危機的状況レベルのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1比率をそれぞれ10%超および7.25%未満に調整した。さらには流動性カバレッジ比率（LCR）およびレバレッジ比率（LR）を含むよう主要な測定基準を強化し、LCRの正常レベルおよび危機的状況レベルはそれぞれ105%超および100%未満、LR（CRR/CRD4の完全適用）は3.2%超および3.1%未満とされた。これらの変更はすべて2016年1月1日から適用される。

## リスクおよび資本計画

### 戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンへの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップ・ダウンの目標設定およびボトム・アップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップ・ダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略的方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセスの要求を遵守していることも確実にする。2015年12月、ECBはドイツ銀行に対し、連結グループは常に段階的適用ベースにおけるCET 1比率を10.25%以上に維持しなければならない

い旨を伝達した。ドイツ銀行のG-SIBバッファは現在2.0%であるが、4年の段階適用期間においては最低限度枠に含まれていない。

#### 内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル3の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

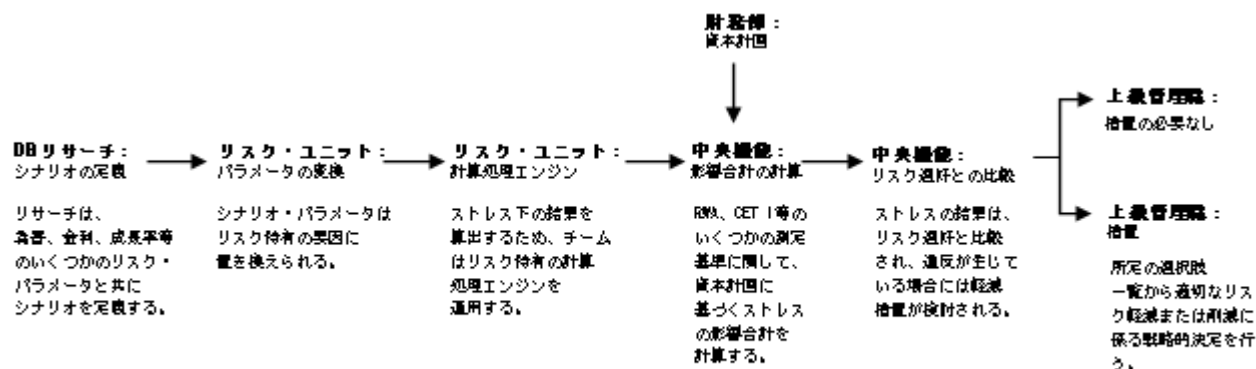
- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス
- 承認されたリスク、レバレッジおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスク、レバレッジおよび資本に関する経営陣への定期的な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

#### ストレス・テスト

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的に実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは通常は1年間であるが、シナリオの前提により必要があれば、複数年に延長することもできる。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが実施される。統合された手続きにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

当行の内部的なストレス・テストの初期段階は、事業専門家と協力してdbResearchによりマクロ経済の低迷シナリオを定義することから構成される。dbResearchは世界中の政治および経済の推移を監視しており、潜在的に有害なシナリオを識別するマクロ経済ヒートマップを維持している。定量的モデルおよび専門家の判断に基づき、為替レート、金利、GDP成長率または失業率のような経済パラメータが、当行の事業への影響を反映するために適宜設定される。シナリオ・パラメータは、リスク・ユニットにおいて対象となる問題の専門家による特定のリスク要因に置き換えられる。当行のストレス・テストのための内部モデルのフレームワークに基づき、リスク・ウェイトド・アセット、損益への影響およびリスク種類ごとの経済的資本等の主要な測定基準がストレス下で算定される。これらの結果はグループ・レベルで集約され、ストレス下におけるSNLP、CET 1比率およびICA比率等の主要な測定基準が算定される。ストレス・テストの結果および基礎となるシナリオは、リスク部、財務部および事業ユニット内のシニア・マネージャーによって様々なレベルでリスク種類全体にわたりレビューされる。これらの結果を当行の所定のリスク選好と比較し一定の限度枠を超える場合には、上級管理職は、全体的な戦略的および資本計画と整合した、ストレスの影響を和らげるための特定の軽減措置を決定する。また、この結果は、危機の際の銀行の回収可能性に関して重要な再建計画に織り込まれる。この結果は、特定の業務の脆弱性に対する重要な知見を提供し、銀行の全体的なリスク・プロファイルの評価に貢献するものであることから、最高水準の注意を喚起するために取締役会以下上級管理職に提出される。2015年度において、当行は様々な厳しいストレス事象に基づく内部的なストレス・テスト・プログラムの範囲内で引き続き十分な資本を有していた。当行の整備された再建手法の集積から措置を選択することにより、これらのストレス・シナリオ下の不足額を直接軽減することができるであろう。リバース・ストレス・テストは、当行のビジネス・モデルに関して、当行が存続不可能になるシナリオの重大度を決定するために年次で実施される。このようなリバース・ストレス・テストは、仮想のマクロ経済シナリオまたは特異的な事象に基づき、当行の業績に対する主要なリスクの重大な影響を考慮に入れる。リバース・ストレス・テストに従って当行が存続不可能になるような仮想のマクロ経済シナリオを現在の経済環境と比較することで、当行はこのような仮想のマクロ経済シナリオが発生する可能性は極めて低いと考えている。リバース・ストレス・テストのシナリオの極めて低い発生可能性を考えると、当行の事業の継続性はリスクにさらされていないと当行は考えている。

ドイツ銀行グループのストレス・テストのフレームワーク



リスクの報告および測定システム

当行のリスク・データ・システムは、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク（法務リスクを含む）、ビジネス・リスク、風評リスク、流動性リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスクに関し、規制上の報告および外部開示ならびに内部経営管理報告を支援している。リスク・インフラは、関連する法人企業および業務部門を包含し、リスク・ポジション、適正自己資本および限度枠利用について関連機能に対し定期的にはまたは特別に行われる報告のための基礎を提供している。財務部およびリスク部内に設置されたユニットが、リスク関連データの十分な質および統一性を促進しながら、リスクの測定、分析および報告を行う責任を引き受けている。当行のリスク管理システムは、リスクに基づく監査アプローチに従ってグループ監査部によってレビューされている。

中央のガバナンス組織に当行グループのリスク・エクスポージャー関連の情報を提供するために用いる、リスクおよび資本管理に関する主要な報告書は、以下のとおりである。

- 当行のリスクおよび資本プロファイルは、CaRおよび取締役会に月次で提出され、その後に監査役会のリスク委員会に参考情報として提出される。この報告書は、当行グループの現在のリスク、資本および流動性の状況の概要からなり、規制自己資本および内部資本の適正性に関する情報も組み込まれている。
- 当行の資本、流動性および資金調達に関する概要は、グループ資本管理およびグループ財務部長により、CaRに毎月提出される。この報告書は、CRR/CRD 4に基づく普通株式等Tier 1資本およびCRR/CRD 4によるレバレッジ比率ならびに当行の現在の資金調達・流動性の状況、流動性ストレス・テストの結果および偶発事象の測定尺度の概要を含む重要な測定基準に関する情報からなる。
- 四半期毎に2回および/またはそれ以上の頻度で実施されるグループ全体のマクロ経済のストレス・テストの結果がPRCに報告され議論される。

上記の報告書は、リスク部および財務部の、他の一連の標準および特別の経営管理報告書により補完される。これらは、グループ・レベルのリスクおよび資本管理に責任を負う複数の異なる上級委員会に提示される。

再建および破綻処理計画

2007年/2008年の金融危機は、銀行および広範な金融市場を前例のない圧力にさらした。これらの圧力により、一部の銀行は政府からの大規模支援を求め、中央銀行による大規模介入を招いた。また、この危機は多くの金融機関に、事業を大幅に再構築し、資本、流動性および資金調達基盤を強化することを強いた。この危機は、多くの金融機関が、急速に進展するシステムミック危機に十分に備えていなかったため、潜在的な破綻を回避し、金融システムおよび最終的には経済および社会に重大な悪影響を与えることを防ぐ方法で行動および対処できないことを明らかにした。

この危機に対応して、金融安定化委員会（FSB）は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の一覧を公表し、そのメンバーである金融機関に対しG-SIB内における再建および破綻処理計画の作成を命じて支援する旨を助言した。これに対応する法律が欧州連合（EU）加盟国、ドイツ、英国および米国を含むいくつかの法域で制定または場合に依りて提案された。当行はG-SIBの1行として識別されたため、当行グループの再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを関連する当行の規制当局に提出した。事業および規制上の要件の変動を反映するため、再建計画は少なくとも年1回更新される。

再建計画は、極端なストレスのかかった状況において当行の財務体質および存続可能性を回復する準備を当行に実施させる。再建計画のより具体的な目的は、当行の資本または流動性ポジションに重大な影響を与える金融ストレスのかかった状況にどのように対応可能かの概要をまとめる点である。そのため、これは当行、当行の顧客および市場を守り、よりコストの高い潜在的な破綻処理事象を防ぐことを目的とした一連の所定の措置を定めている。規制上のガイダンスに従って、当行は様々な種類のストレス・シナリオを軽減する幅広い再建手法を識別している。これらのシナリオは特異かつ市場全体の両方の事象

から生じる。これは、資本および流動性に重大な影響を与え、当行の業績および貸借対照表にも影響を与える。再建計画（対応する方針を含む。）は、危機的状況が発生した場合に、再建措置の効果的な監視、上申、計画および実行を可能にすることを目的としている。

再建計画の主な目的は、当行が十分な資本および資金調達を維持するために適切な再建措置を選定することによって、危機的状況からの再建を支援することである。この計画は、危機が当行の存続を脅かす可能性のある極端なシナリオ（例えば重大な資本の喪失または必要な時に市場の流動性にアクセスできない状況）において、当行のリスク管理フレームワークを拡大し実行することができる。取締役会は、いつ再建計画を実行しなければならないか、どの再建手法が適切と考えられるかを決定する。

再建計画は、銀行再建および破綻処理指令（ドイツで導入済）および単一破綻処理メカニズム規制に基づき欧州連合内で当行に適用される規制ならびにその他の主要法域の規制を含む多数の規制をカバーするよう設計されている。さらに、この計画は、当行の監督当局ならびに主要な国内およびホスト当局により組織された当行の危機管理グループ（以下「CMG」という。）との広範囲の協議からのフィードバックを組み込んでいる。当行は、当行に影響を与える世界的な金融危機の管理および解決に対する準備を強化および促進する目的でCMGに報告を行う。また、このCMGは、当行がシステミックな存在感を有しているその他の法域における当局と緊密に協力することを目的としている。

また、当行は、銀行再建および破綻処理指令、単一破綻処理メカニズム規制およびドイツ再建および破綻処理法（以下「Sanierungs- und Abwicklungsgesetz」または「SAG」という。）に規定されるドイツ銀行のグループ破綻処理計画を作成するため当行の国内の破綻処理当局と緊密に作業を行っている。

さらに、ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法の第1編、ならびに連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社（以下「FDIC」という。）によって公表された施行規則は、ドイツ銀行AGを含む資産500億米ドル超の各銀行の持株会社に、重大な財政難または破産が生じた場合の子会社の整然とした破綻処理および運営計画（以下「第1編の米国の破綻処理計画」という。）を毎年作成および提出することを要求している。当行等の国外に拠点を置く対象となる会社に関しては、第1編の米国破綻処理計画は、子会社、支店、代理店ならびに全体または重要部分について米国を拠点とするまたは米国で運営されている事業にのみ関連している。2014年度において、第1編の米国の破綻処理計画に加えて、米国において当行が保証する預託機関（以下「IDI」という。）の一つであるDeutsche Bank Trust Company Americas（以下「DBTCA」という。）は、FDICの最終規則の対象となった。FDICの最終規則は、連邦預金保険法（以下「IDI規則」という。）に基づく破綻の場合の破綻処理計画（以下「IDI計画」という。また、第1編の米国の破綻処理計画とあわせて「米国の破綻処理計画」という。）をFDICに対して定期的に提出することを資産合計500億米ドル以上のIDIに対して要求するものである。2014年度に、当行は、IDI規則の要求にも対応するように、第1編の米国の破綻処理計画を拡充した。2015年度にDBTCAは個別のIDI計画を策定、提出した。

米国の破綻処理計画の核となるのは、重要な法人（以下「ME」という。）、核となる事業ライン（以下「CBL」という。）、重要な事業（以下「CO」という。）およびIDI計画の目的上は重要なサービスである。米国の破綻処理計画は、COまたはCBLの活動にとって重要な事業体として定義される各MEに関して破綻処理戦略を計画し、どのように各ME、CBLおよびCO（適用される場合）が迅速かつ整然とした方法で、米国の金融の安定に対しシステミックな影響を与えることなく破綻処理されるかを説明している。米国の破綻処理計画は、破綻処理中の重要なサービスの継続に関する戦略についても議論している。米国の破綻処理計画において対処される主要な要因には、以下を確実に実施する方法が含まれている。

- その他の米国および米国外の法人ならびに支払サービサー、取引所および主要ベンダーのような第三者からのサービスに対する継続的アクセス
- 外部および内部の両方の源泉からの資金調達の利用可能性
- 破綻処理中の主要な従業員の確保
- 効率的かつ協調的な国外の契約の終了

米国の破綻処理計画は、事業、重要なインフラおよび主要な相互関係を正確に反映するために、米国の事業およびインフラ・グループと共同で起草された。

## リスクおよび資本管理

### 資本管理

『

当行の財務機能は、グループ・レベルおよび各地域における地域レベルで、ソルベンシー、自己資本比率およびレバレッジ比率を管理している。財務部は、株式および資本性金融商品の発行および買戻し、自己資本比率の為替相場変動によるヘッジ、主要な金融資源の設定の制限、帳簿上の資本の配分および地域別の資本計画を含む、資本戦略（それ自体は資本およびリスク委員会が策定し取締役会が承認する。）を実施する。当行は、経済的および規制上の両方の観点から、健全な資本の維持に全力を尽くしている。当行は、常におよびあらゆる観点から、経済的および規制上の考察の最善のバランスを達成するために、当行の全体的な資本の需要と供給を継続的に監視および調整している。これらの観点には、IFRSの会計基準に基づく帳簿上の資本、規制自己資本および経済的資本、ならびに格付機関による特定の所要自己資本が含まれている。

財務部は、資本性金融商品、すなわち普通株式等Tier 1資本、その他Tier 1およびTier 2資本性金融商品の発行および買戻しを管理する。財務部は、負債管理取引のため、常に、市場を監視している。当該取引は、当行の発行債を額面未満で買い戻すことにより普通株式等Tier 1資本を創出する、カウンターシクリカルな機会を示している。

当行のコアの通貨は、ユーロ、米ドルおよび英ポンドである。財務部は、コア通貨の変動に対する当行の自己資本比率の感応度を管理している。当行の在外子会社および支店に投下された他のコア以外の通貨建ての資本は、その大部分が外国為替の変動に対してヘッジされている。財務部は、どの通貨をヘッジすべきかを決定し、リスク管理部と緊密に連携して適切なヘッジ戦略を策定し、最終的にこれらのヘッジを実行する。』

### 金融資源の上限設定

『

主要な金融資源は、以下のガバナンス・プロセスおよびインセンティブによる影響を受ける。

目標の資源キャパシティは、CET 1およびレバレッジ比率の目標値と合わせて年次戦略計画の中で見直される。四半期プロセスにおいて、資本およびリスク委員会は、戦略的計画に基づき市況や短期的な見通しを加味しながら決定された資本需要総額およびレバレッジ・エクスポージャーの部門別の資源の上限を承認する。これらの限度枠は、緊密な監視プロセスおよび超過メカニズムにより実行される。

報告期間の間、当行は、銀行にとってのレバレッジ要求の重要性の増加に応えるべく内部資本配分のフレームワークの手法を拡張した。規制上の要件は、CET 1比率（ソルベンシー）とレバレッジ比率（レバレッジ）の要求のいずれが高い方に左右される。内部的な資本配分の順位については、ソルベンシーに基づく配分が優先され、次に増分レバレッジによる配分が行われる。新手法では2段階のアプローチを使用しており、まず、ソルベンシーに基づく平均アクティブ資本の配分が、外部に伝達済の目標であるCET 1ソルベンシー比率12.5%（CRR/CRD 4を完全適用ベースで計算）を満たすまで行われ、次に、各部門の比例レバレッジ・エクスポージャーに基づく増分レバレッジ資本配分が、外部に伝達済の目標であるレバレッジ比率4.5%（CRR/CRD 4を完全適用ベースで計算）を満たすために行われる。この配分は、CET 1およびレバレッジ比率に関する外部に伝達済の目標に修正が必要な場合には、見直される。新手法ではさらに、各事業セグメントに関して異なる資本コスト率を適用し、個々のビジネス・モデルの利益の変動性をより差別化した方法で反映している。これにより、業績管理および投資決定の改善が可能になる。

当行の全世界の支店および子会社の資本のニーズをカバーする地域の資本計画は、年に1回作成され、グループ投資委員会に提出される。子会社の大部分は、法律上および規制上の所要自己資本が課せられている。資本および流動性を策定、実施、テストする際に、当行は、このような法律上および規制上の要件を十分に考慮に入れる。

さらに、財務部は、ドイツ銀行最大の年金基金の投資委員会のメンバーとなっており、同委員会が投資の指針を設定している。このことは、年金資産と年金負債の整合性を確保し、結果として当行の資本基盤を保護することを意図している。』

### リスクの識別および評価

『

当行は事業活動の結果として以下に記載する様々なリスクに直面する。これらのリスクには、信用リスク、マーケット・リスク、ビジネス・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、風評リスクおよびモデル・リスクが含まれ、以下の項で説明されている。当行のリスクの識別および評価プロセスでは、組織横断的に知力を利用し、可能な限り既存の情報を有効活用する。組織内にわたり、関連する測定尺度や指標を把握するための業務プロセスが存在する。すべてのプロセスの主要な目的は、既存および新たに発生しているリスク問題について、十分な透明性と理解を提供し、リスク横断的で総括的な視点を確実にすることである。リスク一覧は、MaRiskに沿ってリスクの識別および重要性評価プロセスを実施することにより、少なくとも年1回または必要な場合は数回更新される。

3つの防衛線の分類法にあわせて、当行では2016年1月1日より当行の主要なリスクを財務リスクと非財務リスクとに分類する。財務リスクは、信用リスク（相手先、カントリー、プロダクトおよび業界リスクを含む）、マーケット・リスク（トレーディング、トレーディング以外のリスク、取引債務不履行リスクを含む）、流動性リスク、およびビジネス・リスクから構成されている。非財務リスクは、オペレーショナル・リスクおよび風評リスクで構成されており、コンプライアンス・リスク、法務リスク、モデル・リスクおよび情報セキュリティ・リスクは、当行のオペレーショナル・リスクのフレームワークで把握されている。目標は、当行の重要なリスクについてよりよい統制環境を保有することである。

信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクから規制自己資本が導かれる。当行の内部の適正自己資本評価プロセスの一環として、当行は、当行の事業活動から生じるリスクをカバーするために、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクに係る経済的資本の金額を、これらのリスク種類全体にわたる分散効果を考慮に入れて計算する。さらに、当行の経済的資本フレームワークは、例えば専用の経済的資本モデルが存在しない風評リスク、借換リスクなどの追加的なリスクを暗黙のうちにカバーしている。当行は、流動性リスクを経済的資本の計算から除外し、特化した流動性リスク管理により統制している。』



## 信用リスク管理

### 信用リスクのフレームワーク

『

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブ）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスクの4つの重要なカテゴリーを含んでいる。

- 債務不履行リスクは、信用リスクの最も重要な要素であり、相手先が上記の債権に関連する契約上の義務を履行しないリスクである。
- 業界リスクは、特定の業界の事業運営環境が悪化し、それによりその業界で事業を運営する相手先の財務プロファイルが悪化し、その結果これらの相手先のポートフォリオ全体にわたって信用リスクが増加するリスクをいう。
- カントリー・リスクは、ある国において、重要な経済状況の悪化、政治的・社会的激変、資産の国有化・没収、対外債務に対する政府による支払拒絶または破壊的な通貨の下落・切り下げを含む、主にその法域における相手先に影響を与える様々なマクロ経済または社会的事象により、当行が予期しない債務不履行または決済リスクおよびその後の損失を経験する可能性があるリスクである。また、カントリー・リスクは、国家の直接的介入により非居住者に対する資産の移転ができなくなったため債務者がその義務を履行することができなくなった際に生じる移転リスクを含んでいる。
- プロダクト・リスクには、特定の借手との取引により生じる可能性がある商品固有の信用リスクが含まれている。これには、債務不履行時に実際に信用エクスポージャーがある可能性や、回収の見込み、エクスポージャーの期間が考慮される。また、このカテゴリーには「決済リスク」も含まれる。決済リスクとは、取引の決済または清算が行われないリスクであり、現金、有価証券および/またはその他の資産の交換が同時でない場合には常に生じ、当行は相手先が債務不履行をした場合の潜在的損失にさらされる。

当行は以下の原理および原則を用いて信用リスクを測定、管理、軽減、報告および監視している。

- 当行の信用リスク管理機能は、当行の業務部門から独立しており、当行の各部門において、与信息意思決定の基準、プロセスおよび原則が一貫して適用される。
- 信用リスク管理の主要原則は、顧客の信用に関するデュー・ディリジェンスである。最初の防衛線である当行の業務部門の担当者と共同で、当行の顧客の選択が達成される。
- 当行は、分散された信用ポートフォリオを維持することで、過度の集中リスクおよびテール・リスク（多額の非予想損失）を防ぐことを目指している。特定の顧客、業界、国および商品への集中は、当行のリスク選好に対して評価および管理される。
- 当行は、相手先およびポートフォリオ・レベルに係る大きな方向での信用リスクを回避することを目指して、引受基準を維持している。その関連で、当行は、無担保のキャッシュ・ポジションを引受け、リスク軽減目的でヘッジを積極的に使用する。加えて、当行は担保契約を通じて当行のデリバティブ・ポートフォリオを担保することを目指しており、基礎となる市場の変動からの信用リスクをさらに軽減するために追加的に集中リスクをヘッジすることがある。
- あらゆる相手先に対する新たな与信枠および既存の与信枠の延長または重要な変更（残存期間、担保構成または主要な約款等）にはすべて、適切な権限レベルでの与信承認が必要である。当行は、資格、経験および研修内容に応じて各人に与信承認権限を委譲し、これを定期的にレビューする。
- 当行は、規制上の要件に従って、グローバル・ベースで、連結グループ全体にわたる各債務者に対するすべての信用エクスポージャーを測定し、統合する。
- 当行は信用エクスポージャーを「一債務者の原則」に基づいて管理する。当該原則に基づき、相互関連のある借手グループ（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有する場合）に対する与信枠はすべて、一グループの下に統合される。
- 当行は、内部顧客格付を算出し、取引を分析および承認し、ポートフォリオを監視し、ワークアウト顧客をカバーするための専門チームを（必要に応じて）信用リスク管理部内に設置している。NCOUに移管された資産に関する信用カバレッジには、当行の中核信用組織の専門知識を利用する。』

### 信用リスクの測定

『

信用リスクは、以下に記載されている信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。

信用格付は、当行の引受および与信プロセスの不可欠な部分であり、相手先およびポートフォリオのレベルにおけるリスク選好の決定、与信意思決定、取引価格設定だけでなく信用リスク規制資本の決定のための基礎を形成する。借手はそれぞれ格付けされ、各格付は少なくとも年1回見直されなければならない。相手先に関する継続的な監視は、格付が最新状態に保たれることに貢献する。信用格付なしで与信限度枠が設定されてはならない。各信用格付に関して適切な格付アプローチを適用しなければならず、算出された信用格付は関連システムにおいて設定されなければならない。エクスポージャー・クラス（中央政府および中央銀行、機関、法人ならびにリテールを含む。）の固有の特性を最もよく反映するために、さまざまな格付アプローチが確立されている。

当行の非均質なポートフォリオにおける相手先は、当行の独立した信用リスク管理機能によって格付けされる。コントリビューション・リスク関連の格付は、dbResearchから入手される。

当行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。』

ポストバンクを除く当行の格付手法はすべて、当該手法を与信意思決定および自己資本計算に最初に使用する前に、または当該手法を大幅に変更する前に、規制自己資本委員会の小委員会である資本手法委員会（以下「CMC」という。）による承認を得なければならない。加えて、規制上の承認が必要な場合もある。モデルの開発から独立した立場で、グローバル・モデル・バリデーション・アンド・ガバナンスが手法の評価を実施する。内部方針で規定する定期的な検証プロセスの結果は、当該検証結果が変更につながらない場合であっても、CMCに報告されなければならない。格付手法に関する検証計画は各暦年の年初にCMCに提出され、四半期ごとに最新の状況が報告される。

ポストバンクについては、内部格付システムの有効性の実現および監視に関する責任は、ポストバンクのリスク分析ユニットおよびポストバンクの信用リスク統制部のリーダーが委員長を務めるポストバンクの検証委員会が負う。格付システムはすべて、最高信用リスク責任者が委員長を務めるポストバンクの銀行リスク委員会の承認を得る必要がある。格付システムの有効性および格付結果は、ポストバンクの取締役会に定期的に報告される。ドイツ銀行の上級管理職のポストバンクの委員会への参加およびその逆による相互の委員会のメンバーシップを通じて、共同ガバナンスが確保される。

『

当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する信用格付け以外の主要な信用リスクの測定基準（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）は、内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーである。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行は、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。』

当行は、リスク・ウェイトド・アセットを測定して信用リスクに関する規制自己資本需要を算定するにあたり、先進的、基礎的および標準的アプローチを用いており、このうち、先進的および基礎的が当行の規制当局により認められている。

先進的内部格付手法（以下「IRBA」という。）は、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能な最も洗練されたアプローチであり、これにより当行は、当行の内部信用格付手法に加え、特定のその他のリスク・パラメータに関する内部の見積りを使用することができる。これらの手法およびパラメータは、内部リスク測定および管理プロセスにおける長年使用されてきた主要な構成要素であり、与信承認手続、経済的資本および予想損失の計算、ならびに内部での信用リスクの監視および報告を支援する。関連パラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）、規制上のリスク・ウェイトを算出するデフォルト時損失率（以下「LGD」という。）およびマチュリティ（以下「M」という。）、ならびに規制上のデフォルト時エクスポージャー（以下「EAD」という。）の見積りの一部としての与信換算掛目（以下「CCF」という。）が含まれる。デリバティブの相手先エクスポージャーおよび証券金融取引（以下「SFT」という。）の大部分に関して、当行はEADを計算するために、CRRおよびSolvに従って内部モデル手法（以下「IMM」という。）を使用している。当行の内部格付システムの大部分については、これらのパラメータを評価するために、7年を超す過去の情報が利用可能である。当行の内部格付手法では、スルー・ザ・サイクル格付ではなくポイント・イン・タイム格付を反映している。

当行は、当行の基礎的IRBAに適切なポストバンクの残りの信用ポートフォリオの大部分に対して、これらが2015年度中に先進的IRBAに新たに割り当てられていない範囲で、基礎的IRBAを適用している。基礎的IRBAは、信用リスクに関する規制上のフレームワークの下で利用可能なアプローチであり、機関は、機関内部の格付手法を使用し、一方で、他のすべてのリスク・パラメータについては事前に定められた規制上の数値を使用することができる。内部見積りの対象となるパラメータには、デフォルト確率（以下「PD」という。）が含まれ、一方、デフォルト時損失率（以下「LGD」という。）および与信換算掛目（以下「CCF」という。）は規制上のフレームワークにおいて定められている。

当行は、当行の信用リスク・エクスポージャーのサブセットに対して標準的アプローチを適用している。標準的アプローチでは、規制当局によって事前に定められた固定のリスク・ウェイトに従って、または外部格付の適用を通じて、信用リスクを測定する。当行は、CRR第150条に従って、一定の信用エクスポージャーを恒久的に標準的アプローチに割り当てている。これらは主に、ドイツ連邦共和国およびその他のドイツの公共部門事業者に対するエクスポージャーならびに必要な条件を満たす他の欧州連合加盟国の中央政府に対するエクスポージャーである。これらのエクスポージャーが標準的アプローチ内のエクスポージャーの半分以上を占め、その大部分は0%のリスク・ウェイトを受ける。しかし、内部目的では、これらのエクスポージャーは内部の信用評価の対象となっており、リスク管理および経済的資本プロセスの中に完全に組み込まれている。

上記の規制自己資本需要に加えて、当行では経済的資本モデルにより信用リスクに係る内部資本需要を決定する。

当行は、信用リスクの要素として、債務不履行リスク、カントリー・リスクおよび決済リスクに関する経済的資本を計算している。当行の経済的資本のフレームワークに沿って、信用リスクに関する経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.98%の確率で吸収するレベルに設定される。当行の信用リスクに関する経済的資本は、関連的格付遷移のモンテカルロ・シミュレーションを通じて、ポートフォリオの損失分布から算出される。損失分布は、2段階でモデル化される。第1段階では、個々の信用エクスポージャーが、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャーおよびデフォルト時損失のパラメータに基づいて特定される。第2段階では、地理的地域および業界に対応した経済的要因を導入することにより、複合デフォルト確率がモデル化される。次に、内部で開発したモデルを使用してポートフォリオ損失のシミュレーションが行われるが、これには格付遷移および返済期限の影響が考慮される。誤方向デリバティブ・リスク（すなわち、債務不履行の場合のデリバティブの信用エクスポージャーが債務不履行が起らなかったシナリオよりも高くなる。）の影響は、CRRに基づいてデリバティブおよび証券金融取引に関するデフォルト時エクスポージャーを算出する際に当行自身のアルファ係数を適用することでモデル化される。アルファ係数は、リスク・ウェイトド・アセットの計算に使用されるものと同一であるが、1.0を下限としている。2015年12月31日現在のアルファ係数は1.13に調整された。当行は、予想損失、および損失分布から算出された経済的資本を、取引レベルまで下ろして割り当てることで、取引、顧客および業務レベルの管理を可能にしている。

## 信用リスクの管理および軽減

### 相手先レベルでの信用リスクの管理

『

信用関連の相手先は主に、相手先の種類（金融機関、会社または個人等）または経済圏（例えば、新興市場）とリンクした与信チーム内の信用責任者ならびに専門の格付アナリスト・チームに割り当てられる。各信用責任者は、これらの相手先および当該相手先に関連する信用関連取引に係る信用リスクを管理するための、適切な専門知識および経験を有している。リテール顧客については、与信意思決定および信用監視は、効率性のため高度に自動化されている。信用リスク管理部は、リテール与信プロセスにおいて使用される各プロセスおよび手法を全面的に監視する。各信用責任者は、割り当てられた相手先のポートフォリオについて、継続的な信用監視を実施する責任を負う。当行はまた、損失リスクが増加している可能性のある信用エクスポージャーを初期段階で識別することを目的とした手続を整備している。

債務不履行損失のリスクの高まりを呈する程度まで信用の質が低下したかまたは低下しそうな懸念のある相手先を識別した場合は通常、それぞれのエクスポージャーを要注意リストに記載する。当行は、信用エクスポージャーを効果的に管理し回収額を最大化するために、リスク管理手法の適用により、問題の起こる可能性が示された相手先を十分前もって識別することを目標としている。この早期警戒システムの目的は、行動のための十分な選択肢があるうちに、潜在的な問題に対処することである。この早期のリスク発見は当行の与信カルチャーの基本理念であり、このようなエクスポージャーに対する注意を確実に強化することを意図したものである。

与信限度枠は、信用リスク管理機能が委譲された与信権限を行使することで設定される。これは、リスク選好を考慮に入れ、対象の相手先の予想される決済のパターンを反映する方法で、CRMが事前に承認した限度枠内でなければならない決済リスクに関しても同様である。与信承認は、各与信権限保有者による与信報告書への署名をもって文書化され、将来の参考のために保管される。

与信権限は通常、各人の専門的資格および経験に応じて、個人の与信権限として各人に委譲される。委譲された与信権限はすべて、それらが権限保有者の個々の実績に照らして妥当であることの確保を支援するために、定期的にレビューされる。

各個人の与信権限が必要な与信限度枠を設定するのに不十分である場合、対象取引は、より上位の与信権限保有者に委ねられるか、必要に応じて引受委員会等の適切な与信委員会に委ねられる。個人および委員会の権限が適切な限度枠を設定するのに不十分である場合、当件の承認は取締役会に委ねられる。』

### 相手先レベルでの信用リスクの軽減

『

相手先の信用の質および当行のリスク選好の決定に加えて、当行はまた、信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を減少させるために、様々な信用リスク軽減技法を使用する。信用リスクの軽減は次の形態で適用される。

- 適切な条件が付された、包括的かつ法的強制力のある与信文書。
- 債務の回収を増加させることで損失を減少させる受入担保。
- 当行の信用ポートフォリオ戦略グループによって実行されるヘッジを含む、債務者の債務不履行リスクの可能性を第三者に対し移転するリスクの移転。
- デリバティブならびにレボおよびレボ形式の取引からの信用エクスポージャーを減少させるネットティングおよび担保契約。

## 担保

当行は通常、信用リスクにさらされる契約において、顧客から担保を受け取るまたは顧客に担保を差し入れることに合意している。担保とは、資産または第三者の債務の形での保証であり、借手の債務不履行リスクの代わりとなるか、または債務不履行の際の回収を改善させることにより、エクスポージャーの信用損失に係る固有のリスクを軽減する働きをする。担保は、返済のための代替的資金源とはなり得るが、通常、質の高い引受基準や、借手の債務返済能力の十分な評価の必要性に取って代わるものではない。

当行は受入担保を以下の2種類に分類している。

- 金融およびその他の担保は、借手がその第一義的な債務を履行する能力がないか、または履行する意思のない場合に、差入担保資産を清算することにより、当行がエクスポージャー残高の全部または一部を回収することを可能にする。現金担保、有価証券（株式、債券）、他の請求権または棚卸資産の譲渡担保、設備（例えば、工場、機械および航空機）および不動産が通常この範疇に入る。
- 保証担保は、法的契約に基づく債務を履行する借手の能力を補完するものであり、このため第三者により提供される。信用状、保険契約、輸出信用保険、保証、クレジット・デリバティブおよびリスク・パーティシペーションが通常この範疇に入る。

当行のプロセスは、当行がリスク軽減の目的で受け入れる担保が高品質であることの確保を目指している。これには、定期的に専門チームによって評価される実現可能および測定可能な担保資産に関する法的効力および強制力のある文書整備の追求が含まれる。特定の取引に関する担保の適切性の評価は、与信息意思決定の一部であり、適用される担保のヘアカット含めて保守的に実施されなければならない。当行は、担保の種類に特有のヘアカットを設定しており、これは定期的にレビューおよび承認される。この点において当行は、借手の相手先リスクが担保価値の悪化リスクと正に相関する「誤方向」リスクの特性を回避するよう努めている。保証担保については、保証人の信用度の分析プロセスが、借手に関する与信評価プロセスとリンクされている。』

## リスクの移転

第三者に対するリスクの移転は、当行の総合的リスク管理プロセスの重要な一部を形成し、完全な売却、シングル・ネームおよびポートフォリオのヘッジならびに証券化を含む様々な形式で行われる。リスクの移転は、個別に承認された職務に従って、それぞれの業務ユニットおよび当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(CPSG)によって行われる。

CPSGは、CB&Sコーポレート部門およびGTBコーポレート部門内の機関および法人の信用ポートフォリオ、レバレッジド・ポートフォリオおよびドイツ中小企業ポートフォリオの貸出金および貸出関連コミットメントの残余信用リスクを管理している。

集中的価格照会サービスとして、CPSGは、CB&S部門およびGTB部門の各業務に対し、貸出申込のための観察または算出された資本市場相場を提供する。しかしながら、その業務がその信用リスクを締結できるか否かの決定は依然として信用リスク管理部が一手に行う。

CPSGは、リスク管理規律を強化し、リターンを改善し、より効率的に資本を使用するために、信用リスクのフレームワークの中で2つの主要な目的に集中している。

- 信用ポートフォリオ内のシングル・ネームに対する信用リスクの集中を減少させる。
- 債権売却、ローン担保証券による証券化、債務不履行保険担保ならびにシングル・ネームおよびポートフォリオのクレジット・デフォルト・スワップを含む技法を利用することにより信用エクスポージャーを管理する。

## デリバティブおよび証券金融取引のネットティングおよび担保契約

ネットティングは、取引所で取引されるデリバティブとOTCデリバティブ取引の双方に適用される。ネットティングはまた、リスク軽減に関する文書、仕組みおよび性質により基礎となる信用リスクとのネットティングが認められる範囲で、証券金融取引にも適用される。

取引所で取引されるデリバティブはすべて、中央清算機関（以下「CCP」という。）を通じて清算される。当該機関は、取引を行う各事業体の間に入り、各事業体の相手先となる。利用可能な場合、および相手先と合意した範囲で、当行はCCPクリアリングを当行のOTCデリバティブ取引にも利用する。ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なCCPクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、標準

化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なCCPクリアリングを導入する予定であり、一定の金利デリバティブに関する強制的なCCPクリアリングは2016年6月21日から開始する。CCPの規則および規制では通常、同日同通貨払いのすべての金額に関する二者間の相殺（ペイメント・ネットティング）を規定しており、それにより当行の決済リスクが削減される。CCPが適用するビジネス・モデルに応じて、このペイメント・ネットティングは、CCPによって清算される当行のデリバティブのすべてに対してか、または少なくとも同じクラスを成すデリバティブに対して適用される。CCPの規則および規制の多くは、CCPの債務不履行時における清算されたすべての取引の終了、クローズ・アウトおよびネットティング（以下「クローズ・アウト・ネットティング」という。）も規定しており、それにより当行の信用リスクが削減される。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、関連するCCPのクローズ・アウト・ネットティング規定の法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

『

CCPクリアリングが利用できない場合、OTCデリバティブ取引から生じる信用リスクを削減するために、当行は相手先と標準的なマスター・アグリーメント（国際スワップおよびデリバティブ協会（ISDA）によって発行されたデリバティブ用マスター・アグリーメントやドイツの金融デリバティブ取引に関するマスター・アグリーメント等）を締結することを定期的に模索している。マスター・アグリーメントは、相手先の債務不履行時に、マスター・アグリーメントの下に締結されたデリバティブ取引から生じる権利と義務のクローズ・アウト・ネットティングを可能とし、当該相手先に対する純債権または純債務に一本化する。当行はまた、デリバティブ業務の一部（為替取引等）でマスター・アグリーメントを締結しており、この契約の下、当該マスター・アグリーメントの対象となる取引に関してペイメント・ネットティングが適用され、当行の決済リスクを削減している。リスク測定およびリスク評価のプロセスにおいて、当行は、すべての関連法域でマスター・アグリーメントの法的妥当性および強制力について当行が満足している範囲においてのみ、クローズ・アウト・ネットティングを適用する。

当行はさらに、マスター・アグリーメントの付随契約として信用補充条項（credit support annexes）（以下「CSA」という。）を締結することで、デリバティブ関連信用リスクを一層削減している。これらの条項では通常、対象エクスポージャーの定期的（通常は毎日）なマーギニングを通じてのリスク軽減を規定している。CSAではまた、相手先が証拠金請求に応じられなかった場合に関連するデリバティブ取引を終了させる権利を規定している。ネットティングと同様に、当行が当該条項に強制力があると考えられる場合、これをエクスポージャー測定に反映する。』

マスター・アグリーメントの付随契約としてのCSAの一部においては、格付トリガーが規定されており、当事者の格付が引き下げられた場合には追加担保の差入れが要求される。当行はさらに、当事者の格下げ時における追加的な契約終了事象を規定したマスター・アグリーメントも締結している。CSAおよびマスター・アグリーメントにおけるこれらの格下げ規定は、通常は両当事者に対して適用されるが、当行のみに適用される場合もある。当行は、格下げに伴う当行の潜在的な偶発的支払債務につき、流動性リスクに関するストレス・テスト・アプローチにおいて継続的に分析および監視している。当行の信用格下げによる定量的影響の評価については、「流動性リスク」の項の「ストレス・テスト結果」の表を参照のこと。

#### 信用リスク軽減内における集中

『

実施された信用リスク軽減内における集中は、類似する経済特性を備えた多数の保証人およびクレジット・デリバティブの提供者が同等の業務に従事し、経済または業界の状況変化が当該保証人および提供者の契約上の債務を満たす能力に影響を及ぼす場合に発生する可能性がある。当行は、さまざまな定量的手法および測定基準を使用して、当行の信用リスク軽減活動を監視している。これには、専用のストレス・テストによって支援される、担保の種類内における潜在的な集中の監視も含まれる。』

信用リスク軽減の適用および潜在的な集中の影響に関連した定性的および定量的詳細については、「最大信用リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。

#### ポートフォリオ・レベルでの信用リスクの管理

『

ポートフォリオ・レベルでは、信用リスクの著しい集中は、類似する経済特性を備えた、または同等の業務に従事する多数の相手先に対する重要なエクスポージャーを有することから生じる可能性がある。すなわち、これらの類似性により、契約上の債務を満たす能力が、経済または業界の状況変化から同様の影響を受ける可能性がある。

当行のポートフォリオ管理のフレームワークは、集中を許容範囲内に維持するために、当行の信用リスク・ポートフォリオ内における集中の包括的な評価を支援する。

#### 業界リスク管理

業界リスクを管理するため、当行は会社および金融機関の相手先を様々な業界別サブ・ポートフォリオにグループ分けしている。これらの各サブ・ポートフォリオに関して、通常年1回「業界バッチ報告書」が作成される。この報告書は、業界動向および当行の信用ポートフォリオに対するリスクを強調し、集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロ

ファイルを分析し、景気悪化の場合のストレス・テストを組み込む。最後に、この分析は、対象とするポートフォリオに関する与信戦略を定めるために使用される。

業界バッチ報告書は、リスク執行委員会の小委員会であるポートフォリオ・リスク委員会のさらに小委員会であるCRMポートフォリオ委員会、ならびに資本およびリスク委員会に提示され、その後取締役会に提出される。合意されたスケジュールに従って、一定数の業界バッチ報告書が、監査役会のリスク委員会にも提出される。これらの業界バッチ報告書に加えて、業界別サブ・ポートフォリオの動向は年度中、定期的に監視され、承認されたサブ・ポートフォリオ戦略と比較される。最近の動向を議論し必要な場合の対応に合意するため、CRMポートフォリオ委員会のために定期的な概略が作成される。

#### カントリー・リスク管理

地域の観点からの過度の集中を回避することもまた、当行の信用リスク管理のフレームワークの不可欠な一部である。その達成のために、新興市場および特定の先進国市場（内部のカントリー・リスク格付に基づく。）にカントリー・リスク限度枠が適用される。新興市場は地域別にグループ化され、当該各地域およびリスクの高い先進国市場に関して、通常年1回「カントリー・バッチ報告書」が作成される。当該報告書は、主要なマクロ経済の動向および見通しを評価し、ポートフォリオの構成および集中リスクをレビューし、ポートフォリオのリスク/経済価値プロファイルを分析する。これに基づき、各国に関する、および必要な場合には地域全体に関する限度枠および戦略が設定される。カントリー・リスク限度枠は、委譲された権限に従い、当行の取締役会またはポートフォリオ・リスク委員会のいずれかによって承認され、また関連するポートフォリオについては、ポストバンクの取締役会によって承認される。

カントリー限度枠のフレームワーク内で、限度枠が、各国特有の経済的および政治的事象に左右される信用リスク総額を管理するために、所定の国における相手先の信用リスク・エクスポージャーに対して設定される。当該限度枠には、現地で設立された事業体に加え、国外の多国籍企業の子会社に対するエクスポージャーが含まれる。これとは別に、移転リスク限度枠が設定され、上記の国々における当行の顧客との間のクロスボーダー・エクスポージャー（信用およびトレーディング）に適用される。また、ギャップ・リスク限度枠が、国内の誤方向リスク・エクスポージャーに起因する損失リスクを管理するために設定される。

信用リスク以外では、当行のカントリー・リスクのフレームワークは、新興市場におけるトレーディング・ポジションのマーケット・リスクを含んでおり、潜在的なストレスのかかった市場イベントが当該ポジションに及ぼす損益計算書上の影響に基づいて設定される。さらに、当行は、上記の国々におけるドイツ銀行事業体の資本ポジションやエクスポージャー（資金調達、マージンまたは保証）を含む財務リスクも考慮しており、当該リスクはこれらのクロスボーダー・ポジションに固有の移転リスクを考慮して、限度枠の対象となっている。

当行のカントリー・リスク格付は、カントリー・リスクを管理する上で主要な手法である。これらはドイツ銀行内にある独立したdbResearch機能により設定され、以下を含んでいる。

- ソプリング格付： 当該国がその外国通貨または現地通貨建の各債務を履行できない確率の測定尺度。
- 移転リスク格付： 「移転リスク・イベント」（すなわち、国家の直接的介入により外貨の入手または資産の移転ができないことに起因して、さもなければ支払能力のある債務者がその債務を履行できないリスク）の発生確率の測定尺度。
- イベント・リスク格付： 当該国に関連するマーケット・リスク要因（金利、信用スプレッド等）に大きな混乱が発生する確率の測定尺度。本報告書の「マーケット・リスクの監視」の項に記載されているように、イベント・リスクは当行のイベント・リスク・シナリオの一部として測定される。

すべてのソプリング格付および移転リスク格付は、ポートフォリオ・リスク委員会によって少なくとも四半期に1回レビューされる。ただし、必要と思われる場合には、より頻繁にレビューが実施される。

#### 商品特有のリスク管理

当行の相手先、業界およびカントリー・リスク・アプローチを補完するものとして、当行は商品特有のリスク集中に重点を置き、リスク管理目的上必要な場合には選択的に限度枠を設定している。特定の商品の限度枠は、特定の種類の取引の集中が一定の場合に重大な損失につながる可能性がある場合に特に設定される。この点において、金融市場の機能の混乱、各商品が影響を受けやすい市場パラメータの大幅な変動、マクロ経済のデフォルト・シナリオまたは一定のクレジット商品に影響を及ぼす他の要因により、相関損失が生じる可能性がある。特定の商品の限度枠は、特定の業界に対するエクスポージャーまたは信用ポートフォリオ全体のいずれかに対して設定できる。当行は、統一的なフレームワークで、CB&SおよびGTBの信用関連商品の限度枠を管理する。エクスポージャーは定期的に監視され、承認限度枠を上回る利用の超過があった場合には是正措置が必要となる。

主な重点は引受上限に置かれる。こうした上限は、リスクの一部を第三者に売却または販売する目的で当行がコミットメントを引き受ける場合における取引に関する複合リスクを限定する。これらのコミットメントには、銀行貸出のための資金提供および公債発行のためのつなぎ融資提供の約束が含まれている。リスクは、当行が与信枠の売却に成功しない可能性であり、これは、当行が当初予定していたより長期間にわたり、予定より大きな基礎となるリスクを保持しなければならないことを意

味する。これらの引受コミットメントはさらに、信用スプレッドの拡大の形でマーケット・リスクにもさらされる。当行は、この信用スプレッド・リスクを、承認されたマーケット・リスク限度枠のフレームワーク内で動的にヘッジしている。

さらに、PBC業務において、当行はモーゲージおよび企業・消費者向け融資商品のリテール・ポートフォリオ等、個々に合わせた顧客分析が二次的なものである場合、十分に均質なポートフォリオに関して当行のリスク選好を設定する、商品特有の戦略を適用する。ウェルス・マネジメントでは、基礎となる担保の流動性や商品に基づいて世界的な集中の目標レベルが設定される。』

## マーケット・リスクの管理

### マーケット・リスクのフレームワーク

『

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。

当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行の各業務ユニットが、許容できない当行のリスク選好の範囲を超える損失に当行をさらさないことを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

マーケット・リスクは、大幅に異なる3種類のリスクに区分される。

- トレーディング・マーケット・リスクは、CB&S部門のマーケット・メイキング活動から主に発生する。これには、債券、エクイティ、外国為替、その他の有価証券およびコモディティならびに対応するデリバティブのポジション・テイキングが含まれる。
- 取引債務不履行リスクは、トレーディング金融商品に関連する債務不履行および格付遷移から発生する。
- トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外の市場の変動およびオフバランス項目から発生する。これには、金利リスク、信用スプレッド・リスク、投資リスクおよび外国為替リスク、ならびに当行の年金制度、保証型ファンドおよび株式報酬から生じるマーケット・リスクが含まれる。トレーディング以外のマーケット・リスクには、顧客の預金ならびに貯蓄および貸出金商品のモデリングから生じるリスクも含まれる。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。』

### マーケット・リスクの測定

当行では、経済上および規制上の要件を反映した包括的な一連のリスク指標により、すべての種類のマーケット・リスクを正確に測定することを目指している。

経済上および規制上の要件に従って、当行は、内部で開発されたいくつかの主要リスク指標や、規制により定義づけられたマーケット・リスクのアプローチによってマーケット・リスクを測定している。

### トレーディング・マーケット・リスク

『

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（すなわち、ストラクチャード・ファイナンス、エクイティ等）に配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュエーション・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実

施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

各業務ユニットが限度枠の遵守に責任を負っており、当該限度枠に照らしてエクスポージャーの監視および報告を行う。マーケット・リスク管理部の設定したマーケット・リスク限度枠は、日次、週次および月次で監視される。』

内部で開発されたマーケット・リスクのモデル

バリュー・アット・リスク (VaR)

『

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。関連するリスク種類に対する感応度を導き出し、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、グリッドに関する感応度に基づくアプローチと再評価アプローチを組み合わせることによって、線形のおよび（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を越える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。』

当行は、内部リスク・モデルの継続的開発に努めており、当該モデルのレビュー、検証および改善のために多くの資源を配分している。さらに、当行は、現在当行のバリュー・アット・リスク・モデルでは把握されないリスクを体系的に把握し評価するプロセスの更なる開発および改善を行っている。これらのリスクの重要性のレベルを決定するための評価が行われ、重要



なリスクは当行の内部モデルへの組み込みが優先される。バリュー・アット・リスクに含まれないすべてのリスクは、当行のRNIVのフレームワークにより定期的に監視され評価される。

#### ストレスのかかったバリュー・アット・リスク

『

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、信頼水準99%を用いて計算する。内部目的では、保有期間は1日であり、規制目的では、保有期間は10日である。ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算には、バリュー・アット・リスクの計算に用いるのと同様のシステム、取引情報およびプロセスが利用される。唯一の相違点は、重大な金融ストレス期（すなわち、高いボラティリティを特徴とする。）からの過去の市場データが、モンテカルロ・シミュレーションの入力値として使用される点である。』

ストレスのかかったバリュー・アット・リスクの計算のためにタイム・ウィンドウを選択するプロセスは、高いレベルのボラティリティおよび最上位のバリュー・アット・リスク貢献額の極端な変動を特徴とするタイム・ウィンドウの識別に基づいている。これらの2つの指標（ボラティリティおよび異常値の数）からの結果は、定性的側面も考慮に入れること（すなわち、重要な危機の期間の包含）を確保することを目的として選択されたウェイトを使用して組み合わせられる。

#### 追加的リスクに係る自己資本賦課

『

追加的リスクに係る自己資本賦課は、トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。資本ホライズンを1年、信頼水準を99.9%とし、クレジット商品について適用され、個別ポジションまたはポジション・セットの流動性ホライズンを考慮に入れている。当行は、ポートフォリオの損失分布の分位値を99.9%として行う追加的リスクに係る自己資本賦課の計算、および追加的リスクに係る自己資本賦課貢献額の個別ポジションへの配分に、モンテカルロ・シミュレーションを使用している。』

このモデルでは債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを、すべてのポートフォリオについて、正確かつ一貫した定量的アプローチにより捕捉する。追加的リスクに係る自己資本賦課計算上の重要なパラメータは、個別ポジションのエクスポージャー、回収率およびデフォルト確率、格付遷移、期限、ならびに流動性ホライズンである。

#### 包括的リスク計測

『

包括的リスク計測は、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。コリレーション・トレーディング・ポートフォリオの包括的リスク計測は、当行の内部モデルに基づいている。

当行は、信頼水準を99.9%、資本ホライズンを1年とし、モンテカルロ・シミュレーション技法に基づいて包括的リスク計測値を計算している。当行のモデルは、適格コーポレート・コリレーション・トレーディング・ポジションに適用される。このポジションの典型的な商品は、債務担保証券、特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップならびに一般的に取引されるインデックス・クレジット・デフォルト・スワップおよびシングル・ネーム・クレジット・デフォルト・スワップである。』

包括的リスク計測の対象となる取引は、適格になるために最低流動性基準を満たさなければならない。このモデルは、全面的再評価アプローチにより、ポートフォリオの集中および非線形的な影響を組み入れている。

規制報告目的では、包括的リスク計測は、報告日における内部モデルのスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。

## マーケット・リスク標準的アプローチ

特定のマーケット・リスク標準的アプローチ（以下「MRSA」という。）の下で、マーケット・リスク管理部がエクスポージャーを監視し、リスクの問題および一定のエクスポージャーの集中に対応する。当行は、規制上のコリレーション・トレーディング・ポートフォリオの範囲外であるトレーディング勘定の証券化に関する特定のマーケット・リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。

当行はまた、CRR/CRD 4に規定されるように、長寿リスクに係る規制自己資本賦課を算定するためにMRSAを使用する。長寿リスクとは、寿命連動型の保険契約および取引に係る価値の損失をもたらす平均余命の不利な変動のリスクである。リスク管理目的では、ストレス・テストおよび経済的資本の配分もまた、長寿リスクの監視および管理に使用される。さらに、特定の種類の投資ファンドは、MRSAに基づき自己資本賦課が要求される。リスク管理目的では、当該ポジションもまた当行の内部報告フレームワークに含まれる。

## マーケット・リスクのストレス・テスト

ストレス・テストは、極端な市場イベントおよび各リスク要因の極端な変動の潜在的影響を評価する重要なリスク管理技法である。これは、ドイツ銀行のポジションのマーケット・リスクを評価するために使用中核的な定量的ツールの1つであり、VaRおよび経済的資本を補完する。マーケット・リスク管理部は、多様なリスクを把握するために、複数の種類のストレス・テスト、すなわち、ポートフォリオ・ストレス・テスト、個別の特定ストレス・テスト、イベント・リスク・シナリオを実施し、さらにグループ全体のストレス・テストにも貢献している。

## トレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本（TMR EC）

当行のトレーディング・マーケット・リスクに関する経済的資本モデルであるスケールされたストレスのかかったVaRに基づくEC（SVaRに基づくEC）は、2つの中核的な構成要素から成る。「共通リスク」要素は全業務にわたるリスク・ドライバーをカバーし、「業務特有のリスク」要素は業務特有のストレス・テスト（BSST）一式を通じて「共通リスク」要素を補強する。両構成要素は、過去に観察された深刻な市場のショックに対して調整されている。共通リスクはスケールされたバージョンの規制SVaRフレームワークを用いて算定されるが、BSSTでは、共通リスク要素において把握されない、より製品/業務に特有のリスク（複合ベース・リスク等）および高順位リスク（エクイティ・オプション等）を把握することが必要である。

## 取引債務不履行リスクに関する経済的資本（TDR EC）

TDRは、当行のトレーディング勘定にわたる信用エクスポージャーを把握し、格付け、規模および流動性に基づいて設定したシングル・ネームへの集中制限およびポートフォリオ限度枠により監視される。シングル・ネームへの集中リスクの制限は、2つの主要な測定基準、すなわち、デフォルト・エクスポージャー（現在の回収率（RR）による瞬間的なデフォルトのP&Lへの影響）および債券相当時価（MV）（回収率0%によるデフォルト・エクスポージャー）である。分散効果および集中による影響を把握するため、当行は、取引債務不履行リスクに関する経済的資本と信用リスクに関する経済的資本を併せて計算する。取引債務不履行リスクの計算に係る重要なパラメータは、エクスポージャー、回収率およびデフォルト確率ならびに期限である。格下げおよび債務不履行が同時に起こる確率は、ポートフォリオ・モデルの債務不履行および格付の相関関係によって決定される。これらの相関関係は、国、地理的地域および業界の典型を表すシステムティックな要因を通じて特定される。

## トレーディング・マーケット・リスクの報告

マーケット・リスク管理部の報告は、リスク・プロファイルに関する透明性を生み出し、組織の全レベルに対して中核となるマーケット・リスク・ドライバーの理解を促進している。取締役会および上級ガバナンス委員会は、マーケット・リスク、規制自己資本およびストレス・テストに関して、定期的に報告を受け、必要に応じて特別な報告を受ける。上級リスク委員会は、複数の頻度（週次または月次等）でリスク情報を受け取る。

さらに、マーケット・リスク管理部は、日次および週次でマーケット・リスクに関する個別の報告書を作成し、日次で各資産クラスの限度枠超過に関する報告書を作成する。

## 公正価値で計上される資産の規制上の慎重な評価

CRR第34条に従って、機関は公正価値で測定するすべての資産にCRR第105条が要求する慎重な評価を適用しなければならない。必要な追加的価値修正の金額をCET 1資本から控除しなければならない。

当行は追加的価値修正の金額をEBAの「規制技術基準」の最終案に定義されている手法に基づき決定した。

当行は、この基準を2015年9月30日から当行の規制自己資本の計算に適用することにECBと同意した。

2015年12月31日現在の追加的価値修正の金額は19億ユーロであった。

CRR第159条に従い、信用リスクに係る内部格付手法に基づき処理され、かつ予想損失の計算の範囲内であるエクスポージャーに関連する一般のおよび特有な信用リスク調整ならびに追加的価値修正の合計額は、これらのエクスポージャーに関連する予想損失の総額から差し引かれる。その他のプラスの差異についても、すべてCRR第36条第(1)d項に従ってCET 1資本から控除される。

2015年12月31日現在の追加的価値修正を差し引いた予想損失の減少は6億ユーロであり、これは追加的価値修正が当行のCET 1資本に及ぼしたマイナスの影響を部分的に軽減している。

#### トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、主に当行のバンキング勘定におけるトレーディング・ユニットの活動範囲外および一定のオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 『年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク』

#### バンキング勘定における金利リスク

トレーディング以外の資産および負債ポジション（一部の事業体およびポートフォリオを除く。）に起因する金利リスクの大部分は、内部取引を通じてCB&S部門に移転されている。この内部で移転された金利リスクは、トレーディング・ポートフォリオの数値に反映されているように、バリュエーション・リスクに基づいて管理される。当行のトレーディング・ポートフォリオにおける金利リスクの処理およびバリュエーション・リスクのモデルの適用は、本書の「トレーディング・マーケット・リスク」の項で説明されている。

前段落からの最も顕著な例外は、ポストバンクを含むドイツのPBCコーポレート部門および米国ユニットのDeutsche AWMモーゲージ業務である。これらの事業体は、マーケット・リスク管理部が設定し監視するバンキング勘定のバリュエーション・リスク限度枠に従い、専門的な資産負債管理部門を通じて金利リスクを個別に管理する。これらの専門的な資産負債管理機能が管理する金利リスクの測定および報告は、日次で実施される。加えて、当行グループは財務部が管理する選定されたポジションを保有しており、同部門においても金利リスクの測定および報告は日次で実施される。バンキング勘定におけるグローバルの金利リスクは月次で報告される。

規制上要求される、下限をゼロとしたイールドカーブの-200ベース・ポイントおよび+200ベース・ポイントの平行シフトを適用した場合、バンキング勘定のポジションの現在価値の最大のマイナスの変動額は、2015年12月31日現在の当行の総規制自己資本の2%未満であった。

当行のPBC、GTBおよびDeutsche AWM業務は、顧客預金ならびに貯蓄および貸出金商品に関する行動変化リスクにさらされている。バンキング勘定におけるこれらの商品種類の金利リスクの測定は、顧客行動、預金残高の将来の利用可能性および市場金利に対する預金金利の感応度（契約上の期間よりも長期の実効デュレーションとなる）に関する仮定に基づく。これらのパラメータは、当行の経済的資本フレームワークにおけるストレス・テストの対象である。さらに、貸出金商品については期限前返済行動に関する検討が行われる。パラメータは、過去の観察結果、統計的分析および専門家の評価に基づいている。残高、金利または顧客行動の将来の動向がこれらの仮定と異なる場合、これはバンキング勘定における金利リスクに影響を及ぼす可能性がある。

#### バンキング勘定における信用スプレッド・リスク

ドイツ銀行は、バンキング勘定の債券の信用スプレッド・リスクにさらされている。このリスク区分はバンキング勘定における金利リスクに密接に関連している。

## 外国為替リスク

外国為替リスクは、各事業体の機能通貨以外の通貨建てのトレーディング以外の資産および負債のポジションから生じる。外国為替リスクの大部分は、内部ヘッジを通じて、CB&S内のトレーディング勘定に移転されるため、トレーディング勘定のバリュー・アット・リスク数値を通じて反映および管理される。移転されていない残りの外国為替リスクは、同一通貨建ての投資のマッチ・ファンディングを通じて軽減されており、したがって、残余リスクのみがポートフォリオ内に残っている。上記のアプローチの少数の例外は、トレーディング・ポートフォリオについて要約されているように、通常のMRMの監視および報告プロセスに従っている。

トレーディング以外の外国為替リスクの大部分は、主に当行の米国、英国および中国の事業体のヘッジされていない構造的な外国為替エクスポージャーに関連している。構造的な外国為替エクスポージャーは、当行の連結子会社および支店が保有する現地資本（利益剰余金を含む。）および持分法により会計処理されている投資から生じる。基礎となる機能通貨の外国為替レートの変動の結果、資本および利益剰余金が再評価され、為替換算調整（以下「CTA」という。）としてその他の包括利益に認識される。

構造的な外国為替エクスポージャーを管理する主な目的は、連結自己資本比率を為替レートの変動の影響から切り離し安定させることである。したがって、特定の事業体およびグループ全体の自己資本比率のボラティリティを回避するために多数のコア通貨建てにしている多額のリスク・ウェイトド・アセットに関して、同コア通貨のエクスポージャーがヘッジされずに残存している。

## 投資リスク

投資エクスポージャーからのトレーディング以外のマーケット・リスクは、主に戦略的投資およびオルタナティブ投資資産に区分されるバンキング勘定の非連結投資の保有に起因するエクイティ・リスクである。

戦略的投資は、一般に、当行の業務フランチャイズを支援するために行った取得に関連しており、中長期的な投資ホライズンで行われる。オルタナティブ資産は、自己勘定投資およびその他の非戦略的投資資産から成る。自己勘定投資は、資本増価のために行った、プライベート・エクイティ（レバレッジド・バイ・アウト・ファンドのコミットメントおよびエクイティ・ブリッジ・コミットメントを含む。）、不動産（メザニン債を含む。）およびベンチャー・キャピタルに対する直接投資である。さらに、外部顧客への売上げの成績を確立するためにヘッジ・ファンドおよび投資信託に対しても自己勘定投資を行う。その他の非戦略的投資資産は、不良債権のポジションのワークアウトにおいて回収した資産または非戦略的性質のプライベート・エクイティおよび不動産に対する、古くから保有しているその他の投資資産から成る。

## 年金リスク

ドイツ銀行は、旧・現従業員のための多数の確定給付年金制度からのマーケット・リスクにさらされている。予想される年金の支払を満たす年金制度の能力は投資および継続的な制度による拠出を通じて維持される。マーケット・リスクは、各年金制度の資産の時価の潜在的低下または負債の増加により実体化する。マーケット・リスク管理部は、当行の確定給付年金制度の資産および負債の両側に係るすべてのマーケット・リスク（金利リスク、インフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む。）を監視し、報告する。当行の確定給付年金制度債務の詳細については、追加的注記35「従業員給付」を参照のこと。

## その他のリスク

上記のリスクに加えて、マーケット・リスク管理部は、当行の財務部門による資本、資金調達および流動性リスク管理活動から生じるマーケット・リスクを監視し、管理する義務を負う。構造的な外国為替資本ヘッジのプロセスに加えて、これには当行の株式報酬制度に起因するマーケット・リスクが含まれる。

当行のDeutsche AWMの資産管理活動におけるマーケット・リスクは主に元本保証型のファンドまたは口座から生じるが、当行のファンドに対する共同投資からも生じる。

## トレーディング以外のマーケット・リスクの測定

『

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法（SVaRに基づくECモデル）を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。』

## オペレーショナル・リスク管理部

## オペレーショナル・リスクのフレームワーク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクである。オペレーショナル・リスクには、法的リスクは含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

2015年度に、ドイツ銀行は、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）プログラムとともに、オペレーショナル・リスク管理部（以下「ORM」という。）の機能を更に強化した。これには、オペレーショナル・リスク管理における第1および第2の防衛線の役割および責任の更なる明確化、ガバナンスの強化、ならびにリスクの識別および評価を支援するツールの改善が含まれる。2016年度においては、3LoDプログラムの責任の所在はグループORMにある。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部（グループORM）は、関連するガバナンス構造を含んだオペレーショナル・リスク管理フレームワーク（ORMF）の設計、実施および維持について責任を負っている。また、グループORMは、当行の非財務リスク・プロファイルに関するポートフォリオ全体の見解を示すために、リスク横断的な評価の提供およびリスクの合算にも責任を負っており、これには、リスクの監視および必要に応じてリスク許容度の範囲内にリスクを戻すための統制軽減計画も含まれている。

当行は、日次の業務のみならず戦略的にもオペレーショナル・リスクを管理するための決定を行う。ドイツ銀行のオペレーショナル・リスク管理の根幹は四原則から形成される。

オペレーショナル・リスク原則1：リスク保有者はオペレーショナル・リスクに関する全説明責任を有し、定義されたリスク特有の選好に対処しなければならない。第1のLoD（CB&S、GTB、AWM、PBC、NCOUおよび第1のLoDの管理部門であるGTO、CS）がそれぞれのオペレーショナル・リスクのすべてについての、第2のLoD（管理部門）が統制プロセスから生じるオペレーショナル・リスクについてのリスク保有者であると定義されている。

リスク保有者は、定義されたオペレーショナル・リスク特有の選好の範囲内で、端から端までのプロセスを視野に入れて、担当する業務/プロセスにおけるすべてのオペレーショナル・リスクを管理し、第1レベル統制を識別、構築および維持する責任がある。さらに、リスク保有者は、改善行動、保険、リスクの受容を通して、もしくは業務活動の停止/縮小により、リスク特有の選好の範囲内で識別され評価されたリスクを軽減する。

部門統制責任者（以下「DCO」という。）は、リスク保有者をサポートしている。彼らは関連する業務部門や管理部門にフレームワークを組み込む責任を負っている。彼らは第1レベル統制の有効性を評価し、リスク・プロファイルの合計を監視し、関連部門に適切な統制および軽減措置を整えている。さらに、DCOは、オペレーショナル・リスク（OR）プロファイルを監視し、意思決定をサポートするための適切なガバナンス・フォーラムを構築している。

オペレーショナル・リスク原則2：リスク種類管理責任者（第2のLoD統制機能）は、それぞれ保有するリスク種類に関して、リスク管理のフレームワークを構築し、特有のリスク選好ステートメントを定義し、また独立した統制を実行する。リスク種類管理責任者は、リスク分類法にて識別されている特有のリスク種類を統制する独立した第2のLoD統制機能である。当行はこれらの責任の完全な履行に向けて努力している。

リスク種類管理責任者は、リスク種類に関する有効なリスク管理のフレームワークの構築に責任があり、これには最低統制基準の設定や監視が含まれる。彼らは自身のリスク種類の範囲内のリスクに対処し、評価および報告を行い、グループのリスク選好ステートメントに従ってリスク特有の選好を設定する。リスク種類管理責任者は、グループ全体の許容度を監視し、第1レベル統制を補完する第2レベルの統制を実施し、自身のリスク種類に関するリスク分類法を定義する。最終的には、彼らは独立した非財務リスク・ガバナンスを構築し、グループ非財務リスク執行委員会（以下「NFR ExCo」という。）への総括レポートを作成する。

オペレーショナル・リスク原則3：グループ・オペレーショナル・リスク管理部は、グループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークを構築および維持する。グループORMは、グループのフレームワークを策定および維持しており、当行全体のオペレーショナル・リスクを管理し、オペレーショナル・リスクを識別、評価、軽減、監視、報告および上申するプロセスを定義するために役割および責任を定義している。グループORMはまた、オペレーショナル・リスクの分類法をメンテナンスし、分類法で識別されているリスク種類の第2の防衛線の統制機能によるカバレッジの網羅性を監視する。また、ドイツ銀行グループのリスクおよび統制評価プロセスの実施と結果について、ならびにオペレーショナル・リスクの集中について監視する。

グループORMはまた、グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルに独自に対処しており、将来を考慮したリスク管理を促すリスクに関する独立した見解を提供している。この機能は、当行全体の部門レベルおよびインフラ・レベルにおける重大なリスクおよび主要な統制を独立して監視、レビューおよび評価している。さらにオペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別し、リスクを軽減する措置および優先度について合意するために、当行のグループ・リスク選好と比較した当行のオペレーショナル・リスク・プロファイルを監視および報告している。報告要件を忠実に守るため、グループORMは、リスク評価の結果および識別された重要な統制ギャップについて取締役会に報告および上申する手続を確立しており、重要な統制ギャップについてグループ監査部に報告している。

オペレーショナル・リスク原則4：グループ・オペレーショナル・リスク管理の目的は、オペレーショナル・リスクに対応できる十分な自己資本を維持することである。グループORMには、取締役会に提案する目的で、オペレーショナル・リスクに関する十分なレベルの資本需要を決定するための適切なアプローチを設計、実施および維持する責任がある。この要件を満たすた

め、グループORMは、先進的計測手法（以下「AMA」という。）に基づくオペレーショナル・リスク資本需要の計算および配分ならびに予想損失の算出について責任を負っている。また、グループORMは、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本の計算のためのデータ入力統制の実施、ならびに年次のOR資本予算編成および月次のレビュー・プロセスの促進についても責任を負っている。

#### 組織およびガバナンス構造

グループ・オペレーショナル・リスク管理部は、最高リスク責任者（以下「CRO」という。）が率いるグループ・リスク機能の一部である。CROはグループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーを任命する。

グループORMの中では、グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワークの効果的かつ効率的な設計、実施および維持に関して説明責任がある。

最高リスク責任者が議長を務めるNFR ExCoは、グループの主要な非財務リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わりドイツ銀行における非財務リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。意思決定および方針に関連した権限は、業務部門もしくは管理部門によって報告される全体的/横断的なリスク・プロファイルに影響を与え得るすべての非財務リスク問題の入念なレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。

規制自己資本委員会（以下「RCC」という。）は、オペレーショナル・リスクに係る資本需要の管理に関する権限の一部を定められた範囲内でAMA委員会（以下「AMAC」という。）に委任している。AMACは、オペレーショナル・リスクに係る規制自己資本および経済的資本プロセスの監督を委任されている。この委員会は、内部方針の遵守だけでなく、AMAモデルおよびその計算プロセスに関する規制要件の遵守も確実にすることを目的としている。この委員会はドイツ銀行の規制自己資本や経済的資本に影響を与えるすべての定量的かつ定性的な変更を直接承認するか、もしくはRCCが承認するよう推薦している。さらに、この委員会はオペレーショナル・リスクに係るモデル・リスクに関連する全側面を監督している。

一方、日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門および管理部門にある。グループORMは、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。当行の業務パートナーシップ・モデルを通じて、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

#### オペレーショナル・リスク管理

当行は、グループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークを用いてオペレーショナル・リスクを管理する。このフレームワークにより、当行のリスク許容度と比較してオペレーショナル・リスク・プロファイルを決定すること、オペレーショナル・リスクのテーマおよび集中を系統的に識別すること、ならびにリスクを軽減する手段および優先度を明確にすることが可能となる。

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類をカバーするために、当行のフレームワークには、多くのオペレーショナル・リスク管理技法が含まれている。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

- 損失データの収集：オペレーショナル・リスク管理の前提条件としてのオペレーショナル・リスクの損失イベントの継続的な収集には、詳細な分析、軽減措置の識別および上級管理職への適時の情報提供が含まれる。10,000ユーロを超えるすべての損失は、当行の「インシデント・レポート・システム」（以下「dbIRS」という。）に収集される。
- 教訓プロセスは、500千ユーロを超えるイベント（ニアミスを含む。）に関して発動される。このプロセスには以下を含むが、これに限定されない。
  - 損失が発生した事業環境の説明、過去のイベント、ニアミスおよびイベント固有の主要リスク・インディケータ（以下「KRI」という。）を含む系統的なリスク分析。
  - 根本原因の分析。
  - 再発を防止または低減するための統制の改善およびその他の措置の検討。
  - 残存するリスク・エクスポージャーの評価。

このプロセスで識別される是正措置の実行は、系統的に追跡され月次で上級管理職に報告される。

- シナリオ分析：当行は、公開データベースにより提供される関連する外部のケースを含む一連のシナリオや追加の内部シナリオを用いてリスク・プロファイルを完成させる。このように当行は銀行業界で発生した外部の損失イベントに関する情報を系統的に利用することで、同様の突発事象が当行に発生することを防止している（例えば、特別なディープ・ダイブ分析やリスク・プロファイル・レビューによる。）。
- 発生リスクの識別：当行は、重要なシステムおよびプロセスの変更だけでなく、新商品、アウトソーシング活動、戦略的イニシアチブ、取得および処分の結果としての変更が当行のリスク・プロファイルに及ぼす影響を評価し、承認する。オペレーショナル・リスクが識別および評価された場合には、関連する特定リスク選好ステートメントと比較され、軽減もしくは許容される。適用される国内または国際的な法規制に違反するリスクは許容できないため、こうしたリスクは、識別した時点で、常に、軽減しなければならない。

- リード・アクロス分析：当行は、識別された問題にドイツ銀行内の複数の事業体および所在地にわたるより広範なアプローチが必要か否かを評価するために、プロセスの改善を継続的に模索する。重要な発見事項についてはレビューを実施し、発生地域以外の当行の地域への関連性を評価する。当行は、多様な情報源を利用し、当行全体にわたるリスク・クラスターを識別するため、ビジネス・インテリジェンス・ソフトウェアを開発している。当行は、このツールの使用を通して、予測分析およびクラスター機能を向上させ、適時にリスクの集中を識別しようとしている。
- リスクの軽減：当行は、リスク軽減手段を実行する際、その結果を系統的に監視する。重要もしくはそれ以上と評価された残存オペレーショナル・リスクについては、リスクを負担する部門の承認およびグループORMのリーダーによる決定のためのレビューが必要である。
- 当行は、上述の活動の結果を検討するトップ・リスク分析を実施する。トップ・リスク分析は、年間のオペレーショナル・リスク管理戦略および計画プロセスにとっての主要な入力値であり、可能性や重大性からして最も重要なリスクを識別することを目的としている。
- オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視し、差し迫った問題を組織に対してタイムリーに警告するために主要リスク・インディケータ（以下「KRI」という。）が使用されている。KRIにより、当行の統制文化および事業環境の監視が可能となり、また、リスク軽減措置が発動される。KRIにより、早期の警告に基づき、将来を見据えたオペレーショナル・リスクの管理が容易になる。
- 少なくとも年1回実施する、ボトム・アップの自己評価（以下「SA」という。）プロセスにおいて、潜在的リスクの高い分野を浮き彫りにし、問題解決のためのリスク軽減手段を識別する。当行はリスク・ワークショップを定期的実施する。これは、現地の法人企業および当行が営業活動を行う国々に特有のリスクを評価し、適切なリスク軽減措置を講じることを目的としている。当行は、この既存のSAプロセスを、グループ全体のITツールにより支えらる強化されたリスクおよび統制評価プロセスに置き換えている最中である。当行は、当行の非財務営業部門の大部分を、2016年度にこの強化されたアプローチでカバーする計画である。

グローバルのオペレーショナル・リスク・フレームワークを補完し、リスクの種類に個別に対応するために、責任を負う第2の防衛線のリスク種類管理責任者が導入した追加的な機能、手法およびツールが利用される。これには以下が含まれるが、これらに限定されない。

- 法務リスクはドイツ銀行にとって重大なリスク要素であり、当行の連結財務諸表の「引当金」の注記に詳細が記載されている。当行の法務部内の法務リスク管理（以下「LRM」という。）機能は、法務リスクの識別および管理に特化している。当該機能は、法務リスクの積極的な管理を目的とした幅広い種類の任務を引き受けている。これには、年間法務リスク評価プログラムの考案、実行および監視、従来より存在している既存の法務リスクの分析、結果として行われるポートフォリオ・レビューおよび軽減計画への合意および参加、ならびに法務教訓プロセスの管理が含まれる。
- アウトソーシングによるオペレーショナル・リスクは、ベンダー・リスク管理（以下「VRM」という。）プロセスにより管理される。アウトソーシング・リスクは、ベンダー・リスク管理方針に従って、および全般的なグループ・オペレーショナル・リスク管理フレームワークに沿って、すべてのアウトソーシング契約に関して個別に評価され、管理される。適切なリスク水準を促進するために、広範なガバナンス構造が構築されている。
- 不正リスクは、ドイツ銀行法（以下「KWG」という。）第25a条ならびにその他の法律上および規制上の要件に基づき、リスクに基づくアプローチを通じて管理され、当行のグローバル反トラスト方針および対応する法令遵守および反マネーロンダリング（以下「AML」という。）のフレームワークが適用される。規制上の要件にしたがって、グローバルのリスク評価が定期的実施される。オペレーショナル・リスクの通常の管理において、専門的な不正リスクの関連側面は自己評価プロセスの一部である。
- 当行は、事業継続管理（以下「BCM」という。）プログラムで事業継続リスクを管理している。同プログラムは、中断の様々なレベルに応じて事業の移転または回復についての中核となる手続を要約している。このプログラム内で、中核業務機能およびインフラ・グループのそれぞれは、事業継続計画を設定、維持および定期的にテストして、継続的かつ信頼性のあるサービスを促進する。BCMプログラムには明確な役割と責任があり、それらは企業の基準で文書化されている。これらの基準の遵守は専門の事業継続チームにより地域ごとに監視されている。さらに、確立したBCM統制環境に関する重要な情報が、オペレーショナル・リスクのKRIに使用される。
- 技術に関するオペレーショナル・リスクは、IT管理の国際的な基準に従ってグループ・テクノロジーの組織内で管理される。アプリケーションおよびITインフラは、分類され定期的に評価されており、安定性の監視が確立されている。確立した評価および統制環境の重要な結果は、KRIや自己評価のためのインプットとして使用される。

#### オペレーショナル・リスクの測定

当行は、先進的計測手法（AMA）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する所要規制自己資本および経済的資本の計算および測定を行う。当行のAMAによる資本計算は、損失分布アプローチ（以下「LDA」という。）に基づいている。過去の内部損失データおよび外部損失データ（オペレーショナル・リスクデータ・エクステンション・アソシエーション（以下「ORX」という。）協会のデータ）からの総損失ならびに内部シナリオ・データで補完された公開データベース（IBM OpData）からの外部

シナリオを使用して、リスク・プロファイル（例えば、損失頻度および損失強度の分布）の見積りが行われる。当行のLDAモデルは、複数年にわたって発生する事象に関する損失をヒストリカル損失プロファイルでは単年度の事象として認識することにより保守的に測定している。

また当行は、2011年度の導入以来継続して適用してきた10億ユーロの規制自己資本のセーフティー・マージンを置き換えるために、ドイツ連邦金融監督公社BaFinに対して追加的なモデル変更の申請を行っている。この変更により、合理的に発生し得る訴訟損失を当行の「関連する損失データ」セットに含めることで、当行のモデルのリスク感応度が高まる。合理的に発生し得る訴訟損失は、現在係属中の法的手続および新たな法的手続により生じる可能性があり、これらは四半期毎に見直され、当行の法務部の判断に基づいている。

これらのモデルの改善に関する共同監督チームとの当行の協議は継続中であるが、経営陣は、それらがBaFinにより従前承認された当行のモデルと比較して所要自己資本の増加をもたらす場合には、重大なモデル変更の影響を2014年度第2四半期に認識することを決定した。

LDAモデルの中で、損失頻度および損失強度の分布は、モンテカルロ・シミュレーションにおいて組み合わされ、1年のタイム・ホライズンにわたる潜在的な損失額が算定される。最後に、モンテカルロ・シミュレーションにおいて算定された各損失額に対して、保険によるリスク削減効果が適用される。相関関係および分散による効果が（規制上の要件に適合した方法で）純損失額に対して適用され、予想損失および非予想損失をカバーするグループ・レベルの純損失分布が導出される。その結果、資本は質的調整および予想損失を考慮した後、各業務部門に割り当てられる。

オペレーショナル・リスクに係る所要規制自己資本は、99.9%パーセンタイル値から算出される。経済的資本は1年以内に生じる非常に多額の非予想損失総額を99.98%パーセンタイル値吸収するレベルに設定される。所要規制自己資本および経済的資本は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

規制自己資本および経済的資本の需要に関する計算は、四半期ベースで行われる。グループORMIは、資本需要の定量化に関して、ガバナンス・プロセスが適切に策定、検証および変更されることを確実にすること目的としている。検証は、独立の検証機能により、ドイツ銀行のモデル・リスク管理プロセスに従って行われる。

## 流動性リスク管理

『

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2015年度において十分な流動性の維持および資金調達プロファイルの管理における重要な要素である。』

## 流動性リスク管理のフレームワーク

『

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別についての記載、つまりこれらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかや、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク統制部は、独立した統制機能として行動し、当行グループの流動性リスク・プロファイルを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調度を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク統制部（以下「LRC」という）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好を満たすことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性スコアカードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行のリスク選好に従っていることを確実にするため、当行は基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。』



## 資本市場発行

ドイツ銀行は、リテール預金、機関預金、無担保および担保付ホールセール資金調達、資本市場における債券発行を含む幅広い資金調達源泉を有している。債券発行は、資本証券だけでなくシニア無担保債やカバード・ボンドを含んでおり、当行の重要な資金調達源泉であり財務部により直接管理されている。財務部は、少なくとも年に1回、年次の長期資金調達計画を、資本およびリスク委員会が提言を行えるよう提出し、その後取締役会から承認を受ける。この計画は、業務展開の予想に基づいた世界的なおよび各国の資金調達需要および流動性要件により決定されるものである。当行の資本市場ポートフォリオは、満期が集中することを避けるため年次の発行計画を通して動的に管理される。

## 短期流動性およびホールセール資金調達

『

ドイツ銀行は、12ヶ月間のタイム・ホライズンにわたり日次でホールセール資金調達源泉からのすべての契約上のキャッシュ・フローを追跡している。この目的上、当行は、主に財務プール管理部門が調達する無担保負債およびマーケット部門が調達する担保付負債がホールセール資金調達に含まれると考えている。当行のホールセール資金調達の相手先には、通常、企業、銀行およびその他の金融機関、政府および国家が含まれている。

当行グループは、市場ストレスの影響を最も受けやすいことが歴史的に明らかになっているホールセール資金調達の相手先に対するドイツ銀行のエクスポージャーを制限するために、取締役会の承認を必要とする一連の限度枠を設定している。これらのホールセール資金調達限度枠は、限度枠が全額利用されたとしても当行グループが最も厳しいストレス・シナリオの下で流動性を維持できるようにするために、月次のストレス・テストの結果に対して調整される。

ホールセール資金調達限度枠は、日次で監視され、最初の8週間をカバーする各期間ごとの限度枠を設けた担保付および無担保の全通貨によるホールセール資金調達の現在の合計残高に対して適用される。当行の流動性準備金は、短期のホールセール資金調達市場の潜在的なストレスに対する主要な緩和剤となる。』

184ページ（訳者注：原文のページ）の表は、短期のホールセール資金調達および資本市場発行の契約上の満期日を示している。

## 流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析

『

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールのひとつである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

当行のグローバル流動性ストレス・テストのプロセスは、取締役会の承認したリスク選好に従い財務部により管理される。財務部は全体の手法の設計に責任があり、これにはストレス・シナリオの定義、流動性リスク・ドライバーの選択、および入力値をモデル結果に変換するための適切な仮定（パラメータ）の決定が含まれる。流動性リスク統制および検証部（以下「LRC O&V」という。）は、手法を独自に検証する責任があり、流動性リスク統制報告および分析部（以下「LRC R&A」という。）は、財務部およびITと連携してこれらの手法を実施する責任がある。LRC R&Aはストレス・テストの計算にも責任を有している。

当行は、当行の流動性ポジションに対する突然かつ重大なストレス・イベントの影響を評価するために、ストレス・テストおよびシナリオ分析を使用している。当行が適用するシナリオは、2008年の金融市場危機等の過去のイベントに基づいている。

ドイツ銀行は、当行グループのストレスのかかった正味流動性ポジション（以下「sNLP」という。）を計算するための厳選された5つのシナリオを有している。これらのシナリオは、過去の期間におけるドイツ銀行固有のストレスおよび/または市場に広がったストレスの実績を織り込んでおり、グループの流動性ポジションへの重大な影響に関しては妥当かつ十分厳格だと考えられている。例えば、世界的な市場の危機は、最近の金融危機などで見られた潜在的な結果をモデルにしている特定のストレス・シナリオ（システムック・マーケット・リスク）でカバーされている。さらに、当行は地域市場のストレス・シナリオを導入している。この各シナリオの下で、当行は、ホールセール以外の顧客に対する期日到来貸出金は、当行の業務フランチャイズを支援するために高い割合で借換えが行われると仮定している。最もリスク感応度の高い相手先（銀行および短期金融市場投資信託を含む。）からのホールセール資金調達は、ストレスの深刻な局面においては、契約上の満期時に返済されるか、買戻しされると仮定されている。

さらに、当行は、発生する恐れのある偶発的な流動性リスクからの潜在的な資金調達要求も含めており、これには、与信枠、デリバティブ契約に基づく担保要求の増加および格付関連トリガーが契約で定められている預金からのアウトフローが含まれる。

次いで当行は、発生したアウトフローを埋め合わせる措置をモデリングしている。この対策には、当行の流動性準備金およびその他の制約を受けない有価証券からの資産の流動性が含まれる。

ストレス・テストは、グローバルのレベルおよび各法人企業レベルで、重要なユーロ圏外の通貨（特にユーロ以外の主要な資金調達通貨としての米ドルおよび英ポンド）にわたって実施される。当行は、ストレス・テストの仮定を定期的にレビューし、2015年度にわたって多数の仮定の強度を増加させている。

当該目的上、当行は、8週間のタイム・ホライズン（流動性危機に陥った場合の最も危機的な期間と当行が考えるもの）にわたり流動性ストレス・テストを実施し、オンバランスおよびオフバランスの商品からのリスク・ドライバーに対して関連するストレスの仮定を日次で適用する。8週間のタイム・ホライズンを超える期間については、当行は、12ヶ月間までのより長期的なストレス期間の影響を分析する。このストレス・テスト分析は月次で実施される。』

当行の内部リスク選好は、当行の月次の通貨ストレス・テストの総計に関する全シナリオの下で、8週間のストレス・ホライズンを通して少なくとも50億ポンドの黒字を維持することである。

181ページ（訳者注：原文のページ）の表は、多様なシナリオ下での当行の内部流動性ストレス・テストの結果を示している。

## 流動性カバレッジ比率

内部的なストレス・テストの結果に加え、当行グループは、取締役会が承認した流動性カバレッジ比率（以下「LCR」という。）に関するリスク選好を有している。LCRは、2013年1月にバーゼル委員会によって最終決定されたが、30日間のストレス・シナリオにわたる銀行の流動性リスク・プロファイルの短期的な耐性を促進することを意図している。当該比率は、ストレスのかかったシナリオにおける正味キャッシュ・アウトフロー合計（実際のエクスポージャーと偶発的なエクスポージャーの両方から発生する。）に対する、流動性の調達に使用できる高品質の流動資産（以下「HQLA」という。）の金額として定義されている。

この要求は、2014年10月に採択された委員会委任規則(EU)第2015/61号を通じて欧州法に導入されている。LCRの遵守は、欧州では2015年10月1日より要求される。流動性カバレッジ比率は、移行的な段階的導入期間の対象となり、2015年10月1日に60%で開始され、2016年1月1日より70%に、2017年には80%、2018年には100%に引き上げられる。

LCRは、内部的なストレス・テストのフレームワークを補完するものである。最低規制要件を上回る比率を維持することにより、LCRは、当行グループが短期的な流動性ストレスを軽減するための十分な流動性リソースを有していることを確保することとなる。

当行の内部的なリスク選好は、LCR比率を105%以上に維持することである。

流動性ストレス・テストとLCRの主な相違点には、タイム・ホライズン（8週間対30日）、流動性準備金とLCRのHQLAの区分やヘアカットの違い、さまざまな資金調達カテゴリーに関する流出率、ならびにさまざまな資産に関する流入の仮定（例えば、貸出金の返済）が含まれる。当行の流動性ストレス・テストには、日中の流動性の仮定に関連する流出も含まれるが、LCRはこれを含まない。

## 資金調達リスク管理

### 構造的資金調達

『

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目（<1年）または一致する調達済の構造（資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの）は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトム・アップの評価をトップ・ダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・バケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・バケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。』

安定調達比率（以下「NSFR」という。）

安定調達比率は、銀行の構造的資金調達プロファイルを評価するための規制上の指標として、バーゼル3の一部として提案された。NSFRは、オンバランスおよびオフバランスの活動に関して安定的な調達プロファイルを維持することを銀行に要求することで、中・長期的な資金調達リスクを低減することを意図している。当該比率は、所要安定調達額（さまざまな保有資産の流動性の特性の関数）に対する、利用可能な安定調達額（資本および負債のうち、安定的な調達源と見込まれる部分）の金額として定義されている。

NSFRは2018年1月1日までに国際的な最低基準となる見込みであるが、当該比率は国内で導入される必要がある。欧州では、NSFRに関する規則は、欧州委員会によって2016年末に立法上の提案の形で最終決定される見込みである。このため、欧州の銀行にとって、当該比率の最終的な形態および関連する導入の時間枠は未だ確定していない。

当行は現在、NSFRの影響を評価中であり、欧州内で関連規則および時期が最終決定された後に、この指標を当行の全体的な流動性リスク管理フレームワークに正式に組み込む予定である。

### 資金調達の分散

『

投資家タイプ、地域、商品および証券の面から見た当行の資金調達プロファイルの分散は、当行の流動性リスク管理のフレームワークにおいて重要な要素である。当行の最も安定した資金調達源泉は、資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキング顧客から生じる。その他の顧客預金ならびに担保付資金調達およびショートポジションは、追加的な資金調達源泉である。無担保ホールセール資金調達は、主に財務プール部門からの無担保ホールセール負債を表す。これらの負債は、比較的短期的な性質であることを考慮して、主に現金および流動性のあるトレーディング資産を賄うために使用される。

借換業務の追加的な分散を促進するため、当行は、抵当ファンドブリーフ債（Pfandbriefe）の発行を可能にするファンドブリーフ債のライセンスを有している。また、当行は、スペイン法（Cedulas）に基づきカバード・ボンドを発行するためのプログラムを策定している。

無担保ホールセール資金調達、主に1年までの期間にわたる様々な範囲の無担保の商品（例えば譲渡性預金（CD）、コマース・ペーパー（CP）ならびに定期預金、コール預金およびオーバーナイト預金）から成っている。

これらの短期資金調達源泉への望ましくない依存を回避するため、また、所定のリスク選好に従った正常な資金調達プログラムを促進するため、当行はこれらの資金調達源泉に対する限度枠（残存期間にわたる。）を導入している。これは当行の月次のストレス・テスト分析から算定される。さらに当行は、全般的な資金調達の分散化の一環として、無担保ホールセール資金調達の総量に関する限度枠を設定して、当該資金調達源泉への依存を管理している。

178ページ（訳者注：原文のページ）のグラフは、流動性リスク・ポジションに貢献する外部資金調達源泉の構成を、十億ユーロ単位で、および外部資金調達源泉総額に対する割合で示している。』

## 移転価格

すべての業務および地域には移転価格決定フレームワークが適用され、(i)基礎となる流動性リスクに従った資産の価格決定、( )流動性価値および資金調達期限に従った負債の価格決定、および( )予期しない現金需要の資金調達のために相応の流動性準備金を提供するための費用に従った偶発流動性エクスポージャーの価格決定を促進している。

ドイツ銀行の移転価格フレームワークは、規制上の原則およびガイドラインを反映している。このフレームワーク内で、資金調達および流動性リスクのすべての費用および便益は、市場価格に基づいて当行の業務部門に配分される。これらの市場価格は、ドイツ銀行の流動性に関する経済的コストを反映している。財務部は、当行の流動性リスク・ガイドラインに従って、追加的な財務上のインセンティブを設定する可能性がある。当該フレームワークは、当行の資金調達コストの流動性ユーザーへのグループ全体の綿密な配分を確保する一方で、各業務が安定的、長期的、かつストレス準拠の資金調達を生み出すためのインセンティブに基づく報酬フレームワークも提供している。資金調達関連の取引は、市況に応じて流動性（期間）プレミアムおよび/またはその他の移転価格決定メカニズムの対象となる。流動性プレミアムは財務部によって設定され、分離された財務部の流動性勘定に反映される。財務部の流動性勘定は流動性費用および便益の集合である。流動性勘定のコスト・ベースの管理および配分は、ドイツ銀行の資金調達コストの決済にとって重要な変数である。

## 流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。』

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される日次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。

## 資産の制約

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、担保スワップおよびその他の担保付債務の担保として差し入れられているオンバランスおよびオフバランスの資産から構成されている。当行は、通常、ファンドブリーフ債またはその他の自己証券化によるストラクチャー商品などの長期資本市場の担保付発行を支援する目的で貸出金に制約を課しているが、その一方で、債務および株式ポートフォリオに担保付ベースで融資を行うのは当行のグローバル・マーケティング業務部門の通常の活動である。さらに当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAの技術的基準に従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対する強制的な最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

## 業務（戦略）リスク管理

戦略リスクは、収益および/または費用のパフォーマンスが計画目標を下回ることによって利益が減少するリスクである。戦略リスクは、不十分な戦略的ポジショニング、戦略実行の失敗、あるいは外部的または内部的要因（マクロ、財務および特

異的な要因を含む。)によって生じた計画からの重大なマイナス方向の乖離に対する効果的な対応の欠如によって生じることがある。戦略リスクは、全体的なビジネス・リスクの一部として定義されている。

戦略リスク管理の主目的は、当行の損益に対する耐性を強化し、損益の過度のボラティリティから保全して、全体的なリスク選好目標(特にCET 1比率およびレバレッジ比率)を支援することである。当行は、主要な戦略リスクを識別、評価、制限、軽減および監視することによって戦略リスク管理を達成する意向である。

現在、戦略リスクのモデリングおよび定量的測定は主に、当行の内部的な経済的資本(EC)フレームワークによってカバーされている。2016年度において、当行は、戦略リスク管理のための包括的なフレームワークを導入する予定である。

#### 風評リスク管理

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)によって管理されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定された。ドイツ銀行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、ドイツ銀行の各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。

潜在的な風評リスクが識別された場合、各部門の風評リスク評価手続を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらす、および/またはいずれかの必須上申基準を満たしているとみなされた場合、第2の防衛線として、これをさらなる検討のために4つの地域風評リスク委員会(以下「RRRC」という。)のうちの1つの委員会を通じて上申しなければならない。当該RRRCは、グループ風評リスク委員会(GRRC)の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

#### モデル・リスク管理

モデル・リスクは、不適切、不正確または誤使用されたモデルに基づく決定から悪影響が生じる可能性のリスクである。この場合のモデルは、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチとして定義される。

新しいモデル・リスクの機能が2014年度に設定された。これは、銀行全体のすべての中核的なモデル・リスク管理活動を1つの独立した機能に集めたものであった。

- モデルの検証は、モデルの方法論の側面からの独立した検証を提供している。モデルの検証の主な目的は、モデルが設計目標および業務上の利用に沿って期待通りに機能していることを検証することであり、モデルが論理的かつ概念的に妥当であることを確保し、導入方法の適切性および正確性を評価することを目的としている。
- モデル・リスク・ガバナンスは、フロント・オフィスからバック・オフィスまでのモデル・リスク管理フレームワークの確立を支援している。これには、モデルの開発、利用および検証に関する共通基準の定義、モデリングにおける問題および不一致の識別および改善、ならびに銀行全体のモデル一覧の維持が含まれている。
- モデル・リスクに対処する主要な上級管理職によるフォーラムは、グループ・モデル・リスク管理委員会(以下「GMRMC」という。)および価格決定モデル・リスク管理委員会(以下「PMRMC」という。)である。両委員会ともCaRの小委員会であり、取締役会を代表して行動する。PMRMCは、評価モデル(トレーディング・ポジションの正式な価格決定およびリスク管理に利用されるフロント・オフィス・モデル)からのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。GMRMCは、リスクおよび資本モデルからのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。

モデル・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

#### コンプライアンス・リスク管理

コンプライアンス・リスクは、法律、規則、規制、合意事項、所定の慣行または倫理基準への違反または不遵守から生じる利益および資本に対する現在または将来のリスクと定義され、罰金、損害賠償および/または契約破棄につながる可能性がある。機関の風評を損なう可能性がある。

コンプライアンス部は、以下を通じて当該リスクを管理している。

- 不遵守が当行の資産の毀損につながる可能性のある重要な規則および規制を識別する(当行の事業部門、管理部門または地域管理により支援される。)

- 重要な規則および規制の遵守に関して取締役会に助言および支援を行い、適用される重要な規則および規制に準拠するための効果的な手続きを導入するために行動し、これらに対応する統制を構築する。
  - 当行の事業部門別、管理部門別または地域管理別に、新しいまたは変更された重要な規則および規制（適切な統制の潜在的な導入計画を含む。）の適用範囲を監視する。コンプライアンス部は、自らの監視プログラムを運用するよう明示的に要求されることはないが、監視活動を実行する権限を有している。
  - 当行の事業部門別、管理部門別または地域管理別に、すべての既存の重要な規則および規制の適用範囲ならびにこれらに対応する統制環境の存在を評価する。
  - 少なくとも年1回および適宜に取締役会および監査役に報告する。
- コンプライアンス・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

#### 保険業務特有のリスク管理

『

当行の保険リスクに対するエクスポージャーは、主にAbbey Life Assurance Company Limitedおよび当行の確定給付年金債務に関連している。また、年金および保険リスク・マーケット業務において保険関連のリスクがある。当行のリスク管理のフレームワークにおいては、当行は保険関連リスクを主に重要なリスクとして分類されるトレーディング以外のマーケット・リスクとしている。当行は、これらのリスクの計算における基礎となる仮定を定期的に監視し、適切とみなした場合には再保険等のリスク軽減措置を追求する。当行は主に以下の保険関連リスクにさらされている。

- 長寿リスク。即時型年金商品および据置型年金商品に係る平均余命の改善率が予測範囲を外れるリスク。
- 死亡および罹病リスク。保険商品に係る死亡請求数または障害請求数が予測範囲を外れるリスクおよび1件以上の大型請求が発生するリスク。
- 費用リスク。保険契約の管理費が予測範囲を外れるリスク。
- 継続リスク。保険契約の失効率が予測範囲を外れるリスク。

実績値が基礎となる仮定より好ましくない範囲で、またはより煩雑な仮定により引当金の積み増しが必要となる範囲で、保険会社の資本必要額が増加する可能性がある。』

## リスクの集中およびリスクの分散

### リスクの集中

『

リスクの集中は、特定のリスク種類内（すなわち信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクおよびその他のリスク項目内の集中）および異なるリスク種類間（リスク間の集中）の同一または類似のリスク要因の集合を示している。リスクの集中は、相手先、事業、地域／国、業界および商品の中でおよびこれらに横断的に起こる可能性がある。集中の管理は、個別のリスク種類の管理の一環として統合され継続的に監視されている。その主要目的は、ポートフォリオにおける過度の集中を回避することであり、以下の定量的および定性的アプローチを通じて達成される。

- リスク項目内の集中は、個別のリスク項目（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク管理およびその他）別に評価、監視および軽減される。これは、リスク種類に応じた異なる水準の上限を設定および／または管理することによって支援される。
- リスク間の集中は、定量的なトップ・ダウンのストレス・テストならびに他のリスク種類から独立したリスクのテーマを識別および評価し銀行全体の総体的観点から行われる定性的なボトム・アップのレビューを通じて管理される。

リスクの集中の監視に関する最上位のガバナンス組織は、2015年度を通じてポートフォリオ・リスク委員会(PRC)であった。これは、資本およびリスク委員会(CaR)およびリスク執行委員会(リスクExCo)の小委員会である。』

### リスク種類の分散効果

リスク種類の分散効果は、経済的資本の計算において、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク間の分散の影響を定量化している。これらのリスク種類の相関が1.0未満の範囲内において、リスク種類の分散効果が生じている。リスク種類の分散効果の計算は、個別のリスク種類に関する独立した経済的資本の数値が、経済的に合理的な方法で確実に集計されることを目的としている。

[次へ](#)

リスクおよび資本のパフォーマンス  
資本およびレバレッジ比率

## 規制自己資本

『

当行の規制自己資本の計算には、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」(所要自己資本規制または「CRR」)およびドイツの法律に導入された「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」(所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」)に準拠した所要自己資本が組み込まれている。この項および「リスク・ウェイト・アセットの変動」の項の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。』

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用(適用可能な経過規定の手法を考慮しない。)に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、パーゼル2またはパーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、100%のリスク・ウェイトで持分投資の新規性からの適用除外を認める規定(グランド・ファザー規定)を含んでいる。

『

この項では、CRRおよびドイツ銀行法(Kreditwesengesetz(以下「KWG」という。))に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本(以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。)の計算に含まれる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

2015年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2(T2)資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1(CET 1)資本およびその他Tier 1(AT1)資本に細分化される。

普通株式等Tier 1(CET 1)資本は、主に(保有株式を控除した)普通株式資本(関連する株式プレミアム勘定を含む。)、利益剰余金(事業年度における損失がある場合、それらを含む)およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整(すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除)の対象となる。CRR第32条から35条に基づくCET 1のブルデンシャル・フィルターは、( )証券化売却益、( )キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに( )追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、( )無形資産、( )将来の収益性に依存する繰延税金資産、( )予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、( )確定給付年金基金資産正味額、(v)金融部門事業体との資本の相互持合い、および(vi)一定の基準を上回る金融部門事業体の資本(CET 1、AT1、T2)に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目(すなわち、基準を下回る金額)は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1(AT1)資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適格なグランド・ファザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件(早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当/クーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等)の充足も必要とされる。

Tier 2(T2)資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格な非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される(その認識の上限は2015年度に70%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。)。』

## 資本性金融商品

『

2014年度年次株主総会では、2019年4月末までに上限101.9百万株の自社株買いを行う権限が当行の取締役会に付与された。このうち51.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、2013年度年次株主総会の権限は置き換えられた。当行は、2014年度におけるこれらの権限の実行につき、新たなCRR/CRD 4規則のもとで要求されるドイツ連邦金融監督庁(以下「BaFin」という。)からの承認を得ている。2014年度年次株主総会から2015年度年次株主総会



(2015年5月21日)までの間に当行は25.6百万株を購入した。買い戻した株式は、同じ期間中に株式報酬目的で使用され、結果として、2015年度年次株主総会時点で、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は0.2百万株であった。

当行の取締役会は、2015年度年次株主総会で、2020年4月末までに上限137.9百万株の自社株買いを行う権限が付与された。このうち69.0百万株については、デリバティブを利用して購入することができる。これらの権限により、前年度の権限は置き換えられた。当行は、新たなCRR/CRD 4規則に基づく2015年の自社株買いにつき、BaFinからの承認を得ている。2015年度年次株主総会から2015年12月31日までの間に当行は20.7百万株を購入した。そのうち4.7百万株は、コール・オプションの行使によって購入した。買い戻した株式は、同じ期間中に株式報酬目的で使用され、結果として、2015年12月31日現在、自社株買いにより自己株式に保有する株式数は0.3百万株であった。2016年度については、当行は新たなCRR/CRD 4規則に基づく28百万株を上限とする自社株買いにつき、ECBからの承認を得ている。

2015年度年次株主総会までは、取締役会が利用可能な授権資本は257百万ユーロ(100百万株)であった。条件付資本は486百万ユーロ(190百万株)であった。さらに、2014年度年次株主総会において、その他Tier 1資本目的でパーティシパトリー・ノートの発行が承認された。

従前の権限の置き換えによる新たな授権資本1,760百万ユーロ(688百万株)が、2015年度年次株主総会の承認を受け、新たな権限が法律上正式に登録された。条件付資本は変化せず、486百万ユーロ(190百万株)となっている。

当行の従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品(ほぼすべてが非累積的信託優先証券)は、元本削減または株式転換条項がないことを主因として、CRR/CRD 4完全適用規則のもとでは、もはや完全には認識されていない。しかし、CRR/CRD 4の移行規定のもと、その大部分がその他Tier 1資本として認識されており、また、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然として一部をTier 2資本として認識することができる。段階的廃止の移行期間中に、2012年12月31日現在のパーゼル2.5に準拠した発行によるその他Tier 1金融商品の認識可能な最大金額は、2022年度まで各会計年度の期首において10%(13億ユーロ)減少する予定である。これにより、2015年12月31日に関しては、適格なその他Tier 1金融商品は111億ユーロ(すなわち、新たに発行したAT1ノート46億ユーロおよび移行期間中に認識可能な従来のハイブリッドTier 1金融商品65億ユーロ)となった。名目金額が47億ユーロで適格相当額が44億ユーロの8つのハイブリッドTier 1資本性金融商品が2015年度に繰上償還された。従来のハイブリッドTier 1金融商品のうち59億ユーロは、CRR/CRD 4完全適用規則のもと、依然としてTier 2資本として認識可能である。

2015年2月17日に、当行は総額12.5億ユーロの固定利付Tier 2劣後ノートを新規発行した。当該ノートは、2.75%のクーポンが付されており、額面単位は1,000ユーロであり、2025年2月17日に満期が到来する。これらは、米国外の取引で発行され、米国の1933年証券法(その後の改正を含む)の登録規定の対象外とされ、米国内での募集および売り出しは行われなかった。

2015年4月1日に、当行は総額15.0億米ドルの固定利付Tier 2劣後ノートを新規発行した。当該ノートは、4.50%のクーポンが付されており、額面単位は200,000米ドルおよびそれ以上は1,000米ドルの整数倍となり、2025年4月1日に満期が到来する。これらは、米国の1933年証券法の登録規定の対象となる取引として発行された。

さらに、2015年4月10日に、当行は総額14.1億人民元の固定対固固定リセットレートで繰上償還可能なTier 2劣後ノートを新規発行した。当該ノートの額面単位は1,000,000人民元であり、2025年4月10日に満期が到来する。これらは、米国外の取引で発行され、米国の1933年証券法(その後の改正を含む)の登録規定の対象外とされ、米国内での募集および売り出しは行われなかった。

2015年12月31日現在、CRR/CRD 4に基づく移行期間中に認識された当行のTier 2資本は合計66億ユーロであった。2015年12月31日現在、移行規定のもとでさらにTier 2資本として見なされる従来のハイブリッドTier 1金融商品はなかった。Tier 2資本性金融商品の名目価額の総額は、80億ユーロであった。名目金額が合計7億ユーロで適格相当額が2億ユーロの4つのTier 2資本性金融商品が2015年度に繰上償還された。』

#### 最低所要自己資本および追加的な資本バッファー

当行グループに適用されるCET 1資本に関する最低所要自己資本は、2014年にはリスク・ウェイトド・アセット(以下「RWA」という。)の4%に設定されていたが、2015年以降は4.5%に引き上げられた。2015年以降、8%の合計所要自己資本には、AT 1資本を最大1.5%およびTier 2資本を最大2%充当できる追加のリソースが要求される。

最低所要自己資本を満たさなかった場合、利益分配の制限または貸付等の特定の業務の制限などの監督措置が発せられることがある。2015年度において当行は適正自己資本規制に従っていた。重要性が低いことから当行の規制上の連結に含まれていない当行の子会社は、2015年度において個別に最低自己資本基準に準拠する必要はなかった。』

これらの最低所要自己資本に加えて、以下の資本バッファーの要件は、2016年から段階的に導入され(システミック・リスク・バッファー(ある場合)は、段階的な導入の対象外)、2019年以降、全面的に施行される。最低所要自己資本に加えて、当該資本バッファーの要件を満たさなければならないが、経済的ストレス期に取崩し可能である。

2015年3月に、当行は、ドイツ連邦銀行と合意のうえ、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)によってグローバルにシステム上重要な金融機関(以下「G-SII」という。)に指名された。その結果、G-SIIの資本バッファーとして2019年にCET 1資本でRWAの

2%が要求される。これは、2014年に公表された指標に基づく金融安定理事会（FSB）のシステミックな重要性の評価に従ったものである。G-SIIに対する追加的な2%の資本バッファの要件は、2016年から0.5%ずつ段階的に導入される。当行は、引き続き当行の指標をウェブサイト上で公開する。

資本保全バッファは、CRD 4第129条に基づいて、ドイツ銀行法第10c条に導入され、CET 1でRWAの2.5%の要求に相当する。追加的な2.5%の資本バッファの要件は、2016年から0.625%ずつ段階的に導入される。

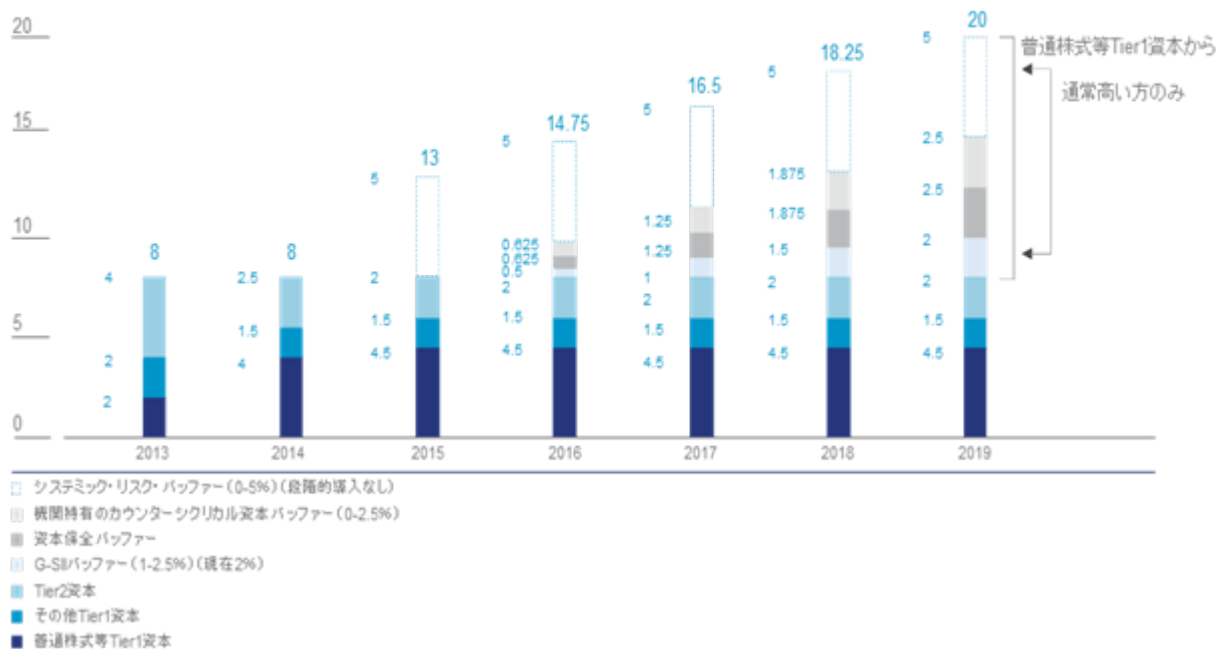
カウンターシクリカル資本バッファは、過度な信用拡大が法域のシステム全体のリスクの増加と関連する時に設定される。当該バッファは、2019年までCET 1でRWAの0%から2.5%の間で多様である。例外的に、2.5%よりも高くなり得る。当行に適用される機関特有のカウンターシクリカル資本バッファは、当行の関連する信用エクスポージャーが所在する法域に適用されるカウンターシクリカル資本バッファの加重平均である。2015年度に当行に適用された機関特有のカウンターシクリカル資本バッファはなかった。当該カウンターシクリカル資本バッファは、2016年には重要ではなくなることが予想されている。

上記のバッファに加えて、BaFin等の各国の当局が、CRRによってカバーされていない長期的な非周期的システミック・リスクおよびマクロ・ブルーデンシャル・リスクを回避および軽減するためのシステミック・リスク・バッファを要求する可能性がある。当局は、最大でCET 1でRWAの5%の追加的なバッファを要求する可能性がある。特定の例外が適用される場合を除き、システミック・リスク・バッファとG-SIIバッファのいずれか高い方のみを適用しなければならないことに留意されたい。2015年度末現在、システミック・リスク・バッファは当行には適用されていない。

以下のグラフは、様々な最低所要自己資本、および資本バッファの要件を示している。

## 合計所要自己資本および資本バッファの概要

所要自己資本(RWAIに対する比率(%))



加えて、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）に従って、ECBは、法令の要求よりも厳格な所要自己資本を個々の銀行に課す可能性がある。2015年2月20日、ECBは、将来最低10.00%のCET 1比率（段階的導入ベース）の維持を要求されることを当行に通知した。2015年12月4日、ECBは、CRR/CRD 4のもとで適用される移行規定に基づき、連結グループが段階的導入ベースで常に最低10.25%のCET 1比率の維持を要求されることを当行に通知した。当該要件は資本保全バッファを含むが、その他すべてのバッファ（例えば、G-SIIバッファ）を含むわけではない。

結果的に、2015年12月に当行のSREPに従ったCET 1最低所要自己資本は、10.25%となった。カウンターシクリカル資本バッファではなくG-SIIバッファの段階的導入を考慮すると、当行の2016年度のSREPに従ったCET 1最低所要自己資本は10.75%に上昇すると考えられる。

### 規制自己資本の変動

2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は582億ユーロであり、524億ユーロの普通株式等Tier 1（CET 1）資本と58億ユーロのその他Tier 1（AT1）資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2014年度末から57億ユーロ減少した。これは、主に、CET 1資本が2014年度末から77億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が20億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が77億ユーロ減少したことは、主に、2015年度の当行の株主とその他の資本構成要素に帰属する68億ユーロの純損失によるものである。2015年度第3四半期における、のれんおよびその他の無形資産の減損に起因する58億ユーロの純損失は、減損前には減損前の金額でのれんその他の無形資産がCET 1資本およびAT1資本から段階的に控除されていたため結果として影響はない。ECBの「決定」（EU）（第2015/4号）によって、CET 1資本に対して期末損失額の認識が要求された。当行の改訂された普通株配当に係る方針は、取締役会が各年度で異なる配当水準を決定し公表しない限り、ECBの決定を参照する。2015年に普通株主に配当金を支払わないことが公表された後は、2015年に普通株式の配当は計上されていない。さらに、CET 1資本の減少は、2015年9月30日に追加評価調整（EBAが公表したブルーデンスな価値評価に関する規制技術基準に基づく）が初度適用されたことによって発生した。2015年12月31日現在の追加評価修正は19億ユーロであった。CRR/CRD 4に基づくCET1資本に対する影響は、期待損失額の算定結果に関連してマイナスの金額を削減したことによる利益で一部相殺された。繰延税金資産の控除は、主に、純損失および10/15%基準の規則における閾値効果によって繰延税金資産が増加したため、2015年度に10億ユーロ増加した。全体的に、段階的導入の割合が2014年度の20%から2015年度の40%に上昇したことによって、規制上の調整が増加した。CRR/CRD 4に基づくCET 1資本は、20億ユーロの通貨換算調整によってプラスの影響を受け、2015年度における為替換算にもプラスの影響があった。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の20億ユーロの増加は、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額（2014年度末から55億ユーロの減少であり、のれんやその他の無形資産の減損の影響も受ける）の減少によるものである。これらの控除額は、「完全適用」規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除項目の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除す

ることが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2015年度に40%に増加し（2014年度は20%であった）、それに対応して、AT1資本の水準は2015年度に60%に減少した（2014年度は80%であった）。AT1資本の水準に対する規制上の控除額の減少は、当行による従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品の償還によりCRR/CRD 4の適用後のAT1資本性金融商品の35億ユーロの減少（2014年12月31日現在と比較）を大きく超えるものであった。

2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2014年度末の507億ユーロに対して、487億ユーロであった。2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2014年12月31日現在の461億ユーロに対して、441億ユーロであった。2015年12月末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるその他のTier 1資本は、2014年度末からほぼ増減がなく、46億ユーロであった。

当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2014年度末から20億ユーロ減少したのは、マイナスの影響（68億ユーロの純損失、プルデンシャル・フィルターとしての追加評価調整を初度適用したことによる調整額19億ユーロ）がプラスの反対効果によって一部相殺されたことによるものであった。このプラスの効果には、主に、減損（2014年度末と比較して控除が45億ユーロ減）によりのれんやその他の無形資産の控除額が減少したこと、期待損失額の算定によるマイナスの金額の控除の引き下げ（慎重な価値評価の結果、2014年度末と比較して控除が6億ユーロ減）および2014年度末以降の為替レートの変動によるプラスの影響が含まれる。

F

## 規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の移行テンプレート

| 単位：百万ユーロ   | 2015年12月31日現在      |               | 2014年12月31日現在      |                |
|--|--------------------|---------------|--------------------|----------------|
|  | CRR/CRD 4の完<br>全適用 | CRR/CRD 4     | CRR/CRD 4の完<br>全適用 | CRR/CRD 4      |
| <b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：金融商品および準備金</b>   |                    |               |                    |                |
| 資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定  | 37,088             | 37,088        | 37,144             | 37,144         |
| 利益剰余金  | 27,607             | 27,607        | 26,509             | 26,509         |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後  | 4,096              | 4,281         | 1,617              | 1,923          |
| 独立してレビューされた中間利益<br>（予測可能な費用または配当を控除後）  | -7,025             | -7,025        | 481                | 481            |
| その他  | 0                  | 92            | 0                  | 118            |
| <b>規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>  | <b>61,766</b>      | <b>62,042</b> | <b>65,750</b>      | <b>66,175</b>  |
| <b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本：規制上の調整</b>   |                    |               |                    |                |
| 追加的な価値の調整（マイナスの金額）   | -1,877             | -1,877        | 0                  | 0              |
| その他のブルデンシャル・フィルター（追加評価調整以外）  | -622               | -330          | -725               | -391           |
| のれんおよびその他無形資産（関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）   | -8,439             | -3,376        | -12,979            | -2,596         |
| 一時差異から発生するものを除く、将来の収益性に依存する繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（マイナスの金額）                               | -3,310             | -1,324        | -2,620             | -524           |
| 期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額  | -106               | -58           | -712               | -147           |
| 確定給付年金基金資産（マイナスの金額）  | -1,173             | -469          | -961               | -192           |
| 機関による自己のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）  | -76                | -39           | -54                | -11            |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（15%基準超過額。適格なショート・ポジションを相殺後）（マイナスの金額） | -818               | -278          | -499               | -84            |
| 一時差異から生じた繰延税金資産（CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後）（15%基準超過額）（マイナスの金額）                                       | -953               | -324          | -778               | -133           |
| その他の規制上の調整   | -291               | -1,537        | -345               | -1,994         |
| <b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計</b>  | <b>-17,665</b>     | <b>-9,613</b> | <b>-19,674</b>     | <b>-6,072</b>  |
| <b>普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本</b>  | <b>44,101</b>      | <b>52,429</b> | <b>46,076</b>      | <b>60,103</b>  |
| <b>その他Tier 1 (AT1) 資本：金融商品</b>   |                    |               |                    |                |
| 資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定  | 4,676              | 4,676         | 4,676              | 4,676          |
| AT1からの段階的除外の対象となる、CRR第484条(4)に言及されている適格項目の金額および関連する株式プレミアム勘定   | N/M                | 6,482         | N/M                | 10,021         |
| <b>規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本</b>  | <b>4,676</b>       | <b>11,157</b> | <b>4,676</b>       | <b>14,696</b>  |
| <b>その他Tier 1 (AT1) 資本：規制上の調整</b>   |                    |               |                    |                |
| 機関による自己のAT1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有（マイナスの金額）  | -125               | -48           | -57                | -57            |
| CRR第472条に従って移行期間中にCET 1資本からの控除に関連してAT1資本から控除される残存金額  | N/M                | -5,316        | N/M                | -10,845        |
| その他の規制上の調整   | 0                  | 0             | 0                  | 0              |
| <b>その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計</b>  | <b>-125</b>        | <b>-5,365</b> | <b>-57</b>         | <b>-10,902</b> |
| <b>その他Tier 1 (AT1) 資本</b>  | <b>4,551</b>       | <b>5,793</b>  | <b>4,619</b>       | <b>3,794</b>   |
| <b>Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)</b>   | <b>48,651</b>      | <b>58,222</b> | <b>50,695</b>      | <b>63,898</b>  |

| 単位：百万ユーロ                | 2015年12月31日現在      |           | 2014年12月31日現在      |           |
|-------------------------|--------------------|-----------|--------------------|-----------|
|                         | CRR/CRD 4の完<br>全適用 | CRR/CRD 4 | CRR/CRD 4の完<br>全適用 | CRR/CRD 4 |
| Tier 2 (T2) 資本          | 12,325             | 6,299     | 12,376             | 4,395     |
| 規制自己資本合計 (TC = T1 + T2) | 60,976             | 64,522    | 63,072             | 68,293    |
| リスク・ウェイトド・アセット合計        | 396,714            | 397,382   | 393,969            | 396,648   |

## 自己資本比率

|  |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|
| 普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率) | 11.1 | 13.2 | 11.7 | 15.2 |
| Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)      | 12.3 | 14.7 | 12.9 | 16.1 |
| 自己資本合計比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)        | 15.4 | 16.2 | 16.0 | 17.2 |

## 株主持分の規制自己資本への調整

| 単位：百万ユーロ  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---|---------------|---------------|
|   | CRR/CRD 4     | CRR/CRD 4     |
| 会計上の貸借対照表による株主持分合計  | 62,678        | 68,351        |
| 事業体の非連結/連結  | -681          | -1,419        |
| このうち、資本剰余金  | -5            | -5            |
| このうち、利益剰余金  | -369          | -1,107        |
| このうち、その他の包括利益累計額、税引後  | -307          | -306          |
| 規制上の貸借対照表による株主持分合計  | 61,997        | 66,932        |
| 経過規定に基づく非支配持分   | 92            | 118           |
| 未払配当およびAT1クーポン  | -231          | -1,182        |
| 移行期間におけるポジション非連結/連結に係るその他の包括利益 (損失) 累計額の戻入れ、税引後                           | 184           | 306           |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本  | 62,042        | 66,175        |
| 追加評価調整  | -1,877        | 0             |
| その他のプルデンシャル・フィルター (追加評価調整以外)  | -330          | -391          |
| CRR第467条および468条に基づく未実現利得および損失に関連した規制上の調整                                  | -1,246        | -1,648        |
| のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)   | -3,376        | -2,596        |
| 将来の収益性に依存する繰延税金資産   | -1,648        | -657          |
| 確定給付年金基金資産  | -469          | -192          |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有 | -278          | -84           |
| その他の規制上の調整  | -389          | -503          |
| 普通株式等Tier 1資本   | 52,429        | 60,103        |

』

## 規制自己資本の変動

CRR/CRD 4

単位：百万ユーロ

|   | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---|---------------|---------------|
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期首残高   | 60,103        | 38,534        |
| 普通株式 (純額)   | 0             | 921           |
| 資本剰余金   | -53           | 7,429         |
| 利益剰余金   | -6,097        | 1,077         |
| 自己普通株式、売却 (+) および購入 (-) の純影響  | -3            | 6             |
| その他の包括利益累計額の増減  | 2,759         | 2,947         |
| 未払配当およびAT1クーポン  | -231          | -1,182        |
| 追加評価調整  | -1,877        | 0             |
| のれんおよびその他の無形資産 (関連する税金負債を控除後)   | -780          | 8,870         |
| 将来の収益性に依存する繰延税金資産 (一時差異から発生するものを除く)                                       | -800          | -524          |
| 期待損失額の計算の結果生じたマイナスの金額   | 89            | 283           |
| 確定給付年金基金資産  | -277          | -192          |
| 機関が金融部門事業体に対する重要な投資を有している場合における、機関による当該事業体のCET 1金融商品の直接的、間接的およびシンセティックな保有 | -194          | 1,505         |
| リスク・ウェイトド・アセットに含まれない証券化ポジション  | 0             | 945           |
| 一時差異から生じた繰延税金資産 (10%および15%基準超過額。CRR第38条(3)の条件が満たされる場合には、関連する税金負債を控除後)     | -191          | -133          |
| その他 (規制上の調整を含む)   | -19           | -383          |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本 - 期末残高   | 52,429        | 60,103        |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期首残高   | 3,794         | 12,182        |
| その他Tier 1に適格な資本の新規発行  | 0             | 0             |
| 満期到来したおよび償還された金融商品  | -4,289        | -2,512        |
| 移行措置  | 5,529         | -11,292       |
| このうち、無形資産 (関連する税金負債を控除後)  | 5,320         | -10,383       |
| その他 (規制上の調整を含む)   | 759           | 5,416         |
| その他Tier 1 (AT1) 資本 - 期末残高   | 5,793         | 3,794         |
| Tier 1資本  | 58,222        | 63,898        |
| Tier 2 (T2) 資本 - 期末残高   | 6,299         | 4,395         |
| 規制自己資本合計  | 64,522        | 68,293        |

リスク・ウェイト・アセットの変動

下表は、RWAの概要を、モデル・アプローチおよび業務部門別に示している。これらは、インフラストラクチャー関連ポジションのセグメント別の再配分（該当する場合）およびセグメント間の再配分の影響の合計を含んでいる。

信用リスク内の先進的IRBAの「その他」の項目は、バンキング勘定における証券化ポジションからのRWA、特定の持分ポジションおよびその他の債権以外の資産を反映している。標準的アプローチ内では、「その他」の項目が当行の年金基金資産からのRWAであり、残りがバンキング勘定の証券化からのRWA、ならびに中央政府または中央銀行、機関、法人およびリテール以外のその他のエクスポージャー・クラスに割り当てられたエクスポージャーである。

移行規定に従ったモデル・アプローチおよび業務部門別のリスク・ウェイト・アセット

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                           | コーポレート・<br>バンキング・ア<br>ンド・セキュリ<br>ティーズ | 個人顧客および<br>中堅企業 | グローバル・ト<br>ランザクショ<br>ン・バンキング | ドイチェ・ア<br>セット&ウェ<br>ルズ・マネジ<br>メント | 非中核事業部<br>門 | 連結およ<br>び調整等 | 合計      |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------|--------------|---------|
| 信用リスク                              | 89,811                                | 72,171          | 42,435                       | 12,942                            | 13,028      | 11,633       | 242,019 |
| セグメント間の再配分                         | -3,515                                | 536             | 4,854                        | 376                               | 76          | -2,328       | 0       |
| 先進的IRBA                            | 85,249                                | 61,655          | 32,253                       | 10,346                            | 7,858       | 12,862       | 210,223 |
| 中央政府および中央銀行                        | 3,990                                 | 45              | 1,077                        | 1                                 | 6           | 9,500        | 14,619  |
| 機関                                 | 8,497                                 | 1,303           | 3,472                        | 140                               | 382         | 355          | 14,149  |
| 法人                                 | 59,482                                | 11,369          | 26,837                       | 3,945                             | 2,944       | 882          | 105,459 |
| リテール                               | 192                                   | 38,910          | 23                           | 130                               | 725         | 0            | 39,980  |
| その他                                | 13,088                                | 10,028          | 844                          | 6,131                             | 3,801       | 2,125        | 36,016  |
| 基礎的IRBA                            | 2,083                                 | 3,076           | 174                          | 0                                 | 0           | 0            | 5,333   |
| 中央政府および中央銀行                        | 0                                     | 0               | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 0       |
| 機関                                 | 0                                     | 5               | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 5       |
| 法人                                 | 2,083                                 | 3,072           | 174                          | 0                                 | 0           | 0            | 5,329   |
| 標準的アプローチ                           | 5,172                                 | 6,792           | 5,154                        | 2,219                             | 5,093       | 1,099        | 25,530  |
| 中央政府および中央銀行                        | 24                                    | 146             | 30                           | 2                                 | 0           | 0            | 202     |
| 機関                                 | 539                                   | 86              | 33                           | 11                                | 2           | 0            | 671     |
| 法人                                 | 2,473                                 | 1,441           | 3,511                        | 1,147                             | 739         | 573          | 9,884   |
| リテール                               | 6                                     | 4,172           | 239                          | 34                                | 567         | 0            | 5,018   |
| その他                                | 2,129                                 | 948             | 1,342                        | 1,027                             | 3,785       | 525          | 9,755   |
| 清算基金拠出金に関するリ<br>スク・エクスポージャーの<br>金額 | 821                                   | 111             | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 933     |
| 決済リスク                              | 9                                     | 0               | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 9       |
| 信用評価調整(CVA)                        | 12,012                                | 434             | 2                            | 347                               | 3,083       | 0            | 15,877  |
| 内部モデル・アプローチ                        | 11,957                                | 396             | 2                            | 343                               | 3,082       | 0            | 15,780  |
| 標準的アプローチ                           | 55                                    | 38              | 0                            | 4                                 | 1           | 0            | 97      |
| マーケット・リスク                          | 33,795                                | 32              | 173                          | 1,268                             | 14,286      | 0            | 49,553  |
| 内部モデル・アプローチ                        | 28,776                                | 0               | 173                          | 373                               | 8,741       | 0            | 38,063  |
| 標準的アプローチ                           | 5,019                                 | 32              | 0                            | 895                               | 5,545       | 0            | 11,491  |
| オペレーショナル・リスク <sup>1</sup>          | 59,503                                | 7,644           | 9,456                        | 9,252                             | 4,069       | 0            | 89,923  |
| 先進的計測手法                            | 59,503                                | 7,644           | 9,456                        | 9,252                             | 4,069       | 0            | 89,923  |
| 合計                                 | 195,130                               | 80,280          | 52,066                       | 23,808                            | 34,465      | 11,633       | 397,382 |

<sup>1</sup> 事業部門における変動は、2015年度第1四半期に実施された配分方法の変更によるものである。



2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                           | コーポレート・<br>バンキング・ア<br>ンド・セキュリ<br>ティーズ | 個人顧客および<br>中堅企業 | グローバル・ト<br>ランザクショ<br>ン・バンキング | ドイチェ・ア<br>セット&ウェ<br>ルス・マネジ<br>メント | 非中核事業部<br>門 | 連結およ<br>び調整等 | 合計      |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------------------------|-------------|--------------|---------|
| 信用リスク                              | 83,548                                | 69,584          | 41,740                       | 7,310                             | 19,280      | 22,666       | 244,128 |
| セグメント間の再配分                         | -2,200                                | 520             | 3,327                        | 330                               | 94          | -2,071       | 0       |
| 先進的IRBA                            | 77,263                                | 58,786          | 31,763                       | 3,910                             | 13,062      | 14,638       | 199,422 |
| 中央政府および中央銀行                        | 3,948                                 | 124             | 1,020                        | 0                                 | 74          | 218          | 5,385   |
| 機関                                 | 8,359                                 | 1,538           | 3,103                        | 73                                | 623         | 171          | 13,869  |
| 法人                                 | 55,678                                | 9,938           | 26,916                       | 2,740                             | 5,062       | 1,199        | 101,533 |
| リテール                               | 121                                   | 37,852          | 30                           | 91                                | 773         | 0            | 38,867  |
| その他                                | 9,157                                 | 9,334           | 694                          | 1,006                             | 6,529       | 13,049       | 39,769  |
| 基礎的IRBA                            | 2,079                                 | 3,303           | 107                          | 0                                 | 1           | 0            | 5,491   |
| 中央政府および中央銀行                        | 0                                     | 0               | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 0       |
| 機関                                 | 0                                     | 0               | 0                            | 0                                 | 0           | 0            | 0       |
| 法人                                 | 2,079                                 | 3,303           | 107                          | 0                                 | 1           | 0            | 5,490   |
| 標準的アプローチ                           | 4,804                                 | 6,884           | 6,542                        | 3,070                             | 6,122       | 10,099       | 37,522  |
| 中央政府および中央銀行                        | 21                                    | 63              | 27                           | 3                                 | 0           | 0            | 114     |
| 機関                                 | 593                                   | 124             | 51                           | 4                                 | 3           | 35           | 810     |
| 法人                                 | 2,841                                 | 1,401           | 4,747                        | 1,111                             | 1,075       | 584          | 11,759  |
| リテール                               | 7                                     | 4,064           | 422                          | 45                                | 1,141       | 18           | 5,697   |
| その他                                | 1,341                                 | 1,232           | 1,296                        | 1,908                             | 3,903       | 9,462        | 19,142  |
| 清算基金拠出金に関するリ<br>スク・エクスポージャーの<br>金額 | 1,601                                 | 90              | 1                            | 0                                 | 1           | 0            | 1,693   |
| 決済リスク                              | 25                                    | 0               | 0                            | 0                                 | 0           | 1            | 27      |
| 信用評価調整(CVA)                        | 16,024                                | 445             | 7                            | 445                               | 4,019       | 262          | 21,203  |
| 内部モデル・アプローチ                        | 15,953                                | 417             | 7                            | 443                               | 3,953       | 1            | 20,774  |
| 標準的アプローチ                           | 71                                    | 28              | 0                            | 2                                 | 66          | 261          | 428     |
| マーケット・リスク                          | 44,469                                | 92              | 199                          | 2,483                             | 16,967      | 0            | 64,209  |
| 内部モデル・アプローチ                        | 31,439                                | 0               | 199                          | 1,339                             | 8,625       | 0            | 41,602  |
| 標準的アプローチ                           | 13,029                                | 92              | 0                            | 1,144                             | 8,342       | 0            | 22,607  |
| オペレーショナル・リスク                       | 31,512                                | 9,605           | 1,321                        | 6,368                             | 18,275      | 0            | 67,082  |
| 先進的計測手法                            | 31,512                                | 9,605           | 1,321                        | 6,368                             | 18,275      | 0            | 67,082  |
| 合計                                 | 175,578                               | 79,725          | 43,268                       | 16,607                            | 58,541      | 22,929       | 396,648 |

2015年12月31日現在のCRR/CRD 4に基づくRWAは、2014年度末の3,966億ユーロに対して、3,974億ユーロであった。8億ユーロの全体としての増加は、228億ユーロのオペレーショナル・リスクRWA資産の増加を反映しており、それはその他のリスク区分の減少により相殺された。オペレーショナル・リスクRWAは、主に、法規定を含む法律上のオペレーショナル・リスクの損失、ならびに銀行業界のオペレーショナル・リスク・プロファイルが増加したことによって増加した。信用リスクRWAは、年金基金エクスポージャーの計算方法の変更、および為替変動の増加により一部相殺されたもののリスク圧縮活動の効果により、21億ユーロ減少した。マーケット・リスクRWAの減少は、証券化ポジションに対してマーケット・リスク標準的アプローチにおいてリスク水準が下がったことによるものである。CVAのRWAの53億ユーロの減少は、主にリスク圧縮活動とヘッジ活動によるものである。

CRR/CRD 4の完全適用に基づいて算出されたRWAは、2014年度末の3,940億ユーロに対して、2015年12月31日現在は3,967億ユーロであった。当該増加は、移行規定に概説されたのと同様の変動によって引き起こされた。CRR/CRD 4の完全適用によるRWAは、移行規定に基づくRWAよりも668百万ユーロ減少している。これは、一時差異から生じる当行の繰延税金資産、ならびに

当行の金融部門事業体のCET 1金融商品の重要な保有から生じるRWAの減少によるものである。双方は、CRR第48条に概説された基準額控除の対象となる。

より具体的には、RWA変動の以下の主な要因が観察された。

信用リスクRWAは、0.9%（21億ユーロ）減少した。これは以下を反映している。

- 勘定の規模。当行のポートフォリオの規模および構成における変化（2014年度は50億ユーロの減少、2015年度は48億ユーロの減少）を反映している。主に、当行のリスク圧縮活動を反映したコア・バンク業務におけるデリバティブおよび証券金融取引のポジション減少によるものである。
- 手法および方針。新しい規制の適用などの外部の規制上の変更に起因するRWAの変動を反映しており、2014年度の24億ユーロ増加に対して、2015年度は33億ユーロ減少した。これは、主に、保険会社に適用されるリスク・ウェイト・エクスポージャーの変動によって一部相殺されたものの年金基金エクスポージャーの計算方法の変更により減少したものである。
- 勘定の質。これは、2014年度の23億ユーロに対して、2015年度に21億ユーロ減少したポートフォリオ格付変遷、デフォルト時損失、モデルのパラメーターの再調整ならびに担保によるカバレッジ業務による影響を反映している。これは、リスク・パラメータの再調整とプロセスの改善による影響で一部相殺されたものの基礎となるエクスポージャーのリスク・プロファイルが改善されたことによるものである。
- 「その他の」の項目の減少は、本パラグラフの他の項目に含まれていない変動を示しており、2014年度の50億ユーロの増加に対して、2015年度は27億ユーロ増加した。これは、主に、当行の確定拠出年金制度の資産の移行措置から生じた変動、ならびに10/15%基準の規則の適用における変動に起因している。
- 信用リスクRWAも、為替変動が2014年度の118億ユーロに対して、2015年度は104億ユーロになったことによって影響を受けた。これは、主に米ドル高によるものであった。

マーケット・リスクRWAは、23%（147億ユーロ）減少した。これは以下を反映している。

- リスク水準の変動。これは、バリュエーション・アット・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測に関する当行の内部モデル、ならびにマーケット・リスク標準的アプローチにおける変動を反映している。2014年度の102億ユーロの減少に対して、2015年度は277億ユーロとなった。これは、主に、マーケット・リスク標準的アプローチ、バリュエーション・アット・リスク、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクおよび追加的リスクに係る自己資本賦課において低いリスク水準が適用されたものであり、主に、非中核事業部門におけるリスク圧縮活動（これは特にマーケット・リスク標準的アプローチに影響を与えた）を反映している。
- 「手法および方針」の項目への影響の相殺。これは、当行の内部モデルの変動を示している。例えば、手法の向上については、2014年度の201億ユーロに対して、2015年度は57億ユーロとなった。これは、マーケット・リスク標準的アプローチについてCRR第337条(4)によって付与された移行期間の終了、ならびに39億ユーロの市場データの変動と再調整によるものである。結果として、計算は、ウェイトが適用されたネット・ロングポジションの合計額とウェイトが適用されたネット・ショート・ポジションのいずれか大きい方ではなく、双方の合計に基づくようになった。
- 市場データの変動。これは、市場データの水準、ボラティリティ、相関関係、流動性、格付の変動によって生じる。この結果、マーケット・リスクRWAの影響は、2014年度の7億ユーロの減少に対して、39億ユーロとなった。
- マーケット・リスクRWAも為替変動の影響（2014年度の27億ユーロに対して19億ユーロ）を受ける。この影響は主に、マーケット・リスク標準的アプローチに反映されている。

オペレーショナル・リスクRWAは、34%（228億ユーロ）増加した。これは以下を反映している。

- 損失プロファイルの変動（内部および外部）は、2014年度の93億ユーロに対して、2015年度は242億ユーロであった。これは、主に、当行の先進的計測手法の強化の早期認識（追加的に77億ユーロのRWAを創出）、合理的に可能性のある訴訟損失に関連するモデルの変更のさらなる影響、ならびに金融機関による規制上の問題の解決等の当行のAMAモデルに反映されている大規模な外部マーケットのオペレーショナル・リスク事象によるものである。2014年度第3四半期より、合理的に可能性のある訴訟損失に関連するモデルの変更のさらなる影響が「損失プロファイルの変動」の項目に示されている。

信用評価調整に関するRWAは、25%（53億ユーロ）減少した。これは以下を反映している。

- リスク水準の変動。ポートフォリオの規模および構成における変化を含む。主に、年度を通じたポートフォリオのリスク圧縮、ならびにCVA RWAヘッジ・プログラムおよびマーケット・ボラティリティの最適化によって、52億ユーロ減少した。
- 信用評価調整に関するRWAも、19億ユーロの為替変動によって影響を受けた。これは、主に、米国ドル高によるものであった。

## 経済的資本

### 内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率と

して評価している。当行の資本供給の定義は、CRR/CRD 4の資本フレームワークとの整合性をさらに高めた。追加評価調整、期待ショートフォール、住宅ローン、預金保護および自己の資本性金融商品の保有は、現在第2の柱の資本供給から除外されている。過年度の情報は、それに応じて修正再表示されている。

#### 内部適正自己資本

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

|  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| <b>資本供給</b>  |               |               |
| 株主持分   | 62,678        | 68,351        |
| 自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得および債務評価調整 <sup>1</sup> | -407          | -544          |
| 確定給付年金基金資産 <sup>2</sup>                            | -1,173        | -961          |
| 繰延税金資産   | -7,762        | -6,865        |
| 追加評価調整   | -1,877        | 0             |
| 期待ショートフォール   | -106          | -712          |
| 住宅ローンおよび預金保護                                       | -291          | -345          |
| 自己の資本性金融商品の保有                                      | -62           | -54           |
| 貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 <sup>3</sup>             | -147          | 0             |
| 非支配持分 <sup>4</sup>                                 | 0             | 0             |
| ハイブリッドTier 1資本性金融商品                                | 11,962        | 16,158        |
| Tier 2資本性金融商品                                      | 8,016         | 6,620         |
| <b>資本供給</b>  | <b>70,832</b> | <b>81,648</b> |
| <b>資本需要</b>  |               |               |
| 所要経済的資本合計  | 38,442        | 31,866        |
| 信用リスク  | 13,685        | 12,885        |
| マーケット・リスク  | 17,436        | 14,852        |
| オペレーショナル・リスク                                       | 10,243        | 7,598         |
| ビジネス・リスク   | 5,931         | 3,084         |
| 分散効果   | -8,852        | -6,554        |
| 無形資産   | 10,078        | 14,951        |
| <b>資本需要</b>  | <b>48,520</b> | <b>46,817</b> |
| <b>内部適正自己資本比率</b>                                  | <b>146%</b>   | <b>174%</b>   |

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

4 各子会社の所要経済的資本を上限とした非支配持分を含む。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2014年12月31日現在の174%と比較して、2015年12月31日現在146%であった。この比率の変動は、資本供給の減少と経済的資本使用額の増加に起因していた。株主持分は57億ユーロ減少したが、これは主にのれんの減損によるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は42億ユーロ減少したが、これは主に、資本性金融商品の償還によるものであった。Tier 2資本性金融商品は14億ユーロ増加したが、これは主に金融商品の新規発行によるものであった。資本需要の増加は、「リスク・プロファイル」の項で説明した、所要経済的資本の増加によるものであり、これは、「のれんおよびその他の無形資産」の項で説明した、のれんの減損による無形資産の減少によって一部相殺されている。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

#### レバレッジ比率

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、

貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、資本およびリスク委員会による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

#### 改訂版CRR/CRD 4フレームワーク（完全適用）に従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。

当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（以下「SFT」という。）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含める。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目（CCF）（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシート・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を示すものである。

#### 会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

| 単位：十億ユーロ                                       | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|--|-------------------|-------------------|
| 公表された財務諸表における資産合計                              | 1,629             | 1,709             |
| 会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整            | 3                 | -28               |
| デリバティブ金融商品に関する調整                               | -263              | -276              |
| 証券金融取引に関する調整(SFTs)                             | 25                | 16                |
| オフバランス項目に関する調整（すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換） | 109               | 127               |
| その他の調整   | -107              | -103              |
| レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度                          | 1,395             | 1,445             |

#### レバレッジ比率の共通開示

| 単位：十億ユーロ<br>(別途記載のものを除く)        | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| デリバティブ・エクスポージャー合計               | 215               | 318               |
| 証券金融取引エクスポージャー合計                | 164               | 152               |
| オフバランス・エクスポージャー合計               | 109               | 127               |
| その他の資産                          | 924               | 866               |
|                                 | -17               | -19               |
| 完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額     |                   |                   |
| 完全適用によるTier 1資本                 | 48.7              | 50.7              |
| エクスポージャー総額                      | 1,395             | 1,445             |
| レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用 | 3.5%              | 3.5%              |

#### 2015年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2015年12月31日現在、完全適用によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は3.5%であった。これに対し、2014年12月31日現在のレバレッジ比率は3.5%であった。2015年12月31日現在の値には、適用されるエクスポージャー測定尺度の13,950億ユーロに対して完全適用によるTier 1資本の487億ユーロ（2014年12月31日現在ではそれぞれ14,450億ユーロおよび507億ユーロ）が考慮されている。

2015年度にかけて、当行がレバレッジ・エクスポージャーを積極的に管理したことで、レバレッジ比率のエクスポージャーが減少し1,290億ユーロとなったが、この減少の一部は、主に米ドル高ユーロ安による為替の影響790億ユーロにより相殺された。500億ユーロの減少は主に、デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーの減少910億ユーロの影響によるものである。オフバランス・エクスポージャーは、主に確定給付型年金資産に対するEBAの取扱いの改訂が適用されたことにより、180億ユーロ減少した。これは、貸借対照表上の現金および中央銀行預け金行およびインターバンク預け金260億ユーロ、貸出金220億ユーロおよび売却可能金融資産90億ユーロの増加により相殺された。

IFRSに基づき計上された総資本に対するIFRSに基づき計上された総資産の比率で算定されるレバレッジ比率は、2015年12月31日現在は24%、2014年12月31日現在は23%であった。

Tier 1資本の推移の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

#### 信用リスク・エクスポージャー

相手先信用エクスポージャーは、当行の伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金や偶発負債といった要素を含む。）に加え、一定の金融商品（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブを含む。）における顧客との直接的トレーディング活動から発生する。エクイティ商品および取引クレジット商品（債券等）における当行のポジションから、債務不履行リスクも発生する。

当行では、相手先が契約上の支払義務を履行できないという事実によって損失の生じる可能性があるすべての取引を考慮して、信用エクスポージャーを定義している。

#### 最大信用リスク・エクスポージャー

最大信用リスク・エクスポージャーの表は、表示期間の当行の財務諸表において相殺の対象とならない関連保有担保およびその他の信用補完（ネットティングおよびヘッジ）を考慮前の直接的エクスポージャーを示している。信用補完のネットティングの構成要素は、法的強制力のあるネットティング契約の影響、および差入現金担保に対するデリバティブのマイナスの時価評価による相殺を含む。信用補完の担保の構成要素は主に、不動産、現金の形態による担保、および有価証券関連の担保を含む。担保に関して当行は、内部で決定したヘアカットを適用し、加えて、すべての担保価値につき、それぞれの担保付エクスポージャー・レベルを上限としている。

#### 最大信用リスク・エクスポージャー

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ <sup>1</sup>                        | 最大信用リスク・エクスポージャー <sup>2</sup> | ネットティング | 信用補完                           |        |         |
|--|-------------------------------|---------|--------------------------------|--------|---------|
|  |                               |         | 保証およびクレジット・デリバティブ <sup>3</sup> | 担保     | 信用補完合計  |
| 現金および中央銀行預け金                                 | 96,940                        | 0       | 22                             | 0      | 22      |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）                           | 12,842                        | 0       | 57                             | 13     | 70      |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券                    | 22,456                        | 0       | 22,037                         | 0      | 22,037  |
| 借入有価証券                                       | 33,557                        | 0       | 32,031                         | 0      | 32,031  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>4</sup>            | 734,449                       | 409,317 | 152,858                        | 699    | 562,874 |
| トレーディング資産                                    | 119,991                       | 0       | 4,615                          | 519    | 5,134   |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                            | 515,594                       | 407,171 | 69,008                         | 106    | 476,285 |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産               | 98,864                        | 2,146   | 79,235                         | 74     | 81,455  |
| このうち：  |                               |         |                                |        |         |
| 売戻条件付買入有価証券                                  | 51,073                        | 2,146   | 47,664                         | 0      | 49,811  |
| 借入有価証券                                       | 21,489                        | 0       | 21,154                         | 0      | 21,154  |
| 売却可能金融資産 <sup>4</sup>                        | 71,368                        | 0       | 760                            | 0      | 760     |
| 貸出金 <sup>5</sup>                             | 432,777                       | 0       | 207,923                        | 30,188 | 238,111 |
| 信用リスクにさらされるその他の資産                            | 78,978                        | 58,478  | 386                            | 365    | 59,229  |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>6</sup>             | 57,325                        | 0       | 5,730                          | 8,166  | 13,897  |
| 取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>6</sup> | 174,549                       | 0       | 6,973                          | 6,275  | 13,248  |
| 最大信用リスク・エクスポージャー                             | 1,715,241                     | 467,795 | 428,777                        | 45,707 | 942,279 |

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額（655,584百万ユーロ）および購入プロテクションの名目金額は含まない。現金および中央銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。

3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。

4 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ <sup>1</sup> | 最大信用リスク・エクスポージャー <sup>2</sup> | ネットティング | 信用補完                           |    |
|-----------------------|-------------------------------|---------|--------------------------------|----|
|                       |                               |         | 保証およびクレジット・デリバティブ <sup>3</sup> | 担保 |

|  |           |         |         |        |                     |
|--|-----------|---------|---------|--------|---------------------|
| 現金および中央銀行預け金 <sup>4</sup>                    | 74,428    | 0       | 7       | 0      | 7                   |
| インターバンク預け金(中央銀行以外) <sup>4</sup>              | 9,090     | 0       | 53      | 21     | 74                  |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券                    | 17,796    | 0       | 16,988  | 0      | 16,988              |
| 借入有価証券                                       | 25,834    | 0       | 24,700  | 0      | 24,700              |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>5</sup>            | 862,035   | 522,373 | 163,576 | 1,102  | 687,051             |
| トレーディング資産                                    | 125,130   | 0       | 3,537   | 533    | 4,070               |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                            | 629,958   | 519,590 | 76,512  | 336    | 596,439             |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産               | 106,947   | 2,782   | 83,527  | 233    | 86,542              |
| このうち：  |           |         |         |        |                     |
| 売戻条件付買入有価証券                                  | 60,473    | 2,415   | 58,058  | 0      | 60,473 <sup>6</sup> |
| 借入有価証券                                       | 20,404    | 368     | 19,955  | 0      | 20,323 <sup>6</sup> |
| 売却可能金融資産 <sup>5</sup>                        | 62,038    | 0       | 938     | -      | 938                 |
| 貸出金 <sup>7</sup>                             | 410,825   | 0       | 205,376 | 28,496 | 233,872             |
| 信用リスクにさらされるその他の資産                            | 85,061    | 67,009  | 768     | 363    | 68,140              |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>8</sup>             | 62,087    | 0       | 6,741   | 8,723  | 15,464              |
| 取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>8</sup> | 154,446   | 0       | 5,958   | 8,582  | 14,540              |
| 最大信用リスク・エクスポージャー                             | 1,763,695 | 589,381 | 425,106 | 47,287 | 1,061,774           |

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。
- 2 クレジット・デリバティブの売却プロテクションの名目金額(680,699百万ユーロ)および購入プロテクションの名目金額は含まない。現金および中央銀行預け金は主に、流動性準備金に関連している。
- 3 購入した信用プロテクションは基礎となるポジションの名目金額で反映されている。
- 4 2015年、比較数値は修正表示されている。詳細は注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。
- 5 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。
- 6 比較数値は相殺後の数値に修正表示されている。
- 7 貸出金総額から繰延費用/前受収益を控除したもの(貸倒引当金控除前)。
- 8 数値は名目金額で反映されている。』

2015年12月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーの全般的な減少は主に、期中におけるデリバティブ金融商品のプラスの時価の1,144億ユーロの減少の影響によるものであり、現金および中央銀行預け金の225億ユーロの増加、貸出金の220億ユーロの増加および取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメントの201億ユーロの増加、およびさまざまな商品にわたる為替の影響によって一部相殺された。

『

2015年12月31日現在、トレーディング資産の区分には、79%超が投資適格(2014年12月31日現在80%超)のトレーディング可能債券1,032億ユーロ(2014年12月31日現在1,078億ユーロ)が含まれていた。上記の売却可能金融資産の区分は、主に95%超が投資適格(2014年12月31日現在94%超)の負債証券を反映していた。

信用補完は、3つの区分(ネットティング、担保ならびに保証およびクレジット・デリバティブ)に分けられる。ヘアカット、定期的な証拠金請求に関するパラメータの設定、および担保評価に関する専門家の判断に対しては慎重なアプローチが取られ、市場動向が無担保エクスポージャーの積み上げにつながらないようにしている。すべての区分は、定期的に監視およびレビューされる。受入れ信用補完の全体は、分散されており、適切な質であり、大部分が現金、高格付の国債ならびに主に高格付の銀行および保険会社からの第三者保証である。これらの金融機関は主に西ヨーロッパ諸国および米国に所在している。さらに当行は、均質のリテール・ポートフォリオに関して、流動性の高い資産およびモーゲージ(主にドイツにおける住宅用不動産から主に構成される。)の担保プールを有している。』

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

『

当行は、信用の質を内部格付から導き出し、当行のエクスポージャーを以下に示す各クラスにグループ化している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスクの測定」の項を参照のこと。

延滞も減損もしていない金融商品の信用の質

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ <sup>1</sup>                        | iAAA-iAA | iA      | iBBB    | iBB     | iB     | iCCC以下 | 合計        |
|--|----------|---------|---------|---------|--------|--------|-----------|
| 現金および中央銀行預け金                                 | 91,154   | 2,377   | 1,918   | 1,311   | 68     | 111    | 96,940    |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）                           | 4,606    | 5,450   | 877     | 957     | 18     | 935    | 12,842    |
| 中央銀行ファンド貸出金および売却条件付買入有価証券                    | 3,607    | 15,590  | 1,870   | 1,234   | 37     | 118    | 22,456    |
| 借入有価証券                                       | 24,306   | 5,380   | 1,461   | 2,361   | 49     | 0      | 33,557    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>            | 287,102  | 302,873 | 65,479  | 59,148  | 13,177 | 6,669  | 734,449   |
| トレーディング資産                                    | 55,319   | 14,526  | 15,837  | 24,971  | 5,558  | 3,780  | 119,991   |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                            | 184,183  | 271,328 | 36,100  | 17,265  | 4,894  | 1,824  | 515,594   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産               | 47,601   | 17,019  | 13,543  | 16,912  | 2,724  | 1,065  | 98,864    |
| このうち：  |          |         |         |         |        |        |           |
| 売却条件付買入有価証券                                  | 15,371   | 10,120  | 10,053  | 13,699  | 968    | 863    | 51,073    |
| 借入有価証券                                       | 17,629   | 3,819   | 8       | 33      | 0      | 0      | 21,489    |
| 売却可能金融資産 <sup>2</sup>                        | 59,157   | 4,519   | 2,070   | 3,404   | 159    | 219    | 69,528    |
| 貸出金 <sup>3</sup>                             | 52,022   | 59,376  | 123,334 | 136,404 | 40,348 | 9,387  | 420,871   |
| このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金                   | 1,672    | 461     | 878     | 627     | 76     | 397    | 4,110     |
| 信用リスクにさらされるその他の資産                            | 30,724   | 26,465  | 6,924   | 13,615  | 941    | 308    | 78,978    |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>5</sup>             | 6,384    | 15,464  | 18,283  | 10,827  | 4,668  | 1,700  | 57,325    |
| 取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>4</sup> | 23,035   | 46,220  | 44,603  | 37,643  | 21,212 | 1,834  | 174,549   |
| 合計   | 582,099  | 483,714 | 266,820 | 266,904 | 80,678 | 21,282 | 1,701,495 |

- 1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。  
2 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。  
3 貸出金総額から繰延費用／前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。  
4 数値は名目金額で反映されている。



2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ <sup>1</sup>                        | iAAA-iAA | iA      | iBBB    | iBB     | iB     | iCCC以下 | 合計        |
|--|----------|---------|---------|---------|--------|--------|-----------|
| 現金および中央銀行預け金 <sup>2</sup>                    | 70,744   | 1,202   | 1,694   | 686     | 51     | 105    | 74,482    |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） <sup>2</sup>              | 3,651    | 4,208   | 547     | 618     | 25     | 40     | 9,090     |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券                    | 854      | 13,564  | 1,553   | 1,414   | 332    | 79     | 17,796    |
| 借入有価証券                                       | 18,705   | 5,200   | 1,114   | 727     | 88     | 0      | 25,834    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup>            | 312,470  | 385,335 | 81,930  | 58,678  | 16,094 | 7,529  | 862,036   |
| トレーディング資産                                    | 58,014   | 15,973  | 18,230  | 21,767  | 7,061  | 4,085  | 125,130   |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                            | 208,057  | 348,179 | 46,675  | 20,062  | 5,120  | 1,865  | 629,958   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産               | 46,399   | 21,183  | 17,025  | 16,848  | 3,914  | 1,578  | 106,947   |
| このうち：  |          |         |         |         |        |        |           |
| 売戻条件付買入有価証券                                  | 17,213   | 13,820  | 12,432  | 14,219  | 1,529  | 1,259  | 60,473    |
| 借入有価証券                                       | 17,110   | 3,266   | 20      | 7       | 0      | 0      | 20,404    |
| 売却可能金融資産 <sup>3,4</sup>                      | 50,810   | 3,375   | 1,782   | 3,958   | 194    | 1,719  | 61,838    |
| 貸出金 <sup>5</sup>                             | 47,554   | 56,865  | 112,106 | 130,438 | 39,181 | 10,313 | 396,458   |
| このうち、IAS第39号に従って分類変更された貸出金                   | 2,109    | 1,353   | 1,408   | 1,051   | 685    | 274    | 6,880     |
| 信用リスクにさらされるその他の資産                            | 13,538   | 48,714  | 7,049   | 13,927  | 1,105  | 728    | 85,061    |
| 金融保証およびその他の信用関連偶発負債 <sup>6</sup>             | 6,281    | 17,696  | 20,190  | 11,640  | 4,929  | 1,352  | 62,087    |
| 取消不能貸出コミットメントおよびその他の信用関連コミットメント <sup>6</sup> | 22,938   | 39,336  | 40,145  | 31,492  | 18,924 | 1,612  | 154,446   |
| 合計   | 547,546  | 575,494 | 268,110 | 253,577 | 80,924 | 23,477 | 1,749,129 |

1 特に明記しない限り、すべての金額は帳簿価額で表示されている。

2 2015年、比較数値は修正表示されている。詳細は注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。

3 エクイティ、その他の資本持分およびコモディティを除く。

4 本報告書の「資産の質」の項と整合させるため、延滞金融商品が含まれている。

5 貸出金総額から繰延費用 / 前受収益を控除したもの（貸倒引当金控除前）。

6 数値は名目金額で反映されている。』

2015年12月31日現在の信用エクスポージャー合計の全般的な減少（476億ユーロ）は主に、投資適格格付区分のデリバティブ金融商品のプラスの時価の減少（主にiAにおける減少）によるものであるが、これはあらゆる商品にわたる為替の影響により一部相殺されている。

#### 主要な信用エクスポージャーの区分

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットリングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適格なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットリングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。

- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レボおよびレボ形式の取引」は、逆レボ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションならびに持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

#### 業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

| 2015年12月31日現在             |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |           |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|-----------|
| 単位：百万ユーロ                  | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計        |
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 79,610           | 134,514                    | 4,629  | 44,862                 | 14,815      | 89,136      | 45,494   | 111,276                   | 524,337   |
| 個人顧客および中堅企業               | 218,451          | 11,174                     | 1,662  | 501                    | 0           | 1           | 17,146   | 7,132                     | 256,067   |
| グローバル・トラザクション・バンキング       | 76,125           | 20,410                     | 47,699 | 692                    | 266         | 28          | 168      | 10,149                    | 155,537   |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント     | 45,135           | 6,071                      | 2,477  | 372                    | 10          | 7,112       | 3,441    | 5                         | 64,623    |
| 非中核事業部門                   | 13,321           | 1,642                      | 784    | 2,625                  | 368         | 6,934       | 1,932    | 14                        | 27,620    |
| 連結および調整                   | 135              | 738                        | 74     | 0                      | 0           | 0           | 85       | 0                         | 1,031     |
| 合計                        | 432,777          | 174,549                    | 57,325 | 49,053                 | 15,459      | 103,212     | 68,266   | 128,575                   | 1,029,215 |

1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。

2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                  | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計      |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|---------|
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 61,820           | 119,995                    | 4,865  | 43,407                 | 14,865      | 92,272      | 34,411   | 112,605                   | 484,239 |
| 個人顧客および中堅企業               | 214,688          | 11,687                     | 1,735  | 464                    | 0           | 2           | 16,665   | 8,714                     | 253,955 |
| グローバル・トラザクシオン・バンキング       | 77,334           | 17,121                     | 51,663 | 595                    | 614         | 87          | 184      | 3,159                     | 150,758 |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント     | 38,676           | 4,158                      | 2,681  | 839                    | 12          | 7,940       | 3,403    | 11                        | 57,719  |
| 非中核事業部門                   | 18,049           | 954                        | 1,072  | 1,760                  | 1,163       | 7,509       | 4,358    | 17                        | 34,883  |
| 連結および調整                   | 258              | 530                        | 71     | 13                     | 0           | -0          | 111      | 0                         | 983     |
| 合計                        | 410,825          | 154,446                    | 62,087 | 47,078                 | 16,654      | 107,808     | 59,132   | 124,507                   | 982,537 |

1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。

2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは467億ユーロ増加した。

- 部門別の内訳は、CB&Sが401億ユーロ、Deutsche AWMが69億ユーロ、GTBが48億ユーロの増加であった。NCOUは管理の結果73億ユーロの減少を達成した。
- 商品別の内訳は、貸出金、取消不能貸出コミットメントおよび売却可能負債証券についてエクスポージャーの大幅な増加が見られた。偶発負債およびトレーディング可能債券については、エクスポージャーの減少が見られた。

#### 産業部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ            | 貸出金 <sup>1</sup>    | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計        |
|---------------------|---------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|-----------|
| 金融仲介                | 56,665              | 33,194                     | 11,717 | 26,539                 | 3,815       | 24,761      | 23,772   | 124,340                   | 304,804   |
| ファンド運用管理            | 24,839              | 8,935                      | 381    | 1,601                  | 118         | 2,303       | 461      | 237                       | 38,875    |
| 製造                  | 26,800              | 40,930                     | 17,192 | 2,885                  | 1,500       | 2,341       | 314      | 0                         | 91,963    |
| 卸売および小売             | 16,719              | 12,544                     | 5,424  | 1,038                  | 499         | 564         | 95       | 1                         | 36,884    |
| 個人                  | 200,817             | 11,638                     | 2,013  | 719                    | 128         | 0           | 0        | 34                        | 215,350   |
| 商業用不動産 <sup>5</sup> | 42,792              | 5,835                      | 681    | 1,812                  | 3,429       | 738         | 205      | 40                        | 55,533    |
| 公共部門                | 17,050              | 2,450                      | 280    | 6,170                  | 491         | 55,774      | 39,085   | 2,242                     | 123,543   |
| その他                 | 47,094 <sup>6</sup> | 59,023                     | 19,636 | 8,289                  | 5,478       | 16,731      | 4,333    | 1,680                     | 162,263   |
| 合計                  | 432,777             | 174,549                    | 57,325 | 49,053                 | 15,459      | 103,212     | 68,266   | 128,575                   | 1,029,215 |

1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。

2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

5 商業用不動産は、業務ユニットの所属にかかわらず、相手先の産業の区分に基づいている。

6 「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ              | 貸出金 <sup>1</sup>    | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計      |
|-----------------------|---------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|---------|
| 金融仲介 <sup>5</sup>     | 59,580              | 30,481                     | 13,698 | 21,309                 | 4,421       | 26,784      | 21,668   | 122,155                   | 300,097 |
| ファンド運用管理 <sup>5</sup> | 12,145              | 6,696                      | 507    | 3,065                  | 149         | 2,966       | 349      | 49                        | 25,925  |
| 製造 <sup>5</sup>       | 25,633              | 40,607                     | 18,137 | 2,292                  | 1,604       | 2,312       | 204      | 0                         | 90,788  |
| 卸売および小売 <sup>5</sup>  | 15,781              | 11,937                     | 6,080  | 1,156                  | 865         | 839         | 94       | 0                         | 36,752  |
| 個人 <sup>5</sup>       | 197,853             | 11,082                     | 1,864  | 739                    | 183         | 2           | 0        | 35                        | 211,758 |
| 商業用不動産 <sup>5,6</sup> | 35,743              | 3,875                      | 705    | 2,054                  | 3,129       | 606         | 74       | 576                       | 46,762  |
| 公共部門 <sup>5</sup>     | 18,051              | 1,753                      | 216    | 7,346                  | 651         | 56,217      | 32,105   | 716                       | 117,056 |
| その他 <sup>5</sup>      | 46,037 <sup>7</sup> | 48,015                     | 20,880 | 9,116                  | 5,654       | 18,083      | 4,638    | 975                       | 153,399 |
| 合計                    | 410,825             | 154,446                    | 62,087 | 47,078                 | 16,654      | 107,808     | 59,132   | 124,507                   | 982,537 |

- 1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットिंग契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。
- 5 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。
- 6 商業用不動産は、業務ユニットの所属にかかわらず、相手先の産業の区分に基づいている。
- 7 「その他」の貸出金エクスポージャーは、リース金融を含む。

上記の表は、当行の産業別の信用エクスポージャーの概観を示しており、当行が取引を行う相手先のNACEコードに基づいて割り当てられている。

産業別で見ると、当行の信用エクスポージャーの昨年の増加は、貸出金エクスポージャーの増加に起因するファンド運用管理における増加（130億ユーロ）および商業用不動産における増加（88億ユーロ）、また主に取消不能貸出コミットメントに割当てられる「その他」区分における増加（89億ユーロ）によるものである。

金融仲介、製造ならびに公共部門の各産業部門に対する貸出金エクスポージャーは、その大部分が、投資適格の貸出金から成る。当該ポートフォリオは、当行の「信用リスク管理原則」に規定された同一の与信引受要件に従っており、それには、シングル・ネーム、国、業界および商品特有の集中に応じた多様な統制が含まれている。

シンジケートを意図した貸出金の引受等の重要な取引は、上級信用リスク管理専門家、ならびに（規模に応じて）引受与信委員会および/または取締役会のレビューを受ける。こうした取引の組成は、リスク圧縮が適時に、かつ費用効果の高い方法で達成できるよう、極めて重要視されている。これらの区分内のエクスポージャーは、大半が良質の借手に対するものであり、また信用ポートフォリオ戦略グループの活動の記載において概説した更なるリスク軽減の対象にもなっている。

2015年12月31日現在2008億ユーロ（2014年12月31日現在1,979億ユーロ）の当行の個人の貸出金エクスポージャーは、当行のPBCのポートフォリオに主に関連している。当該ポートフォリオのうち1,555億ユーロ（78%）はモーゲージから成り、このうち1,200億ユーロがドイツで保有されている。残りのエクスポージャー（453億ユーロ、22%）は主に、消費者金融業務関連である。当該ポートフォリオのほぼ均質な性質に鑑み、相手先の信用度および格付は主に自動判定エンジンを用いて導き出される。

モーゲージ業務は主に、所有者占有不動産に関する融資であり、ヨーロッパ（主にドイツだが、スペイン、イタリアおよびポーランドにもある。）における多様な業務チャネルにより販売される。そのエクスポージャーは通常、不動産価格を超えることはない。消費者金融は、個人向け分割返済ローン、クレジット・ラインおよびクレジット・カードに区分される。多様な貸出要件（最大貸出金額および最長期限を含むが、これに限定されない。）が規定されており、これを地域の状況および/または借手の環境に適合させる（例えば、消費者貸出金については、最大貸出金額は個人の正味所得を考慮する。）。金利は、特にドイツでは、一定期間にわたり概ね固定されている。第二順位抵当貸出金は、積極的に推進していない。

モーゲージ貸出金ポートフォリオの信用リスク水準は、顧客の質および基礎となる担保を評価することにより決定される。貸出金額は一般に、消費者金融貸出金よりも大口であり、より長期のタイムホライズンで供与される。消費者金融貸出金のリスクは、顧客の質に依存する。無担保であることに鑑み、これらは、モーゲージに比べて金額的にもより小口であり、より短期で供与される。当行の引受基準およびプロセス、分散されたポートフォリオ（顧客/不動産）、ならびに低い融資（以下「LTV」という。）比率に基づき、モーゲージ・ポートフォリオは低リスクとして、また消費者金融は中リスクとして分類されている。

当行の商業用不動産貸出金は通常、基礎となる不動産に対する第一順位のモーゲージにより担保され、上記の「信用リスク管理原則」に規定された与信引受要件（すなわち、格付およびそれに続く、割り当てられた与信権限に基づく与信承認）に従い、また、LTV比率を通常75%未満とする等の追加的な引受および政策ガイドラインの対象となる。さらに、基礎となる担保の

重要性に鑑み、当行の評価チーム（独立の信用リスク管理機能の一部）が、すべての担保付貸出金について、独立した外部の鑑定を依頼する。評価チームは、報告された不動産価格を定期的にレビューし、批判的に検討することに責任を負う。

NCOUに移管されたエクスポージャーを除き、商業用不動産グループは、例外的な場合にのみ、メザニン債またはその他の債務の劣後トランシェを留保している（ただし、当行はメザニン・ローンの引受は行っている。）。一方、ポストバンクのポートフォリオは、重要性の低い劣後トランシェのサブ・ポートフォリオを保有している。証券化のために組成された貸出金は、パイプライン限度枠に基づき、慎重に監視される。証券化された貸出金のポジションは完全に売却される（規制上、経済的リスクの留保が求められる場合を除く。）が、一方で当行は、銀行シンジケート・ローンの一部は頻繁に留保している。この保有ポートフォリオは償却原価で保有され、これもまた上述の原則および政策ガイドラインの対象となる。当行はまた、資本の充実した不動産投資信託およびその他の公開会社（通常、投資適格）を対象とした、保守的に引き受ける無担保クレジット・ラインにも関与している。当行は、固定金利（通常、証券化商品）および変動金利の両方の貸出金を提供しており、金利エクスポージャーはヘッジの取決めの対象となっている。さらに、準不履行および不履行の貸出金および貸出金プールを、他の金融機関から、名目金額および現在の担保価値の双方に対して通常は大幅に割引いて取得する。これらのための引受プロセスは厳格であり、当該エクスポージャーは個別のポートフォリオ限度枠に基づいて管理される。商業用不動産の評価額および賃貸料収入は、マクロ経済の状況および、基礎となる不動産が固有イベントに至ることにより、著しい影響を受ける可能性がある。したがって、当該ポートフォリオは高リスクとして分類され、そのため、集中に関して、上述の厳重な制約が課されている。

「その他」の区分の貸出金は、2015年12月31日現在のエクスポージャーが471億ユーロ（2014年12月31日現在460億ユーロ）であり、多数の少額の産業部門に関連し、単独で貸出金合計の5%を超える産業部門はない。

2015年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当の信用エクスポージャー総額のうち7%（2014年12月31日現在7%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先のものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の重点産業である「石油およびガス」「金属、鉱業、鉄鋼」「海運」の各産業に対する当行のエクスポージャーは、信用エクスポージャー総額の2%未満である。

「石油およびガス」に対する当行の信用エクスポージャーは、約160億ユーロであり、うち貸出金総額は50億ユーロ、取消不能貸出コミットメントは80億ユーロである。当行の信用エクスポージャーのうち約60%が、投資適格な債務者であり、主により強靱な国際石油資本および国営石油・ガス会社に対するものである。当行の「石油およびガス」の信用ポートフォリオのうち、高リスクで、石油価格の下落により影響を受ける、非投資適格区分である「探査・製造」（主に有担保のシニア部分）、「石油・ガスサービス、設備備品」セグメントが占める割合は20%未満である。

「金属、鉱業、鉄鋼」ポートフォリオに対する当行の信用エクスポージャーは、約100億ユーロであり、うち貸出金総額は50億ユーロ、取消不能貸出コミットメントは30億ユーロである。当該ポートフォリオは当行の事業会社向け信用ポートフォリオ全体と比較して信用力が低く、投資適格比率はわずか35%である。当産業の構造に従い、当行のポートフォリオの重要なシェアを新興市場の国々が占めている。当行の戦略は、著しい供給過剰の結果、価格やマージンにプレッシャーがかかっているために増加したリスクから発生している当該信用ポートフォリオを低減することである。

「海運」に対する当行の信用エクスポージャーは、約70億ユーロであり、うち貸出金総額は約60億ユーロで、大半が担保で保全されている。取引先が主にヨーロッパに所在しているにも関わらず、取引からの収益を分散させるため、グローバルなリスクを有する船舶の種類全体にわたって当該ポートフォリオを分散させている。当該ポートフォリオの大部分は、ここ数年の長引く厳しい市場環境を反映して、非投資適格区分である。ドイツ「KG」部門へのエクスポージャー（クロズド・エンド・ファンドによる船舶のノンリコース・ファイナンス）は、「海運」に対するエクスポージャー総額の10%未満である。

『

#### 地域別の主要な信用エクスポージャー区分

| 2015年12月31日現在      |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
|--------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|---------|
| 単位：百万ユーロ           | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計      |
| ドイツ                | 203,387          | 23,621                     | 11,663 | 3,044                  | 530         | 5,065       | 20,080   | 6,568                     | 273,957 |
| 西ヨーロッパ<br>(ドイツを除く) | 100,414          | 42,700                     | 17,525 | 21,156                 | 3,237       | 21,463      | 37,684   | 30,240                    | 274,420 |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| フランス               | 2,335            | 5,904                      | 1,535  | 1,015                  | 279         | 3,445       | 6,875    | 3,514                     | 24,901  |
| ルクセンブルグ            | 19,890           | 3,140                      | 648    | 1,629                  | 481         | 1,746       | 9,937    | 318                       | 37,790  |
| オランダ               | 10,405           | 5,851                      | 2,348  | 3,498                  | 297         | 2,508       | 6,243    | 456                       | 31,606  |

|            |         |         |        |        |        |         |        |         |           |
|------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|-----------|
| 英国         | 8,828   | 9,880   | 1,608  | 6,161  | 508    | 4,614   | 4,762  | 16,352  | 52,713    |
| 東ヨーロッパ     | 10,319  | 1,946   | 1,650  | 450    | 1,409  | 2,738   | 244    | 55      | 18,811    |
| このうち：      |         |         |        |        |        |         |        |         |           |
| ポーランド      | 7,434   | 705     | 281    | 50     | 0      | 1,640   | 85     | 0       | 10,195    |
| ロシア        | 1,295   | 533     | 583    | 42     | 953    | 113     | 0      | 1       | 3,520     |
| 北アメリカ      | 72,008  | 96,310  | 14,154 | 14,468 | 6,784  | 50,842  | 7,890  | 74,061  | 336,517   |
| このうち：      |         |         |        |        |        |         |        |         |           |
| カナダ        | 1,481   | 2,391   | 590    | 1,764  | 54     | 1,016   | 659    | 1,676   | 9,631     |
| ケイマン諸島     | 2,882   | 1,931   | 91     | 919    | 149    | 1,724   | 62     | 12,459  | 20,216    |
| 米国         | 60,991  | 90,773  | 12,966 | 11,367 | 6,146  | 47,786  | 7,158  | 58,495  | 295,683   |
| 中央および南アメリカ | 6,506   | 1,111   | 1,218  | 1,706  | 731    | 2,345   | 25     | 1,240   | 14,883    |
| このうち：      |         |         |        |        |        |         |        |         |           |
| ブラジル       | 2,267   | 344     | 587    | 458    | 53     | 1,191   | 4      | 526     | 5,430     |
| メキシコ       | 731     | 102     | 91     | 331    | 107    | 363     | 19     | 378     | 2,121     |
| アジア/太平洋    | 37,202  | 7,685   | 10,321 | 7,901  | 2,201  | 20,372  | 2,075  | 14,794  | 102,551   |
| このうち：      |         |         |        |        |        |         |        |         |           |
| 中国         | 5,646   | 1,005   | 954    | 571    | 32     | 976     | 0      | 964     | 10,149    |
| 日本         | 848     | 336     | 357    | 1,348  | 41     | 3,930   | 22     | 5,556   | 12,438    |
| 韓国         | 2,158   | 16      | 919    | 1,000  | 0      | 1,359   | 8      | 0       | 5,460     |
| アフリカ       | 2,123   | 501     | 537    | 300    | 227    | 324     | 100    | 351     | 4,464     |
| その他        | 817     | 674     | 258    | 29     | 340    | 62      | 166    | 1,266   | 3,612     |
| 合計         | 432,777 | 174,549 | 57,325 | 49,053 | 15,459 | 103,212 | 68,266 | 128,575 | 1,029,215 |

- 1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適格なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ           | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レポおよびレポ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計      |
|--------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|---------|
| ドイツ                | 202,658          | 26,176                     | 14,356 | 3,250                  | 1,206       | 6,679       | 16,339   | 13,533                    | 284,198 |
| 西ヨーロッパ<br>(ドイツを除く) | 94,386           | 36,781                     | 18,984 | 18,190                 | 3,295       | 21,516      | 33,683   | 23,935                    | 250,771 |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| フランス               | 2,674            | 6,053                      | 2,434  | 936                    | 423         | 3,684       | 5,346    | 3,656                     | 25,207  |
| ルクセンブルグ            | 14,156           | 3,835                      | 754    | 1,766                  | 552         | 2,028       | 6,240    | 190                       | 29,522  |
| オランダ               | 10,630           | 5,548                      | 2,548  | 5,257                  | 436         | 2,726       | 7,751    | 348                       | 35,244  |
| 英国                 | 7,878            | 9,118                      | 1,911  | 1,058                  | 586         | 4,530       | 5,141    | 13,607                    | 43,828  |
| 東ヨーロッパ             | 10,524           | 1,755                      | 2,136  | 927                    | 1,542       | 2,494       | 561      | 243                       | 20,183  |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| ポーランド              | 7,055            | 651                        | 315    | 74                     | 0           | 1,353       | 64       | 0                         | 9,511   |
| ロシア                | 2,068            | 524                        | 693    | 205                    | 1,081       | 238         | 0        | 39                        | 4,848   |
| 北アメリカ              | 55,540           | 83,400                     | 14,291 | 14,338                 | 7,531       | 52,898      | 5,736    | 71,306                    | 305,040 |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| カナダ                | 880              | 2,237                      | 932    | 1,087                  | 240         | 1,309       | 278      | 1,325                     | 8,287   |
| ケイマン諸島             | 2,571            | 1,982                      | 61     | 542                    | 322         | 2,256       | 124      | 12,660                    | 20,519  |
| 米国                 | 45,899           | 77,960                     | 12,881 | 12,614                 | 6,725       | 48,669      | 5,323    | 56,630                    | 266,702 |
| 中央および南アメリカ         | 5,071            | 777                        | 1,445  | 1,350                  | 604         | 2,936       | 24       | 1,151                     | 13,358  |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| ブラジル               | 1,787            | 210                        | 781    | 241                    | 175         | 1,558       | 0        | 656                       | 5,409   |
| メキシコ               | 363              | 90                         | 51     | 447                    | 199         | 450         | 19       | 301                       | 1,919   |
| アジア/太平洋            | 40,081           | 4,774                      | 10,062 | 8,643                  | 2,226       | 20,677      | 2,467    | 13,818                    | 102,747 |
| このうち：              |                  |                            |        |                        |             |             |          |                           |         |
| 中国                 | 9,372            | 331                        | 950    | 523                    | 180         | 1,698       | 0        | 1,320                     | 14,373  |
| 日本                 | 866              | 489                        | 397    | 3,398                  | 173         | 2,371       | 90       | 4,250                     | 12,032  |
| 韓国                 | 2,069            | 11                         | 1,095  | 591                    | 0           | 842         | 0        | 342                       | 4,949   |
| アフリカ               | 1,924            | 627                        | 805    | 351                    | 124         | 541         | 49       | 520                       | 4,941   |
| その他                | 640              | 156                        | 7      | 29                     | 126         | 67          | 273      | 0                         | 1,297   |
| 合計                 | 410,825          | 154,446                    | 62,087 | 47,078                 | 16,654      | 107,808     | 59,132   | 124,507                   | 982,537 |

1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。

2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。

4 担保の反映前。売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。』

上記の表は、当行の地域別の信用エクスポージャーの概観を示しており、相手先の所在国に基づいて割り当てられている。「所在国の観点」に関する詳細については、本報告書の「一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー」の項も参照のこと。

『

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。』

当行の貸出金勘定は、2014年12月31日現在では4,108億ユーロであったのに対し、2015年12月31日現在では4,328億ユーロに増加した。これは主に、北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）におけるものであり、ファンド運用管理および商業用不動産が最大の増加となった。ルクセンブルグの貸出金の増加は、CB&S内のETFに関連した担保構成の変更起因しており、現物有価証券エクスポージャーは完全ファンデッド型トータル・リターン・スワップの締結によって置き換えられた。取消不能貸出コミットメントの増加（201億ユーロ）は、主として北アメリカおよび西ヨーロッパ（ドイツを除く）において、主にその他の産業で生じている。ロシアに対する信用エクスポージャーは、リスク圧縮が成功した結果13億ユーロ減少して35億ユーロとなった。ウクライナに対する信用エクスポージャーは比較的小さく、404百万ユーロである。

当行の中国のポートフォリオのうち101億ユーロは、大規模でシステム上重要な中国系金融機関、財務的に健全な国営会社・民間会社、多国籍企業の子会社との間のトレード・ファイナンスおよびトレード・フロー・マーケット業務に集中している。当行の当ポートフォリオの満期までの期間は、主に短期である。

ブラジルは、当行のラテンアメリカの信用ポートフォリオのうち、最大のポートフォリオであり、540億ユーロである。当ポートフォリオは主に、大規模な投資適格の金融機関および事業会社から構成される。事業会社のポートフォリオは、様々な産業にわたって分散されている。当行の当ポートフォリオの満期までの期間は、主に短期である。

#### 一定のユーロ圏諸国に対する信用エクスポージャー

ソブリン・リスクに関連した懸念から、一定のユーロ圏諸国が以下の各表に示されている。当該リスクの高まりは、関連ソブリンに影響を及ぼす多数の要因から生じており、それには、高い公的債務水準および/または巨額の財政赤字、資本市場への限定的なアクセス、近接した債務返済期限、脆弱な経済ファンダメンタルズおよび見通し（国内総生産の低成長率、弱い競争力、高失業率および政情不安を含む。）が含まれる。ファンダメンタルズはある程度改善しており、これらの経済の大部分の成長見通しは安定化し、競争力は改善し、対外不均衡（すなわち、経常赤字）は減少しつつある。この調整プロセスは、ECBのアウトライト・マネタリー・トランザクション(OMT)プログラムおよび欧州安定メカニズム(ESM)によって支援されてきた。これらは、（検証されてはいないが）信頼性の高いバックストップを提供し、資金調達コストの抑制を支援してきた。量的緩和(QE)プログラムは、ユーロ圏全域の資金調達コストの低減の一助となった。これらの措置の有効性により、2015年1月の選挙での急進左派連合(SYRIZA)の勝利後、当年度前半、ギリシャのプログラムの将来に関わる不確実性が増大したにもかかわらず、他のユーロ圏の債券市場への影響の波及の抑制されている。

これら一定のユーロ圏諸国に対する当行のエクスポージャーの表示に関して、当行は以下の2つの基本概念を適用している。

- 当行の「リスク管理の観点」において、当行は、グループ親会社の所在国を考慮し、それに従って一債務者の原則を反映している。（例えば、ある事業体が他方の過半数の議決権または資本を保有することにより）相互に関係のある借手のグループに対する与信枠はすべて、一債務者の下に統合される。この借手のグループは通常、それぞれの親会社の所在国に割り当てられる。例えば、スペインに所在する相手先に対する貸出金は、所在国の観点に基づけばスペインのリスクであるが、当該各相手先がドイツに所在する親会社と関係があれば、リスク管理の観点からは上述の一債務者の原則に従ってドイツのリスクと見なされる。このリスク管理の観点において、当行はまた、デリバティブのネットティングも考慮し、エクスポージャーをヘッジおよび担保を控除後で表示する。担保の評価は、別途概説しているものと同じ厳格なアプローチおよび原則に従って行われる。また、リスク管理上、当行は、特別目的事業体に対するエクスポージャーを、当該特別目的事業体の所在国ではなく、基礎となる資産の所在国に基づいて分類している。仕組み商品に関しては、追加的検討が適用される。例えば、仕組みノートがアイルランドに所在する特別目的事業体により発行された場合、これは「所在国の観点」においてはアイルランドのリスクと見なされるが、当該仕組みノートを担保する基礎となる資産がドイツのモーゲージ貸出金である場合には、当該エクスポージャーは「リスク管理の観点」においてはドイツのリスクに含まれる。
- 当行の「所在国の観点」において、当行は、相手先に対する信用リスク・エクスポージャーを、他の相手先との関係を問わず、またクレジット・デフォルト・スワップについては基礎となる参照資産がこれらのユーロ圏諸国からであるかにかかわらず、主要な相手先の所在国に割り当てることにより集約している。このため当行は、グループ親会社が他国に所在する相手先、および他国に所在する事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーも含めている。



## 一定のユーロ圏諸国との正味信用リスク・エクスポージャー - リスク管理の観点

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |
|----------|---------------|----------------------------|
| ギリシャ     | 473           | 416                        |
| アイルランド   | 2,809         | 1,398                      |
| イタリア     | 13,269        | 14,920                     |
| ポルトガル    | 729           | 1,002                      |
| スペイン     | 8,884         | 8,273                      |
| 合計       | 26,164        | 26,009                     |

1 2014年12月31日現在のアイルランドおよびイタリアの証券化および不動産の相手先のエクスポージャー8億ユーロは前期末報告数値に含まれていなかったため調整されている。

正味信用リスク・エクスポージャーは、2014年度末から2億ユーロわずかに増加した。これは、主として、アイルランドの証券化ポートフォリオおよびスペインの短期流動性エクスポージャーの増加によるものであり、主に市場性信用ポジションの低下によるイタリアおよびポルトガルでの減少によって一部相殺された。ギリシャのエクスポージャーは、船舶担保の再評価額および米ドル高に起因してわずかに増加した。米ドル建ての船舶ポートフォリオ3億ユーロを除いた、残りのエクスポージャーは1億ユーロであり、引き続き厳格に監視されている。

当行の上記のエクスポージャーは主に、高度に分散された低リスクのリテール・ポートフォリオ、イタリアおよびスペインの中小企業、ならびにより強力な企業および分散された中堅企業顧客に対するものである。当行の金融機関向けエクスポージャーは、その大部分がスペインおよびイタリアの大手銀行に対するものであり、通常は担保付である。ソブリン・エクスポージャーは当行が管理可能と考える水準にある。

以下の表は、所在国の観点に基づいており、当該ユーロ圏諸国に対する当行の総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーの金額、および当行の正味のエクスポージャーを示している。総額のエクスポージャーは、正味の信用リスク・エクスポージャーを、基礎となる参照資産がこれらの諸国の一つに所在するクレジット・デリバティブの正味購入プロテクション、受入保証および担保について総額ベースに戻した結果を反映している。こうした担保は、特にリテール・ポートフォリオに関連して保有されているが、金融機関に関連しても（その大部分がデリバティブのマーギニング（証拠金の評価）の取決めに基づく。）、また法人に関連しても保有されている。加えて、金額は信用リスク引当金も反映している。一定の場合には、当行の相手先の未利用のコミットメントを利用する能力が、特定の契約書に含まれる条件によって制限される。正味の信用エクスポージャーは、保有担保、受入保証、および更なるリスク軽減措置（クレジット・デリバティブの売却/（購入）プロテクションの正味名目金額を含む。）の影響を考慮後で表示されている。記載されている一定のヨーロッパ諸国に対する総額および正味のエクスポージャーには、クレジット・デリバティブのトランシェおよび当行のコリレーション業務に関連するクレジット・デリバティブ（設計上、信用リスク中立的な仕組みとなっている。）は含まれていない。さらに、これらのポジションのトランシェ分けされた相関性のある性質により、例えば同一の名目金額のエクスポージャーが異なるトランシェ・レベルにつき異なるリスク・レベルを示すように、国別に区分した名目金額に関する意味のある表示は不可能である。

一定のユーロ圏諸国に対する総額のポジション、それに含まれる未利用のエクスポージャーおよび正味のエクスポージャー - 所在国の観点

|                   | ソブリン                  |                       | 金融機関                  |                                    | 法人                    |                                    | リテール                  |                                    | その他                   |                                    | 合計 <sup>1</sup>                    |                                    |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                   | 2015年<br>12月31<br>日現在 | 2014年<br>12月31<br>日現在 | 2015年<br>12月31<br>日現在 | 2014年<br>12月31<br>日現在 <sup>2</sup> | 2015年<br>12月31<br>日現在 | 2014年<br>12月31<br>日現在 <sup>2</sup> | 2015年<br>12月31<br>日現在 | 2014年<br>12月31<br>日現在 <sup>2</sup> | 2015年<br>12月31<br>日現在 | 2014年<br>12月31<br>日現在 <sup>2</sup> | 2015年<br>12月31<br>日現在 <sup>1</sup> | 2014年<br>12月31<br>日現在 <sup>2</sup> |
| 単位：百万ユーロ          |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| <b>ギリシャ</b>       |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| 総額                | 0                     | 100                   | 732                   | 716                                | 1,539                 | 1,167                              | 7                     | 6                                  | 0                     | 34                                 | 2,277                              | 2,022                              |
| 未利用               | 0                     | 0                     | 23                    | 20                                 | 118                   | 63                                 | 0                     | 1                                  | 0                     |                                    | 142                                | 84                                 |
| 正味                | 0                     | 89                    | 237                   | 107                                | 95                    | 125                                | 1                     | 2                                  | 0                     | 34                                 | 333                                | 357                                |
| <b>アイルランド</b>     |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| 総額                | 459                   | 553                   | 998                   | 1,100                              | 8,752                 | 8,230                              | 35                    | 39                                 | 4,361 <sup>3</sup>    | 2,350 <sup>3</sup>                 | 14,605                             | 12,273                             |
| 未利用               | 0                     | 0                     | 23                    | 48                                 | 2,568                 | 2,206                              | 0                     | 0                                  | 393 <sup>3</sup>      | 476 <sup>3</sup>                   | 2,984                              | 2,730                              |
| 正味                | 28                    | -21                   | 528                   | 524                                | 5,327                 | 5,103                              | 5                     | 5                                  | 4,347 <sup>3</sup>    | 2,350 <sup>3</sup>                 | 10,235                             | 7,960                              |
| <b>イタリア</b>       |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| 総額                | 4,048                 | 4,673                 | 2,421                 | 5,736                              | 10,642                | 8,509                              | 17,841                | 19,310                             | 470                   | 1,310                              | 35,421                             | 39,537                             |
| 未利用               | 25                    | 0                     | 73                    | 952                                | 4,622                 | 3,061                              | 148                   | 179                                | 24                    | 28                                 | 4,892                              | 4,220                              |
| 正味                | 507                   | 244                   | 754                   | 3,431                              | 7,093                 | 5,897                              | 6,989                 | 6,749                              | 448                   | 1,229                              | 15,792                             | 17,551                             |
| <b>ポルトガル</b>      |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| 総額                | 112                   | -5                    | 260                   | 404                                | 1,509                 | 1,052                              | 1,743                 | 2,023                              | 59                    | 205                                | 3,684                              | 3,679                              |
| 未利用               | 0                     | 0                     | 22                    | 37                                 | 210                   | 121                                | 25                    | 30                                 | 0                     | 0                                  | 258                                | 189                                |
| 正味                | 64                    | -76                   | 181                   | 357                                | 1,111                 | 503                                | 202                   | 220                                | 59                    | 205                                | 1,616                              | 1,209                              |
| <b>スペイン</b>       |                       |                       |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                       |                                    |                                    |                                    |
| 総額                | 729                   | 696                   | 1,292                 | 2,465                              | 9,350                 | 9,332                              | 9,928                 | 10,580                             | 257                   | 839                                | 21,556                             | 23,911                             |
| 未利用               | 0                     | 0                     | 203                   | 738                                | 4,235                 | 3,819                              | 298                   | 476                                | 14                    | 15                                 | 4,750                              | 5,048                              |
| 正味                | 757                   | 275                   | 516                   | 2,084                              | 6,838                 | 6,828 <sup>4</sup>                 | 1,872                 | 1,890                              | 476                   | 790                                | 10,458                             | 11,867 <sup>4</sup>                |
| 総額合計              | 5,348                 | 6,018                 | 5,703                 | 10,421                             | 31,792                | 28,290                             | 29,553                | 31,958                             | 5,147                 | 4,736                              | 77,544                             | 81,423                             |
| 未利用合計             | 25                    | 0                     | 344                   | 1,795                              | 11,754                | 9,271                              | 472                   | 687                                | 431                   | 519                                | 13,026                             | 12,272                             |
| 正味合計 <sup>5</sup> | 1,356                 | 511                   | 2,216                 | 6,503                              | 20,463                | 18,457 <sup>4</sup>                | 9,069                 | 8,866                              | 5,330                 | 4,608                              | 38,434                             | 38,944 <sup>4</sup>                |

- 1 正味のエクスポージャー全体の約63%が翌5年以内に期日到来する。
- 2 当年度の報告書上のその他の信用エクスポージャーの開示に合わせるため、2014年財務諸表に基づく比較数値は、取消可能貸出金コミットメントが除外されており、総額エクスポージャーで107百万ユーロ、正味エクスポージャーで101百万ユーロ減額修正再表示されている。
- 3 アイルランドに対するその他のエクスポージャーは、グループ親会社の所在国がアイルランド外である相手先に対するエクスポージャー、および他国を所在国とする事業体からの資産を基礎となる資産としている特別目的事業体に対するエクスポージャーを含む。
- 4 ポストバンクポートフォリオの評価調整のため、2015年9月期財務諸表と比較して、CRE担保が4百万ユーロ減少している。
- 5 正味エクスポージャー合計は、デリバティブの信用評価調整（2015年12月31日現在159百万ユーロ、2014年12月31日現在300百万ユーロ）を除外している。

上記の特定のユーロ圏諸国に対する正味のエクスポージャー合計は2015年度に510百万ユーロ減少した。この減少は主に、スペインおよびイタリアに対するエクスポージャーの減少に起因しており、主にアイルランドおよびポルトガルに対するエクスポージャーの増加により一部相殺された。

金融商品の種類別の一定のユーロ圏諸国に対する正味信用リスク合計

| 単位：百万ユーロ | 償却原価で計上される金融資産 |               |                  | 公正価値で測定される金融資産        | 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 |       | 2015年12月31日現在   |
|----------|----------------|---------------|------------------|-----------------------|----------------------|-------|-----------------|
|          | 貸出金（貸倒引当金控除前）  | 貸出金（貸倒引当金控除後） | その他 <sup>1</sup> | 売却可能金融資産 <sup>2</sup> | デリバティブ               | その他   | 合計 <sup>3</sup> |
|          | ギリシャ           | 139           | 104              | 177                   | 0                    | 54    | 28              |
| アイルランド   | 3,616          | 3,615         | 2,845            | 852                   | 988                  | 2,092 | 10,392          |
| イタリア     | 11,249         | 10,298        | 4,094            | 671                   | 3,433                | 1,480 | 19,976          |
| ポルトガル    | 604            | 545           | 392              | 12                    | 39                   | 776   | 1,763           |
| スペイン     | 5,205          | 4,598         | 3,355            | 198                   | 334                  | 1,539 | 10,025          |
| 合計       | 20,813         | 19,160        | 10,863           | 1,733                 | 4,849                | 5,915 | 42,520          |

- 1 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
- 2 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
- 3 貸倒引当金控除後。

| 単位：百万ユーロ | 償却原価で計上される金融資産             |                            |                    | 公正価値で測定される金融資産        | 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品 |       | 2014年12月31日現在       |
|----------|----------------------------|----------------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|-------|---------------------|
|          | 貸出金（貸倒引当金控除前） <sup>1</sup> | 貸出金（貸倒引当金控除後） <sup>1</sup> | その他 <sup>1,2</sup> | 売却可能金融資産 <sup>3</sup> | デリバティブ               | その他   | 合計 <sup>1,4</sup>   |
|          | ギリシャ                       | 191                        | 172                | 92                    | 0                    | 85    | 28                  |
| アイルランド   | 2,049                      | 2,016                      | 2,706              | 481                   | 843                  | 1,728 | 7,775               |
| イタリア     | 10,764                     | 9,753                      | 3,791              | 672                   | 4,071                | 3,085 | 21,372              |
| ポルトガル    | 638                        | 587                        | 306                | 20                    | 36                   | 558   | 1,506               |
| スペイン     | 5,617 <sup>5</sup>         | 4,978 <sup>5</sup>         | 3,635              | 231                   | 510                  | 2,015 | 11,369 <sup>5</sup> |
| 合計       | 19,259 <sup>5</sup>        | 17,506 <sup>5</sup>        | 10,530             | 1,404                 | 5,545                | 7,414 | 42,399 <sup>5</sup> |

- 1 当年度の報告書上のその他の信用エクスポージャーの開示に合わせるため、2014年財務諸表に基づく比較数値は、取消可能貸出金コミットメントが除外されており、総額エクスポージャーで107百万ユーロ、正味エクスポージャーで101百万ユーロ減額修正再表示されている。
- 2 主に、偶発負債および未利用の貸出コミットメントを含む。
- 3 エクイティおよびその他の資本持分を除く。
- 4 貸倒引当金控除後。
- 5 ポストバンクポートフォリオの評価調整のため、2015年9月期財務諸表と比較して、CRE担保が4百万ユーロ減少している。

上記の表では、下記の表で別途報告しているクレジット・デリバティブ・エクスポージャーを除外している。当該ユーロ圏諸国に対する当行のクレジット・デリバティブ・エクスポージャーについて、当行は、売却プロテクションおよび購入プロテクションの名目金額を総額レベルで表示するとともに、結果的な正味の名目ポジションおよびその公正価値も表示している。

## 基礎となる資産が一定のユーロ圏諸国に所在するクレジット・デリバティブ・エクスポージャー

名目金額 2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 売却プロテクション | 購入プロテクション | 正味売却/(購入)プロテクション | 正味公正価値 |
|----------|-----------|-----------|------------------|--------|
| ギリシャ     | 1,144     | -1,174    | -31              | -2     |
| アイルランド   | 3,332     | -3,489    | -157             | 4      |
| イタリア     | 44,132    | -48,316   | -4,184           | -35    |
| ポルトガル    | 4,497     | -4,645    | -147             | 23     |
| スペイン     | 18,489    | -18,056   | 433              | -2     |
| 合計       | 71,594    | -75,680   | -4,086           | -13    |

名目金額 2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ | 売却プロテクション | 購入プロテクション | 正味売却/(購入)プロテクション | 正味公正価値 |
|----------|-----------|-----------|------------------|--------|
| ギリシャ     | 901       | -921      | -20              | 2      |
| アイルランド   | 4,344     | -4,158    | 186              | 4      |
| イタリア     | 41,433    | -45,253   | -3,821           | 156    |
| ポルトガル    | 5,876     | -6,173    | -297             | 6      |
| スペイン     | 18,061    | -17,563   | 498              | 10     |
| 合計       | 70,614    | -74,068   | -3,454           | 177    |

一般的な業界慣行に沿って当行は、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)を、信用リスク管理の重要な手段の一つとして、信用ポートフォリオの過度の集中を回避する目的で利用している。CDS契約は、標準的なISDA文書により統治されており、そこでは、決済金支払の引き金となるトリガー・イベントが定義されている。当該トリガーの例には、参照企業の破産、参照企業の契約上の義務の不履行(例えば、金利または元本の返済)および参照企業の債務の条件変更が含まれる。これらのトリガーは、クレジット・デフォルト・スワップのプロテクション売却契約にも適用される。当行のクレジット・デフォルト・スワップ購入プロテクションは、リスク軽減手段として機能し、その大部分は高格付の金融機関により、担保契約に従って発行される。ヘッジ/担保を含む正味リスクに明確に焦点を合わせる一方で、当行は、CDSヘッジ前の総額ポジションについても、CDSのトリガー・イベントが予測通りに発生しない潜在的リスクを考慮してレビューしている。

上記の当該諸国に関連するエクスポージャーは、本リスク報告書の「信用リスク管理」の項で説明した与信プロセスを用いて管理および監視されている。これには、詳細な相手先の格付、相手先の継続的な監視、ならびに上記の「カントリー・リスク管理」および「産業リスク管理」の項に記載した集中リスク管理のフレームワークが含まれる。このフレームワークは、当該諸国に的を絞ったポートフォリオ・レビューを含む定期的な経営管理報告およびポートフォリオのリスク圧縮イニシアチブにより補完されている。

信用保全目的で当行は、期限のミスマッチを回避するよう努めている。しかし、回避の成否は、市場における必要なヘッジ手段の利用可能性に左右される。期限のミスマッチを回避できない場合、当該ポジションは厳重に監視される。当行は、期限のミスマッチを中立化させるため、ヘッジ手段および基礎となる資産の感応度を考慮に入れる。

当行のガバナンス・フレームワークは、リスク軽減および業務上の緊急対策の面でのユーロ危機イベントへの十分な準備および当該イベントを管理する能力を可能にすることを意図しており、当行はキプロスのストレスが増大した際にこれが有効であったと考えている。当行全体の一貫した業務上および戦略上の対応を促進するために、リスク、法務、業務およびその他のインフラ機能の間で緊密な連携が取られる。

一般的に当行は、特定のユーロ圏内諸国に対するエクスポージャーを債務危機の初期段階から管理しており、ソブリン・リスクおよび脆弱な相手先に重点を置いた選択的な早期のリスク圧縮の後、当行の信用ポートフォリオがよくポジショニングされていると信じている。

## 一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

下記の金額は、「所在国の観点」の当行の正味のソブリン・エクスポージャーを反映している。

『

一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在                 |                    |                             |                                 | 2014年12月31日現在                 |                    |                             |                                 |
|----------|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------------|--------------------|-----------------------------|---------------------------------|
|          | ソブリン債                         |                    | メモ項目：<br>ソブリン債              |                                 | ソブリン債                         |                    | メモ項目：<br>ソブリン債              |                                 |
|          | 直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup> | を参照資産とするCDSの正味名目金額 | を参照資産とするCDSの正味ソブリン・エクスポージャー | を参照資産とするCDSの正味公正価値 <sup>2</sup> | 直接的ソブリン・エクスポージャー <sup>1</sup> | を参照資産とするCDSの正味名目金額 | を参照資産とするCDSの正味ソブリン・エクスポージャー | を参照資産とするCDSの正味公正価値 <sup>2</sup> |
| ギリシャ     | 0                             | 0                  | 0                           | 0                               | 100                           | -11                | 89                          | 1                               |
| アイルランド   | 55                            | -28                | 28                          | 1                               | -26                           | 4                  | -21                         | 2                               |
| イタリア     | 3,989                         | -3,482             | 507                         | 36                              | 4,600                         | -4,356             | 244                         | 133                             |
| ポルトガル    | 112                           | -48                | 64                          | -9                              | -5                            | -71                | -76                         | 2                               |
| スペイン     | 725                           | 32                 | 757                         | -12                             | 688                           | -413               | 275                         | 1                               |
| 合計       | 4,881                         | -3,526             | 1,356                       | 17                              | 5,358                         | -4,848             | 5                           | 139                             |

- 1 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債、売却可能、および償却原価で計上される貸出金として分類された債務を含む。
- 2 この金額は、それぞれの国のソブリン債を参照資産とするクレジット・デフォルト・スワップに関連した正味公正価値（すなわち、相手先の信用リスク）を反映している。』

正味のソブリン信用リスク・エクスポージャーの2014年度末からの増加845百万ユーロは、クレジット・デフォルト・スワップ、デリバティブ・ポジションおよび負債証券からの変動を主に反映している。当行の正味ソブリン・エクスポージャーの変動は、主に、クレジット・デフォルト・スワップおよびトレーディング負債証券の増加、ならびにデリバティブからの評価差益によりイタリアおよびスペインにおいてエクスポージャーが大幅に増加したことによるものである。

上記に示された直接的ソブリン・エクスポージャーは、償却原価で保有されるソブリンに対する貸出金簿価を含んでおり、2015年12月31日現在ではイタリア273百万ユーロおよびスペイン478百万ユーロ、2014年12月31日現在ではイタリア279百万ユーロおよびスペイン580百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャーの公正価値

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在                                |        |                      | 2014年12月31日現在                                |        |                      |
|----------|--|--------|----------------------|--|--------|----------------------|
|          | ソブリンを相手先とするデリバティブの公正価値（正味ポジション） <sup>1</sup> |        | ソブリン・エクスポージャーの公正価値合計 | ソブリンを相手先とするデリバティブの公正価値（正味ポジション） <sup>1</sup> |        | ソブリン・エクスポージャーの公正価値合計 |
|          | ソブリン債の公正価値                                   | 正味公正価値 | 公正価値合計               | ソブリン債の公正価値                                   | 正味公正価値 | 公正価値合計               |
| ギリシャ     | 0  | 0      | 0                    | 20   | 80     | 100                  |
| アイルランド   | 60   | -4     | 55                   | -22  | 0      | -22                  |
| イタリア     | 516 <sup>2</sup>                             | 3,104  | 3,620                | 385 <sup>2</sup>                             | 3,459  | 3,844                |
| ポルトガル    | -111   | -1     | -112                 | -8   | 0      | -8                   |
| スペイン     | 232  | 15     | 247                  | 66   | 20     | 86                   |
| 合計       | 697  | 3,114  | 3,811                | 441  | 3,559  | 4,000                |

- 1 マスター・ネットリング契約および担保契約の影響を含む。
- 2 イタリアのソブリン債のロング・ポジションは、その大部分が、対応するクレジット・デリバティブにより相殺される仕組み取引に関連していた。

売却可能金融資産として分類された、一定のユーロ圏諸国に対するソブリン信用リスク・エクスポージャー

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 |         |                    | 2014年12月31日現在 |         |                    |
|----------|---------------|---------|--------------------|---------------|---------|--------------------|
|          | ソブリン債の公       |         | 純利益に認識さ            | ソブリン債の公       |         | 純利益に認識さ            |
|          | 正価値           | 当初の帳簿価額 | れた減損損失累<br>計額（税引後） | 正価値           | 当初の帳簿価額 | れた減損損失累<br>計額（税引後） |
| ギリシャ     | 0             | 0       | 0                  | 0             | 0       | 0                  |
| アイルランド   | 0             | 0       | 0                  | 0             | 0       | 0                  |
| イタリア     | 72            | 72      | 0                  | 77            | 81      | 0                  |
| ポルトガル    | 4             | 4       | 0                  | 4             | 4       | 0                  |
| スペイン     | 0             | 0       | 0                  | 0             | 0       | 0                  |
| 合計       | 76            | 76      | 0                  | 81            | 85      | 0                  |

信用エクスポージャーの分類

当行はまた、信用エクスポージャーを大きく分けて二つの項目、消費者信用エクスポージャーおよび法人信用エクスポージャーに分類している。

- 当行の消費者信用エクスポージャーは、主としてドイツ、イタリアおよびスペインの小口標準的均質貸出金によって構成されており、個人向け貸出金、住宅用および住宅用以外のモーゲージ貸出金、当座貸越、ならびに当行の個人顧客向けおよびリテール業務の自営業および中小企業顧客向け貸出金が含まれる。
- 当行の法人信用エクスポージャーは、消費者信用エクスポージャーとして定義されたもの以外のすべてのエクスポージャーによって構成される。

法人信用エクスポージャー

下記の表は、当行の法人信用エクスポージャーを商品の種類別および内部格付区別に示している。当行の内部格付に関する詳細については、「信用リスク格付」および「格付ガバナンス」の項を参照のこと。

相手先に関する内部信用格付区別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 総額

単位：百万ユーロ

（別途記載のものを除く）

| 格付区分       | デフォルト<br>確率 <sup>1</sup> | 貸出金     | 取消不能貸出<br>コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | 売却可能負債<br>証券 | 合計      |
|------------|--------------------------|---------|--------------------------------|--------|------------------------|--------------|---------|
| iAAA - iAA | 0.00-0.04 %              | 50,712  | 23,035                         | 6,384  | 22,753                 | 59,157       | 162,042 |
| iA         | 0.04-0.11 %              | 49,197  | 46,220                         | 15,464 | 10,998                 | 4,515        | 126,394 |
| iBBB       | 0.11-0.5 %               | 62,044  | 44,603                         | 18,283 | 7,871                  | 1,911        | 134,711 |
| iBB        | 0.5-2.27 %               | 51,454  | 37,643                         | 10,827 | 5,358                  | 2,621        | 107,904 |
| iB         | 2.27-10.22 %             | 20,610  | 21,212                         | 4,668  | 1,558                  | 57           | 48,105  |
| iCCC以下     | 10.22-100 %              | 9,853   | 1,834                          | 1,700  | 515                    | 4            | 13,906  |
| 合計         |                          | 243,871 | 174,548                        | 57,325 | 49,053                 | 68,266       | 593,063 |

1 1年の時間軸でのデフォルト確率を反映。

2 2015年12月31日現在の92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

単位：百万ユーロ  
(別途記載のものを除く)

2014年12月31日現在

| 格付区分       | デフォルト<br>確率 <sup>1</sup> | 貸出金     | 取消不能貸出<br>コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | 売却可能負債<br>証券 | 合計      |
|------------|--------------------------|---------|--------------------------------|--------|------------------------|--------------|---------|
| iAAA - iAA | 0.00-0.04 %              | 46,493  | 22,938                         | 6,281  | 23,068                 | 50,808       | 149,589 |
| iA         | 0.04-0.11 %              | 44,799  | 39,336                         | 17,696 | 9,469                  | 3,371        | 114,670 |
| iBBB       | 0.11-0.5 %               | 54,167  | 40,145                         | 20,190 | 7,810                  | 1,746        | 124,057 |
| iBB        | 0.5-2.27 %               | 50,183  | 31,492                         | 11,640 | 3,926                  | 3,140        | 100,380 |
| iB         | 2.27-10.22 %             | 19,359  | 18,924                         | 4,929  | 2,253                  | 17           | 45,482  |
| iCCC以下     | 10.22-100 %              | 9,417   | 1,612                          | 1,352  | 552                    | 50           | 12,983  |
| 合計         |                          | 224,418 | 154,446                        | 62,087 | 47,078                 | 59,132       | 547,161 |

1 1年の時間軸でのデフォルト確率を反映。

2 2014年12月31日現在の94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。

3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。

上記の表は、2015年度における当行の法人信用エクスポージャーの459億ユーロ(8.4%)の全般的な増加を示している。取消不能貸出コミットメントの増加201億ユーロは、主に北アメリカおよび西ヨーロッパ(ドイツを含む)において計上している。貸出金の増加195億ユーロは、主に北アメリカおよび西ヨーロッパ(ドイツを含む)で計上しており、増加の大半は外国為替相場の変動に関連するものである。これには、最上位の格付区分における165億ユーロの大幅な増加が含まれており、これは主にCB&S内のETF業務に関連した担保構成の変更に起因している。売却可能負債証券は、当行グループの戦略的流動性準備金内に保有する流動性の高い有価証券の増加に主に起因して、91億ユーロ増加した。こうした増加は、当行の流動性準備金に関する継続的な最適化の結果として生じた。売却可能負債証券の増加は、ほぼ全額が最上位の格付区分に関連している。リスク軽減前の法人信用エクスポージャーの質は、2014年12月31日現在と比較して安定した状態を保っており、投資適格格付のエクスポージャーが71%を占めていた。

当行は上述のリスク軽減技法を使用して、当行の法人信用エクスポージャーを最適化し、潜在的な信用損失を削減している。下記の表は、担保、保証およびヘッジを控除後の当行の法人信用エクスポージャーの推移に関する開示である。

#### 相手先に関する内部信用格付区分別の主要な法人信用エクスポージャー区分 - 純額

単位：百万ユーロ  
(別途記載のものを除く)

2015年12月31日現在<sup>1</sup>

| 格付区分       | デフォルト<br>確率 <sup>2</sup> | 貸出金     | 取消不能貸出<br>コミットメント | 偶発負債   | OTCデリバティブ | 売却可能負債<br>証券 | 合計      |
|------------|--------------------------|---------|-------------------|--------|-----------|--------------|---------|
| iAAA - iAA | 0.00-0.04 %              | 37,450  | 20,567            | 4,963  | 14,844    | 59,157       | 136,982 |
| iA         | 0.04-0.11 %              | 31,446  | 42,466            | 13,256 | 7,983     | 4,515        | 99,666  |
| iBBB       | 0.11-0.5 %               | 31,706  | 41,190            | 15,230 | 6,848     | 1,911        | 96,885  |
| iBB        | 0.5-2.27 %               | 23,865  | 35,173            | 6,811  | 4,139     | 2,621        | 72,609  |
| iB         | 2.27-10.22 %             | 8,698   | 20,309            | 2,411  | 1,516     | 57           | 32,990  |
| iCCC以下     | 10.22-100 %              | 4,532   | 1,670             | 759    | 514       | 4            | 7,479   |
| 合計         |                          | 137,696 | 161,375           | 43,429 | 35,844    | 68,266       | 446,610 |

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 1年の時間軸でのデフォルト確率を反映。

単位：百万ユーロ  
(別途記載のものを除く)

2014年12月31日現在<sup>1</sup>

| 格付区分       | デフォルト<br>確率 <sup>2</sup> | 貸出金 <sup>3</sup> | 取消不能貸出<br>コミットメント | 偶発負債   | OTCデリバティブ | 売却可能負債<br>証券 | 合計 <sup>3</sup> |
|------------|--------------------------|------------------|-------------------|--------|-----------|--------------|-----------------|
| iAAA - iAA | 0.00-0.04 %              | 33,125           | 19,407            | 4,282  | 15,843    | 50,808       | 123,464         |
| iA         | 0.04-0.11 %              | 29,396           | 36,137            | 15,268 | 3,957     | 3,370        | 88,128          |
| iBBB       | 0.11-0.5 %               | 28,178           | 35,807            | 16,377 | 6,487     | 1,746        | 88,595          |
| iBB        | 0.5-2.27 %               | 24,403           | 29,634            | 7,274  | 2,746     | 3,140        | 67,196          |
| iB         | 2.27-10.22 %             | 8,546            | 17,514            | 2,865  | 2,164     | 17           | 31,107          |
| iCCC以下     | 10.22-100 %              | 4,320            | 1,451             | 556    | 552       | 50           | 6,929           |
| 合計         |                          | 127,968          | 139,950           | 46,622 | 31,748    | 59,131       | 405,420         |

1 IFRSの規定に基づいて適格な担保、保証およびヘッジを控除後。

2 1年の時間軸でのデフォルト確率を反映。

3 前年度の数値は、ポストバンクに関連するCRE担保11億ユーロを含める調整が行われている。

2015年12月31日現在、担保控除後の法人信用エクスポージャーは4,466億ユーロであり、総額の法人エクスポージャーと比較して25% (1,465億ユーロ) のリスク軽減となった。これには、当行の貸出金エクスポージャーが44%と大幅に減少 (低格付の投資適格未満の貸出金の55%の減少および高格付の投資適格評価の貸出金の38%の減少を含む。) したことが寄与している。最下位の格付区分のエクスポージャー総額に対するリスク軽減は46%であり、最上位の格付区分における15%と比較して軽減率が大幅に大きかった。

1,465億ユーロのリスク軽減は、保証およびヘッジ29%ならびにその他の担保71%に分けられる。

#### 法人信用エクスポージャーに関するCPSGのリスク軽減

当行の信用ポートフォリオ戦略グループ(以下「CPSG」という。)は、当行の法人信用エクスポージャーのリスク軽減を支援している。CPSGのリスク削減活動の名目金額は、主に米ドル高に起因して、2014年12月31日現在の382億ユーロから2015年12月31日現在の450億ユーロに増加した。

CPSGは、2015年12月31日現在で、金融保証により大部分を裏付けられているシンセティック・ローン担保証券により、貸出金および貸出関連コミットメント414億ユーロの信用リスクを軽減した。2014年12月31日現在、このポジションの総額は314億ユーロであった。

また、CPSGは、基礎となる名目金額が36億ユーロのクレジット・デリバティブを保有していた。2014年12月31日現在、このポジションの総額は68億ユーロであった。ポートフォリオ管理活動のために使用されたクレジット・デリバティブは公正価値で会計処理されている。

CPSGは、IAS第39号に基づく公正価値オプションの使用を選択し、当該オプションの基準が満たされる限り、貸出金およびコミットメントを公正価値で報告している。公正価値で報告されたCPSGの貸出金およびコミットメントの名目金額は、2014年12月31日現在の141億ユーロから期中に減少して2015年12月31日現在には82億ユーロとなった。

#### 消費者信用エクスポージャー

当行の消費者信用エクスポージャーにおいて、当行は期日後90日以上延滞の消費者貸出金および純信用コスト (取戻額を控除後の年間の純引当金繰入額) を監視している。



## 消費者信用エクスポージャー、延滞消費者貸出金および純信用コスト

|                              | エクスポージャー総額<br>(単位：百万ユーロ) |                                | 期日後90日以上延滞<br>(エクスポージャー総額に対する比率) <sup>1</sup> |                                | 純信用コスト<br>(エクスポージャー総額に対する比率) <sup>3</sup> |                                |
|------------------------------|--------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------|---|--------------------------------|
|                              | 2015年<br>12月31日現在        | 2014年<br>12月31日現在 <sup>1</sup> | 2015年<br>12月31日現在                             | 2014年<br>12月31日現在 <sup>1</sup> | 2015年<br>12月31日現在                         | 2014年<br>12月31日現在 <sup>1</sup> |
| 消費者信用エクスポージャー、ドイツ            | 150,202                  | 147,647                        | 0.87  | 1.15                           | 0.16                                      | 0.22                           |
| 消費者および中小企業向け融資               | 20,326                   | 19,980                         | 2.77  | 3.93                           | 0.89                                      | 1.09                           |
| モーゲージ貸出                      | 129,877                  | 127,667                        | 0.57  | 0.71                           | 0.05                                      | 0.08                           |
| 消費者信用エクスポージャー、ドイツ以外          | 38,704                   | 38,761                         | 4.95  | 5.35                           | 0.56                                      | 0.69                           |
| 消費者および中小企業向け融資               | 13,259                   | 11,913                         | 9.55  | 11.19                          | 1.20                                      | 1.64                           |
| モーゲージ貸出                      | 25,444                   | 26,848                         | 2.55  | 2.76                           | 0.22                                      | 0.26                           |
| 消費者信用エクスポージャー総額 <sup>2</sup> | 188,906                  | 186,408                        | 1.70  | 2.02                           | 0.24                                      | 0.32                           |

1 2015年1月1日より、修正再表示を行った結果、ドイツでは中小企業向け融資427百万ユーロがモーゲージ貸出（主として開発銀行向け貸出金）、ドイツ以外では11億ユーロのモーゲージ貸出が中小企業向け融資（主として商業用不動産）として区分を変更している。

2 2015年12月31日現在は36億ユーロ、2014年12月31日現在は44億ユーロの減損債権を含む。

3 各貸借対照表日現在の12ヶ月間の純信用コストを、貸借対照表日現在のエクスポージャーで除して算定されている。

当行の消費者信用エクスポージャーの総額は、2014年度末から2015年度末にかけて25億ユーロ（1.3%）増加した。これは主にドイツ（26億ユーロ）、インド（407百万ユーロ）、ポーランド（314百万ユーロ）における貸出金勘定の増加によるものである。この増加から、主に非中核事業部門（NCOU）モーゲージ勘定のエクスポージャーを削減したことによるイタリアでの消費者信用エクスポージャーの減少（587百万ユーロ）およびスペインでの消費者信用エクスポージャーの減少（102百万ユーロ）によって一部相殺された。

当行の消費者信用エクスポージャーに関する期日後90日以上延滞比率は、2014年度末現在の2.02%から、2015年度末現在では1.70%に下落した。

当行の消費者信用エクスポージャーに対する純信用コスト総額の比率は、2014年度末現在の0.32%から下落して、2015年度末現在では0.24%になった。この比率は、ドイツの不履行のポートフォリオの売却による影響を受けており、加えて、ドイツおよび当行が営業を行う南ヨーロッパ諸国において市場環境が更に改善し、安定したことに起因するものでもある。

融資比率バケット別の消費者モーゲージ貸出エクスポージャー<sup>1</sup>

|             | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| 50%以下       | 68%           | 68%           |
| 50%超70%以下   | 16%           | 16%           |
| 70%超90%以下   | 9%            | 9%            |
| 90%超100%以下  | 3%            | 2%            |
| 100%超110%以下 | 2%            | 1%            |
| 110%超130%以下 | 1%            | 1%            |
| 130%超       | 2%            | 1%            |

1 エクスポージャーを該当するLTVバケットに割り当てる際、エクスポージャー金額は基礎となる不動産評価額の相対的割合に従って割り当てられる。

LTVは、エクスポージャー金額を不動産評価額に対する比率として表現する。

当行のLTV比率は、エクスポージャー総額を各不動産の現在の評価額で除して計算される。これらの評価額は、定期的に更新される。流動性の高い担保により追加担保される取引に関するエクスポージャーは、当該各担保価値が減額され、一方、先順位担保権がある場合は対応するエクスポージャー総額を増額する。LTVの計算には、不動産担保によって保証されたエクスポージャーが含まれている。それ以外の種類の担保のみによって担保されたモーゲージ貸出エクスポージャーは、LTVの計算には含まれていない。

貸出金を組成する際ならびに当行の信用リスクを監視および管理する際において、債権者の信用度、LTVおよび担保の質は、当行のリスク管理の不可欠な部分である。当行は通常、債権者の信用度が高いほど、より高いLTVを受け入れる準備がある。しかし、経済見通しがマイナスまたは不動産価格の下落が見込まれる諸国については、LTVの制約が適用される。

2015年12月31日現在、モーゲージ貸出ポートフォリオ関連の当行のエクスポージャーの68%は、LTV比率が50%以下であり、昨年同様であった。

## デリバティブによる信用エクスポージャー

すべての取引所売買デリバティブ取引は、中央清算機関（以下「CCPs」という。）を通じて決済されている。これらの機関の規則および規制では、こうした取引から生じる現在および将来のすべての信用リスク・ポジションにつき日次のマーギングを規定している。当行は、可能な範囲で、中央清算機関のクリアリング・サービスをOTCデリバティブ取引にも使用しており（以下「OTCクリアリング」という。）、これにより中央清算機関の決済システムを通じて達成される信用リスク軽減から恩恵を受けている。

ドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なOTCクリアリングを2013年に導入した。OTCデリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州規則(EU)第648/2012号（以下「EMIR」という。）は、中央清算されないOTCデリバティブに関する多数のリスク軽減技法を2013年に、ならびにOTCおよび取引所売買デリバティブに関する報告を2014年に導入した。一定の標準化されたOTCデリバティブ取引に関する強制的なクリアリングは2016年6月に開始される見込みであり、クリアリングされていないOTCデリバティブ取引に関するマーギング要求は2016年9月から段階的に導入される見込みである。

以下の表は、クリアリング・チャンネル別のOTCデリバティブ資産・負債の名目金額の内訳の他、OTCデリバティブ取引の名目金額および時価総額を示している。

## クリアリング・チャネルおよびデリバティブの種類別のOTCデリバティブの名目金額

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                       | 名目金額の<br>期限別分類 |                |           |            | プラスの時価  | マイナスの<br>時価 | 正味時価   |
|--------------------------------|----------------|----------------|-----------|------------|---------|-------------|--------|
|                                | 1年以内           | 1年超 - 5年<br>以内 | 5年超       | 合計         |         |             |        |
| 金利関連：                          |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 10,955,593     | 9,682,810      | 6,375,377 | 27,013,781 | 345,998 | 325,179     | 20,819 |
| 二者間（額）                         | 3,906,875      | 4,952,043      | 3,205,837 | 12,064,755 | 316,736 | 298,220     | 18,516 |
| CCP(額)                         | 7,048,718      | 4,730,767      | 3,169,540 | 14,949,025 | 29,261  | 26,959      | 2,302  |
| 取引所売買                          | 4,452,134      | 1,400,495      | 3,742     | 5,856,371  | 272     | 237         | 35     |
| 金利関連合計                         | 15,407,727     | 11,083,305     | 6,379,119 | 32,870,152 | 346,270 | 325,416     | 20,854 |
| 通貨関連：                          |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 4,672,846      | 1,134,801      | 531,085   | 6,338,731  | 116,007 | 115,379     | 628    |
| 二者間（額）                         | 4,644,414      | 1,134,686      | 531,085   | 6,310,184  | 115,900 | 115,270     | 630    |
| CCP(額)                         | 28,432         | 115            | 0         | 28,547     | 107     | 109         | -2     |
| 取引所売買                          | 33,064         | 15             | 0         | 33,079     | 109     | 174         | -65    |
| 通貨関連合計                         | 4,705,910      | 1,134,815      | 531,085   | 6,371,810  | 116,116 | 115,553     | 563    |
| エクイティ / 指数関連：                  |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 394,193        | 197,092        | 23,521    | 614,806    | 25,063  | 28,818      | -3,756 |
| 二者間（額）                         | 394,193        | 197,092        | 23,521    | 614,806    | 25,063  | 28,818      | -3,756 |
| CCP(額)                         | 0              | 0              | 0         | 0          | 0       | 0           | 0      |
| 取引所売買                          | 501,706        | 66,571         | 8,993     | 577,270    | 5,533   | 6,164       | -631   |
| エクイティ / 指数関連合計                 | 895,899        | 263,663        | 32,514    | 1,192,076  | 30,596  | 34,983      | -4,387 |
| クレジット・デリバティブ関連：                |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 270,524        | 949,312        | 129,622   | 1,349,458  | 23,548  | 20,992      | 2,556  |
| 二者間（額）                         | 176,492        | 445,572        | 72,423    | 694,486    | 14,784  | 12,386      | 2,399  |
| CCP(額)                         | 94,032         | 503,741        | 57,199    | 654,972    | 8,763   | 8,606       | 157    |
| 取引所売買                          | 0              | 0              | 0         | 0          | 0       | 0           | 0      |
| クレジット・デリバティブ関連合計               | 270,524        | 949,312        | 129,622   | 1,349,458  | 23,548  | 20,992      | 2,556  |
| コモディティ関連：                      |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 5,998          | 1,260          | 9,516     | 16,775     | 776     | 891         | -115   |
| 二者間（額）                         | 5,998          | 1,260          | 9,516     | 16,775     | 776     | 891         | -115   |
| CCP(額)                         | 0              | 0              | 0         | 0          | 0       | 0           | 0      |
| 取引所売買                          | 78,204         | 27,066         | 10        | 105,279    | 497     | 604         | -107   |
| コモディティ関連合計                     | 84,202         | 28,326         | 9,526     | 122,054    | 1,273   | 1,496       | -223   |
| その他：                           |                |                |           |            |         |             |        |
| OTC                            | 20,621         | 5,378          | 43        | 26,043     | 906     | 1,953       | -1,048 |
| 二者間（額）                         | 20,618         | 5,378          | 43        | 26,039     | 902     | 1,953       | -1,051 |
| CCP(額)                         | 3              | 0              | 0         | 3          | 3       | 0           | 3      |
| 取引所売買                          | 8,430          | 11             | 0         | 8,441      | 22      | 49          | -27    |
| その他合計                          | 29,051         | 5,389          | 43        | 34,484     | 928     | 2,002       | -1,074 |
| OTC業務合計                        | 16,319,775     | 11,970,654     | 7,069,164 | 35,359,593 | 512,297 | 493,213     | 19,084 |
| 二者間業務合計                        | 9,148,589      | 6,736,032      | 3,842,425 | 19,727,045 | 474,162 | 457,538     | 16,623 |
| CCP業務合計                        | 7,171,186      | 5,234,622      | 3,226,739 | 15,632,548 | 38,135  | 35,674      | 2,461  |
| 取引所売買業務合計                      | 5,073,538      | 1,494,157      | 12,746    | 6,580,441  | 6,433   | 7,229       | -795   |
| 総計                             | 21,393,313     | 13,464,811     | 7,081,910 | 41,940,034 | 518,730 | 500,441     | 18,289 |
| プラスの時価（ネットイングおよび<br>受入現金担保考慮後） | 0              | 0              | 0         | 0          | 53,202  | 0           | 0      |

2014年12月31日現在

名目金額の  
期限別分類

| 単位：百万ユーロ                               | 1年以内              | 1年超 - 5年<br>以内    | 5年超              | 合計                | プラスの時価         | マイナスの<br>時価    | 正味時価          |
|--|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|----------------|----------------|---------------|
| <b>金利関連：</b>                           |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 16,193,068        | 13,319,460        | 8,081,916        | 37,594,443        | 439,519        | 413,696        | 25,823        |
| 二者間（額）                                 | 5,524,005         | 6,526,046         | 3,779,863        | 15,829,914        | 407,156        | 382,615        | 24,542        |
| CCP(額)                                 | 10,669,063        | 6,793,413         | 4,302,052        | 21,764,529        | 32,363         | 31,082         | 1,281         |
| 取引所売買                                  | 3,253,648         | 841,043           | 714              | 4,095,406         | 152            | 152            | -1            |
| <b>金利関連合計</b>                          | <b>19,446,716</b> | <b>14,160,503</b> | <b>8,082,630</b> | <b>41,689,849</b> | <b>439,671</b> | <b>413,849</b> | <b>25,822</b> |
| <b>通貨関連：</b>                           |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 4,783,759         | 1,307,251         | 609,549          | 6,700,559         | 130,775        | 134,567        | -3,792        |
| 二者間（額）                                 | 4,760,349         | 1,307,251         | 609,549          | 6,677,149         | 130,639        | 134,420        | -3,780        |
| CCP(額)                                 | 23,410            | 0                 | 0                | 23,410            | 135            | 147            | -12           |
| 取引所売買                                  | 12,428            | 103               | 0                | 12,531            | 55             | 106            | -51           |
| <b>通貨関連合計</b>                          | <b>4,796,187</b>  | <b>1,307,354</b>  | <b>609,549</b>   | <b>6,713,090</b>  | <b>130,829</b> | <b>134,673</b> | <b>-3,844</b> |
| <b>エクイティ / 指数関連：</b>                   |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 1,203,958         | 203,328           | 35,678           | 1,442,964         | 27,404         | 31,949         | -4,545        |
| 二者間（額）                                 | 1,203,958         | 203,328           | 35,678           | 1,442,964         | 27,404         | 31,949         | -4,545        |
| CCP(額)                                 | 0                 | 0                 | 0                | 0                 | 0              | 0              | 0             |
| 取引所売買                                  | 499,899           | 71,213            | 4,240            | 575,353           | 7,406          | 7,230          | 176           |
| <b>エクイティ / 指数関連合計</b>                  | <b>1,703,857</b>  | <b>274,542</b>    | <b>39,919</b>    | <b>2,018,317</b>  | <b>34,810</b>  | <b>39,179</b>  | <b>-4,369</b> |
| <b>クレジット・デリバティブ関連：</b>                 |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 337,245           | 935,967           | 119,549          | 1,392,760         | 25,370         | 23,074         | 2,296         |
| 二者間（額）                                 | 287,697           | 689,003           | 92,335           | 1,069,035         | 20,732         | 18,936         | 1,796         |
| CCP(額)                                 | 49,548            | 246,963           | 27,214           | 323,725           | 4,638          | 4,138          | 500           |
| 取引所売買                                  | 0                 | 0                 | 0                | 0                 | 0              | 0              | 0             |
| <b>クレジット・デリバティブ関連合計</b>                | <b>337,245</b>    | <b>935,967</b>    | <b>119,549</b>   | <b>1,392,760</b>  | <b>25,370</b>  | <b>23,074</b>  | <b>2,296</b>  |
| <b>コモディティ関連：</b>                       |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 13,708            | 2,549             | 7,115            | 23,371            | 2,030          | 1,804          | 226           |
| 二者間（額）                                 | 13,691            | 2,546             | 7,115            | 23,352            | 2,026          | 1,802          | 224           |
| CCP(額)                                 | 17                | 2                 | 0                | 19                | 4              | 2              | 2             |
| 取引所売買                                  | 89,656            | 22,218            | 66               | 111,939           | 605            | 697            | -92           |
| <b>コモディティ関連合計</b>                      | <b>103,364</b>    | <b>24,766</b>     | <b>7,181</b>     | <b>135,311</b>    | <b>2,635</b>   | <b>2,501</b>   | <b>134</b>    |
| <b>その他：</b>                            |                   |                   |                  |                   |                |                |               |
| OTC                                    | 34,340            | 8,945             | 0                | 43,285            | 1,017          | 1,929          | -912          |
| 二者間（額）                                 | 34,340            | 8,945             | 0                | 43,285            | 1,017          | 1,929          | -912          |
| CCP(額)                                 | 0                 | 0                 | 0                | 0                 | 0              | 0              | 0             |
| 取引所売買                                  | 9,186             | 1,037             | 0                | 10,223            | 28             | 60             | -32           |
| <b>その他合計</b>                           | <b>43,526</b>     | <b>9,982</b>      | <b>0</b>         | <b>53,509</b>     | <b>1,045</b>   | <b>1,989</b>   | <b>-944</b>   |
| <b>OTC業務合計</b>                         | <b>22,566,078</b> | <b>15,777,500</b> | <b>8,853,806</b> | <b>47,197,384</b> | <b>626,115</b> | <b>607,019</b> | <b>19,096</b> |
| <b>二者間業務合計</b>                         | <b>11,824,040</b> | <b>8,737,121</b>  | <b>4,524,540</b> | <b>25,085,700</b> | <b>588,975</b> | <b>571,650</b> | <b>17,325</b> |
| <b>CCP業務合計</b>                         | <b>10,742,038</b> | <b>7,040,379</b>  | <b>4,329,266</b> | <b>22,111,683</b> | <b>37,140</b>  | <b>35,369</b>  | <b>1,771</b>  |
| <b>取引所売買業務合計</b>                       | <b>3,864,818</b>  | <b>935,614</b>    | <b>5,021</b>     | <b>4,805,453</b>  | <b>8,246</b>   | <b>8,246</b>   | <b>0</b>      |
| <b>総計</b>                              | <b>26,430,896</b> | <b>16,713,114</b> | <b>8,858,826</b> | <b>52,002,836</b> | <b>634,361</b> | <b>615,265</b> | <b>19,096</b> |
| <b>プラスの時価（ネットイングおよび<br/>受入現金担保考慮後）</b> | <b>0</b>          | <b>0</b>          | <b>0</b>         | <b>0</b>          | <b>49,416</b>  | <b>0</b>       | <b>0</b>      |

株式エクスポージャー

下記の表は、IFRSの定義に基づく当行の持分投資の各報告日における帳簿価額をトレーディングとトレーディング以外に分けて表示している。当行は、各ポジションを当行のマーケット・リスクおよび他の適切なリスクのフレームワーク内で管理している。

株式エクスポージャーの構成

| 単位：百万ユーロ                  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| トレーディング株式                 | 76,044        | 69,831        |
| トレーディング以外の株式 <sup>1</sup> | 3,228         | 6,402         |
| 株式エクスポージャー合計              | 79,273        | 76,233        |

1 2015年12月31日現在642百万ユーロおよび2014年12月31日現在338百万ユーロの持分投資ファンドを含む。

2015年12月31日現在、当行のトレーディング株式エクスポージャーは主に、CB&S業務からの714億ユーロおよびDeutsche AWM業務からの46億ユーロから構成されていた。トレーディング株式全体は、CB&Sにおけるエクスポージャーの増加に起因して、対前年度比で62億ユーロ増加した。

[次へ](#)

## 資産の質

この項では、当行の貸出金の資産の質について説明している。この項には、起こり得る借手の信用問題に関する既知の情報により、当行の経営陣が借手の契約上の債務の回収可能性について重大な疑義を持つすべての貸出金が含まれている。

## 顧客グループ別の履行債権、再交渉された貸出金、延滞貸出金および減損債権の概要

| 単位：百万ユーロ                      | 2015年12月31日現在 |         |         | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |         |         |
|-------------------------------|---------------|---------|---------|----------------------------|---------|---------|
|                               | 法人貸出金         | 消費者貸出金  | 合計      | 法人貸出金                      | 消費者貸出金  | 合計      |
| 延滞しておらず、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金 | 237,758       | 182,306 | 420,064 | 217,672                    | 177,904 | 395,576 |
| 延滞しているが、再交渉されておらず、減損もしていない貸出金 | 1,143         | 2,544   | 3,687   | 1,304                      | 3,650   | 4,954   |
| 再交渉されたが、減損していない貸出金            | 438           | 437     | 875     | 452                        | 496     | 947     |
| 減損債権                          | 4,532         | 3,619   | 8,151   | 4,990                      | 4,358   | 9,348   |
| 合計                            | 243,871       | 188,906 | 432,777 | 224,418                    | 186,408 | 410,825 |

1 2014年度財務諸表における支払猶予資産の比較数値は修正再表示されている。その結果、誤って従前の開示には含まれていなかった「再交渉されたが減損していない貸出金」の金額が126百万ユーロ増加し「延滞しているが再交渉されておらず、減損もしていない貸出金」金額は126百万ユーロ減額されている。

『

## 延滞貸出金

貸出金は、連結を通じて取得したものを除き、契約上合意された元本および/または利息の支払が借手から未払のままである場合に延滞と見なされる。連結を通じて取得した貸出金の場合には、当該貸出金の最初の連結時において一定の支払日に見込まれていた元本および/または利息の支払が借手により未払である場合に延滞と見なされる。

## 延滞状況別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上されて）

| 単位：百万ユーロ         | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|------------------|---------------|---------------|
| 30日未満延滞の貸出金      | 2,387         | 3,223         |
| 30日以上60日未満延滞の貸出金 | 547           | 534           |
| 60日以上90日未満延滞の貸出金 | 281           | 363           |
| 90日以上延滞の貸出金      | 540           | 898           |
| 合計               | 3,755         | 5,018         |

』

## 産業別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計）

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |
|----------|---------------|----------------------------|
| 金融仲介     | 69            | 104                        |
| ファンド運用管理 | 2             | 95                         |
| 製造       | 100           | 141                        |
| 卸売および小売  | 91            | 159                        |
| 個人       | 2,495         | 3,388                      |
| 商業用不動産   | 672           | 801                        |
| 公共部門     | 3             | 5                          |
| その他      | 323           | 326                        |
| 合計       | 3,755         | 5,018                      |

1 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。

## 地域別の減損していない延滞貸出金（償却原価で計上）

| 単位：百万ユーロ       | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------------|---------------|---------------|
| ドイツ            | 1,430         | 2,410         |
| 西ヨーロッパ（ドイツを除く） | 1,417         | 1,694         |
| 東ヨーロッパ         | 139           | 143           |
| 北アメリカ          | 641           | 678           |
| 中央および南アメリカ     | 8             | 29            |
| アジア/太平洋        | 106           | 63            |
| アフリカ           | 15            | 1             |
| その他            | 0             | 0             |
| 合計             | 3,755         | 5,018         |

当行の減損していない延滞貸出金は、特に好調なドイツ信用市場を反映し、主にPBCに起因して、13億ユーロ減少し、2015年12月31日現在で38億ユーロとなった。

『

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保価値の総額（担保の公正価値は貸出金残高を上限としている。）

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| 金融およびその他の担保 | 2,254         | 2,854         |
| 受取保証        | 133           | 226           |
| 合計          | 2,387         | 3,080         |

』

減損していない延滞貸出金に対して保有していた担保の2015年12月31日現在の総額は、減損していない延滞貸出金が前期と比較して減少したことに伴い減少している。

## 支払猶予貸出金

経済的または法的理由により、当行は、財政的困難に直面する、または直面する可能性のある借手との間に支払猶予合意を締結し、一定期間に限って契約上の債務を緩和する場合がある。当行の法人顧客に関しては、各取引および顧客特有の事実および状況を考慮の上、個別のアプローチが適用される。消費者貸出金に関しては、当行は一定期間に限って支払猶予を提供し、残高の全部もしくは一部または将来の割賦払いの支払を後の時点まで猶予する。しかし、当該期間中に支払われない金額（経過利息を含む。）は、後の時点で埋め合わせされなければならない。返済オプションには、残存期間にわたる分割、一括払いまたは期日延長が含まれる。支払猶予は制限されており、顧客の経済状況、当行のリスク管理戦略および現地の法律に依存する。支払猶予合意が締結された場合には、以下に記載する減損の測定が実施され、必要な場合には減損損失が計上され、対象貸出金はその後減損債権として計上される。

借手の財政的困難に関連した経済的または法的理由により、当行がさもなければ検討しなかったような譲歩を借手に与える形で再交渉された貸出金は、再交渉された貸出金として開示され、支払猶予貸出金の一部になる。

2014年2月20日付けで、EBAは規制（EU）第575/2013号第99条第4項に基づき、支払猶予および不履行エクスポージャーに関する監督報告について実施技術基準（以下「ITS」という。）最終草案を公表した。

2014年に当行は、再交渉および条件緩和された貸出金の定義を差し替え、EBAの支払猶予貸出金の新しい定義を採用した。新しい定義の範囲は、従前に適用されていた定義を大幅に拡大し、財政的困難に直面する可能性のある顧客への対策も含んでいる。当行は、貸出金がITSに記載された条件を満たした時点で支払を猶予されたものとして報告し、ITSの停止要件を満たした時点で支払猶予貸出金の報告から除外している。

#### 支払猶予貸出金

|          | 2015年12月31日現在 |         |           |         | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |           |         |         |           |
|----------|---------------|---------|-----------|---------|----------------------------|-----------|---------|---------|-----------|
|          | 履行            | 不履行     | 支払猶予貸出金合計 | 履行      | 不履行                        | 支払猶予貸出金合計 | 履行      | 不履行     | 支払猶予貸出金合計 |
| 単位：百万ユーロ | 減損していない       | 減損していない | 減損している    | 減損していない | 減損していない                    | 減損している    | 減損していない | 減損していない | 減損している    |
| ドイツ      | 1,067         | 441     | 1,096     | 2,605   | 1,121                      | 296       | 1,284   | 2,701   |           |
| ドイツ以外    | 691           | 716     | 1,801     | 3,136   | 1,013                      | 651       | 1,933   | 3,597   |           |
| 合計       | 1,686         | 1,157   | 2,897     | 5,741   | 2,134                      | 947       | 3,217   | 6,298   |           |

<sup>1</sup> 2014年度財務諸表における支払猶予貸出金の比較数値は、過去の開示で誤って除外された395百万ユーロを含めるために修正再表示されている。

2015年の支払猶予貸出金合計の減少557百万ユーロは、主に、IAS第39号に従って分類変更されたNCOUおよび不動産に加え、好調なドイツ信用市場を反映したPBC、および南ヨーロッパの安定化に起因する。

#### 減損債権

『

信用リスク管理部は、債権または債権のグループが減損しているという客観的証拠があるかどうか定期的に評価している。債権または債権のグループが減損していて減損損失が計上されるのは、以下のすべてに該当する場合である。

- 資産の当初の認識後、貸借対照表日までに発生した損失事象（以下「損失事象」という。）の結果としての減損の客観的証拠が存在する。評価を行う際、当行は、IAS第10号の要件に従い、財務諸表の発行日付までに合理的に入手可能な当該事象に関する情報を検討する。
- その損失事象が金融資産または金融資産のグループの将来の見積キャッシュ・フローに影響を及ぼした。
- その損失の額について信頼できる見積りを行うことができる。

信用リスク管理部の損失評価は、グループ・ファイナンスと共同で行われる定期レビューの対象となっている。このレビューの結果は、グループ・ファイナンスおよびリスクの上級管理職に報告され承認される。

減損債権に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。』

#### 減損損失および貸倒引当金

『

減損の証拠が存在する場合、減損損失は通常、対象債権の当初実効金利を使用した割引予想キャッシュ・フローに基づいて計算される。債権の条件が借手の財政的困難を理由に再交渉されたか、または他の方法により変更されたが、当該債権の認識中止の要件は満たしていない場合、減損損失の測定には、条件変更前の当初実効金利が使用される。当行は減損債権の帳簿価額を、引当金勘定を用いて減額し、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識している。貸倒引当金の増加は、貸倒引当金繰入額の増加として損益計算書に計上している。貸倒償却は引当金を減額するが、取戻された場合、引当金勘定に貸方計上される。以前計上された引当金が不要になったと判断した場合には、引当金を減額し、その額を損益計算書に貸倒引当金繰入額の減少として計上する。現実的な回収の見込みがないと判断され、かつ、すべての担保が実現したか、または当行に移転された場合、当該貸出金およびすべての関連する貸倒引当金は、貸倒償却として処理される（つまり、当該貸出金および関連貸倒引当金が貸借対照表から除去される。）。

当行は、法人信用エクスポージャーの減損を個別に評価しているが、小口標準的均質貸出金の減損については集散的に評価している。

非減損債権に関する集散的評価引当金は、個別に識別されておらず、かつ、小口均質貸出金の減損評価の一部として引当計上されていない発生損失をカバーするための引当金を反映している。

減損損失および信用リスク引当金に関する当行の会計方針の詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。



業務部門別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレッジ比率

| 単位：百万ユーロ                                       | 2015年12月31日現在 |       |                        | 2014年12月31日現在 |       |                        | 2014年度から2015年度の増加<br>(減少) |                        |
|--|---------------|-------|------------------------|---------------|-------|------------------------|---------------------------|------------------------|
|  | 減損債権          | 貸倒引当金 | 減損債権カバ<br>レッジ比率<br>(%) | 減損債権          | 貸倒引当金 | 減損債権カバ<br>レッジ比率<br>(%) | 減損債権                      | 減損債権カバ<br>レッジ比率<br>(%) |
| コーポレート・バン<br>キング・アンド・セ<br>キュリティーズ              | 852           | 537   | 63                     | 637           | 318   | 50                     | 215                       | 13                     |
| 個人顧客および中堅<br>企業                                | 3,800         | 2,365 | 62                     | 4,269         | 2,486 | 58                     | -469                      | 4                      |
| グローバル・トラン<br>ザクション・バンキ<br>ング                   | 1,306         | 921   | 71                     | 1,574         | 995   | 63                     | -268                      | 7                      |
| ドイチェ・アセッ<br>ト&ウェルス・マネ<br>ジメント                  | 76            | 34    | 45                     | 66            | 33    | 50                     | 10                        | -5                     |
| 非中核事業部門  | 2,117         | 1,168 | 55                     | 2,803         | 1,380 | 49                     | -686                      | 6                      |
| このうち、IAS第<br>39号に従って貸出<br>金および債権に分<br>類変更された資産 | 667           | 389   | 58                     | 986           | 518   | 53                     | -319                      | 6                      |
| 合計   | 8,151         | 5,028 | 62                     | 9,348         | 5,212 | 56                     | -1,197                    | 6                      |

産業別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレッジ比率

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ         | 減損債権  |       |       | 貸倒引当金       |                              |                               | 減損債権<br>カバーレッジ<br>比率(%) |    |
|------------------|-------|-------|-------|-------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------|----|
|                  | 個別評価  | 集合的評価 | 合計    | 個別評価<br>引当金 | 減損債権に<br>関する集合<br>的評価引当<br>金 | 非減損債権<br>に関する集<br>合的評価引<br>当金 |                         | 合計 |
| 金融仲介             | 150   | 5     | 155   | 38          | 5                            | 55                            | 98                      | 63 |
| ファンド運用管理         | 6     | 2     | 8     | 1           | 0                            | 7                             | 8                       | 95 |
| 製造               | 498   | 215   | 712   | 470         | 149                          | 70                            | 688                     | 97 |
| 卸売および小売          | 275   | 222   | 497   | 182         | 154                          | 45                            | 381                     | 77 |
| 個人               | 332   | 2,931 | 3,263 | 324         | 1,805                        | 74                            | 2,202                   | 67 |
| 商業用不動産           | 1,365 | 281   | 1,646 | 503         | 36                           | 36                            | 576                     | 35 |
| 公共部門             | 16    | 0     | 16    | 2           | 0                            | 2                             | 5                       | 29 |
| その他 <sup>1</sup> | 1,594 | 260   | 1,854 | 733         | 186                          | 153                           | 1,071                   | 58 |
| 合計               | 4,236 | 3,915 | 8,151 | 2,252       | 2,335                        | 442                           | 5,028                   | 62 |

1 このうち、「運送・倉庫・コミュニケーション」の減損債権合計額858百万ユーロ(44%)、貸倒引当金合計額375百万ユーロ(35%)である。  
残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

2014年12月31日現在<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ         | 減損債権  |       |       | 貸倒引当金       |                              |                               | 減損債権<br>カバーレッジ<br>比率(%) |    |
|------------------|-------|-------|-------|-------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------|----|
|                  | 個別評価  | 集合的評価 | 合計    | 個別評価<br>引当金 | 減損債権に<br>関する集合<br>的評価引当<br>金 | 非減損債権<br>に関する集<br>合的評価引<br>当金 |                         | 合計 |
| 金融仲介             | 263   | 7     | 270   | 91          | 2                            | 19                            | 111                     | 41 |
| ファンド運用管理         | 64    | 0     | 64    | 1           | 0                            | 5                             | 6                       | 9  |
| 製造               | 525   | 232   | 757   | 428         | 126                          | 71                            | 625                     | 83 |
| 卸売および小売          | 362   | 229   | 591   | 211         | 148                          | 36                            | 395                     | 67 |
| 個人               | 451   | 3,299 | 3,750 | 370         | 1,947                        | 85                            | 2,402                   | 64 |
| 商業用不動産           | 1,734 | 314   | 2,048 | 475         | 39                           | 21                            | 535                     | 26 |
| 公共部門             | 54    | 0     | 54    | 29          | 0                            | 0                             | 30                      | 55 |
| その他 <sup>2</sup> | 1,539 | 277   | 1,815 | 758         | 193                          | 157                           | 1,108                   | 61 |
| 合計               | 4,990 | 4,359 | 9,348 | 2,364       | 2,455                        | 393                           | 5,212                   | 56 |

1 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。

2 このうち、「運送・倉庫・コミュニケーション」の減損債権合計額804百万ユーロ(39%)、貸倒引当金合計額303百万ユーロ(28%)である。残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

地域別の減損債権、貸倒引当金およびカバーレージ比率

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ           | 減損債権  |       |       | 貸倒引当金       |                              |                               | 減損債権<br>カバーレージ<br>比率(%) |     |
|--------------------|-------|-------|-------|-------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-----|
|                    | 個別評価  | 集合的評価 | 合計    | 個別評価<br>引当金 | 減損債権に<br>関する集合<br>的評価引当<br>金 | 非減損債権<br>に関する集<br>合的評価引<br>当金 |                         |     |
| ドイツ                | 1,362 | 1,642 | 3,004 | 647         | 930                          | 105                           | 1,682                   | 56  |
| 西ヨーロッパ<br>(ドイツを除く) | 2,280 | 2,057 | 4,337 | 1,294       | 1,237                        | 132                           | 2,662                   | 61  |
| 東ヨーロッパ             | 76    | 179   | 255   | 38          | 165                          | 10                            | 213                     | 83  |
| 北アメリカ              | 340   | 2     | 342   | 150         | 0                            | 107                           | 257                     | 75  |
| 中央および南アメリカ         | 0     | 6     | 6     | 0           | 0                            | 12                            | 12                      | 187 |
| アジア/太平洋            | 155   | 23    | 178   | 100         | 2                            | 60                            | 162                     | 91  |
| アフリカ               | 21    | 5     | 26    | 23          | 0                            | 5                             | 28                      | 107 |
| その他                | 2     | 0     | 2     | 0           | 0                            | 10                            | 10                      | 553 |
| 合計                 | 4,236 | 3,915 | 8,151 | 2,252       | 2,335                        | 442                           | 5,028                   | 62  |

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ           | 減損債権  |       |       | 貸倒引当金       |                              |                               | 減損債権<br>カバーレージ<br>比率(%) |     |
|--------------------|-------|-------|-------|-------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-----|
|                    | 個別評価  | 集合的評価 | 合計    | 個別評価<br>引当金 | 減損債権に<br>関する集合<br>的評価引当<br>金 | 非減損債権<br>に関する集<br>合的評価引<br>当金 |                         |     |
| ドイツ                | 1,604 | 1,896 | 3,499 | 740         | 1,017                        | 116                           | 1,873                   | 54  |
| 西ヨーロッパ<br>(ドイツを除く) | 2,683 | 2,303 | 4,986 | 1,302       | 1,311                        | 128                           | 2,741                   | 55  |
| 東ヨーロッパ             | 107   | 152   | 259   | 51          | 125                          | 10                            | 186                     | 72  |
| 北アメリカ              | 423   | 2     | 425   | 204         | 0                            | 70                            | 274                     | 64  |
| 中央および南アメリカ         | 2     | 0     | 3     | 3           | 0                            | 6                             | 9                       | 356 |
| アジア/太平洋            | 170   | 5     | 174   | 63          | 1                            | 50                            | 114                     | 65  |
| アフリカ               | 0     | 1     | 1     | 0           | 0                            | 3                             | 4                       | 346 |
| その他                | 1     | 0     | 1     | 0           | 0                            | 11                            | 11                      | 0   |
| 合計                 | 4,990 | 4,359 | 9,348 | 2,364       | 2,455                        | 393                           | 5,212                   | 56  |

』

## 減損債権の推移

| 単位：百万ユーロ                        | 2015年12月31日現在 |       |        | 2014年12月31日現在 |        |        |
|---------------------------------|---------------|-------|--------|---------------|--------|--------|
|                                 | 個別評価          | 集合的評価 | 合計     | 個別評価          | 集合的評価  | 合計     |
| 期首残高                            | 4,990         | 4,359 | 9,348  | 5,922         | 4,221  | 10,143 |
| 期中に減損債権に分類されたもの <sup>1</sup>    | 898           | 1,176 | 2,073  | 2,112         | 2,181  | 4,293  |
| 期中に非減損債権に振り替えられたもの <sup>1</sup> | -1,010        | -859  | -1,869 | -1,425        | -1,182 | -2,607 |
| 貸倒償却                            | -537          | -717  | -1,254 | -1,037        | -613   | -1,651 |
| 減損債権の処分                         | -239          | -53   | -292   | -514          | -254   | -768   |
| 為替レートおよびその他の変動                  | 135           | 10    | 145    | -68           | 6      | -62    |
| 期末残高                            | 4,236         | 3,915 | 8,151  | 4,990         | 4,359  | 9,348  |

<sup>1</sup> 返済を含む。

当行の減損債権は、2015年度において12億ユーロ（12.8%）減少して82億ユーロとなった。個別評価の減損債権ポートフォリオの減少は、主にNCOU、特にIAS第39号に従って分類変更された資産の償却および処分に起因するが、主にCB&Sにおける船舶およびレバレッジド・ファイナンス・ポートフォリオの増加により一部相殺された。集合的評価の減損債権ポートフォリオの減少は、主にポストバンクおよびPBCイタリアでの減損(または処分)に起因している。

減損債権カバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額をIFRSに基づく減損債権（担保を除く）で除したものと定義される。）は、2014年度末現在の56%から62%に微増した。

当行の減損債権には、IAS第39号に従って貸出金および債権に分類変更された貸出金667百万ユーロ（前期比319百万ユーロ減）が含まれていた。

産業別の貸倒引当金繰入額および取戻額<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ         | 2015年度           |            |    |       | 2014年度 <sup>1</sup> |                    |     |
|------------------|------------------|------------|----|-------|---------------------|--------------------|-----|
|                  | 貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前） |            |    |       | 取戻額                 | 貸倒引当金繰入額（取戻額考慮前）合計 | 取戻額 |
| 個別評価貸出金          | 集合的評価減損債権        | 集合的評価非減損債権 | 合計 |       |                     |                    |     |
| 金融仲介             | -12              | 1          | 6  | -5    | 1                   | 0                  | 2   |
| ファンド運用管理         | 0                | 0          | 2  | 2     | 0                   | 1                  | 0   |
| 製造               | 32               | 35         | -6 | 61    | 16                  | 56                 | 11  |
| 卸売および小売          | 40               | 32         | 6  | 78    | 4                   | 67                 | 9   |
| 個人               | 36               | 472        | 6  | 513   | 101                 | 690                | 101 |
| 商業用不動産           | 12               | 12         | 9  | 33    | 18                  | 182                | 5   |
| 公共部門             | -18              | 0          | 0  | -17   | 0                   | 8                  | 0   |
| その他 <sup>2</sup> | 299              | 56         | 22 | 378   | 21                  | 265                | 13  |
| 合計               | 390              | 607        | 45 | 1,043 | 161                 | 1,270              | 141 |

<sup>1</sup> 比較数値は、産業部門の変更を反映させるために修正再表示されている。

<sup>2</sup> 貸倒引当金繰入額（回収額考慮前）の最大要因は「運送・倉庫・コミュニケーション」であり、2015年度154百万ユーロ（41%）、2014年度109百万ユーロ（40%）である。残額は様々な産業に分散され、そのうちいずれも単一では「その他」合計額の25%を超えない。

減損債権を有する債務者に対する追加資金の既存の貸出コミットメントは、2015年12月31日現在では54百万ユーロ、2014年12月31日現在では76百万ユーロあった。

Ⓜ

減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| 金融およびその他の担保 | 2,722         | 3,215         |
| 受取保証        | 223           | 296           |

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 減損債権に対して保有していた担保合計 | 2,945 | 3,511 |
|--------------------|-------|-------|

』

2015年12月31日現在、減損債権に対して保有していた担保合計は、前年度と比較して566百万ユーロ（すなわち、16%）減少した。一方、担保を含むカバレッジ比率（個別に減損しているかまたは集合的に評価されるすべての貸出金のオンバランス引当金総額と減損債権に対して保有していた担保（公正価値は取引上の残高を上限としている。）の合計額をIFRSに基づく減損債権で除したものと定義される。）は、2014年12月31日現在93%であったのに対し、2015年12月31日現在は98%と増加した。

#### 売却可能金融資産

『

減損の概念は売却可能負債性金融商品にも適用される。これらは、減損していない場合には公正価値で計上され、公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。売却可能負債性金融商品が減損していると判断された場合には、その金融商品の償却原価と現時点の公正価値の差額が減損累計額として反映される。当行の会計処理手続に関する詳細については、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」を参照のこと。

非減損延滞および減損売却可能金融資産、減損累計額、カバレッジ比率および減損売却可能金融資産に対して保有する担保  
単位：百万ユーロ

|                          | 2015年12月31日現在 <sup>1</sup> | 2014年12月31日現在 |
|--------------------------|----------------------------|---------------|
| 非減損延滞売却可能金融資産            | 1,610                      | N/M           |
| このうち：                    |                            |               |
| 期日から30日未満                | 47                         | N/M           |
| 30日以上60日未満               | 0                          | N/M           |
| 60日以上90日未満               | 0                          | N/M           |
| 90日以上                    | 1,563                      | N/M           |
| 減損売却可能金融資産               | 229                        | 200           |
| 売却可能金融資産の減損累計額           | 109                        | 68            |
| 減損認識後の売却可能金融資産カバレッジ比率（%） | 47                         | 34            |
| 減損売却可能金融資産に対して保有する担保     | 19                         | N/M           |
| このうち：                    |                            |               |
| 金融資産担保およびその他の担保          | 19                         | N/M           |
| 受取保証金                    | 0                          | N/M           |

1 非減損延滞金融資産および減損売却可能金融資産に対して保有する担保については初めてのデータ収集である。

#### 取得した担保

当行は、受入担保の所有権を得るか、または他の信用補完を要求することにより、担保を取得し貸借対照表上に計上している。取得した担保は、秩序ある方法によりまたは公売を通じて売却可能となり、かかる受取金は未返済債務の返済または削減に充てられる。2015年度に取得した商業用および住宅用不動産担保は、主に当行のスペインのエクスポージャーに関連している。

## 報告期間中に取得した担保

| 単位：百万ユーロ       | 2015年度 | 2014年度 |
|----------------|--------|--------|
| 商業用不動産         | 5      | 21     |
| 住宅用不動産         | 43     | 44     |
| その他            | 0      | 0      |
| 報告期間中に取得した担保合計 | 48     | 65     |

上記の表に示された、取得した担保は、IFRS第10号に基づき証券化信託を連結した結果計上された担保を除いている。当行グループは、これらの信託に対して、2014年に6百万ユーロの担保を取得したのに対し、2015年には担保は取得しなかった。

』

## 信用リスク引当金

## 信用リスク引当金の増減

| 単位：百万ユーロ          | 2015年度 |       |        |                |       |     |        |
|-------------------|--------|-------|--------|----------------|-------|-----|--------|
|                   | 貸倒引当金  |       |        | オフバランス信用リスク引当金 |       |     | 合計     |
|                   | 個別評価   | 集成的評価 | 小計     | 個別評価           | 集成的評価 | 小計  |        |
| 期首残高              | 2,364  | 2,849 | 5,212  | 85             | 141   | 226 | 5,439  |
| 信用リスク引当金繰入額       | 334    | 548   | 882    | 58             | 16    | 74  | 956    |
| このうち：             |        |       |        |                |       |     |        |
| 減損債権の処分による（利得）/損失 | -64    | -51   | -116   | 0              | 0     | 0   | -116   |
| 純貸倒償却額：           | -482   | -612  | -1,094 | 0              | 0     | 0   | -1,094 |
| 貸倒償却額             | -538   | -717  | -1,255 | 0              | 0     | 0   | -1,255 |
| 取戻額               | 56     | 105   | 161    | 0              | 0     | 0   | 161    |
| その他の変動            | 36     | -8    | 28     | 1              | 10    | 11  | 39     |
| 期末残高              | 2,252  | 2,776 | 5,028  | 144            | 168   | 312 | 5,340  |

## 前年度からの増減

|             |      |      |      |       |     |                  |      |
|-------------|------|------|------|-------|-----|------------------|------|
| 信用リスク引当金繰入額 |      |      |      |       |     |                  |      |
| 絶対的         | -164 | -83  | -247 | 71    | -1  | 70               | -178 |
| 相対的         | -33% | -13% | -22% | -538% | -8% | N/M <sup>1</sup> | -16% |
| 純貸倒償却額      |      |      |      |       |     |                  |      |
| 絶対的         | 515  | -100 | 415  | 0     | 0   | 0                | 415  |
| 相対的         | -52% | 19%  | -28% | 0%    | 0%  | 0%               | -28% |
| 期末残高        |      |      |      |       |     |                  |      |
| 絶対的         | -112 | -72  | -184 | 59    | 27  | 86               | -99  |
| 相対的         | -5%  | -3%  | -4%  | 69%   | 19% | 38%              | -2%  |

N/M-表記するに値しない

信用リスク引当金は、2014年末現在は54億ユーロであったのに対し、2015年12月現在は53億ユーロであった。この減少は、主として処分資産の貸倒償却額に起因する。

信用リスク引当金繰入額は、主として貸倒引当金繰入額の減少(247百万ユーロ)に起因して、178百万ユーロ減少した。当行の個別評価の貸出金ポートフォリオに関する2015年度の貸倒引当金繰入額の164百万ユーロの減少は、NCOUに計上されるIAS第39号に従って分類変更された資産およびその他不動産エクスポージャーに起因し、CB&Sの船舶・レバレッジド・ファイナンスポートフォリオにおける貸倒引当金繰入額の増加により一部相殺される。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の83百万ユーロの減少は、主としてドイツの信用市場が継続的に良好であることおよび南ヨーロッパ市場の安定化に伴う処分に関連する戻入の増加の結果である。オフ・バランスシート・エクスポージャーに係る引当金繰入額の前年度比70百万ユーロの増加は、主としてある多額の項目およびポストバンクを反映したGTBに起因する。

前年度比415百万ユーロの償却額の減少は、主としてポストバンクに起因するものであり、前年度は1度限りのプロセスの調整により高水準であったものである。

IAS第39号に従って分類変更された資産に関する2015年度末の当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される。）は389百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の8%に相当し、前年度末現在の518百万ユーロ（貸倒引当金合計額の10%）から25%減少した。この減少は純戻入44百万ユーロに加えて、純貸倒償却額113百万ユーロに起因するものであり、IAS第39号に従って分類変更された資産のほとんどがユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算によって関連する増加により一部相殺される。

2014年度に比較し、2015年度において、IAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒引当金繰入額は129百万ユーロ減少し、純償却額は98百万ユーロ増加した。これらの変更の一部は、処分に関連するものである。

| 単位：百万ユーロ          | 2014年度 |       |        |                |       |      |        | 合計 |
|-------------------|--------|-------|--------|----------------|-------|------|--------|----|
|                   | 貸倒引当金  |       |        | オフバランス信用リスク引当金 |       |      |        |    |
|                   | 個別評価   | 集成的評価 | 小計     | 個別評価           | 集成的評価 | 小計   |        |    |
| 期首残高              | 2,857  | 2,732 | 5,589  | 102            | 114   | 216  | 5,805  |    |
| 信用リスク引当金繰入額       | 499    | 631   | 1,129  | -13            | 18    | 4    | 1,134  |    |
| このうち：             |        |       |        |                |       |      |        |    |
| 減損債権の処分による（利得）/損失 | -45    | -16   | -61    | 0              | 0     | 0    | -61    |    |
| 純貸倒償却額：           | -997   | -512  | -1,509 | 0              | 0     | 0    | -1,509 |    |
| 貸倒償却額             | -1,037 | -613  | -1,650 | 0              | 0     | 0    | -1,650 |    |
| 取戻額               | 40     | 101   | 141    | 0              | 0     | 0    | 141    |    |
| その他の変動            | 5      | -2    | 3      | -4             | 10    | 6    | 9      |    |
| 期末残高              | 2,364  | 2,849 | 5,212  | 85             | 141   | 226  | 5,439  |    |
| 前年度からの増減          |        |       |        |                |       |      |        |    |
| 信用リスク引当金繰入額       |        |       |        |                |       |      |        |    |
| 絶対的               | -878   | -52   | -930   | 2              | -3    | -1   | -931   |    |
| 相対的               | -64%   | -8%   | -45%   | -14%           | -14%  | -12% | -45%   |    |
| 純貸倒償却額            |        |       |        |                |       |      |        |    |
| 絶対的               | -296   | -160  | -456   | 0              | 0     | 0    | -456   |    |
| 相対的               | 42%    | 45%   | 43%    | 0%             | 0%    | 0%   | 43%    |    |
| 期末残高              |        |       |        |                |       |      |        |    |
| 絶対的               | -494   | 117   | -376   | -17            | 28    | 11   | -366   |    |
| 相対的               | -17%   | 4%    | -7%    | -17%           | 24%   | 5%   | -6%    |    |

当行の個別評価の貸出金ポートフォリオに係る2014年度の貸倒引当金繰入額の878百万ユーロの減少は、全事業にわたる大幅な減少を反映している。NCOUにおける減少は、IAS第39号に従って分類変更された資産および商業用不動産における信用リスク引当金繰入額の減少に起因している。一方でコア・バンクの業績については、戻入れの増加および単独の顧客による多額の繰入額が発生しなかったことが貢献した。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する引当金繰入額の前年度からの減少は、他の要因の中でも特に、ドイツの信用市場が継続的に良好であることを反映している。

個別評価の貸出金ポートフォリオに対する貸倒償却額の増加の主たる要因は、ポストバンクにおけるプロセスの調整であった。この調整により、償却の加速および支配の変更後に減損したポストバンクの貸出金にかかる貸倒引当金の取戻を前年度誤って利息収益として分類したものの修正により、ポストバンクで計上された貸出金の貸倒引当金の水準に対して233百万ユーロの調整が行われた。さらに、GTBにおける単一の顧客の前年度の信用事由に関連した貸倒償却額の増加により、全体的に貸倒償却額が増加し、その一部はIAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒償却額の減少と相殺された。当行の集成的評価の貸出金ポートフォリオに対する貸倒償却額の増加は、主にイタリアにおける減損債権の処分に関連していた。

IAS第39号に従って分類変更された資産に係る2014年度末現在の当行の貸倒引当金（NCOUにおいて計上される。）は518百万ユーロであり、これは当行の貸倒引当金合計額の10%に相当し、前年度末現在の479百万ユーロ（貸倒引当金合計額の9%）から8%増加した。この増加は主としてIAS第39号に従って分類変更された資産の大半がユーロ以外の通貨建てであったことによる為替換算に起因しており、54百万ユーロの貸倒引当金の追加繰入額の大部分は、43百万ユーロの純貸倒償却額と相殺された。2014年度のIAS第39号に従って分類変更された資産に係る貸倒引当金繰入額は、2013年度と比較して、319百万ユーロ減少し、純貸倒償却額は305百万ユーロ減少した。この減少はいずれも、比較年度に発生した事由の規模の大きさに対して、当年度は大きな事由が発生しなかったことによるものである。

当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットティング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。

#### デリバティブでの債務不履行の場合の取扱い

標準的な貸出金資産の場合とは異なり、当行では通常、現時点での再調達原価の動向や相手先の行為によって、当該取引に基づく将来の支払義務が不履行となるリスクの存在が示唆された場合に、当行のデリバティブ取引の信用リスクを管理するための、より多くの選択肢を有している。これらの状況の下、当行では多くの場合、関連するデリバティブ契約に基づいて、追加担保の確保や、直前の通知によるデリバティブ取引の終了または清算が可能である。

顧客との間のOTCデリバティブ取引のマスター・アグリーメントには通常、広範な標準的または特定の終了権が規定されており、これにより、当行は相手先の債務不履行や不履行リスクが高いことを示唆するその他の状況に迅速に対応できる。当行は、クリアリングCCPにより適用される規則および規制には満足していない。なぜならクリアリング・メンバーの清算基金拠出金および保証に主に依存しており、契約の終了または清算（他の手段がすべて失敗した後に初めて考慮される。）は重要視されていないためである。金融システムへの重大な組織的混乱（CCPの無秩序な破綻によって起こりかねない。）を考慮して、金融安定化委員会（FSB）は2014年10月に、CCPをグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に適用されるものと同等の目標と規定を課す破綻処理の枠組みの対象とするべきであると提言した。

当行の契約終了権は、相手先の債務不履行の可能性の適時な識別と対応を確実に行うための役割および責任を明確に記載した内部の方針および手順により定められている。これらの手続きには必要な清算およびトレーディング規制が含まれている。デリバティブ取引の終了を決定した結果、相手先に差額債務が残った場合、当行では当該債務をデリバティブ以外の債権に組み直し、通常の特別債権管理プロセスを通じてこれを管理する。このため、会計目的上、当行には通常、不履行のデリバティブは表示されない。

誤方向リスクは、相手先に対するエクスポージャーが当該相手先の信用の質と負の相関関係にある場合に発生する。CRR第291条(2)および(4)に従って、ポストバンクを除く当行は、いくつかの誤方向リスク階層（特定の誤方向リスクおよび国/産業/地域レベルで一般的に明示的な誤方向リスクならびに一般的な潜在的誤方向リスク）を監視するための月次のプロセスを設定しており、当該プロセスによって誤方向リスクにさらされる取引により発生するエクスポージャーが自動的に選択され、責任ある与信業務担当者にコメントを求めるために提示される。その後、誤方向リスク報告書は月次で信用リスク上級管理職に提出される。さらに、ポストバンクを除く当行は、当行自身のアルファ係数（CRR第284条(9)の定義による。）を調整するための確立されたプロセスを利用して、当行のデリバティブおよび証券金融取引ポートフォリオにおける全体的な誤方向リスクを見積もっている。ポストバンクのデリバティブの相手先リスクは、当行グループにとって重要性はなく、保有担保は通常、現金の形態である。



トレーディング・マーケット・リスク・エクスポージャー

ドイツ銀行グループ（ポストバンクを除く。）のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準

『

以下の表およびグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。』

リスク種類別のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

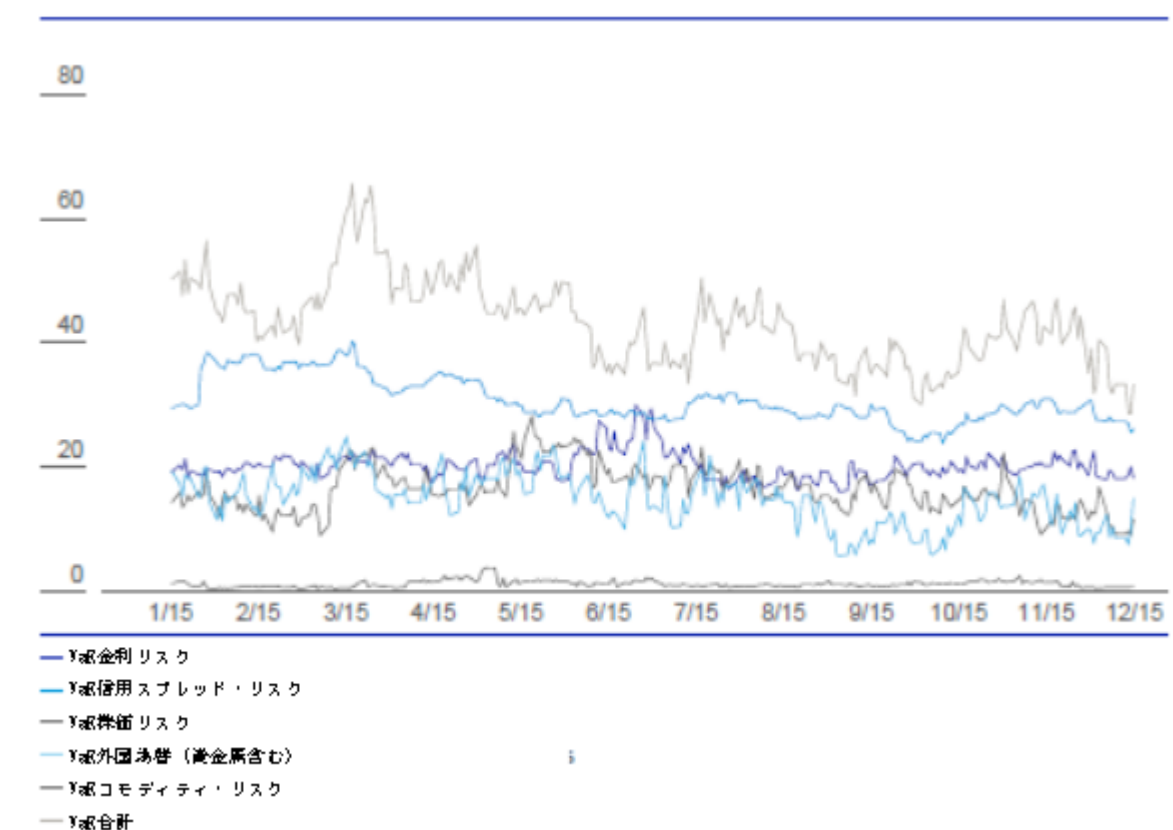
| 単位：百万ユーロ | 合計         |            | 分散効果       |            | 金利リスク      |            | 信用スプレッド・リスク |            | 株価リスク      |            | 外国為替<br>リスク <sup>1</sup> |            | コモディティ<br>価格リスク |            |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|--------------------------|------------|-----------------|------------|
|          | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度  | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度               | 2014年<br>度 | 2015年<br>度      | 2014年<br>度 |
| 平均       | 43.3       | 51.6       | -40.9      | -34.9      | 20.3       | 25.1       | 30.9        | 31.2       | 16.6       | 14.8       | 15.0                     | 13.2       | 1.3             | 2.2        |
| 最大       | 65.6       | 71.4       | -59.2      | -61.9      | 30.2       | 42.8       | 40.3        | 38.9       | 28.3       | 24.6       | 25.0                     | 21.2       | 4.0             | 10.2       |
| 最小       | 28.7       | 35.4       | -31.0      | -24.4      | 16.2       | 15.7       | 24.0        | 25.9       | 9.2        | 9.9        | 6.0                      | 6.9        | 0.5             | 0.7        |
| 『        |            |            |            |            |            |            |             |            |            |            |                          |            |                 |            |
| 期末       | 33.3       | 49.0       | -38.8      | -36.0      | 18.3       | 18.1       | 26.2        | 29.6       | 11.7       | 15.5       | 15.1                     | 20.5       | 0.9             | 1.3        |

』

1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2015年度のリスク種類別バリュー・アット・リスクの推移

単位：百万ユーロ



2015年度の平均バリュー・アット・リスクは43.3百万ユーロであり、2014年度通年と比較すると8.3百万ユーロの減少である。平均金利バリュー・アット・リスクは概ね減少し、平均外国為替および株式バリュー・アット・リスクは増加した。外国為替バリュー・アット・リスクは、2014年通年に比べ、米ドルエクスポージャーの増加により、概ね増加した。株式バリュー・アット・リスクは個別株式のエクスポージャーの増加に伴い増加した。加えて、VaRで用いられる1年内の市場ボラティリティーの増加により、外国為替および株式バリュー・アット・リスクの値が増加している。VaRの全体的な減少は、金利バリュー・アット・リスクの減少およびポートフォリオ分散の改善に起因する。

規制上のトレーディング・マーケット・リスク測定尺度（ポストバンクを除く。）

『

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのストレスのかかったバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。』

リスク種類別の平均、最大および最小のストレスのかかったバリュー・アット・リスク

|          | 合計         |            | 分散効果       |            | 金利リスク      |            | 信用スプレッド・リスク |            | 株価リスク      |            | 外国為替リスク <sup>1</sup> |            | コモディティ価格リスク |            |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|------------|----------------------|------------|-------------|------------|
|          | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度  | 2014年<br>度 | 2015年<br>度 | 2014年<br>度 | 2015年<br>度           | 2014年<br>度 | 2015年<br>度  | 2014年<br>度 |
| 単位：百万ユーロ |            |            |            |            |            |            |             |            |            |            |                      |            |             |            |
| 平均       | 105.1      | 109.6      | -114.5     | -125.4     | 60.7       | 64.4       | 106.7       | 124.0      | 22.8       | 11.5       | 26.7                 | 29.7       | 2.5         | 5.4        |
| 最大       | 135.7      | 161.1      | -186.7     | -168.0     | 84.2       | 85.9       | 154.5       | 142.8      | 68.7       | 42.6       | 59.8                 | 70.3       | 7.6         | 16.7       |
| 最小       | 82.4       | 81.6       | -71.7      | -102.3     | 45.1       | 48.8       | 82.6        | 100.7      | 0.1        | 0.0        | 5.7                  | 13.7       | 0.7         | 1.4        |
| 『        |            |            |            |            |            |            |             |            |            |            |                      |            |             |            |
| 期末       | 106.3      | 120.7      | -98.0      | -139.3     | 45.5       | 52.3       | 90.9        | 140.8      | 44.1       | 18.8       | 22.6                 | 46.2       | 1.2         | 1.8        |

』

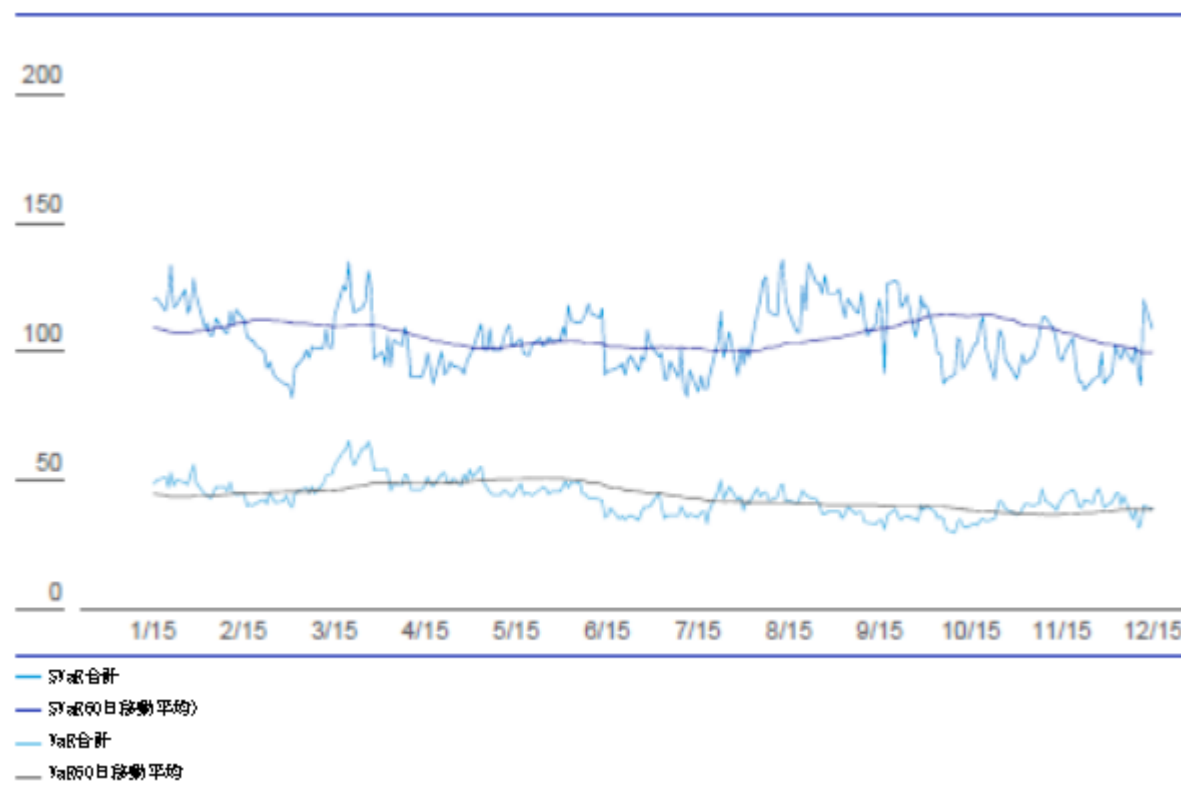
1 金およびその他の貴金属のポジションからのバリュー・アット・リスクを含む。

2015年度の平均のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは105.1百万ユーロであり、2014年度通年と比較すると4.5百万ユーロの減少であった。これは信用スプレッドのストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少によるものであり、株式のストレスのかかったバリュー・アット・リスクの増加により一部相殺された。株式のストレスのかかったバリュー・アット・リスクは、2014年度通年と比較すると、シングル・ネームのエクスポージャーの増加およびロス・プロテクションが概ね減少したことにより増加した。平均および期末の信用スプレッドのストレスのかかったバリュー・アット・リスクの減少は、信用スプレッドのバリュー・アット・リスクの特定の構成要素を合算させるために用いられる相関アプローチの改善に起因している。

以下のグラフは、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットにおける日次のバリュー・アット・リスクの推移を、日次のストレスのかかったバリュー・アット・リスクおよびその60日平均と比較したものである。金額は百万ユーロで示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

2015年度のバリュー・アット・リスクおよびストレスのかかったバリュー・アット・リスクの推移

単位：百万ユーロ



『

規制報告目的では、各報告日の追加的リスクに係る自己資本賦課は、報告日におけるスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方を表している。これに対して、以下の報告日および報告期間について表示した追加的リスクに係る自己資本賦課の金額は、スポットの価額ならびにこれらの報告日に先立つ12週間における平均、最大および最小の価額である。』

トレーディング・ユニットの、追加的リスクに係る自己資本賦課（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>1,2,3</sup>

| 単位：百万ユーロ | 合計      |         | 債券および通貨 |       | ストラクチャー<br>ド・ファイナンス |       | 新興市場-債券 |       | NCOU  |       | その他    |       |
|----------|---------|---------|---------|-------|---------------------|-------|---------|-------|-------|-------|--------|-------|
|          | 2015年   | 2014年   | 2015年   | 2014年 | 2015年               | 2014年 | 2015年   | 2014年 | 2015年 | 2014年 | 2015年  | 2014年 |
|          | 度       | 度       | 度       | 度     | 度                   | 度     | 度       | 度     | 度     | 度     | 度      | 度     |
| 平均       | 974.9   | 811.9   | 520.3   | 532.8 | 298.4               | 152.2 | 235.2   | 164.1 | 17.6  | -3.6  | -96.8  | -33.5 |
| 最大       | 1,020.8 | 1,065.4 | 673.2   | 719.3 | 404.6               | 189.3 | 299.7   | 220.2 | 84.8  | 39.4  | -56.6  | 64.7  |
| 最小       | 843.8   | 647.9   | 448.2   | 381.8 | 203.4               | 106.3 | 144.2   | 119.5 | -4.8  | -25.8 | -124.1 | -88.0 |
| 期末       | 843.8   | 1,037.8 | 448.2   | 603.4 | 203.4               | 159.8 | 264.4   | 170.5 | 3.0   | 39.4  | -75.2  | 64.7  |

- 金額は、2015年12月31日および2014年12月31日に先立つ12週間の価額の変動幅を示している。
- 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。
- 2014年度末において、スポットIRCは週間スポットに、BaFinレター日付から期末までの期間を反映させるべく、2014年11月14日～12月31日の期間から算定される追加平均未格付を加算し算定した。2015年度末において、スポットIRCは週間スポットに追加未格付スポットを加算し算定した。

2015年度末現在の追加的リスクに係る自己資本賦課は844百万ユーロであり、2014年度末と比較して194百万ユーロ（19%）減少した。2015年度末における追加的リスクに係る自己資本賦課の12週間の平均は975百万ユーロであり、2014年12月31日に終了した12週間の平均と比較して163百万ユーロ（20%）増加した。2015年度末現在の減少は、ディストレスト・プロダクツおよび信用フロー取引の保有高の削減に起因する。2014年度末の算定については、銀行は、Bafinより、不履行債権および未格付ポジションに対して追加の資本賦課を行うよう要請を受けた。これらの追加の資本賦課は2015年第4四半期全体に含められているため、平均資本賦課額は、2014年度の同期間と比べて増加している。

『

規制報告目的では、各報告日の包括的リスク計測は、報告日における内部のスポットの価額と、その報告日に先立つ12週間の平均値のいずれか大きい方で、下限は標準的アプローチの証券化フレームワークに基づく同等の自己資本賦課の8%に等しい。』

トレーディング・ユニットの、平均、最大および最小の包括的リスク計測（信頼水準99.9%、資本ホライズン1年）<sup>1,2,3</sup>

| 単位：百万ユーロ | 2015年度 | 2014年度 |
|----------|--------|--------|
| 平均       | 188.4  | 246.9  |
| 最大       | 197.3  | 257.5  |
| 最小       | 180.3  | 223.0  |
| 『        |        |        |
| 期末       | 190.2  | 222.0  |

』

- 1 規制上の包括的リスク計測は、12月31日に終了した12週間について計算されている。
- 2 「期末」は、内部モデルのスポットバリューに基づく。
- 3 流動性ホライズンはすべて12ヶ月に設定されている。

2015年度末現在の包括的リスク計測は190百万ユーロであり、2014年度末と比較して32百万ユーロ（14%）減少した。2015年度末現在の当行の包括的リスク測定は12週間の平均は188百万ユーロであり、2014年12月31日に終了した12週間の平均と比較して59百万ユーロ（24%）減少した。この減少は、当該ポートフォリオについて、リスク軽減を継続して行っていることによるものである。

#### マーケット・リスク標準的アプローチ

2015年12月31日現在、マーケット・リスク標準的アプローチを用いて特定の金利リスクが計算される証券化ポジションにより、所要自己資本810.8百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセット101億ユーロが算出された。2014年12月31日現在、当該ポジションにより、所要自己資本は1,682百万ユーロ、対応するリスク・アセットは210億ユーロであった。この減少はリスクの軽減によるものであり、第337条(4)CRRが認める移行期間の終了以降の増加により相殺されている。これは現在の算定方法が、加重正味ロング・ポジションの合計と加重正味ショート・ポジションの合計に基づくものであり、合計額のいずれかより大きな方に基づかなくなったためである。さらに、外国為替に起因して増加した。

2015年12月31日現在の特定順位参照型クレジット・デフォルト・スワップに関する所要自己資本は6百万ユーロに増加し、対応するリスク・ウェイト・アセットは78百万ユーロであった。一方、2014年12月31日現在はそれぞれ1百万ユーロおよび19百万ユーロであった。これは前述の規制の変更によるものである。

さらに、2015年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく投資ファンドに係る所要自己資本は70百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは873百万ユーロであり、これに対して、2014年12月31日現在では91百万ユーロおよび1,139百万ユーロであった。

2015年12月31日現在のマーケット・リスク標準的アプローチに基づく長寿リスクに係る所要自己資本はNCOUおよびPIRMにて36百万ユーロ、対応するリスク・ウェイト・アセットは451百万ユーロであり、これに対して、2014年12月31日現在では26百万ユーロおよび326百万ユーロであった。

#### ポストバンクのバリュー・アット・リスク

信頼水準99%、保有期間1日として計算された、ポストバンクのトレーディング勘定のバリュー・アット・リスクは、2014年度末同様、2015年12月31日現在ゼロであった。ポストバンクの現在のトレーディング戦略は、トレーディング勘定で新しい取引を行わないというものである。したがって、ポストバンクのトレーディング勘定には、2015年12月31日および2014年度末現在でポジションは含まれていなかった。それでもなお、ポストバンクのトレーディング勘定機関としての分類に変更はない。

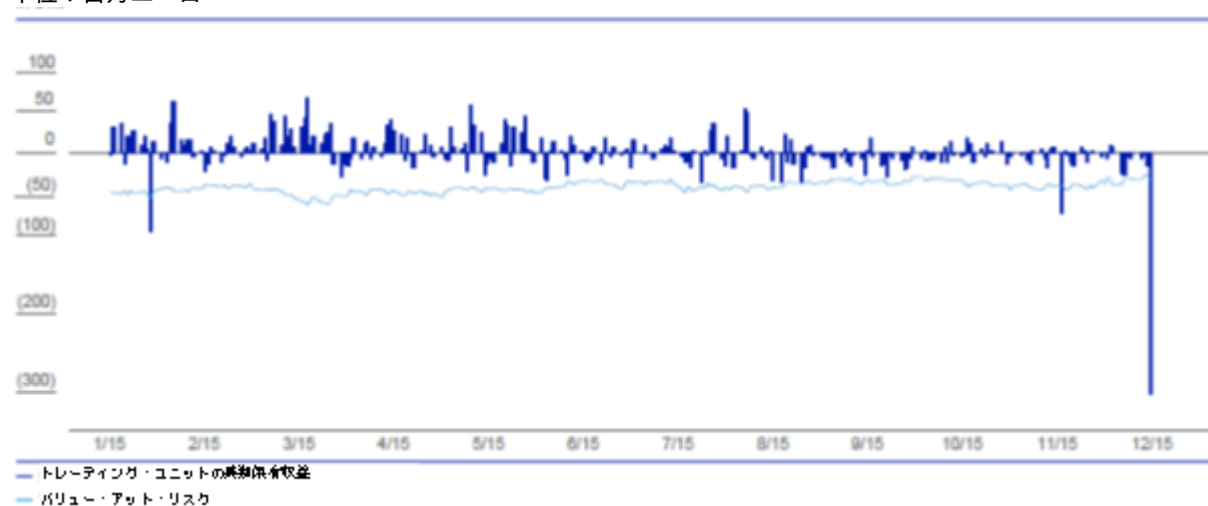
#### トレーディング・マーケット・リスクの規制上のバックテストの結果

2015年度において、2014年度の1つの異常値に対して、当行は、長期保有による損失がバリュー・アット・リスクを超過するという3つのグローバルな異常値を観察した。1つ目は2015年1月に発生し、主としてスイス国立銀行がユーロ・スイス・フランの上限を撤廃したことによる国際外国為替業務の損失に起因する。他の2つの異常値は2015年11月および12月に生じ、非中核事業部門でのリスク軽減活動に起因する。バックテストの結果、異常値の基礎となる理由の当行の分析、当行のバリュー・アット・リスク・モデル手法に含まれる補完により、当行は、当行のバリュー・アット・リスク・モデルは正常な市場下におけるトレーディング・マーケット・リスクのための適切な測定尺度を維持すると引き続き考えている。

以下のグラフは、報告期間のトレーディング日について、前営業日終了時点のバリュー・アット・リスクとトレーディング・ユニットの日次長期保有収益との比較を示している。当行のトレーディング・ポジションの予想される潜在的な損失を長期保有収益と視覚的に比較するために、バリュー・アット・リスクはマイナスの金額で示されている。数値は百万ユーロ単位で示されており、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。このグラフは、当行のトレーディング・ユニットが、2015年度の取引日の51%においてプラスの長期保有収益を達成し（2014年度：52%）、2015年度においては3つのグローバルな異常値が発生したことを示している。

2015年度のトレーディング・ユニットの日次長期保有収益とバリュアット・リスクの比較

単位：百万ユーロ

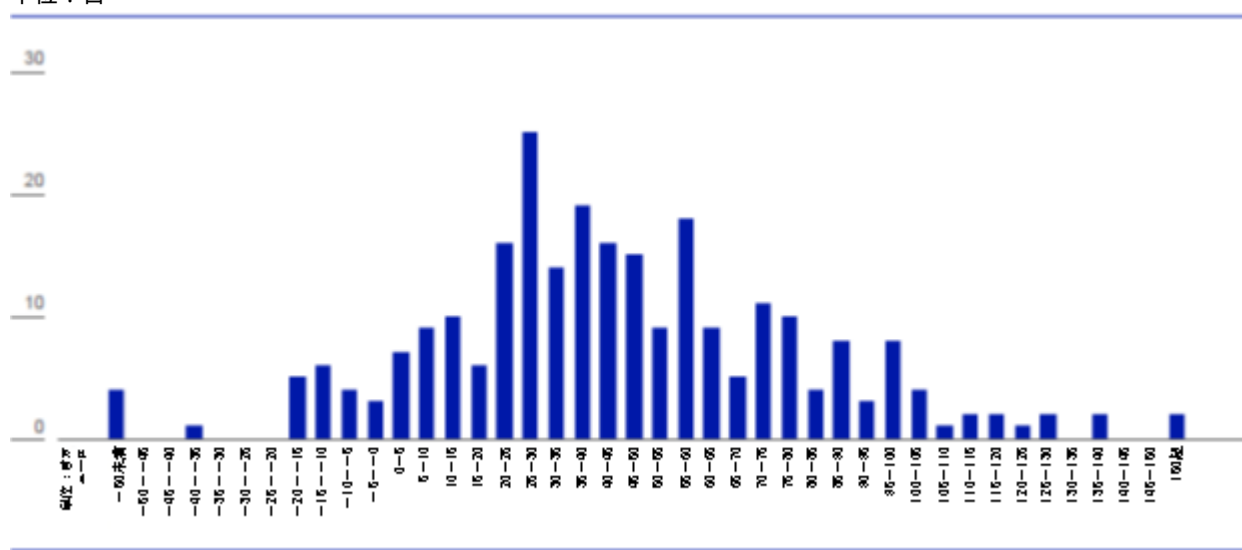


トレーディング・ユニットの日次収益

以下の棒グラフは、トレーディング・ユニットの日次収益（ポストバンクを除く。）の分布を示している。日次収益は、新しい取引、フィーおよび手数料、長期保有収益、引当金、キャリアおよびその他の収益から成る収益の合計として定義される。これは、百万ユーロ単位で横軸に示される各トレーディング収益水準を達成した取引日数を表示している。

2015年度のトレーディング・ユニットの日次収益の分布

単位：日



当行のトレーディング・ユニットは、2014年度通年の95%と比較して、2015年度に取引日において91%のプラスの収益を達成した。

トレーディング以外のマーケット・リスク・エクスポージャー

トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオの帳簿価額および経済的資本使用額

| 単位：百万ユーロ                                 | 帳簿価額        |             | 経済的資本使用額    |             |
|--|-------------|-------------|-------------|-------------|
|  | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 |
|  | 現在          | 現在          | 現在          | 現在          |
| 戦略的投資                                    | 829         | 4,051       | 332         | 1,676       |
| オルタナティブ資産                                | 6,363       | 3,414       | 2,764       | 1,171       |
| 自己勘定投資                                   | 1,735       | 1,900       | 504         | 902         |
| その他の非戦略的投資資産                             | 4,627       | 1,514       | 2,260       | 269         |
| その他のトレーディング以外の<br>マーケット・リスク <sup>1</sup> | N/M         | N/M         | 9,782       | 7,051       |
| 金利リスク                                    | N/M         | N/M         | 2,057       | 1,683       |
| 信用スプレッド・リスク                              | N/M         | N/M         | 1,654       | 319         |
| 株式報酬リスク                                  | N/M         | N/M         | 405         | -237        |
| 年金リスク                                    | N/M         | N/M         | 828         | 1,189       |
| 構造的外国為替リスク                               | N/M         | N/M         | 3,183       | 2,672       |
| 保証型ファンド・リスク                              | N/M         | N/M         | 1,655       | 1,425       |
| トレーディング以外のマーケット・<br>リスク・ポートフォリオ合計        | 7,192       | 7,465       | 12,878      | 9,898       |

N/M - 表記するに値しない

1 N/Mは、リスクがオフバランス項目および負債項目に主に関連していることを示す。

経済的資本合計の数値においては、金利および信用スプレッド・リスク、株式報酬リスク、年金リスクならびに構造的外国為替リスク間の分散効果が考慮されている。

- 戦略的投資：経済的資本使用額の大幅な減少は主に、華夏銀行股份有限公司に対する当行の参加持分の非戦略的投資への再分類に起因していた。
- オルタナティブ資産：トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本が2015年度に増加したのは、主に華夏銀行股份有限公司の非戦略的投資を分類変更したことによるものであった。他の増加分は、投資リスクECモデルをECモデルに基づく標準的マーケット・リスクSVARに整合するよう算定方法を改善したことによる。
- その他のトレーディング以外のマーケット・リスク：
  - 金利リスク：トレーディング以外のマーケット・リスク・ポートフォリオにおける未決済の金利リスク・ポジションへの経済的資本の配分に加え、この区分の主な構成要素は、契約上短期の定期預金の返済期限の変更である。契約上短期の定期預金の実効デュレーションは、観察可能な顧客の行動、市場金利に対する預金金利の弾力性(以下「DRE」という。)および預金残高のボラティリティに基づく。経済的資本は、翌日物預金の実効デュレーションに関するモデル仮定(特にDRE)にストレスを与えることによって算出される。当行のモーゲージ業務の実効デュレーションおよび任意のエクスポージャーを計算する際には、行動および経済特性が考慮される。2015年12月31日現在の経済的資本使用額は合計で2,057百万ユーロ(2014年12月31日現在では1,683百万ユーロ)であり、主にPBC(ポストバンク、BHWおよびDeutsche Bank Bausparを含む。)および財務部(連結および調整に反映されている。)に起因していた。
  - 信用スプレッド・リスク：重要な信用スプレッド・リスクにさらされているバンキング勘定のポートフォリオに関する経済的資本賦課。2015年12月31日現在の経済的資本使用額は1,654百万ユーロであり、これに対して2014年12月31日現在では319百万ユーロであった。経済的資本使用額の増加は、流動性準備金として保有する証券のスプレッド・リスクを捕捉するための算定方法が改善されたことによるものであった。
  - 株式報酬リスク：制限付エクイティ・ユニットから生じる、当行の株価への構造的なショート・ポジションから発生するリスク。2015年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで405百万ユーロであり、これに対して2014年12月31日現在ではマイナス237百万ユーロであった。この増加は主に、トレーディング・マーケット・リスクの標準的ECモデルへの算定方法の調整による。
  - 年金リスク：金利リスクおよびインフレ・リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスクおよび長寿リスクを含む、当行の確定給付制度債務から生じるリスクである。経済的資本使用額は、2015年12月31日および2014年12月

31日現在、それぞれ828百万ユーロおよび1,189百万ユーロであった。減少は主に、その他のトレーディング以外のマーケット・リスクからの追加的な分散効果によるものである。

- 構造的な外国為替リスク：一定子会社のヘッジされていない非ユーロ通貨建ての資本および利益剰余金から生じる外国為替エクスポージャー。2015年12月31日現在の経済的資本使用額は、分散後ベースで2,672百万ユーロであり、これに対して2014年12月31日現在では2,672百万ユーロであった。増加は主に、ユーロに対する米ドル高に起因している。
- 保証型ファンド・リスク：経済的資本使用額の2014年12月31日現在の14億ユーロから2015年12月31日現在の17億ユーロへの増加は、主に、分散効果の変化と算定方法の強化に起因していた。』

オペレーショナル・リスク・エクスポージャー  
オペレーショナル・リスク - リスク・プロファイル

イベント・タイプ別のオペレーショナル・リスク損失（損益の観点）

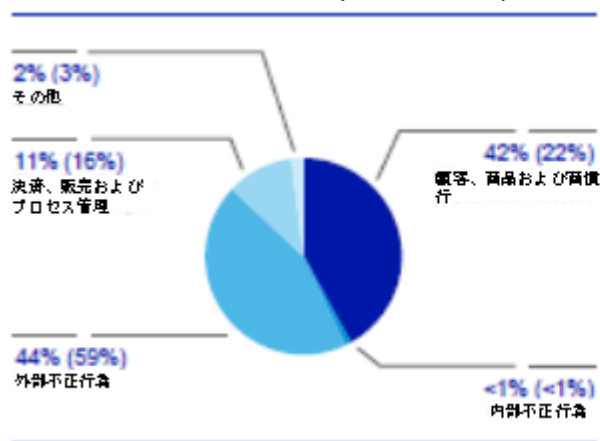
| 単位：百万ユーロ       | 2015年度 | 2014年度 <sup>1</sup> |
|----------------|--------|---------------------|
| 顧客、商品および商慣行    | 3,667  | 1,806               |
| 内部不正行為         | 1,338  | 523                 |
| 外部不正行為         | 475    | 20                  |
| 決済、販売およびプロセス管理 | 280    | 70                  |
| その他            | 22     | 61                  |
| 合計             | 5,782  | 2,480               |

1 2014年度の損失の数値は、事後的な損失の計上および組替に起因して修正された。

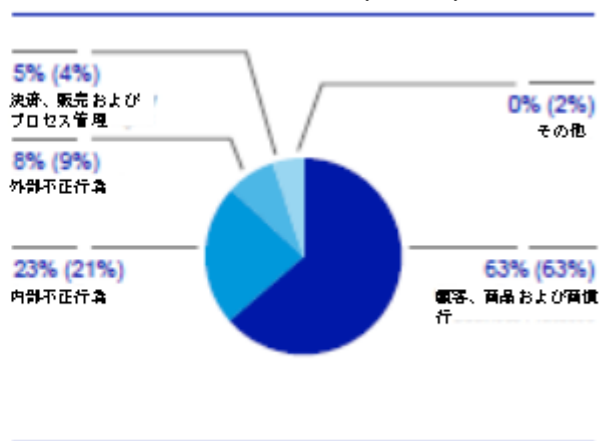
損益ベースのオペレーショナル損失は、2014年度末と比較して33億ユーロ（133%）増加した。この増加は主に「顧客、商品および商慣行」および「内部不正行為」各イベント・タイプによるものであり、和解の達成および未解決訴訟に関する訴訟引当金の減少に起因していた。「外部不正行為」イベント・タイプの増加は、株式取引不正に対する引当金に起因している。「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプは安定的であり、「その他」イベント・タイプは僅かに減少した。

2015年（2010年から2014年）<sup>1</sup>の期間に発生したイベント・タイプ別のオペレーショナル損失

オペレーショナル損失の頻度（最初の計上日）



オペレーショナル損失の分布（計上日）



1 括弧内の比率は、2010年から2014年の期間に発生した損失に係る損失の頻度および損失の金額にそれぞれ対応している。頻度および金額は後に変更される可能性がある。



上の左の円グラフ「オペレーショナル損失の頻度」は、2015年度に発生したオペレーショナル・リスク・イベントを、当該イベントに関して損失が最初に認識された期間に基づいて要約している(2010年から2014年までの5年間発生分を括弧内に比較表示)。例えば、2002年に最初に認識され、2015年に追加の損益イベントが認識された損失イベントの場合、当該損失イベントは頻度のグラフには含まれないが、損失分布のグラフには各期間に認識された損益が含まれる。

頻度は観察された全損失イベントの44%が「外部不正行為」イベント・タイプが占めており、「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが42%、「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプが11%を占めている。「その他」は2%で安定的である。「内部不正行為」イベント・タイプは頻度が低く、2015年度では損失イベントの1%未満であり、2010年から2014年の期間から変わっていない。

上の右の円グラフ「オペレーショナル損失の分布」は、2010年から2014年までの5年間に比較して2015年度の損益に認識されたオペレーショナル・リスク損失の計上を要約している。オペレーショナル損失の分布の大部分(63%の割合)を「顧客、商品および商慣行」イベント・タイプが占めており、訴訟、調査および執行行為に関連したアウトフローを反映している。「内部不正行為」は23%と2番目に割合が高く、これは当行が近年経験した規制上のイベントに関連している。最後に、「外部不正行為」イベント・タイプ(8%)および「決済、販売およびプロセス管理」イベント・タイプ(5%)は他のイベント・タイプと比較して重要性が低いと見なせる。

#### 流動性リスク・エクスポージャー 資金調達市場および資本市場発行

2015年の信用市場は、ユーロ圏内での継続的な政情不安、継続的な低金利環境、および銀行のシニア格付けに影響を与えた、ドイツを含む数多くの国・地域での銀行に対する国による黙示的な財政支援の水準引き下げを目的とした政策の実施によって影響を受けた。2当行の5年物CDSは61-110ベース・ポイントのレンジ内で取引され、7月にピークとなった。それ以降、スプレッドは僅かに縮小し、年末時点では年間のレンジより高値で取引されていた。当行の債券のスプレッドも類似のボラティリティを示した。例えば、当行のユーロのベンチマーク(1.25%クーポン、2021年9月に期日到来)は29-101ベース・ポイントのレンジで取引され、レンジの中間値でこの年の取引を終了した。

2015年度の当行の最大350億ユーロの資金調達計画(当初の返済期限が1年超の債券発行から成る。)は、すべて完了し、ターム・ファンディングで391億ユーロを調達して2015年度を締めくくった。この資金調達の源泉は、無担保カバードベンチマーク債(84億ユーロ)、Tier 2ベンチマーク債(28億ユーロ)、無担保リテール・ターゲット債(113億ユーロ)、ならびにその他無担保カバード私募債(166億ユーロ)の多岐にわたった。合計391億ユーロのうち、大部分はユーロ建て(186億ユーロ)であった。さらに、当行は、米ドル建てで165億ユーロを発行し、日本円およびスイスフラン建てでさらに少ない金額の発行を行った。直接発行に加えて、当行は、長期クロスカレンシー・スワップを使用してユーロ以外の資金需要を管理している。当行の投資家基盤は、リテール顧客(29%)、銀行(16%)、資産運用会社および年金基金(22%)、保険会社(9%)および機関投資家を含むその他(25%)から成っていた。地理的分布は、ドイツ(22%)、残りのヨーロッパ(41%)、米国(18%)、アジア太平洋(13%)およびその他(5%)に分かれていた。2015年12月31日現在の当行の資本市場発行合計残高のうち、約86%は無担保ベースで発行された。

関連する変動指標(例えば、Libor)に対する当行の発行の平均スプレッドは、通年で57ベース・ポイントであり、平均残存期間は6.3年であった。当行の発行活動は上半期の方が活発で、2015年度下半期には発行量が減少した。当行は、各四半期において、それぞれ169億ユーロ、55億ユーロ、104億ユーロおよび63億ユーロを発行した。』

2016年度において、当行のベースケースの資金調達計画は350億ユーロまでであり、当行は、これを上記の資金調達源泉の利用によりカバーし、いずれか1つの源泉に過度に依存しないようにする予定である。さらに、当行はこの資金調達の一部を米ドル建てで行う予定であり、クロスカレンシー・スワップ契約を締結して残りの需要を管理することがある。当行では、2016年に、資本市場発行の合計約224億ユーロ(法的に行使可能なコール・オプションを除く。)の返済期限が到来する。

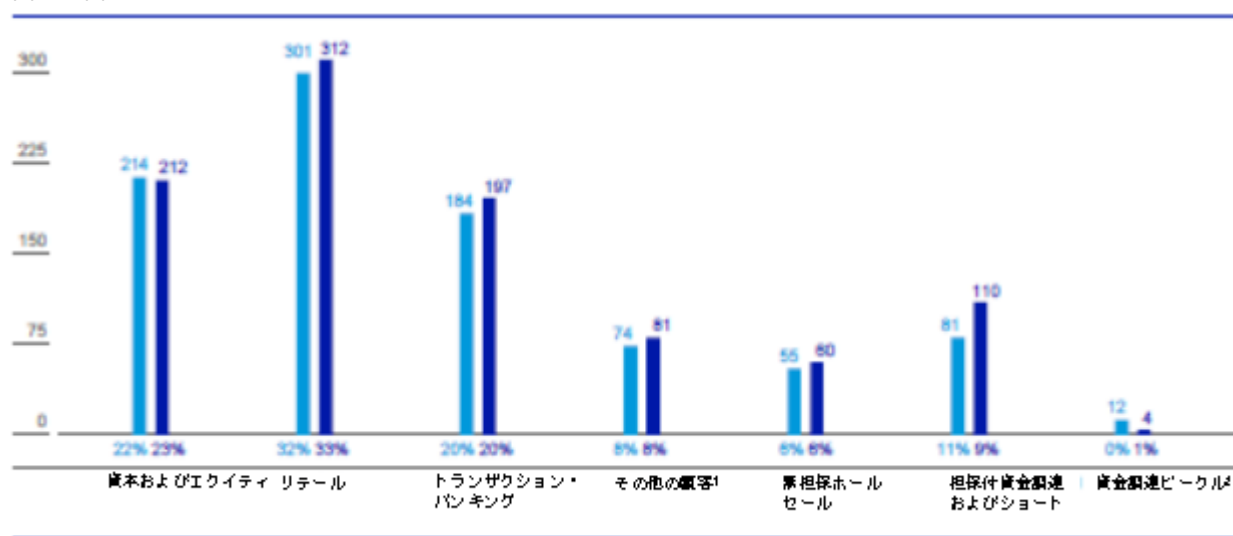
## 資金調達の分散

『

2015年度において、外部資金調達総額は期中に567億ユーロ（6％）増加したが、その大部分がCB&S業務によるものであり、特に担保付資金調達およびショートを296億ユーロ（37％）、その他の顧客を74億ユーロ（10％）および無担保ホールセール資金調達が56億ユーロ（10％）の増加は、前年度のデレバレッジ活動を主な要因とする2014年度末の非常に低い水準と比較して、業務活動の拡大が反映されている。また、リテールにおいても増加がみられ、これには、富裕層顧客（108億ユーロ、4％）、トランザクション・バンキング（125億ユーロ、7％）が含まれる。これらの増加は資金調達ピークル（79億ユーロ、67％）および資本市場およびエクイティ（15億ユーロ、1％）における減少を相殺して余りあるものであった。当行の最も安定した資金調達源泉（資本市場およびエクイティ、リテールならびにトランザクション・バンキングから成る。）の全体的な割合は、76％から74％に減少した。無担保ホールセール資金調達および担保付資金調達の全体量は、当行の基礎となる事業活動に基づき報告日間で変動した。こうした変動は、顧客関連の証券金融業務や、流動性の高いトレーディング資産の手元有高の四半期中の変動に左右される。

## 外部資金調達源泉の構成

単位：十億ユーロ



2014年12月31日現在：総額9,190億ユーロ

2015年12月31日現在：総額9,760億ユーロ

- 1 その他には、信託、自己資金調達ストラクチャー（X-markets等）および委託証拠金/プライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）が含まれる。
- 2 ABCPコンジットを含む。

参考：貸借対照表合計に対する調整：2015年12月31日および2014年12月31日現在それぞれ、デリバティブおよび決済残高5,280億ユーロ（6,600億ユーロ）、委託証拠金およびプライム・ブローカレッジ業務に係る現金残高（純額ベースで表示）のネットिंगの影響に関する加算710億ユーロ（750億ユーロ）、その他の非資金調達負債540億ユーロ（540億ユーロ）。数値は四捨五入されているため合計が一致しない可能性がある。』

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行の返済期限<sup>1</sup>

| 2015年12月31日現在     |        |        |        |        |        |        |        |         |     |  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|--|
| 単位：百万ユーロ          | 1ヶ月超   |        | 3ヶ月超   |        | 6ヶ月超   |        | 小計     |         | 1年超 |  |
|                   | 1ヶ月以内  | 3ヶ月以内  | 6ヶ月以内  | 1年以内   | 1年以内   | 2年以内   | 2年超    | 合計      |     |  |
| 銀行からの預金           | 11,101 | 8,073  | 3,196  | 1,399  | 23,769 | 143    | 69     | 23,981  |     |  |
| その他のホールセール顧客からの預金 | 2,872  | 8,911  | 5,090  | 4,078  | 20,950 | 319    | 191    | 21,460  |     |  |
| CDおよびCP           | 1,216  | 3,718  | 3,984  | 5,636  | 14,555 | 298    | 1      | 14,853  |     |  |
| ABCP              | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       |     |  |
| シニア無担保プレーンバニラ債    | 2,794  | 6,651  | 3,166  | 3,082  | 15,694 | 17,136 | 41,052 | 73,882  |     |  |
| シニア無担保仕組みノート      | 512    | 2,045  | 1,296  | 3,368  | 7,221  | 5,404  | 21,053 | 33,679  |     |  |
| カバード・ボンド/ABS      | 0      | 51     | 1,371  | 75     | 1,496  | 2,460  | 18,056 | 22,012  |     |  |
| 劣後負債              | 734    | 680    | 263    | 310    | 1,987  | 1,376  | 16,199 | 19,562  |     |  |
| その他               | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0       |     |  |
| 合計 <sup>2</sup>   | 19,229 | 30,129 | 18,367 | 17,948 | 85,673 | 27,136 | 96,621 | 209,430 |     |  |
| このうち：             |        |        |        |        |        |        |        |         |     |  |
| 担保付きのもの           | 0      | 51     | 1,371  | 75     | 1,496  | 2,460  | 18,056 | 22,012  |     |  |
| 無担保のもの            | 19,229 | 30,078 | 16,996 | 17,873 | 84,176 | 24,677 | 78,565 | 187,418 |     |  |

1 財務諸表上その他の資本構成要素として報告されているその他Tier1ノートが含まれている。これにより2014年数値も修正再表示されている。

2 コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日に表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

1年以内に満期が到来する無担保ホールセール負債、ABCPおよび資本市場発行の合計金額は2015年12月31日現在860億ユーロであり、流動性準備金合計の2,150億ユーロとの関連で考えられるべきである。

| 2014年12月31日現在     |        |        |        |        |        |        |        |         |     |  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|--|
| 単位：百万ユーロ          | 1ヶ月超   |        | 3ヶ月超   |        | 6ヶ月超   |        | 小計     |         | 1年超 |  |
|                   | 1ヶ月以内  | 3ヶ月以内  | 6ヶ月以内  | 1年以内   | 1年以内   | 2年以内   | 2年超    | 合計      |     |  |
| 銀行からの預金           | 7,816  | 5,373  | 7,930  | 2,541  | 23,661 | 42     | 350    | 24,053  |     |  |
| その他のホールセール顧客からの預金 | 2,828  | 1,569  | 2,979  | 2,387  | 9,763  | 306    | 404    | 10,473  |     |  |
| CDおよびCP           | 1,747  | 4,629  | 8,080  | 5,623  | 20,080 | 20     | 28     | 20,128  |     |  |
| ABCP              | 2,849  | 233    | 0      | 0      | 3,082  | 0      | 0      | 3,082   |     |  |
| シニア無担保プレーンバニラ債    | 756    | 2,823  | 4,589  | 4,978  | 13,145 | 12,904 | 40,031 | 66,080  |     |  |
| シニア無担保仕組みノート      | 528    | 1,721  | 2,384  | 3,655  | 8,288  | 3,698  | 22,242 | 34,227  |     |  |
| カバード・ボンド/ABS      | 0      | 11     | 1,223  | 458    | 1,693  | 1,701  | 20,325 | 23,719  |     |  |
| 劣後負債              | 636    | 2,352  | 1,772  | 799    | 5,559  | 537    | 14,508 | 20,604  |     |  |
| その他               | 0      | 0      | 0      | 166    | 166    | 13     | 131    | 310     |     |  |
| 合計 <sup>1</sup>   | 17,161 | 18,711 | 28,958 | 20,607 | 85,437 | 19,220 | 98,020 | 202,676 |     |  |
| このうち：             |        |        |        |        |        |        |        |         |     |  |
| 担保付きのもの           | 2,849  | 244    | 1,223  | 458    | 4,775  | 1,701  | 20,325 | 26,801  |     |  |
| 無担保のもの            | 14,311 | 18,467 | 27,735 | 20,149 | 80,662 | 17,519 | 77,695 | 175,875 |     |  |

1 コール・オプションを伴う負債は、コール・オプションを法的に行使可能な一番早い日に表示されている。コール・オプションが行使されるか否かについての仮定は行っていない。

以下の表は、短期の無担保ホールセール資金調達、ABCP資金調達および資本市場発行の通貨別内訳を示している。

無担保ホールセール資金調達、ABCPおよび資本市場発行（通貨別内訳）

| 単位：百万ユーロ              | 2015年12月31日現在 |        |       |        |         | 2014年12月31日現在 |        |       |        |         |
|-----------------------|---------------|--------|-------|--------|---------|---------------|--------|-------|--------|---------|
|                       | ユーロ           | 米ドル    | 英ポンド  | 通貨     | 合計      | ユーロ           | 米ドル    | 英ポンド  | 通貨     | 合計      |
| 銀行からの預金               | 4,875         | 17,066 | 1,053 | 987    | 23,981  | 6,123         | 15,738 | 284   | 1,907  | 24,053  |
| その他のホールセール<br>顧客からの預金 | 15,912        | 4,257  | 476   | 815    | 21,460  | 3,379         | 4,621  | 800   | 1,673  | 10,473  |
| CDおよびCP               | 10,771        | 1,202  | 1,843 | 1,038  | 14,853  | 13,572        | 3,216  | 1,655 | 1,685  | 20,128  |
| ABCP                  | 0             | 0      | 0     | 0      | 0       | 312           | 2,674  | 96    | 0      | 3,082   |
| シニア無担保プレーン<br>バニラ債    | 47,576        | 20,573 | 110   | 5,623  | 73,882  | 43,498        | 16,923 | 378   | 5,282  | 66,080  |
| シニア無担保仕組み<br>ノート      | 10,342        | 19,322 | 176   | 3,838  | 33,679  | 12,136        | 16,884 | 168   | 5,038  | 34,227  |
| カバード・ボンド/ABS          | 21,952        | 60     | 0     | 0      | 22,012  | 23,653        | 66     | 0     | 0      | 23,719  |
| 劣後負債                  | 8,507         | 9,858  | 800   | 397    | 19,562  | 9,617         | 9,802  | 791   | 394    | 20,604  |
| その他                   | 0             | 0      | 0     | 0      | 0       | 72            | 218    | 0     | 20     | 310     |
| 合計                    | 119,935       | 72,338 | 4,459 | 12,698 | 209,430 | 112,363       | 70,141 | 4,173 | 16,000 | 202,676 |
| このうち：                 |               |        |       |        |         |               |        |       |        |         |
| 担保付きのもの               | 21,952        | 60     | 0     | 0      | 22,012  | 23,965        | 2,740  | 96    | 0      | 26,801  |
| 無担保のもの                | 97,984        | 72,278 | 4,459 | 12,697 | 187,418 | 88,398        | 67,402 | 4,076 | 16,000 | 175,875 |

流動性準備金

親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

| 単位：十億ユーロ                            | 2015年12月31日現在 |       | 2014年12月31日現在 |       |
|-------------------------------------|---------------|-------|---------------|-------|
|                                     | 帳簿価額          | 流動性価値 | 帳簿価額          | 流動性価値 |
| 利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行<br>保有）       | 98            | 98    | 65            | 65    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 75            | 75    | 54            | 54    |
| 子会社                                 | 23            | 23    | 11            | 11    |
| 流動性の高い有価証券<br>（国債、政府保証債および政府機関債を含む） | 100           | 94    | 103           | 96    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 78            | 73    | 81            | 75    |
| 子会社                                 | 22            | 21    | 23            | 20    |
| その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券               | 17            | 13    | 16            | 11    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 14            | 11    | 14            | 10    |
| 子会社                                 | 3             | 2     | 2             | 1     |
| 流動性準備金合計                            | 215           | 205   | 184           | 171   |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 167           | 159   | 149           | 139   |
| 子会社                                 | 48            | 46    | 35            | 32    |

2015年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2014年12月31日現在1,840億ユーロであったのに対し、2,150億ユーロであった。2015年度における310億ユーロの増加の主な要因は、主として外部資金調達源の増加に起因した期中の利用可能な現金および現金同等物の340億ユーロの増加、および流動性の高い有価証券のわずかな減少である。当期中の当行の平均流動性準備金は、2014年度が1,898億ユーロであったのに対し、2,022億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

当行の2,050億ユーロの流動性準備金の（加重）流動性価値は、1,920億ユーロの適格流動資産（HQLA）の（加重）流動性価値を上回っている。この差額の主な要因は、次のとおりである。流動性準備金には中央銀行適格であるが、流動性が低く（例えば、売買されている貸出金、その他の投資適格社債、ABSがある）、HQLAに含まれていない有価証券が含まれていること、およびHQLAには主要なインデックスエクイティが含まれているが、準備預金の最低所要額を満たすために中央銀行に預け入れて

いる準備預金残高、およびLCRには含まれるがHQLAには含まれないAA-よりも低い格付けが付与されているEU以外の国の中央銀行に預け入れている準備預金残高は除外されていること。

#### 流動性カバレッジ比率

2015年12月31日現在の当行のLCR 119%は、欧州委員会委任規制（EU）2015/61に従って算定されている（EBAのLCRに関する監督当局向け報告に係る実施技術的基準に従って算定）。

#### LCR構成要素

単位：十億ユーロ

|          | 2015年12月31日 |
|----------|-------------|
|          | 流動性価値(加重)   |
| 適格流動資産   | 192         |
| 総資金流入額   | 111         |
| 総資金流出額   | 272         |
| 純資金流出額   | 161         |
| LCR比率(%) | 119         |

#### 資金調達リスク管理

##### 構造上の資金調達

通貨合算と米ドル建て資金調達の指標はいずれも、2015年度末および2014年度末現在で、それぞれのリスクアペタイトに沿っていた。GBP建て資金調達指標は、2015年度末現在リスクアペタイトを上回っていた。

#### ストレス・テストおよびシナリオ分析

##### 全通貨の世界的な月次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ            | 2015年12月31日現在             |                     |                             | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |                     |                             |
|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------------|
|                     | 資金調達<br>ギャップ <sup>2</sup> | ギャップ解消 <sup>3</sup> | 正味流動性ポ<br>ジション <sup>4</sup> | 資金調達<br>ギャップ <sup>2</sup>  | ギャップ解消 <sup>3</sup> | 正味流動性ポ<br>ジション <sup>4</sup> |
| システミック・マーケット・リスク    | 71                        | 218                 | 147                         | 49                         | 183                 | 134                         |
| 新興市場                | 14                        | 190                 | 176                         | 9                          | 185                 | 176                         |
| 1段階の格下げ（DB独自）       | 51                        | 200                 | 148                         | 42                         | 166                 | 124                         |
| 重大な格下げ（DB独自）        | 188                       | 240                 | 53                          | 163                        | 202                 | 38                          |
| 複合シナリオ <sup>5</sup> | 218                       | 264                 | 46                          | 190                        | 214                 | 24                          |

- 』
- 1 2014年度の数値は当時の手法に基づいており、当期中に導入されたストレス・テストに関する仮定の変更を反映するための修正は行われていない。
  - 2 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
  - 3 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
  - 4 すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
  - 5 システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## 米ドルの世界的な月次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ            | 2015年12月31日現在             |                     |                             | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |                     |                             |
|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------------|---------------------|-----------------------------|
|                     | 資金調達<br>ギャップ <sup>2</sup> | ギャップ解消 <sup>3</sup> | 正味流動性ボ<br>ジション <sup>4</sup> | 資金調達<br>ギャップ <sup>2</sup>  | ギャップ解消 <sup>3</sup> | 正味流動性ボ<br>ジション <sup>4</sup> |
| 複合シナリオ <sup>5</sup> | 102                       | 163                 | 61                          | 92                         | 149                 | 56                          |

- 2014年度の数値は当時の手法に基づいており、当期中に導入されたストレス・テストに関する仮定の変更を反映するための修正は行われていない。
- 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
- システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

## GBPの世界的な月次のストレス・テストの結果

| 単位：十億ユーロ            | 2015年12月31日現在             |                     |                             |
|---------------------|---------------------------|---------------------|-----------------------------|
|                     | 資金調達<br>ギャップ <sup>1</sup> | ギャップ解消 <sup>2</sup> | 正味流動性ボ<br>ジション <sup>3</sup> |
| 複合シナリオ <sup>4</sup> | 10                        | 32                  | 22                          |

- 負債の借換失敗と予測される他のアウトフローによる資金調達ギャップ。
- 流動性準備金（ヘアカット後）およびその他の対策を通じた流動性創出可能額に基づく。
- すべてのシナリオは8週間ポイントを示している。
- システミック・マーケット・リスクと重大な格下げによる複合的影響。

以下の表は、全通貨に関する格付機関による1段階または2段階の格下げが発生した場合に追加で要求される担保の金額を表示している。

## 追加的な契約上の義務

| 単位：百万ユーロ                 | 2015年12月31日現在 |         | 2014年12月31日現在 |         |
|--------------------------|---------------|---------|---------------|---------|
|                          | 1段階の格下げ       | 2段階の格下げ | 1段階の格下げ       | 2段階の格下げ |
| デリバティブ契約による積立または委託証拠金の要求 | 4,332         | 6,472   | 6,806         | 7,893   |
| その他の契約による積立または委託証拠金の要求   | 317           | 1,459   | 529           | 689     |

## 資産の制約

この項では、ドイツ銀行法に従って、銀行規制目的上の連結機関グループにおける資産の制約について言及している。ここには、保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険子会社が担保に差し入れた資産については連結財務諸表に対する注記22「担保に差し入れたおよび担保として受け取った資産」に、保険会社の保険契約者に対する債務を履行するために保有する制約を受ける資産については連結財務諸表に対する注記39「子会社に関する情報」に記載されている。

制約を受ける資産は主に、担保付資金調達、コラテラル・スワップおよびその他の担保付債務の担保として差し入れられているオンバランス資産およびオフバランスの資産から構成されている。また、当行は、規制上の資産の制約の報告に関するEBAの技術的基準に従って、決済システムに預託された資産（デフォルト・ファンドおよび当初証拠金を含む。）、ならびに自由に引き出すことができないその他の預託資産（中央銀行に対して預け入れることが要求される最低準備預金等）を制約を受ける資産と見なしている。当行はまた、当該EBAガイドラインに従って、デリバティブの未収委託証拠金資産も制約を受ける資産に含めている。

すぐに利用可能な資産とは、それ以外の制約を受けず、かつ自由に移転可能な形態のオンバランスおよびオフバランスの資産のことである。公正価値で測定する金融資産（借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価を除く。）および売却可能投資のうち制約を受けないものはすべて、すぐに利用可能であると見なされる。

すぐに利用可能な価値は、何らかのストレスのかかった流動性価値（流動性ストレス・シナリオの下で利用可能な制約を受けない流動資産の分析については、「流動性準備金」の項を参照のこと。）ではなく、現在の貸借対照表上の帳簿価額を表す。制約を受けないその他のオンバランスおよびオフバランスの資産は、担保付資金調達およびその他の担保付債務の担保として差し入れられていない資産、またはそれ以外ですぐに利用可能とは見なされない資産である。この区分には、借入有価証券、売却条件付買入有価証券およびデリバティブ金融商品のプラスの時価が含まれる。同様に、顧客に対する貸出金は、既に移転可能な形態に事前にパッケージされており、かつ、未だ資金調達の創出に利用されていない範囲でのみ、すぐに利用可能と見なされる。現在その他に表示されているそうした貸出金の要素が資金創出の利用に適した形態へとパッケージされ得ることを考えると、これは最も保守的な見方である。

## 制約を受ける資産および受けない資産

2015年12月31日現在

| 単位：十億ユーロ<br>(特に明記しない限り)           | 帳簿価額      |          |         |       |
|-----------------------------------|-----------|----------|---------|-------|
|                                   | 制約を受けない資産 |          |         |       |
|                                   | 資産        | 制約を受ける資産 | すぐに利用可能 | その他   |
| 負債証券                              | 215       | 74       | 141     | 0     |
| 資本性金融商品                           | 76        | 49       | 28      | 0     |
| その他の資産：                           |           |          |         |       |
| 現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金             | 107       | 11       | 96      | 0     |
| 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup> | 56        | 0        | 0       | 56    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup> |           |          |         |       |
| トレーディング資産                         | 17        | 0        | 17      | 0     |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                 | 518       | 0        | 0       | 518   |
| 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup> | 73        | 0        | 0       | 73    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産          | 12        | 0        | 12      | 0     |
| 売却可能金融資産 <sup>2</sup>             | 3         | 0        | 3       | 0     |
| 貸出金                               | 424       | 45       | 11      | 368   |
| その他の資産                            | 132       | 59       | 0       | 74    |
| 合計                                | 1,632     | 238      | 307     | 1,087 |

1 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券はすべて、制約を受けない資産 - その他として表示されている。担保の利用については、下記のオフバランスの表において別途捕捉されている。

2 負債証券および資本性金融商品を除外している（上記に別途開示されている）。

| 単位：十億ユーロ<br>(特に明記しない限り) | 2015年12月31日現在<br>受入担保の公正価値 |          |         |     |
|-------------------------|----------------------------|----------|---------|-----|
|                         | 制約を受けない資産                  |          |         |     |
|                         | 資産                         | 制約を受ける資産 | すぐに利用可能 | その他 |
| 受入担保：                   | 285                        | 238      | 46      | 1   |
| 負債証券                    | 197                        | 152      | 45      | 0   |
| 資本性金融商品                 | 87                         | 86       | 1       | 0   |
| その他の受入担保                | 1                          | 0        | 0       | 1   |

| 単位：十億ユーロ<br>(特に明記しない限り)           | 2014年12月31日現在 |          |           |       |
|-----------------------------------|---------------|----------|-----------|-------|
|                                   | 帳簿価額          |          |           |       |
|                                   | 資産            | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 |       |
| すぐに利用可能                           |               |          | その他       |       |
| 負債証券                              | 184           | 42       | 142       | 0     |
| 資本性金融商品                           | 70            | 50       | 20        | 0     |
| その他の資産：                           |               |          |           |       |
| 現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金             | 82            | 7        | 75        | 0     |
| 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup> | 44            | 0        | 0         | 44    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 <sup>2</sup> |               |          |           |       |
| トレーディング資産                         | 17            | 0        | 17        | 0     |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                 | 630           | 0        | 0         | 630   |
| 借入有価証券および売戻条件付買入有価証券 <sup>1</sup> | 81            | 0        | 0         | 81    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融資産          | 15            | 0        | 15        | 0     |
| 売却可能金融資産 <sup>2</sup>             | 3             | 0        | 3         | 0     |
| 貸出金                               | 398           | 45       | 19        | 334   |
| その他の資産                            | 158           | 63       | 0         | 95    |
| 合計                                | 1,681         | 207      | 291       | 1,183 |

| 単位：十億ユーロ<br>(特に明記しない限り) | 2014年12月31日現在 |          |           |   |
|-------------------------|---------------|----------|-----------|---|
|                         | 受入担保の公正価値     |          |           |   |
|                         | 資産            | 制約を受ける資産 | 制約を受けない資産 |   |
| すぐに利用可能                 |               |          | その他       |   |
| 受入担保：                   | 253           | 202      | 50        | 1 |
| 負債証券                    | 175           | 127      | 48        | 0 |
| 資本性金融商品                 | 76            | 75       | 1         | 0 |
| その他の受入担保                | 1             | 0        | 0         | 1 |

上記の表は、オンバランス項目およびオフバランス項目の内訳を、制約を受ける資産、すぐに利用可能およびその他に分けて示している。借入有価証券および売戻条件付買入有価証券は、受入担保の公正価値に基づいて表示されている。

上記の制約を受ける資産の表には、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産が含まれている。こうした制約は、現地の関連する貸出要件による場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々のオンバランス項目を識別することは不可能である。

#### 資産および金融負債の期限分析

財務部は資産および負債の期限分析を管理している。資産および負債のモデリングは、契約上の期限が流動性リスク・ポジションを適切に反映していない場合に必要となる。これに関連する最も重要な例は、リテールおよびトランザクション・バンキング顧客からのすぐに返済可能な預金であり、これらは最も深刻な金融危機を通じて一貫して高い安定性を示している。

モデリング・プロファイルは、全般的な流動性リスク管理のフレームワーク（1年以内の短期流動性ポジションについては「ストレス・テスト」の項を、1年超の長期流動性ポジションについては「資金調達マトリクス」の項を参照のこと。）の一部であり、取締役会により定められ承認される。

以下の表は、それぞれ2015年および2014年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の資産合計の期限分析を示している。

#### 最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2015年12月31日現在



| 単位：百万ユーロ                           | 要求払<br>(オーバー<br>ナイトおよ<br>び1日前通<br>知を含む。) | 1ヶ月超      | 3ヶ月超      | 6ヶ月超      | 9ヶ月超      | 1年超      | 2年超      | 5年超      | 合計      |           |
|------------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|---------|-----------|
|                                    |  | 1ヶ月<br>以内 | 3ヶ月<br>以内 | 6ヶ月<br>以内 | 9ヶ月<br>以内 | 1年<br>以内 | 2年<br>以内 | 5年<br>以内 |         |           |
| 現金および中央銀行預け金                       | 94,290                                   | 337       | 0         | 0         | 0         | 2,313    | 0        | 0        | 0       | 96,940    |
| インターバンク預け金(中央銀行以外)                 | 7,703                                    | 2,115     | 434       | 341       | 1         | 2,025    | 83       | 100      | 40      | 12,842    |
| 中央銀行ファンド貸出金                        | 0  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 0         |
| 売戻条件付買入有価証券                        | 450                                      | 8,293     | 5,530     | 4,539     | 1,861     | 568      | 888      | 328      | 0       | 22,456    |
| 対銀行                                | 426                                      | 7,050     | 5,091     | 3,648     | 1,601     | 311      | 647      | 0        | 0       | 18,773    |
| 対顧客                                | 24                                       | 1,243     | 440       | 890       | 260       | 258      | 241      | 328      | 0       | 3,683     |
| 借入有価証券                             | 30,335                                   | 3,221     | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 1        | 0       | 33,557    |
| 対銀行                                | 3,462                                    | 159       | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 3,622     |
| 対顧客                                | 26,873                                   | 3,062     | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 1        | 0       | 29,935    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング     | 735,748                                  | 35,190    | 6,176     | 3,652     | 1,318     | 1,298    | 5,173    | 6,599    | 25,727  | 820,883   |
| トレーディング資産                          | 196,035                                  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 196,035   |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 118,671                                  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 118,671   |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 76,044                                   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 76,044    |
| その他のトレーディング資産                      | 1,320                                    | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 1,320     |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                  | 515,594                                  | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 515,594   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産     | 24,119                                   | 35,190    | 6,176     | 3,652     | 1,318     | 1,298    | 5,173    | 6,599    | 25,727  | 109,253   |
| 売戻条件付買入有価証券                        | 6,139                                    | 31,257    | 5,449     | 2,344     | 503       | 341      | 1,690    | 2,384    | 965     | 51,073    |
| 借入有価証券                             | 17,898                                   | 3,544     | 47        | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 0       | 21,489    |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 79                                       | 376       | 656       | 1,303     | 791       | 448      | 3,483    | 4,214    | 14,532  | 25,883    |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 0  | 4         | 0         | 0         | 0         | 155      | 0        | 0        | 10,230  | 10,389    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 | 2  | 9         | 24        | 5         | 24        | 354      | 0        | 1        | 0       | 419       |
| ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価         | 0  | 9         | 71        | 75        | 139       | 58       | 142      | 716      | 1,925   | 3,136     |
| 売却可能金融資産                           | 18                                       | 966       | 1,941     | 1,543     | 893       | 1,998    | 8,832    | 22,880   | 34,513  | 73,583    |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 6  | 481       | 1,937     | 1,543     | 893       | 952      | 8,815    | 22,869   | 33,873  | 71,368    |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 12                                       | 485       | 3         | 0         | 0         | 1,046    | 17       | 12       | 640     | 2,215     |
| 貸出金                                | 20,375                                   | 31,464    | 27,851    | 30,337    | 9,142     | 11,313   | 23,272   | 71,890   | 201,104 | 427,749   |
| 対銀行                                | 543                                      | 2,137     | 3,829     | 1,858     | 1,703     | 870      | 726      | 1,592    | 926     | 14,183    |
| 対顧客                                | 19,832                                   | 29,327    | 24,022    | 28,480    | 7,439     | 10,442   | 23,546   | 70,299   | 200,177 | 413,565   |
| リテール                               | 5,363                                    | 6,048     | 6,102     | 3,065     | 2,536     | 2,874    | 6,743    | 18,787   | 149,127 | 200,646   |
| 法人およびその他の顧客                        | 14,470                                   | 23,279    | 17,920    | 25,415    | 4,903     | 7,568    | 16,803   | 51,512   | 51,050  | 212,919   |
| その他の金融資産                           | 94,078                                   | 932       | 1,479     | 564       | 254       | 1,003    | 115      | 62       | 66      | 98,555    |
| 金融資産合計                             | 982,997                                  | 82,528    | 43,483    | 41,051    | 13,608    | 20,577   | 39,505   | 102,576  | 263,374 | 1,589,700 |
| その他の資産                             | 26,341                                   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0        | 0        | 0        | 13,089  | 39,430    |
| 資産合計                               | 1,009,338                                | 82,528    | 43,483    | 41,051    | 13,608    | 20,577   | 39,505   | 102,576  | 276,463 | 1,629,130 |

## 最も早い契約上の期限に基づく資産の分析

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                           | 要求払<br>(オー<br>バーナイトおよび1<br>日前通知<br>を含む。) | 1ヶ月<br>以内 | 1ヶ月超<br>3ヶ月<br>以内 | 3ヶ月超<br>6ヶ月<br>以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月<br>以内 | 9ヶ月超<br>1年<br>以内 | 1年超<br>2年<br>以内 | 2年超<br>5年<br>以内 | 5年超     | 合計        |
|------------------------------------|--|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|-----------|
| 現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>          | 73,515                                   | 198       | 104               | 0                 | 0                 | 562              | 0               | 0               | 103     | 74,482    |
| インターバンク預け金(中央銀行以外) <sup>1</sup>    | 4,987                                    | 2,497     | 90                | 16                | 15                | 1,217            | 101             | 120             | 48      | 9,090     |
| 中央銀行ファンド貸出金                        | 0  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 0         |
| 売却条件付買入有価証券                        | 4  | 3,553     | 2,416             | 8,143             | 1,659             | 1,719            | 51              | 240             | 12      | 17,796    |
| 対銀行                                | 4  | 2,154     | 533               | 647               | 333               | 561              | 0               | 2               | 12      | 4,245     |
| 対顧客                                | 0  | 1,399     | 1,883             | 7,496             | 1,326             | 1,159            | 51              | 238             | 0       | 13,551    |
| 借入有価証券                             | 21,598                                   | 4,202     | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 34      | 25,834    |
| 対銀行                                | 550                                      | 964       | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 1,515     |
| 対顧客                                | 21,047                                   | 3,238     | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 34      | 24,319    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 - トレーディング     | 840,858                                  | 43,382    | 12,360            | 5,371             | 2,068             | 2,090            | 4,855           | 7,624           | 24,316  | 942,924   |
| トレーディング資産                          | 195,681                                  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 195,681   |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 124,462                                  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 124,462   |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 69,831                                   | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 69,831    |
| その他のトレーディング資産                      | 1,387                                    | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 1,387     |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                  | 629,958                                  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 629,958   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産     | 15,219                                   | 43,382    | 12,360            | 5,371             | 2,068             | 2,090            | 4,855           | 7,624           | 24,316  | 117,285   |
| 売却条件付買入有価証券                        | 1,757                                    | 36,255    | 11,109            | 4,568             | 1,883             | 501              | 1,530           | 1,849           | 1,021   | 60,473    |
| 借入有価証券                             | 13,462                                   | 5,783     | 1,159             | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 20,404    |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 0  | 1,344     | 92                | 660               | 184               | 1,588            | 3,010           | 5,775           | 12,957  | 25,612    |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 0  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 10,339  | 10,339    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 | 0  | 0         | 0                 | 142               | 0                 | 1                | 315             | 0               | 0       | 459       |
| ヘッジ会計に適切なデリバティブ金融商品のプラスの時価         | 0  | 30        | 140               | 108               | 69                | 37               | 177             | 791             | 3,050   | 4,403     |
| 売却可能金融資産                           | 20                                       | 1,895     | 1,610             | 2,797             | 643               | 774              | 4,702           | 25,756          | 26,099  | 64,297    |
| 固定利付有価証券および貸出金                     | 20                                       | 1,895     | 1,610             | 2,797             | 643               | 774              | 4,408           | 25,754          | 24,137  | 62,038    |
| 持分証券およびその他の変動利付有価証券                | 0  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 295             | 2               | 1,962   | 2,259     |
| 貸出金                                | 19,917                                   | 35,866    | 32,121            | 26,780            | 9,101             | 11,591           | 26,638          | 69,501          | 174,098 | 405,612   |
| 対銀行                                | 880                                      | 4,744     | 4,945             | 4,986             | 1,321             | 944              | 2,859           | 1,974           | 408     | 23,059    |
| 対顧客                                | 19,037                                   | 31,122    | 27,176            | 21,794            | 7,780             | 10,647           | 23,779          | 67,528          | 173,690 | 382,553   |
| リテール                               | 3,947                                    | 10,852    | 4,038             | 4,836             | 2,884             | 3,288            | 9,491           | 25,572          | 131,277 | 196,186   |
| 法人およびその他の顧客                        | 15,090                                   | 20,270    | 23,138            | 16,959            | 4,896             | 7,359            | 14,288          | 41,955          | 42,412  | 186,367   |
| その他の金融資産                           | 119,485                                  | 474       | 387               | 349               | 113               | 99               | 18              | 76              | 4,050   | 125,050   |
| 金融資産合計                             | 1,080,383                                | 92,098    | 49,228            | 43,564            | 13,668            | 18,089           | 36,542          | 104,108         | 231,809 | 1,669,490 |
| その他の資産                             | 15,514                                   | 1,322     | 707               | 626               | 196               | 260              | 268             | 763             | 19,559  | 39,214    |

---

|      |           |        |        |        |        |        |        |         |         |           |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| 資産合計 | 1,095,897 | 93,421 | 49,935 | 44,189 | 13,864 | 18,349 | 36,809 | 104,871 | 251,368 | 1,708,703 |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|

---

1 2015年、比較数値は修正再表示されている。詳細は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」参照のこと。

以下の表は、それぞれ2015年および2014年12月31日現在の、法的に行使可能な最も早い期限に基づく、帳簿価額での当行の負債合計の期限分析を示している。

## 最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ   | 要求払<br>(オー<br>バーナイ<br>トおよび1<br>日前<br>通知を含<br>む。) | 1ヶ月<br>以内 | 1ヶ月超<br>3ヶ月<br>以内 | 3ヶ月超<br>6ヶ月<br>以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月<br>以内 | 9ヶ月超<br>1年<br>以内 | 1年超<br>2年<br>以内 | 2年超<br>5年<br>以内 | 5年超     | 合計        |
|--|--|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|-----------|
|  | 預金   | 345,569   | 37,777            | 117,943           | 21,500            | 10,169           | 8,600           | 7,356           | 6,935   | 11,126    |
| 対銀行  | 72,304   | 5,131     | 15,770            | 5,884             | 1,616             | 2,106            | 2,188           | 5,214           | 8,852   | 119,065   |
| 対顧客  | 273,265  | 32,646    | 102,173           | 15,616            | 8,552             | 6,494            | 5,168           | 1,721           | 2,273   | 447,909   |
| リテール   | 113,016  | 13,588    | 80,124            | 3,270             | 2,131             | 1,805            | 2,524           | 642             | 220     | 217,321   |
| 法人およびその他の<br>顧客  | 160,249  | 19,058    | 22,049            | 12,346            | 6,422             | 4,689            | 2,644           | 1,079           | 2,053   | 230,588   |
| トレーディング負債  | 546,381  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 546,381   |
| トレーディング証券  | 51,327   | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 51,327    |
| その他のトレーディ<br>ング負債  | 977  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 977       |
| デリバティブ金融商品<br>のマイナスの時価   | 494,076  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 494,076   |
| 純損益を通じて公正価値<br>で測定するものとして指<br>定された金融負債（貸出<br>コミットメントおよび金<br>融保証を除く。） | 18,423   | 4,725     | 1,569             | 1,760             | 1,240             | 10,069           | 1,809           | 1,652           | 3,526   | 44,773    |
| 買戻条件付売却有価証<br>券  | 17,600   | 2,712     | 690               | 1,172             | 140               | 9,322            | 0               | 0               | 0       | 31,637    |
| 長期債務   | 269  | 47        | 342               | 426               | 879               | 513              | 1,669           | 1,384           | 3,183   | 8,710     |
| 純損益を通じて公正価<br>値で測定するものとし<br>て指定されたその他の<br>金融負債                       | 554  | 1,966     | 537               | 162               | 221               | 233              | 141             | 268             | 343     | 4,425     |
| 投資契約負債   | 0  | 35        | 70                | 70                | 70                | 734              | 108             | 1,593           | 5,843   | 8,522     |
| ヘッジ会計に適切なデリ<br>バティブ金融商品のマイ<br>ナスの時価                                  | 0  | 43        | 513               | 414               | 203               | 301              | 278             | 1,630           | 2,983   | 6,365     |
| 中央銀行ファンド借入金  | 574  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 574       |
| 買戻条件付売却有価証券  | 7,492  | 1,567     | 53                | 117               | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 9,229     |
| 対銀行  | 2,757  | 1,554     | 53                | 117               | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 4,481     |
| 対顧客  | 4,734  | 13        | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 4,747     |
| 貸付有価証券   | 2,846  | 10        | 1                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 414     | 3,270     |
| 対銀行  | 290  | 6         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 295       |
| 対顧客  | 2,556  | 5         | 1                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 414     | 2,975     |
| その他の短期借入金  | 17,776   | 1,311     | 2,052             | 2,666             | 3,006             | 1,199            | 0               | 0               | 0       | 28,010    |
| 長期債務   | 0  | 3,327     | 8,638             | 6,923             | 4,251             | 2,990            | 39,801          | 45,435          | 48,652  | 160,016   |
| 負債証券 - 優先  | 0  | 3,184     | 8,444             | 5,815             | 3,782             | 2,631            | 24,701          | 40,061          | 36,599  | 125,217   |
| 負債証券 - 劣後  | 0  | 0         | 0                 | 619               | 150               | 100              | 0               | 1,314           | 4,231   | 6,414     |
| その他の長期債務 -<br>優先   | 0  | 143       | 194               | 247               | 173               | 162              | 14,978          | 3,575           | 7,502   | 26,973    |
| その他の長期債務 -<br>劣後   | 0  | 0         | 0                 | 243               | 146               | 97               | 121             | 486             | 319     | 1,412     |
| 信託優先証券   | 0  | 733       | 0                 | 262               | 0                 | 0                | 735             | 4,373           | 918     | 7,020     |
| その他の金融負債   | 146,678  | 931       | 2,859             | 198               | 83                | 170              | 340             | 14              | 36      | 151,309   |
| 金融負債合計   | 1,085,739  | 50,458    | 133,696           | 33,911            | 19,023            | 24,063           | 50,426          | 61,633          | 73,496  | 1,532,443 |
| その他の負債   | 28,984   | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 28,984    |
| 資本合計   | 0  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 67,624  | 67,624    |
| 負債および資本合計  | 1,114,722  | 50,458    | 133,696           | 33,911            | 19,023            | 24,063           | 50,426          | 61,633          | 141,120 | 1,629,051 |

|                       |       |       |       |        |        |        |        |         |        |         |
|-----------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|
| オフバランスのコミット<br>メントの付与 | 6,433 | 9,833 | 8,772 | 17,963 | 10,036 | 14,221 | 29,240 | 107,376 | 27,999 | 231,874 |
| 銀行                    | 425   | 406   | 1,405 | 2,354  | 1,301  | 1,059  | 1,512  | 1,213   | 177    | 9,852   |
| リテール                  | 231   | 166   | 103   | 687    | 678    | 945    | 2,272  | 1,605   | 7,272  | 13,958  |
| 法人およびその他の<br>顧客       | 5,778 | 9,261 | 7,265 | 14,923 | 8,057  | 12,218 | 25,456 | 104,559 | 20,549 | 208,063 |

## 最も早い契約上の期限に基づく負債の分析

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ   | 要求払<br>(オー<br>バーナイ<br>トおよび1<br>日前<br>通知を含<br>む。) | 1ヶ月<br>以内 | 1ヶ月超<br>3ヶ月<br>以内 | 3ヶ月超<br>6ヶ月<br>以内 | 6ヶ月超<br>9ヶ月<br>以内 | 9ヶ月超<br>1年<br>以内 | 1年超<br>2年<br>以内 | 2年超<br>5年<br>以内 | 5年超     | 合計        |
|--|--|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|---------|-----------|
|  | 預金   | 298,701   | 45,396            | 114,001           | 31,733            | 9,820            | 8,832           | 5,557           | 7,618   | 11,276    |
| 対銀行  | 55,538   | 6,866     | 12,896            | 10,400            | 3,243             | 1,862            | 2,593           | 5,741           | 9,212   | 108,350   |
| 対顧客  | 243,163  | 38,530    | 101,105           | 21,333            | 6,577             | 6,970            | 2,964           | 1,878           | 2,064   | 424,584   |
| リテール   | 96,651   | 18,777    | 83,460            | 4,919             | 2,105             | 1,816            | 1,095           | 744             | 215     | 209,781   |
| 法人およびその他の<br>顧客  | 146,512  | 19,753    | 17,645            | 16,414            | 4,473             | 5,154            | 1,869           | 1,134           | 1,849   | 214,803   |
| トレーディング負債  | 652,045  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 652,045   |
| トレーディング証券  | 41,112   | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 41,112    |
| その他のトレーディ<br>ング負債  | 731  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 731       |
| デリバティブ金融商品<br>のマイナスの時価   | 610,202  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 610,202   |
| 純損益を通じて公正価値<br>で測定するものとして指<br>定された金融負債（貸出<br>コミットメントおよび金<br>融保証を除く。） | 2,560  | 6,612     | 4,573             | 12,082            | 1,300             | 1,047            | 2,263           | 2,909           | 3,686   | 37,032    |
| 買戻条件付売却有価証<br>券  | 1,361  | 4,241     | 3,711             | 11,058            | 393               | 0                | 288             | 0               | 0       | 21,053    |
| 長期債務   | 6  | 116       | 334               | 734               | 553               | 672              | 1,582           | 2,716           | 3,205   | 9,919     |
| 純損益を通じて公正価<br>値で測定するものとし<br>て指定されたその他の<br>金融負債                       | 1,193  | 2,255     | 527               | 289               | 355               | 375              | 394             | 193             | 481     | 6,061     |
| 投資契約負債   | 0  | 30        | 61                | 61                | 61                | 726              | 93              | 1,493           | 5,999   | 8,523     |
| ヘッジ会計に適切なデリ<br>バティブ金融商品のマイ<br>ナスの時価                                  | 0  | 42        | 240               | 350               | 231               | 55               | 398             | 1,145           | 2,602   | 5,063     |
| 中央銀行ファンド借入金  | 986  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 986       |
| 買戻条件付売却有価証券  | 3,677  | 1,397     | 3,225             | 1,001             | 202               | 400              | 0               | 0               | 0       | 9,901     |
| 対銀行  | 3,518  | 1,170     | 3,155             | 1,001             | 202               | 400              | 0               | 0               | 0       | 9,445     |
| 対顧客  | 158  | 227       | 70                | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 456       |
| 貸付有価証券   | 1,960  | 15        | 1                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 363     | 2,339     |
| 対銀行  | 130  | 5         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 1       | 136       |
| 対顧客  | 1,830  | 10        | 1                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 361     | 2,203     |
| その他の短期借入金  | 26,642   | 5,099     | 2,766             | 4,499             | 1,995             | 1,929            | 0               | 0               | 0       | 42,931    |
| 長期債務   | 0  | 1,027     | 4,778             | 6,261             | 6,401             | 7,272            | 24,219          | 51,257          | 43,622  | 144,837   |
| 負債証券 - 優先  | 0  | 923       | 3,833             | 5,190             | 5,616             | 6,767            | 18,224          | 46,138          | 32,755  | 119,446   |
| 負債証券 - 劣後  | 0  | 0         | 645               | 262               | 601               | 236              | 500             | 169             | 2,633   | 5,047     |
| その他の長期債務 -<br>優先   | 0  | 104       | 300               | 750               | 148               | 124              | 5,291           | 4,351           | 7,930   | 18,999    |
| その他の長期債務 -<br>劣後   | 0  | 0         | 0                 | 59                | 35                | 145              | 205             | 598             | 304     | 1,345     |
| 信託優先証券   | 0  | 832       | 3,053             | 655               | 89                | 277              | 726             | 4,757           | 184     | 10,573    |
| その他の金融負債   | 155,055  | 884       | 3,126             | 217               | 78                | 174              | 352             | 20              | 23      | 159,929   |
| 金融負債合計   | 1,141,627  | 61,336    | 135,822           | 56,857            | 20,177            | 20,712           | 33,608          | 69,200          | 67,754  | 1,607,093 |
| その他の負債   | 28,288   | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 0       | 28,288    |
| 資本合計   | 0  | 0         | 0                 | 0                 | 0                 | 0                | 0               | 0               | 73,223  | 73,223    |
| 負債および資本合計  | 1,169,915  | 61,336    | 135,822           | 56,857            | 20,177            | 20,712           | 33,608          | 69,200          | 140,976 | 1,708,604 |

|                       |       |        |        |        |        |        |        |        |        |         |
|-----------------------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| オフバランスのコミット<br>メントの付与 | 6,924 | 10,505 | 10,433 | 16,063 | 10,182 | 15,092 | 28,165 | 93,727 | 25,441 | 216,533 |
| 銀行                    | 203   | 815    | 1,995  | 2,316  | 696    | 1,009  | 1,873  | 1,700  | 761    | 11,368  |
| リテール                  | 682   | 324    | 284    | 548    | 526    | 1,009  | 2,183  | 1,010  | 6,817  | 13,383  |
| 法人およびその他の<br>顧客       | 6,039 | 9,366  | 8,154  | 13,199 | 8,960  | 13,075 | 24,108 | 91,017 | 17,864 | 191,782 |

[次へ](#)

## 報酬報告書

### はじめに

2015年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体（別途開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstVW」という。））に基づき重要なリスク・テイク（MRT）として識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- グループ報酬の概要および開示
- 取締役会の報告書および開示
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役会長の任務遂行報酬に関する報告」、CRR、InstVW およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

### グループ報酬および開示

#### 概要

2015年度は、ストラテジー2020の開始の影響を強く受け、当行の特別項目、とりわけのれんの減損の財務結果に対する影響が最も大きかった。

当行の2015年度の報酬の決定では、2015年度は増収の一方で損失が計上されたことおよび資本基盤とのバランスを慎重に取る必要があった。これらを勘案して、取締役会は従業員に対して、24億ユーロの変動報酬（以下「VC」という。）を付与することを決定した。2015年度のVCプールに使用された為替レートを2014年度のVCプールに適用することによって、2014年度と比較して約17%減少して表示されている。

当行は、金融機関の長期的な経営成績と報酬を連動させることを引き続き約束している。これを背景に、後の段階で支払われるもしくは交付されるVCの割合は、依然として49%と高い（エクイティ・アップフロント報酬項目を含む）。この連動をさらに強化するため、33%が株式で付与された。重要なリスク・テイク（MRT）については、後の段階で支払われるもしくは交付される割合は、88%となった。

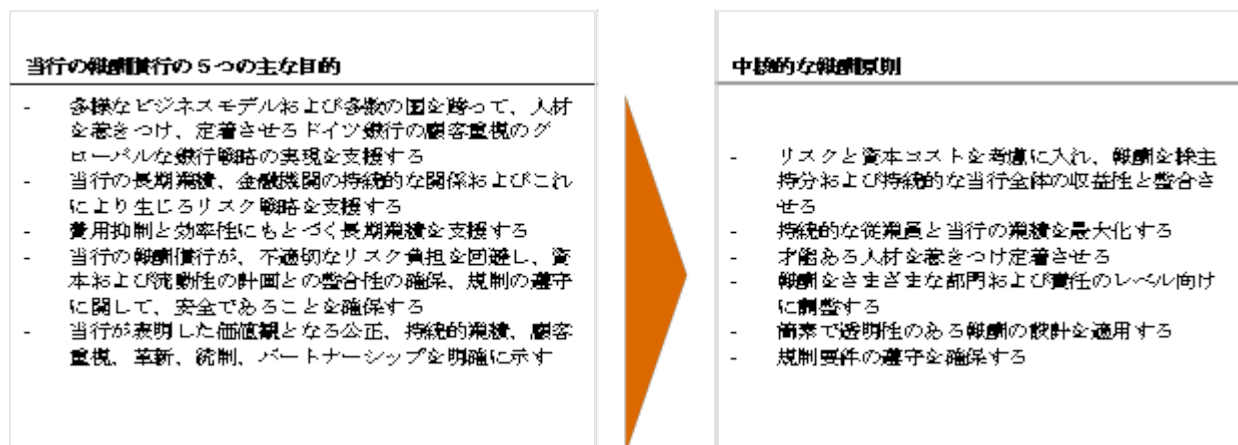
2015年度のマイナスの結果を踏まえ、2015年度のVCも、フランチャイズの安定性の確保することを目的として、また、今後数年にわたるプラスの持続可能な発展を見込んで付与された。これを背景として、この期待がVCの構造にも反映されることが当行にとって重要である。それゆえ、当行は、繰延報酬項目の対象である従業員に対して、繰延報酬項目の最低繰延期間を3年から4年に増加させることによって、VCとの連動と持続可能な業績のために追加的な措置を講じることを決定した。さらに、MRTのエクイティ・アップフロント報酬項目の保有期間が1年に延長された。これらの措置に加えて、VCのその後の減少もしくはVCの完全な廃止を可能にするVCの事後リスク調整の強化された手法が導入されている。

当行の報酬のアプローチが、ストラテジー2020における複数年度の目的と整合し続けることを確保する目的で、当行はさらに2016年以降の新たな報酬構造（新報酬フレームワーク）を導入した。この新たな構造では、固定報酬、およびグループ全体の業績と個々のVCの決定の間のより透明性の高い結び付きに一層重点を置いている。

### 報酬戦略

報酬は、ドイツ銀行の戦略目標の達成において重要な役割を果たす。グループの報酬戦略は、安全かつ健全な報酬慣行があり、当行の資本、流動性およびリスク負担能力の範囲内で運用され、当行の戦略目標および表明された価値観や信念と整合したグローバルな顧客重視のバンキング・モデルを支援するものである。





グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書である。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に確認できるものとしている。双方の文書は、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

## 規制遵守

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬規制の変更にて率先して対応するよう努めてきた。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRD 4の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに翻訳されている。当行は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。また、当行は、InstVVに従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと見做される業務を行うすべての従業員（「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。

CRD 4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっている。ただし、株主が1:2に引き上げることを承認することもできる。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、また、ドイツ銀行法第25a条第(5)項に従い、この比率を1:2に引き上げることが株主に承認された。管理機能の従業員の報酬に対する固定報酬項目を重視するため、取締役会は独立した管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、特定の資産運用およびウェルス・マネジメントの子会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という）を遵守する。AIFMDは、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）が、特定のカテゴリーに属する従業員に対する報酬方針を策定し適用する際に、従うべき規則を説明した報酬規定を含んでいる。AIFMD上のMRTは、AIFMレベルで識別される。CRD 4およびそのドイツ法への導入との1つの重要な違いは、AIFMD上のMRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。また、当行は、AIFMDに従いオルタナティブ投資ファンド運用者のAIFMD上のMRTを識別する。当行は、InstVV MRTに係る報酬規程をAIFMD上のMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。

当行は、規制環境を引き続き注視する。2016年度の主要な規制の進展には、「譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」という。）指令」および2015年12月に欧州銀行監督機構によって公表された「健全な報酬政策」に従い予想されるInstVVの改訂が含まれる。

## 報酬総額の構造

報酬戦略の一環として、当行は、総額報酬制を採用しており、報酬は固定報酬（FP）と変動報酬（VC）で構成される。

| 項目       | 説明  |
|----------|---|
| 固定報酬（FP） | <p>FPは、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。ドイツ銀行の従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。</p> <p>固定報酬の一部として、限られた従業員は、追加固定給（AFPS）を受け取る。AFPSは、主に給付および年金費用管理目的のために導入された。</p> |

|          |  |
|----------|--|
| 変動報酬（VC） | VCは、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。VCにはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、VCは、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。FPと共に、費用効果と柔軟性があり、業績と連動した報酬総額実績となっている。 |
| 給付および年金  | 各地域の市場慣行、要件および需要に従い、当行も、業績と直接連動していないが、特定の年功もしくは勤続年数に対して、当行との雇用に結び付いた給付（企業年金制度を含む）を支給する。  |

## 2016年度以降の報酬アプローチ：新たな報酬フレームワークの見通し

ストラテジー2020の主な目的の一つは、報奨を業績および行為とより密接に連動させることである。この目標を達成するために、当行は2015年度を通して当行の報酬アプローチを評価し、2016年度に新たな報酬フレームワークの整備を開始した。当該枠組みは、固定報酬項目と変動報酬項目のリバランスおよびVCと銀行全体の業績の間がより密接に連動することによって、支払を当行のすべてのレベルの持続的業績とより密接に結び付けられるように設計されている。新たな報酬フレームワークは、年功別および部門別もしくは機能別の変動報酬項目に対する固定報酬項目の目標比率に関するガイダンスを提供する。

さらに、2016年以降の変動報酬は2つの項目を含む予定である。1つ目のグループ項目は、ドイツ銀行の業績を反映しており、個別の報酬総額を当行の業績とより密接に結び付け、当行の業績に対する個々の従業員の貢献を認識する。2つ目の個別項目は、より裁量に任されており、個々の業績を部門の業績との関連において認識する。

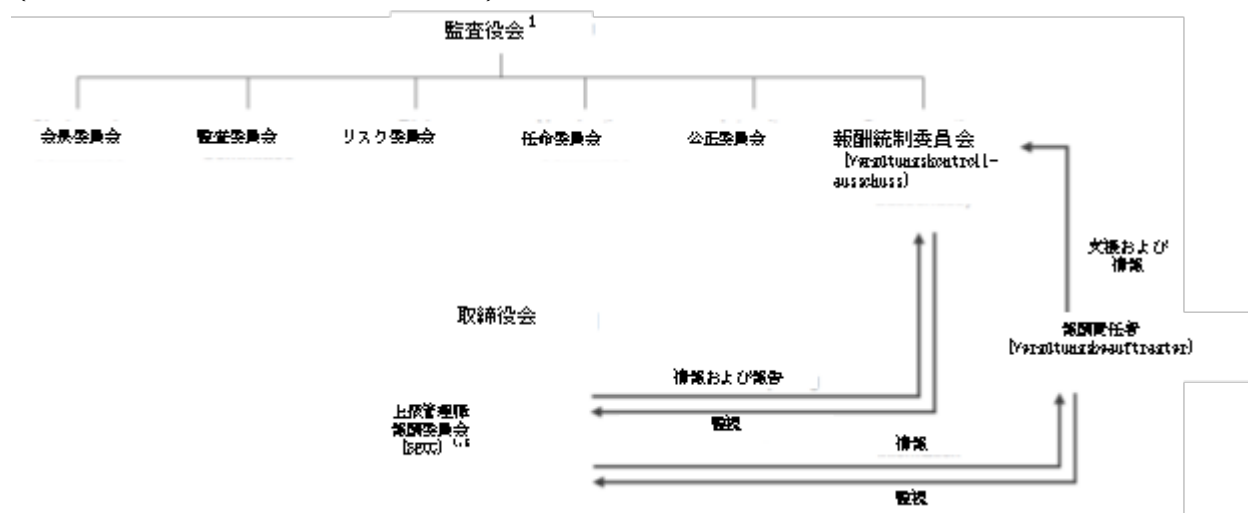
## 報酬ガバナンス

ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、InstVVに従い特定委員会や機能によって支えられている。

強固なガバナンス構造により、当行の報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。

## 報酬ガバナンス構造

（ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstVVに基づく）



1 任意：独立した外部の顧問。

2 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

## 報酬統制委員会

報酬統制委員会（以下「CCC」という。）はドイツ銀行法第25d条第12項に従い、監査役会によって設立された。CCCは、監査役会会長および3人の監査役会のメンバーで構成され、そのうち2人は従業員の代表者であり、2015暦年において10回の会合が開かれた。そのうち2回はリスク委員会との合同会合であった。

CCCの責任には、監査役会がとりわけInstVVに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行の取締役会メンバーの報酬制度の適切な構造を構築および監視することに対する支援が含まれる。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の構造が適切かどうかを監視する。CCCは、VCの総額が適切であり、InstVVに則って設定されているかを定期的に確認する。

また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会が内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

#### 報酬責任者

InstVV第23条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、監査役会とCCCがすべての報酬制度に関連する任務を遂行する支援を行い、CCCの会長と緊密に連携する。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。

報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、取締役会、監査役会およびCCCに対して従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。

#### 上級管理職報酬委員会

上級管理職報酬委員会（SECC）は、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。当該義務に従い、SECCは、報酬の戦略、方針および基本原則を構築し、報酬の決定を行う。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を定め、年間のVCプールおよびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。SECCの受任組織として、追加的な委員会は、全体的なガバナンス構造の不可欠な一部である。これらの委員会の設置は、複数のステークホルダーからの多様な専門知識が、報酬の決定と報酬慣行の適用に当たって考慮することを確保するために設計されている。

独立性を維持するために、統制機能に属しており、当行の事業部門に割り当てられていない従業員のみがSECCのメンバーとなる。2015年度中に、取締役会メンバーの交代に合わせてSECCの何人かのメンバーが交代した。2015年11月以降、SECCは最高総務責任者および最高財務責任者（双方は、副取締役として取締役会メンバーでもある）、ならびに最高リスク責任者（取締役会メンバーでもある）、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当者で構成されている。報酬責任者、副会長および報酬のグローバル・リーダーは、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2015業績年度において21の会合が開かれた。

#### 変動報酬の決定 - 手法

銀行は、VCの決定にリスク調整後の業績および当行と当行の部門の資本ポジションが反映されていることを確保するために、強固な手法を整備している。最終的なグループVCプールは、主に(i)グループの負担能力（すなわち、規制要件に沿って当行が何を付与「できる」か）および(ii)グループ戦略（適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行が何を付与「すべき」か）によって決定される。

| パラメータ     | 説明   |
|-----------|--|
| グループの負担能力 | 第1段階として、当行がVCを付与するポジションにあり、流動性と所要自己資本の要件を依然として満たしているかを判断するために、グループの負担能力が評価される。グループの負担能力はVCプールを決定する際の優先的な検討事項である。使用する指標は、当行のリスク選好フレームワークと結び付いており、普通株等Tier 1比率（以下「CET 1比率」という。）、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性およびパーゼル3流動性カパレレッジ比率、ならびに当行の「マイナスのテスト結果」（これは、2015業績年度に初めて定められた）が含まれるが、これらに限定されない。 |

|                     |  |
|---------------------|--|
| <p>リスク調整後の業績</p>    | <p>グループの負担能力の評価後、リスク調整後の業績がVCプールの決定の開始点である。当行は、部門全体でVCプールのリスクを調整するために、当行の将来的な非予想損失と整合するためにスケールされた経済的資本（EC）を使用する。ECモデルは、当行が将来さらされる可能性のあるリスクの度合いを計算するための主要な方法であり、当行のエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の金額を計算する。リスク調整は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクを考慮する。当行のリスク・プロファイルの水準が上昇すれば、EC賦課も増加することにより、銀行全体の経済的採算性が低下し、さらにはVCの減少につながる。</p> <p>検討事項の範囲の一部として、SECCはこの算定式のVCプール計算を通じて、実績に対する見解を比較検討する。この際に、VCプールが基礎となる業績や以下のその他の要素と連動することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>グループおよび各部門の重要業績評価指標（KPI）</b>：統制機能が提供する、一貫性のある一連の財務および非財務KPIを集約するグループおよび各部門のスコアカードの双方を、目標に照らして業績を評価するために使用する。</li> <li>- <b>定性的なリスクおよび規制上の評価</b>：VCプールの決定は持続的でなければならぬため、新たな規制上の問題や係争中の案件、期日を過ぎた監査指摘事項およびリスクのレッド・フラッグノスコア等の項目は、VC決定プロセスにおける主な検討事項である。</li> <li>- <b>相対的パフォーマンス</b>：グループおよび各部門の業績の双方が、定められた同業他社の業績との比較によって評価される。</li> <li>- <b>市場ポジションおよびトレンド</b>：公正で優位性があり、費用効率の高い報酬を決定するために、環境要因、市場データおよび市場のトレンド（報酬の様々な要素に係るベンチマークを含む）、ならびに報酬慣行の動向に関する情報が利用されている。</li> <li>- <b>インフラストラクチャーのプール</b>：インフラストラクチャーのVCプールは、それらが監視する部門の業績に依拠しておらず、各部門もしくは機能の賞与の積み上げおよびグループ全体の負担能力と連動している。上記のとおり、業績を重要な戦略的インフラの指標と比較することも、慎重に考慮されている。</li> <li>- <b>支給率</b>：過去の支給率と市場の状況を参照して、適切な支給率が各事業部門に適用される。</li> </ul> |
| <p>最終的なVCプールの決定</p> | <p>SECCIは、決定したグループVCプールを取締役に推奨し、正式な承認を得る。SECCはすべての要素を考慮に入れたうえで、追加的な対価の慎重な評価を行い、例えば、戦略的投資が業績に貢献するために時間が必要な場合、または一度限りの取引であるもしくは市場力学が反転する場合、またはとりわけ、従業員の保持およびフランチャイズの保護または対価を強化するなどの関連する戦略的要素によっては、裁量権を行使することもできる。</p> <p>承認後、報酬統制委員会に正式に通知される。</p>   |

個別業績の考慮

個人のVCの決定は裁量に任されているが、すべての決定は、業績に基づき、またグループ、部門および個人のリスク調整後の業績および残留の考慮と行動的側面を含むがこれらに限定されない幾つかの要素と結び付いていなければならない。マネジャーは、裁量権を行使する際に、VCの配分がバランスの取れたものであり、不適切にリスク・テイクを奨励することがないことを確実にするために、個々人の絶対的および相対的なリスク・テイク行動の両方を十分に理解しなければならない。

これは、とりわけ、個人の報酬を決定する際にすべての関連する財務的指標、非財務的指標、リスク指標を十分にレビューおよび考慮したことの証明が要求されるMRTのマネジャーに当てはまる。さらに、（定性的および定量的な）報酬パラメータと個別業績や行動的要素が報酬に係る最終決定にどのような影響を与えたかを明確に示す説明的記述も要求される。内部統制機能からのインプット（プラスとマイナスの両方）はMRTに集積され、マネジャーに提供される。これらのインプットは、従業員の業績評価、昇進の見込みおよびVCに関する決定に適切な影響を及ぼすことを確保することを目的としている。

2015年度の変動報酬

株主と従業員の利益の間の持続的なバランスの達成は、ストラテジー2020の重要な側面である。2015年度に、当行の報酬の決定においてはドイツ銀行が2015年度に増収に対し損失を計上したことおよび全体的な資本ポジションの増加のバランスを慎重に取り、フランチャイズ保護を考慮しなればならなかった。

SECCIは、2015年度を通じてVCの負担能力を監視した。当行の2015年度のVCプールの負担能力の評価に当たって、SECCは、当行が一般的にマイナスの結果（マイナスのテスト結果）が出たとしても、当行の資本および流動性ポジションは規制上の最低

要件を依然として上回っており、2015年第3四半期に多額の減損損失が計上されたことは、当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本比率に微々たる影響しか与えなかったため、負担能力パラメータが満たされていると結論付けた。当行の2015年度の財務諸表と2016および2017事業年度に向けた計画は、内部リスク選好基準と要求される規制上の最低要件の双方を上回っている。

基礎となるリスク調整後の経営成績を考慮する中で、取締役会は2016年3月に24億ユーロがグループのVCプールに付与されることを承認した。2015年のVCプールで使用された為替レートを2014年のVCプールに適用すると、2014年と比較して約17%減少して表示されている。より多くの時間をかけて2015年度全体の業績を評価し、評価後にのみ報酬の決定が確定するように、2015業績年度におけるVCを前年度までのように2月ではなく2016年3月に付与することを決定した。

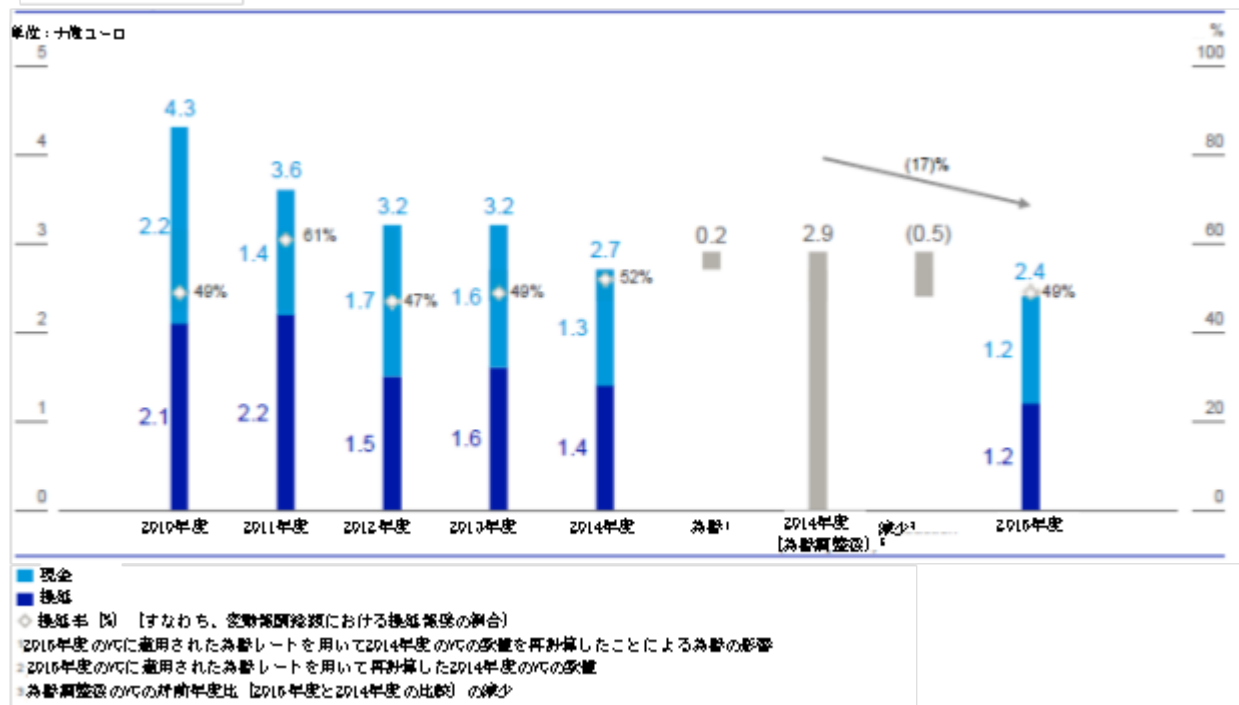
プールの決定において、マイナスの結果と総株主利益率を織り込むだけでなく、収益が堅調であったことと、2015年度のマイナスの結果は主に2015年における部門の業績から発生したのではない特別項目によるものであることも考慮しなければならなかった。

さらに、より大幅な減少は当行の人材を惹きつけ、定着させる能力を損なう可能性があったため、ストラテジー2020の実施を脅かしかねなかった。当行の従業員は、ストラテジー2020の目標達成の重要な要素である。直近数ヶ月で高まった勢いを維持するために、従業員に十分な報酬を与えることが不可欠である。

2015年度の業績のVCの一環として、当行およびストラテジー2020の目標達成にとって重要であるとして選ばれた従業員は「重要ポジション報奨（KPA）」を受け取った。それらの個人に付与されたKPAの金額は、2015年度の個人の業績が反映されているが、KPAに特定の構造要素を用いることは、当行の長期的に持続可能な業績とより強く結びつけるために特に重要だった。より強い結び付きを達成するために、KPAは完全にドイツ銀行の株式の形式で、4年の繰延期間をもって、割合で確定しない（一括型権利確定）、1年間の追加的な保有期間で付与された。これらすべての構造要素は、商品の支払い、繰延期間および保有期間に係る現行の規制要件を上回っている。

個人のKPAのうち一定の割合は追加的な株価ハードルが課せられる。これは、当該報奨の割合は、当行の株価が一定の目標株価に到達した場合にのみ権利確定することを指す。この追加的なハードルは、2015年度の変動報酬を、当行の将来の業績および当行のストラテジー2020の達成目標とより密接に結び付けることを目的としている。また、当該報奨を受け取る個人に対する当行の今後数年に亘る継続的な高い業績の期待を表している。

変動報酬および繰延率



| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く） | 2015年度 |        |              |        |       | 2014年度  |
|----------------------|--------|--------|--------------|--------|-------|---------|
|                      | CB&S   | GTB    | Deutsche AWM | PBC    | NCOU  | グループ合計  |
| 報酬総額 <sup>1</sup>    | 4,751  | 1,025  | 1,646        | 2,924  | 182   | 10,528  |
| このうち：                |        |        |              |        |       |         |
| 固定報酬                 | 3,298  | 810    | 1,178        | 2,692  | 144   | 8,122   |
| 変動報酬                 | 1,453  | 215    | 468          | 232    | 38    | 2,406   |
| 年度末の従業員数（フルタイム換算）：   | 28,280 | 10,791 | 11,299       | 49,196 | 1,538 | 101,104 |
|                      |        |        |              |        |       | 98,138  |

1 報酬総額は、2015年度の固定報酬（FP）と2016年3月に付与されたVCの合計として定義されている。過年度と同様に、ドイツ・ポストバンクAGによって付与された変動報酬は上記の変動報酬額に含まれていない。ドイツ・ポストバンクAGについて、3800万ユーロの変動報酬総額が予想されている（2014年度：4000万ユーロ）。表のすべての数値には、当行の確立された費用配分基準に従って配分されたインフラストラクチャーおよび地域管理関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

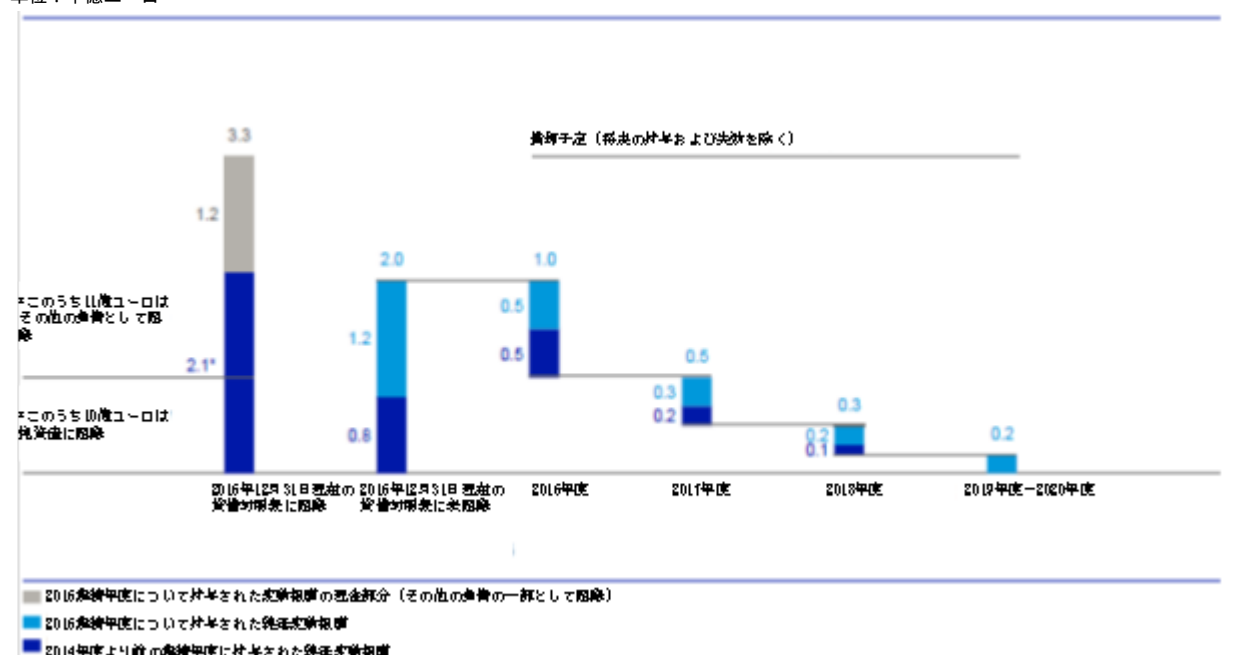
付与された変動報酬の認識および償却

2015年12月31日現在、2016年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約20億ユーロである。以下の図は、2015年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

## 変動報酬

2015年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定

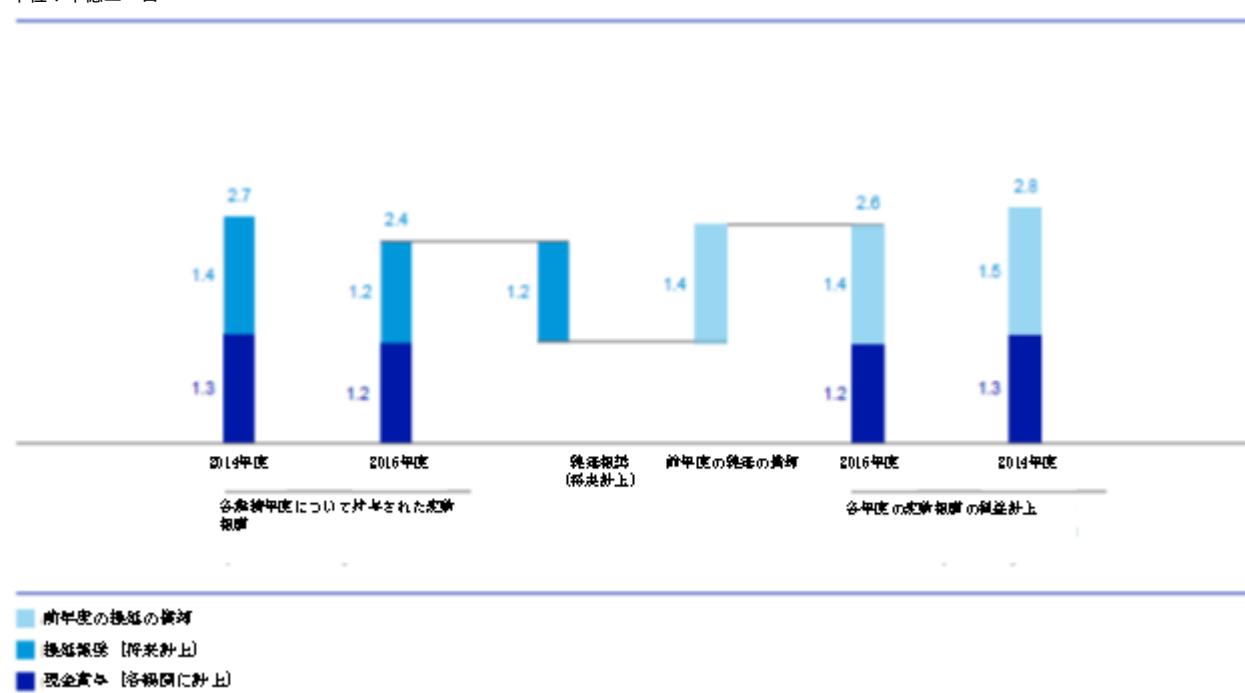
単位：十億ユーロ



2015年度のVCのうち、12億ユーロは2015年度の損益に計上され、12億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2015年度の損益に過年度の繰延から生じた14億ユーロのVCが計上された。

## 付与された変動報酬と損益計上との調整

単位：十億ユーロ



## 変動報酬構造およびピークル

VCは、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。

報酬構造は、過度なリスク・テイクを奨励することがないように設計されている。このような背景から、当行は過年度と同様、規制要件の範囲を超えて、より広範囲な従業員のグループのVCを当行の長期的な業績と連動させることを選択した。さらに、MRTの平均繰延率は、規制要件の最低40% - 60%を超えている。加えて、当行は、繰延VCを受け取るすべての従業員の最低繰延期間を4年に増加させることを決定した。これらの報酬構造は、VCをグループの持続的な業績に連動させることによって、責任レベルと全体的な報酬レベルの向上を確保することを目的とする。

| 従業員グループ                | 説明   | 変動報酬への影響   |
|------------------------|--|--|
| 重要なリスク・テイク             | 当行は、InstVVに従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。InstVV MRTは、グループ全体についてグループレベルで識別されるが、InstVV第17条の定義における、重要な単一の法人レベルでも識別される。ドイツ銀行AGに加え、ドイツ銀行グループに含まれるその他の18の法人（ポストバンクを除く）もInstVV第17条の基準に該当するため、重要であると思われる。 | VCの少なくとも40%から60%は案分の権利確定スケジュールにもとづき4年間繰り延べられる。すべてのMRTは50%を制限付エクイティで受け取り、50%を制限付現金で受け取る。さらに、アップフロント報奨の50%も株式で付与される。500,000ユーロを超えるVCは100%完全に繰り延べられる。また、固定報酬が500,000ユーロ超の従業員は、VCの100%が繰り延べられる。BaFinによって提供される各ガイダンスに基づき、これらの要件はVCが50,000ユーロ未満のMRTには適用されない。 |
| 上級管理職グループ（以下「SMG」という。） | 当行の長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つ人々および幹事として、その報酬の大部分が当行グループの長期的発展と成功に結びつくように設計されている。上級管理職グループの全メンバーがMRTである。  | 当該グループの報酬を当行の長期的に持続可能な業績とより密接に連動させるため、繰延エクイティ報奨は5年の繰延および保有期間の組合せの対象である（以下「一括型権利確定」という。）。   |
| その他のすべての従業員            | 全従業員は、当行の繰延マトリックスの対象となる。この繰延マトリックスは高所得層からはある程度繰延の一方で、引き続き低所得者を保護する仕組みとなっている。   | 繰延基準値が100,000ユーロに設定されており、VCの少なくとも50%が繰り延べられた。繰延VCの少なくとも50%を制限付現金で受け取り、50%を制限付エクイティで受け取る。   |

繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延水準の影響と注意深くバランスがとられなければならない。当行が考える適切なバランスを反映し、2015年度のグループ全体のVCプールの49%は、2016年3月以降に支払われる、もしくは交付される。

#### 報奨の種類概要

| 報奨の種類                        | 説明   | 受取人                                 | 繰延期間 | 保有期間 <sup>1</sup>      | 割合  |
|------------------------------|--|-------------------------------------|------|------------------------|---|
| 現金賞与                         | アップフロントキャッシュ部分   | 全従業員 <sup>2</sup>                   | N/M  | N/M                    | InstVV MRTに対してアップフロント（非繰延）報奨の50%<br>その他の全従業員に対してアップフロント（非繰延）報奨の100% |
| エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。） | アップフロントエクイティ部分。EUAの値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期的に持続可能な業績と連動している。 | VCが50,000ユーロ以上のすべてのMRT <sup>2</sup> | N/M  | 12ヶ月（2014年度の6ヶ月から増加した） | MRTに対してアップフロント（非繰延）報奨の50%   |



|                                       |   |                |  |            |          |
|---------------------------------------|---|----------------|--|------------|----------|
| 制限付奨励報奨<br>(以下「RIA」という。) <sup>3</sup> | 株式を基礎としない部分(繰延現金報奨)   | 繰延VCの対象となる全従業員 | 4年間にわたって案分して権利確定する(2014年度の3年から増加)                        | N/M        | 繰延報奨の50% |
| 制限付エクイティ報奨(以下「REA」という。) <sup>4</sup>  | 繰延エクイティ部分。REAの値は権利確定および保有期間にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期的に持続可能な業績と連動している。 | 繰延VCの対象となる全従業員 | 4年間にわたって案分して権利確定する(2014年度の3年から増加)。SMGに対しては、4.5年後に一括型権利確定 | MRTに対して6ヶ月 | 繰延報奨の50% |
| 重要ポジション報奨(以下「KPA」という。)                | ストラテジー2020の達成に主に貢献した人物として選択された従業員に対する特定の繰延エクイティ報奨                     | 選択された従業員       | 4年後に一括型権利確定  | 1年         | N/M      |

1 MRTに対するすべてのエクイティ報奨は、各トランシェの権利確定時に保有期間の対象となり、その間は従業員は株式を売却することが認められない。

2 固定報酬が500,000ユーロ超の従業員は、VCの100%が繰り延べられ、アップフロントVCを受け取らない。

3 当行のDeutsche AWM部門の上層部の従業員・MRTの少数は、繰延報奨の一部を従業員投資制度(EIP)報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。当該従業員はなお、規制要件にしたがい、繰延報奨の50%を株式で(REAとして)受け取る。

4 Deutsche AWMの個人顧客向けサービス(以下「PCS」という。)業務の従業員はREAの代わりに、PCS報奨を受領している。

2015年度の繰延スケジュールの概要

| 報奨の種類           | 2016年度 |      | 2017年度 |              | 2018年度       |         | 2019年度       |         | 2020年度       |         | 2021年度 |    |
|-----------------|--------|------|--------|--------------|--------------|---------|--------------|---------|--------------|---------|--------|----|
|                 | 3月     | 9月   | 3月     | 9月           | 3月           | 9月      | 3月           | 9月      | 3月           | 9月      | 3月     |    |
| 上級管理職グループ       | 現金賞与   | 支払   |        |              |              |         |              |         |              |         |        |    |
|                 | EUA    | 権利確定 |        | 交付           |              |         |              |         |              |         |        |    |
|                 | RIA    |      |        | 1/4権限確定および支払 | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         |        |    |
|                 | REA    |      |        |              |              |         |              |         |              | 一括型権利確定 |        | 交付 |
|                 | KPA    |      |        |              |              |         |              |         |              | 一括型権利確定 |        | 交付 |
| その他の重要なリスク・テーカー | 現金賞与   | 支払   |        |              |              |         |              |         |              |         |        |    |
|                 | EUA    | 権利確定 |        | 交付           |              |         |              |         |              |         |        |    |
|                 | RIA    |      |        | 1/4権限確定および支払 | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         |        |    |
|                 | REA    |      |        | 1/4権限確定      | 交付           | 1/4権限確定 | 交付           | 1/4権限確定 | 交付           | 1/4権限確定 | 交付     |    |
|                 | KPA    |      |        |              |              |         |              |         |              | 権利確定    |        | 交付 |
| その他の全従業員        | 現金賞与   | 支払   |        |              |              |         |              |         |              |         |        |    |
|                 | RIA    |      |        | 1/4権限確定および支払 | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         |        |    |
|                 | REA    |      |        | 1/4権限確定および支払 | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         | 1/4権限確定および支払 |         |        |    |
|                 | KPA    |      |        |              |              |         |              |         |              | 権利確定    |        | 交付 |

変動報酬の事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを支えながら、初期の業績評価の適切なバックテストも可能にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となるVC報奨の割合ならびに業績条件および失効規定は、報酬総額に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要であり、報奨が支払われるまで当該条件の適用に反映される。

2015年度のVCの決定では、適切な事後リスク調整のために測定尺度を適用する能力を向上させる決定も行われた。最低繰延期間を4年間に延長させることによって、事後リスク調整をより長い期間にわたって適用できる。さらに、適切な事後リスク調整の重要性を裏付けるために、当行は見直しを行い、業績条件および失効規定をさらに強化させることを選択した。

2015年度の変動報酬の業績条件および失効規定の概要

| 業績条件および失効規定               | 説明   | 重要なリスク・テイカー   |                    |                   | 繰延報酬の対象となるその他の従業員  |                      |
|---------------------------|--|---------------|--------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
|                           |  | EUA           | REA/KPA            | RIA               | REA/KPA            | RIA                  |
| グループの普通株式等Tier 1資本比率の業績条件 | 権利確定前または決済前のいずれかの四半期末に当行グループの普通株式Tier 1資本比率が一定の基準値を下回った場合  | 未交付の報奨金額が失効する | 未交付の全トランシェが失効する    |                   | 未交付の全トランシェが失効する    |                      |
| マイナスのグループ税引前利益の業績条件       | 権利確定期間中のいずれかの事業年度において、グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合  |               | 今後交付予定のトランシェが失効する* | 今後交付予定のトランシェが失効する | 今後交付予定のトランシェが失効する* |                      |
| マイナスの部門税引前利益の業績条件         | 権利確定期間中のいずれかの事業年度において、グループ税引前利益の条件が満たされていても、部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合（部門税引前利益の条件は、地域管理、インフラストラクチャーおよびNCOUの従業員には適用されない）               |               | 今後交付予定のトランシェが失効する* | 今後交付予定のトランシェが失効する |                    |                      |
| 減損規定                      | 報奨（または対象者へのその他の報償の付与、権利確定もしくは支給）が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当行グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合 |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 方針 / 規制違反規定               | 決済前に内部方針および手続の違反または外部から課せられた該当する法令の違反が発見された場合  |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 重大な統制の欠陥                  | 参加者（全体または一部、直接的または間接的、監督または管理の立場、委員会または小委員会やその他のメンバーに関わらず）に帰属するとみなされる行動または不作為（もしくは一連の行動または不作為）の結果として、重大な統制の欠陥が発生した場合                       |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 規制要件                      | 失効は現行の規制要件（誤解を避けるために、これは規制当局が適宜公表する法律やガイダンスを含む）を遵守することが要求されている場合   |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |

\* 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、報奨の一定の割合（SMGに交付されるREAについては20%、KPAについては25%）は、税引前利益が各年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。

2016年の第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、取締役会は2015事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。取締役会は、この判断を下すために裁量権を行使するに当たって、2015事業年度の当行の損失は、戦略上の決定、のれんの減損の調整および事業再編費用が反映されているという特殊な状況について認識した。結果として、繰延報奨は予定通り2016年度第1四半期に交付される。

InstVV第16条およびCRR第450条に従った報酬の開示

2015年度、全世界、50か国にわたり3,005人の従業員がInstVVの重要なリスク・テイカー（以下「MRTs」という。）。InstVV MRTsに対する報酬の構成項目全体の詳細は、InstVV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

重要なリスク・テイカーの報酬総額

2015年度

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) <sup>1</sup> | 上級管理職 <sup>2</sup> | 監査役会 <sup>3</sup> | 追加的MRTs |     |     |                 |      | グループ<br>合計 |
|---------------------------------------|--------------------|-------------------|---------|-----|-----|-----------------|------|------------|
|                                       |                    |                   | CB&S    | PBC | GTB | Deutsche<br>AWM | NCOU |            |
| 従業員数                                  | 181                | 60                | 1,871   | 179 | 212 | 452             | 50   | 3,005      |
| 報酬総額                                  | 343                | N/M               | 1,689   | 85  | 114 | 391             | 48   | 2,670      |
| このうち                                  |                    |                   |         |     |     |                 |      |            |
| 固定報酬                                  | 189                | N/M               | 909     | 49  | 62  | 191             | 23   | 1,423      |
| 変動報酬                                  | 153                | N/M               | 780     | 35  | 52  | 200             | 25   | 1,246      |
| 変動報酬 <sup>4</sup>                     | 153                | N/M               | 780     | 35  | 52  | 200             | 25   | 1,246      |
| このうち                                  |                    |                   |         |     |     |                 |      |            |
| 現金                                    | 51                 | N/M               | 283     | 18  | 27  | 107             | 13   | 498        |
| 株式                                    | 102                | N/M               | 497     | 18  | 26  | 90              | 13   | 745        |
| 株式連動商品                                | 0                  | N/M               | 0       | 0   | 0   | 0               | 0    | 0          |
| その他の種類の商品                             | 0                  | N/M               | 0       | 0   | 0   | 3               | 0    | 3          |

N/M - 表記するに値しない

1 表のすべての数値には、当行の費用配分基準に従ったインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

2 上級管理職とは、InstVV第17条に従った取締役会メンバーおよび重要機関の執行役、および上級管理職グループのメンバーをいう。

3 監査役会とは、InstVV第17条に従った非執行役および重要機関の監査役会メンバーをいう。非執行役および監査役メンバーの報酬情報は報告されていない。

4 変動報酬は、VCおよびその他の裁量による要素を含み、報告される。

繰延報酬

| 単位：百万ユーロ                      | 上級管理職 | 追加的MRTs | 2015年  |
|-------------------------------|-------|---------|--------|
|                               |       |         | グループ合計 |
| 未払いの繰延変動報酬                    | 470   | 1,831   | 2,301  |
| このうち                          |       |         |        |
| 権利確定報酬                        | 25    | 30      | 55     |
| 権利未確定報酬                       | 445   | 1,802   | 2,246  |
| 2015年付与済繰延変動給与                | 144   | 760     | 904    |
| 2015年期中付与済繰延変動給与 <sup>1</sup> | 215   | 915     | 1,131  |
| 2015年事後リスク調整のために強化された繰延変動報酬   | 0     | 26      | 26     |
| 前年度からの繰延変動報酬における2015年期中確定分    | 148   | 989     | 1,137  |

1 2015年財務年度による2016年3月付与分を含まない

2015年度中に、13名のInstVV MRTsの報酬が、解雇の結果あるいは方針違反を発見した結果、失効するという裁定となった。失効合計金額は(付与時の価格に基づく)26.2百万ユーロである。

## サインオンおよび終了支払

|                     | 2015年 |         |        |
|---------------------|-------|---------|--------|
|                     | 上級管理職 | 追加的MRTs | グループ合計 |
| サインオン支払 (単位: 百万ユーロ) | 0     | 1       | 1      |
| 受益者数                | 2     | 8       | 10     |
| 付与済退職金(単位: 百万ユーロ)   | 10    | 27      | 38     |
| 受益者数                | 3     | 67      | 70     |

InstVV MRTに付与された退職金の最高金額は、5.2百万ユーロであった。

## 高所得者の報酬

| 単位: ユーロ                  | 2015年度 |
|--------------------------|--------|
|                          | 従業員数   |
| 報酬総額                     |        |
| 1,000,000以上1,499,999以下   | 385    |
| 1,500,000以上1,999,999以下   | 151    |
| 2,000,000以上2,499,999以下   | 84     |
| 2,500,000以上2,999,999以下   | 48     |
| 3,000,000以上3,499,999以下   | 29     |
| 3,500,000以上3,999,999以下   | 21     |
| 4,000,000以上4,499,999以下   | 10     |
| 4,500,000以上4,999,999以下   | 8      |
| 5,000,000以上5,999,999以下   | 8      |
| 6,000,000以上6,999,999以下   | 6      |
| 7,000,000以上7,999,999以下   | 3      |
| 8,000,000以上8,999,999以下   | 1      |
| 9,000,000以上9,999,999以下   | 0      |
| 10,000,000以上10,999,999以下 | 1      |
| 11,000,000以上11,999,999以下 | 1      |

## 取締役会の報告書および開示

### 取締役報酬制度

#### 責任

本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。

法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。取締役会に関して、報酬制度の適切な構築について監査役会を支援および監視し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成することは報酬統制委員会の役割である。

#### 株主総会による報酬制度の承認

監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法 (Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung (以下「VorstAG」という。)) に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。直近では2013年5月に、株主総会は、2013年1月1日に遡って、88.71%の賛成多数により新報酬制度を承認した。

2016年1月1日の発効日を以て、監査役会は固定報酬額、企業年金制度への拠出、変動報酬要素および数値目標について、取締役報酬制度を変更した。2016年5月の株主総会において、報酬制度変更の承認決議投票が行われる予定である。

#### 規制および法令要件

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。2014年事業年度に適用となったCRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。この背景には、過度に高額の変動報酬は不適切に大きなリスクを取るインセンティブを高める可能性があるという考え方がある。

しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会はこの法令上の容認規定を利用し、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。

#### 報酬制度の原則

世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、規制要件の範囲内で、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つ全体的な報酬パッケージを提示することができるかという難題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年の後にのみ支払が有効になる。

報酬制度の構造を通して、当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。

#### 報酬構造

監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。

事業年度の年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

#### 業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していない。それは、基本給から構成されている。基本給は、12ヶ月にわたり均等に交付される基本給として支出される。2015年、基本給は以下のとおりである。

| 単位：ユーロ | 2015年度    | 2014年度    |
|--------|-----------|-----------|
| 基本給    |           |           |
| 共同会長   | 3,800,000 | 3,800,000 |
| 一般の取締役 | 2,400,000 | 2,400,000 |

InstVWは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含まれる可能性を規定している。

2015事業年度、企業年金制度への拠出額は、以下のとおりである。

| 単位：ユーロ   | 2015年度  | 2014年度  |
|----------|---------|---------|
| 企業年金への拠出 |         |         |
| 共同会長     | 650,000 | 650,000 |
| 一般の取締役   | 400,000 | 400,000 |

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

#### 業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

#### 年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

- 報奨額の60%は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。
- 報奨額の残りの40%は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。

目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。

#### 2015事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2015事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：報告された付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

これらの目標の各カテゴリーは、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60%に等しい。

個人的業績項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

- 資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標
- 文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標の各々はまた、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30%である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90%である。追加の最大10%については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

一般の取締役および取締役会の共同会長の2015年度のAPAの年間最低値、目標値および最高値は、以下のとおりである。

2015年度 2014年度

| 単位：ユーロ | 最低 | 目標        | 最高        | 目標        |
|--------|----|-----------|-----------|-----------|
| 共同会長   |    |           |           |           |
| 目標の15% | 0  | 225,000   | 450,000   | 225,000   |
| APA合計  | 0  | 1,500,000 | 3,000,000 | 1,500,000 |
| 一般の取締役 |    |           |           |           |
| 目標の15% | 0  | 150,000   | 300,000   | 150,000   |
| APA合計  | 0  | 1,000,000 | 2,000,000 | 1,000,000 |

#### 長期業績報奨（LTPA）

長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスを基礎として決定される。非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに促進される。

したがって、LTPAの水準は、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により補助される。

#### ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

#### 文化および顧客要因

文化および顧客要因を通して、持続的な顧客との関係を促進するために、顧客満足度および顧客対応力が測定される。

監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮して、LTPAは、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連して修正された目標値に基づき計算される。LTPAは最大で各目標値の150%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。



| 単位：ユーロ        |    |           | 2015年度    | 2014年度    |
|---------------|----|-----------|-----------|-----------|
|               | 最低 | 目標        | 最高        | 目標        |
| <b>共同会長</b>   |    |           |           |           |
| RTSR項目        | 0  | 2,533,333 | 3,800,000 | 2,533,333 |
| 文化および顧客項目     | 0  | 1,266,667 | 1,900,000 | 1,266,667 |
| LTPA合計        | 0  | 3,800,000 | 5,700,000 | 3,800,000 |
| <b>一般の取締役</b> |    |           |           |           |
| RTSR項目        | 0  | 1,600,000 | 2,400,000 | 1,600,000 |
| 文化および顧客項目     | 0  | 800,000   | 1,200,000 | 800,000   |
| LTPA合計        | 0  | 2,400,000 | 3,600,000 | 2,400,000 |

## 最高報酬額

規制要件の導入に従い、前述の各報酬項目に基づく最高額は、以下の通りである。

| 単位：ユーロ        |           |           |           | 2015年度     | 2014年度     |
|---------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
|               | 基本給       | APA       | LTPA      | 報酬総額       | 報酬総額       |
| <b>共同会長</b>   |           |           |           |            |            |
| 目標            | 3,800,000 | 1,500,000 | 3,800,000 | 9,100,000  | 9,100,000  |
| 最高            | 3,800,000 | 3,000,000 | 5,700,000 | 12,500,000 | 12,500,000 |
| <b>一般の取締役</b> |           |           |           |            |            |
| 目標            | 2,400,000 | 1,000,000 | 2,400,000 | 5,800,000  | 5,800,000  |
| 最高            | 2,400,000 | 2,000,000 | 3,600,000 | 8,000,000  | 8,000,000  |

取締役の報酬総額は、監査役会が2015事業年度の全体的な報酬総額について設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、共同会長の12.5百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は6.05百万ユーロに制限される。

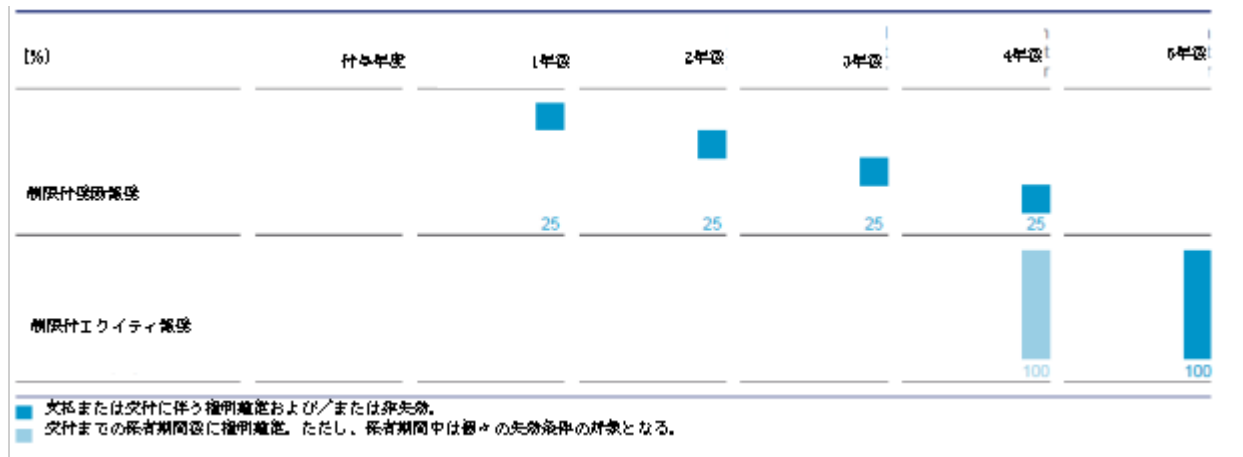
## 長期奨励 / 持続性

InstVWの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続かなければならない。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時交付することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付しなければならない。2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されてきた。APAは原則として繰延、非株式現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報奨」という）。制限付奨励報奨は4年以上の期間にわたり権利確定した。

LTPAはまた、100%が繰延報奨として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報奨」という）。制限付エクイティ報奨は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付エクイティ報奨の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報奨および制限付エクイティ報奨には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2014年度から）



2014年に付与された制限付奨励報奨には、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

2014年に付与された株式を基礎とした報奨は、配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定された。

$$\frac{\text{実際の配当} \times \text{株式報奨の数}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役会メンバーである取締役は、取締役の職務契約書に含まれる変動報酬の可能な制限について合意した。これによれば、変動報酬は、提供できる最大金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬項目の支払はまた、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、多数のドイツ銀行株式を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

2014年度以降、保有株数は、共同会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当である。

共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間があり、その期間はこの要件が履行されていないなければならない。すべての取締役は、2015年度に株式保有義務を履行した。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに検討される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検討までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

2016年1月現在の報酬構造

2016年1月1日より、監査役会は取締役会報酬制度を変更した。

変更された報酬制度は、当行の事業部門の新たな構造に従っており、そのため当行のリーダーシップ構造の再編にも従っている。2016年1月1日より、4つすべての中核事業部門（フロント・オフィス）は、取締役が直接代表を務める。フロント・オフィスの責任を有する取締役について、以前の変動報酬項目は、新たに導入された部門業績報奨項目によって補完される。部門業績報奨の実施は、市場の要求を反映し、フロント・オフィスの責任を有する取締役に対して競争力のある支払水準を確保することを目指している。個別の金額は、業績主導の基準に基づき決定される。

主な変更点は以下のとおりである。

#### 業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していなく、引き続き基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。「その他の給付」には、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しを含む。

基本給の金額に変更はなかった。しかし、企業年金制度への年金拠出額は、2016年度において、監査役会によって個人毎に決定される。

#### 業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動である。これは引き続きすべての取締役に対して、前述の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

また、フロント・オフィスを兼務する取締役には、以下の追加項目が加わる。

- 部門業績報奨

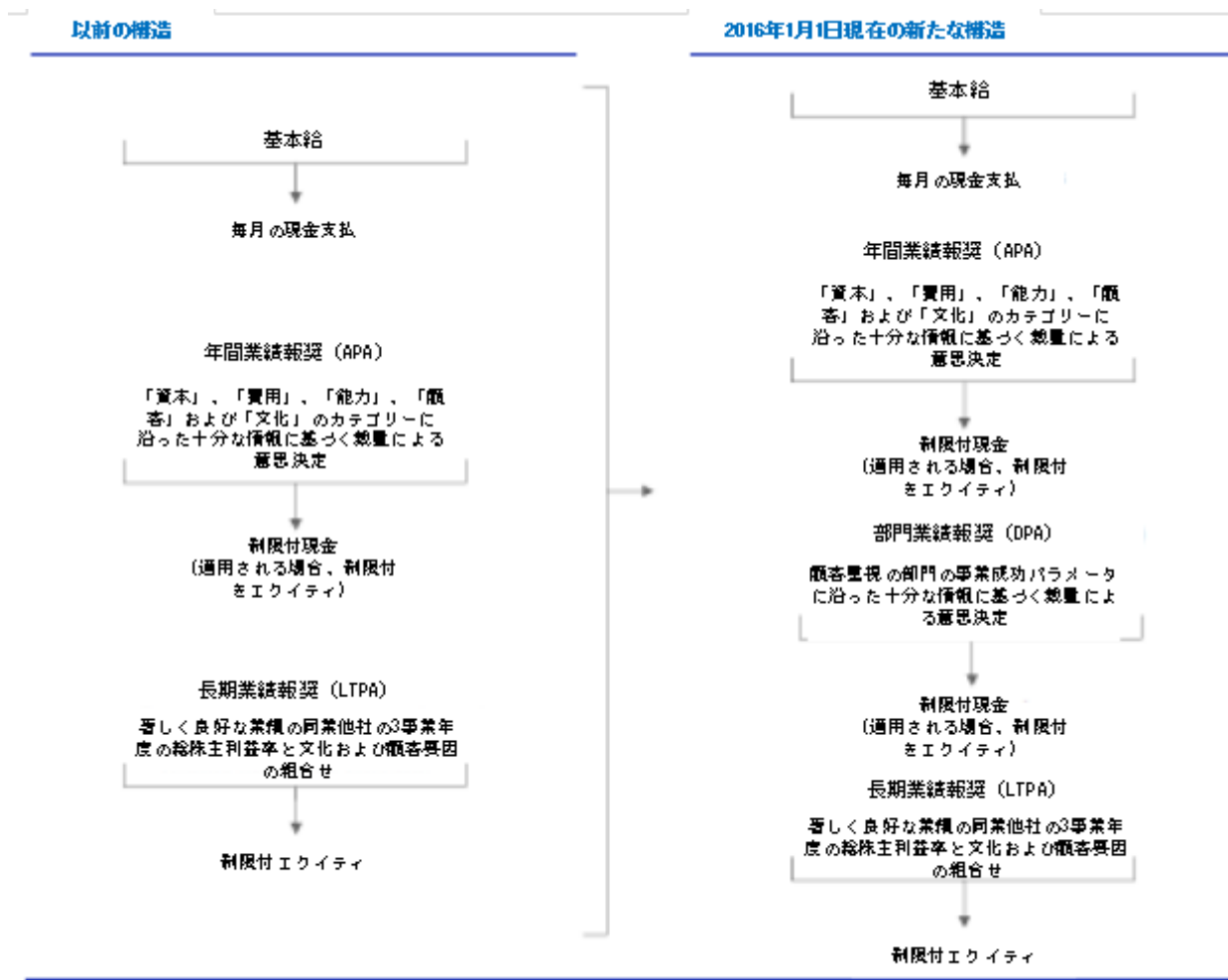
#### 部門業績報奨（DPA）

DPAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する目標設定プロセスの一環として設定された戦略的目標の達成に対して付与される。DPAの決定は、関連する部門に適用される事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、部門の事業およびリスク戦略、ならびに取締役としての責任に対応して設定した個人毎の目標とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。したがって、原則的にDPAは他の年間業績報奨と同様の意思決定および決定の論理に従いながら、一方で顧客重視の事業部門の事業成功パラメータにより一層の重点を置いている。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度終了後に業績評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成度合いおよびDPAの最終額は、幾つかの要素に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。DPA決定の関連要因は、目標達成水準と関連する目標の比重である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はDPAを付与しない旨を決定することができる。

以下の図は、2015年12月31日以前に適用された報酬構造と2016年1月1日現在適用される報酬構造の比較を示している。



新たな報酬構造は、2016年5月の株主総会において詳細に示される。株主総会では、変更された報酬制度の承認に関する決議が行われる予定である。

## 取締役会の報酬

### 基本給

2015事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

### 変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2015事業年度、2015年度に業務を行うすべての取締役の変動報酬を削減し、取締役である期間中、0とすることを決定した。この削減は、2015事業年度における当行の主要業績指標の悪化によるものである。

### 報酬総額

取締役は、2015事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、取締役業務について合算で総額22,660,000ユーロ（2014年度：35,277,666ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は基本給のみである（2014年度：19,600,000ユーロ）。0ユーロ（2014年度：15,677,666ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、2015年度の報酬を個人別に次のように決定した。(当表は、退任する取締役が退職金に関連して受け取った金額を含まない。それは後述の「期限前解約時のその他の給付」に記載されている。)

| 単位：ユーロ                            |            |                  |                   | 2015年度     | 2014年度     |
|-----------------------------------|------------|------------------|-------------------|------------|------------|
|                                   | 基本給        | APA <sup>1</sup> | LTPA <sup>2</sup> | 報酬総額       | 報酬総額       |
| John Cryan <sup>3</sup>           | 1,900,000  | 0                | 0                 | 1,900,000  | -          |
| Jürgen Fitschen                   | 3,800,000  | 0                | 0                 | 3,800,000  | 6,661,958  |
| Anshuman Jain <sup>4</sup>        | 1,900,000  | 0                | 0                 | 1,900,000  | 6,661,958  |
| Stefan Krause                     | 2,400,000  | 0                | 0                 | 2,400,000  | 4,352,500  |
| Dr. Stephan Leithner <sup>5</sup> | 2,000,000  | 0                | 0                 | 2,000,000  | 4,467,250  |
| Stuart Lewis                      | 2,400,000  | 0                | 0                 | 2,400,000  | 4,429,000  |
| Sylvie Matherat <sup>6</sup>      | 400,000    | 0                | 0                 | 400,000    | -          |
| Rainer Neske <sup>4</sup>         | 1,200,000  | 0                | 0                 | 1,200,000  | 4,352,500  |
| Henry Ritchothe                   | 2,400,000  | 0                | 0                 | 2,400,000  | 4,352,500  |
| Karl von Rohr <sup>6</sup>        | 400,000    | 0                | 0                 | 400,000    | -          |
| Dr. Marcus Schenck <sup>7</sup>   | 1,460,000  | 0                | 0                 | 1,460,000  | -          |
| Christian Sewing <sup>8</sup>     | 2,400,000  | 0                | 0                 | 2,400,000  | -          |
| 合計                                | 22,660,000 | 0                | 0                 | 22,660,000 | 35,277,666 |

1 APAとは、年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

3 2015年7月1日就任。

4 2015年6月30日退任。

5 2015年10月31日退任。

6 2015年11月1日就任。

7 2015年5月22日就任。

8 2015年1月1日就任。

#### ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する短期的および長期的な変動報酬が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2015事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2015年度（および2014年度）に付与された報酬

| 単位：ユーロ                  | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |                |                |                |                |                |
|-------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                         | 2015年度<br>(決定)                  | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬（基本給）               | 1,900,000                       | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,900,000      | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 29,697                          | 29,697         | 29,697         | 29,697         | 0              | 0              |
| 合計                      | 1,929,697                       | 1,929,697      | 1,929,697      | 1,929,697      | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                    |                                 |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0                               | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 0              | 0              |
| このうち                    |                                 |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0                               | 750,000        | 0              | 1,500,000      | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0                               | 1,900,000      | 0              | 2,850,000      | 0              | 0              |
| 合計                      | 0                               | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 439,065                         | 439,065        | 439,065        | 439,065        | 0              | 0              |
| 報酬総額（GCGC）              | 2,368,762                       | 5,018,762      | 2,368,762      | 6,718,762      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,900,000                       | 4,550,000      | 1,900,000      | 6,250,000      | 0              | 0              |

1 2015年7月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

| 単位：ユーロ                  | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |                |                |                |                |                |
|-------------------------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|                         | 2015年度<br>(決定)          | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬（基本給）               | 3,800,000               | 3,800,000      | 3,800,000      | 3,800,000      | 3,800,000      | 3,800,000      |
| 付加給付                    | 102,016                 | 102,016        | 102,016        | 102,016        | 118,852        | 118,852        |
| 合計                      | 3,902,016               | 3,902,016      | 3,902,016      | 3,902,016      | 3,918,852      | 3,918,852      |
| 単年度変動報酬                 | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                    |                         |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0                       | 5,300,000      | 0              | 8,700,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| このうち                    |                         |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0                       | 1,500,000      | 0              | 3,000,000      | 860,625        | 1,500,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0                       | 3,800,000      | 0              | 5,700,000      | 2,001,333      | 3,800,000      |
| 合計                      | 0                       | 5,300,000      | 0              | 8,700,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| 年金勤務費用                  | 624,192                 | 624,192        | 624,192        | 624,192        | 648,216        | 648,216        |
| 報酬総額（GCGC）              | 4,526,208               | 9,826,208      | 4,526,208      | 13,226,208     | 7,429,026      | 9,867,068      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 3,800,000               | 9,100,000      | 3,800,000      | 12,500,000     | 6,661,958      | 9,100,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Anshuman Jain<sup>1</sup>  
共同会長

| 単位：ユーロ                   | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬 (基本給)               | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,900,000      | 3,800,000      | 3,800,000      |
| 付加給付                     | 337,718        | 337,718        | 337,718        | 337,718        | 718,914        | 718,914        |
| 合計                       | 2,237,718      | 2,237,718      | 2,237,718      | 2,237,718      | 4,518,914      | 4,518,914      |
| 単年度変動報酬                  | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                 | 0              | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)            | 0              | 750,000        | 0              | 1,500,000      | 860,625        | 1,500,000      |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)        | 0              | 1,900,000      | 0              | 2,850,000      | 2,001,333      | 3,800,000      |
| 合計                       | 0              | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| 年金勤務費用                   | 1,553,203      | 1,553,203      | 1,553,203      | 1,553,203      | 857,192        | 857,192        |
| 報酬総額 (GCGC)              | 3,790,921      | 6,440,921      | 3,790,921      | 8,140,921      | 8,238,064      | 10,676,106     |
| 報酬総額 <sup>2</sup>        | 1,900,000      | 4,550,000      | 1,900,000      | 6,250,000      | 6,661,958      | 9,100,000      |

1 2015年6月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stefan Krause

| 単位：ユーロ                   | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬 (基本給)               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                     | 105,099        | 105,099        | 105,099        | 105,099        | 124,753        | 124,753        |
| 合計                       | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,524,753      | 2,524,753      |
| 単年度変動報酬                  | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                 | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                       | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                   | 498,908        | 498,908        | 498,908        | 498,908        | 521,887        | 521,887        |
| 報酬総額 (GCGC)              | 3,004,007      | 6,404,007      | 3,004,007      | 8,604,007      | 4,999,140      | 6,446,640      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>        | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Stephan Leithner<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                   | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬 (基本給)               | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                     | 72,570         | 72,570         | 72,570         | 72,570         | 353,552        | 353,552        |
| 合計                       | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,753,552      | 2,753,552      |
| 単年度変動報酬                  | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                 | 0              | 2,833,333      | 0              | 4,666,667      | 2,067,250      | 3,400,000      |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)            | 0              | 833,333        | 0              | 1,666,667      | 803,250        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)        | 0              | 2,000,000      | 0              | 3,000,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                       | 0              | 2,833,333      | 0              | 4,666,667      | 2,067,250      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                   | 442,033        | 442,033        | 442,033        | 442,033        | 561,694        | 561,694        |
| 報酬総額 (GCGC)              | 2,514,603      | 5,347,936      | 2,514,603      | 7,181,270      | 5,382,496      | 6,715,246      |
| 報酬総額 <sup>2</sup>        | 2,000,000      | 4,833,333      | 2,000,000      | 6,666,667      | 4,467,250      | 5,800,000      |

1 2015年10月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stuart Lewis

| 単位：ユーロ                   | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬 (基本給)               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                     | 97,624         | 97,624         | 97,624         | 97,624         | 84,937         | 84,937         |
| 合計                       | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,484,937      | 2,484,937      |
| 単年度変動報酬                  | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                 | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 2,029,000      | 3,400,000      |
| このうち                     |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 765,000        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                       | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 2,029,000      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                   | 516,969        | 516,969        | 516,969        | 516,969        | 551,095        | 551,095        |
| 報酬総額 (GCGC)              | 3,014,593      | 6,414,593      | 3,014,593      | 8,614,593      | 5,065,032      | 6,436,032      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>        | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,429,000      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。



| Sylvie Matherat <sup>1</sup> |                |                |                |                |                |                |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                       | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬 (基本給)                   | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 0              | 0              |
| 付加給付                         | 5,226          | 5,226          | 5,226          | 5,226          | 0              | 0              |
| 合計                           | 405,226        | 405,226        | 405,226        | 405,226        | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                      | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                         |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)                | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                     | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| このうち                         |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの<br>一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)                | 0              | 166,667        | 0              | 333,333        | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)            | 0              | 400,000        | 0              | 600,000        | 0              | 0              |
| 合計                           | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                       | 128,506        | 128,506        | 128,506        | 128,506        | 0              | 0              |
| 報酬総額 (GCGC)                  | 533,732        | 1,100,399      | 533,732        | 1,467,065      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>            | 400,000        | 966,667        | 400,000        | 1,333,333      | 0              | 0              |

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

| Rainer Neske <sup>1</sup>    |                |                |                |                |                |                |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                       | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬 (基本給)                   | 1,200,000      | 1,200,000      | 1,200,000      | 1,200,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                         | 61,347         | 61,347         | 61,347         | 61,347         | 96,155         | 96,155         |
| 合計                           | 1,261,347      | 1,261,347      | 1,261,347      | 1,261,347      | 2,496,155      | 2,496,155      |
| 単年度変動報酬                      | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                         |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払 (APAの一部)                | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                     | 0              | 1,700,000      | 0              | 2,800,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| このうち                         |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨 (APAの<br>一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨 (APA)                | 0              | 500,000        | 0              | 1,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨 (LTPA)            | 0              | 1,200,000      | 0              | 1,800,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                           | 0              | 1,700,000      | 0              | 2,800,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                       | 550,484        | 550,484        | 550,484        | 550,484        | 539,553        | 539,553        |
| 報酬総額 (GCGC)                  | 1,811,831      | 3,511,831      | 1,811,831      | 4,611,831      | 4,988,208      | 6,435,708      |
| 報酬総額 <sup>2</sup>            | 1,200,000      | 2,900,000      | 1,200,000      | 4,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

| Henry Ritchotte         |                |                |                |                |                |                |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬（基本給）               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 382,390        | 382,390        | 382,390        | 382,390        | 289,842        | 289,842        |
| 合計                      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,689,842      | 2,689,842      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                    |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| このうち                    |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 502,274        | 502,274        | 502,274        | 502,274        | 530,086        | 530,086        |
| 報酬総額（GCGC）              | 3,284,664      | 6,684,664      | 3,284,664      | 8,884,664      | 5,172,428      | 6,619,928      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

| Karl von Rohr <sup>1</sup> |                |                |                |                |                |                |
|----------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                     | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬（基本給）                  | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 0              | 0              |
| 付加給付                       | 2,348          | 2,348          | 2,348          | 2,348          | 0              | 0              |
| 合計                         | 402,348        | 402,348        | 402,348        | 402,348        | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                    | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                       |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                   | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| このうち                       |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部）    | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）               | 0              | 166,667        | 0              | 333,333        | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）           | 0              | 400,000        | 0              | 600,000        | 0              | 0              |
| 合計                         | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                     | 131,141        | 131,141        | 131,141        | 131,141        | 0              | 0              |
| 報酬総額（GCGC）                 | 533,489        | 1,100,156      | 533,489        | 1,466,822      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>          | 400,000        | 966,667        | 400,000        | 1,333,333      | 0              | 0              |

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

|                         | Dr. Marcus Schenck <sup>1</sup> |                |                |                |                |                |
|-------------------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定)                  | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬(基本給)               | 1,460,000                       | 1,460,000      | 1,460,000      | 1,460,000      | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 38,370                          | 38,370         | 38,370         | 38,370         | 0              | 0              |
| 合計                      | 1,498,370                       | 1,498,370      | 1,498,370      | 1,498,370      | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                    |                                 |                |                |                |                |                |
| 即時支払(APAの一部)            | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0                               | 2,068,333      | 0              | 3,406,667      | 0              | 0              |
| このうち                    |                                 |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨(APAの一部) | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨(APA)            | 0                               | 608,333        | 0              | 1,216,667      | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨(LTPA)        | 0                               | 1,460,000      | 0              | 2,190,000      | 0              | 0              |
| 合計                      | 0                               | 2,068,333      | 0              | 3,406,667      | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 478,387                         | 478,387        | 478,387        | 478,387        | 0              | 0              |
| 報酬総額(GCGC)              | 1,976,757                       | 4,045,090      | 1,976,757      | 5,383,424      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,460,000                       | 3,528,333      | 1,460,000      | 4,866,667      | 0              | 0              |

1 2015年5月22日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

|                         | Christian Sewing <sup>1</sup> |                |                |                |                |                |
|-------------------------|-------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定)                | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
| 固定報酬(基本給)               | 2,400,000                     | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 19,471                        | 19,471         | 19,471         | 19,471         | 0              | 0              |
| 合計                      | 2,419,471                     | 2,419,471      | 2,419,471      | 2,419,471      | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0                             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち                    |                               |                |                |                |                |                |
| 即時支払(APAの一部)            | 0                             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0                             | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 0              | 0              |
| このうち                    |                               |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨(APAの一部) | 0                             | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨(APA)            | 0                             | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨(LTPA)        | 0                             | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 0              | 0              |
| 合計                      | 0                             | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 559,197                       | 559,197        | 559,197        | 559,197        | 0              | 0              |
| 報酬総額(GCGC)              | 2,978,668                     | 6,378,668      | 2,978,668      | 8,578,668      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 2,400,000                     | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 0              | 0              |

1 2015年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2015年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2015年度（および2014年度）に支払われた金額

| 単位：ユーロ               | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |        | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |           | Anshuman Jain <sup>2</sup><br>共同会長 |           | Stefan Krause |           |
|----------------------|---------------------------------|--------|-------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
|                      | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                  | 2014年度    | 2015年度                             | 2014年度    | 2015年度        | 2014年度    |
| 固定報酬（基本給）            | 1,900,000                       | 0      | 3,800,000               | 3,800,000 | 1,900,000                          | 3,800,000 | 2,400,000     | 2,400,000 |
| 付加給付                 | 29,697                          | 0      | 102,016                 | 118,852   | 337,718                            | 718,914   | 105,099       | 124,753   |
| 合計                   | 1,929,697                       | 0      | 3,902,016               | 3,918,852 | 2,237,718                          | 4,518,914 | 2,505,099     | 2,524,753 |
| 単年度変動報酬              | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                                  | 0         | 0             | 0         |
| このうち即時支払             | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                                  | 0         | 0             | 0         |
| 複数年度変動報酬             | 0                               | 0      | 285,529                 | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 303,115       | 446,444   |
| このうちエクイティ・アップフロント報奨： |                                 |        |                         |           |                                    |           |               |           |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0                               | 0      | 0                       | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 0             | 446,444   |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                                 |        |                         |           |                                    |           |               |           |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0                               | 0      | 285,529                 | 0         | 0                                  | 0         | 303,115       | 0         |
| 合計                   | 0                               | 0      | 285,529                 | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 303,115       | 446,444   |
| 年金勤務費用               | 439,065                         | 0      | 624,192                 | 648,216   | 1,553,203                          | 857,192   | 498,908       | 521,887   |
| 報酬総額（GCGC）           | 2,368,762                       | 0      | 4,811,737               | 4,987,610 | 3,790,921                          | 6,205,867 | 3,307,122     | 3,493,084 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ               | Dr.Stephan Leithner <sup>1</sup> |           | Stuart Lewis |           | Sylvie Matherat <sup>2</sup> |        | Rainer Neske <sup>3</sup> |           |
|----------------------|----------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------------|--------|---------------------------|-----------|
|                      | 2015年度                           | 2014年度    | 2015年度       | 2014年度    | 2015年度                       | 2014年度 | 2015年度                    | 2014年度    |
| 固定報酬（基本給）            | 2,000,000                        | 2,400,000 | 2,400,000    | 2,400,000 | 400,000                      | 0      | 1,200,000                 | 2,400,000 |
| 付加給付                 | 72,570                           | 353,552   | 97,624       | 84,937    | 5,226                        | 0      | 61,347                    | 96,155    |
| 合計                   | 2,072,570                        | 2,753,552 | 2,497,624    | 2,484,937 | 405,226                      | 0      | 1,261,347                 | 2,496,155 |
| 単年度変動報酬              | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| このうち即時支払             | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 複数年度変動報酬             | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| このうちエクイティ・アップフロント報奨： |                                  |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                                  |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 合計                   | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| 年金勤務費用               | 442,033                          | 561,694   | 516,969      | 551,095   | 128,506                      | 0      | 550,484                   | 539,553   |
| 報酬総額（GCGC）           | 2,514,603                        | 3,315,246 | 3,014,593    | 3,036,032 | 533,732                      | 0      | 1,811,831                 | 3,469,201 |

1 2015年10月31日退任。

2 2015年11月1日就任。

3 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ               | Henry Ritchotte |           | Karl von Rohr <sup>1</sup> |        | Dr. Marcus Schenck <sup>2</sup> |        | Christian Sewing <sup>3</sup> |        |
|----------------------|-----------------|-----------|----------------------------|--------|---------------------------------|--------|-------------------------------|--------|
|                      | 2015年度          | 2014年度    | 2015年度                     | 2014年度 | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                        | 2014年度 |
| 固定報酬（基本給）            | 2,400,000       | 2,400,000 | 400,000                    | 0      | 1,460,000                       | 0      | 2,400,000                     | 0      |
| 付加給付                 | 382,390         | 289,842   | 2,348                      | 0      | 38,370                          | 0      | 19,471                        | 0      |
| 合計                   | 2,782,390       | 2,689,842 | 402,348                    | 0      | 1,498,370                       | 0      | 2,419,471                     | 0      |
| 単年度変動報酬              | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうち即時支払             | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 複数年度変動報酬             | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうちエクイティ・アップフロント    |                 |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 報奨：                  |                 |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                 |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 合計                   | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 年金勤務費用               | 502,274         | 530,086   | 131,141                    | 0      | 478,387                         | 0      | 559,197                       | 0      |
| 報酬総額（GCCG）           | 3,284,664       | 3,219,928 | 533,489                    | 0      | 1,976,757                       | 0      | 2,978,668                     | 0      |

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2015年1月1日就任。

2015年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFistchen氏、Jain氏、Krause氏、Dr.Leithner氏、Lewis氏、Neske氏、Ritchotte氏、および前期に取締役を退任した4人の前取締役に対して、非失効かつ/または2015年に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2015年2月および8月に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

#### ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2015事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額23,913,876ユーロ（2014年度：31,709,671ユーロ）を受け取った。このうち、22,660,000ユーロ（2014年度：19,600,000ユーロ）が基本給、1,253,876ユーロ（2014年度：1,787,005ユーロ）が付加給付、0ユーロ（2014年度：10,322,666ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2015年度および2014年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。

GAS第17号に準拠した報酬

| 単位：ユーロ        | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |        | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |           | Anshuman Jain <sup>2</sup> |           | Stefan Krause |           |
|---------------|---------------------------------|--------|-------------------------|-----------|----------------------------|-----------|---------------|-----------|
|               | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                  | 2014年度    | 2015年度                     | 2014年度    | 2015年度        | 2014年度    |
| 報酬            |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 業績連動項目        |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 長期奨励なし        |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 即時支払          | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 長期奨励あり        |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 現金を基礎とする      |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 制限付奨励報奨付与     | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 株式を基礎とする      |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| エクイティ・アップフロント | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 報奨            | 0                               | 0      | 0                       | 2,001,333 | 0                          | 2,001,333 | 0             | 1,264,000 |
| 制限付エクイティ報奨    |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 業績非連動項目       |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 基本給           | 1,900,000                       | 0      | 3,800,000               | 3,800,000 | 1,900,000                  | 3,800,000 | 2,400,000     | 2,400,000 |
| 付加給付          | 29,697                          | 0      | 102,016                 | 118,852   | 337,718                    | 718,914   | 105,099       | 124,753   |
| 総額            | 1,929,697                       | 0      | 3,902,016               | 5,920,185 | 2,237,718                  | 6,520,247 | 2,505,099     | 3,788,753 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ         | Dr.Stephan<br>Leithner <sup>1</sup> |           | Stuart Lewis |           | Sylvie Matherat <sup>2</sup> |        | Ranier Naske <sup>3</sup> |           |
|----------------|-------------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------------|--------|---------------------------|-----------|
|                | 2015年度                              | 2014年度    | 2015年度       | 2014年度    | 2015年度                       | 2014年度 | 2015年度                    | 2014年度    |
| 報酬             |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 業績連動項目         |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 長期奨励なし         |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 即時支払           | 0                                   | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 長期奨励あり         |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 現金を基礎とする       |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 制限付奨励報奨付与      | 0                                   | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 株式を基礎とする       |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| エクイティ・アップフロント報 | 0                                   | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 奨              | 0                                   | 1,264,000 | 0            | 1,264,000 | 0                            | 0      | 0                         | 1,264,000 |
| 制限付エクイティ報奨     |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 業績非連動項目        |                                     |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 基本給            | 2,000,000                           | 2,400,000 | 2,400,000    | 2,400,000 | 400,000                      | 0      | 1,200,000                 | 2,400,000 |
| 付加給付           | 72,570                              | 353,552   | 97,624       | 84,937    | 5,226                        | 0      | 61,347                    | 96,155    |
| 総額             | 2,072,570                           | 4,017,552 | 2,497,624    | 3,748,937 | 405,226                      | 0      | 1,261,347                 | 3,760,155 |

1 2015年10月31日退任。

2 2015年11月1日就任。

3 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ          | Henry Ritchotte  |                  | Karl von Rohr <sup>1</sup> |          | Dr, Marcus Schenck <sup>2</sup> |          | Christian Sewing <sup>3</sup> |          |
|-----------------|------------------|------------------|----------------------------|----------|---------------------------------|----------|-------------------------------|----------|
|                 | 2015年度           | 2014年度           | 2015年度                     | 2014年度   | 2015年度                          | 2014年度   | 2015年度                        | 2014年度   |
| <b>報酬</b>       |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| <b>業績連動項目</b>   |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| 長期奨励なし          |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| 即時支払            | 0                | 0                | 0                          | 0        | 0                               | 0        | 0                             | 0        |
| 長期奨励あり          |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| <b>現金を基礎とする</b> |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| 制限付奨励報奨付与       | 0                | 0                | 0                          | 0        | 0                               | 0        | 0                             | 0        |
| <b>株式を基礎とする</b> |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0                | 0                | 0                          | 0        | 0                               | 0        | 0                             | 0        |
| 制限付エクイティ報奨      | 0                | 1,264,000        | 0                          | 0        | 0                               | 0        | 0                             | 0        |
| <b>業績非連動項目</b>  |                  |                  |                            |          |                                 |          |                               |          |
| 基本給             | 2,400,000        | 2,400,000        | 400,000                    | 0        | 1,460,000                       | 0        | 2,400,000                     | 0        |
| 付加給付            | 382,390          | 289,842          | 2,348                      | 0        | 38,370                          | 0        | 19,471                        | 0        |
| <b>総額</b>       | <b>2,782,390</b> | <b>3,953,842</b> | <b>402,348</b>             | <b>0</b> | <b>1,498,370</b>                | <b>0</b> | <b>2,419,471</b>              | <b>0</b> |

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2015年1月1日就任。

| 単位：ユーロ          | 総額                |                   |
|-----------------|-------------------|-------------------|
|                 | 2015年度            | 2014年度            |
| <b>報酬</b>       |                   |                   |
| <b>業績連動項目</b>   |                   |                   |
| 長期奨励なし          |                   |                   |
| 即時支払            | 0                 | 0                 |
| 長期奨励あり          |                   |                   |
| <b>現金を基礎とする</b> |                   |                   |
| 制限付奨励報奨付与       | 0                 | 0                 |
| <b>株式を基礎とする</b> |                   |                   |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0                 | 0                 |
| 制限付エクイティ報奨      | 0                 | 10,322,666        |
| <b>業績非連動項目</b>  |                   |                   |
| 基本給             | 22,660,000        | 19,600,000        |
| 付加給付            | 1,253,876         | 1,787,005         |
| <b>総額</b>       | <b>23,913,876</b> | <b>31,709,671</b> |

2015年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFistchen氏、Jain氏、Krause氏、Dr.Leithner氏、Lewis氏、Neske氏、Ritchotte氏、および前期に取締役を退任した4人の前取締役に対して、非失効かつ/または2015年に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2015年に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

#### 株式報奨

監査役会は取締役は2015年度に変動報酬を付与しないことを決めた。各取締役に対して2014年度に関して2015年度に付与された制限付エクイティ報奨（REA）の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を2015年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均で割ることにより算定された（27.108ユーロ）。

その結果、付与された株式報奨の数（四捨五入後）は以下のとおりであった。

取締役

| ユニット                              | 年度     | エクイティ・<br>アップフロント報奨<br>(保有期間あり) | 制限付<br>エクイティ報奨<br>(繰延および<br>追加保有期間あり) |
|-----------------------------------|--------|---------------------------------|---------------------------------------|
| John Cryan <sup>1</sup>           | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Jürgen Fitschen                   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 73,828                                |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>        | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 73,828                                |
| Stefan Krause                     | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Dr. Stephan Leithner <sup>3</sup> | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Stuart Lewis                      | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>      | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Rainer Neske <sup>2</sup>         | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Henry Ritchotte                   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>        | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Dr. Marcus Schenck <sup>5</sup>   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Christian Sewing <sup>6</sup>     | 2015年度 | 0                               | 0                                     |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

元雇用者がJohn Cryan氏に付与した繰延報酬項目は、Cryan氏が取締役としての活動を開始したため、失効した。失効した報酬項目は、2015年度のDBエクイティ・プラン（制約付エクイティ報奨）に基づく17,440.59のドイツ銀行の株式報酬の付与によって等しく置き換えられた。制約付エクイティ報奨は、2016年3月1日に権利確定し、追加の6ヶ月の保有期間がある。特定の失効規定は、2016年9月1日に解放されるまで、当該報奨に適用される。

年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2015年度および2014年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2015年度在任中の各取締役の2015年12月31日および2014年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。



| 取締役                           | 年間拠出額<br>(各年度)         |         | 利息<br>(各年度) |        | 勘定残高<br>(年度末)  |           | 勤務費用(IFRS)<br>(各年度) |         | 確定給付制度債務<br>の現在価値(IFRS)<br>(年度末) |           |
|-------------------------------|------------------------|---------|-------------|--------|----------------|-----------|---------------------|---------|----------------------------------|-----------|
|                               | 2015年度                 | 2014年度  | 2015年度      | 2014年度 | 2015年度         | 2014年度    | 2015年度              | 2014年度  | 2015年度                           | 2014年度    |
| 単位：ユーロ                        |                        |         |             |        |                |           |                     |         |                                  |           |
| John Cryan <sup>1</sup>       | 393,250                | 0       | 0           | 0      | 393,250        | 0         | 439,065             | 0       | 450,200                          | 0         |
| Jürgen Fitschen               | 650,000                | 650,000 | 95,272      | 65,351 | 2,549,796      | 1,804,524 | 624,192             | 648,216 | 2,576,287                        | 1,935,819 |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>    | 1,919,125 <sup>8</sup> | 903,500 | 0           | 0      | 0 <sup>9</sup> | 2,016,125 | 1,553,203           | 857,192 | 0                                | 1,884,104 |
| Stefan Krause                 | 520,000                | 536,000 | 0           | 0      | 4,042,137      | 3,522,137 | 498,908             | 521,887 | 3,685,741                        | 3,336,863 |
| Dr. Stephan                   |                        |         |             |        |                |           |                     |         |                                  |           |
| Leithner <sup>3</sup>         | 500,000                | 620,000 | 0           | 0      | 1,758,250      | 1,258,250 | 442,033             | 561,694 | 0                                | 1,128,360 |
| Stuart Lewis                  | 576,000                | 600,000 | 0           | 0      | 1,786,938      | 1,210,938 | 516,969             | 551,095 | 1,551,547                        | 1,103,545 |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>  | 86,668                 | 0       | 0           | 0      | 86,668         | 0         | 128,506             | 0       | 130,231                          | 0         |
| Rainer Neske <sup>2</sup>     | 600,667                | 576,000 | 0           | 0      | 3,973,532      | 3,372,865 | 550,484             | 539,553 | 0                                | 3,068,819 |
| Henry Ritchothe               | 536,000                | 556,000 | 0           | 0      | 1,648,313      | 1,112,313 | 502,274             | 530,086 | 1,496,159                        | 1,053,970 |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>    | 96,001                 | 0       | 0           | 0      | 96,001         | 0         | 131,141             | 0       | 132,799                          | 0         |
| Dr. Marcus                    |                        |         |             |        |                |           |                     |         |                                  |           |
| Schenck <sup>5</sup>          | 528,001                | 0       | 0           | 0      | 528,001        | 0         | 478,387             | 0       | 490,386                          | 0         |
| Christian Sewing <sup>6</sup> | 692,000                | 0       | 0           | 0      | 692,000        | 0         | 559,197             | 0       | 572,899                          | 0         |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

7 年齢的要因を含む。

8 表記拠出額は2015年1月1日から6月30日までの拠出額435,500ユーロおよび役員契約の期限前解約に関連する退職契約の合意に基づく非保険金額1,483,625ユーロからなる。

9 取締役退任時点、年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬3,437,307ユーロが支払われた。

## 期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消または解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

2015年に5人の取締役が取締役会を退任した。取締役会の退任に伴い、取締役会はAnshuman Jain氏、Stefan Krause氏、Stephan Leithner氏、Rainer Neske氏およびHenry Ritchothe氏と以下の条項を含む契約の解除に関する合意書を締結した。

Anshuman Jain氏は、2015年6月末付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、年金制度給付を受け取る権利に関して1,483,625ユーロの一時保険金および2,216,667ユーロの退職金について合意した。退職金は、業務委託契約の終了に対する支払であり、雇用契約で合意された競業禁止に対する補償金が含まれる。退職金は、2015年6月に支払われた。Jain氏は、最長2017年6月30日まで、もしくは専門的活動を行う別の管理職に就任するまで、合理的な範囲で事務所の使用および秘書のサポート、ならびに運転手付きの社用車を使用することができる。当行は、契約の解除に関する合意書に関連してJain氏に提供された法律上の助言について発生したRVG (Rechtsanwaltsvergütungsgesetz) に基づく法定金額382,008.45ユーロの費用、および当行との雇用関係から生じる報酬および給付に関連して提供される税務上の助言について発生した全費用を負担した。

Stefan Krause氏は、2015年10月31日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、2015年12月31日までの付加給付を含む基本給の支払、契約解除後の競業禁止の補償金1,560,000ユーロおよび退職金7,145,000ユーロについて合意された。退職金は、2回に分けて支給される。1回目の支給3,572,500ユーロは、2016年1月に行われた。2回目の支給は、2017年1月に行われる予定であり、特定の失効規定および他の資金源から得た収入と相殺する規定の対象となる。当行の経済状況により、監査役は退職金の2回目の支給を1,620,000ユーロに減額した。従って、退職金支給額の合計は5,192,500ユーロとなった。

Stephan Leithner氏は、2015年10月31日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、競業禁止に対する補償金1,560,000ユーロについて合意された。Leithner氏は、最長2016年4月30日まで、もしくは専門的活動を行う別の管理職に就任するまで、合理的な範囲で事務所の使用および秘書のサポート、ならびに運転手付きの社用車を使用することができる。Leithner氏は、2016年3月1日付でそのような管理職に就任した。当行との雇用関係から生じた報酬や給付に関連して提供された税務上の助言に係る費用は、2016年7月31日まで支払われる。

Rainer Neske氏は、2015年6月30日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、退職金2,960,000ユーロについて合意された。退職金には、雇用契約で合意した競業禁止に対する補償金が含まれる。退職金は、2回に分けて支給される。1回目の支給1,560,000ユーロは、2015年7月に行われた。2回目の支給1,400,000ユーロは、2016年7月に行われる予定であり、特定の失効規定および他の資金源から得た収入と相殺する規定の対象となる。

Henry Ritchotte氏は、2015年12月31日付で取締役会を退任した。取締役会の雇用契約は、双方の合意により解除された。Ritchotte氏が取締役会の退任直後にドイツ銀行グループと新たな雇用関係を締結したため、この他に発生した権限はない。

#### 長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

| 取締役                               | 費用計上額        |         |              |           |
|-----------------------------------|--------------|---------|--------------|-----------|
|                                   | 株式を基礎とする報酬項目 |         | 現金を基礎とする報酬項目 |           |
|                                   | 2015年度       | 2014年度  | 2015年度       | 2014年度    |
| 単位：ユーロ                            |              |         |              |           |
| John Cryan <sup>1</sup>           | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Jürgen Fitschen                   | 1,013,489    | 734,201 | 1,170,591    | 1,278,486 |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>        | 3,350,789    | 707,318 | 2,852,503    | 2,140,366 |
| Stefan Krause                     | 2,726,735    | 464,263 | 1,754,083    | 946,856   |
| Dr. Stephan Leithner <sup>3</sup> | 2,367,167    | 496,929 | 1,566,589    | 500,137   |
| Stuart Lewis                      | 633,658      | 447,126 | 663,466      | 487,735   |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>      | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Rainer Neske <sup>2</sup>         | 2,474,164    | 487,657 | 1,845,774    | 996,551   |
| Henry Ritchotte                   | 631,719      | 484,343 | 635,927      | 487,735   |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>        | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Dr. Marcus Schenck <sup>5</sup>   | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Christian Sewing <sup>6</sup>     | 0            | 0       | 0            | 0         |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

#### 取締役会の株式所有状況

2016年2月19日および2015年2月21日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

| 取締役                             | 株式数    |         |
|---------------------------------|--------|---------|
| John Cryan <sup>1</sup>         | 2016年度 | 0       |
| Jürgen Fitschen                 | 2016年度 | 266,739 |
|                                 | 2015年度 | 262,166 |
| Stuart Lewis                    | 2016年度 | 51,347  |
|                                 | 2015年度 | 51,347  |
| Sylvie Matherat <sup>2</sup>    | 2016年度 | 0       |
| Quintin Price <sup>3</sup>      | 2016年度 | 0       |
| Garth Ritchie <sup>3</sup>      | 2016年度 | 28,778  |
| Karl von Rohr <sup>2</sup>      | 2016年度 | 2,747   |
| Dr. Marcus Schenck <sup>4</sup> | 2016年度 | 26,445  |
| Christian Sewing <sup>5</sup>   | 2016年度 | 36,249  |
|                                 | 2015年度 | 30,488  |
| Jeffrey Urwin <sup>3</sup>      | 2016年度 | 120,690 |
| 合計                              | 2016年度 | 532,995 |
|                                 | 2015年度 | 344,001 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年11月1日就任。

3 2016年1月1日就任。

4 2015年5月22日就任。

5 2015年1月1日就任。

現取締役は2016年2月19日現在、合計532,995株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.04%に相当していた。

以下の表は、2015年2月21日および2016年2月19日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

| 取締役                           | 2015年2月21日 |       |        |     | 2016年2月19日 |
|-------------------------------|------------|-------|--------|-----|------------|
|                               | 現在の残高      | 付与数   | 交付数    | 失効数 | 現在の残高      |
| John Cryan <sup>1</sup>       | -          | -     | -      | -   | 17,441     |
| Jürgen Fitschen               | 294,514    | 5,953 | 9,439  | 0   | 291,028    |
| Stuart Lewis                  | 162,310    | 4,228 | 0      | 0   | 166,538    |
| Sylvie Matherat <sup>2</sup>  | -          | -     | -      | -   | 3,217      |
| Quintin Price <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 0          |
| Garth Ritchie <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 244,227    |
| Karl von Rohr <sup>2</sup>    | -          | -     | -      | -   | 22,846     |
| Marcus Schenck <sup>4</sup>   | -          | -     | -      | -   | 22,846     |
| Christian Sewing <sup>5</sup> | 93,811     | 2,444 | 10,747 | 0   | 132,517    |
| Jeffrey Urwin <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 379,808    |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年11月1日就任。

3 2016年1月1日就任。

4 2015年5月22日就任。

5 2015年1月1日就任。

### 監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

2015年12月31日現在

単位：ユーロ

| 委員会     | 委員長     | 委員      |
|---------|---------|---------|
| 監査委員会   | 200,000 | 100,000 |
| リスク委員会  | 200,000 | 100,000 |
| 任命委員会   | 100,000 | 50,000  |
| 調停委員会   | 0       | 0       |
| 公正委員会   | 200,000 | 100,000 |
| 会長委員会   | 100,000 | 50,000  |
| 報酬統制委員会 | 100,000 | 50,000  |

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ/切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

## 2015事業年度の監査役報酬

各監査役は2015事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

| 監査役                                 | 2015事業年度報酬 |                | 2014事業年度報酬 |                |
|-------------------------------------|------------|----------------|------------|----------------|
|                                     | 固定         | 2016年2月に<br>支払 | 固定         | 2015年2月に<br>支払 |
| 単位：ユーロ                              |            |                |            |                |
| Dr. Paul Achleitner                 | 808,333    | 606,250        | 818,548    | 613,911        |
| Alfred Herling                      | 300,000    | 225,000        | 272,849    | 204,637        |
| Wolfgang Böhr <sup>1</sup>          | 8,333      | 6,250          | 0          | 0              |
| Frank Bsirske                       | 250,000    | 187,500        | 222,849    | 167,137        |
| John Cryan <sup>2</sup>             | 200,000    | 200,000        | 400,000    | 300,000        |
| Dina Dublon                         | 291,667    | 218,750        | 200,000    | 150,000        |
| Katherine Garrett-Cox               | 100,000    | 75,000         | 100,000    | 75,000         |
| Timo Heider                         | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Sabine Irrgang                      | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Prof. Dr. Henning Kagermann         | 250,000    | 187,500        | 222,849    | 167,137        |
| Martina Klee                        | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Suzanne Labarge <sup>3</sup>        | 0          | 0              | 100,000    | 100,000        |
| Peter Löscher                       | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Henriette Mark                      | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Richard Meddings <sup>4</sup>       | 100,000    | 75,000         | 0          | 0              |
| Louise Parent <sup>3</sup>          | 200,000    | 150,000        | 91,667     | 68,750         |
| Gabriele Platscher                  | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Bernd Rose                          | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Rudolf Stockem                      | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Stephan Szukalski <sup>5</sup>      | 91,667     | 91,667         | 100,000    | 75,000         |
| Dr. Johannes Teysen                 | 150,000    | 112,500        | 122,849    | 92,137         |
| Georg Thoma                         | 300,000    | 225,000        | 245,699    | 184,274        |
| Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| 合計                                  | 4,850,000  | 3,710,417      | 4,588,710  | 3,466,532      |

1 2015年12月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年6月30日退任。

4 2015年10月13日就任。

5 2015年11月30日退任。

2016年2月に明細を提出した後、2015事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、17.325ユーロ（2016年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2015年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2015年度（2014年度）の報酬の一部として監査役について2016年（2015年）2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数を示している。

| 監査役                                 | 仮想株式数                             |                                |             | 2016年2月に支払 <sup>1</sup><br>単位：ユーロ |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------------|
|                                     | 2015年度の報酬<br>の一部として<br>2016年2月に転換 | 2013年度および<br>2014年度の前年<br>度合計額 | 合計（累積）      |                                   |
| Dr. Paul Achleitner                 | 11,664.262                        | 12,340.921                     | 24,005.183  | 0                                 |
| Alfred Herling                      | 4,329.004                         | 3,925.643                      | 8,254.647   | 0                                 |
| Wolfgang Böhr                       | 120.250                           | 0                              | 120.250     | 0                                 |
| Frank Bsirske                       | 3,607.504                         | 2,818.415                      | 6,425.919   | 0                                 |
| John Cryan <sup>2</sup>             | 0                                 | 5,473.868                      | 5,473.868   | 94,835                            |
| Dina Dublon                         | 4,208.754                         | 2,172.941                      | 6,381.695   | 0                                 |
| Katherine Garrett-Cox               | 1,443.001                         | 1,650.463                      | 3,093.464   | 0                                 |
| Timo Heider                         | 2,886.003                         | 2,275.180                      | 5,161.183   | 0                                 |
| Sabine Irrgang                      | 2,886.003                         | 2,275.180                      | 5,161.183   | 0                                 |
| Prof. Dr. Henning Kagermann         | 3,607.504                         | 3,523.406                      | 7,130.910   | 0                                 |
| Martina Klee                        | 2,886.003                         | 2,557.176                      | 5,443.179   | 0                                 |
| Peter Löscher                       | 2,886.003                         | 2,557.176                      | 5,443.179   | 0                                 |
| Henriette Mark                      | 2,886.003                         | 3,300.927                      | 6,186.930   | 0                                 |
| Richard Meddings                    | 1,443.001                         | 0                              | 1,443.001   | 0                                 |
| Louise Parent                       | 2,886.003                         | 892.533                        | 3,778.536   | 0                                 |
| Gabriele Platscher                  | 2,886.003                         | 3,018.930                      | 5,904.933   | 0                                 |
| Bernd Rose                          | 2,886.003                         | 2,736.934                      | 5,622.937   | 0                                 |
| Rudolf Stockem                      | 2,886.003                         | 3,018.930                      | 5,904.933   | 0                                 |
| Stephan Szukalski <sup>3</sup>      | 0                                 | 1,368.467                      | 1,368.467   | 23,709                            |
| Dr. Johannes Teysen                 | 2,164.502                         | 1,872.942                      | 4,037.444   | 0                                 |
| Georg Thoma                         | 4,329.004                         | 3,181.891                      | 7,510.895   | 0                                 |
| Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler | 2,886.003                         | 3,300.927                      | 6,186.930   | 0                                 |
| 合計                                  | 65,776.816                        | 64,262.850                     | 130,039.666 | 118,544                           |

1 2016年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価17,325ユーロに基づく。

2 2015年6月30日、監査役会を退任。

3 2015年11月30日、監査役会を退任。

Suzanne Labarge氏は監査役会を2014年6月30日に退任しており、仮装株式34,755ユーロは、2015年2月に支払われた。

従業員より選出された全監査役（Frank BsirskeおよびRudolf Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2015事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.14百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2015年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitnerは無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitnerに対し、当行の利益において当該業務に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9

月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用され、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitnerとの間のこの契約に基づき、2015事業年度において203,000ユーロ（2014年度：206,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、233,867ユーロ（2014年度：196,271ユーロ）の費用が払戻された。



## 企業責任

当行の企業責任へのアプローチは、経済、環境および社会的価値を創造するために、持続性の3つの視点に重点を置いている。経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた未来志向の事業戦略の方向性を設定することを目的としている。

当行は、国連グローバル・コンパクトの10の原則を遵守しており、透明性をもって行動し、気候変動等のグローバルなトレンドから生じる新たなビジネスチャンスを探し、当行の中核事業から生じる潜在的な環境リスクと社会的リスクを管理することによって、持続的な業績の向上に継続的に取り組んでいる。加えて、当行は、例えば、二酸化炭素の排出量を削減し、カーボン・ニュートラルに取り組むことによって当行の業務を持続的に管理している。

当行のコミットメントは、当行の中核事業の範囲を優に超えている。企業市民として、ドイツ銀行は、深刻なグローバルの課題に対処する新しいアイデアを発信できる独自の立場にある。

以下に関する詳細情報は、ドイツ銀行がオンライン上 [cr-bericht.db.com/15](http://cr-bericht.db.com/15) および [db.com/gesellschaft](http://db.com/gesellschaft) に掲載している「企業責任報告書」を参照のこと。

**環境および社会的リスク：**ドイツ銀行の環境および社会的（ES）リスクに対するアプローチは、当行のグローバル・リピュテーション・リスク・フレームワークの一部である方針の枠組みに基づいている。ESフレームワークは、ESデュー・デリジェンスの要件および銀行のサステナビリティ機能への照会義務の区分を特定する。ESリスク・フレームワークに基づきレビューされた取引件数は2015年度も増加し、1,346件（2014年度は1,250件）に達した。これは、当該リスクに対するバンキング・チームの意識の向上の表れである。当行は引き続き国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP HR)の適用に関する進展に従い、従業員と同時に当行の活動により影響を受け得る個人、グループ、コミュニティの人権を尊重するという当行の長期的コミットメントを反映させた人権宣言を公表した。

**アセット・マネジメントにおけるESGの要因：**2015年度末においてドイツ銀行アセット・ウェルス・マネジメントは、ESG基準に従って投資された資産約77億ユーロを管理していた（2014年度：54億ユーロ）。これをさらに成長させるために、サステナブル・フィナンس・センターが設立された。センターはESG関連の研究、方針提言および商品改革に集中する。

**気候変動への取り組み：**2015年9月30日現在、当行は、再生可能エネルギー1,600MW以上を発生させるためにプロジェクトファイナンスに48億ユーロ提供した。さらに、当行はグリーンボンド原則を全面的にサポートし、当該市場で引き続き活発に活動し、顧客がグリーンボンド40億ユーロを発行する支援を行った。さらに、ドイツ銀行は流動性準備金の投資の一部として、高品質のグリーンボンドのポートフォリオに800百万ユーロ投資した。パリで開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議において、195カ国が気候変動に関する合意に署名し、当行も「パリ行動誓約」に署名した。これによって、当行は地球温暖化を許容可能な水準に抑制するために必要な変革を促進させることを約束した。さらに、ドイツ銀行は、国連緑の気候基金の実施機関として認定された最初の商業銀行であった。気候基金は、国連気候変動枠組み条約締約国会議で、気候変動とその影響の対策を講じる中心となるグローバルな投資ピークルとして設立され、100億米ドルの資本が投入された（2015年12月）。

**カーボン・ニュートラル・オペレーション：**当行は2015年度も引き続き、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して不可避な放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

**企業市民：**責任あるグローバルな企業市民として、ドイツ銀行は社会および経済を繁栄させるために行動する。当行は、次世代が可能性を最大限に発揮するための教育プロジェクトを支援し、障害要因となる社会的・経済的な障壁を除去する支援を行う。当行は、事業を軌道に乗せ、次のレベルに到達するために社会にプラスの変化をもたらす支援を行う企業をサポートする。また、当行は重大な関心事に関する現地の規定を通じて、ならびに文化的背景を強化することによって、より強力で包括的な社会に貢献する。当行は、同じ考えを持った公共および民間部門からのパートナー、および当行の高度なスキルを有する人材の関与と共にこの取り組みを行う。世論の支持および従業員の関与によって当行のプログラムの影響が強化される。

2015年度の投資総額は76.8百万ユーロ（2014年度：80.5百万ユーロ）となり、ドイツ銀行およびその基金は引き続き世界で最も活発な企業市民のうちの一つである。4.7百万人以上（2014年度：5.8百万人）が当行の取り組みの恩恵を受け、当行は若者就業支援プログラム「ボーン・トゥー・ビー」の範囲を拡大し、参加者は1.3百万人となった（2014年度：1.2百万人）。17,382人（全世界の従業員の22%。2014年度は全世界の従業員の21%の16,864人）の従業員が、185,000時間を越える自らの時間、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げた。

## 従業員

## 当行グループの従業員数

2015年12月31日現在、雇用従業員数は合計101,104名であった（2014年12月31日現在は98,138名）。当行は従業員数をフルタイム換算で計算している。これは、パートタイム従業員数を労働時間の比に応じて含むことを意味する。

以下の表は、2015年、2014年および2013年12月31日現在におけるフルタイム換算の従業員数を示している。

| 従業員数 <sup>1</sup>          | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 | 2013年12月31日現在 |
|----------------------------|---------------|---------------|---------------|
| ドイツ                        | 45,757        | 45,392        | 46,377        |
| ヨーロッパ（ドイツ以外）、中東および<br>アフリカ | 23,767        | 23,063        | 23,186        |
| アジア/太平洋                    | 20,144        | 19,023        | 18,361        |
| 北アメリカ <sup>2, 3</sup>      | 10,842        | 10,054        | 9,752         |
| ラテン・アメリカ                   | 595           | 606           | 578           |
| 従業員合計 <sup>3</sup>         | 101,104       | 98,138        | 98,254        |

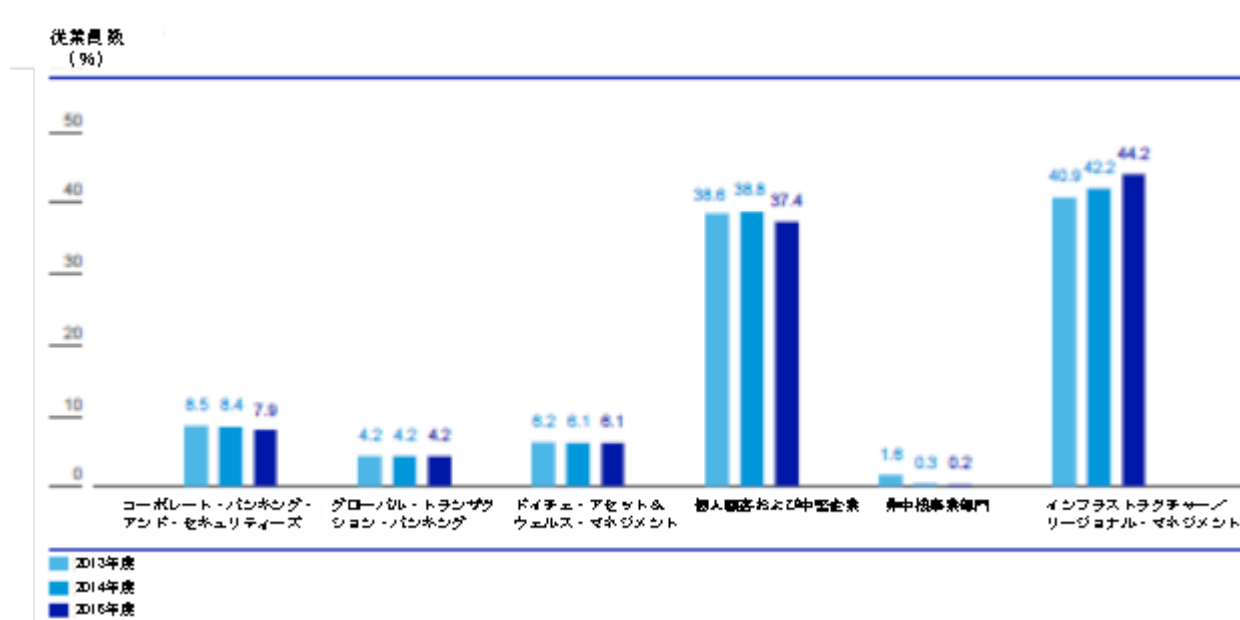
1 フルタイム換算の従業員数。2014年度に、以前はヨーロッパ（ドイツ以外）、中東およびアフリカに含まれていたモーリシャスの従業員がアジア/太平洋に割り当てられた。2013年度の人数（従業員186名）はこれを反映して再分類された。

2 主に米国。

3 The Cosmopolitan of Las Vegasは、2014年度に売却された。2013年12月31日現在、The Cosmopolitan of Las Vegasの名目上の人数は4,393名であった。人数はフルタイムおよびパートタイム従業員により構成されており、これは、フルタイム換算の従業員数の一部を成していない。

当行の従業員数は、以下の要因により、2015年度において2,966名（3.0%）増加した。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（以下「CB&S」という。）の従業員数が、主に市場の推移に関連する調整により245名減少した。
- グローバル・トランザクション・バンキング（以下「GTB」という。）の従業員数が、主にインスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス（ICSS）での増加により、143名増加した。
- ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（以下「Deutsche AWM」という。）の従業員数は157名増加した。これは特に、英国および米国における増加によるものであった。
- 個人顧客および中堅企業（以下「PBC」という。）の従業員数合計は、ドイツおよびイタリアでの削減により265名減少した。
- 非中核事業部門（NCOU）の従業員は、58名減少したが、これは主にCB&Sに関連した非中核事業によるものであった。
- 管理部門の従業員数は、主に、事業プラットフォームの増設ならびにコンプライアンス、リスクおよび監査などの統制機能の強化により3,234名増加した。



## 労使関係

ドイツでは、労働組合および雇用者組合は通常、管理職より下位の従業員の給与および給付に関する団体協約に関する交渉を行う。当行および当行の重要なドイツ子会社を含むドイツの多くの企業は、雇用者組合のメンバーであり団体協約により制約されている。

当行の雇用者組合 (Arbeitgeberverband des privaten Bankgewerbes e.V.) は通常、当行の多くの従業員をカバーした団体協約の再交渉を毎年行う。2014年6月に達した現行の協約には、2014年7月からの賃上げ2.4%および2015年7月からの第2回賃上げ2.1%ならびに2015年1月の一時払い150ユーロが含まれる。早期退職に関する既存の団体協約は延長されず、2016年4月に失効する。

当行の雇用者組合は、以下の組合との交渉を行う。

- ver.di (Vereinigte Dienstleistungsgewerkschaft) (2001年7月に旧銀行組合であるDeutsche Angestellten GewerkschaftおよびGewerkschaft Handel, Banken und Versicherungenを含む5つの組合が合併して結成された組合)
- Deutscher Bankangestellten Verband (DBV – Gewerkschaft der Finanzdienstleister)
- Deutscher Handels- und Industrieangestellten Verband (DHV – Die Berufsgewerkschaft)
- Komba Gewerkschaft (ポストバンクのみに関連する公共事業組合)
- DPVKom – Die Kommunikationsgewerkschaft (ポストバンクのみに関連)

ドイツの法律では、当行の従業員に対し労働組合員か否かを質問することは禁じられている。そのため、当行は従業員のうち何名が労働組合員かを把握していない。ドイツ銀行業界における従業員のうち約15%が労働組合に加入している。当行は、ドイツの従業員のうち15%未満は労働組合に加入しているの見積っている (労働組合加入率が約60%と非常に高い水準を伝統的に保持しているポストバンクを除く。)。全世界規模では、当行の従業員のうち約15%が労働組合員であるの見積っている (25%未満のポストバンクを含む。)

2015年12月31日現在、ポストバンクの従業員のうち約33%は公務員 (フルタイム換算) である (2014年12月31日現在は34%)。

## 退職後給付制度

当行は、従業員のために多数の退職後給付制度 (確定拠出制度および確定給付制度の両方) のスポンサーとなっている。

確定給付制度債務が200万ユーロを超える確定給付制度をカバーしている当行の世界的に調整された会計処理において、当行のグローバル保険数理士が、各国で任命された保険数理士が行った評価をレビューしている。

当行のグローバルな原則を適用して財務上および人口統計上の仮定を決定することにより、当行はそれらの仮定が最善の見積りであり、不偏で相互に矛盾しないこと、および世界的に一貫性があることを確実にする。

従業員給付制度の詳細は、連結財務諸表に対する注記35「従業員給付」を参照のこと。

## 戦略的ヒューマン・リソースに関するアジェンダ

ストラテジー2020を実現できるかは、一部分において、課題を克服することに役立ち、機会を最大限活用することができるスキルと経験を有する従業員を当行が定着させ、動機づけ、育成し、惹きつけ続けることができるかによる。したがってドイツ銀行の人材計画が当行の将来の成功の確保において有益な役割を果たす。これは、組織文化、ダイバーシティ（多様性）およびインクルージョン（受容）、才能の育成および獲得から、報酬や給付までを含む戦略的ヒューマン・リソースの優先順位に反映される。

#### 企業文化の強化

強力な企業文化は、ドイツ銀行の長期的な成功と利害関係者の関係にとって引き続き不可欠である。2013年度以降、当行の文化を強化するアプローチは多方面であった。トップからの明確な姿勢に加え、当行は従業員を積極的に関与させ、当行の価値観と信念をすべての人材プロセスと結び付け、業務プロセス、慣行および方針に価値観を組み込んだ。これも、強固な統制とより大きな個人の説明責任に一層重点が置かれることと密接に関連している。

このような状況を踏まえ、ドイツ銀行は従業員の業績を全体的に管理および開発し、定期的にフィードバックを行い、適切な措置を講じることを一層重視する。例えば、すべての人材育成プログラムのカリキュラムの一部に力強い文化の項目が含まれる。従業員の昇進が検討されている場合、昇進の候補者が日々の業務で価値観や信念をどのように示しているかを評価することが一般的である。また、年間の業績管理サイクルでは、2年連続して、従業員が達成した成果と同様にどのように業務を行ったかについても重視する。

効果的な結果の管理およびエスカレーションおよび制裁措置の仕組みは、文化的な変化をもたらす基本的な条件である。当行は、コンプライアンスを確保し、必要に応じて不正行為を調査し、是正措置を講じるためのプロセスや慣行を改善し、明確なエスカレーションの仕組みを導入した。

新入社員が行動に関する当行の要件を満たし、企業の価値観を実践することを確保するために、2015年度に採用活動および紹介のプロセスと方針が強化された。コンプライアンス部と連携しながら、ドイツ銀行は、行動規範と企業倫理に関する新たな必須研修をすべての従業員に提供した。

#### 従業員調査

ドイツ銀行の2015年度の従業員調査は6月に実施され、従業員の当行と各自の直接的な労働環境に対する考え、ならびに上司や同僚との関わり合いについて詳細な理解が提供された。全従業員の63%の約57,000人の従業員（すべてが常勤として定義される）が調査に参加した（PBCバンキング・サービスの一部であるポストバンクの従業員を含む）。2014年度から4.5%増加した。

この調査は当行の文化的側面を捕捉するために2014年度に更新されたが、調査結果から企業の価値観と信念への認知度と取組みの双方に進展が見られ、従業員の認知度は93%に上昇した（2014年度：85%）。一方で、取組みは前年度から5%ポイントが増加して61%だった。ただし、従業員は行動上の変化が増加したと証言したが、価値観の実践がドイツ銀行の戦略的目標の達成にプラスの影響を与えることのより明確な証拠が必要であると述べた。この理由から、今後は、価値観と信念を実践する意識を高めることから、文化、行動および業績の達成の間の結び付きを明確にすることに重点が移る。

コミットメントのレベルは、2015年度に62%に減少した。これは、ドイツ銀行は引き続き幾つかの課題に直面しているためである。従業員の個々の意欲が安定し高水準に保たれているが、ドイツ銀行で働くことへのコミットメントは2015年6月の測定時には減少した。従業員を活かす環境（イネーブルメント）は、68%と安定した結果であり、従業員は各自のスキルを活用し、興味深い任務を達成できる労働環境で働いていることがわかった。ただし、有効性について、幾つかの非効率なプロセス等、克服しなければならない幾つかの障害も特定されている。

#### ダイバーシティへの強いコミットメント

ドイツ銀行は、従業員、顧客および社会の多様性を尊重し受け入れる包括的な文化に取り組んでいる。当行は、あらゆる文化および国、ならびにすべての民族性、人種、性別、性的指向、能力、信仰、経歴および経験を有する最も有能な従業員を惹きつけ、育成し、定着させることを目標としている。

当行は、他のDAX30社と共に、2011年度に署名した、女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的コミットメントに沿って、より幅広く、より上級の職位に就けるよう確固としたルートを構築することに重点を置いた。2015年度のマネジング・ディレクターおよびディレクター・レベルの女性の割合は、2014年度の19.4%から20.5%に上昇した。一般管理職に占める女性の割合は32.5%に増加した（2014年度：31.7%）。さらに、当行のATLAS（Accomplished Top Leaders Advancement Strategy）プログラムおよび女性グローバル・リーダー（WGL）プログラムは成功を収め続けている。受賞歴のあるATLASプログラムには、2009年度の創設以来、56人の女性（2015年度：15人）が参加しており、約50%がプログラムの完了後により多くの責任を担うようになった。2015年度には、ドイツ銀行全体で37人の女性取締役が、INSEADビジネススクールと共同で設計し提供しているWGLプログラムに参加した。2010年度に開始以降、2人に1人の参加者がプログラム完了後3年以内に昇進している。

ドイツ銀行は、2015年にドイツで導入された新たな性別クォータ制に関する法律に基づき職場で女性を昇進させる取組みを継続する。ドイツ銀行の監査役会における女性の割合は、2015年度末には35%となり、上場した、共同決定制度のドイツ企業

に対する新たな法定基準である30%の割合を上回っている。監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を設定した。この目標は、2015年11月1日に取締役会に最高規制責任者であるSylvie Matherat氏が指名されたことによって達成された。その他の女性幹部として、最高執行責任者であるKim Hammonds氏が2016年度中に取締役会に加わることが予定されている。ドイツ銀行自身も、取締役会の下にある最初の二つの管理職レベルについても、2017年6月30日までにそれぞれ17%と21%を達成する目標を設定した。

ダイバーシティに関する幅広いテーマのうち、当行は世界中のLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス）のイニシアティブを積極的に支援し、毎年幾つかのイベントに参加する。ドイツ銀行は、LGBTIの訴訟への関与について称賛を得ている。例えば、当行は、ヒューマン・ライツ・キャンペーンの年間の企業平等指数で13年連続最大スコア100を獲得した。

ダイバーシティは、当行の人材プロセス（採用活動からリーダーシップの育成まで）に組み込まれており、育児休暇のコーチングや非常勤の仕事を含むすべての人事関連で提供される制度に反映されている。マネジャーは、これらのプロセスによって多様な能力が向上し、当行のダイバーシティの原則の重要な側面が反映された雇用および昇進プログラムによって包括的に指導力を発揮することを確保する責任を有する。

#### 従業員教育および将来のリーダーの育成

当行は、マネジャーと職員の能力を育成し、職業人および個人の双方としての成長を支援し、将来的に組織が成功するために優位な立場にいるようにする。人材および育成の活動は、3つの優先順位に従って行われている。すなわち、指導力の構築および将来の指導者の育成、持続的な業績を支える環境の醸成、全従業員に対して継続的な職業人と個人としての成長を促進することである。

マネジャーがそれぞれの役割で定着し、成長することに役立つために、ドイツ銀行は2つの新たな「管理職の基礎」プログラムを提供する。当行で管理職に初めて就任する副総裁レベルまでの新マネジャーに対してはコア・バージョンを提供し、ディレクターやマネジング・ディレクターに対してはエグゼクティブ・バージョンを提供している。2015年度に、約750人の職員がコア・バージョンを受講し、2016年度は15拠点以上から1,500人が参加する予定である。当該プログラムは、3つの主要な分野、すなわち職員の指導、事業の促進、文化の形成を中心に構築されている。また、将来の指導者の見込みがある人物に対して幾つかの「アクセレーション・プログラム」もある。当該プログラムによって、発展の次の段階に向けて準備し、キャリアを促進させるために適切なスキルや経験を収集できるようにする。

#### 適材適所な人材の配置

戦略的な再配置を踏まえ、ドイツ銀行は人材獲得のために適材適所のアプローチを採用した。当該アプローチは、組織内で既に存在するスキルや経験を活用することと、長期にわたって持続的な業績を達成することに役立つ必要な能力をもたらすことの双方に依拠している。

年間を通じて、グローバルレベルで欠員があった職位の3分の1以上は内部で補充され、ドイツではより高い比率（60%）となった。その他の育成の動向と共に、2015年度に当行で10,000人以上の正社員が新たな職務を担った。また、2015年度に750人以上の新卒者が雇用された。これは、これまでの最大規模であり、当行のすべての事業部門および管理部門にわたって入行した。合同の入社式およびオリエンテーションプログラムの間、新卒者は当行の事業および文化が紹介され、関連する技術的スキルの研修を受講し、入行に当たってネットワークを構築する機会が与えられた。

さらに、ドイツ銀行は2015年度に新たに863人の研修生を雇用した。これは、業務管理におけるデュアルシステムの学生と研修生の需要が高まったことにより、前年度から3.7%増加した。次に、研修を完了した475人の若者が雇用された。

ドイツ銀行の戦略的ヒューマン・リソースの優先順位と成果の詳細情報については、当行の2015年度人事報告書を参照のこと。

## 財務報告に係る内部統制

### 全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同会長および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

### 財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

### 内部統制システムの組織

#### 財務報告に係る内部統制のシステムに關与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに關与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が關与している：財務、グループ技術および運用、リスク。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢獻する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ財務 - グループ報告 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。グループ財務内部で、企業の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。グループ財務内の評価専門家は、のれんおよび非トレーディング業務の評価に関する方針および最低基準を策定する責任を負う。
- 会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。） - 国際財務報告基準の当行グループによる解釈の展開、およびその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。

- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。
- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- グループ技術および運用（以下「GTO」という。） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GTOはまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- リスク - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

#### 財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。

- 連結およびその他の期末報告統制。 期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の除去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。
- 財務諸表の開示および表示。 開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

#### 内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、ドイツ商法第315条に基づき、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2015年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

#### ドイツ商法第315条第4項に基づく情報および説明報告書

##### 授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、「連結財務諸表注記」の「普通株式」項を参照のこと。

##### 議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2015年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

##### 全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

##### 特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

##### 従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準拠法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

##### 取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2



人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法（Mitbestimmungsgesetz、第31条）は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所（Amtsgericht）が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う（ドイツ株式会社法第85条）。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）および欧州中央銀行（SSMフレームワーク規制）の規制（EU）第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督公社（BaFin）およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない（銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条）。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会（Hauptversammlung）による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される（銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項）。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる（銀行法第46条第1項）。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する（銀行法第46条第2項）。

#### 定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役会に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

## 取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2014年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2019年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2015年5月21日の年次株主総会において、取締役会は、2020年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合に、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式の数が、当該授權が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授權の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2015年5月21日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2020年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

世界的または戦略的に重要な責任を有する一定の幹部従業員については既存の雇用契約が適用される。支配の変更の枠内で、所定の期間内に、当該幹部従業員が責任を負うべき理由なく雇用関係が終了した場合、または当行が責任を減少させる一定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

[次へ](#)

## 連結損益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円）                        | 注記 | 2015年度     | 2014年度     | 2013年度     |
|-------------------------------------|----|------------|------------|------------|
| 利息および類似収益                           | 5  | 25,967     | 25,001     | 25,601     |
| 利息費用                                | 5  | 10,086     | 10,729     | 10,767     |
| 純利息収益                               | 5  | 15,881     | 14,272     | 14,834     |
|                                     |    | ( /19,637) | ( /17,647) | ( /18,342) |
| 信用リスク引当金繰入額                         | 20 | 956        | 1,134      | 2,065      |
| 信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益                |    | 14,925     | 13,138     | 12,769     |
|                                     |    | ( /18,455) | ( /16,245) | ( /15,789) |
| 手数料およびフィー収益                         | 6  | 12,765     | 12,409     | 12,308     |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失） | 5  | 3,842      | 4,299      | 3,817      |
| 売却可能金融資産に係る純利得（損失）                  | 7  | 203        | 242        | 394        |
| 持分法適用投資による純利益（損失）                   | 17 | 164        | 619        | 369        |
| その他の収益（損失）                          | 8  | 669        | 108        | 193        |
| 利息以外の収益合計                           |    | 17,644     | 17,677     | 17,082     |
|                                     |    | ( /21,817) | ( /21,858) | ( /21,122) |
| 給与手当                                | 35 | 13,293     | 12,512     | 12,329     |
| 一般管理費                               | 9  | 18,632     | 14,654     | 15,126     |
| 保険業務に係る費用                           |    | 256        | 289        | 460        |
| のれんおよびその他の無形資産の減損                   | 25 | 5,776      | 111        | 79         |
| 再構築費用                               | 10 | 710        | 133        | 399        |
| 利息以外の費用合計                           |    | 38,667     | 27,699     | 28,394     |
|                                     |    | ( /47,812) | ( /34,250) | ( /35,109) |
| 税引前利益（損失）                           |    | -6,097     | 3,116      | 1,457      |
|                                     |    | ( / 7,539) | ( /3,853)  | ( /1,802)  |
| 法人所得税費用                             | 36 | 675        | 1,425      | 775        |
| 当期純利益（損失）                           |    | -6,772     | 1,691      | 681        |
|                                     |    | ( / 8,374) | ( /2,091)  | ( /842)    |
| 非支配持分に帰属する純利益                       |    | 21         | 28         | 15         |
| ドイツ銀行株主に帰属する純利益（損失）およびその他の資本構成要素    |    | -6,794     | 1,663      | 666        |

株式1株当たり利益

| 単位：ユーロ（円）   | 注記 | 2015年度                            | 2014年度             | 2013年度            |
|---|----|-----------------------------------|--------------------|-------------------|
| 1株当たり利益： <sup>1</sup>                               | 11 |                                   |                    |                   |
| 基本的   |    | -5.06 <sup>2</sup><br>( / 625.67) | 1.34<br>( /165.69) | 0.64<br>( /79.14) |
| 希薄化後  |    | -5.06 <sup>2</sup><br>( / 625.67) | 1.31<br>( /161.98) | 0.62<br>( /76.66) |
| 株式数 単位：百万株 <sup>1</sup>                             |    |                                   |                    |                   |
| 基本的1株当たり利益計算上の分母<br>- 加重平均社外流通株式数                   |    | 1,387.9                           | 1,241.9            | 1,045.4           |
| 希薄化後1株当たり利益計算上の分母<br>- 転換想定後の修正加重平均株式数 <sup>3</sup> |    | 1,387.9                           | 1,269.5            | 1,073.2           |

- 1 基本的小よび希薄化後の平均社外流通株式数は、増資に関連して2014年6月に発行された新株予約権の無償交付の要素の影響を反映するために、2014年6月より前のすべての期間について修正されている。
- 2 利益には、2015年4月にその他Tier 1ノートについて支払ったクーポンに関する、税引後で228百万ユーロの修正が加えられている。
- 3 2015年度において純損失が生じていることから、希薄化性潜在的株式は通常1株当たり利益の計算において考慮されていない。これは、計算において考慮すると1株当たり損失の減少となるためである。純利益が生じていれば、2015年度の転換想定後の修正加重平均株式数は、27百万株の増加であった。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

連結包括利益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円）                              | 2015年度               | 2014年度              | 2013年度               |
|---|----------------------|---------------------|----------------------|
| 損益計算書に認識された純利益                            | -6,772<br>( / 8,374) | 1,691<br>( / 2,091) | 681<br>( / 842)      |
| その他の包括利益                                  |                      |                     |                      |
| 純損益に振り替えられない項目                            |                      |                     |                      |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前                    | 203                  | -403                | -717                 |
| 純損益に振り替えられない項目に係る法人所得税の合計                 | -213                 | 407                 | 58                   |
| 純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目            |                      |                     |                      |
| 売却可能金融資産                                  |                      |                     |                      |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前                          | -242                 | 1,912               | 64                   |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前              | -163                 | -87                 | -313                 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ                    |                      |                     |                      |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前                          | 1                    | -6                  | 91                   |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前              | 20                   | 339                 | 35                   |
| 売却目的保有として分類された資産                          |                      |                     |                      |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前                          | 662                  | 0                   | 3                    |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前              | 0                    | -3                  | 0                    |
| 外貨換算調整勘定                                  |                      |                     |                      |
| 期中未実現純利得（損失）、税引前                          | 2,156                | 2,955               | -948                 |
| （純損益に振り替えられた）期中実現純（利得）損失、税引前              | 4                    | 3                   | -1                   |
| 持分法適用投資                                   |                      |                     |                      |
| 期中純利得（損失）                                 | 48                   | -35                 | 63                   |
| 純損益に振り替えられた、または振り替えられる可能性のある項目に係る法人所得税の合計 | 19                   | -672                | -160                 |
| その他の包括利益（損失）、税引後                          | 2,493<br>( / 3,083)  | 4,410<br>( / 5,453) | -1,825<br>( / 2,257) |
| 包括利益（損失）合計、税引後                            | -4,278<br>( / 5,290) | 6,102<br>( / 7,545) | -1,144<br>( / 1,415) |
| 以下に帰属：                                    |                      |                     |                      |
| 非支配持分                                     | 45                   | 54                  | 13                   |
| ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素                      | -4,323               | 6,048               | -1,157               |

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結貸借対照表

| 単位：百万ユーロ（億円）                    |                       | 2015年<br>注記 12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|---------------------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| 資産：                             |                       |                      |                   |
| 現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>       |                       | 96,940               | 74,482            |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） <sup>1</sup> |                       | 12,842               | 9,090             |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券（逆レポ）  | 21, 22                | 22,456               | 17,796            |
| 借入有価証券                          | 21, 22                | 33,557               | 25,834            |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産            |                       |                      |                   |
| トレーディング資産                       |                       | 196,035              | 195,681           |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価               |                       | 515,594              | 629,958           |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産  |                       | 109,253              | 117,285           |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計          | 12, 16, 21, 22,<br>37 | 820,883              | 942,924           |
| 売却可能金融資産                        | 16, 21, 22            | 73,583               | 64,297            |
| 持分法適用投資                         | 17                    | 1,013                | 4,143             |
| 貸出金                             | 19, 20, 21, 22        | 427,749              | 405,612           |
| 土地建物および設備                       | 23                    | 2,846                | 2,909             |
| のれんおよびその他の無形資産                  | 25                    | 10,078               | 14,951            |
| その他の資産                          | 26, 27                | 118,137              | 137,980           |
| 当期税金資産                          | 36                    | 1,285                | 1,819             |
| 繰延税金資産                          | 36                    | 7,762                | 6,865             |
| 資産合計                            |                       | 1,629,130            | 1,708,703         |
|                                 |                       | ( /2,014,419)        | ( /2,112,811)     |

| 単位：百万ユーロ（億円）                   | 注記         | 2015年<br>12月31日現在          | 2014年<br>12月31日現在          |
|--------------------------------|------------|----------------------------|----------------------------|
| 負債および資本：                       |            |                            |                            |
| 預金                             | 28         | 566,974                    | 532,931                    |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（レポ）  | 21, 22     | 9,803                      | 10,887                     |
| 貸付有価証券                         | 21, 22     | 3,270                      | 2,339                      |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債           | 12, 16, 37 |                            |                            |
| トレーディング負債                      |            | 52,304                     | 41,843                     |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価             |            | 494,076                    | 610,202                    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 |            | 44,852                     | 37,131                     |
| 投資契約負債                         |            | 8,522                      | 8,523                      |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計         |            | 599,754                    | 697,699                    |
| その他の短期借入金                      | 31         | 28,010                     | 42,931                     |
| その他の負債                         | 26, 27     | 175,005                    | 183,823                    |
| 引当金                            | 20, 29     | 9,207                      | 6,677                      |
| 当期税金負債                         | 36         | 1,699                      | 1,608                      |
| 繰延税金負債                         | 36         | 746                        | 1,175                      |
| 長期債務                           | 32         | 160,016                    | 144,837                    |
| 信託優先証券                         | 32         | 7,020                      | 10,573                     |
| 自己普通株式購入義務                     |            | 0                          | 0                          |
| 負債合計                           |            | 1,561,506<br>( /1,930,802) | 1,635,481<br>( /2,022,272) |
| 普通株式、無額面、名目価額2.56ユーロ           | 34         | 3,531                      | 3,531                      |
| 資本剰余金                          |            | 33,572                     | 33,626                     |
| 利益剰余金                          |            | 21,182                     | 29,279                     |
| 自己普通株式、取得原価                    | 34         | -10                        | -8                         |
| 自己普通株式購入義務振替額                  |            | 0                          | 0                          |
| その他の包括利益（損失）累計額、税引後            |            | 4,404                      | 1,923                      |
| 株主持分合計                         |            | 62,678<br>( /77,501)       | 68,351<br>( /84,516)       |
| その他の資本構成要素                     |            | 4,675                      | 4,619                      |
| 非支配持分                          |            | 270                        | 253                        |
| 資本合計                           |            | 67,624<br>( /83,617)       | 73,223<br>( /90,540)       |
| 負債および資本合計                      |            | 1,629,130<br>( /2,014,419) | 1,708,703<br>( /2,112,811) |

1 2015年度において、比較数値は修正再表示されている。詳細は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り-重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。



## 連結持分変動計算書

| 単位：百万ユーロ（億円）                        | 普通株式<br>（無額面）      | 資本剰余金                | 利益剰余金                | 自己普通株<br>式、取得原<br>価 | 自己普通株<br>式購入義務<br>振替額 |
|-------------------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-----------------------|
| 2012年12月31日現在残高                     | 2,380<br>( /2,943) | 23,776<br>( /29,399) | 29,199<br>( /36,105) | -60<br>( / 74)      | 0<br>( /0)            |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 0                  | 0                    | 666                  | 0                   | 0                     |
| 普通株式の発行                             | 230                | 2,731                | 0                    | 0                   | 0                     |
| 現金配当の支払                             | 0                  | 0                    | -764                 | 0                   | 0                     |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 0                     |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                  | 0                    | -659                 | 0                   | 0                     |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                  | -385                 | 0                    | 0                   | 0                     |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0                  | 0                    | 0                    | 1,160               | 0                     |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0                  | 30                   | 0                    | 0                   | 0                     |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | -1                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 1                     |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0                  | -49                  | 0                    | 0                   | 0                     |
| 自己株式の購入                             | 0                  | 0                    | 0                    | -13,648             | 0                     |
| 自己株式の売却                             | 0                  | 0                    | 0                    | 12,535              | 0                     |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0                  | -49                  | 0                    | 0                   | 0                     |
| その他                                 | 0                  | 150                  | -65                  | 0                   | 0                     |
| 2013年12月31日現在残高                     | 2,610<br>( /3,227) | 26,204<br>( /32,401) | 28,376<br>( /35,087) | -13<br>( / 16)      | 0<br>( /0)            |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 0                  | 0                    | 1,663                | 0                   | 0                     |
| 普通株式の発行                             | 921                | 7,587                | 0                    | 0                   | 0                     |
| 現金配当の支払                             | 0                  | 0                    | -765                 | 0                   | 0                     |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 0                     |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                  | 0                    | 5                    | 0                   | 0                     |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                  | -103                 | 0                    | 0                   | 0                     |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0                  | 0                    | 0                    | 840                 | 0                     |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0                  | -32                  | 0                    | 0                   | 0                     |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 0                     |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 0                     |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0                  | -65                  | 0                    | 0                   | 0                     |
| 自己株式の購入                             | 0                  | 0                    | 0                    | -9,187              | 0                     |
| 自己株式の売却                             | 0                  | 0                    | 0                    | 8,352               | 0                     |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0                  | -6                   | 0                    | 0                   | 0                     |
| その他                                 | 0                  | 41                   | 0                    | 0                   | 0                     |
| 2014年12月31日現在残高                     | 3,531<br>( /4,366) | 33,626<br>( /41,579) | 29,279<br>( /36,203) | -8<br>( / 10)       | 0<br>( /0)            |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 0                  | 0                    | -6,794               | 0                   | 0                     |
| 普通株式の発行                             | 0                  | 0                    | 0                    | 0                   | 0                     |
| 現金配当の支払                             | 0                  | 0                    | -1,034               | 0                   | 0                     |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                  | 0                    | -228                 | 0                   | 0                     |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                  | 0                    | -10                  | 0                   | 0                     |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                  | -80                  | 0                    | 0                   | 0                     |

|                                     |           |            |            |         |       |
|-------------------------------------|-----------|------------|------------|---------|-------|
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0         | 0          | 0          | 880     | 0     |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0         | 0          | 0          | 0       | 0     |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0         | 0          | 0          | 0       | 0     |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0         | 0          | 0          | 0       | 0     |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0         | -34        | 0          | 0       | 0     |
| 自己株式の購入                             | 0         | 0          | 0          | -9,177  | 0     |
| 自己株式の売却                             | 0         | 0          | 0          | 8,295   | 0     |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0         | -3         | 0          | 0       | 0     |
| その他                                 | 0         | 63         | -31        | 0       | 0     |
| 2015年12月31日現在残高                     | 3,531     | 33,572     | 21,182     | -10     | 0     |
|                                     | ( /4,366) | ( /41,512) | ( /26,192) | ( / 12) | ( /0) |

| 単位：百万ユーロ（億円）                        | 売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）、該当する税金およびその他控除後 <sup>2</sup> | キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブに係る未実現純利得（損失）、税引後 <sup>2</sup> | 売却目的保有として分類された資産に係る未実現純利得（損失）、税引後 <sup>2</sup> | 外貨換算調整勘定、税引後 <sup>2</sup> | 持分法適用投資による未実現純利得（損失） |
|-------------------------------------|--|--|--|---------------------------|----------------------|
| 2012年12月31日現在残高                     | 468<br>( / 579)                                    | -159<br>( / 197)                                     | 0<br>( / 0)                                    | -1,593<br>( / 1,970)      | -10<br>( / 12)       |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | -165   | 57   | 2  | -1,121                    | 63                   |
| 普通株式の発行                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 現金配当の支払                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式の購入                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式の売却                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| その他                                 | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 2013年12月31日現在残高                     | 303<br>( / 375)                                    | -101<br>( / 125)                                     | 2<br>( / 2)                                    | -2,713<br>( / 3,355)      | 53<br>( / 66)        |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 1,372  | 181  | -2   | 2,865                     | -35                  |
| 普通株式の発行                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 現金配当の支払                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式の購入                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式の売却                             | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |
| その他                                 | 0  | 0  | 0  | 0                         | 0                    |

|                                     |           |         |         |           |        |
|-------------------------------------|-----------|---------|---------|-----------|--------|
| 2014年12月31日現在残高                     | 1,675     | 79      | 0       | 151       | 18     |
|                                     | ( /2,071) | ( /98)  | ( /0)   | ( /187)   | ( /22) |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | -291      | 18      | 662     | 2,044     | 48     |
| 普通株式の発行                             | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 現金配当の支払                             | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 自己株式の購入                             | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 自己株式の売却                             | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| その他                                 | 0         | 0       | 0       | 0         | 0      |
| 2015年12月31日現在残高                     | 1,384     | 97      | 662     | 2,196     | 66     |
|                                     | ( /1,711) | ( /120) | ( /819) | ( /2,715) | ( /82) |

| 単位：百万ユーロ（億円）                        | その他の包<br>括利益累計<br>額、税引後 <sup>1</sup> | 株主持分合<br>計           | その他の資<br>本構成要素 <sup>3</sup> | 非支配持分          | 資本合計                 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|----------------------|-----------------------------|----------------|----------------------|
| 2012年12月31日現在残高                     | -1,294<br>( / 1,600)                 | 54,001<br>( /66,772) | 0<br>( /0)                  | 239<br>( /296) | 54,240<br>( /67,068) |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | -1,164                               | -498                 | 0                           | 13             | -485                 |
| 普通株式の発行                             | 0                                    | 2,961                | 0                           | 0              | 2,961                |
| 現金配当の支払                             | 0                                    | -764                 | 0                           | -13            | -777                 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                                    | 0                    | 0                           | 0              | 0                    |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                                    | -659                 | 0                           | 0              | -659                 |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                                    | -385                 | 0                           | 0              | -385                 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0                                    | 1,160                | 0                           | 0              | 1,160                |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0                                    | 30                   | 0                           | 0              | 30                   |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0                                    | -1                   | 0                           | 0              | -1                   |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0                                    | 1                    | 0                           | 0              | 1                    |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0                                    | -49                  | 0                           | 0              | -49                  |
| 自己株式の購入                             | 0                                    | -13,648              | 0                           | 0              | -13,648              |
| 自己株式の売却                             | 0                                    | 12,535               | 0                           | 0              | 12,535               |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0                                    | -49                  | 0                           | 0              | -49                  |
| その他                                 | 0                                    | 85                   | 0                           | 8              | 93                   |
| 2013年12月31日現在残高                     | -2,457<br>( / 3,038)                 | 54,719<br>( /67,660) | 0<br>( /0)                  | 247<br>( /305) | 54,966<br>( /67,965) |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 4,380                                | 6,043                | 0                           | 54             | 6,097                |
| 普通株式の発行                             | 0                                    | 8,508                | 0                           | 0              | 8,508                |
| 現金配当の支払                             | 0                                    | -765                 | 0                           | -4             | -769                 |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                                    | 0                    | 0                           | 0              | 0                    |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                                    | 5                    | 0                           | 0              | 5                    |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                                    | -103                 | 0                           | 0              | -103                 |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0                                    | 840                  | 0                           | 0              | 840                  |
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0                                    | -32                  | 0                           | 0              | -32                  |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0                                    | 0                    | 0                           | 0              | 0                    |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0                                    | 0                    | 0                           | 0              | 0                    |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0                                    | -65                  | 0                           | 0              | -65                  |
| 自己株式の購入                             | 0                                    | -9,187               | 0                           | 0              | -9,187               |
| 自己株式の売却                             | 0                                    | 8,352                | 0                           | 0              | 8,352                |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0                                    | -6                   | 0                           | 0              | -6                   |
| その他                                 | 0                                    | 41                   | 4,619 <sup>4</sup>          | -44            | 4,616                |
| 2014年12月31日現在残高                     | 1,923<br>( /2,378)                   | 68,351<br>( /84,516) | 4,619<br>( /5,711)          | 253<br>( /313) | 73,223<br>( /90,540) |
| 包括利益合計、税引後 <sup>1</sup>             | 2,481                                | -4,313               | 0                           | 45             | -4,269               |
| 普通株式の発行                             | 0                                    | 0                    | 0                           | 0              | 0                    |
| 現金配当の支払                             | 0                                    | -1,034               | 0                           | -10            | -1,044               |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引後               | 0                                    | -228                 | 0                           | 0              | -228                 |
| 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引後              | 0                                    | -10                  | 0                           | 0              | -10                  |
| 報告期間中の株式報奨の純変動                      | 0                                    | -80                  | 0                           | 0              | -80                  |
| 株式を基礎とした報酬制度に基づく自己株式の分配             | 0                                    | 880                  | 0                           | 0              | 880                  |

|                                     |           |            |                 |         |            |
|-------------------------------------|-----------|------------|-----------------|---------|------------|
| 株式を基礎とした報酬制度に係るタックス・ベネフィット          | 0         | 0          | 0               | 0       | 0          |
| 自己普通株式購入義務振替額の増加                    | 0         | 0          | 0               | 0       | 0          |
| 自己普通株式購入義務振替額の減少                    | 0         | 0          | 0               | 0       | 0          |
| オプション・プレミアムおよび普通株式に係るオプションによるその他の影響 | 0         | -34        | 0               | 0       | -34        |
| 自己株式の購入                             | 0         | -9,177     | 0               | 0       | -9,177     |
| 自己株式の売却                             | 0         | 8,295      | 0               | 0       | 8,295      |
| 自己株式売却に係る純利得（損失）                    | 0         | -3         | 0               | 0       | -3         |
| その他                                 | 0         | 33         | 56 <sup>5</sup> | -17     | 72         |
| 2015年12月31日現在残高                     | 4,404     | 62,678     | 4,675           | 270     | 67,624     |
|                                     | ( /5,446) | ( /77,501) | ( /5,781)       | ( /334) | ( /83,617) |

- 1 確定給付制度に係る再測定利得（損失）、税引前を除く。
- 2 持分法適用投資による未実現純利得（損失）を除く。
- 3 ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して資本に分類されるその他Tier 1ノードを含む。
- 4 その他の資本構成要素の発行、購入および売却による収入（純額）を含む。
- 5 その他の資本構成要素の買入および売却による収入（純額）を含む。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

| 単位：百万ユーロ（億円）                               | 2015年度                | 2014年度              | 2013年度              |
|--|-----------------------|---------------------|---------------------|
| 当期純利益（損失）                                  | -6,772<br>( / 8,374)  | 1,691<br>( / 2,091) | 681<br>( / 842)     |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー：                          |                       |                     |                     |
| 当期純利益を営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正：          |                       |                     |                     |
| 信用リスク引当金繰入額                                | 956                   | 1,134               | 2,065               |
| 再構築費用                                      | 710                   | 133                 | 399                 |
| 売却可能金融資産、持分法適用投資およびその他の売却益                 | -430                  | -391                | -493                |
| 繰延法人所得税、純額                                 | -987                  | 673                 | -179                |
| 減損、減価償却およびその他の償却、および評価増                    | 8,908                 | 4,567               | 2,443               |
| 持分法適用会社の純利益に対する持分                          | -708                  | -569                | -433                |
| 非資金損益項目等調整後利益                              | 1,677<br>( / 2,074)   | 7,238<br>( / 8,950) | 4,483<br>( / 5,543) |
| 営業資産および負債の純変動に関する調整：                       |                       |                     |                     |
| 中央銀行および中央銀行以外の銀行への利付定期預金 <sup>1</sup>      | 30,096                | 8,959               | 55,515              |
| 中央銀行ファンド貸出金、売却条件付買入有価証券、借入有価証券             | -10,108               | 5,450               | 11,267              |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産             | 12,935                | 70,639              | -27                 |
| 貸出金  | -14,015               | -26,909             | 16,007              |
| その他の資産                                     | 26,756                | -28,812             | 12,048              |
| 預金   | 26,537                | 1,551               | -42,281             |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債および投資契約負債    | 6,101                 | -54,334             | -18,558             |
| 中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券             | -1,120                | -2,963              | -23,080             |
| その他の短期借入金                                  | -16,149               | -17,875             | -9,529              |
| その他の負債                                     | -14,177               | 22,183              | -17,625             |
| 優先長期債務                                     | 13,536                | 14,315              | -22,056             |
| トレーディング資産および負債、デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価、純額 | 13,788                | 4,288               | 38,013              |
| その他、純額                                     | -8,605                | -1,678              | 3,007               |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー                           | 67,252<br>( / 83,157) | 2,052<br>( / 2,537) | 7,184<br>( / 8,883) |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー：                          |                       |                     |                     |
| 収入：  |                       |                     |                     |
| 売却可能金融資産の売却                                | 18,027                | 11,974              | 18,054              |
| 売却可能金融資産の満期償還                              | 3,986                 | 8,745               | 11,564              |
| 持分法適用投資の売却                                 | 165                   | 124                 | 76                  |
| 土地建物および設備の売却                               | 272                   | 133                 | 137                 |
| 購入：  |                       |                     |                     |
| 売却可能金融資産                                   | -29,665               | -34,158             | -31,588             |
| 持分法適用投資                                    | -95                   | -78                 | -21                 |
| 土地建物および設備                                  | -432                  | -669                | -513                |
| 企業結合 / 事業売却による純資金受取（支出）額                   | 555                   | 1,931               | -128                |
| その他、純額                                     | -1,055                | -826                | -596                |

|  |              |             |             |
|--|--------------|-------------|-------------|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー   | -8,242       | -12,824     | -3,015      |
|  | ( / 10,191)  | ( / 15,857) | ( / 3,728)  |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー：  |              |             |             |
| 劣後長期債務の発行  | 2,942        | 101         | 1,217       |
| 劣後長期債務の返済および償還   | -2,043       | -3,142      | -2,776      |
| 信託優先証券の発行  | 788          | 49          | 11          |
| 信託優先証券の返済および償還 <sup>2</sup>  | -5,114       | -2,709      | -49         |
| 増資   | 0            | 8,508       | 2,961       |
| 自己株式の購入  | -9,177       | -9,187      | -13,648     |
| 自己株式の売却  | 8,316        | 8,318       | 12,494      |
| その他の資本構成要素（AT 1）の発行  | 0            | 4,676       | 0           |
| その他の資本構成要素（AT 1）の購入  | -407         | -921        | 0           |
| その他の資本構成要素（AT 1）の売却  | 442          | 888         | 0           |
| その他の資本構成要素に係るクーポン、税引前  | -269         | 0           | 0           |
| 非支配持分への配当の支払   | -10          | -4          | -13         |
| 非支配持分の純変動  | -17          | -17         | 23          |
| 現金配当の支払  | -1,034       | -765        | -764        |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー   | -5,583       | 5,795       | -544        |
|  | ( / 6,903)   | ( / 7,166)  | ( / 673)    |
| 現金および現金同等物に対する為替レート変動の純影響  | 94           | 897         | -907        |
|  | ( / 116)     | ( / 1,109)  | ( / 1,122)  |
| 現金および現金同等物の純増加（減少）   | 53,521       | -4,080      | 2,718       |
| 現金および現金同等物、期首残高  | 51,960       | 56,041      | 53,321      |
| 現金および現金同等物、期末残高  | 105,478      | 51,960      | 56,041      |
| 営業活動によるキャッシュ・フローは以下を含む   |              |             |             |
| 法人所得税支払（還付）額、純額  | 902          | 377         | 742         |
| 利息支払額  | 10,608       | 11,423      | 10,687      |
| 利息および配当受取額   | 26,177       | 25,404      | 25,573      |
| 現金および現金同等物の構成要素  |              |             |             |
| 現金および中央銀行預け金（中央銀行への利付定期預金を含んでいない） <sup>1</sup>   | 94,923       | 47,169      | 49,146      |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）（2015年12月31日現在4,304百万ユーロ、2014年12月31日現在31,612百万ユーロおよび2013年12月31日現在39,097百万ユーロの定期預金を含んでいない） <sup>1</sup> | 10,555       | 4,791       | 6,895       |
| 合計   | 105,478      | 51,960      | 56,041      |
|  | ( / 130,424) | ( / 64,249) | ( / 69,295) |

- 1 2015年度において、比較数値は修正再表示されている。詳細は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り-重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。
- 2 2014年度の比較数値は、信託優先証券の返済を反映して修正再表示されている。

添付の注記は、連結財務諸表の不可欠な一部である。

[次へ](#)



## 連結財務諸表に対する注記

01 -

## 重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り

## 会計の基本的事項

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト(以下「ドイツ銀行」または「親会社」という。)はドイツ連邦共和国の法律に基づいて設立された株式会社である。ドイツ銀行およびドイツ銀行が支配的財務持分を有するすべての事業体(以下「当行グループ」という。)は、あらゆる範囲の法人・機関投資家向けバンキング、個人顧客向けおよび資産運用の商品およびサービスを世界的規模で提供している。

添付の連結財務諸表は当行グループの表示通貨であるユーロで表示されている。百万ユーロ単位で表示されているすべての財務情報は、百万単位未満を四捨五入している。当連結財務諸表は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表し、欧州連合(以下「EU」という。)が承認した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。当行グループのIFRSの適用にあたり、IASBが公表したIFRSとEUが承認したIFRSとの間に差異は生じない。

取締役会報告書に組み込まれたIFRSに基づく開示の一部は連結財務諸表の不可欠な一部である。これらの開示には、取締役会報告書の経営および財務の概況に記載されたIFRS第8号「事業セグメント」に基づく、セグメント別の経営成績および純収益の内訳の全社的開示が含まれている。また、リスク・レポートには、IFRS第7号「金融商品：開示」で要求される金融商品から生じるリスクの性質および範囲に関する開示、IAS第1号「財務諸表の表示」に基づき要求される資本の開示ならびにIFRS第4号「保険契約」に記載された保険契約に関連する開示が含まれている。これらの監査済の開示は、取締役会報告書の余白における角括弧(本書では『 』で表示されている。)により識別される。

## 重要な見積りの変更および表示の変更

## 現金および銀行預け金ならびに利付銀行預け金

2015年度第4四半期において、当行グループは、主に現金および無利息預金を含んでいた「現金および銀行預け金」ならびに「利付銀行預け金」の貸借対照表上の表示を、当行グループの規制上の報告により整合するように変更した。過年度において報告された残高は、現在、当行グループの連結貸借対照表において、「現金および中央銀行預け金」ならびに「インターバンク預け金(中央銀行以外)」として表示されている。この変更は、当行グループが過年度に利付預金および無利息預金として区別していたものについて、中央銀行および中央銀行以外の銀行への預け金に関する規制上の報告を反映している。当行グループの2014年度の連結貸借対照表および関連する注記の開示における比較情報は、この変更を反映して修正再表示されている。この表示の変更が2014年度および2015年度の当行グループの連結財務諸表にもたらした影響は他にはない。

## 決定的に重要な会計上の見積り

IFRSに基づく財務諸表の作成には、一定の種類の資産および負債に関して、経営陣による見積りおよび仮定が必要である。これらの見積りおよび仮定は、貸借対照表日現在の資産・負債の報告金額および偶発資産・偶発負債の開示内容ならびに報告期間中の収益・費用の報告金額に影響を与える。実際の結果は経営陣の見積りとは異なることがある。当行グループの重要な会計方針は「重要な会計方針」に記載されている。

当行グループの会計方針の一部は、複雑で主観的な判断および仮定の使用を要する決定的に重要な会計上の見積りを必要としており、その中には本質的に不確実で変更が生じやすい事項を対象とするものもある。このような決定的に重要な会計上の見積りは、每期変動し、当行グループの財政状態、財政状態の変動または経営成績に重要な影響を及ぼす可能性がある。また、決定的に重要な会計上の見積りには、当期において経営陣が別の見積りを用いることが合理的に可能であったものも含まれる。当行グループが識別した、決定的に重要な会計上の見積りを含む重要な会計方針は以下のとおりである。

- 関連会社の減損(以下の「関連会社」を参照。)
- 売却可能金融資産の減損(以下の「金融資産および負債 - 売却可能として分類された金融資産」を参照。)
- 公正価値の決定(以下の「金融資産および負債 - 公正価値の決定」を参照。)
- 取引日利益の認識(以下の「金融資産および負債 - 取引日利益の認識」を参照。)
- 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額(以下の「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」を参照。)
- のれんおよびその他の無形資産の減損(以下の「のれんおよびその他の無形資産」を参照。)
- 繰延税金資産の認識および測定(以下の「法人所得税」を参照。)
- 法律上/規制上の偶発事象および不確実な税務ポジションに関する会計処理(以下の「引当金」を参照。)

## 重要な会計方針

当行グループの重要な会計方針は以下に記載する通りである。前述の場合を除き、これらの方針は、2013年度、2014年度および2015年度に一貫して適用されている。

## 連結の原則

当連結財務諸表中の財務情報は、親会社であるドイツ銀行AGと、一定のストラクチャード・エンティティを含むその連結対象の子会社とを併せ、単一の経済単位として表示した財務情報を含んでいる。

## 子会社

当行グループの子会社は、当行グループが直接的または間接的に支配している事業体である。事業体に対する支配は、事業体への関与により当行グループがさらされる変動リターンに影響を及ぼすようにパワーを用いる当行グループの能力によって証明される。

当行グループは、様々な動機のために、ストラクチャード・エンティティのスポンサーとなったり、第三者がスポンサーのストラクチャード・エンティティと関わりを持ったりしている。その動機には、顧客に別個の法的事業体への投資保有を可能とするため、顧客にオルタナティブ資産への共同投資を可能とするため、資産証券化取引のため、信用保全商品の売買のため等が含まれる。

当行グループは、事業体の連結の要否を判断するに当たり、以下の様々な支配要因を評価する。

- 事業体の目的および設計
- 関連性のある活動およびこれらがどのように決定されるか
- 当行グループの権利により関連性のある活動を指図する能力が生じるか否か
- 当行グループが変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有しているか否か
- 当行グループがそのリターンの額に影響を及ぼすようにそのパワーを用いる能力を有しているか否か

議決権が実質的なものであり、当行グループが直接的または間接的に事業体の議決権の過半数を保有している場合、支配を有しているとみなされる。ただし、他の投資者が単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している証拠がある場合を除く。

実質的とみなされる潜在的な議決権も支配を評価する際に検討される。

また、同様に当行グループは、議決権の過半数を支配していないが単独で関連性のある活動を指図する実質的な能力を有している場合の支配の存在を評価している。これは、株式の保有の規模および分散により、当行グループが投資先の活動を指図する能力を有する状況において生じる可能性がある。

子会社は、当行グループに支配が移転した日から連結され、支配が終了した日から連結除外とされる。

当行グループは、少なくともすべての四半期報告日において連結の状況を再評価する。したがって、1つ以上の支配要因の変動につながるすべての構造変動の発生時に再評価が要求される。これは、意思決定権の変更、契約上の取決めの変更、財務上、所有権または資本構造の変更および当初の文書化において予想されていたトリガー事象に伴う変更を含んでいる。

連結会社間の取引高、残高、およびグループ会社間の取引に係る未実現利得はすべて、連結に当たり相殺消去されている。

また、連結目的上、全グループを通じて一貫した会計方針が適用されている。子会社株式の第三者に対する発行は、非支配持分として扱われている。非支配持分に帰属する利益または損失は、連結損益計算書および連結包括利益計算書上、区分して報告されている。

当行グループは子会社の支配の喪失日に、a)当該子会社の資産（帰属するのれんを含む。）および負債につき、その帳簿価額で認識の中止を行い、b)元子会社に対する非支配持分の帳簿価額について認識の中止を行い、c)受取対価の公正価値および子会社株式の分配を認識し、d)元子会社に対する残存投資をその公正価値で認識し、e)上記項目の結果として生じた差額を利得または損失として損益計算書に認識する。当該子会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額はすべて、連結損益計算書に振り替えられるか、または他のIFRSで要求される場合は利益剰余金に直接振り替えられる。

## 関連会社

関連会社は、企業の経営および財務の方針に関する経営管理上の意思決定に対して、当行グループが重要な影響力を有するが、支配的持分は有しない企業である。一般的に、当行グループが議決権の20%から50%を保有する場合には重要な影響力があると推定される。現時点で行使可能または転換可能となっている潜在的議決権の存在および影響は、当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮される。当行グループが重要な影響力を有しているか否かの評価に当たり考慮されるその他の要因には、取締役会(ドイツの株式会社の場合は監査役会)への役員の派遣および重要な会社間取引がある。これらの要因が存在する場合には、特定の投資について、当行グループの投資が議決権株式の20%未満であったとしても持分法による会計処理の適用が要求されることがある。

関連会社に対する投資は、持分法により会計処理される。関連会社の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正され、連結損益計算書において持分法適用投資による純利益（損失）として報告されている。連結会社間の売上から生じる関連会社の純損益に対する当行グループの持分は、連結に当たり相殺消去される。

当行グループが以前にある企業に対する資本持分を（例えば、売却可能として）保有しており、後に重要な影響力を獲得した場合、以前に保有していた資本持分は公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には連結損益計算書

に認識される。当該資本持分に関連して以前にその他の包括利益に認識された金額はすべて、当行グループが重要な影響力を獲得した日に、あたかも当行グループが以前に保有していた資本持分を処分したかのように連結損益計算書に振り替えられる。

持分法による会計処理では、関連会社および共同支配企業に対する当行グループの投資は、当初、取得原価（関連会社の取得において発生した、直接関連する取引コストを含む。）で計上された後、取得後の関連会社または共同支配企業の純利益（または損失）および関連会社または共同支配企業の資本に直接計上されたその他の変動の両方に対する当行グループの比例按分持分を反映して、増額（または減額）される。関連会社または共同支配企業の取得に伴い生じたのれんは、当該投資の帳簿価額（減損損失累計額を控除後）に含められる。のれんは個別に報告されないため、特に減損テストは行われない。しかし、持分法適用投資全体に関しては各貸借対照表日に減損テストが行われる。

減損の客観的な証拠がある場合、投資の回収可能価額（使用価値と売却コスト控除後の公正価値の高い方）と帳簿価額を比較することにより、減損テストが行われる。過去の期間に認識された減損損失は、最後に減損損失が認識された以後、投資の回収可能価額の決定に使用された見積りの変更があった場合にのみ戻し入れられる。その場合、投資の帳簿価額が高い方の回収可能価額に増額される。

当行グループは、関連会社または共同支配企業に対する重要な影響力を喪失した日に、当該持分法適用投資の処分に係る利得または損失（残存投資の公正価値および関連会社の処分による収入の合計金額と当該投資の帳簿価額との差額に相当）を認識する。当該関連会社に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、投資先が関連資産または負債を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で会計処理される。

決定的に重要な会計上の見積り：減損の客観的な証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損の見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループではこれを、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。

#### 外貨換算

当連結財務諸表は、当行グループの表示通貨であるユーロで作成されている。当行グループでは多様な事業体が異なる機能通貨を用いている。機能通貨とは、その事業体が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。

個々の事業体は、外貨建ての収益、費用、利得および損失を、認識日の為替レートを用いて、機能通貨で計上する。

個々の事業体の機能通貨以外の通貨建ての貨幣性資産および負債は、期末の決算日レートにより換算される。これらの項目の換算および決済の結果生じる外国為替差損益は、換算金額を当該貨幣性資産および負債をヘッジする外貨関連取引（デリバティブ）から認識される金額と紐付けするために、連結損益計算書上、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）として認識される。

取得原価で測定される非貨幣性項目は、過去の取引日レートにより換算される。純損益を通じて公正価値で計上する非貨幣性項目に係る換算差額は、純損益に認識される。売却可能な非貨幣性項目（持分証券）に係る換算差額は、その他の包括利益に含められ、当該非貨幣性項目の売却時に、全体の売却損益の一部として連結損益計算書に認識される。

表示通貨への換算目的上、在外営業活動体の資産、負債および資本は期末の決算日レートで換算され、損益項目は取引日レートまたは、実際レートに近似していれば平均為替レートでユーロに換算される。在外営業活動体の換算に伴い生じる為替差額は、その他の包括利益に含められる。在外子会社に関しては、為替差額のうち非支配持分に帰属する部分は、非支配持分に認識される。

（その営業に対する支配または重要な影響力の喪失を伴う）在外子会社および在外関連会社の処分時に、その他の包括利益に認識されていた累積為替差額の全額は、純損益に振り替えられる。

支配の喪失を伴わない在外子会社の部分的な処分においては、当該処分が所有者との取引とみなされることから、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から非支配持分に振り替えられる。重要な影響力の喪失を伴わない関連会社の部分的な処分においては、累積為替差額の比例持分はその他の包括利益から純損益に振り替えられる。

#### 利息、手数料およびフィー

収益は、収益の額および関連する原価を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益の実現する可能性が高く、かつその取引の進捗度を信頼性をもって測定できる時に認識される。この概念は、当行グループの重要な収益創出活動に対して、以下のように適用される。

純利息収益 - すべての利付資産および負債からの利息は、実効金利法を用いて、純利息収益として認識される。実効金利法とは、将来キャッシュ・フローの見積額を使用して、金融資産または金融負債の償却原価を計算し、利息収益または費用を適切な期間にわたり配分する方法である。この計算に使用される将来キャッシュ・フローの見積額には、当該資産または負債に関する契約条件により決定されるキャッシュ・フロー、その実効金利の不可欠な一部と判断されたすべてのフィー、直接的増分取引コスト、およびその他のすべてのプレミアムまたはディスカウントが含まれる。

貸出金や売却可能負債証券といった金融資産に係る減損損失がいったん認識されると、その商品の契約条件に基づく利息の発生計上は停止されるが、利息収益は、減損損失を測定する目的で将来キャッシュ・フローを割り引くために使用した金利に基づいて認識される。貸出金の場合、この金利は当初の実効金利である。売却可能負債証券の場合、減損が公正価値に対して測定されることから、減損が発生するたびに新たな実効金利が設定されるため、この金利は現行市場金利に基づく。

手数料およびフィー収益 - フィー収益（手数料を含む。）の認識は、当該フィーを請求する目的および関連する金融商品の会計処理方法によって決定される。関連する金融商品がある場合、当該金融商品の実効金利の不可欠な一部であるフィーは、実効利回りの計算に含まれている。しかし、金融商品を純損益を通じて公正価値で計上する場合には、公正価値の決定に使用される重要な観察不可能な入力値がないことを条件に、関連するフィーは、当該商品の当初認識時に純損益に認識される。特定のサービス期間にわたって提供するサービスにより稼得されるフィーは、当該サービス提供期間にわたり認識される。特定のサービスの完了または重要事象により稼得されるフィーは、サービスの完了または事象の発生時に認識される。

純損益を通じて公正価値で会計処理されないコミットメントに関連する貸出コミットメント・フィーは、当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が低い場合には、当該コミットメントの期間にわたり、手数料およびフィー収益に認識される。当行グループが個別の貸出契約を締結する可能性が高い場合には、当該貸出コミットメント・フィーは貸出開始時まで繰り延べられ、当該貸出金の実効金利の調整額として認識される。

実績連動のフィーまたはフィー要素は、当該実績基準が満たされた時に認識される。

以下のフィー収益は、その大部分が、一定期間にわたって提供するサービスにより稼得される：投資信託運用管理フィー、信託フィー、保管フィー、ポートフォリオおよびその他の運用管理およびアドバイザー・フィー、信用関連フィー、ならびに手数料収益。その大部分が取引タイプのサービスの提供により稼得されるフィーには、引受フィー、コーポレート・ファイナンス・フィーおよびブローカー・フィーが含まれる。

フィー収益の創出に直接関連する増分費用は、手数料およびフィー収益に純額で表示される。

複合的なサービスまたは商品に関する契約 - 当行グループが一相手先に対して複合的な商品、サービスまたは権利を提供する契約をしている場合、収益認識目的上、フィー全体を契約の別々の構成要素に割り当てるべきか否かに関して評価が行われる。当該評価は、契約のその他の観点において当行グループの継続的関与が引渡済の項目に必要なことを確認するため、引渡済の項目またはサービスの価値を考慮する。当該評価は、未引渡の項目の価値も評価し、引渡済の項目について返品権がある場合には、残りの項目またはサービスの将来の引渡可能性を評価する。契約を別々の構成要素として考えることが適切と判断された場合には、受取金額は各構成要素の相対的価値に基づいて割り当てられる。

引渡済の項目の価値について客観的で信頼できる証拠がない場合、または個別の項目について公正価値による認識が要求されている場合には残差法が使用される。残差法は、引渡済の構成要素の認識金額を、適切な収益金額をその他の全構成要素に対して割り当てた後の残額として計算する。

## 金融資産および負債

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能（以下「AFS」という。）金融資産ならびにその他の金融負債である。金融資産および負債の適切な分類は、当初認識時または連結貸借対照表内での分類変更時に決定される。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融商品およびAFSとして分類された金融資産については、取引日に認識または認識中止される。取引日とは、当行グループが資産の購入または売却あるいは金融負債の発行または買戻しを確約した日である。

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。関連する実現および未実現損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得(損失)に含められる。トレーディング貸出金や負債証券といった利付資産に係る利息および資本性金融商品に係る配当は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品の利息および類似収益に表示される。

トレーディング資産および負債 - 金融商品は、短期の売却または買戻しを主な目的として組成、取得または負担された場合、または、識別された金融商品からなるポートフォリオの一部を構成し、当該ポートフォリオが一体として運用管理され、かつ最近の実績として短期利益獲得パターンを示す証拠がある場合に、トレーディング目的保有として分類される。トレーディング資産には、負債証券および持分証券、トレーディング目的で保有するデリバティブ、コモディティならびにトレーディング

貸出金が含まれている。これには、当行グループのコモディティ・トレーディング事業が保有する実物商品が、売却コスト控除後の公正価値で含まれている。トレーディング負債は主にデリバティブ負債およびショート・ポジションからなる。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品 - トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されるには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしてはならない。(1)その指定により、測定上または認識上の不一致が解消または著しく減少する、(2)金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3)その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる(ただし、以下の場合は除く。(a)当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b)ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかな場合。)。さらに、当行グループは、信頼できる公正価値の見積りが入手可能な金融商品についてのみ、公正価値オプションを指定することを認めている。公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債には、レポおよび逆レポ、一定の貸出金および貸出コミットメント、負債証券および持分証券ならびに仕組み債の負債が含まれている。

#### 貸出コミットメント

一定の貸出コミットメントは、トレーディング目的で保有するデリバティブとして分類されているか、または公正価値オプションに基づき、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。その他のすべての貸出コミットメントはオフバランス項目のままである。したがって、当行グループは、これらのオフバランスの貸出コミットメントに関して、市場金利またはクレジット・スプレッドの変動から生じる公正価値の変動を認識および測定していない。しかし、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」で明示されているように、これらのオフバランスの貸出コミットメントについては個別に(必要に応じて集的に)減損の評価を行っている。

#### 貸出金

貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、公正価値を表すその取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引コストおよびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価(減損控除後)で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質(発生損失を含む。)を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。取得日後、当行グループは「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載されている方針に従って、減損の客観的証拠があるか否かを評価する。貸出金に減損が生じていると判断された場合には、貸倒引当金が認識され、対応する額は連結損益計算書の信用リスク引当金繰入額科目に借方計上される。当初認識後に設定されたこのような貸倒引当金の戻入は、当行の信用リスク引当金繰入額の科目に含まれている。損失引当金が計上されていなかったこれらの貸出金の信用の質がその後改善した場合には、現在の帳簿価額の修正を通じて即時に認識され、対応する利得が利息収益に認識される。

#### 売却可能として分類された金融資産

純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、AFSとして分類される。AFSとして分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。AFSとして分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、その他の包括利益に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。AFSとして分類された貨幣性金融資産(負債性金融商品)については、外国為替レートの変動に関連する帳簿価額の変動は連結損益計算書に認識され、その他の帳簿価額の変動は、上述のとおり、その他の包括利益に認識される。AFSとして分類された非貨幣性項目の金融資産(資本性金融商品)については、関連する外国為替部分も、その他の包括利益に認識される損益に含まれる。

AFSとして分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。AFSとして分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。

減損の証拠がある場合、以前その他の包括利益に認識された金額は、当期の連結損益計算書に認識され、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。この当期の減損損失は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前連結損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。

AFS負債証券に減損が生じた場合、その後の公正価値の下落は、更なる減損とみなされるため、連結損益計算書に認識される。その後の公正価値の上昇についても、当該資産がもはや減損していないとみなされるまでは、連結損益計算書に認識される。AFS負債証券の公正価値が少なくとも償却原価まで回復した場合、当該証券はもはや減損したとはみなされず、その後の公正価値の変動はその他の包括利益に報告される。

AFSとして分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は連結損益計算書を通じては行われず、減損計上後の公正価値の増加額は、その他の包括利益に認識される。

実現損益は、売却可能金融資産に係る純利得（損失）に計上される。金融資産の原価の算定には通常、加重平均原価法が使用される。その他の包括利益に計上された未実現損益は、売却可能資産の処分時において連結損益計算書に振り替えられ、売却可能金融資産に係る純利得（損失）として報告される。

決定的に重要な会計上の見積り - 減損の客観的証拠が存在するか否かの評価には、経営陣による重要な判断が要求され、減損のための見積りは、発生が不確かな将来の事象を基礎として每期変動する可能性があるため、当行グループでは売却可能として分類された金融資産の減損を、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。追加情報については、注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」を参照のこと。

#### 金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。

金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から負担した取引コストを控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

#### 金融資産の分類変更

当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」（トレーディング資産）または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

#### 金融商品の相殺

現時点で、認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を当行グループが有しており、かつ、純額で決済するかまたは資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有する場合にのみ、金融資産と金融負債は相殺され、純額で連結貸借対照表に表示される。認識された金額を相殺する法的権利は、通常の事業過程ならびに当行グループおよびその相手先の債務不履行、支払不能および破産が生じた場合の両方において法的強制力がなければならぬ。他のすべての場合には総額で表示され

る。金融資産と金融負債が連結貸借対照表上相殺される場合、適用される会計基準により特に禁止されていない限り、関連する収益および費用項目もまた連結損益計算書上相殺される。

当行グループが適用した相殺の大部分は、デリバティブならびにレボおよび逆レボに関連している。相殺の大部分は、金利デリバティブおよび関連する委託証拠金残高に適用される。これらは、ロンドン清算機関等の中央清算機関を通じて清算されている。また、当行グループは相殺する権利を有しており、純額で決済するか、資産の回収と負債の決済を同時に実行する意思を有しているレボと逆レボを相殺している。詳細な情報については注記18「金融資産と金融負債の相殺」を参照のこと。

#### 公正価値の決定

公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の独立第三者間取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格として定義されている。活発な市場で取引されている商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引の価格を示している場合には、その相場価格を使用して決定される。当行グループは、以下の条件を満たした場合に、正味リスク・エクスポージャーに基づき金融資産および金融負債の一定のポートフォリオを測定している。

金融資産および金融負債のグループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、特定の市場リスク（または複数の市場リスク）または特定の相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーに基づき管理されている。

公正価値が経営幹部に対して提供されている。

金融資産および金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されている。

このポートフォリオの評価アプローチは、当行グループがマーケット・リスクおよび相手先の信用リスクに対する正味エクスポージャーを管理する方法と整合している。

決定的に重要な会計上の見積り - 活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、当行グループは評価技法を使用して商品の公正価値を設定している。このため、評価技法へのパラメータ入力値は、可能な場合には、活発な市場で取引される関連のある商品の価格から算出された観察可能なデータに基づく。これらの評価技法は、ある程度の経営陣の見積りおよび判断を必要としており、その程度は商品または市場の価格の透明性および商品の複雑性に左右される。

公正価値を見積る際に、経営陣の判断が下される必要がある。経営陣の重要な判断が要求される分野は、識別、文書化され、評価統制プロセスおよび標準的な月次報告サイクルの一環として上級管理職に対して報告される。専門家モデル検証および評価統制グループは、主観および判断の分野に注意を払っている。

活発な市場における相場がある金融商品の公正価値の設定に要求される経営陣の判断の度合いは僅かである。同様に、業界全体で標準的であり、かつ、すべてのパラメータ入力値が活発な市場において相場がある場合の評価モデルを使用して評価される商品については、主観または判断はほとんど要求されない。

要求される主観レベルおよび経営陣の判断の程度は、専門的で洗練されたモデルを使用して評価される金融商品および一部または全部のパラメータ入力値の流動性が低いまたは観察可能性が低い金融商品については、より重要である。経営陣の判断は、適切なパラメータ、仮定およびモデリング技法の選択および適用において要求される。特に、データが頻度の低い市場取引から入手される場合、外挿法および内挿法が適用されなければならない。特定の商品に関する市場データが入手不可能である場合、価格決定のための入力値は、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価すること、ならびに、評価対象の実際の金融商品および現在の市況を反映させるための適切な調整を行うことにより決定される。異なる評価技法により金融商品の公正価値に幅が生じる可能性がある場合、経営陣は、公正価値を適切に表す当該見積りの範囲内のポイントを決定しなければならない。さらに、一定の評価調整は、公正価値を決定するために経営陣の判断を要求する場合がある。

IFRSの下では、公正価値で計上される金融資産および負債は、その公正価値の決定に用いた評価方法への入力値に従って開示することが要求される。具体的には、活発な市場における相場価格（レベル1）を用いて評価したもの、観察可能なパラメータに基づく評価技法（レベル2）を用いて評価したもの、および重大な観察可能でないパラメータを使用した評価技法（レベル3）を用いて評価したものに区分することが要求される。経営陣の判断は、一定の金融商品をどの分類に割当てるべきかの判定において要求される。これは特に、評価が多数のパラメータにより決定され、その一部は観察可能だがその他は観察不可能な場合に生じる。さらに、金融商品の分類は、市場の流動性およびそれによる価格の透明性の変化を反映するために、時間の経過とともに変更される可能性がある。

当行グループは、観察不可能なパラメータに代えて合理的に考え得る代替値を使用することによりレベル3の金融商品に与える影響についての感応度分析を提供している。合理的に考え得る代替値の決定には、経営陣の重要な判断が要求される。

償却原価で測定された金融商品（貸出金、預金および長短期の発行債務を含む。）について、当行グループは公正価値を開示している。一般に、これらの金融商品についてはトレーディング活動が限定的かまたは存在しないため、その公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

公正価値の決定に関する評価手法および評価統制ならびに定量的開示の詳細については、注記14「公正価値で計上される金融商品」および注記15「公正価値で計上されない金融商品の公正価値」を参照のこと。

## 取引日利益の認識

評価技法で使用された重要な入力値に観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、評価技法により示された取引日現在の利益は繰り延べられる。

繰延金額は、取引日から市場が観察可能となると見込まれる日までの期間または取引の約定期間（いずれか短い方）にわたり、系統的な方法を用いて認識される。市場の推移または商品自体が満期に近づくにつれて変動する商品の経済的プロファイルおよびリスク・プロファイルを反映するため、このような手法が使用される。取引日繰延利益の残額は、取引が観察可能となるか、または当行グループが商品のリスクを実質的に取り除く相殺取引を締結した時に連結損益計算書に認識される。取引日損失が生じる稀な状況では、損失が発生した可能性が高く、かつ損失金額を信頼性をもって見積ることが可能な範囲に限って、取引開始時に損失が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 経営陣の判断は、評価技法に重要で観察不可能な入力値があるか否かの判定において要求される。繰り延べ後に当該取引日利益の認識を決定する際には、パラメータの観察可能性および/またはリスクの軽減を裏付ける、その時点での最新の事実および状況に関する慎重な評価が要求される。

## デリバティブおよびヘッジ会計

デリバティブは、金利リスク、為替リスク、信用リスクおよびその他の市場価格リスクに対するエクスポージャー（予定取引から生じるエクスポージャーを含む。）を管理するために使用されている。会計目的上デリバティブとみなされるすべての独立した契約は、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で連結貸借対照表に計上される。

トレーディング目的で保有するデリバティブに係る公正価値の変動は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に含まれる。

## 組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体が純損益を通じて公正価値で測定するものとして計上されていない場合には、当該組込デリバティブは区分して公正価値で計上され、その利得および損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識される。主契約については引続き、適切な会計基準に従って会計処理される。組込デリバティブの帳簿価額は、主契約と同一の連結貸借対照表科目に計上される。一定のハイブリッド商品は、公正価値オプションを使用して、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

## ヘッジ会計

会計目的上、ヘッジには3種類ある。それは(1)資産、負債または未認識の確定コミットメントの公正価値変動のヘッジ（公正価値ヘッジ）、(2)可能性が非常に高い予定取引および変動利付資産・負債からの将来キャッシュ・フロー変動のヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ）および(3)在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の表示通貨へ換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）である。

ヘッジ会計が適用される場合、当行グループは、ヘッジ手段とヘッジ対象項目との関係、ヘッジ取引実行のリスク管理目的および戦略ならびにヘッジされるリスクの性質を指定し文書化する。この文書化には、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象項目の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するヘッジ手段の有効性を、当行グループがどのように評価するかに関する記述が含まれる。ヘッジの有効性は、ヘッジの開始時および各ヘッジ関係の期間全体を通じて評価される。デリバティブおよびヘッジ対象項目の契約条件が一致している場合でも、ヘッジの有効性を常に評価する。

ヘッジ手段であるデリバティブは、その他の資産およびその他の負債として計上される。デリバティブがその後ヘッジ関係から指定解除された場合は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に振り替えられる。

公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産、負債もしくは未認識の確定コミットメントまたはそれらの一部分の公正価値の変動は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに連結損益計算書に認識される。金利リスクをヘッジする場合、デリバティブおよびヘッジ対象項目の両方に係る発生したまたは支払われた利息は、利息収益または利息費用に計上され、ヘッジ会計の公正価値の修正による未実現損益は、その他の収益に報告される。AFS有価証券の外国為替リスクをヘッジする場合も、当該証券の外国為替エクスポージャーに関連する公正価値の修正額は同様に、その他の収益に計上される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジ手段の公正価値の変動と、ヘッジされたリスクに関連した市場金利または価格の変動によるヘッジ対象項目の公正価値の変動の純影響額として測定される。



デリバティブが終了したか、ヘッジ関係が指定解除されたために、負債性金融商品の公正価値ヘッジが当該商品の満期到来前に中止された場合、当該負債性金融商品の帳簿価額になされた金利関連の公正価値修正（ベースス・アジャストメント）の残額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。その他の種類の公正価値修正については、また、公正価値ヘッジ対象資産または負債が売却されるかまたは売却以外で認識中止される場合にはいつでも、あらゆるベースス・アジャストメントが認識の中止に係る損益の計算に含められる。

将来のキャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益に報告される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が連結損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に連結損益計算書に振り替えられる。従って、金利リスク・ヘッジについては、その金額は、ヘッジ対象取引に係る発生利息の計上と同一の期間に償却され、利息収益または利息費用に計上される。

ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、実際のヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の絶対的な累積的変動が、仮定の最適ヘッジの公正価値の絶対的な累積的変動を超過する部分がある場合に、その超過部分の変動として測定される。

金利リスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額に残存する金額は、当初ヘッジ関係の残存期間にわたり償却され、利息収益または利息費用に計上される。ヘッジ取引が今後発生する見込みがなくなった場合には、この金額は即時にその他の収益に振り替えられる。その他のリスクに起因するキャッシュ・フロー変動のヘッジが中止された場合、その他の包括利益累計額中の関連する金額は、予定取引からの利益または損失と同一の連結損益計算書の項目および期間に振り替えられるか、または予定取引が今後発生する見込みがなくなった場合にはその他の収益に振り替えられる。

在外営業活動体の機能通貨による財務諸表を親会社の機能通貨に換算した結果生じる外貨換算調整のヘッジ（在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）について、直物外国為替レートの変動によるデリバティブの公正価値の変動部分は、ヘッジが有効である限り、その他の包括利益中の外貨換算調整勘定として計上され、残額はその他の収益として連結損益計算書に計上される。

ヘッジの有効部分に関連するヘッジ手段の公正価値の変動はその後、在外営業活動体の処分時に純損益に認識される。

#### 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額

当行グループは最初に、個別に重要である貸出金について、減損の客観的証拠があるかを個別に評価する。その後、個別には重要でない貸出金、および重要ではあるが個別評価では減損の客観的証拠がない貸出金について、集合的に評価する。

個別ベースで損失事象が発生しているかを経営陣が判断できるように、すべての重要な相手先との関係は定期的にレビューされる。この評価では、相手先が抱える重要な財政難または契約違反（例えば利息または元本の支払の不履行または延滞）等の、相手先に関連する現在の情報および事象を考慮する。

個別の相手先との関係について減損損失をもたらす減損の証拠がある場合には、損失の金額は、貸出金の帳簿価額（未収利息を含む。）と、貸出金の見積将来キャッシュ・フロー（担保権実行によるキャッシュ・フローから担保の獲得・売却コストを控除した額を含む。）の当初の実効金利または貸出金への分類変更時に設定された実効金利で割引かれた現在価値との差額として決定される。貸出金の帳簿価額は、引当金勘定を使用して減額され、損失金額は信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に認識される。

減損の集合的評価は、個別には重要であるが減損の客観的証拠がないか、または個別には重要でないがポートフォリオ・ベースでは損失金額が発生している可能性が高く、それを合理的に見積ることが可能な貸出金に関連する引当金金額を設定するために行われる。損失金額には3つの構成要素がある。第一の構成要素は、各所在国における経済情勢または政治情勢により、相手先の返済条件を遵守する能力に重大な疑義がある国々における貸出金エクスポージャーに関する移転リスクおよび通貨交換リスクに係る金額である。この金額は、カントリー・リスクおよび移転リスクに関する格付を使用して計算される。この格付は、当行グループが事業を行っている各国について設定され定期的にレビューされる。第二の構成要素は、個人顧客向けおよびリテール業務の個人顧客および中小企業顧客に対する貸出金である小口均質貸出金のポートフォリオに係る発生損失に相当する引当金の金額である。これらの貸出金は、類似の信用リスク特性に従ってグループ化され、各グループの引当金は、過去の経験に基づき統計モデルを使用して決定される。第三の構成要素は、個別にも識別されず、小口均質貸出金の一部としても測定されていない貸出金グループに内在する発生損失の見積額を示している。個別ベースの評価の際に減損していないと判定された貸出金は、引当金のうち当該構成要素の範囲に含まれる。

貸出金の減損が識別されると、貸出金の契約条件に従った利息の発生計上が停止されるが、当該貸出金の評価減後の金額の時間の経過による正味現在価値の増価は、貸出金の当初の実効金利に基づき、利息収益として認識される。

各貸借対照表日において、減損債権はすべてレビューされ、貸出金の当初の実効金利によって割引かれた見積将来キャッシュ・フローの現在価値に変更される。以前認識された減損損失の変更は、引当金勘定の変更として認識され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

現実的な回収の見込みがないとみなされ、かつ、担保がすべて実現しているかまたは当行グループに譲渡されている場合、当該貸出金および関連する引当金は償却される（当該貸出金および関連する引当金は貸借対照表から除去される）。特定の貸倒引当金が設定されている個別に重要な貸出金は、少なくとも四半期ごとに、個別に評価される。このカテゴリーの貸出金については、その延滞日数が償却のための一つの指標ではあるが、決定的要因ではない。償却は、すべての関連する情報（例えば、借手が債務を履行できなくなるような、借手の財政状態における重要な変化の発生や、担保からの受取金が貸出金の現在の帳簿価額を完全に充足するには不十分であること等）を考慮した上でのみ行われる。

集合的に評価される貸出金（主にモーゲージおよび消費者金融貸出金）については、その償却の時期は、裏付けとなる担保の有無、および回収可能額に関する当行グループの見積り、および貸出金が組成された法域の法的要件に左右される。

その後の回収額がある場合には、引当金勘定に貸方計上され、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に計上される。

オフバランス信用リスク引当金繰入額を決定する過程は、貸出金に関して用いられる手法と類似している。損失金額が生じた場合は、引当金として連結貸借対照表の引当金に認識され、また、信用リスク引当金繰入額の構成要素として連結損益計算書に費用計上される。

その後の期間において、以前に認識した減損損失が減少し、当該減少が減損が認識された後に生じた事象に起因する場合、減損損失はそれに応じて引当金勘定を減額することで戻し入れられる。当該戻入は純損益に認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金に関連する会計上の見積りおよび判断は決定的に重要な会計上の見積りである。というのは、個別および集合的の両方の減損評価に使用される基礎となる仮定は、毎期変動する可能性があり、かつ、当行グループの経営成績に重要な影響を与える可能性があるからである。

資産の減損評価を行う際には、経営陣の判断が要求される。これは、近年の金融危機のように経済および金融面で不確実な状況において予想キャッシュ・フローの進展および変更が、より急速に、かつより予測困難な状態で起こり得る場合に、特にそうである。将来キャッシュ・フローの実際の金額およびその時期は、経営陣によって使用された見積りと異なる場合がある。その結果、計上された引当金と異なる実際の損失が発生する場合がある。

個別に重要であるとみなされた貸出金に関して、減損引当金の決定には、地域の経済状況、相手先の財務上の実績、および容易に利用可能な市場がない可能性のある保有担保の価値等の事項に関連して、相当量の経営陣の判断の使用が要求される。

小口均質貸出金のポートフォリオ、ならびに個別に重要ではあるが減損が存在する客観的な証拠がない貸出金に係る引当金の決定は統計モデルを使用して算定される。このような統計モデルは、多数の見積りおよび判断を織り込んでいる。当行グループは、当該モデルならびに基礎となるデータおよび仮定について定期的なレビューを実施している。債務不履行の発生可能性、損失回収率、および外国の借手が債務の返済を履行するために必要な外国通貨の移転能力に関する判断等が特に、このレビューにおいて織り込まれる。

定量的開示は、注記19「貸出金」および注記20「信用リスク引当金」に記載されている。

## 金融資産および負債の認識の中止

### 金融資産の認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当行グループが同資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件として一または複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合、金融資産の認識の中止が検討される。

当行グループは、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、譲渡した金融資産の認識の中止を行う。

当行グループは、既に認識済の金融資産を譲渡する一方で当該資産に関連する実質上すべてのリスクおよび経済価値を留保する取引を締結する（例えば、第三者に対する売却で、当行グループが同一の相手先とトータル・リターン・スワップを同時に締結する場合）。これらの種類の取引は、担保付資金調達取引として会計処理される。

金融資産の所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値が留保も移転もされない取引では、同資産に対する支配が留保されない場合（すなわち、譲受人が譲渡資産を売却できる実際上の能力を有する場合）に、当行グループは譲渡資産の認識を中止する。譲渡において留保される権利および義務は、適宜資産および負債に区分して認識される。資産に対する支配が留保されている場合には、その継続的関与を有する範囲において、当行グループは資産の認識を継続する。この継続的関与の範囲は、当行グループが依然として譲渡資産の価値の変動リスクにさらされる範囲によって決定される。

認識中止の基準は、資産全体ではなく資産の一部の譲渡や、適用可能な場合には類似した金融資産のグループ全体に対しても適用される。資産の一部を譲渡する場合には、当該一部は、個別に識別したキャッシュ・フロー、資産の完全比例配分額、または個別に識別したキャッシュ・フローの完全比例配分額でなければならない。

既存の金融資産が同一の相手先による実質上異なる条件の他の資産と交換された場合、または既存の金融資産の条件が実質上変更された場合（支払猶予の措置またはその他の理由により）、既存の金融資産の認識が中止され、新たな資産が認識される。各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

## 証券化

当行グループは、様々な消費者金融資産および商業用金融資産を証券化している。これは当該資産をストラクチャード・エンティティに譲渡し、ストラクチャード・エンティティが当該資産の取得に出資する投資家に証券を発行することによって達成される。証券化を控えている金融資産は、適宜「金融資産および金融負債」の項の方針に基づき分類および測定される。ストラクチャード・エンティティが連結されない場合、譲渡資産は、金融資産の認識の中止に係る方針に基づき、全部または一部の認識中止の要件を満たすことがある。シンセティック証券化ストラクチャーには通常、「デリバティブおよびヘッジ会計」の項の方針が適用されるデリバティブ金融商品が含まれる。認識中止の要件を満たさない譲渡は、担保付資金調達として報告されるか、または継続的関与に係る負債の認識を生じさせる場合がある。投資家および証券化ビークルは通常、金融資産の発行体が当該資産の当初条件の履行を怠った場合に、当行グループの他の資産に対する償還請求権をもたない。

証券化金融資産に対する持分は、優先または劣後トランシェ、利息のみのストリップス債またはその他の留保持分（以下、合わせて「留保持分」という。）の形式で留保することができる。当行グループの留保持分によりストラクチャード・エンティティの連結が行われず、また譲渡資産の継続的認識も行われない場合、当該持分は通常、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、公正価値で計上される。類似金融商品の評価と同様に、留保トランシェまたは金融資産の当初およびその後の公正価値の決定は、入手可能な場合には市場相場価格を使用して、またはイールドカーブ、期限前償還率、デフォルト率、損失強度、金利のボラティリティおよびスプレッドといった変数を利用した内部の価格決定モデルを使用して行われる。価格決定に使用する仮定は、類似証券の観察可能な取引に基づいており、入手可能な場合には外部の価格決定ソースにより確認される。類似証券の観察可能な取引およびその他の外部の価格決定ソースが入手できない場合、公正価値の決定には経営陣の判断が要求される。また、当行グループは定期的に証券化された金融資産に対する持分を保有する場合があります。これを償却原価で計上している。

当行グループが、非連結の証券化事業体に対する財務的支援を提供する現在の債務（法的または契約上のいずれか）を有している場合、当該債務が信頼性をもって測定可能であり、債務の決済のために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合には引当金が設定される。

資産が認識中止される場合、受取対価と譲渡資産の帳簿価額の差額と等しい損益が計上される。資産の一部が認識中止される場合、証券化に係る損益は、一部、譲渡金融資産の帳簿価額に依拠し、その帳簿価額は、譲渡日現在の相対的公正価値に基づいて、認識が中止された金融資産と留保持分に割り当てられる。

## 金融負債の認識の中止

金融負債は、負債に基づく義務が免責もしくは取消されるか、または失効したときに認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸手による実質上異なる条件の他の負債と交換された場合、または既存負債の条件が実質上変更された場合、このような交換または変更は、当初負債の認識の中止および新負債の認識として扱われ、各帳簿価額の差額は連結損益計算書に認識される。

## 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券

売戻条件付買入有価証券（以下「逆レポ」という。）および買戻条件付売却有価証券（以下「レポ」という。）は担保付融資として扱われ、それぞれ現金支払額および受取額を公正価値として当初認識される。現金を支払う当事者は、融資の担保としての役目を果たす、融資した元本以上の市場価額を有する有価証券を占有する。逆レポに基づく受入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を取得しないため貸借対照表に認識されず、レポに基づく差入有価証券は、所有によるリスクおよび経済価値を放棄しないため貸借対照表から認識中止されない。貸借対照表から認識中止されない、レポに基づく差入有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定のレポおよび逆レポのポートフォリオに対して公正価値オプションの適用を選択している。

逆レポに係る利息収益およびレポに係る利息費用は、それぞれ利息収益および利息費用として報告される。

## 借入有価証券および貸付有価証券

有価証券借入取引は通常、当行グループが有価証券の貸手に対し現金を預託することを要求している。有価証券貸付取引の場合、当行グループは通常、貸付有価証券の市場価額以上の額相当の現金または有価証券で担保を受け取る。当行グループは、借入有価証券および貸付有価証券の公正価値を監視しており、必要な場合には追加の担保を支払うかまたは受け取っている。

現金貸出額または現金受取額は連結貸借対照表上それぞれ借入有価証券および貸付有価証券として計上される。

借入れた有価証券自体は財務諸表に認識されない。これらが第三者に売却された場合には、当該有価証券を返還する義務が、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として計上され、その後の損益は連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得（損失）に計上される。相手先に貸出された有価証券も連結貸借対照表に引き続き計上される。

受取または支払フィーは、それぞれ利息収益および利息費用に報告される。連結貸借対照表から認識中止されない、相手先に貸付けた有価証券のうち、相手先が契約または慣行により担保を売却または再担保に差入れる権利を有するものについては、注記22「担保に差入れたおよび担保として受け取った資産」に開示されている。

## のれんおよびその他の無形資産

のれんは子会社および関連会社の取得時に発生する。のれんは、取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の取得日における公正価値を超過する額を表している。

のれんの計算目的上、取得資産、負債および偶発負債の公正価値は、市場価額を参照するかまたは予想将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより決定される。この割引は、市場利子率を使用するか、またはリスクフリー利子率とリスク調整後の予想将来キャッシュ・フローを使用するかのいずれかにより行われる。被取得企業に対する非支配持分は、公正価値または被取得企業の識別可能純資産に対する非支配持分の比例持分のいずれかで測定される（これは、各企業結合ごとに決定される。）。

子会社の取得に係るのれんは資産計上され、年1回または減損が生じている兆候がある場合にはそれ以上の頻度で減損のレビューが行われる。減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんは、資金生成単位（以下「CGU」という。）（他の資産または資産グループからのキャッシュ・インフローとはおおむね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位）であり、かつ、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分されるが、これには内部経営管理目的でのれんが監視される事業レベルが考慮される。資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローが、他の資産（または資産グループ）からのキャッシュ・インフローからおおむね独立しているか否かを識別する際には、種々の要因が考慮される。それには、経営陣が企業の事業をどのように監視しているかや、経営陣が企業の資産および事業を継続するか処分するかについてどのように決断するかが含まれる。

のれんがCGUに配分されており、当該単位内の事業が処分される場合、処分損益を決定する際に、これに帰属するのれんが当該事業の帳簿価額に含まれる。

一定の非統合の投資はCGUに配分されない。これらの各資産について個別に減損テストが行われる。

無形資産が分離可能または契約上もしくはその他の法的権利から生じ、かつ、その公正価値を信頼性をもって測定可能な場合、当該無形資産はのれんとは別個に認識される。耐用年数を確定できる無形資産は、償却累計額および減損損失累計額控除

後の取得原価で計上される。耐用年数を確定できる顧客関連無形資産は、その見積耐用年数に基づき1年から20年の期間にわたり定額法で償却される。これらの資産は少なくとも年1回減損テストが行われ、その耐用年数が再確認される。

一定の無形資産は耐用年数を確定できないため償却されないが、少なくとも年1回、事象または状況の変化が減損発生の可能性を示唆している場合にはそれ以上の頻度で、減損テストが行われる。

社内利用目的のために開発または取得されたソフトウェアに関する原価は、将来の経済的便益が当行グループに流入する可能性が高く、かつその原価を信頼性をもって測定可能な場合に、資産計上される。資産計上された原価は、当該資産の耐用年数（3年、5年または10年のいずれかとみなされている。）にわたり定額法を用いて償却される。適格原価には、材料およびサービスの外部直接費ならびに社内利用目的ソフトウェア計画に直接関係した従業員の給与および給与関連費が含まれる。間接経費ならびに研究段階またはソフトウェアの使用準備完了後に発生した費用は、発生時に費用計上される。資産計上されたソフトウェア原価は、ソフトウェアが未だ開発段階にある場合は年に1回、使用に供されてからは減損の兆候がある場合に、減損テストが行われる。

決定的に重要な会計上の見積り - 非金融資産の減損の評価における回収可能価額の決定には、市場相場価格、比較可能事業の価格、現在価値またはその他の評価技法あるいはその組み合わせに基づいた見積りが必要であり、経営陣が主観的な判断および仮定を行うことが要求される。これらの見積りおよび仮定は、基礎とした状況が変化すれば、報告金額が著しく異なる結果となる可能性があるため、当行グループではこの見積りを、決定的に重要と考えている。

定量的開示は、注記25「のれんおよびその他の無形資産」に記載されている。

## 引当金

引当金は、当行グループが過去の事象の結果として現在、法的または推定的な債務を有しており、当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ当該債務の金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に認識される。

引当金として認識された金額は、債務を取り巻くリスクと不確実性を考慮した、貸借対照表日現在の債務の決済に必要とされる対価の最善の見積りである。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合、引当金は、貨幣の時間価値に関する現在の市場評価および当該債務に固有のリスクを反映した税引前割引率を使用して割引かれ、債務の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定される。時間の経過による引当金の増加は利息費用として認識される。

引当金の決済に必要とされる一部または全部の経済的便益が、第三者から回収されると見込まれている場合（例えば、保険契約によって債務が保証されているため）で、補償を受け取ることが事実上確実な場合には資産が認識される。

決定的に重要な会計上の見積り - 訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失に係る引当金の決定においては、見積りの使用が重要である。当行グループは、訴訟、規制上の手続および不確実な法人所得税ポジションから発生する可能性のある潜在的損失について、それぞれ、IAS第37号「引当金、偶発負債および偶発資産」またはIAS第12号「法人所得税」に準拠して、そうした損失の発生する可能性が高く、かつ見積可能な範囲内で、これらを見積り、引当金を計上している。これらの見積りを行う際には重要な判断が要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。

法的問題に関する偶発事象は、多くの不確実性に左右され、個々の問題の結果について確信を持って予測することは不可能である。重要な判断は、偶発事象に関して発生可能性を評価し見積りを行う際に要求され、当行グループの最終的な負債は最後には著しく異なる可能性がある。当行グループの訴訟、仲裁および規制上の手続に関する負債の総額は、案件ごとに決定され、他の要素の中でも特に、各案件の進捗、類似の案件における当行グループの経験と他社の経験、および弁護士の意見と見解を考慮した上での、発生可能性の高い損失の見積額を示している。当行グループの訴訟問題の結果を予測することは、原告が実質的または算定不可能な損害賠償を求めている場合には特に、本質的に困難である。当行グループの訴訟、規制上の手続および仲裁手続に関する情報については、注記29「引当金」を参照のこと。

## 法人所得税

当行グループは、各管轄区の税法の規定に従って、連結財務諸表に含められた取引の当期および繰延の税効果を認識している。当期税金および繰延税金は、税金が資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合（この場合は、関連する税金は資本またはその他の包括利益に直接認識される。）を除き純損益に認識される。

繰延税金資産および負債は、既存の資産および負債の財務諸表上の帳簿価額とそれぞれの税務基準額との一時差異、繰越欠損金ならびに繰越税額控除に起因する将来の税効果について認識される。繰延税金資産は、これらの繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を利用できるだけの十分な課税所得を得られる可能性が高い範囲内でのみ認識される。

繰延税金資産および負債は、貸借対照表日現在施行されているまたは実質上施行されている税率および税法に基づき、資産が実現または負債が決済される期間に適用されると見込まれる税率に基づき測定される。

当期税金資産および負債は、(1)それらが同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループから発生し、(2)相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ(3)それらを純額で決済または同時に実現する意思がある場合に相殺される。

繰延税金資産および負債は、当期税金資産と負債を相殺する法的強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金資産および負債が、同一の税務申告事業体または税務申告事業体グループに対して、同一の税務当局によって課される法人所得税に関連する場合に相殺される。

繰延税金負債は、当行グループによって一時差異の解消の時期がコントロールされ、かつ予見可能な将来に一時差異が解消されない可能性が高い場合を除き、子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分から生じた将来加算一時差異に関して計上される。繰延税金資産は、予見可能な将来に一時差異が解消され、一時差異が利用可能な十分な課税所得が得られる可能性が高い範囲内でのみ、このような投資から生じた将来減算一時差異に関して計上される。

その他の包括利益に直接借方計上または貸方計上される、AFS投資の公正価値の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジおよびその他の項目に関連する繰延税金は、同じくその他の包括利益に直接貸方計上または借方計上され、その後繰延税金に関連する基礎となる取引または事象が連結損益計算書に認識された時点で連結損益計算書に認識される。

株式報酬取引について、当行グループは、株式で支払われた報酬に関連して税額控除を認められることがある。税務目的上減算可能な金額は、計上された報酬費用の累積額とは異なる可能性がある。当行グループは、各報告日において、現在の株価に基づき予想される将来の税額控除額を見積らなければならない。関連する当期および繰延の税効果は、当該期間の連結損益計算書に収益または費用として認識される。税務目的上減算可能または減算可能と見積った金額が、報酬費用の累積額を超過する場合、超過タックス・ベネフィットが資本に直接認識される。

当行グループの英国における保険事業 (Abbey Life Assurance Company Limited) は、保険契約者の投資収益に係る所得税(保険契約者税)の対象となっている。この税金は、経済的には保険契約者の所得税費用/ベネフィットであるが、当行グループの法人所得税費用/ベネフィットに含まれ、保険契約者に対する当行グループの負債を減額/増額する。

決定的に重要な会計上の見積り - 繰延税金資産の金額の決定に際して、当行グループは、過去の税金負担力および収益性の情報ならびに、関連性があれば承認された事業計画に基づく予測経営成績を、税法上の繰越期間、タックス・プランニングの利用可能性およびその他の関連する検討事項のレビューも含めて利用する。四半期ごとに当行グループは、繰延税金資産に関連する見積りを、将来の収益性に関する仮定も含めて再評価する。

当行グループは、繰延税金資産に関連する会計上の見積りを、その基礎となる仮定が每期変動する可能性があり、経営陣の重要な判断が要求されることから、決定的に重要な会計上の見積りと考えている。例えば、税法の改正や、将来の計画上の経営成績に差異が生じることにより、繰延税金資産が変更される可能性がある。当行グループが将来において、繰延税金資産純額の全部または一部を実現できなかった場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に借方計上されることとなる。当行グループが将来において、過去に未認識とした繰延税金資産を認識した場合には、繰延税金資産の修正額が、その決定を下した期の法人所得税費用または直接資本に貸方計上されることとなる。

当行グループの繰延税金に関する更なる情報(認識した繰延税金資産に関する定量的開示を含む。)については、注記36「法人所得税」を参照のこと。

#### 企業結合および非支配持分

当行グループは、取得法を使用して企業結合を会計処理している。当行グループが子会社に対する支配を獲得した日現在で、取得原価が、受取対価(移転された現金および現金以外の対価(資本性金融商品)を含む。)、条件付対価、被取得企業に対して以前に保有していた資本持分、および発生したかまたは引き受けた負債の公正価値として測定される。取得原価および被取得企業に対する非支配持分の総額が、取得した識別可能な純資産の公正価値に対する当行グループの持分を上回る場合、その超過額は、のれんとして計上される。取得原価および非支配持分の総額が、識別可能な純資産の公正価値を下回る場合には(負ののれん)、その他の収益に利得が計上される。取得関連コストは発生した期間に費用として認識される。

段階的に達成される企業結合(以下「段階的取得」という。)の場合、以前に保有していた被取得企業の資本持分は取得日公正価値で再測定され、それにより利得または損失が生じる場合には純損益に認識される。以前に保有していた投資に関連して過去の期間にその他の包括利益に認識された金額は、当行グループが以前に保有していた資本持分を直接処分した場合に要求されるのと同様の基準で認識される。

非支配持分は、連結貸借対照表において、資本の独立項目として、当行グループの株主持分と明確に区分して表示されている。非支配持分に帰属する純利益は、連結損益計算書上に、区分して開示されている。子会社に対する所有持分の変動のうち、支配の変更とならないものは、所有者間の取引として処理され、資本剰余金に報告される。

#### 売却目的保有の非流動資産

個々の非流動非金融資産(および処分グループ)は、当該資産(および処分グループ)の慣例的な売却条件のみを基に、現況で直ちに売却することが可能であり、かつ、その売却の可能性が非常に高いとみなされる場合に、売却目的保有として分類される。売却の可能性が非常に高いと言えるためには、経営陣が売却計画の実行を確約し、買手を積極的に探していなければ

ならない。さらに、資産（および処分グループ）は現在の公正価値との関係において合理的な販売価格をもって積極的に売り込まれており、かつ、売却が1年以内に完了する見込みでなければならない。売却目的保有として分類するための基準を満たす非流動非金融資産（および処分グループ）は、その帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定され、貸借対照表の「その他の資産」および「その他の負債」に表示される。非流動資産（および処分グループ）が売却目的保有に分類される際、比較数値は修正再表示されない。処分グループに金融商品が含まれる場合、当該商品の帳簿価額の修正は認められない。

#### 土地建物および設備

土地建物および設備は、自己使用不動産、リース資産改良費、設備およびソフトウェア(オペレーティング・システムのみ)を含んでいる。自己使用不動産は、減価償却累計額および減損損失累計額控除後の取得原価で計上される。減価償却費は通常、資産の見積耐用年数にわたり定額法を用いて認識される。建物の見積耐用年数は、25年から50年であり、設備（購入した建物の初期改良費を含む。）については3年から10年である。リース資産改良費は資産計上され、その後リース期間か当該改良費の見積耐用年数（通常は3年から18年）のいずれか短い期間にわたり定額法で減価償却される。建物および設備の減価償却費は一般管理費に含まれる。維持修繕費も一般管理費に計上される。処分損益は、その他の収益に含まれる。

土地建物および設備は、各四半期報告日現在の減損テストの対象となり、回収可能価額（売却コスト控除後の公正価値または使用価値の高い方）が帳簿価額を下回る額につき減損損失が計上される。使用価値は、資産から生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である。ある資産の減損の認識後は、当該資産の修正後の帳簿価額を反映するよう将来期間の減価償却費が修正される。減損がその後戻入れられた場合には、減価償却費は将来に向かって修正される。

ファイナンス・リースによるリース不動産は、土地建物および設備に資産として計上され、リース期間にわたり減価償却される。

#### 金融保証

金融保証契約は、特定の債務者がある負債性金融商品の条件に従った支払を期日に履行できなかった場合に保有者が被る損失を補填するために、保証発行者が所定の支払を行うことを要求する契約である。

当行グループは、公正価値ベースで管理される一定の供与された金融保証に対して公正価値オプションを適用することを選択している。当行グループが公正価値で測定するものとして指定していない金融保証は、保証が供与された日の公正価値で財務諸表に当初認識される。当初認識の後、このような保証に基づく当行グループの負債は、償却累計額控除後の当初認識額と、貸借対照表日現在の金融債務を決済するのに必要な支出の最善の見積額のいずれか高い方で測定される。これらの見積りは、類似取引の実績および過去の損失の実績ならびに経営陣が決定した最善の見積りに基づき決定される。

保証に関連する負債が増加した場合は、信用リスク引当金繰入額として連結損益計算書に計上される。

#### リース取引

当行グループは、主に土地建物に関するリース契約を、借手として締結している。これらの契約の条件の評価が行われ、リースはリース開始時における経済的実質に基づいてオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースとして分類される。

ファイナンス・リースに基づく保有資産は、リース資産の公正価値相当額または最低リース料支払額の現在価値の低い方で連結貸借対照表に当初認識される。これに対応する貸手に対する負債は、ファイナンス・リース債務として連結貸借対照表に含まれる。最低リース料支払額の現在価値の計算に使用される割引率は、リースの計算利率（決定可能な場合）または追加借入利率である。変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

オペレーティング・リースの賃借債務は、リース期間にわたり定額法で費用として認識される。これは、借手が資産の物的使用を支配した時から開始する。リース・インセンティブは、リース料の減少として扱われ、同様にリース期間にわたり定額法で認識される。オペレーティング・リースに基づき発生する変動リース料は、発生期間に費用として認識される。

#### 従業員給付

##### 年金給付

当行グループは、多数の年金制度を提供している。確定拠出制度に加え、確定給付制度として会計処理される退職給付制度も存在する。当行グループのすべての確定拠出制度の資産は、独立して管理されているファンドにおいて保有されている。拠出額は通常、給与の一定割合として決定され、従業員の提供するサービスに基づき、通常、拠出年度に費用計上される。

確定給付制度として会計処理されるすべての退職給付制度は、確定給付制度債務の現在価値および関連する勤務費用を決定するため予測単位積増方式を用いて評価される。この方法の下では、人口統計、昇給、金利およびインフレ率に関する仮定を含む数理計算に基づき決定が行われる。数理計算上の差異は、発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。当行グループの給付制度の大部分は、積立式である。

## その他の退職後給付

さらに、当行グループは、主に米国に居住している多数の現従業員および退職従業員に対し、非積立式拠出制の退職後医療制度を維持している。これらの制度は、退職者の適格医療費および歯科治療費が所定の免責額を超えた後にその所定の割合を支払うものである。当行グループは、これらの制度に対し、給付の支払期日に現金で資金を供給している。退職給付制度と同様に、これらの制度は、予測単位積増方式を用いて評価される。数理計算上の差異は、全額が発生した期間にその他の包括利益に認識され、資本に表示される。

年金給付およびその他の退職後給付の会計処理に関する更なる情報については、注記35「従業員給付」を参照のこと。

## 解雇給付

解雇給付は、当行グループが通常の退職日前に雇用を終了させた場合や、従業員が当該給付を見返りに自発的退職を受け入れた場合に発生する。当行グループが詳細で正式な計画を明確に確約しており、撤回する現実的な可能性がない場合に、当行グループは解雇給付を負債および費用として認識する。自発的退職を勧奨するために行った募集の場合、かかる解雇給付は当該募集を受け入れると予想される従業員数に基づいて測定される。給付の期日が報告期間終了後12ヶ月より後に到来する場合、当該給付は現在価値に割引かれる。その割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定される。

## 株式を基礎とした報酬

資本性金融商品として分類された報奨に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報奨の公正価値に基づき測定される。株式報奨については、公正価値は当該株式の市場相場価格から当該従業員の受け取らない予想配当金の現在価値を減額した上で、権利確定日後に何らかの制約があればその影響を調整する。修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を超過するよう報奨が修正された場合、再測定が行われ、それによる公正価値の増加は追加の報酬費用として認識される。

当行グループは、認識済報酬費用に対応する金額を資本剰余金に計上する。報酬費用は、従業員の当該報奨に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報奨に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。見込まれる失効の見積りは、実際の失効があった場合または見込みの変更について、定期的に調整される。早期退職規定により名目的であるが非実体的な勤務期間を含む付与に関しては、費用認識の時期は、費用の償却期間を付与日から（権利確定日ではなく）従業員が報奨の適格基準を満たす日までに短縮することで早められる。分割で交付される報奨に関しては、各部分が別個の報奨とみなされ別個に償却される。

現金決済型の株式を基礎とした報奨の報酬費用は、各貸借対照表日ごとに公正価値で再測定され、関連する従業員の勤務が提供される権利確定期間にわたり認識される。関連する債務は支払時までその他の負債に含まれる。

## 自己普通株式購入義務

ドイツ銀行株式の先渡購入契約およびドイツ銀行株式を基礎数値とする売建プット・オプションは、株式数が固定され、固定額の現金による現物決済が必要とされる場合、自己普通株式購入義務として報告される。契約開始時に、この義務は先渡契約またはオプションの決済金額の現在価値で計上される。ドイツ銀行株式の先渡購入契約および売建プット・オプションについては、対応する額が株主持分に借方計上され、自己普通株式購入義務振替額として報告される。

負債は発生主義により会計処理され、当該負債に係る利息コスト（貨幣の時間価値および配当から成る。）は、利息費用として報告される。このような先渡購入契約および売建プット・オプションの決済時には、負債が消滅し、株主持分の借方計上額は自己普通株式に組替えられる。

このような先渡契約の対象となっているドイツ銀行普通株式は、基本的1株当たり利益計算目的では社外流通とみなされないが、希薄化後1株当たり利益計算目的では、実際に希薄化している範囲で社外流通とみなされる。

ドイツ銀行株式に係るオプションおよび先渡契約で、株式数が固定され、現物決済が必要とされる場合は資本として分類される。ドイツ銀行株式を基礎数値とするその他のすべての契約は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または負債として計上される。

## 連結キャッシュ・フロー計算書

連結キャッシュ・フロー計算書目的では、当行グループの現金および現金同等物は、重要な価値変動リスクがない、容易に換金可能な流動性の高い投資を含む。当該投資は現金および中央銀行預け金ならびに要求払銀行預け金を含んでいる。

当行グループは、ビジネス・モデルに依拠して、キャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動の各区分に分類している（以下「マネジメント・アプローチ」という。）。当行グループにとって主たる営業活動は、金融資産および金融負債を運用管理することである。このため、長期借入金の発行および運用管理は、中核的な営業活動である。この点は、借入が主要な収益創出活動ではないため財務活動の一部となる非金融企業とは異なる。

当行グループは、優先長期債務の発行を営業活動とみなしている。優先長期債務の構成要素は、仕組み債および資産担保証券（CB&Sの事業ラインによって設計および実行され、収益創出活動である。）、ならびに財務部が発行する債務（他の資金源



と交換可能であるとみなされている。)である。資金調達コストはすべて、収益性を判断するために各事業活動に配賦されている。

劣後長期債務および信託優先証券に関連したキャッシュ・フローは、当行グループの資本の不可欠な一部として、主に所要規制自己資本を満たす目的で管理されているため、優先長期債務に関連したキャッシュ・フローとは異なる見方をされている。このため、劣後長期債務および信託優先証券は他の営業負債とは交換不能であり、資本とのみ交換可能であることから、財務活動の一部であるとみなされている。

連結キャッシュ・フロー計算書に記載されている金額は、外貨換算による変動や連結会社グループの変動による変動といった非資金項目を除外しているため、各期間ごとの連結貸借対照表における変動とは厳密には一致しない。

純損益を通じて公正価値で計上する項目の残高の変動は、帳簿簿額に影響を及ぼすすべての変動を示す。これには、市場の変動および資金の流入による影響が含まれている。公正価値で計上する項目の残高の変動は通常、営業活動によるキャッシュ・フローに表示されている。

## 保険

当行グループの保険事業は2種類の契約を発行している。

保険契約 - これらは、特定の不確実な将来事象が保険契約者に悪影響を及ぼす場合に保険契約者の補償に合意することで、当行グループが他方当事者(保険契約者)から重要な保険リスクを受け入れる、年金契約および終身契約である。これらの契約は、すべての権利および義務が消滅または終了するまで保険契約として維持される。IFRSにより認められているように、当行グループは、IFRSの適用前に当行グループが適用していた以下に詳述される保険契約に関する会計方針(US GAAP)を維持している。

非参加型投資契約(以下「投資契約」という。)- これらの契約には、重要な保険リスクまたは任意の参加権という特徴が含まれていない。これらは、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されるその他の金融負債と同様に測定および報告される。

年金契約の裏付けとして保有する金融資産は、AFSとして分類されている。その他の保険および投資契約のために保有する金融資産は、公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。

## 保険契約

一時払保険事業の保険料は、受取時に収益として認識される。これは、保険証書が有効になった日である。定期払保険契約に関しては、支払期日に債権が認識される。保険料は、手数料控除前に表示される。保険料を受領しなかったことにより保険証書が失効する場合、失効とみなされた日から、関連するすべての未収保険料収益が、関連費用控除後で、保険料と相殺される。

保険金は、発生時に費用として計上され、配当宣言の予想により配分される保険契約者の利益配当を含み、年度中に発生したすべての保険金の原価を反映している。

終身保険契約の保険準備金の総額は勘定残高と等しく、保険証書に充当された受取保険料および投資収益(死亡コストおよび管理費控除後)を表している。その他のユニット・リンク型の保険契約に関しては、保険準備金は基礎となる資産の公正価値を表している。

年金契約に関しては、負債は、契約の有効期間にわたる見積将来キャッシュ・フローを、発生確率を考慮して評価日まで割引くことで計算される。この仮定は取得日現在で固定され、適切な逆偏差引当金(以下「PAD」という。)が計上される。この計算された負債の価値は、最善の見積仮定および基礎となる資産の償却原価に係る利回りに基づく利率を使用して計算された価値に対して検証される。この検証によってより高い価値が算定された場合には、負債の金額が再設定される。

保険準備金の総額は、当行グループのユニット・リンク型年金商品に付された一定のオプションに関する負債を含んでいる。これらの負債は、数理計算上の仮定を使用して契約上の債務に基づき計算される。

将来の保険金、費用、受取保険料および比例する投資収益の見積りに基づき、保険ポートフォリオに関して負債の妥当性の検証が実施される。長期の契約に関しては、投資利回り、死亡率、罹病率、解約または費用に関する実績が、既存の契約負債と将来の保険料総額の現在価値が将来の給付の現在価値をカバーするのに不十分であり、繰延新契約費を回収するのに不十分であることを示している場合には、保険料不足額が認識される。

保険の増加分の取得および投資事業に直接帰属するコストは、これらの契約に係る収入の将来の利益から回収可能と見込まれる範囲で繰延べられる。これらのコストは、これらの将来の利益から回収可能と見込まれる期間内にわたり定期的に償却される。

## 投資契約

当行グループの投資契約はすべてユニット・リンク型である。これらの契約に係る負債は、現在のユニット価格に貸借対照表日現在の契約保有者に帰属するユニット数を乗じて決定される。

この金額は公正価値を表しているため、当該負債は純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として分類されている。投資契約に基づき集められた預金は、投資契約負債の調整として会計処理される。投資契約に帰属可能な投資収益は連結損益計算書に含まれている。投資契約の請求金額は、公表された勘定残高に対する支払金額の超過額を反映している。投資契約の保険契約者は、保険証書の管理、投資運用、解約またはその他の契約サービスに関してフィーが課される。

投資契約のための金融資産は、公正価値で計上され、公正価値の変動およびそれと相殺される対応する金融負債の公正価値の変動は純損益に計上される。

## 再保険

再保険料、および発生した保険業務に係る費用に関連する再保険金は適宜、収益および費用に報告される。再保険に関連する資産および負債は、重要性が高い場合には総額ベースで報告される。保険契約準備金から再保険者に対して出再される金額は、再保険リスクと整合する方法で見積られる。したがって、再保険契約に関連する収益および費用は、再保険される事業の基礎となるリスクと整合する方法で認識される。

重要な新たな再保険契約はすべて、現地取締役会による承認を受けなければならない。一旦処理されると、これらの契約は、信用リスクに関する定期的なレビュー（全エクスポージャーならびに貸付および担保規定に関する評価を含む。）を受ける。減損は、当行グループの会計方針の「金融資産の減損」の項に従って判断される。

## 02 -

### 最近適用された会計基準書および新しい会計基準書

#### 最近適用された会計基準書

当行グループに関係があり、2015年度中に当連結財務諸表の作成に当たり適用された会計基準書は以下のとおりである。

#### IFRSの改善（2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクル）

2015年1月1日、当行グループは、2010年 - 2012年および2011年 - 2013年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによりIFRSの複数の基準の修正を適用した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、当行グループの連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。

#### 新しい会計基準書

2015年12月31日現在では適用時期が到来していなかったために当財務諸表の作成上は適用されなかった会計基準書は以下のとおりであった。

#### IFRS第9号 金融商品

2014年7月、IASBIは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」を置き換えるIFRS第9号「金融商品」を公表した。IFRS第9号は、金融資産の企業による分類および測定方法について新たな要件を導入し、公正価値で測定するものとして指定された発行債務の負債に関する「自己の信用」の報告に対する変更を要求し、金融資産の減損に関する現在の規則を置き換え、ヘッジ会計の要件を修正している。IFRS第9号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第9号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

当行グループは、一元管理されたIFRS第9号プログラムを開始した。これは当行グループの最高財務責任者が後援するプログラムで、手法、データ・ソーシングおよびモデリング、IT処理ならびに報告に関する専門家を含んでいる。全体的なガバナンスは、財務部およびリスク部からの共同代表を含むIFRS第9号運営委員会を通じて実施する。当行グループにおいてIFRS第9号が2018年1月1日より適用されるのに備え、当行グループの内部統制制度の一環として、IFRS第9号に関するガイダンスおよび研修が全事業および職務を対象に実施される。

#### 金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、事業体のビジネス・モデルおよび金融商品の契約上のキャッシュ・フローが、財務諸表上のその分類および測定を決定することを要求している。当初認識時に、各金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定（以下「FVTPL」という。）、償却原価、またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定（以下「FVOCI」という。）のいずれかとして分類される。これらの要件は既存のIAS第39号の規則に基づく評価と異なることから、IAS第39号に基づく金融資産の分類および測定と一部異なることが予想される。

金融負債の分類および測定は、IFRS第9号に基づいても現在の要件からほとんど変更はない。しかし、発行債務の負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、事業体の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に認識されるようになる。当該基準はまた、IFRS第9号の全面適用前に、事業体の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益に表示する選択を認めている。IFRS第9号はEUの支持をまだ受けていないため、当行グループは当該基準の要件を早期適用していない。

#### 金融資産の減損

IFRS第9号に基づく減損の規則は、償却原価で測定される、またはFVOCIの金融資産、ローン・コミットメントおよび金融保証等のオフバランスの貸出コミットメントに適用される。減損損失および引当金の決定は、IAS第39号に基づく「トリガー」事象が発生した時に信用損失を認識する発生信用損失モデルから、その時点での潜在的な信用損失の予想に基づき金融資産の当初認識時（または当行グループがローン・コミットメントもしくは金融保証の当事者になった日）に引当金を計上する予想信用損失モデルに移行する。

IFRS第9号の予想信用損失アプローチに基づき、当行グループは、均質および非均質の正常債権プールの両方に関して、今後12ヶ月間に発生する可能性のある債務不履行による予想信用損失を認識する（第1段階）。IFRS第9号はまた、組成または購入以来、信用の質が大幅に悪化しているものの債務不履行にはなっていない資産（第2段階）および信用が減損している資産（第3段階）について、残存期間にわたり予想される信用損失（残存期間予想損失）の認識を求めている。IFRS第9号に基づき、予想信用損失は、マクロ経済要因を含む将来的な情報を考慮して測定される。

減損規則に対する変更の結果として、合理的かつ裏付け可能な、金融資産の全期間にわたり継続的に監視および更新される将来の経済状況に重きを置いた予測情報に基づいて引当金を計上することになるため、IFRS第9号はより主観性が高まることになる。これは、引当金の計上前に1つ以上の損失事象の発生を要求するIAS第39号に基づく減損の認識とは対照的である。IFRS第9号は、全体的な減損引当金の水準上昇をもたらすと見込まれている。これは、当初認識時以降信用リスクが著しく増加していない金融商品に係る今後12ヶ月間の予想信用損失に相当する引当金を計上することを要求されるため、およびIAS第39号に基づき損失事象がすでに発生している金融資産の母集団と比較して、全期間の予想損失が適用される金融資産の母集団の方が大きい可能性が高いためである。

#### ヘッジ会計

また、IFRS第9号は、ヘッジ会計とリスク管理実務を統合させることを目的とした新たなヘッジ会計の規則を組み込んでいく。全般的に、現在の規則に基づく一部の制限が削除され、より多くの種類のヘッジ手段およびヘッジ対象項目にヘッジ会計が利用可能となる。

#### IFRS第15号 顧客との契約から生じる収益

2014年5月、IASBは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。当該基準は、収益を認識する方法および時期について規定しているが、IAS第39号 / IFRS第9号の適用対象である金融商品に関連した収益認識には影響を及ぼさない。IFRS第15号は、IFRSの下で収益認識を現在規定する他のいくつかのIFRSの基準および解釈指針を置き換え、すべての顧客との契約に適用される単一の、原則主義の、5つのステップから成るモデルを規定している。当該基準はまた、より有益で目的適合性のある開示を財務諸表の利用者に提供しよう企業に要求している。IFRS第15号は、2018年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第15号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

#### IFRS第16号 リース

2016年1月、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。これは、単一の借手の会計モデルを導入し、基礎となる資産の価値が低い場合を除き、期間が12ヶ月を超えるすべてのリースに関して資産および負債を認識するよう借手に求めるものである。借手は、基礎となるリース資産の使用権を表す使用権資産およびリース料の支払債務を表すリース債務を認識するよう求められる。貸手の現行の会計処理に対する変更は、軽微なものに留まる。当該基準はまた、事業体に対して、財務諸表の利用者により有益で関連性の高い情報を提供しよう要求している。IFRS第16号は2019年1月1日以後開始事業年度から適用される。当行グループは現在、IFRS第16号の影響の評価を行っている。当該基準は、EUの支持をまだ受けていない。

#### IFRSの改善（2012年 - 2014年サイクル）

2014年9月、IASBは、2012年 - 2014年サイクルに関するIASBの年次改善プロジェクトによるIFRSの複数の基準の修正を公表した。これは、様々な個々のIFRS基準に関連した、表示、認識または測定目的に関する会計上の変更をもたらす修正および用語または編集上の修正から構成されている。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。当行グループの連結財務諸表への影響は、重要ではない。当該修正は、EUの支持を受けた。

#### IAS第1号

2014年12月、IASBは、財務報告における表示および開示を改善する取り組みの一環としてIAS第1号の修正「財務諸表の表示」を公表した。当該修正は、財務諸表全体に対して重要性の原則が適用可能なこと、開示の決定に際しては専門家の判断を適用すべきことおよび重要性のないデータを含めることが開示の有効性を低下させることを明確化している。当該修正は、2016年1月1日以後開始事業年度から適用され、早期適用が認められている。IAS第1号の修正は、当行グループの開示にのみ影響を与える。当該修正は、EUの支持を受けた。

### 03 -

#### 取得および処分

##### 2015年度および2014年度に完了した企業結合

2015年度および2014年度において、当行グループは企業結合として会計処理される取得は行わなかった。

##### 2013年度に完了した企業結合

2013年9月2日、ドイツ銀行AGは、その共同支配企業であるXchanging etb GmbH（以下「Xetb」という。）の残りの51%持分の購入を完了したことを発表した。Xetbは、Xchanging Transaction Bank GmbH（以下「XTB」という。）の持株会社である。段階取得に関して支払われた購入価格は、基礎となる構成要素の41百万ユーロから成るが、一定の調整の対象となる。この金額のうち、36百万ユーロは現金対価として取得企業によって支払われた。残りの5百万ユーロは、当該取引のクロージングの過程でXTBによって売手であるXchanging plc.（以下「Xchanging」という。）に支払われ、結果として取得した純資産が減少した。ドイツ銀行とXchangingとの合意は、2013年5月に署名された。規制当局およびXchangingの株主からのものを含む必要な承認が得られたため、ドイツ銀行への支配の変更が2013年9月1日（取得日）に有効となった。当該取引の完了時に、ドイツ銀行はXTBに対する完全な所有権および営業上の支配を獲得した。当該取引は、営業上の効率性を改善し、プロセスの重複、複雑性および費用を削減するための「ドイツ銀行のストラテジー2015+」に寄与することを目的としていた。

Xetbは、Xchangingとの共同支配企業として2004年に設立され、当行グループの旧完全子会社european transaction bank ag（以下「etb」という。）であったXTBの持株会社である。XTBは、ドイツ銀行および外部顧客に有価証券処理事業に関連するサービスを提供している。取得された企業はドイツ銀行のインフラ事業に統合された。XTBに対する支配を獲得する前に、当行グループはXetbの49%持分を直接保有しており、被投資企業の財務および営業の方針に重要な影響を与える能力を有していた。したがって、取引完了日まで、子会社XTBを含むXetbは持分法を使用して会計処理されていた。被取得企業に対する資本持分の取得日公正価値は21百万ユーロであった。公正価値の再測定によって利得または損失は生じなかった。

当該取得の会計処理が2014年度第2四半期に確定し、結果として支払購入対価が純額で1百万ユーロ増加し、それに対応して認識のれんが1百万ユーロ増加した。したがって、当該取引に起因したのれんの最終金額は38百万ユーロとなり、PBC（25百万ユーロ）、GTB（6百万ユーロ）、CB&S（5百万ユーロ）およびDeutsche AWM（2百万ユーロ）に配分された。取得日現在の購入対価合計および開始貸借対照表の調整は、以下の通りである。

## 取得日における取得資産および引受負債の公正価値

単位：百万ユーロ

|   |    |
|---|----|
| 移転された現金対価                               | 36 |
| 以前から保有する持分の公正価値                         | 21 |
| 以前からの関係の清算に関する減少                        | 8  |
| 購入対価合計（企業結合前に当行グループが保有していた資本持分の公正価値を含む） | 50 |
| 識別可能な取得資産および引受負債の認識額 <sup>1</sup>       |    |
| 現金および現金同等物                              | 6  |
| 売却可能金融資産                                | 24 |
| 無形資産                                    | 6  |
| その他の資産合計                                | 31 |
| 引当金                                     | 22 |
| その他の負債合計                                | 34 |
| 識別可能純資産合計                               | 12 |
| のれん                                     | 38 |
| 取得した識別可能純資産およびのれん合計                     | 50 |

1 取得資産および引受負債の主な種類別。

取得前において、ドイツ銀行およびXTBはドイツ銀行に対する有価証券処理サービスの提供に関する共同サービス契約の当事者であった。当該サービス契約は以前からの関係とみなされ、上記の購入取引とは別個に会計処理されている。2016年5月に満了する当該サービス契約は、当該取引の完了に伴って終了した。当該サービス契約に帰属する清算額は、割引キャッシュ・フロー・アプローチを使用して算定された。この認識により生じた8百万ユーロの損失は、当行グループの2013年度の損益計算書において一般管理費に計上された。

## 支配を維持する非支配持分の取得および処分

2015年度および2014年度中に、当行グループは、関連する子会社に対して支配を維持する非支配持分の取得および処分は行わなかった。

## ポストバンク

2012年度にドイチェ・ポストバンクAG（以下「ポストバンク」という。）と支配の取決めを締結した際に、少数株主がポストバンク株式の所有に伴うリスクおよび経済価値を得られなくなったため、ドイツ銀行はポストバンクに対する残りの非支配持分248百万ユーロについて当行グループの資本合計における認識を中止した。2014年12月31日までに、この支配の取決めに基づき、合計約0.5百万株のポストバンク株式（ポストバンクの発行済株式合計の約0.22%に相当）が少数株主からドイツ銀行に譲渡されたため、この時点で当行グループの直接株式保有割合は94.1%に増加した。

2015年4月22日に、ドイツ銀行はポストバンク株式を追加で5.9百万株（2.7%）購入する契約に署名し、これにより当行グループの保有持分は94.1%から96.8%に増加することとなった。全体として、当該取引により約92百万ユーロの税引前損失が2015年度第2四半期におけるC&Aに計上された。

2015年4月27日、ドイツ銀行は、ドイツ株式会社法第327a条以下に従い少数株主をスクイーズアウトする準備を整えるようポストバンクに要求した。2015年7月7日のポストバンクに対するスクイーズアウト要求では、現金対価はポストバンク株式1株当たり35.05ユーロとされていた。2015年8月28日に開催されたポストバンクの年次株主総会においてスクイーズアウトが承認された後、69百万ユーロの税引前損失が2015年度第3四半期におけるC&Aに計上された。

ケルン高等裁判所での認可手続を経て、2015年12月21日にスクイーズアウトが商業登録された。2015年12月30日に決済をもって、ドイツ銀行はポストバンク株式の残りの3.2%を245百万ユーロの対価合計で取得し、これによりポストバンク株式の100%を直接および間接的に保有している。

## 処分

2015年度、2014年度および2013年度中に、当行グループはいくつかの子会社/事業の処分を完了した。これらの処分には主に、当行グループが以前に売却目的保有として分類していた事業が含まれていた。2015年度、2014年度および2013年度においてこれらの処分に対して受け取った現金対価総額は、それぞれ555百万ユーロ、19億ユーロおよび57百万ユーロであった。以下の表は、これらの処分に含まれていた資産および負債を示している。

| 単位：百万ユーロ   | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|------------|--------|--------|--------|
| 現金および現金同等物 | 0      | 0      | 156    |
| 残りの全資産     | 443    | 8,346  | 33     |
| 処分資産合計     | 443    | 8,346  | 189    |
| 処分負債合計     | 52     | 6,602  | 196    |

04 -

## 事業セグメントおよび関連情報

当行グループのセグメント情報は、「マネジメント・アプローチ」に従って作成されている。これは、最高業務意思決定者（ドイツ銀行取締役会）が、セグメントに資源を配分し経営成績を評価するために日常的に検討を行う、企業の内部経営管理報告を基礎としたセグメントを表示することを要求している。

2014年度第1四半期から、純収益、税引前利益（損失）および関連比率の構成要素としての純利息収益は、CB&Sの米国非課税有価証券につき、完全な課税対象ベースで表示されている。これにより、経営陣は、課税対象有価証券と非課税有価証券のパフォーマンスを比較可能な形で測定することができる。この表示の変更により、2014年度通年のCB&Sの純利息収益が65.4百万ユーロ増加した。この増加は、C&Aにおける戻入れを通じて、グループ連結の数値において相殺されている。重要性が低いことから、過年度の比較数値は修正されていない。大部分の米国非課税有価証券に関して完全な課税対象ベースの純利息収益の算定に使用した税率は、35%である。中核業務と非中核業務の管理におけるアプローチの違いから、NCOUが保有する米国非課税有価証券は、完全な課税対象ベースでは表示されていない。

## 事業セグメント

当行グループの事業セグメントは、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）、個人顧客および中堅企業（PBC）、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）、ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）および非中核事業部門（NCOU）の5つのコーポレート部門から成る当行グループの組織体制を表している。2016年度以降、当行グループのストラテジー2020に従い、当行グループの営業活動は新構造に基づき組織され、事業セグメントはグローバル・マーケッツ（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）、ポストバンク・ドイツ・アセット・マネジメント（AM）および非中核事業部門（NCOU）となる予定である。

当行グループのビジネス・モデルに対する現行の最適化の一環として、変化する市場および規制環境に対応して、当行グループは当行グループの事業ポートフォリオの評価を継続しており、これが現在の市場機会を反映し、顧客のニーズを満たすよう適合させている。その背景において、2014年度末に当行グループは、シングル・ネームCDSおよび貴金属現物の大部分の取引を停止することを発表した。

2013年度にDeutsche AWMは収益の開示区分を変更した。新しい収益の開示は、収益を経常的および非経常的な要素、純利息収益およびその他の商品からの収益に区別できるようにするため、その性質および種類によって収益を区分している。当該新しい開示はより市場慣習に合致しており、透明性を強化し、事業のより明解な分析を可能にしている。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。

セグメント報告に重要な影響を及ぼした経営責任のその他の変更は以下に記載するとおりである。

- 2015年度に、GTBは、内部経営管理責任および管理情報表示に合わせて、GTBの収益構成に一層の透明性を与えるため、より詳細な外部報告の収益区分を使用した。すなわち「トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート」、「インスティテュショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス」および「その他の商品」であり、これらは過年度においては「トランザクション・サービス」の一部であった。
- 2014年度に、PBCは商品収益の開示区分を改定した。PBCは、PBCの収益構成に一層の透明性を与えるため、新たな収益区分「ポータルおよび付随的なポストバンク・サービス」を導入した。これは以前はその他の収益の一部であったものである。これらの変更を反映するため、過年度は修正再表示された。
- 2013年度第4四半期中に、コモディティーズ・ビジネスの要素を縮小・撤退するという決定がなされた。非継続事業を含むポートフォリオは、スペシャル・コモディティーズ・グループ（SCG）に集約され、SCGはその後2014年度第1四半期にCB&SからNCOUに移管された。SCGは、エネルギー、農業、ベースメタルおよびドライバルクのエクスポージャーに関連する資産、負債および偶発リスクを含む。CB&SおよびNCOUの比較数値は、これに従って修正再表示されている。コモディティーズの継続事業はCB&Sに残されている。
- 2013年度に、ドイツ中堅企業顧客の長期現金貸付ポートフォリオはCB&Sコーポレート部門からGTBコーポレート部門に移管された。

## セグメント純損益の測定

セグメント報告は、セグメント別の経営成績を管理報告上の区分方法を基に表示すること（事業セグメントの経営成績と連結財務諸表の経営成績との調整を含む。）を要求している。当該調整は、「取締役会報告書：経営および財務の概況：ドイツ銀行グループ：コーポレート部門：連結および調整」に表示されている。各セグメントについて提供される情報は、最高経営意思決定者により定期的に検討されているセグメント純損益、資産およびその他の情報に関する内部経営管理報告に基づいている。当行グループの内部経営管理報告では、セグメント資産は連結の観点から表示されている。すなわち、これらの金額にはセグメント間残高が含まれていない。

当行グループの経営管理報告においてIFRSに準拠しない会計処理方法が使用されるのはまれであり、その場合、評価の相違または分類の相違のいずれかである。最大の評価の相違は、（例えば当行グループのCB&SおよびPBCにおける財務勘定の一定の金融商品に関して）経営管理報告上は公正価値で測定するのに対し、IFRSでは償却原価で測定すること、および自己株式に係るトレーディング損益を経営管理報告上は収益に認識する（主にCB&S）のに対し、IFRSでは資本に認識することに関連している。主要な分類の相違は、非支配持分に関連している。これは、収益、信用リスク引当金繰入額、利息以外の費用および法人所得税費用に対する少数株主の正味持分である。非支配持分は、経営管理報告上は事業の税引前利益の構成要素として報告（C&Aで戻入れ）され、IFRSでは純利益の配分先の一つの構成要素として報告される。

当行グループの事業活動はその性質が多岐にわたり、かつその営業活動は統合されているため、収益および費用項目を各事業セグメントへ配分するために一定の見積りおよび判断がなされている。

経営管理報告システムは「市場金利法」に従っており、当行グループ外部からの純利息収益は、各事業セグメントに対し、すべてのポジションがホールセール金融・資本市場を通して資金調達または投資されている、との仮定に基づいて配分されている。したがって、当行グループは、自己の資本を有する法的に独立したユニットを持つ競合他社との比較可能性を得るため、各事業セグメントに対し、各事業セグメントの平均アクティブ資本配分額に比例して、当行グループ連結資本に係る名目上の正味利息収益（一定の在外営業活動体に対する純投資のヘッジ等、一定の関連費用を控除後）を配分している。

経営陣は、資本および関連比率に関する一定の測定尺度が各事業セグメントの財務成績に関するより有用な指標を提供すると考えているため、これらを内部経営管理報告システムの一環として利用している。当行グループは、投資家およびアナリストが、当行グループ経営陣の事業経営について洞察を深め、当行グループの経営成績をよりよく理解できるように、これらの測定尺度を開示している。これらの測定尺度は、以下の項目を含んでいる。

平均アクティブ資本 - 当行グループは、平均株主資本から平均配当金を差し引くことにより、平均アクティブ資本を算出する。配当金の提案は四半期ごとに行われ、毎年、年次株主総会での承認を経て支払われる。当行グループは他社との比較を容易にするためにアクティブ資本を算出し、いくつかの比率においてアクティブ資本を参照している。しかしながら、アクティブ資本はIFRSに規定された測定尺度ではないため、当行グループの平均アクティブ資本に基づく比率は、計算方法の違いを考慮せずに他社の比率と比較すべきではない。

配分される平均アクティブ資本の合計金額は、当行グループ全体の経済的リスク・エクスポージャーまたは所要規制自己資本のいずれか高い方を基に決定される。2015年度より、当行グループは、公表済の資本目標およびレバレッジ比率目標を反映して、事業セグメントに対する平均アクティブ資本の配分を精緻化した。新手法のもとでは、内部的な所要規制自己資本は、グループ・レベルでの普通株式等Tier 1資本比率目標を10%（2015年6月以降は11%、2015年12月以降は12.5%）、CRD 4によるレバレッジ比率目標を3.5%（2015年6月以降は5%、2015年12月以降は4.5%）とし、CRR/CRD 4規則の完全実施を仮定して算出されている。当行グループが普通株式等Tier 1資本比率とレバレッジ比率の目標を超えた場合、超過した平均資本はC&Aに割り当てられる。平均アクティブ資本は、上記の異なる目標を合わせたものである。

## セグメント別の経営成績

事業セグメントの業績（IFRSに基づく連結経営成績への調整を含む。）については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：セグメント別の経営成績」（訳者注：原文の項）を参照のこと。

## 全社的開示

当行グループの全社的開示には、内部および外部の相手先からの純収益が含まれる。内部相手先からの収益の除外は、過度なIT投資を要し、また、当行のマネジメント・アプローチに合致しない。当行グループの純収益の構成要素の詳細については、「取締役会報告書：経営および財務の概況：経営成績：コーポレート部門」を参照のこと。

以下の表は、2015年、2014年および2013年12月31日終了年度における地域別の純収益合計（信用リスク引当金繰入額控除前）を示している。CB&S、GTB、Deutsche AWM、PBCおよびNCOUについて示された情報は、主に収益が計上される当行グループの事務所の所在地に基づき分類されている。C&Aに関する情報は、C&Aの管理責任が本部にあるため、全世界レベルでのみ表示されている。

| 単位：百万ユーロ              | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| ドイツ：                  |        |        |        |
| CB&S                  | 731    | 860    | 994    |
| PBC                   | 7,241  | 7,662  | 7,654  |
| GTB                   | 1,234  | 1,251  | 1,339  |
| Deutsche AWM          | 1,399  | 1,356  | 1,196  |
| NCOU                  | -287   | -185   | 360    |
| ドイツ合計                 | 10,318 | 10,945 | 11,542 |
| 英国：                   |        |        |        |
| CB&S                  | 5,021  | 3,794  | 3,965  |
| PBC                   | -0     | -0     | 0      |
| GTB                   | 381    | 317    | 289    |
| Deutsche AWM          | 1,039  | 589    | 984    |
| NCOU                  | -73    | 8      | -76    |
| 英国合計                  | 6,367  | 4,708  | 5,163  |
| その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ：  |        |        |        |
| CB&S                  | 645    | 933    | 868    |
| PBC                   | 1,608  | 1,879  | 1,726  |
| GTB                   | 1,026  | 941    | 952    |
| Deutsche AWM          | 921    | 790    | 872    |
| NCOU                  | 9      | 2      | -33    |
| その他のヨーロッパ、中東およびアフリカ合計 | 4,209  | 4,545  | 4,385  |
| アメリカ（主に米国）：           |        |        |        |
| CB&S                  | 4,895  | 5,461  | 4,824  |
| PBC                   | 0      | -21    | -21    |
| GTB                   | 1,146  | 887    | 830    |
| Deutsche AWM          | 1,432  | 1,435  | 1,174  |
| NCOU                  | 754    | 345    | 670    |
| アメリカ合計                | 8,227  | 8,108  | 7,477  |
| アジア／太平洋：              |        |        |        |
| CB&S                  | 2,927  | 2,582  | 2,750  |
| PBC                   | 62     | 44     | 36     |
| GTB                   | 829    | 723    | 615    |
| Deutsche AWM          | 617    | 533    | 492    |
| NCOU                  | -1     | 2      | -25    |
| アジア／太平洋合計             | 4,434  | 3,884  | 3,868  |
| 連結および調整               | -30    | -240   | -519   |
| 連結純収益 <sup>1</sup>    | 33,525 | 31,949 | 31,915 |

注記：過年度は修正再表示されている。

1 連結純収益は、利息および類似収益、利息費用および利息以外の収益合計（手数料およびフィー純収益を含む。）からなっている。収益は、当行グループの会計記録を行っている事業所の所在地に基づいて、各国に帰属させている。当行グループの帳簿上の取引場所は、顧客の本社または他の事業所の所在地と異なることがあり、また、取引を締結したか促進した当行グループの職員の所在地と異なることがある。所在地の異なる職員および顧客ならびに他の第三者の関与する取引を当行グループが計上する場所は、しばしば取引の性質、規制上の検討事項および取引処理上の検討事項等の他の検討事項により左右される。



## 連結損益計算書に対する注記

05 -

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利息収益および純損益

## 純利息収益

| 単位：百万ユーロ                     | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|------------------------------|--------|--------|--------|
| 利息および類似収益：                   |        |        |        |
| 利付銀行預け金                      | 499    | 683    | 759    |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券    | 377    | 408    | 412    |
| 売却可能金融資産に係る利息収益              | 1,292  | 1,341  | 1,312  |
| 売却可能金融資産に係る配当収益              | 300    | 97     | 81     |
| 貸出金                          | 12,219 | 11,820 | 11,941 |
| その他                          | 783    | 848    | 366    |
| 純損益を通じて公正価値で測定しない利息および類似収益合計 | 15,470 | 15,196 | 14,872 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産         | 10,496 | 9,805  | 10,729 |
| 利息および類似収益合計                  | 25,967 | 25,001 | 25,601 |
| 利息費用：                        |        |        |        |
| 利付預金                         | 2,764  | 3,210  | 3,360  |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券    | 153    | 160    | 186    |
| その他の短期借入金                    | 229    | 214    | 285    |
| 長期債務                         | 1,480  | 1,882  | 1,568  |
| 信託優先証券                       | 568    | 785    | 849    |
| その他                          | 357    | 214    | -16    |
| 純損益を通じて公正価値で測定しない利息費用合計      | 5,552  | 6,465  | 6,232  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債         | 4,534  | 4,264  | 4,535  |
| 利息費用合計                       | 10,086 | 10,729 | 10,767 |
| 純利息収益                        | 15,881 | 14,272 | 14,834 |

2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、減損した金融資産に関して計上した利息収益は、それぞれ67百万ユーロ、94百万ユーロおよび76百万ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係る純利得(損失)

| 単位：百万ユーロ  | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---|--------|--------|--------|
| トレーディング収益：  |        |        |        |
| セールス・アンド・トレーディング<br>(エクイティ)                       | 98     | 1,686  | 1,569  |
| セールス・アンド・トレーディング(債券および<br>その他の商品)                 | 3,899  | 2,583  | 2,469  |
| セールス・アンド・トレーディング合計                                | 3,996  | 4,269  | 4,039  |
| その他のトレーディング収益                                     | -122   | 137    | -377   |
| トレーディング収益合計                                       | 3,874  | 4,407  | 3,662  |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され<br>た金融資産/負債に係る純利得(損失)：  |        |        |        |
| 金融資産/負債の種類別内訳：                                    |        |        |        |
| 売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価<br>証券                     | 3      | -15    | 31     |
| 借入有価証券および貸付有価証券                                   | 0      | 0      | 0      |
| 貸出金および貸出コミットメント                                   | -453   | -20    | -46    |
| 預金  | 0      | -1     | 73     |
| 長期債務 <sup>1</sup>                                 | 761    | -538   | 133    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され<br>たその他の金融資産/負債         | -344   | 467    | -35    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定され<br>た金融資産/負債に係る純利得(損失)合計 | -32    | -108   | 155    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産/負債に係<br>る純利得(損失)合計           | 3,842  | 4,299  | 3,817  |

<sup>1</sup> 2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、証券化ストラクチャーによるものがそれぞれマイナス0.5百万ユーロ、48百万ユーロおよびマイナス86百万ユーロ含まれている。2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、関連する金融商品の公正価値の変動0.8百万ユーロ、マイナス315百万ユーロおよび390百万ユーロが、それぞれトレーディング収益に報告されている。かかる利得および損失合計額は、これら連結対象の証券化ストラクチャーの損失に対する当行グループの持分を表している。

## 合算ベースの純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益

| 単位：百万ユーロ  | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---|--------|--------|--------|
| 純利息収益   | 15,881 | 14,272 | 14,834 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）                       | 3,842  | 4,299  | 3,817  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計                 | 19,723 | 18,570 | 18,651 |
| コーポレート部門別 / 商品別の、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益： |        |        |        |
| セールス・アンド・トレーディング（エクイティ）                                   | 2,502  | 2,302  | 2,111  |
| セールス・アンド・トレーディング（債券およびその他の商品）                             | 7,909  | 6,591  | 5,976  |
| セールス・アンド・トレーディング合計  | 10,411 | 8,893  | 8,087  |
| 貸出金商品 <sup>1</sup>  | 623    | 688    | 587    |
| その他の商品 <sup>2</sup>                                       | -440   | -62    | 69     |
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ                                 | 10,594 | 9,519  | 8,743  |
| 個人顧客および中堅企業   | 5,837  | 5,893  | 5,817  |
| グローバル・トランザクション・バンキング                                      | 2,133  | 2,205  | 1,940  |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント                                     | 1,615  | 1,500  | 1,550  |
| 非中核事業部門   | -631   | -612   | 176    |
| 連結および調整   | 176    | 65     | 423    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益合計                 | 19,723 | 18,570 | 18,651 |

1 貸出金に係る純金利差ならびにクレジット・デフォルト・スワップおよび純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された貸出金の公正価値の変動を含む。

2 発行業務、アドバイザーおよびその他の商品の純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を含む。

当行グループのトレーディングおよびリスク管理業務は、金利金融商品およびそれに関連するデリバティブの重要な業務を含む。IFRSの下では、トレーディング金融商品および純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融商品により得た利息および類似収益（すなわち、クーポンおよび配当収益）ならびにトレーディング・ポジション純額の資金調達コストは、純利息収益の一部とされる。当行グループのトレーディング業務による収益は、リスク管理戦略等様々な要因に応じて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益と純損益のいずれかの区分に期ごとに計上することができる。上記の表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益を業務部門別に、またCB&Sについては商品別にまとめたものである。

06 -

## 手数料およびフィー収益

| 単位：百万ユーロ           | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|
| 手数料およびフィーの収益および費用： |        |        |        |
| 手数料およびフィー収益        | 16,412 | 15,746 | 15,252 |
| 手数料およびフィー費用        | 3,647  | 3,337  | 2,943  |
| 純手数料およびフィー収益       | 12,765 | 12,409 | 12,308 |

| 単位：百万ユーロ            | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 純手数料およびフィー収益：       |        |        |        |
| 信託業務による純手数料およびフィー   | 4,480  | 3,745  | 3,646  |
| 有価証券業務による純手数料およびフィー | 4,134  | 4,033  | 3,920  |
| その他の顧客サービスによる純フィー   | 4,151  | 4,632  | 4,742  |
| 純手数料およびフィー収益        | 12,765 | 12,409 | 12,308 |

07 -

## 売却可能金融資産に係る純利得（損失）

| 単位：百万ユーロ             | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|
| 売却可能金融資産に係る純利得（損失）：  |        |        |        |
| 負債証券に係る純利得（損失）：      | 48     | 153    | 321    |
| 処分による純利得（損失）         | 58     | 144    | 319    |
| 減損                   | -10    | 9      | 2      |
| 持分証券に係る純利得（損失）：      | 104    | 109    | 77     |
| 処分／再測定による純利得（損失）     | 156    | 121    | 92     |
| 減損                   | -52    | -12    | -15    |
| 貸出金に係る純利得（損失）：       | 52     | -9     | 6      |
| 処分による純利得（損失）         | 83     | 16     | 33     |
| 減損                   | -31    | -25    | -27    |
| 減損の戻入                | 0      | 0      | 0      |
| その他の資本持分に係る純利得（損失）：  | 1      | -12    | -12    |
| 処分による純利得（損失）         | 14     | 9      | 9      |
| 減損                   | -13    | -21    | -21    |
| 売却可能金融資産に係る純利得（損失）合計 | 203    | 242    | 394    |

本報告書の注記16「売却可能金融資産」もあわせて参照のこと。

08 -

## その他の収益

| 単位：百万ユーロ                 | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| その他の収益：                  |        |        |        |
| 投資不動産による純収益              | 40     | 57     | 23     |
| 投資不動産の処分に係る純利得（損失）       | -18    | 5      | -3     |
| 連結子会社の処分に係る純利得（損失）       | -24    | 18     | 4      |
| 貸出金の処分に係る純利得（損失）         | 237    | -2     | 288    |
| 保険料 <sup>1</sup>         | 108    | 141    | 190    |
| ヘッジ会計に適切なヘッジ関係による純利得（損失） | -910   | -1,349 | -1,227 |
| 連結対象の投資                  | 470    | 949    | 881    |
| その他                      | 763    | 290    | 37     |
| その他の収益（損失）合計             | 669    | 108    | 193    |

1 支払再保険料控除後である。増減は主にAbbey Life Assurance Company Limitedにより生じている。

09 -

## 一般管理費

| 単位：百万ユーロ            | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|
| 一般管理費：              |        |        |        |
| IT関連費用              | 3,664  | 3,333  | 3,074  |
| 不動産関連費用および設備費       | 1,944  | 1,978  | 2,073  |
| 専門的サービス報酬           | 2,283  | 2,029  | 1,772  |
| 通信およびデータ・サービス       | 807    | 725    | 706    |
| 旅費および交際費            | 505    | 521    | 516    |
| バンキングおよびトランザクション費用  | 598    | 660    | 743    |
| マーケティング費用           | 294    | 293    | 294    |
| 連結対象の投資             | 406    | 811    | 797    |
| その他の費用 <sup>1</sup> | 8,129  | 4,305  | 5,151  |
| 一般管理費合計             | 18,632 | 14,654 | 15,126 |

1 2015年度に52億ユーロ、2014年度に16億ユーロおよび2013年度に30億ユーロの訴訟関連費用を含む。訴訟に関する詳細は、注記29「引当金」を参照のこと。

10 -

## 再構築

再構築は、2015年12月に完了した当行グループのオペレーショナル・エクセレンス(OpEx)プログラムの一部を成していた。さらに、再構築は、2015年度に発表された新たな取り組みであるストラテジー2020の一部を含んでいる。ストラテジー2020は、インベストメント・バンキングの再配置、リテール業務の再編、地域展開の合理化および事業モデルの転換の取り組みを含んでおり、2018年までに純額で10億ユーロから15億ユーロの費用削減を達成することを目標としている。

再構築費用は、解雇給付、雇用の打ち切りによる未償却の繰延報酬報奨の前倒しを補填するための追加費用、および不動産に関連する契約解除費用から成る。2015年度に710百万ユーロ（2014年度：133百万ユーロ）の再構築費用が認識され、うち616百万ユーロは、主に「個人顧客および中堅企業」の推進するストラテジー2020の取り組みにおいて認識された。

| 単位：百万ユーロ                  | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---------------------------|--------|--------|--------|
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | -124   | -112   | -130   |
| 個人顧客および中堅企業               | -587   | -9     | -22    |
| グローバル・トランザクション・バンキング      | -3     | -10    | -54    |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント     | 4      | 3      | -170   |

|                           |      |      |      |
|---------------------------|------|------|------|
| 非中核事業部門                   | 1    | -4   | -25  |
| インフラストラクチャー/リージョナル・マネジメント | 0    | 0    | 0    |
| 連結および調整                   | 0    | 0    | 0    |
| 再構築費用純額合計                 | -710 | -133 | -399 |

| 単位：百万ユーロ      | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 再構築 - 従業員関連   | -663   | -124   | -364   |
| このうち：         |        |        |        |
| 解雇給付          | -602   | -94    | -287   |
| 繰延報酬の前倒し償却    | -61    | -29    | -72    |
| 社会保障          | -0     | -1     | -4     |
| 再構築 - 従業員関連以外 | -46    | -9     | -35    |
| 再構築費用純額合計     | -710   | -133   | -399   |

2015年12月31日および2014年12月31日現在の再構築引当金は、それぞれ651百万ユーロおよび120百万ユーロであった。現在の再構築引当金の大部分は、今後3年の間に使用される見込みである。

2015年度において、再構築により662名の正規職員が削減された（2014年度：1,371名）。

| 正規職員                      | 2015年度 | 2014年度 |
|---------------------------|--------|--------|
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 186    | 319    |
| 個人顧客および中堅企業               | 126    | 92     |
| グローバル・トランザクション・バンキング      | 51     | 157    |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント     | 37     | 207    |
| 非中核事業部門                   | 1      | 11     |
| インフラストラクチャー/リージョナル・マネジメント | 261    | 585    |
| 正規職員数合計                   | 662    | 1,371  |

## 1株当たり利益

基本的1株当たり利益の金額は、ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失）を期中平均社外流通普通株式数で除して計算する。平均社外流通普通株式数は、平均発行普通株式数から平均自己株式数および現物決済先渡購入契約の下で取得される平均株式数を控除し、繰延株式制度における未分配の権利確定済株式報奨を加算することにより算定される。

希薄化後1株当たり利益は、ストック・オプション、転換社債、権利未確定の繰延株式報奨および先渡契約等、普通株式を発行することになる発行済証券またはその他の契約について普通株式への転換を想定したものである。上記の金融商品は、各報告期間において希薄化効果がある場合にのみ、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれる。

## 基本的小および希薄化後1株当たり利益の計算

| 単位：百万ユーロ  | 2015年度              | 2014年度  | 2013年度  |
|---|---------------------|---------|---------|
| ドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 基本的1株当たり利益計算上の分子        | -7,022 <sup>1</sup> | 1,663   | 666     |
| 希薄化証券の影響：                                       |                     |         |         |
| 先渡契約およびオプション                                    | 0                   | 0       | 0       |
| 転換社債  | 0                   | 0       | 0       |
| 転換想定後のドイツ銀行株主に帰属する当期純利益（損失） - 希薄化後1株当たり利益計算上の分子 | -7,022 <sup>1</sup> | 1,663   | 666     |
| 株式数（単位：百万株）                                     |                     |         |         |
| 加重平均社外流通株式数 - 基本的1株当たり利益計算上の分母                  | 1,387.9             | 1,241.9 | 1,045.4 |
| 希薄化証券の影響：                                       |                     |         |         |
| 先渡契約  | 0.0                 | 0.0     | 0.0     |
| 従業員株式報酬オプション                                    | 0.0                 | 0.0     | 0.0     |
| 転換社債  | 0.0                 | 0.0     | 0.0     |
| 繰延株式  | 0.0                 | 27.6    | 27.8    |
| その他（トレーディング・オプションを含む）                           | 0.0                 | 0.0     | 0.0     |
| 希薄化性潜在的普通株式                                     | 0.0                 | 27.6    | 27.8    |
| 転換想定後の修正加重平均株式数 - 希薄化後1株当たり利益計算上の分母             | 1,387.9             | 1,269.5 | 1,073.2 |

1 2015年4月にその他Tier1ノートに対して支払われたクーポンについて、利益に対する228百万ユーロ（税引後）の調整が行われた。

## 1株当たり利益

| 単位：ユーロ      | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 基本的1株当たり利益  | -5.06  | 1.34   | 0.64   |
| 希薄化後1株当たり利益 | -5.06  | 1.31   | 0.62   |

2014年6月25日、ドイツ銀行AGは、新株予約権による増資を完了した。新株の発行価格が既存株式の市場価格を下回っていたため、当増資には無償部分が含まれた。IAS第33号によると、無償部分は、資産の完全な比例的変動を伴わない、増資前のすべての期間における社外流通株式数の計算上の変動による結果である。その結果、加重平均社外流通株式数は遡及的に調整されている。

2015年度は純損失の状態であるため、希薄化性潜在的株式は、通常は1株当たり利益の計算に考慮されない。これは、考慮することにより逆希薄化となり、1株当たり純損失の額を引き下げることになるためである。

社外流通または未決済であるが、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった金融商品<sup>1</sup>

| 株式数(単位:百万株)  | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------|--------|--------|--------|
| 先渡購入契約       | 0.0    | 0.0    | 0.0    |
| 転換社債         | 0.0    | 0.0    | 0.0    |
| 売建プット・オプション  | 0.0    | 0.0    | 0.0    |
| 売建コール・オプション  | 0.0    | 0.0    | 0.0    |
| 従業員株式報酬オプション | 0.0    | 0.1    | 0.2    |
| 繰延株式         | 52.5   | 0.0    | 0.0    |

1 逆希薄化となるため、希薄化後1株当たり利益の計算に含まれなかった。



## 連結貸借対照表に対する注記

12 -

## 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債

| 単位：百万ユーロ                           | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| トレーディング目的保有として分類された金融資産：           |                   |                   |
| トレーディング資産：                         |                   |                   |
| トレーディング証券                          | 179,256           | 177,639           |
| その他のトレーディング資産 <sup>1</sup>         | 16,779            | 18,041            |
| トレーディング資産合計                        | 196,035           | 195,681           |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価                  | 515,594           | 629,958           |
| トレーディング目的保有として分類された金融資産合計          | 711,630           | 825,639           |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産：    |                   |                   |
| 売戻条件付買入有価証券                        | 51,073            | 60,473            |
| 借入有価証券                             | 21,489            | 20,404            |
| 貸出金                                | 12,451            | 15,331            |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産 | 24,240            | 21,078            |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産合計   | 109,253           | 117,285           |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計             | 820,883           | 942,924           |

1 2015年および2014年12月31日現在、それぞれ155億ユーロおよび167億ユーロのトレーディング可能債権が含まれている。

| 単位：百万ユーロ                           | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|------------------------------------|-------------------|-------------------|
| トレーディング目的保有として分類された金融負債：           |                   |                   |
| トレーディング負債：                         |                   |                   |
| トレーディング証券                          | 51,326            | 41,112            |
| その他のトレーディング負債                      | 977               | 731               |
| トレーディング負債合計                        | 52,303            | 41,843            |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価                 | 494,076           | 610,202           |
| トレーディング目的保有として分類された金融負債合計          | 546,380           | 652,045           |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債：    |                   |                   |
| 買戻条件付売却有価証券                        | 31,637            | 21,053            |
| 貸出コミットメント                          | 79                | 99                |
| 長期債務                               | 8,710             | 9,919             |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債 | 4,425             | 6,061             |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債合計   | 44,852            | 37,131            |
| 投資契約負債 <sup>1</sup>                | 8,522             | 8,523             |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計             | 599,754           | 697,699           |

1 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産および金融負債

当行グループは、様々な貸出関係を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。貸出枠は、引き出された貸出資産および未利用の取消不能貸出コミットメントから構成される。引き出された貸出金に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーはその公正価値である。引き出された貸出金（売戻条件付買入有価証券および借入有価証券を含む。）に係る信用リスクに対する当行グループの最大エクスポージャーは、2015年および2014年12月31日現在それぞれ850億ユーロおよび960億ユーロであった。信用リスクに対するエクスポージャーは、未利用の取消不能貸出コミットメントについても存在し、主に相手先の信用リスクである。

公正価値オプションに基づき指定された売戻条件付買入有価証券および借入有価証券に係る信用リスクは、担保を保有することで軽減されている。これらの金融商品の評価は、受け取った担保の形態による信用補完を考慮している。このため、当期においても累積的にも、これらの金融商品に係る相手先の信用リスクの変動に起因する重要な変動はない。

相手先の信用リスク<sup>2</sup>の変動に起因する貸出金<sup>1</sup>および貸出コミットメントの公正価値の変動

| 単位：百万ユーロ                            | 2015年12月31日現在 |           | 2014年12月31日現在 |           |
|-------------------------------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
|                                     | 貸出金           | 貸出コミットメント | 貸出金           | 貸出コミットメント |
| 信用リスクにさらされる貸出金および貸出コミットメントの名目金額     | 4,455         | 8,604     | 5,146         | 15,393    |
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動               | -0            | -46       | 3             | 43        |
| 公正価値の累積的変動 <sup>3</sup>             | 9             | 29        | 14            | 470       |
| 信用リスクを軽減するために使用されたクレジット・デリバティブの名目金額 | 257           | 4,203     | 417           | 8,152     |
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動               | -2            | 1         | -1            | -19       |
| 公正価値の累積的変動 <sup>3</sup>             | -4            | -154      | -3            | -257      |

1 貸出金が過剰に担保されている場合、相手先の信用リスクの変動による貸出金の当期または累積の評価に重要な変動は生じない。

2 マーケット・リスクに関連する公正価値の影響額を除いた評価モデルを使用して決定されている。

3 変動額は報告日に保有されていた貸出金および貸出コミットメントに起因するものであり、これらは過年度に保有していたものと異なる場合がある。基礎となる母集団の差異を反映させるための前年度の調整は行われていない。

当行グループの信用リスク<sup>1</sup>の変動に起因する金融負債の公正価値の変動

| 単位：百万ユーロ              | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 <sup>2</sup> |
|-----------------------|---------------|----------------------------|
| 損益計算書に反映された公正価値の年次の変動 | -78           | 45                         |
| 公正価値の累積的変動            | 71            | 202                        |

1 金融負債の公正価値は、当該金融負債の信用リスクを組み込んでいる。連結対象のストラクチャード・エンティティが発行した金融負債の公正価値の変動は除かれている。これは、当該変動は当行グループの信用リスクには関連しないが、法律上分離されたストラクチャード・エンティティの信用リスク（ストラクチャード・エンティティが保有する担保に左右される。）に関連するためである。

2 2015年度において、過年度の数値は修正再表示されている（公正価値の年次の変動および累積的変動ともに68百万ユーロの増加）。

金融負債<sup>1</sup>の契約上の満期時の返済額が帳簿価額を超過する額

| 単位：百万ユーロ                      | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------------------------|---------------|---------------|
| 未利用の貸出コミットメントを含む <sup>2</sup> | 10,513        | 18,261        |
| 未利用の貸出コミットメントを除く              | 2,203         | 1,621         |

1 当行グループが返済を要求される可能性のある最も早い契約上の満期日に負債が償還されると仮定している。支払額が確定していない場合、報告日現在存在する条件を参照して決定される。

2 未利用の貸出コミットメントに対する満期時の契約上のキャッシュ・フローは融資枠をすべて利用するものと仮定している。

## IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」

2008年10月に公表されたIAS第39号およびIFRS第7号の修正により、2008年度下半期および2009年度第1四半期において、一定の金融資産は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および売却可能金融資産から貸出金に分類変更された。2009年度第1四半期より後には分類変更は行われていない。

当行グループは、分類変更日現在で、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと、その意思および能力に明確な変更のあった、当該修正に基づく適格な資産を識別した。当該分類変更は、分類変更日現在の資産の公正価値で行われた。

## 分類変更された金融資産

| 単位：十億ユーロ<br>(別途記載のものを除く)         | 貸出金に分類変更されたト<br>レーディング資産 | 貸出金に分類変更された売<br>却可能金融資産 |
|----------------------------------|--------------------------|-------------------------|
| 分類変更日現在における帳簿価額                  | 26.6                     | 11.4                    |
| その他の包括利益累計額内の未実現公正価値<br>損失       | 0.0                      | -1.1                    |
| 分類変更日現在における実効金利：                 |                          |                         |
| 範囲の上限                            | 13.1%                    | 9.9%                    |
| 範囲の下限                            | 2.8%                     | 3.9%                    |
| 分類変更日現在における回収可能見込みのキャッシュ・フ<br>ロー | 39.6                     | 17.6                    |

## 2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産種類別の帳簿価額および公正価値

| 単位：百万ユーロ               | 2015年12月31日現在      |       | 2014年12月31日現在 |       |
|------------------------|--------------------|-------|---------------|-------|
|                        | 帳簿価額               | 公正価値  | 帳簿価額          | 公正価値  |
| 貸出金に分類変更されたトレーディング資産：  |                    |       |               |       |
| 証券化資産                  | 1,382              | 1,346 | 1,983         | 2,124 |
| 負債証券                   | 396                | 405   | 1,067         | 1,160 |
| 貸出金                    | 916                | 857   | 1,146         | 888   |
| 貸出金に分類変更されたトレーディング資産合計 | 2,695              | 2,608 | 4,197         | 4,171 |
| 貸出金に分類変更された売却可能金融資産：   |                    |       |               |       |
| 証券化資産                  | 1,540              | 1,470 | 1,782         | 1,743 |
| 負債証券                   | 168                | 179   | 1,378         | 1,493 |
| 貸出金に分類変更された売却可能金融資産合計  | 1,708              | 1,648 | 3,160         | 3,236 |
| 貸出金に分類変更された金融資産合計      | 4,403 <sup>1</sup> | 4,256 | 7,357         | 7,408 |

1 上記の表で示した分類変更された資産の帳簿価額に対して、金利リスクに関する有効な公正価値ヘッジ会計による帳簿価額への影響が存在している。この影響により、2015年12月31日および2014年12月31日現在の帳簿価額が、それぞれ3百万ユーロ下落および86百万ユーロ増加している。

すべての分類変更された資産はNCOUにより管理され、当該ポートフォリオにわたる処分の決定は、リスク圧縮の決定権限に従いNCOUにより行われる。2015年12月31日終了年度において、当行グループは帳簿価額29億ユーロの分類変更された資産を売却し、その結果、ポジション売却による純利得3億ユーロが発生した。

売却に加えて、以前トレーディングに分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額3億ユーロが含まれる。以前売却可能に分類されていた資産の帳簿価額の減少には、償還および満期到来額1億ユーロが含まれている。

当該分類変更が行われなかったと仮定した場合に、純損益に認識されていたであろう未実現公正価値利得（損失）、およびその他の包括利益に認識されていたであろう純利得（損失）

| 単位：百万ユーロ   | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--|--------|--------|--------|
| 分類変更されたトレーディング資産に係る未実現公正価値利得（損失）（信用リスク引当金繰入額控除前）                     | 141    | 342    | 245    |
| 分類変更された減損の生じた売却可能金融資産に係る減損（損失）/戻入                                    | 12     | -6     | 9      |
| 分類変更された減損の生じていない売却可能金融資産に係る追加の未実現公正価値利得（損失）を表す、その他の包括利益に認識された純利得（損失） | -32    | 137    | 130    |

すべての分類変更された資産が、損益計算書の税引前利益に寄与した金額

| 単位：百万ユーロ                 | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| 利息収益                     | 127    | 161    | 272    |
| 信用リスク引当金繰入額              | 28     | -40    | -348   |
| その他の収益 <sup>1</sup>      | 199    | 5      | -141   |
| 分類変更されたトレーディング資産に係る税引前利益 | 353    | 126    | -217   |
| 利息収益                     | 54     | 97     | 96     |
| 信用リスク引当金繰入額              | 16     | -13    | -25    |
| その他の収益 <sup>1</sup>      | 72     | 0      | -66    |
| 分類変更された売却可能金融資産に係る税引前利益  | 142    | 84     | 5      |

<sup>1</sup> 分類変更された資産の売却損益に関連する。

分類変更された金融資産：資産クラス別の帳簿価額および公正価値

IAS第39号により分類変更されたすべての資産は、2012年度第4四半期のNCOUの創設に際して当該新部門に移管された。NCOUは資本需要合計およびIFRS資産を低減させるため、リスク圧縮を加速する役割を担っている。損益計算書、規制自己資本およびレバレッジへの影響を含む多数の要因が、資産を売却するか否かおよび資産売却時期の決定に関して考慮される。帳簿価額および公正価値の変動は以下の表に示している。

## 2008年度および2009年度に分類変更された資産の資産クラス別の帳簿価額および公正価値

| 単位：百万ユーロ                          | 2015年12月31日現在 |              |                | 2014年12月31日現在 |              |                |
|-----------------------------------|---------------|--------------|----------------|---------------|--------------|----------------|
|                                   | 帳簿価額<br>(CV)  | 公正価値<br>(FV) | 未実現利<br>得/(損失) | 帳簿価額<br>(CV)  | 公正価値<br>(FV) | 未実現利<br>得/(損失) |
| <b>分類変更された証券化資産および負債証券：</b>       |               |              |                |               |              |                |
| 米国地方債                             | 405           | 423          | 19             | 2,302         | 2,503        | 201            |
| 学生ローンABS                          | 1,456         | 1,478        | 22             | 1,464         | 1,529        | 65             |
| CD0 / CLO                         | 534           | 498          | -36            | 717           | 689          | -28            |
| カバード・ボンド                          | 298           | 234          | -64            | 893           | 987          | 95             |
| 商業用モーゲージ証券                        | 175           | 176          | 1              | 187           | 192          | 5              |
| 住宅用モーゲージABS                       | 92            | 93           | 1              | 83            | 92           | 9              |
| その他 <sup>1</sup>                  | 529           | 498          | -31            | 566           | 528          | -38            |
| <b>分類変更された証券化資産および負債証券<br/>合計</b> | <b>3,487</b>  | <b>3,400</b> | <b>-88</b>     | <b>6,211</b>  | <b>6,520</b> | <b>309</b>     |
| <b>分類変更された貸出金：</b>                |               |              |                |               |              |                |
| 商業用モーゲージ                          | 56            | 54           | -1             | 227           | 226          | 0              |
| 住宅用モーゲージ                          | 810           | 753          | -57            | 871           | 616          | -255           |
| その他                               | 50            | 49           | -1             | 49            | 46           | -3             |
| <b>分類変更された貸出金合計</b>               | <b>916</b>    | <b>857</b>   | <b>-59</b>     | <b>1,146</b>  | <b>888</b>   | <b>-259</b>    |
| <b>貸出金に分類変更された金融資産合計</b>          | <b>4,403</b>  | <b>4,256</b> | <b>-147</b>    | <b>7,357</b>  | <b>7,408</b> | <b>51</b>      |

1 航空業界に関連する資産担保証券ならびにその他の証券化資産および負債証券の組合せが含まれている。

## 証券化資産および負債証券

地方債 - 米国地方債は、主に分類変更後に金利が下落した固定利付金融商品であることに起因して帳簿価額を上回る公正価値を有している。帳簿価額の減少は主に20億ユーロの売却によるものである。

CD0 / CLO - これは、様々な原資産および資本構成におけるトランシェの水準を含む多様なポートフォリオから成る。帳簿価額と公正価値との差額は、多数の要素（流動性、および主に発生信用損失に基づく償却原価減損モデルと比較した、存続期間の予想損失に係る市場予測を取り入れる公正価値モデルを含む。）により生じる。帳簿価額の主な変動は当期の2億ユーロの返済によるものである。

カバード・ボンド - 当該ポートフォリオにおける残存エクスポージャーは、スペイン政府発行体に対するものである。帳簿価額の減少は主に6億ユーロの売却によるものである。

学生ローンABS - 帳簿価額の減少は主に売却によるものであり、為替の変動により一部相殺された。

商業用モーゲージ証券 - 帳簿価額の減少は主に売却および元本の返済によるものである。

その他 - 帳簿価額の減少は主に元本の返済によるものであり、為替の変動により一部相殺された。

## 貸出金

商業用モーゲージ - 帳簿価額の変動は当期の1億ユーロの償還に主に起因する。

住宅用モーゲージ - 当該カテゴリーには英国、イタリア、スペインおよびドイツにおける住宅用モーゲージが含まれる。公正価値と帳簿価額との差額は、公正価値の価格透明性が増したことにより縮小している。

## 公正価値で計上される金融商品

## 評価方法および統制

当行グループは、評価プロセスに対する内部統制基準、手法および手続を管理する確立した評価統制のフレームワークを有している。

活発な市場における相場価格 - 活発な市場において取引されている金融商品の公正価値は、相場価格が定期的にかつ最近生じた取引発生時の価格を示している場合、その相場価格を使用して決定される。

評価技法 - 当行グループは、活発な市場における相場価格が入手不可能な場合、金融商品の公正価値を設定するために評価技法を使用する。金融商品に使用される評価技法には、モデリング技法、代用金融商品の気配値の利用、最近のあまり定期的でない取引の価格、およびブローカーの気配値が含まれる。

一部の金融商品については、価格よりも相場またはその他のパラメータが引用される。この場合には、市場相場または市場パラメータが、公正価値を決定するための評価モデルへの入力値として使用される。一部の金融商品については、モデリング技法は、業界標準モデル（例えば、割引キャッシュ・フロー分析および標準的なオプション価格決定モデル）に従っている。これらのモデルは、見積将来キャッシュ・フロー、割引ファクターおよびボラティリティ・レベルに左右される。より複雑なまたは固有の金融商品については、より洗練されたモデリング技法が要求され、仮定やより複雑なパラメータ（相関性、期限前償還率、デフォルト確率および損失強度等）に依拠する場合がある。

評価モデルは、頻繁に多重のパラメータ入力値を要求する。パラメータ入力値は、可能な限り、観察可能なデータに基づいているか、または活発な市場で取引される関連金融商品の価格から得られている。パラメータ入力値について観察可能なデータが入手可能でない場合、その他の市場の情報が考慮される。例えば、入手可能である場合、ブローカーの気配値およびコンセンサス・プライシングの情報がパラメータ入力値を支援するために使用される。パラメータ入力値を支援するための観察可能な情報が入手可能でない場合、パラメータ入力値は、その他の関連する情報源（類似取引の価格、過去のデータ、経済指標およびリサーチ情報等）に基づいており、それらには評価対象の実際の金融商品の条件および現在の市況を反映させるための適切な調整がなされる。

評価調整 - 評価調整は、評価プロセスの不可欠な一部である。適切な評価調整を行う際に、当行グループは、買呼値 / 売呼値スプレッド、流動性および相手先 / 自己の信用および資金調達リスク等の要因を考慮する手法に従う。買呼値 / 売呼値スプレッドの評価調整は、仲値の評価を適切な買呼値または売呼値の評価に調整するために要求される。買呼値または売呼値の評価は金融商品の公正価値を最良に表しているため、その公正価値とされる。ロング・ポジションの帳簿価額は仲値から買呼値へ調整され、ショート・ポジションの帳簿価額は仲値から売呼値へ調整される。買呼値 / 売呼値の評価調整は、関連する取引活動において観察される買呼値・売呼値、およびその他のブローカー・ディーラー、またはその他の取引知識のある相手先の気配値により決定される。金融商品の相場価格がすでに買呼値 / 売呼値である場合には、買呼値 / 売呼値の追加の評価調整は不要である。金融商品の公正価値がモデリング技法により得られる場合、当該モデルへのパラメータ入力値は通常仲値の水準である。当該金融商品は一般的にポートフォリオ・ベースで管理され、一定の要件を満たす場合には、評価調整は、当行が有する純エクスポージャーの手仕舞いコストを個々の市場または相手先のリスクに反映するために行われる。これらの調整は関連する取引活動において観察される買呼値および売呼値ならびにその他のブローカー・ディーラーの気配値から決定される。

複雑な評価モデルを使用する場合や、流動性の比較的低いポジションが評価対象である場合には、これらのポジションに係る買呼値 / 売呼値の水準を市場から直接入手することができない可能性がある。このため、これらのポジションの手仕舞いコストについては、モデルおよびパラメータの見積りを行わなければならない。これらの調整が策定される場合、当行グループは、ポジション自体に加え、モデルに関連した評価リスクを綿密に調査し、結果として生じた調整は継続ベースで厳密に監視される。

相手先の信用評価調整(以下「CVA」という。)は、評価技法に既に相手先の債務不履行リスクに関連する予想信用損失ファクターが含まれていない場合に限り、予想信用損失を補填するために要求される。CVA金額は、関連するすべての店頭(以下「OTC」という。)デリバティブに適用され、入手可能な市場の情報(クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)スプレッドを含む。)に基づき、保有担保、関連するネットティングの取決めの影響、予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。相手先のCDSスプレッドが入手不可能な場合には、関連する代用品が使用される。

純損益を通じて公正価値で測定する当行グループの金融負債(すなわち、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたOTCデリバティブ負債および仕組み債の負債)の公正価値には、当該金融負債に係る当行グループの自己の信用リスクの変動を測定するため債務評価調整(以下「DVA」という。)が織り込まれる。デリバティブ負債については、当行グループは、すべての相手先の当行グループに対する潜在的な将来エクスポージャーを評価することにより、自己の信用度を考慮する。その際には、当行グループの市場でのCDS水準に基づいて、当行グループが差し入れた担保、関連するネットティングの取決めの影響、当行グループの予想デフォルト時損失率およびデフォルト確率を勘案する。仕組み債の負債に係る当行グループの自己の信用リスクの変動は、資産として同一項目を保有する市場参加者の観点からの価値を反映することから、当該金融商

品の契約上のキャッシュ・フローを、測定日現在で類似の金融商品が発行されるとした場合の利率を用いて割り引くことにより計算される。

CVAおよびDVAを決定する場合には、必要に応じて公正価値の算定に追加の調整が行われる。この調整は、特定の取決めの予想損失の見積りに起因するか、または評価対象の信用リスクが入手可能なCDS金融商品によって表される信用リスクと性質上異なる場合に行われる。

調達評価調整(以下「FVA」という。)は、デリバティブ・ポジションの公正価値に市場で暗に示された資金調達コストを取り入れるために要求される。FVAは、無担保および部分的に担保に付されているデリバティブに適用される割引スプレッドを反映しており、資産および負債の両方に関する市場で暗に示された資金調達コストを評価することにより決定される。

モデリング技法で使用される仮定に不確実性がある場合、モデル価格を金融商品の予想市場価格に調整するために追加調整が行われる。通常、そうした取引の買呼値/売呼値の水準は観察可能性が比較的低く、これらの調整は当該取引に関連した流動性プレミアムを計算することにより買呼値/売呼値を見積ることを目的としている。金融商品が十分に複雑なため、取引を手仕舞いするコストがそのコンポーネント・リスクを手仕舞いするコストよりも高くなる場合には、これを反映させるために追加調整が行われる。

検証および統制 - 当行グループは、評価統制のフレームワークを管理および開発し、ならびに評価統制プロセスを管理する、財務機能内の独立した専門的な評価統制のグループを有している。当該専門家機能の権限には、正式な評価統制方針のフレームワークの考案および管理に加え、すべての業務に対する独立した評価統制プロセスの実行、評価統制手法および技法の継続的な開発が含まれる。経営者の判断が評価プロセスの一部を形成する領域に、当該独立した評価統制のグループの特別な注意が向けられている。

評価統制プロセスの結果は、標準的な月次報告サイクルの一環として回収および分析がなされる。予め設定および承認された許容度を超える差異は、財務機能および上級経営管理職の両方に上げられ、レビュー、解消され、また、必要に応じて調整される。

公正価値が評価モデルにより決定される場合の金融商品については、モデル内で使用される仮定および技法は、当行グループのリスク管理機能の一部である独立した専門家モデル検証グループによって独立して検証される。

相場価格およびパラメータ入力値は、取引所、プライシング・サービス提供者、ブローカーの確定呼値およびコンセンサス・プライシング・サービスを含む多数の第三者情報源から入手される。価格情報源は、それらが示す公正価値の情報の質を決定するために検証および評価されるが、評価の確実性および関連性がより高いものが、より重要視される。その結果は、モデル評価が市場価格に調整されることを確保するために、市場における実際の取引と比較される。

モデルへの価格およびパラメータ入力値、仮定ならびに評価調整は、独立した情報源に対する検証が行われる。観察可能な情報の不足のためにこれらを独立した情報源に対して検証できない場合、公正価値の見積りは、その妥当性を評価する手続の対象となる。このような手続には、独立生成モデル(既存のモデルが独立して再調整される場合を含む。)を使用する再評価の実施、適切な代用金融商品およびその他のベンチマークに対する評価の査定、外挿法の実施が含まれている。可能な場合には、市場取引に対して評価モデルの結果を調整することにより、評価技法によって市場の水準を反映した公正価値の見積りが算出されるか否かに関する評価が行われる。

## 公正価値ヒエラルキー

公正価値で計上される金融商品は、以下のとおり、IFRSの公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類されている。

レベル1 - 活発な市場における相場価格を使用して評価される金融商品は、活発で流動性のある市場における相場価格から直接、公正価値を決定でき、かつ、市場で観察される金融商品が、当行グループの手許有高内の価格決定される金融商品の代表的なものである場合の金融商品である。

これらには、流動性の高い財務省証券、ならびに活発かつ流動性の高い取引所で取引されているデリバティブ、株式および現金商品が含まれている。

レベル2 - 観察可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、活発な市場で取引される類似商品を参照することにより公正価値を決定できる金融商品か、または評価技法によりその評価額を導き出すが、評価技法に使用される入力値がすべて観察可能である金融商品である。

これらには、多くのOTCデリバティブ、多くの投資適格の上場クレジット債、一定のCDS、多くの債務担保証券（以下「CDO」という。）、および多くの流動性の比較的低い株式が含まれている。

レベル3 - 直接観察不可能な市場データを使用した評価技法により評価される金融商品は、市場の観察可能な情報を参照することにより直接公正価値を決定することができず、他の何らかの価格決定技法の使用を要する金融商品である。この区分に分類される金融商品は、観察不可能で、かつ、公正価値に重要な影響を及ぼす要素を有する。

これらには、より複雑なOTCデリバティブ、ディストレスト債、高度な仕組み債、流動性の低い資産担保証券（以下「ABS」という。）、流動性の低いICDO（現金およびシンセティック）、モノライン・エクスポージャー、第三者割当増資、多くの商業用不動産（以下「CRE」という。）貸出金、流動性の低い貸出金および一定の地方債が含まれている。



公正価値で保有する金融商品の帳簿価額<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年12月31日現在                   |   |  | 2014年12月31日現在                   |   |  |
|--------------------------------|---------------------------------|---|--|---------------------------------|---|--|
|                                | 活発な市場<br>における相<br>場価格<br>(レベル1) | 観察可能な<br>パラメータ<br>による評価<br>技法<br>(レベル2) | 観察不可能<br>なパラメー<br>タによる評<br>価技法<br>(レベル3) | 活発な市場<br>における相<br>場価格<br>(レベル1) | 観察可能な<br>パラメータ<br>による評価<br>技法<br>(レベル2) | 観察不可能<br>なパラメー<br>タによる評<br>価技法<br>(レベル3) |
| 公正価値で保有する金融資産：                 |                                 |   |  |                                 |   |  |
| トレーディング資産                      | 90,031                          | 93,253                                  | 12,751                                   | 82,020                          | 100,505                                 | 13,155                                   |
| トレーディング証券                      | 89,718                          | 82,869                                  | 6,669                                    | 81,789                          | 86,894                                  | 8,957                                    |
| その他のトレーディング資産                  | 313                             | 10,384                                  | 6,082                                    | 232                             | 13,611                                  | 4,198                                    |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価              | 5,629                           | 500,520                                 | 9,445                                    | 5,439                           | 614,960                                 | 9,559                                    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 18,024                          | 86,751                                  | 4,478                                    | 8,826                           | 104,307                                 | 4,152                                    |
| 売却可能金融資産                       | 43,260                          | 25,449                                  | 4,874                                    | 36,272                          | 23,597                                  | 4,427                                    |
| 公正価値で測定するその他の金融資産              | 0                               | 3,136 <sup>2</sup>                      | 0  | 0                               | 4,335 <sup>2</sup>                      | 0  |
| 公正価値で保有する金融資産合計                | 156,943                         | 709,109                                 | 31,549                                   | 132,558                         | 847,705                                 | 31,294                                   |
| 公正価値で保有する金融負債：                 |                                 |   |  |                                 |   |  |
| トレーディング負債                      | 40,185                          | 12,102                                  | 18                                       | 25,290                          | 16,510                                  | 43                                       |
| トレーディング証券                      | 40,154                          | 11,155                                  | 18                                       | 25,244                          | 15,826                                  | 43                                       |
| その他のトレーディング負債                  | 30                              | 947                                     | 0  | 46                              | 685                                     | 0  |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価             | 5,528                           | 480,668                                 | 7,879                                    | 5,890                           | 597,759                                 | 6,553                                    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 2                               | 41,797                                  | 3,053                                    | 2                               | 34,763                                  | 2,366                                    |
| 投資契約負債 <sup>3</sup>            | 0                               | 8,522                                   | 0  | 0                               | 8,523                                   | 0  |
| 公正価値で測定するその他の金融負債              | 0                               | 6,492 <sup>2</sup>                      | -1,146 <sup>4</sup>                      | 0                               | 5,561 <sup>2</sup>                      | -552 <sup>4</sup>                        |
| 公正価値で保有する金融負債合計                | 45,715                          | 549,581                                 | 9,805                                    | 31,181                          | 663,117                                 | 8,410                                    |

1 注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、この表中の金額は通常総額ベースで表示されている。

2 ヘッジ会計に適切なデリバティブに主に関連している。

3 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約の詳細は注記41「保険および投資契約」を参照。

4 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブに関連している。分離された組込デリバティブは、プラスまたはマイナスの公正価値を有する可能性があるが、この表においては主契約の分類と整合させて表示されている。分離された組込デリバティブは、経常的に公正価値で保有されており、公正価値ヒエラルキーの分類間で分割されている。

流動性のテスト手続に基づいてトレーディング証券（80億ユーロの負債）が、またトレジャリーのポートフォリオの分類変更起因して純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産（100億ユーロ）が、レベル2からレベル1へ振替えられた。

## 評価技法

以下は、当行グループが取引している異なった種類の金融商品の公正価値を設定する際に使用される評価技法の説明である。

ソブリン債、準ソブリン債および社債ならびに持分証券 最近の取引がない場合、公正価値は、直近の市場価格（直近日以後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定される場合がある。近い代用金融商品が活発な市場で取引されている場合、公正価値は、金融商品のリスク・プロファイルの相違に関して代用金融商品の価値を調整することにより決定される。近い代用金融商品が入手不可能な場合には、公正価値は、より複雑なモデリング技法を使用して見積られる。これらの技法には、信用、金利、流動性およびその他のリスクの現在の市場相場を使用する割引キャッシュ・フロー・モデルが含まれる。持分証券については、モデリング技法には株価収益率に基づくものも含まれることがある。

モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券（MBS/ABS）には、住宅用・商業用MBSおよびその他のABS（CDOを含む。）が含まれる。ABSは、それらが様々な基礎となる資産を有し、また発行事業体が様々な資本構成を有するため、固有の特性を有している。多くのCDO金融商品と同様に、基礎となる資産がそれ自体ABSである場合には、複雑度はさらに増加する。

信頼できる外部価格が入手不可能な場合において、ABSは、適用可能なときは、市場において観察可能な類似取引に基づき行われる相対的価値分析、または入手可能で観察可能な入力値を組み込む業界標準の評価モデルを使用して評価される。業界標準の外部モデルは、独立した価格テストが可能な仮定に基づき、一定取引の元本および利息の支払を計算する。入力値には期限前償還率、損失仮定（タイミングおよび強度）および割引率（スプレッド、利回りまたはディスカウント・マージン）が含まれる。これらの入力値/仮定は、適切な場合、実際の取引、外部市場調査および市場インデックスから得られる。

貸出金 一定の貸出金については、公正価値は、最近生じた取引の市場価格（同取引日より後のすべてのリスク変動および情報を調整したもの）から決定されることがある。最近の市場取引がない場合、公正価値を決定するため、ブローカーの気配値、コンセンサス・プライシング、代用金融商品または割引キャッシュ・フロー・モデルが使用される。割引キャッシュ・フロー・モデルは、必要に応じて、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を組み込んでいる。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用率のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金市場またはCDS市場からの情報を使用して決定される。

レバレッジ貸出金は、取引固有の特性を有する場合があります。それにより市場で観察される取引の関連性が限定される可能性がある。外部プライシング・サービスから観察可能な価格が入手可能な類似の取引が存在する場合、この情報は、取引の相違を反映させるための適切な調整をした上で使用される。類似の取引が存在しない場合、割引キャッシュ・フロー評価技法が、適切なレバレッジ貸出金インデックス（産業分類、貸出金の劣後化ならびに貸出金および貸出相手先のその他の関連情報を組み込んでいる。）から得られた信用スプレッドとともに使用される。

店頭デリバティブ金融商品 流動性の高い取引市場における市場標準取引（金利スワップ、G7通貨による外国為替予約およびオプション契約、ならびに上場証券またはインデックスに係るエクイティ・スワップおよびオプション契約等）は、市場標準モデルおよび公表パラメータ入力値を使用して評価される。パラメータ入力値は、可能な限り、プライシング・サービス、コンセンサス・プライシング・サービスおよび活発な市場において最近生じた取引から入手される。

より複雑な金融商品は、その金融商品に特有のより洗練されたモデリング技法を使用してモデル化され、入手可能な市場価格に調整される。モデルから出力された価値が関連する市場参照値に調整されない場合、モデルから出力された価値に対して差異を調整するための評価調整が行われる。あまり活発でない市場では、データは頻度の少ない市場取引、ブローカーの気配値から、また外挿法および内挿法を通して得られる。観察可能な価格または入力値が入手不可能な場合、過去のデータ、取引の経済性に関するファンダメンタル分析および類似取引からの代用情報等の、その他の関連する情報源を評価することにより公正価値を決定するために経営陣の判断が要求される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債の公正価値は、その金融負債に関連する当行グループの信用リスクの測定を含む、すべてのマーケット・リスク要因を組み込んでいる。金融負債には、仕組み債の発行、仕組み預金および連結ビークルが発行するその他の仕組み証券が含まれ、これらは活発な市場で取引されていないことがある。これらの金融負債の公正価値は、関連する信用度調整後のイールド・カーブを使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。マーケット・リスク・パラメータは、資産として保有する類似金融商品と整合する手法で評価される。例えば、仕組み債に組み込まれたデリバティブは、上記の「店頭デリバティブ金融商品」の項に記載された同様の手法を使用して評価される。

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債に担保が付されている場合（貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券等）、当該信用補完は負債の公正価値の評価に考慮される。

**投資契約負債** 投資契約負債に関連する資産は当行グループが保有する。当行グループは、投資契約によりこれらの負債の決済にこれらの資産を使用することを義務付けられている。そのため、投資契約負債の公正価値は、基礎となる資産（すなわち、保険契約の解約時に支払われる金額）の公正価値によって決定される。

重要で観察不可能なパラメータを含む評価技法から得られた公正価値で計上された金融商品の分析（レベル3）  
公正価値ヒエラルキーのレベル3の金融商品の一部は、観察不可能な入力値に対して、相殺関係にある同一または類似するエクスポージャーを有している。しかし、これらはIFRSに従って、総額で資産および負債として表示することを要求されている。

**トレーディング証券** 一定の流動性の低い新興市場における社債および流動性の低い高度な仕組み社債は、ヒエラルキーの当該レベルに含まれている。さらに、証券化事業体が発行したノート、商業用・住宅用MBS、債務担保証券およびその他のABSの一部の保有はここで報告されている。当年度における減少は、主に売却およびこれらの金融商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴う、レベル2とレベル3の間での振替の組合せに起因している。

公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類されるデリバティブ商品のプラスおよびマイナスの時価は、一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。観察不可能なパラメータは、一定の相関関係、一定の長期ボラティリティ、一定の期限前償還率、信用スプレッドおよびその他の取引に特有のパラメータを含む場合がある。

レベル3のデリバティブには、基礎となる企業資産の参照プールが、定期的に市場で取引されるインデックスと厳密には比較可能でないカスタマイズされたCDOデリバティブ、一定のトランシェ分けされたインデックス・クレジット・デリバティブ、ボラティリティが観察不可能な一定のオプション、参照される基礎となる資産間の相関関係が観察不可能な一定のバスケット・オプション、長期金利オプション・デリバティブ、複数通貨の外国為替デリバティブ、および信用スプレッドが観察不可能な一定のクレジット・デフォルト・スワップが含まれている。

資産の減少は主に、決済と、これらの商品の評価に使用される入力パラメータの観察可能性の変更に伴うレベル2とレベル3の間での振替によるものであった。負債の増加は主に、レベル2とレベル3の間での振替を表している。

公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類されるその他のトレーディング金融商品は、主に一つまたは複数の重要で観察不可能なパラメータに基づく評価モデルを使用して評価されるトレーディング可能債権から構成される。レベル3の貸出金は、流動性の低いレバレッジ貸出金および流動性の低い住宅用・商業用モーゲージ貸出金から構成される。当年度において残高は、購入および発行を主因として増加した。

**純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 / 負債** 公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定の企業向け貸出金および仕組み債は、公正価値ヒエラルキーの当該レベルに分類される。企業向け貸出金は、観察可能な信用スプレッド、回収率および観察不可能な利用率のパラメータを組み込んだ評価技法を使用して評価されている。リボルビング貸出枠は、デフォルト時の利用率パラメータが重要で観察不可能であるため、ヒエラルキーのレベル3において報告されている。

さらに、組込デリバティブを含む、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された一定のハイブリッド債の発行は、重要で観察不可能なパラメータに基づき評価される。これらの観察不可能なパラメータは、単一の株式のボラティリティの相関関係を含んでいる。当年度の資産および負債の増加は主に発行に起因している。

売却可能金融資産には、トレーディング目的でない不良債権のポートフォリオおよび近い代用品がなく市場の流動性が非常に低い場合の非上場の資本性金融商品が含まれている。当年度における資産の増加は主に、購入に起因している。

レベル3に分類された金融商品の調整

レベル3に分類された金融商品の調整

2015年12月31日現在

| 単位：<br>百万ユーロ                   | 期首残高   | 連結会社グループの変動 | 利得 / 損失合計 <sup>1</sup> | 購入    | 売却     | 発行 <sup>2</sup> | 決済 <sup>3</sup> | レベル3への振替 <sup>4</sup> | レベル3からの振替 <sup>4</sup> | 期末残高   |
|--------------------------------|--------|-------------|------------------------|-------|--------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------------|--------|
| 公正価値で保有する金融資産：                 |        |             |                        |       |        |                 |                 |                       |                        |        |
| トレーディング証券                      | 8,957  | 0           | 512                    | 1,844 | -2,432 | 0               | -1,007          | 766                   | -1,971                 | 6,669  |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価              | 9,559  | -0          | 539                    | 0     | 0      | 0               | -1,363          | 1,683                 | -973                   | 9,445  |
| その他のトレーディング資産                  | 4,198  | 0           | 413                    | 2,527 | -1,507 | 1,264           | -1,461          | 970                   | -321                   | 6,082  |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 4,152  | 0           | 234                    | 467   | -36    | 1,172           | -1,227          | 239                   | -523                   | 4,478  |
| 売却可能金融資産                       | 4,427  | -0          | 439 <sup>5</sup>       | 1,058 | -254   | 0               | -1,183          | 469                   | -82                    | 4,874  |
| 公正価値で測定するその他の金融資産              | 0      | 0           | 0                      | 0     | 0      | 0               | 0               | 0                     | 0                      | 0      |
| 公正価値で保有する金融資産合計                | 31,294 | -0          | 2,136 <sup>6,7</sup>   | 5,896 | -4,230 | 2,436           | -6,240          | 4,126                 | -3,869                 | 31,549 |
| 公正価値で保有する金融負債：                 |        |             |                        |       |        |                 |                 |                       |                        |        |
| トレーディング証券                      | 43     | 0           | 5                      | 0     | 0      | 0               | 9               | 0                     | -39                    | 18     |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価             | 6,553  | 0           | 716                    | 0     | 0      | 0               | -487            | 1,904                 | -807                   | 7,879  |
| その他のトレーディング負債                  | 0      | 0           | 0                      | 0     | 0      | 0               | 0               | 0                     | 0                      | 0      |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 2,366  | 0           | 196                    | 0     | 0      | 1,249           | -692            | 155                   | -221                   | 3,053  |
| 公正価値で測定するその他の金融負債              | -552   | 0           | -352                   | 0     | 0      | 0               | -65             | -177                  | 0                      | -1,146 |
| 公正価値で保有する金融負債合計                | 8,410  | 0           | 564 <sup>6,7</sup>     | 0     | 0      | 1,249           | -1,234          | 1,882                 | -1,067                 | 9,805  |

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中の利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。
- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力パラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当期における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。

- 5 売却可能金融資産に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利益92百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された損失13百万ユーロが含まれている。
- 6 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は524百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は161百万ユーロの損失である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 7 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

2014年12月31日現在

| 単位：<br>百万ユーロ                   | 期首残高   | 連結会社グループの変動 | 利得 / 損失合計 <sup>1</sup> | 購入    | 売却     | 発行 <sup>2</sup> | 決済 <sup>3</sup> | レベル3への振替 <sup>4</sup> | レベル3からの振替 <sup>4</sup> | 期末残高   |
|--------------------------------|--------|-------------|------------------------|-------|--------|-----------------|-----------------|-----------------------|------------------------|--------|
| 公正価値で保有する金融資産：                 |        |             |                        |       |        |                 |                 |                       |                        |        |
| トレーディング証券                      | 6,960  | 0           | 738                    | 3,567 | -2,081 | 0               | -597            | 2,175                 | -1,804                 | 8,957  |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価              | 10,556 | 0           | 740                    | 0     | 0      | 0               | -1,250          | 1,167                 | -1,654                 | 9,559  |
| その他のトレーディング資産                  | 5,065  | 0           | -43                    | 1,642 | -2,167 | 778             | -845            | 943                   | -1,173                 | 4,198  |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 3,123  | 0           | 266                    | 265   | -5     | 2,175           | -1,802          | 192                   | -61                    | 4,152  |
| 売却可能金融資産                       | 3,329  | -0          | 533 <sup>5</sup>       | 1,901 | -406   | 0               | -1,234          | 432                   | -126                   | 4,427  |
| 公正価値で測定するその他の金融資産              | 1      | -1          | 0                      | 0     | 0      | 0               | -0              | 0                     | 0                      | 0      |
| 公正価値で保有する金融資産合計                | 29,033 | -1          | 2,233 <sup>7,8</sup>   | 7,373 | -4,659 | 2,953           | -5,727          | 4,908                 | -4,819                 | 31,294 |
| 公正価値で保有する金融負債：                 |        |             |                        |       |        |                 |                 |                       |                        |        |
| トレーディング証券                      | 24     | 0           | 2                      | 0     | 0      | 0               | -5              | 40                    | -18                    | 43     |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価             | 8,321  | 0           | 490                    | 0     | 0      | 0               | -1,434          | 1,196                 | -2,019                 | 6,553  |
| その他のトレーディング負債                  | 0      | 0           | 0                      | 0     | 0      | 0               | 0               | 0                     | -0                     | 0      |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | 1,442  | 0           | -53                    | 0     | 0      | 557             | -221            | 882                   | -241                   | 2,366  |
| 公正価値で測定するその他の金融負債              | -247   | 0           | -69                    | 0     | 0      | 0               | -207            | 63                    | -93                    | -552   |
| 公正価値で保有する金融負債合計                | 9,539  | 0           | 371 <sup>7,8</sup>     | 0     | 0      | 557             | -1,867          | 2,182                 | -2,371                 | 8,410  |

- 1 利得および損失合計は主に、連結損益計算書において報告された純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に関連している。当該残高にはまた、連結損益計算書において報告された売却可能金融資産に係る純利得（損失）、ならびにその他の包括利益、税引後において報告された売却可能金融資産に係る未実現純利得（損失）および為替レート変動が含まれている。なお、一定の金融商品はレベル1またはレベル2の金融商品によりヘッジされているが、上記の表にはこれらのヘッジ手段に係る利得および損失が含まれていない。また、観察可能および観察不可能なパラメータの両方が、公正価値ヒエラルキーのレベル3において分類された金融商品の公正価値を決定するために使用される場合がある。表中に表示された利得および損失は、観察可能および観察不可能なパラメータの両方の変動に起因している。
- 2 発行は、負債の発行に係る現金受取額および借手に対する貸出金の新規発行に係る現金支払額に関連している。
- 3 決済は、資産または負債を決済するためのキャッシュ・フローを表している。負債性および貸出金の金融商品については、これには満期時の元本、元本の償却および元本の返済が含まれている。デリバティブについては、すべてのキャッシュ・フローは決済に表示されている。

- 4 レベル3への振替およびレベル3からの振替は、入力値のパラメータの観察可能性の変動に関連している。当期において、それらは当期首の公正価値で計上されている。同表は、レベル3に振り替えられた金融商品については、当期首において当該金融商品がレベル3に振り替えられたかのように当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示している。同様にレベル3から振り替えられた金融商品については、同表は、当年度における当該金融商品に係る利得および損失ならびにキャッシュ・フローを示していない。これは、同表が、当期首において当該金融商品がレベル3から振り替えられたかのように表示しているためである。
- 5 売却可能に係る利得および損失合計には、その他の包括利益、税引後において認識された利得144百万ユーロ、および売却可能金融資産に係る純利得（損失）に表示された、損益計算書に認識された利得31百万ユーロが含まれている。
- 6 BHF-BANKに関連した売却目的保有資産を示している。
- 7 この金額には為替レート変動の影響が含まれている。公正価値で保有する金融資産合計については、この影響は585百万ユーロの利得であり、公正価値で保有する金融負債合計については、この影響は128百万ユーロの利得である。為替レート変動の影響はその他の包括利益、税引後において報告されている。
- 8 資産については、プラスの残高は利得を、マイナスの残高は損失を表している。負債については、プラスの残高は損失を、マイナスの残高は利得を表している。

#### 観察不可能なパラメータの感応度分析

金融商品の価値が観察不可能なパラメータ入力値に左右される場合、貸借対照表日現在のこれらのパラメータの正確な水準は、合理的に可能性のある代替値の範囲から得られる場合がある。財務諸表を作成する際に、これらの観察不可能な入力パラメータの適切な水準は、現行の市場の証拠と整合し、また、上述の当行グループの評価統制に対するアプローチに沿うように選択される。当行グループが関連する金融商品を合理的に可能性のある代替値の範囲の両極から得られるパラメータ価値を使用して評価した場合、2015年12月31日現在では、公正価値は21億ユーロ増加または15億ユーロ減少した可能性がある。2014年12月31日現在では、公正価値は33億ユーロ増加または29億ユーロ減少した可能性がある。

2015年度第3四半期において、観察不可能なパラメータの感応度分析に係る評価の見積りは、新しい市場実務に合わせ、より先進的な技法を用いて、レベル3金融商品の評価の不確実性をより反映するように改善された。感応度を示す金額の2014年12月31日から2015年12月31日にかけての変動は主に、レベル3金融商品またはリスク・プロファイルの大幅な変更ではなく、見積りにおける当該変更起因するものである。この見積りの改善と同時に、これらのリスクの評価方法をより反映するように、ソブリン債および準ソブリン債に関する観察不可能なパラメータの感応度の見積りは、社債およびその他の債務証券の感応度の見積りに合算された。この合算された項目に関する感応度は社債、ソブリン債およびその他の債務証券として開示されている。

この開示は、評価を観察不可能な入力パラメータに依拠している金融商品の公正価値に係る、相対的な不確実性の潜在的な影響を説明することを目的としている。しかしながら、実際には、すべての観察不可能なパラメータが同時に合理的に可能性のある代替値の範囲の両極となる可能性は低い。このため上記に開示された見積りは貸借対照表日現在における公正価値の真の不確実性より大きくなる可能性がある。さらに、当該開示は公正価値の将来の変動を予測または暗示するものではない。

ここで考慮される金融商品の多く（特にデリバティブ）については、観察不可能な入力パラメータは、金融商品の価格決定に要求されるパラメータの一部のみを表しており、残りは観察可能なパラメータである。このため、これらの金融商品については、観察不可能な入力パラメータをこれらの範囲の両極に変動させることの全体的な影響は、金融商品の公正価値合計と比較して相対的に小さい可能性がある。その他の金融商品については、公正価値は全体の金融商品価格に基づいて、例えば、合理的な代用金融商品の公正価値を調整することにより決定される。また、すべての金融商品は、当該金融商品を手仕舞いするコストの評価調整を含めた公正価値で既に計上されており、したがって、不確実性それ自体を市場の価格決定に反映させるために不確実性を既に織り込み済みである。このため、この開示において計算される不確実性のマイナスの影響は、財務諸表上の公正価値に既に織り込み済みの不確実性のマイナスの影響を超える部分である。

金融商品の種類別の感応度分析の内訳<sup>1</sup>

|                        | 2015年12月31日現在                 |                                | 2014年12月31日現在                 |                                |
|------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|
|                        | 合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるプラスの公正価値変動 | 合理的に可能性のある代替値の使用によるマイナスの公正価値変動 |
| 単位：百万ユーロ               |                               |                                |                               |                                |
| 有価証券：                  |                               |                                |                               |                                |
| 負債証券                   | 212                           | 158                            | 833                           | 725                            |
| 商業用モーゲージ担保証券           | 12                            | 11                             | 57                            | 47                             |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券 | 38                            | 31                             | 235                           | 229                            |
| 社債、ソブリン債およびその他の債務証券    | 161                           | 116                            | 541                           | 449                            |
| 持分証券                   | 179                           | 105                            | 124                           | 224                            |
| デリバティブ：                |                               |                                |                               |                                |
| 信用                     | 489                           | 627                            | 432                           | 457                            |
| エクイティ                  | 183                           | 131                            | 157                           | 115                            |
| 金利関連                   | 364                           | 147                            | 392                           | 184                            |
| 外国為替                   | 17                            | 13                             | 4                             | 2                              |
| その他                    | 161                           | 100                            | 75                            | 74                             |
| 貸出金：                   |                               |                                |                               |                                |
| 貸出金                    | 539                           | 261                            | 1,175                         | 988                            |
| 貸出コミットメント              | 0                             | 0                              | 6                             | 5                              |
| その他                    | 0                             | 0                              | 79                            | 79                             |
| 合計                     | 2,144                         | 1,542                          | 3,277                         | 2,854                          |

1 観察不可能なパラメータに対するエクスポージャーが異なる金融商品の間で相殺される場合には、純影響額のみがこの表で開示される。

## 重要で観察不可能な入力値の感応度に関する定量的情報

レベル3の公正価値測定に係る観察不可能なパラメータの動向は、必ずしも独立したものではなく、多くの場合、他の観察不可能なパラメータおよび観察可能なパラメータの双方との間に動的な関係が存在する。こうした関係は、ある金融商品の公正価値にとって重要である場合には、相関関係パラメータを通じて明確に捕捉されるか、または価格決定モデルもしくは評価技法を通じて別の方法で管理される。評価技法が複数の入力値を使用する場合、特定の入力値の選択が他の入力値の可能値の範囲を限定することが多い。さらに、広範な市場要素（金利、株価指数、信用指数、コモディティ指数、外国為替レート等）も影響し得る。

下記の値の範囲は、レベル3内の重要なエクスポージャーの評価に使用された入力値の最大値および最小値を示している。開示を構成する金融商品の多様性は重要であることから、特定のパラメータの範囲は広くなる場合がある。例えば、モーゲージ担保証券に係る信用スプレッドの範囲は、より狭いスプレッドを伴う流動性の比較的高い正常ポジションから、より広い信用スプレッドを有する流動性の比較的低い不良ポジションまでを表している。レベル3には流動性の比較的低い公正価値金融商品が含まれていることから、関連する市場力学を捕捉するための各エクスポージャーの種類内の価格決定の分化の度合いが高いため、広範なパラメータが見られると予想される。その次に、主要な各パラメータの種類の簡単な説明が、当該パラメータ間の重要な相互関係に関するコメントとともに記載されている。

信用パラメータは、デフォルト確率およびデフォルトの結果生じる損失の表示を可能にすることにより、エクスポージャーの信用度の評価に使用される。信用スプレッドは、信用度を反映する最たるものであり、発行体と参照ベンチマークとの信用の質の違いを許容するために債券保有者が要求するであろう、ベンチマーク参照金融商品（評価対象の資産に応じて通常はLIBORまたは関連する財務省証券）を上回るプレミアムまたは利回りを示す。信用スプレッドが大きいくほど、信用の質が低いことを意味し、結果として特定の債券または借手によって当行に返済される他の貸出金資産の価値は下がる。回収率は、貸出金の債務不履行時に貸手が受け取るであろう金額、または債券の債務不履行時に債券保有者が受け取るであろう金額の見積りを示す。他のパラメータを一定にした場合、回収率が高いほど、特定の債券ポジションの評価額は高くなる。年率換算デフォルト率（Constant Default Rate（以下「CDR」という。））および年率換算期限前償還率（Constant Prepayment Rate（CPR））は、これらのパラメータが予定された返済および利払時に発生している進行中の債務不履行や、借手が追加の（通常は自主的な）繰上返済を行うか否か見積ることから、より複雑な貸出金および負債性資産の評価を可能にする。これらのパラメータは、借手による返済が長期にわたって行われる場合や、借手が貸出金を繰上返済できる場合（例えば一部の住宅用モーゲージ



に見られる。)における、モーゲージやその他の種類の貸出の公正価値に関する意見の形成の際に特に関連性が高い。CDRが高いほど、貸手が最終的に受け取る現金が少なくなることから、特定の貸出金またはモーゲージの評価額は低くなる。

金利、信用スプレッド、インフレ率、外国為替レートおよび株価が、一定のオプション金融商品やその他の複雑なデリバティブ(デリバティブ保有者が受け取るペイオフがこれらの参照基礎数値の長期にわたる動向に左右される場合)において参照される。ボラティリティ・パラメータは、基礎となる金融商品に係るリターンの変動性の評価を可能にすることにより、オプションの動向の主要な属性を表す。このボラティリティは確率の尺度であり、ボラティリティが高いほど特定の結果が生じる確率が高まることを意味する。参照基礎数値(金利、信用スプレッド等)は、オプションから期待できるリターンの大きさを表すことにより、オプションの評価額に影響を及ぼす。このため、特定のオプションの評価額は、基礎となる金融商品の価値および当該金融商品のボラティリティ(ペイオフの大きさを示す。)、ならびに当該ペイオフが発生する確率に左右される。ボラティリティが高いと、プラスのリターンの確率が高まることから、オプション保有者のオプションの価値は高まる。オプションによって表されるペイオフが重要である場合にも、オプションの価値は高まる。

相関関係は、デリバティブまたは他の金融商品に複数の参照基礎数値が存在する場合に、参照基礎数値間の影響力のある関係を表すために使用される。こうした関係(例えばコモディティ相関関係や金利・為替相関関係)の一部の背後には通常、世界的需要によるコモディティ群への影響や金利平価による外国為替レートへの影響といったマクロ経済的要因が存在する。クレジット・デリバティブや株式バスケット・デリバティブといった場合には、信用参照数値間や株式間により具体的な関係が存在し得る。信用相関関係は、様々な信用商品の信用パフォーマンス間の関係の見積りに使用され、株式相関関係は様々な株式のリターン間の関係の見積りに使用される。相関関係エクスポージャーを有するデリバティブは、ロングまたはショートの間関係のいずれかである。高い相関関係は、参照基礎数値間に強い関係が存在することを示唆し、このことはロングの相関関係デリバティブの価値の上昇につながる。負の相関関係は、参照基礎数値間の関係が反対であることを意味する(すなわち、ある参照基礎数値の価格の上昇が他の参照基礎数値の価格の下落につながる。)

流動性の比較的低い有価証券の評価にはEBITDA(利息、税金、減価償却費および償却費前利益)マルチプル法が使用される。この方法の下では、企業の企業価値(以下「EV」という。)は、観察可能な類似企業のEV/EBITDA倍率を識別し、評価見積りの対象である企業のEBITDAにこの倍率を適用することにより見積ることができる。この方法の下では、使用される一般に上場した類似企業と評価対象企業との流動性の差に起因した流動性の調整が頻繁に適用される。EV/EBITDA倍率が高いほど、公正価値は上昇する。

レベル3に分類された金融商品および観察不可能な入力値に関する定量的情報

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)   | 公正価値  |       | 評価技法 <sup>1</sup> | 重要で観察不可能な入力値<br>(レベル3) | 範囲        |
|--|-------|-------|-------------------|------------------------|-----------|
|  | 資産    | 負債    |                   |                        |           |
| 公正価値で保有する金融商品-トレーディング目的保有、公正価値で測定するものとして指定、および売却可能：<br>トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：<br>商業用モーゲージ担保証券 | 224   | 0     | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 105%   |
|  |       |       | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 370 1,500 |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券   | 1,891 | 0     | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 111%   |
|  |       |       | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 32 2,000  |
|  |       |       |                   | 回収率                    | 0% 100%   |
|  |       |       |                   | 年率換算デフォルト率             | 0% 24%    |
|  |       |       |                   | 年率換算期限前償還率             | 0% 51%    |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計   | 2,115 | 0     |                   |                        |           |
| 負債証券およびその他の債務証券  | 4,721 | 1,654 | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 230%   |
| トレーディング目的保有  | 4,229 | 18    | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 9 984     |

|                          |                    |                    |             |                          |     |       |
|--------------------------|--------------------|--------------------|-------------|--------------------------|-----|-------|
| 社債、ソブリン債および<br>その他の債務証券  | 4,229              |                    |             |                          |     |       |
| 売却可能                     | 330                |                    |             |                          |     |       |
| 公正価値で測定するものとして指定         | 163                | 1,636              |             |                          |     |       |
| 持分証券                     | 1,248              | 0                  | マーケット・アプローチ | 価格 / 純資産価額               | 70% | 100%  |
| トレーディング目的保有              | 325                | 0                  |             | 企業価値 / EBITDA<br>(マルチプル) | 1   | 18    |
| 売却可能                     | 901                |                    | 割引キャッシュ・フロー | 加重平均資本コスト                | 8%  | 12%   |
| 公正価値で測定するものとして指定         | 21                 |                    |             |                          |     |       |
| 貸出金                      | 12,626             | 0                  | 価格に基づく技法    | 価格                       | 0%  | 146%  |
| トレーディング目的保有              | 6,076              | 0                  | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド<br>(bps)         | 103 | 2,787 |
| 公正価値で測定するものとして指定         | 3,672              |                    |             | 年率換算デフォルト率               | 0%  | 24%   |
| 売却可能                     | 2,879              |                    |             | 回収率                      | 10% | 82%   |
| 貸出コミットメント                | 0                  | 84                 | 割引キャッシュ・フロー | 信用スプレッド<br>(bps)         | 5   | 1,257 |
|                          |                    |                    |             | 回収率                      | 20% | 75%   |
|                          |                    |                    |             | ローン価格決定モデル               | 0%  | 100%  |
| その他の金融商品                 | 1,394 <sup>2</sup> | 1,333 <sup>3</sup> | 割引キャッシュ・フロー | IRR                      | 4%  | 24%   |
|                          |                    |                    |             | レポ・レート(bps)              | 125 | 277   |
| 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計 | 22,104             | 3,071              |             |                          |     |       |

- 1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。
- 2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産6百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産623百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産765百万ユーロが含まれている。
- 3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券12億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債84百万ユーロが含まれている。

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)<br>公正価値で保有する金融<br>商品：<br>デリバティブ金融商品の<br>時価： | 公正価値  |       | 評価技法         | 重要で観察不可能<br>な入力値<br>(レベル3)                                     | 範囲  |
|--|-------|-------|--------------|--|---|
|  | 資産    | 負債    |              |  |   |
| 金利デリバティブ   | 3,775 | 2,337 | 割引キャッシュ・フロー  | スワップ・レート<br>(bps)<br>インフレ・スワップ・レート<br>年率換算デフォルト率<br>年率換算期限前償還率 | -20 915<br>0% 8%<br>0% 6%<br>2% 19%       |
|  |       |       | オプション価格決定モデル | インフレ・ボラティリティ<br>金利ボラティリティ<br>金利間の相関関係<br>ハイブリッド相関関係            | 0% 8%<br>9% 176%<br>-25% 100%<br>-70% 99% |
| クレジット・デリバティブ   | 2,626 | 1,771 | 割引キャッシュ・フロー  | 信用スプレッド<br>(bps)<br>回収率  | 3 8,526<br>0% 100%                        |
|  |       |       | 相関関係価格決定モデル  | 信用相関関係   | 13% 89%                                   |
| エクイティ・デリバティブ   | 695   | 1,402 | オプション価格決定モデル | 株式ボラティリティ<br>インデックス・ボラティリティ<br>インデックス間の相関関係<br>株式間の相関関係        | 9% 89%<br>12% 85%<br>45% 93%<br>5% 93%    |
| FXデリバティブ   | 1,613 | 1,604 | オプション価格決定モデル | ボラティリティ  | 2% 24%                                    |
| その他のデリバティブ   | 736   | -380  | 割引キャッシュ・フロー  | 信用スプレッド<br>(bps)   | - -                                       |
|  |       |       | オプション価格決定モデル | インデックス・ボラティリティ<br>コモディティ相関関係                                   | 7% 36%<br>-21% 90%                        |
| デリバティブ金融商品の時価<br>合計  | 9,445 | 6,733 |              |  |   |

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)   | 公正価値             |                    | 評価技法 <sup>1</sup> | 重要で観察不可能な入力値<br>(レベル3) | 範囲        |
|--|------------------|--------------------|-------------------|------------------------|-----------|
|  | 資産               | 負債                 |                   |                        |           |
| 公正価値で保有する金融商品-トレーディング目的保有、公正価値で測定するものとして指定、および売却可能：<br>トレーディング目的で保有するモーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券：<br>商業用モーゲージ担保証券 | 342              | 0                  | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 106%   |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券   | 2,342            | 0                  | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 184%   |
|  |                  |                    | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 246 1,375 |
|  |                  |                    | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 72 1,648  |
|  |                  |                    |                   | 回収率                    | 0% 97%    |
|  |                  |                    |                   | 年率換算デフォルト率             | 0% 13%    |
|  |                  |                    |                   | 年率換算期限前償還率             | 0% 22%    |
| モーゲージ担保証券およびその他の資産担保証券合計   | 2,684            | 0                  |                   |                        |           |
| 負債証券およびその他の債務証券  | 5,936            | 1,202              | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 286%   |
| トレーディング目的保有  | 5,477            | 43                 | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 32 1,629  |
| ソブリン債および準ソブリン債   | 835              |                    |                   |                        |           |
| 社債およびその他の債務証券  | 4,643            |                    |                   |                        |           |
| 売却可能   | 459              |                    |                   |                        |           |
| 公正価値で測定するものとして指定   | 0                | 1,159              |                   |                        |           |
| 持分証券   | 1,719            | 0                  | マーケット・アプローチ       | 価格/純資産価額               | 49% 100%  |
| トレーディング目的保有  | 795              | 0                  |                   | 企業価値/EBITDA (マルチプル)    | 1 18      |
| 売却可能   | 895              |                    | 割引キャッシュ・フロー       | 加重平均資本コスト              | 6% 13%    |
| 公正価値で測定するものとして指定   | 29               |                    |                   |                        |           |
| 貸出金  | 10,648           | 0                  | 価格に基づく技法          | 価格                     | 0% 137%   |
| トレーディング目的保有  | 4,148            | 0                  | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 95 3,040  |
| 公正価値で測定するものとして指定   | 3,719            |                    |                   | 年率換算デフォルト率             | 2% 21%    |
| 売却可能   | 2,781            |                    |                   | 回収率                    | 0% 67%    |
| 貸出コミットメント  | 0                | 87                 | 割引キャッシュ・フロー       | 信用スプレッド (bps)          | 115 1,000 |
|  |                  |                    |                   | 回収率                    | 20% 80%   |
|  |                  |                    | ローン価格決定モデル        | 利用率                    | 0% 100%   |
| その他の金融商品   | 748 <sup>2</sup> | 1,121 <sup>3</sup> | 割引キャッシュ・フロー       | IRR                    | 2% 24%    |
| 公正価値で保有するデリバティブ以外の金融商品合計   | 21,735           | 2,409              |                   |                        |           |

1 評価技法および続く重要な観察不可能な入力値は、各ポジション合計に関連している。

2 その他の金融資産には、その他のトレーディング資産50百万ユーロ、公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産405百万ユーロおよびその他の売却可能金融資産293百万ユーロが含まれている。

3 その他の金融負債には、公正価値で測定するものとして指定された買戻条件付売却有価証券10億ユーロおよび公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融負債104百万ユーロが含まれている。

2014年12月31日現在

公正価値

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)<br>公正価値で保有する金融<br>商品：<br>デリバティブ金融商品の<br>時価： | 資産    | 負債               | 評価技法                                | 重要で観察不可能<br>な入力値<br>(レベル3)   | 範囲                                     |
|--|-------|------------------|-------------------------------------|--|--|
| 金利デリバティブ   | 3,324 | 2,211            | 割引キャッシュ・<br>フロー                     | スワップ・レート<br>(bps)<br>インフレ・スワッ<br>プ・レート<br>年率換算デフォル<br>ト率<br>年率換算期限前償<br>還率 | 42 2,418<br>-1% 8%<br>2% 27%<br>2% 21% |
|  |       |                  | オプション価格決定<br>モデル                    | インフレ・ボラ<br>ティリティ<br>金利ボラティリ<br>ティ  | 0% 8%<br>1% 101%                       |
|  |       |                  |                                     | 金利間の相関関係<br>ハイブリッド相関<br>関係   | -2% 100%<br>-70% 95%                   |
| クレジット・デリバティブ   | 3,586 | 1,921            | 割引キャッシュ・フ<br>ロー                     | 信用スプレッド<br>(bps)<br>回収率  | 155 9,480<br>0% 100%                   |
|  |       |                  | 相関関係価格決定モ<br>デル                     | 信用相関関係   | 13% 96%                                |
| エクイティ・デリバティブ   | 1,118 | 1,258            | オプション価格決定<br>モデル                    | 株式ボラティリ<br>ティ<br>インデックス・ボ<br>ラティリティ<br>インデックス間の<br>相関関係<br>株式間の相関関係        | 8% 84%<br>8% 99%<br>48% 98%<br>9% 95%  |
| FXデリバティブ   | 264   | 242              | オプション価格決定<br>モデル                    | ボラティリティ  | 6% 26%                                 |
| その他のデリバティブ   | 1,267 | 368 <sup>1</sup> | 割引キャッシュ・フ<br>ロー<br>オプション価格決定<br>モデル | 信用スプレッド<br>(bps)<br>インデックス・ボ<br>ラティリティ<br>コモディティ相関<br>関係                   | 44 1,500<br>7% 138%<br>-30% 60%        |
| デリバティブ金融商品の時価<br>合計  | 9,559 | 6,001            |                                     |  |  |

1 主契約が償却原価で保有されている契約に組み込まれているが、組込デリバティブが分離されているデリバティブが含まれている。

報告日現在において保有されるまたは発行済のレベル3の金融商品に係る未実現利得または損失

レベル3の金融商品に係る未実現利得または損失は観察不可能なパラメータのみによるものではない。ヒエラルキーの当該レベルにおける金融商品の評価に対するパラメータ入力値の多くは観察可能であり、利得または損失は、当該期間にわたるこれらの観察可能なパラメータの変動が一因となっている。ヒエラルキーの当該レベルにおけるポジションの多くは、公正価値ヒエラルキーの他のレベルに分類されている金融商品によって経済的にヘッジされている。当該ヘッジのすべてに係る、計上された相殺関係にある利得または損失は以下の表には含まれていない。同表は、IFRS第13号に従って報告日において保有されているレベル3に分類された金融商品それ自体に関連する利得および損失のみを示している。レベル3の金融商品に係る未実現利得および損失は、連結損益計算書において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利息収益および純損益のいずれにも含まれる。

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| <b>公正価値で保有する金融資産：</b>          |               |               |
| トレーディング証券                      | 378           | 617           |
| デリバティブ金融商品のプラスの時価              | 658           | 951           |
| その他のトレーディング資産                  | 42            | -251          |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 156           | 147           |
| 売却可能金融資産                       | 47            | 190           |
| 公正価値で測定するその他の金融資産              | 0             | 0             |
| <b>公正価値で保有する金融資産合計</b>         | <b>1,282</b>  | <b>1,652</b>  |
| <b>公正価値で保有する金融負債：</b>          |               |               |
| トレーディング証券                      | -0            | 0             |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価             | -967          | -787          |
| その他のトレーディング負債                  | 0             | 0             |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債 | -134          | -48           |
| 公正価値で測定するその他の金融負債              | 384           | 46            |
| <b>公正価値で保有する金融負債合計</b>         | <b>-717</b>   | <b>-789</b>   |
| <b>合計</b>                      | <b>565</b>    | <b>864</b>    |

#### 取引日利益の認識

評価技法で使用された入力値に重要で観察不可能なものがある場合、金融商品は取引価格で認識され、取引日利益は繰延べられる。以下の表は、純損益を通じて公正価値で分類された金融商品に関して、重要で観察不可能なパラメータにより繰延べられた取引日利益の期首から現在までの変動を示している。当該残高は主にデリバティブ金融商品に関連している。

| 単位：百万ユーロ     | 2015年度 | 2014年度 |
|--------------|--------|--------|
| 期首残高         | 973    | 796    |
| 期中の新規取引      | 493    | 650    |
| 償却           | -365   | -251   |
| 満期取引         | -137   | -173   |
| その後の観察可能性の変動 | -14    | -67    |
| 為替レートの変動     | 5      | 18     |
| 期末残高         | 955    | 973    |

## 公正価値で計上されない金融商品の公正価値

貸借対照表において公正価値で計上されない当行グループの金融商品の公正価値を設定するために使用される評価技法、およびIFRSにおける公正価値ヒエラルキーのそれぞれの区分は、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載されたものと整合している。

注記13「IAS第39号およびIFRS第7号の修正、「金融資産の分類変更」」に記載されているとおり、当行グループは、一部の適格資産をトレーディングおよび売却可能分類から貸出金に分類変更した。当行グループは、注記14「公正価値で計上される金融商品」に記載された関連する評価技法を分類変更後の資産に対して引き続き適用する。

公正価値で計上されないその他の金融商品は、公正価値ベースで管理されていない（例えば、小口貸出金、預金および法人顧客に供与した与信枠）。これらの金融商品については、公正価値は開示目的で計算されるのみであり、貸借対照表および損益計算書に影響を及ぼさない。さらに、当該金融商品は通常取引されないため、これらの公正価値の決定には経営陣の重要な判断が要求される。

短期金融商品 - 主として短期である以下の金融商品については、帳簿価額が公正価値の合理的見積額を表している。

| 資産                        | 負債                        |
|---------------------------|---------------------------|
| 現金および中央銀行預け金              | 預金                        |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）        | 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 貸付有価証券                    |
| 借入有価証券                    | その他の短期借入金                 |
| その他の資産                    | その他の負債                    |

これらの区分の長期金融商品については、貸借対照表日現在において、類似する残存期間および信用リスクの資産に関して得られるであろう金利、負債の場合は、類似する残存期間の負債を発行した場合の金利を使用して、契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより決定される。

貸出金 - 公正価値は、信用リスク、金利リスク、為替リスク、予想デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータ入力値を必要に応じて組み込む、割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して決定される。信用リスク、デフォルト時損失率およびデフォルト時利用金額のパラメータは、入手可能かつ適切な場合、貸出金契約またはクレジット・デフォルト・スワップ市場からの情報を使用して決定される。

多数の均質貸出金（すなわち、ドイツ住宅用モーゲージ）による小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、この種の貸出金にかかる独自の新しい金利を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。ドイツ国外における類似の小口貸出ポートフォリオについては、公正価値は、リスク・フリー利率を使用して、ポートフォリオの契約上のキャッシュ・フローを割引くことにより、ポートフォリオ・ベースで計算される。この現在価値計算は、貸借対照表日現在において類似の貸出金が発行された場合に当該貸出金が稼得し得るマージンで割引くことにより信用リスクが調整される。その他のポートフォリオについては、現在価値計算は、多様なパラメータ（デフォルト確率、デフォルト時損失率および担保設定度を含む。）に基づく見積貸出期間にわたる予想損失を計算することにより信用リスクが調整される。法人貸出ポートフォリオの公正価値は、当行グループの法人貸出ポートフォリオに類似する貸出金ポートフォリオに担保される、ローン担保証券（以下「CLO」という。）取引の現在市場価値から得られるパラメータを使用して、予想残存期間にわたる予測マージンを割引くことにより見積られる。

売戻条件付買入有価証券、借入有価証券、買戻条件付売却有価証券および貸付有価証券 - 公正価値は、適切な信用リスク調整後の割引率を使用して将来キャッシュ・フローを割引く評価技法から得られる。信用リスク調整後の割引率には、取引において受け取った、または差し入れた担保が考慮される。これらの商品は、通常短期であり十分に担保されているため、公正価値は帳簿価額と著しく相違していない。

長期債務および信託優先証券 - 公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格により決定される。市場相場価格が入手可能でない場合、公正価値は、貸借対照表日現在において類似の特性を有する金融商品が発行された場合の金利で残存する契約上のキャッシュを割引く評価技法を使用して見積られる。

貸借対照表において公正価値で計上されない金融商品の見積公正価値<sup>1</sup>

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                  | 帳簿価額    | 公正価値    | 活発な市場<br>における相<br>場価格<br>(レベル1) | 観察可能な<br>パラメータ<br>による評価<br>技法<br>(レベル2) | 観察不可能<br>なパラメー<br>タによる評<br>価技法<br>(レベル3) |
|---------------------------|---------|---------|---------------------------------|---|--|
| <b>金融資産：</b>              |         |         |                                 |   |  |
| 現金および中央銀行預け金              | 96,940  | 96,940  | 96,940                          | 0                                       | 0  |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）        | 12,842  | 12,842  | 1,540                           | 11,302                                  | 0  |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 22,456  | 22,456  | 0                               | 22,456                                  | 0  |
| 借入有価証券                    | 33,557  | 33,557  | 0                               | 33,557                                  | 0  |
| 貸出金                       | 427,749 | 426,365 | 0                               | 30,040                                  | 396,325                                  |
| その他の金融資産                  | 101,901 | 101,868 | 0                               | 101,868                                 | 0  |
| <b>金融負債：</b>              |         |         |                                 |   |  |
| 預金                        | 566,974 | 566,652 | 3,638                           | 563,014                                 | 0  |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 9,803   | 9,803   | 0                               | 9,803                                   | 0  |
| 貸付有価証券                    | 3,270   | 3,270   | 0                               | 3,270                                   | 0  |
| その他の短期借入金                 | 28,010  | 28,003  | 0                               | 28,000                                  | 3  |
| その他の金融負債                  | 149,994 | 149,994 | 1,106                           | 148,888                                 | 0  |
| 長期債務                      | 160,016 | 160,065 | 0                               | 152,297                                 | 7,768                                    |
| 信託優先証券                    | 7,020   | 7,516   | 0                               | 7,087                                   | 430                                      |

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                  | 帳簿価額    | 公正価値    | 活発な市場<br>における相<br>場価格<br>(レベル1) | 観察可能な<br>パラメータ<br>による評価<br>技法<br>(レベル2) | 観察不可能<br>なパラメー<br>タによる評<br>価技法<br>(レベル3) |
|---------------------------|---------|---------|---------------------------------|---|--|
| <b>金融資産：</b>              |         |         |                                 |   |  |
| 現金および中央銀行預け金              | 74,482  | 74,482  | 74,482                          | 0                                       | 0  |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）        | 9,090   | 9,090   | 0                               | 9,090                                   | 0  |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 17,796  | 17,796  | 0                               | 17,796                                  | 0  |
| 借入有価証券                    | 25,834  | 25,834  | 0                               | 25,834                                  | 0  |
| 貸出金                       | 405,612 | 410,769 | 0                               | 29,786                                  | 380,983                                  |
| その他の金融資産                  | 120,838 | 120,827 | 0                               | 120,820                                 | 7  |
| <b>金融負債：</b>              |         |         |                                 |   |  |
| 預金                        | 532,931 | 532,581 | 2,754                           | 529,826                                 | 0  |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 10,887  | 10,887  | 0                               | 10,887                                  | 0  |
| 貸付有価証券                    | 2,339   | 2,339   | 0                               | 2,339                                   | 0  |
| その他の短期借入金                 | 42,931  | 42,929  | 0                               | 42,825                                  | 105                                      |
| その他の金融負債                  | 159,930 | 159,930 | 2,575                           | 157,300                                 | 55                                       |
| 長期債務                      | 144,837 | 146,215 | 0                               | 135,016                                 | 11,199                                   |
| 信託優先証券                    | 10,573  | 12,251  | 0                               | 11,075                                  | 1,176                                    |

<sup>1</sup> 注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されているように、金融商品の相殺に関する当行グループの会計方針に従って、金額は通常総額ベースで表示されている。

貸出 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当初認識以降の市場の価格決定が暗に示すとおり、主として、予想デフォルト確率の上昇および流動性の低下により生じた。これらの公正価値の減少は、固定利付金融商品の金利変動による公正価値の増加と相殺されている。



長期債務および信託優先証券 - 公正価値と帳簿価額との差額は、当行グループが貸借対照表日現在において類似の期限および劣後の債務を発行した場合の金利が、当該金融商品が発行された時の金利と比較して変動したことによる影響に起因している。

16 -

## 売却可能金融資産

| 単位：百万ユーロ              | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|
| 負債証券：                 |               |               |
| ドイツ政府                 | 18,042        | 14,370        |
| 米国財務省および米国政府機関        | 2,890         | 235           |
| 米国州（地方自治体）            | 3,103         | 2,777         |
| その他の外国政府              | 34,123        | 31,805        |
| 企業                    | 8,922         | 8,512         |
| その他の資産担保証券            | 588           | 646           |
| モーゲージ担保証券（米国連邦機関債を含む） | 28            | 236           |
| その他の負債証券              | 570           | 551           |
| 負債証券合計                | 68,266        | 59,132        |
| 持分証券：                 |               |               |
| 株式                    | 1,166         | 1,184         |
| 投資証券および投資信託           | 75            | 99            |
| 持分証券合計                | 1,241         | 1,283         |
| その他の資本持分              | 974           | 976           |
| 貸出金                   | 3,102         | 2,906         |
| 売却可能金融資産合計            | 73,583        | 64,297        |

本報告書の注記7「売却可能金融資産に係る純利得（損失）」も参照のこと。

17 -

## 持分法適用投資

関連会社および共同支配企業に対する投資は、持分法により会計処理されている。

当行グループは関連会社91社（2014年度：116社）および共同支配企業15社（2014年度：15社）に対する持分を保有している。2015年12月28日に華夏銀行に対する投資を売却目的へ分類変更したため、当行グループにとって重要な投資は他にはなくなった。華夏銀行の分類変更に関する詳細については、本報告書の注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

個々には重要性のない当行グループの関連会社および共同支配企業に対する持分に関する財務情報（合算ベース）

| 単位：百万ユーロ                          | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-----------------------------------|---------------|---------------|
| 当行グループにとって個々には重要性のないすべての関連会社の帳簿価額 | 1,013         | 999           |
| 継続事業からの利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額     | 177           | 130           |
| 非継続事業からの税引後利益（損失）のうち当行グループの持分の合算額 | 0             | 0             |
| その他の包括利益のうち当行グループの持分の合算額          | 4             | 3             |
| 包括利益合計のうち当行グループの持分の合算額            | 181           | 133           |

18 -

## 金融資産と金融負債の相殺

当行グループは、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載された基準に従って、貸借対照表上純額ベースで一定の金融資産と金融負債を表示することができる。

下表は、相殺による連結貸借対照表への影響、および強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似契約の対象となる金融商品のネットティングによる財務上の影響、ならびに利用可能な現金担保および金融商品担保に関する情報を示している。

## 資産

2015年12月31日現在

|   | 金融資産<br>の総額 | 貸借対照<br>表上、相<br>殺される<br>総額 | 貸借対照<br>表上で表<br>示される<br>金融資産<br>の純額 | 貸借対照表上、相殺されない金額                  |         |                         |         |
|---|-------------|----------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|---------|-------------------------|---------|
|   |             |                            |                                     | マス<br>ター・<br>ネッティ<br>ング契約<br>の影響 | 現金担保    | 金融商品<br>担保 <sup>1</sup> | 純額      |
| 単位：百万ユーロ                                      |             |                            |                                     |                                  |         |                         |         |
| 中央銀行ファンド貸出金および売<br>戻条件付買入有価証券（強制力あ<br>り）      | 21,309      | -5,174                     | 16,135                              | 0                                | 0       | -16,127                 | 8       |
| 中央銀行ファンド貸出金および売<br>戻条件付買入有価証券（強制力な<br>し）      | 6,321       | 0                          | 6,321                               | 0                                | 0       | -5,910                  | 411     |
| 借入有価証券（強制力あり）                                 | 13,956      | 0                          | 13,956                              | 0                                | 0       | -13,448                 | 508     |
| 借入有価証券（強制力なし）                                 | 19,601      | 0                          | 19,601                              | 0                                | 0       | -18,583                 | 1,018   |
| 純損益を通じて公正価値で測定す<br>る金融資産                      |             |                            |                                     |                                  |         |                         |         |
| トレーディング資産                                     | 196,478     | -442                       | 196,035                             | 0                                | -12     | -592                    | 195,431 |
| デリバティブ金融商品の<br>プラスの時価（強制力あり）                  | 612,412     | -113,977                   | 498,435                             | -407,171                         | -55,896 | -13,218                 | 22,150  |
| デリバティブ金融商品の<br>プラスの時価（強制力なし）                  | 17,159      | 0                          | 17,159                              | 0                                | 0       | 0                       | 17,159  |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>するものとして指定された金融<br>資産（強制力あり） | 86,596      | -30,801                    | 55,796                              | -2,146                           | -1,167  | -44,437                 | 8,045   |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>するものとして指定された金融<br>資産（強制力なし） | 53,457      | 0                          | 53,457                              | 0                                | 0       | -28,793                 | 24,664  |
| 純損益を通じて公正価値で測定す<br>る金融資産合計                    | 966,102     | -145,219                   | 820,883                             | -409,317                         | -57,075 | -87,041                 | 267,449 |
| 貸出金   | 427,768     | -19                        | 427,749                             | 0                                | -14,296 | -49,117                 | 364,335 |
| その他の資産  | 134,742     | -16,605                    | 118,137                             | -58,478                          | -7      | 0                       | 59,652  |
| このうち、ヘッジ会計に適格な<br>デリバティブのプラスの時価<br>（強制力あり）    | 8,272       | -5,137                     | 3,136                               | -2,461                           | 0       | 0                       | 674     |
| ネッティングの対象とならない残<br>りの資産                       | 206,348     | 0                          | 206,348                             | 0                                | -555    | -549                    | 205,245 |
| 資産合計  | 1,796,146   | -167,016                   | 1,629,130                           | -467,795                         | -71,933 | -190,775                | 898,627 |

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

負債

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                              | 貸借対照表上、相殺されない金額 |                            |                                     |                                      |         |            |         |
|---------------------------------------|-----------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---------|------------|---------|
|                                       | 金融負債<br>の総額     | 貸借対照<br>表上、相<br>殺される<br>総額 | 貸借対照<br>表上で表<br>示される<br>金融負債<br>の純額 | マス<br>ター・<br>ネット<br>ィング契<br>約の影<br>響 | 現金担保    | 金融商品<br>担保 | 純額      |
| 預金                                    | 566,993         | -19                        | 566,974                             | 0                                    | 0       | 0          | 566,974 |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）      | 9,089           | -5,135                     | 3,954                               | 0                                    | 0       | -3,954     | 0       |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）      | 5,849           | 0                          | 5,849                               | 0                                    | 0       | -5,130     | 719     |
| 貸付有価証券（強制力あり）                         | 1,795           | 0                          | 1,795                               | 0                                    | 0       | -1,795     | 0       |
| 貸付有価証券（強制力なし）                         | 1,475           | 0                          | 1,475                               | 0                                    | 0       | -951       | 524     |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債                  |                 |                            |                                     |                                      |         |            |         |
| トレーディング負債                             | 53,215          | -910                       | 52,304                              | 0                                    | 0       | 0          | 52,304  |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）             | 588,281         | -117,306                   | 470,975                             | -403,267                             | -53,149 | -14,559    | 0       |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）             | 23,101          | 0                          | 23,101                              | 0                                    | 0       | -2,867     | 20,234  |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり） | 50,690          | -29,929                    | 20,761                              | -2,105                               | 0       | -18,657    | 0       |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし） | 32,612          | 0                          | 32,612                              | 0                                    | 0       | -11,077    | 21,535  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計                | 747,899         | -148,145                   | 599,754                             | -405,372                             | -53,149 | -47,160    | 94,073  |
| その他の負債                                | 188,723         | -13,718                    | 175,005                             | -68,626                              | 0       | 0          | 106,379 |
| このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）   | 8,615           | -2,250                     | 6,365                               | -6,365                               | 0       | 0          | 0       |
| ネットィングの対象とならない残りの負債                   | 206,699         | 0                          | 206,699                             | 0                                    | 0       | 0          | 206,699 |
| 負債合計                                  | 1,728,522       | -167,016                   | 1,561,506                           | -473,998                             | -53,149 | -58,990    | 975,368 |

## 資産

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                                      | 貸借対照表上、相殺されない金額 |                            |                                     |                                      |         |                         |         |
|---|-----------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---------|-------------------------|---------|
|   | 金融資産<br>の総額     | 貸借対照<br>表上、相<br>殺される<br>総額 | 貸借対照<br>表上で表<br>示される<br>金融資産<br>の純額 | マス<br>ター・<br>ネット<br>ィング契<br>約の影<br>響 | 現金担保    | 金融商品<br>担保 <sup>1</sup> | 純額      |
| 中央銀行ファンド貸出金および売<br>戻条件付買入有価証券（強制力あ<br>り）      | 17,051          | -2,419                     | 14,632                              | 0                                    | 0       | -14,602                 | 29      |
| 中央銀行ファンド貸出金および売<br>戻条件付買入有価証券（強制力な<br>し）      | 3,164           | 0                          | 3,164                               | 0                                    | 0       | -2,386                  | 779     |
| 借入有価証券（強制力あり）                                 | 11,891          | 0                          | 11,891                              | 0                                    | 0       | -11,406                 | 485     |
| 借入有価証券（強制力なし）                                 | 13,943          | 0                          | 13,943                              | 0                                    | 0       | -13,294                 | 649     |
| 純損益を通じて公正価値で測定す<br>る金融資産                      |                 |                            |                                     |                                      |         |                         |         |
| トレーディング資産                                     | 196,157         | -476                       | 195,681                             | 0                                    | -11     | -1,049                  | 194,621 |
| デリバティブ金融商品の<br>プラスの時価（強制力あり）                  | 823,578         | -217,158                   | 606,421                             | -519,590                             | -61,518 | -15,330                 | 9,982   |
| デリバティブ金融商品の<br>プラスの時価（強制力なし）                  | 23,537          | 0                          | 23,537                              | 0                                    | 0       | 0                       | 23,537  |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>するものとして指定された金融<br>資産（強制力あり） | 101,845         | -37,075                    | 64,770                              | -2,782                               | -1,924  | -50,245                 | 9,819   |
| 純損益を通じて公正価値で測定<br>するものとして指定された金融<br>資産（強制力なし） | 52,516          | 0                          | 52,516                              | 0                                    | 0       | -31,358                 | 21,158  |
| 純損益を通じて公正価値で測定す<br>る金融資産合計                    | 1,197,633       | -254,708                   | 942,924                             | -522,373                             | -63,453 | -97,982                 | 259,117 |
| 貸出金   | 405,673         | -61                        | 405,612                             | 0                                    | -16,259 | -46,112                 | 343,242 |
| その他の資産  | 157,771         | -19,792                    | 137,980                             | -67,009                              | -239    | -13                     | 70,720  |
| このうち、ヘッジ会計に適格な<br>デリバティブのプラスの時価<br>（強制力あり）    | 10,723          | -6,320                     | 4,403                               | -3,837                               | 0       | 0                       | 566     |
| ネットィングの対象とならない残<br>りの資産                       | 178,557         | 0                          | 178,557                             | 0                                    | -874    | -451                    | 177,231 |
| 資産合計  | 1,985,683       | -276,980                   | 1,708,703                           | -589,381                             | -80,825 | -186,246                | 852,252 |

1 不動産およびその他の非金融商品担保を除く。

## 負債

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                              | 貸借対照表上、相殺されない金額      |                            |                                     |                                      |         |            |                      |
|---------------------------------------|----------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|---------|------------|----------------------|
|                                       | 金融負債<br>の総額          | 貸借対照<br>表上、相<br>殺される<br>総額 | 貸借対照<br>表上で表<br>示される<br>金融負債<br>の純額 | マス<br>ター・<br>ネット<br>ィング契<br>約の影<br>響 | 現金担保    | 金融商品<br>担保 | 純額                   |
| 預金                                    | 532,992              | -61                        | 532,931                             | 0                                    | 0       | 0          | 532,931              |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力あり）      | 5,673                | -2,419                     | 3,254                               | 0                                    | 0       | -2,966     | 288                  |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券（強制力なし）      | 7,633                | 0                          | 7,633                               | 0                                    | 0       | -2,278     | 5,356                |
| 貸付有価証券（強制力あり）                         | 1,791                | 0                          | 1,791                               | 0                                    | 0       | -1,614     | 177                  |
| 貸付有価証券（強制力なし）                         | 549                  | 0                          | 549                                 | 0                                    | 0       | -209       | 339                  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債                  |                      |                            |                                     |                                      |         |            |                      |
| トレーディング負債                             | 42,960               | -1,117                     | 41,843                              | 0                                    | 0       | 0          | 41,843               |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力あり）             | 803,073              | -217,597                   | 585,475                             | -518,364                             | -63,172 | -3,939     | 0                    |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価（強制力なし）             | 24,726               | 0                          | 24,726                              | 0                                    | 0       | -11,996    | 12,731               |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力あり） | 52,517               | -35,994                    | 16,523                              | -2,782                               | 0       | -13,741    | 0                    |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし） | 29,132 <sup>1</sup>  | 0                          | 29,132 <sup>1</sup>                 | 0                                    | -3,130  | -5,718     | 20,283 <sup>1</sup>  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計                | 952,407 <sup>1</sup> | -254,708                   | 697,699 <sup>1</sup>                | -521,146                             | -66,302 | -35,394    | 74,856 <sup>1</sup>  |
| その他の負債                                | 203,615 <sup>1</sup> | -19,792                    | 183,823 <sup>1</sup>                | -71,645                              | 0       | 0          | 112,178 <sup>1</sup> |
| このうち、ヘッジ会計に適切なデリバティブのマイナスの時価（強制力あり）   | 11,383               | -6,320                     | 5,063                               | -5,063                               | 0       | 0          | 0                    |
| ネットィングの対象とならない残りの負債                   | 207,801              | 0                          | 207,801                             | 0                                    | 0       | 0          | 207,801              |
| 負債合計                                  | 1,912,461            | -276,980                   | 1,635,481                           | -592,791                             | -66,302 | -42,460    | 933,927              |

1 数値は、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債（強制力なし）からその他の負債へ670億ユーロを振り替えることにより修正再表示されている。

「貸借対照表上、相殺される総額」の欄は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り：金融商品の相殺」に記載されたすべての基準に従って相殺される金額を開示している。

「マスター・ネットィング契約の影響」の欄は、マスター・ネットィング契約の対象であるが、純額決済/同時決済の基準を満たさなかったため、または相殺に係る権利が相手先の債務不履行のみを条件としているため相殺されなかった金額を開示している。その他の資産およびその他の負債に係る表示金額には、それぞれ未収委託証拠金および未払委託証拠金が含まれている。

「現金担保」および「金融商品担保」の欄は、資産および負債の合計金額（相殺されなかったものを含む。）に関連して受け取ったまたは差入れた現金担保および金融商品担保の金額を開示している。

強制力のないマスター・ネットィング契約とは、現地の破産法の下で相殺に係る権利が支持されない可能性のある法域において履行される契約を言う。

デリバティブのプラスの時価に対して受け取った現金担保およびデリバティブのマイナスの時価に対して差入れた現金担保は、それぞれ「その他の負債」および「その他の資産」内の残高に計上されている。

開示されている現金担保および金融商品担保の金額は、その公正価値を反映している。現金担保および金融商品担保に関する相殺に係る権利は、相手先の債務不履行を条件としている。

19 -

## 貸出金

## 産業別分類による貸出金

単位：百万ユーロ

|                     | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---------------------|---------------|---------------|
| 金融仲介                | 57,047        | 59,586        |
| 製造                  | 26,994        | 25,619        |
| このうち：               |               |               |
| 基金属および金属製品          | 4,082         | 4,348         |
| 電気および光学機器           | 3,183         | 3,684         |
| 輸送設備                | 3,832         | 3,212         |
| 化学薬品および化学製品         | 4,008         | 3,008         |
| 機械設備                | 2,801         | 2,787         |
| 食品                  | 2,374         | 2,514         |
| 個人（モーゲージを除く）        | 45,317        | 44,839        |
| 個人 - モーゲージ          | 154,689       | 153,140       |
| 公共部門                | 17,181        | 18,082        |
| 卸売および小売             | 16,837        | 15,714        |
| 商業用不動産              | 43,093        | 35,764        |
| リース金融               | 561           | 1,104         |
| ファンド運用業務            | 25,007        | 12,138        |
| その他                 | 46,824        | 44,896        |
| このうち：               |               |               |
| 住宅用不動産、リースおよび関連事業活動 | 15,013        | 12,506        |
| 輸送、倉庫および通信          | 12,014        | 11,317        |
| 鉱業およびエネルギー生産材料の採石   | 4,701         | 4,504         |
| 電気、ガスおよび水供給         | 4,305         | 4,197         |
| 貸出金総額               | 433,549       | 410,883       |
| （繰延費用） / 前受収益       | 772           | 58            |
| （繰延費用） / 前受収益控除後貸出金 | 432,777       | 410,825       |
| 控除：貸倒引当金            | 5,028         | 5,212         |
| 貸出金合計               | 427,749       | 405,612       |

1 比較数値は産業部門の変更を反映して修正再表示されている。

20 -

## 信用リスク引当金

信用リスク引当金は、貸倒引当金およびオフバランス信用リスク引当金から成っている。

## 当行グループの貸倒引当金の変動の内訳

| 単位：百万ユーロ | 2015年度 |           |        | 2014年度 |           |        | 2013年度 |           |        |
|----------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|--------|-----------|--------|
|          | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計     | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計     | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計     |
| 期首引当金残高  | 2,364  | 2,849     | 5,212  | 2,857  | 2,732     | 5,589  | 2,266  | 2,426     | 4,692  |
| 貸倒引当金繰入額 | 334    | 548       | 882    | 499    | 631       | 1,129  | 1,377  | 683       | 2,060  |
| 純貸倒償却額：  | -482   | -612      | -1,094 | -997   | -512      | -1,509 | -701   | -352      | -1,053 |
| 貸倒償却額    | -538   | -717      | -1,255 | -1,037 | -613      | -1,650 | -730   | -485      | -1,215 |
| 取戻額      | 56     | 105       | 161    | 40     | 101       | 141    | 30     | 132       | 162    |
| その他の変動   | 36     | -8        | 28     | 5      | -2        | 3      | -85    | -25       | -110   |
| 期末引当金残高  | 2,252  | 2,776     | 5,028  | 2,364  | 2,849     | 5,212  | 2,857  | 2,732     | 5,589  |

## 当行グループのオフバランス信用リスク引当金の動き（偶発負債および貸出コミットメント）

| 単位：百万ユーロ                  | 2015年度 |           |     | 2014年度 |           |     | 2013年度 |           |     |
|---------------------------|--------|-----------|-----|--------|-----------|-----|--------|-----------|-----|
|                           | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計  | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計  | 個別評価   | 集会的<br>評価 | 合計  |
| 期首引当金残高                   | 85     | 141       | 226 | 102    | 114       | 216 | 118    | 97        | 215 |
| オフバランス信用<br>リスク引当金繰入<br>額 | 58     | 16        | 74  | -13    | 18        | 4   | -15    | 21        | 5   |
| 取崩額                       | 0      | 0         | 0   | 0      | 0         | 0   | 0      | 0         | 0   |
| その他の変動                    | 1      | 10        | 11  | -4     | 10        | 6   | -0     | -3        | -4  |
| 期末引当金残高                   | 144    | 168       | 312 | 85     | 141       | 226 | 102    | 114       | 216 |

21 -

## 金融資産の譲渡

当行グループは、貸借対照表上の金融資産を譲渡する取引を締結する。その結果、一定の基準に応じて、譲渡された資産全体を認識中止するのに適格である場合もあれば、継続的関与を有する範囲において、譲渡された資産を引き続き認識しなければならない場合もある。これらの基準は、注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載されている。

金融資産が認識中止に適格でない場合、当該譲渡は担保付資金調達取引としてみなされ、受け取った対価により対応する負債が生じる。当行グループはその他の目的でこれらの金融資産を使用する権限を有していない。当行グループが締結するこの性質の最も一般的な取引は、当行グループが実質的にすべての関連する信用リスク、株価リスク、金利リスクおよび外国為替リスクならびに資産および関連する収益の流入に関する経済価値を留保する、買戻契約、有価証券貸付契約およびトータル・リターン・スワップである。



## 認識中止の要件を満たさなかった資産の種類および関連取引に関する情報

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------------------------|---------------|---------------|
| 譲渡資産の帳簿価額                      |               |               |
| 以下の取引により認識中止されなかったトレーディング証券：   |               |               |
| 買戻契約                           | 26,752        | 23,873        |
| 有価証券貸付契約                       | 51,300        | 52,531        |
| トータル・リターン・スワップ                 | 2,648         | 3,463         |
| その他                            | 642           | 782           |
| トレーディング証券合計                    | 81,342        | 80,649        |
| その他のトレーディング資産                  | 12            | 433           |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 | 0             | 537           |
| 売却可能金融資産                       | 2,192         | 1,731         |
| 貸出金                            | 536           | 2,225         |
| 合計                             | 84,082        | 85,576        |
| 関連負債の帳簿価額                      | 52,717        | 57,800        |

認識中止の要件を満たさず、関連負債<sup>1</sup>が譲渡資産に対してのみ償還請求権がある譲渡資産に関する情報

| 単位：百万ユーロ      | 2015年12月31日現在 |       | 2014年12月31日現在 |       |
|---------------|---------------|-------|---------------|-------|
|               | 帳簿価額          | 公正価値  | 帳簿価額          | 公正価値  |
| トレーディング証券     | 300           | 300   | 507           | 507   |
| その他のトレーディング資産 | 0             | 0     | 370           | 370   |
| 売却可能金融資産      | 1,372         | 1,372 | 1,660         | 1,660 |
| 貸出金           | 18            | 19    | 2,074         | 2,087 |
| 合計            | 1,690         | 1,691 | 4,611         | 4,624 |
| 関連負債          | 1,460         | 1,460 | 4,282         | 4,282 |
| 正味ポジション       | 230           | 231   | 329           | 342   |

1 関連負債は、当連結グループをスポンサーとする証券化事業体が発行した債券である。

## 当行グループが引き続きその継続的関与を有する範囲の資産の会計処理を行う譲渡資産の帳簿価額

| 単位：百万ユーロ     | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------|---------------|---------------|
| 当初譲渡資産の帳簿価額： |               |               |
| トレーディング証券    | 21            | 254           |
| 貸出金          | 96            | 0             |
| 認識継続資産の帳簿価額： |               |               |
| トレーディング証券    | 21            | 26            |
| 貸出金          | 33            | 0             |
| 関連負債の帳簿価額    | 37            | 25            |

当行グループは、新規または既存の契約上の権利および義務のいずれかを通じて譲渡資産の将来のパフォーマンスに対して一定のエクスポージャーを留保しており、当該資産の認識中止に適切となる可能性がある。この継続中の関与は新規の金融商品として認識される予定で、譲渡された当初の金融資産とは異なる場合がある。代表的な取引には、組成された貸出金が譲渡された非連結の証券化事業体による優先債券の留保、当行グループが資産のポートフォリオを売却したストラクチャード・エンティティとの融資の取決め、またはクレジット・コンティンジェント・スワップ付き資産の売却が含まれる。当行グループの当該取引に対するエクスポージャーは重要でないといみなされている。これは、譲渡資産に関連するリスクの実質的な留保により、認識中止の要件を当初満たさないためである。結果的に継続中の関与とみなされない取引には、訴訟の場合に譲渡が無効になる可能性がある詐欺的行為に係る通常の保証、適格なパス・スルーの取決め、およびパフォーマンスに連動しない標準的な信託または管理報酬が含まれる。

## 完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ貸借対照表への影響

| 単位：百万ユーロ                        | 2015年12月31日現在 |      |                                   | 2014年12月31日現在 |      |                                   |
|---------------------------------|---------------|------|-----------------------------------|---------------|------|-----------------------------------|
|                                 | 帳簿価額          | 公正価値 | 損失に対する<br>最大エクスポージャー <sup>1</sup> | 帳簿価額          | 公正価値 | 損失に対する<br>最大エクスポージャー <sup>1</sup> |
| <b>貸出金：</b>                     |               |      |                                   |               |      |                                   |
| 証券化債券                           | 56            | 56   | 132                               | 93            | 89   | 153                               |
| その他                             | 12            | 12   | 12                                | 12            | 12   | 12                                |
| 貸出金合計                           | 68            | 68   | 144                               | 105           | 101  | 165                               |
| <b>純損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産：</b>  |               |      |                                   |               |      |                                   |
| 証券化債券                           | 134           | 134  | 134                               | 511           | 511  | 511                               |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたは<br>インフレ連動スワップ | 11            | 11   | 11                                | 33            | 33   | 33                                |
| 純損益を通じて公正価値で測定する保有<br>金融資産合計    | 145           | 145  | 145                               | 544           | 544  | 544                               |
| <b>売却可能金融資産：</b>                |               |      |                                   |               |      |                                   |
| 証券化債券                           | 0             | 0    | 0                                 | 13            | 13   | 13                                |
| 売却可能金融資産合計                      | 0             | 0    | 0                                 | 13            | 13   | 13                                |
| 継続中の関与を示す金融資産合計                 | 214           | 214  | 289                               | 662           | 658  | 722                               |
| <b>純損益を通じて公正価値で測定する保有金融負債：</b>  |               |      |                                   |               |      |                                   |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたは<br>インフレ連動スワップ | 57            | 57   | 0                                 | 32            | 32   | 0                                 |
| 継続中の関与を示す金融負債合計                 | 57            | 57   | 0                                 | 32            | 32   | 0                                 |

1 損失に対する最大エクスポージャーは、帳簿価額に負債として認識されない未利用の貸出コミットメントの名目価額を加えたものとして定義されている。

完全に認識中止された譲渡資産に関連する継続中の関与の当行グループ損益計算書への影響

| 単位：百万ユーロ                          | 2015年12月31日現在 |            |                 | 2014年12月31日現在 |            |                 |
|-----------------------------------|---------------|------------|-----------------|---------------|------------|-----------------|
|                                   | 損益<br>(年度累計)  | 損益<br>(累積) | 処分による<br>利得(損失) | 損益<br>(年度累計)  | 損益<br>(累積) | 処分による<br>利得(損失) |
| 証券化債券                             | 86            | 97         | 0               | 55            | 171        | 0 <sup>1</sup>  |
| 基準外金利、クロスカレンシーまたは<br>インフレ連動スワップ   | 119           | 716        | 0               | 30            | 671        | 0               |
| 認識中止資産への継続中の関与により認<br>識された純利得(損失) | 205           | 813        | 0               | 85            | 842        | 0               |

1 証券化ビークルへの資産の売却は、通常純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された資産に関するものであった。このため、処分による利得(損失)はすべて重要ではない。

[次へ](#)

22 -

## 担保に差入れたおよび担保として受け取った資産

当行グループは主に、買戻契約、有価証券借入契約およびその他の借入契約のために、またOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、資産を担保に差入れる。担保差入れは基本的に、標準的な証券化借入契約およびその他の下記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。

当行グループが負債または偶発負債の担保として差入れた資産の帳簿価額<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ             | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 51,904        | 53,699        |
| 売却可能金融資産             | 3,554         | 3,517         |
| 貸出金                  | 45,776        | 45,919        |
| その他                  | 302           | 302           |
| 合計                   | 101,535       | 103,438       |

<sup>1</sup> 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を除く。

債権者に担保として差入れた、売却または再担保差入れ可能な資産合計<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ             | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------------------|---------------|---------------|
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 80,480        | 73,557        |
| 売却可能金融資産             | 819           | 67            |
| 貸出金                  | 347           | 0             |
| 合計                   | 81,646        | 73,624        |

<sup>1</sup> 負債または偶発負債が生じない取引から担保として差入れられた資産を含む。

当行グループは主に、逆レポ、有価証券貸付契約、デリバティブ取引、顧客有価証券担保貸出金およびその他の取引において担保を受け入れる。これらの取引は一般的に、標準的な担保付融資活動およびその他の上記の取引に関して通常の慣習的な条件に基づき行われる。当行グループは、取引完了時に同等の有価証券を返還することを条件に、担保権者として当該担保を売却または再担保差入れする権利を有している。当該権利は主に空売り、貸付有価証券および買戻条件付売却有価証券をカバーするために使用される。

## 受入担保の公正価値

| 単位：百万ユーロ                  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---------------------------|---------------|---------------|
| 担保として受け取った有価証券およびその他の金融資産 | 286,032       | 253,722       |
| このうち：                     |               |               |
| 売却または再担保差入れした担保           | 238,236       | 203,321       |

23 -

## 土地建物および設備

| 単位：百万ユーロ             | 所有者占有<br>不動産 | 設備     | リース資産<br>改良費 | 建設仮勘定 | 合計     |
|----------------------|--------------|--------|--------------|-------|--------|
| 取得原価：                |              |        |              |       |        |
| 2014年1月1日現在残高        | 3,749        | 3,926  | 2,240        | 170   | 10,084 |
| 連結会社グループの変動          | -8           | 11     | -1           | 0     | 3      |
| 増加                   | 42           | 332    | 122          | 173   | 669    |
| 振替                   | 10           | 26     | 122          | -153  | 5      |
| 「売却目的保有」(への)/からの分類変更 | -2,507       | -1,364 | -133         | -55   | -4,058 |
| 処分                   | 0            | 201    | 39           | 0     | 241    |
| 為替レートの変動             | 275          | 217    | 68           | 6     | 566    |
| 2014年12月31日現在残高      | 1,560        | 2,947  | 2,379        | 141   | 7,027  |
| 連結会社グループの変動          | 8            | -37    | -72          | 0     | -101   |
| 増加                   | 4            | 153    | 162          | 114   | 432    |
| 振替                   | -2           | 76     | 181          | -129  | 126    |
| 「売却目的保有」(への)/からの分類変更 | -5           | 82     | 1            | -2    | 77     |
| 処分                   | 132          | 267    | 61           | 0     | 461    |
| 為替レートの変動             | -1           | 107    | 72           | 6     | 184    |
| 2015年12月31日現在残高      | 1,432        | 3,060  | 2,662        | 130   | 7,284  |
| 減価償却および減損累計額：        |              |        |              |       |        |
| 2014年1月1日現在残高        | 1,525        | 2,762  | 1,378        | 0     | 5,664  |
| 連結会社グループの変動          | 0            | 8      | -1           | 0     | 6      |
| 減価償却費                | 39           | 271    | 179          | 0     | 490    |
| 減損損失                 | 58           | 105    | 10           | 0     | 172    |
| 減損損失の戻入              | 0            | 0      | 0            | 0     | 0      |
| 振替                   | 28           | 10     | 22           | 0     | 59     |
| 「売却目的保有」(への)/からの分類変更 | -1,289       | -1,127 | -95          | 0     | -2,511 |
| 処分                   | 2            | 83     | 34           | 0     | 119    |
| 為替レートの変動             | 140          | 175    | 41           | 0     | 356    |
| 2014年12月31日現在残高      | 498          | 2,121  | 1,500        | 0     | 4,118  |
| 連結会社グループの変動          | -1           | -31    | -64          | 0     | -96    |
| 減価償却費                | 35           | 234    | 170          | 0     | 439    |
| 減損損失                 | 6            | 16     | 3            | 1     | 27     |
| 減損損失の戻入              | 0            | 9      | 0            | 0     | 9      |
| 振替                   | -3           | 21     | 93           | -1    | 109    |
| 「売却目的保有」(への)/からの分類変更 | -0           | 58     | 7            | 0     | 65     |
| 処分                   | 73           | 239    | 38           | 0     | 349    |
| 為替レートの変動             | 2            | 86     | 46           | -0    | 134    |
| 2015年12月31日現在残高      | 464          | 2,257  | 1,716        | 0     | 4,438  |
| 帳簿価額：                |              |        |              |       |        |
| 2014年12月31日現在残高      | 1,062        | 826    | 880          | 141   | 2,909  |
| 2015年12月31日現在残高      | 967          | 802    | 946          | 130   | 2,846  |

土地建物および設備に係る減損損失は、損益計算書の一般管理費に計上されている。  
売却制限付の土地建物および設備の項目の帳簿価額は、2015年12月31日現在56百万ユーロであった。  
土地建物および設備の取得のコミットメントは2015年度末現在70百万ユーロであった。

24 -

## リース

当行グループは、土地建物および設備を対象とするリース契約の借手となっている。

### ファイナンス・リース契約

当行グループのファイナンス・リース契約の大部分は、通常の諸条件に基づいて行われている。

### ファイナンス・リースに基づき保有するリース資産の純帳簿価額

| 単位：百万ユーロ | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|----------|-------------------|-------------------|
| 土地建物     | 14                | 13                |
| 設備       | 2                 | 1                 |
| その他      | 0                 | 5                 |
| 純帳簿価額    | 15                | 19                |

### 当行グループのファイナンス・リースに基づき要求される将来の最低リース料支払額

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|--------------------------------|-------------------|-------------------|
| 将来の最低リース料支払額：                  |                   |                   |
| 1年以内                           | 6                 | 6                 |
| 1年超5年以内                        | 20                | 24                |
| 5年超                            | 70                | 84                |
| 将来の最低リース料支払額合計                 | 97                | 114               |
| 控除：将来の利息相当額                    | 66                | 71                |
| ファイナンス・リース契約の現在価値              | 30                | 43                |
| 受け取ると予想される将来の最低リース料支払額         | 4                 | 9                 |
| 損益計算書に認識された変動リース料 <sup>1</sup> | 0                 | 0                 |

1 変動リース料は市場金利（3ヶ月物EURIBOR等）に基づいており、一定率未満の場合、当行グループはリベートを受け取る。

### オペレーティング・リース契約

当行グループは、大部分のオフィスおよび支店を長期契約に基づいてリースしている。リース契約の大部分は、リースを一定期間延長する選択権、価格調整条項、および一般的なオフィス賃貸市場の条件に合わせたエスカレーション条項を含む通常の諸条件に基づいて行われている。しかし、このようなリース契約には、当行グループの配当支払能力、負債による資金調達取引への参画、またはさらなるリース契約の締結に対して制限を課すような条項は含まれていない。当行グループは、5回のリース延長選択権（期間は各5年）が付された1件の重要なリース契約を有しており、当該リースには購入選択権は付されていない。

当行グループのオペレーティング・リースにより要求される将来の最低リース料支払額

| 単位：百万ユーロ               | 2015年    | 2014年    |
|------------------------|----------|----------|
|                        | 12月31日現在 | 12月31日現在 |
| 将来の最低リース料支払額：          |          |          |
| 1年以内                   | 773      | 778      |
| 1年超5年以内                | 2,398    | 2,370    |
| 5年超                    | 1,999    | 1,955    |
| 将来の最低リース料支払額合計         | 5,170    | 5,103    |
| 控除：受け取ると予想される将来の最低リース料 | 91       | 171      |
| 将来の最低リース料支払額純額         | 5,079    | 4,932    |

2015年12月31日現在、将来の最低リース料支払額合計には、2011年12月1日にセール・アンド・リースバックを実施したフランクフルト・アム・マインにあるグループ本社に関する355百万ユーロが含まれていた。当行グループは当取引に関連したすべての施設に関し、181ヶ月のリースバック契約を締結した。

2015年度において、リースおよびサブリース契約に係るリース料支払額は合計848百万ユーロであり、これには最低リース料支払額に係る864百万ユーロの費用および変動リース料に係る9百万ユーロの費用、ならびにサブリース料受取額に関連した25百万ユーロが含まれていた。

25 -

## のれんおよびその他の無形資産

## のれん

## のれんの変動

2015年および2014年12月31日終了年度の、のれんの帳簿価額の変動ならびにのれんの総額および減損損失累計額を資金生成単位(以下「CGU」という。)別に以下に示している。

## 資金生成単位に配分されたのれん

| 単位：百万ユーロ                      | コーポ<br>レート・<br>バンキン<br>グ・アン<br>ド・セ<br>キュリ<br>ティーズ | 個人顧<br>客およ<br>び中堅<br>企業 | グロー<br>バル・<br>ラン<br>グ・<br>バンク<br>グ | ドイ<br>チ・ア<br>セット&<br>ウェル<br>ス・マネ<br>ジメント | 非中核<br>事業<br>部門 <sup>1</sup> | その他  | 合計     |
|-------------------------------|---|-------------------------|------------------------------------|--|------------------------------|------|--------|
| 2014年1月1日現在残高                 | 1,863   | 2,758                   | 431                                | 3,843                                    | 0                            | 179  | 9,074  |
| 期中に取得したのれん                    | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 0      |
| パーチェス法による会計処理の調整額             | 0   | 1                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 1      |
| 振替                            | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 0      |
| 「売却目的保有」からの/(への)<br>分類変更      | -13   | -1                      | 0                                  | -3                                       | 0                            | 0    | -17    |
| 「売却目的保有」に分類されない処分<br>に関連するのれん | 0   | 0                       | -1                                 | -2                                       | 0                            | 0    | -3     |
| 減損損失 <sup>2</sup>             | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | -49  | -49    |
| 為替レートの変動/その他                  | 166   | 5                       | 44                                 | 293                                      | 0                            | 4    | 512    |
| 2014年12月31日現在残高               | 2,016   | 2,763                   | 474                                | 4,131                                    | 0                            | 134  | 9,518  |
| のれんの総額                        | 3,249   | 2,763                   | 474                                | 4,131                                    | 651                          | 676  | 11,944 |
| 減損損失累計額                       | -1,233  | 0                       | 0                                  | 0  | -651                         | -542 | -2,426 |
| 2015年1月1日現在残高                 | 2,016   | 2,763                   | 474                                | 4,131                                    | 0                            | 134  | 9,518  |
| 期中に取得したのれん                    | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 0      |
| パーチェス法による会計処理の調整額             | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 0      |
| 振替                            | 0   | 0                       | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | 0      |
| 「売却目的保有」からの/(への)<br>分類変更      | 0   | -1                      | 0                                  | -47                                      | 0                            | -138 | -186   |
| 「売却目的保有」に分類されない処分<br>に関連するのれん | 0   | 0                       | 0                                  | -1                                       | 0                            | 0    | -1     |
| 減損損失 <sup>2</sup>             | -2,168  | -2,765                  | 0                                  | 0  | 0                            | 0    | -4,933 |
| 為替レートの変動/その他                  | 152   | 3                       | 45                                 | 287                                      | 0                            | 5    | 492    |
| 2015年12月31日現在残高               | 0   | 0                       | 519                                | 4,370                                    | 0                            | 1    | 4,890  |
| のれんの総額                        | 3,509   | 2,762                   | 519                                | 4,370                                    | 652                          | 607  | 12,419 |
| 減損損失累計額                       | -3,509  | -2,762                  | 0                                  | 0  | -652                         | -606 | -7,529 |

1 主要なCGUであるNCOUホールセール・アセットおよびNCOUオペレーティング・アセットを含む。

2 のれんの減損損失は、損益計算書においてのれんおよびその他の無形資産の減損として計上されている。

主要なCGUに加えて、CB&SおよびNCOUセグメントでは、それぞれのセグメントの主要なCGUに配分されていない非統合の投資の取得から生じたのれんを保有している。そのようなのれんは、上表の「その他」にまとめられている。NCOUの非統合の投資は、Maher Terminals LLCおよびMaher Terminals of Canada Corp.から構成されていたが、後者は2015年度第3四半期に売却された。

2015年度におけるのれんの変動(為替レートの変動に関連するもの以外)には、主にCB&Sにおける2,168百万ユーロおよびPBCにおける2,765百万ユーロの減損が含まれていた。これらは、2015年度第3四半期に実施されたのれんの減損テストに基づき費用計上された。このテストは、両セグメントにおける所要規制自己資本の引き上げ予想と、PBCにおける当期の売却予想による影響を主因として、第3四半期にストラテジー2020がさらに具体化されたことに伴い実施された。カナダの港湾業者Maher

Terminalsの売却に関連し、2015年度第1四半期に、138百万ユーロののれんが売却目的保有に分類される処分グループに配分された。

2014年度におけるのれんの変動（為替レートの変動に関連するもの以外）には、主にMaher Terminals LLCへの非統合の投資（上表の「その他」欄に含まれる）に関連したのれんの評価減によってNCOUで計上された、のれんの減損49百万ユーロが含まれていた。これは、事業規模に影響を与える米国の消費需要に関する不確実性に基づくものであった。処分コスト控除後の公正価値は、割引フリー・キャッシュ・フロー・モデルに基づき決定された。その結果、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3として分類された。Maher Terminals LLCの帳簿価額は、回収可能価額を超過しており、194百万ユーロの減損損失が生じ、のれんおよびその他の無形資産の減損として計上された。当該減損金額のうち、49百万ユーロはすべてののれんの評価減に配分され、残りの145百万ユーロはCGUに含まれるその他の無形資産に配分された（当注記の「その他の償却対象となる無形資産」を参照のこと）。当該公正価値の見積りに使用された主要な仮定には、割引率（税引後の加重平均資本コスト）9.3%（前年度は9.1%）、残存価値の成長率5.3%およびEBITDAの平均成長率13.2%が含まれていた。

#### のれんの減損テスト

減損テストの目的上、企業結合で取得したのれんはCGUに配分される。注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」の記載に基づき、当行グループの主要なCGUは、前述のとおりとなる。「その他」ののれんは、各非統合の投資レベルでの減損が個別にテストされる。のれんは、のれんが計上された各CGUの回収可能価額と帳簿価額を比較することで、年1回第4四半期において減損テストが行われる。加えて、当行グループは、トリガー・イベントを識別した場合にはいつでも、IAS第36号に従ってのれんをテストする。回収可能価額は、CGUの処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額である。

当行グループによる新戦略であるストラテジー2020のさらなるアップデートがトリガー事象となり、減損テストが行われた。2015年度第3四半期におけるのれんの減損テストにより、CGUであるCB&SおよびPBCにそれぞれ2,168百万ユーロおよび2,765百万ユーロから成る合計4,933百万ユーロののれんの減損が発生した。CB&Sの減損は、主に所要規制自己資本の引き上げ予想を考慮した事業構成の変更により、回収可能価額が約261億ユーロとなったことに起因している。PBCの減損は、所要自己資本の変更の他に、主に当期に予想される華夏銀行およびポストバンクの売却によるものであり、当該CGUにおける回収可能価額は約123億ユーロとされた。

残りすべての主要なCGUの回収可能価額（NCOUにおける回収可能価額を除く。）は、各帳簿価額を大幅に上回っていた。2015年12月31日現在のトリガー事象のレビューにより、主要CGUにおける残りののれんに減損の兆候がなかったことが確認された。しかし、新たなセグメント構造および新CGUへののれんの再配分により、将来更なる減損が発生する可能性がある。

当行グループの戦略または銀行業界における一部の政治リスクもしくはグローバル・リスク（ヨーロッパにおけるソブリン債危機の再来、既に採択されている規制の実施および既に議論されている法律の導入に関する不確実性、ならびにGDPの伸びの鈍化など）に関するレビューが、当行グループの特定のCGUの業績見通しに悪影響を及ぼす可能性があり、これにより将来ののれんの減損が生じる可能性がある。

2014年度におけるのれんの年次減損テストの結果、これらのCGUの回収可能価額がそれぞれの帳簿価額を上回っていたため、当行グループの主要なCGUののれんの減損損失は発生しなかった。

#### 帳簿価額

主要な各CGUの帳簿価額は、資本配分モデルを使用して算出される。この配分では、評価日時点の当行グループの資本合計が用いられる。これには、ドイツ銀行の無担保劣後債で構成され、IFRSに準拠して追加的な資本の構成要素に分類されるその他Tier 1ノート（以下「AT1ノート」という。）が含まれる。資本合計は、前述のとおり減損が個別にテストされる非統合の投資に関連する特定の影響、および非支配持分に帰属するのれんの追加調整について修正される。

帳簿価額（AT1ノートを除く）は、ドイツ銀行における回収可能価額の決定と現行の資本配分フレームワークの両方に合わせた2段階のプロセスで主要なCGUに配分される。2段階アプローチの仕組みは以下の通りである。まず、現行の目標であるCET 1比率11%（CRR/CRD 4の完全適用による比率）を満たすまでは、株主持分の配分は支払能力に基づいて行われ、その後、該当する場合、レバレッジ比率要件を考慮するための増分の資本配分が行われる。支払能力に基づく配分には、のれん（非支配持分に関する追加調整を加算）および償却対象とならないその他の無形資産の割当が含まれる。さらに当該配分は、CGUのリスク・ウェイト・アセットの相対的な割合、資本控除項目および規制上の調整項目に基づく資本配分から成る。第2段階では、該当する場合、当行グループにおける相対的なレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度により比例配分された資本が、CGUに配分される。さらに、各主要CGUの帳簿価額において、非支配持分が考慮される。AT1ノートは、主要なCGUに対して、それぞれのレバレッジ比率不足額に比例して配分され、レバレッジ比率不足額は、当行グループの目標レバレッジ比率、CGUのレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度および配分されたCET 1資本の役割を果たす。

非統合の投資に関する帳簿価額は、それぞれの資本に基づいて決定される。



## 回収可能価額

当行グループは、銀行業務およびその規制環境の特性を反映する割引キャッシュ・フロー（DCF）モデルを用いて、売却コスト控除後の公正価値（公正価値のヒエラルキーのレベル3）に基づき主要なCGUの回収可能価額を決定している。このモデルでは、それぞれの所要規制自己資本を満たした後に株主に分配される見積将来収益の現在価値を計算する。当該回収可能価額は、AT1ノートの公正価値も含んでおり、帳簿価額の処理と一貫して主要なCGUに配分されている。DCFモデルに基づき算出されたCGUの回収可能価額は、外部のアナリストによる評価と比較されており、妥当な範囲内にあるとみなされている。

DCFモデルは、経営陣によって承認された財務5ヶ年計画に基づく収益予測およびそれぞれの資本化の仮定（自己資本比率が現在の水準から普通株式等Tier1資本比率12.5%およびレバレッジ比率（完全適用によるTier1資本）5.0%へと中期的に上昇する）を使用するが、これらは現在価値に割引かれる。将来の収益および所要自己資本の見積りには、過去および現在の業績ならびに各市場、マクロ経済および規制環境全体における発展予想の判断および検討が含まれる。当初の5年間を超える収益予測は、適宜、持続可能な水準を算定するために修正される。継続企業の場合には、資本に対するキャッシュ・フローは、3.2%（2014年度：3.2%）を上限とする一定の長期成長率により増加するか、またはそれへ収斂すると仮定される。これは、CGUの収益見通しおよび国内総生産およびインフレ率の推移予測に基づくもので、残存価値に取り込まれる。

## 主要な仮定

CGUのDCF価値は、損益予測、適用される割引率（資本コスト）、また、より小さな範囲で長期成長率の影響を受ける。適用される割引率は、資本資産価格決定モデルに基づき決定され、リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびシステムティック・マーケット・リスクをカバーする値（ベータ値）で構成される。リスク・フリー利率、マーケット・リスク・プレミアムおよびベータ値の値は、外部の情報源を使用して決定される。CGUに特有のベータ値は、それぞれの同業他社グループに基づき決定される。これらのすべての構成要素の変動は、割引率の計算に影響を与える可能性がある。

## 主要な資金生成単位

|                           | 割引率（税引後） |        |
|---------------------------|----------|--------|
|                           | 2015年度   | 2014年度 |
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 9.7%     | 10.3%  |
| 個人顧客および中堅企業               | 9.2%     | 10.0%  |
| グローバル・トランザクション・バンキング      | 8.1%     | 8.5%   |
| ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント     | 9.1%     | 9.5%   |

経営陣は、内部分析および外部分析の組合せに基づき以下の表の主要な仮定における値を決定した。効率化およびコスト削減プログラムに関する見積りは、現在までの進捗ならびに予定されている将来のプロジェクトおよびイニシアチブに基づいている。

| のれんを含む主な資<br>金生成単位                | 主要な仮定の説明  | 主要な仮定に関連した不確実性およびマイナ<br>スの影響を及ぼし得る潜在的な事象 / 状況  |
|-----------------------------------|---|--|
| コーポレート・バン<br>キング・アンド・セ<br>キュリティーズ | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客向けフランチャイズは、負債証券および持分証券の幅広い投資銀行商品ならびにコーポレート・ファイナンスのアドバイザーおよびオリジネーション事業を提供する。</li> <li>- 真のリレーションシップの価値をもたらす可能性がより高い顧客に特化。</li> <li>- ヨーロッパは緩やかな景気回復に向かっており、アメリカは堅調な回復傾向にあるため金融政策が段階的に引締められる。</li> <li>- 金融政策の正常化とボラティリティの上昇により、デット・セールス・アンド・トレーディングの収益率は微増が予測される一方、エクイティーズ・アンド・コーポレート・ファイナンスの収益率は概ね横ばいで推移すると予測される。</li> <li>- 事業撤退およびポートフォリオ管理を通じて、規制上のRWAの増加を抑制する。</li> <li>- 利益拡大のための再投資を行う一方で、全体的な資本消費を減少させる。</li> <li>- ポートフォリオ対策、プラットフォーム規模の改善および地域展開の見直しによる費用効率。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 市場環境は依然として厳しい。</li> <li>- 様々な法域において草案が出されている規制変更の範囲（構成および内容）が、予想以上に深刻な影響をもたらす可能性。</li> <li>- 戦略的なポートフォリオの最適化は期待ほどの収益の伸びを生まない可能性があり、リソースの最適化は予想以上の影響を収益に及ぼす可能性がある。</li> <li>- 想定水準を上回る所要自己資本の引下げを伴う潜在的なマージン圧縮および商品競争の激化。</li> <li>- 主要な訴訟事件の結果。</li> <li>- 戦略的なポートフォリオの最適化、事業展開国からの撤退、効率的な節約により見込まれるコスト削減が、計画の期限内に実現されない。</li> <li>- 規制に基づく支出によるコスト圧力の増加。</li> <li>- 規制による予想外の障害、CCARコンプライアンスによる追加コスト、米国におけるIHC設立、および一部の法域における予想以上に厳格な銀行分離規則、に関連した構造的リスク。</li> </ul> |
| 個人顧客および<br>中堅企業                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- ドイツ国内市場におけるリーダーとしての地位、その他の5つの魅力的なヨーロッパ市場における確固たる地位。</li> <li>- ポストバンクの連結除外。</li> <li>- PBCにおける重要なイニシアチブとしてデジタル機能の改善ならびに支店ネットワークの再編および最適化。</li> <li>- 複雑さの軽減および競争力のある費用効果。</li> <li>- 低金利環境および借入制限条項による影響を部分的に軽減するアドバイザー・バンキングにおける投資および保険事業の拡大ならびにクレジット商品の調整。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 深刻な景気の落込みによる失業率の上昇、信用リスク引当金の増加および事業成長の低迷。</li> <li>- 投資商品市場の成長および収益が投資および投資に対する顧客の信頼に依存する度合の増大。</li> <li>- さらなるマージン圧縮を招く可能性のある低金利の継続。</li> <li>- 効率性プログラムが計画通りに実施されないこと。</li> <li>- 未だ予測されていない収益およびコストへの影響を招く規制強化の環境。</li> </ul>  |
| グローバル・トラン<br>ザクション・バンキ<br>ング      | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 商品、国および顧客の見直しを踏まえたコスト削減。</li> <li>- 銀行の他分野とのより密接な協力により生じるシナジーの活用。</li> <li>- 段階的な金利改善につながるマクロ経済の回復および国際的な取引量、国際支払いおよび企業活動における前向きな動き。</li> <li>- 既存地域において複雑な法人・機関投資家顧客との関係を深める一方で、新興市場での一層の成長を推し進めること。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 世界経済の回復の遅延、およびそれによる取引量、金利および為替相場への影響。</li> <li>- 想定水準を上回る信用取引の不振ならびに主要な市場および商品における不利な競争水準。</li> <li>- 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。</li> <li>- 商品、国および顧客の見直しを踏まえたコスト削減が、予想よりも具現化しないこと。</li> <li>- 潜在的な法的問題の結果。</li> </ul>  |
| ドイチェ・アセッ<br>ト&ウェルス・マネ<br>ジメント     | <ul style="list-style-type: none"> <li>- グローバルでの富の創造、拡大する退職市場ならびにオルタナティブおよびパッシブ投資の募集の急速な拡大を含む市場の動向および推移により継続的に特徴付けられる戦略。</li> <li>- 超富裕層顧客に対する事業の拡大ならびに先進国および新興市場に対する高い市場占有率。</li> <li>- オルタナティブ、パッシブ投資 / ETFおよび貸出事業の構築。</li> <li>- ウェルス・マネジメントおよびDWSを通じたドイツ国内市場でのリーダーシップの確保。</li> <li>- アジア / 太平洋およびアメリカにおける有機的成長戦略。</li> <li>- 断片的な競争環境における市場シェアの維持または拡大。</li> <li>- Deutsche AWMの基盤の最適化を踏まえたコスト削減。</li> <li>- 基盤強化およびデジタル機能に的を絞った投資。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 主要な業界の脅威（すなわち、市場のボラティリティ、国家債務負担、規制変更に伴うコストの増加）。</li> <li>- 投資家が引き続き資産を市場外で保持し、現金またはより単純でフィーの低い商品に退避すること。</li> <li>- ビジネス・リスク / 実行リスク（すなわち、市場の不確実性による新規マネーターゲット（純額）の未達成、優秀なリレーションシップ・マネージャーの喪失）。</li> <li>- 特定の制限（例えばリレーションシップ・マネージャーの採用が不可能となること）により有機的成長戦略の実施が困難となること。</li> <li>- 効率性の向上および想定されたIT / プロセスの改善によるコスト削減が、計画した程度まで達成されないこと。</li> <li>- 規制を取り巻く不確実性、および未だ予測されていない、当該不確実性による潜在的な影響。</li> </ul>   |

## その他の無形資産

2015年および2014年12月31日終了年度におけるその他の無形資産の資産クラス別の変動は以下のとおりである。

| 単位：<br>百万ユーロ                | 購入した無形資産             |     |   |              |             |                    |                         |                                   | 内部生成<br>無形資産 | その他<br>の無形資<br>産<br>合計 |
|-----------------------------|----------------------|-----|---|--------------|-------------|--------------------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|------------------------|
|                             | 償却対象とならない            |     |   | 償却対象となる      |             |                    |                         |                                   | 償却対象<br>となる  |                        |
|                             | 小口投<br>資<br>運用契<br>約 | その他 | 償却対象<br>となら<br>ない購<br>入した<br>無形資<br>産合計 | 顧客関連<br>無形資産 | 取得事業<br>の価値 | 契約に基<br>づく無形<br>資産 | ソフト<br>ウェアお<br>よびそ<br>他 | 償却対象<br>となる購<br>入した無<br>形資産<br>合計 | ソフト<br>ウェア   |                        |
| 取得原価 / 製造<br>原価：            |                      |     |   |              |             |                    |                         |                                   |              |                        |
| 2014年1月1日<br>現在残高           | 840                  | 441 | 1,281                                   | 1,449        | 830         | 661                | 935                     | 3,875                             | 2,776        | 7,932                  |
| 増加                          | 0                    | 0   | 0                                       | 40           | 0           | 0                  | 52                      | 92                                | 962          | 1,054                  |
| 連結会社グルー<br>プの変動             | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | -14                | -2                      | -16                               | -0           | -16                    |
| 処分                          | 0                    | 0   | 0                                       | 9            | 0           | 0                  | 12                      | 21                                | 99           | 121                    |
| 「売却目的保<br>有」からの(へ<br>の)分類変更 | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 0                  | 0                       | -0                                | 0            | -0                     |
| 振替                          | 0                    | 0   | 0                                       | -3           | 0           | -1                 | 17                      | 13                                | -26          | -13                    |
| 為替レートの変<br>動                | 111                  | 1   | 112                                     | 53           | 58          | 74                 | 34                      | 219                               | 101          | 432                    |
| 2014年12月31日<br>現在残高         | 951                  | 441 | 1,392                                   | 1,529        | 888         | 720                | 1,025                   | 4,162                             | 3,715        | 9,269                  |
| 増加                          | 0                    | 0   | 0                                       | 26           | 0           | 0                  | 21                      | 47                                | 1,217        | 1,265                  |
| 連結会社グルー<br>プの変動             | 0                    | -3  | -3                                      | 0            | 0           | 0                  | -1                      | -1                                | -3           | -7                     |
| 処分                          | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 0                  | 0                       | 0                                 | 193          | 193                    |
| 「売却目的保<br>有」からの(へ<br>の)分類変更 | 0                    | 0   | 0                                       | -42          | 0           | 0                  | -13                     | -55                               | 0            | -55                    |
| 振替                          | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 0                  | 42                      | 42                                | -11          | 31                     |
| 為替レートの変<br>動                | 110                  | 2   | 112                                     | 45           | 53          | 75                 | 39                      | 212                               | 121          | 446                    |
| 2015年12月31日<br>現在残高         | 1,061                | 440 | 1,501                                   | 1,559        | 941         | 795                | 1,112                   | 4,407                             | 4,846        | 10,755                 |
| 償却および減損<br>累計額：             |                      |     |   |              |             |                    |                         |                                   |              |                        |
| 2014年1月1日<br>現在残高           | 287                  | 2   | 289                                     | 836          | 194         | 180                | 667                     | 1,877                             | 909          | 3,075                  |
| 当期の償却                       | 0                    | 0   | 0                                       | 99           | 35          | 35                 | 78                      | 247                               | 335          | 582 <sup>1</sup>       |
| 連結会社グルー<br>プの変動             | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | -6                 | -2                      | -8                                | -1           | -9                     |
| 処分                          | 0                    | 0   | 0                                       | 8            | 0           | 0                  | 12                      | 20                                | 97           | 117                    |
| 「売却目的保<br>有」からの(へ<br>の)分類変更 | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 0                  | 0                       | -0                                | 0            | -0                     |
| 減損損失                        | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 117                | 29                      | 146                               | 48           | 195 <sup>2</sup>       |
| 減損損失の戻入                     | 84                   | 0   | 84                                      | 0            | 0           | 0                  | 0                       | 0                                 | 0            | 84 <sup>3</sup>        |
| 振替                          | 0                    | 0   | 0                                       | 1            | -1          | -0                 | 3                       | 3                                 | -7           | -4                     |
| 為替レートの変<br>動                | 37                   | 1   | 38                                      | 49           | 15          | 17                 | 18                      | 99                                | 63           | 200                    |
| 2014年12月31日<br>現在残高         | 240                  | 3   | 243                                     | 976          | 243         | 343                | 781                     | 2,343                             | 1,248        | 3,835                  |
| 当期の償却                       | 0                    | 0   | 0                                       | 87           | 44          | 36                 | 45                      | 212                               | 499          | 710 <sup>4</sup>       |
| 連結会社グルー<br>プの変動             | 0                    | -3  | -3                                      | 0            | 0           | 0                  | -1                      | -1                                | -3           | -7                     |
| 処分                          | 0                    | 0   | 0                                       | 0            | 0           | 0                  | -1                      | -1                                | 190          | 189                    |

|                     |     |     |       |       |     |     |     |       |       |                    |
|---------------------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-------|--------------------|
| 「売却目的保有」からの(への)分類変更 | 0   | 0   | 0     | -25   | 0   | 0   | -4  | -29   | 0     | -29                |
| 減損損失                | 0   | 416 | 416   | 397   | 0   | 14  | 16  | 427   | 191   | 1,034 <sup>5</sup> |
| 減損損失の戻入             | 0   | 0   | 0     | 0     | 0   | 0   | 0   | 0     | 0     | 0                  |
| 振替                  | 0   | 0   | 0     | -0    | -1  | 0   | 28  | 27    | -24   | 3                  |
| 為替レートの変動            | 28  | 2   | 30    | 41    | 14  | 35  | 29  | 119   | 61    | 209                |
| 2015年12月31日現在残高     | 268 | 418 | 686   | 1,476 | 300 | 429 | 893 | 3,098 | 1,782 | 5,566              |
| 帳簿価額:               |     |     |       |       |     |     |     |       |       |                    |
| 2014年12月31日現在残高     | 711 | 438 | 1,149 | 553   | 645 | 377 | 243 | 1,818 | 2,466 | 5,433              |
| 2015年12月31日現在残高     | 793 | 22  | 815   | 83    | 641 | 367 | 218 | 1,309 | 3,064 | 5,188              |

- 582百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち146百万ユーロはのれんおよびその他の無形資産の減損に含まれており、契約に基づく無形資産（117百万ユーロ）および商標権（29百万ユーロ）の減損で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損48百万ユーロが一般管理費に計上されていた。
- 84百万ユーロは、前年度の減損損失の戻入として計上され、のれんおよびその他の無形資産の減損に含まれている。
- 710百万ユーロは、一般管理費に含まれていた。
- このうち843百万ユーロはのれんおよびその他の無形資産の減損に含まれており、償却対象とならない商標権に係る無形資産（416百万ユーロ）ならびに償却対象となる顧客関連無形資産（397百万ユーロ）、契約に基づく無形資産（14百万ユーロ）および商標権に係る無形資産（16百万ユーロ）の減損で構成されていた。さらに、内部開発したソフトウェアに関連する減損191百万ユーロが一般管理費に計上されていた。

#### 償却対象となる無形資産

2015年度において、償却対象となるその他の無形資産の主な変動には、内部生成無形資産の増加12億ユーロが含まれていた。これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当行グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。一方、現在の基盤ソフトウェアおよび構築中のソフトウェアの再評価の結果、当行グループは内部開発したソフトウェアの減損191百万ユーロを計上した。2015年4月27日、ドイツ銀行は、ポストバンクの売却を根幹とする新たな戦略ロードマップを発表した。当行グループの新戦略であるストラテジー2020のさらなるアップデートがトリガー事象となり、CGUであるPBCに含まれるのれんおよびその他の非金融資産の減損テストが実施された。2015年度第3四半期において新戦略計画に対して実施された評価により、CGUであるPBCに減損が生じることとなった。PBCののれん（28億ユーロ）の全額を評価減する減損が配分された後、戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、CGUであるPBCにおけるその他の無形資産に関連する減損損失837百万ユーロが認識された。当該減損は、処分コスト控除後の公正価値のモデル（公正価値のヒエラルキーにおけるレベル3）に基づく。当該減損額のうち、427百万ユーロが償却対象となる無形資産に関連するもので、主に顧客関連無形資産（397百万ユーロ）、BHW商標権に係る無形資産（16百万ユーロ）および契約に基づく無形資産（14百万ユーロ）の評価減から構成されている。残りは償却対象とならないポストバンクの商標権に係る無形資産の評価減に配分された（410百万ユーロ。詳細については下記を参照。）。

2014年度における内部生成無形資産の増加は962百万ユーロで、これは自己使用ソフトウェアの開発に関連する当行グループの活動に伴って発生した費用を資産計上したことによるものであった。購入したその他の無形資産に関して計上された減損146百万ユーロの大部分は、Maher Terminals LLC（NCOU）に起因するものであった。このうち116百万ユーロはリース権利（「契約に基づく」）および29百万ユーロは商標権（「ソフトウェアおよびその他」）に係るもので、コンテナおよび取引高についての継続的なネガティブな見通しを受けたものであった（Maher Terminals LLCの評価結果に関する追加の情報については、当注記内の「のれんの変動」を参照のこと。）。内部開発ソフトウェアの減損48百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価の結果によるものであった。

2013年度において認識された償却対象となるその他の無形資産の変動には主に、内部生成無形資産の増加663百万ユーロが含まれていた。購入したその他の無形資産に関して計上された減損83百万ユーロの大部分は、オランダにおける商業銀行業務（GTB）によるものであり、既に2012年度に同様の減損損失があった。内部開発ソフトウェアの減損43百万ユーロの大部分は、OpExプログラムにおける現在の基盤ソフトウェアの再評価によるものであった。

耐用年数を確定できるその他の無形資産は通常、その耐用年数にわたり定額法によって償却される（注記41「保険および投資契約」で説明されているVOBAを除く。）。

#### 資産クラス別のその他の償却対象となる無形資産の耐用年数

耐用年数

内部生成無形資産:

|            |       |
|------------|-------|
| ソフトウェア     | 10年以内 |
| 購入した無形資産：  |       |
| 顧客関連無形資産   | 20年以内 |
| 契約に基づく無形資産 | 23年以内 |
| 取得事業価値     | 30年以内 |
| その他        | 80年以内 |

#### 償却対象とならない無形資産

当行グループは、この資産クラス内に、耐用年数が確定できないとみなされている、一定の契約に基づく無形資産およびマーケティング関連の無形資産を認識している。

具体的には、当該資産クラスは小口投資信託に関連する投資運用契約（詳細は以下に記載。）および一定の商標権から構成されている。これらの無形資産に特有の性質により、市場価格は通常観察可能でないため、当行グループはこれらの資産をインカム・アプローチに基づき、税引後DCF法を使用して評価している。

小口投資運用契約：当該資産は、合計793百万ユーロであり、当行グループの米国の小口投資信託業務に関連しており、Deutsche AWMのCGUに配分されている。小口投資運用契約は、特定期間において様々な投資信託を管理する独占権をDWS Investmentsに与える契約である。これらの契約は容易に更新可能であり、更新費用が少額であり、更新を行ってきた長い歴史があるため、これらの契約は予見可能な契約期間の制限を有すると見込まれていない。そのため、管理下の関連資産を管理する権利は、無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれている。この無形資産は、2002年における当行グループのZurich Scudder Investments, Inc.の取得日現在の第三者による評価に基づく公正価値で計上された。

当該資産の回収可能価額793百万ユーロは、複数期間超過収益法を使用して処分コスト控除後の公正価値として計算され、公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類された。処分コスト控除後の公正価値を決定する上での主要な仮定には、資産ミックス、フロー予測および実効手数料率が含まれる。算出に適用された割引率（資本コスト）は、2015年度において11.0%、2014年度は10.7%であった。2015年度において、評価の見直しの結果、減損も過年度の減損の戻入も生じなかった。2014年度において84百万ユーロの減損の戻入が認識され、損益計算書ののれんおよびその他の無形資産の減損に計上された。これは主に、フランチャイズの強化を背景としたプラスのフロー予測、有利な資産ミックスおよび割引率の低下に起因していた。2013年度においては、前年度から評価が安定していたため、減損損失も評価増も計上されなかった。

商標権：その他の償却対象とならない無形資産には、2010年度に取得されたポストバンクの商標権（CGUであるPBCに配分される。）およびSal. Oppenheimの商標権（CGUであるDeutsche AWMに配分される。）が含まれる。ポストバンクの商標権は、2010年度に、当初382百万ユーロで認識された。2011年度において購入価格の配分を確定するにあたり、ポストバンクの商標権の公正価値は410百万ユーロに増加した。Sal. Oppenheimの商標権は、27百万ユーロで認識された。両方の商標権とも無期限にキャッシュ・フローを生成すると見込まれていることから、償却対象とならない無形資産に分類されている。両方の商標権は、第三者評価に基づき取得日現在の公正価値で計上された。回収可能価額の計算において、商標権の処分コスト控除後の公正価値は、インカム・アプローチに基づき、ロイヤルティ免除法が使用された。戦略上の意図の変更および予想されるポストバンクの連結除外を反映して、2015年度第3四半期にポストバンクの商標権（410百万ユーロ）について全額評価減が行われた。Sal. Oppenheimの商標権に係る評価モデルの見直しの結果、2015年度第4四半期に6百万ユーロの評価減が認識された。

## 売却目的保有の非流動資産および処分グループ

売却目的保有の非流動資産および処分グループは、貸借対照表上その他の資産およびその他の負債に含まれている。

| 単位：百万ユーロ  | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|---|-------------------|-------------------|
| 現金、銀行預け金、中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券                  | 0                 | 0                 |
| トレーディング資産、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの<br>として指定された金融資産 | 0                 | 0                 |
| 売却可能金融資産  | 0                 | 0                 |
| 貸出金   | 28                | 0                 |
| 土地建物および設備   | 43                | 142               |
| その他の資産  | 3,420             | 38                |
| 売却目的保有に分類された資産合計                                    | 3,491             | 180               |
| 預金、中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券                        | 0                 | 0                 |
| トレーディング負債、デリバティブ、純損益を通じて公正価値で測定するもの<br>として指定された金融負債 | 0                 | 0                 |
| 長期債務  | 0                 | 0                 |
| その他の負債  | 37                | 0                 |
| 売却目的保有に分類された負債合計                                    | 37                | 0                 |

2015年12月31日および2014年12月31日現在、売却目的保有として分類される非流動資産に関連して、それぞれ662百万ユーロおよび0百万ユーロの未実現純利得が、その他の包括利益(損失)累計額(税引後)に直接認識された。

## 2015年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

ドイツ銀行は、当行の戦略上の意図に沿って、またストラテジー2020の実施のさらなる進展により、2015年12月28日に、当行の華夏銀行に対する持分19.99%のすべてを、230億人民元から257億人民元の対価でPICC Property and Casualty Company Limitedに売却することに合意したと発表した。当該売却では、取引完了時に最終的な価格調整が行われる(2015年12月の為替レートで約32億ユーロから37億ユーロ)。従って、PBCコーポレート部門において保有されている33億ユーロの投資は2015年度末に売却目的保有のカテゴリーに分類変更された。この分類変更前には、華夏銀行は持分法適用の関連会社として会計処理されていた。持分法適用投資の公正価値(活発な市場における処分コスト控除後の市場価格(レベル1))での再評価により、2015年度第3四半期に認識された当初の減損額649百万ユーロのうち162百万ユーロが一部戻入れられた。これに伴い、487百万ユーロの減損純額がPBCに計上され、持分法適用投資による純利益(損失)に計上された。華夏銀行に対する持分の売却契約は、株価の変動と組み合わせさせて、総額で697百万ユーロの純損失を発生させた。

売却目的保有のカテゴリーへの投資の分類変更により、非流動資産の減損は発生しなかった。売却目的保有への分類変更により、投資に関連するその他の包括利益累計額662百万ユーロが、資本において、売却目的保有に分類された資産に係る未実現純利得(損失)に組替えられた。当該取引は2016年度半ばに完了するものと予想されているが、慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要がある。

また、2015年度第4四半期において、戦略的な優先事項を重視する当行の計画に合わせて、当行グループは、Deutsche AWMの米国の個人顧客向けサービス部門(以下「PCS」という。)をRaymond James Financial, Inc.へ売却する最終の資産売買契約を締結したと発表した。PCS事業の売却目的保有のカテゴリーへの分類変更は、処分グループの減損損失を引き起こさなかった。当該取引は2016年度第3四半期に完了するものと予想されている。

2015年度第1四半期において、当行グループは、カナダのプリンスルパート港のFairview Container Terminal(マルチユザー・コンテナ・ターミナル運営会社であるMaher Terminalsの1つのセグメント)に対する投資を、事業セグメントである非中核事業部門内の売却目的保有の処分グループに分類した。処分取引において、ドバイに本拠地を置く海上ターミナル運営会社であるDP Worldは、391百万ユーロ(580百万カナダ・ドル)の対価でFairview Container Terminalの100%を取得することに合意した。同社の売却目的保有の処分グループへの分類により発生した減損損失はなかった。売却は2015年度第3四半期に完了した。

## 2015年度における処分

| 部門                              | 処分   | 財務上の影響 <sup>1</sup> | 処分日         |
|---------------------------------|--|---------------------|-------------|
| インフラストラクチャー当行グループのホールセール・バンキング情 | 報テクノロジー（IT）インフラストラクチャーの一部のヒューレット・パッカードへの部分的売却。 | 2015年度はなし。          | 2015年度第2四半期 |

<sup>1</sup> 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2014年12月31日現在の売却目的保有の非流動資産および処分グループ

| 部門                              | 売却目的保有の非流動資産<br>および処分グループ                          | 財務上の影響 <sup>1</sup>         | 追加情報        |
|---------------------------------|--|-----------------------------|-------------|
| インフラストラクチャー当行グループのホールセール・バンキング情 | 報テクノロジー（IT）インフラストラクチャーの一部のヒューレット・パッカードへの指定されている売却。 | 2014年度第4四半期に減損損失11百万ユーロの計上。 | 2015年度第2四半期 |

<sup>1</sup> 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

2014年度における処分

| 部門                   | 処分  | 財務上の影響 <sup>1</sup>        | 処分日         |
|----------------------|---|----------------------------|-------------|
| 非中核事業部門              | 完全所有子会社で、有数のリゾートおよびカジノであるThe Cosmopolitan of Las Vegas（以下「The Cosmopolitan」という。）の所有会社であるNevada Property 1 LLCのBlackstoneへの売却。当該取引に基づき、Blackstoneは、The Cosmopolitanの100%を約14億ユーロ（17.3億米ドル）の現金対価で取得した。    | 2014年度第4四半期に減損損失9百万ユーロの計上。 | 2014年度第4四半期 |
| ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント | 英国における当行グループのウェルス・マネジメント事業の一部の売却。   | 2014年度第1四半期に減損損失9百万ユーロの計上。 | 2014年度第3四半期 |
| 個人顧客および中堅企業          | 土地建物および設備として以前保有されていたオフィスビル   | なし                         | 2014年度第2四半期 |
| 非中核事業部門              | 残る規制上の承認の受領を受けての、当行グループ子会社BHF-BANK AGのKleinwort Benson GroupおよびRHJ International（以下「RHJI」という。）への売却。当行グループは340百万ユーロの合計対価（クロージングにおける購入価格の調整の対象となる。）を受領した。これは309百万ユーロの現金および額面発行されたRHJIの株式31百万ユーロから構成されていた。 | なし                         | 2014年度第1四半期 |
| 非中核事業部門              | 以前その他の資産内に投資不動産として保有していたオフィスビルの売却   | なし                         | 2014年度第1四半期 |

<sup>1</sup> 減損損失およびその戻入は、その他の収益に含まれている。

27 -

その他の資産およびその他の負債

| 単位：百万ユーロ              | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|
| その他の資産：               |               |               |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債権 |               |               |
| 未収金 / 未収委託証拠金         | 60,421        | 65,096        |
| プライム・ブローカレッジ業務に係る債権   | 10,575        | 10,785        |

|                         |         |         |
|-------------------------|---------|---------|
| 決済日経過の未決済有価証券取引         | 4,221   | 4,741   |
| 未決済の通常取引に係る受取債権         | 19,722  | 34,432  |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債権合計 | 94,939  | 115,054 |
| 未収利息                    | 2,649   | 2,791   |
| 売却目的保有資産                | 3,491   | 180     |
| その他                     | 17,058  | 19,955  |
| その他の資産合計                | 118,137 | 137,980 |

| 単位：百万ユーロ                | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| その他の負債：                 |               |               |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債務   |               |               |
| 未払金 / 未払委託証拠金           | 71,161        | 70,558        |
| プライム・ブローカレッジ業務に係る債務     | 40,854        | 33,985        |
| 決済日経過の未決済有価証券取引         | 3,847         | 3,473         |
| 未決済の通常取引に係る支払債務         | 18,776        | 35,195        |
| ブローカー業務および有価証券に関連する債務合計 | 134,637       | 143,210       |
| 未払利息                    | 2,607         | 2,953         |
| 売却目的保有負債                | 37            | 0             |
| その他                     | 37,725        | 37,659        |
| その他の負債合計                | 175,005       | 183,823       |

売却目的保有資産および負債に関する更なる詳細については、注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」を参照のこと。

## 28 - 預金

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在        |
|----------|---------------|----------------------|
| 無利息要求払預金 | 192,010       | 160,733              |
| 利付預金     |               |                      |
| 要求払預金    | 153,559       | 144,172 <sup>1</sup> |
| 定期預金     | 124,196       | 124,347              |
| 貯蓄預金     | 97,210        | 103,679 <sup>1</sup> |
| 利付預金合計   | 374,964       | 372,198              |
| 預金合計     | 566,974       | 532,931              |

1 過年度の数値は修正再表示されている。貯蓄預金の特徴に合致しなかったため、特定の種類の預金が貯蓄預金から要求払預金へと移された。



29 -  
引当金

## 引当金の種類別の変動

| 単位：百万ユーロ            | 住宅貯蓄事業 | オペレーショナル・リスク | 民事訴訟  | 規制執行  | 再構築 | モーゲージ買戻し請求 | その他 <sup>1</sup> | 合計    |
|---------------------|--------|--------------|-------|-------|-----|------------|------------------|-------|
| 2014年1月1日現在残高       | 1,011  | 256          | 723   | 1,126 | 207 | 345        | 639              | 4,307 |
| 連結会社グループの変動         | 0      | 0            | 0     | 0     | 0   | 0          | -0               | 0     |
| 新規繰入額               | 211    | 303          | 337   | 1,409 | 154 | 411        | 609              | 3,434 |
| 取崩額                 | 104    | 50           | 257   | 0     | 195 | 45         | 194              | 845   |
| 戻入額                 | 3      | 110          | 59    | 150   | 52  | 88         | 189              | 651   |
| 為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し | 35     | 23           | 17    | 63    | 6   | 46         | 14               | 204   |
| 振替                  | 0      | 0            | 0     | 0     | 0   | 0          | 0                | 0     |
| 2014年12月31日現在残高     | 1,150  | 422          | 761   | 2,448 | 120 | 669        | 880              | 6,450 |
| 連結会社グループの変動         | 0      | 0            | 0     | 0     | 0   | 0          | 2                | 2     |
| 新規繰入額               | 316    | 170          | 1,296 | 4,067 | 688 | 16         | 915              | 7,468 |
| 取崩額                 | 301    | 17           | 562   | 2,504 | 118 | 123        | 554              | 4,179 |
| 戻入額                 | 1      | 289          | 112   | 69    | 40  | 231        | 380              | 1,121 |
| 為替レート変動の影響 / 割引の巻戻し | -32    | 18           | 38    | 119   | 1   | 78         | 39               | 261   |
| 振替                  | 0      | 12           | -4    | -13   | 4   | 0          | 21               | 20    |
| 2015年12月31日現在残高     | 1,132  | 315          | 1,418 | 4,048 | 656 | 409        | 922              | 8,900 |

1 連結貸借対照表に開示されている引当金の残りの部分に関しては、オフバランス信用リスク引当金が開示されている注記20「信用リスク引当金」を参照のこと。

## 引当金の種類

住宅貯蓄引当金は、ドイツ・ポストバンク・グループおよびDeutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaftの住宅貯蓄事業から発生する。住宅貯蓄においては、顧客が建築ローン契約を締結し、それに従って、顧客が貸出銀行に目標金額を預金すると、顧客は建築ローンによる借入を受ける権利を得る。建築ローン契約に関連して、アレンジメント・フィーが課され、また、預金額に対して（通常は他の銀行預金よりも低い金利で）利息が支払われる。顧客が借入を行わないと決めた場合には、顧客は遡及的なボーナス金利を受領する権利を得る。これは、低い契約貯蓄金利と固定金利（現在は市場金利を大幅に上回っている。）との差額を反映するものである。住宅貯蓄引当金は、ボーナス金利およびアレンジメント・フィー払戻しに係る潜在的負債に関連している。潜在的なボーナス金利負債を計算するためのモデルには、影響を受ける顧客基盤の割合、適用されるボーナス金利、顧客状況および支払時期に関するパラメータが含まれる。当該引当金に影響を及ぼすその他の要素は、顧客行動に関する利用可能な統計データ、および将来的に当該事業に影響する可能性のある一般環境である。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2014年度の財務報告においては、営業引当金、民事訴訟引当金および規制執行引当金は「営業 / 訴訟」という単一の項目で表示されていた。

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先またはその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の査定が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記10「再構築」を参照のこと。

モーゲージ買戻し請求引当金は、ドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業から発生する。2005年度から2008年度までの間に、ドイツ銀行はドイツ銀行の米国住宅用モーゲージ貸出金事業の一環として約840億米ドルのプライベート・レーベルの証券化商品および710億米ドルの貸出金をホール・ローンの売却を通じて売却した。ドイツ銀行は、貸出金を買戻すか、または表明・保証の重大な違反により生じたと主張されている損失に関して購入者、投資家または金融保証会社に対して補償を行うよう請求を受けている。ドイツ銀行の通常の慣行では、契約上の権利に従って行われた有効な買戻し請求についてはこれを処理する。

2015年12月31日現在、ドイツ銀行は約24億米ドルの未処理の解約合意の対象となっていないモーゲージ買戻し請求（貸出金の当初の元本残高に基づく。）を有している。これらの請求は主に、受託者またはサービスによるプライベート・レーベルの証券化商品に関する請求から構成されている。2015年12月31日現在において、ドイツ銀行はこれら未処理の請求に対して引当金445百万米ドル（409百万ユーロ）を設定した。ドイツ銀行は、請求を条件として、一部のモーゲージ貸出金のオリジネーターまたは売手からの補償契約の受益者である。これに関してドイツ銀行は、2015年12月31日現在、109百万米ドル（100百万ユーロ）の債権を認識した。2015年12月31日現在において、当該債権控除後の当該請求に対する純引当金繰入額は336百万米ドル（308百万ユーロ）であった。

2015年12月31日現在、ドイツ銀行は、当初の元本残高約72億米ドルの貸出金について、買戻しを完了したか、解約合意を取得したか、和解したかまたは時機を失した請求を却下していた。これらの買戻し、合意および和解に関連して、ドイツ銀行は、上述のようにドイツ銀行が売却した貸出金のうち約930億米ドルについて、潜在的な請求に関する義務の免除を獲得している。

ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対してモーゲージ貸出金の買戻し請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、売却したモーゲージ貸出金に関してさらにモーゲージ買戻し請求が行われる可能性があると予想しているが、それらの時期および金額を信頼性をもって見積ることができない。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、手続が適時に開始されなかったことを理由に、ドイツ銀行が発行した住宅用モーゲージ担保証券に関連する訴訟において主張されたモーゲージ買戻し請求の却下を認める判決を下した。本判決は、ドイツ銀行に対し将来買戻し請求が行われる程度と当該請求が認められる可能性に影響する可能性がある。ドイツ銀行は、ホール・ローンとして第三者に売却した貸出金（2005年度から2008年度までの間に売却したすべての米国住宅用モーゲージ貸出金のほぼ半分を占める。）のサービスではなく、売却後は、そのパフォーマンスについての情報へのアクセスを喪失した。ドイツ銀行が証券化を行ったモーゲージ貸出金についてのパフォーマンスが公表されている間は、そのパフォーマンスと受領した買戻し請求との間に直接的な相関関係はみられなかった。債務不履行となった貸出金ならびに返済中の貸出金および全額返済済みの貸出金について請求を受領している。

その他の引当金には、貸出手数料の払戻しに対する引当金、繰延販売手数料、銀行税に対する引当金、およびドイツ銀行と華夏銀行のクレジット・カード事業での業務提携に基づく引当金を含む、様々な異なる環境から発生するいくつかの特定の項目が含まれている。

#### 引当金および偶発負債

当行グループは、過去の事象から発生した現在の債務が存在し、当該債務により経済的流出が発生する可能性が高く、かつ、当該債務を信頼性をもって見積ることが可能な場合にのみ、潜在的損失に対する引当金を認識する。かかる債務を信頼性をもって見積ることが不可能な場合、引当金は認識されず、当該債務は偶発負債とみなされる。偶発負債はまた、将来の経済的流出の可能性が「ほとんどない」よりも高いが「高い」よりも低い、潜在的債務を含んでいる。特定の請求に対して引当金が設定されている場合、偶発負債は計上されない。ただし1件以上の請求から成る案件もしくは一連の案件については、請求に対して引当金が計上される場合もあれば、偶発負債が計上される場合もある（または引当金も偶発負債も計上されない場合もある。）。

当行グループは、当行グループを重要な訴訟リスクにさらす法的および規制環境において営業活動を行っている。このため、当行グループは、ドイツおよび、米国を含むドイツ以外の多くの法域において、訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関わっている。近年、多くの地域で規制と監督が強化され、規制機関、政府機関およびその他は金融サービス提供者に対し、強化された監督および調査に従うことを求めている。このことから追加的な規制上の調査および執行措置が発生し、民事訴訟が提起されることも多い。この傾向は、世界的な金融危機およびヨーロッパのソブリン債の危機を受けて急激に加速している。

どの請求が損失の可能性が「高い」、または「高い」よりも低い、「ほとんどない」よりも高いかを判断し、次に、そうした請求に関する可能性のある損失を見積るに当たり、当行グループは複数の要素を考慮する。これらの要素には、請求の性質およびその基礎となる事実、個々の問題の判決に至るまでの経過および訴訟経緯、裁判所や他の裁判機関による判決、類似の案件における当行グループの経験および他社の経験（当行グループが把握している範囲で）、過去の和解協議、類似の案件に

おける他社による和解（当行グループが把握している範囲で）、利用可能な補償、ならびに弁護士およびその他の専門家の意見および見解が含まれるが、これらに限定されない。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行グループが民事訴訟および規制執行案件について認識している引当金は、上表に記載されている。当行グループが資金の流出の可能性が高いと考える一部の案件について、当行グループは潜在的な流出の金額を信頼性をもって見積もることが不可能であったため、引当金を認識していない。

信頼性の高い見積りが可能な案件について、当行グループは、2015年12月31日現在、可能性が「ほとんどない」よりは高いが「高い」よりも低い将来損失の合計は、民事訴訟案件については約14億ユーロ（2014年12月31日：12億ユーロ）、規制執行案件については10億ユーロ（2014年12月31日：8億ユーロ）になると見積もっている。これらの数値は、当行グループの潜在的負債が連帯負債である案件、およびかかる負債が第三者によって支払われると当行グループが予想する案件を含んでいる。その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性が「ほとんどない」より高いが「高い」よりも低いものの、その金額を信頼性をもって見積もることは不可能であると考えており、このため、かかる案件を偶発負債の見積りに含めていない。さらに、その他の重要な民事訴訟および規制執行案件について、当行グループは、資金の流出の可能性は「ほとんどない」と考えており、そのため、引当金を認識しておらず、偶発負債の見積りにも含めていない。

当該可能性のある損失の見積額、および引当金額は、現在入手可能な情報に基づいており、重要な判断ならびに様々な仮定、変数および既知/未知の不確実性に左右される。こうした不確実性には、（特に問題の初期段階において）当行グループが入手可能な情報の不正確性や不完全性が含まれ、裁判所や他の裁決機関による将来の判決または規制機関や反対者による可能性の高い訴訟や見解に関する当行グループの仮定が誤りである可能性がある。さらに、これらの問題に関する可能性のある損失の見積りには、判断および見積りを行う際によく使用される統計的または他の定量的な分析ツールの使用を適用できない場合が多く、当行グループの判断および見積りを要する他の多くの領域と比較してより一層大きな不確実性にさらされている。可能性のある損失の見積額は、設定される引当金と同様に、規制当局または訴訟相手により当初求められる金額よりも大幅に少なくなる可能性があり、また少なくなることが多い。あるいは、発生する可能性のある潜在的な最大損失は、当行グループに不利な最終判決をもたらす案件に関するものであった。さらに、当行グループが事業を行ういくつかの法域において、訴訟相手は求める金額を表明するよう要求されないことが多く、要求される場合でも、金額には通常の申立における事実の主張または法的請求に適用される同様の要件が適用されない可能性がある。

将来損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いと当行グループが判断する問題、ならびに信頼性の高い見積りが可能な問題およびそうした問題に関する可能性のある損失の見積額は、時々変化する。そうした見積りが行われた問題において、実際の結果は、可能性のある損失の見積額と大幅に異なる場合がある。加えて、損失の可能性はほとんどないと当行グループが考えていた問題において、損失が発生する可能性もある。とりわけ、可能性のある損失の見積総額は、それらの問題に関する当行グループの潜在的な最大損失エクスポージャーを表していない。

当行グループは、最終判決や法的責任の決定の前に訴訟や規制上の手続または調査を解決する場合がある。当行グループは、（当行グループが法的責任に対する有効な抗弁を有すると信じる場合であっても）法的責任に係る争いを継続することによるコスト、経営努力、またはビジネス上、規制上もしくは評判上のマイナスの結果を回避する目的で、そうする場合がある。さらに、勝利できないことによる潜在的な結果が解決コストとは不釣り合いな場合に、そうする場合がある。当行グループは、同様の理由により、法的にそうせざるを得ない状況ではないと当行グループが信じる状況においても、相手先に損失を払い戻しすることがある。

## 現在の個別の訴訟

以下は、当行グループが重要な引当金を計上している、または重大な偶発負債の可能性が「ほとんどない」よりも高い、または重要な事業リスクもしくは評判リスクの可能性のある民事訴訟および規制執行案件（または一連の案件）に関する記載であり、類似した案件は統合され、一部の案件は数件の訴訟または請求から成る。開示された案件には、損失の可能性が「ほとんどない」よりも高いが、当行グループが可能性のある損失を信頼性をもって見積もることができない案件が含まれる。

Eschファンド訴訟 Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA（以下「Sal. Oppenheim」という。）はドイツ銀行による2010年の取得以前、クローズ・エンド型不動産ファンドへ参加するためのマーケティングおよび資金調達に関与していた。当該ファンドは、ドイツの法律に基づき民法上の組合として組成された。通常、Josef Esch Fonds-Project GmbHが、計画およびプロジェクトの開発を行っていた。Sal. Oppenheimは当該会社に対し、共同支配企業を通じて間接的な持分を保有していた。当該事業に関連して、多数の民事訴訟がSal. Oppenheimに対して提起されている。訴状のすべてではないが、その内のいくつかはSal. Oppenheimの元マネージング・パートナーやその他の個人に対するものである。Sal. Oppenheimに対して提起されている当該訴訟は、当初約11億ユーロの投資に関連している。一部の訴訟が裁判所で棄却あるいは、追加の訴訟を起こさないという旨の和解がなされた後において、当初約500百万ユーロであった投資に関する訴訟が今も係属中である。現在係属中の訴訟の合計請求額は、約640百万ユーロである。投資家は、ファンドへの参加を解除し、当該投資に関連する潜在的な損失および負債

に対する補償を受けることを求めている。当該訴状は、投資家の意思決定に関連するリスクおよびその他の重要な側面に関する十分な情報をSal. Oppenheimが提供しなかったとする点に一部基づいている。個別の訴訟の事実に基づき、いくつかの裁判所はSal. Oppenheimに有利な判決を下し、いくつかの裁判所は不利な判決を下した。上訴は係属中である。当行グループはこれらの案件について引当金および偶発負債を計上したが、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、その金額を開示していない。

**外国為替調査および訴訟** ドイツ銀行は、外国為替市場の取引および様々なその他の側面の調査を行っている世界中の一定の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。これに関連して、ドイツ銀行は、外国為替取引および外国為替ビジネスのその他の側面について内部グローバル調査を行っている。

ドイツ銀行はまた、外国為替相場を操作したとしてニューヨーク州南部地区米州連邦地方裁判所に提起された、反トラストおよび商品取引法に係る複数の推定上の集団訴訟において被告に指定された。集団訴訟における訴状は損害賠償額を特定していない。2015年1月28日、当該集団訴訟を監督する連邦裁判官は、米国の原告に関係する当時係属中であった1件の訴訟の却下申立を否認し、一方で、非米国の原告に関係する2件の訴訟の却下申立を再訴不能の形で認めた。裁判所による2015年1月28日の命令より後に、追加の訴訟が提起されている。現在3件の訴訟が係属中である。併合された係属中の訴訟は、米国またはその海外領土において居住している、または事業を行っている店頭市場のトレーダーの推定集団および中央取引所のトレーダーの推定集団を代表して提起されたもので、ベンチマーク・レートとスポット・レートの両方、特にこれらのスポット・レートのスプレッドについて、競争を制限し、それらを操作する違法な契約があると主張している。当該訴状はさらに、これらの推定される共謀が、結果的に外国為替の先物およびオプションの中央取引所における人為的な価格につながったと主張している。第2の訴訟は当該併合訴訟の主張をなぞるもので、かかる推定行為が1974年米国従業員退職所得保障法（以下「ERISA法」という。）における被告の信託義務の違反を引き起こす結果となったと主張している。2015年12月21日、第3の推定集団訴訟がAxiom Investment Advisors, LLCによって同裁判所に提訴された。当該訴訟は、ドイツ銀行が、「ラスト・ルック」と呼ばれる機能を通して、電子取引プラットフォームに出された為替注文を拒否し、後に推定集団のメンバーにとって価格が前よりも不利になってからこれらの注文を執行したと主張している。原告は、契約違反に基づく請求、準契約上の請求およびニューヨーク州法に基づく請求を主張している。ドイツ銀行は当該併合訴訟の却下を申立てており、ERISA法およびラスト・ルックに関する訴訟の全面却下を申立てる意向である。ラスト・ルック訴訟の却下申立期限は2016年3月7日であり、ERISA法訴訟の日程は未定である。併合訴訟およびERISA法訴訟の開示手続は開始された。ラスト・ルック訴訟の開示手続はまだ始まっていない。

ドイツ銀行はまた、オンタリオ州およびケベック州において提起された2件のカナダの集団訴訟において被告として指定されている。2015年9月10日に提訴されたこれらの集団訴訟は、米国の併合訴訟と同様の事実を主張しており、カナダ競争法およびその他の訴因に基づき、損害賠償を請求している。

当行グループは、開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

**高頻度取引/ダークプール取引** ドイツ銀行は、一定の規制当局から高頻度取引およびドイツ銀行のオルタナティブ取引システム（以下「ATS」あるいは「ダークプール」という。）であるSuperX事業に関する情報要請を受け取っている。当行はこれらの要請に協力している。当行グループは当該案件について引当金を計上した。当行グループは開示することがこれらの問題の結果を著しく不利にする可能性がある」と結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は当初、高頻度取引に関連して、米国証券取引法違反を主張する推定上の集団訴訟の訴状において被告に指定されていたが、2014年9月2日に提出された併合された修正訴状では、原告はドイツ銀行を被告に含めていなかった。

**銀行間取引金利事項 規制執行案件** ドイツ銀行は、ヨーロッパ、北アメリカおよびアジア太平洋地域の様々な規制当局および法執行機関（米国の様々な州の検事総長を含む）から、ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）、欧州銀行連盟の銀行間取引金利（以下「EURIBOR」という。）、東京銀行間取引金利（以下「TIBOR」という。）およびその他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体の調査に関連した召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

以前報告したとおり、2013年12月4日、ドイツ銀行は、ユーロ金利デリバティブおよび円金利デリバティブの取引における反競争行為に関する欧州委員会の調査を解決するための集団和解の一環として欧州委員会との間で和解に達したと発表した。和解契約の条件に従い、ドイツ銀行は総額725百万ユーロを支払うことで合意した。この罰金は全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。

また、以前に報告されたとおり、2015年4月23日、ドイツ銀行は、LIBOR、EURIBOR、およびTIBORの設定に関する不正行為に対する調査を解決するため、米国司法省（以下「DOJ」という。）、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）、ニューヨーク州金融サービス局（以下「NYSDFS」という。）と個別の和解を締結した。これらの契約の条件に基づいて、ドイツ銀行はDOJ、CFTCおよびNYSDFSに対し罰金21.75億米ドル、ならびにFCAに対し罰金226.8百万ポンドを支払うことで合意した。これらの罰金は、以下に記載のDB Group Services (UK) Ltd.への判決を受けて

DOJに支払うべき150百万米ドルを除いて全額支払われており、当行の引当金の一部を構成していない。当該契約はまた、ドイツ銀行の将来のベンチマーク・レートの提出に関連する様々な取組を求める規定、ならびに独立の企業監査役の任命を求める規定も含んでいる。さらに、当該契約の時点でドイツ銀行に勤務していた特定の従業員に対して懲戒処分を行うことも要求されている。

DOJとの問題解決の一環として、ドイツ銀行は3年の起訴猶予契約を締結した。これに従い、ドイツ銀行は（特に）1つは有線通信不正行為、もう1つは価格操作に関してドイツ銀行がシャーマン法に違反しているとする、2つの訴因に係る刑事上の情報をコネチカット地区米国連邦地方裁判所に提出することに同意した。当該契約の一環として、DB Group Services (UK) Ltd.（ドイツ銀行の間接保有完全子会社）は、DOJと司法取引を締結した。これに従い、同社は、同一の裁判所に提出され、同社を有線通信不正行為で告発する、1つの訴因に係る刑事上の情報について有罪を認めた。ドイツ銀行は150百万米ドルの罰金について引当金を設定している。当該罰金は、（裁判所の承認を条件として）DB Group Services (UK) Ltd.に判決が下されてから10営業日以内に、司法取引に従いドイツ銀行により支払われると予想されている。（この150百万米ドルの罰金は直前の段落で言及されている総額21.75億米ドルの罰金に含まれている。）現時点でDB Group Services (UK) Ltd.の判決日は、2016年10月7日に予定されている。

様々な銀行間取引金利の設定に関するドイツ銀行のその他の規制調査は引き続き進行中であり、ドイツ銀行は引き続きさらなる規制措置にさらされている。当行グループは一部の規制調査について引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制調査の結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

**民事訴訟の概要** ドイツ銀行は、以下の段落において説明される、様々な銀行間取引金利の設定に関する操作に関連する47件の民事訴訟の当事者となっている。ドイツ銀行および他の多数の銀行に対する、推定集団訴訟を含む民事訴訟の大部分が、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所（以下「SDNY」という。）において係属中である。6件を除くすべての民事訴訟が、米ドルLIBORの設定に関する操作の結果、損失が発生したと主張する当事者を代表して提起された。また、ドイツ銀行に対する、米ドルLIBORに関連しない16件の民事訴訟がSDNYにおいて係属中であり、このうち、2件が円LIBORおよびユーロ円TIBORに、1件がEURIBORに、2件が英ポンド（GBP）LIBORに、1件がスイスフラン（CHF）LIBORに関連している。

1件を除き、これらの米ドルLIBORに関してSDNYに係属中の民事訴訟のすべては、広域係属訴訟（以下「米ドルLIBOR MDL」という。）の一部として併合されている。この米ドルLIBOR MDLには、ドイツ銀行およびその他に対する訴訟33件が含まれており、このうち10件は集団訴訟、23件は個別訴訟である。これらの個別訴訟の1つは10件の訴訟を含むものであるが、原告が1通の併合訴状を提出したため、ここでは1件の訴訟として述べられている。当初は米ドルLIBOR MDLの一部であった6件の訴訟は却下され、併合された上訴が米国第二巡回控訴裁判所において係属中である。米ドルLIBOR MDLの一部であったその他の数件の訴訟は一部却下され、同様に併合された上訴の一部となっている。1件の米ドルLIBORに関するMDL集団訴訟以外の訴訟は却下されたが、上訴が米国第九巡回控訴裁判所において係属中である。

上述の47件の民事訴訟のすべてに対する損害賠償請求が、商品取引法（以下「CEA法」という。）、連邦および州反トラスト法、威力脅迫および腐敗組織に関する連邦法（以下「RICO法」という。）ならびにその他の連邦法および州法の違反を含む、様々な法的理論を根拠に主張されている。5件を除くすべてにおいて、訴訟相手は賠償額を正式に明示していない。特定の賠償額を主張する5件の訴訟は、米ドルLIBOR MDLに併合された個別訴訟で、ドイツ銀行を含む全被告に対して、総額で少なくとも12.5億米ドル超の損害賠償を請求している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があると結論付けたため、これらの訴訟に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

**米ドルLIBOR** 2013年3月から2014年6月の間に出された3件の判決において、米ドルLIBOR MDLの裁判所は、当初提出された6通の訴状（3件の集団訴訟および3件の個別訴訟）を却下するよう求めた申立を一部認め、一部否認した。裁判所は、一部のCEA法に係る請求、州法の契約および不当利得に係る請求については進めることを許可する決定を下したが、一部のCEA法に係る請求については、時効を過ぎているとして却下し、原告の連邦および州反トラスト法に係る請求、ならびにRICO法に基づいて主張された請求のすべてを却下した。これにより、4件の訴訟（1件の集団訴訟および3件の個別訴訟）が全面却下され、2件の訴訟（いずれも集団訴訟）が一部却下された。全面却下された4件のうち1件は、後述の併合された上訴の一部として上訴されている。全面却下されたその他の3件の訴訟については、米国第二巡回控訴裁判所が原告の訴えを、時効を過ぎたとして却下し、2015年10月に米国最高裁判所が第二巡回控訴裁判所の却下を再審理するよう求める原告の申立を拒否した。また、2015年10月の最高裁判所の却下に先立ち、2015年2月10日に、これら3件の訴訟の原告は第二上訴申立を提起し、被告はこれに対し却下を申立てている。

個人の法的資格（非集団訴訟）で訴訟を起こしている様々な追加の原告が、ドイツ銀行に対して訴訟を提起している。2015年8月4日、裁判所は米ドルLIBOR MDLへ併合された23件の個別訴訟の一部に関する判断を示した。ドイツ銀行はこのうち17件の訴訟において被告となっている。数件の訴訟は、ドイツ銀行の子会社1社を含む一部の当事者に対して、管轄権の欠如を根拠に却下された。反トラスト、RICO法、共謀、消費者保護、不公平な商慣行に基づく請求ならびに差止による救済および衡平法上の救済に関する州法に基づく請求を含むその他の訴訟は、全当事者に対して却下された。ドイツ銀行に対して、ドイツ銀行が

直接取引を行う相手方の一部から提起された、契約、詐欺およびその他の不法行為に係る請求は係属中である。一部の請求については、裁判所は第一審において法理を説明し、いずれの請求を存続させるかについて合意に努めるよう当事者を指導した。2016年1月21日に、当事者は裁判所の要請に対して回答を提出した。

これらの個別訴訟の原告の一部は、下級裁判所によって連邦反トラスト法に係る請求について、上訴を進めることを認められた。これらの原告は、上述の当初提出された集団訴訟の1件の原告とともに、米国第二巡回控訴裁判所に上訴を進めている。また、併合された上訴の一部を構成するのは、連邦反トラスト法のみを含む2件の集団訴訟である。これらは上訴の一部にするため、原告の要求により取り下げられた。第二巡回裁判所はこれらの上訴の併合を求める被告の申立を認め、概要説明は2015年8月17日に完了した。口頭弁論は2015年11月13日に開かれた。連邦反トラスト法に基づく請求に関するその他の集団訴訟の一部は、当該上訴の判決が出るまで留保されている。

住宅所有者および貸主の推定上の集団を代表する原告もまたドイツ銀行に対して訴訟を提起しており、これらの訴訟は米ドルLIBOR MDLに併合されている。2015年11月3日、裁判所は、1件の原告を除いた貸主の原告による請求すべてを却下する判断を示した。裁判所は、第一審において訴訟内のいずれの請求が当該裁判所の管轄に属するかを協議するよう当事者に命じた。裁判所はまた、住宅所有者の原告による請求のすべてを管轄権の欠如を根拠に却下した。2015年11月17日、貸主の原告は修正訴状および追加修正に関する添付書簡を申し立てた。被告はその申立てに異議を唱えた。

取引所で売買される米ドルLIBORを参照する金融商品の取引を行ったとする原告の推定上の集団（以下「取引所ベースの原告」という。）を代表する原告もまた、ドイツ銀行に対して訴訟を提起しており、これらの訴訟は米ドルLIBOR MDLに併合されている。2015年6月29日、取引所ベースの原告は、2015年4月23日のドイツ銀行とDOJ、CFTC、NYSDFSおよびFCAとのIBORの和解に関する新規申立を含めるよう訴状を修正する許可を求めた。修正訴状案では、指定された被告として、ドイツ銀行の2つの子会社（DB Group Services (UK) Ltd.およびDeutsche Bank Securities Inc.）を追加している。2015年12月、ドイツ銀行を含む複数の被告が当該修正案に異議を唱えた。2015年10月29日、裁判所は、以前の見解を再考するよう申立てる許可を求めた取引所ベースの原告による要求を却下し、また抗告の許可を求めた要求を却下した。2015年11月3日、裁判所は、取引所ベースの原告の請求を管轄権の欠如により却下するよう求めた被告の申立について判断を示したが、第一審において管轄権に基づきいずれの請求を存続させるかを協議するよう当事者に命じた。この決定は、取引所ベースの原告の修正訴状案に直接影響を及ぼすものではない。開示手続が進行中である。

米ドルLIBORを参照した店頭取引金融商品の売買を行ったとする原告の推定上の集団を代表する原告（以下「店頭取引ベースの原告」という。）は、2015年11月23日に第三修正訴状案を提出した。被告は2015年12月18日に、原告による修正案に異議を唱えた。

米ドルLIBOR MDLの範囲外で、SDNYにおいて別途係属中であった米ドルLIBORに関する追加訴訟において、裁判所は被告の却下申立を認めた。原告は、訴状を修正する申立を提起し、係属中である。

当行はまた、米ドルLIBORに関してカリフォルニア州中央地区において民事訴訟の被告として指定された。裁判所はドイツ銀行の却下申立を認めた。原告は、現在、米国第九巡回控訴裁判所への控訴を求めており、概要説明は2016年1月8日に完了した。

**円LIBORおよびユーロ円TIBOR** ドイツ銀行およびその他の銀行に対する円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとする推定上の集団訴訟がSDNYに提起された。2015年3月31日、裁判所は、原告による訴状修正の申立を一部否認し、一部認めた。裁判所は、原告のRICO法に基づくドイツ銀行に対する請求の行使および、新たに指定された2名の原告を追加するという要求を否認した。2015年12月18日、原告は第三修正訴状を送達した。2016年1月8日、裁判所は、2015年3月31日付の決定において裁判所が承認した修正の範囲を超えるとして、当該第三修正訴状を却下した。2016年1月28日、原告は新たな第三修正訴状案の提出許可を要求した。被告は2016年2月18日に当該要求に対して異議を唱えた。

円LIBORおよびユーロ円TIBORを操作したとして、他の銀行およびインターディーラー・ブローカーとともにドイツ銀行および子会社であるDB Group Services (UK) Ltd.を被告として指定する2つ目の推定上の集団訴訟が2015年7月24日、SDNYに提起された。2015年12月18日、原告は修正訴状を送達した。当該訴状の却下申立が2016年2月1日に提起された。

**EURIBOR** ドイツ銀行および子会社であるDB Group Services (UK) Ltd.は、EURIBORを操作したとする、SDNYで係属中の推定上の集団訴訟における被告でもある。原告による追加の修正訴状に対する却下申立が2015年10月に提起され、係属中である。

**英ポンド (GBP) LIBOR** 2015年5月6日、ドイツ銀行は、英ポンド (GBP) LIBORを操作したとする、SDNYにおける推定上の集団訴訟の被告として指定された。2015年11月13日、被告による却下申立が提起された。

2016年1月21日、ドイツ銀行は英ポンド (GBP) LIBORを操作したとする、SDNYにおける追加の推定上の集団訴訟の被告として指定された。2016年2月11日、裁判所はこれら2件の訴訟を併合した。

スイスフラン (CHF) LIBOR 2015年6月19日、ドイツ銀行および子会社であるDB Group Services (UK) Ltd. は、スイスフラン (CHF) LIBORを操作したとする、SDNYにおける推定上の集団訴訟の被告として指定された。却下申立は2015年8月に提起され、係属中である。

カウプシングのCLNに係る請求 2012年6月、アイスランドの株式会社であるカウプシングhf (清算委員会を通じて活動している) は、アイスランドと英国において、ドイツ銀行に対しアイスランドの法律に基づく約509百万ユーロ (損害賠償および罰金の利率に基づき算定された利息が加算される) の回収請求を起こした。当該請求は、2008年にドイツ銀行が英領バージン諸島の特別目的ピークル (以下「SPV」という。) 2社に対して発行した、カウプシングを参照するレバレッジド・クレジットリンク債 (以下「CLN」という。) に関連している。当該SPVの最終保有者は、富裕層の個人である。カウプシングは、SPVに資金供給したと主張し、カウプシング自体が当該取引において経済的リスクにさらされていたことをドイツ銀行が把握していた、または把握しているべきであったと主張している。カウプシングは、複数の根拠に基づきカウプシングが当該取引を無効とすることができることを主張しており、その根拠には、カウプシングが自社のCDS (クレジット・デフォルト・スワップ) スプレッドの市場、ひいては上場債権に影響を与えることが取引の目的の一つであったことから、当該取引は不適切であったとする根拠が含まれる。さらに、2012年11月、カウプシングはドイツ銀行に対し、ロンドンにおいて英国の法律に基づく請求 (この主張はアイスランドの法律に基づく請求と類似している) を開始した。ドイツ銀行は、2013年2月下旬にアイスランドの手続において答弁を行い、引き続き当該請求に抗弁している。2014年2月、英国での両手続は、アイスランドの手続の最終決定を待つて停止された。さらに、2014年12月、SPVと共同清算人は、ドイツ銀行に対し、英国においてCLN取引から生じたドイツ銀行および他の被告に対する請求と実質的に同一の請求を起こした。SPVはまた、約509百万ユーロ (利息が加算される) を請求している。ただし、利息請求額はアイスランドよりも低い。ドイツ銀行はこれらの手続において抗弁を提起し、抗弁は継続中である。SPVの請求により、CLN取引に関するドイツ銀行の潜在的負債全体がカウプシングによる請求済の金額を超えて増加することはない見込みである。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定したか否かを開示していない。

キルヒ ミュンヘンの検察庁 (Staatsanwaltschaft München I) は、ドイツ銀行の数名の元取締役会メンバーおよび現取締役会メンバー (ユルゲン・フィッチェン) について、キルヒ訴訟に関連した犯罪捜査を行い、現在も実施中である。キルヒ訴訟には、ドイツ銀行AGとレオ・キルヒ博士および同氏が支配していたメディア企業との間の数件の民事訴訟手続が含まれていた。主な問題は、2002年に当時ドイツ銀行の取締役会スポークスマンであったロルフ・プロイヤー博士が行ったブルームバーグ・テレビジョンとのインタビューが、キルヒ会社が破綻する原因となったか否かであった。当該インタビュー中にプロイヤー博士は、キルヒ博士 (および同氏の会社) が融資を獲得できないことについて言及していた。2014年2月、ドイツ銀行とキルヒ氏の相続人は包括的和解に達し、これにより両者間の法的な争いはすべて終了した。

フィッチェン氏および数名の元取締役会メンバーに関する主要な捜査は終結し、2014年8月6日、全被告に対して起訴状が提出された。2015年4月28日に裁判が開始され、裁判日程は現在、概ね週に1日で2016年4月まで予定されている。裁判所は、ドイツ銀行AGに補助参加を命じた。これにより当行に罰金が科される可能性がある。

元取締役会メンバー (ステファン・ライトナー博士) に関連する調査は進行中である。

検察庁の主張は、ミュンヘン上級地方裁判所および連邦裁判所におけるキルヒ氏とドイツ銀行AGとの民事訴訟のうちの1件で提出された提出物におけるドイツ銀行顧問弁護士による事実の陳述につき、フィッチェン氏および元取締役会メンバーであるステファン・ライトナー博士が、当該陳述が誤りであることに気付いたとされた後、速やかな訂正を怠ったというものである。ドイツの法律の下、民事訴訟の当事者には、法廷で行う事実の陳述がすべて正確であることを確保する法律上の義務がある。フィッチェン氏の起訴およびライトナー博士に関する継続中の調査は、(他の取締役会メンバーとは違って) キルヒ訴訟に関連した特別な知識または責任を有していたとの主張に基づいている。元取締役会メンバーに関する起訴は、ミュンヘン上級地方裁判所で当該メンバーが虚偽の証言を行ったとの主張に基づいている。

ドイツ銀行の監査役会および取締役会は、国際的な法律事務所およびドイツの主要な控訴裁判所の一つの元長官から、フィッチェン氏およびライトナー博士に対して検察庁が行った犯罪行為の告発には根拠がないとの意見を得ている。ドイツ銀行はミュンヘン検察庁に協力している。

当行グループは、これらの訴訟手続が当行グループに及ぼす重要な経済的影響はないと考えており、これらに関して引当金または偶発負債を計上していない。

KOSPI指数下落問題 2010年11月11日のクローリング・オークションでの韓国総合株価指数200 (以下「KOSPI200」という。) の約2.7%の下落を受け、韓国金融監督庁 (以下「FSS」という。) は捜査を開始し、KOSPI200の下落はドイツ銀行による、KOSPI200の指数裁定ポジションの一部として保有されていた約16億ユーロ相当の株式バスケットの売却に起因するとの懸念を表明した。2011年2月23日、FSSの業務を監督する韓国金融監督委員会がFSSによる結論および勧告を検討し、以下の措置を決定した。すなわち、( ) ドイツ銀行グループの5名の従業員およびドイツ銀行の子会社であるDeutsche Securities Korea Co. (以下「DSK」という。) に対し、市場を操作したとして様々な企業犯罪の法的責任について韓国検察庁に刑事告訴すること、

( ) DSKの現物株式および上場デリバティブの自己売買業務ならびにDMA(ダイレクト・マーケット・アクセス)現物株式トレーディングを2011年4月1日に開始し2011年9月30日終了する6ヶ月間に関して停止すること、およびDSKが1名の指定された従業員に対して6ヶ月間雇用を停止する要求を課すことであった。業務停止には適用除外があり、DSKが既存のデリバティブ連動証券の流動性供給者としての業務を継続することを許可している。2011年8月19日、韓国検察庁は、スポット/先物関連市場の操作の疑いでDSKおよびドイツ銀行グループの4名の従業員を起訴することを決定したと発表した。当該刑事裁判は2012年1月に開始された。2016年1月25日、ソウル中央地方法院はDSKのトレーダーおよびDSKに対し有罪の評決を下した。15億韓国ウォン(2.0百万ユーロ弱)の刑事上の罰金がDSKに科された。裁判所はまた、基礎となった取引活動により発生した利益の没収を命じた。当行グループは2011年度における基礎となった取引活動に係る利益を差し出した。刑事裁判の判決は、検察および被告の両方による上訴の可能性がある。

加えて、2010年11月11日のKOSPI200の下落の結果損失を受けたと主張する一部の当事者によって、ドイツ銀行およびDSKに対して多数の民事訴訟が韓国裁判所に提起されている。2015年度第4四半期より、これらの訴訟のいくつかについて、第一審裁判所の決定が当行およびDSKに対して下された。未解決の既知の請求における総請求金額は80百万ユーロ弱(現在の為替レート)に上る。当行グループはこれらの未解決の民事案件に関して引当金を設定している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、この引当金の金額を開示していない。

モーゲージ関連および資産担保証券事項ならびに調査 規制当局および政府案件 ドイツ銀行および一部の関係会社(これらの段落において、合わせて「ドイツ銀行」という。)は、米国金融詐欺対策タスク・フォースの住宅用モーゲージ担保証券ワーキング・グループのメンバーを含む一定の規制当局および政府機関から、モーゲージ貸出金、住宅用モーゲージ担保証券(以下「RMBS」という。)、商業モーゲージ担保証券(以下「CMBS」という。)、債務担保証券、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブの発行、購入、証券化、販売および/または取引に関する活動についての召喚状および情報要請を受け取っている。ドイツ銀行は、これらの召喚状および情報要請に応じて、全面的に協力している。当行グループは一部の規制当局による調査に関して引当金を計上しているが、その他については設定していない。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、バージニア州によって提起された民事訴訟において被告として指定されていた。バージニア州は、ドイツ銀行が発行または引受けたRMBSをバージニア州退職制度(以下「VRS」という。)が購入した結果として、詐欺およびバージニア州の納税者に対する詐欺に関する法律の違反に関する請求を主張している。2015年度第4四半期において、当該案件はドイツ銀行にとって重要ではない金額で和解に達した。

発行人および引受人としての民事訴訟 ドイツ銀行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の売出しにおける発行人または引受人としての様々な役割について、民間の当事者により提起された多数の民事訴訟において被告として指定されている。下記に記載のこれらの訴訟には、推定上の集団訴訟、個人の有価証券購入者による訴訟、RMBS信託を代表する受託者による訴訟が含まれている。主張は訴訟によって異なるが、これらの訴訟は概して、RMBSの売出書類に重要な虚偽記載および脱漏(基礎となるモーゲージ貸出金の発行において準拠した引受基準に関するものを含む。)があったと主張しているか、または発行時点において貸出金に関連した様々な表明または保証の違反があったと主張している。当行グループはこれらの民事訴訟のいくつかに関して引当金を計上しているが、すべてについては計上していない。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性がある結論付けたため、これらの引当金の金額を開示していない。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、IndyMac MBS, Inc.が発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団訴訟の被告となっていた。2014年9月8日、ドイツ銀行、一定の他の金融機関の被告および原告代表は当該訴訟を和解する合意を締結した。2014年9月30日、裁判所は、当該集団の和解を認める命令を下し、当該集団に対し承認通知書を発行した。2015年2月23日、裁判所は和解を認め、訴訟を却下する命令を下した。当該和解に基づき、和解したすべての被告は合計で340百万米ドルを支払った。当該和解におけるドイツ銀行の支払部分は、重要なものではない。2015年3月25日、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニーLLC(以下「PIMCO」という。)は、裁判所の2015年2月23日付の命令について上訴申立を提起したが、2015年6月11日に当該上訴を取り下げた。

ドイツ銀行は、その他の金融機関とともに、Novastar Mortgage Corporationが発行したRMBSの引受人としての役割に関連して、推定上の集団訴訟の被告となっている。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。2015年2月5日、裁判所は、6件のRMBS売出しのうち5件を訴訟から却下した以前の判決を無効とする命令を下した。裁判所は原告に対し、効力が発生した訴状を修正し、以前に却下された売出しを含めるよう命令した。2015年3月9日、原告代表者は裁判所の2015年2月5日付命令に従い、第三修正訴状を提起した。訴訟の開示手続は進行中である。

ドイツ銀行は現在、RMBSを購入したと主張する者ならびにRMBS関連取引に関与する取引相手およびその関係会社により提起された様々な非集団訴訟において被告となっている。この中には(1) Aozora Bank, Ltd.(ドイツ銀行に起因する61百万米ドルの損害賠償を主張)、(2) (a) Colonial Bank(2件の個別訴訟のうち1件において、すべての被告に対して総額189百万米ドル



程度の損害賠償を主張)、(b)Franklin Bank S.S.B.とGuaranty Bank(すべての被告に対して総額901百万米ドル程度の損害賠償を主張)および(c)Citizens National BankとStrategic Capital Bank(2件の個別訴訟のうち1件において、すべての被告に対して総額66百万米ドル程度の損害賠償を主張)に関する管財人としての米国連邦預金保険公社(以下「FDIC」という。)、(3)Federal Home Loan Bank of San Francisco、(4)Phoenix Light SF Limited(旧WestLB AGが設立および/または管理する特別目的ピークルによる請求を意図した代理人として)、ならびに(5)Royal Park Investments(Fortis Bankの一定の資産を取得するために設立された特別目的ピークルによる請求を意図した代理人として)が含まれている。別途記載されていない限り、これらの案件の訴状では損害賠償請求額は特定されなかった。

2015年1月14日、裁判所は、Blue Edge ABS CDO, Ltd.として識別される債務担保証券に関連してAozora Bank, Ltd.によって提起された訴訟に対するドイツ銀行による却下の申立を認めた。2015年3月31日、裁判所はAozora Bank, Ltd.による再議論またはその代替として修正訴状を提出する申立を否認した。2015年4月29日、Aozora Bank, Ltd.は上訴申立を提起し、当該上訴は2015年10月5日に開始された。当該上訴は係属中である。ドイツ銀行はまた、UBS AGおよび関連企業とともに、Aozora Bank, Ltd.により提起された訴訟において被告となっている。2015年10月14日、裁判所は被告による当該訴状の却下申立を一部認め、一部却下した。2015年10月30日、被告は上訴申立を提起した。開示手続はまだ開始していない。

2012年、FDICは、Colonial Bank、Franklin Bank S.S.B.、Guaranty Bank、Citizens National BankおよびStrategic Capital Bankの管財人として、ドイツ銀行を含む複数の引受人に対し、1933年の証券法の第11項および第12(a)(2)項、ならびにテキサス州証券法の第581-33条に基づく請求を主張する数件の訴訟を異なる連邦裁判所で開始した。これらの訴訟はそれぞれ時効を過ぎていてとして却下された。FDICは、これらの判決について第二、第五および第九巡回控訴裁判所に控訴した。第二および第九巡回控訴裁判所における控訴は係属中である。2015年8月10日、第五巡回控訴裁判所は、時効を過ぎていてとしてFDICの請求を却下した地方裁判所の決定を覆した。2015年8月24日、ドイツ銀行およびその他の被告は、当該訴訟について大法廷での再審理の申立を提起した。2015年9月11日、第五巡回控訴裁判所はこの申立を却下した。2015年12月10日、ドイツ銀行およびその他の被告は地方裁判所による当該訴訟の却下を覆した第五巡回控訴裁判所の決定に異議を唱え、米国最高裁判所に裁量上訴を申立てた。

2015年1月22日、ドイツ銀行との秘密和解契約に基づき、Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、7件のRMBS売出しに関連してドイツ銀行に対して提起していた訴訟を再訴不能の形で取り下げた。2015年1月26日、Federal Home Loan Bank of San FranciscoおよびCountrywide間の秘密契約に基づき、Federal Home Loan Bank of San Franciscoは、Countrywideの関連企業による15件の売出しに関連してドイツ銀行に対してFederal Home Loan Bank of San Franciscoにより提起されていた訴訟を再訴不能の形で取り下げる命令を締結した。ドイツ銀行の理解では、これらの15件の売出しに関する取り下げは、ドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、1件のRMBS売出しおよびRMBS証券の再証券化として説明された2件の売出しに関する訴訟において引き続き被告である。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されていない。この訴訟は開示手続の段階にある。

Residential Funding Companyは、Residential Funding Companyに売却した貸出金の表明・保証の違反ならびにResidential Funding Companyに対して提起されたRMBS関連の請求および訴訟を受けて発生した損失の補償に関して、ドイツ銀行に対し買戻し訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2015年6月8日、裁判所は当該請求の一部の却下を求めるドイツ銀行の申立を退けた。また、2015年6月8日に、ドイツ銀行は他の請求の却下を申立てた。2015年9月29日、裁判所はドイツ銀行の二度目の却下申立を斥けた。開示手続が進行中である。

2014年12月19日、Countrywideに関連する企業により発行された売出しに関連して、Mass Mutual Life Insurance Companyによってドイツ銀行に対して提起された請求を再訴不能の形で取り下げる約定が提起された。ドイツ銀行の理解では、当該売出しに関する取り下げはドイツ銀行が当事者ではない秘密和解契約に基づくものであった。ドイツ銀行は、Countrywideに関連する企業によって発行されたものではない証券に関連してMass Mutual Life Insurance Companyから提起された別の訴訟では被告であった。2015年7月22日、ドイツ銀行およびMass Mutual Life Insurance Companyは、ドイツ銀行に対する係属中の請求すべてを解決するための和解契約を締結した。2015年8月11日、ドイツ銀行は和解金を支払い、2015年8月15日、裁判所は当該訴訟を却下した。当該和解による経済的影響は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

2011年4月20日、Federal Home Loan Bank of Bostonは、ドイツ銀行を含む数十の事業体に対して、マサチューセッツ州統一証券法ならびに他のマサチューセッツ州の法令およびコモン・ローに基づく様々な請求を主張する訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2015年10月16日、当事者は当該案件を解決するための和解契約を締結した。2015年10月27日、Federal Home Loan Bank of Bostonは再訴不能の形で自主的に取り下げる約定を提起した。和解の経済的条件は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

2015年9月22日、ドイツ銀行とFederal Home Loan Bank of Seattleの後継企業であるFederal Home Loan Bank of Des Moinesは、係属中の1件の債券に関するすべての請求を解決する和解契約を締結した。2015年10月12日、裁判所は、当該訴訟を取り下げる当事者の約定を認めた。和解の経済的条件は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

ドイツ銀行およびMonarch Alternative Capital LPならびに同社の一定のアドバイザー顧客および管理された投資ピークル(Monarch)は2014年12月18日、HSBC Bank USA, National Association(以下「HSBC」という。)に対して3件のRMBS信託

に関連する訴訟を解決するための和解契約を提案することに合意した。大多数の証券保有者からの承認を受け、2015年7月13日、HSBCは和解契約を履行し、2015年7月27日、当該訴訟は取り下げられた。和解基金の大部分は、当該訴訟の非当事者により払い戻された。当該和解による正味の経済的影響はドイツ銀行にとって重要ではなかった。2015年6月17日、裁判所は、Commerzbank AGがドイツ銀行および他のいくつかの金融機関に対して提起したRMBS関連の請求を却下する被告の申立を認めた。Commerzbank AGは、2015年7月24日に上訴申立を提起したが、2015年8月17日に上訴を取り下げた。

2012年3月、RMBS Recovery Holdings 4, LLC およびVP Structured Products, LLCは、ACE Securities Corp.の2006-SL2 RMBSオフリングのモーゲージ貸出金に関してドイツ銀行が提供した表明・保証の違反を主張し、ニューヨーク州裁判所においてドイツ銀行に対する訴訟を提起した。当該訴状において、特定の損害賠償は主張されなかった。2013年5月13日、裁判所は、時効を過ぎていないとして、当該訴訟の却下を求めるドイツ銀行の申立を否認した。2013年12月19日、控訴裁判所は、下級裁判所の判決を覆し、当該訴訟を却下した。2015年6月11日、ニューヨーク州控訴裁判所は、控訴裁判所による当該訴訟の却下を認めた。裁判所は、原告の訴因の発生から申立が提起までに6年超が経過しているため、時効を過ぎていないとした。

ドイツ銀行は、Sachsen Landesbankおよびその子会社が設立および/または管理する特別目的ビークルによる請求を意図した代理人としての役割を果たすために、Sachsen Landesbankの救済の一環として設立された事業体であるSealink Funding Ltd.が提起した訴訟の被告として指定された。2015年度第3および第4四半期において、Sealink Funding Ltd.は、他の類似した訴訟において、当事者適格を欠くとしてMorgan Stanleyに対する請求を却下する命令に対して上訴したが成功しなかった。Sealink Funding Ltd.の上訴を拒否する際に、控訴裁判所は、Sealink Funding Ltd.が問題となった証券を取得した売買契約において、不法行為に係る請求が有効に譲渡されなかったとの判決を下した。Sealink Funding Ltd.は、Morgan Stanleyの訴訟のものと同一売買契約を通じてドイツ銀行の訴訟で問題となった証券を取得していたため、控訴裁判所の決定はドイツ銀行に対するSealink Funding Ltd.の請求の解決の手掛かりとなった。2015年12月21日、Sealink Funding Ltd.は再訴不能な形で自ら請求を取り下げた。

ドイツ銀行は、Texas County & District Retirement Systemが提起した民事訴訟において、被告であった。当該訴訟は、ドイツ銀行が引き受けた4件のRMBSの債券をTexas County & District Retirement Systemが購入したことに伴って、詐欺およびその他のコモン・ローに基づく請求を主張している。2015年11月18日、ドイツ銀行およびTexas County & District Retirement Systemは、ドイツ銀行に対する後者の請求について和解契約を締結した。2015年12月3日、地方裁判所は当該訴訟を再訴不能な形で却下する命令を下した。和解の経済的条件は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

ドイツ銀行は、Countrywideが発行した1件のRMBS証券の購入を無効にするよう求めてCharles Schwab Corporationが提起した民事訴訟において、被告として指定された。2015年度第4四半期において、当該訴訟においてドイツ銀行に補償を行うBank of Americaは、ドイツ銀行に關係する問題となっている1件の証券に関する訴訟について、和解契約を締結した。2016年1月25日、Charles Schwab Corporationは、Deutsche Bank Securities Inc.に関して、再訴不能な形で却下の申請を提出した。

ドイツ銀行はKnights of Columbus (以下「Knights」という。)が提起したFINRAによる仲裁において、被告として指定されている。当該仲裁は、ドイツ銀行が引き受けた6件の第三者による売出しに関して、詐欺、過失、州証券法違反、業界規則および慣行の違反を主張している。2016年2月22日、ドイツ銀行およびKnightsは当該案件の和解契約を締結した。和解の経済的条件は、ドイツ銀行にとっては重要なものではなかった。

ドイツ銀行およびAmherst Advisory & Management LLC (以下「Amherst」という。)は、5件のRMBS信託に関する契約違反訴訟を解決するために、2016年2月12日、HSBC Bank USA, National Association (以下「HSBC」という。)に対して和解契約を提案する合意に達した。Amherstとの契約に従い、2016年2月17日、AmherstはHSBCに、和解案の承認または否決に関して各信託の証券保有者による投票を実施するよう求めた。当該信託の和解案が実現した場合、5件の信託のうちの1件に関してドイツ銀行が支払う和解金の大部分は、当該訴訟の非当事者により補償されることになる。和解による純額の財務上の影響は、過年度に反映済みである。

2016年2月3日、Lehman Brothers Holdings, Inc.は、ニューヨーク州南部地区米国連邦破産裁判所において、特にMortgageIT, Inc. (以下「MIT」という。)およびMITの継続企業とされるドイツ銀行AGに対して、対審手続を起こした。この中で、MITの後継企業は、MITがLehmanに売却し、次にLehmanがFederal National Mortgage Association (以下「Fannie Mae」という。)およびFederal Home Loan Mortgage Corporation (以下「Freddie Mac」という。)に売却した63件のモーゲージ貸出金に関して、2003年および2004年の特定の貸出金購入契約の記載において表明および保証の違反があったとしている。当該訴状は、これらの貸出金に関する請求を解決するため、Lehmanの破産手続の一環として、Fannie MaeおよびFreddie Macとの間で達した和解に関連してLehmanが負った損失の補償を求めている。当該訴訟において、特定の損害賠償は主張されていない。申立に対する回答の期限はまだ到来していない。

他の発行体によるRMBSの売出しの引受人としてのみのドイツ銀行に対する訴訟においては、ドイツ銀行は発行体から補償を受ける契約上の権利を有している。しかし、これらの補償を受ける権利は、発行体が現在破産もしくはそれ以外で破綻しているか、または将来破産もしくはそれ以外で破綻する可能性がある場合、その全部または一部が事実上行使不能となっている可能性がある。

ドイツ銀行は、様々なRMBSの売出しおよびその他の関連商品についてドイツ銀行に対して請求を主張すると警告している数社の企業と、関連する出訴期限の期間の進行を停止させる契約を締結している。これらの潜在的な請求はドイツ銀行に重要な影響を及ぼす可能性がある。加えて、ドイツ銀行はこれらの一部の企業と和解契約を締結しており、その金銭的条件はドイツ銀行にとって重要なものではない。

受託者としての民事訴訟 Deutsche Bank National Trust Company (以下「DBNTC」という。)およびDeutsche Bank Trust Company Americas (以下「DBTCA」という。)は、一定のRMBS信託の受託者としての役割について、民事訴訟において投資家により提訴されている。

2014年6月18日、Blackrock Advisors, LLC、PIMCO-Advisors, L.P.およびその他が運用するファンドを含む投資家のグループは、推定上は544件のプライベート・レーベルのRMBS信託を代表しておよびその利益のために、DBNTCおよびDBTCAに対する株主代表訴訟をニューヨーク州第一審裁判所に提起した。当該訴訟では、DBNTCおよびDBTCAが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されている米国1939年信託証券法(以下「TIA法」という。)違反、契約違反、信託義務違反および過失に対する請求が主張されている。原告は後に、州裁判所の訴状を取り下げ、州裁判所の訴訟において問題となった信託とほとんどが重複している564件のプライベート・レーベルのRMBS信託を代表しておよびその利益のために、株主代表集団訴訟の訴状をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提出した。当該申立は、問題となった信託において、総額894億米ドルの実現損失が担保に生じたとして主張しているが、特定の額の金銭的損害賠償の要求は含んでいない。DBNTCおよびDBTCAは却下申立を提起し、2016年1月19日、裁判所は手続上の理由で当該申立を一部認め、プーリングおよびサービス契約により管理される500件の信託に関しては、司法権の執行を否認した。裁判所は却下申立において主張された抗弁の大部分に関して判断を下さなかった。さらに、信託証券により管理される残りの64件の信託に関して、裁判所は、判決に合わせた修正訴状を提出するよう原告に命じた。DBNTCおよびDBTCAは、修正訴状が提出された後に、新たな抗弁の申立の機会を得る予定である。

2014年6月18日、Royal Park Investments SA/NVは、RMBS信託に対する投資家を代表して、DBNTCに対する株主代表集団訴訟の訴状をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。当該訴訟では、DBNTCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして主張されているTIA法違反、契約違反および信託違反に対する請求が主張されている。Royal Parkによる訴状は、10件の信託による実現損失の総額が31億米ドルを上回ったと主張しているが、特定の額の損害賠償を訴えていない。2016年2月3日、裁判所は原告の申立を一部認め、一部斥けた。裁判所は原告のTIA法に係る請求およびその株主代表理論を却下し、契約違反および信託違反に対する請求の却下を求めるDBNTCの申立を否認した。開示手続が進行中である。

2014年11月7日、National Credit Union Administration Board (以下「NCUA」という。)は、121件のRMBS信託に対する投資家として、DBNTCが当該信託の受託者として一定の法定および契約上の義務の履行を怠ったとしてTIA法およびNew York Streit Act違反を主張し、DBNTCに対する訴状をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。2015年3月5日、NCUAは、訴状を修正し、最初の訴状において対象となっていた121件のRMBS信託のうちの97件の投資家として請求を主張した。当該修正訴状はTIA法およびStreit Act違反、契約違反、信託義務違反、過失、重過失、過失による不実表示ならびに誠実義務違反を主張している。NCUAの訴状は、問題となった信託において、総額172億米ドルの実現損失が担保に生じたとして主張しているが、特定の額の金銭的損害賠償の要求は含んでいない。DBNTCは却下申立を提起し、口頭審理は終了したが決定はまだ下されていない。開示手続は停止されている。

2014年12月23日、21件のRMBS信託により発行されたRMBS証券を保有する一定のCDO(総称して「Phoenix Light SF Limited」という。)は、DBNTCが信託の受託者としての義務の履行を怠ったとして、TIA法およびStreit Act違反、契約違反、信託義務違反、過失、重過失ならびに過失による不実表示に関する請求を主張し、信託の受託者としてのDBNTCに対する訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。2015年4月10日、CDOは、追加の34件の信託(合計で55件の信託)に関する修正訴状を提出し、2015年7月15日、訴状に追加の主張を含める二度目の修正を行った。CDOは、DBNTCは527百万米ドルを超える損害賠償に責任があると主張している。DBNTCは却下申立を提起し、口頭審理は終了したが決定はまだ下されていない。開示手続は停止されている。2016年2月2日、裁判所は、55件の信託のうち4件の申立を再訴不能な形で却下する旨の、当事者による約定の締結を認めた。

2015年3月24日、Western and Southern Life Insurance Companyおよび関連事業体5社(総称して「Western & Southern」という。)が、18件のRMBS信託の投資家として、これらの信託のうち12件の受託者としてのDBNTCに対してオハイオ州ハミルトン郡一般訴訟裁判所に申立を提起した。当該申立は、DBNTCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったという主張に基づき、TIA法およびStreit Actの違反、契約違反、信託義務違反、過失、重過失、過失による不実表示ならびに誠実かつ公正な取引義務違反に関する請求を主張している。Western & Southernは、額面で220百万米ドルを超える信託証券を購入したが、問題の信託において、総額10億米ドルの実現損失が担保に生じたとして主張している。ただし、当該訴状は、特定の額の金銭的損害賠償の要求は含んでいない。DBNTCは、対人管轄権の欠如およびフォーラム・ノン・コンビニエンスを根拠とした却下申立、DBNTCに対するニューヨーク州での類似の訴訟の判決まで当該訴訟の停止を求める申立、共同被告に対する請求とDBNTCに対する請求を分離するよう求める申立を提起した。2015年11月5日、裁判所はDBNTCによる却下申立および訴訟停止申立を斥けたが、DBNTCに

よる請求分離申立を認めた。DBNTCの最初の却下申立に対する決定が下った後、DBNTCは、請求の原因を述べていないことを理由に、別の却下申立を提起した。開示手続が進行中である。

2015年12月23日、Commerzbank AG（以下「Commerzbank」という。）は、50件のRMBS信託の投資家として、当該信託の受託者であるDBNTCに対する訴訟をニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所に提起した。当該申立は、DBNTCが当該信託の受託者としての義務の履行を怠ったという主張に基づき、TIA法およびニューヨーク州Streit Actの違反、契約違反、信託義務違反、過失ならびに誠実義務違反に関する請求を主張している。CommerzbankはDBNTCにより「数億米ドルの損失」を負わされることとなったと主張しているが、当該訴状は、特定の額の金銭的損害賠償の要求は含んでいない。当該訴訟およびPhoenix Light訴訟は同一の判事に割り当てられた。判事は、Phoenix Light訴訟においてDBNTCの却下申立に対する判決を下すまで、当該訴訟を停止した。その時点でCommerzbankは訴状修正の機会を与えられる予定である。開示手続はまだ開始されていない。

2015年12月30日、IKB International, S.A.（清算中）およびIKB Deutsche Industriebank A.G.（総称して「IKB」という。）は、37件のRMBS信託の投資家として、当該信託の受託者であるDBNTCおよびDBTCAに対して、ニューヨーク郡のニューヨーク州第一審裁判所において呼出状（summons with notice）を提出した。IKBは、TIA法違反、ニューヨーク州Streit Act違反、契約違反、詐欺、悪意および過失による不実表示、信託義務違反、過失ならびに不当利得に関する請求を主張する模様である。IKBは、DBNTCおよびDBTCAが274百万米ドルを超える損害賠償に責任があると主張していると見られる。開示手続はまだ開始されていない。

当行グループはこれらの7件の訴訟について、偶発負債が存在するものの、現時点で偶発負債の金額を信頼性をもって見積もることはできないと考えている。

**貴金属調査および訴訟** ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、貴金属取引および関連行為の調査に関連する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの要請に協力し、適宜、関連当局に關与している。これに関連して、ドイツ銀行は、貴金属ベンチマークならびに貴金属取引および貴金属事業のその他の側面に対するドイツ銀行の過去の関与について、独自の内部レビューを実施している。

ドイツ銀行はさらに、ニューヨーク州南部地区米国連邦地方裁判所において係属中の2件の訴訟に併合された、いくつかの推定上の集団訴訟の訴状において被告として指定されている。これらの米国の訴訟は、Gold FixおよびSilver Fixへの参加を通じて金および銀の価格操作を行ったとして、米国反トラスト法、米国商品取引法および関連する州法の違反を主張しているが、特定の額の損害賠償は主張していない。米国の集団訴訟の申立は初期の段階にある。ドイツ銀行は米国における申立に対する却下を訴えており、現在係属中である。さらに、ドイツ銀行は、オンタリオ州上級司法裁判所において進行中の金に関するカナダの集団訴訟の被告として指定されている。オンタリオ州の請求原因陳述書は2016年1月15日に発行され、原告はカナダ競争法違反およびその他の訴因を主張して損害賠償を請求している。

当行グループはこれらの案件の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、当該引当金の金額を開示しておらず、また、それ以外の案件に関して引当金を計上したか否か、これらの案件のいずれかについて偶発負債を計上したか否かについても開示していない。

**紹介雇用慣行調査** 一定の規制当局は、顧客、潜在的な顧客および政府職員から紹介された候補者に関する当行の雇用慣行およびアジア/太平洋地域におけるコンサルタント契約に関して、海外腐敗行為防止法およびその他の法令へのドイツ銀行の法令順守を特に調査している。ドイツ銀行はこれらの調査に応じて協力し続けている。当行グループは、これらの規制当局による調査の一部に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの規制当局による調査の結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

**ロシア/英国の株式売買に係る調査** ドイツ銀行は、モスクワとロンドンで特定のクライアントがドイツ銀行と締結した、互いに相殺される株式売買の状況について調査している。調査中の当該取引の総額は重要である。ドイツ銀行による法律、規制または方針の違反の可能性および関連する内部統制環境についての内部調査は依然、継続中である。現在までに、一部のドイツ銀行の方針に対する違反およびドイツ銀行の統制環境の欠陥が特定されている。ドイツ銀行は、当該調査のいくつかの法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行機関に助言を行っている。ドイツ銀行は、本件において特定の個人に関して懲戒処分を行っており、他の者についても正当な場合には引き続き同様の処分を行う。当行グループは、本件に関して引当金を計上している。当行グループは、開示することがこれらの案件の結果を著しく不利にする可能性があるとして結論付けたため、当該引当金の金額を開示していない。

**米国の禁輸措置に関連した事項** ドイツ銀行は、米国の禁輸措置に関する法律の対象である国々の当事者に対し米国の金融機関を通じて過去に行った米ドル建ての支払指図書処理について、一定の米国の規制当局および法執行機関から情報要請を受け取っている。これらの機関は、当該処理が米国の連邦法および州法に従っていたかについて調査している。2006年、ドイツ銀行は、イラン、スーダン、北朝鮮およびキューバの相手先ならびに一定のシリアの銀行との間で新たな米ドル建ての事業を

行わないこと、および法的に可能な範囲で当該相手先との既存の米ドル建ての事業から撤退することを自主的に決定した。2007年、ドイツ銀行は、いかなる通貨においてもイラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮の相手先との間で新たな事業を行わないこと、および法的に可能な範囲であらゆる通貨による当該相手先との既存の事業から撤退することを決定した。ドイツ銀行はさらに、キューバの相手先との米ドル建て以外の事業を制限する決定を下した。2015年11月3日、ドイツ銀行は、ドイツ銀行に対する調査を解決するため、ニューヨーク州金融監督局およびニューヨーク連邦準備銀行との間に和解契約を締結した。ドイツ銀行はこれら2つの当局に対してそれぞれ200百万米ドルおよび58百万米ドルを支払い、一部の従業員を解雇すること、一部の元従業員を再雇用しないこと、1年間、独立した監視人を設置することに合意した。さらに、ニューヨーク連邦準備銀行は特定の改善措置を命じ、特に、効果的なOFACコンプライアンス・プログラムの確立と、ニューヨーク連邦準備銀行がその効果に納得するまでの、独立した者によるプログラムの年次レビューの実施を求めた。米国法執行当局による調査は依然、継続中である。

当行グループは、開示することがこの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、本件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

米国財務省証券に関する調査および訴訟 ドイツ銀行は、一定の規制当局および法執行機関から、米国財務省証券の入札、取引および関連する市場活動に関する情報および書類提出などの要請を受け取っている。ドイツ銀行はこれらの調査に協力している。

Deutsche Bank Securities Inc.はニューヨーク州南部地区、イリノイ州北部地区、アラバマ州南部地区およびバージン諸島の米国連邦地方裁判所において提起された複数の推定上の集団訴訟において被告に指定された。当該訴訟は、米国財務省証券市場を操作した疑いに関して、米国反トラスト法、米国商品取引法およびコモディティ・ローの違反があったと主張している。これらの訴訟は初期の段階にある。広域係属訴訟裁判官会議は、これらの訴訟をニューヨーク州南部地区に集中させた。

当行グループは、開示することがこれらの結果を著しく不利にする可能性があるとは結論付けたため、これらの案件に関して引当金または偶発負債を設定しているか否かを開示していない。

30 -

## 信用関連コミットメントおよび偶発負債

### 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

通常の事業活動の過程において、当行グループは、フロンティング・コミットメントを含む取消不能貸出コミットメントおよび偶発負債（金融保証および履行保証、スタンドバイ信用状ならびに顧客のための補償契約から構成されている。）を定期的に締結している。これらの契約に基づいて、当行グループは、債務契約に基づく履行や、第三者の債務不履行に基づく受益者に対する支払いを要求される。これらの商品に関して、当行グループは、請求が行われるか否か、および行われる場合には、いつ、どの程度行われるかについて、詳細には把握していない。当行グループがフロンティング・コミットメントに関連して現金を支払わなければならない場合、当行グループは即時にその他のシンジケート貸主に返済を求めらるであろう。当行グループは信用エクスポージャーの監視の際に上記すべての金融商品を検討し、固有の信用リスクを軽減するために担保を要求する場合がある。信用リスクの監視により、予想される請求から損失の発生する可能性が高いと考えられた場合、引当金が設定され、貸借対照表に計上される。

以下の表は、当行グループの取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債を示しており、担保および引当金は考慮されていない。この表は、締結したこれらすべての負債を履行しなければならない場合の、当行グループの潜在的な最大利用額を示している。このため、この表はこれらの負債に係る予想将来キャッシュ・フローを表すものではない。それは、これらの負債の多くが引き出されることなく期限切れとなるため、および発生する請求が顧客によって履行されるかまたは取り決めた担保からの受取金により回収される可能性があるためである。

### 取消不能貸出コミットメントおよび貸出関連偶発負債

| 単位：百万ユーロ      | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---------------|---------------|---------------|
| 取消不能貸出コミットメント | 174,549       | 154,446       |
| 偶発負債          | 57,325        | 62,087        |
| 合計            | 231,874       | 216,533       |

### 政府援助

当行グループは、事業活動の過程において、輸出信用機関（以下「ECA」という。）による保証を通じての政府支援を、定期的に申請および受領している。この保証は、貿易関連ストラクチャード・ファイナンスおよび短中期トレード・ファイナンス

事業において、新興市場および程度はより少ないが先進国市場への輸出および投資に係る融資に関連した移転リスクおよび債務不履行リスクをカバーする。輸出指向の国々のほぼすべてが、こうしたECAを設置して、自国の輸出業者を支援している。ECAは、各国政府の名の下にその代理として活動を行っており、政府機関として直接設置されているものと、民間企業として組織され政府の代理として行動する公式な権限を政府から付与されているものがある。短中長期融資に対してECAが供与するこうした保証の諸条件は、ECAのほとんどが経済協力開発機構（以下「OECD」という。）のコンセンサス・ルールの範囲内で活動を行っていることから、非常に似通っている。OECDのコンセンサス・ルールは、OECD加盟国の政府間合意の一つであるが、様々な輸出国間で公正な競争が行われることを確保することを意図した基準を定義している。

一部の諸国では、ECA保証付融資に関して、政府支援による専用の資金提供プログラムが提供されている。当行グループはこうしたプログラムを選択的に利用している。当行グループはまた、一定の融資において、国内および国際政府機関から、各政府の利益のために、融資を支援するための政府保証を、担保として受けている。当行グループが受けるこうしたECA保証の大部分は、ドイツ連邦共和国の代理として行動するEuler-Hermes Kreditversicherungs AG、または韓国の代理として行動する韓国輸出信用機関（Korea Trade Insurance CorporationおよびThe Export-Import Bank of Korea）により発行されたものであった。

#### 税金に係る取消不能支払コミットメント

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）に基づく銀行税に関連する取消不能支払いコミットメントは、2015年12月現在、160.2百万ユーロであった。

#### 31 -

##### その他の短期借入金

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| その他の短期借入金：  |               |               |
| コマーシャル・ペーパー | 9,327         | 14,787        |
| その他         | 18,683        | 28,144        |
| その他の短期借入金合計 | 28,010        | 42,931        |

#### 32 -

##### 長期債務および信託優先証券

###### 最も早い契約期限別の長期債務

| 単位：百万ユーロ  | 2016年<br>度期限 | 2017年<br>度期限 | 2018年<br>度期限 | 2019年<br>度期限 | 2020年<br>度期限 | 2020年度<br>より後の<br>期限 | 2015年<br>12月31日<br>現在合計 | 2014年<br>12月31日<br>現在合計 |
|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 優先債務：     |              |              |              |              |              |                      |                         |                         |
| 債券およびノート： |              |              |              |              |              |                      |                         |                         |
| 固定利付      | 16,545       | 18,293       | 9,090        | 8,031        | 8,781        | 25,515               | 86,255                  | 84,795                  |
| 変動利付      | 7,310        | 6,408        | 3,847        | 6,410        | 3,903        | 11,085               | 38,963                  | 34,651                  |
| 劣後債務：     |              |              |              |              |              |                      |                         |                         |
| 債券およびノート： |              |              |              |              |              |                      |                         |                         |
| 固定利付      | 500          | 0            | 70           | 28           | 1,146        | 2,858                | 4,602                   | 2,689                   |
| 変動利付      | 368          | 0            | 50           | 20           | 0            | 1,373                | 1,811                   | 2,358                   |
| その他       | 1,404        | 15,100       | 2,129        | 1,042        | 889          | 7,821                | 28,385                  | 20,344                  |
| 長期債務合計    | 26,129       | 39,801       | 15,186       | 15,530       | 14,719       | 48,652               | 160,016                 | 144,837                 |

当行グループには、2015年度および2014年度の債務に関して、元本、利息の債務不履行およびその他の違反はなかった。

###### 信託優先証券<sup>1</sup>

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 固定利付     | 6,067         | 8,662         |

|          |       |        |
|----------|-------|--------|
| 変動利付     | 953   | 1,912  |
| 信託優先証券合計 | 7,020 | 10,573 |

1 無期限の金融商品であり、当行グループの選択により将来の特定の日に償還可能である。

## 金融負債の契約上最も早い割引前キャッシュ・フローの期限分析

| 単位：百万ユーロ                                 | 2015年12月31日現在 |             |                |              |           |
|--|---------------|-------------|----------------|--------------|-----------|
|  | 要求払           | 期限<br>3ヶ月以内 | 期限<br>3 - 12ヶ月 | 期限<br>1 - 5年 | 期限<br>5年超 |
| 無利息預金                                    | 192,010       | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 利付預金                                     | 153,788       | 156,710     | 42,680         | 15,382       | 12,004    |
| トレーディング負債 <sup>1</sup>                   | 52,303        | 0           | 0              | 0            | 0         |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>1</sup>          | 494,076       | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債           | 18,450        | 25,067      | 3,964          | 4,357        | 5,985     |
| 投資契約負債 <sup>2</sup>                      | 0             | 104         | 873            | 1,701        | 5,843     |
| ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>3</sup> | 0             | 556         | 918            | 1,908        | 2,983     |
| 中央銀行ファンド借入金                              | 574           | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 買戻条件付売却有価証券                              | 7,498         | 1,919       | 519            | 0            | 0         |
| 貸付有価証券                                   | 2,818         | 16          | 0              | 1            | 414       |
| その他の短期借入金                                | 17,782        | 2,771       | 6,865          | 0            | 0         |
| 長期債務                                     | 62            | 16,834      | 12,414         | 92,914       | 52,169    |
| 信託優先証券                                   | 0             | 831         | 628            | 5,772        | 1,285     |
| その他の金融負債                                 | 146,684       | 3,791       | 456            | 361          | 36        |
| オフバランスの貸出コミットメント                         | 166,236       | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 金融保証                                     | 19,828        | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 合計 <sup>4</sup>                          | 1,272,109     | 208,600     | 69,317         | 122,396      | 80,719    |

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。



2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                                 | 要求払       | 期限<br>3ヶ月以内 | 期限<br>3 - 12ヶ月 | 期限<br>1 - 5年 | 期限<br>5年超 |
|--|-----------|-------------|----------------|--------------|-----------|
| 無利息預金                                    | 160,733   | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 利付預金                                     | 138,030   | 160,290     | 51,183         | 13,855       | 12,503    |
| トレーディング負債 <sup>1</sup>                   | 41,843    | 0           | 0              | 0            | 0         |
| デリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>1</sup>          | 610,202   | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債           | 29,752    | 12,543      | 4,292          | 3,947        | 6,696     |
| 投資契約負債 <sup>2</sup>                      | 0         | 91          | 847            | 1,586        | 5,999     |
| ヘッジ会計に適格なデリバティブ金融商品のマイナスの時価 <sup>3</sup> | 0         | 282         | 636            | 1,543        | 2,602     |
| 中央銀行ファンド借入金                              | 986       | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 買戻条件付売却有価証券                              | 3,696     | 4,964       | 2,007          | 0            | 0         |
| 貸付有価証券                                   | 1,961     | 26          | 0              | 0            | 363       |
| その他の短期借入金                                | 26,633    | 8,035       | 8,832          | 0            | 0         |
| 長期債務                                     | 543       | 6,597       | 21,983         | 83,529       | 51,855    |
| 信託優先証券                                   | 0         | 4,183       | 1,396          | 6,440        | 251       |
| その他の金融負債                                 | 155,066   | 4,011       | 477            | 372          | 23        |
| オフバランスの貸出コミットメント                         | 139,342   | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 金融保証                                     | 22,344    | 0           | 0              | 0            | 0         |
| 合計 <sup>4</sup>                          | 1,331,132 | 201,023     | 91,653         | 111,271      | 80,292    |

- 1 トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は公正価値で計上される。当行グループは、これが、これらのポジションを手仕舞わなければならない場合に支払うべきキャッシュ・フローを最も良く示すと考えている。トレーディング負債およびヘッジ会計に不適格なデリバティブの残高は「要求払」に含まれており、当行グループの経営陣は、これが、トレーディング業務の短期的な性質を最も正確に反映すると考えている。しかし、各金融商品の契約上の期限は、大幅に延長される可能性がある。
- 2 これらは、保険の諸条件により公正価値と等しい償還価額となる投資契約である。これらの契約に関する詳細については注記41「保険および投資契約」を参照。
- 3 ヘッジ会計に指定されたデリバティブは、公正価値で計上されており、ヘッジ関係が終了すると予想されるタイム・バケットに示されている。
- 4 当表における残高は、表中のキャッシュ・フローが割引前ベースであるため、当行グループの貸借対照表の数値とは一致しない。この分析は、すべての負債を予定よりも早く返済するよう要求された場合の当行グループの最悪事例のシナリオを示している。当行グループは、こうした事象が発生する可能性はほとんどないと考えている。

## 追加的注記

34 -  
普通株式

## 普通株式

ドイツ銀行の株式資本は、記名式無額面普通株式から成る。ドイツの法律では、各株式は引受済資本に対する均等な持分を表している。したがって、各株式の名目価値は2.56ユーロであり、株式資本合計額を株式数で除することにより算定されている。

| 株式数                | 発行済かつ<br>全額払込済 | 自己株式         | 社外流通          |
|--------------------|----------------|--------------|---------------|
| 2014年1月1日現在の普通株式   | 1,019,499,640  | -171,904     | 1,019,327,736 |
| 株式報酬制度に基づく株式の発行    | 0              | 0            | 0             |
| 増資                 | 359,773,491    | 0            | 359,773,491   |
| 自己株式の購入            | 0              | -310,846,161 | -310,846,161  |
| 自己株式の売却または割当       | 0              | 310,757,883  | 310,757,883   |
| 2014年12月31日現在の普通株式 | 1,379,273,131  | -260,182     | 1,379,012,949 |
| 株式報酬制度に基づく株式の発行    | 0              | 0            | 0             |
| 増資                 | 0              | 0            | 0             |
| 自己株式の購入            | 0              | -326,647,008 | -326,647,008  |
| 自己株式の売却または割当       | 0              | 326,532,326  | 326,532,326   |
| 2015年12月31日現在の普通株式 | 1,379,273,131  | -374,864     | 1,378,898,267 |

全額払込まれていない発行済普通株式はない。

自己株式の購入は、一時的に当行グループが保有する株式、および短期で再売却する意図で購入した株式から成る。さらに、当行グループは、株式報酬のために株式の買戻しを行った。当該取引はすべて株主持分に計上され、これらの活動に関して収益および費用は計上されなかった。年度末現在保有の自己株式は、主に今後の株式報酬に充当の予定である。

## 授権資本

取締役会は、現金払込による新株発行増資および一定の場合には現金以外の対価による新株発行増資の権限を付与されている。2015年12月31日現在、ドイツ銀行AGは、2020年4月30日までにその全部または一部を発行できる、付与されたが未使用の授権資本枠1,760,000,000ユーロを有していた。詳細は定款第4条に規定されている。

| 授権資本             | 対価        | 新株予約権  | 失効日        |
|------------------|-----------|--|------------|
| 352,000,000ユーロ   | 現金または現金以外 | 増資が会社の取得または会社の持分保有目的で、現金以外の対価による場合、除外されることがあり、また、株式会社法第186条第3項第4号に従って除外されることがある。 | 2020年4月30日 |
| 1,408,000,000ユーロ | 現金        | 当社により発行された、オプション権、転換社債および転換可能参加権の保有者への付与に必要な場合、除外されることがある。                       | 2020年4月30日 |

## 条件付資本

取締役会は、転換権またはオプション権付の参加証券および/または転換社債および/または新株予約権付社債を一度にまたは数回に分けて発行する権限を付与されている。参加証券、転換社債または新株予約権付社債は、ドイツ銀行AGの関係会社によって発行される場合もある。この目的のために、株式資本は、これらの転換権および/または交換権の行使または強制転換の条件付で増加した。

| 条件付資本          | 転換権および/または<br>オプション権による<br>発行の失効日 |
|----------------|-----------------------------------|
| 230,400,000ユーロ | 2017年4月30日                        |

256,000,000ユーロ

2019年4月30日

## 配当

以下の表は、2015年、2014年および2013年12月31日終了年度の提案または宣言された配当金額をそれぞれ示している。

|                               | 2015年度（提案） | 2014年度 | 2013年度 |
|-------------------------------|------------|--------|--------|
| 宣言現金配当（単位：百万ユーロ） <sup>1</sup> | 0          | 1,034  | 765    |
| 普通株式1株当たり宣言現金配当（単位：ユーロ）       | 0.00       | 0.75   | 0.75   |

<sup>1</sup> 2015年度の現金配当は、2015年12月31日現在の発行済株式数に基づいている。

貸借対照表日以後に宣言された配当はなかった。

## 35 -

## 従業員給付

## 株式報酬制度

当行グループは、DBエクイティ・プランに基づき株式報酬を付与した。このプランは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受け取る条件付権利を表している。報奨の受給者は報奨の権利確定期間の間は配当を受け取る権利を有していない。

DBエクイティ・プランの諸条件に従い付与された株式報奨は、受給者が該当する権利確定期間終了前に自己都合で離職した場合には、全部または一部が失効することがある。権利確定は通常、解雇または退職等の場合には、離職後も継続する。

法律上またはその他の制限により株式の受渡しに支障がある国では、報奨を付与するためにDBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランが使用された。

以下の表は、これらのシェア・プランの基本条件を示している。

| 付与された年度        | ドイツ銀行<br>エクイティ・プラン    | 権利確定<br>スケジュール                                   | 早期退職規定 | 適格者                                     |   |
|----------------|-----------------------|--|--------|---|---|
| 2015/2014/2013 | 年次報奨                  | 1/3：12ヶ月 <sup>1</sup>                            | あり     | 年次リテンション報奨に<br>選ばれた従業員                  |   |
|                |                       | 1/3：24ヶ月 <sup>1</sup>                            |        |   |   |
|                | 1/3：36ヶ月 <sup>1</sup> | あり <sup>2</sup>                                  |        |   | 取締役会または上級管理<br>職グループのメンバー               |
|                | リテンション/<br>新規雇用       | 個別仕様   | あり     | 最も優秀な人材を引き付<br>けるまたは引き留める<br>ために選ばれた従業員 |   |
| 2012/<br>2011  | 年次報奨                  | 1/3：12ヶ月 <sup>4</sup>                            | あり     | 年次リテンション報奨に<br>選ばれた従業員                  |   |
|                |                       | 1/3：24ヶ月 <sup>4</sup>                            |        |   |   |
|                | 1/3：36ヶ月 <sup>4</sup> | あり   |        |   | 最も優秀な人材を引き付<br>けるまたは引き留める<br>ために選ばれた従業員 |
|                | リテンション/<br>新規雇用       | 個別仕様   | あり     | 最も優秀な人材を引き付<br>けるまたは引き留める<br>ために選ばれた従業員 |   |
| 2010           | 年次報奨                  | 付与後12ヶ月から<br>45ヶ月までを9つの<br>期間に均等に分け、<br>段階的に権利確定 | あり     | 年次リテンション報奨に<br>選ばれた従業員                  |   |
|                |                       | または、54ヶ月後に<br>一括で権利確定                            |        |   | あり                                      |
|                | リテンション/<br>新規雇用       | 個別仕様   |        |   | なし                                      |
|                | 年次報奨 - アップフ<br>ロント    | 付与時に直ちに<br>権利確定 <sup>3</sup>                     | なし     | 規制従業員                                   |   |

1 取締役または上級管理職グループのメンバーおよびその他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間が適用される。

2 早期退職規定は取締役には適用されない。

- 3 取締役については、3年のリテンション期間後の株式受渡し。その他の全規制従業員については、6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し。
- 4 取締役については、別のスケジュールが適用される。その他の全規制従業員については、さらに6ヶ月のリテンション期間後の株式受渡し。

さらに、当行グループは、グローバル・シェア・パーチェス・プラン（以下「GSPP」という。）という名称の包括的な従業員株式所有制度を提供している。GSPPは、特定の国の従業員に、ドイツ銀行の株式を1年間にわたり毎月払いで購入する機会を提供している。当行はその購入期間の終わりに、従業員がもう1年ドイツ銀行グループに在籍することを条件に、獲得株式1株につき1株（最大10株）の無償株式を割り当てる。2015年12月31日から始まった第7期には、28ヶ国の従業員計約19,000名が当該制度に加入していた。

当行グループはその他現地の株式報酬制度を有しているが、個別でも総額でも連結財務諸表にとって重要なものはない。

以下の表は、それぞれの日付における株式報奨ユニットの残高を示している。これは、一定期間後にドイツ銀行普通株式を受領する条件付権利を表したものである。また、DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づく付与も含まれている。

|                 | 株式ユニット<br>(単位：千) | 1ユニット当たり<br>加重平均付与日<br>公正価値<br>(ユーロ) |
|-----------------|------------------|--------------------------------------|
| 2013年12月31日現在残高 | 51,291           | 33.61                                |
| 2014年12月31日現在残高 | 52,449           | 31.60                                |
| 2015年12月31日現在残高 | 53,651           | 28.18                                |

現金の支払いを伴う株式に基づく報酬取引により負債が生じ、それは2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、それぞれ合計約19百万ユーロ、約21百万ユーロおよび約32百万ユーロであった。

2015年12月31日現在、発行済株式報奨の付与総額は約15億ユーロであった。このうち、10億ユーロが報酬費用として当該報告年度、またはそれ以前に認識された。このため、2015年12月31日現在、繰延株式報酬に関する未認識の報酬費用は、合計5億ユーロであった。

上記の表に示された数量に加えて、過年度に付与されたDBエクイティ・プラン報奨の権利確定により、2016年2月に約5.4百万株が制度加入者に発行された（このうち、0.2百万ユニットは当該DBエクイティ・プランの変形であるキャッシュ・プランに基づいていた。）。

## 退職後給付制度

### 制度の特性

当行グループは、従業員のために、確定拠出制度および確定給付制度双方の複数の退職後給付制度に資金を提供している。当行グループの制度は、制度の特性および実体に基づいて会計処理が行われている。一般的に確定給付制度の場合には、加入者の発生給付額は、各従業員の報酬と勤続期間に基づいた金額となる。確定拠出制度への拠出額は通常、各従業員報酬の一定割合に基づいたものとなる。この注記の残りは、主に当行グループの確定給付制度に重点を置いている。

当行グループの確定給付制度は、給付の性質およびリスクの違いや、各規制環境の違いを反映して、主に地域別に記載されている。特に、現地の規制当局の定める要件が大幅に異なる場合があり、それにより給付制度の設計や資金調達がある程度決定される。主要な情報は加入者の状況別でも表示されており、当行グループの債務の期日に関する広範な指標を提供している。

|                 | 2015年12月31日現在 |       |       |       |        |
|-----------------|---------------|-------|-------|-------|--------|
| 単位：百万ユーロ        | ドイツ           | 英国    | 米国    | その他   | 合計     |
| 以下に関連する確定給付制度債務 |               |       |       |       |        |
| 在職中の制度加入者       | 4,352         | 796   | 436   | 845   | 6,429  |
| 受給待機中の加入者       | 1,883         | 2,350 | 538   | 196   | 4,967  |
| 受給中の加入者         | 4,548         | 1,177 | 533   | 300   | 6,558  |
| 確定給付制度債務合計      | 10,783        | 4,323 | 1,507 | 1,341 | 17,954 |
| 制度資産の公正価値       | 10,371        | 5,322 | 1,182 | 1,210 | 18,085 |
| 積立率（％）          | 96            | 123   | 78    | 90    | 101    |

|          | 2014年12月31日現在 |    |    |     |    |
|----------|---------------|----|----|-----|----|
| 単位：百万ユーロ | ドイツ           | 英国 | 米国 | その他 | 合計 |

| 以下に関連する確定給付制度債務 |        |       |       |       |        |
|-----------------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 在職中の制度加入者       | 4,611  | 813   | 405   | 780   | 6,609  |
| 受給待機中の加入者       | 1,983  | 2,266 | 478   | 195   | 4,922  |
| 受給中の加入者         | 4,669  | 1,216 | 492   | 285   | 6,662  |
| 確定給付制度債務合計      | 11,263 | 4,295 | 1,375 | 1,260 | 18,193 |
| 制度資産の公正価値       | 10,634 | 5,095 | 1,072 | 1,109 | 17,910 |
| 積立率(%)          | 94     | 119   | 78    | 88    | 98     |

当行グループの確定給付制度債務の大半はドイツ、英国および米国に関連するものである。それ以外の国では、スイスおよびオランダにおける債務が最大となっている。ドイツおよび一部の欧州大陸諸国では、退職後給付は通常、各労使協議会およびその同等組織と団体ベースで合意される。当行グループの主な年金制度は、被信託者、受託者、またはそれらと同等の人物によって組織された委員会によって管理されている。

退職後給付は従業員の報酬全体の中で重要な部分を占めている場合がある。当該制度の設計が、それぞれの市場で従業員にとって魅力的なものである一方、当行グループにとって長期的に提供できる持続可能なものでなければならない、というのが当行グループのアプローチである。同時に、当行グループでは当該給付の支給に係るリスクを制限しようと努めている。その結果当行グループでは、近年多くの地域で、確定拠出制度の提供に移行している。

これまで当行グループでは通常、退職前の最終給与に基づいて年金制度を提供してきた。こうした種類の給付が依然として、受給待機中および受給中の加入者に関する年金債務の重要部分を占めている。現在、ドイツおよび米国では、在職中の従業員のための主要な確定給付年金制度はキャッシュ・バランス制度であり、当該制度では当行グループは従業員の現在の給与に基づいて年間の金額を個人の勘定に拠出する。制度規定に応じて、当該勘定は、固定金利でまたは当行グループの投資リスクを制限するために一定の基礎となる投資の市場変動に参加することにより、増額される。特にドイツでは、制度規定内に保証給付額（例えば、最低でも拠出された金額の支払い）を定めている場合がある。受益者は通常、退職時に、累積勘定残高を一括で受け取るか、年金に変換して受け取るかを選択することができる。この変換は多くの場合、退職時の市況および推定死亡率に基づいて行われる。英国では、当行グループに対する全体的な長期リスク・エクスポージャーを削減する目的で、主要な確定給付年金制度が依然として当該制度に適格な在職中の従業員のために2011年に再設計された。

当行グループではまた、一部の国において退職および解雇手当制度に、ならびに主に米国では多数の在職中の従業員および退職従業員向けのいくつかの退職後医療制度に資金を提供している。退職後医療制度は通常、適格退職者の医療費が所定の免責額を超えた後に、所定の割合を支払うものである。米国では、退職者がメディケアとして適格になった時点で、当行グループが医療費払戻口座に対する拠出を行い、当該退職者は当行グループの医療プログラムに基づく資格を喪失する。当行グループの2015年12月31日および2014年12月31日現在の退職後医療制度の確定給付制度債務はそれぞれ合計196百万ユーロおよび197百万ユーロであった。給付構造と組み合わせると、これらの制度は当行グループに関する限定的なリスクを表している。

以下に示す当行グループの確定給付制度からの給付支払予定額には、従業員の過去および予想される将来の勤務に帰属する給付が含まれており、また当行グループの外部の年金信託より支払われる額と、非積立式制度については当行グループから直接支払われる額の双方が含まれている。

| 単位：百万ユーロ               | ドイツ   | 英国  | 米国  | その他 | 合計    |
|------------------------|-------|-----|-----|-----|-------|
| 2015年度の実際の給付支払額        | 383   | 123 | 85  | 69  | 660   |
| 2016年度の給付支払予定額         | 386   | 86  | 81  | 68  | 621   |
| 2017年度の給付支払予定額         | 398   | 96  | 83  | 66  | 643   |
| 2018年度の給付支払予定額         | 417   | 102 | 82  | 66  | 667   |
| 2019年度の給付支払予定額         | 433   | 111 | 88  | 67  | 699   |
| 2020年度の給付支払予定額         | 448   | 123 | 83  | 65  | 719   |
| 2021年度から2025年度の給付支払予定額 | 2,516 | 776 | 449 | 350 | 4,091 |
| 確定給付制度債務の加重平均期間(年)     | 14    | 20  | 12  | 16  | 16    |

#### 複数事業主制度

当行グループは、ドイツにおいて他の金融機関とともにBVGのメンバーである。BVGは、ドイツにおける適格従業員に対し、当行グループの退職後給付保証を補完するものとして、退職給付を提供している。事業主と従業員の双方が、定期的にBVGへの拠出を行う。BVGは、退職する個人に対して固定額の年金を提供し、制度内において余剰資産が発生した場合には、その固定額は増額される。ドイツの法律では、従業員に当該給付を支給する最終責任は事業主にある。インフレの影響で退職者に対する給付債務が増加することで給付が増額する場合もある。BVGは複数事業主確定給付制度であるが、当行グループでは、当行グループの現従業員および元従業員に関連する資産および負債を識別するのに十分な情報が入手可能でないことから、当該制度

を確定拠出制度として会計処理している。この処理は主に、BVVが制度資産の全額を受益者にも加入企業にも配分しないことによるものである。BVVの直近の開示によると、当該制度には当行グループの将来の拠出に影響を及ぼすような現在の積立不足は存在しない。また、将来発生する制度の積立超過はすべて制度加入者に分配されるため、当行グループの将来の拠出額は減少しない。

確定拠出制度に対する当行グループの費用には、ドイツ・ポストバンクAGによるドイツの郵便局公務員に対する年金積立金への年間拠出額が含まれている。これらの給付に係る負債に対する責任はドイツ政府が負う。

#### ガバナンスおよびリスク

当行グループでは、当行グループの年金および関連リスクを世界的に監視するため、年金リスク委員会を維持している。当該委員会は、四半期毎に開催され、上級管理職報酬委員会に直接報告を行い、年金運営委員会による支援を受けている。

この一環として、当行グループでは、ガバナンスおよびリスク管理（積立、資産配分および数理計算上の仮定の設定等）に関するガイドラインを策定し、維持している。ここでいうリスク管理とは、市場の動き（金利、信用スプレッド、物価インフレ等）、資産投資、規制または法的要件に関連する当行グループのリスクの管理および統制に加え、人口統計上の変化（寿命等）の監視を指す。さらに当行グループは、当行グループの制度資産に影響を与える可能性がある不確実な税務ポジションに関する見積りおよび提供を行っている。これらの見積りを行う上で重要な判断が要求されており、それによって当行グループの最終的な負債が大きく異なる可能性がある。中でも、取得の際および取得後や、外部環境（法令、税制等）の変化がある場合に、一般的な制度の設計や制度改訂の可能性等のトピックが検討される。制度へのいかなる変更も、グループ人事部の承認を要するプロセスを経た上で行われる。年金制度が積立られている範囲で、保有資産は負債リスクの一部を緩和するが、投資リスクを取り込むこととなる。

当行グループの主要な年金諸国において、当行グループの最大の退職後給付制度リスク・エクスポージャーは、信用スプレッド、物価インフレおよび寿命の潜在的変化に関連しているが、これらは採用した投資戦略を通じて一部緩和されている。

全体的に当行グループは、退職後給付の資金調達、規制自己資本および各地域の積立または会計処理の要件による制約に関わるトレードオフのバランスを保ちつつ、当行グループの財政状態に対する市場の変動からの年金の影響の最小化を図っている。当行グループは、この目的のために当行グループが開発した特定の測定基準を使用して、年金リスク・エクスポージャーを定期的に測定している。

#### 積立

当行グループは、確定給付制度債務の大半の資金を積み立てるため、様々な外部の年金信託を継続的に利用している。当行グループの積立方針は、現地の法的要件をすべて満たすことを条件として、確定給付制度債務に対して、債務の90%から100%の範囲の制度資産を維持することである。また当行グループでは、一部の制度については積立を行わないことを決定しているが、その積立アプローチは定期的なレビュー（現地の規制や慣行に変更があった場合等）の対象となる。当行グループの非積立式制度の債務は、貸借対照表に未払計上されている。

外部積立されている確定給付制度の大部分には、最低積立要件が定められている。当行グループは、当行グループの積立方針に基づいて、追加的な制度拠出を決定することができる。英国など、受託者と当行が共同で拠出水準に合意している地域もある。ほとんどの国において、当行グループは、確定給付制度債務に対する制度資産の積立超過からの経済的便益を、主に将来の拠出額の減額の形で得られると見込んでいる。当行グループの主要な積立式確定給付制度においてポジションがほぼ完全に積立されていることおよび採用された投資戦略を考えると、適用され得る最低積立要件が短期的に当行グループを重大で不利な現金逼迫の状況下に置くことはないと思込んでいる。例えば英国および米国の場合、これらの国における主要制度の積立拠出は、2016年度においては、当行グループにとって全体としては重要ではないと見込まれている。ドイツでは一般的に最低積立要件は適用されないが、当行グループは当行グループの積立方針に基づいて、当年度中に当行グループの資産である現金の拠出により支払われた給付に関する補填を、外部の年金信託に対して行うことを検討する予定である。

退職後医療制度については、当行グループは雇用期間にわたって債務を未払計上し、支払期日到来時にグループの資産から給付を行っている。

#### 数理計算の手法および仮定

すべての制度の測定日は12月31日である。すべての制度は、独立した適格保険数理士により予測単位積増方式を用いて評価されている。世界規模での一貫性を確保するために、当行グループの方針において数理計算上の仮定の設定についてのガイドラインを現地保険数理士に提供している。

12月31日現在の確定給付制度債務を算定する上で適用される主要な数理計算上の仮定が、加重平均の形式で以下に示されている。

2015年12月31日現在

|                 | ドイツ                         | 英国                          | 米国 <sup>1</sup>      | その他    |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|--------|
| 割引率(%)          | 2.4                         | 3.9                         | 4.2                  | 2.6    |
| 物価インフレ率(%)      | 1.6                         | 3.4                         | 2.3                  | 2.2    |
| 将来給与水準の名目上昇率(%) | 2.1                         | 4.4                         | 2.3                  | 2.5    |
| 年金支給額の名目上昇率(%)  | 1.5                         | 3.3                         | 2.3                  | 1.1    |
| 仮定された65歳時の余命    |                             |                             |                      |        |
| 測定日現在65歳の男性     | 19.0                        | 23.5                        | 21.8                 | 21.6   |
| 測定日現在65歳の女性     | 23.1                        | 25.0                        | 24.0                 | 24.1   |
| 測定日現在45歳の男性     | 21.6                        | 25.1                        | 23.5                 | 23.4   |
| 測定日現在45歳の女性     | 25.6                        | 26.9                        | 25.6                 | 25.8   |
| 適用した死亡率表        | ホイベックの<br>2005年G<br>ガイドライン表 | SAPS Light表と<br>CMIの2015年予測 | RP2014<br>Aggregate表 | 各国特有の表 |

2014年12月31日現在

|                 | ドイツ                         | 英国                          | 米国 <sup>1</sup>      | その他    |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------|--------|
| 割引率(%)          | 2.0                         | 3.7                         | 3.9                  | 2.3    |
| 物価インフレ率(%)      | 1.5                         | 3.4                         | 2.2                  | 2.0    |
| 将来給与水準の名目上昇率(%) | 2.0                         | 4.4                         | 2.2                  | 2.6    |
| 年金支給額の名目上昇率(%)  | 1.4                         | 3.2                         | 2.2                  | 1.2    |
| 仮定された65歳時の余命    |                             |                             |                      |        |
| 測定日現在65歳の男性     | 18.9                        | 23.7                        | 21.7                 | 21.5   |
| 測定日現在65歳の女性     | 22.9                        | 25.3                        | 23.9                 | 24.1   |
| 測定日現在45歳の男性     | 21.5                        | 25.4                        | 23.4                 | 23.2   |
| 測定日現在45歳の女性     | 25.5                        | 27.1                        | 25.6                 | 25.7   |
| 適用した死亡率表        | ホイベックの<br>2005年G<br>ガイドライン表 | SAPS Light表と<br>CMIの2013年予測 | RP2014<br>Aggregate表 | 各国特有の表 |

1 キャッシュ・バランス制度の付与利率は、米国30年物国債の利回りと一致している。

主要国における当行グループの最も重要な制度に関して、各測定日に使用した割引率は優良社債のイールドカーブ（信頼性の高い第三者のインデックス提供者や格付機関から入手した社債の全世界の情報から算出）を基に設定されており、関連する制度の将来の給付支払いが予測される時期、金額および通貨を反映したものとなっている。社債に関する情報が限定的でデフレーションがより長期の場合は、関連する実際のスワップ・レートやクレジット・スプレッドの仮定値を用いた合理的なイールドカーブ外挿法が適用される。各通貨圏では全制度に対し、当該通貨圏において当行グループ最大規模の制度で適用されている仮定を基に、一貫した割引率を用いている。それ以外の国々の制度の割引率は、必要に応じて、関連する制度の債務と概ね整合したデフレーションをもつ、各測定日現在の各通貨で適用される優良社債または国債の利回りに基づいている。

ユーロ圏および英国における物価インフレの仮定は、各測定日現在のこれらの市場におけるインフレ・スワップ率に基づく、市場のインフレ測定尺度を参照して設定されている。その他の国における物価インフレの仮定は、通常、Consensus Economics Inc.の長期予測に基づいている。

将来給与水準の名目上昇率および年金支給額の上昇率に関する仮定は、必要に応じて、制度ごとに策定される。各制度は、物価インフレの仮定に基づいて、および当行グループの報奨構造または市場ごとの方針ならびに関連する現地の法律および制度特有の要件を反映させることにより、設定される。

その他の仮定としては、死亡率の仮定は、確定給付制度に基づく当行グループの債務を測定する上で重要となる場合がある。これらの仮定は、それぞれの国における現時点での最善の慣行に従い設定されている。将来の潜在的な寿命の改善は考慮され、また必要に応じて含められる。



## 負債および資産の増減の調整表 - 財務諸表に与える影響

| 単位：百万ユーロ                      | 2015年度 |       |       |       |        |
|-------------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|
|                               | ドイツ    | 英国    | 米国    | その他   | 合計     |
| 確定給付制度債務の現在価値の増減：             |        |       |       |       |        |
| 期首残高                          | 11,263 | 4,295 | 1,375 | 1,260 | 18,193 |
| 純損益で認識された確定給付費用               |        |       |       |       |        |
| 当期勤務費用                        | 202    | 30    | 24    | 61    | 317    |
| 利息費用                          | 224    | 170   | 58    | 29    | 481    |
| 過去勤務費用および決済により生じた利得または損失      | 4      | 4     | 0     | 1     | 9      |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用          |        |       |       |       |        |
| 財務上の仮定の変更により生じた<br>数理計算上の差異   | -551   | -143  | -39   | -50   | -783   |
| 人口統計上の仮定の変更により生じた<br>数理計算上の差異 | 0      | -66   | 0     | 0     | -66    |
| 実績により生じた数理計算上の差異              | 22     | -103  | 15    | -9    | -75    |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動            |        |       |       |       |        |
| 制度加入者による拠出額                   | 3      | 0     | 0     | 13    | 16     |
| 給付の支払                         | -383   | -123  | -85   | -69   | -660   |
| 決済に係る支払                       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 取得 / 売却                       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 為替レートの変動                      | 0      | 259   | 159   | 54    | 472    |
| その他 <sup>1</sup>              | -1     | 0     | 0     | 51    | 50     |
| 期末残高                          | 10,783 | 4,323 | 1,507 | 1,341 | 17,954 |
| このうち：                         |        |       |       |       |        |
| 非積立式                          | 2      | 14    | 203   | 114   | 333    |
| 積立式                           | 10,781 | 4,309 | 1,304 | 1,227 | 17,621 |
| 制度資産の公正価値の増減：                 |        |       |       |       |        |
| 期首残高                          | 10,634 | 5,095 | 1,072 | 1,109 | 17,910 |
| 純損益で認識された確定給付費用               |        |       |       |       |        |
| 利息収益                          | 213    | 201   | 45    | 26    | 485    |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用          |        |       |       |       |        |
| 制度資産からの運用収益（利息収益控除後）          | -463   | -152  | -49   | -41   | -705   |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動            |        |       |       |       |        |
| 制度加入者による拠出額                   | 3      | 0     | 0     | 13    | 16     |
| 事業主による拠出額                     | 367    | 2     | 64    | 51    | 484    |
| 給付の支払 <sup>2</sup>            | -383   | -122  | -72   | -47   | -624   |
| 決済に係る支払                       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 取得 / 売却                       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 為替レートの変動                      | 0      | 304   | 124   | 49    | 477    |
| その他 <sup>1</sup>              | 0      | 0     | 0     | 51    | 51     |
| 制度管理費用                        | 0      | -6    | -2    | -1    | -9     |
| 期末残高                          | 10,371 | 5,322 | 1,182 | 1,210 | 18,085 |
| 期末現在の積立状況                     | -412   | 999   | -325  | -131  | 131    |
| 回収不能な積立超過額の増減（資産上限額）          |        |       |       |       |        |
| 期首残高                          | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 利息費用                          | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 回収不能な積立超過額の増減                 | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |

|          |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|---|
| 為替レートの変動 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 期末残高     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

|              |      |     |      |      |                  |
|--------------|------|-----|------|------|------------------|
| 認識された純資産（負債） | -412 | 999 | -325 | -131 | 131 <sup>3</sup> |
|--------------|------|-----|------|------|------------------|

- 1 過去に確定拠出制度会計が適用されたインドの制度にかかる期首残高が含まれる。  
2 積立式制度のみ。  
3 このうち1,161百万ユーロはその他の資産に、1,030百万ユーロはその他の負債に認識された。

| 単位：百万ユーロ                  | 2014年度 |       |       |       |        |
|---------------------------|--------|-------|-------|-------|--------|
|                           | ドイツ    | 英国    | 米国    | その他   | 合計     |
| 確定給付制度債務の現在価値の増減：         |        |       |       |       |        |
| 期首残高                      | 9,487  | 3,588 | 1,136 | 1,022 | 15,233 |
| 純損益で認識された確定給付費用           |        |       |       |       |        |
| 当期勤務費用                    | 163    | 28    | 21    | 53    | 265    |
| 利息費用                      | 330    | 166   | 55    | 35    | 586    |
| 過去勤務費用および決済により生じた利得または損失  | 13     | 1     | 0     | 17    | 31     |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用      |        |       |       |       |        |
| 財務上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異   | 1,883  | 405   | 35    | 184   | 2,507  |
| 人口統計上の仮定の変更により生じた数理計算上の差異 | 0      | 0     | 50    | -1    | 49     |
| 実績により生じた数理計算上の差異          | 26     | -22   | -5    | 6     | 5      |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動        |        |       |       |       |        |
| 制度加入者による拠出額               | 4      | 0     | 0     | 13    | 17     |
| 給付の支払                     | -379   | -79   | -75   | -72   | -605   |
| 決済に係る支払                   | 0      | 0     | 0     | -10   | -10    |
| 取得 / 売却 <sup>1</sup>      | -265   | -57   | 0     | -15   | -337   |
| 為替レートの変動                  | 0      | 265   | 158   | 25    | 448    |
| その他 <sup>2</sup>          | 1      | 0     | 0     | 3     | 4      |
| 期末残高                      | 11,263 | 4,295 | 1,375 | 1,260 | 18,193 |
| このうち：                     |        |       |       |       |        |
| 非積立式                      | 0      | 15    | 197   | 122   | 334    |
| 積立式                       | 11,263 | 4,280 | 1,178 | 1,138 | 17,859 |
| 制度資産の公正価値の増減：             |        |       |       |       |        |
| 期首残高                      | 9,142  | 4,099 | 856   | 921   | 15,018 |
| 純損益で認識された確定給付費用           |        |       |       |       |        |
| 利息収益                      | 322    | 189   | 41    | 32    | 584    |
| その他の包括利益で認識された確定給付費用      |        |       |       |       |        |
| 制度資産からの運用収益（利息収益控除後）      | 1,334  | 621   | 44    | 126   | 2,125  |
| キャッシュ・フローおよびその他の変動        |        |       |       |       |        |
| 制度加入者による拠出額               | 4      | 0     | 0     | 13    | 17     |
| 事業主による拠出額                 | 449    | 3     | 76    | 46    | 574    |
| 給付の支払 <sup>3</sup>        | -378   | -78   | -65   | -39   | -560   |
| 決済に係る支払                   | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 取得 / 売却 <sup>1</sup>      | -238   | -43   | 0     | -14   | -295   |
| 為替レートの変動                  | 0      | 307   | 122   | 24    | 453    |
| その他                       | 0      | 0     | 0     | 0     | 0      |
| 制度管理費用                    | -1     | -3    | -2    | 0     | -6     |
| 期末残高                      | 10,634 | 5,095 | 1,072 | 1,109 | 17,910 |

|                      |      |     |      |      |                   |
|----------------------|------|-----|------|------|-------------------|
| 期末現在の積立状況            | -629 | 800 | -303 | -151 | -283              |
| 回収不能な積立超過額の増減（資産上限額） |      |     |      |      |                   |
| 期首残高                 | 0    | 0   | 0    | -29  | -29               |
| 利息費用                 | 0    | 0   | 0    | -1   | -1                |
| 回収不能な積立超過額の増減        | 0    | 0   | 0    | 30   | 30                |
| 期末残高                 | 0    | 0   | 0    | 0    | 0                 |
| 認識された純資産（負債）         | -629 | 800 | -303 | -151 | -283 <sup>4</sup> |

1 BHF Bank、Tilney。

2 小規模な制度の初度適用にかかる期首残高が含まれる。

3 積立式制度のみ。

4 このうち952百万ユーロはその他の資産に、1,235百万ユーロはその他の負債に認識された。

当行グループに係る補填の権利はない。

## 投資戦略

当行グループの投資目標は、確定給付年金制度の積立状況の変動が主要な財務指標に及ぼす不利な影響から当行グループを保護することであり、当該制度のIFRSに基づく積立状況に免疫性を持たせることを主眼としているが、規制自己資本および各地域の損益勘定などの他の指標に当該制度が及ぼす影響も考慮している。投資権限には、関連する投資ベンチマークに関して、デュレーション・ミスマッチおよび資産クラスの多様化を通じてリスク負担を負うことが許されている。

主要な確定給付制度のIFRSに基づく積立状況に免疫性を持たせるという最重要目標を達成するために、当行グループは年金負債対応投資（LDI）アプローチを適用している。関連するトレードオフのバランスを保つことで、資本市場の変動による確定給付制度債務の現在価値の変動と制度資産の変動のミスマッチから生じるリスクが最小化される。これは、制度負債の金利、信用スプレッドおよびインフレに対するマーケット・リスク・ファクター・エクスポージャーと密接にマッチするよう制度資産を配分することで達成される。これにより、制度資産は年金債務の基礎となるリスク・プロファイルおよび通貨を広く反映したものになる。全面的なLDIアプローチが当行グループの全体的な財政状態において重要なその他の主要財務指標に悪影響を与える可能性がある年金制度に関しては、当行グループはこの主要投資戦略から逸脱する可能性がある。2015年度において、当行グループは、ドイツの主な年金制度資産に係る投資戦略を、金利ヘッジおよびクレジット・スプレッド・ヘッジを減らすことで、一時的に調整することを決定した。当行グループは、主要な投資戦略からの逸脱を注意深く監視しており、LDIアプローチからの逸脱を定期的に確実に監視するためのガバナンスの仕組みをしいている。

これらのリスクに関する望ましいヘッジ・レベルが現物金融商品（社債や国債）で達成できない場合には、デリバティブが用いられる。デリバティブ・オーバーレイには、主に金利およびインフレ・スワップが含まれる。また、クレジット・デフォルト・スワップや金利先物等の他の商品も用いられる。実際には、完全にヘッジされたアプローチは、例えば超長期の社債は市場の厚みが不十分であること、ならびに流動性およびコストの検討から、現実的ではない。そのため制度資産には、エクイティ、不動産、高利回り債または新興市場債といった、長期収益の向上および分散効果を生み出すためのさらなる資産区分が含まれている。

主要資産クラスへの制度資産の配分

以下の表では、主要資産クラスに対する当行グループの積立式確定給付制度の資産配分を示している。(すなわち、エクスポージャーには個々に管理されたポートフォリオ内の現物有価証券および制度資産の投資に使用された合同運用ファンドの基礎となる資産配分が含まれる。)

以下の表の資産の金額は、「相場価格のある」資産(すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産。活発で流動性の高い市場における相場価格から公正価値が直接決定できる市場への投資額)および「その他」の資産(IFRS第13号に基づくレベル2およびレベル3の資産)の双方を含んでいる。

| 単位：百万ユーロ             | 2015年12月31日現在 |       |       |       |        | 2014年12月31日現在 |       |       |       |        |
|----------------------|---------------|-------|-------|-------|--------|---------------|-------|-------|-------|--------|
|                      | ドイツ           | 英国    | 米国    | その他   | 合計     | ドイツ           | 英国    | 米国    | その他   | 合計     |
| 現金および現金同等物           | 1,230         | 138   | 27    | 86    | 1,481  | 1,056         | 102   | 25    | 68    | 1,251  |
| 資本性金融商品 <sup>1</sup> | 961           | 648   | 113   | 272   | 1,994  | 134           | 560   | 108   | 208   | 1,010  |
| 投資適格債 <sup>2</sup>   |               |       |       |       |        |               |       |       |       |        |
| 国債                   | 3,659         | 1,918 | 524   | 287   | 6,388  | 3,517         | 1,502 | 400   | 255   | 5,674  |
| 民間債                  | 4,271         | 2,456 | 400   | 346   | 7,473  | 5,731         | 2,035 | 447   | 358   | 8,571  |
| 投資不適格債               |               |       |       |       |        |               |       |       |       |        |
| 国債                   | 125           | 0     | 0     | 11    | 136    | 54            | 0     | 0     | 14    | 68     |
| 民間債                  | 277           | 79    | 8     | 19    | 383    | 215           | 109   | 12    | 30    | 366    |
| 仕組み商品                | 35            | 259   | 45    | 12    | 351    | 14            | 389   | 42    | 29    | 474    |
| 保険                   | 1             | 0     | 0     | 14    | 15     | 0             | 0     | 0     | 17    | 17     |
| オルタナティブ              |               |       |       |       |        |               |       |       |       |        |
| 不動産                  | 189           | 137   | 0     | 39    | 365    | 114           | 117   | 0     | 35    | 266    |
| コモディティ               | 0             | 7     | 0     | 8     | 15     | 25            | 0     | 0     | 2     | 27     |
| プライベート・エクイティ         | 51            | 0     | 0     | 0     | 51     | 51            | 0     | 0     | 0     | 51     |
| その他                  | 347           | 38    | 0     | 100   | 485    | 56            | 0     | 0     | 33    | 89     |
| デリバティブ(時価)           |               |       |       |       |        |               |       |       |       |        |
| 金利                   | -811          | -60   | 65    | 21    | -785   | 482           | 409   | 38    | 73    | 1,002  |
| クレジット                | -11           | 0     | 0     | 0     | -11    | -27           | -1    | 0     | -1    | -29    |
| インフレ                 | 0             | -245  | 0     | -8    | -253   | -763          | -214  | 0     | -12   | -989   |
| 為替                   | 42            | -6    | 0     | 2     | 38     | -51           | 40    | 0     | -1    | -12    |
| その他                  | 5             | -47   | 0     | 1     | -41    | 26            | 47    | 0     | 1     | 74     |
| 制度資産の公正価値合計          | 10,371        | 5,322 | 1,182 | 1,210 | 18,085 | 10,634        | 5,095 | 1,072 | 1,109 | 17,910 |

1 株式エクスポージャーの配分は概ね、各市場における代表的な指数に沿っている(例：英国の退職給付制度の株式ポートフォリオのベンチマークはMSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス)。

2 投資適格とはBBB以上を指す。当行グループの主要制度における平均信用格付エクスポージャーはA格付程度である。

以下の表は、「相場価格のある」資産（すなわち、IFRS第13号に基づくレベル1の資産）に限定して投資された、当行グループの積立式確定給付制度資産を示したものである。

| 単位：百万ユーロ               | 2015年12月31日現在 |       |     |     |       | 2014年12月31日現在 |       |     |     |       |
|------------------------|---------------|-------|-----|-----|-------|---------------|-------|-----|-----|-------|
|                        | ドイツ           | 英国    | 米国  | その他 | 合計    | ドイツ           | 英国    | 米国  | その他 | 合計    |
| 現金および現金同等物             | 1,209         | 138   | 29  | 68  | 1,444 | 1,056         | 100   | 14  | 50  | 1,220 |
| 資本性金融商品                | 961           | 648   | 113 | 272 | 1,994 | 131           | 560   | 108 | 206 | 1,005 |
| 投資適格債                  |               |       |     |     |       |               |       |     |     |       |
| 国債                     | 1,883         | 1,917 | 522 | 183 | 4,505 | 2,255         | 1,502 | 0   | 182 | 3,939 |
| 民間債                    | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 26            | 1,887 | 0   | 84  | 1,997 |
| 投資不適格債                 |               |       |     |     |       |               |       |     |     |       |
| 国債                     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 0             | 0     | 0   | 14  | 14    |
| 民間債                    | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 78            | 97    | 0   | 3   | 178   |
| 仕組み商品                  | 0             | 259   | 0   | 11  | 270   | 0             | 368   | 0   | 29  | 397   |
| 保険                     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     |
| オルタナティブ                |               |       |     |     |       |               |       |     |     |       |
| 不動産                    | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 9             | 68    | 0   | 0   | 77    |
| コモディティ                 | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     |
| プライベート・エクイティ           | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     |
| その他                    | 108           | 0     | 0   | 6   | 114   | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     |
| デリバティブ（時価）             |               |       |     |     |       |               |       |     |     |       |
| 金利                     | 0             | 0     | 17  | -1  | 16    | 0             | 0     | 0   | 13  | 13    |
| クレジット                  | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | -27           | -1    | 0   | 0   | -28   |
| インフレ                   | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     | 0             | 0     | 0   | -3  | -3    |
| 為替                     | 42            | -6    | 0   | 2   | 38    | 0             | 40    | 0   | 0   | 40    |
| その他                    | 5             | 0     | 0   | 1   | 6     | 0             | 0     | 0   | 0   | 0     |
| 相場価格のある制度資産の<br>公正価値合計 | 4,208         | 2,956 | 681 | 542 | 8,387 | 3,528         | 4,621 | 122 | 578 | 8,849 |

上記以外の資産はすべて「その他」の資産に投資されており、その大半はIFRS第13号に基づくレベル2の資産（主に投資適格社債）に投資されている。全体的に比較的小規模な要素がIFRS第13号に基づくレベル3の資産に分類されており、これらは主に不動産、保険契約およびデリバティブ契約である。

以下の表は、確定給付制度の「相場価格のある」資産とそれ以外の資産への資産配分を、投資された主要地域別に示したものである。

| 2015年12月31日現在   |       |       |       |                    |            |      |        |
|-----------------|-------|-------|-------|--------------------|------------|------|--------|
| 単位：百万ユーロ        | ドイツ   | 英国    | 米国    | その他<br>ユーロ圏        | その他<br>先進国 | 新興市場 | 合計     |
| 現金および現金同等物      | 35    | 147   | 66    | 1,183              | 26         | 24   | 1,481  |
| 資本性金融商品         | 256   | 137   | 859   | 236                | 375        | 131  | 1,994  |
| 国債<br>(投資適格以上)  | 1,842 | 1,895 | 535   | 1,446              | 209        | 461  | 6,388  |
| 国債<br>(投資不適格)   | 0     | 0     | 0     | 4                  | 4          | 128  | 136    |
| 民間債<br>(投資適格以上) | 427   | 1,838 | 2,184 | 2,081 <sup>1</sup> | 864        | 79   | 7,473  |
| 民間債<br>(投資不適格)  | 19    | 48    | 168   | 107                | 29         | 12   | 383    |
| 仕組み商品           | 34    | 219   | 42    | 39                 | 16         | 1    | 351    |
| 小計              | 2,613 | 4,284 | 3,854 | 5,096              | 1,523      | 836  | 18,206 |
| 割合(%)           | 14    | 24    | 21    | 28                 | 8          | 5    | 100    |
| その他の資産区分        |       |       |       |                    |            |      | -121   |
| 制度資産の公正価値       |       |       |       |                    |            |      | 18,085 |

1 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

| 2014年12月31日現在   |       |       |       |                    |            |       |        |
|-----------------|-------|-------|-------|--------------------|------------|-------|--------|
| 単位：百万ユーロ        | ドイツ   | 英国    | 米国    | その他<br>ユーロ圏        | その他<br>先進国 | 新興市場  | 合計     |
| 現金および現金同等物      | 1,052 | 106   | 57    | 7                  | 9          | 20    | 1,251  |
| 資本性金融商品         | 75    | 84    | 415   | 174                | 168        | 94    | 1,010  |
| 国債<br>(投資適格以上)  | 2,089 | 1,457 | 628   | 933                | 82         | 485   | 5,674  |
| 国債<br>(投資不適格)   | 0     | 0     | 0     | 0                  | 0          | 68    | 68     |
| 民間債<br>(投資適格以上) | 473   | 1,644 | 2,302 | 3,106 <sup>1</sup> | 688        | 358   | 8,571  |
| 民間債<br>(投資不適格)  | 18    | 76    | 91    | 132                | 17         | 32    | 366    |
| 仕組み商品           | 14    | 409   | 36    | 13                 | 2          | 0     | 474    |
| 小計              | 3,721 | 3,776 | 3,529 | 4,365              | 966        | 1,057 | 17,414 |
| 割合(%)           | 21    | 22    | 20    | 25                 | 6          | 6     | 100    |
| その他の資産区分        |       |       |       |                    |            |       | 496    |
| 制度資産の公正価値       |       |       |       |                    |            |       | 17,910 |

1 この金額の大半がフランス、イタリアおよびオランダの社債関連である。

2015年12月31日現在の制度資産には、時価が約マイナス793百万ユーロのグループ企業とのデリバティブ取引が含まれている。制度資産の公正価値には、当行グループが発行した重要な金額の有価証券も、当行グループの資産に対するその他の債権も含まれていない。制度資産には、当行グループで使用している不動産は一切含まれていない。

#### 主要なリスク感応度

当行グループの確定給付制度債務は、資本市場の状況や数理計算上の仮定の変更による影響を受けやすい。資本市場の変動および主要な仮定の変更への感応度が以下の表に示されている。各市場リスク要素や仮定は単独で変更されている。確定給付債務の感応度は、各仮定に関する制度のデュレーションに基づき、幾何学的な外挿法を用いて概算されている。デュレーションは、基礎となる仮定の変更に対する債務の幅広い感応度を示し、それらの仮定における小規模から中規模の変更に関する合理的な近似値を表すリスク測定尺度の一つである。

例えば、割引率デュレーションは、各制度の現地の保険数理士から提供された情報に基づき、割引率の変更に対する確定給付制度債務の変動より得られる。結果として得られたデュレーションは、割引率の変更によって生じる負債の再測定損失または利得の見積りに用いられる。他の仮定に関しても、各感応度の結果を得るために類似のアプローチが用いられる。

当行グループがLDIアプローチを適用している確定給付年金制度では、資本市場の状況が数理計算上の仮定（主に割引率と物価インフレ率）を通して制度債務および制度資産に影響を及ぼす。そのため、主要な資本市場の変動に関連した当行グループ

のリスク・エクスポージャーに関する理解を助けるため、関連する市場リスク要素または基礎となる数理計算上の仮定の変動による確定給付制度債務および制度資産の変動の純影響額が示されている。制度資産に影響しない数理計算上の仮定の変更への感応度については、確定給付制度債務への影響のみが表示されている。

当行グループの主要制度の資産関連の感応度は、当行グループのマーケット・リスク管理機能が決定したリスク感応度要因を用いて算出される。これらの感応度は、当該制度の投資マネージャーから提供された情報に基づいて計算され、基礎となるリスク要素が変動した場合の、制度資産の時価の予想変動額を反映させるために線形外挿される。

感応度は、資本市場の変動や主要な数理計算上の仮定における長期間にわたる妥当で起こり得る変動を示している。当行グループはこうした資本市場または仮定の変動の可能性について見解を示す立場にはない。これらの感応度は、表示されている変動に関する積立状況への全般的な影響を示してはいるが、その影響の重要性や合理的に可能な代替的仮定値の範囲は、総計の結果を構成するさまざまな制度の間で異なる場合がある。制度資産や制度債務は類似のリスク要素に影響を受けやすいものの、市場のリスク要素と数理計算上の仮定の相関関係が不完全であるために、実際の制度資産と制度債務の変動が完全にお互いを相殺しない可能性がある。資本市場の状況や主要な数理計算上の仮定の変更が積立状況全般に及ぼし得る非線形の影響から、これら感応度を外挿する場合には注意が必要である。退職後確定給付制度における固有のリスクを軽減するために取り得る経営陣の措置は、これら感応度に反映されていない。

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年12月31日現在 |        |      |      | 2014年12月31日現在 |      |      |      |
|--------------------------------|---------------|--------|------|------|---------------|------|------|------|
|                                | ドイツ           | 英国     | 米国   | その他  | ドイツ           | 英国   | 米国   | その他  |
| 割引率 (-100bp) :                 |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の増加額 (-)                    | -1,610        | -920   | -90  | -215 | -1,740        | -950 | -90  | -220 |
| 制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>    | 660           | 1,025  | 80   | 125  | 1,525         | 925  | 75   | 115  |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | -950          | 105    | -10  | -90  | -215          | -25  | -15  | -105 |
| 割引率 (+100bp) :                 |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の減少額 (+)                    | 1,395         | 760    | 85   | 180  | 1,505         | 775  | 85   | 180  |
| 制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>    | -660          | -1,025 | -80  | -125 | -1,525        | -925 | -75  | -115 |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | 735           | -265   | 5    | 55   | -20           | -150 | 10   | 65   |
| 信用スプレッド (-100bp) :             |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の増加額 (-)                    | -1,610        | -920   | -190 | -230 | -1,740        | -950 | -180 | -230 |
| 制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>    | 465           | 250    | 50   | 40   | 880           | 225  | 45   | 40   |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | -1,145        | -670   | -140 | -190 | -860          | -725 | -135 | -190 |
| 信用スプレッド (+100bp) :             |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の減少額 (+)                    | 1,395         | 760    | 170  | 190  | 1,505         | 775  | 160  | 190  |
| 制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>    | -465          | -250   | -50  | -40  | -880          | -225 | -45  | -40  |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | 930           | 510    | 120  | 150  | 625           | 550  | 115  | 150  |
| 物価インフレ率 (-50bp) : <sup>2</sup> |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の減少額 (+)                    | 305           | 340    | 0    | 50   | 350           | 330  | 0    | 75   |
| 制度資産の予想減少額 (-) <sup>1</sup>    | -215          | -355   | 0    | -10  | -245          | -290 | 0    | -10  |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | 90            | -15    | 0    | 40   | 105           | 40   | 0    | 65   |
| 物価インフレ率 (+50bp) : <sup>2</sup> |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の増加額 (-)                    | -315          | -370   | 0    | -55  | -365          | -355 | 0    | -80  |
| 制度資産の予想増加額 (+) <sup>1</sup>    | 215           | 355    | 0    | 10   | 245           | 290  | 0    | 10   |
| 積立状況への予想純影響額<br>(増加(+)/減少(-))  | -100          | 15     | 0    | -45  | -120          | -65  | 0    | -70  |
| 将来給与水準の実質上昇率 (-50bp) :         |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の減少額 (+)                    | 70            | 15     | 0    | 15   | 80            | 15   | 0    | 15   |
| 将来給与水準の実質上昇率 (+50bp) :         |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の増加額 (-)                    | -70           | -15    | 0    | -15  | -80           | -15  | 0    | -15  |
| 寿命の10%の改善: <sup>3</sup>        |               |        |      |      |               |      |      |      |
| DB0の増加額 (-)                    | -260          | -110   | -25  | -25  | -275          | -85  | -25  | -20  |

- 1 制度資産の公正価値において予想される変動には、制度資産の公正価値合計額の99%超をカバーするドイツ、英国、米国、チャンネル諸島、スイス、オランダおよびベルギー内の最大規模の制度からのシミュレートされた影響額が含まれている。この表示においては、それ以外の制度の公正価値には変動がないと仮定している。
- 2 物価インフレの仮定にリンクする範囲で年金支払額の名目上昇率の変動への感応度を組み込んでいる。
- 3 全体的な平均余命が約1年増加したのと同等と見積られている。



## 予想キャッシュ・フロー

以下の表は、積立式制度に関する当行グループの外部の年金信託への拠出、非積立式制度に関する受益者への直接支払い、および確定拠出制度への拠出を含む、2016年度の退職後給付に関する予想キャッシュ・フローを示している。

| 単位：百万ユーロ                | 2016年度 |
|-------------------------|--------|
|                         | 合計     |
| 以下に対する予想拠出額             |        |
| 確定給付制度資産                | 275    |
| BVV                     | 55     |
| ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金  | 95     |
| その他確定拠出制度               | 265    |
| 非積立式確定給付制度に関する予想給付支払額   | 30     |
| 退職後給付に関連する予想キャッシュ・フロー合計 | 720    |

## 従業員給付費用

以下の表は、IAS第19号およびIFRS第2号の規定にそれぞれ基づく特定の費用の内訳を示している。

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 確定給付制度費用：                      |        |        |        |
| 勤務費用                           | 326    | 296    | 261    |
| 純利息費用（収益）                      | -4     | 3      | 10     |
| 確定給付制度費用合計                     | 322    | 299    | 271    |
| 確定拠出制度費用：                      |        |        |        |
| BVV                            | 53     | 51     | 51     |
| ポストバンクの郵便局公務員に対する年金積立金         | 95     | 97     | 97     |
| その他の確定拠出制度                     | 264    | 228    | 221    |
| 確定拠出制度費用合計                     | 412    | 376    | 369    |
| 退職後給付制度費用合計                    | 734    | 675    | 640    |
| 強制加入のドイツ社会保障年金制度に対する事業主の拠出額    | 231    | 229    | 230    |
| 株式に基づく報酬費用（株式決済型） <sup>1</sup> | 816    | 860    | 918    |
| 株式に基づく報酬費用（現金決済型） <sup>1</sup> | 15     | 11     | 29     |
| 現金定着制度に関する費用 <sup>1</sup>      | 738    | 815    | 811    |
| 退職金の支払いに関する費用 <sup>2</sup>     | 184    | 205    | 274    |

1 新規雇用報償に関する費用および当行グループの再構築費用の一部として認識された金額を含む雇用終了による未償却の費用の前倒しを含む。

2 未償却の繰延報酬報償に関する費用の前倒しを除く。

## 法人所得税

| 単位：百万ユーロ                        | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|---------------------------------|--------|--------|--------|
| 当期税金費用（ベネフィット）：                 |        |        |        |
| 当年度税金費用（ベネフィット）                 | 1,385  | 764    | 913    |
| 過年度修正                           | 277    | -12    | 41     |
| 当期税金費用（ベネフィット）合計                | 1,662  | 752    | 954    |
| 繰延税金費用（ベネフィット）：                 |        |        |        |
| 一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除の発生<br>および解消 | -378   | 644    | 7      |
| 税法および／または税率改正の影響                | 140    | 44     | 35     |
| 過年度修正                           | -749   | -15    | -221   |
| 繰延税金費用（ベネフィット）合計                | -987   | 673    | -179   |
| 法人所得税費用（ベネフィット）合計               | 675    | 1,425  | 775    |

法人所得税費用には、保険契約者利益に帰属する保険契約者税（2015年度では法人所得税ベネフィットが0.4百万ユーロ、2014年度では法人所得税費用が2百万ユーロおよび2013年度では法人所得税費用が23百万ユーロ）が含まれている。

当期税金費用合計には、過年度において未認識であった欠損金、税額控除および将来減算一時差異からのベネフィットが含まれており、これらは2015年度の当期税金費用を3百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2014年度および2013年度の当期税金費用がそれぞれ5百万ユーロおよび3百万ユーロ減少した。

繰延税金ベネフィット合計には、過年度において未認識であった欠損金（税額控除／将来減算一時差異）からのベネフィット、過年度に行われた繰延税金資産の評価減の戻入および繰延税金資産の評価減から生じた費用が含まれており、これらは2015年度の繰延税金ベネフィットを187百万ユーロ減少させた。これらの影響により、2014年度の繰延税金費用が303百万ユーロ減少し、2013年度の繰延税金ベネフィットが237百万ユーロ増加した。

## ドイツ法定（内国）法人所得税率を適用する場合の金額と実際の法人所得税費用との差異

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 内国法人所得税率31%による予想税金費用           | -1,890 | 966    | 451    |
| 外国税率差異                         | -157   | 88     | 154    |
| 有価証券およびその他の収益に係る非課税所得          | -345   | -371   | -337   |
| 持分法適用投資による損失（利益）               | -21    | -93    | -84    |
| 減算不能費用                         | 1,288  | 649    | 571    |
| のれんの減損                         | 1,407  | 0      | 0      |
| 繰延税金資産の認識および測定の変更 <sup>1</sup> | 184    | -308   | -240   |
| 税法および／または税率改正の影響               | 140    | 44     | 35     |
| 株式に基づく報酬に関連する影響                | -5     | 78     | -5     |
| 保険契約者税の影響                      | 0      | -2     | 23     |
| その他 <sup>1</sup>               | 74     | 374    | 207    |
| 実際の法人所得税費用（ベネフィット）             | 675    | 1,425  | 775    |

<sup>1</sup> 過年度に関連した当期および繰延税金費用／（ベネフィット）については、主に「繰延税金資産の認識および測定の変更」および「その他」の項目に反映されている。

当行グループは、引き続き様々な管轄区域の税務当局による調査を受けている。上表の2015年度、2014年度および2013年度の「その他」は主に、税務当局によるこれらの調査の影響が含まれている。

2015年度、2014年度および2013年度の繰延税金資産・負債の計算に用いられた法人税、連帯付加税および営業税を含む内国法人所得税率は31%であった。

## 資本（その他の包括利益／資本剰余金）に借方計上または貸方計上された法人所得税

| 単位：百万ユーロ              | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|
| 確定給付制度に関連する数理計算上の差益／損 | -213   | 407    | 58     |

|                             |      |      |      |
|-----------------------------|------|------|------|
| 売却可能金融資産：                   |      |      |      |
| 期中未実現純利得 / 損失               | 104  | -457 | -21  |
| 純損益に振り替えられた純利得 / 損失         | 10   | 5    | 103  |
| キャッシュ・フロー・ヘッジ目的のデリバティブ：     |      |      |      |
| 期中未実現純利得 / 損失               | 3    | -7   | -58  |
| 純損益に振り替えられた純利得 / 損失         | -6   | -146 | -10  |
| その他の資本の変動：                  |      |      |      |
| 期中未実現純利得 / 損失               | -90  | -68  | -175 |
| 純損益に振り替えられた純利得 / 損失         | -2   | 1    | 1    |
| その他の包括利益に（借方計上）貸方計上された法人所得税 | -194 | -265 | -102 |
| 資本に（借方計上）貸方計上されたその他の法人所得税   | 72   | -21  | 65   |

## 当行グループの繰延税金資産・負債（総額）の主要な内訳

| 単位：百万ユーロ      | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|---------------|---------------|---------------|
| 繰延税金資産：       |               |               |
| 繰越欠損金         | 3,477         | 2,785         |
| 繰越税額控除        | 215           | 192           |
| 将来減算一時差異：     |               |               |
| トレーディング業務     | 7,748         | 8,454         |
| 土地建物および設備     | 468           | 459           |
| その他の資産        | 1,640         | 2,382         |
| 有価証券評価        | 92            | 93            |
| 貸倒引当金         | 982           | 1,020         |
| その他の引当金       | 1,310         | 811           |
| その他の負債        | 1,028         | 838           |
| 繰延税金資産合計（相殺前） | 16,960        | 17,034        |
| 繰延税金負債：       |               |               |
| 将来加算一時差異：     |               |               |
| トレーディング業務     | 7,446         | 7,746         |
| 土地建物および設備     | 64            | 52            |
| その他の資産        | 954           | 832           |
| 有価証券評価        | 523           | 1,628         |
| 貸倒引当金         | 50            | 71            |
| その他の引当金       | 351           | 233           |
| その他の負債        | 556           | 782           |
| 繰延税金負債合計（相殺前） | 9,944         | 11,344        |

## 繰延税金資産および負債（相殺後）

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| 繰延税金資産として表示 | 7,762         | 6,865         |
| 繰延税金負債として表示 | 746           | 1,175         |
| 繰延税金資産純額    | 7,016         | 5,690         |

繰延税金資産および繰延税金負債の残高の変動は、繰延税金費用ノ（ベネフィット）と一致していない。これは、(1)資本に直接計上された繰延税金、(2)ユーロ以外の通貨建税金資産および負債に対する為替レート変動の影響、(3)通常の活動の一環としての企業の取得および処分、および(4)その他の資産および負債の一項目として貸借対照表に表示されている繰延税金資産および負債の分類の変更起因している。

## 繰延税金資産が認識されなかった項目

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 <sup>1</sup> | 2014年12月31日現在 <sup>1</sup> |
|----------|----------------------------|----------------------------|
| 将来減算一時差異 | -277                       | -314                       |
| 無期限      | -4,372                     | -3,745                     |
| 翌期に期限到来  | -2                         | -4                         |
| 翌期後に期限到来 | -1,067                     | -1,334                     |
| 繰越欠損金    | -5,441                     | -5,083                     |
| 翌期後に期限到来 | -95                        | -88                        |
| 繰越税額控除   | -97                        | -88                        |

<sup>1</sup> 表中の金額は、連邦法人所得税目的の将来減算一時差異、繰越欠損金および繰越税額控除を参照している。

繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの将来課税所得を稼得する可能性が低いいため、これらの項目について繰延税金資産は認識されなかった。

2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行グループは、当期または前期に損失に陥った企業において、繰延税金負債を超過する繰延税金資産をそれぞれ50億ユーロおよび55億ユーロ認識した。これは、各企業が繰越欠損金、繰越税額控除および将来減算一時差異を解消できるだけの課税所得を稼得する可能性が高いとする経営陣の評価に基づいている。一般的に、繰延税金資産として認識する金額を決定する際に、経営陣は、過去の収益性に関する情報、および、関連があれば、承認された事業計画（税法上の繰越期間、タックス・プランニングの実現可能性およびその他の関連検討事項のレビューを含む。）に基づく営業成績の見通しを用いている。

当行グループは、2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行グループの親会社による子会社、支店および関連会社に対する投資ならびに共同支配企業に対する持分に関連する一時差異をそれぞれ93百万ユーロおよび134百万ユーロ有しており、これらに関して繰延税金負債は認識されなかった。

37 -

## デリバティブ

## デリバティブ金融商品およびヘッジ活動

当行グループが利用するデリバティブ契約には、スワップ、先物、先渡、オプションおよびその他類似のタイプの契約が含まれる。通常の事業活動の過程において、当行グループは、トレーディング目的およびリスク管理目的の双方で多様なデリバティブ取引を締結している。デリバティブ商品の利用における当行グループの目的は、顧客のリスク管理ニーズを満たすことおよび当行グループのリスクに対するエクスポージャーを管理することである。

注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された当行グループのデリバティブおよびヘッジ会計に関連する会計方針に従い、すべてのデリバティブは、トレーディングまたはトレーディング以外のいずれの目的で保有されているかにかかわらず、公正価値で貸借対照表に計上されている。

## トレーディング目的で保有するデリバティブ セールス・アンド・トレーディング

当行グループのデリバティブ取引の大半は、セールス・アンド・トレーディング活動に関連している。セールス活動には、顧客が現在または将来のリスクを負担、移転、変更または減少させるためのデリバティブ商品の構築およびマーケティングが含まれる。トレーディングには、マーケット・メーカー、ポジショニングおよび裁定取引活動が含まれる。マーケット・メーカーには、スプレッドおよび出来高に基づく収益を生み出すための、他の市場参加者に対する買呼値および売呼値の提示が含まれる。ポジショニングは、価格、レートまたは指標の有利な変動から利益を得ることを見越したリスク・ポジションの管理を意味する。裁定取引には、市場および商品間の価格差の識別およびその価格差から利益を得ることが含まれる。

## リスク管理

当行グループは、資産負債管理の一環として、マーケット・リスクに対するエクスポージャーを減少させるためにデリバティブを利用する。これは、固定利付金融商品の特定ポートフォリオおよび予定取引をヘッジするデリバティブの締結、ならびに貸借対照表全体のエクスポージャーに対する戦略的ヘッジにより達成される。当行グループは金利リスクを、とりわけデリバティブ契約を利用することにより積極的に管理している。デリバティブ金融商品の利用度は、所定の限度枠内で、市況の変化や関連する資産および負債の特性および組み合わせの変化に対応して、随時変更される。

## ヘッジ会計に適格なデリバティブ

デリバティブが注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載された特定の基準を満たす場合、当行グループはヘッジ会計を適用している。

## 公正価値ヘッジ会計

当行グループは、市場金利の変動による固定利付金融商品の公正価値の変動に備えるため、主に金利スワップおよびオプションを用いて公正価値ヘッジを行っている。

| 単位：百万ユーロ             | 2015年12月31日現在 |     | 2014年12月31日現在 |       |
|----------------------|---------------|-----|---------------|-------|
|                      | 資産            | 負債  | 資産            | 負債    |
| 公正価値ヘッジとして保有するデリバティブ | 2,671         | 986 | 3,679         | 2,136 |

2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、それぞれ11億ユーロの損失、10億ユーロの利得および24億ユーロの損失が、ヘッジ手段に関して認識された。同期間におけるヘッジ対象の損益（ヘッジ対象リスクに起因）は、それぞれ10億ユーロの利得、13億ユーロの損失および17億ユーロの利得であった。

## キャッシュ・フロー・ヘッジ会計

当行グループは、金利および株式の変動に対するエクスポージャーに備えるため、金利スワップおよび株式指標スワップを用いてキャッシュ・フロー・ヘッジを行っている。

| 単位：百万ユーロ                   | 2015年12月31日現在 |    | 2014年12月31日現在 |    |
|----------------------------|---------------|----|---------------|----|
|                            | 資産            | 負債 | 資産            | 負債 |
| キャッシュ・フロー・ヘッジとして保有するデリバティブ | 239           | 0  | 234           | 0  |

| ヘッジ対象キャッシュ・フローの発生が見込まれる期間およびこれらが損益計算書に影響を与えると見込まれる期間 | 1年以内 | 1年から3年 | 3年から5年 | 5年超 |
|--|------|--------|--------|-----|
| 単位：百万ユーロ   |      |        |        |     |
| 2015年12月31日現在  |      |        |        |     |
| 資産からのキャッシュ・インフロー                                     | 32   | 49     | 0      | 0   |
| 負債からのキャッシュ・アウトフロー                                    | -20  | -33    | -26    | -15 |
| 2015年度の正味キャッシュ・フロー                                   | 12   | 16     | -26    | -15 |
| 2014年12月31日現在  |      |        |        |     |
| 資産からのキャッシュ・インフロー                                     | 23   | 35     | 5      | 0   |
| 負債からのキャッシュ・アウトフロー                                    | -21  | -35    | -28    | -25 |
| 2014年度の正味キャッシュ・フロー                                   | 2    | 0      | -23    | -25 |

#### キャッシュ・フロー・ヘッジ残高

| 単位：百万ユーロ              | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 | 2013年12月31日現在 |
|-----------------------|---------------|---------------|---------------|
| 資本への計上額 <sup>1</sup>  | 138           | 118           | -215          |
| このうち、終了したプログラム関連      | -14           | -15           | -16           |
| 当該終了年度に資本に計上された利得（損失） | 1             | -6            | 91            |
| 当該終了年度に資本から除かれた利得（損失） | -20           | -339          | -35           |
| 純損益に計上された非有効部分        | -1            | -3            | 1             |

<sup>1</sup> 「資本への計上額」は、連結包括利益計算書に表示されているその他の包括利益累計額を参照している。

2015年12月31日現在、キャッシュ・フロー・ヘッジの最長期日は2022年である。

#### 純投資ヘッジ会計

当行グループは、為替予約およびスワップを用いて、在外営業活動体に対する純投資の財務諸表を期末の直物相場で親会社の報告通貨に換算した結果生じる外貨換算調整に対して、ヘッジを行っている。

| 単位：百万ユーロ            | 2015年12月31日現在 |       | 2014年12月31日現在 |       |
|---------------------|---------------|-------|---------------|-------|
|                     | 資産            | 負債    | 資産            | 負債    |
| 純投資ヘッジとして保有するデリバティブ | 226           | 5,379 | 490           | 2,927 |

2015年、2014年および2013年12月31日終了年度において、ヘッジの非有効部分によりそれぞれ425百万ユーロ、357百万ユーロおよび320百万ユーロの損失が認識された。当該非有効部分には、ヘッジ手段に係るフォワード・ポイントを要因とするものが含まれている。

38 -

#### 関連当事者との取引

一方の当事者が、他方の当事者を直接もしくは間接的に支配しているか、または他方の当事者の財務もしくは営業上の決定に重要な影響力を有する場合、両者は関連当事者とみなされる。当行グループの関連当事者には、以下が含まれる。

- 経営幹部およびその近親者、ならびに経営幹部またはその近親者が支配しているか、重要な影響力を有しているか、または重要な議決権を有している企業
- 子会社、共同支配企業および関連会社ならびにこれらの各子会社
- ドイツ銀行の従業員を対象とした退職後給付制度

## 経営幹部との取引

経営幹部とは、ドイツ銀行の活動の計画、指揮および管理を直接的または間接的に行う権限および責任を有する者のことである。当行グループは、親会社および取締役の監査役が、IAS第24号でいう「経営幹部」を構成すると考えている。

## 経営幹部の報酬費用

| 単位：百万ユーロ | 2015年度 | 2014年度 | 2013年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 短期従業員給付  | 31     | 26     | 18     |
| 退職後給付    | 6      | 4      | 3      |
| その他の長期給付 | 11     | 7      | 6      |
| 退職給付     | 20     | 0      | 0      |
| 株式に基づく報酬 | 15     | 5      | 8      |
| 合計       | 83     | 42     | 35     |

上記の表には、従業員から選任された監査役および元監査役が受け取った報酬は含まれていない。ドイツ銀行の従業員としての業務、または元従業員としての身分（退職、年金および繰延報酬）に関して、これらの監査役に支払われる報酬総額の上限は、2015年12月31日現在1.1百万ユーロ、2014年12月31日現在1.1百万ユーロおよび2013年12月31日現在1百万ユーロであった。

2015年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント11百万ユーロ、ならびに預金8百万ユーロが含まれていた。2014年12月31日現在の当行グループと経営幹部との取引には、貸出金およびコミットメント3百万ユーロ、ならびに預金16百万ユーロが含まれていた。

加えて、当行グループは決済および口座サービスや投資相談といった銀行サービスを、経営幹部およびその近親者に提供している。

## 子会社、共同支配企業および関連会社との取引

ドイツ銀行AGとその子会社との取引は、関連当事者間取引の定義を満たしている。これらの取引が連結上消去されている場合、それらは関連当事者間取引として開示されていない。当行グループとその関連会社および共同支配企業ならびにそれぞれの子会社との取引も関連当事者間取引としての条件を満たしている。

## 貸出金

| 単位：百万ユーロ                | 2015年度 | 2014年度 |
|-------------------------|--------|--------|
| 貸出金残高、期首現在              | 321    | 357    |
| 期中の貸出額                  | 464    | 596    |
| 期中の貸出金返済額               | 376    | 657    |
| 連結会社グループの変動             | -31    | -1     |
| 為替レートの変動/その他            | 18     | 27     |
| 貸出金残高、期末現在 <sup>1</sup> | 396    | 321    |
| その他の信用リスク関連取引：          |        |        |
| 貸倒引当金                   | 1      | 5      |
| 貸倒引当金繰入額                | 0      | 0      |
| 保証およびコミットメント            | 263    | 45     |

<sup>1</sup> 延滞貸出金は、2015年12月31日現在4百万ユーロおよび2014年12月31日現在3百万ユーロであった。2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行グループは上記の貸出金に対してそれぞれ69百万ユーロおよび70百万ユーロの担保を保有していた。

## 預金

| 単位：百万ユーロ               | 2015年度 | 2014年度 |
|------------------------|--------|--------|
| 預金、期首現在                | 128    | 167    |
| 期中の預金受入額               | 326    | 245    |
| 期中の預金払戻額               | 295    | 244    |
| 連結会社グループの変動            | -0     | -43    |
| 為替レートの変動/その他           | 2      | 4      |
| 預金残高、期末現在 <sup>1</sup> | 162    | 128    |

1 預金は無保証である。

## その他の取引

関連会社とのトレーディング資産およびデリバティブ金融取引のプラスの時価は、2015年12月31日現在では合計32百万ユーロ、2014年12月31日現在では合計87百万ユーロであった。関連会社とのトレーディング負債およびデリバティブ金融取引のマイナスの時価は、2015年12月31日現在ではゼロ百万ユーロ、2014年12月31日現在ではゼロ百万ユーロであった。

関連当事者とのその他の取引には、以下の取引も反映された。

華夏銀行：当行グループは、華夏銀行に対する持分19.99%を保有しており、2011年2月11日より当該関連会社について持分法による会計処理を行っている。2015年12月31日現在、当該投資は持分法から売却目的保有に分類変更されている。2006年度に、ドイツ銀行と華夏銀行は、クレジット・カード業務におけるドイツ銀行AGの国際的なノウハウおよび華夏銀行の現地の専門知識を組み合わせ、クレジット・カード事業での業務提携を共同で開始した。当該提携に関して、2015年12月31日現在で引当金54百万ユーロが認識されている。この引当金は、当行グループの当該提携からの見積債務を取り込んだものである。詳細は注記26「売却目的保有の非流動資産および処分グループ」に含まれている。

## 年金制度との取引

IFRSでは、一定の退職後給付制度は関連当事者とみなされる。当行グループは、多数の年金制度と取引関係がある。これに従って、当行グループは、これらの制度に対して、投資運用管理サービスを含む金融サービスを提供している。当行グループの年金基金は、ドイツ銀行の株式または有価証券を保有または売買することができる。

## 関連当事者である年金制度との取引

| 単位：百万ユーロ                       | 2015年度 | 2014年度 |
|--------------------------------|--------|--------|
| 制度資産内に保有されている当行グループが発行した株式     | 0      | 6      |
| その他の資産                         | 0      | 73     |
| 制度資産から当行グループの資産運用管理会社に支払われたフィー | 41     | 31     |
| 当行グループが相手先であるデリバティブの時価         | -793   | -255   |
| 当行グループが相手先であるデリバティブの名目金額       | 10,516 | 11,806 |

39 -

## 子会社に関する情報

## 当行グループの構成

ドイツ銀行AGは、当行グループの子会社の直接的または間接的な持株会社である。

当行グループは1,217（2014年度は1,485）の連結された事業体から構成されており、このうち545（2014年度は756）は連結対象のストラクチャード・エンティティである。当行グループが支配する796（2014年度は869）の事業体については、当行グループが直接的または間接的に100%の所有持分（資本持分）を保有している。421（2014年度は616）の連結された事業体については、第三者もその所有持分（非支配持分）を保有している。2014年および2015年12月31日現在、非支配持分は個別でも総額でも当行グループにとって重要ではない。

## 当行グループの資産へのアクセスまたはその使用に対する重要な制約

法律上、契約上および規制上の要件ならびに非支配持分に対する保護権により、当行グループが資産にアクセスし、それをグループ内の他の事業体との間で自由に移転する能力、および当行グループの負債を決済する能力が制限される場合がある。



当行グループは貸借対照表日現在において重要な非支配持分を有していなかったため、これらに関連した保護権は重要な制約を生じさせなかった。

資産を使用する当行グループの能力に影響を及ぼす制約は以下の通りである：

- 当行グループは、買戻契約、証券金融取引、ローン担保証券における債務を担保するため、およびOTCデリバティブ負債の証拠金の提供目的で、担保差入資産を保有する。
- 連結のストラクチャード・エンティティの資産は、これらの企業が発行した債券を購入した当事者の利益のために保有される。
- 保険子会社が保有する資産は、主に当該企業の保険契約者に対する債務を履行するために保有される。
- 規制上の要件や中央銀行からの要求または現地の会社法により、特定の法域において、グループ内の他の事業体との間で資産を移転する当行グループの能力が制限される場合がある。

#### 制約を受ける資産

| 単位：百万ユーロ             | 2015年12月31日現在 |          | 2014年12月31日現在 |          |
|----------------------|---------------|----------|---------------|----------|
|                      | 資産合計          | 制約を受ける資産 | 資産合計          | 制約を受ける資産 |
| 利付銀行預け金              | 78,263        | 2,190    | 63,518        | 1,254    |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 820,883       | 79,222   | 942,924       | 82,612   |
| 売却可能金融資産             | 73,583        | 11,046   | 64,297        | 10,638   |
| 貸出金                  | 427,749       | 46,352   | 405,612       | 51,450   |
| その他                  | 239,441       | 9,294    | 232,352       | 9,506    |
| 合計                   | 1,629,130     | 148,105  | 1,708,703     | 155,460  |

上記の表では、個々の事業体レベルでは制約を受けないが、グループ内での移転可能性の点で制約の対象となり得る資産を除外している。こうした制約は、現地の関連する貸出要件に基づく場合もあれば、同様の規制上の制約による場合もある。この状況では、移転不能な個々の貸借対照表項目を識別することは不可能である。これは規制上の最低流動性要件についても同様である。当行グループは現地のストレス時の流動性アウトフローを超える流動性準備金の額を識別する。そうした流動性準備金で、この目的で制約を受けるとみなされる総額は、2015年12月31日現在197億ユーロである（2014年12月31日現在：324億ユーロ）。

## ストラクチャード・エンティティ

ストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与の性質、目的および範囲

当行グループは、特定の事業目的を達成するために設計されたストラクチャード・エンティティと、様々な事業活動に従事している。ストラクチャード・エンティティとは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業のことである。例としては、議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合が挙げられる。

ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。

- 制限された活動。
- 狭義かつ十分に明確化された目的。
- ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本。
- 信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資家への複数の契約上関連した金融商品の形態での資金調達。

ストラクチャード・エンティティの主な用途は、特定の資産のポートフォリオの利用を顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。ストラクチャード・エンティティは法人、信託またはパートナーシップとして設立されることがある。ストラクチャード・エンティティは通常、当該企業が保有する資産に担保されたおよび/またはインデックスされた負債証券および持分証券の発行により、資産購入の資金を調達する。ストラクチャード・エンティティが発行する負債証券および持分証券には、様々な優先劣後水準のトランシェが含まれる場合がある。

注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り」に記載のとおり、ストラクチャード・エンティティは、当行グループとストラクチャード・エンティティとの関係の実質が、当行グループが当該企業を支配していることを示唆する場合に連結される。

連結対象のストラクチャード・エンティティ

当行グループは、次のような種類の連結対象のストラクチャード・エンティティに財務的支援を提供することを当行グループが要求される可能性のある契約上の取決めを有している。

証券化ビークル

当行グループは、多様な資産プールの購入の資金調達のために証券化ビークルを利用している。当行グループはこれらの事業体に対して流動性と信枠の形態で財務的支援を提供している。2015年12月31日および2014年12月31日現在、これらの事業体に対する貸出コミットメント残高はそれぞれ251百万ユーロおよび20億ユーロであった。

ファンド

当行グループは、当行グループに連結されたファンドに対して、資金提供や流動性と信枠または保証を提供することがある。2015年12月31日および2014年12月31日現在、当行グループが当該ファンドに提供した流動性と信枠および保証の名目価額はそれぞれ134億ユーロおよび280億ユーロであった。

非連結のストラクチャード・エンティティ

非連結のストラクチャード・エンティティは、議決権、契約、資金提供契約またはその他の手段を通じて当行グループが当該企業を支配していないため連結されていない。非連結のストラクチャード・エンティティに対する当行グループの関与の範囲はストラクチャード・エンティティの種類によって異なる。

以下は、非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与を種類別に説明している。

リパッケージおよび投資企業

リパッケージおよび投資企業は、有価証券とデリバティブの組み合わせを通じて顧客の投資ニーズに応えるために設立される。当行グループはリパッケージおよび投資企業から獲得されるリターンに影響を及ぼすパワーを有していないため、リパッケージおよび投資企業は当行グループによって連結されない。一般的に、これらの企業は投資家との間で事前に合意した特定の投資リターンを提供するために設立されるものであり、取引期間中に当行グループがその投資戦略やリターンに変更を加えることはできない。

第三者資金提供企業

当行グループでは、様々な資産を保有するストラクチャード・エンティティに対して資金を提供している。これらの企業は、資金提供企業、信託および民間投資企業の形態を取る場合がある。当該資金提供は、ストラクチャード・エンティティの資産によって担保される。当行グループの関与は主に、貸出および貸出コミットメントの両方に関係している。

当該取引で使用されるピークルは、借手が融資にかかる追加証拠金または担保を拠出するか否かを決定する能力を有している場合には当該借手によって支配されている。借手が融資を継続するか終了するかを決定することができるような場合には、借手が当該ピークルを連結する。

#### 証券化ピークル

当行グループでは、固定利付有価証券、法人貸出金、および資産担保証券（ほとんどが商業用モーゲージ担保証券、住宅用モーゲージ担保証券およびクレジット・カード債権）を含む多様な資産プールを購入する証券化ピークルを設立している。これらのピークルは、負債証券および持分証券の複数トランシェを発行することによりこれらの購入に資金を提供しており、その償還はピークル内の資産のパフォーマンスに連動している。

当行グループでは多くの場合、これらの証券化ピークルに資産を移転し、流動性と信枠の形態でこれらの企業へ財務支援を行っている。

当行グループではさらに第三者をスポンサーとする証券化ピークルに対して、投資および流動性と信枠の提供を行っている。

証券化ピークルの活動に対する委任されたパワーを有するサービサーまたはスペシャル・サービサーを一時的に解任するパワーまたは能力を当行グループが有していない場合には、当該証券化ピークルは当行グループに連結されない。

#### ファンド

当行グループでは、特定の資産への投資保有に対する顧客からの要求に対応するため、ストラクチャード・エンティティを設立している。当行グループではまた、第三者がスポンサーとなっているファンドに投資している。グループ企業は、ファンド・マネージャー、証券保管機関およびその他の役割を担い、グループがスポンサーとなっているファンドおよび第三者のファンドの双方に対して資金や流動性と信枠を提供することがある。提供した資金は、ファンドが保有する基礎となる資産によって担保されている。

ドイツ銀行が代理人とみなされる場合、または他の第三者投資家がファンドの活動を指図する能力を有している場合には、当行グループは当該ファンドを連結しない。

#### その他

これらは、ドイツ銀行または第三者がスポンサーとなっているストラクチャード・エンティティで、上記のいずれの基準にも該当しないものである。当行グループがこれらの企業の意思決定に対してパワーを有していない場合には、これらの企業は当行グループによって連結されない。

#### ストラクチャード・エンティティへの関与により生じた収益

当行グループはファンドに関連した投資運用サービスに対して、運用フィーのほかに、パフォーマンスに基づくフィーを稼得することがある。ストラクチャード・エンティティに対して提供した資金に関して、利息収益が認識される。ストラクチャード・エンティティとのデリバティブの結果として生じたおよびこれら企業で保有される債券の価値の変動から生じたトレーディング収益は、「純損益を通じて公正価値で保有する金融資産 / 負債に係る純利得 / (純損失)」に認識される。

#### 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

非連結のストラクチャード・エンティティへの当行グループの関与とは、当行グループをストラクチャード・エンティティの業績からのリターンの変動性に晒す契約上および非契約上の関与を指す。非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の例としては、当行グループがストラクチャード・エンティティからのリターンの変動性を吸収する負債または持分投資、流動性と信枠、保証、および特定のデリバティブ商品がある。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与には、ストラクチャード・エンティティにリターンの変動性をもたらす金融商品は含まれない。例えば、その目的および設計が信用リスクを投資家にパス・スルーすることである非連結のストラクチャード・エンティティから当行グループが信用プロテクションを購入した場合、当行グループは、変動性を吸収しているのではなく、当該企業に対してリターンの変動性を提供している。そのため、購入した信用プロテクションは、下記の表の目的上、関与とはみなされていない。

#### 非連結のストラクチャード・エンティティへの最大エクスポージャー

損失に対する最大エクスポージャーは、非連結のストラクチャード・エンティティへの関与の性質を考慮して判断される。貸出金およびトレーディング金融商品に関する最大エクスポージャーは、その帳簿価額で連結貸借対照表に反映される。当行

グループの解釈に従い、デリバティブおよびオフバランスのコミットメント（保証、流動性と信枠および貸出コミットメント等）に関する最大エクスポージャーは、IFRS第12号に基づき名目金額で反映される。当該金額は、担保やヘッジによる影響も、そうした損失が発生する可能性も考慮していないため、当行グループが直面する経済的リスクを反映するものではない。2015年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ2,550億ユーロ、6,060億ユーロおよび310億ユーロであった。2014年12月31日現在、デリバティブのプラスおよびマイナスの再調達価値ならびにオフバランスのコミットメントに関連する名目金額は、それぞれ3,010億ユーロ、6,150億ユーロおよび320億ユーロであった。

#### ストラクチャード・エンティティの規模

当行グループでは、ストラクチャード・エンティティの規模に関して異なる測定尺度をその種類に応じて規定している。ストラクチャード・エンティティの規模を評価する上で、以下の測定尺度が適切な指標だと考えられている。

- ファンド：当行グループがファンド・ユニットを保有している場合には純資産価額または運用資産の金額。当行グループの関与がデリバティブから構成されている場合には、デリバティブの名目金額。
- 証券化：当行グループの関与が保有する債券を通じて生じている場合には、発行債券の名目金額。当行グループの関与がデリバティブの形態である場合には、当該デリバティブの名目価額。
- 第三者資金提供企業：当該企業における総資産。
- リパッケージおよび投資企業：発行債券の公正価値。

第三者資金提供企業については規模に関する情報が公表されていないため、当行グループでは当行グループが受け取った/差し入れた担保または当行グループの当該企業に対するエクスポージャーの名目金額のいずれか大きい方を開示している。

以下の表は、連結財政状態計算書で認識されている当行グループの関与の帳簿価額、およびこうした関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを、ストラクチャード・エンティティの種類ごとに示している。この表ではまた、ストラクチャード・エンティティの規模に関する指標も示している。下記の帳簿価額は、担保およびヘッジによる影響を考慮していないため、当行グループが直面するリターンのもとの変動性を反映していない。

ドイツ銀行の関与に関連した帳簿価額および規模

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                           | リパッケージ<br>および<br>投資企業 | 第三者<br>資金提供<br>企業 | 証券化       | ファンド      | 合計                   |
|------------------------------------|-----------------------|-------------------|-----------|-----------|----------------------|
| <b>資産</b>                          |                       |                   |           |           |                      |
| 現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>          | 0                     | 0                 | 0         | 0         | 0                    |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） <sup>1</sup>    | 18                    | 0                 | 110       | 422       | 550                  |
| 中央銀行ファンド貸出金および<br>売戻条件付買入有価証券      | 0                     | 0                 | 20        | 1,445     | 1,465                |
| 借入有価証券                             | 0                     | 0                 | 66        | 23,045    | 23,111               |
| 純損益を通じて公正価値で測定する<br>金融資産合計         | 1,924                 | 3,106             | 14,203    | 66,109    | 85,455               |
| トレーディング資産                          | 1,256                 | 1,339             | 13,886    | 18,709    | 35,303 <sup>2</sup>  |
| プラスの時価<br>（デリバティブ金融商品）             | 619                   | 114               | 94        | 6,525     | 7,352                |
| 純損益を通じて公正価値で測定するも<br>のとして指定された金融資産 | 48                    | 1,653             | 223       | 40,876    | 42,800               |
| 売却可能金融資産                           | 0                     | 421               | 568       | 1,722     | 2,711                |
| 貸出金                                | 135                   | 34,340            | 25,026    | 20,958    | 80,459               |
| その他の資産                             | 103                   | 2,150             | 565       | 18,365    | 21,182               |
| 資産合計                               | 2,179                 | 40,017            | 40,558    | 132,065   | 214,932 <sup>2</sup> |
| <b>負債</b>                          |                       |                   |           |           |                      |
| 純損益を通じて公正価値で測定する<br>金融負債合計         | 319                   | 150               | 669       | 9,961     | 11,099               |
| マイナスの時価<br>（デリバティブ金融商品）            | 319                   | 150               | 669       | 9,961     | 11,099               |
| 負債合計                               | 319                   | 150               | 669       | 9,961     | 11,099               |
| オフバランスのエクスポージャー                    | 2                     | 7,724             | 9,408     | 13,459    | 30,710 <sup>2</sup>  |
| 合計                                 | 1,863                 | 47,591            | 49,297    | 135,563   | 234,544              |
| ストラクチャード・エンティティの規模                 | 10,607                | 63,187            | 1,417,316 | 2,694,148 |                      |

1 2015年12月31日以降、「現金および銀行預け金」は「現金および中央銀行預け金」へ、「利付銀行預け金」は「インターバンク預け金（中央銀行以外）」へと変更された。

2 「その他」の種類の事業体に関する資産合計113百万ユーロおよびオフバランスシートのエクスポージャー116百万ユーロを含む。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                           | リバパッケージ<br>および<br>投資企業 | 第三者<br>資金提供<br>企業 | 証券化       | ファンド      | 合計      |
|------------------------------------|------------------------|-------------------|-----------|-----------|---------|
| <b>資産</b>                          |                        |                   |           |           |         |
| 利付銀行預け金                            | 0                      | 13 <sup>1</sup>   | 0         | 405       | 419     |
| 中央銀行ファンド貸出金および<br>売戻条件付買入有価証券      | 0                      | 0                 | 0         | 1,599     | 1,599   |
| 借入有価証券                             | 0                      | 0                 | 0         | 17,367    | 17,367  |
| 純損益を通じて公正価値で測定する<br>金融資産合計         | 1,292                  | 6,875             | 21,282    | 65,934    | 95,384  |
| トレーディング資産                          | 963                    | 4,315             | 21,108    | 13,419    | 39,805  |
| プラスの時価<br>（デリバティブ金融商品）             | 329                    | 703               | 143       | 8,789     | 9,963   |
| 純損益を通じて公正価値で測定するも<br>のとして指定された金融資産 | 0                      | 1,858             | 31        | 43,726    | 45,616  |
| 売却可能金融資産                           | 0                      | 410               | 875       | 1,418     | 2,703   |
| 貸出金                                | 77                     | 32,553            | 16,250    | 15,671    | 64,551  |
| その他の資産                             | 11                     | 87                | 2,280     | 21,447    | 23,824  |
| 資産合計                               | 1,380                  | 39,938            | 40,687    | 123,842   | 205,846 |
| <b>負債</b>                          |                        |                   |           |           |         |
| 純損益を通じて公正価値で測定する<br>金融負債合計         | 225                    | 626               | 579       | 16,968    | 18,398  |
| マイナスの時価<br>（デリバティブ金融商品）            | 225                    | 626               | 579       | 16,968    | 18,398  |
| 負債合計                               | 225                    | 626               | 579       | 16,968    | 18,398  |
| オフバランスのエクスポージャー                    | 3                      | 3,064             | 1,268     | 27,699    | 32,035  |
| 合計                                 | 1,158                  | 42,376            | 41,375    | 134,572   | 219,483 |
| ストラクチャード・エンティティの規模                 | 10,938                 | 98,197            | 3,044,623 | 3,695,476 |         |

<sup>1</sup> 現金および銀行預け金13百万ユーロを含む。

トレーディング資産 - 2015年12月31日および2014年12月31日現在のトレーディング資産合計はそれぞれ353億ユーロおよび398億ユーロであった。これは主に、証券化に対する投資138億ユーロおよび211億ユーロならびにファンドのストラクチャード・エンティティに対する投資187億ユーロおよび134億ユーロからそれぞれ構成されている。当行グループの証券化への関与は、これらの企業に含まれる資産によって担保されている。当行グループがファンド・ユニットを保有している場合、これらは主に信託におけるマーケット・メーカーに関するものであるが、それ以外の場合には顧客に対する発行債券のヘッジとしての機能を果たす。また、組成された第三者資金提供企業への貸出金により生じる信用リスクは、受け取った担保により軽減されている。

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融資産 - この区分における関与の大半はファンドへの逆レポ契約が占めており、これらは基礎となる有価証券によって担保されている。

貸出金 - 2015年12月31日および2014年12月31日現在の貸出金は、それぞれ804億ユーロおよび646億ユーロの証券化トランシェに対する投資および第三者資金提供企業への融資から構成されている。当行グループによる第三者資金提供企業への融資は、当該ストラクチャード・エンティティにおける資産によって担保されている。

その他の資産 - 2015年12月31日および2014年12月31日現在のその他の資産それぞれ212億ユーロおよび238億ユーロは、主にプライム・ブローカレッジ業務に係る債権および委託証拠金残高から構成されている。

未決済債権 - 未決済債権の残高は、仲介業務などによる典型的な顧客とサプライヤーとの関係から生じるものであり、内在するボラティリティは、財務諸表の利用者にストラクチャード・エンティティに対するドイツ銀行のエクスポージャーに関する有効な情報を提供しないため、本開示注記には含まれていない。

## 財政支援

当期中にドイツ銀行は、非連結のストラクチャード・エンティティに対して契約に基づかない支援を提供しなかった。

スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティで、2015年12月31日および2014年12月31日現在当行グループが関与を有していない企業

当行グループはスポンサーとして、企業の法的な立ち上げおよびマーケティングに関与し、以下の様々な形で企業を支援している。

- 企業への資産の移転
- 企業への元手資本の提供
- 企業の継続運営を確保するための運営支援の提供
- ストラクチャード・エンティティへの履行保証の提供

市場参加者がストラクチャード・エンティティを当行グループと合理的に関連付ける場合にも、当行グループは当該企業のスポンサーとみなされる。さらに、ストラクチャード・エンティティのためにドイツ銀行の名称を用いることは、当行グループがスポンサーの役割を果たしていることを示唆する。

スポンサーとなっている企業で、2015年12月31日および2014年12月31日現在当行グループが関与を有していなかった企業からの総収益は、それぞれ20.2百万ユーロおよび166百万ユーロであった。当行グループがスポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティへの関与を有していない例には、当該ストラクチャード・エンティティへの元手資本または資金提供が当期中に当行グループに対して既に全額返済されている場合が含まれる。この金額は、ヘッジの影響を考慮しておらず、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 負債に係る純利得（損失）に認識されている。2015年度において、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティに移転した資産の帳簿価額累計は、証券化に対して981百万ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して281百万ユーロであった。2014年度においては、証券化に対して469百万ユーロ、リパッケージおよび投資企業に対して19億ユーロであった。

41 -

## 保険および投資契約

## 保険および投資契約から生じる負債

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 |     |        | 2014年12月31日現在 |     |        |
|----------|---------------|-----|--------|---------------|-----|--------|
|          | 総額            | 再保険 | 純額     | 総額            | 再保険 | 純額     |
| 保険契約     | 4,921         | -78 | 4,843  | 4,750         | -67 | 4,683  |
| 投資契約     | 8,522         | 0   | 8,522  | 8,523         | 0   | 8,523  |
| 合計       | 13,443        | -78 | 13,365 | 13,273        | -67 | 13,206 |

一般的に、再保険契約に関連する金額は、これらの各貸借対照表科目に与える影響が重要でない場合を除き、総額で報告される。

## 帳簿価額

以下の表は、保険契約および投資契約に係る負債の増減の内訳を示している。

| 単位：百万ユーロ      | 2015年度 |       | 2014年度 |       |
|---------------|--------|-------|--------|-------|
|               | 保険契約   | 投資契約  | 保険契約   | 投資契約  |
| 期首残高          | 4,750  | 8,523 | 4,581  | 8,067 |
| 新規業務          | 120    | 48    | 158    | 52    |
| 請求 / 引出による支払  | -426   | -708  | -427   | -544  |
| 既存業務に係るその他の変動 | 195    | 191   | 118    | 429   |
| 為替レートの変動      | 282    | 468   | 320    | 519   |
| 期末残高          | 4,921  | 8,522 | 4,750  | 8,523 |

2015年および2014年12月31日終了年度の各年度における、投資契約の「既存業務に係るその他の変動」の191百万ユーロおよび429百万ユーロは、主に基礎となる資産の公正価値の変動に起因するものである。

2015年12月31日現在、当行グループは保険契約に係る負債49億ユーロを有していた。このうち、28億ユーロは伝統的な年金の支払い、17億ユーロは終身契約および431百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約を表している。保証された年金利回りは、退職時において、保険契約の開始時点で固定された利回りで伝統的な年金を受け取るオプションを保険契約者に付与している。年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約の負債431百万ユーロは、ユニット・リンク型負債283百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金148百万ユーロで構成されている。後者は、固定利率と最善の見積りによる利率の差異、ユニット・リンク型負債の規模および利用率に係る仮定を使用して計算される。

2014年12月31日現在、当行グループは保険契約に係る負債48億ユーロを有していた。このうち、25億ユーロは伝統的な年金の支払い、18億ユーロは終身契約および444百万ユーロは年金利回り保証ユニット・リンク型年金契約を表している（ユニット・リンク型負債288百万ユーロおよび保証された年金利回りに関する最善の見積りに基づく準備金156百万ユーロで構成されている）。

## 保険業務関連の主要な仮定

負債は、金利（特に、将来支払う保証付給付コストに適用されるもの）、投資収益、ならびに将来の死亡率が不確実な生命保険および年金給付に係るコストの変動に伴って変動する。

仮定は、将来の金利、死亡率およびコストを含む、将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすすべての重要な要素に関連して設定される。長期業務に係る金額が最も影響を受ける仮定は、キャッシュ・フローの割引に使用される金利および死亡率の仮定（特に年金の場合）である。

仮定は、以下のとおりである。

## 金利

負債の裏付けに使用される資産の性質および期間を考慮した、将来の投資収益の最善の見積りを反映する金利が使用される。予定金利には、債務不履行リスクに対する適切なマージンが加味されている。

## 死亡率

死亡率は、公表された生命表に基づいているが、同表公表後の基礎となる国民死亡率の変動、会社の過去の実績、および将来の死亡率に関する予測の変更を考慮して、適切に調整されている。保険死亡率には、必要に応じて、将来の不利な変動に対するマージンが加えられる。年金受給者の死亡率は、年金受給者の将来の寿命改善を考慮して調整される。年金受給者の死亡率の改善は、2014年継続死亡率調査の死亡率改善表に100%基づいており、終局的な改善率を年率1%としている。

## コスト

非リンク型の契約については、契約ごとの将来の予定コストに対して明確に引当金が計上される。

## その他の仮定

年金業務に係る年金利回り保証オプションの利用率を、2015年12月31日終了年度では63%、2014年12月31日終了年度では67%と仮定している。

## 取得事業の価値（VOBA）に影響を及ぼす主要な仮定



保険事業の取得において、購入価格が、識別可能資産、負債および偶発負債の公正価値純額に対する取得企業の持分を超過した額は、無形資産として会計処理される。この無形資産は、取得日現在の将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を表している。これは取得事業の価値（以下「VOBA」という。）として知られている。

VOBAは、取得事業のプロファイルおよび予想される価値の減少を考慮して決定された償却率で、償却される。取得したVOBAは、定期的に価値の減損レビューが行われ、価値の減少は費用として連結損益計算書に計上される。

Abbey Life Assurance Company Limitedの買収に伴って生じたVOBAの開始残高は、取得日現在の当該事業に係る将来キャッシュ・フローの現在価値が報告負債を上回る部分を資産計上することにより算定された。将来の死亡率、疾病、継続および費用に関する仮定が必要な場合には、これらは、最善の見積りに基づき当該事業の過去の実績を考慮して算定された。一般的な経済的仮定は、取得日現在の経済指標を考慮して設定された。

VOBAの償却率は、取得事業のプロファイルおよび予想される将来価値の減少を考慮して決定される。各会計期間末において、VOBAの残高は、取得日現在で実施された当該事業に関連する将来の純利益予想と比較して検証される。

純利益が不十分である場合には、VOBAは裏付け可能な価値まで評価減される。

#### 仮定の主な変更

2007年10月のAbbey Life Assurance Company Limitedの取得時に、保険契約に係る負債は、規制に基づいた金額からIFRS第4号の規定に従った最善の見積額に再計算された。その時に設定された非経済的仮定は変更されていないが、経済的仮定については主要な経済指標の変動に照らして再検討されている。年金契約については、負債は、取得日現在で決定された固定の計算基礎を使用して評価された。

#### 感応度分析（保険契約に関してのみ）

以下の表は、保険契約に係る負債の計算に使用されるいくつかの主要な仮定の変動に対する、当行グループの税引前利益および資本の感応度を示している。各感応度テストでは、他の仮定は変動しないことを前提として、ある単独の要素に合理的に想定される変動が起きた場合の影響額が示されている。

| 単位：百万ユーロ                 | 税引前利益への影響 |        | 資本への影響 |        |
|--------------------------|-----------|--------|--------|--------|
|                          | 2015年度    | 2014年度 | 2015年度 | 2014年度 |
| 変数：                      |           |        |        |        |
| 死亡率（10%の悪化） <sup>1</sup> | -10       | -10    | -8     | -8     |
| 更新費用（10%の増加）             | -1        | -1     | -1     | -1     |
| 金利（1%の増加）                | 7         | 8      | -194   | -185   |

<sup>1</sup> 死亡率による影響は、年金受給者の死亡率が10%減少し、他の保険契約に係る死亡率が10%増加すると仮定している。

一定の保険契約については、基礎となる評価基準に、逆偏差引当金（以下「PAD」という。）が含まれている。これらの契約では、予想される将来の経験値が悪化しても、すべてのPADが取り崩されるまでは、保有する準備金の水準は変更されない。一方、経験値が改善しても準備金は増加しない。このため、当該感応度分析において、変数の変動が経験値の悪化を示す場合、表示されている影響は、貸借対照表日現在の最善の見積りに基づく負債額がPAD残高を超過する額である。このため、この表に開示されている数値は、異なる水準の変動による影響を示すものとして利用されるべきではなく、また、異なる時点で変動が生じた場合の影響が同じであると仮定されるべきではない。

42 -

## 流動および非流動の資産および負債

1年以内または1年を超えて回収または決済される金額の資産および負債の科目別の内訳

2015年12月31日現在の資産科目

| 単位：百万ユーロ                  | 回収または決済される金額 |         | 合計            |
|---------------------------|--------------|---------|---------------|
|                           | 1年以内         | 1年超     | 2015年12月31日現在 |
| 現金および中央銀行預け金              | 96,940       | 0       | 96,940        |
| インターバンク預け金（中央銀行以外）        | 12,620       | 223     | 12,842        |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券 | 21,240       | 1,216   | 22,456        |
| 借入有価証券                    | 33,556       | 1       | 33,557        |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産      | 783,383      | 37,499  | 820,883       |
| 売却可能金融資産                  | 7,359        | 66,225  | 73,583        |
| 持分法適用投資                   | 0            | 1,013   | 1,013         |
| 貸出金                       | 130,483      | 297,266 | 427,749       |
| 土地建物および設備                 | 0            | 2,846   | 2,846         |
| のれんおよびその他の無形資産            | 0            | 10,078  | 10,078        |
| その他の資産                    | 111,653      | 6,484   | 118,137       |
| 当期税金資産                    | 997          | 288     | 1,285         |
| 繰延税金資産考慮前の資産合計            | 1,198,231    | 423,139 | 1,621,368     |
| 繰延税金資産                    |              |         | 7,762         |
| 資産合計                      |              |         | 1,629,130     |

2015年12月31日現在の負債科目

| 単位：百万ユーロ                  | 回収または決済される金額 |         | 合計            |
|---------------------------|--------------|---------|---------------|
|                           | 1年以内         | 1年超     | 2015年12月31日現在 |
| 預金                        | 541,557      | 25,417  | 566,974       |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 9,803        | 0       | 9,803         |
| 貸付有価証券                    | 2,857        | 414     | 3,270         |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債      | 584,474      | 15,280  | 599,754       |
| その他の短期借入金                 | 28,010       | 0       | 28,010        |
| その他の負債                    | 168,205      | 6,800   | 175,005       |
| 引当金                       | 9,207        | 0       | 9,207         |
| 当期税金負債                    | 1,086        | 613     | 1,699         |
| 長期債務                      | 26,129       | 133,887 | 160,016       |
| 信託優先証券                    | 995          | 6,025   | 7,020         |
| 繰延税金負債考慮前の負債合計            | 1,372,324    | 188,436 | 1,560,760     |
| 繰延税金負債                    |              |         | 746           |
| 負債合計                      |              |         | 1,561,506     |

## 2014年12月31日現在の資産科目

| 単位：百万ユーロ                        | 回収または決済される金額 |         | 合計            |
|---------------------------------|--------------|---------|---------------|
|                                 | 1年以内         | 1年超     | 2014年12月31日現在 |
| 現金および中央銀行預け金 <sup>1</sup>       | 74,379       | 103     | 74,482        |
| インターバンク預け金（中央銀行以外） <sup>1</sup> | 8,822        | 268     | 9,090         |
| 中央銀行ファンド貸出金および売戻条件付買入有価証券       | 17,494       | 303     | 17,796        |
| 借入有価証券                          | 25,800       | 34      | 25,834        |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産            | 906,129      | 36,796  | 942,924       |
| 売却可能金融資産                        | 7,740        | 56,557  | 64,297        |
| 持分法適用投資                         | 0            | 4,143   | 4,143         |
| 貸出金                             | 135,376      | 270,236 | 405,612       |
| 土地建物および設備                       | 0            | 2,909   | 2,909         |
| のれんおよびその他の無形資産                  | 0            | 14,951  | 14,951        |
| その他の資産                          | 130,891      | 7,089   | 137,980       |
| 当期税金資産                          | 1,589        | 230     | 1,819         |
| 繰延税金資産考慮前の資産合計                  | 1,308,224    | 393,614 | 1,701,838     |
| 繰延税金資産                          |              |         | 6,865         |
| 資産合計                            |              |         | 1,708,703     |

<sup>1</sup> 2015年度において、比較数値は修正再表示されている。詳細は注記1「重要な会計方針および決定的に重要な会計上の見積り - 重要な見積りの変更および表示の変更」を参照のこと。

## 2014年12月31日現在の負債科目

| 単位：百万ユーロ                  | 回収または決済される金額 |         | 合計            |
|---------------------------|--------------|---------|---------------|
|                           | 1年以内         | 1年超     | 2014年12月31日現在 |
| 預金                        | 508,481      | 24,451  | 532,931       |
| 中央銀行ファンド借入金および買戻条件付売却有価証券 | 10,887       | 0       | 10,887        |
| 貸付有価証券                    | 1,976        | 363     | 2,339         |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債      | 680,496      | 17,203  | 697,699       |
| その他の短期借入金                 | 42,931       | 0       | 42,931        |
| その他の負債                    | 177,798      | 6,024   | 183,823       |
| 引当金                       | 6,677        | 0       | 6,677         |
| 当期税金負債                    | 780          | 828     | 1,608         |
| 長期債務                      | 25,739       | 119,098 | 144,837       |
| 信託優先証券                    | 4,906        | 5,667   | 10,573        |
| 繰延税金負債考慮前の負債合計            | 1,460,672    | 173,634 | 1,634,306     |
| 繰延税金負債                    |              |         | 1,175         |
| 負債合計                      |              |         | 1,635,481     |

43 -

## 後発事象

2016年2月23日、当行グループはユーロ建て優先無担保負債証券5銘柄を30億ユーロを上限に買戻す公開買付を無事に完了したと発表した。買付総額は12.7億ユーロとなった。さらに、2016年2月29日、当行グループは米ドル建て優先無担保負債証券8銘柄を20億米ドルを上限に買戻す公開買付について、最初の結果を発表した。買付総額は740百万米ドルであった。当行グループはこれらの取引に関して、2016年度第1四半期に約55百万ユーロの利益を計上する見込みである。

44 -

## ドイツ商法第315a条に準拠した連結財務諸表およびドイツ銀行法第26a条に準拠した総資産利益率に対する補足的情報

## 人件費

| 単位：百万ユーロ      | 2015年度 | 2014年度 |
|---------------|--------|--------|
| 人件費：          |        |        |
| 賃金および給料       | 11,163 | 10,466 |
| 社会保障費         | 2,130  | 2,046  |
| このうち：年金に関するもの | 724    | 659    |
| 合計            | 13,292 | 12,512 |

## 従業員

2015年度の平均実働従業員数は99,423名（2014年度：97,689名）で、このうち女性は44,071名（2014年度：43,281名）であった。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。国外従業員数は平均53,623名（2014年度：51,932名）であった。

## 取締役会および監査役会の報酬

取締役会に対する報酬総額は2015年および2014年12月31日終了年度においてそれぞれ23,913,876ユーロおよび31,709,671ユーロであり、このうちゼロユーロおよび10,322,666ユーロは変動報酬項目であった。

ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族には、2015年および2014年12月31日終了年度において、それぞれ17,429,709ユーロおよび20,591,504ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会の決議で最終改定が行われ、2014年7月17日に発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行によって当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであろう重大な原因によって退任しないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2015事業年度に関して、監査役は総額4,850,000ユーロ（2014事業年度：4,588,710ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,710,417ユーロは定款の規定に従って2016年2月（2015年2月：3,466,532ユーロ）に支払われた。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2015年および2014年12月31日現在それぞれ総額210,146,088ユーロおよび222,790,668ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2015年および2014年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して8,914,864ユーロおよび2,378,392ユーロ、監査役に対して712,861ユーロおよび1,028,188ユーロであった。監査役は2015年度に貸出金125,156ユーロを返済した。

## 資産利益率

ドイツ銀行法第26a条において、総資産利益率は、当期純利益を平均総資産で除した数値と定義されている。2015年および2014年12月31日終了年度の当該定義に準拠した総資産利益率は、それぞれマイナス0.38%および0.10%であった。

## コーポレート・ガバナンス

ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法（AktG）第161条に準拠した適合宣言を承認した。当該宣言はドイツ銀行のホームページ（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）で公表されている。

## 主要な会計報酬およびサービス

当行グループの監査人に対する報酬の内訳

| 報酬区分（単位：百万ユーロ） | 2015年度 | 2014年度 |
|----------------|--------|--------|
| 監査報酬           | 53     | 54     |
| このうちKPMG AG    | 25     | 25     |
| 監査関連報酬         | 17     | 14     |
| このうちKPMG AG    | 11     | 11     |
| 税務関連報酬         | 5      | 8      |
| このうちKPMG AG    | 2      | 6      |
| その他の全報酬        | 1      | 2      |
| このうちKPMG AG    | 0      | 2      |
| 報酬合計           | 76     | 78     |

45 -

## 国別の報告

KWG第26a条は、特定の情報を各国別に年次開示することを要求している。開示されている情報は、ドイツ銀行のIFRSグループ勘定に基づいている。しかし、当該情報は本報告書のその他の財務情報と照合できない。これは、2014年12月16日にドイツ連邦銀行より公表された、海外グループ内部取引相殺消去前の各国別情報を開示する規定を含む特定の要件によるものである。これらのドイツ連邦銀行の規定に従って、同じ国におけるグループ内部取引は相殺消去されている。これらの相殺消去は各国の内部経営管理報告において適用される相殺消去と同一であり、そのほとんどが配当支払によるものである。

子会社および支店の所在地は、設立国または住所および関連する税務管轄区域を考慮して決定される。子会社や支店の会社名、事業の特性、所在地は、注記46「保有株式」を参照のこと。また、ドイツ銀行AGおよびその子会社は、ドイツおよびロンドン、ニューヨーク、シンガポールといった海外に支店を有している。純収益は、純利息収益および利息以外の収益から構成されている。

2015年12月31日

| 単位：百万ユーロ<br>(別段の記載がない限り) | 純収益<br>(売上高) | 従業員<br>(正規職員) | 税引前利益<br>(損失) | 法人所得税<br>(費用)/ベ<br>ネフィット |
|--------------------------|--------------|---------------|---------------|--------------------------|
| アルゼンチン                   | 72           | 86            | 48            | -17                      |
| オーストラリア                  | 435          | 527           | 112           | -41                      |
| オーストリア                   | 29           | 109           | -5            | 1                        |
| ベルギー                     | 194          | 641           | 10            | -2                       |
| ブラジル                     | 106          | 318           | -49           | 39                       |
| カナダ                      | 274          | 28            | 221           | -33                      |
| ケイマン諸島                   | 35           | 30            | 18            | 0                        |
| チリ                       | 20           | 39            | 12            | -1                       |
| 中国                       | 277          | 536           | 142           | -39                      |
| コロンビア                    | 0            | 0             | 0             | 0                        |
| チェコ共和国                   | 8            | 42            | 2             | 0                        |
| フィンランド                   | 0            | 4             | 0             | 0                        |
| フランス                     | 80           | 223           | 10            | -7                       |
| ドイツ                      | 10,510       | 45,757        | -4,247        | 408                      |
| 英国                       | 6,307        | 8,346         | -1,437        | -169                     |
| ギリシャ                     | 0            | 9             | 0             | 0                        |
| ガーンジー島                   | 6            | 32            | 2             | 0                        |
| 香港                       | 1,129        | 1,307         | 204           | -61                      |
| ハンガリー                    | 17           | 59            | 5             | -1                       |
| インド                      | 603          | 11,368        | 450           | -201                     |
| インドネシア                   | 131          | 312           | 73            | -23                      |
| アイルランド                   | 36           | 538           | 9             | -1                       |
| イスラエル                    | 9            | 11            | 5             | -1                       |
| イタリア                     | 1,048        | 3,897         | 42            | -46                      |
| 日本                       | 626          | 687           | 246           | -83                      |
| ジャージー島                   | 28           | 91            | 5             | 0                        |
| ラトビア                     | 2            | 0             | 0             | 0                        |
| ルクセンブルク                  | 1,567        | 607           | 1,167         | -192                     |
| マレーシア                    | 67           | 218           | 38            | -10                      |
| マルタ                      | 89           | 4             | 88            | -18                      |
| モーリシャス                   | 51           | 213           | 57            | -13                      |
| メキシコ                     | 95           | 131           | 59            | -17                      |
| オランダ                     | 466          | 781           | 146           | -1                       |
| ニュージーランド                 | 27           | 28            | 4             | -2                       |
| ノルウェー                    | 0            | 2             | 0             | 0                        |
| パキスタン                    | 20           | 75            | 14            | -5                       |
| ペルー                      | 25           | 21            | 22            | -6                       |
| フィリピン                    | 38           | 2,117         | 16            | -1                       |
| ポーランド                    | 273          | 2,224         | 14            | -12                      |
| ポルトガル                    | 79           | 427           | 16            | -6                       |
| カタール                     | 0            | 3             | -1            | 0                        |
| ルーマニア                    | 5            | 438           | 8             | -1                       |
| ロシア連邦                    | 159          | 1,374         | -6            | -18                      |
| サウジアラビア                  | 47           | 69            | 25            | -5                       |
| シンガポール                   | 759          | 2,065         | 79            | 15                       |

|        |       |        |        |      |
|--------|-------|--------|--------|------|
| 南アフリカ  | 45    | 107    | 16     | -1   |
| 韓国     | 152   | 300    | 47     | -8   |
| スペイン   | 542   | 2,558  | 0      | -3   |
| スリランカ  | 21    | 69     | 11     | -7   |
| スウェーデン | 3     | 39     | -1     | 0    |
| スイス    | 448   | 715    | 117    | -37  |
| 台湾     | 101   | 195    | 57     | -4   |
| タイ     | 36    | 134    | 3      | -1   |
| トルコ    | 65    | 143    | 27     | -7   |
| UAE    | 37    | 173    | -13    | -1   |
| ウクライナ  | 10    | 25     | 7      | -1   |
| 米国     | 7,453 | 10,784 | -2,899 | -202 |
| ベトナム   | 15    | 69     | 6      | -1   |

[次へ](#)

46 -  
保有株式

- 389 子会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）
- 400 連結ストラクチャード・エンティティ
- 407 持分法により会計処理されている会社
- 409 20%以上保有するその他の会社
- 414 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第313条第2項に従って、以下のページはドイツ銀行グループの保有株式を示している。

脚注：

- 1 支配されている。
- 2 特別ファンド。
- 3 当事業体の特定の資産および関連負債（サイロ）のみが連結された。
- 4 ある地方債を購入して、短期プットブル登録免除調整証券（Short Puttable Exempt Adjusted Receipts（SPEARs））および長期逆変動利付登録免除証券（Long Inverse Floating Exempt Receipts（LIFERs））を発行し、その後それらを投資家に売却する142個の独立した信託（シリーズ番号／存続期間が異なるのみ）からなる。
- 5 マネージング・ゼネラル・パートナーを通じて支配されている。
- 6 支配されていない。
- 7 重要な影響力があるため持分法により会計処理されている。
- 8 IFRSでは持分法により会計処理されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 9 IFRSでは連結されないストラクチャード・エンティティとして分類されている。
- 10 売却可能有価証券として分類されたため、連結されておらず、持分法により会計処理されてもいない。
- 11 重要な影響力はない。



| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地              | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|--------------------|----|------------|---------|
| 1      | ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト   | フランクフルト・<br>アム・マイン |    | 預金等受入金融機関  |         |
| 子会社    |  |                    |    |            |         |
| 2      | Abbey Life Assurance Company Limited   | ロンドン               |    | 元受保険会社     | 100.0   |
| 3      | Abbey Life Trust Securities Limited  | ロンドン               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 4      | Abbey Life Trustee Services Limited  | ロンドン               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 5      | ABFS I Incorporated  | ボルチモア              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 6      | ABS Leasing Services Company   | シカゴ                |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 7      | ABS MB Ltd.  | ボルチモア              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 8      | Acacia (Luxembourg) S.à r.l.   | ルクセンブルグ            |    | 金融企業       | 100.0   |
| 9      | Accounting Solutions Holding Company, Inc.   | ウィルミントン            |    | その他の企業     | 100.0   |
| 10     | Alex. Brown Financial Services Incorporated  | ボルチモア              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 11     | Alex. Brown Investments Incorporated   | ボルチモア              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 12     | Alex. Brown Management Services Inc.   | ボルチモア              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 13     | Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH | ベルリン               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 14     | Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.                                      | マドリッド              |    | その他の企業     | 100.0   |
| 15     | Apexel LLC   | ウィルミントン            |    | その他の企業     | 100.0   |
| 16     | Argent Incorporated  | ボルチモア              |    | 金融機関       | 100.0   |
| 17     | Autumn Leasing Limited (メンバーによる任意清算中)  | ロンドン               |    | 金融企業       | 100.0   |
| 18     | AWM Luxembourg SICAV-SIF   | ルクセンブルグ            |    | その他の企業     | 100.0   |
| 19     | B.T.I. Investments   | ロンドン               |    | 金融企業       | 100.0   |
| 20     | Baincor Nominees Pty Limited   | シドニー               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 21     | Bainpro Nominees Pty Ltd   | シドニー               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 22     | Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited                               | セントヘリア             |    | 金融企業       | 100.0   |
| 23     | Bankers Trust International Limited (メンバーによる任意清算中)                                 | ロンドン               |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 24     | Bankers Trust Investments Limited  | ロンドン               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 25     | Bankers Trust Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                                      | ロンドン               |    | その他の企業     | 100.0   |
| 26     | Barkly Investments Ltd.  | セントヘリア             |    | 金融企業       | 100.0   |
| 27     | Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.                                   | マカティ・シティ           |    | 金融企業       | 100.0   |
| 28     | Beachwood Properties Corp.   | ウィルミントン            | 1  | その他の企業     | 0.0     |
| 29     | Bebek Varlik Yönetym A.S.  | イスタンブール            |    | 金融企業       | 100.0   |
| 30     | Betriebs-Center für Banken AG  | フランクフルト            |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 31     | BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH                                      | ハーメルン              |    | 金融企業       | 100.0   |
| 32     | BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft  | ハーメルン              |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 33     | BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH  | ハーメルン              |    | 金融企業       | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地      | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|------------|----|------------|---------|
| 34     | BHW Holding AG  | ハーメルン      |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 35     | BHW Invest, Société à responsabilité limitée                  | ルクセンブルグ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 36     | BHW Kreditservice GmbH  | ハーメルン      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 37     | Billboard Partners L.P.                                       | ジョージタウン    |    | 金融企業       | 99.9    |
| 38     | Biomass Holdings S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 39     | Birch (Luxembourg) S.à r.l.                                   | ルクセンブルグ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 40     | Blue Cork, Inc.   | ウィルミントン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 41     | BNA Nominees Pty Limited                                      | シドニー       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 42     | Bonsai Investment AG  | フラウエンフェルト  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 43     | Borfield Sociedad Anonima                                     | モンテビデオ     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 44     | BRIMCO, S. de R.L. de C.V.                                    | メキシコシティ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 45     | BT Commercial Corporation                                     | ウィルミントン    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 46     | BT CTAG Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                       | ロンドン       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 47     | BT Globenet Nominees Limited                                  | ロンドン       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 48     | BT International (Nigeria) Limited                            | ラゴス        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 49     | BT Maulbronn GmbH   | エシュボルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 50     | BT Milford (Cayman) Limited                                   | ジョージタウン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 51     | BT Muritz GmbH  | エシュボルン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 52     | BT Opera Trading S.A.   | パリ         |    | 金融企業       | 100.0   |
| 53     | BT Sable, L.L.C.  | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 54     | BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH | エシュボルン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 55     | BTAS Cayman GP  | ジョージタウン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 56     | BTD Nominees Pty Limited                                      | シドニー       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 57     | Buxtal Pty. Limited   | シドニー       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 58     | C. J. Lawrence Inc.   | ウィルミントン    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 59     | CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG                          | ケルン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 60     | CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG                              | ケルン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 61     | CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG                      | ケルン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 62     | CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH                           | ケルン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 63     | 3160343 Canada Inc.   | トロント       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 64     | Caneel Bay Holding Corp.                                      | シカゴ        | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 65     | Cape Acquisition Corp.  | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 66     | CapeSuccess Inc.  | ウィルミントン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 67     | CapeSuccess LLC   | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 82.6    |
| 68     | Cardales Management Limited                                   | セントピーターポート |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 69     | Cardales UK Limited   | ロンドン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 70     | Career Blazers Consulting Services, Inc.                      | オールバニー     |    | その他の企業     | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地       | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|-------------|----|------------|---------|
| 71     | Career Blazers Contingency Professionals, Inc.              | オールバニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 72     | Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.         | ロサンゼルス      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 73     | Career Blazers LLC  | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 74     | Career Blazers Management Company, Inc.                     | オールバニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 75     | Career Blazers New York, Inc.                               | オールバニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 76     | Career Blazers of Ontario Inc.                              | ロンドン, オンタリオ |    | その他の企業     | 100.0   |
| 77     | Career Blazers Personnel Services of Washington, D.C., Inc. | ワシントンD.C.   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 78     | Career Blazers Personnel Services, Inc.                     | オールバニー      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 79     | Career Blazers Service Company, Inc.                        | ウィルミントン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 80     | Caribbean Resort Holdings, Inc.                             | ニューヨーク      | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 81     | Castlewood Expansion Partners, L.P.                         | ウィルミントン     |    | 支援サービス提供会社 | 87.5    |
| 82     | Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.                         | 北京          |    | その他の企業     | 100.0   |
| 83     | Cathay Asset Management Company Limited                     | ポートルイス      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 84     | Cathay Capital Company (No 2) Limited                       | ポートルイス      |    | 金融企業       | 67.6    |
| 85     | CBI NY Training, Inc.                                       | オールバニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 86     | Cedar (Luxembourg) S.à r.l.                                 | ルクセンブルグ     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 87     | Centennial River 1 Inc.                                     | デンバー        |    | その他の企業     | 100.0   |
| 88     | Centennial River 2 Inc.                                     | オースティン      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 89     | Centennial River Acquisition I Corporation                  | ウィルミントン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 90     | Centennial River Acquisition II Corporation                 | ウィルミントン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 91     | Centennial River Corporation                                | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 92     | Channel Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                     | ロンドン        |    | その他の企業     | 100.0   |
| 93     | Cinda - DB NPL Securitization Trust 2003-1                  | ウィルミントン     | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 94     | Civic Investments Limited                                   | セントヘリア      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 95     | Consumo Finance S.p.A.                                      | ミラノ         |    | 金融機関       | 100.0   |
| 96     | CREDA Objektanlage- und Verwaltungsgesellschaft mbH         | ボン          |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 97     | CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH                    | ミュンヘン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 98     | Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc.                    | ウィルミントン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 99     | D B Rail Holdings (UK) No. 1 Limited (メンバーによる任意清算中)         | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 100    | D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社                                       | 東京          |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 101    | D.B. International Delaware, Inc.                           | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 102    | DAHOC (UK) Limited  | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 103    | DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH                          | フランクフルト     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 104    | DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.                     | クアラルンプール    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 105    | DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.                  | クアラルンプール    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 106    | DB (Pacific) Limited  | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |

| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地            | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|------------------|----|------------|-------------|
| 107        | DB (Pacific) Limited, New York  | ニューヨーク           |    | 金融企業       | 100.0       |
| 108        | DB Abalone LLC  | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 109        | DB Alex. Brown Holdings Incorporated                                  | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 110        | DB Alps Corporation   | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 111        | DB Alternative Trading Inc.   | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 112        | DB Alternatives and Fund Solutions Shanghai<br>Investment Company Ltd | 上海               |    | その他の企業     | 100.0       |
| 113        | DB Aotearoa Investments Limited                                       | ジョージタウン          |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 114        | DB Beteiligungs-Holding GmbH  | フランクフルト          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 115        | DB Bluebell Investments (Cayman)<br>Partnership                       | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 116        | DB Boracay LLC  | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 117        | DB CAPAM GmbH   | ケルン              |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 118        | DB Capital Management, Inc.   | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 119        | DB Capital Markets (Deutschland) GmbH                                 | フランクフルト          |    | 金融持株会社     | 100.0       |
| 120        | DB Capital Partners (Asia), L.P.                                      | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 80.0        |
| 121        | DB Capital Partners (Europe) 2000 - A<br>Founder Partner LP           | ウィルミントン          | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 122        | DB Capital Partners (Europe) 2000 - B<br>Founder Partner LP           | ウィルミントン          | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 123        | DB Capital Partners Asia G.P. Limited                                 | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 124        | DB Capital Partners Europe 2002 Founder<br>Partner LP                 | ウィルミントン          | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 125        | DB Capital Partners General Partner Limited                           | ロンドン             |    | 金融企業       | 100.0       |
| 126        | DB Capital Partners Latin America, G.P.<br>Limited                    | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 127        | DB Capital Partners, Inc.   | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 128        | DB Capital Partners, Latin America, L.P.                              | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 80.2        |
| 129        | DB Capital, Inc.  | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 130        | DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.                                     | ポズエロ デ アラ<br>ルコン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 131        | DB Chestnut Holdings Limited  | ジョージタウン          |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 132        | DB Commodities Canada Ltd.  | トロント             |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 133        | DB Commodity Services LLC   | ウィルミントン          |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 134        | DB Consorzio S. Cons. a r. l.   | ミラノ              |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 135        | DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.                            | クアラルンプール         |    | 金融企業       | 100.0       |
| 136        | DB Crest Limited  | セントヘリア           |    | 金融機関       | 100.0       |
| 137        | DB Delaware Holdings (Europe) Limited                                 | ジョージタウン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 138        | DB Delaware Holdings (UK) Limited                                     | ロンドン             |    | 金融企業       | 100.0       |
| 139        | DB Depositor Inc.   | ウィルミントン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 140        | DB Energy Commodities Limited   | ロンドン             |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 141        | DB Energy Trading LLC   | ウィルミントン          |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地       | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|-------------|----|------------|---------|
| 142    | DB Enfield Infrastructure Holdings Limited        | セントヘリア      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 143    | DB Enfield Infrastructure Investments Limited     | セントヘリア      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 144    | DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG   | リュッツェン ゴスタウ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 145    | DB Equipment Leasing, Inc.                        | ニューヨーク      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 146    | DB Equity Limited                                 | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 147    | DB Equity S.à r.l.                                | ルクセンブルグ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 148    | DB Fillmore Lender Corp.                          | ウィルミントン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 149    | DB Finance (Delaware), LLC                        | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 150    | DB Finanz-Holding GmbH                            | フランクフルト     |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 151    | DB Fund Services LLC                              | ウィルミントン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 152    | DB Funding LLC #4                                 | ウィルミントン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 153    | DB Funding LLC #5                                 | ウィルミントン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 154    | DB Funding LLC #6                                 | ウィルミントン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 155    | DB Global Technology SRL                          | ブカレスト       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 156    | DB Global Technology, Inc.                        | ウィルミントン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 157    | DB Group Services (UK) Limited                    | ロンドン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 158    | DB Holdings (New York), Inc.                      | ニューヨーク      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 159    | DB Holdings (South America) Limited               | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 160    | DB HR Solutions GmbH                              | エシュボルン      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 161    | DB iCON Investments Limited (メンバーによる任意清算中)        | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 162    | DB Impact Investment Fund I, L.P.                 | エディンバラ      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 163    | DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG | リュッツェン ゴスタウ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 164    | DB Industrial Holdings GmbH                       | リュッツェン ゴスタウ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 165    | DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited      | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 166    | DB Intermezzo LLC                                 | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 167    | DB International (Asia) Limited                   | シンガポール      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 168    | DB International Investments Limited              | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 169    | DB International Trust (Singapore) Limited        | シンガポール      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 170    | DB Investment Management, Inc.                    | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 171    | DB Investment Managers, Inc.                      | ウィルミントン     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 172    | DB Investment Partners, Inc.                      | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 173    | DB Investment Services GmbH                       | フランクフルト     |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 174    | DB Investments (GB) Limited                       | ロンドン        |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 175    | DB IROC Leasing Corp.                             | ニューヨーク      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 176    | DB Jasmine (Cayman) Limited (任意清算中)               | ジョージタウン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 177    | DB Kredit Service GmbH                            | ベルリン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地     | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|-----------|----|------------|---------|
| 178    | DB London (Investor Services) Nominees Limited                          | ロンドン      |    | 金融機関       | 100.0   |
| 179    | DB Management Support GmbH  | フランクフルト   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 180    | DB Managers, LLC  | ウエストトレントン |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 181    | DB Mortgage Investment Inc.   | ポルチモア     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 182    | DB Nexus American Investments (UK) Limited                              | ロンドン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 183    | DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited                               | ロンドン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 184    | DB Nexus Investments (UK) Limited                                       | ロンドン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 185    | DB Nominees (Hong Kong) Limited   | 香港        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 186    | DB Nominees (Singapore) Pte Ltd   | シンガポール    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 187    | DB Omega BTV S.C.S.   | ルクセンブルグ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 188    | DB Omega Holdings LLC   | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 189    | DB Omega Ltd.   | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 190    | DB Omega S.C.S.   | ルクセンブルグ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 191    | DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico | バルセロナ     |    | 支援サービス提供会社 | 99.9    |
| 192    | DB Overseas Finance Delaware, Inc.                                      | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 193    | DB Overseas Holdings Limited  | ロンドン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 194    | DB Partnership Management Ltd.  | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 195    | DB Portfolio Southwest, Inc.  | ヒューストン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 196    | DB Print GmbH   | フランクフルト   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 197    | DB Private Clients Corp.  | ウィルミントン   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 198    | DB Private Equity GmbH  | ケルン       |    | ファンド管理会社   | 100.0   |
| 199    | DB Private Equity International S.à r.l.                                | ルクセンブルグ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 200    | DB Private Equity Treuhand GmbH   | ケルン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 201    | DB Private Wealth Mortgage Ltd.   | ニューヨーク    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 202    | DB PWM Private Markets I GP   | ルクセンブルグ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 203    | DB Rail Trading (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                             | ロンドン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 204    | DB Re S.A.  | ルクセンブルグ   |    | 再保険会社      | 100.0   |
| 205    | DB RMS Leasing (Cayman) L.P.  | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 206    | DB Road (UK) Limited  | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 207    | DB Samay Finance No. 2, Inc.  | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 208    | DB Securities S.A.  | ワルシャワ     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 209    | DB Service Centre Limited   | ダブリン      |    | 支払機関       | 100.0   |
| 210    | DB Service Uruguay S.A.   | モンテビデオ    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 211    | DB Services Americas, Inc.  | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 212    | DB Services New Jersey, Inc.  | ウエストトレントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 213    | DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable               | メキシコシティ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 214    | DB Servizi Amministrativi S.r.l.  | ミラノ       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 215    | DB Strategic Advisors, Inc.                   | マカティ・シティ |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 216    | DB Structured Derivative Products, LLC        | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 217    | DB Structured Products, Inc.                  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 218    | DB Trips Investments Limited                  | ジョージタウン  | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 219    | DB Trustee Services Limited                   | ロンドン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 220    | DB Trustees (Hong Kong) Limited               | 香港       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 221    | DB U.K. Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)       | ロンドン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 222    | DB U.S. Financial Markets Holding Corporation | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 223    | DB UK Australia Finance Limited               | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 224    | DB UK Australia Holdings Limited              | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 225    | DB UK Bank Limited                            | ロンドン     |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 226    | DB UK Holdings Limited                        | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 227    | DB UK PCAM Holdings Limited                   | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 228    | DB USA Corporation                            | ウィルミントン  |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 229    | DB Valoren S.à r.l.                           | ルクセンブルグ  |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 230    | DB Value S.à r.l.                             | ルクセンブルグ  |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 231    | DB Vanquish (UK) Limited                      | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 232    | DB Vantage (UK) Limited                       | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 233    | DB Vantage No.2 (UK) Limited                  | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 234    | DB Vita S.A.                                  | ルクセンブルグ  |    | 保険会社       | 75.0    |
| 235    | db x-trackers (Proprietary) Limited           | ヨハネスブルグ  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 236    | DBAB Wall Street, LLC                         | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 237    | DBAH Capital, LLC                             | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 238    | DBCCA Investment Partners, Inc.               | ウィルミントン  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 239    | DBCIBZ1                                       | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 240    | DBCIBZ2                                       | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 241    | DBFIC, Inc.                                   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 242    | DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH      | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 243    | DBNY Brazil Invest Co.                        | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 244    | DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited      | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 245    | DBOI Global Services (UK) Limited             | ロンドン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 246    | DBOI Global Services Private Limited          | ムンバイ     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 247    | DBR Investments Co. Limited                   | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 248    | DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.   | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 249    | DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.   | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 250    | DBRMSGP1                                      | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 251    | DBRMSGP2                                      | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 252    | DBS Technology Ventures, L.L.C.               | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 253    | DBUK PCAM Limited                             | ロンドン     |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 254    | DBUSBZ1, LLC                                  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 255    | DBUSBZ2, LLC                                  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 256    | DBX Advisors LLC  | ウィルミントン  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 257    | DBX Strategic Advisors LLC                              | ウィルミントン  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 258    | dbX-Asian Long/Short Equity 3 Fund                      | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 259    | dbX-Commodity 1 Fund                                    | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 260    | dbX-Convertible Arbitrage 14 Fund                       | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 72.1    |
| 261    | dbX-Credit 2 Fund                                       | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 262    | dbX-Credit 3 Fund                                       | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 98.3    |
| 263    | dbX-Credit 4 Fund                                       | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 78.4    |
| 264    | dbX-CTA 16 Fund   | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 265    | dbX-CTA 18 Fund   | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 266    | dbX-CTA 2 Fund  | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 267    | dbX-CTA 9 Fund  | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 268    | dbX-Emerging Markets Macro 1 Fund                       | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 97.6    |
| 269    | dbX-Global Long/Short Equity 10 (Sabre)                 | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 270    | dbX-Global Long/Short Equity 9 Fund                     | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 96.7    |
| 271    | dbX-Global Macro 4 Fund                                 | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 97.4    |
| 272    | dbX-Global Macro 9 Fund                                 | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 98.0    |
| 273    | dbX-Risk Arbitrage 1 Fund                               | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 274    | dbX-Risk Arbitrage 6 Fund                               | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 275    | dbX-Risk Arbitrage 9 Fund                               | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 276    | dbX-US Long/Short Equity 13 Fund                        | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 100.0   |
| 277    | dbX-US Long/Short Equity 15 Fund                        | セントヘリア   | 2  | 金融企業       | 93.0    |
| 278    | De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited | 北京       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 279    | DeAM Infrastructure Limited                             | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 280    | DeAWM Distributors, Inc.                                | ウィルミントン  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 281    | DeAWM Service Company                                   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 282    | DeAWM Trust Company                                     | セイラム     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 283    | DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG             | エシュボルン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 284    | DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH                  | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 285    | DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.           | エシュボルン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 286    | Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.                | メキシコシティ  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 287    | DEUFRAN Beteiligungs GmbH                               | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 288    | DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH                 | フランクフルト  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 289    | Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand        | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 290    | Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand     | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 291    | Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited     | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 292    | Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme        | パイアニア    |    | その他の企業     | 80.0    |



| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|----------|----|------------|-------------|
| 293        | Deutsche Alt-A Securities, Inc.   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 294        | Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS                      | パリ       |    | その他の企業     | 100.0       |
| 295        | Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited                  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 296        | Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited                      | ロンドン     |    | 金融サービス機関   | 100.0       |
| 297        | Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.                                     | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 298        | Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd                                  | シンガポール   |    | 金融持株会社     | 100.0       |
| 299        | Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH                   | フランクフルト  |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 300        | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH                      | フランクフルト  |    | ファンド管理会社   | 100.0       |
| 301        | Deutsche Asset & Wealth Management Investment S.A.                      | ルクセンブルグ  |    | ファンド管理会社   | 100.0       |
| 302        | Deutsche Asset Management (Asia) Limited                                | シンガポール   |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 303        | Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited                           | 香港       |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 304        | Deutsche Asset Management (India) Private Limited                       | ムンバイ     |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 305        | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社  | 東京       |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 306        | Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited                       | ソウル      |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 307        | Deutsche Asset Management (UK) Limited                                  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 308        | Deutsche Asset Management Group Limited                                 | ロンドン     |    | 金融持株会社     | 100.0       |
| 309        | Deutsche Auskunft Service GmbH  | ハンブルク    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 310        | Deutsche Australia Limited  | シドニー     |    | 金融機関       | 100.0       |
| 311        | Deutsche Bank (Cayman) Limited  | ジョージタウン  |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 312        | Deutsche Bank (Chile)   | サンティアゴ   |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 313        | Deutsche Bank (China) Co., Ltd.   | 北京       |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 314        | Deutsche Bank (Malaysia) Berhad   | クアラルンプール |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 315        | Deutsche Bank (Malta) Ltd   | フロリアナ    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 316        | Deutsche Bank (Mauritius) Limited                                       | ポートルイス   |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 317        | Deutsche Bank (Perú) S.A.   | リマ       |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 318        | Deutsche Bank (Suisse) SA   | ジュネーヴ    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 319        | Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima Institución Financiera Externa | モンテビデオ   |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 320        | DEUTSCHE BANK A.S.  | イスタンブール  |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 321        | Deutsche Bank Americas Holding Corp.                                    | ウィルミントン  |    | 金融持株会社     | 100.0       |
| 322        | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft                                | フランクフルト  |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 323        | Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.                                 | サンパウロ    |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 324        | Deutsche Bank Europe GmbH   | フランクフルト  |    | 預金等受入金融機関  | 100.0       |
| 325        | Deutsche Bank Financial Company   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地      | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|------------|----|------------|---------|
| 326    | Deutsche Bank Financial Inc.                                 | ウィルミントン    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 327    | Deutsche Bank Holdings, Inc.                                 | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 328    | Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated                  | ボルチモア      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 329    | Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware                   | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 330    | Deutsche Bank International Limited                          | セントヘリア     |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 331    | Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman) Limited       | ジョージタウン    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 332    | Deutsche Bank International Trust Co. Limited                | セントピーターポート |    | その他の企業     | 100.0   |
| 333    | Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited                 | セントピーターポート |    | 金融企業       | 100.0   |
| 334    | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                                | ルクセンブルグ    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 335    | Deutsche Bank Mutui S.p.A.                                   | ミラノ        |    | 金融機関       | 100.0   |
| 336    | Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple    | メキシコシティ    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 337    | Deutsche Bank National Trust Company                         | ロサンゼルス     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 338    | Deutsche Bank Nederland N.V.                                 | アムステルダム    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 339    | Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited                      | セントヘリア     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 340    | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna                          | ワルシャワ      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 341    | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden Aktiengesellschaft | フランクフルト    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 342    | Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.                          | ウィルミントン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 343    | Deutsche Bank S.A.   | ブエノスアイレス   |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 344    | Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão                            | サンパウロ      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 345    | Deutsche Bank Securities Inc.                                | ウィルミントン    |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 346    | Deutsche Bank Securities Limited                             | トロント       |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 347    | Deutsche Bank Services (Jersey) Limited                      | セントヘリア     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 348    | Deutsche Bank Società per Azioni                             | ミラノ        |    | 預金等受入金融機関  | 99.8    |
| 349    | Deutsche Bank Trust Company Americas                         | ニューヨーク     |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 350    | Deutsche Bank Trust Company Delaware                         | ウィルミントン    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 351    | Deutsche Bank Trust Company, National Association            | ニューヨーク     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 352    | Deutsche Bank Trust Corporation                              | ニューヨーク     |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 353    | Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited            | セントピーターポート |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 354    | Deutsche Bank Österreich AG                                  | ウィーン       |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 355    | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española                     | マドリッド      |    | 預金等受入金融機関  | 99.8    |
| 356    | Deutsche Capital Finance (2000) Limited                      | ジョージタウン    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 357    | Deutsche Capital Hong Kong Limited                           | 香港         |    | 金融企業       | 100.0   |
| 358    | Deutsche Capital Markets Australia Limited                   | シドニー       |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 359    | Deutsche Capital Partners China Limited                      | ジョージタウン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 360    | Deutsche Cayman Ltd.   | ジョージタウン    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 361    | Deutsche CIB Centre Private Limited                          | ムンバイ       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 362    | Deutsche Clubholding GmbH   | フランクフルト  |    | 金融企業       | 95.0    |
| 363    | Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.                                | 上海       |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 364    | Deutsche Custody N.V.   | アムステルダム  |    | 金融機関       | 100.0   |
| 365    | Deutsche Domus New Zealand Limited                                    | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 366    | Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.              | アムステルダム  |    | 支援サービス提供会社 | 99.9    |
| 367    | Deutsche Equities India Private Limited                               | ムンバイ     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 368    | Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited                 | 台北       |    | 金融サービス機関   | 60.0    |
| 369    | Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA                               | ジュネーヴ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 370    | Deutsche Finance Co 1 Pty Limited                                     | シドニー     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 371    | Deutsche Finance Co 2 Pty Limited                                     | シドニー     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 372    | Deutsche Finance Co 3 Pty Limited                                     | シドニー     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 373    | Deutsche Finance Co 4 Pty Limited                                     | シドニー     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 374    | Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited                                   | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 375    | Deutsche Finance No. 2 Limited  | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 376    | Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                    | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 377    | Deutsche Foras New Zealand Limited                                    | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 378    | Deutsche Futures Singapore Pte Ltd                                    | シンガポール   |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 379    | Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 380    | Deutsche Global Markets Limited                                       | テルアビブ    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 381    | Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited                      | ヨハネスブルグ  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 382    | Deutsche Group Services Pty Limited                                   | シドニー     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 383    | Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH                     | エシュボルン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 384    | Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung      | フランクフルト  |    | その他の企業     | 99.8    |
| 385    | Deutsche Haussmann S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 386    | Deutsche Holdings (BTI) Limited                                       | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 387    | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.                               | ルクセンブルグ  |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 388    | Deutsche Holdings (Malta) Ltd.  | フロリアナ    |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 389    | Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited                          | ヨハネスブルグ  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 390    | Deutsche Holdings Limited   | ロンドン     |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 391    | Deutsche Holdings No. 2 Limited                                       | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 392    | Deutsche Holdings No. 3 Limited                                       | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 393    | Deutsche Holdings No. 4 Limited                                       | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 394    | Deutsche Immobilien Leasing GmbH                                      | デュッセルドルフ |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 395    | Deutsche India Holdings Private Limited                               | ムンバイ     |    | 金融持株会社     | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|------------|---------|
| 396    | Deutsche International Corporate Services (Delaware) LLC     | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 397    | Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited  | ダブリン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 398    | Deutsche International Corporate Services Limited            | セントヘリア   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 399    | Deutsche International Custodial Services Limited            | セントヘリア   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 400    | Deutsche International Finance (Ireland) Limited             | ダブリン     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 401    | Deutsche International Trust Company N.V.                    | アムステルダム  |    | その他の企業     | 100.0   |
| 402    | Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited | ポートルイス   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 403    | Deutsche Inversiones Dos S.A.                                | サンティアゴ   |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 404    | Deutsche Inversiones Limitada                                | サンティアゴ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 405    | DEUTSCHE INVEST Reale Werte geschl. Inv. AG                  | ケルン      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 406    | Deutsche Investment Management Americas Inc.                 | ウィルミントン  |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 407    | Deutsche Investments (Netherlands) N.V.                      | アムステルダム  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 408    | Deutsche Investments Australia Limited                       | シドニー     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 409    | Deutsche Investments India Private Limited                   | ムンバイ     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 410    | Deutsche Investor Services Private Limited                   | ムンバイ     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 411    | Deutsche IT License GmbH                                     | エシュボルン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 412    | Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.                        | シンガポール   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 413    | Deutsche Managed Investments Limited                         | シドニー     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 414    | Deutsche Mandatos S.A.                                       | ブエノスアイレス |    | 金融企業       | 100.0   |
| 415    | Deutsche Master Funding Corporation                          | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 416    | Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.                            | ルクセンブルグ  |    | 金融持株会社     | 100.0   |
| 417    | Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company        | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 418    | Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd                    | シンガポール   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 419    | Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation              | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 420    | Deutsche Mortgage Securities, Inc.                           | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 421    | Deutsche New Zealand Limited                                 | オークランド   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 422    | Deutsche Nominees Limited                                    | ロンドン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 423    | Deutsche Oppenheim Family Office AG                          | グラスブルン   |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 424    | Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited               | オークランド   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 425    | Deutsche Postbank AG   | ボン       |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 426    | Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH                 | シュットランジュ |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 427    | Deutsche Private Asset Management Limited                    | ロンドン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 428    | Deutsche Securities (India) Private Limited                  | ニューデリー   |    | 証券取引銀行     | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地       | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|-------------|----|------------|---------|
| 429    | Deutsche Securities (Perú) S.A.   | リマ          |    | その他の企業     | 100.0   |
| 430    | Deutsche Securities (Proprietary) Limited                                   | ヨハネスブルグ     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 431    | Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited                              | ヨハネスブルグ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 432    | Deutsche Securities Asia Limited  | 香港          |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 433    | Deutsche Securities Australia Limited                                       | シドニー        |    | 証券取引銀行     | 100.0   |
| 434    | ドイツ証券株式会社   | 東京          |    | 証券取引銀行     | 100.0   |
| 435    | Deutsche Securities Israel Ltd.   | テルアビブ       |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 436    | Deutsche Securities Korea Co.   | ソウル         |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 437    | Deutsche Securities Mauritius Limited                                       | ポートルイス      |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 438    | Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.                                    | イスタンブール     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 439    | Deutsche Securities New Zealand Limited                                     | オークランド      |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 440    | Deutsche Securities S.A.  | ブエノスアイレス    |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 441    | Deutsche Securities Saudi Arabia LLC  | リヤド         |    | 証券取引銀行     | 100.0   |
| 442    | Deutsche Securities SpA   | サンティアゴ      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 443    | Deutsche Securities Venezuela S.A.  | カラカス        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 444    | Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa                            | メキシコシティ     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 445    | Deutsche Securitisation Australia Pty Limited                               | シドニー        |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 446    | Deutsche StiftungsTrust GmbH  | フランクフルト     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 447    | Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha                         | 東京          |    | 金融企業       | 100.0   |
| 448    | Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc                              | シャーロットタウン   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 449    | Deutsche Trust Company Limited Japan  | 東京          |    | その他の企業     | 100.0   |
| 450    | Deutsche Trustee Company Limited  | ロンドン        |    | その他の企業     | 100.0   |
| 451    | Deutsche Trustee Services (India) Private Limited                           | ムンバイ        |    | その他の企業     | 100.0   |
| 452    | Deutsche Trustees Malaysia Berhad   | クアラルンプール    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 453    | Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH                                  | フランクフルト     |    | その他の企業     | 78.0    |
| 454    | DFC Residual Corp.  | カーソンシティ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 455    | DG China Clean Tech Partners  | 天津          | 1  | 金融企業       | 49.9    |
| 456    | DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH                                  | フランクフルト     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 457    | DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH                             | フランクフルト     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 458    | DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 459    | DIL Financial Services GmbH & Co. KG  | デュッセルドルフ    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 460    | DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 461    | DIV Holding GmbH  | リュッツェン ゴスタウ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 462    | DMG Technology Management, L.L.C.   | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 463    | DNU Nominees Pty Limited  | シドニー        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地         | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|---------------|----|------------|-------------|
| 464        | DSL Portfolio GmbH & Co. KG  | ボン            |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 465        | DSL Portfolio Verwaltungs GmbH   | ボン            |    | 金融企業       | 100.0       |
| 466        | DTS Nominees Pty Limited   | シドニー          |    | その他の企業     | 100.0       |
| 467        | Durian (Luxembourg) S.à r.l.   | ルクセンブルグ       |    | その他の企業     | 100.0       |
| 468        | DWS Holding & Service GmbH   | フランクフルト       |    | 金融企業       | 99.4        |
| 469        | DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.  | マドリッド         |    | ファンド管理会社   | 100.0       |
| 470        | EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO.<br>KG i.l.                             | ハンブルク         |    | その他の企業     | 65.2        |
| 471        | Elba Finance GmbH  | エシュボルン        |    | 金融企業       | 100.0       |
| 472        | Elizabethan Holdings Limited   | ジョージタウン       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 473        | Elizabethan Management Limited   | ジョージタウン       |    | その他の企業     | 100.0       |
| 474        | Equipment Management Services LLC  | ウィルミントン       |    | その他の企業     | 100.0       |
| 475        | Estate Holdings, Inc.  | セント・トーマス<br>島 | 1  | その他の企業     | 0.0         |
| 476        | European Value Added I (Alternate G.P.) LLP  | ロンドン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 477        | Evergreen Amsterdam Holdings B.V.  | アムステルダム       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 478        | Evergreen International Holdings B.V.  | アムステルダム       |    | 金融機関       | 100.0       |
| 479        | Evergreen International Investments B.V.   | アムステルダム       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 480        | Evergreen International Leasing B.V.   | アムステルダム       |    | 金融機関       | 100.0       |
| 481        | Exinor SA (dissolution volontaire)   | バストーニュ        |    | その他の企業     | 100.0       |
| 482        | EXTOREL Private Equity Advisers GmbH   | ケルン           |    | 金融企業       | 100.0       |
| 483        | FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH   | ケルン           |    | 金融企業       | 100.0       |
| 484        | Farezco I, S. de R.L. de C.V.  | メキシコシティ       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 485        | Farezco II, S. de R.L. de C.V.   | メキシコシティ       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 486        | Fenix Administración de Activos S. de R.L.<br>de C.V.                              | メキシコシティ       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 487        | Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.   | ミラノ           |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 488        | Finanza & Futuro Banca SpA   | ミラノ           |    | 金融機関       | 100.0       |
| 489        | Firstee Investments LLC  | ウィルミントン       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 490        | Fondo de Inversión Privado NPL Fund Two  | サンティアゴ        | 2  | 金融サービス機関   | 70.0        |
| 491        | Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung<br>Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 492        | Funds Nominees Limited (メンバーによる任意<br>清算中)  | ロンドン          |    | その他の企業     | 100.0       |
| 493        | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH &<br>Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG          | バート ホンブルク     |    | その他の企業     | 74.9        |
| 494        | G Finance Holding Corp.  | ウィルミントン       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 495        | GbR Goethestraße   | ケルン           |    | 支援サービス提供会社 | 94.0        |
| 496        | Gemini Technology Services Inc.  | ウィルミントン       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 497        | German Access LLP  | ロンドン          |    | 金融企業       | 100.0       |
| 498        | German American Capital Corporation  | ボルチモア         |    | 金融機関       | 100.0       |
| 499        | Global Commercial Real Estate Special<br>Opportunities Limited                     | セントヘリア        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 500        | Greenwood Properties Corp.   | ニューヨーク   | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 501        | Grundstücksgesellschaft Frankfurt<br>Bockenheimer Landstraße GbR     | トロイスドルフ  |    | その他の企業     | 94.9        |
| 502        | Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI<br>mbH                     | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0       |
| 503        | Grundstücksgesellschaft Wiesbaden<br>Luisenstraße/Kirchgasse GbR     | トロイスドルフ  |    | その他の企業     | 64.7        |
| 504        | Gulara Pty Ltd   | シドニー     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 505        | GUO Mao International Hotels B.V.                                    | アムステルダム  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 506        | Hac Investments Ltd.   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 507        | HAC Investments Portugal - Servicos de<br>Consultadoria e Gestao Lda | リスボン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 508        | 八景島合同会社  | 東京       |    | 金融企業       | 95.0        |
| 509        | Herengracht Financial Services B.V.                                  | アムステルダム  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 510        | HTB Spezial GmbH & Co. KG  | ケルン      |    | 事業持株       | 100.0       |
| 511        | IKARIA Beteiligungs- und<br>Verwaltungsgesellschaft mbH              | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0       |
| 512        | IOS Finance E F C S.A.   | バルセロナ    |    | 金融企業       | 100.0       |
| 513        | ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH                            | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0       |
| 514        | IVAF I Manager, S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 515        | JR Nominees (Proprietary) Limited                                    | ヨハネスブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 516        | 城ヶ島合同会社  | 東京       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 517        | KEBA Gesellschaft für interne Services mbH                           | フランクフルト  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 518        | Kidson Pte Ltd   | シンガポール   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 519        | Kingfisher Nominees Limited  | オークランド   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 520        | Konsul Inkasso GmbH  | エッセン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 521        | Kradavimd UK Lease Holdings Limited                                  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 522        | Kunshan RREEF Equity Investment Fund<br>Management Co. Ltd.          | 昆山       |    | 金融企業       | 100.0       |
| 523        | LA Water Holdings Limited  | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 75.0        |
| 524        | Lammermuir Leasing Limited   | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 525        | LAWL Pte. Ltd.   | シンガポール   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 526        | Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf<br>mbH                   | シェーネフェルト |    | 金融サービス機関   | 100.0       |
| 527        | Legacy Reinsurance, LLC  | パーリントン   |    | 再保険会社      | 100.0       |
| 528        | Leonardo III Initial GP Limited                                      | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 529        | Long-Tail Risk Insurers, Ltd.  | ハミルトン    |    | 保険会社       | 100.0       |
| 530        | LWC Nominees Limited   | オークランド   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 531        | MAC Investments Ltd.   | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 532        | Maher 1210 Corbin LLC  | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 533        | Maher Chassis Management LLC   | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 534        | Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited                           | バンクーバー   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 535        | Maher Terminals LLC  | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0       |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地   | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|---------|----|------------|---------|
| 536    | Maher Terminals Logistic Systems LLC                                      | ウィルミントン |    | その他の企業     | 100.0   |
| 537    | Maher Terminals USA, LLC  | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 538    | Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.                                     | ハミルトン   |    | 保険会社       | 100.0   |
| 539    | Maxblue Americas Holdings, S.A.   | マドリッド   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 540    | MEF I Manager, S. à r.l.  | ルクセンブルグ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 541    | MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH  | フランクフルト |    | 金融企業       | 62.0    |
| 542    | MHL Reinsurance Ltd.  | バーリントン  |    | 保険会社       | 100.0   |
| 543    | MIT Holdings, Inc.  | ボルチモア   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 544    | Morgan Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                                    | ロンドン    |    | その他の企業     | 100.0   |
| 545    | Mortgage Trading (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                              | ロンドン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 546    | MortgageIT Securities Corp.   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 547    | MortgageIT, Inc.  | ニューヨーク  |    | 金融機関       | 100.0   |
| 548    | MXB U.S.A., Inc.  | ウィルミントン |    | その他の企業     | 100.0   |
| 549    | Navegator - SGFTC, S.A.   | リスボン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 550    | NCKR, LLC   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 551    | NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 552    | Nevada Mezz 1 LLC   | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 553    | Nevada Parent 1 LLC   | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 554    | Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト |    | 金融企業       | 100.0   |
| 555    | norisbank GmbH  | ボン      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 556    | North American Income Fund PLC  | ダブリン    |    | 金融企業       | 67.3    |
| 557    | Novelties Distribution LLC  | ウィルミントン |    | その他の企業     | 100.0   |
| 558    | OAM Köln GmbH   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 559    | 000 "Deutsche Bank TechCentre"  | モスクワ    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 560    | 000 "Deutsche Bank"   | モスクワ    |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 561    | Opal Funds (Ireland) Public Limited Company                               | ダブリン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 562    | OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH                                    | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 563    | OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH  | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 564    | OPB-Holding GmbH  | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 565    | OPB-Nona GmbH   | フランクフルト |    | 金融企業       | 100.0   |
| 566    | OPB-Oktava GmbH   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 567    | OPB-Quarta GmbH   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 568    | OPB-Quinta GmbH   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 569    | OPB-Septima GmbH  | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 570    | Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.                              | ルクセンブルグ |    | ファンド管理会社   | 100.0   |
| 571    | OPPENHEIM Capital Advisory GmbH   | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 572    | Oppenheim Eunomia GmbH  | ケルン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 573    | OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG                                    | ケルン     |    | 金融企業       | 83.3    |



| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地     | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|-----------|----|------------|---------|
| 574    | Oppenheim Fonds Trust GmbH  | ケルン       |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 575    | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH                                 | ケルン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 576    | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH                  | ケルン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 577    | OPS Nominees Pty Limited  | シドニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 578    | OVT Trust 1 GmbH  | ケルン       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 579    | OVV Beteiligungs GmbH   | ケルン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 580    | PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 581    | Pan Australian Nominees Pty Ltd                                       | シドニー      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 582    | PB Factoring GmbH   | ボン        |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 583    | PB Firmenkunden AG  | ボン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 584    | PB International S.A.   | シュットランジュ  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 585    | PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit Teilgesellschaftsvermögen | ボン        |    | 支援サービス提供会社 | 98.4    |
| 586    | PBC Banking Services GmbH   | フランクフルト   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 587    | PBC Services GmbH der Deutschen Bank                                  | フランクフルト   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 588    | PEIF II SLP Feeder, L.P.  | エディンバラ    |    | 金融企業       | 60.0    |
| 589    | Pelleport Investors, Inc.   | ニューヨーク    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 590    | Pembol Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                                | ロンドン      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 591    | PHARMA/wHEALTH Management Company S.A.                                | ルクセンブルグ   |    | ファンド管理会社   | 99.9    |
| 592    | Plantation Bay, Inc.  | セント・トーマス島 |    | その他の企業     | 100.0   |
| 593    | Polydeuce LLC   | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 594    | Postbank Akademie und Service GmbH                                    | ハーメルン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 595    | Postbank Beteiligungen GmbH   | ボン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 596    | Postbank Direkt GmbH  | ボン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 597    | Postbank Filial GmbH  | ボン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 598    | Postbank Filialvertrieb AG  | ボン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 599    | Postbank Finanzberatung AG  | ハーメルン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 600    | Postbank Immobilien GmbH  | ハーメルン     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 601    | Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH                            | ボン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 602    | Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co. Objekt Leipzig KG    | ボン        |    | 支援サービス提供会社 | 90.0    |
| 603    | Postbank Leasing GmbH   | ボン        |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 604    | Postbank Service GmbH   | エッセン      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 605    | Postbank Systems AG   | ボン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 606    | Primelux Insurance S.A.   | ルクセンブルグ   |    | 保険会社       | 100.0   |
| 607    | Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.                       | ルクセンブルグ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 608    | Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.                      | ルクセンブルグ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 609    | Private Equity Global Select Company V S.à r.l.                     | ルクセンブルグ  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 610    | Private Equity Select Company S.à r.l.                              | ルクセンブルグ  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 611    | Private Financing Initiatives, S.L.                                 | パルセロナ    |    | 金融企業       | 51.0    |
| 612    | PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH                        | ローダーマーク  |    | その他の企業     | 80.2    |
| 613    | PT Deutsche Securities Indonesia                                    | ジャカルタ    |    | 証券取引銀行     | 99.0    |
| 614    | PT. Deutsche Verdhana Indonesia                                     | ジャカルタ    | 1  | 証券取引会社     | 40.0    |
| 615    | Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"                      | キエフ      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 616    | Pyramid Ventures, Inc.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 617    | R.B.M. Nominees Pty Ltd   | シドニー     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 618    | Real Estate Secondary Opportunities Fund, LP                        | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 619    | Regula Limited  | ロードタウン   |    | その他の企業     | 100.0   |
| 620    | RoPro U.S. Holding, Inc.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 621    | Route 28 Receivables, LLC   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 622    | Royster Fund Management S.à r.l.                                    | ルクセンブルグ  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 623    | RREEF America L.L.C.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 624    | RREEF China REIT Management Limited                                 | 香港       |    | その他の企業     | 100.0   |
| 625    | RREEF European Value Added I (G.P.) Limited                         | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 626    | RREEF India Advisors Private Limited                                | ムンバイ     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 627    | RREEF Investment GmbH   | フランクフルト  |    | ファンド管理会社   | 99.9    |
| 628    | RREEF Management GmbH   | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 629    | RREEF Management L.L.C.   | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0   |
| 630    | RREEF Spezial Invest GmbH   | フランクフルト  |    | ファンド管理会社   | 100.0   |
| 631    | RTS Nominees Pty Limited  | シドニー     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 632    | SAB Real Estate Verwaltungs GmbH                                    | ハーメルン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 633    | Sagamore Limited  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 634    | SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 635    | 佐島合同会社  | 東京       | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 636    | Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH                         | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 637    | Sal. Oppenheim Global Invest GmbH                                   | ケルン      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 638    | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. Kommanditgesellschaft auf Aktien | ケルン      |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 639    | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH                         | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 640    | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG                           | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 641    | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.                           | ルクセンブルグ  |    | 預金等受入金融機関  | 100.0   |
| 642    | SALOMON OPPENHEIM GmbH i.L.   | ケルン      |    | 金融企業       | 100.0   |
| 643    | SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 644    | Service Company Five Limited  | 香港       |    | 金融企業       | 100.0   |

| シリアル番号            | 会社名   | 会社所在地       | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|-------------------|---|-------------|----|------------|---------|
| 645               | Service Company Four Limited  | 香港          |    | その他の企業     | 100.0   |
| 646               | Sharps SP I LLC   | ウィルミントン     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 647               | Sherwood Properties Corp.   | ウィルミントン     |    | 金融機関       | 100.0   |
| 648               | Structured Finance Americas, LLC  | ウィルミントン     |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 649               | Süddeutsche Vermögensverwaltung<br>Gesellschaft mit beschränkter Haftung    | フランクフルト     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 650               | Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen<br>Bank mbH                       | フランクフルト     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 651               | TELO Beteiligungsgesellschaft mbH   | シェーネフェルト    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 652               | Tempurrite Leasing Limited  | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 653               | Thai Asset Enforcement and Recovery Asset<br>Management Company Limited     | バンコク        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 654               | TOKOS GmbH  | リュッツェン ゴスタウ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 655               | Treuinvest Service GmbH   | フランクフルト     |    | その他の企業     | 100.0   |
| 656               | Trevona Limited   | ロードタウン      |    | その他の企業     | 100.0   |
| 657               | Triplereason Limited  | ロンドン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 658               | Urbistar Settlement Services, LLC   | ハリスバーグ      |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 659               | VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs<br>GmbH                           | ミュンヘン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 660               | VCG Venture Capital Gesellschaft mbH  | ミュンヘン       |    | 金融企業       | 100.0   |
| 661               | VCM MIP III GmbH & Co. KG   | ケルン         |    | 金融企業       | 61.0    |
| 662               | VCM Treuhand Beteiligungsverwaltung GmbH                                    | ケルン         |    | 金融企業       | 100.0   |
| 663               | VCP Treuhand Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | ケルン         |    | 金融企業       | 100.0   |
| 664               | VCP Verwaltungsgesellschaft mbH   | ケルン         |    | 金融企業       | 100.0   |
| 665               | Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen<br>Bank Privat- und Geschäftskunden | ベルリン        |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 666               | Vesta Real Estate S.r.l.  | ミラノ         |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 667               | VI Resort Holdings, Inc.  | ニューヨーク      | 1  | その他の企業     | 0.0     |
| 668               | VÖB-ZVD Processing GmbH   | フランクフルト     |    | 支払機関       | 100.0   |
| 669               | Wealthspur Investment Company Limited                                       | ラブアン        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 670               | WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH  | フランクフルト     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 671               | Whale Holdings S.à r.l.   | ルクセンブルグ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 672               | 5000 Yonge Street Toronto Inc.  | トロント        |    | 金融企業       | 100.0   |
| 連結ストラクチャード・エンティティ |   |             |    |            |         |
| 673               | Aberdeen Capital Trust  | ロンドン        |    | その他の企業     | 100.0   |
| 674               | AFS Platform ICAV   | ダブリン        |    | その他の企業     | 0.0     |
| 675               | Amber Investments S.à r.l.  | ルクセンブルグ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 676               | Aqueduct Capital S.à r.l.   | ルクセンブルグ     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 677               | Argentina Capital Protected Investments<br>Limited                          | ジョージタウン     | 3  | その他の企業     |         |
| 678               | Aspen Funding LLC   | ウィルミントン     |    | 金融企業       |         |
| 679               | Asset Repackaging Trust Five B.V.   | アムステルダム     | 3  | 金融企業       |         |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 680    | Asset Repackaging Trust Six B.V.  | アムステルダム  | 3  | 金融企業       |         |
| 681    | Atena SPV S.r.l   | コネリアーノ   |    | 金融企業       | 60.0    |
| 682    | Atlas Investment Company 1 S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 683    | Atlas Investment Company 2 S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 684    | Atlas Investment Company 3 S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 685    | Atlas Investment Company 4 S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 686    | Atlas Portfolio Select SPC  | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 0.0     |
| 687    | Atlas SICAV - FIS   | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     |         |
| 688    | Axia Insurance, Ltd.  | ハミルトン    | 3  | 再保険会社      |         |
| 689    | Axiom Shelter Island LLC  | サンディエゴ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 690    | Azurix AGOSBA S.R.L.  | ブエノスアイレス |    | 金融企業       | 100.0   |
| 691    | Azurix Argentina Holding, Inc.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 692    | Azurix Buenos Aires S.A. (en liquidacion)                               | ブエノスアイレス |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 693    | Azurix Cono Sur, Inc.   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 694    | Azurix Corp.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 695    | Azurix Latin America, Inc.  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 696    | Baltics Credit Solutions Latvia SIA                                     | リガ       |    | 金融企業       |         |
| 697    | Block 1949, LLC   | ウィルミントン  | 1  | 支援サービス提供会社 | 0.0     |
| 698    | Bridge No.1 Pty Limited   | シドニー     |    | その他の企業     |         |
| 699    | Bürohaus Hauptstraße Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG                 | フランクフルト  |    | その他の企業     |         |
| 700    | Büropark Heimstetten Vermögensverwaltungs Limited & Co. KG              | フランクフルト  |    | その他の企業     |         |
| 701    | Castlebay Asia Flexible Fund SICAV-FIS - Taiwan Bond Fund               | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     |         |
| 702    | Cathay Capital (Labuan) Company Limited                                 | ラブアン     |    | その他の企業     |         |
| 703    | Cathay Capital Company Limited  | ポートルイス   |    | 金融企業       | 9.5     |
| 704    | Cathay Strategic Investment Company Limited                             | 香港       |    | 金融企業       |         |
| 705    | Cathay Strategic Investment Company No. 2 Limited                       | ジョージタウン  |    | 金融企業       |         |
| 706    | Cayman Reference Fund Holdings Limited                                  | ジョージタウン  |    | 支援サービス提供会社 |         |
| 707    | Charitable Luxembourg Four S.à r.l.                                     | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 708    | Charitable Luxembourg Three S.à r.l.                                    | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 709    | Charitable Luxembourg Two S.à r.l.                                      | ルクセンブルグ  |    | 金融企業       |         |
| 710    | Charlton (Delaware), Inc.   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 711    | China Recovery Fund LLC   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 85.0    |
| 712    | CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 713    | CLASS Limited   | セントヘリア   | 3  | その他の企業     |         |
| 714    | Collins Capital Low Volatility Performance II Special Investments, Ltd. | ロードタウン   |    | 金融企業       |         |
| 715    | Concept Fund Solutions Public Limited Company                           | ダブリン     | 3  | その他の企業     | 1.9     |
| 716    | COUNTS Trust Series 2007 - 3  | ニューアーク   | 3  | 支援サービス提供会社 |         |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|-----------|----|------------|---------|
| 717    | Crofton Invest, S.L.                         | マドリッド     |    | その他の企業     |         |
| 718    | Danube Properties S.à r.l., en faillite      | ルクセンブルグ   |    | その他の企業     | 25.0    |
| 719    | Dariconic Limited                            | ダブリン      |    | 金融企業       |         |
| 720    | Dawn-BV II LLC                               | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 721    | Dawn-BV LLC                                  | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 722    | Dawn-BV-Helios LLC                           | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 723    | Dawn-G II LLC                                | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 724    | Dawn-G LLC                                   | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 725    | Dawn-G-Helios LLC                            | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 726    | DB (Barbados) SRL                            | クライストチャーチ |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 727    | DB Aircraft Leasing Master Trust             | ウィルミントン   | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 728    | DB Alternative Strategies Limited            | ジョージタウン   |    | 証券取引会社     | 100.0   |
| 729    | DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.                | ルクセンブルグ   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 730    | DB Apex Finance Limited                      | フロリアナ     |    | 金融企業       | 100.0   |
| 731    | DB Apex Management Capital S.C.S.            | ルクセンブルグ   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 732    | DB Apex Management Income S.C.S.             | ルクセンブルグ   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 733    | DB Apex Management Limited                   | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 734    | DB Asia Pacific Holdings Limited             | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 735    | DB Aster II, LLC                             | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 736    | DB Aster III, LLC                            | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 737    | DB Aster, Inc.                               | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 738    | DB Aster, LLC                                | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 739    | DB Avila Ltd.                                | ジョージタウン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 740    | DB Capital Investments Sàrl                  | ルクセンブルグ   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 741    | DB Chambers Limited                          | ジョージタウン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 742    | DB Clyde, LLC                                | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 743    | DB Covered Bond S.r.l.                       | コネリアーノ    |    | 金融企業       | 90.0    |
| 744    | DB Credit Investments S.à r.l.               | ルクセンブルグ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 745    | DB Dawn, Inc.                                | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 746    | DB Elara LLC                                 | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 747    | DB ESC Corporation                           | ウィルミントン   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 748    | db ETC plc                                   | セントヘリア    | 3  | 支援サービス提供会社 |         |
| 749    | DB Finance International GmbH                | エシュボルン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 750    | DB Ganymede 2006 L.P.                        | ジョージタウン   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 751    | DB Global Markets Multi-Strategy Fund I Ltd. | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 752    | DB Global Masters Multi-Strategy Trust       | ジョージタウン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 753    | DB Global Masters Trust                      | ジョージタウン   | 3  | 証券取引会社     |         |
| 754    | DB Green Holdings Corp.                      | ウィルミントン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 755    | DB Green, Inc.                               | ニューヨーク    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 756    | DB Hawks Nest, Inc.                          | ウィルミントン   |    | 金融機関       | 100.0   |
| 757    | DB Hypernova LLC                             | ウィルミントン   |    | 金融機関       | 100.0   |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 758        | DB Immobilienfonds 1 Wieland KG  | フランクフルト  |    | その他の企業     |             |
| 759        | DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG   | フランクフルト  |    | 金融企業       | 74.0        |
| 760        | DB Immobilienfonds 4 GmbH & Co. KG   | フランクフルト  |    | その他の企業     | 0.2         |
| 761        | DB Immobilienfonds 5 Wieland KG  | フランクフルト  |    | その他の企業     |             |
| 762        | DB Impact Investment (GP) Limited  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 763        | DB Infrastructure Holdings (UK) No.1<br>Limited  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 764        | DB Investment Resources (US) Corporation   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 765        | DB Investment Resources Holdings Corp.   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 766        | DB Io LP   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 767        | DB Jasmine Holdings Limited (メンバーによる<br>任意清算中)   | ロンドン     |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 768        | DB Like-Kind Exchange Services Corp.   | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 769        | DB Litigation Fee LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 770        | DB Master Fundo de Investimento em Direitos<br>Creditórios Não-Padronizados de Precatórios<br>Federais | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 29.5        |
| 771        | DB Munico Ltd.   | ジョージタウン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 772        | DB Platinum  | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     | 2.0         |
| 773        | DB Platinum II   | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     | 3.6         |
| 774        | DB Platinum IV   | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     | 2.3         |
| 775        | DB Prevision 12, FP  | バルセロナ    |    | 金融企業       |             |
| 776        | DB PWM - Active Asset Allocation Growth II   | ルクセンブルグ  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 777        | DB PWM II - LiquidAlts UCITS (Euro)  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 69.5        |
| 778        | DB RC Holdings, LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 779        | DB Real Estate Canadainvest 1 Inc.   | トロント     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 780        | DB Safe Harbour Investment Projects Limited  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 781        | DB STG Lux 10 S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 782        | DB STG Lux 11 S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 783        | DB STG Lux 12 S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 784        | DB STG Lux 6 S.à r.l.  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 785        | DB STG Lux 7 S.à r.l.  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 786        | DB STG Lux 8 S.à r.l.  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 787        | DB STG Lux 9 S.à r.l.  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 788        | DB Sylvester Funding Limited   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 789        | db x-trackers  | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     | 1.0         |
| 790        | db x-trackers II   | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     | 2.8         |
| 791        | dbInvestor Solutions Public Limited Company  | ダブリン     | 3  | 金融企業       |             |
| 792        | DBRMS4   | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 793        | DBX ETF Trust  | ウィルミントン  | 3  | その他の企業     |             |
| 794        | De Heng Asset Management Company Limited   | 北京       |    | 金融企業       |             |
| 795        | DeAM Capital Protect 2014  | フランクフルト  |    | その他の企業     |             |
| 796        | DeAM Capital Protect 2019  | フランクフルト  |    | その他の企業     |             |

| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地   | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|---------|----|------------|-------------|
| 797        | DeAM Capital Protect 2024   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 798        | DeAM Capital Protect 2029   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 799        | DeAM Capital Protect 2034   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 800        | DeAM Capital Protect 2039   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 801        | DeAM Capital Protect 2044   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 802        | DeAM Capital Protect 2049   | フランクフルト |    | その他の企業     |             |
| 803        | Deco 17 - Pan Europe 7 Limited  | ダブリン    |    | 金融企業       |             |
| 804        | Deutsche Bank Best Allocation - Protect 80                            | ルクセンブルグ |    | その他の企業     |             |
| 805        | Deutsche Bank Capital Finance LLC I                                   | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 806        | Deutsche Bank Capital Finance Trust I                                 | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 807        | Deutsche Bank Capital Funding LLC VII                                 | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 808        | Deutsche Bank Capital Funding Trust VII                               | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 809        | Deutsche Bank Capital LLC I   | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 810        | Deutsche Bank Capital LLC IV  | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 811        | Deutsche Bank Capital Trust I   | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 812        | Deutsche Bank Capital Trust IV  | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 813        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC II                               | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 814        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC III                              | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 815        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV                               | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 816        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC V                                | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 817        | Deutsche Bank Contingent Capital Trust II                             | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 818        | Deutsche Bank Contingent Capital Trust III                            | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 819        | Deutsche Bank Contingent Capital Trust IV                             | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 820        | Deutsche Bank Contingent Capital Trust V                              | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 821        | Deutsche Bank LIFERs Trust  | ウィルミントン | 3  | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 822        | Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Deposits                    | ルクセンブルグ | 3  | その他の企業     |             |
| 823        | Deutsche Bank Luxembourg S.A. - Fiduciary Note Programme              | ルクセンブルグ | 3  | その他の企業     |             |
| 824        | Deutsche Bank SPEARs/LIFERs Trust                                     | ウィルミントン | 3  | 支援サービス提供会社 | 43.5        |
| 825        | Deutsche Bank SPEARs/LIFERs Trust (DB Series 100)                     | ウィルミントン | 4  | 支援サービス提供会社 |             |
| 826        | Deutsche Colombia S.A.S.  | ボゴタ     |    | 証券取引会社     | 100.0       |
| 827        | Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.                       | アムステルダム |    | 金融企業       | 100.0       |
| 828        | Deutsche Income Trust - Deutsche Limited Maturity Quality Income Fund | ボストン    |    | その他の企業     | 100.0       |
| 829        | Deutsche Income Trust - Deutsche Ultra-Short Investment Grade Fund    | ボストン    |    | その他の企業     | 100.0       |
| 830        | Deutsche Institutional Money plus                                     | ルクセンブルグ |    | その他の企業     |             |
| 831        | Deutsche Institutional USD Money plus                                 | ルクセンブルグ |    | その他の企業     |             |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地   | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|---------|----|------------|-------------|
| 832        | Deutsche International Fund, Inc. -<br>Deutsche Emerging Markets Frontier Fund | ボルチモア   |    | その他の企業     | 100.0       |
| 833        | Deutsche Investment Trust - Deutsche CROCI<br>U.S. Fund                        | ボストン    |    | その他の企業     | 100.0       |
| 834        | Deutsche Leasing New York Corp.  | ニューヨーク  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 835        | Deutsche Postbank Funding LLC I  | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 836        | Deutsche Postbank Funding LLC II   | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 837        | Deutsche Postbank Funding LLC III  | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 838        | Deutsche Postbank Funding LLC IV   | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 839        | Deutsche Postbank Funding Trust I  | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 840        | Deutsche Postbank Funding Trust II   | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 841        | Deutsche Postbank Funding Trust III  | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 842        | Deutsche Postbank Funding Trust IV   | ウィルミントン | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 843        | Deutsche Securities Trust - Deutsche MLP &<br>Energy Infrastructure Fund       | ボストン    |    | その他の企業     | 100.0       |
| 844        | Deutsche Services Polska Sp. z o.o.  | ワルシャワ   |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 845        | Deutsche Strategic Equity Long/Short Fund                                      | ボストン    |    | その他の企業     | 52.9        |
| 846        | DJ Williston Swaps LLC   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 847        | Drehscheibe Bochum GmbH & Co. KG   | フランクフルト |    | その他の企業     | 100.0       |
| 848        | Dusk II, LLC   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 849        | Dusk LLC   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 850        | DWS (CH) - Pension Garant 2017   | チューリッヒ  |    | その他の企業     |             |
| 851        | DWS China A-Fund   | ルクセンブルグ | 3  | その他の企業     | 100.0       |
| 852        | DWS Dividende Garant 2016  | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |             |
| 853        | DWS Garant 80 ETF-Portfolio  | ルクセンブルグ |    | その他の企業     | 88.7        |
| 854        | DWS Garant 80 FPI  | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |             |
| 855        | DWS Garant Top Dividende 2018  | ルクセンブルグ |    | その他の企業     |             |
| 856        | DWS Megatrend Performance 2016   | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |             |
| 857        | DWS Performance Rainbow 2015   | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |             |
| 858        | DWS Zeitwert Protect   | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |             |
| 859        | Earls Eight Limited  | ジョージタウン | 3  | その他の企業     |             |
| 860        | Earls Four Limited   | ジョージタウン | 3  | その他の企業     |             |
| 861        | EARLS Trading Limited  | ジョージタウン |    | 金融企業       |             |
| 862        | 1221 East Denny Owner, LLC   | ウィルミントン |    | その他の企業     |             |
| 863        | ECT Holdings Corp.   | ウィルミントン |    | 金融機関       | 100.0       |
| 864        | Einkaufszentrum "HVD Dresden" S.à.r.l & Co.<br>KG                              | ケルン     |    | その他の企業     |             |
| 865        | Eirles Three Limited   | ダブリン    | 3  | 金融企業       |             |
| 866        | Eirles Two Limited   | ダブリン    | 3  | 金融企業       |             |
| 867        | Elmo Funding GmbH  | エシュボルン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 868        | Elmo Leasing Vierzehnte GmbH   | エシュボルン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 869        | Emerald Asset Repackaging Limited  | ダブリン    |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |



| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|------------|---------|
| 870    | Emerging Markets Capital Protected Investments Limited  | ジョージタウン  | 3  | その他の企業     |         |
| 871    | Emeris  | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |         |
| 872    | Epicuro SPV S.r.l.  | コネリアーノ   |    | 金融企業       |         |
| 873    | Equinox Credit Funding Public Limited Company   | ダブリン     | 3  | 金融企業       |         |
| 874    | Erste Frankfurter Hoist GmbH  | エシュボルン   |    | 金融企業       | 100.0   |
| 875    | Eurohome (Italy) Mortgages S.r.l.   | コネリアーノ   |    | 金融企業       |         |
| 876    | Feale Sp. z o.o.  | ウォリカ     |    | その他の企業     |         |
| 877    | Finaqua Limited   | ロンドン     |    | 金融企業       |         |
| 878    | Fondo Privado de Titulización PYMES I Limited   | ダブリン     |    | 金融企業       |         |
| 879    | Fortis Flexi IV - Bond Medium Term RMB  | ルクセンブルグ  |    | 金融サービス機関   | 100.0   |
| 880    | FRANKFURT CONSULT GmbH  | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0   |
| 881    | Fullgoal China Access RQFII Fund SPC - Fullgoal RQFII Bond Sub-Fund   | ジョージタウン  |    | その他の企業     |         |
| 882    | Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Global Markets  | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 883    | Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados - Precatório Federal 4870-1                        | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 884    | Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados - Precatórios Federais DB I                        | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 885    | Fundo de Investimento em Quotas de Fundos de Investimento em Direitos Creditórios Não-Padronizados Global Markets | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 886    | GAC-HEL II, Inc.  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 887    | GAC-HEL, Inc.   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 888    | Gemini Securitization Corp., LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       |         |
| 889    | GGGolf, LLC   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 890    | Gladyr Spain, S.L.  | マドリッド    |    | 金融企業       |         |
| 891    | Global Markets Fundo de Investimento Multimercado   | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 892    | Global Markets III Fundo de Investimento Multimercado - Crédito Privado e Investimento No Exterior                | リオデジャネイロ |    | 金融企業       | 100.0   |
| 893    | Global Opportunities Co-Investment Feeder, LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       |         |
| 894    | Global Opportunities Co-Investment, LLC   | ウィルミントン  |    | 金融企業       |         |
| 895    | Grundstücksverwaltung Martin-Behaim-Strasse Gewerbeimmobilien Limited & Co. KG                                    | フランクフルト  |    | その他の企業     |         |
| 896    | GSAM ALPS Fund EUR  | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |         |
| 897    | GSAM ALPS Fund USD  | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |         |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 898        | GWC-GAC Corp.  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 899        | HAH Limited (メンバーによる任意清算中)   | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 900        | Hamil dak Limited  | ダブリン     |    | 金融企業       |             |
| 901        | Harbour Finance Limited  | ダブリン     |    | 金融機関       |             |
| 902        | Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund I                             | 香港       |    | その他の企業     |             |
| 903        | Harvest Select Funds - Harvest China Fixed Income Fund II                            | 香港       |    | その他の企業     |             |
| 904        | Hawser Trust   | サンタアナ    | 3  | 支援サービス提供会社 |             |
| 905        | Hotel Majestic LLC   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 906        | Iberia Inversiones II Limited  | ダブリン     |    | 金融企業       |             |
| 907        | Iberia Inversiones Limited   | ダブリン     |    | 金融企業       |             |
| 908        | India Debt Opportunities Fund  | ムンバイ     |    | 支援サービス提供会社 |             |
| 909        | Infrastructure Holdings (Cayman) SPC   | ジョージタウン  |    | 金融企業       |             |
| 910        | Inn Properties S.à r.l., en faillite   | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 25.0        |
| 911        | Investor Solutions Limited   | セントヘリア   | 3  | その他の企業     |             |
| 912        | Isar Properties S.à r.l., en faillite  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 25.0        |
| 913        | ITAPEVA II Multicarteira FIDC Não-Padronizado  | サンパウロ    |    | 金融企業       | 100.0       |
| 914        | ITAPEVA Multicarteira Fundo de Investimento em Direitos Creditórios Não- Padronizado | サンパウロ    |    | 金融企業       | 100.0       |
| 915        | IVAF (Jersey) Limited  | セントヘリア   |    | 支援サービス提供会社 |             |
| 916        | JB Hotel Private Placement Real Estate Trust No. 1                                   | ソウル      |    | その他の企業     | 100.0       |
| 917        | Jovian Limited   | ダグラス     |    | その他の企業     |             |
| 918        | Kelsey Street LLC  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 919        | Kingfisher Canada Holdings LLC   | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 920        | Kingfisher Holdings LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 921        | KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 50.0        |
| 922        | KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG                           | デュッセルドルフ |    | 支援サービス提供会社 | 96.1        |
| 923        | KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG                           | デュッセルドルフ |    | 支援サービス提供会社 | 97.0        |
| 924        | La Fayette Dedicated Basket Ltd.   | ロードタウン   |    | 証券取引会社     |             |
| 925        | Lagoon Finance Limited   | ダブリン     | 3  | 金融企業       |             |
| 926        | Latin America Recovery Fund LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 927        | Lemontree Investments GmbH & Co. KG  | ベルリン     |    | 金融企業       |             |
| 928        | Leo Consumo 1 S.r.l.   | コネリアーノ   |    | 金融企業       |             |
| 929        | Leo Consumo 2 S.r.l.   | コネリアーノ   |    | 金融企業       | 70.0        |
| 930        | 87 Leonard Development LLC   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 931        | Leonardo Charitable 1 LLC  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 9.9         |
| 932        | Leonardo Secondary Opportunities Fund III (GP) Limited                               | ジョージタウン  |    | 金融企業       |             |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 933        | Leonardo Secondary Opportunities Fund III<br>(Limited Partner) Limited | ジョージタウン  |    | 金融企業       |             |
| 934        | Life Mortgage S.r.l.   | ローマ      |    | 金融企業       |             |
| 935        | Macondo Spain, Sociedad Limitada                                       | マドリッド    |    | その他の企業     | 100.0       |
| 936        | Manta Acquisition LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 937        | Manta Group LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 938        | Mars Investment Trust II   | ニューヨーク   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 939        | Mars Investment Trust III  | ニューヨーク   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 940        | Master Aggregation Trust   | ウィルミントン  |    | その他の企業     |             |
| 941        | Maxima Alpha Bomaral Limited (清算中)                                     | セントヘリア   |    | 証券取引会社     |             |
| 942        | Merlin I   | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |             |
| 943        | Merlin II  | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |             |
| 944        | Merlin XI  | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |             |
| 945        | Meseta Inversiones Designated Activity<br>Company                      | ダブリン     |    | 金融企業       |             |
| 946        | Mexico Capital Protected Investments<br>Limited                        | ジョージタウン  | 3  | その他の企業     |             |
| 947        | MH Germany Property III S.à r.l.                                       | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     |             |
| 948        | MH Germany Property V S.à r.l.   | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     |             |
| 949        | Mickleham Limited  | ダブリン     |    | 支援サービス提供会社 |             |
| 950        | Micro-E Finance S.r.l.   | ローマ      |    | 金融企業       |             |
| 951        | Mira GmbH & Co. KG   | フランクフルト  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 952        | Montage Funding LLC  | ドーバー     |    | 金融企業       |             |
| 953        | Monterey Funding LLC   | ドーバー     |    | 金融企業       |             |
| 954        | Moon Leasing Limited   | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 955        | Motion Picture Productions One GmbH & Co.<br>KG                        | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 956        | MPP Beteiligungsgesellschaft mbH                                       | フランクフルト  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 957        | NCW Holding Inc.   | バンクーバー   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 958        | New 87 Leonard, LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 959        | Newport Funding LLC  | ウィルミントン  |    | 金融企業       |             |
| 960        | Nineco Leasing Limited   | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 961        | North Las Vegas Property LLC   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 962        | Oasis Securitisation S.r.l.  | コネリアーノ   | 1  | 金融企業       | 0.0         |
| 963        | Oder Properties S.à r.l., en faillite                                  | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 25.0        |
| 964        | Odin Mortgages Limited   | ロンドン     |    | 金融企業       |             |
| 965        | Oona Solutions, Fonds Commun de Placement                              | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     |             |
| 966        | OPAL, en liquidation volontaire  | ルクセンブルグ  | 3  | その他の企業     |             |
| 967        | Operadora de Buenos Aires S.R.L.                                       | ブエノスアイレス |    | 金融企業       | 100.0       |
| 968        | Opus Niestandardowy Sekurytyzacyjny<br>Fundusz Inwestycyjny Zamkniety  | ワルシャワ    |    | 金融企業       |             |
| 969        | Oran Limited   | ジョージタウン  |    | 金融企業       |             |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地   | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|---------|----|------------|---------|
| 970    | Orchid Pubs & Restaurants Limited (in Administration)          | ロンドン    |    | その他の企業     |         |
| 971    | Ossiam Lux - Ossiam Japan Minimum Variance NR UCITS ETF        | ルクセンブルグ |    | その他の企業     | 100.0   |
| 972    | OTTAM Mexican Capital Trust Limited                            | ダブリン    | 3  | 金融企業       |         |
| 973    | Palladium Securities 1 S.A.                                    | ルクセンブルグ | 3  | 金融企業       |         |
| 974    | PanAsia Funds Investments Ltd.                                 | ジョージタウン | 3  | 金融企業       |         |
| 975    | PARTS Funding, LLC   | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 976    | PARTS Student Loan Trust 2007-CT1                              | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 977    | PARTS Student Loan Trust 2007-CT2                              | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 978    | PD Germany Funding Company II, Ltd.                            | ジョージタウン |    | 金融企業       |         |
| 979    | PD Germany Funding Company IV, Ltd.                            | ジョージタウン |    | 金融企業       |         |
| 980    | PD Germany Funding Company V, Ltd.                             | ジョージタウン |    | 金融企業       |         |
| 981    | Peruda Leasing Limited   | ロンドン    |    | 金融企業       | 100.0   |
| 982    | Perus 1 S.à r.l.   | ルクセンブルグ |    | 金融企業       |         |
| 983    | Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC. | マニラ     |    | 金融サービス機関   | 95.0    |
| 984    | PIMCO PARS I - Poste Vite                                      | ジョージタウン |    | その他の企業     |         |
| 985    | PIMCO PARS V - Poste Vite                                      | ジョージタウン |    | その他の企業     |         |
| 986    | Port Elizabeth Holdings LLC                                    | ウィルミントン |    | 金融企業       | 100.0   |
| 987    | Private Markets ICAV   | ダブリン    |    | その他の企業     |         |
| 988    | Pyxis Nautica S.A.   | ルクセンブルグ |    | 支援サービス提供会社 |         |
| 989    | Quantum 13 LLC   | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 990    | Quartz No. 1 S.A.  | ルクセンブルグ | 1  | 金融企業       | 0.0     |
| 991    | Reference Capital Investments Limited                          | ロンドン    |    | 金融機関       | 100.0   |
| 992    | Regal Limited  | ジョージタウン | 3  | その他の企業     |         |
| 993    | REO Properties Corporation                                     | ウィルミントン |    | 支援サービス提供会社 | 100.0   |
| 994    | REO Properties Corporation II                                  | ウィルミントン | 1  | 支援サービス提供会社 | 0.0     |
| 995    | Residential Mortgage Funding Trust                             | トロント    |    | 金融企業       |         |
| 996    | Rhein - Main Securitisation Limited                            | セントヘリア  |    | 金融企業       |         |
| 997    | Rheingold Securitisation Limited                               | セントヘリア  |    | 金融企業       |         |
| 998    | Rhine Properties S.à r.l., en faillite                         | ルクセンブルグ |    | その他の企業     | 25.0    |
| 999    | Riverside Funding LLC  | ドーバー    |    | 金融企業       |         |
| 1000   | RM Ayr Limited (清算中)   | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1001   | RM Chestnut Limited (清算中)                                      | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1002   | RM Fife Limited  | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1003   | RM Multi-Asset Limited (清算中)                                   | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1004   | RM Sussex Limited  | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1005   | RM Triple-A Limited (清算中)                                      | ダブリン    |    | 金融企業       |         |
| 1006   | RREEF G.O. III Malta Limited                                   | バレッタ    |    | 金融企業       |         |
| 1007   | RREEF Global Opportunities Fund III, LLC                       | ウィルミントン |    | 金融企業       |         |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 1008       | RREEF North American Infrastructure Fund A,<br>L.P.          | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 99.9        |
| 1009       | RREEF North American Infrastructure Fund B,<br>L.P.          | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 99.9        |
| 1010       | SABRE Securitisation Limited                                 | シドニー     |    | その他の企業     |             |
| 1011       | Saratoga Funding Corp., LLC                                  | ドーバー     |    | 金融企業       |             |
| 1012       | Sedona Capital Funding Corp., LLC                            | ウィルミントン  |    | 金融企業       |             |
| 1013       | Silrendel, S. de R. L. de C. V.                              | メキシコシティ  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1014       | Singer Island Tower Suite LLC                                | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1015       | Sixco Leasing Limited  | ロンドン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1016       | SMART SME CLO 2006-1, Ltd.                                   | ジョージタウン  |    | 金融企業       |             |
| 1017       | SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH            | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1018       | SP Mortgage Trust  | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 100.0       |
| 1019       | Stewart-Denny Holdings, LLC                                  | ウィルミントン  |    | 金融企業       |             |
| 1020       | Strategic Global Opportunities Limited -<br>Class A Main USD | ナッソー     |    | 金融企業       |             |
| 1021       | STTN, Inc.   | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1022       | Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH                         | フランクフルト  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1023       | Swabia 1 Limited   | ダブリン     |    | 金融企業       |             |
| 1024       | Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH                               | エシュボルン   |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1025       | Sylvester (2001) Limited                                     | ジョージタウン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1026       | Tagus - Sociedade de Titularização de<br>Creditos, S.A.      | リスボン     |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1027       | Thaumat Holdings Limited (under<br>Liquidation)              | ニコシア     |    | 金融企業       |             |
| 1028       | The Canary Star Trust  | ジョージタウン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1029       | The CAP Accumulation Trust                                   | ウィルミントン  |    | その他の企業     |             |
| 1030       | The Debt Redemption Fund Limited                             | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     | 99.8        |
| 1031       | The GIII Accumulation Trust                                  | ウィルミントン  |    | その他の企業     |             |
| 1032       | The India Debt Opportunities Fund Limited                    | エベヌ・シティ  |    | 支援サービス提供会社 |             |
| 1033       | The PEB Accumulation Trust                                   | ウィルミントン  |    | その他の企業     |             |
| 1034       | The SLA Accumulation Trust                                   | ウィルミントン  |    | その他の企業     |             |
| 1035       | Tintin III SPC   | ジョージタウン  |    | 証券取引会社     |             |
| 1036       | Titian CDO Public Limited Company                            | ダブリン     | 3  | 金融企業       |             |
| 1037       | Trave Properties S.à r.l., en faillite                       | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     | 25.0        |
| 1038       | TRS Aria LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1039       | TRS Birch II LTD   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1040       | TRS Birch LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1041       | TRS Cypress II LTD   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1042       | TRS Cypress LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1043       | TRS Elm II LTD   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1044       | TRS Elm LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |

| シリア<br>ル番号        | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|-------------------|--|----------|----|------------|-------------|
| 1045              | TRS Leda LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1046              | TRS Maple II LTD   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1047              | TRS Maple LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1048              | TRS Oak II LTD   | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1049              | TRS Oak LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1050              | TRS Poplar II LTD  | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1051              | TRS Poplar LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1052              | TRS Scorpio LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1053              | TRS Spruce II LTD  | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1054              | TRS Spruce LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1055              | TRS SVCO LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1056              | TRS Sycamore II LTD  | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1057              | TRS Sycamore LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1058              | TRS Tupelo II LTD  | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1059              | TRS Tupelo LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1060              | TRS Venor LLC  | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1061              | TRS Walnut II LTD  | ジョージタウン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1062              | TRS Walnut LLC   | ウィルミントン  |    | 金融機関       | 100.0       |
| 1063              | UTi Worldwide Inc. - Obligor Trust                             | ロンドン     |    | その他の企業     |             |
| 1064              | VCM Golding Mezzanine GmbH & Co. KG                            | ミュンヘン    | 5  | 金融企業       | 0.0         |
| 1065              | Vermögensfondmandat Flexible (80 %<br>teilgeschützt)           | ルクセンブルグ  |    | その他の企業     |             |
| 1066              | Village Hospitality LLC  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1067              | Wendelstein 2015-1 UG (haftungsbeschränkt)                     | フランクフルト  |    | 金融企業       |             |
| 1068              | Winchester Street PLC  | ロンドン     | 3  | 金融企業       |             |
| 1069              | World Trading (Delaware) Inc.                                  | ウィルミントン  |    | 金融企業       | 100.0       |
| 1070              | ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 50.0        |
| 1071              | ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 50.0        |
| 1072              | ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co.<br>Objekt Leben II KG | デュッセルドルフ |    | 支援サービス提供会社 | 98.0        |
| 1073              | ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 50.0        |
| 1074              | ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co.<br>Leben I KG         | デュッセルドルフ |    | 支援サービス提供会社 | 98.1        |
| 1075              | Zumirez Drive LLC  | ウィルミントン  |    | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1076              | ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 金融企業       | 50.0        |
| 持分法により会計処理されている会社 |  |          |    |            |             |
| 1077              | AcadiaSoft, Inc.   | ウィルミントン  |    | その他の企業     | 4.5         |
| 1078              | Afinia Capital Group Limited                                   | ハミルトン    |    | 金融企業       | 40.0        |
| 1079              | AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit<br>beschränkter Haftung     | フランクフルト  |    | 金融機関       | 26.9        |
| 1080              | Argantis GmbH i.L.   | ケルン      |    | 事業持株       | 50.0        |
| 1081              | Avacomm GmbH i.L.  | ホルツキルヒェン |    | その他の企業     | 27.5        |

| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地               | 脚注 | 業務内容   | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|---------------------|----|--------|-------------|
| 1082       | Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1<br>GmbH & Co. KG                 | バード ゾーデン<br>アム タウヌス |    | 事業持株   | 49.8        |
| 1083       | BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen                                   | フランクフルト             |    | その他の企業 | 30.0        |
| 1084       | BATS Global Markets, Inc.   | ウィルミントン             |    | 金融企業   | 4.9         |
| 1085       | Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung<br>mit beschränkter Haftung   | デュッセルドルフ            |    | 金融企業   | 49.0        |
| 1086       | BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited<br>Partnership                         | ニューヨーク              | 6  | 事業持株   | 100.0       |
| 1087       | BHS tabletop Aktiengesellschaft   | ゼルプ                 |    | その他の企業 | 28.9        |
| 1088       | BVT-CAM Private Equity Beteiligungs GmbH                                  | グリーンワルト             |    | 金融企業   | 50.0        |
| 1089       | BVT-CAM Private Equity Management &<br>Beteiligungs GmbH                  | グリーンワルト             |    | 金融企業   | 50.0        |
| 1090       | Comfund Consulting Limited  | バンガロール              |    | その他の企業 | 30.0        |
| 1091       | Craigs Investment Partners Limited  | タウランガ               |    | 証券取引銀行 | 49.9        |
| 1092       | DB Development Holdings Limited   | ラルナカ                |    | 金融企業   | 49.0        |
| 1093       | DB Real Estate Global Opportunities IB<br>(Offshore), L.P.                | カマナ ベイ              |    | 金融企業   | 34.6        |
| 1094       | DBG Eastern Europe II Limited Partnership                                 | セントヘリア              |    | 金融企業   | 25.9        |
| 1095       | DD Finansman Anonim Sirketi   | シシュリ                |    | 金融機関   | 49.0        |
| 1096       | Deutsche Börse Commodities GmbH   | エシュボルン              |    | その他の企業 | 16.2        |
| 1097       | Deutsche Financial Capital I Corp.  | グリーンズボロ             |    | 金融企業   | 50.0        |
| 1098       | Deutsche Financial Capital Limited<br>Liability Company                   | グリーンズボロ             |    | 金融機関   | 50.0        |
| 1099       | Deutsche Gulf Finance   | リヤド                 |    | 金融機関   | 29.1        |
| 1100       | Deutsche Regis Partners Inc   | マカティ・シティ            |    | 証券取引会社 | 49.0        |
| 1101       | Deutsche TISCO Investment Advisory Company<br>Limited                     | バンコク                |    | 証券取引会社 | 49.0        |
| 1102       | Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora<br>de Fondos de Pensiones, S.A. | バルセロナ               |    | その他の企業 | 50.0        |
| 1103       | Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft                                | ボン                  |    | その他の企業 | 25.1        |
| 1104       | DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ            |    | 金融企業   | 50.0        |
| 1105       | Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten<br>Bausparkassen mbH          | ベルリン                |    | 金融持株会社 | 21.1        |
| 1106       | Elbe Properties S.à r.l.  | ルクセンブルグ             |    | その他の企業 | 25.0        |
| 1107       | EOL2 Holding B.V.   | アムステルダム             |    | 金融企業   | 45.0        |
| 1108       | eolec   | イシー レ ムリ<br>ノー      |    | その他の企業 | 33.3        |
| 1109       | equiNotes Management GmbH   | デュッセルドルフ            |    | その他の企業 | 50.0        |
| 1110       | Erica Società a Responsabilità Limitata                                   | ミラノ                 |    | 金融企業   | 40.0        |
| 1111       | EVROENERGIAKI S.A.  | アレクサンドルー<br>ポリ      |    | その他の企業 | 40.0        |
| 1112       | Finance in Motion GmbH  | フランクフルト             |    | 証券取引会社 | 19.9        |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 業務内容      | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|-----------|----|-----------|-------------|
| 1113       | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG                 | バート ホンブルク |    | その他の企業    | 40.7        |
| 1114       | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG             | バート ホンブルク |    | その他の企業    | 30.6        |
| 1115       | G.O. IB-SIV Feeder, L.L.C.   | ウィルミントン   |    | 金融企業      | 15.7        |
| 1116       | German Public Sector Finance B.V.  | アムステルダム   |    | 金融機関      | 50.0        |
| 1117       | Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung                            | ベルリン      |    | 事業持株      | 36.7        |
| 1118       | giropay GmbH   | フランクフルト   |    | その他の企業    | 33.3        |
| 1119       | Gordian Knot Limited   | ロンドン      |    | 証券取引会社    | 32.4        |
| 1120       | Graphite Resources (Knightsbridge) Limited   | ロンドン      |    | その他の企業    | 45.0        |
| 1121       | Graphite Resources Holdings Limited  | ロンドン      | 6  | 事業持株      | 70.0        |
| 1122       | Great Future International Limited   | ロードタウン    |    | 金融企業      | 43.0        |
| 1123       | Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR  | トロイスドルフ   |    | その他の企業    | 44.9        |
| 1124       | Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR                                     | トロイスドルフ   |    | その他の企業    | 36.1        |
| 1125       | Harvest Fund Management Company Limited  | 上海        |    | 証券取引会社    | 30.0        |
| 1126       | Hua Xia Bank Company Limited   | 北京        |    | 預金等受入金融機関 | 19.9        |
| 1127       | Huarong Rongde Asset Management Company Limited                                      | 北京        |    | 金融企業      | 40.7        |
| 1128       | ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH                        | デュッセルドルフ  |    | 金融企業      | 50.0        |
| 1129       | Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR                  | トロイスドルフ   |    | その他の企業    | 50.0        |
| 1130       | ISWAP Limited  | ロンドン      |    | 証券取引会社    | 13.3        |
| 1131       | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ  |    | 金融企業      | 21.1        |
| 1132       | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft      | デュッセルドルフ  |    | その他の企業    | 21.6        |
| 1133       | Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd   | クアラルンプール  |    | 証券取引会社    | 27.0        |
| 1134       | KVD Singapore Pte. Ltd.  | シンガポール    |    | 金融企業      | 30.0        |
| 1135       | KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.  | ケルン       |    | 金融企業      | 20.8        |
| 1136       | Lion Residential Holdings S.à r.l.   | ルクセンブルグ   |    | 金融企業      | 17.4        |
| 1137       | Main Properties S.à r.l.   | ルクセンブルグ   |    | その他の企業    | 25.0        |
| 1138       | MidOcean (Europe) 2003 LP  | セントヘリア    |    | 金融企業      | 20.0        |
| 1139       | MidOcean Partners, LP  | ニューヨーク    |    | 金融企業      | 20.0        |
| 1140       | Millennium Marine Rail, L.L.C.   | エリザベス     |    | その他の企業    | 50.0        |
| 1141       | Nexus II LLC   | ウィルミントン   |    | 金融企業      | 11.9        |
| 1142       | North Coast Wind Energy Corp.  | バンクーバー    | 6  | その他の企業    | 96.7        |
| 1143       | Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG  | フランクフルト   |    | 金融企業      | 27.8        |
| 1144       | P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH                          | ベルリン      |    | その他の企業    | 22.2        |



| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地          | 脚注 | 業務内容       | 資本持分(%) |
|--------|--|----------------|----|------------|---------|
| 1145   | Parkhaus an der Börse GbR  | ケルン            |    | その他の企業     | 37.7    |
| 1146   | PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH                               | デュッセルドルフ       |    | 金融企業       | 50.0    |
| 1147   | PX Group Limited   | ストックトン=オン=ティーズ |    | 金融企業       | 29.4    |
| 1148   | Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A L.L.C.       | ニューヨーク         |    | 事業持株       | 33.0    |
| 1149   | Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B L.L.C.       | ニューヨーク         |    | 事業持株       | 33.3    |
| 1150   | Raymond James New York Housing Opportunities Fund II L.L.C.        | ニューヨーク         |    | 事業持株       | 19.5    |
| 1151   | Raymond James New York Upstate Housing Opportunities Fund I L.L.C. | ニューヨーク         |    | 事業持株       | 24.9    |
| 1152   | Relax Holding S.à r.l.   | ルクセンブルグ        |    | その他の企業     | 20.0    |
| 1153   | REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.                                  | ワルシャワ          |    | その他の企業     | 50.0    |
| 1154   | REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.                                   | ワルシャワ          |    | その他の企業     | 50.0    |
| 1155   | REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.                                   | ワルシャワ          |    | その他の企業     | 50.0    |
| 1156   | Roc Capital Group, LLC   | ウィルミントン        |    | 金融企業       | 8.5     |
| 1157   | Roc Capital Management, L.P.                                       | ウィルミントン        |    | 証券取引会社     | 8.5     |
| 1158   | RREEF Property Trust, Inc.   | ポルチモア          |    | その他の企業     | 15.7    |
| 1159   | Sakaras Holding Limited  | ビルキルカラ         | 7  | 金融企業       | 0.0     |
| 1160   | Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS "DYCKBURG" i.l.    | ハンブルク          |    | その他の企業     | 41.3    |
| 1161   | Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.                     | 北京             |    | その他の企業     | 6.4     |
| 1162   | SRC Security Research & Consulting GmbH                            | ボン             |    | その他の企業     | 22.5    |
| 1163   | Starpool Finanz GmbH   | ベルリン           |    | 支援サービス提供会社 | 49.9    |
| 1164   | Station Holdco LLC   | ウィルミントン        |    | 事業持株       | 25.0    |
| 1165   | Teesside Gas Transportation Limited                                | ロンドン           |    | その他の企業     | 45.0    |
| 1166   | TradeWeb Markets LLC   | ウィルミントン        |    | 証券取引会社     | 5.5     |
| 1167   | Triton Beteiligungs GmbH   | フランクフルト        |    | 事業持株       | 33.1    |
| 1168   | Turquoise Global Holdings Limited                                  | ロンドン           |    | 金融企業       | 7.1     |
| 1169   | U.S.A. Institutional Tax Credit Fund C L.P.                        | ドーバー           |    | 事業持株       | 18.9    |
| 1170   | U.S.A. Institutional Tax Credit Fund CVI L.P.                      | ドーバー           |    | 事業持株       | 24.8    |
| 1171   | U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.                      | ウィルミントン        |    | 事業持株       | 24.0    |
| 1172   | U.S.A. ITCF XCI L.P.   | ニューヨーク         | 6  | 事業持株       | 99.9    |
| 1173   | Volbroker.com Limited  | ロンドン           |    | 金融企業       | 22.5    |
| 1174   | Weser Properties S.à r.l.  | ルクセンブルグ        |    | その他の企業     | 25.0    |
| 1175   | WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG                    | ケルン            |    | その他の企業     | 50.0    |
| 1176   | Wilson Group Limited   | ブリスベン          |    | 証券取引会社     | 18.5    |
| 1177   | Wilson HTM Holdings Pty Limited                                    | ブリスベン          |    | 金融企業       | 20.0    |
| 1178   | zeitinvest-Service GmbH  | フランクフルト        |    | 支援サービス提供会社 | 25.0    |

| シリアル番号          | 会社名  | 会社所在地       | 脚注 | 業務内容   | 資本持分(%) |
|-----------------|--|-------------|----|--------|---------|
| 1179            | Zhong De Securities Co., Ltd                                       | 北京          |    | 証券取引銀行 | 33.3    |
| 1180            | ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ    |    | 金融企業   | 50.0    |
| 1181            | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト    |    | 金融企業   | 25.0    |
| 1182            | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.         | シェーネフェルト    |    | その他の企業 | 20.4    |
| 20%以上保有するその他の会社 |  |             |    |        |         |
| 1183            | ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1184            | ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1185            | ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH             | デュッセルドルフ    | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1186            | ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ    | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1187            | ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH        | デュッセルドルフ    | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1188            | ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1189            | ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1190            | ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1191            | ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1192            | ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1193            | AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1194            | AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1195            | ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1196            | ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1197            | ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1198            | ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1199            | Apex Fleet Inc.  | ウィルミントン     | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1200            | APUR Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1201            | ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1202            | Auburn Data Systems, LLC   | シカゴ         | 10 | その他の企業 | 20.0    |
| 1203            | AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1204            | BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1205            | BAL Servicing Corporation  | ウィルミントン     | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1206            | BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1207            | BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト    | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1208            | Banks Island General Partner Inc.                                  | トロント        | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1209            | Belzen Pty. Limited  | シドニー        | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1210            | Benefit Trust GmbH   | リュッツェン ゴスタウ | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1211            | BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト    | 8  | 金融企業   | 50.0    |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注   | 業務内容   | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|------|--------|---------|
| 1212   | BLI Beteiligungsgesellschaft für Leasinginvestitionen mbH          | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 33.2    |
| 1213   | BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 32.0    |
| 1214   | Blue Ridge Trust   | ウィルミントン  | 8    | その他の企業 | 28.4    |
| 1215   | BrisConnections Holding Trust                                      | ケドロン     | 10   | その他の企業 | 35.6    |
| 1216   | BrisConnections Investment Trust                                   | ケドロン     | 10   | その他の企業 | 35.6    |
| 1217   | Cabarez S.A.   | ルクセンブルグ  | 6, 8 | その他の企業 | 95.0    |
| 1218   | Capital Solutions Exchange Inc.                                    | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1219   | City Leasing (Donside) Limited (メンバーによる任意清算中)                      | ロンドン     | 9    | 金融企業   | 100.0   |
| 1220   | City Leasing (Thameside) Limited                                   | ロンドン     | 9    | 金融企業   | 100.0   |
| 1221   | City Leasing Limited   | ロンドン     | 9    | 金融企業   | 100.0   |
| 1222   | DB Advisors SICAV  | ルクセンブルグ  | 9    | その他の企業 | 96.7    |
| 1223   | DB Master Accomodation LLC   | ウィルミントン  | 9    | 金融企業   | 100.0   |
| 1224   | DB Petri LLC   | ウィルミントン  | 9    | 金融機関   | 100.0   |
| 1225   | dbalternatives Discovery Fund Limited                              | ジョージタウン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1226   | Deutsche River Investment Management Company S.à r.l.              | ルクセンブルグ  | 8    | 金融企業   | 49.0    |
| 1227   | Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 40.2    |
| 1228   | DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.                       | デュッセルドルフ | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1229   | DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ | 9    | 金融企業   | 100.0   |
| 1230   | DONARUM Holding GmbH   | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0    |
| 1231   | Donlen Exchange Services Inc.                                      | ボストン     | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1232   | DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0    |
| 1233   | DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH        | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0    |
| 1234   | DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0    |
| 1235   | DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0    |
| 1236   | EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0    |
| 1237   | ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH                              | エアフルト    | 8    | 金融企業   | 50.0    |
| 1238   | ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH             | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0    |
| 1239   | Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.                         | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1240   | Enterprise Vehicle Exchange, Inc.                                  | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1241   | EQR-Old Town Lofts LLC   | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1242   | EQR-Pearl LLC  | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1243   | EQR-Soma II A LP   | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0   |
| 1244   | EQR-Soma II GP A LLC   | ウィルミントン  | 9    | 金融企業   | 100.0   |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地          | 脚注       | 業務内容       | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------------|----------|------------|-------------|
| 1245       | FÜNFTTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ       | 8        | 金融企業       | 50.0        |
| 1246       | FÜNFTTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ       | 8        | その他の企業     | 50.0        |
| 1247       | FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ       | 8        | その他の企業     | 50.0        |
| 1248       | FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH                   | デュッセルドルフ       | 8        | その他の企業     | 50.0        |
| 1249       | Global Salamina, S.L.  | マドリッド          | 11       | 事業持株       | 26.6        |
| 1250       | Grundstücksvermietungsgesellschaft<br>Wilhelmstr. mbH                            | グリーンワルト        | 9        | 金融企業       | 100.0       |
| 1251       | HCA Exchange, Inc.   | ウィルミントン        | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1252       | Hertz Car Exchange Inc.  | ウィルミントン        | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1253       | Hudson 1003 4th Place, LLC   | ウィルミントン        | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1254       | Hudson 405 Mateo, LLC  | ウィルミントン        | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1255       | Hudson 4th & Traction, LLC   | ウィルミントン        | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1256       | Immobilien-Vermietungsgesellschaft<br>Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG | ベルリン           | 8        | 金融企業       | 20.5        |
| 1257       | Intermodal Finance I Ltd.  | ジョージタウン        | 8        | その他の企業     | 49.0        |
| 1258       | Isaac Newton S.A.  | ルクセンブルグ        | 6, 8     | その他の企業     | 95.0        |
| 1259       | JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft<br>mbH i.L.                          | エシュボルン         | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1260       | Kinneil Leasing Company  | ロンドン           | 8        | 金融企業       | 35.0        |
| 1261       | Lindsell Finance Limited   | セント ジュリアン<br>ズ | 9        | 支援サービス提供会社 | 100.0       |
| 1262       | London Industrial Leasing Limited  | ロンドン           | 9        | 金融企業       | 100.0       |
| 1263       | M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co.<br>KG                                 | フランクフルト        | 6,<br>10 | 金融企業       | 77.1        |
| 1264       | Maestrale Projects (Holding) S.A.  | ルクセンブルグ        | 8        | 金融企業       | 49.7        |
| 1265       | Magalhaes S.A.   | ルクセンブルグ        | 6, 8     | その他の企業     | 95.0        |
| 1266       | Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.  | マトジニョシュ        | 11       | その他の企業     | 38.3        |
| 1267       | MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG  | ハンブルク          | 10       | その他の企業     | 35.3        |
| 1268       | Memax Pty. Limited   | シドニー           | 9        | 金融企業       | 100.0       |
| 1269       | Metro plus Grundstücks-<br>Vermietungsgesellschaft mbH                           | デュッセルドルフ       | 8        | 金融企業       | 40.0        |
| 1270       | MFG Flughafen-<br>Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH &<br>Co. BETA KG i.L.   | グリーンワルト        | 10       | その他の企業     | 29.6        |
| 1271       | Midsel Limited   | ロンドン           | 9        | その他の企業     | 100.0       |
| 1272       | Mount Hope Community Center Fund, LLC  | ウィルミントン        | 10       | 事業持株       | 49.9        |
| 1273       | Mountaintop Energy Holdings LLC  | ウィルミントン        | 8        | 金融企業       | 38.7        |
| 1274       | MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co.<br>KG                                | ハンブルク          | 10       | その他の企業     | 20.3        |
| 1275       | MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co.<br>KG                                  | ハンブルク          | 10       | その他の企業     | 20.3        |

| シリア<br>ル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注   | 業務内容   | 資本持<br>分(%) |
|------------|--|----------|------|--------|-------------|
| 1276       | NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1277       | NEUNTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH     | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1278       | NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1279       | Nexus Infrastruktur<br>Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1280       | NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1281       | Nortfol Pty. Limited   | シドニー     | 9    | 金融企業   | 100.0       |
| 1282       | NV Profit Share Limited  | ジョージタウン  | 8    | その他の企業 | 42.9        |
| 1283       | OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG                                | ケルン      | 1, 9 | 金融企業   | 27.7        |
| 1284       | PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH               | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1285       | PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH i.L.          | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1286       | PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1287       | PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH               | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1288       | Pan-European Infrastructure II, L.P.                           | ロンドン     | 6    | 金融企業   | 100.0       |
| 1289       | PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH i.L.          | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1290       | PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH              | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1291       | PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1292       | PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH               | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1293       | PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1294       | PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH              | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1295       | PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1296       | PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1297       | PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH              | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1298       | PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1299       | PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH               | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1300       | PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH              | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1301       | PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1302       | PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容   | 資本持分(%) |
|--------|---|----------|----|--------|---------|
| 1303   | PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1304   | PPCenter, Inc.  | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1305   | PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1306   | PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1307   | PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1308   | PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1309   | Private Equity Invest Beteiligungs GmbH                               | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1310   | Private Equity Life Sciences Beteiligungsgesellschaft mbH             | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1311   | PTL Fleet Sales, Inc.   | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1312   | PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1313   | PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1314   | PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1315   | QI Exchange, LLC  | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1316   | QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1317   | QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1318   | QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1319   | SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1320   | Safron NetOne Partners, L.P.  | ジョージタウン  | 10 | 金融企業   | 21.7    |
| 1321   | SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1322   | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1323   | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Dresden KG | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 58.5    |
| 1324   | SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1325   | SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1326   | SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1327   | SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容   | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|--------|---------|
| 1328   | SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1329   | SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1330   | SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1331   | Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH  | ケルン      | 8  | 金融企業   | 33.2    |
| 1332   | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1333   | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heiligenstadt KG         | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 71.1    |
| 1334   | SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1335   | SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG | デュッセルドルフ | 9  | その他の企業 | 95.0    |
| 1336   | SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1337   | SECHSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1338   | SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1339   | SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1340   | SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1341   | SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1342   | SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1343   | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1344   | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Fehrenbach KG i.L.         | デュッセルドルフ | 9  | その他の企業 | 94.7    |
| 1345   | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.           | デュッセルドルフ | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1346   | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG                  | デュッセルドルフ | 6  | 金融企業   | 100.0   |
| 1347   | SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1348   | SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1349   | SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                              | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1350   | SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容   | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|--------|---------|
| 1351   | SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1352   | SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1353   | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1354   | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG                   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 83.8    |
| 1355   | SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1356   | SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1357   | SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1358   | SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1359   | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | シェーナフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1360   | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L. | ハレ/ザーレ   | 8  | その他の企業 | 30.5    |
| 1361   | SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1362   | SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1363   | SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1364   | SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1365   | SPhinX, Ltd. (任意清算中)   | ジョージタウン  | 8  | その他の企業 | 43.6    |
| 1366   | SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 9  | その他の企業 | 100.0   |
| 1367   | SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | シェーナフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1368   | STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1369   | STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1370   | STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH                     | シェーナフェルト | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1371   | STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.                 | シェーナフェルト | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1372   | SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |



| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容   | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|----------|----|--------|-------------|
|            | SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>1373 mbH & Co. Objekt Promohypermarkt<br>Gelsenkirchen KG i.L. | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 48.7        |
| 1374       | SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1375       | SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH   | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1376       | Sunbelt Rentals Exchange Inc.   | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0       |
| 1377       | SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1378       | SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1379       | SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1380       | SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1381       | TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH   | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1382       | TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1383       | TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1384       | TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1385       | TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1386       | TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.   | デュッセルドルフ | 9  | その他の企業 | 100.0       |
| 1387       | TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1388       | TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH i.L.   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1389       | TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1390       | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1391       | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co.<br>Objekt Halle I KG   | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1392       | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co.<br>Objekt Nordhausen I KG  | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1393       | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |
| 1394       | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH & Co. Objekt Lager Nord KG                                   | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 25.0        |
| 1395       | TIQI Exchange, LLC  | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0       |
| 1396       | TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 9  | 金融企業   | 100.0       |
| 1397       | TQI Exchange, LLC   | ウィルミントン  | 9  | その他の企業 | 100.0       |
| 1398       | TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0        |

| シリア<br>ル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注   | 業務内容   | 資本持<br>分(%) |
|------------|---|----------|------|--------|-------------|
| 1399       | TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                      | ベルリン     | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1400       | TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                     | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1401       | TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | シェーネフェルト | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1402       | TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                     | デュッセルドルフ | 9    | 金融企業   | 100.0       |
| 1403       | Triton Fund III G L.P.  | セントヘリア   | 6, 8 | 金融企業   | 62.5        |
| 1404       | TRS HY FNDS LLC   | ウィルミントン  | 9    | 金融機関   | 100.0       |
| 1405       | TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                       | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1406       | TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                       | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1407       | TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH                                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1408       | VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH                                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1409       | VCJ Lease S.à r.l.  | ルクセンブルグ  | 6, 8 | その他の企業 | 95.0        |
| 1410       | VCL Lease S.à r.l.  | ルクセンブルグ  | 6, 8 | その他の企業 | 95.0        |
| 1411       | VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG                                     | ミュンヘン    | 8    | 金融企業   | 24.9        |
| 1412       | VEXCO, LLC  | ウィルミントン  | 9    | その他の企業 | 100.0       |
| 1413       | VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1414       | VIERTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1415       | VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1416       | VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH        | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |
| 1417       | Willem S.A.   | ルクセンブルグ  | 6    | その他の企業 | 95.0        |
| 1418       | Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH                            | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1419       | Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH                                     | ダルムシュタット | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1420       | XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                      | シェーネフェルト | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1421       | XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                     | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1422       | XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                     | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1423       | XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                       | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1424       | XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH i.l.                 | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1425       | ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                    | デュッセルドルフ | 8    | 金融企業   | 50.0        |
| 1426       | ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft<br>mbH                    | デュッセルドルフ | 8    | その他の企業 | 50.0        |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 業務内容   | 資本持分(%) |
|--------|--|----------|----|--------|---------|
| 1427   | ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.                | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1428   | ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1429   | ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 25.0    |
| 1430   | ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1431   | ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1432   | Zenwix Pty. Limited  | シドニー     | 9  | 金融企業   | 100.0   |
| 1433   | ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1434   | ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1435   | ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1436   | ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.                  | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1437   | ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1438   | ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1439   | ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1440   | ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1441   | ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1442   | ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1443   | ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1444   | ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1445   | ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH        | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1446   | ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ | 8  | 金融企業   | 50.0    |
| 1447   | ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1448   | ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1449   | ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH           | デュッセルドルフ | 8  | その他の企業 | 50.0    |
| 1450   | ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト | 8  | 金融企業   | 25.0    |

| シリアル番号                | 会社名   | 会社所在地     | 脚注 | 業務内容      | 資本持分(%) |
|-----------------------|---|-----------|----|-----------|---------|
| 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分 |   |           |    |           |         |
| 1451                  | ABRAAJ Holdings   | ジョージタウン   |    | 金融企業      | 8.8     |
| 1452                  | Accunia A/S   | コペンハーゲン   |    | 証券取引会社    | 9.9     |
| 1453                  | Ayubowan Capital Ltd.   | バンクーバー    |    | 金融機関      | 8.5     |
| 1454                  | BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH                                    | ベルリン      |    | 金融機関      | 5.6     |
| 1455                  | Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH  | ポツダム      |    | 金融機関      | 8.5     |
| 1456                  | Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH                                       | シュベリー     |    | 金融機関      | 8.4     |
| 1457                  | Bürgschaftsbank Sachsen GmbH  | ドレスデン     |    | 金融機関      | 6.3     |
| 1458                  | Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH   | マクデブルク    |    | 金融機関      | 8.2     |
| 1459                  | Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung          | キール       |    | 金融機関      | 5.6     |
| 1460                  | Bürgschaftsbank Thüringen GmbH  | エアフルト     |    | 金融機関      | 8.7     |
| 1461                  | Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH  | ハンブルク     |    | 金融機関      | 8.7     |
| 1462                  | Cecon ASA   | アーレンダール   |    | その他の企業    | 9.6     |
| 1463                  | China Polymetallic Mining Limited   | ジョージタウン   |    | その他の企業    | 5.7     |
| 1464                  | CIFG Holding Inc.   | ウィルミントン   |    | 保険持株会社    | 11.5    |
| 1465                  | ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung                                   | エシュボルン    |    | 支払機関      | 16.8    |
| 1466                  | Damovo Group Holdings Limited   | カマナ ベイ    |    | 金融企業      | 16.0    |
| 1467                  | Deutsche Steinzeug Cremer & Breuer Aktiengesellschaft                             | アルフター     |    | その他の企業    | 17.2    |
| 1468                  | HYPOPORT AG   | ベルリン      |    | 金融企業      | 9.7     |
| 1469                  | K & N Kenanga Holdings Bhd  | クアラルンプール  |    | 金融持株会社    | 8.2     |
| 1470                  | 株式会社ディーアンドエムホールディングス  | 川崎        |    | その他の企業    | 14.8    |
| 1471                  | Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung                  | リーゼン      |    | その他の企業    | 11.0    |
| 1472                  | Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i. l.   | フランクフルト   |    | その他の企業    | 19.5    |
| 1473                  | Prader Bank S.p.A.  | ボルツァーノ    |    | 預金等受入金融機関 | 9.0     |
| 1474                  | Private Export Funding Corporation  | ウィルミントン   |    | 金融機関      | 6.0     |
| 1475                  | PT Buana Listya Tama Tbk  | ジャカルタ     |    | その他の企業    | 14.6    |
| 1476                  | Reorganized RFS Corporation   | ウィルミントン   |    | 保険持株会社    | 6.2     |
| 1477                  | RREEF America REIT III, Inc.  | ボルチモア     |    | 金融企業      | 7.9     |
| 1478                  | Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft                           | ザールブリュッケン |    | 預金等受入金融機関 | 11.8    |
| 1479                  | Servicios de Infraestructura de Mercado OTC S.A.                                  | サンティアゴ    |    | 金融機関      | 6.7     |
| 1480                  | Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsa Obbligazionaria Europea S.p.A. | ローマ       |    | その他の企業    | 5.0     |
| 1481                  | The Ottoman Fund Limited  | セントヘリア    |    | その他の企業    | 13.6    |
| 1482                  | TRIUVA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH   | フランクフルト   |    | ファンド管理会社  | 6.0     |
| 1483                  | United Information Technology Co. Ltd.  | ジョージタウン   |    | 事業持株      | 12.2    |
| 1484                  | Veris Gold Corp.  | バンクーバー    |    | その他の企業    | 7.4     |
| 1485                  | エンサイドットコム証券株式会社   | 東京        |    | 証券取引会社    | 7.1     |

[次へ](#)

(2) 個別財務諸表  
取締役会報告書

経営および財務の概況

組織

ドイツ銀行グループ

ドイツ銀行：組織

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本社を置くドイツ最大の銀行であり、2015年12月31日現在16,290億ユーロの総資産で測定して、ヨーロッパおよび世界で最大の金融機関の一つである。2015年度末現在、雇用従業員数はフルタイム換算で101,104名であり、世界70か国の2,790機関（このうち65%がドイツ）において勤務していた。当行は、全世界の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品およびサービスを提供している。

2015年12月31日現在、当行は以下の5つのコーポレート部門で組織されていた。

- コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）
- 個人顧客および中堅企業（PBC）
- グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）
- ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）
- 非中核事業部門（NCOU）

5つのコーポレート部門は管理部門によって支えられている。さらに、当行は全世界の地域別の責任を対象とした地域管理機能を有している。2016年度以降、ストラテジー2020に従い、当行の営業活動は新構造に基づき組織され、事業セグメントはグローバル・マーケット（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）、ポストバンク、ドイツ・アセット・マネジメント（AM）および非中核事業部門（NCOU）となる予定である。

当行は、世界の大部分の国々における既存顧客または潜在顧客と営業または取引を行っている。これらの営業および取引には以下が含まれている。

- 多くの国々における子会社および支店。
- その他の多数の国々における駐在員事務所。
- さらに多くの国々における顧客に貢献するために配属された1名以上の代表者。

最近発表された2015年10月の再編成前は、CB&Sは、グローバル・マーケット業務およびコーポレート・ファイナンス業務で構成されていた。これらの業務は、株式および債券の引受、投資家向けトレーディング・サービスおよび会社の資金需要のためのソリューションの作成を含み、世界中の金融商品を提供している。グローバル・マーケットは、債券、株式、エクイティ連動商品、証券所および店頭取引のデリバティブ、為替商品、マネーマーケット商品ならびに証券化商品等の多様な金融市場商品の販売、トレーディングおよび構築などの組み合わせで業務を行っている。機関投資家顧客はインスティテューショナル・クライアント・グループがカバーしており、顧客向けの市場、商品および取引戦略の分析はリサーチが行っている。コーポレート・ファイナンスは、合併および買収（M&A）サービスの提供ならびに債券および株式に関する助言および組成を行っている。各地域の業界別チームが当行の法人顧客に対する全金融商品およびサービスの提供に責任を負っている。

CB&S業務は信用ポートフォリオ戦略グループ（CPSG）によって支援されている。これは一連の貸出金ポートフォリオに対して責任を有しており、一定の無担保の相手先に関するデリバティブのエクスポージャーのヘッジを中央一元化させており、計画されたヘッジ管理を実行することによりこれらのリスクを積極的に管理する。

GTBは、法人顧客および金融機関に、国内および海外の支払、国際貿易のための融資、貸出ならびに信託、代理、保管、管理および関連サービスの提供を含む、商業銀行商品およびサービスを提供している。当行の業務部門は以下から構成されている。

- トレード・ファイナンスおよびキャッシュ・マネジメント・コーポレート
- インスティテューショナル・キャッシュ・アンド・セキュリティーズ・サービス

Deutsche AWMは世界の主要な投資機関の1つである。Deutsche AWMは、世界中の個人および機関投資家の財産の保護および成長を手助けし、すべての主要資産クラスにわたる伝統的なアクティブ、パッシブ投資およびオルタナティブ投資を提供している。また、Deutsche AWMは富裕層および超高額個人資産家およびファミリー・オフィスに対し、カスタマイズされた資産運用のソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。Deutsche AWMの投資機能は、アクティブおよびパッシブの両戦略、エクイティ、債券、不動産、インフラ、プライベート・エクイティおよびヘッジ・ファンドを含む多種多様な資産クラスの範囲にわたっている。また、当部門は、貸出および一任ポートフォリオ運用管理を含むカスタマイズされたウェルス・マネジメントのソリューションおよびプライベート・バンキング・サービスを提供している。

PBCは、個人および富裕層顧客ならびに中小企業顧客のために尽力している。PBCコーポレート部門は、ドイツ銀行グループの共同サービスおよびITプラットフォームに支援された、1つの戦略的な舵取りに基づく以下の3つの業務で構成された「パワーハウス」ビジネス・モデルに従っている。

- プライベート・アンド・コマーシャル・バンキングは、ドイツ銀行のブランドに基づくドイツにおけるすべてのPBCの事業で構成されている。
- アドバイザリー・バンキング（インターナショナル）は、PBCのヨーロッパ（ドイツ以外）の事業およびアジアにおけるPBCの事業を対象としている。
- ポストバンクは、特にポストバンク、norisbank、BHWおよびDB Bausparで構成されている。

PBCは、ヨーロッパおよびアジア全体で類似する範囲のバンキング商品およびサービスを提供しており、現地の市場、規制および顧客の要求により国によって多少の差異がある。当行は、投資および保険、モーゲージ、ビジネス商品、消費者金融、支払、カードおよび口座、預金、当行のミッドキャップ合併事業の一部としてその他の部門により提供されるミッドキャップ関連商品を提供している。

2012年11月に、当行の事業構造の第五の柱として、非中核事業部門（NCOU）が設置された。その目的は、当行が戦略上中核的ではない資本集約的資産に関連するリスクを削減し、資金需要を抑えられるようにすることであった。過去に発表された戦略に記載のように、当行がNCOUを設置した目的は、当行の非中核ポジションの外部透明性を改善すること、非中核業務を分離することにより経営陣を中核業務により集中させること、およびリスク圧縮目標の加速を促進することであった。

最近発表された当行のストラテジー2020では、NCOUの目的は、レバレッジおよびリスク・ウェイトド・アセットを減少させることとなっており、2016年12月末までに残りのポジションの大部分を解消し、リスク・ウェイトド・アセットをグループ・レベルで総額100億ユーロ未満とすることを目標としている。これを達成するために、NCOUは資本利益率やリスク・リターン・プロファイルの低い残りのポジションを解消しようとしており、これにより当行は完全適用による普通株式等Tier 1比率を強化することができる。

## 経済環境

## 概要

## 世界経済

| 経済成長 (%)               | 2015年 | 2014年 | 主要な要因   |
|------------------------|-------|-------|---|
| 世界経済 <sup>1</sup>      | 3.1   | 3.4   | 構造的な脆弱性および原油価格の低迷を主な要因として新興市場の成長が減速したため、2015年度における世界経済の成長は鈍化した。一方、先進国は原油安や拡張的金融政策による恩恵を受け、経済成長率が僅かに好転した。しかし債務水準の高さと、国際貿易が概ね活発ではなかったことが、成長の重荷となった。 |
| このうち：先進国 <sup>1</sup>  | 1.8   | 1.7   |   |
| このうち：新興市場 <sup>1</sup> | 4.1   | 4.7   |   |
| ユーロ圏経済                 | 1.5   | 0.9   | 原油安および極端な拡張的金融政策のおかげで消費は力強い成長を見せたが、圏外からの逆風により投資の成長は阻害された。   |
| このうち：ドイツ経済             | 1.7   | 1.6   |   |
| 米国経済                   | 2.4   | 2.4   | 米ドル高が輸出関連部門に悪影響を及ぼし、在庫循環も良好ではなかったが、国内経済は堅調であった。   |
| 日本経済                   | 0.5   | -0.1  | 在庫積増しおよび輸出により成長が促進された。  |
| アジア経済 <sup>1</sup>     | 6.2   | 6.4   | 中国および先進国の需要が低迷した。輸出および投資の成長が減速したが、消費の増加により一部相殺された。  |
| このうち：中国経済              | 6.9   | 7.3   |   |

出典：各国の当局

1 2015年度のデータは、ドイツ銀行リサーチの予測から引用。

## 銀行業界

ユーロ圏では、2015年度において民間部門に対する貸出がやや増加し、2011年度以来初めての増加となった（プラス1.1%）。家計への貸出は2014年度より2%増加したが、事業への貸出は横ばいであった。負債に関しては、低金利環境にもかかわらず、家計および企業の預金残高が3.3%増加し、これは過去2年間における増加と同様であった。ユーロ圏の銀行の総資産は、第1四半期に急激に増加したものの、その後僅かに減少し、年間を通じては1.3%の減少となった。欧州銀行の信用リスク引当金繰入額は恐らく減少し続けており、収益状況は更に正常化していると考えられる。ドイツでは、家計および企業に対する貸出が引き続き増加し、2015年度もユーロ圏の平均を上回る増加であった。これは消費者貸出金が1.9%増加したことが一因である。

米国では、特に企業に対する貸出および商業用モーゲージが2桁の成長率を維持したことで、信用拡大が継続した。リテール区分では、住宅用モーゲージが2.5%増加した。民間部門の預金の増加は2014年度と比べると緩やかであったが、引き続き、4.9%と高い成長率を維持した。

日本では、貸出の増加率がやや鈍化し2.3%であった。中国では、中国経済が僅かに鈍化したものの、民間部門に対する貸出に大きな変化はなく、どうにか2桁に届く成長率を維持できた。

## ドイツ銀行の業績

ドイツ銀行AGはドイツ銀行グループの親会社であり、その最も重要な構成要素である。ドイツ銀行グループの管理は、個別のグループ会社よりもIFRSおよびグループ部門に基づいている。ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行グループの取り組みおよび目標設定に完全に組み込まれている。当行グループの業績は、最終的にはドイツ銀行AGの業績を推進している。当行は規制自己資本に関してドイツ銀行法（KWG）第2a条に基づくオプションを利用しているため、規制自己資本比率はグループ・レベルにおいてのみ適用される。そのため、当行はグループの財務データに基づき全体の業績を議論している。

2015年度には、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟、再構築および解雇といった特別項目に係る費用が税引後の合計で125億ユーロ発生しており、ドイツ銀行にとって厳しい年であった。しかし収益は2014年度と比較して増加しており、ドイツ銀行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、当行をより規律に沿った運営を行う組織へと変革することを目的としたストラテジー2020の実現にむけて大きく前進した。

当行グループの重要業績評価指標は以下の通りである。

| 当行グループの重要業績評価指標                             | 2015年度末の状況 | 2014年度末の状況 |
|---|------------|------------|
| 純収益   | 335億ユーロ    | 319億ユーロ    |
| 税引前利益（損失）                                   | -61億ユーロ    | 31億ユーロ     |
| 純利益（損失）                                     | -68億ユーロ    | 17億ユーロ     |
| 税引後平均有形株主資本利益率 <sup>1</sup>                 | -12.3%     | 3.5%       |
| 税引後平均アクティブ資本利益率 <sup>1</sup>                | -9.9%      | 2.7%       |
| 調整後費用 <sup>2</sup>                          | 265億ユーロ    | 250億ユーロ    |
| 費用収益比率 <sup>3</sup>                         | 115.3%     | 86.7%      |
| 費用削減 <sup>4</sup>                           | 45億ユーロ     | 33億ユーロ     |
| 削減を達成するための費用 <sup>5</sup>                   | 36億ユーロ     | 29億ユーロ     |
| リスク・ウェイトド・アセット                              | 3,967億ユーロ  | 3,940億ユーロ  |
| CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率 <sup>6</sup> | 11.1%      | 11.7%      |
| CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 <sup>7</sup>       | 3.5%       | 3.5%       |

注：2015年に新たな戦略が策定されたため、KPIを前期の計画・予想と比較することは意味がない。

- 1 ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算は、2015年12月31日終了年度はマイナス11%、2014年12月31日終了年度は46%の実効税率に基づいている。詳細については、本報告書の「補足情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 2 再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用。詳細については、本報告書の「補足情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 3 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 4 OpExプログラムの実施により達成された費用削減である。
- 5 削減を達成する（CtA）ための費用とは、OpExプログラムにおいて削減実現のために直接要した費用のことである。
- 6 CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率とは、CRR/CRD 4の経過規定を考慮せずに普通株式等Tier 1比率を計算したものである。この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。
- 7 この比率の計算に関する詳細はリスク・レポートに記載されている。

2015年度の純収益は、2014年度と比較して16億ユーロ増の335億ユーロであった。厳しい市場環境にもかかわらず、PBCを除くすべての事業セグメントにおいて2015年度に純収益が増加したのは、為替が有利に変動したことが一因であった。PBCの収益は、主に華夏銀行に対するPBCの持分の評価および取引に関連する影響を受けて減少した。

2015年度の利息以外の費用が2014年度と比較して40%増加して387億ユーロとなったのは、のれんおよびその他の無形資産の減損、訴訟費用の大幅な増加、ならびに再構築および解雇費用が主因となっている。給与手当が2014年度より増加したのは、主に為替レートの影響である。

2014年度は税引前利益31億ユーロであったのに対し、2015年度は税引前損失61億ユーロであった。これは、2015年度第3四半期に減損が計上されたことと、訴訟費用ならびに再構築および解雇費用が増加したことが主因となっている。特に影響を及ぼしたのは65億ユーロの減損と52億ユーロの訴訟費用であり、両方とも税額控除の対象となっていない。ここにさらに10億ユーロの再構築および解雇費用が純損失68億ユーロに加えられた。

OpExプログラムにより削減された累積費用は45億ユーロであり、これは外部に公表した2015年度の目標を完全に上回っている。削減を達成するための累積費用は36億ユーロであり、計画より4億ユーロ少ない。

2015年度末における当行のCRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1比率は11.1%で、2014年度末の11.7%から減少している。これは訴訟費用ならびに再構築および解雇費用の増加により純損失が発生したためである。2015年度末における当行のCRR/CRD 4の段階的導入による普通株式等Tier 1比率は13.2%で、2014年度末の15.2%から減少している。

監督上の検証・評価プロセス（SREP）の新要件に従い、当行はCET 1比率を段階的導入ベースで10.25%以上に維持するよう欧州中央銀行により通達された。2016年度にはこれが10.75%に引き上げられ、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）のバッファを今後4年間にわたってドイツ銀行で段階的に導入する第一段階ともなる。当行は現時点では段階的導入ベースの最低要件を上回る十分なバッファを維持している。これは、すべてのバッファが段階的に導入されると、当行のCET 1資本の最低要件が2019年1月までに12.25%となることを意味している。これは、2018年度までに完全適用による比率を12.5%超とする当行の目標と整合している。

## ドイツ銀行AGの概要

ドイツ銀行AGは、前年度の純利益13億ユーロに続き、2015年度において純利益30百万ユーロを計上した。この減少12億ユーロは、税引前営業外費用が25億ユーロ増加し、さらに税金費用が196百万ユーロ増加したことによるものであった。これは、一



般的銀行業リスクのための資金への繰入の純額から900万ユーロの純額が増加したことで一部相殺された。営業利益は540百万ユーロ増加した。

営業利益の増加540百万ユーロは、主に収益の増加37億ユーロおよびリスク引当金の減少194百万ユーロによるものであった。これは、管理費用が21億ユーロ増加し、マイナスのその他営業費用の純額が13億増加したことで一部相殺された。

純利息収益、純手数料収益およびトレーディング純損益からなる収益は、37億ユーロ増加して222億ユーロであった。これは、主に純利息収益が35億ユーロ増加したことによるものであった。この推移は、配当等収益（関係会社からの収益を含む）が29億ユーロ大幅増加することによるものである。一方で、貸出、短期金融市場取引、債券およびノートからの利息収益が593百万ユーロ増加した。純手数料収益は301百万ユーロ増加した。トレーディング営業純損益は402百万ユーロ減少した。これは、HGB第340e条第4項に従ったトレーディング関連特別準備金の取崩の350百万ユーロによってほぼ相殺された。

管理費用合計は21億ユーロ増加して153億ユーロであった。この推移は、主に人件費の増加806百万ユーロであった。このうち718百万ユーロの増加は、グループ会社間で提供されるサービスに係る費用によるものである。後者はグループ会社に対するサービスからの手数料収益の増加により一部相殺された。残りの管理費用の増加589百万ユーロは、主に銀行税の増加294百万ユーロおよびIT機器に係る費用の増加131百万ユーロによるものであった。

その他の営業収益／費用の差額は、マイナス23億ユーロからマイナス36億ユーロに推移した。訴訟関連費用の増加28億ユーロは、前年度のコスモポリタン・リゾートのグループ会社への売却による損失13億ユーロが再発しなかったことによって、一部相殺された。この売却による損失は、前年度の関係会社からの配当等収益に記載されている同額の配当収益によりほぼ相殺された。

信用関連リスク引当金および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の費用合計は2015年度において194百万ユーロ減少し506百万ユーロであった。これは、リスク引当金純額の減少がほぼ全額寄与したものであった。

2015年度の税引前営業外費用純額は、25億ユーロ増加してマイナス26億ユーロであった。このマイナスの差額の増加は主に、子会社の減損純額の増加による合計16億ユーロ（2014年度：減損純額57百万ユーロ）および680百万ユーロ（2014年度：130百万ユーロ）の想定損失から生じる費用によるものであった。当年度に想定しなければならなかった損失は、主に子会社で発生した関係会社の減損純額によるものであった。

一般的銀行業リスクのための資金の取崩は650百万ユーロ（2014年度：250百万ユーロの繰入）であった。

2015年度の税金費用合計は872百万ユーロ（2014年度：676百万ユーロ）であった。

2015年12月31日現在の資産合計は、85億ユーロ減少し14,360億ユーロであった。これは、主にトレーディング勘定におけるデリバティブのプラスおよびマイナスの時価の減少によるものであった。

当行は、リスク・ウェイトド・アセットを減少させることによって、安定した資金調達基盤および流動性基盤を維持し、強固な規制自己資本ポジションを維持した。詳細については、リスク報告書の流動性リスクと適正自己資本の項を参照のこと。

2015年度の株主持分（配当可能利益を除く。）はわずか16百万ユーロ増加し456億ユーロであった。これは、自己株式の売買によるプラスの正味の影響によるものであった。

取締役会および監査役会は、配当金を支払わない旨および配当可能利益の全額を繰越す旨を年次株主総会に提案する予定である。

## 損益計算書

## 純利息収益の大幅な増加

純利息収益は、大幅に35億ユーロ増加して123億ユーロとなった。これは、配当等収益（関係会社からの配当等収益を含む）の増加29億ユーロと資金調達コストを控除後の貸出および有価証券からの純利息収益の増加593百万ユーロによるものであった。配当等収益の増加は、関係会社に対する持分および参加持分からの収益の増加によるものであった。これは、利益移転契約の総額22億ユーロ増加、ならびに株式からの収益の増加623百万ユーロも含まれる。関係会社からの収益の増加は、匿名の準備金の達成によって一部もたらされた。さらに、当行は、債券およびノートからの収益の増加290百万ユーロを計上し、これは債券およびノートからの利息収益の減少により一部相殺され、前述の純影響593百万ユーロとなった。

## 純手数料収益の増加

純手数料収益は前年度から301百万ユーロ増加して75億ユーロとなった。この推移は、大部分はグループ会社に対して提供されたサービスからの収益の増加384百万ユーロによるものであった。さらに、当行は為替取引による手数料収益が128百万減少し、有価証券業務によるフィーが74百万ユーロ減少した。これは、貸出業務の増加87百万ユーロと資産運用によるフィーの増加46百万ユーロによって一部相殺された。

## トレーディング純損益の減少

ドイツ銀行AGは、2015年度のトレーディング純損益24億ユーロを報告し、前年度から52百万ユーロの減少となった。この減少は2つの要因によるものであった。営業トレーディング純損益が402百万ユーロ減少した。これは、ドイツ商法（HGB）第340e条第41項に従ったトレーディング関連特別準備金の取崩350百万ユーロによって一部相殺された。当該取崩は、ここ数年間の平均トレーディング純利益の減少を反映している。

## 人件費および営業コストの増加

人件費は、806百万ユーロ増加し58億ユーロとなった。これは、主に変動支払と社会保障負担が含まれた給与が553百万ユーロ増加したことによるものであり、一部為替効果によるものである。さらに、退職給付に係る費用は、制度資産に係る利益の減少により、269百万ユーロ増加した。

下表は、当行の従業員の地理的内訳を示している（フルタイム換算）。

| 従業員数（フルタイム換算） <sup>1</sup> | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 | 増減     |
|----------------------------|---------------|---------------|--------|
| ドイツ                        | 11,824        | 10,815        | +1,009 |
| ヨーロッパ（ドイツを除く）              | 9,276         | 8,905         | +371   |
| アメリカ                       | 2,124         | 1,796         | +328   |
| アフリカ/アジア/オーストラリア           | 6,211         | 5,928         | +283   |
| 合計                         | 29,435        | 27,444        | +1,991 |

<sup>1</sup> 従業員数（フルタイム換算）= パートタイム従業員（見習生および研修生を除く。）数を労働時間の比に応じて調整した後の合計人数。

ドイツにおける従業員数の増加は、主に当行の統制機能の強化を反映したものであり、関係会社との合併の結果である。その他の地域における従業員数の増加は、主に当行の管理部門の強化によるものである。

その他の管理費用（有形固定資産および無形資産の減価償却および償却を除く。）は12億ユーロ増加し87億ユーロとなった。主に、銀行課税の増加（294百万ユーロ）、IT機器に関する費用の増加（131百万ユーロ）、パートタイム従業員に関する費用（72百万ユーロ）およびコンサルティングに関する費用（49百万ユーロ）が増加に寄与した。加えて、会社間取引費用が718百万ユーロの増加となった。この項目は、純手数料に記載されているグループ会社に対して提供されたサービスからの手数料の増加により一部相殺された。

2015年度の有形固定資産および無形資産の定期的な減価償却および償却は675百万ユーロ（2014年度：547百万ユーロ）となった。

#### その他の営業収益 / 費用のマイナスの純差額の増加

その他の営業収益 / 費用は、マイナス23億ユーロからマイナス37億ユーロに増加した。訴訟関連費用の増加28億ユーロと利息費用の増加457百万ユーロは、グループ相互間の13億ユーロの売却に関する損失が今年度に発生せず、トレーディング以外のデリバティブおよびヘッジ関係の結果が615百万ユーロ改善したことによって一部相殺された。

#### リスク引当金の減少

2015年度において、信用関連リスク引当金の変動および流動性準備金において保有する有価証券の純損益からなるリスク引当金の合計は194百万ユーロ減少し506百万ユーロであった。この推移は、主に貸出業務におけるリスク引当金の減少201百万ユーロおよび流動性準備金において保有する有価証券のプラスの純損益の増加7百万ユーロに起因するものであった。このリスク引当金の減少は、主にドイツ以外の顧客に対する特定の引当金の減少によるものであった。

#### その他の経常収益 / 費用のマイナスの純差額の増加

その他の経常収益 / 費用の差額は合計マイナス26億ユーロ（2014年度：マイナス95百万ユーロ）であった。この費用の増加は主に以下の項目によるものであった。ドイツ商法（HGB）第340c条第2項に従った、過去の期間の減損の戻入れを考慮後の関係会社に対する投資の評価調整に関する費用は15億ユーロ増加し16億ユーロの費用純額であった。損失の引受による費用680百万ユーロ（2014年度：130百万ユーロ）も、今年度における子会社が負担した関係会社への投資の価値修正によって引き起こされた。2015年度の有形固定資産および無形資産の評価減および臨時償却費は116百万ユーロ（2014年度：97百万ユーロ）であった。

#### 特別利益および特別損失

特別利益および特別損失の純額は、特別損失133百万ユーロとなった（2014年度：特別利益190百万ユーロ）。この変動は、前年度の298百万ユーロの合併に伴う利益によるものである。

#### 一般的銀行業リスクのための資金への一部取崩

ドイツ商法第340g条に従った一般的銀行業リスクのための資金への一部取崩は650百万ユーロ（2014年度：250百万ユーロの繰入）であった。この取崩は、純利益の維持のために、子会社の減損と訴訟関連費用の減損を一部相殺するために使用された。

#### 税金

前年度においては税金費用676百万ユーロであったのに対し、2015年度においては税金費用872百万ユーロが計上された。当年度の実効法人所得税率は、主に税務目的上減算可能でない費用および非課税収益による影響を受けた。

#### 純利益

2015年度に、ドイツ銀行AGは、前年度の純利益1,263百万ユーロに続き、純利益30百万ユーロを計上した。訴訟関連費用の増加、関係会社への投資の価値調整および損失の引受による費用の合計額は49億ユーロとなった。これらは、関係会社による利益の増加（利益移転契約を含む）、HGB第340e(4)条に従った一般的銀行業リスクのための資金への一部取崩の合計額36億ユーロによって一部相殺された。これらの一時的な項目以外に、当行の税引前の結果がわずかに改善し、税金費用の増加872百万ユーロ（2014年度：676百万ユーロの税金費用）に関連して、今年度にわずかなプラスの純利益となった。

#### 利益処分案

前年度からの繰越利益135百万ユーロを考慮すると、2015年12月31日現在の配当可能利益は165百万ユーロであった。当行は、配当の支払を行わない旨、および配当可能利益の全額を繰越す旨を年次株主総会に提案する予定である。

## ドイツ銀行AGの要約損益計算書

| 単位：百万ユーロ                                     | 2015年度 | 2014年度 | 増 減    |     |
|--|--------|--------|--------|-----|
|  |        |        | 百万ユーロ  | %   |
| 利息収益 <sup>1</sup>                            | 10,363 | 10,227 | 136    | 1   |
| 配当等収益 <sup>2</sup>                           | 8,711  | 5,811  | 2,900  | 50  |
| 総利息収益  | 19,074 | 16,038 | 3,036  | 19  |
| 利息費用   | 6,807  | 7,264  | -457   | -6  |
| 純利息収益  | 12,267 | 8,774  | 3,493  | 40  |
| 手数料収益  | 9,065  | 8,731  | 335    | 4   |
| 手数料費用  | 1,531  | 1,497  | 33     | 2   |
| 純手数料収益                                       | 7,535  | 7,233  | 301    | 4   |
| トレーディング純損益                                   | 2,404  | 2,456  | -52    | -2  |
| このうち、ドイツ商法第340e条第4項に基づく<br>トレーディング関連特別準備金戻入益 | 350    | 0      | 350    | N/M |
| 賃金および給料                                      | 4,988  | 4,502  | 486    | 11  |
| 強制社会保険拠出金 <sup>3</sup>                       | 784    | 465    | 319    | 69  |
| 人件費  | 5,772  | 4,967  | 806    | 16  |
| その他の管理費用 <sup>4</sup>                        | 9,538  | 8,230  | 1,307  | 16  |
| 管理費用   | 15,310 | 13,197 | 2,113  | 16  |
| その他の営業収益 / 費用の差額                             | -3,565 | -2,283 | -1,282 | 56  |
| リスク引当金                                       | 506    | 700    | -194   | -28 |
| 営業利益   | 2,824  | 2,284  | 540    | 24  |
| その他の収益 / 費用の差額                               | -2,572 | -95    | -2,477 | N/M |
| 一般的銀行業リスクのための資金への取崩（繰入）                      | 650    | -250   | 900    | N/M |
| 税引前純利益                                       | 902    | 1,939  | -1,037 | -53 |
| 税金   | 872    | 676    | 196    | 29  |
| 純利益  | 30     | 1,263  | -1,233 | -98 |
| 前期繰越利益                                       | 135    | 156    | -21    | -13 |
|  | 165    | 1,419  | -1,254 | -88 |
| 利益剰余金への繰入                                    | 0      | 250    | -250   | N/M |
| - その他の利益剰余金                                  | 0      | 250    | -250   | N/M |
| 配当可能利益                                       | 165    | 1,169  | -1,004 | -86 |

N/M - 表記するに値しない

- 貸出および短期金融市場業務、固定利付有価証券、政府登録債ならびにリース業務による収益。
- 株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分ならびに関係会社に対する投資（利益移転契約を含む。）による収益。
- 年金およびその他の従業員給付費用を含む。
- 有形固定資産および無形資産の減価償却を含む。

## 貸借対照表

ドイツ銀行AGの総資産は、2015年12月31日現在14,360億ユーロとなった。この844億ユーロ（5.6%）の減少は、金利および外国為替商品を主としたトレーディング・デリバティブのプラスおよびマイナスの時価の増加に、主に関連したものであった。この時価の減少は、市場の変動およびレバレッジ解消プログラムに重点を置いたことによるものであった。

## 貸出金総額

貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）は、100億ユーロ（3.8%）増加し2,764億ユーロとなった。総額1,910億ユーロ（29億ユーロ増）の債権は、法人顧客および機関投資家顧客に対する貸出金であり、個人顧客および中堅企業に対する貸出金は111億ユーロ（379百万ユーロ増）となった。貸出金総額の項目で報告される銀行に対する貸出金は56億ユーロ増加して580億ユーロとなった。

下表は、貸出金総額（逆レポおよび有価証券スポット取引を除く。）の内訳を示している。

| 単位：十億ユーロ          | 2015年    | 2014年    | 増減    |      |
|-------------------|----------|----------|-------|------|
|                   | 12月31日現在 | 12月31日現在 | 十億ユーロ | %    |
| 顧客に対する債権          | 218.4    | 214.0    | 4.4   | 2.0  |
| 残存期間：             |          |          |       |      |
| 5年以内 <sup>1</sup> | 191.1    | 190.7    | 0.4   | 0.2  |
| 5年超               | 27.3     | 23.3     | 4.0   | 17.1 |
| 銀行に対する貸出金         | 58.0     | 52.4     | 5.6   | 10.7 |
| 残存期間：             |          |          |       |      |
| 5年以内 <sup>1</sup> | 46.7     | 42.3     | 4.4   | 10.4 |
| 5年超               | 11.3     | 10.1     | 1.2   | 12.0 |
| 合計                | 276.4    | 266.4    | 10.0  | 3.8  |

<sup>1</sup> 要求払および無期限のものを含む。

トレーディング以外の銀行に対する債権（貸出金を除く。）は、前年度から908百万ユーロ減少して1,405億ユーロとなった。

## 有価証券

当行の有価証券ポートフォリオ（トレーディング資産を除く。）は全体として増加した。債券およびその他の固定利付有価証券は134億ユーロ増加し589億ユーロとなり、株式およびその他の変動利付有価証券は712百万ユーロ増加し11億ユーロとなった。株式およびその他の変動利付有価証券の増加は、主に参加持分から振り替えられた華夏銀行に対する投資によるものである。

## トレーディング資産

トレーディング資産は8,136億ユーロであった。この大部分はデリバティブのプラスの時価により構成されており、1,258億ユーロ減少して5,075億ユーロとなった。この減少は主に、金利および外国為替関連のデリバティブ、並びに市場の変動およびレバレッジプログラムに重点を置いたことによるものであった。

## 参加持分

参加持分として報告されている当行の株式所有は、前年度から385百万ユーロ減少して433百万ユーロとなった。参加持分の減少は、主に華夏銀行に対する投資の振替によるものである。持分の売却に合意した結果、参加の意思が放棄されたため、当該持分は証券に振り替えられた。

## 関係会社に対する投資

関係会社に対する投資は、53億ユーロ減少して434億ユーロとなった。関係会社に対する投資の増加は17億ユーロであり、減少は70億ユーロであった。この減少は、主に53億ユーロの減資および投資の減損純額16億ユーロに起因していた。これは増資および外国為替のプラスの影響により一部相殺された。

## 預金および証券化負債

銀行に対する負債は、839百万ユーロ減少して2,614億ユーロとなった。この推移は主に要求払預金の減少56億ユーロに起因していたが、定期預金の増加47億ユーロにより一部相殺された。

銀行子会社からの預金は、前年度から145億ユーロ減少して1,153億ユーロとなった。

顧客からの預金は、135億ユーロ増加して2,824億ユーロとなった。この主な要因は、法人顧客および機関投資家顧客からの預金の増加77億ユーロ、公共部門からの預金の増加35億ユーロおよびリテール顧客からの預金の増加22億ユーロによるものであった。

証券形態の負債は、20億ユーロ増加して1,218億ユーロとなった。発行債券は51億ユーロ増加したが、短期金融市場証券が21億ユーロ減少したことにより一部相殺された。

#### 負債の内訳

| 単位：十億ユーロ      | 2015年    | 2014年    | 増 減   |       |
|---------------|----------|----------|-------|-------|
|               | 12月31日現在 | 12月31日現在 | 十億ユーロ | %     |
| 銀行に対する負債      | 261.4    | 262.2    | -0.8  | -0.3  |
| 要求払           | 143.1    | 148.6    | -5.6  | -3.7  |
| 契約期限または通知期限付  | 118.3    | 113.6    | 4.7   | 4.1   |
| 顧客に対する負債      | 282.4    | 269.0    | 13.5  | 5.0   |
| 貯蓄預金          | 4.3      | 5.1      | -0.7  | -14.8 |
| その他の負債        |          |          |       |       |
| 要求払           | 202.3    | 189.0    | 13.3  | 7.0   |
| 契約期限または通知期限付  | 75.8     | 74.9     | 0.9   | 1.2   |
| 証券形態の負債       | 121.8    | 119.8    | 2.0   | 1.7   |
| 発行債券          | 102.2    | 97.2     | 5.1   | 5.2   |
| 証券形態のその他の負債   | 19.6     | 22.6     | -3.0  | -13.4 |
| このうち：短期金融市場証券 | 17.3     | 19.4     | -2.1  | -10.8 |

劣後負債は、25億ユーロ減少して124億ユーロとなった。

#### トレーディング負債

トレーディング負債は1,010億ユーロ減少し6,781億ユーロとなった。この大部分はデリバティブのマイナスの時価により構成されており、前年度から1,235億ユーロ減少して4,953億ユーロとなった。この推移はプラスの時価の増加と同様の理由によるものであった。

#### その他Tier1規制自己資本に関する商品

その他Tier1規制自己資本に関する商品は、52億ユーロとなった。これらのその他Tier1ノートは2014年度に発行されたが、2015年度には発行されなかった。

#### 株主資本

ドイツ銀行AGの株主資本（配当可能利益165百万ユーロを含む。）は、988百万ユーロ減少し458億ユーロとなった。この減少は、主に2015年5月の配当金支払によるものであった。

当行は、規制自己資本に関して、ドイツ銀行法（KWG）第2a条のもとで利用可能なオプションを利用しており、現在はドイツ銀行グループのためにのみ、この資本ベースを計算している（53ページ（訳者注：原文のページ）を参照。）。

#### 後発事象

2016年2月23日、当行グループはユーロ建て優先無担保負債証券5銘柄を30億ユーロを上限に買戻す公開買付を無事に完了したと発表した。買付総額は12.7億ユーロとなった。さらに、2016年2月29日、当行グループは米ドル建て優先無担保負債証券8銘柄を20億米ドルを上限に買戻す公開買付について、最初の結果を発表した。買付総額は740百万米ドルであった。当行グループはこれらの取引に関して、2016年度第1四半期に約55百万ユーロの利益を計上する見込みである。

## 見通し

### 世界経済

2016年の世界経済の成長率は、ほぼ横ばいの3.0%となり5年連続で趨勢成長率を下回る見込みである。グローバル・インフレ率に関しては、コモディティ価格が全般的な価格に及ぼすマイナスの影響が前年度より小さいため、3.7%まで回復するものと予想している。当行は、先進国における消費者物価は僅かに0.8%上昇するものの、成長率は1.3%に低下すると予想している。一方で、新興市場に関しては、成長率は4.3%まで持ち直すと予想しており、インフレ率は5.7%と見込んでいる。

ユーロ圏のGDPは、2016年において、低い原油価格と労働市場の緩やかな回復に支えられて、1.4%上昇するものと予想している。欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、より拡張的な金融政策を打ち出すものと考えられており、ユーロ圏経済は、引き続きこの拡張的な金融政策に支えられるであろう。しかし地政学的リスク、進まない構造改革、ならびに民間および公的な債務水準の高さが、足を引っ張っている。消費者価格は0.2%上昇するものと予想している。ドイツ経済は、国内需要のみに支えられて、2016年には1.7%成長するものと予想している。

米国では、2016年において1.2%の経済成長を見込んでいる。米ドル高、世界的需要の低迷および原油価格がエネルギー・セクターに及ぼす悪影響もあり外的環境は良くないが、労働市場の動向および住宅市場は好調であり、プラスの刺激をもたらしている。消費者価格は1.2%上昇すると予想している。連邦準備制度理事会の金融政策によって、米国経済全体がさらに刺激されるであろう。当行の予想では、連邦準備制度理事会の政策金利は、2016年末までに0.6%になる。

日本経済は、2016年において0.3%縮小する可能性が高い。国内および国外の需要は減少すると見込まれている。非常に拡張的な金融政策は継続するであろう。インフレ率の予想は0.2%である。新興市場諸国に関しては、2016年において成長が見込まれている。アジア（日本を除く）の経済成長率はほぼ横ばいの6.1%、インフレ率は2.7%と予想している。中国経済は、主に第二次産業および投資の冷え込みにより、2016年における成長は小さい可能性が高く、成長率は6.7%、インフレ率は1.8%と予想している。景気のでこ入れをするために、金融政策はより拡張的なものとなるであろう。

多数のリスクが存在しているため、世界経済に関する予測は通常よりかなり不確実なものになっている。米国の金融政策の正常化に対して、世界の金融市場は予想を上回る負の反応を示す可能性もある。これが世界中の家計および企業の支出にマイナスの影響を及ぼし、新興市場からの資本流出が大幅に増加することになる可能性もある。原油価格の下落は、原油産出国の問題を深刻にしており、エネルギー関連投資の資金調達を困難にしている。さらに、特に中東における摩擦により生じているリスクを含む地理的リスクが高まる可能性がある。また中国のハードランディングが世界的な大混乱を引き起こす可能性もある。ヨーロッパにおいては、今後の金融政策やユーロ圏の将来についての議論の激化、不十分な民間および公的部門のレバレッジ解消、構造改革の実施の中断、またポピュリスト党に対する支持の上昇が、当行の予測に相当な影響を及ぼす可能性がある。英国には、国民投票、地域の分離派の動向および進行中のギリシャとの困難な交渉による更なるリスクが存在している。また、難民危機が欧州連合内の政治的不和を更に深刻なものにしている。

### 銀行業界

欧州の銀行は、今後12ヶ月において事業見通しおよび利益性の更なる改善を期待できる。民間部門に対する貸出は引き続き緩やかに増加する一方で不履行の貸出金の残高は更に減少するものと予想している。預金受入業務は、中期的には、引き続き厳しい金利環境の下で業務を展開することになるであろう。ドイツ内のトレンドは、ユーロ地域全体と比べれば若干良好な可能性がある。法人貸出金およびリテール・モーゲージは引き続き増加する可能性が高い。

米国においては、経済見通しが良好で失業率も低いいため、企業および家計に対する貸出は増加するものと考えている。2015年12月には、連邦準備制度理事会の極端な金融緩和策からの脱却が始まっており、これにより米国の銀行の純金利差益は中期的に安定し利益性が高まるものと考えている。

日本では、貸出は2016年における国内経済の上昇による恩恵を受ける可能性があるが、中国では、経済の減速が貸出および預金の増加を妨げる可能性がある。

規制上の観点からは、銀行業界は、2016年に様々な困難に直面する。国際的には、バーゼル銀行監督委員会（以下「BCBS」という。）により所要自己資本を更に増加させる新測定尺度が導入されており、今後も導入される予定である。これには、リスク・ウェイト・アセットを計算する改訂後の標準的アプローチが含まれている。また、BCBSは、当行のようなグローバルなシステム上重要な金融機関に対しては、より高いレバレッジ比率要件を課すものと予想されている。ユーロ圏においては、単一破綻処理メカニズム（SRM）、単一破綻処理委員会（SRB）および単一破綻処理基金が2016年1月1日より完全に機能し始めた（しかし単一破綻処理基金については2024年までに徐々に積み増す必要がある）。SRBは、自己資本およびバیلイン適格債務の最低基準（MREL）もそれぞれ定める予定であり、当該委員会が所轄する当行のような大手銀行に影響を及ぼすことになる。さらに、SRBは、MRELを決定する際に、提案されている総損失吸収能力の最低基準を考慮する予定である。また、ECBおよびEBAは、2016年において、欧州の銀行約100行を対象に新たなストレス・テストを実施する予定である。ドイツにおいては、ドイツの銀行破綻処理法をSRMに適合させた破綻処理メカニズム法が2015年11月に発布された。新しい法律の下では、2017年1月1日以降に開始される支払不能に関する手続において、シニア債は、劣後債務の構成要素でなくても、その他のシニア負債に劣後することになる。

## ドイツ銀行

ドイツ銀行AGは、当行グループの親会社として、個々のグループ部門の戦略および計画を定めている。ドイツ銀行は、自己の業務および子会社からの利益配分を通じてグループ部門の業績に参与している。したがって、以下の見通しはすべてのグループ部門を包含しており、親会社に限定されていない。加えて、主要な財務指標はグループ・レベルでのみ定められている。

## ドイツ銀行グループ

2015年10月に、「ストラテジー2020」と呼ばれる当行の次の段階の戦略が導入され、その4つの目的は以下のとおりである。第1に、ドイツ銀行をより簡素で効率的な銀行とすること、第2に、リスクを軽減すること、第3に、資本基盤を強化すること、第4に、より規律に沿った運営を行うことである。2016年度以降、当行の中核部門は、サービス対象とする顧客によって、インスタティューションズ、コーポレーツ、フィデューシャリーズおよびプライベート・クライアントに再構築される。これは複雑性を緩和し、当行がより顧客の需要に応えられるようになることを目的としている。

ストラテジー2020の財務目的を強調するために、ドイツ銀行は2セットの財務目標を発表した。第1の財務目標は、2018年度までの達成を見込んでおり、処分、従業員数、費用削減およびリスク・ウェイト・アセットに関するものである。第2の財務目標は、レバレッジ比率、費用削減、配当性向およびCET 1資本比率に関するものであり、2020年度までの達成を見込んでいる。当行グループの最も重要な財務指標である主要な業績指標（KPI）については、以下の表に詳細を示している。

## 主要な業績指標

| 当行グループの主要な業績指標                                | 2015年度末の状況 | 2018年度の目標   | 2020年度の目標   |
|---|------------|-------------|-------------|
| CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率 <sup>1</sup> | 11.1%      | 12.5%以上     | 12.5%以上     |
| CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率 <sup>2</sup>         | 3.5%       | 4.5%以上      | 5.0%以上      |
| 税引後平均有形株主資本利益率 <sup>3</sup>                   | -12.3%     | 10.0%超      | 10.0%超      |
| 調整後費用 <sup>4</sup>                            | 265億ユーロ    | 年間220億ユーロ未満 | 年間220億ユーロ未満 |
| 費用収益比率 <sup>5</sup>                           | 115.3%     | ~ 70.0%     | ~ 65.0%     |
| リスク・ウェイト・アセット <sup>6</sup>                    | 3,970億ユーロ  | 3,200億ユーロ   | 3,100億ユーロ   |

注：2015年度に新戦略が策定されたため、過年度の計画 / 予測とのKPIの比較には意味がない。

- CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率は、CRR/CRD 4の経過規定を考慮しない普通株式等Tier 1資本比率に関する当行の計算を表している。この比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率の計算に関する詳細については、リスク・レポートに記載されている。
- ドイツ銀行株主に帰属する純利益に基づく。計算は、2015年12月31日終了年度における実効税率マイナス11%に基づいている。詳細については、本報告書の「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 再構築および解雇、訴訟、のれんおよびその他の無形資産の減損、保険業務に係る費用を除く利息以外の費用合計。詳細については、本報告書の「その他の情報：GAAP以外の財務的測定尺度」を参照のこと。
- 信用リスク引当金繰入額控除前の純利息収益と利息以外の収益の合計に対する利息以外の費用合計の割合である。
- 規制に係るインフレ予想は考慮していない。



当行は、戦略上の計画における2018年度および2020年度の財務目標を設定する際に、ユーロ/米ドルは1.07およびユーロ/英ポンドは0.72の為替レートを使用した。

2016年度の当行の収益は、低金利環境および厳しいトレーディング環境による影響を受けるであろう。また、全国的な再構築活動による影響や、顧客および商品ポートフォリオの縮小も当行の収益確保能力に影響を及ぼす可能性が高いが、当行はその一方でトランザクション・バンキング、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメントおよびエクイティズといった成長領域に投資していく予定である。当行は再構築費用の大半は2016年度末までに発生し、2017年度には再構築は完了するものと予想している。当行の費用合計には、2016年度にも引き続き訴訟および再構築費用が含まれる。

資本管理の重点は、引き続き、CRR/CRD 4の完全適用による普通株式等Tier 1資本比率が、2018年度までに12.5%以上というストラテジー2020の目標水準に達するようにすることである。2016年度には、当行は完全適用によるCET 1比率はほぼ横ばいになると見込んでおり、当行の資本は規制上の最低要件およびSREP要件を十分に上回るものと予想している。当行のCET 1資本は、再構築費用、訴訟およびNCOUにおけるリスク圧縮活動による影響で増加が見込めないため、ほぼ横ばいになると予想している。

当行は、CRR/CRD 4の完全適用によるレバレッジ比率を、ストラテジー2020に従って2018年度には4.5%以上、2020年度には5%以上とするよう努力を続けている。レバレッジ・エクスポージャーを厳しく管理することで、2015年度末までにレバレッジ比率を3.5%に保つことができた。2016年度にも、当行は引き続きCRD 4エクスポージャーを積極的に管理する予定である。2016年度のCRR/CRD 4のレバレッジ比率は、ほぼ横ばいとなる見込みである。

2016年度は、ストラテジー2020の実施に重点を置く年となるであろう。約10億ユーロの再構築および解雇費用が新たに発生し、訴訟費用や規制に係る費用も引き続き負担となり、銀行税も発生し、また市況も厳しいものと予想している。当行は、ストラテジー2020完全実施時における税引後平均有形株主資本利益率10%という目標に向かって努力している。2016年度には費用負担が見込まれているが、実施が予定されている施策が、目標に向かって前進するための主要な要素となるであろう。全体として、当行は、税引後平均有形株主資本利益率は2016年度に若干改善するものと予想している。

当行は、構造的に無理のないコスト・ベースの達成が最優先事項の1つだと考えている。ストラテジー2020の目標である年間220億ユーロ未満の調整後費用、および約70%の費用収益比率を2018年度までに達成できるよう努力を続けている。しかし、当行の再構築プログラムがコスト・ベースで目に見える成果を出すには、ある程度の時間が必要であり、2016年度は引き続き厳しい年になると予想している。当行は費用削減および効率性を追求し続けるつもりであるが、同時に技術および規制コンプライアンス・プログラムへの投資も予定しており、またソフトウェア償却費の増加も見込んでいる。このため、当行は、2016年度の調整後費用は2015年度と概ね変わらないと予想している。さらに、当行の費用合計には、2016年度も引き続き訴訟および再構築費用が含まれる。このため、低金利環境および市場ボラティリティの継続により収益の面でも厳しい状況が見込まれることから、2016年度において当行の費用収益比率は改善するものの、高い水準が維持されるものと予想している。

リスク・ウェイトド・アセットは、2016年度において、主にオペレーショナル・リスク関連のリスク・ウェイトド・アセットの増加および予定されている事業の成長により、僅かに増加する見込みである。これは、NCOUにおけるリスク圧縮プログラムの加速化に伴うリスク・ウェイトド・アセットの減少により一部相殺される見込みである。

当行の全体的な資本基盤を支えるために、取締役会は監査役会に対し、2015年度および2016年度には普通株式の配当を行わないよう提案した。ストラテジー2020における発表では、当行は中期的には普通株式の配当性向が他社に劣らぬものとなることを目指していることが明記されている。

当行の事業の性質上、当行はドイツおよびドイツ国外の多数の管轄区域（特に米国）において訴訟、仲裁ならびに規制上の手続および調査に関与している。これらの問題は多くの不確実性が伴うものである。当行は多数の重要な法的問題を解決しており、その他の問題についても進展しているが、訴訟および規制環境は引き続き困難になると予想している。

## 当行の事業セグメント

2016年度以降、ストラテジー2020に従い、当行の営業活動は新構造に基づき組織され、事業セグメントはグローバル・マーケット（GM）、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング（CIB）、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント（PW&CC）、ポストバンク、ドイチェ・アセット・マネジメント（AM）および非中核事業部門（NCOU）となる予定である。以下の事業セグメントの概要は、現在の組織構造に従って記載されている。新構造の詳細についても、以下の各事業セグメントに関する記載に含まれている。

## コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）の2016年度の業務環境は非常に厳しい。既に2016年度の初めから、金融市場は、様々な懸念を反映して下降している。継続的なリスクや不確実性には、イベント・リスクに対する世界のマクロ経済の成長のエクスポージャー、中央銀行の政策の転換、原油価格の低迷がエネルギー・セクターに及ぼす影響、継続的な規制の強化、貸借対照表のさらなるレバレッジ解消の影響、訴訟費用、ならびにプラットフォームの増強や規制により要求される支出が含まれる。

2016年度には、投資銀行業界の収益が逆風による影響を受ける可能性がある。金融市場の混乱、顧客活動の減速、継続的な規制の圧力、資源に関する継続的な圧力および地政学的事象の潜在的な影響といった課題が引き続き存在するであろう。当行は、各地域の成長率の相違により金融政策は更に多様化するものの、世界経済の成長は2016年度にも続くものと予想している。

当行は、2016年度におけるセールス・アンド・トレーディング（インダストリー債券）の収益は僅かに減少するものの、金融政策の多様化によるマクロ収益の増加がクレジットの収益を相殺して余りあるものになると予想している。2016年度におけるセールス・アンド・トレーディング（インダストリー・エクイティ）の収益も僅かに減少する見込みである。当行は、コーポレート・ファイナンス業界の2016年度のフィー・プールは、アドバイザー・ディール・フローの減少により減少するものと予想している。

事業環境が厳しく、またバランスシートおよび資本に対する圧力が増加していることを踏まえ、当行はストラテジー2020の一環として、効率性を高め継続的に収益を生み出すことを目的とした銀行全体の詳細な再編計画を打ち出した。この一環として、2016年度より、コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズは2つの業務部門に再編される。新設されるグローバル・マーケッツという名称の部門には、セールス・アンド・トレーディング業務が組み込まれ、新設されるコーポレート・アンド・インベストメント・バンキングという名称の部門には、CB&Sおよびグローバル・トランザクション・バンキングのコーポレート・ファイナンス業務が組み込まれる。

グローバル・マーケッツにおいては、ストラテジー2020の実施によりCRD 4レバレッジ・エクスポージャーが減少し、RWA消費も減少するが、これはオペレーショナル・リスクおよびバーゼル4による規制上の変更に伴う増加により一部相殺されるであろう。これに伴い、当行は、商品、国および顧客の縮小といった観点から業務ポートフォリオを再形成する必要が出てくる。また、当行は、費用の削減およびプラットフォームの効率性に重点を置くとともに、規制のコンプライアンス、管理および行為にも重点を置いている。今後2年間に於いて、当行の収益は引き続きRWAの増加（主因はオペレーショナル・リスクRWA）による圧力を受けることになり、業務の縮小や未解決の問題への対応を継続することになると考えている。

コーポレート・ファイナンスでは、当行の主要な法人顧客にとってトップ3に入る銀行となれるよう、引き続き顧客関係の強化に重点を置く。当行はリターンの高い商品および関係への投資を継続する一方で、リターンが低くリスクが高い顧客との関係を整理する。

近年の市場環境は厳しく不確実な見通しが続いているにもかかわらず、当行は、発表した戦略の優先事項に従うことで、潜在的な困難に立ち向かい将来の機会を捉えるための資本基盤を築くことが可能になると考えている。

#### 個人顧客および中堅企業

当行のストラテジー2020は、個人顧客および中堅企業（以下、「PBC」という。）の変革のための施策をいくつか予見しており、これには当行組織の合理化、ドイツ国内の支店ネットワークの最適化およびデジタル化への投資が含まれている。PBCの変革には、華夏銀行に対する持分の売却およびポストバンクの分離化といったポートフォリオ施策も含まれる。

華夏銀行に対する当行の19.99%の持分について、当行は2015年12月28日に、すべての持分をPICC Property and Casualty Company Limitedに、対価230億人民元から257億人民元（2015年12月の為替レートによると約32億ユーロから37億ユーロ）の間で売却することに合意したことを発表した。取引完了時に最終的な価格調整が行われる。取引の完了は本年中旬になると考えており、慣習的な完了条件が満たされ、中国銀行業監督管理委員会を含む規制当局の承認を得る必要がある。

2016年度第1四半期に、ポストバンクは個別のセグメントとなり、プライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（PCC）と呼ばれることになる残りのPBCは、ウェルス・マネジメント（WM）とともに、新設セグメントのプライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアンツ（PW&CC）に組み込まれる。

PCCは、プライベート・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの成長に主眼を置き、一流の、デジタル処理に強いアドバイザー・バンクとなることを目標としている。当行の目的には、ドイツにおいてシームレスなプライベート顧客カバレッジ・アプローチを提供し、ヨーロッパにおいて存在感を高め、またドイツおよびヨーロッパ全体において企業家に重点を置くことが含まれている。さらに、当行は、デジタル化に投資し、提供する商品、業務運営ならびに間接費やサポート機能の最適化および合理化によるシナジーを生み出そうとしている。また、当行は、アドバイザー能力の強化および資本集約度が低い商品の強化を通じて、資本効率性を改善しようとしている。

2016年度においては、預金商品による収益は引き続き低金利環境による悪影響を受けるものの、クレジット商品による収益は、顧客需要の継続および貸出金勘定の選択的拡大戦略を反映して増加すると予想している。また、当行は投資および保険商品に引き続き重点を置く予定であるが、この業務の収益の動向は、現在の厳しいマクロ経済環境が顧客マインドに及ぼす影響に大きく左右される。2015年度の貸倒引当金繰入額は非常に低い水準であり、更に低い水準になることは現時点では考えていない。当行の収益および利息以外の費用は、両方とも更なる規制要件による影響を受ける可能性があり、2016年度の利息以外の費用には、上記の変革のための施策の実施に関連する費用および投資支出が含まれる。PCCに関する上記の予想は、ポストバンクにも当てはまる。特に、収益は低金利環境による影響を受けることが予想される。

#### グローバル・トランザクション・バンキング

主要な市場におけるマイナス金利を含む現在の低金利水準、不安定な株式市場、競争の激しい環境および地政学的事象による課題は、2016年度においても、引き続きグローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の業務に下向き圧力をかけるものと予想している。

特に、キャッシュ・マネジメント業務が悪影響を受けると予想している。2015年度の業績は好調であり、また戦略2020に従ってトランザクション・バンキング業務への投資が計画されているため、全体的には2016年度も安定的な取引量で推移するものと考えている。当行は顧客関係の構築および深化に引き続き重点を置いており、包括的な商品群を備え、サービスにも定評があるため、厳しい環境に対処できる有利な地位にあると考えている。当行は事業への投資、特にプロセスおよびITプラットフォームへの投資を継続する一方で、当行の事業モデルの弾力性を更に強化するために、リスク、費用および資本の厳しい管理も継続する。2016年度も引き続き規制のコンプライアンス、管理および行為ならびにシステムの安定性に重点を置く。これによりGTBが将来成長するための協力的な基盤ができるであろう。2016年1月1日付で、GTBは、コーポレート・ファイナンスとともに、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキングと呼ばれる業務部門に組み込まれる。

#### ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント

資産およびウェルス・マネージャーは、2016年度において、不確実な経済見通し、不安定なエクイティおよびクレジット市場、継続する低金利、激しい競争、ならびに規制関連費用の増加といった多くの課題に直面する。ほとんどの先進国の成長率は横ばいとなる可能性が高いが、新興諸国においては、成長率が下がり、ボラティリティが上昇する可能性があり、投資家のリスク選好に影響を及ぼし、資産フローにも影響を及ぼす可能性がある。混乱した状況は、従来型資産およびオルタナティブ資産のアクティブ投資運用機会を生み出し、また金融に関する信頼のあるアドバイスや助言が必要とされる機会も生み出す。このため、当行は、顧客をサポートするために規模と知的資本を活用することができる、多角的な、ソリューションを重視する資産およびウェルス・マネージャーは、他より有利な立場となるものと考えている。

2016年度に、ドイツ銀行は、アセット&ウェルス・マネジメントを再構築する予定である。富裕層顧客に対しては、プライベート・ウェルス・アンド・コマーシャル・クライアント部門内の独立した業務であるドイツ銀行ウェルス・マネジメントがサービスを提供するようになる。ドイチェ・アセット・マネジメントは、個人顧客にサービスを提供する金融機関および仲介業者に対して投資ソリューションを提供することに重点を置いた独立した部門となる。

アセット・マネジメントにおいては、オルタナティブ商品（ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティ、不動産およびインフラストラクチャー等）およびパッシブ型商品（インデックスおよび取引所取引の商品等）への投資選好のシフトがさらに進むであろう。このため2016年度は、オルタナティブ商品やパッシブ型商品への資産の流入がその他の資産クラスを上回ると当行は予測している。また、退職ソリューションおよび成果重視のソリューションに対する需要が、特に高齢化が進む先進国において引き続き伸びるであろう。これらのトレンドはすべて、商品、チャネルおよび地域にわたった能力を強化するための当行の投資に合致している。既存の商品と新たに計画されているローンチにより、ドイチェ・アセット・マネジメントは、市場シェアを拡大しようとしている。構造を変化させながら、当行は、顧客の役に立てるようフロント・オフィスからバック・オフィスまでの投資プロセスを合理化している。

ウェルス・マネジメントにおいては、超高額個人資産家(以下「UHNW」という。)が、引き続きウェルス業界において最も成長が見込まれる顧客区分になると予想している。当行は、的を絞った地域カバレッジ・モデルを通じて、また複数の資産クラス、国際間の投資機会およびソリューションの提供ならびにドイツ銀行の広範な能力へのアクセスの提供を通じて、成長を促進させようとしている。当行は、UHNWに選ばれるアドバイザーとなり、世界のウェルス・マネージャーのトップ5に入るという目標を達成できるよう、セグメント特有の戦略を策定し、顧客分析を改善し、顧客関係を深化させた。当行の様々な商品ならびにマネージド・ソリューション、貸出および資本市場に関する専門知識が、この野望の実現を支えることになるであろう。

世界的な資産および収益プールは拡大が見込まれているものの、業績は、経常的なフィー収益の水準に依拠する部分が多いため、引き続き市場の水準に左右される。様々な戦略的成長イニシアチブにもかかわらず、現在の市場水準は、収益を押し下げる圧力が強い。フィーの圧縮および競争の激化により、ダイナミックで費用効率の高いオペレーティング・モデルが必要となる。2016年度には、技術および業務運営の更なる改善が継続され、アセット・マネジメントおよびウェルス・マネジメントに顧客にサービス提供するための適切なITインフラが備えられるであろう。当行グループの簡素化努力を後押しするために、地理的および営業上の拠点を整理する更なる取り組みが開始される。

#### 非中核事業部門

非中核事業部門（NCOU）は、レバレッジおよびリスク・ウェイトド・アセットの縮小に重点を置く予定であり、2016年度末までに残りのポジションの大部分を解消し、リスク・ウェイトド・アセットを総額100億ユーロ未満とすることを目標としている。全体的な市場環境にある課題が、特に関連するスケジュールおよび財務的影響といった点から、NCOUの戦略実施に影響を及ぼす可能性がある。リスク圧縮活動に影響を及ぼし得る複数の要素が、この不確実性を伴うものであるが、この解消の加速化が当行グループの資本比率を上昇させるものと予想している。また、高金利の付された負債の返済費用は、現在はNCOUの収益に対して計上されているが、2016年度には新たなポストバンク・セグメントに配分されることになる。当行は、予見可能な将来においては、訴訟および規制環境が引き続き厳しくなると予想している。

## リスクおよび機会

当行が発生する可能性が高いと考えているリスクおよび機会については、「見通し」の項に記載している。以下の項では、「見通し」の項における当行の予想を下回るリスクおよび上回る可能性につながる将来のトレンドまたは事象に着目している。

### リスク

#### マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争が、「見通し」の項における予想よりも悪くなった場合、当行の業務、経営成績または戦略的計画は悪影響を受ける可能性がある。

欧州連合内の複数の国々において政治的な不確実性の水準が上昇し、ポピュリスト党に対する支持が上昇することで、ヨーロッパの統合は部分的に解消される可能性がある。さらにユーロ圏のいくつかの国々において緊縮財政に反対する動きがあり、これらの国々によるユーロ参加の継続に対する信頼が損なわれている可能性がある。政治的リスクの増加は、予測不能な政治的結果を生み出す可能性があり、さらに金融システムおよび経済全体にまで影響を及ぼし、潜在的に業務レベルの下降、資産の評価減および当行の業務全体の損失を引き起こす可能性がある。これらのリスクに対応する当行の能力には限界がある。

ソブリン債危機が再燃すれば、ヨーロッパおよびその他の諸国のソブリン債に対するエクスポージャーについて、当行は減損を計上する必要があるかもしれない。ソブリン信用リスクを管理するために当行が締結したクレジット・デフォルト・スワップでは、これらの損失を想定通りには相殺できない可能性がある。

平均的な市況、不利な価格およびボラティリティ、ならびに投資家の用心深さおよび顧客の心情により、当行の収益および利益は将来的に重大な悪影響を受ける可能性がある。

HGB（ドイツ商法）に基づく単体報告によるドイツ銀行AGの分配可能な資金(ADI)が十分でなくAT1クーポンを償還できない場合には、資金調達費用が更に増加する可能性がある。

#### 規制改革

金融セクターの脆弱性に対応するために実施および提案される規制改革、ならびに規制当局による監督および裁量権の強化により、当行は重大な費用負担が必要となる。これも当行にとって重要な不確実性を生み出し、当行の業務計画および戦略的計画を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。増資が必要となる変更があれば、一般的に厳しい環境と同様に、当行の事業モデル、財政状態および経営成績に重大な影響を及ぼす可能性がある。銀行税のようなその他の規制改革によっても、当行の営業費用の予想額が大幅に増加する可能性がある。破綻処理の実行可能性または破綻処理の施策に関する規制改革も、当行の株主および債権者に影響を及ぼす可能性がある。

#### 法律上および規制上の手続

当行は、複数の法律上の手続および規制上の調査に関与しており、その結果を見積ることは困難であるが、当行の計画上の経営成績、財政状態および評判に重要で不利な影響を及ぼす可能性がある。

#### リスク管理の方針、手続および手法ならびにオペレーショナル・リスク

当行は、市場リスク、信用リスク、流動性リスクおよびオペレーショナル・リスクを含むリスクを管理するための方針、手続および手法を策定するのに多大なリソースを投入してきたが、特に極端な市況または発生しつつあるリスクへの対応において、当行のリスク・エクスポージャーを軽減する上で十分に効果的ではない可能性がある。

#### ストラテジー2020

ストラテジー2020の実施の成功は上述の要因にも左右されるが、当行が戦略を成功裏に実施できない場合には、財務目的を達成できない可能性があり、損失が発生し利益性が低下する可能性もあり、また資本基盤が浸食され、財政状態、経営成績および株価が重要で不利な影響を受ける可能性もある。

#### ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的なリスク、すなわち、ある年度の特定の取引が、グループ財務諸表よりも大きな損失や低い収益となる。これに関して、以下の項目は重大なリスクを伴う。

- 地域の経済環境、地域の規制要件の増加または再編によってもたらされる、関係会社への投資の潜在的な評価調整

- ドイツ商法第253条第2項に基づき平均金利で割り引くことによって金利水準が上昇したにも関わらず、長期引当金（とりわけ年金債務）の増加。
- 特に、金利水準が上昇している環境下での制度資産のマイナスの評価調整。上記の評価手法のために、金利が上昇した場合、根人債務の減少による相殺効果がない可能性があることによる。
- 利付銀行勘定が予想される信用リスクのコストと管理費用をカバーするのに十分な金利マージンを生じさせない場合、ドイツ会計基準書IDW RS BFA 3に基づき引当金を設定する潜在的な要件。長引く低金利環境とHGBに基づくAT1商品に係るクーポンの費用によって、当該リスクが増加する。
- ある年度でAT1クーポンをHGBに基づく分配可能項目（ADI）が不十分なために提供できない場合、資金調達コストが増加する可能性がある。

さらに、過去のものを除き、関係会社からの収益または利益剰余金が、ドイツ銀行AGで認識された損失を完全にカバーするために十分な配当金支払ができないというリスクがある。

## 機会

### マクロ経済および市況

成長見込み、金利環境および金融サービス業界の競争といった経済状況が予想を上回って回復を見せた場合には、収益が増加する可能性があり、これは、費用の増加によってのみ一部相殺される可能性はあるものの、税引前利益および費用収益比率の改善に直接的につながり、その後、CET 1およびレバレッジ比率等の規制上の測定尺度が改善される可能性がある。

市況、物価水準、ボラティリティおよび投資家マインドの動向が予想を上回れば、これも当行の収益および利益にプラスの影響を及ぼす可能性がある。同様に、顧客の需要および市場シェアの増加が予想を上回れば、当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

### ストラテジー2020

ストラテジー2020の目的は、当行の複雑性を緩和し、効率性を高め、リスクを軽減し、資本基盤を増強し、運営を改善することである。ストラテジー2020の実施程度が予想を上回ったり、予想より有利な環境で実施された場合には、更なる機会が創出される可能性がある。業務およびプロセスの改善が当行の仮定による計画を上回り、費用の効率化が予想を上回る速度または程度で実現された場合には、これも当行の経営成績にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

### ドイツ銀行AGに関する特記事項

ドイツ銀行AGは、HGBに従って報告を行う単体企業として、IFRSに基づくグループ計画と比較して、追加的な機会、すなわち、ある年度の特定の取引が、IFRSに基づくグループよりも利益が得られるような方法で報告される。従って、当行は華夏銀行に対する当行の投資に関連する持分の認識が欠如した場合、将来の売却時にIFRSよりもHGBに基づく利益の方が高い。

加えて、親会社としてのドイツ銀行AGは、関係会社からの分配パターンに基づき、ある年度でグループの純利益への貢献と比較してより高い収益を示す可能性がある。

## リスク・レポート

### リスク管理原則

当行は、組織全体にわたり強靱なリスク文化を促進するよう努めている。当行の目標は、強靱なリスク文化は、組織全体にわたるリスクおよびリターンの管理に対し総体的アプローチをとること、ならびに当行のリスク、資本および風評プロファイルの有効な管理を促進することにより、当行の復元力の強化に資することである。当行は、業務に関連して積極的にリスクを負担しており、そのことを前提に、以下の原則が当行グループ内のリスク文化を支えている。

- リスクは、所定のリスク選好の枠内で負担する。
- すべてのリスク負担は、リスク管理フレームワーク内における承認を必要とする。
- リスク負担に対しては、十分な代償を得る必要がある。
- リスクは継続的に監視および管理しなければならない。

すべてのレベルの従業員はリスクの管理および上申に責任を有している。当行は、従業員が強靱なリスク文化を支えるような方法で行動することを期待している。これを促進するために、当行の方針は、行動評価を業績評価および報酬プロセスに組み込むことを要求している。当行は様々なコミュニケーション媒体を通じて以下のリスク文化の行動を伝えている。

- 当行のリスクに完全に責任を負うこと。
- リスク評価に厳格および前向きで、理解力があること。
- 課題を追求、提供および尊重すること。
- 共同でトラブルを解決すること。
- ドイツ銀行およびその風評をすべての決定の中心に置くこと。

これらの期待される行動を強化し、当行のリスク文化を強化するため、当行は多くのグループ全体にわたる活動を実施している。当行の取締役および上級管理職は、トップからの一貫した姿勢を支援するため頻りに強靱なリスク文化の重要性を伝えている。加えて、リスク文化について従業員の理解や知識を醸成するために、ドイツ銀行のソーシャルメディア・プラットフォームに、産業レポートや記事が掲載される専用のリスク文化ライブラリーを設けている。

2015年度通年および2016年度にかけて、研修の有効性に対する注目が高まった。追加で新しい研修を導入するより、可能な限り既存の研修コースに新しいメッセージを組み込むことによって最新のものに更新し、受講者の過度な負担とならないようにしている。

さらに、当行の業績管理プロセスを強化するためのその他の手法に加えて、当行はリスク文化に関連する行動の正式な測定尺度を当行の従業員の業績評価、昇進および報酬プロセスと結びつけるプロセスを設計および導入している。このプロセスはCB&SおよびGTBIにおいて2010年度に初めて試験的に導入され、その後すべての部門に広げられ、2015年7月にPBCインターナショナルが最後にこのプロセスを導入している。このプロセスは従業員の責任をさらに強化するよう設計されている。

リスク文化の相対的評価に資するべく、2015年度はリスク文化フレームワークが発展した年であった。このフレームワークは、強固なリスク文化の発展に貢献するような方策や、当行グループおよび部門レベルで満たすべき最低限の基準を明確にするものである。2016年度には、このフレームワークが業務全体に導入され適用されることになる。

新しく策定されたリスク文化フレームワークに基づき、リスク文化年次報告書が作成され、2015年度末に取締役会および監査役会のリスク委員会に提示された。これは、当行のリスク文化に関して上級管理職が認知していることを確実にするためのドイツ銀行のコミットメントの一部を構成する。

### リスク管理フレームワーク

当行のビジネス・モデルは多様なため、そのリスクを識別、評価、測定、集計および管理すること、資本を各業務に割り当てることが不可欠である。リスクおよび資本は、各部門および業務ユニットの活動と密接なつながりを持った原則のフレームワーク、組織構造ならびに測定プロセスおよび監視プロセスを通じて、管理されている。

- 中核となるリスク管理責任は取締役会に組み込まれており、実施および監視に責任を有する上級リスク管理委員会に対し委任される。監査役会は定期的にリスクおよび資本プロファイルを監視する。
- 当行は、3つの防衛線（以下「3LoD」という。）のリスク管理モデルを運用している。第1の防衛線（以下「第1のLoD」という。）は、すべての業務部門およびサービスを提供しているインフラ部門（グループ・テクノロジー・オペレーションおよびコーポレート・サービス）であり、これらはリスク保有者である。第2の防衛線（以下「第2のLoD」という。）は、すべての独立したリスクおよび統制機能である。第3の防衛線（以下「第3のLoD」という。）は、グループ監査部であり、当行の統制の有効性を保証している。この3LoDモデルおよびその基本的方針は、グループ・レベル、地域、国、支店および法人等、組織のあらゆるレベルに適用される。どの3LoDも互いに独立しており、すべてのレベルにおいて、策定された基本的方針の順守を確保するための仕組みを維持することに責任を負っている。

- リスク戦略は年次ベースで取締役会によって承認され、リスク、資本および業績目標を整合させるため、当行グループのリスク選好、戦略および資本計画に基づいて定義される。
- クロス・リスク分析レビューは、健全なリスク管理実務およびリスクに関する総体的な意識が存在することを検証するため、グループ全体にわたり実施される。
- 主要なリスク・クラスはすべて、リスク管理プロセスを通じて管理される。これには、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスクが含まれる。リスクおよび資本需要の定量化のためのモデリングおよび測定アプローチが、主要リスク・クラス全体にわたり横断的に実施される。標準以外のリスク（風評リスク、モデル・リスクおよびコンプライアンス・リスク）は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、特にオペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク内で暗黙のうちにかばわれている。重要なリスクの管理プロセスについての詳細は「リスクおよび資本管理」の項を参照のこと。
- 主要な資本および流動性の限界値および測定基準に関して、監視、ストレス・テスト手法および上申プロセスが実施されている。
- システム、プロセスおよび方針は、当行のリスク管理能力の決定的に重要な構成要素である。
- 再建計画は、危機管理のガバナンスに関する上申手続を規定し、ストレス事象下において資本および流動性ポジションを改善することを目的とした措置一覧を上級管理職に提供している。
- 破綻処理計画は当行の破綻処理当局である単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）によって厳密に監督される。これは債務不履行の場合にドイツ銀行を管理する戦略を規定している。これは納税者救済措置の必要性がないようにすること、および広く経済に提供される重要なサービスを継続することで金融の安定性を強化することを目的として設計されている。

#### グループ・ネットワークの中でのドイツ銀行AGのリスク

ドイツ銀行AGに対するリスクの影響は、ドイツ銀行の他の独立の法人企業に対する影響と切り離せない。これにはいくつか理由がある。

- グループ部門別のグループ内部構造は、顧客のニーズに沿ったものになっている。外部の法的な構造は現地の法令によって決定されるため、内部構造に沿ったものになるとは限らない。例えば、ある国におけるグループの業務がドイツ銀行AGの支店として扱われるか別個の子会社として扱われるかが、現地の法令によって決まることがある。しかし経営陣は、それが支店扱いとなるか子会社扱いとなるかに関わりなく、当行の業務におけるリスクを監視しなければならない。
- 適切なリスク監視とリスク管理のためには、グループの利益状況が一定のリスク要因、例えば、個々の顧客や証券発行体の信用度あるいは市場価格の変動に、どの程度まで依存しているかに関する知識が必要である。したがって、各エクスポージャーの分析は、法人企業を超えて行う必要がある。特に、ある借手についての信用リスクに関しては、ある会社への信用エクスポージャーがいくつかのグループ会社にまたがっているかドイツ銀行AG一行に集中しているかは、まったく何の意味も持たない。ドイツ銀行AGに影響するリスクのみを別途監視すれば、その会社が支払不能に陥った場合にグループの直面する、また間接的には親会社であるドイツ銀行AGの直面する潜在的危険を見逃すことになる。
- 個々のリスク要因は、相関関係を有する場合もあれば、互いに独立している場合もある。この相関関係の性質や範囲を推定できれば、グループ経営陣は、各顧客グループ、各発行体、各国にわたって業務を分散することにより、全体的なリスクを大幅に削減することができる。このリスク相関関係もまた、グループの法的構造および部門構造とは無関係である。したがって経営陣は、グループ全体にわたり法人企業を超えてリスク管理をしなければ、分散によるリスク軽減効果を最大限に生かすことはできない。

上に述べた理由から、ドイツ銀行AGのすべてのリスクの識別、監視および管理は、グループ全体のリスク管理プロセスに統合されている。このため、本リスク・レポートに記載されている金額はすべて、別途記載のない限り、ドイツ銀行グループについて言及している。

ドイツ銀行AGは、法令上および規制上の要件をすべて遵守している。グループ・ネットワークの中でのリスク管理の詳細については、グループの財務報告書中のグループのリスク・レポートを参照のこと。

#### リスク管理組織

当行の世界中の営業は当行が業務を行うそれぞれの管轄区域における関係当局によって規制および監督されている。このような規制は、ライセンス付与、適正自己資本、流動性、リスクの集中、業務の遂行ならびに組織および報告要求に重点を置いている。ドイツ銀行法およびその他の適用法令ならびにドイツの法律に導入されたCRR/CRD 4フレームワークや関連する実施項目に当行が準拠していることを監視するために、共同監督チームを通じて単一監督メカニズムに参加した、EU各国の管轄当局に関連する欧州中央銀行は、当行の主要な監督機関として協力して対応している。

欧州の銀行規制当局はいくつかの方法で当行のリスク引受能力を評価している。これは、本報告書の「規制自己資本」の項で詳述されている。

いくつかの段階でマネジメントによるまとまったリスクガバナンス体制が構築されている。

- 監査役会は、当行のリスク状況、リスク管理およびリスク統制の特別な進展ならびに当行の風評および重要な訴訟事件に関して、定期的におよび必要に応じて報告を受ける。監査役会は特定職務に対処するため様々な委員会を組織している。
- リスク委員会の会議において、取締役会は、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、ビジネス・リスク、コンプライアンス・リスク、モデル・リスク、オペレーショナル・リスクならびに訴訟リスクおよび風評リスクについて報告する。また、信用リスク戦略、信用ポートフォリオ、法律または定款に従って監査役会の決議が必要な貸出金、資本資源の問題およびリスクを伴う特に重要な問題について報告する。リスク委員会は、集積されたリスクの処理およびリスク戦略の問題に関して取締役会と審議し、監査役会がこの戦略実施を監視するための支援をする。
- 公正委員会は、法律上の要件、当局の規制および会社内部の方針の会社による遵守を向上させる取締役会の手法を監視している。これはまた、銀行の業務行動・倫理規範をレビューし、当行の法務リスクおよび風評リスクを監視および分析しその回避を提言している。
- 監査委員会はとりわけ、リスク管理システム（特に内部統制システムおよび内部監査システム）の有効性について監視する。
- 取締役会は、法律、定款および当行の利益（すなわち株主、従業員およびその他のステークホルダーの利益を考慮）に関して持続可能な価値を創造する目的の規約に従った、ドイツ銀行グループの経営に対して責任を負っている。取締役会は、適切かつ有効なリスク管理を網羅する適切な事業組織を確立する責任を負っている。監査役会との合意により、リソースおよびリスクの効果的なガバナンスを確実にすることを目的として、取締役会は資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）、リスク執行委員会（以下「リスクExCo」という。）、非財務リスク執行委員会（以下「NFR ExCo」という。）、およびグループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）を設定している。これらの役割については以下に詳述されている。2015年度第4四半期に、取締役会は直接設置委員会の数を合理化した。これにより委員会ガバナンス構造の改変が進められており、2016年4月1日より、リスク管理に関連する問題を一つの委員会に集約することとなる。

以下の機能委員会がドイツ銀行のリスク管理の中核をなしている。

- CaRは、当行のリスク・プロファイルおよび資本生産能力に関する統合された計画および監視を監督および統制し、リスク選好、所要自己資本および資金調達/流動性ニーズと、当行グループ、各部門および各下位部門の事業戦略との整合性を提供する。これは、リスク部、政府および規制関連業務部、財務部および業務部門における資本、資金調達および流動性に影響を与える戦略上の問題を検討および合意する基盤を提供している。CaRは措置に着手および/または取締役会に提言を行う。また、定期的に当行のリスク選好に対する当行のリスク・プロファイルを監視し、上申すべきかまたはその他の措置が取られる必要があるかを判断する責任を有している。CaRは、早期警戒指標および再建トリガーに対する当行のリスク・プロファイルの実績を監視し、取締役会に対して、必要な場合には再建ガバナンス・フレームワークに基づく所定のプロセスおよび/または措置の実施を提言する。
- リスクExCoは、グループ・レベルでのリスクの集中を含むすべてのリスクを、識別、統制および管理する。これは、リスク方針、リスク管理の組織およびガバナンスに責任を有しており、取締役会によって承認されたリスクおよび資本戦略（リスクおよび資本需要計画）の範囲内での識別、評価およびリスク削減を含むリスクおよび資本管理の実施を監督している。
- 非財務リスク執行委員会（NFR Exco）は、ドイツ銀行グループの非財務リスク管理を監視、統治および調整し、当行グループの主要な非財務リスクのリスク横断的で全体的な視点を確立している。非財務リスクに関するリスク選好のフレームワークを定義づけ、3つの防衛線の方針および、業務部門とコントロール機能の間、またはコントロール機能間の相互依存を含む非財務リスクのオペレーティング・モデルを監視およびコントロールすることを課されている。
- グループ風評リスク委員会（以下「GRRC」という。）は風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有し、適切な振り返りおよび学習のプロセスを提供している。リージョナル風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）から上申されたすべての風評リスクの事案、および各ユニットが不服を申し立てたRRRCの決定についてレビューし、判断をする。グループ全体の風評リスク問題に関する指針を提供しており、慎重に扱うべきトピックについてはドイツ銀行グループの適切なレベルに伝達している。GRRCの小委員会であるRRRCは、取締役会に代わり、各地域における風評リスク管理の監視、統治および調整にかかる責任を有している。
- ポートフォリオ・リスク委員会（以下「PRC」という。）は、リスクExCoおよびCaRを支援し、特に、主要な集中リスクのレビューや統治を含むグループ全体のリスク・パターンの管理に重点を置く。
- リビング・ウィル委員会（以下「LWC」という。）は、再建および破綻処理計画に焦点を当てたCaRの専門の小委員会である。これは、重大なストレスまたは重大なストレスの脅威に対処するために、当行の再建および破綻処理計画ならびに当行グループの運用上の準備の強化の実施を監視している。



- 規制自己資本委員会（以下「RCC」という。）は、当行の資本およびリスク委員会のさらなる小委員会である。これは、当行のリスク定量化モデルに関する監督の任務を負っている。RCCは、当行の内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）の監視および統制に関しても責任を負っている。PRCとともに当行のグループ全体のストレス・テストを監視し、結果をレビューし、必要に応じて経営行動を提案する。これは、ストレス・テストのプロセスの有効性を監視し、当行のストレス・テストのフレームワークの継続的な改善の推進を目標としている。

複数の上級メンバーはCaRのメンバーであり、リスクExCo、NFR ExCoおよび/またはGRRCのメンバーでもあることから、これらの委員会間での情報の流れが促進される。当行は、前述の委員会構造を継続的に強化し、今後最終的にはリスク問題を監督するグループ・リスク委員会という、取締役会により設置された単一の委員会にしていく。

取締役会のメンバーである当行の最高リスク責任者（以下「CRO」という。）は、すべての信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの管理ならびにリスクの包括的コントロール（流動性リスクを含む。）およびリスク測定手法の継続的開発に関して、グループ全体、上記の部門別に責任を有している。さらに、最高リスク責任者は、資産と負債のギャップ、資本、流動性、法務、コンプライアンス、規制上のリスクおよびその他の非財務リスクを含む包括ベースでのリスクの監視、分析および報告の責任を有している。

CROは、信用リスク管理、マーケット・リスク管理、オペレーショナル・リスク管理および流動性リスク管理のリスク管理機能の直接的な管理責任を有している。

これらは、以下の職責で設置している。

- 各部門の業務が、取締役会が設定したフレームワーク内でCaRの設定したリスク選好と整合するよう支援する。
- 各部門の業務に適切なリスクおよび資本管理の方針、手順および手法を決定し導入する。
- 信用リスク、マーケット・リスクおよび流動性リスクの限度枠を承認する。
- ポートフォリオを定期的に見直し、リスク・ポートフォリオが許容パラメータ範囲内に入るように維持する。
- 各部門に適切なリスクおよび資本管理基盤およびシステムを開発し導入する。

専属の部門最高リスク責任者や、ドイツ、アメリカおよびアジア太平洋に関しては地域最高リスク責任者が、総体的リスク管理カバレッジを設定するよう指名されている。2016年1月以降は、ドイツ銀行の業務部門と合わせて部門最高リスク責任者の責任も整理されている。

上記のリスク管理機能の責任者ならびに地域および部門の最高リスク責任者は、CROに報告する系統を有している。

当行の3LoDプログラムは2015年度に完了し、3LoDフレームワークの策定および維持管理はORMに移転した。3LoDプログラムにより、部門統制責任者（以下「DCO」という。）が設置され、これによりリスク保有者として第1のLoDにおける機能を強化するとともに、第2のLoDの統制機能における責任範囲を明確にし基準を強化した。第1および第2のLoDによる統制環境の有効性を管理するための新しい非財務リスクおよび統制管理のフレームワークならびにITプラットフォームが構築され、現在展開、さらに強化されているところである。

リスク管理機能の中のいくつかのチームがリスク管理の包括的な側面をカバーしている。これは、当行のリスク・ポートフォリオ管理を一層強化するために、総体的リスク管理およびリスク横断的な監督により重点を置く職務を有する。主要な目的は以下のとおりである。

- 主要な戦略的・リスク横断的な取り組みを行い、所定のポートフォリオ戦略と統治の遂行（規制の遵守を含む。）間のより強い結びつきを確立する。
- 当行内の上級レベルにおける検討のため、主要なリスク問題について、戦略的かつ将来を見据えた全体像を提供する（リスク選好、ストレス・テストのフレームワーク）。
- 当行のリスク文化を強化する。
- 一貫したリスク管理基準の実施を促進する。

2016年1月より、これらのタスクは新設されたエンタープライズ・リスク・マネジメント（以下「ERM」という。）機能に統合されている。ERMは、合意されたリスク選好の枠内で、銀行全体のリスクを識別し管理することを目的とした銀行全体のリスク管理のフレームワークも定めている。

また、2016年1月より、グループ・データ・マネジメント・オフィス（GDMO）およびチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィス（CISO）の監視をしている第2の防衛線は、コーポレート・セキュリティー・アンド・ビジネス・コンティニュイティ（CSBC）と同様に、リスク・オーガニゼーションに移転し、当行が非財務リスクの全体管理により重点的に取り組んでいることを示している。

当行の財務、リスクおよびグループ監査機能は、当行の業務部門から独立して活動している。当行が引受けたリスクを数値化および検証し、リスク関連データの質および統一性を維持することは財務部およびリスク部の責任である。グループ監査部は、当行の第3の防衛線として独立の立場から、リスク管理システムを含む内部統制システムの設計および有効性の両方の妥当性を調査、評価および報告する。

当行の子会社であるドイチェ・ポストバンクAGのリスク管理の統合は、リスクの識別、評価、管理、監視および伝達に関して調和されたプロセス、リスク負担能力を決定および保全する戦略および手順ならびに対応する内部統制手続を通じて促進されている。共同ガバナンスの主要な要因は以下のとおりである。

- ポストバンクのリスク管理からドイツ銀行のリスクへの機能的報告系統。
- ポストバンクの主要なリスク委員会におけるドイツ銀行の各リスク機能からの投票メンバーの参加、選定された主要な委員会に関してはその逆も同様。
- ポストバンクにおける主要なグループのリスク方針の導入。

そのすべてにおいてポストバンクの最高リスク責任者またはドイツ銀行の上級リスク・マネジャーが投票メンバーであるポストバンクの主要なリスク管理委員会は、以下のとおりである。

- 全体的なリスク選好ならびにリスクおよび資本配分の決定に関してポストバンクの取締役会に助言を行う銀行リスク委員会。
- 限度枠の配分および適切な限度枠のフレームワークの定義に責任を有する信用リスク委員会。
- 限度枠の配分ならびにポストバンクのバンキング勘定およびトレーディング勘定の戦略的ポジショニングおよび流動性リスク管理を決定するマーケット・リスク委員会。
- 適切なリスクのフレームワークおよび個々の業務分野における限度枠の配分を決定するオペレーショナル・リスク管理委員会。
- すべての格付システムおよびリスク管理モデルの検証を監視するモデルおよび検証リスク委員会。

2014年度において、大規模顧客の完全な統合が完了していた。これらは現在、当行の信用プラットフォームにおいて中央管理されており、規制当局は、大規模法人顧客および金融機関の共同モデルのパラメータの利用に関する規制上の承認を延長した。

ポストバンクおよびその子会社を連結から除外し売却しようとする意図を示した2015年4月末におけるストラテジー2020の発表後は、さらなるシステム統合は中止されている。しかしながら、上述の統合および共同リスク管理の達成レベルについては、ポストバンクがドイツ銀行グループから外れるまでは維持され、変更されない予定である。

平行して、ポストバンクのサブグループを完全に分離する準備が開始している。分離するためのあらゆる準備の基本的な前提条件は、ポストバンクが継続的なオペレーション能力を維持し、常に規制要件を順守しつづけることである。

## リスク戦略およびリスク選好

### リスク選好およびリスク能力

リスク選好は、当行がその事業目標を達成するためにリスク能力の範囲内で引き受ける準備のある、リスク水準を示しており、最低限の定量的手法および定性的基準の組み合わせとして定義される。リスク能力は、規制上の制約および当行のステークホルダーに対する義務に違反する直前の、通常およびストレス下の両方の状況で当行が引き受け可能な最大水準のリスクとして定義されている。

リスク選好は、当行のリスクおよび資本需要計画を用いた事業計画プロセスに不可欠な要素であり、リスク、資本および業績目標の適切な調整を促進し、一方で同時に財務リスクおよび非財務リスクの両方についてリスク能力およびリスク選好の制約を考慮する。当行は、当計画の遵守をテストし、ストレス下の市場状況も検討するため、ストレス・テストのプロセスを活用する。トップ・ダウンによるリスク選好は、事業機能からのボトム・アップによる計画に関するリスク負担を制限する役割を果たしている。

取締役会は、当行のリスク選好およびリスク能力と、当行グループの戦略、事業および規制環境ならびにステークホルダーの要求との整合性を確保する目的で、リスク選好およびリスク能力を年1回、またはリスク環境に予期せぬ変動が生じた場合にはより頻繁に、レビューのうえ承認している。

当行のリスク選好および戦略ならびにその監視と比較した当行のリスク・プロファイルに関する報告書は、取締役会に定期的に提示される。2015年度を通じて、当行の実際のリスク・プロファイルは、上表で定義された正常レベルを維持していた。当行に求められるリスク選好が、正常またはストレスのかかったシナリオに基づき違反している場合には、所定の上申ガバナンス・マトリックスが適用されるため、これらの違反は各委員会ならびに最終的には最高リスク責任者および取締役会に対して明らかにされる。リスク選好およびリスク能力の修正は、その重要性に応じて、最高リスク責任者または取締役会全体で承認されなければならない。2015年11月に、当行の年次リスク選好基準の調整実行の一環として、当行は正常レベルおよび危機的状況レベルのCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1比率をそれぞれ10%超および7.25%未満に調整した。さらには流動性カバレッジ比率(LCR)およびレバレッジ比率(LR)を含むよう主要な測定基準を強化し、LCRの正常レベルおよび危機的状況レベルはそれぞれ105%超および100%未満、LR(CRR/CRD4の完全適用)は3.2%超および3.1%未満とされた。これらの変更はすべて2016年1月1日から適用される。

### 戦略的および資本計画

当行は、グループとしてのおよび当行の業務分野/ユニットのための将来の戦略的方向性の進展を計画する、年次の統合された戦略的計画プロセスを実施している。戦略的計画は、リスク・リターンの検討に基づく資本、資金調達およびリスクに関する総合的な見通しを作成することを目的としている。このプロセスは当行の長期戦略目標を測定可能な短中期財務目標に落

とし込み、年度中の業績の監視および管理を可能にする。そのため、当行は、持続可能な業績を達成するために関連するリスクおよび利用可能な資本資源の配分を検討することによって最適な成長のための選択肢を識別することを目標としている。リスク特有のポートフォリオ戦略は、このフレームワークを補完し、ポートフォリオ・レベルでのリスク戦略の詳細な実施を可能にし、リスクの集中を含むリスクの詳細に対処することを可能にする。

戦略的計画プロセスは、トップ・ダウンの目標設定およびボトム・アップの具体化の2段階で構成されている。

第1段階のトップ・ダウンの目標設定では、当行の主要な損益目標（収益および費用を含む。）、資本供給および資本需要ならびにレバレッジ、資金調達および流動性が、グループおよび主要な業務分野に関して協議される。このプロセスにおいて、翌3年間の目標は、当行の世界のマクロ経済見通しおよび予想される規制上のフレームワークに基づく。その後、当該目標は取締役会によって承認される。

第2段階では、詳細な業務ユニットの計画によるボトム・アップからトップ・ダウンの目標が具体化される。これは初年度は月次の事業計画で構成され、2年目および3年目は年間計画となっている。提案されたボトム・アップの計画は、財務部およびリスク部によりレビューおよび説明が求められ、個別に業務リーダーと協議される。その結果、業務の詳細が検討され、当行の戦略の方向性に従って具体的な目標が決定される。ボトム・アップの計画には、地域のリスクおよび資本水準をレビューするため主要な法人の目標が含まれている。ストレスのかかった市場状況も考慮するため、ストレス・テストが戦略的計画を補完する。

その結果作成された戦略的および資本計画は、協議および承認のために取締役会に提示される。取締役会の承認後、最終的な計画が監査役会に提示される。

戦略的および資本計画は、顧客中心の有数の世界的な総合銀行になるという当行のビジョンを支援するために策定され、以下を確実にを行うことを目的としている。

- 全業務分野およびユニットにわたりバランスのとれたリスク調整後の業績。
- リスクの集中に重点を置く高度なリスク管理基準。
- 規制上の要件の遵守。
- 堅固な資本および流動性ポジション。
- 流動性リスク選好および規制上の要件の枠内での業務計画を可能にする、安定的な資金調達および流動性戦略。

戦略的および資本計画のプロセスにより、当行は以下のことが可能となる。

- 収益、主要なリスクおよび適正自己資本の目標を、当行の戦略上の焦点および事業計画を考慮して設定する。
- 内部および外部の要件に関し、当行のリスク負担能力を評価する（すなわち、経済的資本および規制自己資本）。
- 資本需要、資本供給および流動性への影響を評価するために、適切なストレス・テストを適用する。

組織のすべての該当するレベルにおけるリスク、資本および業績の目標が整合するように、戦略的および資本計画から特定の制限（例えば規制自己資本需要、経済的資本およびレバレッジ・エクスポージャー）が導出される。

外部に伝達されるすべての財務上の目標は適切な経営委員会において継続ベースで監視される。予測される目標からの不足額は、戦略を緩和する可能性とともに協議され、当行の目標を達成する軌道を維持できるよう努める。戦略的および資本計画の修正は取締役会によって承認されなければならない。対外的に明らかにしたソルベンシー目標を達成することは、当行が、国内の監督者により示されたグループの監督レビューおよび評価プロセスの要求を遵守していることも確実にする。2015年12月、ECBはドイツ銀行に対し、連結グループは常に段階的適用ベースにおけるCET 1比率を10.25%以上に維持しなければならない旨を伝達した。ドイツ銀行のG-SIBバッファは現在2.0%であるが、4年の段階適用期間においては最低限度枠に含まれていない。

## リスク測定手法

当行は、リスクの評価および管理のために、広範な定量的および定性的手法を用いている。当行は、定量的手法および測定基準の適切性と信頼性を、変化するリスク環境に照らして絶えず評価することを方針としている。その中には、多くのリスク区分に共通の手法もあれば、特定のリスク区分の特色に合わせて特に調整された手法もある。当行のリスクの測定、管理および報告に現在用いられている主な先進的内部手法および測定基準は以下のとおりである。

- リスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）。RWAは、普通株式等Tier 1資本比率に反映されるため、当行の規制上の適正自己資本を決定する際の主要な要素を構成する。RWAは、当行の業務の成長に関する目標を設定するために使用され、当行の経営管理報告システム内で監視される。一般的に、RWAは、（必要に応じて）ドイツの法律に導入された現在有効なCRR/CRD 4フレームワークに従って計算され、当行の将来のリスクおよび資本計画プロセスにおいて使用される。
- レバレッジ比率エクスポージャー。当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR 第429条に従い完全適用ベースで算出している。当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（以下「SFT」という。）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。
- バリュース・アット・リスク。当行では、正常な市場状況における当行のトレーディング勘定のマーケット・リスクを定量的に測定する方法として、バリュース・アット・リスク・アプローチを用いており、また、ストレス下の市場状況におけるストレスのかかったバリュース・アット・リスクを用いている。それぞれのバリュース・アット・リスク数値は、内部報告および外部（規制目的）報告の両面において役割を果たしている。バリュース・アット・リスクは、あるポートフォリオについて、正常な/ストレス下の市場状況で所定の信頼水準および所定の期間において将来発生する可能性のある（時価に関連する）損失の最大値を測定する。ポートフォリオ全体のバリュース・アット・リスクは、正常な/ストレス下の市場状況での、そのポートフォリオの分散されたマーケット・リスク（所定の相関関係を用いて集計）の測定尺度となる。
- 経済的資本。経済的資本は、エクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の額を測定したものである。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年間の非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。当行では、信用リスク、マーケット・リスク（トレーディング債務不履行リスクを含む。）、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクについて、経済的資本を計算している。
- 流動性。グループ内で、流動性および資金調達リスクは一貫した流動性リスク管理とガバナンス・フレームワークの下で管理される。当行は、流動性リスクの測定と当行の運営上、戦術的および戦略的な流動性ポジションの評価において幾つかの手法を適用する。運営上の流動性は、当行の日中および終業時の流動性ポジションを保護することを目的とし、戦術的ポジションは、当行がホールセール資金調達（無担保および担保付）を利用できることを確保することを目的としている。当行の戦略的流動性は、期間のバランスの取れた流動性プロファイルと資金調達の多様性、および資本市場のアクセスを確保することを目的とする。当行は、2001年度以降、当行のリスク選好のフレームワークの重要な構成要素であるストレスのかかった正味流動性ポジション（SNLP）を決定するために、流動性ストレス・テストを実施している。これは、当行の様々なシナリオ下での資金調達の推移の定量的なシミュレーションから算出している。さらに、当行は、パーゼル銀行監督委員会が定め、EBAが採用した当行の流動性カバレッジ比率を測定する。

当行は、当行のリスク・プロファイルおよび財政状態に係る厳しい景気低迷の影響を評価するために定期的実施されるストレス・テストに対して強いコミットメントを有している。これらの実行は伝統的なリスク測定尺度を補完し、当行の戦略的および資本計画プロセスの不可欠な一部を示している。当行のストレス・テストのフレームワークは、内部で定められたベンチマークに基づく通常のグループ全体のストレス・テストおよびより厳しい世界的なマクロ経済低迷シナリオに基づくストレス・テストで構成されている。当行はすべての重要なリスク種類をストレス・テストの実行に含めている。内部的なストレス・テストのタイム・ホライズンは1年間である。当行の手法は、仮定されたストレス・シナリオの影響を正確に捕らえているか否かをレビューするため内部専門家および規制当局から定期的な調査を受ける。これらの分析は、ポートフォリオおよび国特有のストレス・テストならびに年次のリバース・ストレス・テストおよびグループ・レベルまたは法人レベルで規制当局により要求される追加のストレス・テストのような規制上の要件によって補完される。さらに、逆境下での当行の資本計画の実行可能性を評価するため、ならびにリスク選好、事業戦略、資本計画およびストレス・テスト間の明確なつながりを実証するために、資本計画のストレス・テストが年次で実施される。統合された手続きにより、潜在的な近い将来の金融ショックまたは地政学的ショックをシミュレーションする特別シナリオの影響が評価可能になる。

## リスクの種類

ドイツ銀行AGIは、様々なリスク、特に信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、風評リスク、モデル・リスク、コンプライアンス・リスクおよびビジネス・リスクにさらされている。

### 信用リスク

信用リスクは、当行が売却を計画している債権を含む、あらゆる相手先、借手、債務者または発行体（併せて以下「相手先」という。）に対する現実的、偶発的または潜在的債権が存在するすべての取引から生じる。これらの取引は、通常、伝統的なトレーディング以外の貸付業務（貸出金および偶発負債等）、トレーディング可能債券および売却可能負債証券または顧客との直接的トレーディング業務（外国為替予約および金利先渡契約等のOTCデリバティブ）の一部である。また、持分投資の帳簿価額が当行の信用リスクの項に開示されている。当行はマーケット・リスクおよび信用リスクのフレームワークの範囲内でそれぞれのポジションを管理している。

年次のリスク識別および重要性評価に基づき、信用リスクは、債務不履行リスク、業界リスク、カントリー・リスクおよびプロダクト・リスクの4つの重要なカテゴリーを含んでいる。

信用リスクは、信用格付、規制上および内部の資本需要、ならびに重要な信用測定基準によって測定される。当行の格付分析は、定性的要素と定量的要素の組み合わせに基づいている。相手先を格付けする際に、当行は行内の評価手法、スコアカードおよび相手先の信用度を評価するための当行の21等級に分かれた格付等級を適用している。当行の信用ポートフォリオを管理するために当行が適用する主要な信用リスクの測定基準以外（取引の承認やリスク選好の設定を含む。）は、内部限度枠および当該限度枠に基づく信用エクスポージャーである。与信限度枠は、特定期間に当行が積極的に引き受けられる最大の信用エクスポージャーを示す。相手先の与信限度枠を決定する際には、当行は内部信用格付を参照し相手先の信用の質を検討する。与信限度枠および信用エクスポージャーはともに、総額および純額ベースで測定され、純額はヘッジおよび一定の担保を各総額の数値から控除して算出される。デリバティブについては、当行は現在の時価および取引の存続期間にわたる将来の潜在的エクスポージャーを検討する。当行は通常、個々の取引およびポートフォリオのリスクとリターンの特徴についても考慮に入れる。リスクとリターンの測定基準は、資本の消費だけでなく顧客収益の変動を説明する。この関連で、当行は、バランスシートの消費に関しても顧客収益に着眼している。

### マーケット・リスク

当行の業務の大部分は、マーケット・リスクにさらされている。マーケット・リスクは、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションの時価が変動する可能性と定義されている。当該リスクは、金利、信用スプレッド、外国為替レート、株価、コモディティ価格、ならびに市場ボラティリティおよび市場から黙示されるデフォルト確率等の他の関連パラメータの変動から発生し得る。当行の独立したリスク機能の一部であるマーケット・リスク管理部の主目的の一つは、当行の各業務ユニットが、許容できない当行のリスク選好の範囲を超える損失に当行をさらさないことを確実にすることである。この目的を達成するために、マーケット・リスク管理部は、リスク・テイカー（以下「業務ユニット」という。）ならびに他の統制およびサポート・グループと密接に連携している。

当行は、トレーディング業務およびトレーディング以外の業務の双方においてマーケット・リスクを引き受けている。当行は、リスクの感応度、バリュー・アット・リスク、ストレス・テストおよび「経済的資本」測定基準を組み合わせることでマーケット・リスクを管理し、限度枠を設定している。経済的資本は、トレーディング・ポートフォリオおよびトレーディング以外のポートフォリオの双方におけるすべてのマーケット・リスクを説明および集計するために使用される測定基準である。

マーケット・リスク管理ガバナンスは、すべてのマーケット・リスクの監視、有効な意思決定および上級管理職への適時の上申を促進するよう設計され、確立されている。

マーケット・リスク管理部は、当行のマーケット・リスクを体系的に識別、評価、監視および報告するためのフレームワークを規定し、導入している。マーケット・リスク管理者は、活発なポートフォリオの分析および業務分野への関与を通じて、マーケット・リスクを識別している。

### トレーディング・マーケット・リスク

トレーディング・マーケット・リスクを管理するための主な手段は、限度枠フレームワークが重要な構成要素となっている当行のリスク選好フレームワークを適用することである。当行の取締役会は、マーケット・リスク管理部の支援を受けて、トレーディング勘定のマーケット・リスクについて、グループ全体のバリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠を設定する。マーケット・リスク管理部は、この全体の選好を、立案および合意されたビジネス・プランに基づいて、当行グループのコーポレート部門およびCB&S内の個々の業務ユニット（すなわち、ストラクチャード・ファイナンス、エクイティ等）に配分する。マーケット・リスク管理部には、限度枠をさらにその下の個々のポートフォリオまたは各地域に配分することで各業務の限度枠を設定する、業務と整合したリーダーがいる。

バリュー・アット・リスク、経済的資本およびポートフォリオ・ストレス・テストの限度枠は、ポートフォリオ全体のレベルで、あらゆる種類のマーケット・リスクを管理するために使用される。マーケット・リスク管理部は、一定のポートフォリオまたはリスクの種類を管理するための追加的・補足的な手法として、リスク分析および業務に特有のストレス・テストを実施する。限度枠は、感応度および集中/流動性、業務レベルのストレス・テストおよびイベント・リスク・シナリオにも設定される。

バリュー・アット・リスクは、日次で計算され、正常な市場状況における潜在的な大損失の予測値を提供するが、ポートフォリオのテール・リスク、すなわち極端な損失イベントが発生する可能性を測定するには十分ではない。このため、当行は定期的なストレス・テストも実施し、バリュー・アット・リスク・モデルの信頼区間でカバーされない厳しい市場のシナリオに基づいて当行のトレーディング・ポートフォリオを評価する。

当行は、それらのリスク要因において過去に観察された厳しいショックからシナリオを導き出しているが、入手できる過去のデータに限られている場合や、市場動向が過去のデータが将来起こり得る市場シナリオのためのふさわしい指標とはならないと見なされる場合には、主観的評価によって補強される。テール・リスク、すなわち報告されたバリュー・アット・リスクを超過した極端な損失イベントが発生する可能性は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、経済的資本、追加的リスクに係る自己資本賦課および包括的リスク計測を通じて把握される。これはストレス・テストを通じても把握される。

これらのストレス・テストは、1年の期間にわたるエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するのに必要と当行が見積もる経済的資本を当行が評価するための基礎を形成している。この場合の「非常に多額」という表現は、ある1年のタイム・ホライズンの非予想損失総額を99.98%の確率でカバーすることができるレベルに経済的資本が設定されることを意味する。

2011年12月に当行は、ストレスのかかったバリュー・アット・リスク、追加的リスクに係る自己資本賦課、および包括的リスク計測のモデルにつき、BaFinよりモデル認可を受けた。これらは、当行がマーケット・リスク・エクスポージャーの測定に用いる追加的な手法である。

- **ストレスのかかったバリュー・アット・リスク**：ストレスのかかったバリュー・アット・リスク値を、連続した1年間の重大な市場ストレスに基づいて計算する。
- **追加的リスクに係る自己資本賦課**：トレーディング勘定における信用感応度の高いポジションについて、バリュー・アット・リスクで既に捕捉しているリスクに加え、債務不履行リスクおよび格付遷移リスクを捕捉する。
- **包括的リスク計測**：コリレーション・トレーディング・ポートフォリオについて、質的最低要件およびストレス・テスト要件に従った内部モデルを用いて計算した、追加的リスクを捕捉する。
- **マーケット・リスク標準的アプローチ**：証券化商品および特定順位参照型クレジット・デリバティブについて、規制自己資本を計算する。

#### トレーディング以外のマーケット・リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクは、当行のバンキング勘定における主にトレーディング・ユニットの活動範囲外およびオフバランス項目から発生する。その分野において、当行がリスクにさらされていて、リスク管理グループが監視している重要なマーケット・リスク要因は以下のとおりである。

- 金利リスク（組み込まれている選択可能性および特定の商品種類のモデリングにおける行動の仮定からのモデル・リスクを含む。）、信用スプレッド・リスク、外国為替リスク、エクイティ・リスク（公開および非公開株式ならびに不動産、インフラおよびファンド資産に対する投資を含む。）
- 年金制度および保証等のオフバランス項目からのマーケット・リスクならびに構造的な外国為替リスクおよび株式報酬リスク

トレーディング以外のマーケット・リスクに関する経済的資本は、標準的トレーディング・マーケット・リスクEC手法（SVaRに基づくECモデル）を適用して、もしくは各リスク・クラスに特有であり、他の要因の中でも特に、過去に観察した市場の大きな変動、各資産クラスの流動性、および預金商品に関連する顧客行動の変化を考慮に入れたトレーディング以外のマーケット・リスク・モデルの使用を通して計算される。

#### オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不十分であることもしくは機能しないこと、または外部イベントに起因した損失のリスクである。オペレーショナル・リスクには、法的リスクは含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

グループ・オペレーショナル・リスク管理部は、最高リスク責任者（以下「CRO」という。）が率いるグループ・リスク機能の一部である。CROはグループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーを任命する。

グループORMの中では、グループ・オペレーショナル・リスク管理部のリーダーはオペレーショナル・リスク管理フレームワークの効果的かつ効率的な設計、実施および維持に関して説明責任がある。

最高リスク責任者が議長を務めるNFR ExCoは、グループの主要な非財務リスクの全体的かつリスク横断的な視点を確立することにより、取締役会に代わりドイツ銀行における非財務リスク管理の監視、ガバナンスおよび調整に関して責任を有している。意思決定および方針に関連した権限は、業務部門もしくは管理部門によって報告される全体的/横断的なリスク・プロフィールに影響を与え得るすべての非財務リスク問題の入念なレビュー、アドバイスおよび管理を含んでいる。

規制自己資本委員会（以下「RCC」という。）は、オペレーショナル・リスクに係る資本需要の管理に関する権限の一部を定められた範囲内でAMA委員会（以下「AMAC」という。）に委任している。AMACは、オペレーショナル・リスクに係る規制自己資本および経済的資本プロセスの監督を委任されている。この委員会は、内部方針の遵守だけでなく、AMAモデルおよびその計算プロセスに関する規制要件の遵守も確実にすることを目的としている。この委員会はドイツ銀行の規制自己資本や経済的資本に影響を与えるすべての定量的かつ定性的な変更を直接承認するか、もしくはRCCが承認するよう推薦している。さらに、この委員会はオペレーショナル・リスクに係るモデル・リスクに関連する全側面を監督している。

一方、日々のオペレーショナル・リスクの管理の一義的責任は各業務部門および管理部門にある。グループORMIは、部門横断的および地域横断的なオペレーショナル・リスクならびにリスクの集中を管理し、当行全体にわたるORMFの一貫した適用を促進する。当行の業務パートナーシップ・モデルを通じて、当行は、オペレーショナル・リスクの綿密な監視と高い意識を維持することを目指している。

オペレーショナル・リスクに内在する広範なリスクの種類をカバーするために、当行のフレームワークには、多くのオペレーショナル・リスク管理技法が含まれている。これらは、当行の業務におけるオペレーショナル・リスクを効率的に管理することを目的とし、オペレーショナル・リスクを識別、評価および軽減するために使用される。

当行は、先進的計測手法（AMA）を用いて、オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本および経済的資本要件の計算および測定を行う。オペレーショナル・リスクに関する規制自己資本要件については、99.9%パーセンタイル値から算出する。経済的資本は、ある1年間の非常に多額の非予想損失総額を99.98%の確率で吸収するレベルに設定される。規制自己資本および経済的資本要件の双方は、1年のタイム・ホライズンに関して計算される。

## 流動性リスク

流動性リスクは、すべての支払義務を期日に履行できない、または過剰な費用を負わなければそうした義務を遂行することができない潜在的な可能性から生じるリスクである。グループの流動性リスク管理フレームワークの目的は、グループが常に支払義務を履行し、流動性リスクおよび資金調達リスクをリスク選好の範囲内で管理することができるようにすることである。当該フレームワークは、関連性があり重要な流動性リスク要因を、オンバランスもしくはオフバランスで考慮している。

当行の流動性リスク管理のフレームワークは、2015年度において十分な流動性の維持および資金調達プロフィールの管理における重要な要素である。

ECBの監督レビューおよび評価プロセス（SREP）に従って、ドイツ銀行は年次の内部適性流動性評価プロセス（以下「ILAAP」という。）を実施している。当該プロセスは取締役会によりレビューされ承認されている。ILAAPは当行の流動性リスク管理フレームワークの包括的な文書化を提供しており、これには、グループがさらされている主要な流動性リスクおよび資金調達リスクの識別についての記載、つまりこれらのリスクがどのように識別、監視および測定されているかや、これらのリスクを管理および軽減するために用いた技術やリソースに関する記載が含まれている。

取締役会は、資本およびリスク委員会（以下「CaR」という。）による提言に基づいたリスク選好だけでなく、当行の流動性リスクおよび資金調達リスクの戦略を定めている。少なくとも年に1回、取締役会は、流動性リスクを測定および統制するために当行グループに適用される限度枠ならびに当行の長期資金調達および発行計画のレビューおよび承認を行う。

財務部は、当行全体の流動性および資金調達ポジションの管理を委任されており、流動性リスク統制部は、独立した統制機能として行動し、当行グループの流動性リスク・プロフィールを測定し管理するために財務部により開発された流動性リスク・モデルを検証する責任を有している。

財務部は、取締役会の承認した関連測定基準にわたるリスク選好に従い流動性および資金調達を管理しており、これらを監視しコンプライアンスを確実にするための多くの手段を実施している。さらに、財務部は、業務ポートフォリオの流動性の特性を分析し理解するために、流動性リスク統制部（以下「LRC」という。）および業務部門と密接に連携している。これらの部門は、業務活動および市場環境から生じる当行のポジションの変化を理解するために、定期的かつ頻繁に協議している。当行グループが全体的な流動性および資金調達選好を満たすことができるよう、専用の業務目標が割り当てられている。

取締役会は、週次の流動性スコアカードを通して、これらのリスク選好の測定基準に関する実績について報告を受ける。年次の戦略的計画策定プロセスの一環として、計画が当行のリスク選好に従っていることを確実にするため、当行は基礎となる業務計画に基づき主要な流動性および資金調達の測定基準の推移を予測している。

グローバル流動性ストレス・テストおよびシナリオ分析は、流動性フレームワーク内で流動性リスクを測定し当行グループの短期流動性ポジションを評価するための主要なツールのひとつである。これは資金調達マトリクスに示されるように、1日のうちのオペレーショナル流動性管理プロセスおよび長期流動性戦略を補完するものである。

## ビジネス（戦略的）リスク

戦略リスクは、収益および/または費用のパフォーマンスが計画目標を下回ることによって利益が減少するリスクである。戦略リスクは、不十分な戦略的ポジショニング、戦略実行の失敗、あるいは外部的または内部的要因（マクロ、財務および特異的な要因を含む。）によって生じた計画からの重大なマイナス方向の乖離に対する効果的な対応の欠如によって生じることがある。戦略リスクは、全体的なビジネス・リスクの一部として定義されている。

戦略リスク管理の主目的は、当行の損益に対する耐性を強化し、損益の過度のボラティリティから保全して、全体的なリスク選好目標（特にCET 1比率およびレバレッジ比率）を支援することである。当行は、主要な戦略リスクを識別、評価、制限、軽減および監視することによって戦略リスク管理を達成する意向である。

現在、戦略リスクのモデリングおよび定量的測定は主に、当行の内部的な経済的資本（EC）フレームワークによってカバーされている。2016年度において、当行は、戦略リスク管理のための包括的なフレームワークを導入する予定である。

## 風評リスク

当行のリスク管理プロセスでは、風評リスクは、ステークホルダーが不適切または非倫理的である、あるいはドイツ銀行の価値や信念と一致していないと受け取る可能性がある関係、行動または行動の欠如により、ドイツ銀行のブランドおよび評判がダメージを受けるリスク、ならびに損益、資本または流動性に対する関連するリスクとして定義されている。

当行の風評リスクは、風評リスク・フレームワーク（以下「本フレームワーク」という。）によって管理されている。本フレームワークは、風評リスク問題の識別、評価および管理のための一貫した基準を規定するために設定された。ドイツ銀行の評判を守る責任は個々の従業員にあるが、風評リスク問題を識別、評価、管理、監視、および必要に応じて上申または報告する一義的な責任は、ドイツ銀行の各業務部門にある。各従業員には、その業務の範囲で、風評リスクの潜在的な原因に留意し、本フレームワークに従ってそれらに対応する義務がある。

潜在的な風評リスクが識別された場合、各部門の風評リスク評価手続を通じて、各業務部門内でのさらなる検討のため上申されなければならない。ある問題が重大な風評リスクをもたらす、および/またはいずれかの必須上申基準を満たしているとみなされた場合、第2の防衛線として、これをさらなる検討のために4つの地域風評リスク委員会（以下「RRRC」という。）のうちの1つの委員会を通じて上申しなければならない。当該RRRCは、グループ風評リスク委員会（GRRC）の小委員会であり、取締役会を代表してドイツ銀行の各地域における風評リスクに対する監視、管理調整の責任を負っている。特別な状況においては、RRRCがGRRCに上申することもある。

風評リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

## モデル・リスク

モデル・リスクは、不適切、不正確または誤使用されたモデルに基づき行われた決定から悪影響が生じる可能性のリスクである。この場合のモデルは、入力データを加工して定量的見積りを作成するために統計、経済、金融または数学的理論、技法および仮定を適用する定量的手法、システムまたはアプローチとして定義される。

新しいモデル・リスクの機能が2014年度に設定された。これは、銀行全体のすべての中核的なモデル・リスク管理活動を1つの独立した機能に集めたものであった。

- モデルの検証は、モデルの方法論の側面からの独立した検証を提供している。モデルの検証の主な目的は、モデルが設計目標および業務上の利用に沿って期待通りに機能していることを検証することであり、モデルが論理的かつ概念的に妥当であることを確保し、導入方法の適切性および正確性を評価することを目的としている。
- モデル・リスク・ガバナンスは、フロント・オフィスからバック・オフィスまでのモデル・リスク管理フレームワークの確立を支援している。これには、モデルの開発、利用および検証に関する共通基準の定義、モデリングにおける問題および不一致の識別および改善、ならびに銀行全体のモデル一覧の維持が含まれている。
- モデル・リスクに対処する主要な上級管理職によるフォーラムは、グループ・モデル・リスク管理委員会（以下「GMRMC」という。）および価格決定モデル・リスク管理委員会（以下「PMRMC」という。）である。両委員会ともCaRの小委員会であり、取締役会を代表して行動する。PMRMCは、評価モデル（トレーディング・ポジションの正式な価格決定およびリスク管理に利用されるフロント・オフィス・モデル）からのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。GMRMCは、リスクおよび資本モデルからのモデル・リスクの管理および監視の責任を有している。

モデル・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

## コンプライアンス・リスク

コンプライアンス・リスクは、法律、規則、規制、合意事項、所定の慣行または倫理基準への違反または不遵守から生じる利益および資本に対する現在または将来のリスクと定義され、罰金、損害賠償および/または契約破棄につながる可能性があり、機関の風評を損なう可能性がある。

コンプライアンス部は、以下を通じて当該リスクを管理している。



- 不遵守が当行の資産の毀損につながる可能性のある重要な規則および規制を識別する（当行の事業部門、管理部門または地域管理により支援される。）。
- 重要な規則および規制の遵守に関して取締役会に助言および支援を行い、適用される重要な規則および規制に準拠するための効果的な手続きを導入するために行動し、これらに対応する統制を構築する。
- 当行の事業部門別、管理部門別または地域管理別に、新しいまたは変更された重要な規則および規制（適切な統制の潜在的な導入計画を含む。）の適用範囲を監視する。コンプライアンス部は、自らの監視プログラムを運用するよう明示的に要求されることはないが、監視活動を実行する権限を有している。
- 当行の事業部門別、管理部門別または地域管理別に、すべての既存の重要な規則および規制の適用範囲ならびにこれらに対応する統制環境の存在を評価する。
- 少なくとも年1回および適宜に取締役会および監査役会に報告する。

コンプライアンス・リスクの内部自己資本のモデリングおよび定量的測定は、当行の経済的資本フレームワークにおいて、主にオペレーショナル・リスクおよび戦略リスク内で非明示的にカバーされている。

## リスク・プロファイル

当行が様々な事業活動を組み合わせていることは、当行の業務部門によって多様なリスクがとられていることにつながる。当行は、グループ・レベルでのクロス・リスクの影響考慮前の各業務部門のリスク・プロファイルを反映している、分散前の経済的資本合計（EC）の測定基準を通じて、それぞれのビジネス・モデルに特有の主要なリスクを測定している。

## 経済的資本合計によって測定された当行のコーポレート部門のリスク・プロファイル

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 個人顧客および中堅企業  | グローバル・トランザクション・バンキング | ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント | 非中核事業部門      | 連結および調整      | 合計<br>(百万ユーロ) | 合計<br>(%)  |
|--------------------------|---------------------------|--------------|----------------------|-----------------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| 信用リスク                    | 6,634                     | 3,724        | 2,076                | 456                   | 777          | 18           | 13,685        | 36         |
| マーケット・リスク                | 5,722                     | 4,264        | 203                  | 2,248                 | 695          | 4,303        | 17,436        | 45         |
| オペレーショナル・リスク             | 6,778                     | 871          | 1,077                | 1,054                 | 463          | 0            | 10,243        | 27         |
| ビジネス・リスク                 | 5,662                     | 0            | 7                    | 1                     | 261          | 0            | 5,931         | 15         |
| 分散効果 <sup>1</sup>        | -5,691                    | -1,314       | -622                 | -714                  | -377         | -133         | -8,852        | -23        |
| <b>EC合計</b>              |                           |              |                      |                       |              |              |               |            |
| <b>(百万ユーロ)</b>           | <b>19,105</b>             | <b>7,544</b> | <b>2,741</b>         | <b>3,045</b>          | <b>1,819</b> | <b>4,188</b> | <b>38,442</b> | <b>N/M</b> |
| <b>(%)</b>               | <b>50</b>                 | <b>20</b>    | <b>7</b>             | <b>8</b>              | <b>5</b>     | <b>11</b>    | <b>100</b>    | <b>N/M</b> |

N/M - 表記するに値しない

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) | コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 個人顧客および中堅企業  | グローバル・トランザクション・バンキング | ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント | 非中核事業部門      | 連結および調整      | 合計            | 合計         |
|--------------------------|---------------------------|--------------|----------------------|-----------------------|--------------|--------------|---------------|------------|
| 信用リスク                    | 5,799                     | 3,547        | 2,302                | 323                   | 868          | 46           | 12,885        | 40         |
| マーケット・リスク                | 5,153                     | 3,200        | 185                  | 1,987                 | 1,308        | 3,020        | 14,852        | 47         |
| オペレーショナル・リスク             | 3,569                     | 1,088        | 150                  | 722                   | 2,070        | 0            | 7,598         | 24         |
| ビジネス・リスク                 | 2,581                     | 0            | 4                    | 1                     | 499          | 0            | 3,084         | 10         |
| 分散効果 <sup>1</sup>        | -3,441                    | -1,095       | -262                 | -611                  | -1,087       | -59          | -6,554        | -21        |
| <b>EC合計</b>              |                           |              |                      |                       |              |              |               |            |
| <b>(百万ユーロ)</b>           | <b>13,661</b>             | <b>6,740</b> | <b>2,379</b>         | <b>2,420</b>          | <b>3,658</b> | <b>3,008</b> | <b>31,866</b> | <b>N/M</b> |
| <b>(%)</b>               | <b>43</b>                 | <b>21</b>    | <b>7</b>             | <b>8</b>              | <b>11</b>    | <b>9</b>     | <b>100</b>    | <b>N/M</b> |

1 信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよび戦略的リスク（ビジネス・リスクの最大部分）全体にわたる分散効果である。

コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ（CB&S）のリスク・プロファイルは、発行、組成およびマーケット・メーカー業務に加えトレーディングに左右される。これらからマーケット・リスクおよび信用リスクが生じる。さらに、信用リスクは法人および金融機関に対するエクスポージャーから発生する。業界のリスク・プロファイルの上昇や、内部損失だけでなく、当行グループ内の配分方法の変更を反映したことで、CB&Sのリスク・プロファイルの中のオペレーショナル・リスクが占める割合はこの1年で顕著に増加した。CB&Sのリスク・プロファイルの残りは、楽観的ではない2016年度の収益予測を考慮したビジネス・リスクの戦略リスク要素から生じている。

個人顧客および中堅企業（PBC）のリスク・プロファイルは、リテールおよび中小企業（SME）貸出からの信用リスクと投資リスク、顧客預金のモデル化および信用スプレッド・リスクからのトレーディング以外のマーケット・リスクからなる。2015年度のPBCの全体的なリスク・プロファイルの増加は、上昇したクレジット・スプレッド・リスクのみならず、（主に華夏銀行と関連する）投資リスクの手法のアップデートにも起因する。

グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の収益は、異なるリスク・プロファイルを伴う様々な商品から発生する。そのリスクの大部分は、貿易金融事業における信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに関連している。比較的低いマーケット・リスクは、顧客預金のモデリングから生じる。

ドイチェ・アセット&ウェルス・マネジメント（Deutsche AWM）の業務の主要なリスク要因は、投資ファンドに係る保証であり、当行はこれをトレーディング以外のマーケット・リスクとして報告している。それ以外は、Deutsche AWMのアドバイザ

リーおよび手数料に焦点を置いた業務からは主にオペレーショナル・リスクが発生する。2015年度において経済的資本使用額が増加したのは、主に保証型ファンドのポートフォリオ構成のクレジット・スプレッドおよび債務不履行リスクの増加に起因してトレーディング以外のマーケット・リスクが増加したこと、およびAMAモデル内の部門間の配分手法の変更に基づきグループのオペレーショナル・リスク資本の割合が増加したことによるものであった。

非中核事業部門（NCOU）のポートフォリオには、当行の戦略上将来非中核となる業務が含まれている。これには、リスク圧縮対象として指定された資産、分離することが適切な資産、著しく資本を必要とするが低収益の資産および法務リスクにさらされている資産がある。NCOUのリスク・プロファイルは、主にリスク圧縮の加速の対象となる可能性がある信用リスクおよびマーケット・リスクからなる当行の全事業範囲にわたるリスクを対象としている。グループ内の配分手法の変更の影響を受け、NCOUのリスク・プロファイルに占めるオペレーショナル・リスクの割合はこの1年で著しく減少した。

連結および調整は主に、構造的な為替リスクおよび年金リスク、株式報酬リスクに関するトレーディング以外のマーケット・リスクで構成されている。2014年度に比べてトレーディング以外のマーケット・リスクが増加しているが、これは構造的な為替リスクの上昇や株式報酬リスクの手法の変更によるものである。

## 信用リスク

この項の表は、主要な信用エクスポージャーの区分の一部、すなわち貸出金、取消不能貸出コミットメント、偶発負債、店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ、トレーディング可能債権、トレーディング可能債券、売却可能負債証券ならびにレポおよびレポ形式の取引についての詳細を示している。

- 「貸出金」は、償却原価で貸借対照表に計上された貸出金純額であるが、貸倒引当金控除前である。
- 「取消不能貸出コミットメント」は、取消不能貸出関連コミットメントの未利用部分から成っている。
- 「偶発負債」は、金融保証、履行保証、スタンドバイ信用状および他の同様の取決め（主に補償契約）から成っている。
- 「OTCデリバティブ」は、ネットティングおよび受入現金担保考慮後の、当行が締結したOTCデリバティブ取引から生じる信用エクスポージャーである。貸借対照表上、これらは純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含められ、ヘッジ会計に適切なデリバティブについてはその他の資産に含められるが、いずれの場合もネットティングおよび受入現金担保考慮前である。
- 「トレーディング可能債権」は、短期の売却を目的として購入および保有する債権、またはその重要なリスクがすべてヘッジまたは売却されている債権である。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「トレーディング可能債券」は、短期の売却を目的として購入および保有する債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。規制上の観点からは、この区分は主にトレーディング勘定ポジションをカバーする。
- 「売却可能負債証券」は、期限付きで発行され、発行体により償還可能であり、かつ当行が売却可能として分類した、債務証券、債券、預金、ノートまたはコマーシャル・ペーパーを含んでいる。
- 「レポおよびレポ形式の取引」は、逆レポ取引ならびに有価証券またはコモディティの借入取引（ネットティングおよび受入担保を適用前）から成っている。

ブローカー業務および有価証券に関連する債権、現金および中央銀行預け金、インターバンク預け金（中央銀行以外）、売却目的保有資産、未収利息、伝統的な証券化ポジションおよび持分投資は、最大信用エクスポージャーの監視においては考慮されているが、主要な信用エクスポージャーの詳細には含まれていない。

業務部門別の主要な信用エクスポージャーの区分

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                  | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計        |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|-----------|
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 79,610           | 134,514                    | 4,629  | 44,862                 | 14,815      | 89,136      | 45,494   | 111,276                   | 524,337   |
| 個人顧客および中堅企業               | 218,451          | 11,174                     | 1,662  | 501                    | 0           | 1           | 17,146   | 7,132                     | 256,067   |
| グローバル・トラザクション・バンキング       | 76,125           | 20,410                     | 47,699 | 692                    | 266         | 28          | 168      | 10,149                    | 155,537   |
| ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント      | 45,135           | 6,071                      | 2,477  | 372                    | 10          | 7,112       | 3,441    | 5                         | 64,623    |
| 非中核事業部門                   | 13,321           | 1,642                      | 784    | 2,625                  | 368         | 6,934       | 1,932    | 14                        | 27,620    |
| 連結および調整                   | 135              | 738                        | 74     | 0                      | 0           | 0           | 85       | 0                         | 1,031     |
| 合計                        | 432,777          | 174,549                    | 57,325 | 49,053                 | 15,459      | 103,212     | 68,266   | 128,575                   | 1,029,215 |

- 1 2015年12月31日現在82億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2015年12月31日現在92億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

2014年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ                  | 貸出金 <sup>1</sup> | 取消不能貸出コミットメント <sup>2</sup> | 偶発負債   | OTCデリバティブ <sup>3</sup> | トレーディング可能債権 | トレーディング可能債券 | 売却可能負債証券 | レボおよびレボ形式の取引 <sup>4</sup> | 合計      |
|---------------------------|------------------|----------------------------|--------|------------------------|-------------|-------------|----------|---------------------------|---------|
| コーポレート・バンキング・アンド・セキュリティーズ | 61,820           | 119,995                    | 4,865  | 43,407                 | 14,865      | 92,272      | 34,411   | 112,605                   | 484,239 |
| 個人顧客および中堅企業               | 214,688          | 11,687                     | 1,735  | 464                    | 0           | 2           | 16,665   | 8,714                     | 253,955 |
| グローバル・トラザクション・バンキング       | 77,334           | 17,121                     | 51,663 | 595                    | 614         | 87          | 184      | 3,159                     | 150,758 |
| ドイツ・アセット&ウェルス・マネジメント      | 38,676           | 4,158                      | 2,681  | 839                    | 12          | 7,940       | 3,403    | 11                        | 57,719  |
| 非中核事業部門                   | 18,049           | 954                        | 1,072  | 1,760                  | 1,163       | 7,509       | 4,358    | 17                        | 34,883  |
| 連結および調整                   | 258              | 530                        | 71     | 13                     | 0           | 0           | 111      | 0                         | 983     |
| 合計                        | 410,825          | 154,446                    | 62,087 | 47,078                 | 16,654      | 107,808     | 59,132   | 124,507                   | 982,537 |

- 1 2014年12月31日現在93億ユーロの減損債権を含む。
- 2 2014年12月31日現在94億ユーロの消費者信用エクスポージャーに関連する取消不能貸出コミットメントを含む。
- 3 適宜、ネットティング契約および受入現金担保の影響を含む。ヘッジ会計に適切なデリバティブを除く。
- 4 担保の反映前。売却条件付買入有価証券および借入有価証券に限定される。

当行の主要な信用エクスポージャーは467億ユーロ増加した。

- 部門別の内訳は、CB&Sが401億ユーロ、Deutsche AWMが69億ユーロ、GTBが48億ユーロの増加であった。NCOUは管理の結果73億ユーロの減少を達成した。
- 商品別の内訳は、貸出金、取消不能貸出コミットメントおよび売却可能負債証券についてエクスポージャーの大幅な増加が見られた。偶発負債およびトレーディング可能債券については、エクスポージャーの減少が見られた。
- 産業別で見ると、当行の信用エクスポージャーの昨年の増加は、貸出金エクスポージャーの増加に起因するファンド運用管理における増加（130億ユーロ）および商業用不動産における増加（88億ユーロ）、また主に取消不能貸出コミットメントに割当てられる「その他」区分における増加（89億ユーロ）によるものである。

2015年12月31日現在、当行の相手先上位10件に対する信用エクスポージャーは、これらの区分における当行の信用エクスポージャー総額のうち7%（2014年12月31日現在7%）を占めていた。相手先上位10件のエクスポージャーは、格付の高い相手先とのものであるか、または、そうでない場合は、高いリスク軽減レベルを示す仕組み取引に関連するものであった。

当行の貸出金における信用リスクの地域の観点からの最大の集中は、当行の本国市場であるドイツ（個人向け貸出金が重要部分を占めていた。）にあり、これには当行のモーゲージ貸出業務の大部分が含まれている。

OTCデリバティブ業務、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引内においては、地域の観点からの最大の集中は、西ヨーロッパ（ドイツを除く）および北アメリカにあった。産業の観点からは、高格付の銀行および保険会社が、OTCデリバティブ、トレーディング可能資産ならびにレポおよびレポ形式の取引からのエクスポージャーの重要部分を占めていた。トレーディング可能資産については、公共部門企業も、エクスポージャーの大きな割合を占めていた。

## マーケット・リスク

VaRは、所定の期間および所定の信頼水準内における、市場の変動に起因する公正価値のポジションの潜在的な最大損失額を測る定量的測定尺度である。

当行のトレーディング業務に関するバリュー・アット・リスクは、当行独自の内部モデルに基づいている。1998年10月に、一般マーケット・リスクおよび特定マーケット・リスクに関する規制上のマーケット・リスク資本の計算に当行の内部モデルを用いることが、ドイツの銀行監督当局（現BaFin）によって認可された。以来、当モデルは定期的に精緻化され、認可が維持されている。

当行は、99%の信頼水準および1日の保有期間を用いてVaRの計算を行っている。これは、当行の見積りでは、当行のトレーディング・ポジションからの時価評価損が報告VaR以上となる確率が1%であることを意味する。所要自己資本およびリスク・ウェイト・アセットの計算を含む、規制報告目的では、保有期間は10日である。

当行は、過去1年の市場データをインプットとして使用して、VaRを計算している。当行は、この計算にモンテカルロ・シミュレーション技法を用い、リスク要因の変動が明確に定義された分布（正規分布、対数正規分布、非正規分布（t分布、非対称t分布、非対称正規分布）等）になると仮定する。VaR総額を決定する際、当行は、当該1年の期間中にリスク要因間で観察された相関関係を用いている。

当行のVaRモデルは、すべての資産クラスにわたる一連の包括的なリスク要因を考慮に入れるよう設計されている。重要なリスク要因は、スワップ/国債カーブ、インデックスおよび発行体固有のクレジットカーブ、調達スプレッド、単一の株価および指数、外国為替レート、コモディティ価格、ならびにそれらのインプライド・ボラティリティである。リスク・カバレッジの網羅性を確保する一助とするために、第2順位のリスク要因（例えば、CDSのインデックス対構成要素のベースス、短期金融市場のベースス、インプライド配当、オプション調整後スプレッドおよび貴金属リース・レート）が、VaRの計算に考慮される。

各業務ユニットについて、リスク種類別（例えば、金利リスク、信用スプレッド・リスク、エクイティ・リスク、外国為替リスクおよびコモディティ・リスク）に個別のVaRが計算される。感応度を関連するリスク種類に割り当て、関連するリスク・ドライバーの変動をシミュレートすることにより、リスク種類別にこれが算出される。「分散効果」とは、所与の1日におけるVaR総額が、個々のリスク種類に関連するVaRの合計を下回る効果をいう。個々のリスク種類のVaR数値を単純に合計してVaR総額とすることは、すべてのリスク種類における損失が同時に生じるという仮定を含意する。

当モデルは、グリッドに関する感応度に基づくアプローチと全面的再評価アプローチを組み合わせることによって、線形的および（特にデリバティブについては）非線形的な影響を組み入れている。

VaRの測定尺度により、すべてのトレーディング業務および商品にわたって一貫した測定尺度を適用することが可能となる。また、これにより、異なる業務におけるリスクの比較が可能になることに加え、異なる資産クラス間の相関関係および相殺を反映するためにポートフォリオ内のポジションを合算およびネットティングする手段が提供される。さらに、これにより、マーケット・リスクの時系列での比較および日次のトレーディング実績との比較が容易になる。

VaR見積りを使用する際には、多くの点を考慮しなければならない。これらには、以下のものを含む。

- 過去の市場データの使用は、潜在的な将来イベント（特に極端な性質のもの）のためのふさわしい指標とはならない可能性がある。この「バックワード・ルッキング」の限界は、（2008年度のように）VaRによるリスクの過小評価を引き起こす可能性もあれば、VaRによるリスクの過大評価を引き起こす可能性もある。
- リスク要因の変動の分布および異なるリスク要因間の相関関係に関する仮定は、極端な性質の市場イベントの間には特に成り立たない可能性がある。保有期間を1日とすることは、1日以内にポジションを手仕舞うまたはヘッジすることができない場合、清算までの期間中に発生するマーケット・リスクを完全には把握していない。
- VaRは、第99百分位点を超える潜在的損失を示さない。
- 日中のリスクは、エンド・オブ・デイのVaRの算定に反映されない。
- トレーディング勘定内にはVaRモデルで部分的にしか把握されないまたは把握されないリスクが存在する可能性がある。

以下の表は、信頼水準99%、保有期間1日として計算された、当行のトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク測定基準を示している。ただし、独立して計算されるポストバンクのトレーディング勘定の貢献は除かれている。

## 報告期間におけるトレーディング・ユニットのバリュー・アット・リスク

| 単位：百万ユーロ | 合計     |        | 分散効果   |        | 金利リスク  |        | 信用スプレッド・リスク |        | 株価リスク  |        | 外国為替リスク |        | コモディティ価格リスク |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|---------|--------|-------------|--------|
|          | 2015年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2014年度 | 2015年度      | 2014年度 | 2015年度 | 2014年度 | 2015年度  | 2014年度 | 2015年度      | 2014年度 |
| 平均       | 43.3   | 51.6   | -40.9  | -34.9  | 20.3   | 25.1   | 30.9        | 31.2   | 16.6   | 14.8   | 15.0    | 13.2   | 1.3         | 2.2    |
| 最大       | 65.6   | 71.4   | -59.2  | -61.9  | 30.2   | 42.8   | 40.3        | 38.9   | 28.3   | 24.6   | 25.0    | 21.2   | 4.0         | 10.2   |
| 最小       | 28.7   | 35.4   | -31.0  | -24.4  | 16.2   | 15.7   | 24.0        | 25.9   | 9.2    | 9.9    | 6.0     | 6.9    | 0.5         | 0.7    |
| 期末       | 33.3   | 49.0   | -38.8  | -36.0  | 18.3   | 18.1   | 26.2        | 29.6   | 11.7   | 15.5   | 15.1    | 20.5   | 0.9         | 1.3    |

2015年度の平均バリュー・アット・リスクは43.3百万ユーロであり、2014年度通年と比較すると8.3百万ユーロの減少である。平均金利バリュー・アット・リスクは概ね減少し、平均外国為替および株式バリュー・アット・リスクは増加した。外国為替バリュー・アット・リスクは、2014年通年に比べ、米ドルエクスポージャーの増加により、概ね増加した。株式バリュー・アット・リスクは個別株式のエクスポージャーの増加に伴い増加した。加えて、VaRで用いられる1年内の市場ボラティリティの増加により、外国為替および株式バリュー・アット・リスクの値が増加している。VaRの全体的な減少は、金利バリュー・アット・リスクの減少およびポートフォリオ分散の改善に起因する。

#### レバレッジ比率

当行は、グループ・レベルで、および該当する場合には各地域における地域レベルで、貸借対照表を管理している。財務資源の配分において、当行は収益性および株主価値に最も高いプラスの影響を与える事業ポートフォリオを優遇する。当行は、貸借対照表の動向を監視および分析し、市場で観測される一定の貸借対照表比率を追跡する。これに基づき、当行は、資本およびリスク委員会による議論および管理活動を発動する。CRR/CRD 4フレームワークの公表を受けて、当行は当該フレームワークに従ったレバレッジ比率の計算を設定した。

#### 改訂版CRR/CRD 4フレームワーク（完全適用）に従ったレバレッジ比率

CRR/CRD 4のフレームワークは、リスクに基づく所要自己資本に対する補足的測定尺度としての役割を果たすことを目的として、リスク以外に基づくレバレッジ比率を導入した。その目的は、銀行セクターにおけるレバレッジ増大の抑制、広範な財務システムおよび経済に損害を与え得るレバレッジ解消プロセスの不安定化回避の支援、および簡素でリスク以外に基づく「バック・ストップ」測定尺度を伴う、リスクに基づく要求事項の強化である。

当行は、当行のレバレッジ比率のエクスポージャーを、規則(EU) 第575/2013号を改正した2015年1月17日の欧州委員会の欧州連合官報で公表された2014年10月10日の委任規則(EU) 第2015/62号に基づき、CRR第429条に従い完全適用ベースで算出している。

当行のレバレッジ比率のエクスポージャーの合計額は、デリバティブ、証券金融取引（以下「SFT」という。）、オフバランス・エクスポージャー、およびその他のオンバランス・エクスポージャー（デリバティブとSFT以外）の構成要素から成る。

デリバティブのレバレッジ・エクスポージャーは、現在の再構築コストを構成するデリバティブの規制上の時価評価方式に加え、潜在的な将来の調達原価にかかる規制上定義されたアドオンを使用して算出される。相手先から現金で受領した変動証拠金は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度の現在の再構築コスト部分から控除され、相手先に支払った変動証拠金は、一定の条件を満たす場合、貸借対照表上で資産として認識された債権に関連するレバレッジ比率エクスポージャー測定尺度から控除される。売建クレジット・デリバティブの実質想定元本、すなわち、Tier 1資本に組み入れられた公正価値のマイナスの変動をすべて控除した想定元本は、レバレッジ比率エクスポージャー測定尺度に含まれる。その結果生じるエクスポージャー測定尺度は、一定の条件を満たす場合、同一の参照ネームに係る購入クレジット・デリバティブの実質想定元本分がさらに減額される。

SFTの構成要素には、債権総額が含まれ、これは一定の条件を満たす場合、SFT未払金と相殺される。エクスポージャー総額に加えて、相手先信用リスクにかかる規制上のアドオンをSFTエクスポージャー測定尺度に含める。

オフバランス・エクスポージャーは、信用リスクに係る標準的アプローチの信用リスク換算掛目(CCF)（0%、20%、50%、または100%）に従うが、10%を下限とするリスク区分に依拠する。

その他のオンバランスシート・エクスポージャーの構成要素（デリバティブおよびSFTを除く）は、資産（デリバティブおよびSFTを除く）の会計上の価値およびTier1資本を算定するに当たって控除される資産の額に対する規制上の調整を反映する。

以下の表は、完全適用による、レバレッジ比率エクスポージャーおよびレバレッジ比率を示すものである。

#### 会計上の資産およびレバレッジ比率エクスポージャーの調整の要約

| 単位：百万ユーロ | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|----------|-------------------|-------------------|
|----------|-------------------|-------------------|

|  |       |       |
|--|-------|-------|
| 公表された財務諸表における資産合計                              | 1,629 | 1,709 |
| 会計目的上連結されたが、規制上の連結範囲には含まれない企業に関する調整            | 3     | -28   |
| デリバティブ金融商品に関する調整                               | -263  | -276  |
| 証券金融取引に関する調整(SFT)                              | 25    | 16    |
| オフバランス項目に関する調整(すなわち、オフバランス・エクスポージャーの信用相当額への転換) | 109   | 127   |
| その他の調整   | -107  | -103  |
| レバレッジ比率合計エクスポージャー測定尺度                          | 1,395 | 1,445 |

## レバレッジ比率の共通開示

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く)        | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|---------------------------------|-------------------|-------------------|
| デリバティブ・エクスポージャー合計               | 215               | 318               |
| 証券金融取引エクスポージャー合計                | 164               | 152               |
| オフバランス・エクスポージャー合計               | 109               | 127               |
| その他の資産                          | 924               | 866               |
| 完全適用によるTier 1資本の算定上控除された資産額     | -17               | -19               |
| 完全適用によるTier 1資本                 | 48.7              | 50.7              |
| エクスポージャー総額                      | 1,395             | 1,445             |
| レバレッジ比率 - 完全適用によるTier 1資本の定義を使用 | 3.5%              | 3.5%              |

## 2015年度のレバレッジ比率に影響を与えた要素の説明

2015年12月31日現在、完全適用によるCRR/CRD 4に基づくレバレッジ比率は3.5%であった。これに対し、2014年12月31日現在のレバレッジ比率は3.5%であった。2015年12月31日現在の値には、適用されるエクスポージャー測定尺度の13,950億ユーロに対して完全適用によるTier 1資本の487億ユーロ(2014年12月31日現在ではそれぞれ14,450億ユーロおよび507億ユーロ)が考慮されている。

2015年度にかけて、当行がレバレッジ・エクスポージャーを積極的に管理したことで、レバレッジ比率のエクスポージャーが減少し1,290億ユーロとなったが、この減少の一部は、主に米ドル高ユーロ安による為替の影響790億ユーロにより相殺された。500億ユーロの減少は主に、デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーの減少910億ユーロの影響によるものである。オフバランス・エクスポージャーは、主に確定給付型年金資産に対するEBAの取扱いの改訂が適用されたことにより、180億ユーロ減少した。これは、貸借対照表上の現金および中央銀行預け金行およびインターバンク預け金260億ユーロ、貸出金220億ユーロおよび売却可能金融資産90億ユーロの増加により相殺された。

Tier 1資本の推移の主な要因については、本レポートの「規制自己資本」の項を参照のこと。

## 流動性リスク

## 資金調達リスク管理

ドイツ銀行の、資金調達リスクの監視および管理のための第1の手段は、資金調達マトリクスである。資金調達マトリクスでは、タイム・ホライズンが1年を超えるものに関する当行グループの構造的資金調達プロファイルを評価する。資金調達マトリクスを作成するため、すべての資金調達関連資産および負債をその契約上の期限またはモデル化された期限に対応するタイム・バケット単位でマッピングしている。これにより当行グループは、負債に対する資産の超過または不足額をタイム・バケットごとに識別することができ、未手当の流動性エクスポージャーの管理が容易となっている。

流動性の期限プロファイルは、契約上のキャッシュ・フローの情報に基づく。商品の契約上の期限プロファイルが流動性の期限プロファイルを適切に反映していない場合は、仮定のモデリングによって置き換えられる。貸借対照表の流動項目(<1年)または一致する調達済の構造(資産と負債が直接的に一致し、流動性リスクがないもの)は、期限分析に含まれない場合がある。

当行グループのIFRSに基づく貸借対照表を背景として、事業ライン別のボトム・アップの評価をトップ・ダウンの調整と組み合わせている。1年を超える資産および負債の累積期間プロファイルにより、当行グループの期限構造における長期的な調達余剰または短期的な調達不足が識別可能となっている。そのため、累積プロファイルは、10年超のバケットから1年超のバケットまで作成されている。

資金調達マトリクス分析は業務ユニット全体の資金調達の需要と供給を予測する戦略的流動性計画プロセスとともに、当行の資本市場の年間発行計画の主要入力パラメータを提供する。取締役会の承認を受けて、資本市場発行計画は、期間別、数量別および証券別に、有価証券の発行目標を設定する。当行はまた、独立した米ドルおよび英ポンドの資金調達マトリクスを維持しており、これは、あらゆるタイム・パケット（>1年から>10年）における最大ショート・ポジションをそれぞれ100億ユーロおよび50億ユーロに制限している。これは、いずれのタイム・パケット（>1年から>10年）においてもプラスの資金調達ポジションの維持を要求する当行の全通貨の資金調達マトリクスに関するリスク選好を補完するものである。

#### 流動性準備金

流動性準備金は、利用可能な現金および現金同等物、流動性の高い有価証券（国債、政府機関債および政府保証債を含む。）、ならびにその他の制約を受けない中央銀行適格資産から成っている。

流動性準備金の額は、合計レベルと個別通貨レベルの両方での、予想される月次のストレス結果の関数である。ストレス時に大きな流動性アウトフローを招く追加的な短期ホールセール負債を当行が有する範囲で、当行は、ストレス軽減策として、当該負債からの収入の大部分を現金または流動性の高い有価証券で保有する。このため、流動性準備金の合計額は、保有する短期ホールセール負債のレベルに応じて変動するが、これは、ストレス下における当行の全体的な流動性ポジションに重要な影響を及ぼすものではない。当行の流動性準備金には、グループ内で自由に移転可能であるか、または現地の事業体のストレス時のアウトフローに対して適用可能な資産のみが含まれる。当行は、流動性準備金の大部分を親会社または在外支店で集中的に保有し、追加的な準備金を当行が活動を行う重要な拠点で保有している。当行は主要な通貨にわたって準備金を保有しているが、その規模と構成は、上級管理職の定期的なレビューの対象となっている。



## 親会社（支店を含む。）および子会社別の自由に移転可能な流動性準備金の構成

| 単位：十億ユーロ                            | 2015年12月31日現在 |       | 2014年12月31日現在 |       |
|-------------------------------------|---------------|-------|---------------|-------|
|                                     | 帳簿価額          | 流動性価値 | 帳簿価額          | 流動性価値 |
| 利用可能な現金および現金同等物（主に中央銀行保有）           | 98            | 98    | 65            | 65    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 75            | 75    | 54            | 54    |
| 子会社                                 | 23            | 23    | 11            | 11    |
| 流動性の高い有価証券<br>（国債、政府保証債および政府機関債を含む） | 100           | 94    | 103           | 96    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 78            | 73    | 81            | 75    |
| 子会社                                 | 22            | 21    | 23            | 20    |
| その他の制約を受けない中央銀行適格有価証券               | 17            | 13    | 16            | 11    |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 14            | 11    | 14            | 10    |
| 子会社                                 | 3             | 2     | 2             | 1     |
| 流動性準備金合計                            | 215           | 205   | 184           | 171   |
| 親会社（在外支店を含む）                        | 167           | 159   | 149           | 139   |
| 子会社                                 | 48            | 46    | 35            | 32    |

2015年12月31日現在の自由に移転可能な流動性準備金は、2014年12月31日現在1,840億ユーロであったのに対し、2,150億ユーロであった。2015年度における310億ユーロの増加の主な要因は、主として外部資金調達源の増加に起因した期中の利用可能な現金および現金同等物の340億ユーロの増加、および流動性の高い有価証券のわずかな減少である。当期中の当行の平均流動性準備金は、2014年度が1,898億ユーロであったのに対し、2,022億ユーロであった。上記の表において、帳簿価額は、当行の流動性準備金の時価を表す。一方、流動性価値は、主に担保付資金調達を通じて獲得できるであろう価値に関する当行の仮定を反映しており、ストレス時に担保付資金調達市場で観察された実績を考慮に入れている。

## 所要規制自己資本および適正自己資本

当行の規制自己資本の計算には、「金融機関および投資会社に対する健全性要件に関する規制(EU)第575/2013号」（所要自己資本規制または「CRR」）およびドイツの法律に導入された「金融機関の業務に対するアクセスならびに金融機関および投資会社の健全性の監督に関するEU指令第36/2013号」（所要自己資本指令第4次改正または「CRD 4」）に準拠した所要自己資本が組み込まれている。この項および「リスク・ウェイトド・アセットの変動」の項の情報は、規制上の連結の原則に基づいている。

最終的なCRR/CRD 4のフレームワークの完全適用（適用可能な経過規定の手法を考慮しない。）に従った業績に言及する際には、「CRR/CRD 4の完全適用による」という用語を使用している。一定の場合にCRR/CRD 4は、パーゼル2またはパーゼル2.5による過去の適正自己資本フレームワークにおいて採用されていた経過規定を維持している。これらは、一定の種類の資産のリスク・ウェイトと関連しており、100%のリスク・ウェイトで持分投資の新規性からの適用除外を認める規定（グランド・ファザー規定）を含んでいる。

この項では、CRRおよびドイツ銀行法（Kreditwesengesetz（以下「KWG」という。））に従って、銀行規制目的上の連結機関グループの適正自己資本について言及している。ここには保険会社および金融部門以外の会社は含まれていない。当行の保険会社は、金融コングロマリットに対するドイツ・ソルベンシー規制に基づく追加的適正自己資本（以下「ソルベンシー・マージン」ともいう。）の計算に含まれる。当行の金融コングロマリットとしてのソルベンシー・マージンは、依然としてその銀行業務に左右される。

## リスク・ウェイトド・アセット

当行グループに適用されるCET 1資本に関する最低所要自己資本は、2014年にはリスク・ウェイトド・アセット（以下「RWA」という。）の4%に設定されていたが、2015年以降は4.5%に引き上げられた。2015年以降、8%の合計所要自己資本には、AT 1資本を最大1.5%およびTier 2資本を最大2%充当できる追加のリソースが要求される。

リスク・ウェイトド・アセットは、信用リスク、マーケット・リスクおよびオペレーショナル・リスクの合計から成っている。リスク・ウェイトド・アセットを計算する際に、ドイツ銀行は、3種類のリスクすべてについて、ドイツ連邦金融監督公社（以下「BaFin」という。）が承認した内部モデルを使用する。当行は、予想される信用損失をカバーするために、OTCデリバティブ取引に関する相手先の信用評価調整（以下「CVA」という。）を設定している。調整金額は、保有担保、関連するネットイング契約の影響、予想デフォルト時損失率および利用可能な市場情報（CDSスプレッドを含む。）に基づく信用リスクを考慮しながら、特定の相手先に対する潜在的信用エクスポージャーを評価することにより決定される。2015年12月31日現

在、当行の先進的IRBAのカバレッジ比率（ポストバンクを除く。）は、SoIw第11条に従って適用される測定尺度を使用して、エクスポージャー価値（以下「EAD」という。）では97.0%、RWAでは92.8%と、ヨーロッパの規制上の要件を上回っており、2014年12月31日現在の水準（EADは96.5%、RWAは93%）からほとんど変化していない。当該比率は、恒久的に標準的アプローチに割り当てられるエクスポージャー（CRR第150条に準拠）、その他のIRBAエクスポージャーおよび証券化ポジションを除外していた。各カバレッジ比率基準値に関する規制上の最低要件は、常に満たされていた。

ドイツ銀行のマーケット・リスクの構成要素は、BaFinが承認した当行の内部モデルに基づき規制目的で計算されたバリュエーション・アット・リスク数値の倍数からなっている。2011年12月31日からは、マーケット・リスクの構成要素には、ストレスのかかったバリュエーション・アット・リスクおよびバリュエーション・アット・リスクの倍数、ならびに追加的リスクに係る自己資本賦課および、当行グループのコリレーション・トレーディング・ポートフォリオに係る包括的リスク計測が含まれている。これらはすべて、BaFinの承認した当行グループの内部モデルに基づいて計算される。また、マーケット・リスクの構成要素には、コリレーション・トレーディング・ポートフォリオに該当しないトレーディング勘定の証券化も含まれ、これは、CRRに準拠した標準的アプローチにより測定されている。さらに、標準的な計算アプローチが、残りのマーケット・リスク・ポジションに用いられている。

オペレーショナル・リスクの計算に関しては、当行グループは、CRR第321条から324条に従って、いわゆる先進的計測手法（以下「AMA」という。）を使用している。

OTCデリバティブ・エクスポージャーに関連する予想される相手先リスクに係る時価評価による損失リスクをカバーする、CVAに関するRWAは主に、BaFinに承認された当行自身の内部モデルに基づいて計算されている。

#### ドイツ銀行グループのリスク・ウェイトド・アセット

単位：百万ユーロ

|                  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|------------------|---------------|---------------|
|                  | CRR/CRD 4     | CRR/CRD 4     |
| 信用リスク            | 242,019       | 244,128       |
| 決済リスク            | 9             | 27            |
| 信用評価調整           | 15,877        | 21,203        |
| マーケット・リスク        | 49,553        | 64,209        |
| オペレーショナル・リスク     | 89,923        | 67,082        |
| リスク・ウェイトド・アセット合計 | 397,382       | 396,648       |

#### 規制自己資本

2015年度末現在有効であった規制に基づく規制自己資本合計は、Tier 1資本およびTier 2（T2）資本から構成されている。Tier 1資本は、普通株式等Tier 1（CET 1）資本およびその他Tier 1（AT1）資本に細分化される。

普通株式等Tier 1（CET 1）資本は、主に（保有株式を控除した）普通株式資本（関連する株式プレミアム勘定を含む。）、利益剰余金（事業年度における損失がある場合、それらを含む）およびその他の包括利益累計額から構成されており、規制上の調整（すなわち、ブルデンシャル・フィルターおよび控除）の対象となる。CRR第32条から35条に基づくCET 1のブルデンシャル・フィルターは、（ ）証券化売却益、（ ）キャッシュ・フロー・ヘッジおよび自己の負債の価値の変動、ならびに（ ）追加的な価値の調整が含まれていた。CET 1自己資本控除は、（ ）無形資産、（ ）将来の収益性に依存する繰延税金資産、（ ）予想損失の算定結果として得られたマイナスの金額、（ ）確定給付年金基金資産正味額、（v）金融部門事業体との資本の相互持合い、および（vi）一定の基準を上回る金融部門事業体の資本（CET 1、AT1、T2）に対する重要な投資および重要でない投資から構成されている。控除されなかったすべての項目（すなわち、基準を下回る金額）は、リスク・ウェイトの対象となる。

その他Tier 1（AT1）資本は、AT1資本性金融商品および関連する株式プレミアム勘定、ならびに連結AT1への算入に適格な非支配持分、および移行期間中は、早期のフレームワークに適格なグランド・ファザー規定の対象となる金融商品から構成されている。CRR/CRD 4のもとAT1として適格であるためには、金融商品は普通株式への転換または元本削減メカニズムを通じてトリガー・ポイントで損失を配分する第一次損失吸収力を有していなければならない、さらなる要件（早期償還インセンティブを有さない永久的なもの、機関は常に配当ノクーポンに関する完全な裁量を有していなければならない等）の充足も必要とされる。

Tier 2（T2）資本は、適格な資本性金融商品、関連する株式プレミアム、ならびに劣後長期債務、一定の貸倒引当金および連結T2への算入に適格な非支配持分から構成されている。T2として適格であるためには、資本性金融商品または劣後債は、当初満期が5年以上でなければならない。さらに、適格な資本性金融商品は特に、早期償還インセンティブ、投資家の早期返済の権利および信用に連動した配当条項を含んではならない。

CRR/CRD 4の完全適用規則のもと、AT1またはT2資本としてもはや適格でない資本性金融商品は、移行期間中はグランド・ファザー規定の対象となり、2013年から2022年の間に段階的に除外される（その認識の上限は2015年度に70%であり、この上限は毎年10%ずつ減少する。）。

#### CRR/CRD 4に基づく規制自己資本、RWAおよび自己資本比率の概要

| 単位：百万ユーロ                               | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
|  | CRR/CRD 4     | CRR/CRD 4     |
| 規制上の調整前の普通株式等Tier 1資本                  | 62,042        | 66,175        |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本に対する規制上の調整合計     | -9,613        | -6,072        |
| 普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本                 | 52,429        | 60,103        |
| 規制上の調整前のその他Tier 1 (AT1) 資本             | 11,157        | 14,696        |
| その他Tier 1 (AT1) 資本に対する規制上の調整合計         | -5,365        | -10,902       |
| その他Tier 1 (AT1) 資本                     | 5,793         | 3,794         |
| Tier 1資本 (T1 = CET 1 + AT1)            | 58,222        | 63,898        |
| 規制上の調整前のTier 2 (T2) 資本                 | 6,622         | 4,891         |
| Tier 2 (T2) 資本に対する規制上の調整合計             | -323          | -496          |
| Tier 2 (T2) 資本                         | 6,299         | 4,395         |
| 規制自己資本合計 (TC = T1 + T2)                | 64,522        | 68,293        |
| リスク・ウェイトド・アセット合計                       | 397,382       | 396,648       |
| 自己資本比率                                 |               |               |
| 普通株式等Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率) | 13.2          | 15.2          |
| Tier 1資本比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)      | 14.7          | 16.1          |
| 規制自己資本合計比率 (リスク・ウェイトド・アセットに対する比率)      | 16.2          | 17.2          |

2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4に基づくTier 1資本は582億ユーロであり、524億ユーロの普通株式等Tier 1 (CET 1) 資本と58億ユーロのその他Tier 1 (AT1) 資本で構成されている。CRR/CRD 4に基づくTier 1資本は、2014年度末から57億ユーロ減少した。これは、主に、CET 1資本が2014年度末から77億ユーロ減少した一方で、同期間にAT1資本が20億ユーロ増加したことによるものである。

CRR/CRD 4に基づくCET 1資本が77億ユーロ減少したことは、主に、2015年度の当行の株主とその他の資本構成要素に帰属する68億ユーロの純損失によるものである。2015年度第3四半期における、のれんおよびその他の無形資産の減損に起因する58億ユーロの純損失は、減損前には減損前の金額でのれんとその他の無形資産がCET 1資本およびAT1資本から段階的に控除されていたため結果として影響はない。ECBの「決定」(EU) (第2015/4号) によって、CET 1資本に対して期末損失額の認識が要求された。当行の改訂された普通株配当に係る方針は、取締役会が各年度で異なる配当水準を決定し公表しない限り、ECBの決定を参照する。2015年に普通株主に配当金を支払わないことが公表された後は、2015年に普通株式の配当は計上されていない。さらに、CET 1資本の減少は、2015年9月30日に追加評価調整 (EBAが公表したブルーデンスな価値評価に関する規制技術基準に基づく) が初度適用されたことによって発生した。2015年12月31日現在の追加評価修正は19億ユーロであった。CRR/CRD 4に基づくCET1資本に対する影響は、期待損失額の算定結果に関連してマイナスの金額を削減したことによる利益で一部相殺された。繰延税金資産の控除は、主に、純損失および10/15%基準の規則における閾値効果によって繰延税金資産が増加したため、2015年度に10億ユーロ増加した。全体的に、段階的導入の割合が2014年度の20%から2015年度の40%に上昇したことによって、規制上の調整が増加した。CRR/CRD 4に基づくCET 1資本は、20億ユーロの通貨換算調整によってプラスの影響を受け、2015年度における為替換算にもプラスの影響があった。

CRR/CRD 4に基づくAT1資本の20億ユーロの増加は、AT1資本から段階的に控除された規制上の調整額 (2014年度末から55億ユーロの減少であり、のれんやその他の無形資産の減損の影響も受ける) の減少によるものである。これらの控除額は、「完全適用」規則のもとでCET 1資本から差し引かれる特定のCET 1控除項目の残存金額となるが、移行期間中はAT1資本から控除することが認められている。CET 1資本の水準に対するこれらの控除の段階的導入率は、2015年度に40%に増加し (2014年度は20%であった)、それに対応して、AT1資本の水準は2015年度に60%に減少した (2014年度は80%であった)。AT1資本の水準に対する規制上の控除額の減少は、当行による従来のハイブリッドTier 1資本性金融商品の償還によりCRR/CRD 4の適用後のAT1資本性金融商品の35億ユーロの減少 (2014年12月31日現在と比較) を大きく超えるものであった。

2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本は、2014年度末の507億ユーロに対して、487億ユーロであった。2015年12月31日現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本は、2014年12月31日現在の461億ユーロに対して、441億ユーロであった。2015年12月末現在の当行のCRR/CRD 4の完全適用によるその他のTier 1資本は、2014年度末からほぼ増減がなく、46億ユーロであった。

当行のCRR/CRD 4の完全適用によるCET 1資本が、2014年度末から20億ユーロ減少したのは、マイナスの影響（68億ユーロの純損失、プルデンシャル・フィルターとしての追加評価調整を初度適用したことによる調整額19億ユーロ）がプラスの反対効果によって一部相殺されたことによるものであった。このプラスの効果には、主に、減損（2014年度末と比較して控除が45億ユーロ減）によりのれんやその他の無形資産の控除額が減少したこと、期待損失額の算定によるマイナスの金額の控除の引き下げ（慎重な価値評価の結果、2014年度末と比較して控除が6億ユーロ減）および2014年度末以降の為替レートの変動によるプラスの影響が含まれる。

#### 内部適正自己資本評価プロセス

内部適正自己資本評価プロセス（以下「ICAAP」という。）は、リスクを識別および評価し、当該リスクに対応するための十分な資本を維持し、かつ適切なリスク管理技法を適用することによって、継続的かつ将来的に適正自己資本を維持すること、すなわち内部資本供給が内部資本需要を上回ることを銀行に求めるものである（数値については「内部適正自己資本」の項において、より詳しく説明されている。）。

当行は、バーゼル3の第二の柱、およびそれを導入したドイツの国内法であるリスク管理に関する最低要件（以下「MaRisk」という。）の要求する、ICAAPへの準拠を、グループ全体のリスク管理およびガバナンスのフレームワーク、手法、プロセスおよびインフラを通じて、グループ・レベルで維持している。

MaRiskおよびバーゼルの要件に従い、適正自己資本を継続的かつ将来的に維持するために役立つ主要な手段は、以下のとおりである。

- リスク戦略およびリスク選好を商業目的に整合させる戦略的計画プロセス
- 承認されたリスクおよび資本目標に照らして行われる継続的監視プロセス
- リスクおよび資本に関する経営陣への定期的な報告
- 回収監視プロセスを支える特定のストレス・テストも含む経済的資本およびストレス・テストのフレームワーク

#### 内部適正自己資本

当行の内部適正自己資本評価プロセス（ICAAP）の主要な測定尺度として、当行は、内部適正自己資本を、「破綻時を前提としたアプローチ（gone concern approach）」に基づき、以下の表に示すとおり、資本供給総額を資本需要総額で除した比率として評価している。当行の資本供給の定義は、CRR/CRD 4の資本フレームワークとの整合性をさらに高めた。追加評価調整、期待ショートフォール、住宅ローン、預金保護および自己の資本性金融商品の保有は、現在第2の柱の資本供給から除外されている。過年度の情報は、それに応じて修正再表示されている。

## 内部適正自己資本

単位：百万ユーロ

(別途記載のものを除く)

|  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| 資本供給   |               |               |
| 株主持分   | 62,678        | 68,351        |
| 自己の信用リスクの対象となる、自己債務に係る公正価値利得<br>および債務評価調整 <sup>1</sup> | -407          | -544          |
| 確定給付年金基金資産 <sup>2</sup>                                | -1,173        | -961          |
| 繰延税金資産   | -7,762        | -6,865        |
| 追加評価調整   | -1,877        | 0             |
| 期待ショートフォール   | -106          | -712          |
| 住宅ローンおよび預金保護   | -291          | -345          |
| 自己の資本性金融商品の保有  | -62           | -54           |
| 貸出金に分類変更された金融資産に関する公正価値修正 <sup>3</sup>                 | -147          | 0             |
| 非支配持分 <sup>4</sup>                                     | 0             | 0             |
| ハイブリッドTier 1資本性金融商品                                    | 11,962        | 16,158        |
| Tier 2資本性金融商品  | 8,016         | 6,620         |
| 資本供給   | 70,832        | 81,648        |
| 資本需要   |               |               |
| 所要経済的資本合計  | 38,442        | 31,866        |
| 信用リスク  | 13,685        | 12,885        |
| マーケット・リスク  | 17,436        | 14,852        |
| オペレーショナル・リスク   | 10,243        | 7,598         |
| ビジネス・リスク   | 5,931         | 3,084         |
| 分散効果   | -8,852        | -6,554        |
| 無形資産   | 10,078        | 14,951        |
| 資本需要   | 48,520        | 46,817        |
| 内部適正自己資本比率   | 146%          | 174%          |

1 公正価値オプションに基づき指定された自己債務に係る自己の信用効果による公正価値利得および債務評価調整を控除後。

2 確定給付年金基金の純資産（資産から負債を控除したもの）として報告されている。すなわち、年金制度資産の積立超過に該当する。

3 規制自己資本の項で適用されているとおり。

4 IAS第39号に従って分類変更された資産および対応する資金調達が可能でないバンキング勘定の資産に関する公正価値修正を含む。プラスの調整は考慮されていない。

100%超の比率であれば、資本供給総額が、リスク・ポジションにより決定された資本需要を十分にカバーしていることを示している。この比率は、2014年12月31日現在の174%と比較して、2015年12月31日現在146%であった。この比率の変動は、資本供給の減少と経済的資本使用額の増加に起因していた。株主持分は57億ユーロ減少したが、これは主にのれんの減損によるものであった。ハイブリッドTier 1資本性金融商品は42億ユーロ減少したが、これは主に、資本性金融商品の償還によるものであった。Tier 2資本性金融商品は14億ユーロ増加したが、これは主に金融商品の新規発行によるものであった。詳細については、「規制自己資本」の項で説明する。資本需要の増加は、「リスク・プロファイル」の項で説明した、所要経済的資本の増加によるものであり、これは、「のれんおよびその他の無形資産」の項で説明した、のれんの減損による無形資産の減少によって一部相殺されている。

上記の適正自己資本の測定尺度は、連結グループ全体（ポストバンクを含む。）に適用され、本レポートの各項において詳述されるリスクおよび資本管理フレームワークの不可欠な一部をなしている。

[次へ](#)

## 報酬報告書

報酬報告書は、ドイツ銀行AGの取締役および監査役の報酬に関する原則およびその金額についての情報を提供する。この報酬報告書は、ドイツ商法（HGB）第285条第9号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Instituts-Vergütungsverordnung）およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

### はじめに

2015年の報酬報告書において、ドイツ銀行グループ全体（別途開示を行っているドイツ・ポストバンクAGを除く。）の詳細な定性的および定量的情報を提供している。さらに、銀行の報酬制度監督要件に関するドイツの規制（Institutsvergütungsverordnung（以下「InstVW」という。））に基づき重要なリスク・テイク（MRT）として識別された取締役および従業員に特有の開示を含んでいる。

報告書は、以下の項から成っている。

- グループ報酬の概要および開示
- 取締役会の報告書および開示
- 監査役会の報告書および開示

本報酬報告書は、ドイツ商法（Handelsgesetzbuch（以下「HGB」という。））第314条第1項第6号の要件、ドイツ会計基準（DRS）第17号「取締役報酬に関する報告」、CRR、InstVW およびドイツ・コーポレート・ガバナンス法の勧告に準拠している。

### グループ報酬および開示

#### 概要

2015年度は、ストラテジー2020の開始の影響を強く受け、当行の特別項目、とりわけのれんの減損の財務結果に対する影響が最も大きかった。

当行の2015年度の報酬の決定では、2015年度は増収の一方で損失が計上されたことおよび資本基盤とのバランスを慎重に取る必要があった。これらを勘案して、取締役会は従業員に対して、24億ユーロの変動報酬（以下「VC」という。）を付与することを決定した。2015年度のVCプールに使用された為替レートを2014年度のVCプールに適用することによって、2014年度と比較して約17%減少して表示されている。

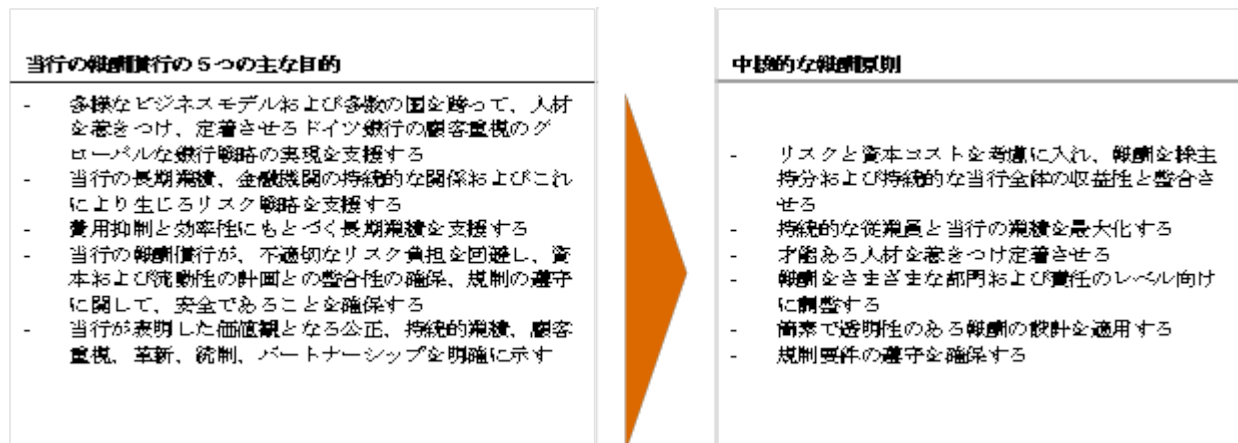
当行は、金融機関の長期的な経営成績と報酬を連動させることを引き続き約束している。これを背景に、後の段階で支払われるもしくは交付されるVCの割合は、依然として49%と高い（エクイティ・アップフロント報酬項目を含む）。この連動をさらに強化するため、33%が株式で付与された。重要なリスク・テイク（MRT）については、後の段階で支払われるもしくは交付される割合は、88%となった。

2015年度のマイナスの結果を踏まえ、2015年度のVCも、フランチャイズの安定性の確保することを目的として、また、今後数年にわたるプラスの持続可能な発展を見込んで付与された。これを背景として、この期待がVCの構造にも反映されることが当行にとって重要である。それゆえ、当行は、繰延報酬項目の対象である従業員に対して、繰延報酬項目の最低繰延期間を3年から4年に増加させることによって、VCとの連動と持続可能な業績のために追加的な措置を講じることを決定した。さらに、MRTのエクイティ・アップフロント報酬項目の保有期間が1年に延長された。これらの措置に加えて、VCのその後の減少もしくはVCの完全な廃止を可能にするVCの事後リスク調整の強化された手法が導入されている。

当行の報酬のアプローチが、ストラテジー2020における複数年度の目的と整合し続けることを確保する目的で、当行はさらに2016年以降の新たな報酬構造（新報酬フレームワーク）を導入した。この新たな構造では、固定報酬、およびグループ全体の業績と個々のVCの決定の間のより透明性の高い結び付きに一層重点を置いている。

#### 報酬戦略

報酬は、ドイツ銀行の戦略目標の達成において重要な役割を果たす。グループの報酬戦略は、安全かつ健全な報酬慣行があり、当行の資本、流動性およびリスク負担能力の範囲内で運用され、当行の戦略目標および表明された価値観や信念と整合したグローバルな顧客重視のバンキング・モデルを支援するものである。



グループ報酬方針は、報酬に関する戦略、ガバナンス・プロセスおよび報酬慣行・構造について従業員に情報を提供し教育することに重点を置いた内部文書である。グループ報酬の戦略とグループ報酬方針は共に、報酬慣行とより大きなグループ戦略の結びつきを明確に確認できるものとしている。双方の文書は、当行のイントラネット・サイトに公開され、すべての従業員が閲覧可能となっている。

#### 規制遵守

規制要件の遵守を確保することは、当行のグループ報酬の戦略において優先的な検討事項である。当行は、報酬規制の変更に率先して対応するよう努めてきた。そして、今後も既存および新たな要件をすべて遵守するために、当行の健全性監督機関である欧州中央銀行（ECB）と連携していく。

EUに本社を置く金融機関として、ドイツ銀行は、グループレベルでCRD 4の要件の対象となる。CRD 4の要件は、ドイツ銀行法の下でドイツ国内法およびInstVVに翻訳されている。当行は、InstVV第27条で要求された範囲で、世界中のすべての子会社と支店に当該規則を採用した。また、当行は、InstVVに従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと見做される業務を行うすべての従業員（「重要なリスク・テイカー」もしくは「MRT」）を識別している。MRTは、InstVV第17条の意味における重要な金融機関について、グループレベルおよび単一の法人レベルで識別される。

CRD 4およびその後ドイツ銀行法において採択された要件に従い、当行は変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率1:1の対象となっている。ただし、株主が1:2に引き上げることを承認することもできる。2014年5月22日、当行の年次株主総会において、また、ドイツ銀行法第25a条第(5)項に従い、この比率を1:2に引き上げることが株主に承認された。管理機能の従業員の報酬に対する固定報酬項目を重視するため、取締役会は独立した管理機能の従業員には1:1の比率が適用されることを決定した。

業界特有の法律を受けて、およびInstVVに従い、特定の資産運用およびウェルス・マネジメントの子会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）を遵守する。AIFMDは、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）が、特定のカテゴリーに属する従業員に対する報酬方針を策定し適用する際に、従うべき規則を説明した報酬規定を含んでいる。AIFMD上のMRTは、AIFMレベルで識別される。CRD 4およびそのドイツ法への導入との1つの重要な違いは、AIFMD上のMRTは、CRD 4に規定された変動報酬に対する固定報酬の比率の制限の対象とならないことである。また、当行は、AIFMDに従いオルタナティブ投資ファンド運用者のAIFMD上のMRTを識別する。当行は、InstVV MRTに係る報酬規程をAIFMD上のMRTにも適用する。ただし、変動報酬項目に対する固定報酬項目の比率に関する1:2の比率を除く。

当行は、規制環境を引き続き注視する。2016年度の主要な規制の進展には、「譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」という。）指令」および2015年12月に欧州銀行監督機構によって公表された「健全な報酬政策」に従い予想されるInstVVの改訂が含まれる。

## 報酬総額の構造

報酬戦略の一環として、当行は、総額報酬制を採用しており、報酬は固定報酬（FP）と変動報酬（VC）で構成される。

| 項目       | 説明   |
|----------|--|
| 固定報酬（FP） | FPは、業務の要件、規模および範囲に合致した従業員の技術、経験および能力に対する報酬に使用される。ドイツ銀行の従業員の大半にとって、FPは主要な報酬項目であり、報酬総額における固定報酬の割合は50%を大幅に上回る。これは多くの事業にとって適切であり、引き続き今後の報酬総額の重要な特徴となる。<br>固定報酬の一部として、限られた従業員は、追加固定給（AFPS）を受け取る。AFPSは、主に給付および年金費用管理目的のために導入された。 |
| 変動報酬（VC） | VCは、適切な人材を惹きつけ、定着させながら、費用の柔軟性を維持するという業界目的に基づいている。VCにはまた、文化に影響を与える適切な奨励制度を通して実績を差別化し、行動の原動力となることができるという利点がある。その結果、VCは、世界的に銀行業分野の多くの事業ラインにおける報酬の市場慣行の重要な特徴である。FPと共に、費用効果と柔軟性があり、業績と連動した報酬総額実績となっている。                         |
| 給付および年金  | 各地域の市場慣行、要件および需要に従い、当行も、業績と直接連動していないが、特定の年功もしくは勤続年数に対して、当行との雇用に結び付いた給付（企業年金制度を含む）を支給する。  |

## 2016年度以降の報酬アプローチ：新たな報酬フレームワークの見直し

ストラテジー2020の主な目的の一つは、報奨を業績および行為とより密接に連動させることである。この目標を達成するために、当行は2015年度を通して当行の報酬アプローチを評価し、2016年度に新たな報酬フレームワークの整備を開始した。当該枠組みは、固定報酬項目と変動報酬項目のリバランスおよびVCと銀行全体の業績の間がより密接に連動することによって、支払を当行のすべてのレベルの持続的業績とより密接に結び付けられるように設計されている。新たな報酬フレームワークは、年功別および部門別もしくは機能別の変動報酬項目に対する固定報酬項目の目標比率に関するガイダンスを提供する。

さらに、2016年以降の変動報酬は2つの項目を含む予定である。1つ目のグループ項目は、ドイツ銀行の業績を反映しており、個別の報酬総額を当行の業績とより密接に結び付け、当行の業績に対する個々の従業員の貢献を認識する。2つ目の個別項目は、より裁量に任されており、個々の業績を部門の業績との関連において認識する。

## 報酬ガバナンス

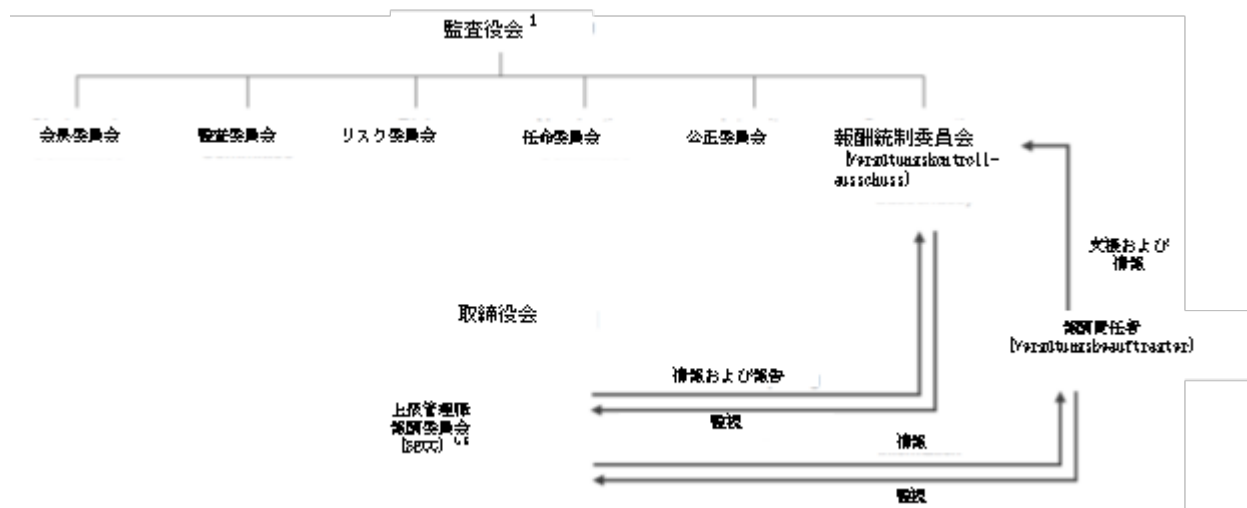
ドイツ・ツー・ティア・ボード構造に従い、監査役会は取締役の報酬を管理し、当行グループのその他すべての従業員の報酬事項を監督する。監査役会と取締役会の双方は、InstVWに従い特定委員会や機能によって支えられている。

強固なガバナンス構造により、当行の報酬戦略および報酬方針の明確なパラメータ内での運用が可能となっている。すべての報酬事項および規制要件への全体的な準拠は、グローバル・リワード・ガバナンス構造を構成する重要な委員会により監督されている。



## 報酬ガバナンス構造

(ドイツ銀行法第25d条第12項およびInstVVに基づく)



1 任意：独立した外部の顧問。

2 取締役会に代わりSECCにより関連業務が行われる。

## 報酬統制委員会

報酬統制委員会（以下「CCC」という。）はドイツ銀行法第25d条第12項に従い、監査役会によって設立された。CCCは、監査役会会長および3人の監査役会のメンバーで構成され、そのうち2人は従業員の代表者であり、2015暦年において10回の会合が開かれた。そのうち2回はリスク委員会との合同会合であった。

CCCの責任には、監査役会がとりわけInstVVに従いリスクとリスク管理への影響を考慮しつつ、ドイツ銀行の取締役会メンバーの報酬制度の適切な構造を構築および監視することに対する支援が含まれる。さらに、CCCは取締役会と上級管理職報酬委員会が構築した従業員の報酬制度の構造が適切かどうかを監視する。CCCは、VCの総額が適切であり、InstVVに則って設定されているかを定期的に確認する。

また、CCCは、リスク、資本および流動性の管理に対する報酬制度の影響を評価し、報酬制度が事業戦略・リスク戦略と整合的であることの確保を図っている。さらに、CCCは、監査役会が内部統制とその他の関連分野が報酬制度の構造化に適切に組み込まれているかを監視する支援を行う。

## 報酬責任者

InstVV第23条に従って、取締役会はCCCと共同で報酬責任者を任命した。報酬責任者は、監査役会とCCCがすべての報酬制度に関連する任務を遂行する支援を行い、CCCの会長と緊密に連携する。報酬責任者は、従業員の報酬制度の概念レビュー、進展、監視および適用に継続的に関与する。

報酬責任者は、自身の監視の責任を単独で遂行し、取締役会、監査役会およびCCCに対して従業員の報酬制度の設計と実務の適切性に係る評価を少なくとも年1回提供する。

## 上級管理職報酬委員会

上級管理職報酬委員会（SECC）は、取締役会によって設置された権限を付与された委員会であり、持続的報酬に係る原則の策定、報酬総額の水準に関する提言の作成および適切な報酬ガバナンスと監督を確保する義務を負う。当該義務に従い、SECCは、報酬の戦略、方針および基本原則を構築し、報酬の決定を行う。SECCは、業績を報酬に関連した決定の根拠として評価するための定量的・定性的要素を定め、年間のVCプールおよびそれを事業部門や管理部門全体へに配分することに関して、取締役会に適切な提言を行う。SECCの受任組織として、追加的な委員会は、全体的なガバナンス構造の不可欠な一部である。これらの委員会の設置は、複数のステークホルダーからの多様な専門知識が、報酬の決定と報酬慣行の適用に当たって考慮することを確保するために設計されている。

独立性を維持するために、統制機能に属しており、当行の事業部門に割り当てられていない従業員のみがSECCのメンバーとなる。2015年度中に、取締役会メンバーの交代に合わせてSECCの何人かのメンバーが交代した。2015年11月以降、SECCは最高総務責任者および最高財務責任者（双方は、副取締役として取締役会メンバーでもある）、並びに最高リスク責任者（取締役

会メンバーでもある)、人事のグローバル・リーダー、さらに投票メンバーとしての財務担当で構成されている。報酬責任者、副会長および報酬のグローバル・リーダーは、投票メンバーではない。SECCは通常、会合を毎月開催する。2015業績年度において21の会合が開かれた。

#### 変動報酬の決定 - 手法

銀行は、VCの決定にリスク調整後の業績および当行と当行の部門の資本ポジションが反映されていることを確保するために、強固な手法を整備している。最終的なグループVCプールは、主に(i)グループの負担能力(すなわち、規制要件に沿って当行が何を付与「できる」か)および(ii)グループ戦略(適切な報酬を提供しながら、フランチャイズの長期的な健全性を保護するために、当行が何を付与「すべき」か)によって決定される。

| パラメータ     | 説明   |
|-----------|--|
| グループの負担能力 | 第1段階として、当行がVCを付与するポジションにあり、流動性と所要自己資本の要件を依然として満たしているかを判断するために、グループの負担能力が評価される。グループの負担能力はVCプールを決定する際の優先的な検討事項である。使用する指標は、当行のリスク選好フレームワークと結び付いており、普通株等Tier 1比率(以下「CET 1比率」という。)、経済的資本比率、レバレッジ比率、ストレスのかかった正味流動性およびパーセル3流動性カレレッジ比率、並びに当行の「マイナスのテスト結果」(これは、2015業績年度に初めて定められた)が含まれるが、これらに限定されない。   |
| リスク調整後の業績 | <p>グループの負担能力の評価後、リスク調整後の業績がVCプールの決定の開始点である。当行は、部門全体でVCプールのリスクを調整するために、当行の将来的な非予想損失と整合するためにスケールされた経済的資本(EC)を使用する。ECモデルは、当行が将来さらされる可能性のあるリスクの度合いを計算するための主要な方法であり、当行のエクスポージャーから生じる非常に多額の非予想損失を吸収するために必要な資本の金額を計算する。リスク調整は、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクおよびビジネス・リスクを考慮する。当行のリスク・プロファイルの水準が上昇すれば、EC賦課も増加することにより、銀行全体の経済的採算性が低下し、さらにはVCの減少につながる。</p> <p>検討事項の範囲の一部として、SECCはこの算定式のVCプール計算を通じて、実績に対する見解を比較検討する。この際に、VCプールが基礎となる業績や以下のその他の要素と連動することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- <b>グループおよび各部門の重要業績評価指標(KPI)</b>：統制機能が提供する、一貫性のある一連の財務および非財務KPIを集約するグループおよび各部門のスコアカードの双方を、目標に照らして業績を評価するために使用する。</li> <li>- <b>定性的なリスクおよび規制上の評価</b>：VCプールの決定は持続的でなければならぬため、新たな規制上の問題や係争中の案件、期日を過ぎた監査指摘事項およびリスクのレッド・フラッグノスコア等の項目は、VC決定プロセスにおける主な検討事項である。</li> <li>- <b>相対的パフォーマンス</b>：グループおよび各部門の業績の双方が、定められた同業他社の業績との比較によって評価される。</li> <li>- <b>市場ポジションおよびトレンド</b>：公正で優位性があり、費用効率の高い報酬を決定するために、環境要因、市場データおよび市場のトレンド(報酬の様々な要素に係るベンチマークを含む)、ならびに報酬慣行の動向に関する情報が利用されている。</li> <li>- <b>インフラストラクチャーのプール</b>：インフラストラクチャーのVCプールは、それらが監視する部門の業績に依拠しておらず、各部門もしくは機能の賞与の積み上げおよびグループ全体の負担能力と連動している。上記のとおり、業績を重要な戦略的インフラの指標と比較することも、慎重に考慮されている。</li> <li>- <b>支給率</b>：過去の支給率と市場の状況を参照して、適切な支給率が各事業部門に適用される。</li> </ul> |

|              |   |
|--------------|---|
| 最終的なVCプールの決定 | <p>SECCは、決定したグループVCプールを取締役に推奨し、正式な承認を得る。SECCはすべての要素を考慮に入れたうえで、追加的な対価の慎重な評価を行い、例えば、戦略的投資が業績に貢献するために時間が必要な場合、または一度限りの取引であるもしくは市場力学が反転する場合、またはとりわけ、従業員の保持およびフランチャイズの保護または対価を強化するなどの関連する戦略的要素によっては、裁量権を行使することもできる。</p> <p>承認後、報酬統制委員会に正式に通知される。</p> |
|--------------|---|

## 個別業績の考慮

個人のVCの決定は裁量に任されているが、すべての決定は、業績に基づき、またグループ、部門および個人のリスク調整後の業績および残留の考慮と行動的側面を含むがこれらに限定されない幾つかの要素と結び付いていなければならない。マネジャーは、裁量権を行使する際に、VCの配分がバランスの取れたものであり、不適切にリスク・テイクを奨励することがないことを確実にするために、個々人の絶対的および相対的なリスク・テイク行動の両方を十分に理解しなければならない。

これは、とりわけ、個人の報酬を決定する際にすべての関連する財務的指標、非財務的指標、リスク指標を十分にレビューおよび考慮したことの証明が要求されるMRTのマネジャーに当てはまる。さらに、(定性的および定量的な)報酬パラメータと個別業績や行動的要素が報酬に係る最終決定にどのような影響を与えたかを明確に示す説明的記述も要求される。内部統制機能からのインプット(プラスとマイナスの両方)はMRTに集積され、マネジャーに提供される。これらのインプットは、従業員の業績評価、昇進の見込みおよびVCに関する決定に適切な影響を及ぼすことを確保することを目的としている。

## 2015年度の変動報酬

株主と従業員の利益の間の持続的なバランスの達成は、ストラテジー2020の重要な側面である。2015年度に、当行の報酬の決定においてはドイツ銀行が2015年度に増収に対し損失を計上したことおよび全体的な資本ポジションの増加のバランスを慎重に取り、フランチャイズ保護を考慮しなればならなかった。

SECCは、2015年度を通じてVCの負担能力を監視した。当行の2015年度のVCプールの負担能力の評価に当たって、SECCは、当行が一般的にマイナスの結果(マイナスのテスト結果)が出たとしても、当行の資本および流動性ポジションは規制上の最低要件を依然として上回っており、2015年第3四半期に多額の減損損失が計上されたことは、当行のCRR/CRD 4の完全適用によるTier 1資本比率に微々たる影響しか与えなかったため、負担能力パラメータが満たされていると結論付けた。当行の2015年度の財務諸表と2016および2017事業年度に向けた計画は、内部リスク選好基準と要求される規制上の最低要件の双方を上回っている。

基礎となるリスク調整後の経営成績を考慮する中で、取締役会は2016年3月に24億ユーロがグループのVCプールに付与されることを承認した。2015年のVCプールで使用された為替レートを2014年のVCプールに適用すると、2014年と比較して約17%減少して表示されている。より多くの時間をかけて年度全体の業績を評価し、評価後にのみ報酬の決定が確定するように、2015業績年度におけるVCを前年度までのように2月ではなく2016年3月に付与することを決定した。

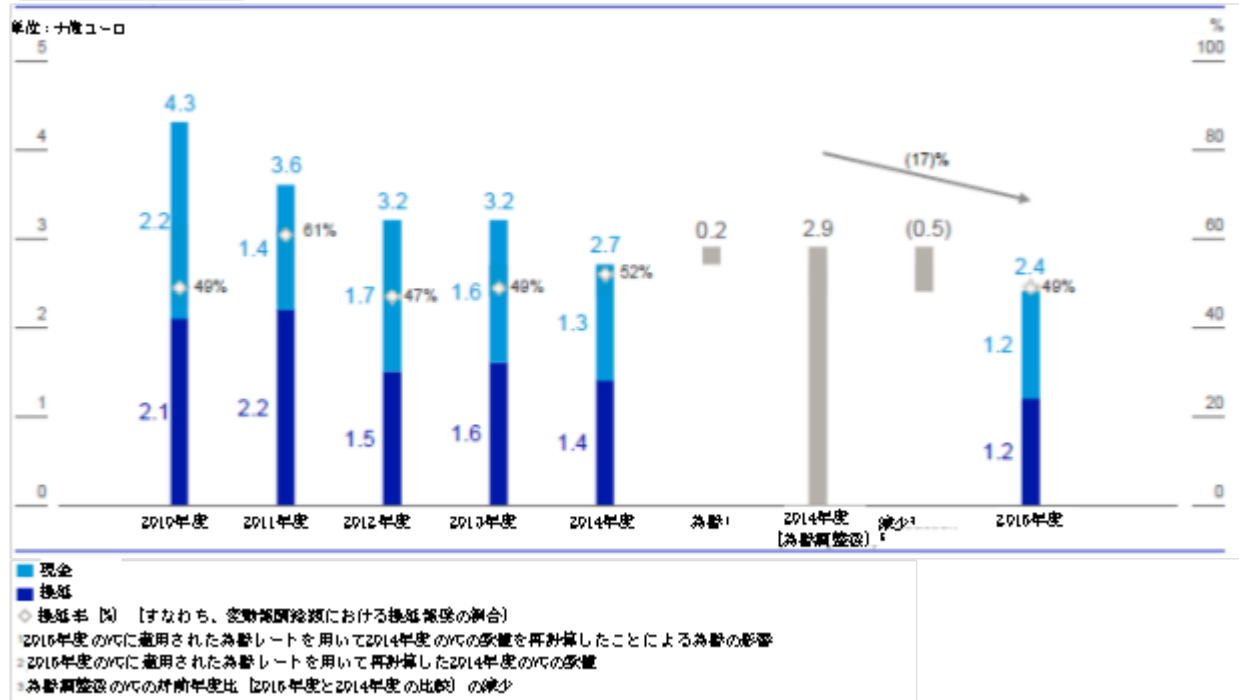
プールの決定において、マイナスの結果と総株主利益率を織り込むだけでなく、収益が堅調であったことと、2015年度のマイナスの結果は主に2015年における部門の業績から発生したのではない特別項目によるものであることも考慮しなればならなかった。

さらに、より大幅な減少は当行の人材を惹きつけ、定着させる能力を損なう可能性があったため、ストラテジー2020の実施を脅かしかねなかった。当行の従業員は、ストラテジー2020の目標達成の重要な要素である。直近数ヶ月で高まった勢いを維持するために、従業員に十分な報酬を与えることが不可欠である。

2015年度の業績のVCの一環として、当行およびストラテジー2020の目標達成にとって重要であるとして選ばれた従業員は「重要ポジション報奨(KPA)」を受け取った。それらの個人に付与されたKPAの金額は、2015年度の個人の業績が反映されているが、KPAに特定の構造要素を用いることは、当行の長期的に持続可能な業績とより強く結びつけるために特に重要だった。より強い結び付きを達成するために、KPAは完全にドイツ銀行の株式の形式で、4年の繰延期間をもって、割合で確定しない(一括型権利確定)、1年間の追加的な保有期間で付与された。これらすべての構造要素は、商品の支払い、繰延期間および保有期間に係る現行の規制要件を上回っている。

個人のKPAのうち一定の割合は追加的な株価ハードルが課せられる。これは、当該報奨の割合は、当行の株価が一定の目標株価に到達した場合にのみ権利確定することを指す。この追加的なハードルは、2015年度の変動報酬を、当行の将来の業績および当行のストラテジー2020の達成目標とより密接に結び付けることを目的としている。また、当該報奨を受け取る個人に対する当行の今後数年に亘る継続的な高い業績の期待を表している。

変動報酬および繰延率



| 単位：百万ユーロ（別途記載のものを除く）      | 2015年度        |               |               |               |              | 2015年度         | 2014年度        |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|----------------|---------------|
|                           | CB&S          | GTB           | Deutsche AWM  | PBC           | NCOU         | グループ合計         | グループ合計        |
| <b>報酬総額<sup>1</sup></b>   | <b>4,751</b>  | <b>1,025</b>  | <b>1,646</b>  | <b>2,924</b>  | <b>182</b>   | <b>10,528</b>  | <b>10,020</b> |
| このうち：                     |               |               |               |               |              |                |               |
| 固定報酬                      | 3,298         | 810           | 1,178         | 2,692         | 144          | 8,122          | 7,313         |
| 変動報酬                      | 1,453         | 215           | 468           | 232           | 38           | 2,406          | 2,707         |
| <b>年度末の従業員数（フルタイム換算）：</b> | <b>28,280</b> | <b>10,791</b> | <b>11,299</b> | <b>49,196</b> | <b>1,538</b> | <b>101,104</b> | <b>98,138</b> |

1 報酬総額は、2015年度の固定報酬（FP）と2016年3月に付与されたVCの合計として定義されている。過年度と同様に、ドイツ・ポストバンクAGによって付与された変動報酬は上記の変動報酬額に含まれていない。ドイツ・ポストバンクAGについて、3800万ユーロの変動報酬総額が予想されている（2014年度：4000万ユーロ）。表のすべての数値には、当行の確立された費用配分基準に従って配分されたインフラストラクチャーおよび地域管理関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。

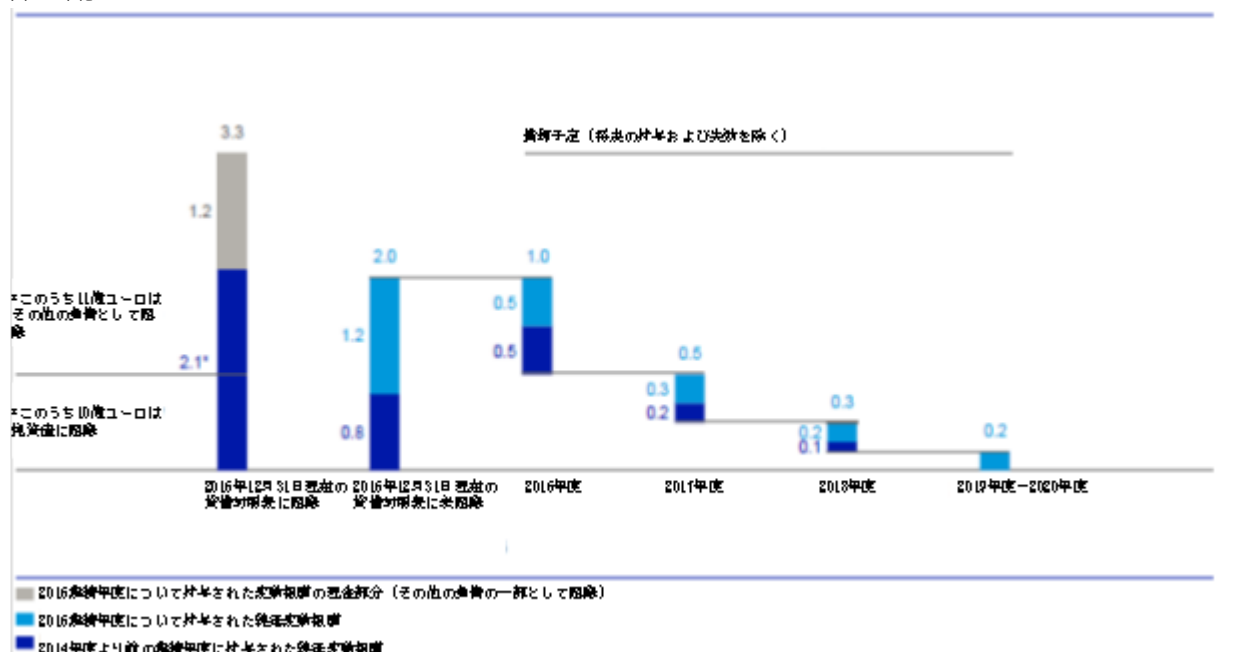
付与された変動報酬の認識および償却

2015年12月31日現在、2016年3月初旬に付与された報奨を含む未償却の繰延変動報酬（VC）費用は、約20億ユーロである。以下の図は、2015年度の貸借対照表に認識されたVCの金額と今後の複数事業年度にわたるVCの残高の予想される将来の償却額を視覚化したものである（将来の付与および失効を除く）。

### 変動報酬

2015年12月31日現在の認識および付与された繰延報酬の償却予定

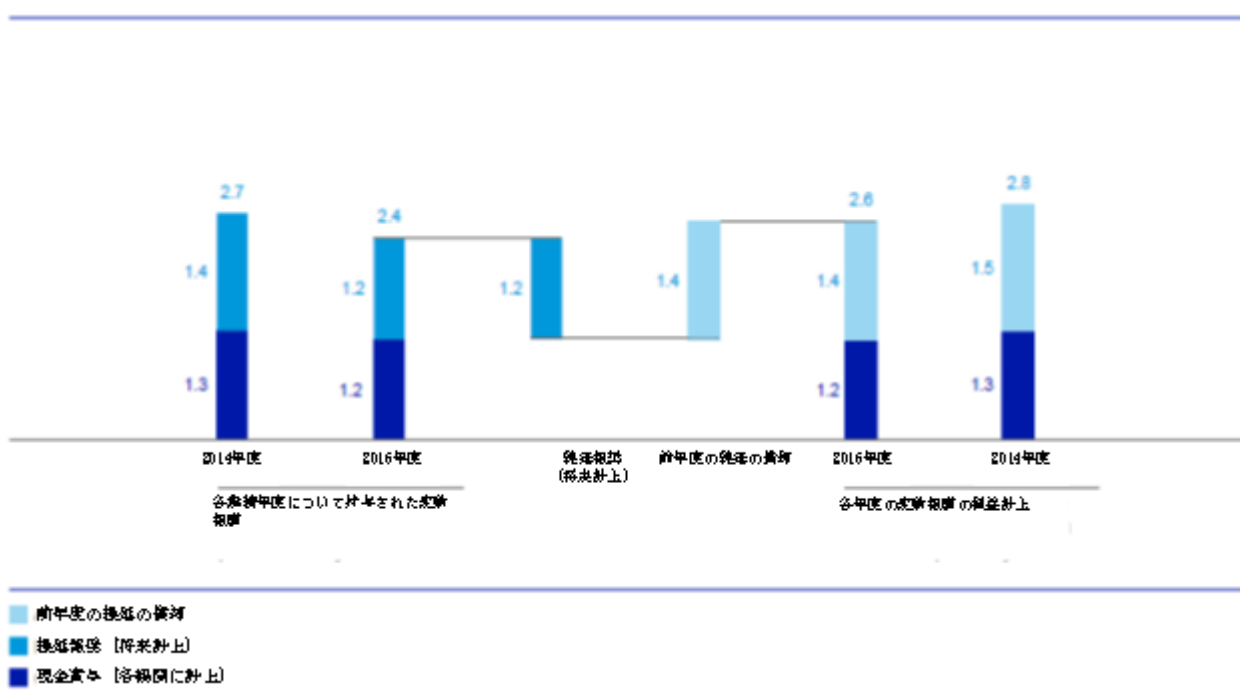
単位：十億ユーロ



2015年度のVCのうち、12億ユーロは2015年度の損益に計上され、12億ユーロは将来の年度に計上される。さらに、2015年度の損益に過年度の繰延から生じた14億ユーロのVCが計上された。

### 付与された変動報酬と損益計上との調整

単位：十億ユーロ



## 変動報酬構造およびピークル

VCは、高い業績をあげる従業員へのインセンティブ、報奨および定着のために当行が長年使用してきたものであり、それによって報酬総額実績を差別化している。

報酬構造は、過度なリスク・テイクを奨励することがないように設計されている。このような背景から、当行は過年度と同様、規制要件の範囲を超えて、より広範囲な従業員のグループのVCを当行の長期的な業績と連動させることを選択した。さらに、MRTの平均繰延率は、規制要件の最低40% - 60%を超えている。加えて、当行は2015年度において、繰延VCを受け取るすべての従業員の最低繰延期間を3年から4年に増加させることを決定した。これらの報酬構造は、VCをグループの持続的な業績に連動させることによって、責任レベルと全体的な報酬レベルの向上を確保することを目的とする。

| 従業員グループ                | 説明   | 変動報酬への影響   |
|------------------------|--|--|
| 重要なリスク・テイカー            | 当行は、InstVVに従い、リスク・プロファイル全体に重大な影響を及ぼすと思われる全従業員を識別しなければならない。InstVV MRTは、グループ全体についてグループレベルで識別されるが、InstVV第17条の定義における、重要な単一の法人レベルでも識別される。ドイツ銀行AGに加え、ドイツ銀行グループに含まれるその他の18の法人（ポストバンクを除く）もInstVV第17条の基準に該当するため、重要であると思われる。 | VCの少なくとも40%から60%は案分の権利確定スケジュールにもとづき4年間繰り延べられる。すべてのMRTは50%を制限付エクイティで受け取り、50%を制限付現金で受け取る。さらに、アップフロント報奨の50%も株式で付与される。500,000ユーロを超えるVCは100%完全に繰り延べられる。また、固定報酬が500,000ユーロ超の従業員は、VCの100%が繰り延べられる。BaFinによって提供される各ガイダンスに基づき、これらの要件はVCが50,000ユーロ未満のMRTには適用されない。 |
| 上級管理職グループ（以下「SMG」という。） | 当行の長期的な健全性と業績に重要な影響力を持つ人々および幹事として、その報酬の大部分が当行グループの長期的発展と成功に結び付くように設計されている。上級管理職グループの全メンバーがMRTである。  | 当該グループの報酬を当行の長期的に持続可能な業績とより密接に連動させるため、繰延エクイティ報奨は5年の繰延および保有期間の組合せの対象である（以下「一括型権利確定」という。）。   |
| その他のすべての従業員            | 全従業員は、当行の繰延マトリックスの対象となる。この繰延マトリックスは高所得層からはある程度繰延一方で、引き続き低所得者を保護する仕組みとなっている。  | 繰延基準値が100,000ユーロに設定されており、VCの少なくとも50%が繰り延べられた。繰延VCの少なくとも50%を制限付現金で受け取り、50%を制限付エクイティで受け取る。   |

繰延報奨の全体的利益ならびに保有およびリスク管理の観点からのプラス面はまた、将来の報酬費用の管理および増加する繰延水準の影響と注意深くバランスがとられなければならない。当行が考える適切なバランスを反映し、2015年度のグループ全体のVCプールの49%は、2016年3月以降に支払われる、もしくは交付される。

報奨の種類概要

| 報奨の種類                                | 説明  | 受取人                                 | 繰延期間   | 保有期間 <sup>1</sup>      | 割合  |
|--------------------------------------|---|-------------------------------------|--|------------------------|---|
| 現金賞与                                 | アップフロント<br>キャッシュ部分  | 全従業員 <sup>2</sup>                   | N/M  | N/M                    | InstVV MRTに対してアップフロント（非繰延）報奨の50%<br>その他の全従業員に対してアップフロント（非繰延）報奨の100% |
| エクイティ・アップフロント報奨（以下「EUA」という。）         | アップフロントエクイティ部分。EUAの値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期的に持続可能な業績と連動している。          | VCが50,000ユーロ以上のすべてのMRT <sup>2</sup> | N/M  | 12ヶ月（2014年度の6ヶ月から増加した） | MRTに対してアップフロント（非繰延）報奨の50%   |
| 制限付奨励報奨（以下「RIA」という。） <sup>3</sup>    | 株式を基礎としない部分（繰延現金報奨）   | 繰延VCの対象となる全従業員                      | 4年間にわたって案分して権利確定する（2014年度の3年から増加）                        | N/M                    | 繰延報奨の50%  |
| 制限付エクイティ報奨（以下「REA」という。） <sup>4</sup> | 繰延エクイティ部分。REAの値は権利確定および保有期間にわたる当行の株価と結び付いているため、当行の長期的に持続可能な業績と連動している。 | 繰延VCの対象となる全従業員                      | 4年間にわたって案分して権利確定する（2014年度の3年から増加）。SMGに対しては、4.5年後に一括型権利確定 | MRTに対して6ヶ月             | 繰延報奨の50%  |
| 重要ポジション報奨（以下「KPA」という。）               | ストラテジー2020の達成に主に貢献した人物として選択された従業員に対する特定の繰延エクイティ報奨                     | 選択された従業員                            | 4年後に一括型権利確定  | 1年                     | N/M   |

1 MRTに対するすべてのエクイティ報奨は、各トランシェの権利確定時に保有期間の対象となり、その間は従業員は株式を売却することが認められない。

2 固定報酬が500,000ユーロ超の従業員は、VCの100%が繰り延べられ、アップフロントVCを受け取らない。

3 当行のDeutsche AWM部門の上層部の従業員・MRTの少数は、繰延報奨の一部を従業員投資制度（EIP）報奨の形で受領した。これらは事業が管理するファンドの価値に基づく現金決済の報奨である。EIPに基づく繰延および失効規定は、その他すべての報奨と同じである。当該従業員はなお、規制要件にしたがい、繰延報奨の50%を株式で（REAとして）受け取る。

4 Deutsche AWMの個人顧客向けサービス（以下「PCS」という。）業務の従業員はREAの代わりに、PCS報奨を受領している。

2015年度の繰延スケジュールの概要

| 報奨の<br>種類                                   | 2016年度   |      | 2017年度               |    | 2018年度               |    | 2019年度               |    | 2020年度               |             | 2021年度 |
|---|----------|------|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|----|----------------------|-------------|--------|
|   | 3月       | 9月   | 3月                   | 9月 | 3月                   | 9月 | 3月                   | 9月 | 3月                   | 9月          | 3月     |
| 上級管<br>理職グ<br>ループ                           | 現金<br>賞与 | 支払   |                      |    |                      |    |                      |    |                      |             |        |
|   | EUA      | 権限確定 | 交付                   |    |                      |    |                      |    |                      |             |        |
|   | RIA      |      | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |             |        |
|   | REA      |      |                      |    |                      |    |                      |    |                      | 一括型権<br>利確定 | 交付     |
|   | KPA      |      |                      |    |                      |    |                      |    |                      | 一括型権<br>利確定 | 交付     |
| その他<br>のすべ<br>での重<br>要なリ<br>スク・<br>テイ<br>カー | 現金<br>賞与 | 支払   |                      |    |                      |    |                      |    |                      |             |        |
|   | EUA      | 権利確定 | 交付                   |    |                      |    |                      |    |                      |             |        |
|   | RIA      |      | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |             |        |
|   | REA      |      | 1/4権限確<br>定          | 交付 | 1/4権限確<br>定          | 交付 | 1/4権限確<br>定          | 交付 | 1/4権限確<br>定          | 交付          |        |
|   | KPA      |      |                      |    |                      |    |                      |    |                      | 権利確定        | 交付     |
| その他<br>の全従<br>業員                            | 現金<br>賞与 | 支払   |                      |    |                      |    |                      |    |                      |             |        |
|   | RIA      |      | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |             |        |
|   | REA      |      | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |    | 1/4権限確<br>定および<br>支払 |             |        |
|   | KPA      |      |                      |    |                      |    |                      |    |                      | 権利確定        | 交付     |

変動報酬の事後リスク調整

業績条件および失効（クローバック）規定は、当行の繰延報酬構造の重要な要素であり、報奨が将来の行為および業績と連動することを支えながら、初期の業績評価の適切なバックテストも可能にしている。本報告書の統計が示すように、繰延の対象となるVC報奨の割合ならびに業績条件および失効規定は、報酬総額に沿って増加している。リスク調整措置の範囲に関連して、これらの適用期間は同様に重要であり、報奨が支払われるまで当該条件の適用に反映される。

2015年度のVCの決定では、適切な事後リスク調整のために測定尺度を適用する能力を向上させる決定も行われた。最低繰延期間を4年間に延長させることによって、事後リスク調整をより長い期間にわたって適用できる。さらに、適切な事後リスク調整の重要性を裏付けるために、当行は見直しを行い、業績条件および失効規定をさらに強化させることを選択した。



2015年度の変動報酬の業績条件および失効規定の概要

| 業績条件および失効規定               | 説明   | 重要なリスク・テイカー   |                    |                   | 繰延報酬の対象となるその他の従業員  |                      |
|---------------------------|--|---------------|--------------------|-------------------|--------------------|----------------------|
|                           |  | EUA           | REA/KPA            | RIA               | REA/KPA            | RIA                  |
| グループの普通株式等Tier 1資本比率の業績条件 | 権利確定前または決済前のいずれかの四半期末に当行グループの普通株式Tier 1資本比率が一定の基準値を下回った場合  | 未交付の報奨金額が失効する | 未交付の全トランシェが失効する    |                   | 未交付の全トランシェが失効する    |                      |
| マイナスのグループ税引前利益の業績条件       | 権利確定期間中のいずれかの事業年度において、グループ税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合  |               | 今後交付予定のトランシェが失効する* | 今後交付予定のトランシェが失効する | 今後交付予定のトランシェが失効する* |                      |
| マイナスの部門税引前利益の業績条件         | 権利確定期間中のいずれかの事業年度において、グループ税引前利益の条件が満たされていても、部門税引前利益が交付前にマイナスであると取締役会が判断した場合（部門税引前利益の条件は、地域管理、インフラストラクチャーおよびNCOUの従業員には適用されない）               |               | 今後交付予定のトランシェが失効する* | 今後交付予定のトランシェが失効する |                    |                      |
| 減損規定                      | 報奨（または対象者へのその他の報酬の付与、権利確定もしくは支給）が、著しく不正確であるとみなされた業績の測定にもとづいていることが判明した場合、または従業員に帰属すると思われる取決め、売買もしくは取引がグループ企業、部門または当行グループ全体に対し著しい悪影響をもたらした場合 |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 方針 / 規制違反規定               | 決済前に内部方針および手続の違反または外部から課せられた該当する法令の違反が発見された場合  |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 重大な統制の欠陥                  | 参加者（全体または一部、直接的または間接的、監督または管理の立場、委員会または小委員会やその他のメンバーに関わらず）に帰属するとみなされる行動または不作為（もしくは一連の行動または不作為）の結果として、重大な統制の欠陥が発生した場合                       |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |
| 規制要件                      | 失効は現行の規制要件（誤解を避けるために、これは規制当局が適宜公表する法律やガイダンスを含む）を遵守することが要求されている場合   |               |                    |                   |                    | 交付予定の報奨の100%までが失効する。 |

\* 一括型権利確定の対象となる報奨の種類について、報奨の一定の割合（SMGに交付されるREAについては20%、KPAについては25%）は、税引前利益が各年度でマイナスになった場合、当該年度に関して失効する。

2016年の第1四半期に交付される予定の繰延報奨に関して、取締役会は2015事業年度のグループ税引前利益および部門税引前利益に係る業績条件が満たされていることを確認した。取締役会は、この判断を下すために裁量権を行使するに当たって、2015事業年度の当行の損失は、戦略上の決定、のれんの減損の調整および事業再編費用が反映されているという特殊な状況について認識した。結果として、繰延報奨は予定通り2016年度第1四半期に交付される。

## 取締役会の報告書および開示

### 取締役報酬制度

#### 責任

本会議体としての監査役会は、取締役の報酬制度の構築および各取締役の報酬額の決定に対する責任を有する。監査役会は報酬統制委員会により支援されている。

法律の要求により、報酬統制委員会は4人で構成され、そのうち少なくとも1人はリスク管理およびリスク統制の分野の十分な専門知識および経験を有していなければならない、少なくともその他の1人は従業員の代表者でなければならない。取締役にに関して、報酬制度の適切な構築について監査役会を支援および監視し、ならびに取締役の各報酬額に関する監査役会の決議案を作成することは報酬統制委員会の役割である。

#### 株主総会による報酬制度の承認

監査役会は取締役報酬制度について定期的な見直しを行っている。報酬フレームワークを変更または再構築する場合、監査役会は、取締役報酬の適切性に関するドイツ法（Gesetz zur Angemessenheit der Vorstandsvergütung（以下「VorstAG」という。））に基づき、株主総会に取締役報酬制度の承認を求める。直近では2013年5月に、株主総会は、2013年1月1日に遡って、88.71%の賛成多数により新報酬制度を承認した。

2016年1月1日の発効日を以て、監査役会は固定報酬額、企業年金制度への拠出、変動報酬要素および数値目標について、取締役報酬制度を変更した。2016年5月の株主総会において、報酬制度変更の承認決議投票が行われる予定である。

#### 規制および法令要件

取締役報酬制度の構築は、法令上および規制上の要件のフレームワークを考慮し、その範囲内で行われる。2014年事業年度に適用となったCRD 4に基づく規制アプローチに従い、取締役の変動報酬に対する固定報酬の比率は一般的に1:1（上限規制）に制限される。すなわち、変動報酬額は固定報酬額を超えてはならない。この背景には、過度に高額の変動報酬は不適切に大きなリスクを取るインセンティブを高める可能性があるという考え方がある。

しかしながら、立法者は、株主は要件を緩和し変動報酬に対する固定報酬の比率を1:2に定める決議を行うことができると規定している。2014年5月、株主総会はこの法令上の容認規定を利用し、前述の比率1:2を設定することを90.84%の賛成多数により承認した。

#### 報酬制度の原則

世界的に適用される要件の広範な変更は、監査役会に対し、規制要件の範囲内で、従来の市場慣行に沿ったまま競争力を保つ全体的な報酬パッケージを提示することができるかという難題を与えている。

報酬制度の具体的構造を策定し、各報酬額を決定し、また交付および配分を構築する場合には、取締役と株主双方の利益の間に密接な関連性が確保されることに焦点を当てる。変動報酬を定義する一方で、これは、ドイツ銀行の業績に直接的に結びつく明記された主要な財務上の数値を利用し、変動報酬総額の少なくとも50%の株式を基礎とした報酬項目を付与することにより達成される。変動報酬を決定する際には、株式を基礎とした報酬項目は、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスに直接的に結び付いており、複数年の後にのみ支払が有効になる。

報酬制度の構造を通して、当行の戦略に定められた目的を達成し、当行グループの前向きな発展を継続的に促進するための動機付けとなる。

報酬制度の見直しおよび変動報酬の決定において、監査役会は、独立した外部の報酬顧問および、必要に応じて、法律顧問の専門知識を活用している。

#### 報酬構造

監査役会が承認した報酬制度および包含される報酬構造は、各取締役の契約に反映される。

事業年度の年初に、監査役会は、固定報酬および変動報酬項目の目標値を見直す。さらに、全般的なグループ全体の目標および各取締役の目標を決定し、長期業績報奨について設定された標準の目標が依然として当行の長期的戦略と連動していることを検証する。各取締役の業績は、監査役会により評価され、当該年度を通しておよび年度末に取締役と議論される。

新しい報酬制度による報酬総額は業績非連動項目および業績連動項目の両方に分割される。

#### 業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動していない。それは、基本給から構成されている。基本給は、12ヶ月にわたり均等に交付される基本給として支出される。2015年、基本給は以下のとおりである。

| 単位：ユーロ | 2015年度    | 2014年度    |
|--------|-----------|-----------|
| 基本給    |           |           |
| 共同会長   | 3,800,000 | 3,800,000 |
| 一般の取締役 | 2,400,000 | 2,400,000 |

InstVVは企業年金制度への拠出を固定報酬と定義し、固定報酬と変動報酬の比率計算に含められる可能性を規定している。2015事業年度、企業年金制度への拠出額は、以下のとおりである。

| 単位：ユーロ   | 2015年度  | 2014年度  |
|----------|---------|---------|
| 企業年金への拠出 |         |         |
| 共同会長     | 650,000 | 650,000 |
| 一般の取締役   | 400,000 | 400,000 |

さらに業績非連動項目は「その他の給付」も含んでいる。「その他の給付」は、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用から構成され、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しも含まれる。

#### 業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動であり、以前と同様に、以下の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

#### 年間業績報奨（APA）

APAは、当行の短期および中期事業方針ならびに各事業年度の業績評価に関する合意目標の一部として設定された企業目標の達成に対して付与される。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮に入れられる。

APAの総額は、様々な項目に基づき決定される。

- 報奨額の60%は、すべての取締役について同一の全般的なグループ全体の目標による。
- 報奨額の残りの40%は、監査役会が各取締役について各機能に基づき個別に設定した個々の業績および目標に基づく。

目標は「資本」、「費用」、「能力」、「顧客」および「文化」といったカテゴリーと基本的に連動し、定量的目標を反映するだけでなく、達成された業績の定性的側面も扱っている。

#### 2015事業年度の目標

以下のグループ全体の重要な財務上の数値は、2015事業年度の測定基準として合意されており、すべての取締役に等しく適用される。達成すべき目標にはまた基本的に、5つの識別されたカテゴリーから生じるその他の側面（投資利益率の目標値等）も含まれる。

- 資本カテゴリー：普通株式等Tier 1比率（CET 1）およびレバレッジ比率
- 費用カテゴリー：費用収益比率（CIR）
- 能力カテゴリー：報告された付加価値
- 文化／顧客カテゴリー：従業員コミットメント、行動およびレピュテーション

これらの目標の各カテゴリーは、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらのカテゴリーの割合は60%に等しい。

個人的業績項目を評価する際、監査役会は、以下の事項について個別に各監査役と合意する。

- 資本／費用／能力カテゴリーにおける定量的目標
- 文化／顧客カテゴリーにおける定性的目標

これら2つの目標の各々はまた、報奨額の決定において15%を占める。すなわち、APA全体におけるこれらの目標の割合は30%である。

グループ全体と個人の合意した目標の合計は合わせて、APA全体の90%である。追加の最大10%については、監査役会が広範な裁量権の行使として優れた貢献（当該事業年度にわたる特定プロジェクトへの貢献を含む。）へ報奨を付与する。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度末に達成度評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成水準およびAPAの最終額は算定式を基礎として定義されることはもはやないが、予め設定された要因に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。以下の要因が考慮される。すなわち、達成した実績値、計画値および外部に公表した目標値、当行の同業他社との比較値、複数年度の推移の見直しにおける前年度の価値ならびに達成水準の定性的分析および当行の全体的リスク志向性である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はAPAを付与しない旨を決定することができる。

一般の取締役および取締役会の共同会長の2015年度のAPAの年間最低値、目標値および最高値は、以下のとおりである。

| 単位：ユーロ | 2015年度 |           |           | 2014年度    |
|--------|--------|-----------|-----------|-----------|
|        | 最低     | 目標        | 最高        | 目標        |
| 共同会長   |        |           |           |           |
| 目標の15% | 0      | 225,000   | 450,000   | 225,000   |
| APA合計  | 0      | 1,500,000 | 3,000,000 | 1,500,000 |
| 一般の取締役 |        |           |           |           |
| 目標の15% | 0      | 150,000   | 300,000   | 150,000   |
| APA合計  | 0      | 1,000,000 | 2,000,000 | 1,000,000 |

#### 長期業績報奨（LTPA）

長期業績報奨の水準は、選定された同業他社と比較したドイツ銀行株式の相対的パフォーマンスを基礎として決定される。非財務的パラメータを追加的に含むことにより、目標がどのように達成されるかにも方向付けられている。これにより、持続的業績推移がさらに促進される。

したがって、LTPAの水準は、相対的総株主利益率と結び付いており、さらに文化および顧客要因を基礎とする。LTPAの水準は概して、算定式に基づいており、予め設定された目標値を基礎として計算される。この報酬項目の長期的性質はまた、3年評価に基づく相対的総株主利益率の継続的な決定により補助される。

#### ドイツ銀行の相対的総株主利益率

ドイツ銀行の相対的総株主利益率（RTSR）は、選定された同業他社グループの平均総株主利益率（ユーロ建て計算）と比較したドイツ銀行の総株主利益率から算出される。当該報奨部分の水準は、直近3事業年度（報酬年度およびその直前の2年間）の年間RTSRの平均値から計算される。

ドイツ銀行の相対的総株主利益率の3年平均が100%を超える場合には、RTSR部分の価値は目標値の上限150%まで比例して増額する、すなわち100%を1%ポイント超えるごとに1%増額する。相対的総株主利益率の3年平均が100%未満の場合には基本的に、価値が不均衡に減額する。相対的総株主利益率が100%未満80%以上の範囲内の場合、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに2%減額する。80%から60%の間の範囲では、当該報奨部分の価値は1%ポイント下がるごとに3%減額する。RTSRの3年平均が60%を超えない場合には、当該報奨部分の価値はゼロに設定されている。

相対的総株主利益率の計算に使用される同業他社グループは基本的に類似の事業活動、類似の規模および国際的存在という基準に基づき選定された。同業他社グループは現在、以下の銀行で構成されている。

- BNP ParibasおよびSociété Générale（両行ともユーロ圏）
- Barclays、Credit SuisseおよびUBS（ユーロ圏以外のヨーロッパ）
- Bank of America、Citigroup、Goldman Sachs、JP Morgan ChaseおよびMorgan Stanley（すべて米国）

#### 文化および顧客要因

文化および顧客要因を通して、持続的な顧客との関係を促進するために、顧客満足度および顧客対応力が測定される。

監査役会は、「平均以下」、「平均」、「良」および「優」の4つのカテゴリーに沿って、部門別調査結果ならびその他の市場分析に基づき裁量によりこれらの側面における当行の推移状況を評価する。「優」カテゴリーには文化および顧客要因の目標値の150%、「良」には100%、そして「平均」には50%が割り当てられる。「平均以下」には当該報奨部分の価値がゼロに設定される。

報酬制度のCRD 4要件への調整を考慮して、LTPAは、達成されたRTSRならびに文化および顧客要因に関連して修正された目標値に基づき計算される。LTPAは最大で各目標値の150%とすることが可能である。

これら2つの業績測定基準の比重は、RTSRの価値が3分の2、文化および顧客の価値が3分の1である。

2015年度 2014年度

| 単位：ユーロ    | 最低 | 目標        | 最高        | 目標        |
|-----------|----|-----------|-----------|-----------|
| 共同会長      |    |           |           |           |
| RTSRI項目   | 0  | 2,533,333 | 3,800,000 | 2,533,333 |
| 文化および顧客項目 | 0  | 1,266,667 | 1,900,000 | 1,266,667 |
| LTPA合計    | 0  | 3,800,000 | 5,700,000 | 3,800,000 |
| 一般の取締役    |    |           |           |           |
| RTSRI項目   | 0  | 1,600,000 | 2,400,000 | 1,600,000 |
| 文化および顧客項目 | 0  | 800,000   | 1,200,000 | 800,000   |
| LTPA合計    | 0  | 2,400,000 | 3,600,000 | 2,400,000 |

## 最高報酬額

規制要件の導入に従い、前述の各報酬項目に基づく最高額は、以下の通りである。

| 単位：ユーロ | 基本給       | APA       | LTPA      | 2015年度<br>報酬総額 | 2014年度<br>報酬総額 |
|--------|-----------|-----------|-----------|----------------|----------------|
| 共同会長   |           |           |           |                |                |
| 目標     | 3,800,000 | 1,500,000 | 3,800,000 | 9,100,000      | 9,100,000      |
| 最高     | 3,800,000 | 3,000,000 | 5,700,000 | 12,500,000     | 12,500,000     |
| 一般の取締役 |           |           |           |                |                |
| 目標     | 2,400,000 | 1,000,000 | 2,400,000 | 5,800,000      | 5,800,000      |
| 最高     | 2,400,000 | 2,000,000 | 3,600,000 | 8,000,000      | 8,000,000      |

取締役の報酬総額は、監査役会が2015事業年度の全体的な報酬総額について設定した9.85百万ユーロの個別の上限の対象となっている。したがって、共同会長の12.5百万ユーロの最高報酬総額の計算は有効にならず、各共同会長の可能な最高変動報酬は6.05百万ユーロに制限される。

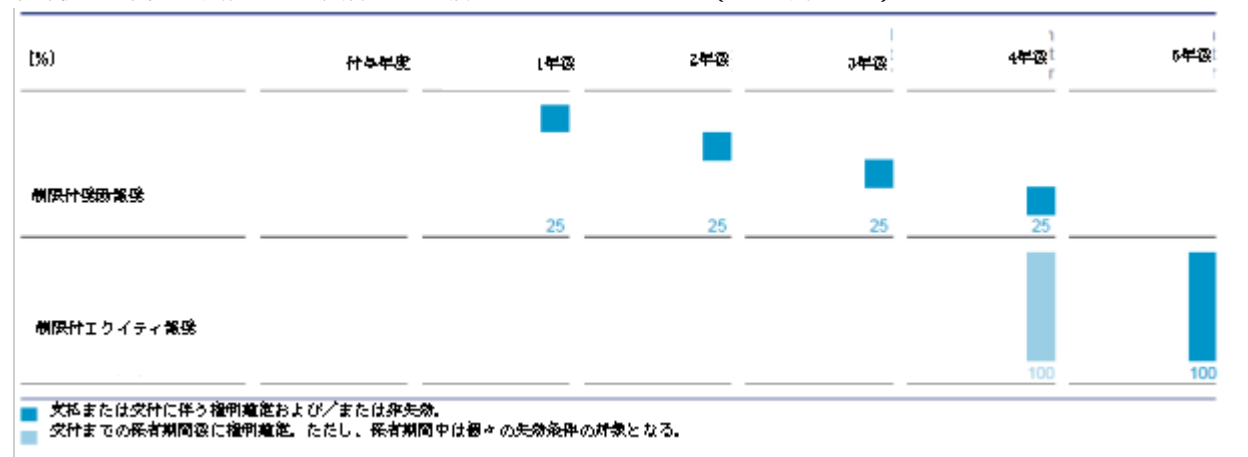
## 長期奨励 / 持続性

InstVWの要件に基づき、変動報酬総額の少なくとも60%は繰延報酬として付与されなければならない。この繰延報酬の半分以上は株式を基礎とした報酬で構成することができるが、残りの部分は繰延現金報酬として付与されなければならない。両方の報酬項目は複数年度の期間にわたって繰延べられなければならない。株式を基礎とした報酬項目についてはその後に保有期間が続かなければならない。支払または交付までの期間中に、繰延報酬として付与された報酬部分が失効する場合がある。変動報酬総額の最大40%は、非繰延報酬として付与することができる。しかし、このうち少なくとも半分は株式を基礎とした報酬項目で構成されなければならない。残りの部分のみが現金で直接支給することができる。変動報酬総額のうち、最大20%までは現金で即時交付することができるが、少なくとも80%は後日支払または交付しなければならない。2014年度以降、取締役の変動報酬合計は、繰延報酬としてのみ付与されてきた。APAは原則として繰延、非株式現金報酬項目の形で付与される（以下「制限付奨励報酬」という。）。制限付奨励報酬は4年以上の期間にわたり権利確定した。

LTPAはまた、100%が繰延報酬として、株式を基礎とした報酬項目の形でのみ付与される（以下「制限付エクイティ報酬」という。）。制限付エクイティ報酬は、約4年半後に1つのトランシェにて権利確定し（以下「一括型権利確定」という。）、追加の6ヶ月の保有期間がある。したがって、取締役は、約5年後に初めて株式を処分することが認められる。繰延および保有期間中、制限付エクイティ報酬の価値は、当行の株価と結び付いているため、当行の長期の持続的業績と結び付いている。制限付奨励報酬および制限付エクイティ報酬には、繰延および保有期間中に特定の失効要件が適用される。

以下の図は、変動報酬項目の付与年度からの5年間における支払または交付の時期を示している。

取締役会に関する支払または交付および非失効のタイムフレーム（2014年度から）



2014年に付与された制限付奨励報奨には、付与の時点で2%の一度限りのプレミアムが追加される。

2014年に付与された株式を基礎とした報奨は、配当同等物を受ける権利がある。配当同等物は、以下の算定式に従って決定された。

$$\frac{\text{実際の配当} \times \text{株式報奨の数}}{\text{配当支払日におけるドイツ銀行の株価}}$$

失効条件

報酬項目のいくつかは繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるもの（制限付エクイティ報奨、制限付奨励報奨およびエクイティ・アップフロント報奨）であるため、長期奨励を創造するために、権利確定するかまたは保有期間が満了するまで一定の失効条件が適用される。報奨は、例えば個人の不正行為（規制の違反を含む。）または正当解雇により、また、制限付エクイティ報奨および制限付奨励報奨についてはマイナスのグループ業績により、または個人が業績にマイナスの貢献をすることによっても、全部または一部が失効する場合がある。さらに、コア資本比率の法令上または規制上の最低要件が当該期間中に満たされない場合、LTPAは完全に失効する。

異例の成長があった場合の制限

異例の成長があった場合には、各取締役の報酬総額を最高額に制限することができる。加えて、監査役会および取締役会メンバーである取締役は、取締役の職務契約書に含まれる変動報酬の可能な制限について合意した。これによれば、変動報酬は、提供できる最大金額以下に制限され、あるいは、まったく付与されないこともある。さらに、会社の状況が悪化する場合など継続的な報酬の付与が会社にとって非合理的となると判断される場合には、法的規制により、監査役会が取締役の報酬を適切な水準に削減することができる。変動報酬項目の支払はまた、変動報酬項目の支払が現行の法令上の要件に従ってドイツ連邦金融監督公社により禁止または制限される場合には、実行されない。

株式保有ガイドライン

ドイツ銀行と株主との一体化を促進するため、取締役は、個人的な資金の一部をドイツ銀行株式に投資しなければならない。この目的のために、取締役は、多数のドイツ銀行株式を有価証券勘定に継続して保有する。当該義務を履行するために、繰延べられた株式を基礎とした報酬の価値の75%を考慮に入れることができる。

2014年度以降、保有株数は、共同会長については年間基本給の2倍、一般の取締役については年間基本給の1倍相当である。

共同会長については36ヶ月、一般の取締役については24ヶ月の待機期間があり、その期間はこの要件が履行されていない場合ではない。すべての取締役は、2015年度に株式保有義務を履行した。当該要件の遵守は、6月30日と12月31日の半年ごとに検討される。株式の必要数を満たしていない場合、取締役は次回の検討までに不足分を修正しなければならない。

報酬項目は、繰延べられるかまたは複数年にわたって付与されるため、ドイツ銀行の株価のパフォーマンスとの結び付きがさらに確立され、それは基本的に取締役会退任後の期間も存続する。

2016年1月現在の報酬構造

2016年1月1日より、監査役会は取締役会報酬制度を変更した。

変更された報酬制度は、当行の事業部門の新たな構造に従っており、そのため当行のリーダーシップ構造の再編にも従っている。2016年1月1日より、4つすべての中核事業部門（フロント・オフィス）は、取締役が直接代表を務める。フロント・オフィスの責任を有する取締役について、以前の変動報酬項目は、新たに導入された部門業績報奨項目によって補完される。部門業績報奨の実施は、市場の要求を反映し、フロント・オフィスの責任を有する取締役に対して競争力のある支払水準を確保することを目指している。個別の金額は、業績主導の基準に基づき決定される。

主な変更点は以下のとおりである。

#### 業績非連動項目（固定報酬）

固定報酬は、業績と連動してなく、引き続き基本給、企業年金制度への拠出および、「その他の給付」から構成される。「その他の給付」には、社用車およびドライバーサービスのような現金以外の給付の金銭的価値や、保険料、会社に関連した社交活動やセキュリティ措置のための費用、該当する場合には、これらの給付に関する税金の納付および課税対象の費用の払戻しを含む。

基本給の金額に変更はなかった。しかし、企業年金制度への年金拠出額は、2016年度において、監査役会によって個人毎に決定される。

#### 業績連動項目（変動報酬）

変動報酬は業績連動である。これは引き続きすべての取締役に対して、前述の2つの項目から構成される。

- 年間業績報奨
- 長期業績報奨

また、フロント・オフィスを兼務する取締役には、以下の追加項目が加わる。

- 部門業績報奨

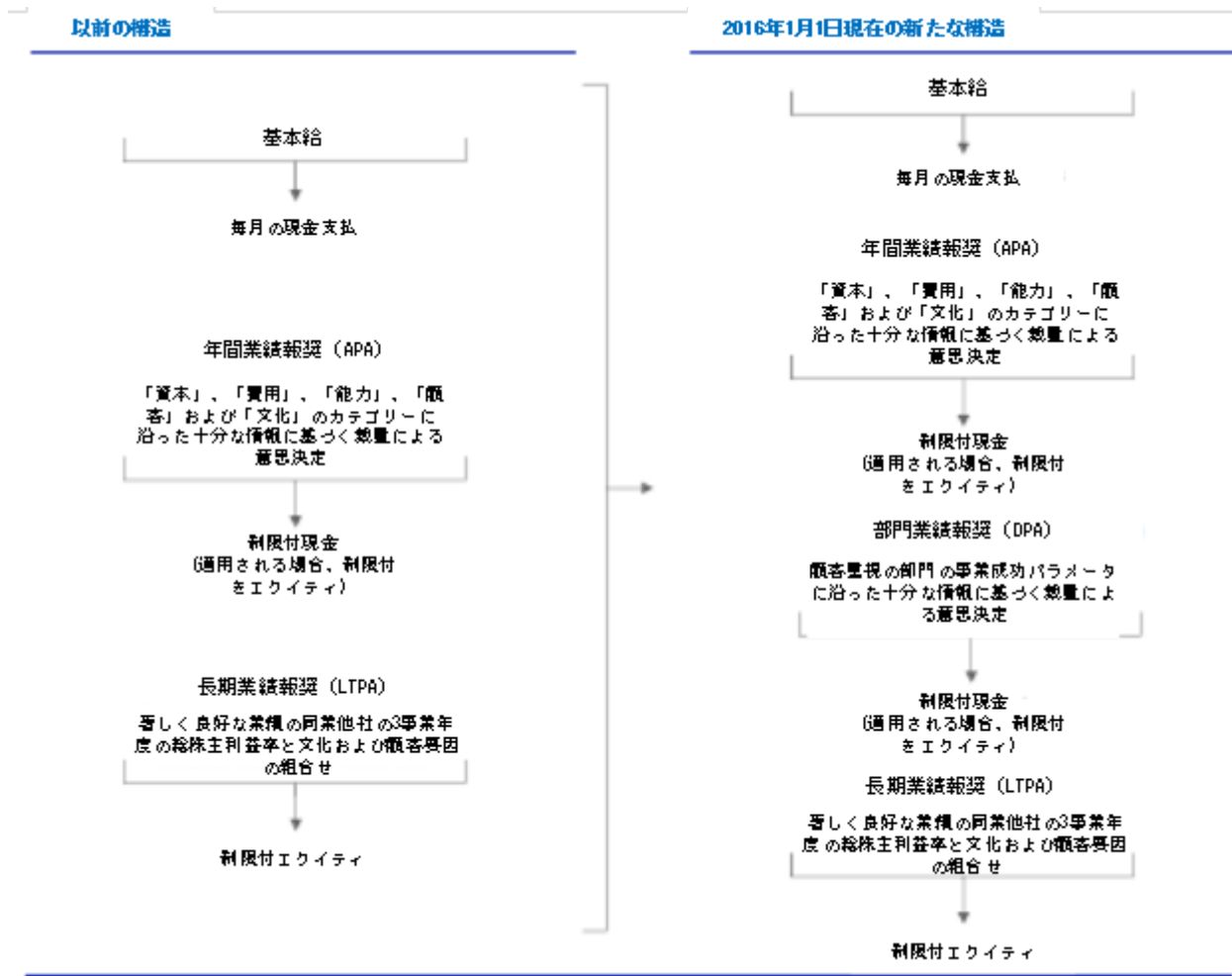
#### 部門業績報奨（DPA）

DPAは、当行の短期および中期事業方針並びに各事業年度の業績評価に関する目標設定プロセスの一環として設定された戦略的目標の達成に対して付与される。DPAの決定は、関連する部門に適用される事業方針および戦略的目標に寄与する目的で、部門の事業およびリスク戦略、並びに取締役としての責任に対応して設定した個人毎の目標とも整合するように設計されている。財務的成功だけでなく、事業活動の一部として行った従業員および顧客に対する行為もまた、プロセスにおいて考慮される。したがって、原則的にDPAは他の年間業績報奨と同様の意思決定および決定の論理に従いながら、一方で顧客重視の事業部門の事業成功パラメータにより一層の重点を置いている。

年間目標設定プロセスの一環として、監査役会が年度終了後に業績評価の基礎として使用する、すべての目標に対応する要因が設定される。各目標達成度合いおよびDPAの最終額は、幾つかの要素に基づく、十分な情報を得た上での判断の一環として監査役会の裁量に基づき決定される。DPA決定の関連要因は、目標達成水準と関連する目標の比重である。

評価対象期間中に目標が達成されない場合、監査役会はDPAを付与しない旨を決定することができる。

以下の図は、2015年12月31日以前に適用された報酬構造と2016年1月1日現在適用される報酬構造の比較を示している。



新たな報酬構造は、2016年5月の株主総会において詳細に示される。株主総会では、変更された報酬制度の承認に関する決議が行われる予定である。

## 取締役会の報酬

### 基本給

2015事業年度において、取締役会の各共同会長の年間基本給は3,800,000ユーロであり、一般の取締役は2,400,000ユーロであった。

### 変動報酬

監査役会は報酬統制委員会の提案に基づき、2015事業年度、2015年度に業務を行うすべての取締役の変動報酬を削減し、取締役である期間中、0とすることを決定した。この削減は、2015事業年度における当行の主要業績指標の悪化によるものである。

### 報酬総額

取締役は、2015事業年度に対する報酬（付加給付および年金勤務費用は除く）として、取締役業務について合算で総額22,660,000ユーロ（2014年度：35,277,666ユーロ）を当年度に受け取った。当金額は基本給のみである（2014年度：19,600,000ユーロ）。0ユーロ（2014年度：15,677,666ユーロ）が長期奨励付業績連動項目として受け取られた。

監査役会は、2015年度の報酬を個人別に次のように決定した。（当表は、退任する取締役が退職金に関連して受け取った金額を含まない。それは後述の「期限前解約時のその他の給付」で記載されている。）

| 単位：ユーロ                     |           |                  |                   | 2015年度    | 2014年度    |
|----------------------------|-----------|------------------|-------------------|-----------|-----------|
|                            | 基本給       | APA <sup>1</sup> | LTPA <sup>2</sup> | 報酬総額      | 報酬総額      |
| John Cryan <sup>3</sup>    | 1,900,000 | 0                | 0                 | 1,900,000 | -         |
| Jürgen Fitschen            | 3,800,000 | 0                | 0                 | 3,800,000 | 6,661,958 |
| Anshuman Jain <sup>4</sup> | 1,900,000 | 0                | 0                 | 1,900,000 | 6,661,958 |



|                                   |            |   |   |            |            |
|-----------------------------------|------------|---|---|------------|------------|
| Stefan Krause <sup>5</sup>        | 2,400,000  | 0 | 0 | 2,400,000  | 4,352,500  |
| Dr. Stephan Leithner <sup>5</sup> | 2,000,000  | 0 | 0 | 2,000,000  | 4,467,250  |
| Stuart Lewis                      | 2,400,000  | 0 | 0 | 2,400,000  | 4,429,000  |
| Sylvie Matherat <sup>6</sup>      | 400,000    | 0 | 0 | 400,000    | -          |
| Rainer Neske <sup>4</sup>         | 1,200,000  | 0 | 0 | 1,200,000  | 4,352,500  |
| Henry Ritchotte                   | 2,400,000  | 0 | 0 | 2,400,000  | 4,352,500  |
| Karl von Rohr <sup>6</sup>        | 400,000    | 0 | 0 | 400,000    | -          |
| Dr. Marcus Schenck <sup>7</sup>   | 1,460,000  | 0 | 0 | 1,460,000  | -          |
| Christian Sewing <sup>8</sup>     | 2,400,000  | 0 | 0 | 2,400,000  | -          |
| 合計                                | 22,660,000 | 0 | 0 | 22,660,000 | 35,277,666 |

1 APAとは、年間業績報奨（額）である。

2 LTPAとは、長期業績報奨である。

3 2015年7月1日就任。

4 2015年6月30日退任。

5 2015年10月31日退任。

6 2015年11月1日就任。

7 2015年5月22日就任。

8 2015年1月1日就任。

ドイツ・コーポレート・ガバナンス・コード(以下「GCGC」という。)に準拠した報酬

GCGC4.2.5項第3段落の要件に準拠した取締役の報酬は、以下に記載されている。これは、付加給付を含む現在検討中の当年度に付与された給付から構成され、変動報酬項目に関する最大および最小の実現可能な報酬を含んでいる。さらに、固定報酬の支払い、現在検討中の当年度に関する短期的および長期的な変動報酬が、関連年度別に分けて報告されている。

以下の表は、2015事業年度に付与された報酬を示している。

GCGCに従って2015年度（および2014年度）に付与された報酬

|                         |                | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |                |                |                |                |  |
|-------------------------|----------------|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標)                  | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |  |
| 固定報酬（基本給）               | 1,900,000      | 1,900,000                       | 1,900,000      | 1,900,000      | 0              | 0              |  |
| 付加給付                    | 29,697         | 29,697                          | 29,697         | 29,697         | 0              | 0              |  |
| 合計                      | 1,929,697      | 1,929,697                       | 1,929,697      | 1,929,697      | 0              | 0              |  |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| このうち：                   |                |                                 |                |                |                |                |  |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 2,650,000                       | 0              | 4,350,000      | 0              | 0              |  |
| このうち：                   |                |                                 |                |                |                |                |  |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0                               | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 750,000                         | 0              | 1,500,000      | 0              | 0              |  |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 1,900,000                       | 0              | 2,850,000      | 0              | 0              |  |
| 合計                      | 0              | 2,650,000                       | 0              | 4,350,000      | 0              | 0              |  |
| 年金勤務費用                  | 439,065        | 439,065                         | 439,065        | 439,065        | 0              | 0              |  |
| 報酬総額（GCGC）              | 2,368,762      | 5,018,762                       | 2,368,762      | 6,718,762      | 0              | 0              |  |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,900,000      | 4,550,000                       | 1,900,000      | 6,250,000      | 0              | 0              |  |

1 2015年7月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

|                         |                | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |                |                |                |                |  |
|-------------------------|----------------|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標)          | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |  |
| 固定報酬（基本給）               | 3,800,000      | 3,800,000               | 3,800,000      | 3,800,000      | 3,800,000      | 3,800,000      |  |
| 付加給付                    | 102,016        | 102,016                 | 102,016        | 102,016        | 118,852        | 118,852        |  |
| 合計                      | 3,902,016      | 3,902,016               | 3,902,016      | 3,902,016      | 3,918,852      | 3,918,852      |  |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| このうち：                   |                |                         |                |                |                |                |  |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 5,300,000               | 0              | 8,700,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |  |
| このうち：                   |                |                         |                |                |                |                |  |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0                       | 0              | 0              | 0              | 0              |  |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 1,500,000               | 0              | 3,000,000      | 860,625        | 1,500,000      |  |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 3,800,000               | 0              | 5,700,000      | 2,001,333      | 3,800,000      |  |
| 合計                      | 0              | 5,300,000               | 0              | 8,700,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |  |
| 年金勤務費用                  | 624,192        | 624,192                 | 624,192        | 624,192        | 648,216        | 648,216        |  |
| 報酬総額（GCGC）              | 4,526,208      | 9,826,208               | 4,526,208      | 13,226,208     | 7,429,026      | 9,867,068      |  |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 3,800,000      | 9,100,000               | 3,800,000      | 12,500,000     | 6,661,958      | 9,100,000      |  |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Anshuman Jain<sup>1</sup>  
共同会長

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬（基本給）               | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,900,000      | 1,900,000      | 3,800,000      | 3,800,000      |
| 付加給付                    | 337,718        | 337,718        | 337,718        | 337,718        | 718,914        | 718,914        |
| 合計                      | 2,237,718      | 2,237,718      | 2,237,718      | 2,237,718      | 4,518,914      | 4,518,914      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 750,000        | 0              | 1,500,000      | 860,625        | 1,500,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 1,900,000      | 0              | 2,850,000      | 2,001,333      | 3,800,000      |
| 合計                      | 0              | 2,650,000      | 0              | 4,350,000      | 2,861,958      | 5,300,000      |
| 年金勤務費用                  | 1,553,203      | 1,553,203      | 1,553,203      | 1,553,203      | 857,192        | 857,192        |
| 報酬総額（GCGC）              | 3,790,921      | 6,440,921      | 3,790,921      | 8,140,921      | 8,238,064      | 10,676,106     |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,900,000      | 4,550,000      | 1,900,000      | 6,250,000      | 6,661,958      | 9,100,000      |

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stefan Krause

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬（基本給）               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 105,099        | 105,099        | 105,099        | 105,099        | 124,753        | 124,753        |
| 合計                      | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,505,099      | 2,524,753      | 2,524,753      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 498,908        | 498,908        | 498,908        | 498,908        | 521,887        | 521,887        |
| 報酬総額（GCGC）              | 3,004,007      | 6,404,007      | 3,004,007      | 8,604,007      | 4,999,140      | 6,446,640      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr.Stephan Leithner<sup>1</sup>

|                         | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                  |                |                |                |                |                |                |
| 固定報酬（基本給）               | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,000,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 72,570         | 72,570         | 72,570         | 72,570         | 353,552        | 353,552        |
| 合計                      | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,072,570      | 2,753,552      | 2,753,552      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 2,833,333      | 0              | 4,666,667      | 2,067,250      | 3,400,000      |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 833,333        | 0              | 1,666,667      | 803,250        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 2,000,000      | 0              | 3,000,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 2,833,333      | 0              | 4,666,667      | 2,067,250      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 442,033        | 442,033        | 442,033        | 442,033        | 561,694        | 561,694        |
| 報酬総額（GCGC）              | 2,514,603      | 5,347,936      | 2,514,603      | 7,181,270      | 5,382,496      | 6,715,246      |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 2,000,000      | 4,833,333      | 2,000,000      | 6,666,667      | 4,467,250      | 5,800,000      |

1 2015年10月31日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Stuart Lewis

|                         | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 単位：ユーロ                  |                |                |                |                |                |                |
| 固定報酬（基本給）               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 97,624         | 97,624         | 97,624         | 97,624         | 84,937         | 84,937         |
| 合計                      | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,497,624      | 2,484,937      | 2,484,937      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 2,029,000      | 3,400,000      |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 765,000        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 2,029,000      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 516,969        | 516,969        | 516,969        | 516,969        | 551,095        | 551,095        |
| 報酬総額（GCGC）              | 3,014,593      | 6,414,593      | 3,014,593      | 8,614,593      | 5,065,032      | 6,436,032      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,429,000      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Sylvie Matherat<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬（基本給）               | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 5,226          | 5,226          | 5,226          | 5,226          | 0              | 0              |
| 合計                      | 405,226        | 405,226        | 405,226        | 405,226        | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 166,667        | 0              | 333,333        | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 400,000        | 0              | 600,000        | 0              | 0              |
| 合計                      | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 128,506        | 128,506        | 128,506        | 128,506        | 0              | 0              |
| 報酬総額（GCGC）              | 533,732        | 1,100,399      | 533,732        | 1,467,065      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 400,000        | 966,667        | 400,000        | 1,333,333      | 0              | 0              |

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Rainer Neske<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬（基本給）               | 1,200,000      | 1,200,000      | 1,200,000      | 1,200,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 61,347         | 61,347         | 61,347         | 61,347         | 96,155         | 96,155         |
| 合計                      | 1,261,347      | 1,261,347      | 1,261,347      | 1,261,347      | 2,496,155      | 2,496,155      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
|                         | 0              | 1,700,000      | 0              | 2,800,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 複数年度変動報酬                |                |                |                |                |                |                |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 500,000        | 0              | 1,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 1,200,000      | 0              | 1,800,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 1,700,000      | 0              | 2,800,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 550,484        | 550,484        | 550,484        | 550,484        | 539,553        | 539,553        |
| 報酬総額（GCGC）              | 1,811,831      | 3,511,831      | 1,811,831      | 4,611,831      | 4,988,208      | 6,435,708      |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,200,000      | 2,900,000      | 1,200,000      | 4,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 2015年6月30日退任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Henry Ritchotte

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬（基本給）               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      |
| 付加給付                    | 382,390        | 382,390        | 382,390        | 382,390        | 289,842        | 289,842        |
| 合計                      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,782,390      | 2,689,842      | 2,689,842      |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払（APAの一部）            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| このうち：                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨（APAの一部） | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨（APA）            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 688,500        | 1,000,000      |
| 制限付エクイティ報奨（LTPA）        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 1,264,000      | 2,400,000      |
| 合計                      | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 1,952,500      | 3,400,000      |
| 年金勤務費用                  | 502,274        | 502,274        | 502,274        | 502,274        | 530,086        | 530,086        |
| 報酬総額（GCGC）              | 3,284,664      | 6,684,664      | 3,284,664      | 8,884,664      | 5,172,428      | 6,619,928      |
| 報酬総額 <sup>1</sup>       | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 4,352,500      | 5,800,000      |

1 付加給付および年金勤務費用を除く。

Karl von Rohr<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬(基本給)               | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 400,000        | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 2,348          | 2,348          | 2,348          | 2,348          | 0              | 0              |
| 合計                      | 402,348        | 402,348        | 402,348        | 402,348        | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払(APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨(APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨(APA)            | 0              | 166,667        | 0              | 333,333        | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨(LTPA)        | 0              | 400,000        | 0              | 600,000        | 0              | 0              |
| 合計                      | 0              | 566,667        | 0              | 933,333        | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 131,141        | 131,141        | 131,141        | 131,141        | 0              | 0              |
| 報酬総額(GCGC)              | 533,489        | 1,100,156      | 533,489        | 1,466,822      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 400,000        | 966,667        | 400,000        | 1,333,333      | 0              | 0              |

1 2015年11月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Dr. Marcus Schenck<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬(基本給)               | 1,460,000      | 1,460,000      | 1,460,000      | 1,460,000      | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 38,370         | 38,370         | 38,370         | 38,370         | 0              | 0              |
| 合計                      | 1,498,370      | 1,498,370      | 1,498,370      | 1,498,370      | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払(APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 2,068,333      | 0              | 3,406,667      | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨(APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨(APA)            | 0              | 608,333        | 0              | 1,216,667      | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨(LTPA)        | 0              | 1,460,000      | 0              | 2,190,000      | 0              | 0              |
| 合計                      | 0              | 2,068,333      | 0              | 3,406,667      | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 478,387        | 478,387        | 478,387        | 478,387        | 0              | 0              |
| 報酬総額(GCGC)              | 1,976,757      | 4,045,090      | 1,976,757      | 5,383,424      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 1,460,000      | 3,528,333      | 1,460,000      | 4,866,667      | 0              | 0              |

1 2015年5月22日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

Christian Sewing<sup>1</sup>

| 単位：ユーロ                  | 2015年度<br>(決定) | 2015年度<br>(目標) | 2015年度<br>(最小) | 2015年度<br>(最大) | 2014年度<br>(決定) | 2014年度<br>(目標) |
|-------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 固定報酬(基本給)               | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 2,400,000      | 0              | 0              |
| 付加給付                    | 19,471         | 19,471         | 19,471         | 19,471         | 0              | 0              |
| 合計                      | 2,419,471      | 2,419,471      | 2,419,471      | 2,419,471      | 0              | 0              |
| 単年度変動報酬                 | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| 即時支払(APAの一部)            | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 複数年度変動報酬                | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 0              | 0              |
| このうち:                   |                |                |                |                |                |                |
| エクイティ・アップフロント報奨(APAの一部) | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              | 0              |
| 制限付奨励報奨(APA)            | 0              | 1,000,000      | 0              | 2,000,000      | 0              | 0              |
| 制限付エクイティ報奨(LTPA)        | 0              | 2,400,000      | 0              | 3,600,000      | 0              | 0              |
| 合計                      | 0              | 3,400,000      | 0              | 5,600,000      | 0              | 0              |
| 年金勤務費用                  | 559,197        | 559,197        | 559,197        | 559,197        | 0              | 0              |
| 報酬総額(GCGC)              | 2,978,668      | 6,378,668      | 2,978,668      | 8,578,668      | 0              | 0              |
| 報酬総額 <sup>2</sup>       | 2,400,000      | 5,800,000      | 2,400,000      | 8,000,000      | 0              | 0              |

1 2015年1月1日就任。

2 付加給付および年金勤務費用を除く。

以下の表は、2015事業年度に支払われた金額を示している。

GCGCに従って2015年度（および2014年度）に支払われた金額

| 単位：ユーロ               | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |        | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |           | Anshuman Jain <sup>2</sup><br>共同会長 |           | Stefan Krause |           |
|----------------------|---------------------------------|--------|-------------------------|-----------|------------------------------------|-----------|---------------|-----------|
|                      | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                  | 2014年度    | 2015年度                             | 2014年度    | 2015年度        | 2014年度    |
| 固定報酬（基本給）            | 1,900,000                       | 0      | 3,800,000               | 3,800,000 | 1,900,000                          | 3,800,000 | 2,400,000     | 2,400,000 |
| 付加給付                 | 29,697                          | 0      | 102,016                 | 118,852   | 337,718                            | 718,914   | 105,099       | 124,753   |
| 合計                   | 1,929,697                       | 0      | 3,902,016               | 3,918,852 | 2,237,718                          | 4,518,914 | 2,505,099     | 2,524,753 |
| 単年度変動報酬              | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                                  | 0         | 0             | 0         |
| このうち即時支払             | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                                  | 0         | 0             | 0         |
| 複数年度変動報酬             | 0                               | 0      | 285,529                 | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 303,115       | 446,444   |
| このうちエクイティ・アップフロント報奨： |                                 |        |                         |           |                                    |           |               |           |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0                               | 0      | 0                       | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 0             | 446,444   |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                                 |        |                         |           |                                    |           |               |           |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0                               | 0      | 285,529                 | 0         | 0                                  | 0         | 303,115       | 0         |
| 合計                   | 0                               | 0      | 285,529                 | 420,542   | 0                                  | 829,761   | 303,115       | 446,444   |
| 年金勤務費用               | 439,065                         | 0      | 624,192                 | 648,216   | 1,553,203                          | 857,192   | 498,908       | 521,887   |
| 報酬総額（GCGC）           | 2,368,762                       | 0      | 4,811,737               | 4,987,610 | 3,790,921                          | 6,205,867 | 3,307,122     | 3,493,084 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ               | Dr.Stephan Leithner <sup>1</sup> |           | Stuart Lewis |           | Sylvie Matherat <sup>2</sup> |        | Rainer Neske <sup>3</sup> |           |
|----------------------|----------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------------|--------|---------------------------|-----------|
|                      | 2015年度                           | 2014年度    | 2015年度       | 2014年度    | 2015年度                       | 2014年度 | 2015年度                    | 2014年度    |
| 固定報酬（基本給）            | 2,000,000                        | 2,400,000 | 2,400,000    | 2,400,000 | 400,000                      | 0      | 1,200,000                 | 2,400,000 |
| 付加給付                 | 72,570                           | 353,552   | 97,624       | 84,937    | 5,226                        | 0      | 61,347                    | 96,155    |
| 合計                   | 2,072,570                        | 2,753,552 | 2,497,624    | 2,484,937 | 405,226                      | 0      | 1,261,347                 | 2,496,155 |
| 単年度変動報酬              | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| このうち即時支払             | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 複数年度変動報酬             | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| このうちエクイティ・アップフロント報奨： |                                  |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                                  |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 合計                   | 0                                | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 433,493   |
| 年金勤務費用               | 442,033                          | 561,694   | 516,969      | 551,095   | 128,506                      | 0      | 550,484                   | 539,553   |
| 報酬総額（GCGC）           | 2,514,603                        | 3,315,246 | 3,014,593    | 3,036,032 | 533,732                      | 0      | 1,811,831                 | 3,469,201 |

1 2015年10月31日退任。

2 2015年11月1日就任。

3 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ               | Henry Ritchotte |           | Karl von Rohr <sup>1</sup> |        | Dr. Marcus Schenck <sup>2</sup> |        | Christian Sewing <sup>3</sup> |        |
|----------------------|-----------------|-----------|----------------------------|--------|---------------------------------|--------|-------------------------------|--------|
|                      | 2015年度          | 2014年度    | 2015年度                     | 2014年度 | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                        | 2014年度 |
| 固定報酬（基本給）            | 2,400,000       | 2,400,000 | 400,000                    | 0      | 1,460,000                       | 0      | 2,400,000                     | 0      |
| 付加給付                 | 382,390         | 289,842   | 2,348                      | 0      | 38,370                          | 0      | 19,471                        | 0      |
| 合計                   | 2,782,390       | 2,689,842 | 402,348                    | 0      | 1,498,370                       | 0      | 2,419,471                     | 0      |
| 単年度変動報酬              | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうち即時支払             | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 複数年度変動報酬             | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうちエクイティ・アップフロント報奨： |                 |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 2010年度のEUA（2014年度まで） | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| このうち制限付エクイティ報奨：      |                 |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 2010年度のREA（2016年度まで） | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 合計                   | 0               | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 年金勤務費用               | 502,274         | 530,086   | 131,141                    | 0      | 478,387                         | 0      | 559,197                       | 0      |
| 報酬総額（GCGC）           | 3,284,664       | 3,219,928 | 533,489                    | 0      | 1,976,757                       | 0      | 2,978,668                     | 0      |

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2015年1月1日就任。

2015年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Jain氏、Krause氏、Dr.Leithner氏、Lewis氏、Neske氏、Ritchotte氏、および前期に取締役を退任した4人の前取締役に対して、非失効かつ/または2015年に支払いの対象になっていた繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2015年2月および8月に支払われていない（あるいは株式を基礎とする項目の場合は、交付されていない）報酬項目は含まれていない。

#### ドイツ会計基準第17号（GAS第17号）に準拠した報酬

GAS第17号の規定に従って、取締役は、2015事業年度の報酬として、取締役業務について合算で総額23,913,876ユーロ（2014年度：31,709,671ユーロ）を受け取った。このうち、22,660,000ユーロ（2014年度：19,600,000ユーロ）が基本給、1,253,876ユーロ（2014年度：1,787,005ユーロ）が付加給付、0ユーロ（2014年度：10,322,666ユーロ）が業績連動項目（長期奨励あり）であった。

ドイツ会計基準第17号に従って、制限付奨励報奨（一定の条件（失効条件）の対象となる繰延の株式を基礎としない報酬項目）は、当初付与された年度ではなく、支払年度（すなわち、無条件の支払が行われる事業年度）の報酬総額に含めて認識されなければならない。これに基づき、各取締役は、2015年度および2014年度に関して実施した、またはこれらの年度において実施した取締役業務について以下の報酬項目（業績非連動のその他の給付を含む。）を受領した。



GAS第17号に準拠した報酬

| 単位：ユーロ          | John Cryan <sup>1</sup><br>共同会長 |        | Jürgen Fitschen<br>共同会長 |           | Anshuman Jain <sup>2</sup> |           | Stefan Krause |           |
|-----------------|---------------------------------|--------|-------------------------|-----------|----------------------------|-----------|---------------|-----------|
|                 | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                  | 2014年度    | 2015年度                     | 2014年度    | 2015年度        | 2014年度    |
| 報酬              |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 業績連動項目          |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 長期奨励なし          |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 即時支払            | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 長期奨励あり          |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 現金を基礎とする        |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 制限付奨励報奨付与       | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 株式を基礎とする        |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0                               | 0      | 0                       | 0         | 0                          | 0         | 0             | 0         |
| 制限付エクイティ報奨      | 0                               | 0      | 0                       | 2,001,333 | 0                          | 2,001,333 | 0             | 1,264,000 |
| 業績非連動項目         |                                 |        |                         |           |                            |           |               |           |
| 基本給             | 1,900,000                       | 0      | 3,800,000               | 3,800,000 | 1,900,000                  | 3,800,000 | 2,400,000     | 2,400,000 |
| 付加給付            | 29,697                          | 0      | 102,016                 | 118,852   | 337,718                    | 718,914   | 105,099       | 124,753   |
| 総額              | 1,929,697                       | 0      | 3,902,016               | 5,920,185 | 2,237,718                  | 6,520,247 | 2,505,099     | 3,788,753 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ          | Dr. Stephan<br>Leithner <sup>1</sup> |           | Stuart Lewis |           | Sylvie Matherat <sup>2</sup> |        | Ranier Naske <sup>3</sup> |           |
|-----------------|--------------------------------------|-----------|--------------|-----------|------------------------------|--------|---------------------------|-----------|
|                 | 2015年度                               | 2014年度    | 2015年度       | 2014年度    | 2015年度                       | 2014年度 | 2015年度                    | 2014年度    |
| 報酬              |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 業績連動項目          |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 長期奨励なし          |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 即時支払            | 0                                    | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 長期奨励あり          |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 現金を基礎とする        |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 制限付奨励報奨付与       | 0                                    | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 株式を基礎とする        |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0                                    | 0         | 0            | 0         | 0                            | 0      | 0                         | 0         |
| 制限付エクイティ報奨      | 0                                    | 1,264,000 | 0            | 1,264,000 | 0                            | 0      | 0                         | 1,264,000 |
| 業績非連動項目         |                                      |           |              |           |                              |        |                           |           |
| 基本給             | 2,000,000                            | 2,400,000 | 2,400,000    | 2,400,000 | 400,000                      | 0      | 1,200,000                 | 2,400,000 |
| 付加給付            | 72,570                               | 353,552   | 97,624       | 84,937    | 5,226                        | 0      | 61,347                    | 96,155    |
| 総額              | 2,072,570                            | 4,017,552 | 2,497,624    | 3,748,937 | 405,226                      | 0      | 1,261,347                 | 3,760,155 |

1 2015年10月31日退任。

2 2015年11月1日就任。

3 2015年6月30日退任。

| 単位：ユーロ          | Henry Ritchtotte |           | Karl von Rohr <sup>1</sup> |        | Dr, Marcus Schenck <sup>2</sup> |        | Christian Sewing <sup>3</sup> |        |
|-----------------|------------------|-----------|----------------------------|--------|---------------------------------|--------|-------------------------------|--------|
|                 | 2015年度           | 2014年度    | 2015年度                     | 2014年度 | 2015年度                          | 2014年度 | 2015年度                        | 2014年度 |
| 報酬              |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 業績連動項目          |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 長期奨励なし          |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 即時支払            | 0                | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 長期奨励あり          |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 現金を基礎とする        |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 制限付奨励報奨付与       | 0                | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 株式を基礎とする        |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0                | 0         | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 制限付エクイティ報奨      | 0                | 1,264,000 | 0                          | 0      | 0                               | 0      | 0                             | 0      |
| 業績非連動項目         |                  |           |                            |        |                                 |        |                               |        |
| 基本給             | 2,400,000        | 2,400,000 | 400,000                    | 0      | 1,460,000                       | 0      | 2,400,000                     | 0      |
| 付加給付            | 382,390          | 289,842   | 2,348                      | 0      | 38,370                          | 0      | 19,471                        | 0      |
| 総額              | 2,782,390        | 3,953,842 | 402,348                    | 0      | 1,498,370                       | 0      | 2,419,471                     | 0      |

1 2015年11月1日就任。

2 2015年5月22日就任。

3 2015年1月1日就任。

| 単位：ユーロ          | 総額         |            |
|-----------------|------------|------------|
|                 | 2015年度     | 2014年度     |
| 報酬              |            |            |
| 業績連動項目          |            |            |
| 長期奨励なし          |            |            |
| 即時支払            | 0          | 0          |
| 長期奨励あり          |            |            |
| 現金を基礎とする        |            |            |
| 制限付奨励報奨付与       | 0          | 0          |
| 株式を基礎とする        |            |            |
| エクイティ・アップフロント報奨 | 0          | 0          |
| 制限付エクイティ報奨      | 0          | 10,322,666 |
| 業績非連動項目         |            |            |
| 基本給             | 22,660,000 | 19,600,000 |
| 付加給付            | 1,253,876  | 1,787,005  |
| 総額              | 23,913,876 | 31,709,671 |

2015年度において、監査役会は、報告期間中の取締役であったFitschen氏、Jain氏、Krause氏、Dr.Leithner氏、Lewis氏、Neske氏、Ritchtotte氏、および前期に取締役を退任した4人の前取締役に対して、非失効かつ/または2015年に権利確定予定の繰延報酬項目のトランシェを停止することを決定した。したがって、上記の表には、2015年8月に支払われていない制限付奨励報奨は含まれていない。

#### 株式報奨

監査役会は取締役に2015年度に変動報酬を付与しないことを決めた。各取締役に対して2014年度に関して2015年度に付与された制限付エクイティ報奨の形の株式報奨の数は、それぞれのユーロ建ての報奨額を2015年2月の最初の10取引日におけるドイツ銀行AG株式のXETRA終値の平均で割ることにより算定された(27.108ユーロ)。

その結果、付与された株式報奨の数(四捨五入後)は以下のとおりであった。

## 取締役

| ユニット                              | 年度     | エクイティ・<br>アップフロント報奨<br>(保有期間あり) | 制限付<br>エクイティ報奨<br>(繰延および<br>追加保有期間あり) |
|-----------------------------------|--------|---------------------------------|---------------------------------------|
| John Cryan <sup>1</sup>           | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Jürgen Fitschen                   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 73,828                                |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>        | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 73,828                                |
| Stefan Krause                     | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Dr. Stephan Leithner <sup>3</sup> | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Stuart Lewis                      | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>      | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Rainer Neske <sup>2</sup>         | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Henry Ritchotte                   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
|                                   | 2014年度 | 0                               | 46,628                                |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>        | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Dr. Marcus Schenck <sup>5</sup>   | 2015年度 | 0                               | 0                                     |
| Christian Sewing <sup>6</sup>     | 2015年度 | 0                               | 0                                     |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

取締役は、ドイツ銀行子会社の取締役業務に関する報酬は、受け取っていない。

元雇用者がJohn Cryan氏に付与した繰延報酬項目は、Cryan氏が取締役としての活動を開始したため、失効した。失効した報酬項目は、2015年度のDBエクイティ・プラン（制約付エクイティ報奨）に基づく17,440.59のドイツ銀行の株式報酬の付与によって等しく置き換えられた。制約付エクイティ報奨は、2016年3月1日に権利確定し、追加の6ヶ月の保有期間がある。特定の失効規定は、2016年9月1日に解放されるまで、当該報奨に適用される。

## 年金および移行給付

監査役会は、取締役に年金制度給付を受け取る権利を与えている。当該権利は確定拠出年金制度に基づく年金を含む。この年金制度の下、取締役会への選任後に個人の年金勘定が加入取締役ごとに設定される。年1回、この年金勘定に対して拠出がなされる。

取締役は契約で合意されたユーロ建ての年次固定額の形で拠出金を受けとる。この拠出額は、年齢的要因に応じて、60歳までは年平均4%の利率により、前払利息が発生する。61歳から退任までは、年金勘定の行われた拠出額に年4%の利息が付与される。

これらの年次拠出額の合計が、将来の年金給付の支払に利用可能な年金額を形成する。所定の条件の下で、年金の支払期限は、年金支払の原因となる通常の事象（定年、障害または死亡）が発生する前に到来する場合もある。年金受給権は当初から権利確定している。

以下の表は、2015年度および2014年度の年間拠出額、利息、勘定残高、および年間勤務費用、ならびに2015年度在任中の各取締役の2015年12月31日および2014年12月31日現在の確定給付制度債務を示している。残高の違いは、取締役会における勤務期間の相違、各人の年齢的要因および拠出率の相違ならびに各人の年金支給対象報酬金額および前述した各人の追加の権利によるものである。

| 取締役                                  | 年間拠出額                  |         | 利息     |        | 勘定残高           |           | 勤務費用(IFRS) |         | 確定給付制度債務<br>の現在価値(IFRS) |           |
|--------------------------------------|------------------------|---------|--------|--------|----------------|-----------|------------|---------|-------------------------|-----------|
|                                      | (各年度)                  |         | (各年度)  |        | (各年度)          |           | (各年度)      |         | (年度末)                   |           |
| 単位：ユーロ                               | 2015年度                 | 2014年度  | 2015年度 | 2014年度 | 2015年度         | 2014年度    | 2015年度     | 2014年度  | 2015年度                  | 2014年度    |
| John Cryan <sup>1</sup>              | 393,250                | 0       | 0      | 0      | 393,250        | 0         | 439,065    | 0       | 450,200                 | 0         |
| Jürgen Fitschen                      | 650,000                | 650,000 | 95,272 | 65,351 | 2,549,796      | 1,804,524 | 624,192    | 648,216 | 2,576,287               | 1,935,819 |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>           | 1,919,125 <sup>8</sup> | 903,500 | 0      | 0      | 0 <sup>9</sup> | 2,016,125 | 1,553,203  | 857,192 | 0                       | 1,884,104 |
| Stefan Krause                        | 520,000                | 536,000 | 0      | 0      | 4,042,137      | 3,522,137 | 498,908    | 521,887 | 3,685,741               | 3,336,863 |
| Dr. Stephan<br>Leithner <sup>3</sup> | 500,000                | 620,000 | 0      | 0      | 1,758,250      | 1,258,250 | 442,033    | 561,694 | 0                       | 1,128,360 |
| Stuart Lewis                         | 576,000                | 600,000 | 0      | 0      | 1,786,938      | 1,210,938 | 516,969    | 551,095 | 1,551,547               | 1,103,545 |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>         | 86,668                 | 0       | 0      | 0      | 86,668         | 0         | 128,506    | 0       | 130,231                 | 0         |
| Rainer Neske <sup>2</sup>            | 600,667                | 576,000 | 0      | 0      | 3,973,532      | 3,372,865 | 550,484    | 539,553 | 0                       | 3,068,819 |
| Henry Ritchothe                      | 536,000                | 556,000 | 0      | 0      | 1,648,313      | 1,112,313 | 502,274    | 530,086 | 1,496,159               | 1,053,970 |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>           | 96,001                 | 0       | 0      | 0      | 96,001         | 0         | 131,141    | 0       | 132,799                 | 0         |
| Dr. Marcus<br>Schenck <sup>5</sup>   | 528,001                | 0       | 0      | 0      | 528,001        | 0         | 478,387    | 0       | 490,386                 | 0         |
| Christian<br>Sewing <sup>6</sup>     | 692,000                | 0       | 0      | 0      | 692,000        | 0         | 559,197    | 0       | 572,899                 | 0         |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

7 年齢的要因を含む。

8 表記拠出額は2015年1月1日から6月30日までの拠出額435,500ユーロおよび役員契約の期限前解約に関連する退職契約の合意に基づく非保険金額1,483,625ユーロからなる。

9 取締役退任時点、年金受給資格は権利確定されておらず、現金報酬3,437,307ユーロが支払われた。

## 期限前解約時のその他の給付

正当な理由により選任の取消しまたは解雇通告を行う権利が当行にない場合、当行の都合により任用契約を期限前に解約する場合には、取締役は原則的に退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、2年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

支配の変更に関連して取締役が退職する場合、当該取締役はまた、原則として所定の条件の下で、退職金を受け取る権利を有する。退職金は、原則として、3年分の報酬額と契約残存期間に対する報酬債権のうちいずれか少ない方を超えない。報酬の計算は前事業年度の年間報酬に基づく。

前述の退職金は監査役会によりその単独の裁量の範囲内で決定される。原則として、退職金は2回に分けて支給される。2回目の支給は権利が確定するまで一定の失効条件の対象となる。

2015年に5人の取締役が取締役会を退任した。当行の退任に伴い、取締役会はAnshuman Jain氏、Stefan Krause氏、Stephan Leithner氏、Rainer Neske氏およびHenry Ritchothe氏と以下の条項を含む契約の解除に関する合意書を締結した。

Anshuman Jain氏は、2015年6月末付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、年金制度給付を受け取る権利に関して1,483,625ユーロの一時保険金および2,216,667ユーロの退職金について合意した。退職金は、業務委託契約の終了に対する支払であり、雇用契約で合意された競業禁止に対する補償金が含まれる。退職金は、2015年6月に支払われた。Jain氏は、最長2017年6月30日まで、もしくは専門的活動を行う別の管理職に就任するまで、合理的な範囲で事務所の使用および秘書のサポート、並びに運転手付きの社用車を使用することができる。当行は、契約の解除に関する合意書に関連してJain氏に提供された法律上の助言について発生したRVG (Rechtsanwaltsvergütungsgesetz) に基づく法定金額382,008.45ユーロの費用、および当行との雇用関係から生じる報酬および給付に関連して提供される税務上の助言について発生した全費用を負担した。

Stefan Krause氏は、2015年10月31日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、2015年12月31日までの付加給付を含む基本給の支払、契約解除後の競業禁止の補償金1,560,000ユーロおよび退職金7,145,000ユーロについて合意された。退職金は、2回に分けて支給される。1回目の支給3,572,500ユーロは、2016年1月に行われた。2回目の支給は、2017年1月に行われる予定であり、特定の失効規定および他の資金源から得た収入と相殺する規定の対象となる。当行の経済状況により、監査役は退職金の2回目の支給を1,620,000ユーロに減額した。従って、退職金支給額の合計は5,192,500ユーロとなった。

Stephan Leithner氏は、2015年10月31日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、競業禁止に対する補償金1,560,000ユーロについて合意された。Leithner氏は、最長2016年4月30日まで、もしくは専門的活動を行う別の管理職に就任するまで、合理的な範囲で事務所の使用および秘書のサポート、並びに運転手付きの社用車を使用することができる。

Leithner氏は、2016年3月1日付でそのような管理職に就任した。当行との雇用関係から生じた報酬や給付に関連して提供された税務上の助言に係る費用は、2016年7月31日まで支払われる。

Rainer Neske氏は、2015年6月30日付で取締役会を退任した。契約の解除に関する合意書に基づき、退職金2,960,000ユーロについて合意された。退職金には、雇用契約で合意した競業禁止に対する補償金が含まれる。退職金は、2回に分けて支給される。1回目の支給1,560,000ユーロは、2015年7月に行われた。2回目の支給1,400,000ユーロは、2016年7月に行われる予定であり、特定の失効規定および他の資金源から得た収入と相殺する規定の対象となる。

Henry Ritchoffe氏は、2015年12月31日付で取締役会を退任した。取締役会の雇用契約は、双方の合意により解除された。Ritchoffe氏が取締役会の退任直後にドイツ銀行グループと新たな雇用関係を締結したため、この他に発生した権限はない。

#### 長期奨励報酬項目の費用

以下の表は、それぞれの年度において認識された、取締役会での勤務に対して付与された長期奨励報酬項目の報酬費用を示している。

| 取締役                               | 費用計上額        |         |              |           |
|-----------------------------------|--------------|---------|--------------|-----------|
|                                   | 株式を基礎とする報酬項目 |         | 現金を基礎とする報酬項目 |           |
|                                   | 2015年度       | 2014年度  | 2015年度       | 2014年度    |
| 単位：ユーロ                            |              |         |              |           |
| John Cryan <sup>1</sup>           | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Jürgen Fitschen                   | 1,013,489    | 734,201 | 1,170,591    | 1,278,486 |
| Anshuman Jain <sup>2</sup>        | 3,350,789    | 707,318 | 2,852,503    | 2,140,366 |
| Stefan Krause                     | 2,726,735    | 464,263 | 1,754,083    | 946,856   |
| Dr. Stephan Leithner <sup>3</sup> | 2,367,167    | 496,929 | 1,566,589    | 500,137   |
| Stuart Lewis                      | 633,658      | 447,126 | 663,466      | 487,735   |
| Sylvie Matherat <sup>4</sup>      | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Rainer Neske <sup>2</sup>         | 2,474,164    | 487,657 | 1,845,774    | 996,551   |
| Henry Ritchotte                   | 631,719      | 484,343 | 635,927      | 487,735   |
| Karl von Rohr <sup>4</sup>        | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Dr. Marcus Schenck <sup>5</sup>   | 0            | 0       | 0            | 0         |
| Christian Sewing <sup>6</sup>     | 0            | 0       | 0            | 0         |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年10月31日退任。

4 2015年11月1日就任。

5 2015年5月22日就任。

6 2015年1月1日就任。

## 取締役会の株式所有状況

2016年2月19日および2015年2月21日の各日現在において、現取締役は、以下のドイツ銀行株式を保有していた。

| 取締役                             | 株式数                                    |
|---------------------------------|--|
| John Cryan <sup>1</sup>         | 2016年度<br>0                            |
| Jürgen Fitschen                 | 2016年度<br>266,739<br>2015年度<br>262,166 |
| Stuart Lewis                    | 2016年度<br>51,347<br>2015年度<br>51,347   |
| Sylvie Matherat <sup>2</sup>    | 2016年度<br>0                            |
| Quintin Price <sup>3</sup>      | 2016年度<br>0                            |
| Garth Ritchie <sup>3</sup>      | 2016年度<br>28,778                       |
| Karl von Rohr <sup>2</sup>      | 2016年度<br>2,747                        |
| Dr. Marcus Schenck <sup>4</sup> | 2016年度<br>26,445                       |
| Christian Sewing <sup>5</sup>   | 2016年度<br>36,249<br>2015年度<br>30,488   |
| Jeffrey Urwin <sup>3</sup>      | 2016年度<br>120,690                      |
| 合計                              | 2016年度<br>532,995<br>2015年度<br>344,001 |

1 2015年7月1日就任。

2 2015年11月1日就任。

3 2016年1月1日就任。

4 2015年5月22日就任。

5 2015年1月1日就任。

現取締役は2016年2月19日現在、合計532,995株のドイツ銀行株式を保有しており、これは同日現在のドイツ銀行発行済株式数の約0.04%に相当していた。

以下の表は、2015年2月21日および2016年2月19日の各日現在において取締役が保有していた株式報酬の数ならびに当該期間中に新たに付与、交付または失効した株式報酬の数を示している。

| 取締役                           | 2015年2月21日 |       |        |     | 2016年2月19日 |
|-------------------------------|------------|-------|--------|-----|------------|
|                               | 現在の残高      | 付与数   | 交付数    | 失効数 | 現在の残高      |
| John Cryan <sup>1</sup>       | -          | -     | -      | -   | 17,441     |
| Jürgen Fitschen               | 294,514    | 5,953 | 9,439  | 0   | 291,028    |
| Stuart Lewis                  | 162,310    | 4,228 | 0      | 0   | 166,538    |
| Sylvie Matherat <sup>2</sup>  | -          | -     | -      | -   | 3,217      |
| Quintin Price <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 0          |
| Garth Ritchie <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 244,227    |
| Karl von Rohr <sup>2</sup>    | -          | -     | -      | -   | 22,846     |
| Marcus Schenck <sup>4</sup>   | -          | -     | -      | -   | 132,517    |
| Christian Sewing <sup>5</sup> | 93,811     | 2,444 | 10,747 | 0   | 85,508     |
| Jeffrey Urwin <sup>3</sup>    | -          | -     | -      | -   | 379,808    |

- 1 2015年7月1日就任。  
2 2015年11月1日就任。  
3 2016年1月1日就任。  
4 2015年5月22日就任。  
5 2015年1月1日就任。

#### InstV第16条およびCRR第450条に従った報酬の開示

2015事業年度、全世界、50か国にわたり3,005人の従業員がInstVの重要なリスク・テイカー（以下「MRT」という。）。InstV MRTに対する報酬の構成項目全体の詳細は、InstV第16条およびCRR第450条に従い、以下の表に示されている。

#### 重要なリスク・テイカーの報酬総額

| 単位：百万ユーロ<br>(別途記載のものを除く) <sup>1</sup> | 2015年度             |                   |        |     |     |                 |      | グループ<br>合計 |
|---------------------------------------|--------------------|-------------------|--------|-----|-----|-----------------|------|------------|
|                                       | 上級管理職 <sup>2</sup> | 監査役会 <sup>3</sup> | 追加的MRT |     |     |                 |      |            |
|                                       |                    |                   | CB&S   | PBC | GTB | Deutsche<br>AWM | NCOU |            |
| 従業員数                                  | 181                | 60                | 1,871  | 179 | 212 | 452             | 50   | 3,005      |
| 報酬総額                                  | 343                | N/M               | 1,689  | 85  | 114 | 391             | 48   | 2,670      |
| このうち                                  |                    |                   |        |     |     |                 |      |            |
| 固定報酬                                  | 189                | N/M               | 909    | 49  | 62  | 191             | 23   | 1,423      |
| 変動報酬                                  | 153                | N/M               | 780    | 35  | 52  | 200             | 25   | 1,246      |
| 変動報酬 <sup>4</sup>                     | 153                | N/M               | 780    | 35  | 52  | 200             | 25   | 1,246      |
| このうち                                  |                    |                   |        |     |     |                 |      |            |
| 現金                                    | 51                 | N/M               | 283    | 18  | 27  | 107             | 13   | 498        |
| 株式                                    | 102                | N/M               | 497    | 18  | 26  | 90              | 13   | 745        |
| 株式連動商品                                | 0                  | N/M               | 0      | 0   | 0   | 0               | 0    | 0          |
| その他の種類の商品                             | 0                  | N/M               | 0      | 0   | 0   | 3               | 0    | 3          |

N/M - 表記するに値しない

- 1 表のすべての数値には、当行の費用配分基準に従ったインフラストラクチャー関連の報酬および従業員数が含まれている。表は四捨五入による差異を含む場合がある。  
2 上級管理職とは、InstV第17条に従った取締役会メンバーおよび重要機関の執行役、および上級管理職グループのメンバーをいう。  
3 監査役会とは、InstV第17条に従った非執行役および重要機関の監査役会メンバーをいう。非執行役および監査役メンバーの報酬情報は報告されていない。  
4 変動報酬は、VCおよびその他の裁量による要素を含み、報告される。

繰延報酬

| 単位：百万ユーロ                      | 2015年 |        |        |
|-------------------------------|-------|--------|--------|
|                               | 上級管理職 | 追加的MRT | グループ合計 |
| 未払いの繰延変動報酬                    | 470   | 1,831  | 2,301  |
| このうち：                         |       |        |        |
| 権利確定報奨                        | 25    | 30     | 55     |
| 権利未確定報奨                       | 445   | 1,802  | 2,246  |
| 2015年付与済繰延変動給与                | 144   | 760    | 904    |
| 2015年期中付与済繰延変動給与 <sup>1</sup> | 215   | 915    | 1,131  |
| 2015年事後リスク調整のために強化された繰延変動報酬   | 0     | 26     | 26     |
| 前年度からの繰延変動報酬における2015年期中確定分    | 148   | 989    | 1,137  |

<sup>1</sup> 2015年事業年度における2016年3月付与分を含まない。

2015年度中に、13名のInstVV MRTの報酬が、解雇の結果あるいは方針違反を発見した結果、失効するという裁定となった。失効合計金額は（付与時の価格に基づく）26.2百万ユーロである。

サインオンおよび終了支払

| 単位：百万ユーロ | 2015年 |        |        |
|----------|-------|--------|--------|
|          | 上級管理職 | 追加的MRT | グループ合計 |
| サインオン支払  | 0     | 1      | 1      |
| 受益者数     | 2     | 8      | 10     |
| 付与済退職金   | 10    | 27     | 38     |
| 受益者数     | 3     | 67     | 70     |

InstVV MRTに付与された退職金の最高金額は、5.2百万ユーロであった。

高所得者の報酬

| 単位：ユーロ                   | 2015年度<br>従業員数 |
|--------------------------|----------------|
| 報酬総額                     |                |
| 1,000,000以上1,499,999以下   | 385            |
| 1,500,000以上1,999,999以下   | 151            |
| 2,000,000以上2,499,999以下   | 84             |
| 2,500,000以上2,999,999以下   | 48             |
| 3,000,000以上3,499,999以下   | 29             |
| 3,500,000以上3,999,999以下   | 21             |
| 4,000,000以上4,499,999以下   | 10             |
| 4,500,000以上4,999,999以下   | 8              |
| 5,000,000以上5,999,999以下   | 8              |
| 6,000,000以上6,999,999以下   | 6              |
| 7,000,000以上7,999,999以下   | 3              |
| 8,000,000以上8,999,999以下   | 1              |
| 9,000,000以上9,999,999以下   | 0              |
| 10,000,000以上10,999,999以下 | 1              |
| 11,000,000以上11,999,999以下 | 1              |



## 監査役報酬制度

監査役報酬の原則は当行の定款に定められており、年次株主総会において株主により随時改定される。直近の報酬規定の改定は2014年5月22日の年次株主総会で決議され、2014年7月17日に発効した。したがって、以下の規定が適用される。

監査役は、年間固定報酬（以下「監査役報酬」という。）を受け取る。年間基本報酬額は各監査役につき100,000ユーロである。監査役会会長は、当該金額の2倍を受け取り、副会長は当該金額の1.5倍を受け取る。

監査役会の委員会の委員および委員長は、以下のとおり追加の年間固定報酬を支払われる。

| 単位：ユーロ<br>委員会 | 2015年12月31日現在 |         |
|---------------|---------------|---------|
|               | 委員長           | 委員      |
| 監査委員会         | 200,000       | 100,000 |
| リスク委員会        | 200,000       | 100,000 |
| 任命委員会         | 100,000       | 50,000  |
| 調停委員会         | 0             | 0       |
| 公正委員会         | 200,000       | 100,000 |
| 会長委員会         | 100,000       | 50,000  |
| 報酬統制委員会       | 100,000       | 50,000  |

決定された報酬の75%は、翌年2月に明細を提出した後で各監査役に支給される。その他の25%は、当行により同時に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均（小数第3位まで計算）に基づき当行株式に転換される。その株式数の株価が、監査役会からの退任後または任期満了後の翌年2月に、直前の1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraまたは後継システム）の終値の平均に基づき各監査役に支払われる。ただし、当該監査役が、解任を正当化する重大な理由により監査役会から退任しないことを条件とする。

年度中に監査役の交代があった場合、当該事業年度の報酬は、案分して（1ヶ月未満の端数を1ヶ月に切上げ/切下げて）支払われる。退任する年度については、報酬全額が現金で支払われ、当該事業年度の報酬の25%に失効規定が適用される。

当行は監査役に対し、その業務に関連して負担した現金費用（報酬および費用の払戻しに係る付加価値税（VAT）を含む。）を払戻す。さらに、監査役会の業務に対して外国法上適用可能な社会保障制度への雇用者の拠出額が、対象となる各監査役に支払われる。最後に、監査役会会長は、その機能上必要な代表的業務を行う際に負担した旅費およびその機能のために必要なセキュリティ措置の費用の適切な払戻しを受ける。

当行の利益において、監査役は、適切な金額（免責額を含む。）において、当行が付保した金融賠償責任保険契約の対象となる。その保険料は、当行が負担する。

## 2015事業年度の監査役報酬

各監査役は2015事業年度に関して以下の報酬（付加価値税を除く。）を受け取った。

| 監査役                                 | 2015事業年度報酬 |                | 2014事業年度報酬 |                |
|-------------------------------------|------------|----------------|------------|----------------|
|                                     | 固定         | 2016年2月に<br>支払 | 固定         | 2015年2月に<br>支払 |
| 単位：ユーロ                              |            |                |            |                |
| Dr. Paul Achleitner                 | 808,333    | 606,250        | 818,548    | 613,911        |
| Alfred Herling                      | 300,000    | 225,000        | 272,849    | 204,637        |
| Wolfgang Böhr <sup>1</sup>          | 8,333      | 6,250          | 0          | 0              |
| Frank Bsirske                       | 250,000    | 187,500        | 222,849    | 167,137        |
| John Cryan <sup>2</sup>             | 200,000    | 200,000        | 400,000    | 300,000        |
| Dina Dublon                         | 291,667    | 218,750        | 200,000    | 150,000        |
| Katherine Garrett-Cox               | 100,000    | 75,000         | 100,000    | 75,000         |
| Timo Heider                         | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Sabine Irrgang                      | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Prof. Dr. Henning Kagermann         | 250,000    | 187,500        | 222,849    | 167,137        |
| Martina Klee                        | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Suzanne Labarge <sup>3</sup>        | 0          | 0              | 100,000    | 100,000        |
| Peter Löscher                       | 200,000    | 150,000        | 172,849    | 129,637        |
| Henriette Mark                      | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Richard Meddings <sup>4</sup>       | 100,000    | 75,000         | 0          | 0              |
| Louise Parent <sup>3</sup>          | 200,000    | 150,000        | 91,667     | 68,750         |
| Gabriele Platscher                  | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Bernd Rose                          | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Rudolf Stockem                      | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| Stephan Szukalski <sup>5</sup>      | 91,667     | 91,667         | 100,000    | 75,000         |
| Dr. Johannes Teysen                 | 150,000    | 112,500        | 122,849    | 92,137         |
| Georg Thoma                         | 300,000    | 225,000        | 245,699    | 184,274        |
| Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler | 200,000    | 150,000        | 200,000    | 150,000        |
| 合計                                  | 4,850,000  | 3,710,417      | 4,588,710  | 3,466,532      |

1 2015年12月1日就任。

2 2015年6月30日退任。

3 2015年6月30日退任。

4 2015年10月13日就任。

5 2015年11月30日退任。

2016年2月に明細を提出した後、2015事業年度の各監査役について決定された報酬の25%は、17.325ユーロ（2016年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetra）の終値の平均（小数第3位まで計算））の株価に基づき当行の仮想株式に転換された。2015年度に監査役会を退任した監査役は報酬全額を現金で支払われた。

以下の表は、2015年度（2014年度）の報酬の一部として監査役について2016年（2015年）2月に転換された仮想株式数（小数第3位まで）および監査役就任中に累積した仮想株式数を示している。

| 監査役                                 | 仮想株式数                             |                                |             | 2016年2月に支払 <sup>1</sup><br>単位：ユーロ |
|-------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|-------------|-----------------------------------|
|                                     | 2015年度の報酬<br>の一部として<br>2016年2月に転換 | 2013年度および<br>2014年度の前年<br>度合計額 | 合計（累積）      |                                   |
| Dr. Paul Achleitner                 | 11,664.262                        | 12,340.921                     | 24,005.183  | 0                                 |
| Alfred Herling                      | 4,329.004                         | 3,925.643                      | 8,254.647   | 0                                 |
| Wolfgang Böhr                       | 120.250                           | 0                              | 120.250     | 0                                 |
| Frank Bsirske                       | 3,607.504                         | 2,818.415                      | 6,425.919   | 0                                 |
| John Cryan <sup>2</sup>             | 0                                 | 5,473.868                      | 5,473.868   | 94,835                            |
| Dina Dublon                         | 4,208.754                         | 2,172.941                      | 6,381.695   | 0                                 |
| Katherine Garrett-Cox               | 1,443.001                         | 1,650.463                      | 3,093.464   | 0                                 |
| Timo Heider                         | 2,886.003                         | 2,275.180                      | 5,161.183   | 0                                 |
| Sabine Irrgang                      | 2,886.003                         | 2,275.180                      | 5,161.183   | 0                                 |
| Prof. Dr. Henning Kagermann         | 3,607.504                         | 3,523.406                      | 7,130.910   | 0                                 |
| Martina Klee                        | 2,886.003                         | 2,557.176                      | 5,443.179   | 0                                 |
| Peter Löscher                       | 2,886.003                         | 2,557.176                      | 5,443.179   | 0                                 |
| Henriette Mark                      | 2,886.003                         | 3,300.927                      | 6,186.930   | 0                                 |
| Richard Meddings                    | 1,443.001                         | 0                              | 1,443.001   | 0                                 |
| Louise Parent                       | 2,886.003                         | 892.533                        | 3,778.536   | 0                                 |
| Gabriele Platscher                  | 2,886.003                         | 3,018.930                      | 5,904.933   | 0                                 |
| Bernd Rose                          | 2,886.003                         | 2,736.934                      | 5,622.937   | 0                                 |
| Rudolf Stockem                      | 2,886.003                         | 3,018.930                      | 5,904.933   | 0                                 |
| Stephan Szukalski <sup>3</sup>      | 0                                 | 1,368.467                      | 1,368.467   | 23,709                            |
| Dr. Johannes Teysen                 | 2,164.502                         | 1,872.942                      | 4,037.444   | 0                                 |
| Georg Thoma                         | 4,329.004                         | 3,181.891                      | 7,510.895   | 0                                 |
| Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützschler | 2,886.003                         | 3,300.927                      | 6,186.930   | 0                                 |
| 合計                                  | 65,776.816                        | 64,262.850                     | 130,039.666 | 118,544                           |

<sup>1</sup> 2016年1月の最終10取引日におけるフランクフルト証券取引所（Xetraあるいは後継のシステム）の終値の平均株価17,325ユーロに基づく。

<sup>2</sup> 2015年6月30日、監査役会を退任。

<sup>3</sup> 2015年11月30日、監査役会を退任。

Suzanne Labarge氏は監査役会を2014年6月30日に退任しており、仮想株式34,755ユーロは、2015年2月に支払われた。

従業員より選出された全監査役（Frank BsirskeおよびRudolf Stockemを除く。）は、当行により雇用されている。2015事業年度において、当行は当該監査役に対し、監査役報酬に加えて、給与、退職金および年金報酬の形で総額1.14百万ユーロを支払った。

当行に雇用されているかまたは雇用されていた従業員にはその雇用の終了に伴う給付を受け取る権利が与えられているが、当行は、監査役に対しては、その監査役会からの退任後にはいかなる給付も行わない。2015年度において、当行に雇用されているかまたは雇用されていた監査役に対する年金、退職金または類似の給付として0.08百万ユーロを確保した。

当行の取締役会の合意により、Dr. Paul Achleitnerは無償で様々な態様の当行の代表職務を果たし、当行の事業機会の創出に関わる。これらの任務は、ドイツ銀行AGの監査役会会長の職務責任に関連する。この点について、費用の払戻しが定款に規定されている。個別の契約に基づき、当行はDr. Paul Achleitnerに対し、当行の利益において当該業務に関して無料でインフラストラクチャーおよび支援サービスを提供している。したがってDr. Paul Achleitnerは、その活動の準備および実行のために内部資源を利用する権利がある。Dr. Paul Achleitnerは、これらの任務のために無料で当行のセキュリティおよび車両サービスを利用可能である。当行はまた、旅費および参加費を払戻し、提供された現金以外の給付に係る税金を負担する。2012年9月24日、会長委員会はこの契約の締結を承認した。規定はDr. Paul Achleitnerの監査役会会長としての在任期間中に適用さ

れ、適切性について毎年見直される。ドイツ銀行とDr. Achleitnerとの間のこの契約に基づき、2015事業年度において203,000ユーロ（2014年度：206,000ユーロ）に相当する支援サービスが提供され、233,867ユーロ（2014年度：196,721ユーロ）の費用が払戻された。

HGB第289a条に基づくコーポレート・ガバナンス・ステートメント

コーポレート・ガバナンス・ステートメントの全文は、当行の以下のウェブサイトに掲載されている。  
[www.db.com/ir/de/berichte.htm](http://www.db.com/ir/de/berichte.htm)

## 財務報告に係る内部統制

### 全般的事項

ドイツ銀行およびその連結子会社の経営陣は、適切な「財務報告に係る内部統制（以下「IKSRL」という。）」を確立し、維持する責任を負っている。当行の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性および国際財務報告基準（IFRS）に準拠した外部報告目的の連結財務諸表の作成について合理的な保証を提供する目的で、当行の共同最高経営責任者および最高財務責任者の監督の下に整備されたプロセスである。IKSRLには、虚偽表示を防止するために整備された開示統制および手続も含まれる。

### 財務報告におけるリスク

財務報告における主要なリスクは、過失もしくは故意による誤謬（不正）により財務諸表が適正に表示されないリスク、または財務諸表が適時に公表されないリスクのいずれかである。これらのリスクは、投資家の信頼低下や風評被害を引き起こす恐れがあり、また銀行規制当局の介入を含む法的な結果を招く恐れがある。適正に表示されない状態とは、一つまたは複数の財務諸表計上額または開示事項に、重要な虚偽表示（または脱漏）があった場合に生じる。虚偽表示は、それらが個々にまたは合計で、財務諸表に基づいて利用者が行う経済的な意思決定に対して影響を及ぼす場合に、重要とみなされる。

こうした財務報告におけるリスクを限定するため、当行グループの経営陣は、重要な虚偽表示に対して合理的だが絶対ではない保証を提供する目的でIKSRLを確立し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（以下「COSO」という。）が公表した「内部統制 - 統合的フレームワーク（2013年）」の定める内部統制フレームワークに基づいて、当行グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価を行っている。COSOは、整備を促進し、統制システムの妥当性を評価するために、個別目標を設定することを推奨している。これを受け、IKSRLの確立に当たって経営陣は、以下の財務諸表目標を採用している。

- 実在性 - 資産および負債は実在し、取引は発生している。
- 網羅性 - すべての取引が記録され、すべての勘定残高が財務諸表に含まれている。
- 評価 - 資産、負債および取引は、適切な金額で財務報告書に記録されている。
- 権利および義務ならびに所有権 - 権利および義務は、資産および負債として適切に記録されている。
- 表示および開示 - 財務報告の分類、開示および表示は、適切である。
- 資産の保全 - 資産の未承認の取得、使用または処分は、防止または適時に発見される。

ただし、IKSRLも含め、いかなる内部統制システムも、それが如何に良好に着想され運用されようとも、当該統制システムの目標が達成されていることの、合理的だが絶対ではない保証を提供し得るに過ぎない。そのため、IKSRLのための開示統制および手続またはシステムは、すべての誤謬および不正を完全には防止できない可能性がある。さらに、統制システムの整備は、資源に制約があるという事実を反映しなければならず、統制の便益はそのコストとの相対的な関係において検討しなければならない。

### 内部統制システムの組織

#### 財務報告に係る内部統制のシステムに關与する機能

IKSRLシステム内の統制は、すべての事業部門および管理部門により、財務諸表の基礎となる帳簿および記録の信頼性のレビューに關与する形で実施される。その結果、IKSRLの運用には、主に以下の機能に基づいた従業員が關与している：財務、グループ技術および運用、リスク。

財務部は、定期的な財務諸表の作成に責任を負っており、当行グループの事業から独立して運営されている。財務部内では、全体の作成プロセスに貢獻する統制責任を、様々な部署が負っている。

- 事業または企業担当の財務専門家 - 検証および統制の実施により財務データの質をレビューすることに責任を負う。事業、インフラおよび法人企業の経営管理者と緊密に連絡を取り、その特定の知識を使って、商品および取引につき生じる財務報告上の問題に対応するとともに、引当およびその他の判断に基づく調整項目を検証する。
- グループ財務 - グループ報告 - 当行グループの財務情報および経営管理情報の作成、予測および計画ならびにリスク報告を含む、当行グループ全体の活動に責任を負う。グループ財務は、報告スケジュールを設定し、連結および集計プロセスを実施し、グループの内部および相互間の活動につき消去仕訳を切り、期末および調整のプロセスを統制し、連結財務諸表をまとめ、内容および表示に関して上層部および外部助言者から付されたコメントを検討し取り込む。グループ財務内部で、企業の専門家は、事業的な観点に法人企業の視点を加え、担当企業の財務報告を承認する。グループ財務内の評価専門家は、のれんおよび非トレーディング業務の評価に関する方針および最低基準を策定する責任を負う。
- 会計方針および助言グループ（以下「APAG」という。） - 国際財務報告基準の当行グループによる解釈の展開、およびその当行グループ内での一貫した適用について責任を負う。APAGは、会計上の助言および相談サービスを、財務部およびより広範囲の事業に対して提供し、会社および取引に特有の会計上の問題について適時の解決について責任を負う。

- グループ評価および事業連携の評価専門家 - 評価に関する方針および最低基準の策定、評価統制作業の実行時に関連する実施ガイダンスの提供、ならびに評価統制結果に関する質問および検証に責任を負う。外部の第三者（例えば、規制当局や外部監査人等）に対し評価関連事項に関する一本化された対応窓口となる。
- グループ税務 - 財務部と連携して法人所得税に関連する財務データの作成に責任を負い、これには当期および繰延法人所得税の評価および計画、ならびに税務関連情報の収集が含まれる。グループ税務は、法人所得税のポジションを監視し、税務リスクに係る引当を統制する。

IKSRLの運用はまた、グループ技術および運用およびリスクからも重要な支援を受けている。これらの機能は、財務関連の作成プロセスに直接関与するわけではないが、財務情報の作成に対し重要な貢献をしている。

- グループ技術および運用（以下「GT0」という。） - 相手先に対して取引を確認し、また財務情報の対内的および対外的の両方の調整をシステム間、保管機関間および取引所間で実施することに責任を負う。GT0はまた、当行グループを代表してすべての取引決済活動を実行し、ノストロ勘定の残高調整を実施する。
- リスク - 信用リスク、マーケット・リスク、法務リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクおよびベンダー・リスク管理に関する方針および基準の策定に責任を負う。リスクは、信用リスク、法務リスクおよびオペレーショナル・リスク引当金の妥当性を識別および評価する。

#### 財務報告の虚偽表示リスク最小化のための統制

IKSRLシステムは、財務諸表の虚偽表示リスク最小化を目的とした極めて多数の内部統制および手続から成っている。これらの統制は業務プロセスに組み込まれ、それには以下が含まれる。

- 継続的または恒久的な性質のもの。例えば、文書化された方針および手続の監督、または職務の分掌。
- 定期的に運用されるもの。例えば、年次財務諸表の作成プロセスの一環として実施されるもの。
- 予防的または発見的な性質のもの。
- 財務諸表自体に直接的または間接的な影響を及ぼすもの。財務諸表に間接的な影響を及ぼす統制には、システムのアクセスおよびデプロイメント統制等のIT全般的統制が含まれる。一方、直接的な影響を及ぼす統制には、例えば、貸借対照表科目の直接の裏付けとなる残高調整等がある。
- 自動化された項目および/または手作業による項目を含むもの。自動化された統制は、アプリケーション上強制される職務分掌による統制、入力項目の網羅性および正確性のインターフェース・チェックといった、システム・プロセス内に組み込まれた統制機能である。手作業による内部統制は、取引の承認等、個人または個人のグループによって運用される内部統制である。

個々の統制の組合せによって、IKSRLシステムの以下の各側面がすべて網羅される。

- 会計方針 - 整備および実施。承認された会計方針に準拠して、当行グループの事業活動が全世界で一貫性をもって記録および報告されることを促進するための統制。
- 参照データ。総勘定元帳および商品に関連する参照データを含むオンバランスおよびオフバランス取引に係る統制。
- 新商品および取引の承認、把握および確認。記録された取引の網羅性および正確性、ならびに適切な承認を確保することを意図した統制。そのような統制には、取引の詳細につき確実に確認を受けることに役立てるために相手先に送付し回答を受け取る取引確認が含まれる。
- 調整統制（対外的および対内的の両方）。システム間の調整は、関連あるシステム間で、すべての売買、取引、ポジションまたは関連あるパラメータについて実施される。対外的調整には、ノストロ勘定、保管機関および取引所の調整が含まれる。
- 評価（独立価格検証プロセス（以下「IPV」という。）を含む。）。財務部は、フロント・オフィスの評価の合理性について評価するため、少なくとも毎月1回、IPV統制を実施する。当該IPVプロセスの結果は、月次で評価統制監視委員会の評価を受ける。
- ビジネス。事業連携の評価専門家は、様々な資産クラスのための評価アプローチおよび手法に重点的に取り組み、また複雑なデリバティブおよび仕組み商品のIPVを実施する。
- 税務。税金の計算が適切に実施されており、税金残高が財務諸表上に適切に記録されていることを確保するために整備された統制。
- 引当および判断に基づく調整項目。引当およびその他の判断に基づく調整項目が承認され、承認された会計方針に準拠して報告されることを確保するために整備された統制。
- 貸借対照表の実証性。裏付け証憑に基づく総勘定元帳の勘定残高の完全性を促進するための貸借対照表勘定の実証性に関する統制。
- 連結およびその他の期末報告統制。期末に、すべての事業および地域がその財務データを連結のため当行グループに提出する。連結に係る統制には、会社内部および相互間の活動による影響の消去に必要な会計仕訳の検証が含まれる。期末報告統制には、総勘定元帳の月次決算プロセスおよび締後修正のレビューが含まれる。

- 財務諸表の開示および表示。開示チェックリストの作成およびそれに関する要件への準拠ならびに上級財務管理者による財務諸表自体のレビューおよび承認を含む財務諸表の作成に関する統制。財務諸表はまた、取締役会ならびに監査役会およびその監査委員会の承認を受ける。

上記の統制は主にGAAP IFRSに関して実行され、HGBにも同様に適用される。これらの統制に加え、以下を含む特定のHGB関連の統制が実施される。

- 会社相互間の消去。HGB特有の残高について会社相互間の調整および消去。
- 分析的レビュー。支店および親会社レベルのIFRSとHGBとの間の再評価および再分類項目のレビュー。

#### 内部統制の有効性の測定

当行グループの経営陣は各年度ごとに、IKSRLシステムの妥当性および有効性について正式な評価を実行する。この評価は、統制環境のほか、IKSRLシステムを構成する個々の統制の有効性に関する評価を伴い、その際には以下を勘案した。

- 財務諸表科目の財務上の虚偽表示リスク。その際、重要性および当該個別の財務諸表科目の虚偽表示に対する脆弱性といった要因を考慮する。
- 識別された統制の欠陥に対する脆弱性。その際、自動化の程度、複雑度、および経営陣による無効化のリスク、従業員の能力および必要とされる判断レベルといった要因を考慮する。

これらの要因が全体として、IKSRLシステムの運用が有効か否かの評価を可能とするために経営陣が必要とする証拠の性質および範囲を決定する。証拠自体は、従業員の日常担当業務に組み込まれた手続またはIKSRL評価を目的として特に実施される手続から入手される。他の情報源からの情報もまた、その証拠によって、経営陣がさらなる統制問題に気付く場合や、発見事項を確認する場合があることから、評価の重要な一要素を形成する。そうした情報源には以下が含まれる。

- 規制当局により、またはそれに代わり実施された監査に係る報告書
- 外部監査人の報告書
- 第三者に外部委託したプロセスの有効性評価の委任に係る報告書

さらに、グループ監査部は、定期的な監査およびリスクに基づく特別監査を実施することにより、IKSRLの整備および運用の有効性について評価する。実施した監査ごとに、その結果を要約した報告書が作成され、関連する活動の管理責任者に配布される。これらの報告書は、グループ監査部が実施する特定の追加手続により入手した証拠とともに、IKSRLの全体的な運用の有効性に関する経営陣の年次評価を裏付けるための証拠にもなる。

評価の結果、経営陣は2015年12月31日時点でIKSRLは適切に整備され有効に運用されていると結論付けた。

## 重要な非財務業績指標

以下の項は当行グループに適用され、親会社に限定されない。

## 企業責任

当行の企業責任へのアプローチは、経済、環境および社会的価値を創造するために、持続性の3つの視点に重点を置いている。経済的成功と環境・社会的責任のバランスが取れた未来志向の事業戦略の方向性を設定することを目的としている。

当行は、国連グローバル・コンパクトの10の原則を遵守しており、透明性をもって行動し、気候変動等のグローバルなトレンドから生じる新たなビジネスチャンスを探求し、当行の中核事業から生じる潜在的な環境リスクと社会的リスクを管理することによって、持続的な業績の向上に継続的に取り組んでいる。加えて、当行は、例えば、二酸化炭素の排出量を削減し、カーボン・ニュートラルに取り組むことによって当行の業務を持続的に管理している。当行のコミットメントは、当行の中核事業の範囲を優に超えている。企業市民として、ドイツ銀行は、深刻なグローバルの課題に対処する新しいアイデアを発信できる独自の立場にある。

以下に関する詳細情報は、ドイツ銀行がオンライン上 [cr-bericht.db.com/de/15](http://cr-bericht.db.com/de/15) および [db.com/gesellshaft](http://db.com/gesellshaft) に掲載している「企業責任報告書」を参照のこと。

環境および社会的リスク：ドイツ銀行の環境および社会的（ES）リスクに対するアプローチは、当行のグローバル・リピュテーショナル・リスク・フレームワークの一部である方針の枠組みに基づいている。ESフレームワークは、ESデュー・デリジェンスの要件および銀行のサステナビリティ機能への照会義務の区分を特定する。ESリスク・フレームワークに基づきレビューされた取引件数は2015年度も増加し、1,346件（2014年度は1,250件）に達した。これは、当該リスクに対するバンキング・チームの意識の向上の表れである。当行は引き続き国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP HR)の適用に関する進展に従い、従業員と同時に当行の活動により影響を受け得る個人、グループ、コミュニティの人権を尊重するという当行の長期的コミットメントを反映させた人権宣言を公表した。

アセット・マネジメントにおけるESGの要因：2015年度末においてドイツ銀行アセット・ウェルス・マネジメントは、ESG基準に従って投資された資産約77億ユーロを管理していた（2014年度：54億ユーロ）。これをさらに成長させるために、サステナブル・フィナンس・センターが設立された。センターはESG関連の研究、方針提言および商品改革に集中する。

気候変動への取組み：2015年9月30日現在、当行は、再生可能エネルギー1,600MW以上を発生させるためにプロジェクトファイナンスに48億ユーロ提供した。さらに、当行はグリーンボンド原則を全面的にサポートし、当該市場で引き続き活発に活動し、顧客がグリーンボンド40億ユーロを発行する支援を行った。さらに、ドイツ銀行は流動性準備金の投資の一部として、高品質のグリーンボンドのポートフォリオに800百万ユーロ投資した。パリで開催された国連気候変動枠組み条約締約国会議において、195カ国が気候変動に関する合意に署名し、当行も「パリ行動誓約」に署名した。これによって、当行は地球温暖化を許容可能な水準に抑制するために必要な変革を促進させることを約束した。さらに、ドイツ銀行は、国連緑の気候基金の実施機関として認定された最初の商業銀行であった。気候基金は、国連気候変動枠組み条約締約国会議で、気候変動とその影響の対策を講じる中心となるグローバルな投資ピークルとして設立され、100億米ドルの資本が投入された（2015年12月）。

カーボン・ニュートラル・オペレーション：当行は2015年度も引き続き、エネルギー効率化プロジェクトへ投資し、再生可能電力を利用し、および高水準のオフセット証書を購入および償却して不可避な放出量をオフセットすることにより、カーボン・ニュートラルで事業を行った。

企業市民：責任あるグローバルな企業市民として、ドイツ銀行は社会および経済を繁栄させるために行動する。当行は、次世代が可能性を最大限に発揮するための教育プロジェクトを支援し、阻害要因となる社会的・経済的な障壁を除去する支援を行う。当行は、事業を軌道に乗せ、次のレベルに到達するために社会にプラスの変化をもたらす支援を行う企業をサポートする。また、当行は重大な関心事に関する現地の規定を通じて、並びに文化的背景を強化することによって、より強力で包括的な社会に貢献する。当行は、同じ考えを持った公共および民間部門からのパートナー、および当行の高度なスキルを有する人材の関与と共にこの取り組みを行う。世論の支持および従業員の関与によって当行のプログラムの影響が強化される。

2015年度の投資総額は76.8百万ユーロ（2014年度：80.5百万ユーロ）となり、ドイツ銀行およびその基金は引き続き世界で最も活発な企業市民のうちの一つである。4.7百万人以上（2014年度：5.8百万人）が当行の取組みの恩恵を受け、当行は若者就業支援プログラム「ボーン・トゥー・ビー」の範囲を拡大し、参加者は1.3百万人となった（2014年度：1.2百万人）。17,382人（全世界の従業員の22%。2014年度は全世界の従業員の21%の16,864人）の従業員が、185,000時間を越える自らの時間、スキルおよび専門知識をボランティア活動に捧げた。



## 戦略的ヒューマン・リソースに関するアジェンダ

ストラテジー2020を実現できるかは、一部分において、課題を克服することに役立ち、機会を最大限活用することができるスキルと経験を有する従業員を当行が定着させ、動機づけ、育成し、惹きつけ続けることができるかによる。したがってドイツ銀行の人材計画が当行の将来の成功の確保において有益な役割を果たす。これは、組織文化、ダイバーシティ（多様性）およびインクルージョン（受容）、才能の育成および獲得から、報酬や給付までを含む戦略的ヒューマン・リソースの優先順位に反映される。

## 企業文化の強化

強力な企業文化は、ドイツ銀行の長期的な成功と利害関係者の関係にとって引き続き不可欠である。2013年度以降、当行の文化を強化するアプローチは多方面であった。トップからの明確な姿勢に加え、当行は従業員を積極的に関与させ、当行の価値観と信念をすべての人材プロセスと結び付け、業務プロセス、慣行および方針に価値観を組み込んだ。これも、強固な統制とより大きな個人の説明責任に一層重点が置かれることと密接に関連している。

このような状況を踏まえ、ドイツ銀行は従業員の業績を全体的に管理および開発し、定期的にフィードバックを行い、適切な措置を講じることを一層重視する。例えば、すべての人材育成プログラムのカリキュラムの一部に力強い文化の項目が含まれる。従業員の昇進が検討されている場合、昇進の候補者が日々の業務で価値観や信念をどのように示しているかを評価することが一般的である。また、年間の業績管理サイクルでは、2年連続して、従業員が達成した成果と同様にどのように業務を行ったかについても重視する。

効果的な結果の管理およびエスカレーションおよび制裁措置の仕組みは、文化的な変化をもたらす基本的な条件である。当行は、コンプライアンスを確保し、必要に応じて不正行為を調査し、是正措置を講じるためのプロセスや慣行を改善し、明確なエスカレーションの仕組みを導入した。

新入社員が行動に関する当行の要件を満たし、企業の価値観を実践することを確保するために、2015年度に採用活動および紹介のプロセスと方針が強化された。コンプライアンス部と連携しながら、ドイツ銀行は、行動規範と企業倫理に関する新たな必須研修をすべての従業員に提供した。

## 従業員調査

ドイツ銀行の2015年度の従業員調査は6月に実施され、従業員の当行と各自の直接的な労働環境に対する考え、並びに上司や同僚との関わり合いについて詳細な理解が提供された。全従業員の63%の約57,000人の従業員（すべてが常勤として定義される）が調査に参加した（PBCバンキング・サービスの一部であるポストバンクの従業員を含む）。2014年度から4.5%増加した。

この調査は当行の文化的側面を捕捉するために2014年度に更新されたが、調査結果から企業の価値観と信念への認知度と取組みの双方に進展が見られ、従業員の認知度は93%に上昇した（2014年度：85%）。一方で、取組みは前年度から5%ポイント増加して61%だった。ただし、従業員は行動上の変化が増加したと証言したが、価値観の実践がドイツ銀行の戦略的目標の達成にプラスの影響を与えることにより明確な証拠が必要であると述べた。この理由から、今後は、価値観と信念を実践する意識を高めることから、文化、行動および業績の達成の間の結び付きを明確にすることに重点が移る。

コミットメントのレベルは、2015年度に62%に減少した。これは、ドイツ銀行は引き続き幾つかの課題に直面しているためである。従業員の個々の意欲が安定し高水準に保たれているが、ドイツ銀行で働くことへのコミットメントは2015年6月の測定時には減少した。従業員を活かす環境（イネーブルメント）は、68%と安定した結果であり、従業員は各自のスキルを活用し、興味深い任務を達成できる労働環境で働いていることがわかった。ただし、有効性について、幾つかの非効率なプロセス等、克服しなければならない幾つかの障害も特定されている。

## ダイバーシティへの強いコミットメント

ドイツ銀行は、従業員、顧客および社会の多様性を尊重し受け入れる包括的な文化に取り組んでいる。当行は、あらゆる文化および国、並びにすべての民族性、人種、性別、性的指向、能力、信仰、経歴および経験を有する最も有能な従業員を惹きつけ、育成し、定着させることを目標としている。

当行は、他のDAX30社と共に、2011年度に署名した、女性管理職の割合を2018年度末までに大幅に増加させるという自主的コミットメントに沿って、より幅広く、より上級の職位に就けるよう確固としたルートを構築することに重点を置いた。2015年度のマネジング・ディレクターおよびディレクター・レベルの女性の割合は、2014年度の19.4%から20.5%に上昇した。一般管理職に占める女性の割合は32.5%に増加した（2014年度：31.7%）。さらに、当行のATLAS（Accomplished Top Leaders Advancement Strategy）プログラムおよび女性グローバル・リーダー（WGL）プログラムは成功を収め続けている。受賞歴のあるATLASプログラムには、2009年度の創設以来、56人の女性（2015年度：15人）が参加しており、約50%がプログラムの完了後により多くの責任を担うようになった。2015年度には、ドイツ銀行全体で37人の女性取締役が、INSEADビジネススクールと共同で設計し提供しているWGLプログラムに参加した。2010年度に開始以降、2人に1人の参加者がプログラム完了後3年以内に昇進している。

ドイツ銀行は、2015年にドイツで導入された新たな性別クォータ制に関する法律に基づき職場で女性を昇進させる取組みを継続する。ドイツ銀行の監査役会における女性の割合は、2015年度末には35%となり、上場した、共同決定制度のドイツ企業に対する新たな法定基準である30%の割合を上回っている。監査役会は、2017年6月30日までに、取締役会に少なくとも1人の女性取締役を置くという目標を設定した。この目標は、2015年11月1日に取締役会に最高規制責任者であるSylvie Matherat氏が指名されたことによって達成された。その他の女性幹部として、最高執行責任者であるKim Hammonds氏が2016年度中に取締役会に加わることが予定されている。ドイツ銀行自身も、取締役会の下にある最初の二つの管理職レベルについても、2017年6月30日までにそれぞれ17%と21%を達成する目標を設定した。

ダイバーシティに関する幅広いテーマのうち、当行は世界中のLGBTI（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、インターセックス）のイニシアティブを積極的に支援し、毎年幾つかのイベントに参加する。ドイツ銀行は、LGBTIの訴訟への関与について称賛を得ている。例えば、当行は、ヒューマン・ライツ・キャンペーンの年間の企業平等指数で13年連続最大スコア100を獲得した。

ダイバーシティは、当行の人材プロセス（採用活動からリーダーシップの育成まで）に組み込まれており、育児休暇のコーチングや非常勤の仕事を含むすべての人事関連で提供される制度に反映されている。マネジャーは、これらのプロセスによって多様な能力が向上し、当行のダイバーシティの原則の重要な側面が反映された雇用および昇進プログラムによって包括的に指導力を発揮することを確保する責任を有する。

#### 従業員教育および将来のリーダーの育成

当行は、マネジャーと職員の能力を育成し、職業人および個人の双方としての成長を支援し、将来的に組織が成功するために優位な立場にいるようにする。人材および育成の活動は、3つの優先順位に従って行われている。すなわち、指導力の構築および将来の指導者の育成、持続的な業績を支える環境の醸成、全従業員に対して継続的な職業人と個人としての成長を促進することである。

マネジャーがそれぞれの役割で定着し、成長することに役立つために、ドイツ銀行は2つの新たな「管理職の基礎」プログラムを提供する。当行で管理職に初めて就任する副総裁レベルまでの新マネジャーに対してはコア・バージョンを提供し、ディレクターやマネジング・ディレクターに対してはエグゼクティブ・バージョンを提供している。2015年度に、約750人の職員がコア・バージョンを受講し、2016年度は15拠点以上から1,500人が参加する予定である。当該プログラムは、3つの主要な分野、すなわち職員の指導、事業の促進、文化の形成を中心に構築されている。また、将来の指導者の見込みがある人物に対して幾つかの「アクセレレーション・プログラム」もある。当該プログラムによって、発展の次の段階に向けて準備し、キャリアを促進させるために適切なスキルや経験を収集できるようにする。

#### 適材適所な人材の配置

戦略的な再配置を踏まえ、ドイツ銀行は人材獲得のために適材適所のアプローチを採用した。当該アプローチは、組織内で既に存在するスキルや経験を活用することと、長期にわたって持続的な業績を達成することに役立つ必要な能力をもたらしことの双方に依拠している。

年間を通じて、グローバルレベルで欠員があった職位の3分の1以上は内部で補充され、ドイツではより高い比率（60%）となった。その他の育成の動向と共に、2015年度に当行で10,000人以上の正社員が新たな職務を担った。また、2015年度に750人以上の新卒者が雇用された。これは、これまでの最大規模であり、当行のすべての事業部門および管理部門にわたって入行した。合同の入社式およびオリエンテーションプログラムの間、新卒者は当行の事業および文化が紹介され、関連する技術的スキルの研修を受講し、入行に当たってネットワークを構築する機会が与えられた。

さらに、ドイツ銀行は2015年度に新たに863人の研修生を雇用した。これは、業務管理におけるデュアルシステムの学生と研修生の需要が高まったことにより、前年度から3.7%増加した。次に、研修を完了した475人の若者が雇用された。

ドイツ銀行の戦略的ヒューマン・リソースの優先順位と成果の詳細情報については、当行の2015年度人事報告書を参照のこと。

## ドイツ商法第289条第4項に基づく情報および説明報告書

### 授権および条件付資本を含む株式資本の構成

ドイツ銀行の株式資本に関しては、「連結財務諸表注記」の「普通株式」項を参照のこと。

### 議決権または株式譲渡に関する制限

ドイツ株式会社法第136条に基づき、影響を受ける株式の議決権は法的に排除される。当行は、2015年12月31日現在ポートフォリオ内に自己株式を所有している場合、ドイツ株式会社法第71b条に基づき、議決権を行使することができない。当行は、他に議決権または株式譲渡に関する制限はないものと認識している。

### 全議決権の10%を超過する株式の保有

ドイツ証券取引法(Wertpapierhandelsgesetz)は、株式の購入、処分その他によって、議決権の保有割合が一定の基準値に達し、超過し、または基準値を下回る場合、投資家が当行およびドイツ連邦金融監督公社(BaFin)に通知しなければならない旨を定めている。基準値の最低値は3%である。当行は、直接的または間接的に10%以上の議決権を保有する株主を認識していない。

### 特別議決権を有する株式

特別議決権が付与された株式は発行されていない。

### 従業員によって議決権が直接行使されない従業員シェア・スキームの統制システム

ドイツ銀行株式を保有する従業員は、準抛法および定款(Satzung)に従い、所有する議決権を、他の株主と同様に行使する。

### 取締役の選任および交代に関する規則

ドイツ株式会社法(第84条)およびドイツ銀行定款(第6条)により、取締役は、監査役会によって選任される。取締役の員数も監査役会によって決定される。定款により、取締役会は3人以上の取締役で構成される。監査役会は、取締役の1人または2人を取締役会会長に選任することができる。取締役の任期は最長5年であるが、再任されるか、各5年を最長として一または複数期間、任期が延長される場合もある。ドイツ共同決定法(Mitbestimmungsgesetz、第31条)は、取締役の選任については、監査役会の3分の2以上の多数決によることを要求している。当該多数に達しない場合、調停委員会が1ヶ月以内に取締役の選任に関する提言を行う。その後監査役会は、過半数により取締役を選任する。選任できなかった場合には、監査役会会長は再度の議決において議決権2票を与えられる。必要な数の取締役が選任されていない場合、至急の場合にはフランクフルト・アム・マイン地方裁判所(Amtsgericht)が、関係者からの申請に基づき、必要な選任を行う(ドイツ株式会社法第85条)。

ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz)および欧州中央銀行(SSMフレームワーク規制)の規制(EU)第468/2014号により、取締役選任前に、当該取締役が経営経験とともに、当行の業務における十分な理論的・実務的経験を有する証明を、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督公社(BaFin)およびドイツ連邦銀行に対して提出しなければならない(銀行法第24条第1項第1号および第25c条第1項 SSMフレームワーク規制第93条)。

監査役会は、正当な理由があれば、取締役または取締役会会長としての選任を取り消すことができる。そのような理由には、とくに、重大な職務違反、当行を適切に経営する能力の欠如、または不信任決議が明らかに恣意的な理由により行われた場合を除き、株主総会(Hauptversammlung)による不信任決議がなされた場合が含まれる。

個々の取締役が信頼できない、もしくは要求される能力を有していない場合、または金融機関が取締役会の必要員数を満たしていない場合に、ECBおよびBaFinは、特別な代表者を任命し、当該代表者に、個々の取締役の責任および権限を委譲することができる。取締役が信頼できない、もしくは必要な専門知識を有していない場合、または健全な経営の原則の重大な違反を見逃している場合、または識別された違反に対処していない場合、BaFinは、取締役会全体の責任および権限を特別な代表者に委譲することができる。そのような場合、関係する取締役の責任および権限は停止される(銀行法第45c条第1項から第3項 SSMフレームワーク規制第93条第2項)。

銀行の債権者に対する債務の履行が危険にさらされた場合、または効果的な銀行監督が可能でないという妥当な懸念がある場合には、BaFinはそのリスクを回避するための暫定措置をとることができる。BaFinはまた、取締役の業務遂行を禁止すること、またはそのような業務に制限を課すことができる(銀行法第46条第1項)。そのような場合で、当該禁止の結果として、取締役会にもはや業務を遂行するために必要な数の取締役がいなくなった場合には、フランクフルト・アム・マイン地方裁判所が、BaFinの要請により、必要な数の取締役を選任する(銀行法第46条第2項)。

### 定款変更に関する規則

定款は、株主総会決議によってのみ変更できる（株式会社法第179条）。授權資本の発行の結果、株式資本が変更された場合等の軽微な字句の修正に限り、定款を変更する権限は、ドイツ銀行定款（第20条第3項）によって、監査役に付与されている。定款によれば、株主総会の決議は、法または定款に別段の定めがない限り、議決権の単純多数決により採択されるが、発行済株式総数の過半数が要求される場合には、発行済株式総数の単純過半数により採択される（第20条第1項）。定款変更は商業登記簿への登録により、効力を有する（株式会社法第181条第3項）。

#### 取締役会の株式発行または買戻権限

株式会社法第71条第1項第7号に従い、2014年5月22日の年次株主総会において、取締役会は、2019年4月30日まで、ドイツ銀行AG自己株式をトレーディング目的で売買する権限を与えられた。この場合、株式の取引価格は、各直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。これに関連して当該目的で購入される株式は、いかなる日の終了時点においてもドイツ銀行AG株式資本の5%を超えてはならない。

株式会社法第71条第1項第8号に従い、2015年5月21日の年次株主総会において、取締役会は、2020年4月30日まで、決議がなされた時点における株式資本合計の10%までのドイツ銀行AG自己株式を購入する権限を与えられた。トレーディング目的および/またはその他の理由で購入され、随時、株式会社法第71a条以下に従って当行が所有するかまたは当行に帰属する自己株式と合わせて、当該授權に基づき購入される自己株式は、いかなる時もそれぞれ適用される当行株式資本の10%を超えてはならない。当該自己株式は、証券取引所を通じて、または全株主に対する公開買付により購入することができる。証券取引所を通じて購入する株式の対価（購入付随費用を除く。）は、購入義務が発生する直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付により購入する場合には、買付公表日の直前3取引日の平均株価（フランクフルト証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。公開買付時に申込株式数が計画買戻株式数を超えた場合には、各々の場合の申込株式数に比例して買付の引受をしなければならない。買付対象当行株式につき1株主当たり最高50株までの少数株式について、優先的引受を規定することができる。

取締役会はまた、上記の購入株式および、株式会社法第71条第1項第8号に従った事前の授權に基づき証券取引所を通すかまたは全株主に対する公開買付により購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。取締役会は、会社、持分またはその他の資産の取得目的で株主の新株引受権を除く現物を対価として購入した株式について、これを処分する権限が与えられている。このほか取締役会は、上記の自己株式を全株主への申し出により処分する場合には、当行および関係会社の発行したオプション権、転換社債および転換権付利益参加権の保有者に、そのオプションおよび/または転換権を行使して資格を得た限りにおいて、新株引受権を付与する権限が与えられている。これらの場合、当該部分については、株主の新株引受権は除外される。

取締役会はまた、株主の新株引受権を除外して、上記の自己株式を、従業員株式として当行および関係会社の従業員および退職従業員に対して発行するために使用する権限、ならびに当行および関係会社の従業員または執行・非執行の経営組織構成員に対して付与された当行株式に係るオプション権および/または当行株式に係る購入権もしくは購入義務を実行するために使用する権限が与えられている。

このほか取締役会は、売却時の証券取引所の株価に対して株式の購入価格が著しく低くない限り、株主の新株引受権を除外して、第三者に現金を対価として上記の自己株式を売却する権限が与えられている。当該授權は、当該授權に基づいて売却される株式の数が、当該授權が有効となる時点の当行株式資本の10%を超えないことが確実である場合、つまり当該授權の行使時点で金額がそれより低い場合にのみ、利用することができる。株式会社法第186条第3項第4文の直接適用または準用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行または売却される株式は、当該株式資本の10%の枠内に含まれるものとする。同様に、転換社債、新株予約権付社債、転換権付利益参加権または利益参加権によるオプション権および/または転換権を実行するために発行される株式も、当該社債または利益参加権が、株式会社法第186条第3項第4文の対応する適用により、当該授權の有効期間中に株主の新株引受権を除外して発行される場合には、当該枠内に含まれる。

取締役会はまた、当該または既存の授權に基づいて取得した株式を、その消却プロセスの実行について株主総会による追加決議を受けることなく、消却する権限も与えられている。

2015年5月21日の年次株主総会は、株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授權に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。したがって当行は、平等取扱の原則に準拠して取得された株式でのみオプションが履行されるということがオプション条件によって確実となる場合には、現物引渡に基づいてプット・オプションを第三者に売り渡し、第三者からコール・オプションを買い取ることができる。プットまたはコール・オプションに基づくすべての株式購入は、当該授權に関する株主総会の決議が行われた時点の実際の株式資本の最大5%分の株式に制限される。これらのオプションの期間は、オプションの行使による株式購入が遅くとも2020年4月30日までに行われるように選択されなければならない。

プット・オプションの行使時または先渡購入の満期時に株式に対して支払われる購入価格は、購入付随費用を除くが受取または支払オプション・プレミアムを算入した上で、それぞれのケースにおいて各取引締結直前3取引日の平均株価（法兰克福証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもならない。コール・オプションは、支払われる購入価格が、株式取得直前3取引日の平均株価（法兰克福証券取引所のXetra取引システムおよび/または同等の後継システムにおけるドイツ銀行株式の取引終値）の+10%を超えても-10%を下回ってもいない場合にのみ行使できる。

デリバティブを用いて取得した株式の売却および消却に対しては、株主総会で定められた一般規則が適用される。

自己株式は引き続き既存のデリバティブを用いて購入することができるが、これは事前の授権に基づいて当該授権の有効期間中に合意されている。

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約

株式公開買付により会社の支配が変更された場合に発効、変更または終了する重要な契約は締結されていない。

株式公開買付に際しての報酬に関する契約

取締役が支配の変更の枠内で当行を退任する場合、報酬報告書で詳述されているとおり、退職一時金を受け取る。

世界的または戦略的に重要な責任を有する一定の幹部従業員については既存の雇用契約が適用される。支配の変更の枠内で、所定の期間内に、当該幹部従業員が責任を負うべき理由なく雇用関係が終了した場合、または当行が責任を減少させる一定の手段を取ったことにより当該幹部従業員が雇用関係を終了した場合、当該雇用契約により、退職金を受け取る権利が与えられる。退職金は、原則として、支配の変更前に付与された年間報酬総額（基本給ならびに、現金および株式を基礎とする変動報酬）の1.5倍から2.5倍を基に計算される。ここで、支配の変更前の3暦年の報酬総額の推移が適宜考慮される。

[次へ](#)

2015年12月31日現在の貸借対照表

| 資産 単位：百万ユーロ（億円）                  |        | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|----------------------------------|--------|-------------------|-------------------|
| 現金および預け金                         |        |                   |                   |
| a) 現金                            |        | 87                | 59                |
| b) 中央銀行預け金                       |        | 59,828            | 41,055            |
| このうち：ドイツ連邦銀行                     | 18,792 |                   | 4,743             |
|                                  |        | 59,916            | 41,113            |
|                                  |        | ( /74,086)        | ( /50,836)        |
| 公共部門事業体負債証券および中央銀行借入適格為替手形       |        |                   |                   |
| a) 政府短期証券、割引政府債および類似の公共部門事業体負債証券 |        | 124               | 173               |
| このうち：ドイツ連邦銀行借入適格                 | 0      |                   | 55                |
| b) 為替手形                          |        | 13                | 12                |
|                                  |        | 137               | 185               |
|                                  |        | ( /169)           | ( /229)           |
| 銀行に対する債権                         |        |                   |                   |
| a) モーゲージ貸出金                      |        | 70                | 7                 |
| b) 公共部門事業体への貸出金または保証             |        | 119               | 1,197             |
| c) その他の債権                        |        | 198,380           | 192,653           |
|                                  |        | 198,568           | 193,856           |
|                                  |        | ( /245,529)       | ( /239,703)       |
| このうち：                            |        |                   |                   |
| 要求払                              | 95,042 |                   | 94,795            |
| 有価証券担保付債権                        | 5,335  |                   | 6,691             |
| 顧客に対する債権                         |        |                   |                   |
| a) モーゲージ貸出金                      |        | 11,584            | 8,171             |
| b) 公共部門事業体への貸出金または保証             |        | 9,106             | 10,262            |
| c) その他の債権                        |        | 224,595           | 219,723           |
|                                  |        | 245,286           | 238,155           |
|                                  |        | ( /303,296)       | ( /294,479)       |
| このうち：有価証券担保付債権                   | 5,679  |                   | 3,593             |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券               |        |                   |                   |
| a) 短期金融市場証券                      |        |                   |                   |
| a a) 公共部門発行体                     |        | 1,391             | 2,546             |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格                 | 0      |                   | 0                 |
|                                  |        | 1,391             | 2,546             |
| b) 公社債                           |        |                   |                   |
| b a) 公共部門発行体                     |        | 40,998            | 20,787            |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格                 | 21,552 |                   | 13,266            |
| b b) その他の発行体                     |        | 16,519            | 22,143            |
| このうち：ドイツ連邦銀行担保適格                 | 7,206  |                   | 10,721            |
|                                  |        | 57,516            | 42,929            |
| c) 自己負債証券                        |        | 29                | 100               |
| 額面金額                             | 30     |                   | 100               |
|                                  |        | 58,937            | 45,576            |
|                                  |        | ( /72,876)        | ( /56,355)        |
| 株式およびその他の変動利付有価証券                |        | 1,051             | 340               |
|                                  |        | ( /1,300)         | ( /420)           |
| トレーディング資産                        |        | 813,607           | 938,258           |
|                                  |        | ( /1,006,025)     | ( /1,160,156)     |
| 参加持分                             |        | 433               | 818               |
|                                  |        | ( /535)           | ( /1,011)         |
| このうち：対銀行                         | 10     |                   | 586               |
| 対金融サービス機関                        | 187    |                   | 68                |
| 関係会社に対する投資                       |        | 43,423            | 48,709            |
|                                  |        | ( /53,693)        | ( /60,229)        |
| このうち：対銀行                         | 11,878 |                   | 12,298            |
| 対金融サービス機関                        | 212    |                   | 224               |
| 信託資産                             |        | 46                | 72                |
|                                  |        | ( /57)            | ( /89)            |
| このうち：信託貸出金                       | 28     |                   | 30                |

|                 |               |               |
|-----------------|---------------|---------------|
| 無形資産            |               |               |
| a) 自己開発無形資産     | 2,322         | 1,605         |
| b) 購入した無形資産     | 92            | 59            |
| c) のれん          | 42            | 96            |
| d) 無形資産に係る頭金    | 0             | 0             |
|                 | 2,456         | 1,760         |
|                 | ( /3,037)     | ( /2,176)     |
| 有形固定資産          | 1,004         | 1,148         |
|                 | ( /1,241)     | ( /1,420)     |
| その他の資産          | 5,881         | 5,042         |
|                 | ( /7,272)     | ( /6,234)     |
| 前払費用            |               |               |
| a) 発行および貸出金業務関連 | 68            | 69            |
| b) その他          | 1,004         | 880           |
|                 | 1,072         | 949           |
|                 | ( /1,326)     | ( /1,173)     |
| 繰延税金資産          | 3,370         | 3,464         |
|                 | ( /4,167)     | ( /4,283)     |
| 積立超過の制度資産       | 841           | 1,013         |
|                 | ( /1,040)     | ( /1,253)     |
| 資産合計            | 1,436,029     | 1,520,459     |
|                 | ( /1,775,650) | ( /1,880,048) |

| 負債および株主持分 単位：百万ユーロ（億円）                     | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
|--|-------------------|-------------------|
| 銀行に対する負債                                   |                   |                   |
| c) その他の負債                                  | 261,385           | 262,224           |
|  | 261,385           | 262,224           |
|  | ( /323,203)       | ( /324,240)       |
| このうち：要求払                                   | 143,073           | 148,625           |
| 顧客に対する負債                                   |                   |                   |
| a) 記名発行抵当ファンドブリーフ債                         | 315               | 181               |
| c) 貯蓄預金                                    |                   |                   |
| c a) 3ヶ月の契約通知期限付                           | 2,837             | 2,785             |
| c b) 3ヶ月超の契約通知期限付                          | 1,472             | 2,272             |
|  | 4,308             | 5,057             |
| d) その他の負債                                  | 277,814           | 263,729           |
|  | 282,437           | 268,968           |
|  | ( /349,233)       | ( /332,579)       |
| このうち：要求払                                   | 202,326           | 189,006           |
| 証券形態の負債                                    |                   |                   |
| a) 発行債券                                    |                   |                   |
| a a) 抵当ファンドブリーフ債                           | 5,641             | 5,116             |
| a c) その他の債券                                | 96,607            | 92,079            |
|  | 102,248           | 97,194            |
| b) 証券形態のその他の負債                             | 19,595            | 22,615            |
|  | 121,843           | 119,810           |
|  | ( /150,659)       | ( /148,145)       |
| このうち：                                      |                   |                   |
| 短期金融市場証券                                   | 17,335            | 19,430            |
| 未決済自行引受手形および約束手形                           | 202               | 315               |
| トレーディング負債                                  | 678,050           | 779,080           |
|  | ( /838,409)       | ( /963,332)       |
| 信託負債                                       | 46                | 72                |
|  | ( /57)            | ( /89)            |
| このうち：信託貸出預り金                               | 28                | 30                |
| その他の負債                                     |                   |                   |
|  | 17,757            | 12,113            |
|  | ( /21,957)        | ( /14,978)        |
| 繰延収益                                       |                   |                   |
| a) 発行および貸出金業務関連                            | 65                | 104               |
| b) その他                                     | 753               | 1,215             |
|  | 818               | 1,319             |
|  | ( /1,011)         | ( /1,631)         |
| 引当金  |                   |                   |
| a) 年金および類似の債務に対する引当金                       | 56                | 48                |
| b) 税金引当金                                   | 699               | 733               |
| c) その他の引当金                                 | 7,606             | 6,606             |
|  | 8,360             | 7,388             |
|  | ( /10,337)        | ( /9,135)         |
| 劣後負債                                       | 12,419            | 14,897            |
|  | ( /15,356)        | ( /18,420)        |
| その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品                   | 5,159             | 4,847             |
|  | ( /6,379)         | ( /5,993)         |
| 一般的銀行業リスクのための資金                            | 1,926             | 2,926             |
|  | ( /2,381)         | ( /3,618)         |
| このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連<br>特別準備金  | 1,476             | 1,826             |
| 株主資本                                       |                   |                   |
| a) 引受済資本金                                  | 3,531             | 3,531             |
| 控除：自己株式の名目額面価額                             | 1                 | 0                 |
|  | 3,530             | 3,530             |
| 条件付資本金486百万ユーロ<br>(2014年12月31日現在：486百万ユーロ) |                   |                   |
| b) 資本剰余金                                   | 35,796            | 35,772            |
| c) 利益剰余金                                   |                   |                   |
| c a) 法定準備金                                 | 13                | 13                |
| c d) その他の利益剰余金                             | 6,323             | 6,332             |
|  | 6,336             | 6,344             |
| d) 配当可能利益                                  | 165               | 1,169             |
|  | 45,828            | 46,816            |
|  | ( /56,666)        | ( /57,888)        |
| 負債および株主持分合計                                | 1,436,029         | 1,520,459         |
|  | ( /1,775,650)     | ( /1,880,048)     |



|                       |                |             |                |
|-----------------------|----------------|-------------|----------------|
| 偶発負債                  |                |             |                |
| b) 保証および補償契約による負債     | 54,526         |             | 60,392         |
| c) 第三者負債の担保提供により生じる負債 | <u>1</u>       |             | <u>14</u>      |
|                       |                | 54,527      | 60,406         |
|                       |                | ( /67,423)  | ( /74,692)     |
| <hr/>                 |                |             |                |
| その他の契約債務              |                |             |                |
| b) 募集および引受にかかる債務      | 46             |             | 0              |
| c) 取消不能貸出コミットメント      | <u>135,151</u> |             | <u>120,408</u> |
|                       |                | 135,197     | 120,408        |
|                       |                | ( /167,171) | ( /148,884)    |
| <hr/>                 |                |             |                |

## 2015年1月1日から2015年12月31日までの期間に係る損益計算書

| 単位：百万ユーロ（億円）                                   | 2015年度     | 2014年度     |
|--|------------|------------|
| 利息収益   |            |            |
| a) 貸出および短期金融市場業務                               | 8,213      | 8,367      |
| b) 固定利付有価証券および政府登録債                            | 2,150      | 1,861      |
|  | 10,363     | 10,227     |
|  | ( /12,814) | ( /12,646) |
| 利息費用   | 6,807      | 7,264      |
|  | ( /8,417)  | ( /8,982)  |
|  | 3,556      | 2,963      |
|  | ( /4,397)  | ( /3,664)  |
| 配当等収益  |            |            |
| a) 株式およびその他の変動利付有価証券                           | 3,248      | 2,626      |
| b) 参加持分  | 177        | 60         |
| c) 関係会社に対する投資                                  | 5,214      | 2,496      |
|  | 8,639      | 5,181      |
|  | ( /10,682) | ( /6,406)  |
| 利益共同体契約、利益移転契約および部分利益移転契約による収益                 | 72         | 630        |
|  | ( /89)     | ( /779)    |
| 手数料収益  | 9,065      | 8,731      |
|  | ( /11,209) | ( /10,796) |
| 手数料費用  | 1,531      | 1,497      |
|  | ( /1,893)  | ( /1,851)  |
|  | 7,535      | 7,233      |
|  | ( /9,317)  | ( /8,944)  |
| トレーディング純損益                                     | 2,404      | 2,456      |
|  | ( /2,973)  | ( /3,037)  |
| このうち：ドイツ商法第340e条第4項に基づくトレーディング関連特別準備金の戻入       | 350        | 0          |
| その他の営業収益                                       | 3,019      | 2,159      |
|  | ( /3,733)  | ( /2,670)  |
| 管理費用   |            |            |
| a) 人件費   |            |            |
| a a) 賃金および給料                                   | 4,988      | 4,502      |
| a b) 強制社会保険拠出金ならびに年金およびその他の従業員給付費用             | 784        | 465        |
|  | 5,772      | 4,967      |
| このうち：年金費用73百万ユーロ（2014年度：-196百万ユーロ）             |            |            |
| b) その他の管理費用                                    | 8,863      | 7,683      |
|  | 14,635     | 12,650     |
|  | ( /18,096) | ( /15,642) |
| 有形固定資産および無形資産の減価償却、償却、評価減および価値修正               | 791        | 645        |
|  | ( /978)    | ( /798)    |
| その他の営業費用                                       | 6,584      | 4,441      |
|  | ( /8,141)  | ( /5,491)  |
| 債権および一定の有価証券の評価減および価値修正ならびに貸倒引当金繰入額            | 506        | 700        |
|  | ( /626)    | ( /866)    |
| 参加持分、関係会社に対する投資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減および価値修正 | 1,643      | 57         |
|  | ( /2,032)  | ( /70)     |
| 損失引受による費用                                      | 680        | 130        |
|  | ( /841)    | ( /161)    |
| 一般的銀行業リスクのための資金からの戻入／への繰入(-)                   | 650        | -250       |
|  | ( /804)    | ( /309)    |
| 経常利益   | 1,036      | 1,749      |
|  | ( /1,281)  | ( /2,163)  |
| 特別利益   | 28         | 298        |
|  | ( /35)     | ( /368)    |
| 特別損失   | 162        | 108        |
|  | ( /200)    | ( /134)    |
| 特別損益   | -133       | 190        |
|  | ( /164)    | ( /235)    |
| 法人所得税  | 755        | 602        |
|  | ( /934)    | ( /744)    |
| このうち：繰延税金210百万ユーロ（2014年度：703百万ユーロ）             |            |            |
| 「その他の営業費用」として計上されないその他の税金                      | 117        | 74         |
|  | ( /145)    | ( /92)     |
|  | 872        | 676        |
|  | ( /1,078)  | ( /836)    |
| 純利益  | 30         | 1,263      |
|  | ( /37)     | ( /1,562)  |
| 前期繰越利益   | 135        | 156        |

|                 |         |           |
|-----------------|---------|-----------|
|                 | ( /167) | ( /193)   |
|                 | 165     | 1,419     |
|                 | ( /204) | ( /1,755) |
| 利益剰余金への繰入       |         |           |
| - その他の利益剰余金への繰入 | 0       | 250       |
|                 | 0       | 250       |
|                 | ( /0)   | ( /309)   |
| 配当可能利益          | 165     | 1,169     |
|                 | ( /204) | ( /1,445) |

[次へ](#)

## 年次財務諸表の注記

### 一般的な情報

ドイツ銀行AGの2015年度の年次財務諸表は、ドイツ商法（以下「HGB」という。）、ならびに銀行および金融サービス機関財務諸表指令法（以下「RechKredV」という。）に従って作成されたものである。会社法の規定は遵守されている。明瞭性のため数値は百万ユーロ単位で記載してある。

### 表示の基準

#### 会計方針

##### 債権

トレーディング目的で保有されている債権は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

銀行および顧客に対する債権のうちトレーディング資産として適格でないものは通常、額面金額または取得原価（必要な減損を控除後）で計上される。その後の報告期間に減損損失の金額が減少し、客観的にその減損の減少が減損認識後に発生した事象に関連している場合には、以前に認識された減損は損益計算書を通じて戻入れられる。

##### リスク引当金

貸倒引当金は、減損ならびにすべての識別可能な信用リスクおよびカントリー・リスク引当金、固有の債務不履行リスク引当金および一般的銀行業リスク引当金で構成される。信用リスク引当金は、慎重性の原則に従い、予想損失額で反映される。

外国の貸出先への融資に関する移転リスク（カントリー・リスク）は、経済、政治および地域情勢を考慮に入れた格付システムを用いて評価される。一定の諸外国への国境を越えたエクスポージャーに関する引当金を認識する際には慎重性の原則が適用される。

固有の信用リスクに関する引当金は、商事法の原則に従い包括的価値修正の形で反映される。このほか、一般的銀行業リスクに係る引当金は、HGB第340f条に従って計上される。HGB第340f条第3項に基づく相殺オプションが利用されている。

##### 有価証券

トレーディング目的で保有されている公社債およびその他の固定利付有価証券ならびに株式およびその他の変動利付有価証券は、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

予見可能な将来までの保有を目的とする一定の公社債およびその他の固定利付有価証券の保有分は非流動資産として分類され、厳密でない低価法を用いて会計処理される。これは、各有価証券が、一時的でない減損控除後の取得原価で計上されることを意味する。

公社債およびその他の固定利付有価証券が予見可能な将来まで保有するものでもトレーディング・ポートフォリオの一部を構成するものでもない場合には、それらは流動資産として分類され、厳密な低価法を用いて会計処理される。これは、当該有価証券が、取得原価またはそれぞれ帰属可能な市場価額のいずれか低い金額で計上されることを意味する。

これは、トレーディング・ポートフォリオの一部でない場合に通常流動資産として会計処理される株式およびその他の変動利付有価証券についても同様である。

有価証券は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。

##### 組込デリバティブ

ハイブリッド契約の中にはデリバティブ部分およびデリバティブ以外の部分の両方を含むものがある。このような場合、デリバティブ部分は、組込デリバティブと呼ばれ、デリバティブ以外の部分は主契約を表している。組込デリバティブの経済的特性およびリスクが、主契約のそれと密接に関連していない場合で、かつ、ハイブリッド契約自体がトレーディング業務として純損益を通じて公正価値で計上されるものではない場合には、当該組込デリバティブは一般原則に従って区分処理される。主契約は償却原価または決済金額で会計処理される。

##### クレジット・デリバティブ

トレーディング目的で保有されるまたは発生したクレジット・デリバティブは、「トレーディング業務」の段落に記載のとおり会計処理される。

発生した信用リスクの担保として適格なその他のクレジット・デリバティブは個別で会計処理されず、その基礎となる取引に関するリスク引当金において考慮される。

## トレーディング業務

トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品（デリバティブ金融商品のプラスおよびマイナスの時価を含む。）および貴金属は、リスク調整を控除後の公正価値で認識される。バリュー・アット・リスク調整に加え、トレーディング純損益の利益配当には事実上の制限が存在する。これは、各年度にトレーディング純収益の一部を一般的銀行業リスクのための資金の一部であるトレーディング関連特別準備金に割り当てる必要があるためである。

公正価値は、金融商品が強制または清算による売却以外で、取引知識のある自発的な非関連当事者との間の現在の取引で交換され得る金額として定義されている。入手可能な場合には、公正価値は、観察可能な市場価格およびパラメータに基づくか、あるいは当該価格またはパラメータから算出される。観察可能なデータの入手可能性は、商品や市場によって異なり、時間の経過により変動する可能性がある。観察可能な価格または入力値が入手可能でない場合、特定の商品に適合する評価技法が適用される。

公正価値が評価技法を用いて見積もられるか、または観察可能な価格もしくはパラメータから算出される場合、重要な判断が要求される可能性がある。このような見積りは本質的に不確定で変更が生じやすい。そのため、実際の経営成績および財政状態は、これらの見積りと異なる可能性がある。

金融商品の公正価値による評価には、手仕舞いコスト、流動性リスクおよび相手先リスク、および無担保のトレーディング・デリバティブに対する資金調達対価に関する評価調整が含まれている。

未実現利得についての残存する実現リスクを反映するため、公正価値の測定結果はリスク調整によって減額され、それはトレーディング資産から控除される。リスク調整は、保有期間10日および信頼水準99%を用いて計算されたバリュー・アット・リスクに基づいている。

トレーディング関連特別準備金は、トレーディング純収益（リスク調整後）の最低10%（ただし、各事業年度のトレーディング純収益の合計金額を超えてはならない。）を繰入れることにより設定されている。トレーディング関連特別準備金は、当該準備金がトレーディング純収益（リスク調整後）の5年平均の50%に達するまで、繰入れる必要がある。

当該準備金は、50%の上限を超える金額の戻入れのため、またはトレーディング純損失を補填するためのみに取崩しが可能である。

トレーディング目的で保有されている金融商品および貴金属は、「トレーディング資産」または「トレーディング負債」として貸借対照表上で独立表示されている。コモディティを購入または売却する先渡契約は、基本的に金融商品として適格でないため、トレーディング資産に分類できない。

リスク調整後の公正価値の変動はすべて、「トレーディング純損益」として認識される。

特定の条件の下で、トレーディング・デリバティブと相手先が差入れた現金担保が相殺される。個別の相手先ベースで相殺するために、信用補充条項（以下「CSA」という。）および日次の現金担保交換が規定されたマスター契約に基づく適格なデリバティブが締結されている。個別の相手先ごとの相殺金額には、デリバティブの帳簿価額および差入担保額が含まれる。

## 評価単位（ヘッジ会計）

会計目的上、資産、負債、未履行の取引または極めて可能性の高い予定取引（ヘッジ対象項目）および金融商品（ヘッジ手段）が、ヘッジされるリスクに起因する公正価値またはキャッシュ・フローの変動の相殺を達成するために評価単位内において指定される場合には、通常の測定規則は適用されない。当行は通常、価値凍結法を利用しており、これはヘッジされるリスクに関連した価値変動の相殺は計上されないことを意味する。結果として、差し迫った損失に対する引当金として認識される純損失（すなわち、マイナスの非有効部分）が発生しない限り、同じ種類のリスクに関連した公正価値のマイナスの変動が当該ヘッジ期間中に認識されない。

ヘッジ会計の目的上、コモディティを購入または売却する先渡契約は金融商品として取り扱われる。

## 分類変更

債権および有価証券は当初、トレーディング業務、流動性準備金または非流動投資として分類されなければならない。

当初認識後のトレーディング業務への分類変更は認められておらず、トレーディング業務からの分類変更は例外的な市況（特に、取引する能力に悪影響を及ぼす状況）により意思の変更があった場合にのみ認められている。さらに、トレーディング目的で保有されている金融商品は当初認識後、ヘッジ手段として評価単位へと指定することができる。

流動性準備金区分と非流動投資区分の間の分類変更は、文書化された当初認識後、経営陣の意思に明確な変更があったときに生じる。

当該分類変更は、当該意思に変更があったときに、分類変更日現在の公正価値で行われる。

## 参加持分および関係会社に対する投資

参加持分は、取得原価、またはHGB第253条に基づくオプションを利用してそれより低い公正価値のいずれかで認識される。

関係会社に対する投資は厳密でない低価法により会計処理されている。これは、減損が一時的でないといみなされる場合にのみ評価減が認識されることを意味する。

関係会社の公正価値を決定するために、割引キャッシュ・フロー・モデルが適用される。当該モデルは、リスク調整後の金利を用いて5年間の予想フリー・キャッシュ・フローを割引くものである。5年間の後については、残存価値を決定するために持続可能な計画の策定が予測されている。当該評価には、特定の関係会社に関する当初の測定可能なシナジーが含まれる。

参加持分および関係会社に対する投資は、客観的に評価増の原因が評価減認識後に発生した事象に関連している場合に、当初価値回復要件に従って評価増が行われる。HGB第340c条第2項に基づく相殺オプションが利用されている。

#### 有形固定資産および無形資産

有形固定資産および無形資産は、取得原価または製造原価から減価償却または償却を控除した金額で計上される。自己開発のブランド、題字、出版表題、顧客名簿およびこれらに類似する無形資産は認識されない。

永久的と思われる減損については、評価減が行われる。

有形固定資産および無形資産は、客観的に価値の増加が評価減認識後に発生した事象に関連している場合には評価増が行われなければならない。

少額資産は、取得年度に償却される。

#### 資産の認識の中止

資産は通常、法的所有権が移転した時点で認識が中止される。

しかし、当該資産の法的な移転にかかわらず売手が所有に関するリスクおよび経済価値の大部分を留保する場合には、当該資産の認識は中止されない。

2010年1月1日以降、有価証券の貸付/借入取引は、HGB第246条第1項第2文に従って、譲渡人の貸借対照表において引き続き認識される。その結果、譲渡人は所有に関する大部分のリスクおよび経済価値にさらされるため、貸付有価証券の認識は中止されない。

#### 負債

負債は決済金額または額面金額で認識される。割引発行されるゼロ・クーポン債は現在価値で報告される。

#### その他Tier 1資本として適格な金融商品

発行された金融商品で負債として適格なものは、決済金額または額面金額で認識される。利息費用は、金融商品の投資家への支払いが見込まれる額に基づき認識される。

#### 引当金

年金および類似の債務に対する引当金は、保険数理原則に従って認識される。年金引当金は、予測単位積立方式により、ドイツ連邦銀行公表による残存期間を15年と仮定した平均市場金利を使用して計算される（ただし、年金制度の残存期間がそれより短い場合を除く。）。

年金および類似の債務の決済のためのみに使用される資産で、かつ、ドイツ銀行AGにもいずれの債権者にも支配されていないもの（制度資産）は、公正価値で評価され、各引当金と相殺される。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が設定される。

年金および類似の債務の決済金額が非流動金融資産として保有する有価証券の公正価値のみに基づく場合、当該有価証券の公正価値が最低保証額を上回る場合には引当金は当該公正価値で測定される。

未確定債務や有償契約（トレーディング業務を除く。）に関するその他の引当金は、慎重な商業上の判断原則に従ってその予定決済金額で認識される。未確定債務に関する引当金は、関連するキャッシュ・アウトフローの発生が貸借対照表日後12ヶ月以内に見込まれない場合には、割引かれる。

差し迫った損失に対する引当金を認識するか否かについての評価は、トレーディング目的で保有されているわけではないすべての利付ポジションについて、すなわち、報告日現在で存在するバンキング勘定の内のすべてのポジションについて、純損失が発生し得るか否かについての評価からなる。

純損失がバンキング勘定内の利付ポジションに発生し得るか否かについての評価には、予想将来純利息および予想将来直接帰属費用を、報告日現在の利付ポジションと関連する将来予想管理費用とだけでなく、予想将来資金調達および信用リスク費用とも比較することが必要となる。

潜在的引当金の評価は、バンキング勘定における利息関連ポジションの内部管理と整合している。バンキング勘定におけるオープン型利息関連ポジションには、現在価値に基づくアプローチが用いられ、リスクの取得原価によるカバレッジならびに金利リスクに対してヘッジされたポジションに関する純利息超過額による管理費用の分析により補完されている。

## 繰延税金

資産、負債および経過勘定の会計上の帳簿価額と税務基準額との一時差異に係る繰延税金資産および繰延税金負債は互いに相殺され、貸借対照表上、繰延税金資産または繰延税金負債のいずれかとして純額で表示される。繰延税金資産の算定に当たって未使用の繰越欠損金が考慮されるが、考慮されるのは今後5年以内に利用できる範囲のみである。

## 自己株式

ドイツ銀行AGが自己の株式（自己株式）を取得する場合、これらは貸借対照表上、独立項目として取得原価で株主資本から直接控除され、損益計算書には利得も損失も認識されない。

自己株式がその後売却される場合には、上述の控除の戻入れが行われ、当初の取得原価を超過する金額は資本剰余金に認識される。一方、その後の売却により発生した損失は利益剰余金に認識される。

## 通貨の換算

通貨の換算は、HGB第256a条および第340h条に規定された原則に従って行われる。

固定資産として取り扱われる外貨建資産であって、当該通貨によるカバーが個別にとられていないものは取得原価で計上される（ただし、外国為替相場の変動が一時的でない場合には、当該資産の評価減が必要となる。）。その他の外貨建資産および負債ならびに未決済の現金取引は貸借対照表日現在の直物相場仲値で、為替予約取引は貸借対照表日現在の先物相場で換算される。

当行がHGB第340h条に従い特別なカバレッジ法を適用している外貨建てポジションの定義は、内部リスク管理手続を反映している。

通貨の換算から生じる利得および損失の会計処理は、それらがどの外貨ポジションに関係しているかに左右される。トレーディング資産およびトレーディング負債の通貨の換算から生じる利得および損失、ならびに個別にカバーがとられているポジションの換算から生じる利得および損失は、損益計算書において認識される。同じことが、個別にカバーはとられていないが残存期間が1年以内である外貨ポジションにも適用される。一方、個別にカバーがとられておらず、かつ、残存期間が1年超である外貨ポジションについては、不平等性の原則に従って、通貨の換算から生じる損失のみが認識される。通貨換算による損益は、トレーディング純損益およびその他の営業収益／費用に含められている。

国外支店の貸借対照表および損益計算書の諸科目はそれぞれの貸借対照表日現在の仲値でユーロに換算される（報告日法）。当行内部での貸借対照表科目の換算から生じる差額は、当行のドイツ国外の支店に割り当てられた資本（繰越損益を含む。）の換算から生じる為替差損を除き、「その他の資産」または「その他の負債」に計上され、純利益には影響を与えない。

## 貸借対照表注記

## 有価証券

以下の表は、記載の貸借対照表科目中に含まれる市場性のある有価証券の内訳を示している。

| 単位：百万ユーロ           | 上場                |                   | 非上場               |                   |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                    | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 51,024            | 39,242            | 7,913             | 6,334             |
| 株式およびその他の変動利付有価証券  | 596               | 31                | 4                 | 54                |
| 参加持分               | 4                 | 573               | 40                | 18                |
| 関係会社に対する投資         | 0                 | 1,075             | 1,102             | 0                 |

上場の公社債およびその他の固定利付有価証券の増加は、主として戦略的流動性準備金内に保有する流動性の高い有価証券の増加に起因しており、流動性準備金の継続的な最適化によるものである。

固定資産として保有される公社債およびその他の固定利付有価証券は、ドイツ銀行がこれらの有価証券を予見可能な将来まで保有する意思であることから、償却原価で報告されている。報告日現在のより低い公正価値は1,541百万ユーロ（帳簿価額は1,670百万ユーロ）であった。このポートフォリオには主に、金融市場における流動性が著しく低下したため実施された2008年度および2009年度の分類変更が含まれていた。分類変更された資産については、短期間に売却または売買することから予見可能な将来まで保有することへと意思に変更が生じた。これらの資産は分類変更日現在のより低い公正価値で分類変更された。分類変更日現在、これらの資産の本源的価値はその見積公正価値を上回っていた。固定資産として分類される有価証券は、分離されたポートフォリオにおいて管理されていた。

入手可能な場合、公正価値は、観察可能な価格またはパラメータから算出された。観察可能な市場価格または入力値が入手不可能な場合、特定の商品に適合する評価技法が適用された。1件の事例において、これらの固定資産の公正価値の決定には、当該固定資産を長期保有する意思を受けた取引日以後の流動性スプレッドの変動も、また信用リスクが信用リスク引当金繰入額に既に考慮された後の信用スプレッドの変動も含まれなかった。

## 投資ファンドに対する投資

以下の表は、10%を超えて保有する受益証券について、ドイツ国内外の投資ファンドに対する投資の内訳を投資目的別に示している。

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 |       |                   |                  |
|-------------|---------------|-------|-------------------|------------------|
|             | 帳簿価額          | 公正価値  | 公正価値と帳簿<br>価額との差額 | 2015年度におけ<br>る分配 |
| 株式ファンド      | 2,134         | 2,134 | 0                 | 0                |
| 公社債ファンド     | 89            | 89    | 0                 | 0                |
| 混合ファンド      | 4,411         | 4,411 | 0                 | 0                |
| 通貨ファンド      | 0             | 0     | 0                 | 0                |
| コモディティ・ファンド | 51            | 51    | 0                 | 0                |
| 合計          | 6,685         | 6,685 | 0                 | 0                |

ファンドに対する投資の大部分はトレーディング資産に分類されており、その帳簿価額はその公正価値に相当していた。当該ファンドの大部分は、ドイツ銀行が設定した取引所売買ファンドであった。

受益証券の償還を延期するための条件はファンドごとに異なり、最低資産価額に基づく場合もあれば、ファンド・ディレクターに一任される場合もある。受益証券の日々の償還に関する制限は、ある一時点であまりにも多くの投資家が償還を試みるケースに関連している。こうした場合、ファンドは、償還請求を履行できるようになるまで償還を延期する可能性がある。



## トレーディング資産および負債

トレーディング目的で保有されている金融商品

以下の表は、トレーディング資産およびトレーディング負債の内訳を示している。

2015年12月31日現在

| 単位：百万ユーロ               | トレーディング資産 | 単位：百万ユーロ   | トレーディング負債 |
|------------------------|-----------|------------|-----------|
| デリバティブ金融商品             | 507,474   | デリバティブ金融商品 | 495,300   |
| 債権                     | 129,506   | 負債         | 182,750   |
| 公社債およびその他の固定利付<br>有価証券 | 71,989    |            |           |
| 株式およびその他の変動利付<br>有価証券  | 92,209    |            |           |
| その他の資産                 | 12,848    |            |           |
| リスク調整                  | -420      |            |           |
| 合計                     | 813,607   | 合計         | 678,050   |

認められている評価方法を使用して公正価値を決定するための基礎的な仮定は「表示の基準」の項に詳述されている。

次の表は、トレーディング・デリバティブに該当する公正価値で評価されるデリバティブの内訳を、種類および数量別に示している。

| 単位：百万ユーロ     | 2015年12月31日現在 |  |
|--------------|---------------|--|
|              | 名目金額          |  |
| OTC商品        | 35,661,260    |  |
| 金利関連取引       | 27,201,501    |  |
| 為替レート関連取引    | 6,368,202     |  |
| クレジット・デリバティブ | 1,406,390     |  |
| 株式および指数関連取引  | 642,792       |  |
| その他の取引       | 42,375        |  |
| 取引所売買商品      | 6,924,104     |  |
| 金利関連取引       | 6,391,096     |  |
| 株式および指数関連取引  | 415,236       |  |
| 為替レート関連取引    | 28,765        |  |
| その他の取引       | 89,007        |  |
| 合計           | 42,585,364    |  |

将来キャッシュ・フローの金額、時期および信頼性は、金利環境、株式および債券市場の展開、ならびに信用スプレッドおよび債務不履行による影響を受ける。

## 方法および仮定ならびにリスク調整額

リスク調整の計算は、トレーディング目的で保有されるまたは発生した金融商品を組み込んだ規制上のバリュー・アット・リスクを計算するためのモデルに基づいている。トレーディング資産の評価には、様々な評価調整（例えば流動性リスクに関する評価調整。「表示の基準」の「トレーディング業務」の項にさらに詳しく説明されている。）が必要となる場合がある。

バリュー・アット・リスク調整（以下「VaR調整」という。）の計算は、保有期間10日および信頼水準99%に基づいている。観察期間は261取引日である。

リスク調整は、規制上のVaR調整に加え、VaR計算ではカバーされないドイツ銀行の自己の信用リスクに関連した追加のリスク数値によって補完された。

リスク調整の絶対額は420百万ユーロである。

## 金融商品をトレーディングとして分類するための基準の変更

2015年度において、金融商品のトレーディング資産および負債への分類に関する基準に変更はなかった。

## デリバティブ金融商品

## 先渡 / 先物取引

貸借対照表日現在で未決済の先渡 / 先物取引は主として次の種類のものであった。

- 金利関連取引：負債性金融商品関連先渡取引、先渡金利契約、金利スワップ、金利先物、証券形態オプション権、金利および指数関連オプション取引およびオプション契約
- 為替レート関連取引：外国為替および貴金属先渡、クロスカレンシー・スワップ、証券形態オプション権、外国為替および貴金属関連オプション取引およびオプション契約、外国為替および貴金属先物
- 株式 / インデックス関連取引：株式先渡 / 先物、指数先物、証券形態オプション権、株式および指数関連オプション取引およびオプション契約
- クレジット・デリバティブ：クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）、トータル・リターン・スワップ（TRS）、クレジットリンク債（CLN）。

上記の種類取引は、ほとんど例外なくトレーディング業務において金利、為替レートおよび市場価格の変動をヘッジするために締結されている。

## 公正価値で会計処理されないデリバティブ

次の表は、通常は公正価値で会計処理されない、バンキング勘定デリバティブとして計上されるデリバティブ金融商品を示している。

| 単位：百万ユーロ     | 名目金額    | 2015年12月31日現在 |       |       |        |
|--------------|---------|---------------|-------|-------|--------|
|              |         | 帳簿価額          |       | 公正価値  |        |
|              |         | プラス           | マイナス  | プラス   | マイナス   |
| OTC商品        |         |               |       |       |        |
| 金利関連取引       | 835,320 | 780           | 830   | 3,455 | 2,782  |
| 為替レート関連取引    | 112,175 | 450           | 111   | 928   | 9,761  |
| 株式および指数関連取引  | 87      | 15            | 0     | 196   | 0      |
| クレジット・デリバティブ | 6,237   | 35            | 73    | 52    | 73     |
| その他の取引       | 236     | 201           | 0     | 202   | 16     |
| 合計           | 954,056 | 1,482         | 1,014 | 4,833 | 12,631 |

通常は公正価値で計上されないデリバティブの帳簿価額は、「その他の資産」および「その他の負債」に計上されている。

## 評価単位（ヘッジ会計）

ドイツ銀行AGは、公正価値ヘッジを通じて評価単位を形成し、基本的に金利スワップおよびオプションを通じて市場金利の変動から生じる固定利付有価証券の公正価値の変動をヘッジしている。

バンキング勘定におけるクレジット・デリバティブが貸出担保として処理するのに適格でない場合、公告IDW RS BFA 1に沿ってヘッジ会計が適用される。

ハイブリッド金融商品に組み込まれた分離可能なデリバティブから生じる追加リスクについても、マイクロ・ヘッジ関係を通じてヘッジされている。

上述のケースに加えて、ドイツ銀行はコモディティ・リスクをマイクロ・ヘッジ関係およびポートフォリオ・ヘッジ関係を通じてヘッジしている。

次の表は、評価単位内のヘッジ対象項目の概要（ヘッジされたリスクの金額を含む。）を示している。ヘッジされた資産およびヘッジされた負債については、その帳簿価額も表示されている。

| 単位：百万ユーロ    | 2015年12月31日現在 |              |
|-------------|---------------|--------------|
|             | 帳簿価額          | ヘッジされたリスクの金額 |
| ヘッジされた資産、合計 | 53,470        | 444          |
| ヘッジされた負債、合計 | 112,899       | -4,197       |

|       | 名目金額   | ヘッジされたリスクの金額 |
|-------|--------|--------------|
| 未履行取引 | 26,465 | 1,491        |

ヘッジされたリスクの金額がマイナスである場合にはそれぞれ、資産についてはヘッジ関係開始以降の公正価値の累積的減少額、負債については公正価値の累積的增加額のうち、純損益に認識されなかったもの（ヘッジを考慮後）を意味する。ヘッジされたリスクのプラスの金額は、資産については公正価値の累積的增加額、負債については公正価値の累積的減少額のうち、純損益（ヘッジを考慮後）に認識されなかったものに相当する。

ドイツ銀行AGは、為替予約およびスワップを使用して、為替リスクにさらされる純資産価値を表す支店の拠出資本金および繰越損益に係る為替リスクの公正価値ヘッジを締結している。マクロ・ヘッジを通じてヘッジされた純ポジションの帳簿価額は304億ユーロであった。ヘッジされたリスクの金額はマイナス681百万ユーロである。反対方向の直物相場の変動の最後の相殺は、拠出資本金の償還時に生じる。

ヘッジ対象項目およびヘッジ手段の契約条件が完全に相殺関係にある場合、評価単位に係る有効性の将来に向かっての評価および非有効性の遡及的測定はともに、重要な条件の照合に基づき行われている。加えて、当行は有効性の評価のために統計的手法および回帰分析を利用する場合がある。ドイツ銀行AGは、ヘッジ対象項目とヘッジ手段の公正価値の変動額を比較している（ダラーオフセット法）。評価単位は通常、ヘッジ対象項目の満期までの残存期間にわたり設定される。

## 固定資産

以下の表は固定資産の変動を示している。

| 単位：百万ユーロ                           | 取得 / 製造原価           |                    |                     | 減価償却 / 償却、評価減<br>および価値修正 |             |            | 簿 価                   |                       |
|------------------------------------|---------------------|--------------------|---------------------|--------------------------|-------------|------------|-----------------------|-----------------------|
|                                    | 2015年<br>1月1日<br>現在 | 増加                 | 処分                  | 累計額                      | このうち<br>当年度 | このうち<br>処分 | 2015年<br>12月31日<br>現在 | 2014年<br>12月31日<br>現在 |
| 無形資産                               | 3,252               | 1,166              | 59                  | 1,903                    | 525         | 24         | 2,456                 | 1,760                 |
| 自己開発無形資産                           | 2,281               | 1,095 <sup>1</sup> | 58                  | 996                      | 423         | 16         | 2,322                 | 1,605                 |
| 購入した無形資産                           | 292                 | 61                 | 12                  | 249                      | 24          | 7          | 92                    | 59                    |
| のれん                                | 678                 | 23                 | 1                   | 658                      | 78          | 1          | 42                    | 96                    |
| 頭金                                 | 0                   | 0                  | 0                   | 0                        | 0           | 0          | 0                     | 0                     |
| 有形固定資産                             | 3,415               | 211                | 577                 | 2,046                    | 240         | 465        | 1,004                 | 1,148                 |
| 土地および建物                            | 109                 | 0                  | 0                   | 34                       | 4           | 0          | 75 <sup>2</sup>       | 78                    |
| 事務所用什器備品                           | 2,972               | 211                | 511                 | 1,824                    | 179         | 444        | 848                   | 887                   |
| リース資産                              | 334                 | 0                  | 66                  | 188                      | 57          | 21         | 81                    | 183                   |
| 変動                                 |                     |                    |                     |                          |             |            |                       |                       |
| 参加持分                               |                     |                    | -385                |                          |             |            | 433                   | 818                   |
| 関係会社に対する投資                         |                     |                    | -5,286 <sup>3</sup> |                          |             |            | 43,423                | 48,709                |
| 公社債およびその他の固定利付有<br>価証券             |                     |                    | -579                |                          |             |            | 1,670                 | 2,249                 |
| このうち、HGB第254条に従って<br>評価単位に含まれているもの |                     |                    | -910                |                          |             |            | 0                     | 910                   |
| 株式およびその他の変動利付有<br>価証券              |                     |                    | 0                   |                          |             |            | 6                     | 6                     |
| このうち、HGB第254条に従って<br>評価単位に含まれているもの |                     |                    | 0                   |                          |             |            | 0                     | 0                     |

RechKredV第34条第3項に基づく金融資産の合算オプションが利用された。在外支店における貸借対照表日レートによる通貨換算から生じる為替レート変動は、取得 / 製造原価（2015年1月1日現在）と減価償却 / 償却、評価減および価値修正の累計額に認識されている。

- 1 自社開発ソフトウェアに関連する自社開発無形資産の増加。
- 2 簿価総額74百万ユーロの土地および建物が当行の自己の活動の一部として使用された。
- 3 関係会社に対する投資は53億ユーロ減少し434億ユーロとなった。関係会社に対する投資の減少額70億ユーロに対して、増加額は17億ユーロであった。この減少は主に、減資53億ユーロおよび投資の減損純額16億ユーロに起因していた。これは、増資および外国為替換算によるプラスの影響により一部相殺された。

## 無形資産

無形資産に計上されているのれんは、見積耐用年数である5年から15年にわたって償却される。その決定は、経済的および組織的要素（例えば、被取得事業に係る将来の成長見込みおよび利益見込み、予想シナジー効果の様態および期間、顧客基盤の活用ならびに集積的労働力）に基づいている。無形資産に分類されたソフトウェアは、その耐用年数にわたって償却される。

## その他の資産および負債

「その他の資産」59億ユーロは、主に、スワップに係るバルーン・ペイメント（21億ユーロ）、税務当局に対する債権（14億ユーロ）および関係会社からの配当金の支払に関連する債権（11億ユーロ）から構成されている。

「その他の負債」178億ユーロには、主に、HGB第340h条に基づき特にカバーされるFXポジションに関連する負債（92億ユーロ）、認識中止されなかった負債（30億ユーロ）、拠出資本金および繰越損益に係るFX再評価による影響（19億ユーロ）、支払予定の営業費用（864百万ユーロ）ならびに損失の引継ぎに係る負債（701百万ユーロ）が含まれている。

## 前払費用

前払費用は、86百万ユーロの負債に関する発行額と償還額の差額の割引を含む。

## 繰延税金

繰延税金は、資産、負債および経過勘定の商法会計上の帳簿価額とその税務基準額との一時差異につき、当該一時差異が後の報告期間に解消することが見込まれる場合に算定されている。これに関連して、ドイツ銀行AGが株主/パートナーである連結税務グループ子会社/パートナーシップの一時差異も、ドイツ銀行AGの繰延税金の算定に含められる。加えて、繰延税金資産の算定に当たり、未使用の繰越欠損金が今後5年以内に利用が見込まれる範囲で考慮される。繰延税金の測定は、ドイツ銀行AGの税務グループの合算ベースの法人所得税率（現在は31%）に基づいている。当該合算ベースの法人所得税率には、法人税、営業税および連帯付加税が含まれている。

一方、パートナーシップ形態のドイツの投資における一時差異から生じる繰延税金は、法人税および連帯付加税のみを含んだ合算ベースの法人所得税率に基づいて測定されており、これは現在15.83%である。

在外支店の繰延税金は、適用される法定税率を使用して測定されており、これは主に20%から38%の範囲内にある。

当報告期間において、合計34億ユーロの繰延税金資産が貸借対照表に表示された。それは主に、ドイツ銀行AGの「国内の銀行」（連結税務グループ子会社の繰延税金を含む。）、ドイツ銀行AGのニューヨーク支店、およびドイツ銀行AGのロンドン支店によるものであった。これらは主に未使用の繰越欠損金および一時差異に基づいており、後者は主に従業員関連の債務ならびに貸出金ポートフォリオおよびトレーディング勘定の公正価値測定に関連している。

## 関係会社および参加関係のある会社に関する情報

| 単位：百万ユーロ           | 関係会社          |               | 参加関係のある会社     |               |
|--------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
|                    | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
| 銀行に対する債権           | 120,657       | 115,590       | 41            | 84            |
| 顧客に対する債権           | 81,137        | 79,785        | 240           | 70            |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 1,627         | 1,642         | 136           | 9             |
| 銀行に対する負債           | 115,324       | 129,838       | 54            | 38            |
| 顧客に対する負債           | 54,620        | 60,527        | 101           | 94            |
| 証券形態の負債            | 1,172         | 1,167         | 0             | 0             |
| 劣後負債               | 6,771         | 11,584        | 0             | 0             |

## 担保に供された資産

資産は以下の負債に関して担保に供されている

| 単位：百万ユーロ  | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-----------|---------------|---------------|
| 銀行に対する負債  | 29,832        | 25,740        |
| 顧客に対する負債  | 16,730        | 21,689        |
| トレーディング負債 | 2,895         | 3,543         |
| その他の負債    | 299           | 300           |

## 売却および買戻契約に基づく取引

貸借対照表に計上され、買戻契約に基づいて売却された資産の帳簿価額は113億ユーロであった。これはすべてレポ契約に基づいて売却された有価証券に関連するものであった。

## 信託業務

信託資産

信託負債

| 単位：百万ユーロ           | 2015年    |          | 単位：百万ユーロ | 2014年    |          |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                    | 12月31日現在 | 12月31日現在 |          | 12月31日現在 | 12月31日現在 |
| 顧客に対する債権           | 28       | 30       | 銀行に対する負債 | 0        | 23       |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 9        | 32       | 顧客に対する負債 | 46       | 49       |
| 株式およびその他の変動利付有価証券  | 4        | 4        |          |          |          |
| 参加持分               | 4        | 4        |          |          |          |
| その他の資産             | 2        | 2        |          |          |          |
| 合計                 | 46       | 72       | 合計       | 46       | 72       |

## 劣後資産および負債

## 劣後資産

| 単位：百万ユーロ           | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対する債権           | 250           | 250           |
| 顧客に対する債権           | 210           | 245           |
| 公社債およびその他の固定利付有価証券 | 1,768         | 1,153         |
| トレーディング資産          | 10,206        | 8,650         |

## 劣後負債

劣後負債は、固定利付および変動利付有価証券、記名および無記名社債ならびに約束手形の形態で発行され、その当初の償還期限は主に2年から23年の間である。

ドイツ銀行AGには劣後負債を所定の償還期限前に償還する義務はないが、場合によっては発行体の選択により早期償還が可能である。清算または支払不能の場合には、これらの負債から生じる債権および利息債権は、ドイツ銀行AGの全債権者の劣後弁済でない債権に対して劣後弁済となる。社債の条件に基づき、これらの資金の資本または他の形態の債務への転換は見込まれていない。これらの条件は、個々に明記されていない劣後負債にも適用される。

## 10億ユーロ超の重要な劣後負債

| 通貨  | 金額<br>単位：百万 | 種類    | 発行年度 | 表面金利   | 償還期限                    |
|-----|-------------|-------|------|--------|-------------------------|
| ユーロ | 1,150       | 無記名社債 | 2010 | 5.000% | 2020年6月24日 <sup>1</sup> |
| 米ドル | 1,500       | 記名社債  | 2013 | 4.296% | 2028年5月24日 <sup>1</sup> |
| ユーロ | 1,000       | 記名社債  | 2008 | 8.000% | 2038年5月15日 <sup>1</sup> |
| 米ドル | 1,385       | 記名社債  | 2008 | 8.050% | 期限なし <sup>1</sup>       |
| 米ドル | 1,975       | 記名社債  | 2008 | 7.600% | 期限なし <sup>1</sup>       |
| ユーロ | 1,250       | 無記名社債 | 2015 | 2.750% | 2025年2月17日 <sup>1</sup> |
| 米ドル | 1,500       | 無記名社債 | 2015 | 4.500% | 2025年4月1日 <sup>1</sup>  |

<sup>1</sup> 社債の繰上償還が可能であるため、早期償還の可能性がある。

すべての劣後負債（124億ユーロ）に係る費用は総額249百万ユーロであった。これにはデリバティブ・ヘッジに係る損益が含まれる。この数値に含まれる支払期限前の未払利息196百万ユーロは「その他の負債」に報告されている。

## その他Tier 1規制上の自己資本に係る金融商品

2014年度に、ドイツ銀行AGは、その他Tier 1ノート（以下「AT1 ノート」または「ノート」という。）を合計47億ユーロ発行した。2015年度にさらに発行されたAT1 ノートはなかった。

AT1 ノートは、ドイツ銀行の無担保劣後債である。当該ノートには、発行日から最初の繰上償還日までの間、その額面金額に対して固定の年率で利息が付されている。その後金利は5年ごとに再設定される。当該ノートは、いかなる時も理由を問わず利息の支払いを停止できる絶対裁量権をドイツ銀行に要求する場合があり、これをドイツ銀行に認める特徴を含んでいる。停止された場合には、利息の支払いは累積されず、利息の支払いが過年度の不足分を補填するために増額されることはない。当

該ノートは永久債であり、ドイツ銀行が、その自由裁量で、各最初の繰上償還日およびその後5年ごとにまたは他の限られた状況において償還することができる。いずれの場合にも、当該ノートは契約条件に記載された制約および条件の対象となる。例えば、ドイツ銀行は、一定の規制上または税務上の理由により、その自由裁量で、当該ノートの全部（但し一部は不可）を償還することができる。いずれの償還にも、管轄の監督当局による事前の同意が必要となる。当該ノートの償還金額および額面価額は、トリガー事象の発生時に減額される可能性がある。トリガー事象は、連結ベースで算定されたドイツ銀行グループの普通株式等Tier 1資本比率が5.125%を下回ると引き起こされる。当該ノートは、トリガー事象後、一定の条件を満たすことを条件に増額される場合もある。

2015年12月31日現在、当該ノートは総額52億ユーロであった。関連する利息費用は合計353百万ユーロであり、これには、その他の負債に計上されている2015年度末現在の未払利息231百万ユーロが含まれている。

#### 2015年12月31日現在のAT1 ノートの残高

| 通貨   | 金額（単位：百万） | 種類                        | 発行年度  | 表面金利   | 最初の繰上償還日   |
|------|-----------|---------------------------|-------|--------|------------|
| ユーロ  | 1,750     | 無期限非累積型固定 / 再設定AT1<br>ノート | 2014年 | 6.000% | 2022年4月30日 |
| 米ドル  | 1,250     | 無期限非累積型固定 / 再設定AT1<br>ノート | 2014年 | 6.250% | 2020年4月30日 |
| 英ポンド | 650       | 無期限非累積型固定 / 再設定AT1<br>ノート | 2014年 | 7.125% | 2026年4月30日 |
| 米ドル  | 1,500     | 無期限非累積型固定 / 再設定AT1<br>ノート | 2014年 | 7.500% | 2025年4月30日 |

#### 年金および類似の債務

ドイツ銀行AGは、従業員を対象とした退職後給付制度（年金制度）のスポンサーとなっており、当該制度には確定給付制度だけでなく確定拠出制度も含まれている。

これらの年金制度の受給者の大部分は、ドイツに在住している。加入者の発生給付の価値は、主に各従業員の報酬および勤続年数に基づいている。

12月31日がすべての確定給付制度の測定日となっている。すべての制度は予測単位積増方式を使用して評価されている。当該評価には、人口統計の推移、在職中の従業員の昇給、年金の増加およびインフレ率といった一定の数理計算上の仮定の適用が必要となる。割引率はHGB第253条第2項の規則に従って決定されている。

| 年金制度に関して使用された仮定 | 2015年12月31日現在              | 2014年12月31日現在              |
|-----------------|----------------------------|----------------------------|
| 割引率             | 3.76 %                     | 4.44 %                     |
| インフレ率           | 1.60 %                     | 1.70 %                     |
| 将来給与水準の名目上昇率    | 2.10 %                     | 2.20 %                     |
| 年金支給額の名目上昇率     | 1.50 %                     | 1.60 %                     |
| 死亡表 / 障害表       | Richttafeln Heubeck 2005 G | Richttafeln Heubeck 2005 G |

これらの確定給付制度の年金給付に係る債務の大部分は、外部積立されている。積立超過の制度資産は貸借対照表上、引当金と相殺後で純資産として認識される。積立不足の年金債務および当行内部で資金供給される制度に係る債務については、関連する引当金が認識される。

ドイツ銀行AGおよびその他金融機関がBWVのメンバーであるドイツの確定拠出制度において、事業主の補助的負債には支払給付およびその法的に要求される増加分が含まれる。

さらに、主にドイツにおいて、例えば勤続記念や早期退職制度に関連したその他の類似の長期債務に対して引当金が認識されている。当行はこれらの制度に対して、キャッシュ・ベースで、給付の支払期限到来時に資金を供給している。

| 単位：百万ユーロ  | 年金制度          |               |
|-----------|---------------|---------------|
|           | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
| 年金債務      | 5,038         | 4,586         |
| 制度資産の公正価値 | 5,824         | 5,548         |

|                             |       |       |
|-----------------------------|-------|-------|
| このうち：制度資産の取得原価              | 5,261 | 5,133 |
| このうち：制度資産内の未実現利得合計          | 562   | 415   |
| 期末現在の積立超過額（純額）              | 786   | 962   |
| 制度資産（純額）                    | 786   | 962   |
| このうち：「積立超過の制度資産」認識額         | 841   | 1,010 |
| このうち：「年金および類似の債務に対する引当金」認識額 | 56    | 48    |

| 単位：百万ユーロ           | 年金制度   |        |
|--------------------|--------|--------|
|                    | 2015年度 | 2014年度 |
| 制度資産からの運用収益        | 216    | 481    |
| 年金債務の割引の巻戻しに係る利息費用 | 590    | 398    |
| 純利息収益（費用）          | -374   | 83     |
| このうち：「その他の営業収益」認識額 | 1      | 89     |
| このうち：「その他の営業費用」認識額 | 374    | 6      |

その他の引当金

| 単位：百万ユーロ       | 2015年12月31日現在 |
|----------------|---------------|
| 差し迫った損失に対する引当金 | 1,033         |
| 貸倒引当金          | 336           |
| 残りのその他の引当金     | 6,237         |
| その他の引当金合計      | 7,606         |

以下の（主要な）リスクの種類に対して、残りのその他の引当金が設定されている。

従業員関連引当金は、従業員に対する追加の給与手当を反映するために設定された。これらは変動報酬および繰延報酬、株式報酬、早期退職債務ならびにその他に関連している。引当金の総額は23億ユーロであった。

規制執行引当金は、政府規制当局、自主規制機関またはその他の執行機関による罰金または違約金の評価が生じている、またはその可能性があるような、法的または規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2015年度末現在、このリスクに対する引当金は22億ユーロであった。



民事訴訟引当金は、民事訴訟において顧客、相手先およびその他の当事者からの請求が生じている、またはその可能性があるような、契約不履行または他の法的もしくは規制上の責任の不履行を主張する現在または潜在的な請求や手続から発生する。2015年度末現在、このリスクに対する引当金は914百万ユーロであった。

営業引当金は、オペレーショナル・リスクから発生するが、引当金として独立掲記される民事訴訟引当金および規制執行引当金は除かれる。2015年度末現在、このリスクに対する引当金は206百万ユーロであった。

オペレーショナル・リスクは、内部手続、人員およびシステムが不十分である、もしくは機能していないこと、または外部の事象によって生じる損失のリスクである。営業引当金を算定する目的で使用される定義は、民事訴訟または規制執行案件により発生する損失リスクが除外されることからリスク管理の定義とは異なる。リスク管理目的上のオペレーショナル・リスクには、民事訴訟または規制執行案件における顧客、相手先および規制機関への支払が営業上の欠陥に係る損失事象に相当する場合は法的リスクが含まれるが、ビジネス・リスクおよび風評リスクは含まれない。

再構築引当金は、再構築活動から発生する。当行グループは、今後数年にわたり、主にコスト、重複および複雑性の削減を進めることで、長期的な競争力の強化を目指している。詳細については注記「再構築」を参照のこと。2015年度末現在、これらの活動に対する引当金は94百万ユーロであった。

2015年度末現在、その他の諸引当金577百万ユーロが設定されている。

#### 期限別内訳

##### 債権の期限別内訳

| 単位：百万ユーロ                | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対するその他の債権（要求払の債権を除く） | 103,526       | 99,061        |
| 残存期間：                   |               |               |
| 3ヶ月以内                   | 39,912        | 47,765        |
| 3ヶ月超1年以内                | 20,473        | 21,188        |
| 1年超5年以内                 | 25,166        | 18,094        |
| 5年超                     | 17,976        | 12,014        |
| 顧客に対する債権                | 245,286       | 238,155       |
| 残存期間：                   |               |               |
| 3ヶ月以内                   | 133,886       | 133,267       |
| 3ヶ月超1年以内                | 18,649        | 43,056        |
| 1年超5年以内                 | 64,715        | 37,745        |
| 5年超                     | 27,282        | 23,300        |
| 期限なし                    | 754           | 788           |

公社債およびその他の固定利付有価証券589億ユーロには、2016年に期限を迎えるものが43億ユーロ含まれている。

| 負債の期限別内訳<br>単位：百万ユーロ       | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------------------------|---------------|---------------|
| 銀行に対する負債（契約期限または通知期限付）     | 118,312       | 113,599       |
| 残存期間：                      |               |               |
| 3ヶ月以内                      | 55,485        | 61,319        |
| 3ヶ月超1年以内                   | 24,254        | 27,141        |
| 1年超5年以内                    | 29,494        | 20,538        |
| 5年超                        | 9,079         | 4,601         |
| 貯蓄預金（3ヶ月超の契約通知期限付）         | 1,472         | 2,272         |
| 残存期間：                      |               |               |
| 3ヶ月以内                      | 746           | 1,139         |
| 3ヶ月超1年以内                   | 689           | 1,076         |
| 1年超5年以内                    | 36            | 56            |
| 5年超                        | 1             | 1             |
| 顧客に対するその他の負債（契約期限または通知期限付） | 75,799        | 74,903        |
| 残存期間：                      |               |               |
| 3ヶ月以内                      | 39,376        | 41,044        |
| 3ヶ月超1年以内                   | 20,280        | 20,871        |
| 1年超5年以内                    | 8,030         | 5,006         |
| 5年超                        | 8,113         | 7,982         |
| 証券形態のその他の負債                | 19,595        | 22,615        |
| 残存期間：                      |               |               |
| 3ヶ月以内                      | 5,044         | 5,609         |
| 3ヶ月超1年以内                   | 14,227        | 16,225        |
| 1年超5年以内                    | 325           | 782           |
| 5年超                        | 0             | 0             |

発行債券1,022億ユーロには、2016年に期限を迎えるものが205億ユーロ含まれている。

#### 外貨

外貨建資産総額は貸借対照表日現在で11,544億ユーロ相当額、負債総額は10,246億ユーロ相当額であった。

#### HGB第268条第8項に基づく制限金額に関する情報

以下の表は、HGB第268条第8項に基づいて利益配当において考慮すべき金額を示している。ドイツ銀行AGでは、利益配当後の配当可能な剰余金の合計額に配当可能利益を加算した金額は、考慮すべき金額と少なくとも等しい。個々のポジションには該当する場合には繰延税金負債が含まれているため、以下の表の金額は対応する貸借対照表のポジションと相違する可能性がある。

| 単位：百万ユーロ     | 2015年12月31日現在 |
|--------------|---------------|
| 自己開発無形資産     | 2,207         |
| 繰延税金資産       | 3,494         |
| 制度資産に係る未実現利得 | 554           |
| 配当不能な金額合計    | 6,254         |

## 株主資本

## 自己株式

当行または当行の関係会社は、2015年度中にトレーディング目的で、ドイツ銀行株式294,601,805株を実勢市場価格で購入し、ドイツ銀行株式294,654,984株を実勢市場価格で売却した。この自己株式の購入は、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による2014年5月22日の株主総会の授権に基づいたものであり、各株式売買取引についてその制限が遵守されていた。平均購入価格は1株当たり28.07ユーロ、平均売却価格は1株当たり28.05ユーロであった。その損益は利益剰余金において認識された。

2015年度中にトレーディング目的で売買された当行の自己株式は当行株式資本の約21%に相当した。自己株式保有高が最大となった日の保有率は当行株式資本の0.07%、1日当たり平均保有率は0.01%であった。

さらに、当行は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による2015年5月21日および2014年5月22日の株主総会により、自己株式を購入する権限を付与された。各売買取引についてそれぞれの制限が遵守されていた。2014年5月22日の株主総会で付与され、2019年4月30日まで有効であった当行が自己株式を購入する権限は、2015年5月21日の授権の発効とともに取消された。

加えて、2015年5月21日の年次株主総会は、ドイツ株式会社法第71条第1項第8号に従い、取締役会に、同様に決議された授権に基づいてプットおよびコール・オプションまたは先渡購入契約を用いて株式の購入を行う権限を与えた。各売買取引について、こうしたデリバティブの使用に関する制限が遵守されていた。

2015年度末現在、ドイツ銀行AGは、ドイツ株式会社法第71条第1項第7号による自己株式24,543株を保有していた。ドイツ株式会社法第71条第1項第8号による保有高は303,716株であり、それは株式資本の0.02%に相当した。2015年12月31日現在で、ドイツ銀行株式4,265,535株（2014年度末：4,411,112株）、すなわち、株式資本の0.31%（2014年度末：0.32%）が貸出金の担保としてドイツ銀行およびその関係会社に差し入れられていた。

## 引受済、授権および条件付資本金の変動

当行の引受済資本金は記名式無額面株式1,379,273,131株に分割されている。2015年12月31日現在の当行の自己株式保有高を除いた社外流通株式数は1,378,944,872株（2014年度末：1,379,081,857株）となった。当該報告期間の平均社外流通株式数は1,379,273,131株であった。

| 単位：ユーロ                 | 引受済資本金 <sup>1</sup> | 授権資本金            | 条件付資本金<br>(未利用) |
|------------------------|---------------------|------------------|-----------------|
| 2014年12月31日現在残高        | 3,530,939,215.36    | 256,579,863.04   | 486,400,000.00  |
| 2015年5月21日の株主総会決議による取消 | 0                   | -256,579,863.04  | 0               |
| 2015年5月21日の株主総会決議による増加 | 0                   | 1,760,000,000.00 | 0               |
| 2015年12月31日現在残高        | 3,530,939,215.36    | 1,760,000,000.00 | 486,400,000.00  |

1 自己株式の名目価値を含む。

授権資本金および未利用の条件付資本金に関する詳細は注記「HGB第289条第4項に基づく情報」に記載されている。

株主資本の変動

単位：百万ユーロ

|                    |    |        |
|--------------------|----|--------|
| 2014年12月31日現在残高    |    | 46,816 |
| 2015年度中の配当         |    | -1,034 |
| 前期繰越利益             |    | -135   |
| 自己株式               |    |        |
| - 自己株式の名目価値の変動     | -0 |        |
| - 取得原価の変動          | -3 |        |
| - 実現純利得（トレーディング以外） | 25 |        |
| - 実現損益（トレーディング）    | -5 |        |
| - 実現純損失（トレーディング以外） | 0  | 17     |
| 利益のその他の利益剰余金への繰入   |    | 0      |
| 2015年度の配当可能利益      |    | 165    |
| 2015年12月31日現在残高    |    | 45,828 |

## 損益計算書注記

## 市場地域別収益

利息収益、株式およびその他の変動利付有価証券、参加持分および関係会社に対する投資からの配当等収益、手数料収益、トレーディング純損益ならびにその他の営業収益の合計額は様々な地域から発生しており、RechKredV第34条第2項に従った内訳は以下のとおりである。

| 単位：百万ユーロ         | 2015年度 | 2014年度 |
|------------------|--------|--------|
| ドイツ              | 15,245 | 8,266  |
| ヨーロッパ(ドイツを除く)    | 10,118 | 9,911  |
| アメリカ             | 4,402  | 6,218  |
| アフリカ/アジア/オーストラリア | 3,376  | 4,358  |
| 合計               | 33,141 | 28,754 |

ドイツにおける収益の増加は主に、関係会社からの配当金およびトレーディング損益の改善に起因している。アメリカにおける収益の減少は主に、前年度には支払われた関係会社からの配当金が当年度にはなかったことに起因している。

## 利息収益および利息費用

貸出およびマネー・マーケット・ビジネスからの利息収益には、主としてマネー・マーケット・ビジネスにおけるリバースレポ取引およびその他の債権によるマイナス金利(すなわち債権に係る利息費用)が限定的に含まれている。利息費用には、主としてマネー・マーケット・ビジネスにおけるレポ取引およびその他の資金調達活動に関連するマイナス金利(すなわち債務に係る利息収益)が限定的に含まれている。

## 第三者のための管理および代理業務

次の管理および代理業務が第三者に対して提供された：保管サービス、モーゲージ、保険契約および住宅取得貯蓄契約の委託、信託資産管理ならびに資産運用。

## HGB第340e条第4項に準拠した特別準備金の戻入による損益

HGB第340e条第4項に基づき計上が義務付けられている特別準備金の一部であった350百万ユーロが当年度において戻入れられた。これは、特別準備金が、戻入前の直近5年間における平均トレーディング純損益の50%を大幅に超過したためであった。

## その他の営業収益および費用

「その他の営業収益」30億ユーロは主に、トレーディング以外のデリバティブによる損益16億ユーロならびに資産および負債に関する通貨換算から生じた収益350百万ユーロからなっている。

「その他の営業費用」66億ユーロには、訴訟費用36億ユーロが含まれる。また、「その他の営業費用」にはトレーディング以外のデリバティブによる損益20億ユーロおよび確定給付制度に係る費用374百万ユーロも含まれる。

## 特別損益

特別利益28.4百万ユーロは、再構築引当金の戻入に関連するものである(2014年度：関係会社2社を合併した結果生じた利得に関連する特別利益297.6百万ユーロ)。特別損失の161.6百万ユーロは再構築費用を反映している(2014年度：107.6百万ユーロの損失)。

特別利益および特別損失の純額である特別損益はマイナス133.2百万ユーロであった(2014年度：190.0百万ユーロ)。

## その他の情報

## オフバランス取引

当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントについて、引当金が設定されていない限り、オフバランス取引として開示している。偶発負債および取消不能貸出コミットメントの開示をオフバランス表示または引当金の認識のいずれによって行うかの判断は、信用リスクに関する評価結果を基に行われている。偶発負債および取消不能貸出コミットメントはまた、担保金を受け入れた場合にその金額分減少し、受入担保金は貸借対照表上負債として計上されている。

偶発負債に基づく請求が行われた場合に生じる損失リスクは、関連する顧客に対する求償の可能性により低減する。したがって、当該リスクの大半は顧客の信用リスクに基づいている。

顧客に関する信用リスク評価の一環として、または顧客の基本的義務の履行見込に関する評価を用いて、当行は、取消不能の義務を締結する前に、偶発負債および取消不能と信契約に基づく請求により生じる損失についてリスク評価を行っている。さらに当行は、偶発負債および取消不能貸出コミットメントに基づく請求により損失が予想されるかどうかについて、契約期間内に定期的に評価を行っている。一定の場合、当行は、請求による損失リスクを低減させるため、担保の提供を求めている。当該評価によって見積られた損失額は、貸借対照表上引当金として計上されている。

## 偶発負債

通常の事業活動の過程において、ドイツ銀行AGは、顧客に代わり定期的に保証、信用状および信用負債に関する契約を締結している。これらの契約の下、ドイツ銀行AGは、第三者がその義務を果たさなかった場合または契約に基づく義務を履行しなかった場合、受益者に対する支払義務が生じる。このような偶発事象に関して、当行は、いつ、どの程度の請求が行われることになるかについて詳細を知ることはできない。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を認識する。

以下の表は、保証、信用状および信用負債に基づく潜在的支払額（担保金および貸借対照表計上済引当金控除後）の合計を表している。この表は、締結した義務すべてを履行すると同時に顧客に対する求償権がすべて実現しなかった場合に、ドイツ銀行AGが負担する可能性のある最大金額を表している。かかる契約の大半は引き出されずに期限切れとなるか、顧客に対する求償によって引き出しが相殺されるため、当該表はかかる契約から生じる予想将来キャッシュ・フローを表している訳ではない。

| 単位：百万ユーロ | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|----------|---------------|---------------|
| 保証       | 41,322        | 48,594        |
| 信用状      | 5,248         | 5,545         |
| 信用負債     | 7,956         | 6,253         |

## 取消不能貸出コミットメント

2015年12月31日現在における取消不能貸出コミットメントは1,352億ユーロであり、ノンバンクへの貸出および手形割引の契約債務1,291億ユーロを含んでいた。

ドイツ銀行AGは、顧客の資金調達ニーズを満たすために取消不能貸出コミットメントを締結している。取消不能貸出コミットメントは、ドイツ銀行による引き出しが不可能な同行の貸出義務の未引出部分を表している。これらの契約は、受入担保金および貸借対照表に計上済みの引当金を考慮した後の契約金額で示されている。上記の金額は、これらの契約の多くが引き出されずに期限切れとなるため、予想将来キャッシュ・フローを表していない。取消不能貸出コミットメントは貸借対照表に認識されていないが、ドイツ銀行AGは信用エクスポージャーを監視する際にこれらを考慮している。信用リスクの監視を行った結果、引き出しが予想され損失の発生が十分に見込まれる場合には、引当金を設定する。

ドイツ銀行AGは、特別な業務目的を達成することを目的とした特別目的事業体（以下「SPE」という。）として知られる特定の事業体と様々な事業活動に従事している。SPEの主な用途は、特定の資産およびリスクのポートフォリオへのアクセスを顧客に提供し、金融資産の証券化を通じた市場の流動性を顧客に提供することである。通常、ドイツ銀行AGは、SPEの創設に対して、または同行が投資運用会社、保管機関としての役割、もしくは他の何らかの機能を果たすことでサービス・フィーおよび手数料を受け取ることにより利益を得ている。SPEは法人、信託またはパートナーシップとして設立される。当行は、多くの異なった形態でこれらの事業体に関与することが可能であるが、この関与は主に流動性と信枠（貸借対照表科目の下に記載されるオフバランス項目の中の「その他の契約債務」のうち取消不能貸出コミットメントとして開示される。）により構成される。ドイツ銀行AGは、コマーシャル・ペーパー・コンジット・プログラム、資産証券化、投資信託および不動産リース・ファンドに関連して、SPEに財務的支援を提供している。当該ピークルは、いくつかの重要な投資家市場（モーゲージ担保証券市場およびその他の資産担保証券市場を含む。）が機能する上で不可欠である。これは当該ピークルが、証券化プロセスを通じて生み出される特定のキャッシュ・フローおよびリスクへのアクセスを投資家に提供するためである。2015年12月31日現在、ドイツ銀行AGのエクスポージャーは、当行の借入条項、自己資本比率、信用格付および配当に重要な影響を及ぼさなかった。

## その他の契約債務

購入契約債務は、所定の条件（例えば、最低数量または最低価格）で商品またはサービスを購入するための法的に強制可能な拘束力のある契約である。ドイツ銀行AGが当該契約を締結する場合、契約の諸条件が商品またはサービスの引渡時の諸条件よりも不利になる、または関連費用が受け取った経済的便益よりも高くなる潜在的リスクがある。損失が予想される場合、ドイツ銀行AGは、不利な契約に対する引当金を設定する場合がある。

商品およびサービス購入契約債務は、2015年12月31日現在合計15億ユーロであり、これには、特に情報技術サービスおよび信託管理サービス等に関する将来の支払が含まれている。

リースとは、資産の所有者（貸手）が、定期的な支払いと引き換えに、当該資産を一定期間使用する権利を別の当事者（借手）に付与する契約である。リース契約が借手側の条件付または無条件の解約権を含む場合、当該契約はオペレーティング・リースとして分類される。当該資産の所有に関連する主なリスクおよび便益のすべてが貸手に留保され、貸手は経済的所有者であり続ける。オペレーティング・リースは、借手が当該資産に資源を投資しないで便益を得ることを可能にするような所有の代替手段を提供している。ドイツ銀行AGのオペレーティング・リースから生じた既存の契約債務は、建物および事務所用什器備品に関する賃貸借契約およびリース契約を含んでいる。これらの大部分は、ドイツ銀行AGが借手である建物に関するリース契約である。2015年12月31日現在、賃貸借契約およびリースから生じる支払債務は23億ユーロであり、契約満了までの残存期間は最長21年となっていた。

2015年12月31日現在、2016年3月初頭に付与された報奨を含んだ未償却の繰延変動報酬費用の総額は約11億ユーロであった。

株式会社および有限会社に対する出資ならびにその他の出資の未払込分に関する将来の払込義務は、2015年度末現在で240百万ユーロとなった。

その他の出資に関する将来の払込義務は2015年12月31日現在総額0.1百万ユーロであった。

預金保護基金規定第5条第10項に基づき、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGが過半数を出資または支配している銀行のためにとった措置によりドイツ連邦銀行協会e.V.（ベルリン）が何らかの損害を被った場合、同協会に対し補償を行う義務を負っている。

ドイツ銀行AGはまた、銀行建築貯蓄組合に関する預金保護基金規定第3条第1a項に基づき、Deutsche Bank Bauspar AG（フランクフルト・アム・マイン）のためにとった措置によりFachverband für Bank-Bausparkassen e.V.が何らかの損害を被った場合、補償を行う義務を負っている。

銀行再建・破綻処理指令（BRRD）に基づく銀行税に関連する取消不能支払コミットメントは、142百万ユーロであった。

2015年12月31日現在、募集および引受コミットメントは46百万ユーロであった。

当行の国外支店の事業活動の一部に関して、法的規制により250億ユーロの担保保証金が要求された。

先物およびオプション取引所での取引による債務および有価証券が担保として供されているクリアリング機関に対する債務は、2015年12月31日現在で合計101億ユーロであった。

総額35百万ユーロの偶発負債があり、これは主に、商事会社Klößner & Co.AG（ドゥイスブルグ）の転売に起因する。

支援宣言

次に掲げる会社に関して、ドイツ銀行AGは、政治リスクの場合を除き、これらの会社がそれぞれの契約負債を履行できることを保証する。

|  |  |
|--|--|
| DB Investments (GB) Limited (ロンドン)                                     | Deutsche Bank (Suisse) SA (ジュネーブ)                            |
| Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH (フランクフルト・アム・マイン) | Deutsche Bank Trust Company Americas (ニューヨーク)                |
| Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH (フランクフルト・アム・マイン)    | Deutsche Futures Singapore Pte Ltd. (シンガポール)                 |
| Deutsche Australia Limited (シドニー)                                      | Deutsche Holdings (Malta) Ltd. (セント・ジュリアン)                   |
| DEUTSCHE BANK A. <sup>01</sup> (イスタンブール)                               | Deutsche Immobilien Leasing GmbH (デュッセルドルフ)                  |
| Deutsche Bank Americas Holding Corp. (ウィルミントン)                         | Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company (ロンドン) |
| Deutsche Bank (China) Co., Ltd. (北京)                                   | Deutsche Postbank AG (ボン) (2016年6月30日まで) <sup>1</sup>        |
| Deutsche Bank Europe GmbH (フランクフルト・アム・マイン)                             | Deutsche Securities Inc. (東京)                                |
| Deutsche Bank Luxembourg S.A. (ルクセンブルク)                                | Deutsche Securities Asia Limited (香港)                        |
| Deutsche Bank (Malaysia) Berhad (クアラルンプール)                             | Deutsche Securities Saudi Arabia LLC (リヤド)                   |
| Deutsche Bank Nederland N.V. (アムステルダム)                                 | DWS Holding & Service GmbH (フランクフルト・アム・マイン)                  |
| Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna (ワルシャワ)                            | DWS Investment S.A. (ルクセンブルク)                                |
| Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG (フランクフルト・アム・マイン)          | norisbank GmbH (ボン)  |
| Deutsche Bank S.A. (ブエノスアイレス)  | Public joint-stock company “Deutsche Bank DBU” (キエフ)         |
| Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão (サンパウロ)                              | OOO “Deutsche Bank” (モスクワ)                                   |
| Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española (マドリード)                       | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA (ケルン)                |
| Deutsche Bank Società per Azioni (ミラノ)                                 |  |

<sup>1</sup> ドイツ銀行は、直近では2014年度年次報告書において言及されていたドイツ・ポストバンクAGへの支援宣言を、2016年6月30日を以て撤回および終了している。



ファンドブリーフ法 (Pfandbriefgesetz) 第28条に基づく開示

以下の表は、ファンドブリーフ法第28条により要求される開示事項を示している。

総合的エクスポージャー (ファンドブリーフ法第28条第1項第1号)

| 単位：百万ユーロ                                | 2015年12月31日現在 |         |                            |                            |   |
|---|---------------|---------|----------------------------|----------------------------|---|
|   | 名目価値          | 現在価値    | 現在価値 -<br>高金利ストレ<br>ス・シナリオ | 現在価値 -<br>低金利ストレ<br>ス・シナリオ | 現在価値 -<br>最悪の金利およ<br>びFXレートのス<br>トレス・シナリ<br>オ |
| 抵当ファンドブリーフ債                             | 5,886.9       | 6,182.0 | 5,677.4                    | 6,321.0                    | 5,677.4                                       |
| 担保資産                                    | 8,604.0       | 9,884.7 | 8,787.0                    | 10,236.1                   | 8,787.0                                       |
| ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産                 | 7,720.0       | 8,938.0 | 7,875.7                    | 9,287.8                    | 7,875.7                                       |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産              | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 <sup>1</sup> | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 <sup>2</sup> | 884.0         | 946.8   | 911.4                      | 948.3                      | 911.4   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 15.0          | 15.3    | 16.1                       | 15.0                       | 16.1  |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (債権)         | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 担保資産合計に対する割合                            | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産 (負債)         | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 0             | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 担保超過額                                   | 2,717.1       | 3,702.7 | 3,109.6                    | 3,915.1                    | 3,109.6                                       |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 46.2          | 59.9    | 54.8                       | 61.9                       | 54.8  |

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

2014年12月31日現在

単位：百万ユーロ

|   | 名目価値    | 現在価値    | 現在価値 -<br>高金利ストレ<br>ス・シナリオ | 現在価値 -<br>低金利ストレ<br>ス・シナリオ | 現在価値 -<br>最悪の金利およ<br>びFXレートのス<br>トレス・シナリ<br>オ |
|---|---------|---------|----------------------------|----------------------------|---|
| 抵当ファンドブリーフ債                             | 5,229.9 | 5,603.3 | 5,128.2                    | 5,710.7                    | 5,128.2                                       |
| 担保資産                                    | 6,994.0 | 8,227.5 | 7,266.0                    | 8,503.4                    | 7,266.0                                       |
| ファンドブリーフ法第12条第1項による担保資産                 | 6,804.0 | 8,028.9 | 7,077.5                    | 8,303.4                    | 7,077.5                                       |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第1号による担保資産              | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第2号による担保資産 <sup>1</sup> | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第3号による担保資産 <sup>2</sup> | 190.0   | 198.6   | 188.4                      | 200.1                      | 188.4   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 3.6     | 3.5     | 3.7                        | 3.5                        | 3.7   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産（債権）          | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 担保資産合計に対する割合                            | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| ファンドブリーフ法第19条第1項第4号による担保資産（負債）          | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 0       | 0       | 0                          | 0                          | 0   |
| 担保超過額                                   | 1,764.1 | 2,624.2 | 2,137.8                    | 2,792.7                    | 2,137.8                                       |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合                     | 33.7    | 46.8    | 41.7                       | 48.9                       | 41.7  |

PfandBarwertV第5条第1項第1号および第6条第2項第1号によるスタティック・アプローチ

- 1 ファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を除く。
- 2 ファンドブリーフ法第19条第1項第2号における担保資産ならびにファンドブリーフ法第4条第1項第2文第1号および第2号における担保資産を含む。

担保資産は、モーゲージにより担保されている顧客に対する債権である。その他の担保資産は、ファンドブリーフ法に従い、公社債およびその他の固定利付有価証券である。

#### 期限プロファイル（ファンドブリーフ法第28条第1項第2号）

| 期限プロファイル      | ファンドブリーフ債残高の<br>期限内訳 |                   | 担保プールの固定金利期間      |                   |
|---------------|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|               | 2015年<br>12月31日現在    | 2014年<br>12月31日現在 | 2015年<br>12月31日現在 | 2014年<br>12月31日現在 |
| 単位：百万ユーロ      |                      |                   |                   |                   |
| 期間6ヶ月以下       | 1,000.0              | 200.0             | 371.8             | 428.2             |
| 期間6ヶ月超12ヶ月以下  | 200.0                | 200.0             | 253.6             | 235.7             |
| 期間12ヶ月超18ヶ月以下 | 80.0                 | 1,000.0           | 663.4             | 199.7             |
| 期間18ヶ月超2年以下   | 125.0                | 200.0             | 439.1             | 241.2             |
| 期間2年超3年以下     | 1,000.0              | 205.0             | 577.1             | 381.5             |
| 期間3年超4年以下     | 759.9                | 1,000.0           | 983.7             | 514.4             |
| 期間4年超5年以下     | 950.0                | 759.9             | 756.7             | 940.4             |
| 期間5年超10年以下    | 1,485.0              | 1,510.0           | 3,160.5           | 2,880.1           |
| 期間10年超        | 287.0                | 155.0             | 1,398.1           | 1,172.8           |
| 合計            | 5,886.9              | 5,229.9           | 8,604.0           | 6,994.0           |

担保プールに含まれるデリバティブの割合（ファンドブリーフ法第28条第1項第3号）

2015年12月31日および2014年12月31日現在、担保プールにはデリバティブは含まれていなかった。

名目価値による担保資産（ファンドブリーフ法第28条第2項第1a号）

総額77億ユーロ（2014年度：68億ユーロ）のうち、単独で名目価値が0.3百万ユーロ以下の担保資産は57億ユーロ（2014年度：50億ユーロ）、名目価値が0.3百万ユーロ超1百万ユーロ以下の担保資産は14億ユーロ（2014年度：13億ユーロ）、名目価値が1百万ユーロ超10百万ユーロ以下の担保資産は610百万ユーロ（2014年度：516百万ユーロ）および名目価値が10百万ユーロ超の担保資産は10百万ユーロ（2014年度：10百万ユーロ）であった。

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いた貸出金の、モーゲージ設定不動産の国別および用途別の内訳（ファンドブリーフ法第28条第2項第1b号および第1c号）

2015年12月31日現在

|      | 住宅用     |         |         |     | 合計      | 商業用    |       |       |           | 合計    | 建物用の土地 | 合計      |
|------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|-------|-------|-----------|-------|--------|---------|
|      | 集合住宅    | 戸建住宅    | 複数世帯住宅  | その他 |         | 事務所用建物 | 小売用建物 | 工業用建物 | その他の商業用建物 |       |        |         |
| ドイツ  | 1,127.6 | 3,637.4 | 1,979.1 | 0   | 6,744.1 | 335.8  | 132.4 | 129.4 | 378.2     | 975.9 | 0      | 7,720.0 |
| 英国   | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| スイス  | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| フランス | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| ベルギー | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| オランダ | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| 合計   | 1,127.6 | 3,637.4 | 1,979.1 | 0   | 6,744.1 | 335.8  | 132.4 | 129.4 | 378.2     | 975.9 | 0      | 7,720.0 |

単位：百万ユーロ

2014年12月31日現在

|      | 住宅用     |         |         |     | 合計      | 商業用    |       |       |           | 合計    | 建物用の土地 | 合計      |
|------|---------|---------|---------|-----|---------|--------|-------|-------|-----------|-------|--------|---------|
|      | 集合住宅    | 戸建住宅    | 複数世帯住宅  | その他 |         | 事務所用建物 | 小売用建物 | 工業用建物 | その他の商業用建物 |       |        |         |
| ドイツ  | 1,016.1 | 3,248.4 | 1,652.0 | 0   | 5,916.4 | 268.4  | 103.7 | 102.7 | 412.7     | 887.6 | 0      | 6,804.0 |
| 英国   | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| スイス  | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| フランス | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| ベルギー | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| オランダ | 0       | 0       | 0       | 0   | 0       | 0      | 0     | 0     | 0         | 0     | 0      | 0       |
| 合計   | 1,016.1 | 3,248.4 | 1,652.0 | 0   | 5,916.4 | 268.4  | 103.7 | 102.7 | 412.7     | 887.6 | 0      | 6,804.0 |

単位：百万ユーロ

抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金に係る支払の延滞（ファンドブリーフ法第28条第2項第2号）

2015年12月31日および2014年12月31日現在、抵当ファンドブリーフ債の担保資産として用いたモーゲージ貸出金について、90日以上延滞の支払はなかった。

モーゲージ貸出金に係る追加情報（ファンドブリーフ法第28条第2項第4号）

2015年度および2014年度末現在、担保権実行の手中のものはなかった。2015年度および2014年度において担保権の実行はなく、ドイツ銀行AGがモーゲージに係る損失を防ぐために資産を獲得することはなかった。また、モーゲージ設定者による利息の支払遅延はなかった。

## 固定金利割合の比較（ファンドブリーフ法第28条第1項第9号）

| 単位：ユーロ<br>（別途記載のものを除く） | 名目価値          |               |
|------------------------|---------------|---------------|
|                        | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
| 固定金利抵当ファンドブリーフ債        | 5,302         | 4,695         |
| 抵当ファンドブリーフ債残高に対する割合    | 90            | 90            |
| 固定金利担保資産               | 8,460         | 6,821         |
| 担保資産合計に対する割合           | 98            | 98            |

## 通貨ごとの正味現在価値（ファンドブリーフ法第28条第1項第10号）

| 通貨 単位：百万ユーロ | 正味現在価値        |               |
|-------------|---------------|---------------|
|             | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
| ユーロ         | 3,110         | 2,138         |

## その他の特徴的な要因

（ファンドブリーフ法第28条第1項第7号、同法第28条第1項第11号、同法第28条第2項第3号）

| 単位：ユーロ   | 2015年12月31日現在 | 2014年12月31日現在 |
|--|---------------|---------------|
| モーゲージ貸出額を用いて加重した平均LTV比率 <sup>1</sup>                 | 54            | 54            |
| モーゲージ貸出金の平均経過年数 <sup>2</sup>                         | 4             | 4             |
| ファンドブリーフ法第13条第1項による制限を超過する債権合計（優先権のない国） <sup>3</sup> | 0             | 0             |

1 ファンドブリーフ法第28条第2項第3号に基づく。

2 ファンドブリーフ法第28条第1項第11号に基づく。

3 ファンドブリーフ法第28条第1項第7号に基づく。

## ドイツ株式会社法第160条第1項第8号による情報

2015年12月31日現在、ドイツ証券取引法（Wertpapierhandelsgesetz）第21条に従い各議決権が3%以上の持分を報告した株主として、当行は以下の株主を認識している。

Paramount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。当行は、2015年12月31日までにParamount Services Holdings Ltd.（英領ヴァージン諸島）からの更なる報告は受けていない。

Supreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）は、2015年8月20日現在、当行株式の3.05%を保有していると報告した。ドイツ銀行は、2015年12月31日までにSupreme Universal Holdings Ltd.（ケイマン諸島）からの更なる報告は受けていない。

BlackRock, Inc.（ニューヨーク）は、2015年12月16日に、当行株式の6.76%を保有していると報告した。当行は、2015年12月31日までにBlackRock, Inc.（ニューヨーク）からの更なる報告は受けていない。

## 取締役会および監査役会

取締役会に支払われた報酬総額の詳細は、74ページから83ページ（訳者注：原文のページ）の報酬報告書に示されている。2015年および2014年12月31日終了年度において、ドイツ銀行AGの元取締役またはその遺族にそれぞれ17,429,709ユーロおよび20,591,504ユーロが支払われた。

監査役報酬の原則は当行の定款に定められている。報酬規定は、2014年5月22日の年次株主総会での決議による最終改定が行われ、2014年7月17日から発効した。監査役には固定の年間報酬が支払われる。各監査役の年間基本報酬は100,000ユーロである。監査役会会長には基本報酬の2倍、副会長には1.5倍の報酬が支払われる。監査役会の委員会の委員および会長には、さらなる固定の年間報酬が支払われる。決められた報酬のうち75%は、翌年2月にインボイスを提出後、各監査役に対して支払われる。残りの25%については、同時に、定款の規定に従って当行株式（仮想株式）へと転換される。この株式数の株式の価値が、監査役の退任または定款に定める任期満了の翌年の2月に各監査役に対して支払われるが、監査役が解雇を正当化したであ

ろう重大な原因によって退任していないことを条件とする。期中に監査役会のメンバーに変更があった場合には、当該事業年度に関する報酬は按分して（一月未満の端数は四捨五入）で支払われる。退任する年度については、報酬の全額が現金で支払われ、当該年度の報酬のうち25%には失効規定が適用される。2015事業年度に関して、監査役は総額4,850,000ユーロ（2014年度：4,588,710ユーロ）の報酬を受け取り、そのうち3,710,417ユーロは定款の規定に従って2016年2月に支払われた（2015年2月：3,466,532ユーロ）。

元取締役およびその遺族のための年金債務引当金は、2015年および2014年12月31日現在それぞれ総額186,348,967ユーロおよび181,829,400ユーロであった。

ドイツ銀行AGの取締役および監査役のために実行した貸出金および負担した偶発負債は、2015年および2014年12月31日終了年度において、それぞれ、取締役に対して8,914,864ユーロおよび2,378,392ユーロ、監査役に対して712,861ユーロおよび1,028,188ユーロであった。監査役は2015年度に貸出金125,156ユーロを返済した。

取締役会および監査役会のメンバーは、163ページから164ページ（訳者注：原文のページ）に記載されている。

## 従業員

当年度のフルタイム換算の平均従業員数は28,151名（2014年度：27,286名）で、このうち女性は10,505名であった（2014年度：10,114名）。これらの数値には、パートタイム従業員が労働時間に応じて含まれている。ドイツ国外の支店に勤務する従業員は、平均16,943名（2014年度：16,581名）であった。

## コーポレート・ガバナンス

当行は、ドイツ株式会社法第161条に規定された宣言を行っている。2015年10月28日付の適合宣言および過去のすべての適合宣言は、ドイツ銀行のウェブサイト（[www.db.com/ir/en/documents.htm](http://www.db.com/ir/en/documents.htm)）において公表されている。

[次へ](#)

## 保有株式

139 - 20%以上保有する会社（訳者注：行頭の数字は原文のページ；以下同）

155 - 議決権の5%超を保有する大企業に対する持分

ドイツ商法第285条第11号に従って、以下のページはドイツ銀行AGの保有株式（ドイツ商法第285条第11a号に従った情報を含む。）を示している。ドイツ商法286条第3項第1文第1号に従って、ドイツ銀行AGは、ドイツ銀行AGの資産および負債、財政状態ならびに経営成績の表示にとって個々の保有持分の自己資本および年次損益の開示が重要でない限り、それらを開示していない。

### 脚注：

- 1 損益移転契約。年次損益は開示されていない。
- 2 2014事業年度の自己資本および年次損益。2015事業年度の現地で一般に公正妥当と認められている会計原則による数値は未入手である。
- 3 会社はドイツ商法第264b条により提供されている免除規定を利用していた。
- 4 サブグループの自己資本および年次損益。 - で始まる以下の会社はサブグループの一部であり、それらの自己資本および年次損益は、サブグループのデータに織り込まれている。
- 5 IFRSに準拠した連結財務諸表。

| シリアル<br>番号  | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|-------------|--|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 20%以上保有する会社 |  |          |    |             |                         |                   |
| 1           | ABATE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                      | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 2           | Abbey Life Assurance Company Limited   | ロンドン     |    | 100.0       | 1068.5                  | 121.8             |
| 3           | Abbey Life Trust Securities Limited  | ロンドン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 4           | Abbey Life Trustee Services Limited  | ロンドン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 5           | ABRI Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 6           | Acacia (Luxembourg) S.à r.l.   | ルクセンブルク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 7           | Accounting Solutions Holding Company, Inc.   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 8           | ACHTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 9           | ACHTUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 10          | ACHTZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                        | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 11          | ACIS Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 12          | ACTIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                      | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 13          | ADEO Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 14          | ADLAT Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 15          | ADMANU Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 16          | Afinia Capital Group Limited   | ハミルトン    |    | 40.0        |                         |                   |
| 17          | AGLOM Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 18          | AGUM Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 19          | AKA Ausfuhrkredit-Gesellschaft mit beschränkter Haftung                            | フランクフルト  |    | 26.9        | 201.0                   | 14.1              |
| 20          | ALANUM Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 21          | Alfred Herrhausen Gesellschaft - Das internationale Forum der Deutschen Bank - mbH | ベルリン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 22          | ALMO Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 23          | ALTA Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 24          | Amber Investments S.à r.l.   | ルクセンブルク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 25          | ANDOT Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                      | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 26          | Apex Fleet Inc.  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 27          | APUR Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 28          | Aqueduct Capital S.à r.l.  | ルクセンブルク  |    | 100.0       | 10.7                    | 0.2               |
| 29          | Argantis GmbH i.L.   | ケルン      |    | 50.0        |                         |                   |
| 30          | ATAUT Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 31          | Atena SPV S.r.l.   | コネリアーノ   |    | 60.0        |                         |                   |
| 32          | Auburn Data Systems, LLC   | シカゴ      |    | 20.0        |                         |                   |
| 33          | Autumn Leasing Limited (メンバーによる任意清算中)  | ロンドン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 34          | Avacomm GmbH i.L.  | ホルツキルヒェン |    | 27.5        |                         |                   |
| 35          | AVOC Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 36          | AWM Luxembourg SICAV-SIF   | ルクセンブルク  |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地                | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|--------|---|----------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 37     | Baigo Capital Partners Fund 1 Parallel 1 GmbH & Co. KG                  | パート・ゾーデン・ア<br>ム・タウヌス |    | 49.8        | 15.0                    | -3.4              |
| 38     | BAKTU Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | シェーネフェルト             |    | 50.0        |                         |                   |
| 39     | BAL Servicing Corporation   | ウィルミントン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 40     | BALIT Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | シェーネフェルト             |    | 50.0        |                         |                   |
| 41     | BAMAR Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | シェーネフェルト             |    | 50.0        |                         |                   |
| 42     | Bankers Trust International Limited (メンバーによる<br>任意清算中)                  | ロンドン                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 43     | Bankers Trust Investments Limited                                       | ロンドン                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 44     | Bankers Trust Nominees Limited (メンバーによる任意清<br>算中)                       | ロンドン                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 45     | BANKPOWER GmbH Personaldienstleistungen                                 | フランクフルト              |    | 30.0        | 7.5                     | 5.2               |
| 46     | Banks Island General Partner Inc.                                       | トロント                 |    | 50.0        |                         |                   |
| 47     | Bayan Delinquent Loan Recovery 1 (SPV-AMC), Inc.                        | マカティ・シティ             |    | 100.0       |                         |                   |
| 48     | Bebek Varlik Yönetim A.S.   | イスタンブール              |    | 100.0       |                         |                   |
| 49     | Belzen Pty. Limited   | シドニー                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 50     | Benefit Trust GmbH  | リュッツェン-ゴスタ<br>ウ      |    | 100.0       | 7191.7                  | 141.9             |
| 51     | Bestra Gesellschaft für Vermögensverwaltung mit<br>beschränkter Haftung | デュッセルドルフ             |    | 49.0        |                         |                   |
| 52     | Betriebs-Center für Banken AG   | フランクフルト              | 1  | 100.0       | 190.8                   | 0.0               |
| 53     | BFDB Tax Credit Fund 2011, Limited Partnership                          | ニューヨーク               |    | 100.0       |                         |                   |
| 54     | BHS tabletop Aktiengesellschaft   | ゼルプ                  |    | 28.9        | 32.9                    | 1.5               |
| 55     | BHW Invest, Société à responsabilité limitée                            | ルクセンブルク              |    | 100.0       |                         |                   |
| 56     | BHW Kreditservice GmbH  | ハーメルン                | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 57     | Billboard Partners L.P.   | ジョージタウン              |    | 99.9        | -0.4                    | 9.8               |
| 58     | BIMES Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | シェーネフェルト             |    | 50.0        |                         |                   |
| 59     | Biomass Holdings S.à r.l.   | ルクセンブルク              |    | 100.0       |                         |                   |
| 60     | Birch (Luxembourg) S.à r.l.   | ルクセンブルク              |    | 100.0       |                         |                   |
| 61     | BLI Beteiligungsgesellschaft für<br>Leasinginvestitionen mbH            | デュッセルドルフ             |    | 33.2        |                         |                   |
| 62     | BLI Internationale Beteiligungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ             |    | 32.0        |                         |                   |
| 63     | Blue Ridge Trust  | ウィルミントン              |    | 28.4        |                         |                   |
| 64     | Borfield Sociedad Anonima   | モンテヴィデオ              |    | 100.0       |                         |                   |
| 65     | BRIMCO, S. de R.L. de C.V.  | メキシコシティ              |    | 100.0       |                         |                   |
| 66     | BrisConnections Holding Trust   | ケドロ                  |    | 35.6        |                         |                   |
| 67     | BrisConnections Investment Trust  | ケドロ                  |    | 35.6        |                         |                   |
| 68     | BT CTAG Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                                 | ロンドン                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 69     | BT Globenet Nominees Limited  | ロンドン                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 70     | BT International (Nigeria) Limited                                      | ラゴス                  |    | 100.0       |                         |                   |
| 71     | BT Opera Trading S.A.   | パリ                   |    | 100.0       |                         |                   |
| 72     | BVT-CAM Private Equity Betieligungs GmbH                                | グリーンヴァルト             |    | 50.0        |                         |                   |



| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地            | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 73         | BVT-CAM Private Equity Management & Beteiligungs GmbH          | グリューンヴァルト        |    | 50.0        |                         |                   |
| 74         | Cabarez S.A.   | ルクセンブルク          |    | 95.0        |                         |                   |
| 75         | CAM Initiator Treuhand GmbH & Co. KG                           | ケルン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 76         | CAM PE Verwaltungs GmbH & Co. KG                               | ケルン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 77         | CAM Private Equity Nominee GmbH & Co. KG                       | ケルン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 78         | CAM Private Equity Verwaltungs-GmbH                            | ケルン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 79         | 3160343 Canada Inc.  | トロント             |    | 100.0       |                         |                   |
| 80         | Cape Acquisition Corp.   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 81         | CapeSuccess Inc.   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 82         | CapeSuccess LLC  | ウィルミントン          |    | 82.6        |                         |                   |
| 83         | Capital Solutions Exchange Inc.                                | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 84         | Cardales Management Limited                                    | セント・ピーター・<br>ポート |    | 100.0       | 17.7                    | -0.6              |
| 85         | Cardales UK Limited  | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 86         | Career Blazers Consulting Services, Inc.                       | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 87         | Career Blazers Contingency Professionals, Inc.                 | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 88         | Career Blazers Learning Center of Los Angeles, Inc.            | ロサンゼルス           |    | 100.0       |                         |                   |
| 89         | Career Blazers LLC   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 90         | Career Blazers Management Company, Inc.                        | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 91         | Career Blazers New York, Inc.                                  | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 92         | Career Blazers of Ontario Inc.                                 | オンタリオ州ロンドン       |    | 100.0       |                         |                   |
| 93         | Career Blazers Personnel Services of Washington,<br>D.C., Inc. | ワシントン D.C.       |    | 100.0       |                         |                   |
| 94         | Career Blazers Personnel Services, Inc.                        | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 95         | Career Blazers Service Company, Inc.                           | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 96         | Cathay Advisory (Beijing) Co., Ltd.                            | 北京               |    | 100.0       |                         |                   |
| 97         | Cathay Asset Management Company Limited                        | ポート・ルイス          |    | 100.0       |                         |                   |
| 98         | Cathay Capital Company (No 2) Limited                          | ポート・ルイス          |    | 67.6        | 167.2                   | 38.6              |
| 99         | CBI NY Training, Inc.  | オールバニー           |    | 100.0       |                         |                   |
| 100        | Cedar (Luxembourg) S.à r.l.                                    | ルクセンブルク          |    | 100.0       |                         |                   |
| 101        | Centennial River 1 Inc.  | デンバー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 102        | Centennial River 2 Inc.  | オースティン           |    | 100.0       |                         |                   |
| 103        | Centennial River Acquisition I Corporation                     | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 104        | Centennial River Acquisition II Corporation                    | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 105        | Centennial River Corporation                                   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 106        | Channel Nominees Limited (メンバーによる任意清算<br>中)                    | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 107        | China Recovery Fund LLC  | ウィルミントン          |    | 85.0        | 15.9                    | 0.0               |
| 108        | CITAN Beteiligungsgesellschaft mbH                             | フランクフルト          | 1  | 100.0       | 13.6                    | 0.0               |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|-----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 109        | City Leasing (Donside) Limited (メンバーによる任意清算中)                      | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 110        | City Leasing (Thameside) Limited                                   | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 111        | City Leasing Limited   | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 112        | Civic Investments Limited  | セントヘリア    |    | 100.0       |                         |                   |
| 113        | Comfund Consulting Limited   | バンガロール    |    | 30.0        |                         |                   |
| 114        | Consumo Finance S.p.A.   | ミラノ       |    | 100.0       |                         |                   |
| 115        | Craigs Investment Partners Limited                                 | タウランガ     |    | 49.9        | 28.7                    | 9.8               |
| 116        | CREDA Objektanlage- und verwaltungsgesellschaft mbH                | ボン        | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 117        | CTXL Achtzehnte Vermögensverwaltung GmbH                           | ミュンヘン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 118        | DB Rail Holdings (UK) No. 1 Limited (メンバーによる任意清算中)                 | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 119        | D&Mターンアラウンドパートナーズ合同会社  | 東京        |    | 100.0       |                         |                   |
| 120        | DAHOC (UK) Limited   | ロンドン      |    | 100.0       | 57.6                    | -0.8              |
| 121        | DAHOC Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | フランクフルト   |    | 100.0       | 319.0                   | 0.0               |
| 122        | Danube Properties S.à r.l., en faillite                            | ルクセンブルク   |    | 25.0        |                         |                   |
| 123        | DB (Barbados) SRL  | クライストチャーチ |    | 100.0       |                         |                   |
| 124        | DB (Malaysia) Nominee (Asing) Sdn. Bhd.                            | クアラルンプール  |    | 100.0       |                         |                   |
| 125        | DB (Malaysia) Nominee (Tempatan) Sdn. Bhd.                         | クアラルンプール  |    | 100.0       |                         |                   |
| 126        | DB Advisors SICAV  | ルクセンブルク   |    | 96.7        | 8803.6                  | 212.2             |
| 127        | DB Alps Corporation  | ウィルミントン   |    | 100.0       | 116.5                   | -19.3             |
| 128        | DB Alternative Strategies Limited                                  | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 129        | DB Alternatives and Fund Solutions Shanghai Investment Company Ltd | 上海        |    | 100.0       |                         |                   |
| 130        | DB Aotearoa Investments Limited                                    | ジョージタウン   | 2  | 100.0       | 54.3                    | 5.6               |
| 131        | DB Apex (Luxembourg) S.à r.l.                                      | ルクセンブルク   |    | 100.0       | 101.5                   | 50.9              |
| 132        | DB Apex Finance Limited  | フロリアナ     |    | 100.0       | 1000.1                  | 30.4              |
| 133        | DB Apex Management Capital S.C.S.                                  | ルクセンブルク   |    | 100.0       | 0.1                     | 6.0               |
| 134        | DB Apex Management Income S.C.S.                                   | ルクセンブルク   |    | 100.0       | 0.1                     | 37.2              |
| 135        | DB Apex Management Limited   | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 136        | DB Aster III, LLC  | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 137        | DB Avila Ltd.  | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 138        | DB Beteiligungs-Holding GmbH                                       | フランクフルト   | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 139        | DB CAPAM GmbH  | ケルン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 140        | DB Capital Investments Sarl  | ルクセンブルク   |    | 100.0       | 207.0                   | 119.7             |
| 141        | DB Capital Management, Inc.  | ウィルミントン   |    | 100.0       | 15.5                    | 1.7               |
| 142        | DB Capital Markets (Deutschland) GmbH                              | フランクフルト   | 1  | 100.0       | 2265.1                  | 0.0               |
| 143        | DB Capital Partners (Asia), L.P.                                   | ジョージタウン   |    | 80.0        |                         |                   |
| 144        | DB Capital Partners Asia G.P. Limited                              | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 145        | DB Capital Partners General Partner Limited                        | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 146        | DB Capital Partners Latin America, G.P. Limited                    | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 147        | DB Capital Partners, Latin America, L.P.                           | ジョージタウン   |    | 80.2        |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地            | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 148        | DB Cartera de Inmuebles 1, S.A.U.                 | ポズエロ・デ・アラル<br>コン |    | 100.0       | 16.0                    | -7.6              |
| 149        | DB Chambers Limited                               | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 150        | DB Chestnut Holdings Limited                      | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 151        | DB Commodities Canada Ltd.                        | トロント             |    | 100.0       |                         |                   |
| 152        | DB Consorzio S. Cons. a r. l.                     | ミラノ              |    | 100.0       |                         |                   |
| 153        | DB Corporate Advisory (Malaysia) Sdn. Bhd.        | クアラルンプール         |    | 100.0       |                         |                   |
| 154        | DB Covered Bond S. r. l.                          | コネリアーノ           |    | 90.0        |                         |                   |
| 155        | DB Credit Investments S.à r. l.                   | ルクセンブルク          |    | 100.0       | 1.7                     | 31.8              |
| 156        | DB Crest Limited                                  | セントヘリア           | 2  | 100.0       | 1331.7                  | -12.1             |
| 157        | DB Delaware Holdings (Europe) Limited             | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 158        | DB Development Holdings Limited                   | ラルナカ             |    | 49.0        |                         |                   |
| 159        | DB Energy Commodities Limited                     | ロンドン             |    | 100.0       | 43.0                    | 4.5               |
| 160        | DB Enfield Infrastructure Holdings Limited        | セントヘリア           | 2  | 100.0       | 28.9                    | 0.0               |
| 161        | DB Enfield Infrastructure Investments Limited     | セントヘリア           | 2  | 100.0       | 76.0                    | 1.6               |
| 162        | DB Enterprise GmbH & Co. Zweite Beteiligungs KG   | リュッツェン-ゴスタ<br>ウ  | 3  | 100.0       | 2915.6                  | 2219.8            |
| 163        | DB Equity Limited                                 | ロンドン             | 2  | 100.0       | 30.1                    | 0.7               |
| 164        | DB Equity S.à r. l.                               | ルクセンブルク          |    | 100.0       | 62.8                    | 259.3             |
| 165        | DB Fillmore Lender Corp.                          | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 166        | DB Finance International GmbH                     | エシュボルン           |    | 100.0       | 2.8                     | 86.0              |
| 167        | DB Finanz-Holding GmbH                            | フランクフルト          | 1  | 100.0       | 7917.0                  | 0.0               |
| 168        | DB Global Technology SRL                          | ブカレスト            |    | 100.0       | 9.1                     | 6.9               |
| 169        | DB Group Services (UK) Limited                    | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 170        | DB Hawks Nest, Inc.                               | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 171        | DB HR Solutions GmbH                              | エシュボルン           | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 172        | DB Hypernova LLC                                  | ウィルミントン          |    | 100.0       | 0.2                     | 498.4             |
| 173        | DB iCON Investments Limited (メンバーによる任意清算<br>中)    | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 174        | DB Immobilienfonds 2 GmbH & Co. KG                | フランクフルト          |    | 74.0        |                         |                   |
| 175        | DB Impact Investment (GP) Limited                 | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 176        | DB Impact Investment Fund I, L.P.                 | エジンバラ            |    | 100.0       |                         |                   |
| 177        | DB Industrial Holdings Beteiligungs GmbH & Co. KG | リュッツェン-ゴスタ<br>ウ  | 3  | 100.0       | 240.2                   | 0.1               |
| 178        | DB Industrial Holdings GmbH                       | リュッツェン-ゴスタ<br>ウ  |    | 100.0       | 1552.9                  | 12.9              |
| 179        | DB Infrastructure Holdings (UK) No.1 Limited      | ロンドン             | 2  | 100.0       | 12.9                    | 0.5               |
| 180        | DB Infrastructure Holdings (UK) No.3 Limited      | ロンドン             | 2  | 100.0       | 54.2                    | 15.2              |
| 181        | DB Intermezzo LLC                                 | ウィルミントン          |    | 100.0       | 89.8                    | -14.9             |
| 182        | DB International (Asia) Limited                   | シンガポール           |    | 100.0       | 445.3                   | 4.8               |
| 183        | DB International Investments Limited              | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 184        | DB International Trust (Singapore) Limited        | シンガポール           |    | 100.0       |                         |                   |
| 185        | DB Investment Management, Inc.                    | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地   | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|---------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 186        | DB Investment Services GmbH   | フランクフルト | 1  | 100.0       | 46.0                    | 0.0               |
| 187        | DB Investments (GB) Limited   | ロンドン    | 2  | 100.0       | 1901.5                  | -0.1              |
| 188        | DB Jasmine (Cayman) Limited (任意清算中)                                     | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 189        | DB Jasmine Holdings Limited (メンバーによる任意清算中)                              | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 190        | DB Kredit Service GmbH  | ベルリン    | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 191        | DB London (Investor Services) Nominees Limited                          | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 192        | DB Management Support GmbH  | フランクフルト |    | 100.0       |                         |                   |
| 193        | DB Master Accomodation LLC  | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 194        | DB Munico Ltd.  | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 195        | DB Nexus American Investments (UK) Limited                              | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 196        | DB Nexus Iberian Investments (UK) Limited                               | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 197        | DB Nexus Investments (UK) Limited                                       | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 198        | DB Nominees (Hong Kong) Limited   | 香港      |    | 100.0       |                         |                   |
| 199        | DB Nominees (Singapore) Pte Ltd   | シンガポール  |    | 100.0       |                         |                   |
| 200        | DB Operaciones y Servicios Interactivos Agrupación de Interés Económico | バルセロナ   |    | 99.9        |                         |                   |
| 201        | DB Overseas Holdings Limited  | ロンドン    | 2  | 100.0       | 16.4                    | 53.9              |
| 202        | DB Petri LLC  | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 203        | DB Print GmbH   | フランクフルト | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 204        | DB Private Equity GmbH  | ケルン     |    | 100.0       | 20.2                    | 3.2               |
| 205        | DB Private Equity International S.à r.l.                                | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 206        | DB Private Equity Treuhand GmbH   | ケルン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 207        | DB PWM Private Markets I GP   | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 208        | DB Rail Trading (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                             | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 209        | DB RC Holdings, LLC   | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 210        | DB Re S.A.  | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 211        | DB Real Estate Canada invest 1 Inc.                                     | トロント    |    | 100.0       |                         |                   |
| 212        | DB Real Estate Global Opportunities IB (Offshore), L.P.                 | カマナ・ベイ  |    | 34.6        |                         |                   |
| 213        | DB Road (UK) Limited  | ジョージタウン | 2  | 100.0       | 536.2                   | -5.4              |
| 214        | DB Safe Harbour Investment Projects Limited                             | ロンドン    | 2  | 100.0       | 14.0                    | 0.0               |
| 215        | DB Securities S.A.  | ワルシャワ   |    | 100.0       | 11.4                    | 1.3               |
| 216        | DB Service Centre Limited   | ダブリン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 217        | DB Service Uruguay S.A.   | モンテヴィデオ |    | 100.0       |                         |                   |
| 218        | DB Servizi Amministrativi S.r.l.  | ミラノ     |    | 100.0       |                         |                   |
| 219        | DB STG Lux 10 S.à r.l.  | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 220        | DB STG Lux 11 S.à r.l.  | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 221        | DB STG Lux 12 S.à r.l.  | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 222        | DB STG Lux 6 S.à r.l.   | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 223        | DB STG Lux 7 S.à r.l.   | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |
| 224        | DB STG Lux 8 S.à r.l.   | ルクセンブルク |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|-----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 225        | DB STG Lux 9 S.à r.l.  | ルクセンブルク   |    | 100.0       |                         |                   |
| 226        | DB Strategic Advisors, Inc.                                    | マカティ・シティ  |    | 100.0       |                         |                   |
| 227        | DB Sylvester Funding Limited                                   | ジョージタウン   | 2  | 100.0       | 614.0                   | -9.0              |
| 228        | DB Trustee Services Limited                                    | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 229        | DB Trustees (Hong Kong) Limited                                | 香港        |    | 100.0       |                         |                   |
| 230        | DB U.K. Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                        | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 231        | DB UK Australia Finance Limited                                | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 232        | DB UK Australia Holdings Limited                               | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 233        | DB UK Bank Limited   | ロンドン      | 2  | 100.0       | 752.2                   | 5.2               |
| 234        | DB UK Holdings Limited   | ロンドン      | 2  | 100.0       | 677.5                   | 190.0             |
| 235        | DB UK PCAM Holdings Limited                                    | ロンドン      |    | 100.0       | 60.3                    | -1.3              |
| 236        | DB USA Corporation (Sub-group)                                 | ウィルミントン   | 4  | 100.0       | -431.0                  | -3647.8           |
| 237        | -ABFS I Incorporated   | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 238        | -ABS Leasing Services Company                                  | シカゴ       |    | 100.0       |                         |                   |
| 239        | -ABS MB Ltd.   | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 240        | -Alex. Brown Financial Services Incorporated                   | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 241        | -Alex. Brown Investments Incorporated                          | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 242        | -Alex. Brown Management Services Inc.                          | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 243        | -Americas Trust Servicios de Consultoria, S.A.                 | マドリード     |    | 100.0       |                         |                   |
| 244        | -Apexel LLC  | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 245        | -Argent Incorporated   | ボルチモア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 246        | -Axiom Shelter Island LLC                                      | サンディエゴ    |    | 100.0       |                         |                   |
| 247        | -Azurix AGOSBA S.R.L.  | ブエノスアイレス  |    | 100.0       |                         |                   |
| 248        | -Azurix Argentina Holding, Inc.                                | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 249        | -Azurix Buenos Aires S.A. (en liquidacion)                     | ブエノスアイレス  |    | 100.0       |                         |                   |
| 250        | -Azurix Cono Sur, Inc.   | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 251        | -Azurix Corp.  | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 252        | -Azurix Latin America, Inc.                                    | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 253        | -B.T.I. Investments  | ロンドン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 254        | -Bankers Trust International Finance (Jersey) Limited          | セントヘリア    |    | 100.0       |                         |                   |
| 255        | -Barkly Investments Ltd.                                       | セントヘリア    |    | 100.0       |                         |                   |
| 256        | -Bonsaï Investment AG  | フラウエンフェルト |    | 100.0       |                         |                   |
| 257        | -BT Maulbronn GmbH   | エシュボルン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 258        | -BT Milford (Cayman) Limited                                   | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 259        | -BT Muritz GmbH  | エシュボルン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 260        | -BT Sable, L.L.C.  | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 261        | -BT Vordertaunus Verwaltungs- und Beteiligungsgesellschaft mbH | エシュボルン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 262        | -BTAS Cayman GP  | ジョージタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 263        | -C. J. Lawrence Inc.   | ウィルミントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 264        | -Castlewood Expansion Partners, L.P.                           | ウィルミントン   |    | 87.5        |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名                                       | 会社所在地   | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|---------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 265        | -Charlton (Delaware), Inc.                | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 266        | -Cyrus J. Lawrence Capital Holdings, Inc. | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 267        | -Dawn-BV II LLC                           | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 268        | -Dawn-BV LLC                              | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 269        | -Dawn-BV-Helios LLC                       | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 270        | -Dawn-G II LLC                            | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 271        | -Dawn-G LLC                               | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 272        | -Dawn-G-Helios LLC                        | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 273        | -DB (Pacific) Limited, New York           | ニューヨーク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 274        | -DB Alex. Brown Holdings Incorporated     | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 275        | -DB Alternative Trading Inc.              | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 276        | -DB Asia Pacific Holdings Limited         | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 277        | -DB Aster II, LLC                         | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 278        | -DB Aster, Inc.                           | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 279        | -DB Aster, LLC                            | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 280        | -DB Boracay LLC                           | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 281        | -DB Capital Partners, Inc.                | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 282        | -DB Capital, Inc.                         | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 283        | -DB Clyde, LLC                            | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 284        | -DB Commodity Services LLC                | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 285        | -DB Dawn, Inc.                            | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 286        | -DB Delaware Holdings (UK) Limited        | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 287        | -DB Depositor Inc.                        | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 288        | -DB Elara LLC                             | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 289        | -DB Energy Trading LLC                    | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 290        | -DB Equipment Leasing, Inc.               | ニューヨーク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 291        | -DB ESC Corporation                       | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 292        | -DB Finance (Delaware), LLC               | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 293        | -DB Fund Services LLC                     | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 294        | -DB Funding LLC #4                        | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 295        | -DB Funding LLC #5                        | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 296        | -DB Funding LLC #6                        | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 297        | -DB Ganymede 2006 L.P.                    | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 298        | -DB Global Technology, Inc.               | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 299        | -DB Green Holdings Corp.                  | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 300        | -DB Green, Inc.                           | ニューヨーク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 301        | -DB Holdings (New York), Inc.             | ニューヨーク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 302        | -DB Investment Partners, Inc.             | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 303        | -DB Investment Resources (US) Corporation | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 304        | -DB Investment Resources Holdings Corp.   | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 305        | -DB Io LP                                 | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 306        | -DB IROC Leasing Corp.                    | ニューヨーク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 307        | -DB Litigation Fee LLC                    | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地      | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 308        | -DB Managers, LLC  | ウェスト・トレントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 309        | -DB Mortgage Investment Inc.                               | ボルチモア      |    | 100.0       |                         |                   |
| 310        | -DB Omega BTV S.C.S.                                       | ルクセンブルク    |    | 100.0       |                         |                   |
| 311        | -DB Omega Holdings LLC                                     | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 312        | -DB Omega Ltd.   | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 313        | -DB Omega S.C.S.   | ルクセンブルク    |    | 100.0       |                         |                   |
| 314        | -DB Overseas Finance Delaware, Inc.                        | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 315        | -DB RMS Leasing (Cayman) L.P.                              | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 316        | -DB Samay Finance No. 2, Inc.                              | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 317        | -DB Servicios México, Sociedad Anónima de Capital Variable | メキシコシティ    |    | 100.0       |                         |                   |
| 318        | -DB Structured Derivative Products, LLC                    | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 319        | -DB Structured Products, Inc.                              | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 320        | -DB U.S. Financial Markets Holding Corporation             | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 321        | -DBAB Wall Street, LLC                                     | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 322        | -DBAH Capital, LLC   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 323        | -DBCCA Investment Partners, Inc.                           | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 324        | -DBCIBZ1   | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 325        | -DBCIBZ2   | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 326        | -DBFIC, Inc.   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 327        | -DBNZ Overseas Investments (No.1) Limited                  | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 328        | -DBS Technology Ventures, L.L.C.                           | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 329        | -DBUSBZ1, LLC  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 330        | -DBUSBZ2, LLC  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 331        | -DBX Advisors LLC  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 332        | -DBX Strategic Advisors LLC                                | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 333        | -DeAWM Distributors, Inc.                                  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 334        | -DeAWM Service Company                                     | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 335        | -DeAWM Trust Company                                       | セイラム       |    | 100.0       |                         |                   |
| 336        | -Deutsche Asia Pacific Finance, Inc.                       | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 337        | -Deutsche Bank Americas Holding Corp.                      | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 338        | -Deutsche Bank México, S.A., Institución de Banca Múltiple | メキシコシティ    |    | 100.0       |                         |                   |
| 339        | -Deutsche Bank Securities Inc.                             | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 340        | -Deutsche Bank Trust Company, National Association         | ニューヨーク     |    | 100.0       |                         |                   |
| 341        | -Deutsche Cayman Ltd.                                      | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 342        | -Deutsche Investment Management Americas Inc.              | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 343        | -Deutsche Leasing New York Corp.                           | ニューヨーク     |    | 100.0       |                         |                   |
| 344        | -Deutsche Master Funding Corporation                       | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 345        | -Deutsche Mortgage & Asset Receiving Corporation           | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 346        | -Deutsche Securities, S.A. de C.V., Casa de Bolsa          | メキシコシティ    |    | 100.0       |                         |                   |
| 347        | -DFC Residual Corp.  | カーソンシティ    |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 348        | -DJ Williston Swaps LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 349        | -DMG Technology Management , L.L.C.                                | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 350        | -Dusk LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 351        | -ECT Holdings Corp.  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 352        | -Equipment Management Services LLC                                 | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 353        | -Firstee Investments LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 354        | -G Finance Holding Corp.   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 355        | -GAC-HEL II, Inc.  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 356        | -GAC-HEL, Inc.   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 357        | -Gemini Technology Services Inc.                                   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 358        | -German American Capital Corporation                               | ボルチモア    |    | 100.0       |                         |                   |
| 359        | -GGGolf, LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 360        | -Global Commercial Real Estate Special Opportunities Limited       | セントヘリア   |    | 100.0       |                         |                   |
| 361        | -GWC-GAC Corp.   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 362        | -Hac Investments Ltd.  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 363        | -HAC Investments Portugal - Servicos de Consultadoria e Gestao Lda | リスボン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 364        | -Hotel Majestic LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 365        | -Kingfisher Canada Holdings LLC                                    | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 366        | -Kingfisher Holdings LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 367        | -Legacy Reinsurance, LLC   | バーリントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 368        | -87 Leonard Development LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 369        | -Maher 1210 Corbin LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 370        | -Maher Chassis Management LLC                                      | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 371        | -Maher Terminals LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 372        | -Maher Terminals Logistic Systems LLC                              | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 373        | -Maher Terminals USA, LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 374        | -Manta Acquisition LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 375        | -Manta Group LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 376        | -Maritime Indemnity Insurance Co. Ltd.                             | ハミルトン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 377        | -Mars Investment Trust II  | ニューヨーク   |    | 100.0       |                         |                   |
| 378        | -Mars Investment Trust III   | ニューヨーク   |    | 100.0       |                         |                   |
| 379        | -MHL Reinsurance Ltd.  | バーリントン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 380        | -MIT Holdings, Inc.  | ボルチモア    |    | 100.0       |                         |                   |
| 381        | -MortgageIT Securities Corp.                                       | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 382        | -MortgageIT, Inc.  | ニューヨーク   |    | 100.0       |                         |                   |
| 383        | -NCKR, LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 384        | -New 87 Leonard, LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 385        | -North American Income Fund PLC                                    | ダブリン     |    | 67.3        |                         |                   |
| 386        | -Novelties Distribution LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 387        | -Operadora de Buenos Aires S.R.L.                                  | ブエノスアイレス |    | 100.0       |                         |                   |
| 388        | -PARTS Funding, LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |



| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地   | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|---------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 389        | -PARTS Student Loan Trust 2007-CT1                      | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 390        | -PARTS Student Loan Trust 2007-CT2                      | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 391        | -PoLydeuce LLC  | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 392        | -Port Elizabeth Holdings LLC                            | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 393        | -Pyramid Ventures, Inc.                                 | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 394        | -Quantum 13 LLC   | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 395        | -REO Properties Corporation                             | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 396        | -RoPro U.S. Holding, Inc.                               | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 397        | -Route 28 Receivables, LLC                              | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 398        | -RREEF America L.L.C.                                   | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 399        | -RREEF Management L.L.C.                                | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 400        | -RREEF North American Infrastructure Fund A, L.P.       | ウィルミントン |    | 99.9        |                         |                   |
| 401        | -RREEF North American Infrastructure Fund B, L.P.       | ウィルミントン |    | 99.9        |                         |                   |
| 402        | -Sagamore Limited                                       | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 403        | -Sharps SP I LLC  | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 404        | -Sherwood Properties Corp.                              | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 405        | -Structured Finance Americas, LLC                       | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 406        | -STTN, Inc.   | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 407        | -Urbistar Settlement Services, LLC                      | ハリスバーグ  |    | 100.0       |                         |                   |
| 408        | -Village Hospitality LLC                                | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 409        | -World Trading (Delaware) Inc.                          | ウィルミントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 410        | DB Valoren S.à r.l.                                     | ルクセンブルク |    | 100.0       | 1110.7                  | 769.7             |
| 411        | DB Value S.à r.l.                                       | ルクセンブルク |    | 100.0       | 66.2                    | 11.3              |
| 412        | DB Vanquish (UK) Limited                                | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 413        | DB Vantage (UK) Limited                                 | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 414        | DB Vantage No.2 (UK) Limited                            | ロンドン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 415        | DB Vita S.A.  | ルクセンブルク |    | 75.0        | 22.4                    | 2.0               |
| 416        | db x-trackers (Proprietary) Limited                     | ヨハネスブルク |    | 100.0       | 4.7                     | 2.1               |
| 417        | db alternatives Discovery Fund Limited                  | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 418        | DBG Eastern Europe II Limited Partnership               | セントヘリア  |    | 25.9        | 45.5                    | -2.5              |
| 419        | DBG Vermögensverwaltungsgesellschaft mbH                | フランクフルト |    | 100.0       | 36.5                    | 0.0               |
| 420        | DBOI Global Services (UK) Limited                       | ロンドン    | 2  | 100.0       | 5.6                     | 5.6               |
| 421        | DBOI Global Services Private Limited                    | ムンバイ    |    | 100.0       | 66.9                    | 20.1              |
| 422        | DBR Investments Co. Limited                             | ジョージタウン |    | 100.0       | -97.3                   | 6.6               |
| 423        | DBRE Global Real Estate Management IA, Ltd.             | ジョージタウン |    | 100.0       | 12.3                    | 0.0               |
| 424        | DBRE Global Real Estate Management IB, Ltd.             | ジョージタウン |    | 100.0       |                         |                   |
| 425        | DBRMS4  | ジョージタウン |    | 100.0       | 556.9                   | 1.6               |
| 426        | DBRMSGP1  | ジョージタウン |    | 100.0       | 355.0                   | 1.0               |
| 427        | DBRMSGP2  | ジョージタウン |    | 100.0       | 201.9                   | 0.6               |
| 428        | DBUK PCAM Limited                                       | ロンドン    |    | 100.0       | -119.6                  | -0.6              |
| 429        | DD Finansman Anonim Sirketi                             | シシリ     |    | 49.0        | 14.5                    | -1.7              |
| 430        | De Meng Innovative (Beijing) Consulting Company Limited | 北京      |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注   | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|----------|------|-------------|-------------------------|-------------------|
| 431        | DeAM Infrastructure Limited                            | ロンドン     |      | 100.0       |                         |                   |
| 432        | DEBEKO Immobilien GmbH & Co Grundbesitz OHG            | エシュボルト   |      | 100.0       | 310.1                   | 150.2             |
| 433        | DEE Deutsche Erneuerbare Energien GmbH                 | デュッセルドルフ |      | 100.0       | 12.1                    | 2.7               |
| 434        | DEGRU Erste Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.          | エシュボルト   |      | 100.0       |                         |                   |
| 435        | Delowrezham de México S. de R.L. de C.V.               | メキシコシティ  |      | 100.0       |                         |                   |
| 436        | DEUFRAN Beteiligungs GmbH                              | フランクフルト  |      | 100.0       | 172.3                   | 0.1               |
| 437        | DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH                | フランクフルト  |      | 100.0       | 3.8                     | 2.8               |
| 438        | Deutsche (Aotearoa) Capital Holdings New Zealand       | オークランド   |      | 100.0       |                         |                   |
| 439        | Deutsche (Aotearoa) Foreign Investments New Zealand    | オークランド   |      | 100.0       |                         |                   |
| 440        | Deutsche Aeolia Power Production Société Anonyme       | パイアニア    |      | 80.0        |                         |                   |
| 441        | Deutsche Alt-A Securities, Inc.                        | ウィルミントン  |      | 100.0       |                         |                   |
| 442        | Deutsche Alternative Asset Management (France) SAS     | パリ       |      | 100.0       |                         |                   |
| 443        | Deutsche Alternative Asset Management (Global) Limited | ロンドン     |      | 100.0       | 48.2                    | 7.0               |
| 444        | Deutsche Alternative Asset Management (UK) Limited     | ロンドン     |      | 100.0       | 106.1                   | 11.1              |
| 445        | Deutsche Asia Pacific Holdings Pte Ltd                 | シンガポール   |      | 100.0       | 877.7                   | 116.2             |
| 446        | Deutsche Asset & Wealth Management International GmbH  | フランクフルト  | 1    | 100.0       | 38.9                    | 0.0               |
| 447        | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH     | フランクフルト  | 1    | 100.0       | 193.6                   | 0.0               |
| 448        | Deutsche Asset & Wealth Management Investment S.A.     | ルクセンブルク  |      | 100.0       | 392.5                   | 140.7             |
| 449        | Deutsche Asset Management (Asia) Limited               | シンガポール   |      | 100.0       | 201.9                   | 34.7              |
| 450        | Deutsche Asset Management (Hong Kong) Limited          | 香港       |      | 100.0       | 24.2                    | 2.5               |
| 451        | Deutsche Asset Management (India) Private Limited      | ムンバイ     |      | 100.0       | 16.8                    | 2.3               |
| 452        | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社                                   | 東京       |      | 100.0       | 67.9                    | 29.4              |
| 453        | Deutsche Asset Management (Korea) Company Limited      | ソウル      | 2    | 100.0       | 11.1                    | 1.5               |
| 454        | Deutsche Asset Management (UK) Limited                 | ロンドン     |      | 100.0       | 34.5                    | -6.3              |
| 455        | Deutsche Asset Management Group Limited                | ロンドン     |      | 100.0       | 22.8                    | 3.8               |
| 456        | Deutsche Auskunft Service GmbH                         | ハンブルク    | 1    | 100.0       |                         |                   |
| 457        | Deutsche Australia Limited (Sub-group)                 | シドニー     | 2, 4 | 100.0       | 236.4                   | 25.8              |
| 458        | -Baincor Nominees Pty Limited                          | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 459        | -Bainpro Nominees Pty Ltd                              | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 460        | -BNA Nominees Pty Limited                              | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 461        | -BTD Nominees Pty Limited                              | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 462        | -Buxtal Pty. Limited                                   | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 463        | -Deutsche Capital Markets Australia Limited            | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 464        | -Deutsche Finance Co 1 Pty Limited                     | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 465        | -Deutsche Finance Co 2 Pty Limited                     | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 466        | -Deutsche Finance Co 3 Pty Limited                     | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 467        | -Deutsche Finance Co 4 Pty Limited                     | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 468        | -Deutsche Group Services Pty Limited                   | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 469        | -Deutsche Investments Australia Limited                | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |
| 470        | -Deutsche Managed Investments Limited                  | シドニー     |      | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地            | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 471        | -Deutsche Securities Australia Limited                                     | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 472        | -Deutsche Securitisation Australia Pty Limited                             | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 473        | -DNU Nominees Pty Limited  | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 474        | -DTS Nominees Pty Limited  | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 475        | -OPS Nominees Pty Limited  | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 476        | -Pan Australian Nominees Pty Ltd   | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 477        | -R.B.M. Nominees Pty Ltd   | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 478        | -RTS Nominees Pty Limited  | シドニー             |    | 100.0       |                         |                   |
| 479        | Deutsche Bank (Cayman) Limited   | ジョージタウン          |    | 100.0       | 51.3                    | 3.0               |
| 480        | Deutsche Bank (Chile)  | サンティアゴ           |    | 100.0       | 157.2                   | 7.6               |
| 481        | Deutsche Bank (China) Co., Ltd.  | 北京               |    | 100.0       | 1180.3                  | 135.8             |
| 482        | Deutsche Bank (Malaysia) Berhad  | クアラルンプール         |    | 100.0       | 365.6                   | 24.0              |
| 483        | Deutsche Bank (Malta) Ltd  | フロリアナ            |    | 100.0       |                         |                   |
| 484        | Deutsche Bank (Mauritius) Limited  | ポート・ルイス          |    | 100.0       | 34.2                    | 3.7               |
| 485        | Deutsche Bank (Perú) S.A.  | リマ               |    | 100.0       | 67.1                    | 14.5              |
| 486        | Deutsche Bank (Suisse) SA  | ジュネーブ            |    | 100.0       | 644.7                   | 78.5              |
| 487        | Deutsche Bank (Uruguay) Sociedad Anónima<br>Institución Financiera Externa | モンテビデオ           |    | 100.0       |                         |                   |
| 488        | DEUTSCHE BANK A.S.   | イスタンブール          |    | 100.0       | 160.5                   | 22.8              |
| 489        | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft                                   | フランクフルト          |    | 100.0       | 730.3                   | 125.1             |
| 490        | Deutsche Bank Capital Finance LLC I  | ウィルミントン          |    | 100.0       | 300.0                   | 0.0               |
| 491        | Deutsche Bank Capital Funding LLC VII                                      | ウィルミントン          |    | 100.0       | 734.5                   | 0.0               |
| 492        | Deutsche Bank Capital LLC I  | ウィルミントン          |    | 100.0       | 292.0                   | 0.0               |
| 493        | Deutsche Bank Capital LLC IV   | ウィルミントン          |    | 100.0       | 148.7                   | 0.0               |
| 494        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC II                                    | ウィルミントン          |    | 100.0       | 734.5                   | 0.0               |
| 495        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC III                                   | ウィルミントン          |    | 100.0       | 1813.3                  | 0.0               |
| 496        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC IV                                    | ウィルミントン          |    | 100.0       | 1000.0                  | 0.0               |
| 497        | Deutsche Bank Contingent Capital LLC V                                     | ウィルミントン          |    | 100.0       | 1271.6                  | 0.0               |
| 498        | Deutsche Bank Corretora de Valores S.A.                                    | サンパウロ            |    | 100.0       | 46.4                    | 3.2               |
| 499        | Deutsche Bank Europe GmbH  | フランクフルト          | 1  | 100.0       | 10.0                    | 0.0               |
| 500        | Deutsche Bank Financial Company  | ジョージタウン          |    | 100.0       | 59.0                    | 0.0               |
| 501        | Deutsche Bank Financial Inc.   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 502        | Deutsche Bank International Limited  | セントヘリア           |    | 100.0       | 207.9                   | 5.1               |
| 503        | Deutsche Bank International Trust Co. (Cayman)<br>Limited                  | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 504        | Deutsche Bank International Trust Co. Limited                              | セント・ピーター・<br>ポート |    | 100.0       |                         |                   |
| 505        | Deutsche Bank Investments (Guernsey) Limited                               | セント・ピーター・<br>ポート |    | 100.0       |                         |                   |
| 506        | Deutsche Bank LIFERS Trust   | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 507        | Deutsche Bank Luxembourg S.A.  | ルクセンブルク          |    | 100.0       | 5264.9                  | 288.9             |
| 508        | Deutsche Bank Mutui S.p.A.   | ミラノ              |    | 100.0       | 51.7                    | 0.0               |
| 509        | Deutsche Bank Nederland N.V.   | アムステルダム          |    | 100.0       | 904.8                   | 40.7              |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地      | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 510        | Deutsche Bank Nominees (Jersey) Limited                         | セントヘリア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 511        | Deutsche Bank Polska Spółka Akcyjna                             | ワルシャワ      |    | 100.0       | 987.7                   | 40.2              |
| 512        | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden<br>Aktiengesellschaft | フランクフルト    | 1  | 100.0       | 2666.3                  | 0.0               |
| 513        | Deutsche Bank Realty Advisors, Inc.                             | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 514        | Deutsche Bank S.A.  | ブエノスアイレス   |    | 100.0       | 108.3                   | 19.5              |
| 515        | Deutsche Bank S.A. - Banco Alemão                               | サンパウロ      |    | 100.0       | 408.2                   | 24.4              |
| 516        | Deutsche Bank Securities Limited                                | トロント       |    | 100.0       | 92.7                    | 3.3               |
| 517        | Deutsche Bank Services (Jersey) Limited                         | セントヘリア     |    | 100.0       |                         |                   |
| 518        | Deutsche Bank Società per Azioni                                | ミラノ        |    | 99.8        | 1655.6                  | 80.3              |
| 519        | Deutsche Bank SPEARS/LIFERs Trust                               | ウィルミントン    |    | 43.5        |                         |                   |
| 520        | Deutsche Bank Trust Corporation (Sub-group)                     | ニューヨーク     | 4  | 100.0       | 6865.0                  | 196.5             |
| 521        | -Blue Cork, Inc.  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 522        | -BT Commercial Corporation                                      | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 523        | -D.B. International Delaware, Inc.                              | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 524        | -DB (Pacific) Limited   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 525        | -DB Abalone LLC   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 526        | -DB Bluebell Investments (Cayman) Partnership                   | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 527        | -DB Holdings (South America) Limited                            | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 528        | -DB Investment Managers, Inc.                                   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 529        | -DB Like-Kind Exchange Services Corp.                           | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 530        | -DB Partnership Management Ltd.                                 | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 531        | -DB Portfolio Southwest, Inc.                                   | ヒューストン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 532        | -DB Private Clients Corp.                                       | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 533        | -DB Private Wealth Mortgage Ltd.                                | ニューヨーク     |    | 100.0       |                         |                   |
| 534        | -DB Services Americas, Inc.                                     | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 535        | -DB Services New Jersey, Inc.                                   | ウェスト・トレントン |    | 100.0       |                         |                   |
| 536        | -DBNY Brazil Invest Co.   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 537        | -Deutsche Bank Holdings, Inc.                                   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 538        | -Deutsche Bank Insurance Agency Incorporated                    | ポルチモア      |    | 100.0       |                         |                   |
| 539        | -Deutsche Bank Insurance Agency of Delaware                     | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 540        | -Deutsche Bank National Trust Company                           | ロサンゼルス     |    | 100.0       |                         |                   |
| 541        | -Deutsche Bank Trust Company Americas                           | ニューヨーク     |    | 100.0       |                         |                   |
| 542        | -Deutsche Bank Trust Company Delaware                           | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 543        | -Deutsche International Corporate Services<br>(Delaware) LLC    | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 544        | -Deutsche Inversiones Limitada                                  | サンティアゴ     |    | 100.0       |                         |                   |
| 545        | -Deutsche Securities SpA  | サンティアゴ     |    | 100.0       |                         |                   |
| 546        | -Kelsey Street LLC  | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 547        | -Long-Tail Risk Insurers, Ltd.                                  | ハミルトン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 548        | -MAC Investments Ltd.   | ジョージタウン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 549        | -North Las Vegas Property LLC                                   | ウィルミントン    |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地            | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 550        | -Pelleport Investors, Inc.  | ニューヨーク           |    | 100.0       |                         |                   |
| 551        | -Singer Island Tower Suite LLC  | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 552        | -Zumirez Drive LLC  | ウィルミントン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 553        | Deutsche Bank Trustee Services (Guernsey) Limited                     | セント・ピーター・<br>ポート |    | 100.0       |                         |                   |
| 554        | Deutsche Bank Österreich AG   | ウィーン             |    | 100.0       | 18.7                    | -1.8              |
| 555        | Deutsche Bank, Sociedad Anónima Española                              | マドリード            |    | 99.8        | 1135.5                  | 91.5              |
| 556        | Deutsche Capital Finance (2000) Limited                               | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 557        | Deutsche Capital Hong Kong Limited                                    | 香港               |    | 100.0       | 13.1                    | 0.7               |
| 558        | Deutsche Capital Partners China Limited                               | ジョージタウン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 559        | Deutsche CIB Centre Private Limited                                   | ムンバイ             |    | 100.0       | 43.4                    | 10.1              |
| 560        | Deutsche Clubholding GmbH   | フランクフルト          |    | 95.0        |                         |                   |
| 561        | Deutsche Colombia S.A.S.  | ボゴタ              |    | 100.0       |                         |                   |
| 562        | Deutsche Commodities Trading Co., Ltd.                                | 上海               |    | 100.0       | 32.6                    | 0.3               |
| 563        | Deutsche Custody N.V.   | アムステルダム          |    | 100.0       |                         |                   |
| 564        | Deutsche Emerging Markets Investments (Netherlands) B.V.              | アムステルダム          |    | 99.9        |                         |                   |
| 565        | Deutsche Equities India Private Limited                               | ムンバイ             |    | 100.0       | 65.1                    | 25.4              |
| 566        | Deutsche Far Eastern Asset Management Company Limited                 | 台北               |    | 60.0        |                         |                   |
| 567        | Deutsche Fiduciary Services (Suisse) SA                               | ジュネーブ            |    | 100.0       |                         |                   |
| 568        | Deutsche Finance No. 2 (UK) Limited                                   | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 569        | Deutsche Finance No. 2 Limited  | ジョージタウン          |    | 100.0       | 68.8                    | 186.4             |
| 570        | Deutsche Finance No. 4 (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                    | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 571        | Deutsche Financial Capital I Corp.                                    | グリーンズボロ          |    | 50.0        |                         |                   |
| 572        | Deutsche Financial Capital Limited Liability Company                  | グリーンズボロ          |    | 50.0        |                         |                   |
| 573        | Deutsche Futures Singapore Pte Ltd                                    | シンガポール           |    | 100.0       | 20.4                    | -1.3              |
| 574        | Deutsche Gesellschaft für Immobilien-Leasing mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ         |    | 100.0       |                         |                   |
| 575        | Deutsche Global Markets Limited                                       | テルアビブ            |    | 100.0       | 77.4                    | 3.7               |
| 576        | Deutsche Group Holdings (SA) Proprietary Limited                      | ヨハネスブルク          |    | 100.0       | 76.2                    | 8.0               |
| 577        | Deutsche Grundbesitz Beteiligungsgesellschaft mbH                     | エシュボルン           |    | 100.0       |                         |                   |
| 578        | Deutsche Grundbesitz-Anlagegesellschaft mit beschränkter Haftung      | フランクフルト          | 1  | 99.8        |                         |                   |
| 579        | Deutsche Gulf Finance   | リヤド              |    | 29.1        | 107.9                   | 3.8               |
| 580        | Deutsche GUO Mao Investments (Netherlands) B.V.                       | アムステルダム          |    | 100.0       |                         |                   |
| 581        | Deutsche Haussmann S.à r.l.   | ルクセンブルク          |    | 100.0       | -71.0                   | 0.0               |
| 582        | Deutsche Holdings (BTI) Limited                                       | ロンドン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 583        | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à r.l.                               | ルクセンブルク          |    | 100.0       | 3142.2                  | 114.2             |
| 584        | Deutsche Holdings (Malta) Ltd.  | フロリアナ            |    | 100.0       | 618.6                   | 13.1              |
| 585        | Deutsche Holdings (SA) (Proprietary) Limited                          | ヨハネスブルク          |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注         | 資本持分(%) | 自己資本<br>(百万ユーロ) | 損益<br>(百万ユーロ) |
|--------|--|----------|------------|---------|-----------------|---------------|
| 586    | Deutsche Holdings Limited                                    | ロンドン     | 2          | 100.0   | 1665.4          | 5.3           |
| 587    | Deutsche Holdings No. 2 Limited                              | ロンドン     | 2          | 100.0   | 152.2           | 31.0          |
| 588    | Deutsche Holdings No. 3 Limited                              | ロンドン     | 2          | 100.0   | -4.4            | 31.5          |
| 589    | Deutsche Holdings No. 4 Limited                              | ロンドン     |            | 100.0   | 1352.9          | 212.3         |
| 590    | Deutsche Immobilien Leasing GmbH                             | デュッセルドルフ | 1          | 100.0   | 26.5            | 0.0           |
| 591    | Deutsche India Holdings Private Limited                      | ムンバイ     |            | 100.0   | 53.5            | 29.9          |
| 592    | Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited  | ダブリン     |            | 100.0   | 19.7            | 4.0           |
| 593    | Deutsche International Corporate Services Limited            | セントヘリア   |            | 100.0   | 2.8             | 2.5           |
| 594    | Deutsche International Custodial Services Limited            | セントヘリア   |            | 100.0   |                 |               |
| 595    | Deutsche International Finance (Ireland) Limited             | ダブリン     |            | 100.0   |                 |               |
| 596    | Deutsche International Trust Company N.V.                    | アムステルダム  |            | 100.0   | 11.9            | -0.3          |
| 597    | Deutsche International Trust Corporation (Mauritius) Limited | ポート・ルイス  |            | 100.0   |                 |               |
| 598    | Deutsche Inversiones Dos S.A.                                | サンティアゴ   |            | 100.0   | 96.7            | 3.2           |
| 599    | DEUTSCHE INVEST Reale Werte geschl. Inv. AG                  | ケルン      |            | 100.0   |                 |               |
| 600    | Deutsche Investments (Netherlands) N.V.                      | アムステルダム  |            | 100.0   |                 |               |
| 601    | Deutsche Investments India Private Limited                   | ムンバイ     |            | 100.0   | 164.8           | 9.4           |
| 602    | Deutsche Investor Services Private Limited                   | ムンバイ     |            | 100.0   |                 |               |
| 603    | Deutsche IT License GmbH                                     | エシュボルン   | 1          | 100.0   | 15.8            | 0.0           |
| 604    | Deutsche Knowledge Services Pte. Ltd.                        | シンガポール   |            | 100.0   | 21.9            | 1.2           |
| 605    | Deutsche Mandatos S.A.                                       | ブエノスアイレス |            | 100.0   |                 |               |
| 606    | Deutsche Mexico Holdings S.à r.l.                            | ルクセンブルク  |            | 100.0   |                 |               |
| 607    | Deutsche Morgan Grenfell Group Public Limited Company        | ロンドン     | 2          | 100.0   | 968.3           | 4.6           |
| 608    | Deutsche Morgan Grenfell Nominees Pte Ltd                    | シンガポール   |            | 100.0   |                 |               |
| 609    | Deutsche Mortgage Securities, Inc.                           | ウィルミントン  |            | 100.0   |                 |               |
| 610    | Deutsche New Zealand Limited (Sub-group)                     | オークランド   | 4          | 100.0   | 43.4            | -3.8          |
| 611    | -Deutsche (New Munster) Holdings New Zealand Limited         | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 612    | -Deutsche Domus New Zealand Limited                          | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 613    | -Deutsche Foras New Zealand Limited                          | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 614    | -Deutsche Overseas Issuance New Zealand Limited              | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 615    | -Deutsche Securities New Zealand Limited                     | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 616    | -Kingfisher Nominees Limited                                 | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 617    | -LWC Nominees Limited  | オークランド   |            | 100.0   |                 |               |
| 618    | Deutsche Nominees Limited                                    | ロンドン     |            | 100.0   |                 |               |
| 619    | Deutsche Oppenheim Family Office AG                          | グラスブルン   | 1          | 100.0   |                 |               |
| 620    | Deutsche Postbank AG (Sub-group)                             | ボン       | 2,<br>4, 5 | 100.0   | 6601.0          | 278.0         |
| 621    | -BHW - Gesellschaft für Wohnungswirtschaft mbH               | ハーメルン    | 1          | 100.0   |                 |               |
| 622    | -BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft                         | ハーメルン    |            | 100.0   |                 |               |
| 623    | -BHW Gesellschaft für Vorsorge mbH                           | ハーメルン    | 1          | 100.0   |                 |               |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 624        | -BHW Holding AG   | ハーメルン    | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 625        | -Deutsche Postbank Finance Center Objekt GmbH                             | シュットランジュ |    | 100.0       |                         |                   |
| 626        | -Deutsche Postbank Funding LLC I  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 627        | -Deutsche Postbank Funding LLC II   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 628        | -Deutsche Postbank Funding LLC III  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 629        | -Deutsche Postbank Funding LLC IV   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 630        | -DSL Portfolio GmbH & Co. KG  | ボン       |    | 100.0       |                         |                   |
| 631        | -DSL Portfolio Verwaltungs GmbH   | ボン       |    | 100.0       |                         |                   |
| 632        | -PB Factoring GmbH  | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 633        | -PB Firmenkunden AG   | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 634        | -PB International S.A.  | シュットランジュ |    | 100.0       |                         |                   |
| 635        | -PB Spezial-Investmentaktiengesellschaft mit<br>Teilgesellschaftsvermögen | ボン       |    | 98.4        |                         |                   |
| 636        | -Postbank Beteiligungen GmbH  | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 637        | -Postbank Filial GmbH   | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 638        | -Postbank Filialvertrieb AG   | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 639        | -Postbank Finanzberatung AG   | ハーメルン    |    | 100.0       |                         |                   |
| 640        | -Postbank Immobilien GmbH   | ハーメルン    | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 641        | -Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH                               | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 642        | -Postbank Immobilien und Baumanagement GmbH & Co.<br>Objekt Leipzig KG    | ボン       |    | 90.0        |                         |                   |
| 643        | -Postbank Leasing GmbH  | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 644        | -Postbank Systems AG  | ボン       | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 645        | Deutsche Private Asset Management Limited                                 | ロンドン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 646        | Deutsche Regis Partners Inc   | マカティ・シティ |    | 49.0        | 13.4                    | 6.7               |
| 647        | Deutsche River Investment Management Company S.à<br>r.l.                  | ルクセンブルク  |    | 49.0        |                         |                   |
| 648        | Deutsche Securities (India) Private Limited                               | ニューデリー   |    | 100.0       | 10.9                    | 0.4               |
| 649        | Deutsche Securities (Perú) S.A.   | リマ       |    | 100.0       |                         |                   |
| 650        | Deutsche Securities (Proprietary) Limited                                 | ヨハネスブルク  |    | 100.0       | 33.7                    | 11.8              |
| 651        | Deutsche Securities (SA) (Proprietary) Limited                            | ヨハネスブルク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 652        | Deutsche Securities Asia Limited  | 香港       |    | 100.0       | 292.7                   | 15.2              |
| 653        | ドイツ証券株式会社   | 東京       |    | 100.0       | 903.9                   | 165.8             |
| 654        | Deutsche Securities Israel Ltd.   | テルアビブ    |    | 100.0       | 10.5                    | 0.3               |
| 655        | Deutsche Securities Korea Co.   | ソウル      |    | 100.0       | 243.8                   | 3.0               |
| 656        | Deutsche Securities Mauritius Limited                                     | ポート・ルイス  |    | 100.0       |                         |                   |
| 657        | Deutsche Securities Menkul Degerler A.S.                                  | イスタンブール  |    | 100.0       | 11.8                    | 2.3               |
| 658        | Deutsche Securities S.A.  | ブエノスアイレス |    | 100.0       |                         |                   |
| 659        | Deutsche Securities Saudi Arabia LLC                                      | リヤド      |    | 100.0       | 132.9                   | 0.5               |
| 660        | Deutsche Securities Venezuela S.A.  | カラカス     |    | 100.0       |                         |                   |
| 661        | Deutsche Services Polska Sp. z o.o.                                       | ワルシャワ    |    | 100.0       |                         |                   |
| 662        | Deutsche StiftungsTrust GmbH  | フランクフルト  | 1  | 100.0       |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地       | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|---|-------------|----|---------|-------------|-----------|
| 663    | Deutsche Strategic Investment Holdings Yugen Kaisha                         | 東京          |    | 100.0   |             |           |
| 664    | Deutsche TISCO Investment Advisory Company Limited                          | バンコク        |    | 49.0    |             |           |
| 665    | Deutsche Transnational Trustee Corporation Inc                              | シャーロットタウン   |    | 100.0   |             |           |
| 666    | ドイチェ信託株式会社  | 東京          |    | 100.0   |             |           |
| 667    | Deutsche Trustee Company Limited  | ロンドン        |    | 100.0   | 29.0        | 7.8       |
| 668    | Deutsche Trustee Services (India) Private Limited                           | ムンバイ        |    | 100.0   |             |           |
| 669    | Deutsche Trustees Malaysia Berhad   | クアラルンプール    |    | 100.0   |             |           |
| 670    | Deutsche Zurich Pensiones Entidad Gestora de Fondos de Pensiones, S.A.      | バルセロナ       |    | 50.0    |             |           |
| 671    | Deutscher Pensionsfonds Aktiengesellschaft                                  | ボン          |    | 25.1    |             |           |
| 672    | Deutsches Institut für Altersvorsorge GmbH                                  | フランクフルト     |    | 78.0    |             |           |
| 673    | Deutz-Mülheim Grundstücksgesellschaft mbH                                   | デュッセルドルフ    |    | 40.2    |             |           |
| 674    | DG China Clean Tech Partners  | 天津          |    | 49.9    |             |           |
| 675    | DI Deutsche Immobilien Baugesellschaft mbH                                  | フランクフルト     |    | 100.0   |             |           |
| 676    | DI Deutsche Immobilien Treuhandgesellschaft mbH                             | フランクフルト     | 1  | 100.0   |             |           |
| 677    | DIB-Consult Deutsche Immobilien- und Beteiligungs-Beratungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |             |           |
| 678    | DIL Europa-Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.                                | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |             |           |
| 679    | DIL Financial Services GmbH & Co. KG  | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |             |           |
| 680    | DIL Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |             |           |
| 681    | DIL Internationale Leasinggesellschaft mbH                                  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 682    | DISCA Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    | 1  | 100.0   |             |           |
| 683    | DIV Holding GmbH  | リュッツェン-ゴスタウ |    | 100.0   |             |           |
| 684    | Domus Beteiligungsgesellschaft der Privaten Bausparkassen mbH               | ベルリン        |    | 21.1    |             |           |
| 685    | DONARUM Holding GmbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 686    | Donlen Exchange Services Inc.   | ボストン        |    | 100.0   |             |           |
| 687    | Drehscheibe Bochum GmbH & Co. KG  | フランクフルト     |    | 100.0   |             |           |
| 688    | DREIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH          | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 689    | DREIZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 690    | DRITTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 691    | DRITTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |             |           |
| 692    | Durian (Luxembourg) S.à r.l.  | ルクセンブルク     |    | 100.0   |             |           |
| 693    | Dusk II, LLC  | ウィルミントン     |    | 100.0   |             |           |
| 694    | DWS Holding & Service GmbH  | フランクフルト     | 1  | 99.4    | 336.4       | 0.0       |
| 695    | DWS Investments (Spain), S.G.I.I.C., S.A.                                   | マドリード       |    | 100.0   |             |           |
| 696    | EC EUROPA IMMOBILIEN FONDS NR. 3 GmbH & CO. KG i.L.                         | ハンブルク       |    | 65.2    |             |           |



| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地           | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|-----------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 697        | EINUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ        |    | 50.0        |                         |                   |
| 698        | Elba Finance GmbH  | エシュボルン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 699        | Elbe Properties S.à r.l.   | ルクセンブルク         |    | 25.0        |                         |                   |
| 700        | ELC Logistik-Centrum Verwaltungs-GmbH  | エアフルト           |    | 50.0        |                         |                   |
| 701        | ELFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ        |    | 50.0        |                         |                   |
| 702        | Elizabethan Holdings Limited   | ジョージタウン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 703        | Elizabethan Management Limited   | ジョージタウン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 704        | Elmo Funding GmbH  | エシュボルン          | 1  | 100.0       | 10.3                    | 0.0               |
| 705        | Elmo Leasing Vierzehnte GmbH   | エシュボルン          | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 706        | Emerald Asset Repackaging Limited  | ダブリン            |    | 100.0       |                         |                   |
| 707        | Enterprise Fleet Management Exchange, Inc.   | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 708        | Enterprise Vehicle Exchange, Inc.  | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 709        | EOL2 Holding B.V.  | アムステルダム         |    | 45.0        |                         |                   |
| 710        | eolec  | イッシー・レ・ムリ<br>ノー |    | 33.3        |                         |                   |
| 711        | EQR-Old Town Lofts LLC   | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 712        | EQR-Pearl LLC  | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 713        | EQR-Soma II A LP   | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 714        | EQR-Soma II GP A LLC   | ウィルミントン         |    | 100.0       |                         |                   |
| 715        | equiNotes Management GmbH  | デュッセルドルフ        |    | 50.0        |                         |                   |
| 716        | Erica Società a Responsabilità Limitata  | ミラノ             |    | 40.0        |                         |                   |
| 717        | Erste Frankfurter Hoist GmbH   | エシュボルン          |    | 100.0       |                         |                   |
| 718        | European Value Added I (Alternate G.P.) LLP  | ロンドン            |    | 100.0       |                         |                   |
| 719        | Evergreen Amsterdam Holdings B.V.  | アムステルダム         |    | 100.0       |                         |                   |
| 720        | Evergreen International Holdings B.V.  | アムステルダム         |    | 100.0       | 0.4                     | 86.1              |
| 721        | Evergreen International Investments B.V.   | アムステルダム         |    | 100.0       |                         |                   |
| 722        | Evergreen International Leasing B.V.   | アムステルダム         |    | 100.0       | 0.3                     | -42.4             |
| 723        | EVROENERGI AKI S.A.  | アレクサンドルーポリ      |    | 40.0        |                         |                   |
| 724        | Exinor SA (dissolution volontaire)   | バストーニュ          |    | 100.0       |                         |                   |
| 725        | EXTOREL Private Equity Advisers GmbH   | ケルン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 726        | FARAMIR Beteiligungs- und Verwaltungs GmbH   | ケルン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 727        | Farezco I, S. de R.L. de C.V.  | メキシコシティ         |    | 100.0       |                         |                   |
| 728        | Farezco II, S. de R.L. de C.V.   | メキシコシティ         |    | 100.0       |                         |                   |
| 729        | Fenix Administración de Activos S. de R.L. de C.V.                                 | メキシコシティ         |    | 100.0       |                         |                   |
| 730        | Fiduciaria Sant' Andrea S.r.l.   | ミラノ             |    | 100.0       |                         |                   |
| 731        | Finanza & Futuro Banca SpA   | ミラノ             |    | 100.0       | 42.9                    | 18.8              |
| 732        | FRANKFURT CONSULT GmbH   | フランクフルト         | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 733        | Franz Urbig- und Oscar Schlitter-Stiftung<br>Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト         |    | 100.0       |                         |                   |
| 734        | Funds Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)  | ロンドン            |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本<br>(百万ユーロ) | 損益<br>(百万ユーロ) |
|--------|--|-----------|----|---------|-----------------|---------------|
| 735    | FÜNFTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |                 |               |
| 736    | FÜNFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |                 |               |
| 737    | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. "Leipzig-Magdeburg" KG     | パート・ホンブルク |    | 40.7    |                 |               |
| 738    | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Dresden "Louisenstraße" KG | パート・ホンブルク |    | 30.6    |                 |               |
| 739    | Fünfte SAB Treuhand und Verwaltung GmbH & Co. Suhl "Rimbachzentrum" KG   | パート・ホンブルク |    | 74.9    |                 |               |
| 740    | FÜNFUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH       | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |                 |               |
| 741    | FÜNFZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH              | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |                 |               |
| 742    | GbR Goethestraße   | ケルン       |    | 94.0    |                 |               |
| 743    | German Access LLP  | ロンドン      |    | 100.0   |                 |               |
| 744    | German Public Sector Finance B.V.  | アムステルダム   |    | 50.0    |                 |               |
| 745    | Gesellschaft für Kreditsicherung mit beschränkter Haftung                | ベルリン      |    | 36.7    |                 |               |
| 746    | giropay GmbH   | フランクフルト   |    | 33.3    |                 |               |
| 747    | Global Salamina, S.L.  | マドリード     |    | 26.6    | 0.3             | -4.3          |
| 748    | Gordian Knot Limited   | ロンドン      |    | 32.4    |                 |               |
| 749    | Graphite Resources (Knightsbridge) Limited                               | ロンドン      |    | 45.0    |                 |               |
| 750    | Graphite Resources Holdings Limited                                      | ロンドン      |    | 70.0    |                 |               |
| 751    | Great Future International Limited                                       | ロードタウン    |    | 43.0    |                 |               |
| 752    | Grundstücksgesellschaft Frankfurt Bockenheimer Landstraße GbR            | トロイスドルフ   |    | 94.9    |                 |               |
| 753    | Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI GbR                            | トロイスドルフ   |    | 44.9    |                 |               |
| 754    | Grundstücksgesellschaft Köln-Ossendorf VI mbH                            | ケルン       |    | 100.0   |                 |               |
| 755    | Grundstücksgesellschaft Leipzig Petersstraße GbR                         | トロイスドルフ   |    | 36.1    |                 |               |
| 756    | Grundstücksgesellschaft Wiesbaden Luisenstraße/Kirchgasse GbR            | トロイスドルフ   |    | 64.7    | 148.7           | -4.4          |
| 757    | Grundstücksvermietungsgesellschaft Wilhelmstr. mbH                       | グリューンヴァルト |    | 100.0   |                 |               |
| 758    | Gulara Pty Ltd   | シドニー      |    | 100.0   |                 |               |
| 759    | GUO Mao International Hotels B.V.  | アムステルダム   |    | 100.0   | 0.2             | 8.7           |
| 760    | HAH Limited (メンバーによる任意清算中)   | ロンドン      |    | 100.0   |                 |               |
| 761    | 八景島合同会社  | 東京        |    | 95.0    |                 |               |
| 762    | Harvest Fund Management Company Limited                                  | 上海        |    | 30.0    | 368.9           | 86.8          |
| 763    | HCA Exchange, Inc.   | ウィルミントン   |    | 100.0   |                 |               |
| 764    | Herengracht Financial Services B.V.                                      | アムステルダム   |    | 100.0   |                 |               |
| 765    | Hertz Car Exchange Inc.  | ウィルミントン   |    | 100.0   |                 |               |
| 766    | HTB Spezial GmbH & Co. KG  | ケルン       |    | 100.0   |                 |               |
| 767    | Huarong Rongde Asset Management Company Limited                          | 北京        |    | 40.7    | 737.4           | 127.6         |
| 768    | Hudson 1003 4th Place, LLC   | ウィルミントン   |    | 100.0   |                 |               |
| 769    | Hudson 405 Mateo, LLC  | ウィルミントン   |    | 100.0   |                 |               |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 770        | Hudson 4th & Traction, LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 771        | IKARIA Beteiligungs- und Verwaltungsgesellschaft mbH                                 | ケルン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 772        | ILV Immobilien-Leasing Verwaltungsgesellschaft Düsseldorf mbH                        | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 773        | Immobilien-Vermietungsgesellschaft Schumacher GmbH & Co. Objekt Rolandufer KG        | ベルリン     |    | 20.5        |                         |                   |
| 774        | Immobilienfonds Büro-Center Erfurt am Flughafen Bindersleben II GbR                  | トロイスドルフ  |    | 50.0        |                         |                   |
| 775        | Inn Properties S.à r.l., en faillite   | ルクセンブルク  |    | 25.0        |                         |                   |
| 776        | Intermodal Finance I Ltd.  | ジョージタウン  |    | 49.0        | 16.9                    | 9.4               |
| 777        | IOS Finance E F C S.A.   | バルセロナ    |    | 100.0       | 54.5                    | 9.0               |
| 778        | Isaac Newton S.A.  | ルクセンブルク  |    | 95.0        |                         |                   |
| 779        | Isar Properties S.à r.l., en faillite  | ルクセンブルク  |    | 25.0        |                         |                   |
| 780        | ISTRON Beteiligungs- und Verwaltungs-GmbH  | ケルン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 781        | IVAF I Manager, S.à r.l.   | ルクセンブルク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 782        | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien Gesellschaft mit beschränkter Haftung | デュッセルドルフ |    | 21.1        |                         |                   |
| 783        | IZI Düsseldorf Informations-Zentrum Immobilien GmbH & Co. Kommanditgesellschaft      | デュッセルドルフ |    | 21.6        |                         |                   |
| 784        | JG Japan Grundbesitzverwaltungsgesellschaft mbH i.L.                                 | エシュボルン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 785        | JR Nominees (Proprietary) Limited  | ヨハネスブルク  |    | 100.0       |                         |                   |
| 786        | 城ヶ島合同会社  | 東京       |    | 100.0       |                         |                   |
| 787        | KEBA Gesellschaft für interne Services mbH   | フランクフルト  | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 788        | Kenanga Deutsche Futures Sdn Bhd   | クアラルンプール |    | 27.0        |                         |                   |
| 789        | Kidson Pte Ltd   | シンガポール   |    | 100.0       | 32.6                    | -0.1              |
| 790        | Kinneil Leasing Company  | ロンドン     |    | 35.0        |                         |                   |
| 791        | KOMPASS 3 Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 792        | KOMPASS 3 Erste Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Euro KG                           | デュッセルドルフ |    | 96.1        |                         |                   |
| 793        | KOMPASS 3 Zweite Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. USD KG                           | デュッセルドルフ |    | 97.0        |                         |                   |
| 794        | Konsul Inkasso GmbH  | エッセン     | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 795        | Kradavim UK Lease Holdings Limited   | ロンドン     |    | 100.0       |                         |                   |
| 796        | Kunshan RREEF Equity Investment Fund Management Co. Ltd.                             | 崑山       |    | 100.0       |                         |                   |
| 797        | KVD Singapore Pte. Ltd.  | シンガポール   |    | 30.0        |                         |                   |
| 798        | KölnArena Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.  | ケルン      |    | 20.8        |                         |                   |
| 799        | LA Water Holdings Limited  | ジョージタウン  |    | 75.0        | 7.4                     | 9.0               |
| 800        | Lammermuir Leasing Limited   | ロンドン     |    | 100.0       | 13.9                    | 0.1               |
| 801        | Latin America Recovery Fund LLC  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 802        | LAWL Pte. Ltd.   | シンガポール   |    | 100.0       | 20.8                    | 3.3               |
| 803        | Leasing Verwaltungsgesellschaft Waltersdorf mbH                                      | シェーネフェルト |    | 100.0       |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地      | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本<br>(百万ユーロ) | 損益<br>(百万ユーロ) |
|--------|---|------------|----|---------|-----------------|---------------|
| 804    | Leo Consumo 2 S.r.l.  | コネリアーノ     |    | 70.0    |                 |               |
| 805    | Leonardo III Initial GP Limited   | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 806    | Lindsell Finance Limited  | セント・ジュリアンズ |    | 100.0   |                 |               |
| 807    | London Industrial Leasing Limited                                       | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 808    | M Cap Finance Mittelstandsfonds GmbH & Co. KG                           | フランクフルト    |    | 77.1    | 91.6            | 9.6           |
| 809    | Macondo Spain, Sociedad Limitada  | マドリード      |    | 100.0   |                 |               |
| 810    | Maestrale Projects (Holding) S.A.                                       | ルクセンブルク    |    | 49.7    |                 |               |
| 811    | Magalhaes S.A.  | ルクセンブルク    |    | 95.0    |                 |               |
| 812    | Maher Terminals Holdings (Toronto) Limited                              | バンクーバー     |    | 100.0   | 263.9           | 186.2         |
| 813    | Main Properties S.à r.l.  | ルクセンブルク    |    | 25.0    |                 |               |
| 814    | Manuseamento de Cargas - Manicargas, S.A.                               | マトジニョシュ    |    | 38.3    | 13.6            | 3.1           |
| 815    | Maxblue Americas Holdings, S.A.   | マドリード      |    | 100.0   |                 |               |
| 816    | MCT Südafrika 3 GmbH & Co. KG   | ハンブルク      |    | 35.3    |                 |               |
| 817    | MEF I Manager, S. à r.l.  | ルクセンブルク    |    | 100.0   |                 |               |
| 818    | MEFIS Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | フランクフルト    |    | 62.0    | 84.5            | 0.0           |
| 819    | Memax Pty. Limited  | シドニー       |    | 100.0   |                 |               |
| 820    | Metro plus Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ   |    | 40.0    |                 |               |
| 821    | MFG Flughafen-Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH & Co. BETA KG i.L. | グリーンヴァルト   |    | 29.6    |                 |               |
| 822    | MidOcean (Europe) 2003 LP   | セントヘリア     |    | 20.0    |                 |               |
| 823    | MidOcean Partners, LP   | ニューヨーク     |    | 20.0    |                 |               |
| 824    | Midsel Limited  | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 825    | Millennium Marine Rail, L.L.C.  | エリザベス      |    | 50.0    | 2.6             | 4.6           |
| 826    | Mira GmbH & Co. KG  | フランクフルト    |    | 100.0   |                 |               |
| 827    | Moon Leasing Limited  | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 828    | Morgan Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                                  | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 829    | Mortgage Trading (UK) Limited (メンバーによる任意清算中)                            | ロンドン       |    | 100.0   |                 |               |
| 830    | Motion Picture Productions One GmbH & Co. KG                            | フランクフルト    |    | 100.0   |                 |               |
| 831    | Mount Hope Community Center Fund, LLC                                   | ウィルミントン    |    | 49.9    |                 |               |
| 832    | Mountaintop Energy Holdings LLC   | ウィルミントン    |    | 38.7    |                 |               |
| 833    | MPP Beteiligungsgesellschaft mbH  | フランクフルト    |    | 100.0   |                 |               |
| 834    | MT "KING EDWARD" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG                          | ハンブルク      |    | 20.3    |                 |               |
| 835    | MT "KING ERIC" Tankschiffahrts GmbH & Co. KG                            | ハンブルク      |    | 20.3    |                 |               |
| 836    | MXB U.S.A., Inc.  | ウィルミントン    |    | 100.0   |                 |               |
| 837    | Navegator - SGFTC, S.A.   | リスボン       |    | 100.0   |                 |               |
| 838    | NBG Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ   |    | 50.0    |                 |               |
| 839    | NCW Holding Inc.  | バンクーバー     |    | 100.0   |                 |               |
| 840    | NEPTUNO Verwaltungs- und Treuhand-Gesellschaft mit beschränkter Haftung | ケルン        | 1  | 100.0   |                 |               |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|---|----------|----|---------|-------------|-----------|
| 841    | NEUNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                   | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 842    | NEUNZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH               | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 843    | Nevada Mezz 1 LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0   |             |           |
| 844    | Nevada Parent 1 LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0   | -62.5       | 17.4      |
| 845    | Nexus Infrastruktur Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 846    | Nineco Leasing Limited  | ロンドン     |    | 100.0   |             |           |
| 847    | NOFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                              | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 848    | Nordwestdeutscher Wohnungsbauträger Gesellschaft mit beschränkter Haftung | フランクフルト  | 1  | 100.0   | 55.2        | 0.0       |
| 849    | norisbank GmbH  | ボン       | 1  | 100.0   | 433.9       | 0.0       |
| 850    | Nortfol Pty. Limited  | シドニー     |    | 100.0   |             |           |
| 851    | North Coast Wind Energy Corp.   | バンクーバー   |    | 96.7    |             |           |
| 852    | Nummus Beteiligungs GmbH & Co. KG   | フランクフルト  |    | 27.8    |             |           |
| 853    | NV Profit Share Limited   | ジョージタウン  |    | 42.9    |             |           |
| 854    | OAM Köln GmbH   | ケルン      | 1  | 100.0   | 30.5        | 0.0       |
| 855    | Oder Properties S.à r.l., en faillite                                     | ルクセンブルク  |    | 25.0    |             |           |
| 856    | 000 "Deutsche Bank TechCentre"  | モスクワ     |    | 100.0   | 14.3        | 11.6      |
| 857    | 000 "Deutsche Bank"   | モスクワ     |    | 100.0   | 154.2       | 21.8      |
| 858    | Opal Funds (Ireland) Public Limited Company                               | ダブリン     |    | 100.0   |             |           |
| 859    | OPB Verwaltungs- und Beteiligungs-GmbH                                    | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 860    | OPB Verwaltungs- und Treuhand GmbH  | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 861    | OPB-Holding GmbH  | ケルン      | 2  | 100.0   | 14.6        | 2.3       |
| 862    | OPB-Nona GmbH   | フランクフルト  |    | 100.0   |             |           |
| 863    | OPB-Oktava GmbH   | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 864    | OPB-Quarta GmbH   | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 865    | OPB-Quinta GmbH   | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 866    | OPB-Septima GmbH  | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 867    | Oppenheim Asset Management Services S.à r.l.                              | ルクセンブルク  |    | 100.0   | 5.6         | 2.5       |
| 868    | OPPENHEIM Buy Out GmbH & Co. KG   | ケルン      |    | 27.7    |             |           |
| 869    | OPPENHEIM Capital Advisory GmbH   | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 870    | Oppenheim Eunomia GmbH  | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 871    | OPPENHEIM Flottenfonds V GmbH & Co. KG                                    | ケルン      |    | 83.3    |             |           |
| 872    | Oppenheim Fonds Trust GmbH  | ケルン      | 1  | 100.0   |             |           |
| 873    | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Manager GmbH                                     | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 874    | OPPENHEIM PRIVATE EQUITY Verwaltungsgesellschaft mbH                      | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 875    | OVT Trust 1 GmbH  | ケルン      | 1  | 100.0   |             |           |
| 876    | OVV Beteiligungs GmbH   | ケルン      |    | 100.0   |             |           |
| 877    | P.F.A.B. Passage Frankfurter Allee Betriebsgesellschaft mbH               | ベルリン     |    | 22.2    |             |           |
| 878    | PADEM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地     | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|--|-----------|----|---------|-------------|-----------|
| 879    | PADOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.             | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 880    | PADUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ  |    | 100.0   |             |           |
| 881    | PAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 882    | PALDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 883    | Pan-European Infrastructure II, L.P.                           | ロンドン      |    | 100.0   |             |           |
| 884    | PANIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.             | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 885    | PANTUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 886    | Parkhaus an der Börse GbR                                      | ケルン       |    | 37.7    |             |           |
| 887    | PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH               | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 888    | PBC Banking Services GmbH                                      | フランクフルト   | 1  | 100.0   | 570.0       | 0.0       |
| 889    | PBC Services GmbH der Deutschen Bank                           | フランクフルト   | 1  | 100.0   |             |           |
| 890    | PEDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 891    | PEDUM Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 892    | PEIF II SLP Feeder, L.P.                                       | エジンバラ     |    | 60.0    |             |           |
| 893    | Pembol Nominees Limited (メンバーによる任意清算中)                         | ロンドン      |    | 100.0   |             |           |
| 894    | PENDIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 895    | PENTUM Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 896    | PERGOS Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 897    | PERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 898    | PERILLA Beteiligungsgesellschaft mbH                           | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 899    | PERLIT Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 900    | PERLU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 901    | PERNIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 902    | Peruda Leasing Limited   | ロンドン      |    | 100.0   | -86.2       | 0.1       |
| 903    | PERXIS Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 904    | PETA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                   | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 905    | PHARMA/wHEALTH Management Company S.A.                         | ルクセンブルク   |    | 99.9    |             |           |
| 906    | Philippine Opportunities for Growth and Income (SPV-AMC), INC. | マニラ       |    | 95.0    | 21.9        | 1.8       |
| 907    | Plantation Bay, Inc.   | セント・トーマス島 |    | 100.0   |             |           |
| 908    | PONTUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 909    | Postbank Akademie und Service GmbH                             | ハーメルン     |    | 100.0   |             |           |
| 910    | Postbank Direkt GmbH   | ボン        | 1  | 100.0   |             |           |
| 911    | Postbank Service GmbH  | エッセン      | 1  | 100.0   |             |           |
| 912    | PPCenter, Inc.   | ウィルミントン   |    | 100.0   |             |           |
| 913    | PRADUM Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 914    | PRASEM Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ  |    | 50.0    |             |           |
| 915    | PRATES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | シェーネフェルト  |    | 50.0    |             |           |
| 916    | Primelux Insurance S.A.  | ルクセンブルク   |    | 100.0   | 11.5        | -1.4      |
| 917    | PRISON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                 | シェーネフェルト  |    | 50.0    |             |           |
| 918    | Private Equity Asia Select Company III S.à r.l.                | ルクセンブルク   |    | 100.0   |             |           |
| 919    | Private Equity Global Select Company IV S.à r.l.               | ルクセンブルク   |    | 100.0   |             |           |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地              | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|--------------------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 920        | Private Equity Global Select Company V S.à r.l.                       | ルクセンブルク            |    | 100.0       |                         |                   |
| 921        | Private Equity Invest Beteiligungs GmbH                               | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 922        | Private Equity Life Sciences<br>Beteiligungsgesellschaft mbH          | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 923        | Private Equity Select Company S.à r.l.                                | ルクセンブルク            |    | 100.0       |                         |                   |
| 924        | Private Financing Initiatives, S.L.                                   | バルセロナ              |    | 51.0        | 2.4                     | 6.1               |
| 925        | PS plus Portfolio Software + Consulting GmbH                          | レーダーマルク            |    | 80.2        |                         |                   |
| 926        | PT Deutsche Securities Indonesia                                      | ジャカルタ              |    | 99.0        | 18.7                    | 2.3               |
| 927        | PT. Deutsche Verdhana Indonesia                                       | ジャカルタ              |    | 40.0        |                         |                   |
| 928        | PTL Fleet Sales, Inc.   | ウィルミントン            |    | 100.0       |                         |                   |
| 929        | Public joint-stock company "Deutsche Bank DBU"                        | キエフ                |    | 100.0       | 14.6                    | 5.1               |
| 930        | PUDU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 931        | PUKU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 932        | PURIM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 933        | PX Group Limited  | ストックトン・オン・<br>ティーズ |    | 29.4        |                         |                   |
| 934        | QI Exchange, LLC  | ウィルミントン            |    | 100.0       |                         |                   |
| 935        | QUANTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | シェーネフェルト           |    | 50.0        |                         |                   |
| 936        | QUELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 937        | QUOTAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                        | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |
| 938        | Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-A<br>L.L.C.       | ニューヨーク             |    | 33.0        |                         |                   |
| 939        | Raymond James New York Housing Opportunities Fund I-B<br>L.L.C.       | ニューヨーク             |    | 33.3        |                         |                   |
| 940        | Raymond James New York Upstate Housing Opportunities<br>Fund I L.L.C. | ニューヨーク             |    | 24.9        |                         |                   |
| 941        | Real Estate Secondary Opportunities Fund, LP                          | ロンドン               |    | 100.0       |                         |                   |
| 942        | Reference Capital Investments Limited                                 | ロンドン               |    | 100.0       |                         |                   |
| 943        | Regula Limited  | ロードタウン             |    | 100.0       |                         |                   |
| 944        | Relax Holding S.à r.l.  | ルクセンブルク            |    | 20.0        |                         |                   |
| 945        | REON - Park Wiatrowy I Sp. z o.o.                                     | ワルシャワ              |    | 50.0        |                         |                   |
| 946        | REON-Park Wiatrowy II Sp. z o.o.                                      | ワルシャワ              |    | 50.0        |                         |                   |
| 947        | REON-Park Wiatrowy IV Sp. z o.o.                                      | ワルシャワ              |    | 50.0        |                         |                   |
| 948        | Rhine Properties S.à r.l., en faillite                                | ルクセンブルク            |    | 25.0        |                         |                   |
| 949        | Royster Fund Management S.à r.l.                                      | ルクセンブルク            |    | 100.0       |                         |                   |
| 950        | RREEF China REIT Management Limited                                   | 香港                 |    | 100.0       |                         |                   |
| 951        | RREEF European Value Added I (G.P.) Limited                           | ロンドン               |    | 100.0       |                         |                   |
| 952        | RREEF India Advisors Private Limited                                  | ムンバイ               |    | 100.0       |                         |                   |
| 953        | RREEF Investment GmbH   | フランクフルト            | 1  | 99.9        | 21.7                    | 0.0               |
| 954        | RREEF Management GmbH   | フランクフルト            | 1  | 100.0       | 122.7                   | 0.0               |
| 955        | RREEF Spezial Invest GmbH   | フランクフルト            | 1  | 100.0       | 26.5                    | 0.0               |
| 956        | SAB Real Estate Verwaltungs GmbH                                      | ハーメルン              |    | 100.0       |                         |                   |
| 957        | SABIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                         | デュッセルドルフ           |    | 50.0        |                         |                   |

| シリアル<br>番号 | 会社名   | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|---|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 958        | Safron NetOne Partners, L.P.  | ジョージタウン  |    | 21.7        |                         |                   |
| 959        | SAGITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 960        | Sal. Oppenheim Alternative Investments GmbH   | ケルン      | 1  | 100.0       | 83.3                    | 0.0               |
| 961        | Sal. Oppenheim Global Invest GmbH   | ケルン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 962        | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co.<br>Kommanditgesellschaft auf Aktien                  | ケルン      | 1  | 100.0       | 959.5                   | 0.0               |
| 963        | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Beteiligungs GmbH   | ケルン      | 2  | 100.0       | 31.9                    | 7.9               |
| 964        | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Komplementär AG   | ケルン      | 1  | 100.0       |                         |                   |
| 965        | Sal. Oppenheim jr. & Cie. Luxembourg S.A.   | ルクセンブルク  |    | 100.0       | 111.3                   | -32.7             |
| 966        | SALIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 967        | SALOMON OPPENHEIM GmbH i.L.   | ケルン      |    | 100.0       |                         |                   |
| 968        | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 969        | SALUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH &<br>Co. Objekt Dresden KG                | デュッセルドルフ |    | 58.5        |                         |                   |
| 970        | SANCTOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 971        | SANDIX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 972        | SANO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 973        | SAPIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 974        | SARIO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 975        | SATINA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 976        | SCANDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 977        | SCHEDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 978        | Schiffahrts UG (haftungsbeschränkt) & Co. KG MS<br>"DYCKBURG" i.L.                      | ハンブルク    |    | 41.3        |                         |                   |
| 979        | Schumacher Beteiligungsgesellschaft mbH   | ケルン      |    | 33.2        |                         |                   |
| 980        | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 981        | SCITOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH &<br>Co. Objekt Heiligenstadt KG         | デュッセルドルフ |    | 71.1        |                         |                   |
| 982        | SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 983        | SCUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH &<br>Co. Objekt Kleine Alexanderstraße KG | デュッセルドルフ |    | 95.0        |                         |                   |
| 984        | SECHSTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 985        | SECHSTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 986        | SECHZEHNTE PAXAS Treuhand- und<br>Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 987        | SEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 988        | SEGES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 989        | SEGU Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 990        | SELEKTA Grundstücksverwaltungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 991        | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 992        | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co.<br>Objekt Fehrenbach KG i.L.         | デュッセルドルフ |    | 94.7        |                         |                   |



| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地        | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|--|--------------|----|---------|-------------|-----------|
| 993    | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle II KG i.L.             | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 994    | SENA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Kamenz KG                    | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 995    | SERICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 996    | Service Company Five Limited   | 香港           |    | 100.0   |             |           |
| 997    | Service Company Four Limited   | 香港           |    | 100.0   |             |           |
| 998    | SIDA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 999    | SIEBTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1000   | SIEBZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                            | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1001   | SIFA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 1002   | SILANUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1003   | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1004   | SILEX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Berlin KG                   | デュッセルドルフ     |    | 83.8    |             |           |
| 1005   | SILIGO Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1006   | Silrendel, S. de R. L. de C. V.  | メキシコシティ      |    | 100.0   | -4.5        | -2.2      |
| 1007   | SILUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1008   | SIMILA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1009   | Sixco Leasing Limited  | ロンドン         |    | 100.0   |             |           |
| 1010   | SOLATOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1011   | SOLIDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 1012   | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | シェーネフェルト     |    | 50.0    |             |           |
| 1013   | SOLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Heizkraftwerk Halle KG i.L. | ハレ・アン・デア・ザーレ |    | 30.5    |             |           |
| 1014   | SOLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1015   | SOMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1016   | SOREX Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1017   | SOSPITA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1018   | SPhinX, Ltd. (任意清算中)   | ジョージタウン      |    | 43.6    |             |           |
| 1019   | SPINO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 1020   | SPLENDOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                                       | シェーネフェルト     |    | 50.0    |             |           |
| 1021   | SRC Security Research & Consulting GmbH  | ボン           |    | 22.5    |             |           |
| 1022   | STABLON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 100.0   |             |           |
| 1023   | STAGIRA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |
| 1024   | Starpool Finanz GmbH   | ベルリン         |    | 49.9    |             |           |
| 1025   | Station Holdco LLC   | ウィルミントン      |    | 25.0    |             |           |
| 1026   | STATOR Heizkraftwerk Frankfurt (Oder) Beteiligungsgesellschaft mbH                     | シェーネフェルト     |    | 100.0   |             |           |
| 1027   | STUPA Heizwerk Frankfurt (Oder) Nord Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.                 | シェーネフェルト     |    | 100.0   |             |           |
| 1028   | SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ     |    | 50.0    |             |           |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地       | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本<br>(百万ユーロ) | 損益<br>(百万ユーロ) |
|--------|--|-------------|----|---------|-----------------|---------------|
| 1029   | SUBLICA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Promohypermarkt Gelsenkirchen KG i.L. | デュッセルドルフ    |    | 48.7    |                 |               |
| 1030   | SUBU Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1031   | SULPUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | シェーネフェルト    |    | 50.0    |                 |               |
| 1032   | Sunbelt Rentals Exchange Inc.  | ウィルミントン     |    | 100.0   |                 |               |
| 1033   | Sunrise Beteiligungsgesellschaft mbH   | フランクフルト     | 1  | 100.0   |                 |               |
| 1034   | SUPERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1035   | SUPLION Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1036   | SUSA Mobilien-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1037   | SUSIK Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1038   | Swabia 1. Vermögensbesitz-GmbH   | エシュボルン      |    | 100.0   |                 |               |
| 1039   | Sylvester (2001) Limited   | ジョージタウン     |    | 100.0   | 523.9           | 3.7           |
| 1040   | Süddeutsche Vermögensverwaltung Gesellschaft mit beschränkter Haftung                              | フランクフルト     |    | 100.0   |                 |               |
| 1041   | TABA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | シェーネフェルト    |    | 50.0    |                 |               |
| 1042   | TACET Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1043   | TAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1044   | Tagus - Sociedade de Titularização de Creditos, S.A.   | リスボン        |    | 100.0   | 14.0            | 0.5           |
| 1045   | TAGUS Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1046   | TAKIR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1047   | TARES Beteiligungsgesellschaft mbH i.L.  | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1048   | TEBOR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1049   | Teesside Gas Transportation Limited  | ロンドン        |    | 45.0    | -204.4          | 24.9          |
| 1050   | Telefon-Servicegesellschaft der Deutschen Bank mbH   | フランクフルト     | 1  | 100.0   |                 |               |
| 1051   | TELO Beteiligungsgesellschaft mbH  | シェーネフェルト    |    | 100.0   |                 |               |
| 1052   | TEMATIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.   | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1053   | Tempurrite Leasing Limited   | ロンドン        | 2  | 100.0   | 31.2            | 0.2           |
| 1054   | TERRUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1055   | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1056   | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Halle I KG                                       | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1057   | TESATUR Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Nordhausen I KG                                  | デュッセルドルフ    |    | 100.0   |                 |               |
| 1058   | Thai Asset Enforcement and Recovery Asset Management Company Limited                               | バンコク        |    | 100.0   |                 |               |
| 1059   | The Debt Redemption Fund Limited   | ジョージタウン     |    | 99.8    |                 |               |
| 1060   | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ    |    | 50.0    |                 |               |
| 1061   | TIEDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Lager Nord KG                           | デュッセルドルフ    |    | 25.0    |                 |               |
| 1062   | TIQI Exchange, LLC   | ウィルミントン     |    | 100.0   |                 |               |
| 1063   | TOKOS GmbH   | リュッツェン-ゴスタウ |    | 100.0   |                 |               |

| シリアル<br>番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|--|----------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 1064       | TOSSA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 1065       | TQI Exchange, LLC                              | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1066       | TRAGO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 1067       | Trave Properties S.à r.l., en faillite         | ルクセンブルク  |    | 25.0        |                         |                   |
| 1068       | TREMA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH  | ベルリン     |    | 50.0        |                         |                   |
| 1069       | TRENTO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 1070       | Treuinvest Service GmbH                        | フランクフルト  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1071       | Trevona Limited                                | ロードタウン   |    | 100.0       |                         |                   |
| 1072       | TRINTO Beteiligungsgesellschaft mbH            | シェーネフェルト |    | 50.0        |                         |                   |
| 1073       | TRIPLA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ |    | 100.0       |                         |                   |
| 1074       | Triplereason Limited                           | ロンドン     |    | 100.0       | 329.8                   | 0.6               |
| 1075       | Triton Beteiligungs GmbH                       | フランクフルト  |    | 33.1        |                         |                   |
| 1076       | Triton Fund III G.L.P.                         | セントヘリア   |    | 62.5        | 14.2                    | 2.6               |
| 1077       | TRS Aria LLC                                   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1078       | TRS Birch II LTD                               | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1079       | TRS Birch LLC                                  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1080       | TRS Cypress II LTD                             | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1081       | TRS Cypress LLC                                | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1082       | TRS Elm II LTD                                 | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1083       | TRS Elm LLC                                    | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1084       | TRS HY FNDS LLC                                | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1085       | TRS Leda LLC                                   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1086       | TRS Maple II LTD                               | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1087       | TRS Maple LLC                                  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1088       | TRS Oak II LTD                                 | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1089       | TRS Oak LLC                                    | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1090       | TRS Poplar II LTD                              | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1091       | TRS Poplar LLC                                 | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1092       | TRS Scorpio LLC                                | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1093       | TRS Spruce II LTD                              | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1094       | TRS Spruce LLC                                 | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1095       | TRS SVCO LLC                                   | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1096       | TRS Sycamore II LTD                            | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1097       | TRS Sycamore LLC                               | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1098       | TRS Tupelo II LTD                              | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1099       | TRS Tupelo LLC                                 | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1100       | TRS Venor LLC                                  | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1101       | TRS Walnut II LTD                              | ジョージタウン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1102       | TRS Walnut LLC                                 | ウィルミントン  |    | 100.0       |                         |                   |
| 1103       | TUDO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 1104       | TUGA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH   | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 1105       | TYRAS Beteiligungsgesellschaft mbH             | デュッセルドルフ |    | 50.0        |                         |                   |
| 1106       | U.S.A. Institutional Tax Credit Fund CVI L.P.  | ドーバー     |    | 24.8        |                         |                   |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本<br>(百万ユーロ) | 損益<br>(百万ユーロ) |
|--------|--|----------|----|---------|-----------------|---------------|
| 1107   | U.S.A. Institutional Tax Credit Fund XCV L.P.                            | ウィルミントン  |    | 24.0    |                 |               |
| 1108   | U.S.A. ITCF XCI L.P.   | ニューヨーク   |    | 99.9    |                 |               |
| 1109   | VARIS Beteiligungsgesellschaft mbH                                       | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1110   | VCG Venture Capital Fonds III Verwaltungs GmbH                           | ミュンヘン    |    | 100.0   |                 |               |
| 1111   | VCG Venture Capital Gesellschaft mbH                                     | ミュンヘン    |    | 100.0   |                 |               |
| 1112   | VCJ Lease S.à r.l.   | ルクセンブルク  |    | 95.0    |                 |               |
| 1113   | VCL Lease S.à r.l.   | ルクセンブルク  |    | 95.0    |                 |               |
| 1114   | VCM Initiatoren III GmbH & Co. KG  | ミュンヘン    |    | 24.9    |                 |               |
| 1115   | VCM MIP III GmbH & Co. KG  | ケルン      |    | 61.0    |                 |               |
| 1116   | VCM Treuhand-Beteiligungsverwaltung GmbH                                 | ケルン      |    | 100.0   |                 |               |
| 1117   | VCP Treuhand-Beteiligungsgesellschaft mbH                                | ケルン      |    | 100.0   |                 |               |
| 1118   | VCP Verwaltungsgesellschaft mbH  | ケルン      |    | 100.0   |                 |               |
| 1119   | Vertriebsgesellschaft mbH der Deutschen Bank Privat- und Geschäftskunden | ベルリン     |    | 100.0   |                 |               |
| 1120   | Vesta Real Estate S.r.l.   | ミラノ      |    | 100.0   |                 |               |
| 1121   | VEXCO, LLC   | ウィルミントン  |    | 100.0   |                 |               |
| 1122   | VIERTE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1123   | VIERTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH                  | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1124   | VIERUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH       | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1125   | VIERZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH              | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1126   | Volbroker.com Limited  | ロンドン     |    | 22.5    | 8.5             | 3.0           |
| 1127   | VÖB-ZVD Processing GmbH  | フランクフルト  | 1  | 100.0   | 15.2            | 0.0           |
| 1128   | Wealthspur Investment Company Limited                                    | ラブアン     |    | 100.0   |                 |               |
| 1129   | WEPLA Beteiligungsgesellschaft mbH                                       | フランクフルト  |    | 100.0   | 76.3            | -0.1          |
| 1130   | Weser Properties S.à r.l.  | ルクセンブルク  |    | 25.0    |                 |               |
| 1131   | WestLB Venture Capital Management GmbH & Co. KG                          | ケルン      |    | 50.0    |                 |               |
| 1132   | Whale Holdings S.à r.l.  | ルクセンブルク  |    | 100.0   |                 |               |
| 1133   | Willem S.A.  | ルクセンブルク  |    | 95.0    |                 |               |
| 1134   | Wilson HTM Holdings Pty Limited  | ブリスベン    |    | 20.0    |                 |               |
| 1135   | Wohnungs-Verwaltungsgesellschaft Moers mbH                               | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1136   | Wohnungsgesellschaft HEGEMAG GmbH  | ダルムシュタット |    | 50.0    |                 |               |
| 1137   | XARUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                            | シェーネフェルト |    | 50.0    |                 |               |
| 1138   | XELLUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                           | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1139   | XENTIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                           | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1140   | XERA Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                             | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1141   | XERIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.l.                       | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1142   | 5000 Yonge Street Toronto Inc.   | トロント     |    | 100.0   |                 |               |
| 1143   | ZABATUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1144   | ZAKATUR Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |
| 1145   | ZALLUS Beteiligungsgesellschaft mbH                                      | デュッセルドルフ |    | 50.0    |                 |               |

| シリアル番号 | 会社名  | 会社所在地    | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|--|----------|----|---------|-------------|-----------|
| 1146   | ZANTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.                | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1147   | ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1148   | ZARAT Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Objekt Leben II KG        | デュッセルドルフ |    | 98.0    | 1.1         | 48.0      |
| 1149   | ZARGUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1150   | ZEA Beteiligungsgesellschaft mbH                                   | シェーネフェルト |    | 25.0    |             |           |
| 1151   | ZEHNTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1152   | zeitinvest-Service GmbH  | フランクフルト  |    | 25.0    |             |           |
| 1153   | ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1154   | ZELAS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Leben I KG                | デュッセルドルフ |    | 98.1    | 0.9         | 34.2      |
| 1155   | ZENO Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                       | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1156   | Zenwix Pty. Limited  | シドニー     |    | 100.0   |             |           |
| 1157   | ZEPTOS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1158   | ZEREVIS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                    | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1159   | ZERGUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1160   | Zhong De Securities Co., Ltd                                       | 北京       |    | 33.3    | 129.4       | -2.3      |
| 1161   | ZIBE Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH i.L.                  | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1162   | ZIDES Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト |    | 50.0    |             |           |
| 1163   | ZIMBEL Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | シェーネフェルト |    | 50.0    |             |           |
| 1164   | ZINDUS Beteiligungsgesellschaft mbH                                | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1165   | ZINUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト |    | 50.0    |             |           |
| 1166   | ZIRAS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト |    | 50.0    |             |           |
| 1167   | ZITON Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1168   | ZITUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | シェーネフェルト |    | 50.0    |             |           |
| 1169   | ZONTUM Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                     | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1170   | ZORUS Grundstücks-Vermietungsgesellschaft mbH                      | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1171   | ZURET Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1172   | ZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH        | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1173   | ZWEITE Fonds-Beteiligungsgesellschaft mbH                          | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1174   | ZWEITE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH            | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1175   | ZWEIUNDZWANZIGSTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1176   | ZWÖLFTE PAXAS Treuhand- und Beteiligungsgesellschaft mbH           | デュッセルドルフ |    | 50.0    |             |           |
| 1177   | ZYLUM Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト |    | 25.0    |             |           |
| 1178   | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH                                 | シェーネフェルト |    | 25.0    |             |           |
| 1179   | ZYRUS Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. Patente I KG i.L.         | シェーネフェルト |    | 20.4    |             |           |
| 1180   | ABRAAJ Holdings  | ジョージタウン  |    | 8.8     |             |           |

| シリアル番号 | 会社名   | 会社所在地     | 脚注 | 資本持分(%) | 自己資本(百万ユーロ) | 損益(百万ユーロ) |
|--------|---|-----------|----|---------|-------------|-----------|
| 1181   | Accunia A/S   | コペンハーゲン   |    | 9.9     |             |           |
| 1182   | Ayubowan Capital Ltd.   | バンクーバー    |    | 8.5     |             |           |
| 1183   | BBB Bürgschaftsbank zu Berlin-Brandenburg GmbH                                    | ベルリン      |    | 5.6     |             |           |
| 1184   | Bürgschaftsbank Brandenburg GmbH  | ポツダム      |    | 8.5     |             |           |
| 1185   | Bürgschaftsbank Mecklenburg-Vorpommern GmbH                                       | シュヴェリーン   |    | 8.4     |             |           |
| 1186   | Bürgschaftsbank Sachsen GmbH  | ドレスデン     |    | 6.3     |             |           |
| 1187   | Bürgschaftsbank Sachsen-Anhalt GmbH   | マクデブルグ    |    | 8.2     |             |           |
| 1188   | Bürgschaftsbank Schleswig-Holstein Gesellschaft mit beschränkter Haftung          | キール       |    | 5.6     |             |           |
| 1189   | Bürgschaftsbank Thüringen GmbH  | エアフルト     |    | 8.7     |             |           |
| 1190   | Bürgschaftsgemeinschaft Hamburg GmbH  | ハンブルク     |    | 8.7     |             |           |
| 1191   | Cecon ASA   | アーレンダール   |    | 9.6     |             |           |
| 1192   | China Polymetallic Mining Limited   | ジョージタウン   |    | 5.7     |             |           |
| 1193   | CIFG Holding Inc.   | ウィルミントン   |    | 11.5    |             |           |
| 1194   | ConCardis Gesellschaft mit beschränkter Haftung                                   | エシュボルン    |    | 16.8    |             |           |
| 1195   | Damovo Group Holdings Limited   | カマナ・ベイ    |    | 16.0    |             |           |
| 1196   | Deutsche Steinzeug Cremer & Breuer Aktiengesellschaft                             | アルフター     |    | 17.2    |             |           |
| 1197   | Finance in Motion GmbH  | フランクフルト   |    | 19.9    |             |           |
| 1198   | Hua Xia Bank Company Limited  | 北京        |    | 19.9    |             |           |
| 1199   | HYPOPORT AG   | ベルリン      |    | 9.7     |             |           |
| 1200   | ISWAP Limited   | ロンドン      |    | 13.3    |             |           |
| 1201   | K & N Kenanga Holdings Bhd  | クアラルンプール  |    | 8.2     |             |           |
| 1202   | 株式会社ディーアンドエムホールディングス  | 川崎        |    | 14.8    |             |           |
| 1203   | Landgesellschaft Mecklenburg-Vorpommern mit beschränkter Haftung                  | レーツェン     |    | 11.0    |             |           |
| 1204   | Philipp Holzmann Aktiengesellschaft i.l.  | フランクフルト   |    | 19.5    |             |           |
| 1205   | Prader Bank S.p.A.  | ボルツァーノ    |    | 9.0     |             |           |
| 1206   | Private Export Funding Corporation  | ウィルミントン   |    | 6.0     |             |           |
| 1207   | PT Buana Listya Tama Tbk  | ジャカルタ     |    | 14.6    |             |           |
| 1208   | Reorganized RFS Corporation   | ウィルミントン   |    | 6.2     |             |           |
| 1209   | RREEF America REIT III, Inc.  | ボルチモア     |    | 7.9     |             |           |
| 1210   | Saarländische Investitionskreditbank Aktiengesellschaft                           | ザールブリュッケン |    | 11.8    |             |           |
| 1211   | Servicios de Infraestructura de Mercado OTC S.A.                                  | サンティアゴ    |    | 6.7     |             |           |
| 1212   | Shunfeng Catering & Hotel Management Co., Ltd.                                    | 北京        |    | 6.4     |             |           |
| 1213   | Società per il Mercato dei Titoli di Stato - Borsa Obbligazionaria Europea S.p.A. | ローマ       |    | 5.0     |             |           |
| 1214   | The Ottoman Fund Limited  | セントヘリア    |    | 13.6    |             |           |
| 1215   | TradeWeb Markets LLC  | ウィルミントン   |    | 5.5     |             |           |
| 1216   | TRIUVA Kapitalverwaltungsgesellschaft mbH   | フランクフルト   |    | 6.0     |             |           |
| 1217   | United Information Technology Co. Ltd.  | ジョージタウン   |    | 12.2    |             |           |
| 1218   | Veris Gold Corp.  | バンクーバー    |    | 7.4     |             |           |

| シリアル<br>番号 | 会社名                  | 会社所在地 | 脚注 | 資本持<br>分(%) | 自己<br>資本<br>(百万<br>ユーロ) | 損益<br>(百万<br>ユーロ) |
|------------|----------------------|-------|----|-------------|-------------------------|-------------------|
| 1219       | Wilson Group Limited | ブリスベン |    | 18.5        |                         |                   |
| 1220       | エンサイドットコム証券株式会社      | 東京    |    | 7.1         |                         |                   |

経営組織

取締役会

John Cryan  
共同会長  
2015年7月1日就任

Jürgen Fitschen  
共同会長

Anshuman Jain  
共同会長  
2015年6月30日退任

Stefan Krause  
2015年10月31日退任

Dr. Stephan Leithner  
2015年10月31日退任

Stuart Wilson Lewis

Sylvie Matherat  
2015年11月1日就任

Rainer Neske  
2015年6月30日退任

Quintin Price  
2016年1月1日就任

Garth Ritchie  
2016年1月1日就任

Henry Ritchotte  
2015年12月31日退任

Karl von Rohr  
2015年11月1日就任

Dr. Marcus Schenck  
2015年5月21日就任

Christian Sewing  
2015年1月1日就任

Jeffrey Herbert Urwin  
2016年1月1日就任



監査役会

Dr. Paul Achleitner  
- 会長  
(ミュンヘン)

Alfred Herling\*  
- 副会長  
ドイツ銀行AG ( ヴッパータール )

Wolfgang Böhr\*  
( 2015年12月1日就任 )  
ドイツ銀行AG ( デュッセルドルフ )

Frank Bsirske\*  
ver.di (Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft)  
( ベルリン ) トレード・ユニオン委員長

John Cryan  
( 2015年6月30日退任、ロンドン )

Dina Dublon  
( ニューヨーク )

Katherine Garrett-Cox  
( 2016年2月退任 )  
Alliance Trust Plc ( アンガス・ブレチン )  
最高経営責任者

Timo Heider\*  
BHW Bausparkasse AG ( エンマータール )

Sabine Irrgang\*  
ドイツ銀行AG ( マンハイム )

Prof. Dr. Henning Kagermann  
ドイツ科学技術アカデミー  
( ケーニヒス・ヴスターハウゼン ) 理事長

Martina Klee\*  
ドイツ銀行AG ( フランクフルト・アム・マイン )

Peter Löscher  
Renova Management AG ( ミュンヘン )  
最高経営責任者

Henriette Mark\*  
ドイツ銀行AG ( ミュンヘン )

Richard Meddings  
( 2015年10月13日就任、サンドハースト )

Louise M. Parent  
Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP  
( ニューヨーク ) カウンシル

Gabriele Platscher\*  
Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG

Bernd Rose\*  
Postbank Filialvertrieb AG ( メンデン )

Rudolf Stockem\*  
ver. di-Vereinte Dienstleistungsgewerkschaft ( アーヘン )  
トレード・ユニオン・セクレタリー

Stephan Szukalski\*  
( 2015年11月30日退任 )  
ドイツ・ポストバンクAG ( フランクフルト・アム・マイン )

Dr. Johannes Teysen  
E.ON SE ( デュッセルドルフ ) 取締役会会長

Georg F. Thoma  
Shearman & Sterling LLP ( ノイス ) カウンシル

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützscher  
( エッセン )

\* ドイツの当行従業員により選出された。

委員会

会長委員会

Dr. Paul Achleitner  
- 委員長

Frank Bsirske\*

Alfred Herling\*

Prof. Dr. Henning Kagermann

調停委員会

Dr. Paul Achleitner  
- 委員長

Wolfgang Böhr\*  
(2015年12月1日就任)

Alfred Herling\*

Prof. Dr. Henning Kagermann

Stephan Szukalski\*  
(2015年11月30日退任)

監査委員会

Richard Meddings  
- 委員長 (2015年10月13日就任)

John Cryan  
委員長 (2015年6月30日退任)

Dr. Paul Achleitner

Henriette Mark\*

Gabriele Platscher\*

Bernd Rose\*

Prof. Dr. Klaus Rüdiger Trützscher

リスク委員会

Dina Dublon  
- 委員長 (2015年1月28日就任)

Dr. Paul Achleitner  
- 委員長 (2015年1月28日退任)

John Cryan  
(2015年6月30日退任)

Richard Meddings  
(2015年10月13日就任)

Louise M. Parent

Rudolf Stockem\*

任命委員会

Dr. Paul Achleitner  
- 委員長

Frank Bsirske\*

Alfred Herling\*

Prof. Dr. Henning Kagermann

Dr. Johannes Teysen

公正委員会  
Georg F. Thoma  
- 委員長

Dr. Paul Achleitner

Timo Heider\*

Sabine Irrgang\*

Martina Klee\*

Peter Löscher

報酬統制委員会  
Dr. Paul Achleitner  
- 委員長

Frank Bsirske\*

Alfred Herling\*

Prof. Dr. Henning Kagermann

\* ドイツの当行従業員により選出された。

## 諮問委員会

諮問委員会については、ドイツ銀行のウェブサイト ([www.db.com/company/en/advisory-boards.htm](http://www.db.com/company/en/advisory-boards.htm)) にて公開している。

## マニフェスト・リスト

## 監査役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー（2016年2月現在）。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

2016年2月より前に退任した監査役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した監査役については、就任日現在の職務が記載されている。

| 監査役                           |  |                                       |         |
|-------------------------------|--|---------------------------------------|---------|
| 職務担当者                         | 役職   | 会社名                                   | 職務      |
| Dr. Paul Achleitner           | ドイツ銀行AG<br>監査役会会長  | 当行グループ外における職務                         |         |
|                               |  | Bayer AG                              | 監査役     |
|                               |  | Daimler AG                            | 監査役     |
| Wolfgang Böhr<br>(2015年12月就任) | ドイツ銀行ゼネラル・<br>スタッフ・カウンシル<br>会長（デュッセルドル<br>フ）；ドイツ銀行グ<br>ループ・スタッフ・カ<br>ウンシル・メンバー；<br>ドイツ銀行ゼネラル・<br>スタッフ・カウンシ<br>ル・メンバー | 当行グループ外における職務                         |         |
|                               |  | Betriebskrankenkasse Deutsche Bank AG | 諮問委員    |
| Frank Bsirske                 | ver.di (Vereinte<br>Dienstleistungs-<br>gewerkschaft)トレ<br>ード・ユニオン委員長、<br>ベルリン                                       | 当行グループ外における職務                         |         |
|                               |  | IBM Central Holding GmbH              | 監査役     |
|                               |  | Kreditanstalt für Wiederaufbau (KfW)  | 諮問委員    |
|                               |  | RWE AG                                | 監査役会副会長 |
|                               |  | 当行グループにおける職務                          |         |
| ドイツ・ポストバンクAG                  | 監査役会副会長  |                                       |         |
| Dina Dublon                   |  | 当行グループ外における職務                         |         |
|                               |  | Accenture PLC                         | 取締役     |
|                               |  | PepsiCo Inc.                          | 取締役     |

| 監査役                                |   |   |                      |
|------------------------------------|---|---|----------------------|
| 職務担当者                              | 役職  | 会社名   | 職務                   |
| Katherine Garrett-Cox              | Alliance Trust Plc<br>最高経営責任者(2016年<br>2月退任)、ダンディー  | 当行グループ外における職務   |                      |
|                                    |   | Alliance Trust Investments Ltd.                                 | 最高責任者                |
|                                    |   | Alliance Trust Savings Ltd.                                     | 常勤会長(2016年<br>1月退任)  |
| Timo Heider                        | ドイツ・ポストバンク<br>AGグループ・スタッ<br>フ・カウンスル会長;<br>BHW Kreditservice<br>GmbHゼネラル・スタッ<br>フ・カウンスル会長;<br>BHW Bausparkasse AG、<br>BHW Kreditservice<br>GmbH、Postbank<br>Finanzberatung AGおよ<br>びBHW Holding AGス<br>タッフ・カウンスル会<br>長;ドイツ銀行グルー<br>プ・スタッフ・カウ<br>ンシル・メンバー;ドイ<br>ツ銀行ヨーロピアン・<br>スタッフ・カウンス<br>ル・メンバー | 当行グループにおける職務  |                      |
|                                    |   | BHW Bausparkasse AG   | 監査役会副会長              |
|                                    |   | ドイツ・ポストバンクAG  | 監査役                  |
|                                    |   | Pensionskasse der BHW Barsparkasse AG<br>VVaG                   | 監査役会副会長              |
|                                    |   | PBC Banking Services GmbH                                       | 諮問委員(2015年<br>12月退任) |
| Alfred Herling                     | ドイツ銀行AG監査役会<br>副会長;ドイツ銀行コ<br>ンバインド・スタッ<br>フ・カウンスル(ヴッ<br>パータール/ザウアー<br>ランド)会長;ドイツ<br>銀行ゼネラル・スタッ<br>フ・カウンスル会長;<br>ドイツ銀行グループ<br>スタッフ・カウンスル<br>会長;ドイツ銀行ヨー<br>ロピアン・スタッフ・<br>カウンスル・メンバー   | 開示の対象となるメンバーおよび取締役役に<br>就任していない。                                |                      |
| Sabine Irrgang                     | ドイツ銀行AGヒューマ<br>ン・リソース・マネジ<br>メント(ヴェルテンベ<br>ルク)リーダー  | 開示の対象となるメンバーおよび取締役役に<br>就任していない。                                |                      |
| Professor Dr.<br>Henning Kagermann | ドイツ科学技術アカデ<br>ミー理事長、ミュンヘ<br>ン   | 当行グループ外における職務   |                      |
|                                    |   | BMW Bayerische Motoren Werke AG                                 | 監査役                  |
|                                    |   | Deutsche Post AG  | 監査役                  |
|                                    |   | Franz Haniel & Cie. GmbH  | 監査役(2015年4<br>月退任)   |
|                                    |   | Münchener Rückversicherungs-<br>Gesellschaft Aktiengesellschaft | 監査役                  |
| Martina Klee                       | ドイツ銀行スタッフ・<br>カウンスル・グループ<br>COO(エッシュボルン/<br>フランクフルト)会長  | 当行グループ外における職務   |                      |
|                                    |   | Sterbekasse für die Angestellten der<br>Deutschen Bank VVaG     | 監査役                  |

| 監査役                              |   |  |                       |
|----------------------------------|---|--|-----------------------|
| 職務担当者                            | 役職  | 会社名  | 職務                    |
| Peter Löscher                    | Renova Management AG<br>最高経営責任者、<br>チューリッヒ  | 当行グループ外における職務                                    |                       |
|                                  |   | Conscientia Investment Limited                   | 非常勤取締役<br>(2015年2月退任) |
|                                  |   | Sulzer AG  | 取締役会会長                |
|                                  |   | TBG AG   | 非常勤取締役                |
| Henriette Mark                   | ドイツ銀行コンパイン<br>ド・スタッフ・カウ<br>ンシル(ミュンヘン・南<br>ババリア)会長; ドイ<br>ツ銀行ゼネラル・ス<br>タッフ・カウンスル・<br>メンバー; ドイツ銀行<br>グループ・スタッフ・<br>カウンスル・メンバー   | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。                      |                       |
| Richard Meddings<br>(2015年10月就任) |   | 当行グループ外における職務                                    |                       |
|                                  |   | HM Treasury Board                                | 非常勤取締役                |
|                                  |   | Legal & General Group Plc                        | 非常勤取締役                |
| Louise M. Parent                 | Cleary Gottlieb Steen<br>& Hamilton LLPカウ<br>ンシル、ニューヨーク   | 当行グループ外における職務                                    |                       |
|                                  |   | Zoetis Inc.                                      | 取締役                   |
| Gabriele Platscher               | ドイツ銀行コンパイン<br>ド・スタッフ・カウ<br>ンシル(ブラウンシュ<br>ヴァイク/ヒルデスハ<br>イム)会長  | 当行グループ外における職務                                    |                       |
|                                  |   | BVW Versicherungsverein des<br>Bankgewerbes a.G. | 監査役会副会長               |
|                                  |   | BVW Versorgungskasse des Bankgewerbes<br>e.V.    |                       |
|                                  |   | BVW Pensionsfonds des Bankgewerbes AG            |                       |
| Bernd Rose                       | Postbank<br>Filialvertrieb AGおよ<br>びPostbank Filial<br>GmbHジョイント・ゼネ<br>ラル・スタッフ・カウ<br>ンシル会長; ドイツ・<br>ポストバンク・ゼネラ<br>ル・スタッフ・カウ<br>ンシル・メンバー; ドイ<br>ツ銀行ゼネラル・ス<br>タッフ・カウンスル・<br>メンバー; ドイツ銀行<br>ヨーロピアン・スタッ<br>フ・カウンスル・メン<br>バー | 当行グループ外における職務                                    |                       |
|                                  |   | ver.di<br>Vermögensverwaltungsgesellschaft       | 監査役会副会長               |
|                                  |   | 当行グループにおける職務                                     |                       |
|                                  |   | ドイツ・ポストバンクAG                                     | 監査役                   |
|                                  |   | Postbank Filialvertrieb AG                       | 監査役                   |
| Rudolf Stockem                   | ver. di (Vereinte<br>Dienstleistungs-<br>gewerkschaft)トレード・<br>ユニオン・セクレタリー、<br>ベルリン   | 当行グループにおける職務                                     |                       |
|                                  |   | Deutsche Bank Privat- und<br>Geschäftskunden AG  | 監査役<br>(2015年末退任)     |
|                                  |   | PBC Banking Services GmbH                        | 諮問委員<br>(2015年末退任)    |

| 監査役  |   |                               |                     |
|--|---|-------------------------------|---------------------|
| 職務担当者                                      | 役職  | 会社名                           | 職務                  |
| Stephan Szukalski<br>(2015年11月退任)          | ドイツの銀行従業員組合 (Deutscher Bankangestellten-Verband; DBV) 全国委員長 ; Betriebs-Center für Banken AGスタッフ・カウンシル会長 | 当行グループ外における職務                 |                     |
|  |   | Betriebs-Center für Banken AG | 監査役                 |
| Dr. Johannes Teysen                        | E. ON SE取締役会会長、デュッセルドルフ   | 当行グループ外における職務                 |                     |
|  |   | Salzgitter AG                 | 監査役<br>(2015年9月退任)  |
| Georg F. Thoma                             | Shearman & Sterling LLPカウンシル、フランクフルト  | 当行グループ外における職務                 |                     |
|  |   | Sapinda Holding B.V.          | 取締役<br>(2015年12月退任) |
| Professor Dr. Klaus<br>Rüdiger Trützschler |   | 当行グループ外における職務                 |                     |
|  |   | Sartorius AG                  | 監査役                 |
|  |   | Wilh. Werhahn KG              | 取締役                 |
|  |   | Wuppermann AG                 | 監査役会会長              |
|  |   | Zwiesel Kristallglas AG       | 監査役会会長              |

## 取締役会

ドイツ商法（HGB）第285条第10号ならびにドイツ株式会社法（AktG）第125条第1項第5文に基づく職務

ドイツおよび国外の事業会社における監査役会（ドイツ株式会社法に基づき設置されるもの）および類似の監督機関のメンバー。当年度内のメンバーの変更については、就任または退任の日付を合わせて記載している。

ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に従いドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監督機関における職務については\*の印が付されている（2016年2月現在）。

2016年2月より前に退任した取締役については、退任日現在の職務が記載されている。新たに就任した取締役については、就任日現在の職務が記載されている。

| 取締役                           |          |   |                                    |
|-------------------------------|----------|---|------------------------------------|
| 職務担当者                         | 役職       | 会社名                                     | 職務                                 |
| John Cryan<br>(2015年7月就任)     | 取締役会共同会長 | 当行グループ外における職務                           |                                    |
|                               |          | MAN Group Plc                           | 非常勤取締役<br>(2015年1月就任)              |
|                               |          | ST Asset Management Pte Ltd.            | 取締役会会長<br>(2015年7月退任)              |
|                               |          | Tana Africa Capital Limited             | 取締役<br>(2015年7月退任)                 |
| Jürgen Fitschen               | 取締役会共同会長 | 当行グループ外における職務                           |                                    |
|                               |          | Kühne + Nagel International AG*         | 取締役                                |
|                               |          | METRO AG*                               | 監査役                                |
| Anshuman Jain<br>(2015年6月退任)  | 取締役会共同会長 | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。             |                                    |
| Stefan Krause<br>(2015年10月退任) | 取締役      | 当行グループにおける職務                            |                                    |
|                               |          | DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH | 諮問委員会委員長<br>(2015年4月退任)            |
|                               |          | Deutsche Bank Europe GmbH               | 監査役会会長<br>(2015年7月退任)              |
|                               |          | Deutsche Bank Financial LLC*            | 取締役<br>(2015年7月退任)                 |
|                               |          | Deutsche Bank Luxembourg S.A.           | 監査役会会長<br>(2015年3月退任)              |
|                               |          | ドイツ・ポストバンクAG*                           | 監査役(2015年7月退任); 監査役会会長(2015年10月退任) |



| 取締役                                  |     |  |                                   |
|--------------------------------------|-----|--|-----------------------------------|
| 職務担当者                                | 役職  | 会社名  | 職務                                |
| Dr. Stephan Leithner<br>(2015年10月退任) | 取締役 | 当行グループ外における職務  |                                   |
|                                      |     | BVV Versicherungsverein des Bankgewerbes a.G.                                | 監査役<br>(2015年10月退任)               |
|                                      |     | BVV Versorgungskasse des Bankgewerbes e.V.                                   | 監査役<br>(2015年10月退任)               |
|                                      |     | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | 000 “ Deutsche Bank “ *  | 監査役会会長<br>(2015年10月退任)            |
| Stuart Lewis                         | 取締役 | 当行グループ外における職務  |                                   |
|                                      |     | ロンドン証券取引所グループ*   | 取締役                               |
|                                      |     | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Bank Societa per Azioni*<br>DEUKONA Versicherungs-Vermittlungs-GmbH | 監査役会会長<br>諮問委員会委員長<br>(2015年4月就任) |
| Sylvie Matherat<br>(2015年11月就任)      | 取締役 | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。  |                                   |
| Rainer Neske<br>(2015年6月退任)          | 取締役 | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*                                | 監査役会会長<br>(2015年6月退任)             |
|                                      |     | ドイツ・ポストバンクAG*  | 監査役会会長<br>(2015年6月退任)             |
| Quintin Price<br>(2016年1月就任)         | 取締役 | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH                           | 監査役<br>(2016年1月就任)                |
| Garth Ritchie<br>(2016年1月就任)         | 取締役 | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。  |                                   |
| Henry Ritchotte<br>(2015年12月退任)      | 取締役 | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。  |                                   |
| Karl von Rohr<br>(2015年11月就任)        | 取締役 | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Bank Luxembourg S.A   | 監査役                               |
|                                      |     | ドイツ・ポストバンクAG*  | 監査役                               |
| Dr. Marcus Schenck<br>(2015年5月就任)    | 取締役 | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Bank Europe GmbH  | 監査役会会長<br>(2015年7月就任)             |
| Christian Sewing                     | 取締役 | 当行グループにおける職務   |                                   |
|                                      |     | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG*                                | 監査役会会長<br>(2015年6月就任)             |
|                                      |     | ドイツ・ポストバンクAG*  | 監査役                               |
| Jeff Urwin<br>(2016年1月就任)            | 取締役 | 開示の対象となるメンバーおよび取締役に就任していない。  |                                   |

## ドイツ銀行AGの従業員

## ドイツ商法（HGB）第340a条第4項第1号に基づく職務

ドイツおよび国外の大会社法に基づき設置される監督機関のメンバー（2015年12月31日現在）である。

| ドイツ銀行AGの従業員                |   |                   |
|----------------------------|---|-------------------|
| 職務担当者                      | 会社名   | 職務                |
| Nizar Al-Basam             | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | 000 “ Deutsche Bank ”                               | 監査役               |
| Bernd Amlung               | 当行グループ外における職務                                       |                   |
|                            | Harvest Fund Management Co Ltd                      | 非常勤取締役            |
| Ahmet Arinc                | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | 000 “ Deutsche Bank “                               | 監査役               |
| Jason Batt                 | 当行グループ外における職務                                       |                   |
|                            | MTS SpA   | 非常勤取締役            |
| Nathalie Bausch            | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | Deutsche Asset & Wealth Management Investment S.A.  | 監査役               |
| Stefan Bender              | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | Deutsche Bank Europe GmbH                           | 監査役               |
|                            | Public joint-stock company „Deutsche Bank DBU “     | 監査役               |
| Marie-Therese Bettscheider | 当行グループ外における職務                                       |                   |
|                            | Klaus Faber AG                                      | 監査役               |
| Brigitte Bomm              | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                       | 監査役<br>(2015年末退任) |
|                            | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG        | 監査役               |
| Oliver Bortz               | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft            | 監査役               |
| Ralf Brümmer               | 当行グループ外における職務                                       |                   |
|                            | Bankpower GmbH Personaldienstleistungen             | 監査役会副会長           |
| Raymond Burkhard           | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | DBAH Capital, LLC                                   | 取締役               |
| Thomas Buschmann           | 当行グループ外における職務                                       |                   |
|                            | Vallourec Deutschland GmbH                          | 監査役               |
|                            | VSM Vereinigte Schmirgel- und Maschinen-Fabriken AG | 監査役               |
| Mary Campbell              | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                       | 監査役               |
|                            | Deutsche Bank Polska S.A.                           | 監査役               |
| Mary Chen-Eng              | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | DB Structured Derivative Products, LLC              | 取締役               |
| Petra Crull                | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | DB Investment Services GmbH                         | 監査役               |
| Robert Dibble              | 当行グループにおける職務  |                   |
|                            | DB U.S. Financial Markets Holding Corporation       | 取締役               |

| ドイツ銀行AGの従業員        |  |                   |
|--------------------|--|-------------------|
| 職務担当者              | 会社名  | 職務                |
| Karin Dohm         | 当行グループ外における職務                                      |                   |
|                    | Deutsche EuroShop AG                               | 監査役会副会長           |
| Andreas Dörhöfer   | 当行グループ外における職務                                      |                   |
|                    | Düsseldorfer Hypothekenbank AG                     | 監査役               |
|                    | Valovis Bank AG                                    | 監査役会副会長           |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
| Annemarie Ehrhardt | Deutsche Bank Nederland N.V.                       | 監査役会副会長           |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
| Gerhard Erb        | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG       | 監査役               |
|                    | 当行グループ外における職務                                      |                   |
| Michele Faissola   | Bezirksbaugenossenschaft Altwürttemberg e.G.       | 監査役               |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH | 監査役会会長            |
| Dr. Roland Folz    | Deutsche Bank (Suisse) S.A.                        | 監査役会会長            |
|                    | 当行グループ外における職務                                      |                   |
|                    | Nürnberger Beteiligungs Aktiengesellschaft         | 監査役               |
|                    | Studio Babelsberg AG                               | 監査役会会長            |
| Paul Graeme Fraser | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | German American Capital Corporation                | 取締役               |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
| Luc Frieden        | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH | 監査役               |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
| Verena Grohs       | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                      | 監査役会会長            |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
| Joachim Häger      | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft           | 監査役               |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | RREEF Spezial Invest GmbH                          | 監査役<br>(2015年末退任) |
| Carmen Herbstritt  | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA            | 監査役会会長            |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                      | 監査役               |
|                    | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.            | 監査役               |
| Henning Heuerding  | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA            | 監査役               |
|                    | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | Sal. Oppenheim jr. & Cie. AG & Co. KGaA            | 監査役会副会長           |
| Kees Hoving        | 当行グループにおける職務                                       |                   |
|                    | Deutsche Bank Luxembourg S.A.                      | 監査役               |
|                    | Deutsche Bank Polska S.A.                          | 監査役               |
|                    | Deutsche Bank Società per Azioni                   | 監査役               |
|                    | 000 “Deutsche Bank”                                | 監査役会会長            |

| ドイツ銀行AGの従業員          |  |     |
|----------------------|--|-----|
| 職務担当者                | 会社名  | 職務  |
| Marzio Hug           | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | Deutsche Asset & Wealth Management Investment S.A. | 監査役 |
| Majid Julfar         | 当行グループ外における職務                                      |     |
|                      | United Kaipara Dairies                             | 取締役 |
| Thomas Keller        | 当行グループ外における職務                                      |     |
|                      | GEZE GmbH  | 監査役 |
| Susanne Kloess       | 当行グループ外における職務                                      |     |
|                      | Eurex Frankfurt AG                                 | 監査役 |
|                      | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | BHW Bausparkasse Aktiengesellschaft                | 監査役 |
|                      | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft           | 監査役 |
| Olaf Klose           | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | Deutsche Bank Kredit Service GmbH                  | 監査役 |
| Stefan Knoll         | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | RREEF Investment GmbH                              | 監査役 |
| Caio Koch-Weser      | 当行グループ外における職務                                      |     |
|                      | BG Group Plc                                       | 取締役 |
| Max Koep             | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | 000 “ Deutsche Bank ”                              | 監査役 |
| Dr. Martin Konieczny | 当行グループにおける職務                                       |     |
|                      | DB Investment Services GmbH                        | 監査役 |

| ドイツ銀行AGの従業員          |  |         |
|----------------------|--|---------|
| 職務担当者                | 会社名  | 職務      |
| Frank Kuhnke         | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Nederland N.V.                       | 監査役     |
|                      | DWS Investment S.A.                                | 取締役     |
| Zoltan Kurali        | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Polska S.A.                          | 監査役     |
| Britta Lehfeldt      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | DB Investment Services GmbH                        | 監査役     |
|                      | Deutsche Bank Bauspar-Aktiengesellschaft           | 監査役     |
| Marc Melzer          | 当行グループ外における職務                                      |         |
|                      | Investitionsbank Sachsen-Anhalt                    | 取締役     |
| Alain Moreau         | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH | 監査役     |
| Joachim Mueller      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Societa' per Azioni                  | 監査役     |
| Michael Münch        | 当行グループ外における職務                                      |         |
|                      | Berlin Phil Media GmbH                             | 監査役     |
| Mario Muth           | 当行グループ外における職務                                      |         |
|                      | TradeWeb Markets LLC                               | 非常勤取締役  |
| Henning Oldenburg    | 当行グループ外における職務                                      |         |
|                      | Beutin AG  | 監査役     |
| Dr. Mathias Otto     | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Europe GmbH                          | 監査役     |
| David Petrie         | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | German American Capital Corporation                | 取締役     |
| Jane Providenti      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank National Trust Company               | 取締役     |
| Nikitas Psyllakis    | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank (Malta) Ltd.                         | 取締役     |
| Rainer Rauleder      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Polska S.A.                          | 監査役     |
| Joseph Rice          | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | DB Holdings (New York), Inc.                       | 取締役     |
|                      | DB Investment Partners, Inc.                       | 取締役     |
|                      | DB Structured Derivative Products, LLC             | 取締役     |
|                      | DBAH Capital, LLC                                  | 取締役     |
| Dr. Christian Ricken | 当行グループ外における職務                                      |         |
|                      | 華夏銀行   | 取締役     |
|                      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | Deutsche Bank Europe GmbH                          | 監査役会副会長 |
|                      | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG       | 監査役     |
| Christiana Riley     | ドイツ・ポストバンクAG                                       | 監査役     |
|                      | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | ドイツ・ポストバンクAG                                       | 監査役     |
| Rebecca Robertson    | 当行グループにおける職務                                       |         |
|                      | DB Services New Jersey, Inc.                       | 取締役     |

| ドイツ銀行AGの従業員           |   |         |
|-----------------------|---|---------|
| 職務担当者                 | 会社名   | 職務      |
| Frank Rueckbrodt      | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | Deutsche Bank Societa per Azioni              | 監査役     |
| Dr. Herbert Schäffner | 当行グループ外における職務                                 |         |
|                       | BHS tabletop AG                               | 監査役     |
| Werner Schmidt        | 当行グループ外における職務                                 |         |
|                       | AKA Ausfuhrkreditgesellschaft mbH             | 監査役会副会長 |
| Frank Schütz          | 当行グループ外における職務                                 |         |
|                       | AKA Ausfuhrkreditgesellschaft mbH             | 監査役     |
| Richard Shannon       | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | DB Global Technology, Inc.                    | 取締役     |
| Stephen Shaw          | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | RREEF Investment GmbH                         | 監査役     |
|                       | RREEF Spezial Invest GmbH                     | 監査役会副会長 |
| Scott Simon           | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | DB Global Technology, Inc.                    | 取締役     |
|                       | Deutsche Bank Securities Inc.                 | 取締役     |
| Eric-M Smith          | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | DB U.S. Financial Markets Holding Corporation | 取締役     |
|                       | DBAH Capital, LLC                             | 取締役     |
|                       | Deutsche Bank Trust Company Americas          | 取締役     |
| Michael Spiegel       | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | ドイツ・ポストバンクAG                                  | 監査役     |
| Till Staffeldt        | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG  | 監査役     |
|                       | Deutsche Bank Societa per Azioni              | 監査役     |
| Werner Steinmüller    | 当行グループにおける職務                                  |         |
|                       | Deutsche Bank Nederland N.V.                  | 監査役会会長  |
|                       | ドイツ・ポストバンクAG                                  | 監査役会会長  |

| ドイツ銀行AGの従業員               |   |                   |
|---------------------------|---|-------------------|
| 職務担当者                     | 会社名   | 職務                |
| Peter Tils                | 当行グループにおける職務  |                   |
|                           | Deutsche Bank Nederland N.V.                          | 監査役               |
|                           | Deutsche Bank Polska S.A.                             | 監査役会会長            |
|                           | 000 “ Deutsche Bank “                                 | 監査役               |
| John Vergel de Dios       | Public joint-stock company “ Deutsche Bank DBU ”      | 監査役会会長            |
|                           | 当行グループにおける職務  |                   |
| Christiof von Dryander    | Deutsche Bank National Trust Company                  | 取締役               |
|                           | 当行グループにおける職務  |                   |
|                           | Deutsche Asset & Wealth Management Investment GmbH    | 監査役               |
| Wilhelm von Haller        | Deutsche Bank Privat- und Geschäftskunden AG          | 監査役               |
|                           | 当行グループ外における職務   |                   |
| Nikolaus von Tippelskirch | Aesculap AG   | 監査役               |
|                           | 当行グループにおける職務  |                   |
|                           | Deutsche Bank (Suisse) SA                             | 取締役               |
| David Waill               | Deutsche Holdings (Luxembourg) S.à.r.l.               | 監査役               |
|                           | 当行グループにおける職務  |                   |
|                           | Deutsche Bank Trust Company Americas                  | 取締役               |
| Dr. Asoka Wöhrmann        | Deutsche Bank Trust Corporation                       | 取締役               |
|                           | 当行グループにおける職務  |                   |
| Ulf Wokurka               | Deutsche Asset & Wealth Management Investment S.A.    | 監査役<br>(2015年末退任) |
|                           | 当行グループ外における職務   |                   |
| Dr. Tanja Zschach         | JSC Halyk Bank of Kazakhstan                          | 取締役               |
|                           | 当行グループ外における職務   |                   |
|                           | Thüringer Aufbaubank, Anstalt des öffentlichen Rechts | 代理取締役             |

フランクフルト・アム・マイン、2016年2月29日

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト

取締役会

|                 |                 |                  |
|-----------------|-----------------|------------------|
| John Cryan      | Jürgen Fitschen | Stuart Lewis     |
| Sylvie Matherat | Quintin Price   | Garth Ritchie    |
| Karl von Rohr   | Marcus Schenck  | Christian Sewing |
| Jeffrey Urwin   |                 |                  |



## 2【主な資産・負債および収支の内容】

連結財務諸表に対する注記および年次財務諸表の注記を参照。

## 3【その他】

### (1) 後発事象

2016年4月15日に、当行グループは、マッコリー・インフラストラクチャー・アンド・リアル・アセットが運用するファンドであるマッコリー・インフラストラクチャー・パートナーズ（以下「MIP」という。）との間で、ニュージャージー州ポート・エリザベスにあるマルチ・ユーザー・コンテナ・ターミナルであるマヘル・ターミナルズ・ユーエスエー・エルエルシーの売却について合意に至ったと発表した。当該取引に基づき、MIPは、マヘル・ターミナルズ・ユーエスエー・エルエルシーを100%取得することに合意している。当該取引は、港湾管理委員会および他の規制当局の承認を条件とする。当該取引がドイツ銀行の財務書類に重大な影響を及ぼす見込みはない。

2016年4月26日に、レッド・ロック・リゾート・インクは同社の新規株式公開価格を公表した。当該株式公開は2016年5月2日に完了する見込みである。レッド・ロック・リゾートは、ラスベガスを拠点とするカジノ、開発・管理の企業であり、当該新規株式公開の完了後にはステーション・カジノ・エルエルシーの運営も業務内容に含まれることになる。当行グループは2011年よりレッド・ロック・リゾート・カジノの経済的持分を保有しており、その保有高の一部売却を通じて当該新規株式公開に参加することになる。ドイツ銀行は当該取引の主要引受会社のうちの1社である。当該取引により、第2四半期の業績はプラスの影響を受ける見込みである。

### (2) 訴訟

連結財務諸表に対する注記29を参照のこと。

#### 4【日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違】

ドイツの銀行は、銀行会計指令法の規則(ドイツ商法(HGB)第340条以下、銀行会計に関する法定規則(RechKredV))に準拠して財務諸表を作成しなければならない。

日本とドイツ連邦共和国との会計原則の相違は、これらの会計規則に基づいて記載されている。

##### (1) 一般原則

ドイツでは、銀行が保有するトレーディング資産および負債として適格な金融商品を除き、会計処理および評価は保守的に行われる。ドイツ商法によれば、会社(銀行を含む。)は以下の原則に従わなければならない。

1)「低価主義の原則」に基づき、無形固定資産、有形固定資産および投資等については、時価が原価より下落し、将来回復しないと認められる場合に貸借対照表および損益計算書において簿価の切下げを行い損失を認識しなければならない。流動資産については、時価が原価より下落した場合には、単に一時的なものと見込まれる場合であっても簿価を切り下げ損失を認識しなければならない。

銀行が適用することになっている一般的原则は以下の通りである。

- a. 銀行は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合、固定資産の評価に関する一般的規則に従って、次の資産を評価しなければならない。関係会社持分、参加持分、諸認可権、事業用等の権利および資産ならびに当該権利および資産に対する特許権、土地、第三者の土地に存する建物を含む土地に係る権利および諸建物、工業用設備および機械、その他の設備、工場および事務所設備ならびに建設仮勘定。
  - b. トレーディング資産以外のその他の資産、特に債権および有価証券は、永久的に事業の用に供することを目的とする場合(上記a.に従って評価される場合)を除き、流動資産の評価に関する規則に従って評価される。
  - c. 資産および債権は、文書化されたリスクについて有効にヘッジする意思と能力がある場合、評価単位に指定することができる。ヘッジされたリスクによる評価利得は、文書化された評価単位における評価損失によって相殺される額を限度として認識することができる。そうした場合、通常は資産も負債も再測定されない(いわゆる「価値凍結法」を使用)。
- 2)「保守主義の原則」に従い、期末日以前に発生した損失は、実現していない場合でも認識しなければならない。
- 3)「実現主義の原則」に従い、トレーディング・ポジションまたは上記の評価単位以外の利益はそれが売却または償還によって実現するまで認識してはならない。

日本においては、「低価主義の原則」は、一般的に棚卸資産の評価において適用が認められている。棚卸資産の収益性が低下した場合には、帳簿価額は正味売却価額(売価から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものと定義される。)まで切り下げることが要求される。また、固定資産においては「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額(20年以内の合理的な期間に基づく)が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、回収可能価額(資産または資産グループの正味売却価額と使用価値(資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。「保守主義の原則」および「実現主義の原則」は、「一般に公正妥当と認められる会計原則」の一部である。一定の金融商品は時価で評価し、評価差額を損益または純資産の部に計上しなければならない。

##### (2) 貸借対照表

###### 配列

貸借対照表の配列法はドイツ商法によって規定されている。一般の配列法とは異なり、銀行に対しては、RechKredVに従って特別な配列法が与えられた。銀行の資産および負債は、厳密な流動性配列法によって列挙されなければならない。これは、銀行以外の会社に対する要件とは全く対照的である。銀行の資産側は、現金およびその他の流動資産から始まり、最後に投資、無形固定資産、有形固定資産の順に記載される。負債側の最初の科目は「銀行に対する債務」であり、続いてその他の負債、最後に資本金の順に記載される。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の貸借対照表には流動資産・非流動資産および流動負債・非流動負債の分類は使用されない。

###### 評価および分類

銀行会計指令法に準拠して、銀行は全て、ドイツ商法第340条fに従って、固定資産としてもトレーディング資産の一部としても取り扱われていない債権および有価証券に対して秘密剰余金を設定することが認められている。銀行は、かかる債権および有価証券を、ドイツ商法第253条1項1文および3項により銀行以外の会社に対して要求または認可される価額より低い価額で評価することを選択できるが、これは、この低い価額が、銀行業に関連する特殊なリスクから銀行を保護するという慎重な企業判断に従って必要と認められる場合に限られている。秘密剰余金は、当該資産の価額の4%を超えてはならない。

日本においては、秘密剰余金の設定は認められていない。

ドイツにおいては、トレーディング資産を除く流動資産はすべて低価基準で評価しなければならない。当該評価基準はドイツ税法でも採用されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように計上される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
  - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる。
  - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

ドイツにおいては、1987年1月1日以降におけるすべての年金契約に基づき年金引当金を積み立てなければならない。年金引当金が計上されていない従前の年金契約については財務諸表に注記しなければならない。評価は予測単位積増方式を使用し、ドイツ連邦銀行（ドイツの中央銀行）公表の残存期間に関連する割引率を適用して実施される。年金債務は制度資産との純額ベースで表示される。制度資産は公正価値で測定されなければならない。

日本においては、一定の数理計算に基づいて退職給付引当金を計上しなければならない。

### (3) 損益計算書

ドイツにおいては、損益計算書の作成にあたり、総原価法と売上原価法の選択適用ができる製造会社とは対照的に、銀行は、RechKredVにより規定された配列法を使用しなければならないが、損益計算書の勘定式と報告式は選択適用ができる。

日本においては、銀行に対して銀行法施行規則により定められた特別な配列法が適用されており、銀行の損益計算書では、経常損益と特別損益に計算区分を分けているが、営業損益の部と営業外損益の部の区分はない。

ドイツの法律に従って、以下の全部相殺が、「相殺」規則に基づいて容認されている。

- 一部または全部が貸倒処理された債権からの現金受取額の評価益ならびに有価証券の評価益および売却益と当該資産の評価減および償却から生じる費用
- 投資、関係会社出資および固定資産として取り扱われる有価証券の評価減から生じる費用と当該資産の評価増から生じる収益
- トレーディング損益

日本においては、一部の例外を除き、一般に収益および費用は総額主義に従って表示されねばならない。

### (4) トレーディング以外の通貨換算

固定資産として取り扱われる外貨建資産は、同通貨によってカバーされていない限り、取得時の為替レートでユーロに換算されるものとする。外貨建てのその他の資産および負債ならびに貸借対照表日現在で決済されていない現金取引は、貸借対照表日現在の直物レートでユーロに換算されるものとする。先渡契約は、貸借対照表日現在の先渡レートで換算される。

このような通貨換算から生じる費用は、損益計算書に含まれるものとする。このような通貨換算から生じる収益は、当該資産、債務または先物取引が同通貨建ての資産、債務またはその他の先物取引によって特別にカバーされている場合に限り、またはポジションの残存期間が1年未満の場合に、損益計算書に含まれるものとする。その他全ての場合、通貨換算による収益は計上されない。また、通貨換算による費用と相殺もされない。

日本では、「外貨建取引等会計処理基準」に基づき、外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。金融商品は、原則として、決算時の為替相場場で円換算額を付す。外貨建金銭債権債務の決済および換算に伴って生じた損益は、原則として、当期の為替差損益として処理する。

### (5) 財務諸表注記

財務諸表注記は、詳細な説明、特に貸借対照表および損益計算書の詳細な説明を含んでいる。

これらの注記に含まれる情報は、日本における貸借対照表注記、損益計算書注記および附属明細表で開示が要求されている情報と、少なくとも同等の内容を含んでいる。

## (6) 連結財務諸表

当行グループは、ドイツ商法（HGB）第315条の求めるところに従い、その年次連結財務諸表および中間連結財務諸表を、国際会計基準審議会（IASB）が公表し、欧州連合（EU）が支持した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成することが要求されている。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本の会計原則」という。）との主要な相違は、以下のとおりである。

### 1) 統一的な会計方針

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループ会社が、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、連結財務諸表において採用されているもの以外の会計方針を使用している場合、連結財務諸表の作成時に、その財務諸表に対して適切な修正が行われる。関連会社および共同支配事業体の経営成績に対する当行グループの持分は、当行グループの会計方針と整合するよう修正される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合には、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に従い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）および持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

### 2) 連結の原則

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、当行グループは当行グループが支配しているすべての投資先を連結している。投資者が、関連性のある活動におけるパワーおよび投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーを有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配していることになる。支配の評価はすべての事実および状況に基づいて行われ、事実および状況に変更が生じた兆候が存在する場合にはその結論は再評価される。これは、事業体と新たに実行されたものを含め、当行グループが有する契約上の取決めの変更を含んでおり、所有持分の変動のみに限定されない。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結の範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、または連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、非連結子会社および重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。なお、日本でも、IFRSの共同支配企業に該当するものには持分法が適用される。

また、日本では、特別目的会社については、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」に基づき、特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従い適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額または当該取引の期末残高等の一定の開示を行うことが、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められている。

### 3) 企業結合

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の設立、共通支配下の企業または事業の結合等を除く。）に取得法が適用されている。取得法では、取得日において、取得企業は識別可能な取得した資産および引き受けた負債を、原則として、取得日時点の公正価値で認識する。

日本でも、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、すべての企業結合（共同支配企業の形成および共通支配下の取引を除く。）はパーチェス法（取得法に類似する方法）で会計処理されている。

日本基準とIFRSの間には、主に以下の差異が存在する。

a) 取得関連コスト（企業結合に直接起因する費用）の処理

IFRSでは、IAS第32号およびIAS第39号にそれぞれ準拠して認識される負債性証券または持分証券の発行コストを除き、当該費用が発生してサービスの提供を受けた期間の費用として処理する。

日本では、取得に直接要した支出額のうち取得の対価性が認められるものについては、取得原価に含め、それ以外の支出額は発生時の事業年度の費用として処理する。

ただし、2013年9月に企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、取得関連費用は発生した事業年度の費用として処理することになる。

b) 条件付対価の処理

IFRSでは、取得企業は条件付対価を、被取得企業との交換で移転した対価に含め、取得日時点の公正価値で認識しなければならない。また、条件付対価の公正価値に事後的な変動があった場合でも、一定の場合を除き、のれんの修正は行わない。

日本では、条件付取得対価の交付または引渡しが確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、支払対価を取得原価として追加的に認識するとともに、のれんの修正を行う。

c) のれんの当初認識および非支配持分の測定

IFRSでは、企業結合ごとに以下のいずれかの方法を選択できる。

- ・ 非支配持分も含めた被取得企業全体を公正価値で測定し、のれんは非支配持分に帰属する部分も含めて測定する方法（全部のれん方式）
- ・ 非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものは、被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する比例持分相当額として測定し、のれんは取得企業の持分相当額についてのみ認識する方法（購入のれん方式）

日本では、少数株主持分自体を時価評価する処理（全部のれん方式）は認められておらず、のれんは、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を超過する額として算定される（購入のれん方式）。

d) のれんの償却

IFRSでは、のれんの償却は行わず、のれんは、IAS第36号「資産の減損」に従い、毎期および減損の兆候がある場合はその都度、減損テストの対象になる。

日本では、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的な方法により定期的に償却する。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

4) 非支配持分（少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は、企業結合ごとに被取得企業に対する非支配持分のうち、現在の所有持分であり、清算時に企業の純資産に対する比例的な取り分を保有者に与えているものを、以下のいずれかにより測定しなければならない。

a) 取得日における非支配持分の公正価値

b) 取得日における被取得企業の識別可能純資産の認識金額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失とならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、少数株主持分自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、少数株主持分は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

また、支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、のれんまたは損益取引として会計処理される。

ただし、2013年9月に企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」が改正され、2015年4月1日以後開始事業年度からは日本でも、「少数株主持分」の呼称は「非支配株主持分」に変更され、また支配を喪失しない子会社に対する親会社持分の変動額と投資の増減額との差額は、資本剰余金とされることになる。

5) 他の企業への関与の開示

IFRSでは、IFRS第12号「他の企業への関与の開示」に従い、子会社、共同支配の取決め、関連会社および非連結の組成された企業への関与の内容、関連するリスク、および財務上の影響を毎年開示しなければならない。

日本では、上記に関して包括的に規定する会計基準はないが、連結の範囲に含まれない特別目的会社に関する開示や、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、連結の範囲に含めた子会社、非連結子会社に関する事項その他連結の方針に関する重要な事項およびこれらに重要な変更があったときは、その旨およびその理由について開示することが要求されている。

#### 6) 金融商品の分類および評価

当行グループは、金融資産および負債を以下の区分に分類している。すなわち、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債、貸出金、売却可能金融資産、その他の金融負債である。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債： 当行グループは、一定の金融資産および金融負債を、トレーディング目的保有または、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されたもの、のいずれかに分類する。これらは公正価値で計上され、それぞれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として表示される。トレーディング資産および負債の定義を満たさない一定の金融資産および負債は、公正価値オプションを利用し、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定されている。純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定するには、金融資産および負債が、以下の基準のうちの一つを満たしていなくてはならない。(1) その指定により、測定上または認識上の矛盾が解消または著しく減少する、(2) 金融資産または負債、またはその両方からなるグループの運用管理および実績評価が、文書化されたリスク管理または投資戦略に従って、公正価値に基づいて行われている、あるいは、(3) その商品が一または複数の組込デリバティブを含んでいる(ただし、以下の場合は除く(a) 当該組込デリバティブが、そうでなければ契約で要求されていたであろうキャッシュ・フローを大きく修正しない場合、あるいは、(b) ほとんど、または全く分析しなくても、分離が禁じられていることが明らかの場合)。

貸出金： 貸出金には、組成または購入した、支払額が固定的または決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場での相場価格がなく、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産にもAFS金融資産にも分類されていないものが含まれる。相場価格が、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、プライシング・サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手可能であり、かつこれらの価格が、独立第三者間取引条件による実際の定期的に生じる市場取引を表している場合に、活発な市場が存在するといえる。

企業結合または資産の購入以外により取得した貸出金は当初、その取引価格で認識される。取引価格とは、借手に支払った現金の額である。貸出金の当初の帳簿価額にはさらに、直接的増分取引費用およびフィーの純額が含まれる。これらの貸出金は、当初認識後は、実効金利法を用いて償却原価(減損控除後)で測定される。

企業結合の一部または資産の購入として取得した貸出金は当初、取得日の公正価値で認識される。これには、当行グループによる当初認識前に被取得企業が減損損失を計上した貸出金が含まれている。取得日の公正価値には、当該貸出金の信用の質(発生損失を含む。)を考慮した予想キャッシュ・フローが組み込まれ、新たな償却原価の基礎額となる。利息収益は、実効金利法を用いて認識される。純損益を通じて公正価値で測定するものにも、貸出金にも分類されない金融資産は、売却可能として、負債証券または持分証券のいずれかとして分類される。

売却可能金融資産： 売却可能として分類された金融資産は、当初、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引費用を加算した額で認識される。プレミアムおよびディスカウントの償却は純利息収益に計上される。売却可能として分類された金融資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は、当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合を除き、資本の中の、損益計算書に認識されていない純利得(損失)に計上される。当該資産が公正価値ヘッジの対象である場合には、ヘッジ対象リスクに起因する公正価値の変動は、その他の収益に計上される。

金融負債： 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債を除き、金融負債は、実効金利法を用いて償却原価で測定される。金融負債には、発行した長期および短期の債務が含まれ、当初、公正価値すなわち受け取った対価から、負担した取引費用を控除した額で測定される。発行債務の市場での買戻しは消滅として取り扱われ、関連する利得または損失が連結損益計算書に計上される。自己社債の後日における市場での売却は、債務の再発行として取り扱われる。

金融資産の分類変更： 当行グループは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」(トレーディング資産)または「AFS金融資産」に分類された一定の金融資産を、「貸出金」へと分類変更することができる。資産の分類変更には、当初認識以降、経営陣による対象資産に関する意思の明確な変更がなければならず、かつ、当該金融資産は分類変更日において貸出金の定義を充足していなければならない。加えて、分類変更日現在、当該資産を予見可能な将来まで保有する意思および能力を有していなければならない。「予見可能な将来」を定義する単一の特定期間はなく、これは経営陣の判断を要する問題である。この判断を行うに当たり、当行グループは、何が「予見可能な将来」とされるかについて、以下の最低限の要件を設定した。分類変更時に、

- 対象資産を売却または証券化を通じて1年以内に処分する意思がないこと、ならびに対象資産を保有する当行グループの能力を制限するかまたは売却を要求する内部および外部的要求がないこと。

- 今後のビジネス・プランが、短期的な価格変動による利益を享受することではなならない。

これらの基準を満たす分類変更が提案される金融資産は、検討対象の各金融資産の事実および状況に基づいて検討される。当該資産保有の戦略を実行する能力および妥当性を考慮に入れた上で、経営陣による肯定的な主張が必要となる。

上記の基準に加えて、当行グループはまた、資産の返済見込額が見積公正価値を超過していること、および予見可能な将来まで保有することにより資産に係るリターンが最適化することを示す説得力のある証拠が存在することを要求している。

金融資産は、分類変更日現在の公正価値で分類変更される。連結損益計算書に既に認識済の損益の振戻しは行われない。当該商品の分類変更日現在の公正価値が、当該商品の新たな償却原価となる。当該金融商品の予想キャッシュ・フローが分類変更日現在で見積られ、これらの見積りが当該商品の新たな実効金利の計算に使用される。回収可能性の増加により、分類変更後の資産の予想将来キャッシュ・フローがその後増加した場合、この増加による影響は、見積変更日現在の当該資産の帳簿価額の修正としてではなく、見積変更日以降の実効金利の修正として認識される。予想将来キャッシュ・フローがその後減少した場合、「貸出金の減損およびオフバランス信用リスク引当金繰入額」の項に記載のとおり、当該資産の減損の評価が行われる。減損とみなされていない分類変更後の資産のキャッシュ・フローの時期の変動は、資産の帳簿価額の修正として計上される。

AFSから貸出金に分類変更された商品の場合、その他の包括利益に認識されている未実現損益は、その後当該商品の実効金利を用いて償却され、利息収益に計上される。その後当該商品に減損が生じた場合、当該商品に関連して同日現在その他の包括利益累計額に計上されていた未実現損失は、貸倒引当金繰入額として即時に連結損益計算書に認識される。

貸出金として分類されている資産が返済、条件変更または最終的に売却され、受取金額がその時点での帳簿価額を下回る範囲で、連結損益計算書に損失が、貸出金が減損している場合には信用リスク引当金繰入額の構成要素として、貸出金が減損していない場合にはその他の収益に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産および金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は純損益に認識される。
- ・ 個別財務諸表においては、子会社株式および関連会社株式は、取得原価で計上される。
- ・ 満期保有目的の債券は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は
  - a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書に計上されるか、または
  - b) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、それぞれ次の方法による。
  - a) 社債その他の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずる（すなわち、取得原価または償却原価で測定される）。
  - b) 社債その他の債券以外の有価証券は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸付金および債権は、取得原価または償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし、社債については、社債金額よりも低い価格または高い価格で発行した場合など、収入に基づく金額と債務額とが異なる場合には、償却原価法に基づいて算定された価額で評価しなければならない。

日本では、IFRSで認められている公正価値オプションに関する規定はない。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、売買目的または売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類していた有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

## 7) 資産の減損

### 非金融資産の減損：

IFRSでは、非流動資産の減損の兆候が認められ、その回収可能価額（正味売却価格と使用価値（使用価値は資産から生じると予想される将来キャッシュ・フローの現在価値である。）のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回ると見積られる場合には、その差額を減損損失として認識する。減損損失が最後に認識されてから、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合には、のれんの減損を除き、減損損失の戻入が要求される。なお、耐用年数を確定できない無形資産やのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年減損テストを実施しなければならない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産または資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られた場合に、その資産または資産グループの回収可能価額（正味売却価額と使用価値（資産または資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を認識する。減損損失の戻入は認められない。

#### 金融資産の減損：

IFRSでは、金融資産または金融資産のグループが減損しているという客観的証拠の有無について各報告日に評価される。

貸付金および債権：減損の証拠（例えば、取引相手先の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行または遅滞）が存在する場合、損失の額は、資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。減損損失の戻入は、損益計算書に認識される。

売却可能として分類された金融資産：売却可能として分類された資本性金融商品の場合、客観的証拠には、投資の公正価値の原価を下回る重要または長期的な下落が含まれる。売却可能として分類された負債証券の場合、減損は貸出金と同一の基準に基づき評価される。減損の証拠が存在する場合、以前資本において認識された金額は、資本から除去され、当期の損益計算書に認識される。この金額は、資産の取得原価（元本の返済および償却を控除後）と現在の公正価値（当該投資について以前損益計算書に認識された減損損失があればそれを控除後）との差額として決定される。売却可能として分類された資本性金融商品に係る減損損失の戻入は純損益を通じては行われず、その他の包括利益で認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、満期保有目的の債券、子会社株式および関連会社株式ならびにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態および経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権および破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券およびその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金および債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

#### 8) ヘッジ会計

IFRSでは、公正価値変動のヘッジについては、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産または負債の公正価値の変動またはその一部は、当該デリバティブのすべての公正価値の変動とともに損益計算書に認識される。ヘッジの非有効部分はその他の収益に計上され、ヘッジされたリスクに関連した市場レートまたは価格の変動によりデリバティブおよびヘッジ対象項目に対して行われた公正価値修正の純影響額として測定される。キャッシュ・フロー変動のヘッジについては、ヘッジ対象項目に対する会計処理に変更はなく、デリバティブは公正価値で計上され、公正価値の変動は当初、ヘッジが有効である限り、損益計算書に認識されていない純利得（損失）に計上される。その他の包括利益に当初計上されたこれらの金額は、その後、予定取引が損益計算書に影響を与える期間と同一の期間に損益計算書に組み替えられる。ヘッジの非有効部分は、その他の収益に計上され、通常、実際のヘッジ手段であるデリバティブと仮定の最適ヘッジの公正価値変動の差額として測定される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従って、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが、金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産また



は負債に係る利息に加減する「特例処理」が認められている。また、ヘッジ会計の要件を満たす為替予約等については、当分の間、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し直物為替相場との差額を期間配分する方法（「振当処理」）によることができる。

#### 9) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、または、当該資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡したか、もしくは一定の基準を条件としてまたは複数の受領者に対し当該キャッシュ・フローを支払う義務を引き受けた場合に、金融資産の認識の中止が検討される。譲渡した金融資産については、所有に関する実質上すべてのリスクおよび経済価値を移転した場合に、認識の中止を行う。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

#### 10) 株式を基礎とした報酬

IFRSでは、資本性金融商品として分類された報酬に関する報酬費用は、付与日において株式を基礎とした報酬の公正価値に基づき測定される。報酬費用は、従業員の当該報酬に関連する勤務の期間にわたり、または分割で交付される報酬に関しては当該部分の期間にわたり、定額法に基づき計上される。対応する金額は資本剰余金に計上される。

日本でも、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」に基づき、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部の新株予約権）に計上される。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理される。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

#### 11) 退職後給付（確定給付制度）

##### a) 確定給付制度債務の期間配分方法

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に従い、制度の給付算定式に基づいて勤務期間に給付を帰属させる方法（給付算定式基準）が原則とされている。

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」に基づき、期間定額基準と給付算定式基準のいずれかを選択適用できる。

##### b) 数理計算上の仮定

###### ・ 割引率

IFRSでは、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような債券について厚みのある市場が存在しない国では、国債の市場利回り（報告期間の末日時点）を使用しなければならない。また割引率は、各報告日に見直さなければならない。

日本では、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定するが、これには、期末における国債、政府機関債および優良社債の利回りが含まれ、いずれも選択可能である。また、割引率等の計算基礎に一定の重要な変動が生じていない場合には、割引率を見直さないことが認められている。

###### ・ 制度資産に係る利息収益（長期期待運用収益）

IFRSでは、年次報告期間の開始日時点で、制度資産の公正価値に上記の割引率を乗じて算定する（期待運用収益の概念廃止）。なお、制度資産に係る利息収益は、確定給付制度債務に係る利息費用と相殺の上、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額に含める。

日本では、期首の年金資産の額に合理的に予想される収益率（長期期待運用収益率）を乗じて算定する。

##### c) 数理計算上の差異（再測定）および過去勤務費用

IFRSでは、数理計算上の差異は、発生時にその全額をその他の包括利益に認識する。その他の包括利益から純損益への振替（リサイクル）は、禁止されている。また、過去勤務費用は、純損益に即時認識する。

日本では、従来まで遅延認識が認められており、原則として各期の発生額について平均残存勤務期間内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理していた。ただし、「退職給付に係る会計基準」の改正により貸借対照表への遅延認識は廃止され、2013年4月1日以後開始事業年度の年度末に係る財務諸表から、数理計算上の差異の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識数理計算上の差異）および過去勤務費用の当期発生額のうち費用処理されない部分（未認識過去勤務費用）についてはいずれも、その他の包括利益に計上する。また、その他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。

##### d) 確定給付資産の上限

IFRSでは、確定給付制度が積立超過の場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定する。

- ・ 当該確定給付制度の積立超過
- ・ 制度からの返還または制度への将来掛金の減額の形で利用可能な経済的便益の現在価値（資産上限額）

日本では、そのような確定給付資産の上限はない。

## 12) 金融保証契約

IFRSでは、金融保証契約について、当初、公正価値で負債に計上することが要求され、以後は、当初測定額から償却累計額を控除した額と、貸借対照表日における現在の債務の決済に要する支出の最善の見積額のいずれか高い方の額で測定される。

日本では、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

## 13) 投資不動産

IFRSでは、投資不動産の当初認識後の評価方法として、事業体は以下のいずれかを選択できる。

- 公正価値モデル。投資不動産は公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書において認識される。
- 原価モデル。原価モデルでは、投資不動産を減価償却後の簿価（減損損失累計額控除後）で測定することが要求される。原価モデルを選択した事業体は、投資不動産の公正価値情報を開示する。

日本では、投資不動産についても、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行う（原価モデルを適用）。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に従い、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- 賃貸等不動産の概要
- 賃貸等不動産の貸借対照表計上額および期中における主な変動
- 賃貸等不動産の当期末における時価およびその算定方法
- 賃貸等不動産に関する損益

## 14) リース取引

IFRSでは、資産の所有権に係るすべてのリスクおよび経済価値が借手に実質的に移転されるリースは、借手の財務諸表にファイナンス・リースとして資産計上され、対応するリース債務が負債として計上される。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるとしている。ただし、解約不能リース期間がリース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上、または解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値がリース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、借手の財務諸表に資産計上し、対応するリース債務を負債に計上する。なお、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）または短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

## 15) 金融商品の公正価値の開示

IFRSでは、事業体の財政状態および業績に対する金融商品の重要性、金融商品から生じる信用リスク、流動性リスクおよびマーケット・リスクに関する定性的および定量的情報ならびに事業体のリスク管理方法について開示することが要求されている。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」および企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に基づき、時価等の開示がすべての金融商品に求められ、かつ金融商品から生じるリスクについての開示も求められている。ただし、金融商品から生じるリスクのうちマーケット・リスクに関する定量的開示が求められているのは、金融商品から生じるリスクが重要な企業（銀行・証券会社等）が想定されている。また、マーケット・リスク以外のリスク（流動性リスク・信用リスク）に関する定量的開示については明確な規定がない。

## 16) 公正価値測定

IFRSでは、IFRS第13号「公正価値測定」は、一定の場合を除き、他のIFRSが公正価値測定または公正価値測定に関する開示（および、売却コスト控除後の公正価値のような、公正価値を基礎とする測定または当該測定に関する開示）を要求または許容している場合に適用される。IFRS第13号では、公正価値を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義している。また、IFRS第13号は、公正価値の測定に用いたインプットの性質に基づき3つのヒエラルキーに分類し、公正価値測定を当該ヒエラルキー別に開示することを求めている。

日本では、すべての金融資産・負債ならびに非金融資産・負債を対象とする公正価値測定を包括的に規定する会計基準はなく、各会計基準において時価の算定方法が個別に定められている。金融商品の時価については、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」において、時価とは公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額、市場価格がない場合には合理的に算定された価額と定義されている。また、公正価値のヒエラルキーに関する会計基準は、現時点では基準化されていない。

## 第7【外国為替相場の推移】

### 1【最近5年間の事業年度別為替相場の推移】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

### 2【最近6月間の月別最高・最低為替相場】

ユーロから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近6カ月において掲載されているので、記載を省略する。

### 3【最近日の為替相場】

1ユーロ = 123.65円 (2016年5月31日)

## 第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

### 1. 日本における株式事務等の概要

#### (1) 株式の名義書換取扱場所および株主名簿管理人

当行は、無額面記名式株式を発行している。日本においては当行株式の名義書換取扱場所または株主名簿管理人は存在しない。

普通株式の取得者（以下「実質株主」という。）は、その取得窓口となった証券会社（以下「窓口証券会社」という。）からあらかじめ外国証券取引口座約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座（以下「取引口座」という。）を開設する必要がある。売買の執行、代金の決済、証券の保管およびその他株式の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

普通株式は、窓口証券会社を代理するドイツにおける保管機関（以下「現地保管機関」という。）又はその名義人の名義で当行に登録され、当該普通株券は現地保管機関に保管される。各窓口証券会社は自社に取引口座を持つ全実質株主の明細表（以下「実質株主明細表」という。）を作成する。実質株主明細表には各実質株主の氏名及び普通株式持株数が記載される。

#### (2) 株主に対する特典.....なし

#### (3) 株式の譲渡制限.....なし

#### (4) その他の株式事務に関する事項

|                |       |   |
|----------------|-------|---|
| 決算期            | ..... | 毎年12月31日  |
| 定時株主総会         | ..... | 株主総会は、デュッセルドルフ、フランクフルト・アム・マインもしくは人口50万以上のドイツの都市において営業年度の開始後8か月以内に開催される。   |
| 基準日            | ..... | 当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する実質株主は、通常、ドイツにおける配当支払日（通常、利益処分案についての株主総会決議が行われた日の翌銀行営業日）に相当する日本での同一の暦日現在で作成された実質株主明細表上の名義人である。               |
| 株券の種類          | ..... | 無額面株式の1券種   |
| 株券に関する手数料..... | ..... | 実質株主は、窓口証券会社に外国証券取引口座を開設、維持するにあたり、外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払をする必要がある。この管理料は現地保管機関の手数料その他の費用を含む。   |
| 通知             | ..... | 当行が株主に対して行う通知及び通信は、普通株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付し、窓口証券会社はこれをさらに外国証券取引口座約款の規定に従い各実質株主に通知する措置をとる。実費は実質株主に請求される。 |
| 公告             | ..... | 日本においては公告は行わない。   |

### 2. 日本における実質株主の権利行使に関する手続

#### (1) 実質株主の議決権の行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。しかし、実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

#### (2) 剰余金の配当請求に関する手続

外国証券取引口座約款に従い、配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に交付される。

株式配当により割り当てられた普通株式は、実質株主が特に要請した場合を除き、窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

無償交付の方法により発行される普通株式は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関又はその名義人の名義で登録され、当該株券は現地保管機関が保管し、実質株主に係る窓口証券会社の残高が変更される。

普通株式について新株引受権が付与される場合には、新株引受権は、原則として窓口証券会社を代理する現地保管機関によりドイツで売却され、その売却代金は窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主に支払われる。

#### (3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社を通じてその持株の保管替え又は売却注文をなすことができる。実質株主と窓口証券会社との間の決済は原則として円貨によるほか、外国証券取引口座約款の規定に従う。

#### (4) 配当等に関する課税上の取扱い

- (イ) 配当 ..... 実質株主に対する配当は、日本の税法上配当所得となる。
- 本書提出日現在、配当に関する日本の課税上の取扱いの概要は次のとおりである。日本の居住者たる個人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、ドイツにおいて当該配当の支払の際に徴収されたドイツの国または地方公共団体の源泉徴収税額があるときは、この額を控除した後の金額に対して、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる。総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である）、日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当について確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る配当について5年間の非課税措置を受けることができる。日本の法人が日本国内の支払の取扱者を通じて支払を受ける配当については、所得税のみ、平成26年1月1日から平成49年12月31日までに支払を受ける配当については、15.315%、平成50年1月1日以後に支払を受ける配当については、15%の税率による源泉徴収が行われる。
- ドイツにおいて徴収された税金は、日本の税法の規定に従い、外国税額控除の対象となる。
- (ロ) 売買損益..... 当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。なお、日本の居住者たる個人は、株式等への少額の投資に関し、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に非課税口座を開設することにより、当該株式等に係る譲渡益について5年間の非課税措置を受けることができる。
- (ハ) 相続税 ..... 当行株式を相続または遺贈を受けた日本の実質株主には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、外国税額控除が認められる場合がある。

## 第9【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし

### 2【その他の参考情報】

| 提出書類  | 提出年月日       |
|---|-------------|
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月 5日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月14日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月14日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 1月22日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 1月27日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 1月30日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 1月30日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月 9日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月12日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月16日 |
| 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく） | 2015年 2月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 2月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 2月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 2月17日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月18日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月19日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月20日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月23日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月23日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月24日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月24日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 2月27日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 3月 2日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 3月 2日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 3月 2日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 3月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 3月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 3月 9日 |

|               |             |
|---------------|-------------|
| 訂正発行登録書       | 2015年 3月 9日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 3月 9日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月13日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月13日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月13日 |
| 有価証券報告書の訂正報告書 | 2015年 3月16日 |
| 半期報告書の訂正報告書   | 2015年 3月16日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 3月16日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 3月16日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月17日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月17日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月23日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月23日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月23日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月25日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月25日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月26日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 3月30日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 3月31日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月 1日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月 3日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月 3日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月 9日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月10日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月15日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月15日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月17日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月17日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 4月20日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月 8日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月 8日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月 8日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月 8日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月14日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月18日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月20日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月20日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月25日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月26日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 5月27日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 5月29日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月 1日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月 1日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月 1日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月 5日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月 9日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月10日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月16日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月18日 |
| 発行登録追補書類      | 2015年 6月19日 |
| 有価証券報告書       | 2015年 6月29日 |
| 有価証券報告書の訂正報告書 | 2015年 6月29日 |
| 訂正発行登録書       | 2015年 6月29日 |



|   |             |
|---|-------------|
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 6月29日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月 1日 |
| 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）      | 2015年 7月 2日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 7月 2日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 7月 2日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月 8日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月 8日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月10日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 7月14日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月15日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月22日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月22日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 7月23日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 7月23日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 5日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 5日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 5日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 5日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 6日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 7日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月 7日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月11日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月14日 |
| 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく） | 2015年 8月17日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月17日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月18日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月18日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月19日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月19日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月20日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月20日 |
| 有価証券報告書の訂正報告書                                 | 2015年 8月21日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月21日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月21日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月24日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 8月24日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月27日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 8月31日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月 1日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月 3日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 9月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月 9日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月10日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月15日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年 9月15日 |

|   |             |
|---|-------------|
| 半期報告書   | 2015年 9月29日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 9月29日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年 9月29日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月 1日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2015年10月 1日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月 2日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月22日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年10月23日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月12日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月19日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年11月20日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年12月 1日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年12月 2日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年12月 4日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2015年12月 4日 |
| 発行登録取下届出書                                     | 2015年12月22日 |
| 発行登録取下届出書                                     | 2015年12月22日 |
| 発行登録書   | 2015年12月22日 |
| 発行登録書   | 2015年12月22日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 1月 5日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 1月 8日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 1月14日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 1月20日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 1月20日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 1月21日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 1月21日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 1月26日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 2月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 2月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 2月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 2月 3日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 2月17日 |
| 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第1号の規定に基づく） | 2016年 3月23日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 3月23日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 3月23日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 3月24日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 3月29日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 3月29日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 3月31日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 4月20日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 4月20日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 5月13日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 5月16日 |
| 発行登録追補書類                                      | 2016年 5月18日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 5月25日 |
| 訂正発行登録書                                       | 2016年 5月27日 |

|  |             |
|--|-------------|
| 訂正発行登録書                                  | 2016年 5月30日 |
| 発行登録追補書類                                 | 2016年 5月31日 |
| 臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく） | 2016年 6月 1日 |
| 訂正発行登録書                                  | 2016年 6月 1日 |
| 訂正発行登録書                                  | 2016年 6月 1日 |
| 発行登録追補書類                                 | 2016年 6月 2日 |
| 発行登録追補書類                                 | 2016年 6月14日 |
| 発行登録追補書類                                 | 2016年 6月15日 |
| 発行登録追補書類                                 | 2016年 6月16日 |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

### 第1【保証会社情報】

該当事項なし

## 第2【保証会社以外の会社の情報】

### 1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

#### 1. ドイツ銀行ロンドン支店2016年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株轉換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

セイコーエプソン株式会社  
東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

セイコーエプソン株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

|           |   |
|-----------|---|
| 種類        | : 普通株式  |
| 発行済株式総数   | : 399,634,778 (2016年2月2日現在)                     |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所市場第一部                                  |
| 内容        | : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。 |

#### 2. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株轉換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

##### (1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

##### (2) 対象株式の開示を必要とする理由

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

##### (3) 対象株式についての詳細

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 種類        | : 普通株式                        |
| 発行済株式総数   | : 1,057,892,400 (平成28年5月9日現在) |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所市場第一部                |
| 内容        | : (注) 1、2、3                   |

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式である。  
2 平成28年5月9日現在、発行済株式のうち243,080,000株は、現物出資（関係会社株式1,999百万円）によるものである。

3 単元株式数は100株である。

3. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社コロブラ  
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社コロブラは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 126,245,000(平成28年5月11日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所（市場第一部）  
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 平成28年5月11日現在発行数には、平成28年5月1日から平成28年5月11日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていない。

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ソニー・ソフトバンク）

A ソニー株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソニー株式会社  
東京都港区港南1丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソニー株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 1,262,588,460 (2016年6月17日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京・ニューヨーク各証券取引所  
内容 : 単元株式数100株

(注) 1 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。  
2 発行済株式総数には、2016年6月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報(注)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ソフトバンクグループ株式会社  
東京都港区東新橋一丁目9番1号

(注) ソフトバンク株式会社は2015年7月1日付でソフトバンクグループ株式会社に商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ソフトバンクグループ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がノックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 1,200,660,365 (2016年6月22日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のないソフトバンクグループ(株)における標準となる株式である。  
単元株式数は、100株である。

(注) 発行済株式総数には、2016年6月1日から2016年6月22日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社コロブラ)

上記3. に同じ

6. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(アイフル株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

アイフル株式会社  
京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

アイフル株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自

に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 483,755,536 (平成28年2月12日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、平成28年2月1日から平成28年2月12日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

7. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債(参照株式:富士重工業・ソフトバンク)

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士重工業株式会社

東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士重工業株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 782,865,873 (平成28年2月10日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記4. Bに同じ

8. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付/他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(グリー株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

グリー株式会社

東京都港区六本木六丁目10番1号



(2) 対象株式の開示を必要とする理由

グリー株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 241,053,600 (平成28年4月28日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)

内容 : 単元株式数100株

(注) 発行済株式総数には、平成28年4月1日から平成28年4月28日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

9. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債 (参照株式: オリックス・ソフトバンク)

A オリックス株式会社の情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

オリックス株式会社

東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

オリックス株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合で最終評価日におけるワーストパフォーマンス株式の参照株式評価価格が関連する転換価格未満の場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 1,324,058,828 (注) (平成28年6月23日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部  
ニューヨーク証券取引所

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成28年6月1日から平成28年6月23日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記4. Bに同じ

10. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社コロブラ)

上記3. に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士通株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

富士通株式会社  
神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

富士通株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 2,070,018,213 (2016年6月27日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京・名古屋各市場第一部  
内容 : 単元株式数1,000株

12. ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月6日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社サイバーエージェント  
東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社サイバーエージェントは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 63,213,300 (平成28年4月22日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

13. ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

上記2. に同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社マーベラス）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社マーベラス  
東京都品川区東品川四丁目12番8号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社マーベラスは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 種類        | : 普通株式                      |
| 発行済株式総数   | : 53,593,100 (平成28年6月21日現在) |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所 (市場第一部)           |
| 内容        | : 単元株式数100株                 |

15. ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社ディー・エヌ・エー)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ディー・エヌ・エー  
東京都渋谷区渋谷二丁目21番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ディー・エヌ・エーは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 150,810,033 (平成28年6月20日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社ミクシィ)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社ミクシィ  
東京都渋谷区東一丁目2番20号  
住友不動産渋谷ファーストタワー

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社ミクシィは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 84,295,500 (平成28年2月9日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(マザーズ)  
内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 発行済株式総数には、平成28年2月1日から平成28年2月9日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(日新製鋼株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日新製鋼株式会社  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日新製鋼株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 109,843,923 (平成28年6月24日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)  
上記1. に同じ

19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(株式会社KADOKAWA・DWANGO)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

カドカワ株式会社(注)  
東京都千代田区富士見二丁目13番3号

(注) 株式会社KADOKAWA・DWANGOは2015年10月1日付でカドカワ株式会社に商号を変更している。

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

カドカワ株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 70,892,060 (平成28年6月22日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)  
内容 : 権利内容に何ら限定のない当該会社における標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社)  
上記1. に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(ソフトバンク株式会社)  
上記4. Bに同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(マツダ株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

マツダ株式会社  
広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

マツダ株式会社は、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、早期償還判定事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、いずれかの参照株式評価価格がロックイン価格以下となった場合には、交付株式数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 599,875,479 (平成28年2月12日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数は100株である。

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)  
上記1. に同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日野自動車株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

日野自動車株式会社  
東京都日野市日野台3丁目1番地1

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

日野自動車株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式  
発行済株式総数 : 574,580,850 (平成28年6月24日現在)  
上場金融商品取引所 : 東京証券取引所 (市場第一部)  
名古屋証券取引所 (市場第一部)  
内容 : 単元株式数100株

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ヤマハ発動機株式会社  
静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤマハ発動機株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換

水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 349,899,784 (平成28年5月12日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部

内容 : 単元株式数100株

(注) 平成28年5月12日現在発行数には、平成28年5月1日から平成28年5月12日までに新株予約権が行使される場合に発行される株式数は含まれていない。

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)  
上記12. に同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (日新製鋼株式会社)  
上記17. に同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソー株式会社)  
上記4. Aに同じ

29. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ヤマハ発動機株式会社)  
上記25. に同じ

30. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債 (株式会社村田製作所)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社村田製作所

京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社村田製作所は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がノックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額 (0円以上額面金額以下の金額) の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 225,263,592 (平成28年2月9日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所市場第一部、シンガポール証券取引所

内容 : 単元株式数100株

31. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）  
上記4. Aに同じ

32. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）  
上記15. に同じ

33. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）  
上記30. に同じ

34. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社クボタ）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所  
株式会社クボタ  
大阪市浪速区敷津東一丁目2番47号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社クボタは、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報にいていかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 種類        | : 普通株式                         |
| 発行済株式総数   | : 1,244,919,180 (2016年5月13日現在) |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所市場第一部                 |
| 内容        | : 単元株式数は100株である。               |

35. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）  
上記12. に同じ

36. ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月5日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）  
上記15. に同じ

37. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所  
ヤフー株式会社  
東京都港区赤坂九丁目7番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ヤフー株式会社は、償還対象株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象株式水準がロックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満



の場合には、償還株式数の交付および端数部分償還金の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 5,695,361,700 (2016年6月20日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数は100株である。

(注) 2016年6月20日現在の発行数には、2016年6月1日から2016年6月20日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

38. ドイツ銀行ロンドン支店2018年6月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債(ミネベア株式会社)

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

ミネベア株式会社

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

ミネベア株式会社は、参照株式の発行会社であり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、参照株式水準がロックイン水準以下となった場合で最終株式水準が行使価格未満の場合には、最終株式水準を当初株式水準で除した数に額面金額を乗じた満期償還金額(0円以上額面金額以下の金額)の支払により満期償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関し、いかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

種類 : 普通株式

発行済株式総数 : 399,167,695 (平成28年2月12日現在)

上場金融商品取引所 : 東京証券取引所(市場第一部)、名古屋証券取引所(市場第一部)

内容 : 単元株式数1,000株

39. ドイツ銀行A Gロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債(セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ)

A セイコーエプソン株式会社の情報

上記1.に同じ

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 対象株式の発行会社の名称および住所

株式会社NTTドコモ

東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 対象株式の開示を必要とする理由

株式会社NTTドコモは、償還対象株式の発行会社のうちの1つであり、本社債は、計算代理人が算定するところにより、期限前償還事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、計算代理人が算定するところにより、最終判定日における満期償還対象株式の対象株式判定価格が関連する転換価格未満であり、かつ、ロックイン

事由が発生したことがある場合、交付株式数の交付および現金調整額の支払によって償還される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自に当該会社の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 対象株式についての詳細

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
| 種類        | : 普通株式                         |
| 発行済株式総数   | : 3,958,543,000 (2016年6月17日現在) |
| 上場金融商品取引所 | : 東京証券取引所市場第一部、ニューヨーク証券取引所     |
| 内容        | : 単元株式数100株                    |

## 2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

### 1．ドイツ銀行ロンドン支店2016年8月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

#### セイコーエプソン株式会社の情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第73期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第74期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）四半期報告書を平成  
28年2月2日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年10月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成27年7月24日に関東財務局長に提出

##### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 2．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社）

#### ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月22日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第20期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）四半期報告書を平成  
28年5月9日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年3月25日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

##### (2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

### 3．ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月20日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

#### 株式会社コロブラの情報

##### (1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第7期）（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）平成27年12月21日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第8期第2四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）四半期報告書を平成  
28年5月11日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年12月21日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書  
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

4. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：ソニー・ソフトバンク）

A ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第99期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月17日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第36期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月22日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

5. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

上記3. に同じ

6. ドイツ銀行ロンドン支店2016年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（アイフル株式会社）

アイフル株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第38期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月23日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第39期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）四半期報告書を平成28年2月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成27年6月24日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| アイフル株式会社 東京支社   | 東京都港区芝二丁目31番19号     |
| アイフル株式会社 千葉支店   | 千葉市中央区富士見二丁目4番13号   |
| アイフル株式会社 大宮西口支店 | さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地26 |
| アイフル株式会社 横浜西口支店 | 横浜市西区北幸一丁目8-2       |
| アイフル株式会社 金山支店   | 名古屋市中区金山四丁目6番2号     |
| アイフル株式会社 梅田支店   | 大阪市北区梅田一丁目2番2-100号  |
| アイフル株式会社 三宮支店   | 神戸市中央区三宮町一丁目8-1     |
| 株式会社東京証券取引所     | 東京都中央区日本橋兜町2番1号     |

7. ドイツ銀行ロンドン支店2016年10月28日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：富士重工業・ソフトバンク）

A 富士重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第84期）（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）平成27年6月24日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第85期第3四半期）（自平成27年10月1日至平成27年12月31日）四半期報告書を平成  
28年2月10日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月24日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年12月25日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記4. Bに同じ

8. ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月7日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（グリー株式会社）

グリー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第11期）（自平成26年7月1日至平成27年6月30日）平成27年9月30日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第12期第3四半期）（自平成28年1月1日至平成28年3月31日）四半期報告書を平成  
28年4月28日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年10月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

イ 平成27年10月1日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく）

- ウ 平成28年3月18日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）
- エ 平成28年4月22日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）
- オ 平成28年5月13日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく）

訂正報告書  
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

9. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月19日満期 複数株式参照型 早期償還条項 他社株転換条項付 円建社債（参照株式：オリックス・ソフトバンク）

A オリックス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第53期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月23日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月23日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

該当事項なし

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

オリックス株式会社 大阪本社

大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

B ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記4. Bに同じ

10. ドイツ銀行ロンドン支店2016年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社コロブラ）

株式会社コロブラの情報

上記3. に同じ

11. ドイツ銀行ロンドン支店2017年1月30日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（富士通株式会社）

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第116期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月27日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所  
株式会社名古屋証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号  
名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

12. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 3 月 6 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社サイバーエージェント)

株式会社サイバーエージェントの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第18期) (自 平成26年10月 1 日 至 平成27年 9 月30日) 平成27年12月14日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間 (第19期第 2 四半期) (自 平成28年 1 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) 四半期報告書を平成  
28年 4 月22日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年12月15日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に  
する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく)

イ 平成28年 6 月 1 日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に  
する内閣府令第19条第 2 項第12号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

13. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 4 月24日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ガン  
ホー・オンライン・エンターテイメント株式会社)

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の情報

上記 2 . に同じ

14. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 5 月 2 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式  
会社マーベラス)

株式会社マーベラスの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第19期) (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) 平成28年 6 月21日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年 6 月22日に関東財務局長に提出 (金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に  
する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

15. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 5 月 2 日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式  
会社ディー・エヌ・エー)

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度 (第18期) (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日) 平成28年 6 月20日関東財務局長に提出

四半期報告書または半期報告書  
該当事項なし  
臨時報告書  
該当事項なし  
訂正報告書  
該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

16. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ミクシィ）

株式会社ミクシィの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第16期）（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）平成27年 6 月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第17期第 3 四半期）（自 平成27年10月 1 日 至 平成27年12月31日）四半期報告書を平成  
28年 2 月 9 日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年 6 月26日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関  
する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

イ 平成27年 7 月 7 日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項ならびに企業内容等の開示に  
関する内閣府令第19条 1 項および第 2 項第 1 号の規定に基づく）

訂正報告書

イの臨時報告書の訂正報告書を平成27年 7 月24日および平成27年 7 月28日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

17. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月12日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第 4 期）（自 平成27年 4 月 1 日 至 平成28年 3 月31日）平成28年 6 月24日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年 6 月28日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の 5 第 4 項および企業内容等の開示に関する内  
閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

18. ドイツ銀行ロンドン支店2017年 6 月16日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）

セイコーエプソン株式会社の情報

上記 1 . に同じ



19. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (株式会社KADOKAWA・DWANGO)

カドカワ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度(第2期)(自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月22日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月27日関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

20. ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記1.に同じ

21. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (ソフトバンク株式会社)

ソフトバンクグループ株式会社の情報

上記4. Bに同じ

22. ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月14日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (マツダ株式会社)

マツダ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第149期)(自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)平成27年6月24日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第150期第3四半期)(自平成27年10月1日 至 平成27年12月31日)四半期報告書を平成28年2月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月25日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)

イ 平成28年4月27日に関東財務局長に提出(金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号および第19号の規定に基づく)

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

23. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月19日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (セイコーエプソン株式会社)

セイコーエプソン株式会社の情報

上記1.に同じ

24. ドイツ銀行ロンドン支店2017年9月26日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日野自動車株式会社）

日野自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第104期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月24日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月27日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社名古屋証券取引所

名古屋市中区栄3丁目8番20号

25. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月10日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）

ヤマハ発動機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第81期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月28日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

四半期会計期間（第82期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）四半期報告書は平成28年5月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

平成28年3月29日に関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

の有価証券報告書の訂正報告書を平成28年5月12日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

26. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

上記12. に同じ

27. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（日新製鋼株式会社）

日新製鋼株式会社の情報

上記17. に同じ

28. ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月17日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

上記4. Aに同じ

29. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月1日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤマハ発動機株式会社）  
ヤマハ発動機株式会社の情報  
上記25. に同じ
30. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）  
株式会社村田製作所の情報  
(1) 当該会社が提出した書類  
有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第79期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書  
四半期会計期間（第80期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）四半期報告書を平成28年2月9日関東財務局長に提出  
臨時報告書  
ア 平成27年6月30日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）  
イ 平成28年1月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく）  
訂正報告書  
該当事項なし  
  
(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所  
株式会社村田製作所 東京支社 東京都渋谷区渋谷3丁目29番12号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
31. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月27日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ソニー株式会社）  
ソニー株式会社の情報  
上記4. Aに同じ
32. ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月28日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）  
株式会社ディー・エヌ・エーの情報  
上記15. に同じ
33. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（株式会社村田製作所）  
株式会社村田製作所の情報  
上記30. に同じ
34. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月8日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社クボタ）  
株式会社クボタの情報  
(1) 当該会社が提出した書類  
有価証券報告書及びその添付書類  
事業年度（第126期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年3月25日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書  
四半期会計期間（第127期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）四半期報告書を平成28年5月13日関東財務局長に提出  
臨時報告書

平成28年3月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 株式会社クボタ 本社阪神事務所 | 兵庫県尼崎市浜一丁目1番1号    |
| 株式会社クボタ 東京本社    | 東京都中央区京橋二丁目1番3号   |
| 株式会社クボタ 中部支社    | 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号 |
| 株式会社クボタ 横浜支店    | 横浜市中区尾上町一丁目6番地    |
| 株式会社東京証券取引所     | 東京都中央区日本橋兜町2番1号   |

35. ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月22日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社サイバーエージェント）

株式会社サイバーエージェントの情報

上記12. に同じ

36. ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月5日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（株式会社ディー・エヌ・エー）

株式会社ディー・エヌ・エーの情報

上記15. に同じ

37. ドイツ銀行ロンドン支店2018年4月23日満期 早期償還条項付 / 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ヤフー株式会社）

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第21期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月20日関東財務局長に提出  
四半期報告書または半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月23日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

38. ドイツ銀行ロンドン支店2018年6月18日満期 早期償還条項付 他社株式株価連動 デジタルクーポン円建社債（ミネベア株式会社）

ミネベア株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第69期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月26日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第70期第3四半期）（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）四半期報告書を平成28年2月12日関東財務局長に提出

臨時報告書

ア 平成27年6月29日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

- イ 平成27年12月21日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく）
  - ウ 平成28年6月16日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく）
- 訂正報告書  
イの臨時報告書の訂正報告書を平成28年3月31日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 株式会社東京証券取引所  | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |
| 株式会社名古屋証券取引所 | 名古屋市中区栄3丁目8番20号 |

39. ドイツ銀行AGロンドン 2018年6月22日満期 2銘柄対象 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社・株式会社NTTドコモ）

A セイコーエプソン株式会社の情報

上記1.に同じ

B 株式会社NTTドコモの情報

(1) 当該会社が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第25期）（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）平成28年6月17日関東財務局長に提出  
四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし

臨時報告書

平成28年6月17日関東財務局長に提出（金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）

訂正報告書

該当事項なし

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |
|-------------|-----------------|

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

### 第3【指数等の情報】

#### 1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

##### (1)理由

##### 1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

- ドイツ銀行ロンドン支店2016年11月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年2月27日満期 期限前償還条項付 複数指数連動円建社債 (日経平均株価 / ユーロ・ストック50指数)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年3月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年4月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月25日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年5月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月5日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月9日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月12日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月28日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年6月29日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月24日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年7月26日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)
- ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月1日満期 円建早期償還条項付日経平均株価連動社債

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月3日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年8月4日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年10月13日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月2日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年11月20日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月7日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2017年12月21日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年2月23日満期 早期償還条項付 / 上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債  
 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年3月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月13日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年7月20日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期 期限前償還条項付 デジタルクーポン型日経平均株価参照円建社債  
 (ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2018年8月16日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店 2018年10月15日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2018年12月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債(ノックイン65)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年2月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年10月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン60)

ドイツ銀行ロンドン支店2019年12月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年2月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年3月16日満期 期限前償還条項付 日経平均株価・ブラジル・リアル/円為替参照円建社債(ノックイン55)

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年4月27日満期 円建 日経平均株価指数連動 デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)

ドイツ銀行AGロンドン2020年8月14日満期 期限前償還条項付 日経平均株価連動3段デジタルクーポン円建社債

ドイツ銀行ロンドン支店2020年8月27日満期 円建 複数指数参照型 3段デジタルクーポン社債(ノックイン型 期限前償還条項付)(日経平均株価指数/ドイツDAX指数)

ドイツ銀行ロンドン支店2020年9月15日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価・S&P500複数指数連動社債

ドイツ銀行ロンドン支店 2021年1月29日満期円建 日経平均株価連動債(ノックイン型 早期償還条項付)

2. 上記各社債の満期償還金額、利息金額および/または早期(期限前)償還事由の有無(ならびにこれらのいずれかに相当するもの)の全部または一部(該当する場合は、日経平均株価または日経平均株価に連動する有価証券の価格に連動し、および/または日経平均株価の水準によって決定される。従って、日経平均株価指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内容

日経平均株価指数(日経225指数)



日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。株価指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、すべて東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。株価指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の株価指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

## 2【当該指数等の推移】

### 日経平均株価指数

次表は最近5年間および当該事業年度中最近6か月の日経平均株価指数（終値）の最高・最低値を示したものである。

| 最近5年間の年度別<br>最高・最低値 | 年度    | 2011年     | 2012年     | 2013年     | 2014年     | 2015年     |
|---------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 最高（円） | 10,857.53 | 10,395.18 | 16,291.31 | 17,935.64 | 20,868.03 |
|                     | 最低（円） | 8,160.01  | 8,295.63  | 10,486.99 | 13,910.16 | 16,795.96 |

| 最近6か月の月別<br>最高・最低値 | 月別    | 2015年7月   | 2015年8月   | 2015年9月   | 2015年10月  | 2015年11月  | 2015年12月  |
|--------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|                    | 最高（円） | 20,841.97 | 20,808.69 | 18,770.51 | 19,083.10 | 19,944.41 | 20,012.40 |
|                    | 最低（円） | 19,737.64 | 17,806.70 | 16,930.84 | 17,722.42 | 18,683.24 | 18,565.90 |

2016年6月24日現在、日経平均株価指数の終値は、14,952.02円であった。

(訳文)

ドイツ銀行AG  
タウヌスアンラーゲ12  
60325フランクフルト・アム・マイン  
取締役会御中

#### ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2014年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2015年3月6日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

#### 連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2014年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

#### 連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による適用すべき要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

#### 監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、かつ公開企業会計監視委員会（米国）の基準に補足的に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

#### 監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2014年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

## グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツイエンゲゼルシャフトの2014年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツイエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施した。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2015年3月6日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツブリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)  
経済監査士

(署名 ベイアー)  
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2015年5月27日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツブリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)  
代理

(トーマス・ベイアー)  
経済監査士

(ゲルハルト・ティール)  
経済監査士

[次へ](#)

An den  
Vorstand  
Deutsche Bank AG  
Taunusanlage 12  
60325 Frankfurt am Main

## **Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG**

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2014 haben wir am 6. März 2015 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

### **Vermerk zum Konzernabschluss**

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2014 – geprüft.

#### *Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss*

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

#### *Verantwortung des Abschlussprüfers*

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung sowie unter ergänzender Beachtung der Standards des Public Company Accounting Oversight Board (United States) durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

#### *Prüfungsurteil*

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2014 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

#### **Vermerk zum Konzernlagebericht**

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2014 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung auf Grund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 6. März 2015

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski  
Wirtschaftsprüfer

Beier  
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 27. Mai 2015

*KPMG AG*  
*Wirtschaftsprüfungsgesellschaft*

Thomas Beier  
*Wirtschaftsprüfer*

ppa.  
Gerhard Thiel  
*Wirtschaftsprüfer*

ドイツ銀行AG  
タウヌスアンラーゲ12  
60325 フランクフルト・アム・マイン  
取締役会御中

#### 監査人の同意書

私たちは、貴行より、ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2015年度の年次財務書類および取締役会報告書ならびに連結財務書類およびグループ取締役会報告書とこれに対する私たちの2016年3月2日付の監査報告書が、日本の関東財務局に提出されるこの有価証券報告書の一部として含められる旨の報告を受けた。私たちは貴行より、本同意書が含められる有価証券報告書の提供を受けた。

私たちは、私たちの監査意見を含めることに関する本同意書は、私たちの証明書の再発行または更新を示すものではなく、専ら規制上の要件に対応することだけを目的としているという事実注意到注意を促したい。私たちは、監査報告書の日付より後に、上記の財務書類に関して、いかなる追加的な監査作業も実施していない。

フランクフルト・アム・マイン、2016年6月22日  
ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツブリューフングスゲゼルシャフト

[次へ](#)



An den  
Vorstand  
Deutsche Bank AG  
Taunusanlage 12  
60325 Frankfurt am Main

22 June 2016

## **Einverständiserklärung des Abschlussprüfers**

Sie haben uns davon in Kenntnis gesetzt, dass der Jahresabschluss und der Lagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sowie der Konzernabschluss und der Konzernlagebericht für das Geschäftsjahr 2015 zusammen mit unseren diesbezüglichen Bestätigungsvermerken vom 2. März 2016 als Bestandteil des Securities Reports zur Einreichung beim "Kanto Local Finance Bureau of Japan" aufgenommen werden. Sie haben uns den Securities Report, in den dieses Schreiben einbezogen ist, zur Verfügung gestellt.

Wir weisen darauf hin, dass unsere Einwilligung zum Abdruck unserer fachlichen Äußerungen keine Wiederholung oder Aktualisierung unserer Testate darstellt, sondern ausschließlich regulatorischen Vorgaben entspricht. Wir haben keine weiteren Prüfungshandlungen hinsichtlich der oben bezeichneten Abschlüsse nach Erteilung unseres Bestätigungsvermerks vorgenommen.

Frankfurt am Main, den 22. Juni 2016

[次へ](#)

(訳文)

ドイツ銀行AG  
タウンスアンラーゲ12  
60325フランクフルト・アム・マイン  
取締役会御中

#### ドイツ銀行AGの連結財務書類およびグループ取締役会報告書

2015年度の連結財務書類およびグループ取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2016年3月2日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

「ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフト、フランクフルト・アム・マイン御中

#### 連結財務書類に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトおよびその子会社の2015年1月1日から12月31日までの事業年度に係る連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結貸借対照表、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書および連結財務書類に対する注記から成る連結財務書類について監査を行った。

#### 連結財務書類に関する取締役会の責任

ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、これらの連結財務書類を作成する責任を負っている。この責任には、EUによって採用された国際財務報告基準、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに準拠して、これらの求めるところに従ってグループの純資産、財政状態および経営成績の真実かつ公正な概観を示すよう連結財務書類を作成する責任が含まれる。会社の取締役会はまた、不正または誤謬による重要な虚偽の表示を含まない連結財務書類の作成を可能にするために、取締役会が必要と判断した内部統制に対する責任を負っている。

#### 監査人の責任

私たちの責任は、実施した監査に基づき、これらの連結財務書類について意見を表明することにある。私たちはドイツ商法第317条に準拠して、およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して監査を実施した。そのため、私たちは倫理的要件に従い、連結財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査を計画および実施することを要求されている。

監査には、連結財務書類の金額および開示事項に関する監査証拠を入手するための監査手続の実施が含まれている。監査手続の選択は監査人の専門的判断に依拠している。これには、不正または誤謬による連結財務書類の重要な虚偽の表示に関するリスクの評価が含まれている。これらのリスクを評価する際に、監査人は、企業による真実かつ公正な概観を示す連結財務書類の作成に関連する内部統制システムを検討する。この目的は、状況に応じた適切な監査手続を計画および実施することであり、グループの内部統制システムの有効性に関する意見を表明する目的はない。監査はまた、使用された会計方針の適切性および取締役会により行われた会計上の見積りの妥当性を評価すること、ならびに連結財務書類の全体的な表示を評価することを含んでいる。

私たちは、私たちが入手した監査証拠は、監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切と判断している。

#### 監査意見

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちは連結財務書類の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該連結財務書類は、すべての重要な点について、EUによって採用されたIFRS、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による補足的な要求および完全なIFRSに従い、これらの求めるところに従って、2015年12月31日現在のグループの純資産および財政状態ならびに同日に終了した事業年度の経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。

## グループ取締役会報告書に関する報告

私たちは、添付のドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの2015年1月1日から12月31日までの事業年度に係るグループ取締役会報告書について監査を行った。ドイツ銀行アクツィエンゲゼルシャフトの取締役会は、ドイツ商法第315a条第1項に従ったドイツの法律による適用すべき要求に準拠して、グループ取締役会報告書を作成する責任を負っている。私たちは、ドイツ商法第317条第2項およびドイツ経済監査士協会(IDW)により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められるグループ取締役会報告書の監査の基準に準拠して、監査を実施した。そのため、私たちは、グループ取締役会報告書が連結財務書類および監査結果と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展にかかわる機会およびリスクを適切に表示しているかどうかの合理的な保証を得るために、グループ取締役会報告書の監査を計画および実施することを要求されている。

ドイツ商法第322条第3項第1文に従って、私たちはグループ取締役会報告書の監査によりいかなる限定事項も発見されなかったことを宣言する。

私たちの当該連結財務書類およびグループ取締役会報告書の監査の結果に基づく意見では、グループ取締役会報告書は連結財務書類と整合しており、全体としてグループの状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2016年3月2日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)  
経済監査士

(署名 ベイアー)  
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2016年6月22日

ケーピーエムジー エーゲー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)  
代理

(トーマス・ベイアー)  
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)  
経済監査士

[次へ](#)

An den  
Vorstand  
Deutsche Bank AG  
Taunusanlage 12  
60325 Frankfurt am Main

## Konzernabschluss und Konzernlagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Konzernabschlusses und des Konzernlageberichts für das Geschäftsjahr 2015 haben wir am 2. März 2016 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„An die Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Frankfurt am Main

### **Vermerk zum Konzernabschluss**

Wir haben den beigefügten Konzernabschluss der Deutsche Bank Aktiengesellschaft und ihrer Tochtergesellschaften – bestehend aus Konzern-Gewinn- und Verlustrechnung, Konzern-Gesamtergebnisrechnung, Konzernbilanz, Konzern-Eigenkapitalveränderungsrechnung, Konzern-Kapitalflussrechnung und Konzernanhang für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis zum 31. Dezember 2015 – geprüft.

#### *Verantwortung der gesetzlichen Vertreter für den Konzernabschluss*

Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung dieses Konzernabschlusses. Diese Verantwortung umfasst, dass dieser Konzernabschluss in Übereinstimmung mit den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt aufgestellt wird und unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage des Konzerns vermittelt. Die gesetzlichen Vertreter sind auch verantwortlich für die internen Kontrollen, die sie als notwendig erachten, um die Aufstellung eines Konzernabschlusses zu ermöglichen, der frei von wesentlichen – beabsichtigten oder unbeabsichtigten – falschen Darstellungen ist.

#### *Verantwortung des Abschlussprüfers*

Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage unserer Prüfung ein Urteil zu diesem Konzernabschluss abzugeben. Wir haben unsere Abschlussprüfung in Übereinstimmung mit § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach haben wir die Berufspflichten einzuhalten und die Abschlussprüfung so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernabschluss frei von wesentlichen falschen Darstellungen ist.

Eine Abschlussprüfung umfasst die Durchführung von Prüfungshandlungen, um Prüfungsnachweise für die im Konzernabschluss enthaltenen Wertansätze und sonstigen Angaben zu erlangen. Die Auswahl der Prüfungshandlungen liegt im pflichtgemäßen Ermessen des Abschlussprüfers. Dies schließt die Beurteilung der Risiken wesentlicher – beabsichtigter oder unbeabsichtigter – falscher Darstellungen im Konzernabschluss ein. Bei der Beurteilung dieser Risiken berücksichtigt der Abschlussprüfer das interne Kontrollsystem, das relevant ist für die Aufstellung eines Konzernabschlusses, der ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild vermittelt. Ziel hierbei ist es, Prüfungshandlungen zu planen und durchzuführen, die unter den gegebenen Umständen angemessen sind, jedoch nicht, ein Prüfungsurteil zur Wirksamkeit des internen Kontrollsystems des Konzerns abzugeben. Eine Abschlussprüfung umfasst auch die Beurteilung der Angemessenheit der angewandten Rechnungslegungsmethoden und der Vertretbarkeit der

von den gesetzlichen Vertretern ermittelten geschätzten Werte in der Rechnungslegung sowie die Beurteilung der Gesamtdarstellung des Konzernabschlusses.

Wir sind der Auffassung, dass die von uns erlangten Prüfungsnachweise ausreichend und geeignet sind, um als Grundlage für unser Prüfungsurteil zu dienen.

#### *Prüfungsurteil*

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernabschlusses zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Konzernabschluss in allen wesentlichen Belangen den IFRS, wie sie in der EU anzuwenden sind, den ergänzend nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften sowie den IFRS insgesamt und vermittelt unter Beachtung dieser Vorschriften ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens- und Finanzlage des Konzerns zum 31. Dezember 2015 sowie der Ertragslage für das an diesem Stichtag endende Geschäftsjahr.

#### **Vermerk zum Konzernlagebericht**

Wir haben den beigefügten Konzernlagebericht der Deutsche Bank Aktiengesellschaft für das Geschäftsjahr vom 1. Januar bis 31. Dezember 2015 geprüft. Die gesetzlichen Vertreter der Deutsche Bank Aktiengesellschaft sind verantwortlich für die Aufstellung des Konzernlageberichts in Übereinstimmung mit den nach § 315a Abs. 1 HGB anzuwendenden deutschen gesetzlichen Vorschriften. Wir haben unsere Prüfung in Übereinstimmung mit § 317 Abs. 2 HGB und unter Beachtung der für die Prüfung des Konzernlageberichts vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung durchgeführt. Danach ist die Prüfung des Konzernlageberichts so zu planen und durchzuführen, dass hinreichende Sicherheit darüber erlangt wird, ob der Konzernlagebericht mit dem Konzernabschluss sowie mit den bei der Abschlussprüfung gewonnenen Erkenntnissen in Einklang steht, insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns vermittelt und die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend darstellt.

Gemäß § 322 Abs. 3 Satz 1 HGB erklären wir, dass unsere Prüfung des Konzernlageberichts zu keinen Einwendungen geführt hat.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung des Konzernabschlusses und Konzernlageberichts gewonnenen Erkenntnisse steht der Konzernlagebericht in Einklang mit dem Konzernabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage des Konzerns und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, 2. März 2016

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski  
Wirtschaftsprüfer

Beier  
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 22. Juni 2016

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier  
Wirtschaftsprüfer

ppa.  
Alina Sorokina  
Wirtschaftsprüferin

ドイツ銀行AG  
タウヌスアンラーゲ12  
60325フランクフルト・アム・マイン  
取締役会御中

## ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2014年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2015年3月6日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

### 「決算監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2014年1月1日から2014年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、ドイツ商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほか、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、限定事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2015年3月6日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名 パクロフスキー）  
経済監査士

（署名 ベイアー）  
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2015年5月27日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリューフングスゲゼルシャフト

（署名）

（署名）  
代理

（トーマス・ベイアー）  
経済監査士

（ゲルハルト・ティール）  
経済監査士

[次へ](#)

An den  
Vorstand  
Deutsche Bank AG  
Taunusanlage 12  
60325 Frankfurt am Main

## **Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG**

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2014 haben wir am 6. März 2015 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

„Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss - bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang - unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2014 bis 31. Dezember 2014 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.



Frankfurt am Main, den 6. März 2015

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski  
Wirtschaftsprüfer

Beier  
Wirtschaftsprüfer”

Frankfurt am Main, den 27. Mai 2015

*KPMG AG*  
*Wirtschaftsprüfungsgesellschaft*

Thomas Beier  
*Wirtschaftsprüfer*

ppa.  
Gerhard Thiel  
*Wirtschaftsprüfer*

(訳文)

ドイツ銀行AG  
タウヌスアンラーゲ12  
60325フランクフルト・アム・マイン  
取締役会御中

#### ドイツ銀行AGの年次財務書類および取締役会報告書

2015年度の年次財務書類および取締役会報告書の原本に対する監査報告書は、2016年3月2日に以下の文面で発行された。以下の監査報告書は、私たちの監査意見の再発行または更新を示すものではない。

#### 「監査人の監査報告書

私たちは、ドイツ銀行AGの2015年1月1日から2015年12月31日までの事業年度にかかる、貸借対照表、損益計算書および財務書類に対する注記から成る、簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について監査を行った。ドイツ商法に準拠した、簿記ならびに年次財務書類および取締役会報告書の作成責任は、会社の取締役会にある。私たちの責任は、実施した監査に基づき、当該簿記を含む年次財務書類および取締役会報告書について意見を表明することにある。

私たちは、ドイツ商法第317条およびドイツ経済監査士協会（IDW）により設定されたドイツにおいて一般に公正妥当と認められる財務書類の監査の基準に準拠して、この年次財務書類の監査を行った。これらの基準は、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した年次財務書類および取締役会報告書により示された、会社の純資産、財政状態および経営成績の概観に重要な影響を与える虚偽の表示を、合理的な保証をもって識別するために、私たちが監査を計画および実施することを要求している。監査手続の決定に当たって私たちは、起こりうる虚偽の表示の予測のほか、会社の事業活動やそれを取り巻く経済的法的環境に関する知識を考慮に入れる。監査は、会計システムに関する内部統制システムの有効性を評価し、当該簿記、年次財務書類および取締役会報告書における開示事項の基礎となった証拠を主に試査により検証することを含んでいる。監査はまた、取締役会が適用した会計原則および取締役会が行った重要な見積りの評価、ならびに年次財務書類および取締役会報告書全体の表示の検討を含んでいる。私たちは、私たちの監査が意見表明のための合理的な基礎を提供していると判断している。

私たちの監査の結果、限定事項はなかった。

私たちの監査の結果に基づく意見では、当該年次財務書類は、法令の求めるところに従い、正規の簿記の原則に従って、会社の純資産、財政状態および経営成績につき真実かつ公正な概観を示している。取締役会報告書は年次財務書類と整合しており、全体として会社の状況の適切な概観を提供し、将来の発展に伴う機会およびリスクを適切に表示している。

フランクフルト・アム・マイン、2016年3月2日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリーフングスゲゼルシャフト

(署名 パクロフスキー)  
経済監査士

(署名 ベイアー)  
経済監査士

フランクフルト・アム・マイン、2016年6月22日

ケーピーエムジー エージー ビルチャフツプリーフングスゲゼルシャフト

(署名)

(署名)

代理

(トーマス・ベイアー)  
経済監査士

(アリーナ・ソロキナ)  
経済監査士

[次へ](#)

An den  
Vorstand  
Deutsche Bank AG  
Taunusanlage 12  
60325 Frankfurt am Main

## Jahresabschluss und Lagebericht der Deutsche Bank AG

Den Bestätigungsvermerk zur Originalfassung des Jahresabschlusses und des Lageberichts für das Geschäftsjahr 2015 haben wir am 2. März 2016 in der nachstehenden Fassung erteilt. Der Abdruck dieses Bestätigungsvermerks stellt keine Wiederholung oder Aktualisierung unseres Testats dar:

### „Bestätigungsvermerk des Abschlussprüfers

Wir haben den Jahresabschluss – bestehend aus Bilanz, Gewinn- und Verlustrechnung sowie Anhang – unter Einbeziehung der Buchführung und den Lagebericht der Deutsche Bank AG, Frankfurt am Main, für das Geschäftsjahr vom 1. Januar 2015 bis 31. Dezember 2015 geprüft. Die Buchführung und die Aufstellung von Jahresabschluss und Lagebericht nach den deutschen handelsrechtlichen Vorschriften liegen in der Verantwortung des Vorstands der Gesellschaft. Unsere Aufgabe ist es, auf der Grundlage der von uns durchgeführten Prüfung eine Beurteilung über den Jahresabschluss unter Einbeziehung der Buchführung und über den Lagebericht abzugeben.

Wir haben unsere Jahresabschlussprüfung nach § 317 HGB unter Beachtung der vom Institut der Wirtschaftsprüfer (IDW) festgestellten deutschen Grundsätze ordnungsmäßiger Abschlussprüfung vorgenommen. Danach ist die Prüfung so zu planen und durchzuführen, dass Unrichtigkeiten und Verstöße, die sich auf die Darstellung des durch den Jahresabschluss unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung und durch den Lagebericht vermittelten Bildes der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage wesentlich auswirken, mit hinreichender Sicherheit erkannt werden. Bei der Festlegung der Prüfungshandlungen werden die Kenntnisse über die Geschäftstätigkeit und über das wirtschaftliche und rechtliche Umfeld der Gesellschaft sowie die Erwartungen über mögliche Fehler berücksichtigt. Im Rahmen der Prüfung werden die Wirksamkeit des rechnungslegungsbezogenen internen Kontrollsystems sowie Nachweise für die Angaben in Buchführung, Jahresabschluss und Lagebericht überwiegend auf der Basis von Stichproben beurteilt. Die Prüfung umfasst die Beurteilung der angewandten Bilanzierungsgrundsätze und der wesentlichen Einschätzungen des Vorstands sowie die Würdigung der Gesamtdarstellung des Jahresabschlusses und des Lageberichts. Wir sind der Auffassung, dass unsere Prüfung eine hinreichend sichere Grundlage für unsere Beurteilung bildet.

Unsere Prüfung hat zu keinen Einwendungen geführt.

Nach unserer Beurteilung aufgrund der bei der Prüfung gewonnenen Erkenntnisse entspricht der Jahresabschluss den gesetzlichen Vorschriften und vermittelt unter Beachtung der Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung ein den tatsächlichen Verhältnissen entsprechendes Bild der Vermögens-, Finanz- und Ertragslage der Gesellschaft. Der Lagebericht steht in Einklang mit dem Jahresabschluss, vermittelt insgesamt ein zutreffendes Bild von der Lage der Gesellschaft und stellt die Chancen und Risiken der zukünftigen Entwicklung zutreffend dar.

Frankfurt am Main, den 2. März 2016

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Pukropski  
Wirtschaftsprüfer

Beier  
Wirtschaftsprüfer"

Frankfurt am Main, den 22. Juni 2016

KPMG AG  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

Thomas Beier  
Wirtschaftsprüfer

ppa.  
Alina Sorokina  
Wirtschaftsprüferin